

松島町地域防災計画

令和3年3月

松島町防災会議

松島町地域防災計画

【地震災害対策編】

令和 3 年 3 月
松島町防災会議

目 次

松島町地域防災計画（地震災害対策編）

第1章 総 則

第1節	目 的	1-2
1.	目的	1-2
2.	見直し方針	1-2
第2節	防災に関する組織	1-5
1.	防災会議	1-5
2.	災害対策本部	1-5
3.	実施機関	1-6
第3節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱	1-8
第4節	松島町の概要	1-17
1.	位 置	1-17
2.	地 勢	1-17
3.	気 象	1-18
4.	人口・産業の推移	1-19
5.	過去における災害の概況	1-19
第5節	災害被害想定	1-27
1.	風水害	1-27
2.	地震災害	1-27
3.	津波災害	1-28
4.	原子力災害	1-28
第6節	松島町の防災の方向性	1-29
1.	目標	1-29
2.	世代継続する防災まちづくり	1-29
3.	行政と住民・企業の役割	1-29
4.	見直しの視点	1-30

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強い町土づくり	2-2
1.	災害に強い都市構造の形成	2-2
2.	既存建築物の耐震化・不燃化等	2-3
3.	崖崩れ等予防対策	2-3
4.	農林水産対策	2-3
5.	液状化対策	2-4

6.	地盤沈下対策	2-4
第2節	防災拠点等の整備・強化	2-5
1.	防災拠点の整備	2-5
2.	防災拠点機能の確保・充実	2-5
3.	防災用資機材等の整備	2-6
4.	防災用資機材の確保	2-6
第3節	建築物等の予防対策	2-8
1.	公共施設防災対策	2-8
2.	教育施設の防災対策	2-8
3.	一般建築物等対策	2-9
4.	エレベーターの閉じ込め防止対策	2-10
5.	文化財の防災対策	2-10
第4節	地震防災五箇年計画の推進	2-11
1.	対象地区	2-11
2.	計画対象事業	2-11
第5節	公共交通及び公共土木施設の予防対策	2-12
1.	道路施設	2-12
2.	海岸保全施設	2-13
3.	河川管理施設	2-14
4.	漁港施設	2-14
5.	鉄道施設	2-14
6.	農業施設等	2-15
7.	都市防災対策	2-16
第6節	ライフライン等の予防対策	2-18
1.	上水道施設	2-18
2.	下水道施設	2-19
3.	電力施設	2-20
4.	液化石油ガス施設	2-21
5.	電信・電話施設	2-21
6.	共同溝・電線共同溝の整備	2-22
第7節	危険物施設等の予防対策	2-23
1.	現況	2-23
2.	危険物施設	2-23
第8節	情報通信連絡網の整備	2-25
1.	災害通信網の整備	2-25
2.	各種通信手段の活用	2-27
第9節	火災予防対策	2-29
1.	出火防止，火災予防の徹底	2-29
2.	消防力の強化	2-30

第 1 0 節	観光地区災害予防計画	2-32
1.	計画上の要点	2-32
2.	現状・課題	2-32
3.	目指すべき方向	2-32
第 1 1 節	緊急輸送活動対策	2-33
1.	緊急輸送道路の確保	2-33
2.	緊急輸送体制の整備	2-34
第 1 2 節	指定避難所の確保	2-37
1.	指定緊急避難場所の確保	2-37
2.	避難所の確保	2-39
3.	避難路の確保及び避難路等の整備	2-41
4.	指定避難所の運営・管理	2-42
5.	応急仮設住宅	2-44
6.	孤立集落対策	2-44
第 1 3 節	廃棄物対策	2-46
1.	ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方	2-46
2.	ごみ処理体制の整備	2-46
3.	し尿処理体制の整備	2-47
4.	災害ごみの処理体制の整備	2-47
第 1 4 節	土砂災害予防計画	2-49
1.	災害警戒区域	2-49
2.	がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策	2-49
3.	土石流災害の防止対策	2-50
4.	山地災害危険地区の計画的な整備	2-51
5.	土石流・がけ崩れ等災害対策事業の実施	2-51
第 1 5 節	ブロック塀、落下物、家具等の崩壊、転倒防止対策	2-52
1.	ブロック塀等の安全化	2-52
2.	窓ガラス等の落下物の安全化	2-52
3.	屋外広告物に対する規制	2-52
4.	自動販売機の転倒防止	2-53
5.	家具等の転倒防止対策	2-53
第 1 6 節	救助・救急・消火活動体制の拡充	2-54
1.	救助・救急資機材の整備・充実	2-54
2.	県・警察・消防・自衛隊等との連携強化	2-54
第 1 7 節	ボランティアの受入	2-55
1.	ボランティアの受入	2-55
2.	ボランティアの活動	2-57
第 1 8 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策	2-59

1.	要配慮者に対する考え方	2-59
2.	地域における要配慮者対応策	2-60
3.	病院・社会福祉施設	2-64
4.	観光客・外国人への支援	2-65
5.	要配慮者に対する施策	2-67
第19節	事業所等の防災対策の推進	2-69
1.	事業所等の役割	2-69
2.	事業所等の防災組織	2-70
第20節	防災訓練の実施	2-72
1.	実施及び目的	2-72
2.	総合防災訓練	2-73
3.	種類	2-73
4.	学校等の防災訓練	2-74
5.	事業所等の防災訓練	2-75
第21節	防災知識の普及	2-76
1.	基本的な考え方	2-76
2.	防災関係職員に対する防災教育	2-76
3.	町民に対する防災教育	2-77
4.	防災上重要な施設の職員等に対する教育	2-81
5.	事業所における防災教育	2-81
6.	海岸利用者及び船舶への防災知識の普及	2-81
7.	地域での防災知識の普及	2-81
8.	ドライバーへの啓発	2-82
9.	町民の取組	2-82
10.	災害教訓の伝承	2-83
第22節	自主防災組織の人材育成	2-84
1.	現況	2-84
2.	地域における自主防災組織の果たす役割	2-84
3.	地域の自主防災組織の育成・指導	2-84
4.	自主防災組織の活動内容	2-85
5.	住民等による地区内の防災活動の推進	2-87
第23節	防災教育	2-88
1.	学校における防災教育の方針	2-88
2.	効果	2-88
3.	学校等教育機関における防災教育	2-88
第24節	防災組織の強化	2-91
1.	町の指導體制	2-91
2.	迅速な初動体制確立	2-91
3.	人材確保対策	2-93

4.	業務継続計画（BCP）	2-93
5.	町施設における防災拠点機能の整備	2-94
6.	防災計画の見直し等	2-94
第25節	相互応援体制の整備	2-95
1.	協定締結先等との連携強化	2-95
2.	相互応援協定等の締結の推進	2-98
3.	県への応援要請等	2-99
4.	防災関係機関等への応援・協力要請等	2-99
第26節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	2-101
1.	医療機関の状況	2-101
2.	医療救護体制の整備	2-102
3.	医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制	2-103
4.	医療機関の役割	2-104
5.	福祉支援体制の整備	2-104
第27節	避難誘導體制	2-106
1.	徒歩避難の原則の周知	2-106
2.	避難誘導體制の整備	2-106
3.	被災者等への情報伝達体制等の整備	2-107
4.	避難行動要支援者の支援方策	2-107
5.	帰宅困難者対策	2-109
6.	避難に関する広報	2-110
7.	避難計画の整備	2-110
第28節	食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制	2-112
1.	町民等のとるべき措置	2-112
2.	食料及び生活物資等の供給計画の策定	2-113
3.	食料及び生活物資の備蓄	2-113
4.	食料及び生活物資等の調達体制	2-114
5.	燃料の確保	2-115
第29節	警備対策	2-117
1.	情報の収集等	2-117
2.	警察活動の強化	2-117
3.	消防団の役割	2-117
第30節	学校防災対策	2-118
1.	防災体制の整備	2-118
第31節	各種災害予防対策	2-120
1.	林野火災予防対策	2-120
2.	鉄道事故予防対策	2-121
3.	道路災害予防対策	2-122

4. 海上災害予防対策	2-122
5. 複合災害対策	2-123

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災活動体制	3-2
1. 職員の配備体制	3-2
2. 職員の参集等	3-4
3. 災害対策本部の組織体制	3-6
4. 現地災害対策本部	3-8
5. 各配備体制下での活動	3-8
6. 警戒活動	3-10
7. 庁内間の職員の応援等	3-10
8. 応急活動が長期化する場合の対応	3-11
第2節 情報の収集伝達	3-12
1. 実施責任	3-12
2. 緊急地震速報の伝達周知等	3-12
3. 地震・津波情報の伝達周知	3-13
4. 災害情報の収集・伝達体制等	3-16
5. 災害情報等の報告	3-17
第3節 通信放送施設の確保	3-20
1. 町防災行政無線施設	3-20
2. 災害時の通信連絡	3-20
3. 災害通信利用系統図	3-24
第4節 災害広報活動	3-25
1. 実施責任者	3-25
2. 広報担当	3-25
3. 災害広報の要領	3-26
第5節 災害救助法の適用	3-29
1. 実施責任者	3-29
2. 災害救助法の適用基準	3-29
3. 救助の種類	3-30
4. 救助の実施委任	3-30
5. 救助の実施に関する事務手続き	3-31
第6節 防災資機材等の確保	3-35
1. 実施責任者	3-35
2. 緊急使用のための調達	3-35
3. 防災用資機材の備蓄状況	3-35
4. 労働力の確保	3-35
第7節 避難誘導	3-38

1.	実施責任	3-38
2.	避難勧告等の基準及び伝達方法	3-39
3.	避難の方法	3-43
4.	指定避難所の開設及び運営	3-45
5.	避難長期化への対処	3-49
6.	学校、社会福祉施設等における避難対策	3-50
7.	帰宅困難者対策	3-50
8.	孤立集落の安否確認対策	3-51
9.	広域避難者への支援	3-51
10.	在宅避難者への支援	3-51
第8節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	3-53
1.	実施責任者	3-53
2.	食料	3-53
3.	給水計画	3-56
4.	生活物資	3-58
5.	義援物資の受け入れ、配分	3-59
6.	燃料の調達・供給	3-60
第9節	救急・救助活動	3-61
1.	実施責任者	3-61
2.	救出対象者	3-61
3.	救出活動	3-61
4.	関係機関との協力	3-62
5.	救出资機材等の調達	3-62
6.	救出期間及び費用	3-62
7.	各関係機関の活動	3-62
8.	住民及び自主防災組織等の活動	3-63
9.	救出の連絡等	3-63
10.	救出後の措置	3-63
11.	惨事ストレス対策	3-64
第10節	医療救護活動	3-66
1.	実施責任者	3-66
2.	医療救護の実施要領	3-66
第11節	消火活動	3-69
1.	実施責任者	3-69
2.	消火活動の基本	3-69
3.	消防機関の活動	3-70
4.	事業所の活動	3-72
5.	自主防災組織の活動	3-72
6.	住民の活動	3-72

第 1 2 節 第 1 2 節 自衛隊の災害派遣	3-73
1. 実施責任者	3-73
2. 災害派遣の基準及び要請の手続き	3-73
3. 自衛隊との連携	3-75
4. 派遣部隊の活動内容	3-75
5. 派遣部隊の受け入れ体制	3-76
6. 派遣部隊の撤収	3-77
7. 経費の負担	3-77
第 1 3 節 緊急輸送活動	3-79
1. 実施責任者	3-79
2. 輸送要領	3-79
3. 輸送力の配分	3-81
4. 災害救助法に基づく措置基準	3-81
第 1 4 節 要配慮者・外国人対応	3-82
1. 実施責任者	3-82
2. 高齢者、障害者等	3-82
3. 外国人	3-84
4. 観光客等	3-85
第 1 5 節 ヘリコプターの活用要請	3-86
1. 実施責任者	3-86
2. 活動体制	3-86
3. 活動内容	3-87
4. 活動拠点	3-87
第 1 6 節 交通確保対策	3-90
1. 陸上交通の確保	3-90
2. 海上交通対策	3-93
第 1 7 節 公共交通及び公共土木施設の応急復旧	3-94
1. 実施責任者	3-94
2. 道路施設	3-94
3. 海岸保全施設	3-96
4. 河川管理施設	3-97
5. 漁港港湾管理施設	3-97
6. 農業施設	3-98
7. 都市公園施設	3-98
8. 砂防・地すべり・治山関係施設	3-99
9. 鉄道施設	3-99
第 1 8 節 危険物施設等の安全確保	3-100
1. 実施責任者	3-100
2. 消防法に定める危険物の応急措置	3-100

3.	災害発生事業所等における応急対策	3-100
4.	消防機関の応急対策	3-101
5.	住民への広報	3-101
第19節	住宅対策	3-102
1.	実施責任者	3-102
2.	応急仮設住宅等の建設要領	3-102
3.	応急修理の要領	3-104
4.	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定等	3-104
5.	応急仮設住宅の維持管理・運営	3-105
6.	応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	3-106
7.	建築資材及び建築技術者の確保	3-106
8.	応急危険度判定の実施	3-106
第20節	ボランティア活動計画	3-108
1.	実施責任者	3-108
2.	ボランティアの確保要領	3-108
3.	ボランティアの活動内容	3-110
4.	防災エキスパート制度	3-110
5.	海外からの応援の受け入れ	3-110
第21節	防疫・保健衛生計画	3-111
1.	実施責任者	3-111
2.	防疫実施要領	3-111
3.	指定避難所の防疫措置	3-112
4.	防疫薬剤の調達	3-112
5.	保健対策	3-113
6.	食品衛生管理	3-114
第22節	遺体等の搜索・処理・埋葬	3-115
1.	実施責任者	3-115
2.	実施要領	3-115
3.	宮城県広域火葬計画に基づく町の対応	3-118
第23節	社会秩序維持活動	3-119
1.	実施機関	3-119
2.	町の活動	3-119
3.	塩釜警察署の活動	3-119
4.	宮城海上保安部の活動	3-120
第24節	廃棄物処理活動	3-121
1.	実施責任者	3-121
2.	災害廃棄物処理方針	3-121
3.	処理体制	3-121
4.	処理方法	3-122

5.	清掃班の編成等	3-123
6.	道路等から除去した障害物の処理	3-124
第25節	応急教育活動	3-125
1.	実施責任者	3-125
2.	学校等での対応	3-125
3.	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧	3-126
4.	学用品の配布	3-127
5.	学校給食対策	3-128
6.	学校等教育施設が地域の指定避難所、避難所になった場合の措置	3-128
7.	災害応急対策への生徒の協力	3-128
8.	児童生徒等の心のケア	3-128
9.	社会教育施設等の応急対策	3-129
第26節	ライフライン等の応急復旧	3-130
1.	上水道施設	3-130
2.	下水道施設	3-131
3.	電力施設	3-132
4.	ガスの応急措置	3-132
5.	電信・電話施設	3-133
第27節	農林水産業災害応急対策	3-134
1.	実施責任者	3-134
2.	農業	3-134
3.	林業	3-136
4.	水産業	3-137
第28節	応急公用負担等の実施	3-138
1.	応急公用負担等の要領	3-138
2.	損失補償及び損害補償等	3-140
第29節	文化財保護対策	3-142
1.	実施責任者	3-142
2.	被害調査及び連絡	3-142
第30節	愛玩動物の収容対策	3-144
1.	被災地域における動物の保護	3-144
2.	指定避難所における動物の適正な飼育	3-144
3.	仮設住宅における動物の適正な飼育	3-145
第31節	相互応援協定	3-146
1.	実施責任者	3-146
2.	主な協定の概要	3-146
3.	応援の要請等	3-151
4.	応援の受け入れ体制	3-152
5.	地域内の防災関係機関の応援協力	3-153

6.	消防相互応援協定に基づく応援要請	3-153
7.	緊急消防援助隊の応援要請	3-153
8.	応援要請による技術者等の動員	3-154
第3 2節	二次災害・複合災害防止対策	3-155
1.	二次災害・複合災害防止対策	3-155

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興	4-1
1.	災害復旧、復興の基本方向の決定	4-1
2.	災害復旧計画	4-2
3.	災害復興計画	4-3
4.	災害復興基金の設立	4-4
第2節	被災者の生活再建等への支援	4-5
1.	生活確保のための資金の融資等	4-5
2.	り災証明書の発行	4-6
3.	税負担等の軽減	4-11
4.	職業のあっせん等	4-12
5.	相談窓口の設置	4-13
6.	被災者生活再建支援法に基づく支援	4-13
7.	地震保険・共済の活用	4-16
8.	被災者台帳	4-16
第3節	住宅復旧支援	4-17
1.	一般住宅復興資金の確保	4-17
2.	住宅の建設等	4-17
3.	防災集団移転促進事業の活用	4-17
第4節	義援金の受入れ、配分	4-19
1.	受入れ	4-19
2.	配分	4-19
第5節	産業復興支援	4-21
1.	農林水産業融資計画	4-21
2.	中小企業融資計画	4-21
3.	財政金融措置	4-22
第6節	都市基盤の復興対策	4-23
1.	防災まちづくり	4-23
2.	観光都市づくり	4-24
3.	想定される計画内容例	4-24
4.	都市計画決定等の要請	4-24
第7節	激甚災害の指定	4-25

1.	激甚災害の調査	4-25
2.	激甚災害指定の手続き	4-25
3.	激甚災害指定基準	4-27
4.	特別財政援助の交付（申請）手続き	4-31
5.	激甚法に定める事業及び県関係部局	4-31
第8節	災害対応の検証	4-33
1.	検証の実施	4-33
2.	検証の体制	4-34
3.	検証の対象及び検証手法	4-34
4.	検証結果の防災対策への反映	4-34
5.	災害教訓の伝承	4-34

第1章 総 則

松島町は、平成23年3月11日に発生し、本町に甚大な被害をもたらした東日本大震災のような地震や津波災害をはじめ、台風、高潮等の風水害を含む災害発生原因を内包している。

東日本大震災の教訓より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、町は、防災関係機関等の協力のもとあらゆる手段と方法を用いて万全を期さなければならない。

地域防災計画では「住民の生命の保護と財産への被害の最小限化」を前提に、「世代継続する防災まちづくり」を基本理念として掲げ、地域活動の活性化と地域防災力の強化を図るための自主防災組織の育成等を図りながら、親から子、孫へと継続される防災のまちづくりを目指すことができる体制を整えることとする。

日本三景松島に生まれ、住み、働き、そして松島を愛する「松島人」は、美しい郷土を守り、受け継ぐ「松島人」とともに、各種災害に備え、防災に積極的に参加する『防災松島人』であるべきといえる。

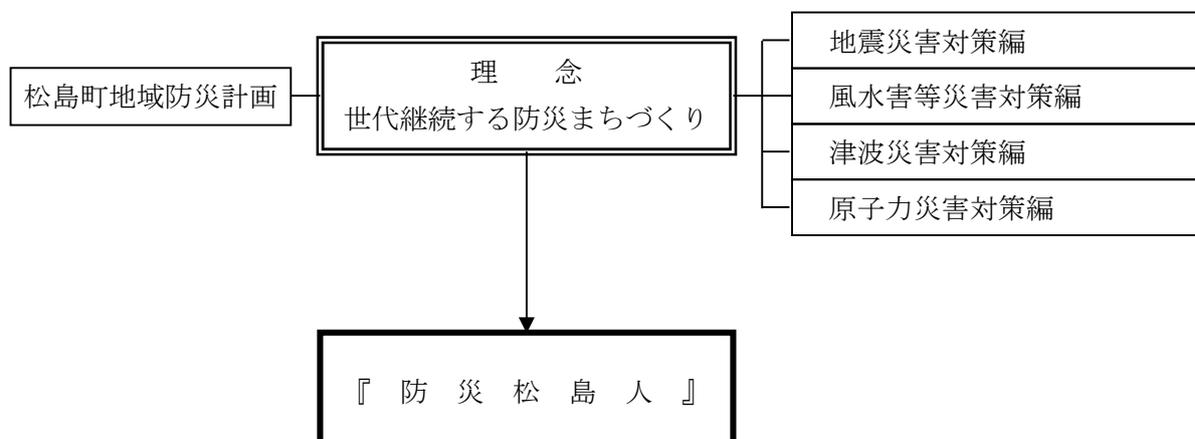
第1節 目 的

1. 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）42 条の規定に基づき松島町防災会議を開催し計画作成するものであり、地震・津波災害及び風水害等の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、被害の軽減を図り、町民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

『防災松島人』として「自分の身は自分で守る」ことや「町はみんなで守る」ことを防災教育や防災訓練で意識付けをし、「住民ができること・すべきこと（自助）」、「地域でできること・すべきこと（共助）」、「行政ができること・すべきこと（公助）」の区分を明確にしていく。

本編は、防災関係機関がとるべき地震災害対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。



2. 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映（対象：全編）

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。

本町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める。

(2) 近年の法改正や、県計画の見し等を踏まえた内容の見直し（対象：全編）

地域防災計画等を策定した平成 27 年 3 月以降に実施された関係法令等の改正内容を収集・把握し、現行計画に反映すべき事項について整理、反映を図る。

また、災害対策関係法律に加え、具体計画策定や法律の運用を支援するため、各種ガイドライン・通知等との整合性を図る。

(3) 各種統計データ等の時点修正（対象：全編）

人口、世帯数等の統計データや、社会基盤、防災関連施設等基礎データは、被災想定的前提となる重要な指標であるため、平成 27 年 3 月以降に公表された各種データを収集し、時点修正を行う。

(4) 避難勧告等に関するガイドラインの策定等に伴う改正（対象：全編）

「災害対策基本法」、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、「宮城県津波対策ガイドライン（宮城県）」などの改訂に伴い、避難準備・高齢者等避難開始・避難指示（緊急）などの避難行動の定義を変更する。

(5) 要配慮者支援施設における避難確保計画作成等の義務化（対象：風水害等災害対策編）

平成 28 年 8 月の台風第 10 号による河川の氾濫で、岩手県内の高齢者グループホームにおいて利用者等の逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「土砂災害防止法の一部改正する法律」平成 29 年 5 月 19 日、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 19 日に施行された。

このことにより、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水・土砂災害時における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、町長に届け出る義務が課されることとなったことを受け、町内における対象施設を位置付けるとともに、避難確保計画及び防災体制、訓練の実施などについても位置付ける。

(6) 原子力災害を想定した「原子力災害対策編」の充実及び避難者の受入れ、想定外の事態への対応（対象：原子力災害対策編）

本町は、原子力施設から概ね半径 30km 圏内の U P Z（緊急時防護措置準備区域）には該当しないものの、約 40km 圏内と U P Z の外縁に位置している。U P Z 圏外の防護措置については、原則、屋内退避であり、石巻市広域避難計画に基づき、石巻市から避難者を受け入れることとしており、受け入れ体制について計画に位置付ける。

また、女川原子力発電所で事故が発生した場合、町との間には松島湾だけしかなく、遮る大きな山地等が存在しないこと、東日本大震災時には福島第一原子力発電所から 40 km 離れた飯館村までブルームが到達し、福島県内の他の自治体と比較しても高い放射能汚染濃度が観測され、計画的避難区域に設定されたことを勘案し、想定外に対応できるよう、状況に応じて U P Z に準ずる対策を考慮する。

(7) 防災重点ため池に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

降水量が少ない地域などで農業用水を確保するために人工的に造成された「ため池」のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあると農林水産省が認定した「防災重点ため池」は、西日本豪雨で、指定を受けていない小規模のため池の決壊が相次いだことから、認定基準の見直しが行われている。災害前は全国に約 1 万 1 千カ所だったが、最終的に約 5 万カ所以上が認定されると予想されていることから、本町における防災重点ため池についても、ハザードマップの住民への周知や通常時及び緊急時における管理体制、迅速な避難につながる対策等を位置付けるものとする。

(8) 高潮に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 21 号においては、多くの地点で過去最高位の潮位を記録し、関西国際空港をはじめ、甚大なる被害をもたらした。本町においても、昭和 54 年 10 月に来襲した台風 20 号により被害が発生していることから、高潮に対する注意が必要な区域の設定や監視体制、情報発信、避難判断基準の明確化など、近年の被災形態への変化に対応した対策を位置付けるものとする。

(9) 倒木等による被害対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号では、町内の至るところで、倒木の被害により建物への被害や停電が発生した。また、町内には砂岩で形成された高台に松などの樹木が自生し、下部の建物や電線類への影響が懸念される箇所が多く存在する。

それらに対する、平常時からの点検や間伐などの適正管理、さらには、災害時における電力・電話等の応急復旧作業に係る体制整備など、明確に位置付けるものとする。

(10) ダム常降水時防災操作対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では、ダムの緊急放流における河川への影響、地域住民への周知方法等が課題としてあげられた。地元自治体では、大量放流後の下流域の被害を想定せずに避難対策を策定していたことが判明するなど、複数の自治体が緊急放流時の避難対策を盛り込み地域防災計画を改訂する方針を示している。

本町においても、国・県管理のダムを上流に抱えていることから、流入量とほぼ同量を緊急放流する異常洪水時防災操作時の河川水位への影響を把握するとともに、情報管理の体制などを整備し、緊急放流時における対応を明確に位置付けるものとする。

(11) 観光客対応(帰宅、滞留)、外国人対応などに対する計画の充実（対象：全編）

本町には、年間約 300 万人の観光客が訪れるとともに、国などのインバウンドの積極的な誘致などにより、年々外国人旅行者も増加している。多くの旅行者が観光を行っている際に、災害が発生する可能性があり、その対応についても対策が求められる。そのため、観光客の安全を確保し、さらには、安全に帰路につかせるため、関係機関と連携を図った対応を位置付ける。

さらに、年々増加している外国人観光客の対応については、関係機関との協定等により滞留・帰宅支援等の対応を位置付ける。

(12) 令和元年東日本台風（令和元年台風 19 号）を踏まえた対策（対象：風水害対策編）

令和元年東日本台風（令和元年台風 19 号）においては、東日本を中心に甚大な被害をもたらした。本町においても、住宅等への浸水被害、道路や農地の冠水被害、土砂災害など、大きな爪痕を残した。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、国を含め関係機関においては検証作業を進め、防災基本計画をはじめ各計画やガイドライン等の修正が行われている。本町においても、令和元年東日本台風への対応により明らかになった課題などを整理し、計画へ位置付ける。

(13) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（対象：全編）

国では、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があるとし、令和 2 年 5 月 29 日に防災基本計画を修正した。

本町においても、令和 2 年 6 月に宮城県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、本町としての「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定し、避難所における感染症対策を位置付ける。

第2節 防災に関する組織

1. 防災会議

松島町防災会議は、町長を会長とする災害対策基本法第16条及び松島町防災会議条例に基づき設置された附属機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

松島町防災会議は次の機関により組織する。

- ① 会長
- ② 町の部局
- ③ 指定地方行政機関
- ④ 県の機関
- ⑤ 警察機関
- ⑥ 指定公共機関
- ⑦ 消防機関
- ⑧ 教育機関
- ⑨ 医療機関
- ⑩ 町長が防災上必要と認めて委嘱する者※

※資料1-1 松島町防災会議条例

2. 災害対策本部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び各防災関係機関をもって応急対策を実施する。

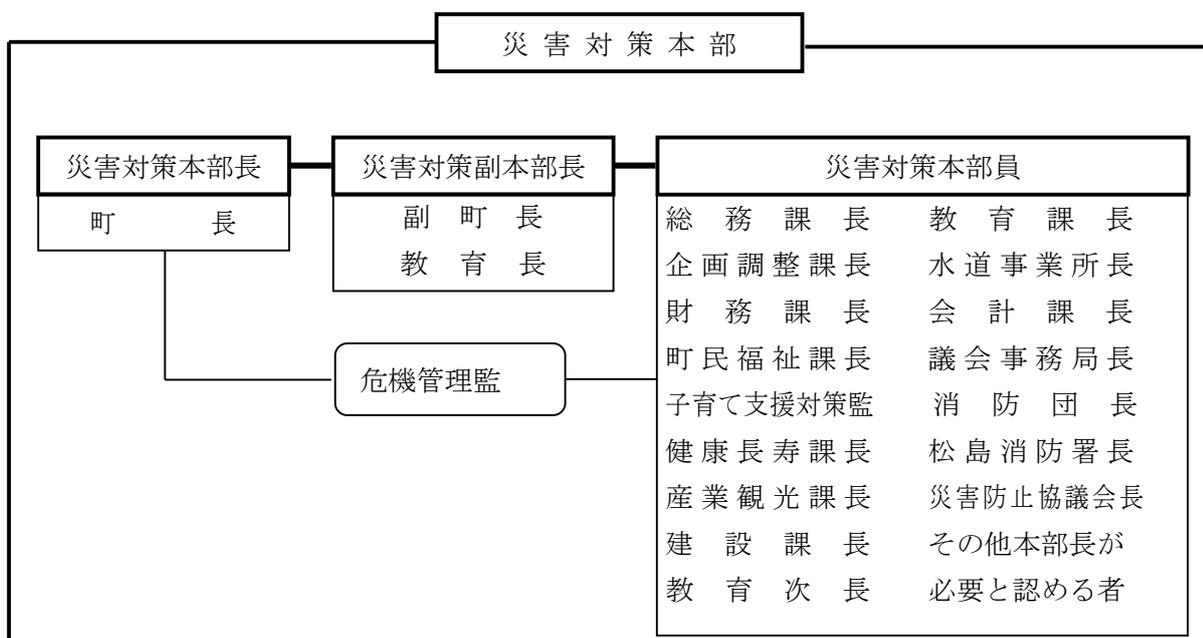
災害対策本部の組織及び運営の方法については、町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

本部長等が自ら被災するなどし、指揮命令することが困難になった場合も想定し、災害対策本部組織図に定める順により各部長が代行するなど、状況の変化に即応した組織対応を定める。また、災害発生後の応急対策の状況の変化等に対応して、プロジェクトチームを適宜編成するなど、柔軟な組織体制に留意する。

局地災害の応急対策を行うために特に必要と認められるときは、現地災害対策本部を設置する。

※資料1-2 松島町災害対策本部条例

※資料1-3 災害対策本部組織図



3. 実施機関

(1) 松島町

町は、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、防災活動を実施し、町及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ総合的調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに町の防災活動が円滑に行われるように協力する。

(5) 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民

町民一人ひとり「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、

職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

(7) 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

本計画では、町及び防災関係諸機関が、町民の生命及び財産の保全のために実施すべき業務を定め、これに従って平常時から災害に備えるほか、災害発生時には応急対策を行う。

【松島町】

機関名	業務大綱
松 島 町	(1) 松島町防災会議及び松島町災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備、住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設、設備の整備 (4) 防災訓練、教育、広報の実施 (5) 災害情報の収集伝達、広報、被害状況の調査、県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示・勧告の発令及び指定避難所等の開設 (7) 避難対策、水防・消防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助、救護、復興援助 (9) 水、食料等の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策、災害発生時の被害拡大防止のための応急対策 (12) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (13) 気象予報警報の伝達 (14) 災害時における交通及び緊急輸送の確保 (15) 被害施設の災害復旧 (16) 被災者に対する融資等対策 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (18) 学校（幼稚園、保育所含む）施設の災害対策 (19) 学校（幼稚園、保育所含む）の児童生徒の安全対策、応急教育対策 (20) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策 (21) 町道等の交通確保及び応急復旧工事の実施 (22) 地域住民の防災思想の啓発及び防災訓練 (23) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務

【警察署】

機関名	業務大綱
塩 釜 警 察 署	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 避難誘導及び指定避難所の警戒

機関名	業務大綱
	(7) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

【一部事務組合】

機関名	業務大綱
塩釜地区 消防事務組合	(1) 消防計画の策定 (2) 地域住民の防火思想の啓発及び訓練の指導 (3) 災害の予防対策及び防ぎょ活動 (4) 災害情報の収集、広報 (5) 被災者及び傷病者に対する救助、救急活動 (6) 災害時におけるし尿の処理 (7) 災害時における斎場業務
宮城東部衛生 処理組合	災害時におけるごみの処理

【宮城県】

機関名	業務大綱
宮城県 (宮城県仙台 地方振興事 務所、宮城県 仙台保健福 祉事務所、宮 城県仙台土 木事務所、宮 城県仙台塩 釜港湾事務 所、塩釜県税 事務所)	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
宮城県教育 委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策

機関名	業務大綱
	(2) 公立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

【指定地方行政機関】

機関名	業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達
東北総合通信局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
宮城労働局 (仙台労働基準監督署)	(1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第 88 条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 (4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法第 33 条(昭和 22 年法律第 49 号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導
東北農政局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防

機関名	業務大綱
	除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局 仙台森林管理署	(1) 山火事防止対策 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給 (3) 林道の適正な管理
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
東北地方整備局 (北上川下流河川事務所鳴瀬出張所) (仙台河川国道事務所仙台東国道維持出張所)	(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 (3) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 (4) 北上川下流、鳴瀬川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること (5) 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路の交通確保 (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 (8) 港湾施設、空港施設等の整備 (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 仙台空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院 東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること (2) 復旧測量等の実施に関すること
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集・発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

機関名	業務大綱
	(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第二管区海上保安本部 (宮城海上保安部)	(1) 災害予防 イ 防災訓練に関する事項 ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ハ 調査研究に関する事項 (2) 災害応急対策 イ 警報等の伝達に関する事項 ロ 情報の収集に関する事項 ハ 活動体制の確立に関する事項 ニ 海難救助等に関する事項 ホ 緊急輸送に関する事項 へ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項 ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項 チ 流出油等の防除に関する事項 リ 海上交通安全の確保に関する事項 ヌ 警戒区域の設定に関する事項 ル 治安の維持に関する事項 ヲ 危険物の保安措置に関する事項 (3) 災害復旧・復興対策
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の指定避難所等としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

【自衛隊】

機関名	業務大綱
自衛隊第22即応機動連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】

機関名	業務大綱
日本銀行 仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送
日本郵便株式 会社東北支社	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力ネットワ ーク株式会社塩釜 電力センター	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本通運株式会 社仙台支店 福山通運株式会 社 佐川急便株式会 社 ヤマト運輸株式 会社 西濃運輸株式会 社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支 社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道株 式会社東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本電信電話	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

松島町地域防災計画 地震災害対策編

機関名	業務大綱
株式会社宮城事業部	(2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止 (2) 災害時における通信の確保 (3) 電気通信設備の復旧
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

【指定地方公共機関】

機関名	業務大綱
一般社団法人宮城県LPガス協会	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公益社団法人宮	(1) 災害時における緊急避難輸送確保

機関名	業務大綱
城県バス協会	(2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
宮城交通 株式会社 塩釜営業所	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達 (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
東北放送株式会 社 株式会社仙台放 送 株式会社宮城テ レビ放送 株式会社東日本 放送 株式会社エフエ ム仙台	災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県医師会	災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科医師 会	(1) 指定避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認
一般社団法人 宮城県建設業協 会	災害時における公共施設の応急対策への協力
宮城県道路公社	(1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施

【その他】

機関名	業務大綱
仙台農業協同組 合松島基幹支店	(1) 農地、農業用施設に対する防災対策 (2) 災害時における主要食料等の需給対策
宮城県漁業協同 組合松島支所	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 漁場、漁業用施設に対する防災対策
利府松島商工会	(1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策 (2) 災害時の物価安定対策 (3) 被災商工者に対する支援
一般社団法人松 島観光協会	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 観光客の安全確保
宮城中央森林組	(1) 森林治水、治山による災害防除

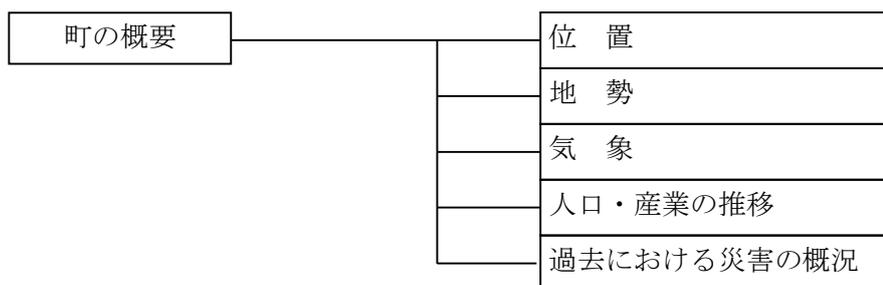
松島町地域防災計画 地震災害対策編

機関名	業務大綱
合	(2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理 (3) 災害時における木材の供給
公営社団法人宮城県塩釜医師会等医療機関	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること (2) その他医師会が行う防災に係る事務又は業務に関すること
社会福祉法人松島町社会福祉協議会	大規模災害時におけるボランティアセンター設置及び運営に関すること
宮城中央農業共済組合	農業生産物の被害補てん等
FMベイエリア株式会社	(1) 地震・津波情報、災害情報等の広報 (2) 住民の安否情報等の放送
鶴田川沿岸土地改良区	排水機場の運営管理等
みやぎ生活協同組合	災害協定に基づく物資の提供等
宮城県石油商業協同組合（塩釜支部、黒川支部）	災害発生時において必要とする応急用燃料の供給
松島地区災害防止協議会	災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、損壊及び倒壊に伴う人命救助及び道路確保のための障害物の除去作業等
松島町旅館組合	宿泊施設の一時指定避難所としての提供等
松島島巡り観光船企業組合、丸文松島汽船株式会社	災害時における旅客船による観光客等の輸送等
宮城県解体工事業協同組合	大規模な災害が発生した場合における建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等
仙台コカ・コーラボトリング株式会社	災害により重大な被害が発生した場合の清涼飲料水の供給
協定締結市町村	災害協定に基づく災害応急活動等への支援
協定締結消防事務組合	災害協定に基づく災害応急活動等への支援

第4節 松島町の概要

本計画の策定にあたっては松島町の地勢、社会環境、観光業や農水産業、商業など多様な産業構造の特色及び災害危険性などを反映させ、松島町としての地域防災計画を作成することが重要である。

また、過去に発生した自然災害についてもその概要を記載するとともに、資料の整理を行い、その経験を十分に活用する。



1. 位置

本町は、宮城郡の東端に位置し、東は東松島市（旧鳴瀬町）、西は宮城郡利府町・黒川郡大郷町、南は松島湾、北は大崎市（旧鹿島台町）・遠田郡美里町（旧南郷町）に隣接し、仙台市と石巻市のほぼ中間に位置する。四極間の距離は、東西約9km、南北約10kmで、面積は53.56k m²、役場の所在地は、北緯38度22分42秒東経141度4分20秒である。

2. 地勢

(1) 地形

松島町を大別して次の三地帯に分けられる。

ア 南部海岸地帯（松島、高城、磯崎、手樽）

地殻陥没によって生じた松島湾に面する海岸地帯で、観光、商工、漁業地域と手樽干拓地等の農耕地帯からなり、町人口の63.1%がこの地帯に集中している。また、市街地下水路排出口付近の松島普賢堂・仙随地区、高城元釜家地区、磯崎地区は低地帯であり、高潮及び満潮時と豪雨が重なり合うときは溢水浸水の危険がある。さらに高山、大日山、愛宕山及び手樽地区一帯はもろい岩質でできており、地震、豪雨に際してはがけ崩れ、土砂崩れの危険がある。

イ 北中部丘陵地帯（北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷、根廻）

品井沼干拓地等北部平坦地から中部にかけてなだらかな丘陵地帯が続き、吉田川、高城川等中小河川が縦横に流れ、丘陵地の中に農地及び集落が散在する田園地帯となっている。

ウ 西部山間地帯（本郷、初原、桜渡戸）

番ヶ森山（利府町）から尾鹿ノ森山に至る小山脈と白坂山、壇山等に囲まれた山間農耕地帯である。

(2) 河 川

松島町北部を西から東へ流れる吉田川、更に二子屋地区よりその東側を東松島市（旧鳴瀬町）境に吉田川と平行して流れる鳴瀬川、この二つの大河川は、雨季において増水が甚だしく、北部耕地は、しばしば水害を蒙っており、近時においては、昭和61年8月5日台風10号による豪雨により吉田川が決壊し、検行裏、川頭地区が水没するという大きな被害を受けた。また、品井沼干拓地内を南流する鶴田川は、昭和55年8月30日の大雨により決壊し大きな被害を受けた。さらに、北から南に縦断する高城川は、北部上流の鶴田川と西部山間地帯より流れる田中川及び新川の水量を合流し、豪雨と満潮時が重なるときは、高城川下流一帯において浸水の危険がある。

(3) 海 岸

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、したがって海岸線も湾内同様に様でなく出入が激しく、海岸線の延長は20kmにもおよび、松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。しかし、湾内には宮戸島、桂島等の島々が存在し防波堤の役目をしており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、他の沿岸市町村においては壊滅的な被害が発生した市町村があるのに対し、松島町では、甚大な被害を受けたものの壊滅状態にまでは至らなかった。

(4) 道 路

町内の道路事情は、自動車専用道路1路線（約10km）、一般国道2路線（延長約16km）、県道10路線（延長約27km）、町道367路線（延長約164km）である。

三陸自動車道は、平成10年3月に仙台市から石巻市まで供用を開始し、将来的には、県北沿岸部を通り、岩手県宮古市まで計画されており、県北部の高速交通を担う路線として早期の全線供用開始が期待されている。

国道45号は、仙台と青森を結ぶ重要幹線で、特に仙台、塩釜、石巻の三市を結ぶ基幹道路としてその交通量は年々増加の一途をたどっている。また、国道346号は、国道45号から分岐し気仙沼市に通じる路線で、宮城県沖地震で被害を受けた品井沼大橋は、昭和60年11月に新設・供用開始となっている。

1級及び2級町道は、令和2年4月1日現在で改良率が71.47%、舗装率が82.19%、町道全体では改良率70.55%、舗装率80.30%である。

また、都市計画道路は13路線26,365mが都市計画決定されている。

3. 気 象

表日本型気候に属し、松島湾に面しているため県内でも温暖な方で、1年を通し比較的過ごしやすく、年間平均気温は11℃から12℃、年間降水量は1,100mm前後、風向は通年北西風が多い。

4. 人口・産業の推移

(1) 人口状況

ア 人口分布

令和2年4月1日現在の松島町の住民登録人口は、13,820人となっており、市街地を形成している高城、磯崎、松島及び本郷地区の4地区だけで本町の人口の約7割を占める。

海岸沿い及び吉田川・高城川沿いの平坦地に人口が多く、その周辺の丘陵地の人口が少ない傾向にある。

イ 年齢構成（H27国勢調査より）

0歳から14歳までの幼年人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で分けると、町全体の年齢構成は、それぞれ1,375人・9.54%、7,957人・55.20%、5,083人・35.26%となっている。

ウ 障がい者人口

平成31年度4月1日現在、本町内の障がい者数は624人（身体障がい者624人、知的障がい者132人、精神障がい者85人）で、松島町の全体人口（平成31年14,073人）の5.9%を占めている。

(2) 産業状況（H27国勢調査より）

産業別人口は、農漁業を中心とした第一次産業と観光を中心とする商業、サービス業が主となっており、就業人口の割合は第一次産業5.2%、第二次産業21.5%、第三次産業72.8%となっている。

5. 過去における災害の概況

(1) 自然災害

自然災害は、昭和22年から昭和25年頃の治山・治水事業の整わなかった時代には、台風、集中豪雨の都度、河川の氾濫等により相当の被害を受けた。その後河川改修等防災施設整備事業が進むにつれ被害は少なくなったが昭和61年8月5日台風10号による豪雨に伴う吉田川の決壊被害は、昭和23年アイオン台風とならぶ最大級の災害となった。

南部海岸地帯は海拔0mの低地帯であり、海岸線の防潮堤、護岸も低い上に、近年松島湾内の土砂堆積により水深が浅くなり昭和54年から昭和57年まで相次いで台風・高潮被害を受けた。

(2) 地震津波災害

本町に影響を与えた近年の地震は、内陸型の地震として1962（昭和37年）年の宮城県北部地震（M[マグニチュード]=6.5）、2003年（平成15年）の宮城県北部連続地震（M=6.4）、海洋型の地震として1978年（昭和53年）の宮城県沖地震（M=7.4）がある。また、津波災害を引き起こしたものとして1960年（昭和35年）のチリ地震津波（M=8.5）、2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震（M=9.0）がある。

以下、これらの地震について詳述する。

ア 宮城県北部地震

昭和 37 年 4 月 30 日 11 時 26 分頃、東北地方、関東地方及び中部地方の一部に非常に強い揺れを感じた。この地震の震源は宮城県北部であり震源の深さは 10km で震度 6 を記録した地域もあった。このため、7 町村で災害救助法の適用を受けた。

本地震において被害が大きかったのは、大崎市（旧田尻町）、登米市（旧南方町、旧石越町）、栗原市（旧築館町）、美里町（旧小牛田町）等で、震央距離にして 40km 以内の比較的狭い範囲に集中し、死者 3 人、全壊住家屋 369 戸、半壊同 1,542 戸であった。このほか、道路、鉄道の盛土部分に被害が多かったことが、被害の特徴である。本町では記録に残るような被害等は認められなかった。

発生日時：1962 年（昭和 37 年）4 月 30 日 11 時 26 分

震 央：栗原市（旧瀬峰町北東、旧若柳町南）

北緯 38.44° 東経 141.08°

震 度：19 km

M : 6.5

最大震度：6

県内被害：・人的被害 死者 3 名
・住家被害 家屋全壊 340 戸、半壊 1,114 戸
・その他被害 橋梁、道路、鉄道の被害多数。

イ 宮城県沖地震

本地震は、宮城県沖で発生した海洋型の地震で、有感範囲は東北地方から関東・中部・近畿・中国の各地方に及び、最大有感範囲は約 800km にも達し、仙台、大船渡、石巻、福島、新庄では震度 5、その他東北地方、関東地方でも震度 4 が観測され、また、本地震では前震が観測されており、余震も数多く観測されている。

この地震による被害は、宮城県を中心とした東北各県で発生し、中でも仙台市とその周辺が最も顕著であった。

地震被害の特徴として次のようなものが挙げられる。

- ・都市化の進んだ仙台市内ではライフラインの被害が住民に大きな影響を及ぼした。
- ・ブロック塀、石塀、門柱の倒壊による死者が多く出た。
- ・地盤の特性により地震被害の特徴が強く出た。特に新興住宅地等では地形改変された地域に被害が集中した。
- ・民家の火災発生件数が夕食の炊事前ということもあり、著しく少なかった。

県に宮城県災害対策本部が設置され仙台市を含む 6 市町で災害救助法の適用を受けた。

松島町内においても死者 3 名をはじめ、家屋全壊 8 戸、半壊 2 戸、崖崩れ 6 ヶ所等の被害を出した。

○本 震

発生日時：1978年（昭和53年）6月12日17時14分
 震 央：金華山沖東方約60km 北緯38.09° 東経142.13°
 深 度：40km
 M : 7.4
 最大震度：5

○前 震

発生日時：1978年（昭和53年）6月12日17時06分
 震 央：金華山沖東方約60km 北緯38.18° 東経142.18°
 深 度：40km
 M : 5.8

○余 震（最大）

発生日時：1978年（昭和53年）6月14日20時34分
 震 央：金華山沖東方約60km 北緯38.35° 東経142.48°
 深 度：40km
 M : 6.3

県内被害：人的被害 死者27名、負傷者10,962名
 住家被害 家屋全壊1,377戸、半壊6,123戸
 その他被害 道路破損や山崩れ、新興住宅地に被害が集中。

ウ チリ地震津波

チリ地震津波は、昭和35年5月24日未明から日本の海岸に來襲した。これは南アメリカのチリ南部の沖合に起こった地震によるもので、太平洋の反対側から約24時間を要して日本の海岸に達し、波高が三陸沿岸で5～6m、その他で3～4mに達し、北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害が大きく、日本全体で死者・行方不明者142人、家屋全壊2,002棟、半壊1,991棟の被害を出した。

宮城県内では気仙沼市・石巻市・塩竈市・女川町・南三陸町（旧志津川町）が大被害を受け、特に南三陸町（旧志津川町）の被害が甚大であった。松島町内でも床上浸水5戸、床下浸水30戸、道路の被害2ヶ所の被害があった。

このチリ地震津波の特徴は、遠隔地で発生した地震によるものであったために、波長の短い波は太平洋上で消滅し、波長の長いものが日本を襲った。これは波長の短い三陸地震津波（昭和8年）が、小さな湾に大きな被害を与えたのと反対に、今回は大きな湾が全体として影響が大きかった。

宮城県内では、太平洋沿岸の気仙沼市・女川町・石巻市・南三陸町（旧志津川町）・塩竈市などに高さ3m前後の第一波が押しよせたのは午前4時12分、以後約30分ごとに小波が1～1時間半の周期で押し寄せた。津波警報が出たのは、第一波が襲来したあとだったために、ほとんどの人が着のみ着のまま逃げ出し、被災地は一日中恐怖

にさらされた。特に南三陸町（旧志津川町）は死者 37 人を出し、中心部の 400 戸が全壊、約 1,800 戸が床上浸水等の大きな被害を受けた。海岸地方の鉄道は分断され、松島湾一気仙沼湾などのカキ・ノリはほとんど全滅し被害額は 10 億円を超え、塩竈市では松島湾遊覧船 60 隻が押し上げられた。

発生日時：1960 年（昭和 35 年）5 月 23 日（津波到達は 5 月 24 日未明）

震 央：チリ沖 南緯 38.0° 西経 73.5°

M : 8.5

震 度：（日本では無感）

また、平成 22 年 2 月 27 日（日本時間同日午後 3 時 34 分）に発生したチリ中部沿岸地震に伴い、翌 2 月 28 日未明に宮城県沿岸に到達したチリ地震津波について、気象庁は午前 9 時 33 分青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県に大津波警報の発表があり、最も早く津波が到達する時刻について同日午後 1 時 30 分の予想時刻を合わせて発表。宮城県は、特別警戒本部（2 号配備）で対応、本町においても特別警戒 2 号配備並びに午前 10 時 30 分、3 号配備体制に切り替え、町内沿岸各地域に職員を配置し、防災無線と併せて避難指示に関する広報の伝達を実施。

午後 3 時 20 分、10 cm の津波を観測し、午後 6 時には最大 90 cm を観測。

この津波により、沿岸住民 178 人が避難しさらに観光客も含む多くの人が付近の高台に避難し、この津波による人的被害はなかった。

水産施設については、牡蛎の養殖棚や定置網など宮城県全体で 40 億 4,600 万円の水産被害が発生。松島町においても定置網や牡蛎の養殖施設関係など総額で 250 万円にもものぼる大きな被害が発生した。

発生日時：2010 年（平成 22 年）2 月 27 日（津波到達は 2 月 28 日未明）

震 央：チリ沖 南緯 36.06° 西経 72.36°

M : 8.6

震 度：（日本では無感）

エ 宮城県北部連続地震

この地震は平成 15 年 7 月 26 日未明から、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）を中心に震度 6 強、震度 6 弱の強い地震が連続発生し、宮城県北部連続地震と命名された。震源の深さは約 12km であり、1 日に 3 度の前震、本震、余震が生じる希有の地震となった。

この地震は宮城県沖で起こった海洋型地震ではなく、内陸部で生じた直下型地震であった。当初、東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）一石巻市（旧河南町）にまたがる南北約 8km の活断層である旭山撓曲の活動が原因であると考えられていたが、後に石巻湾断層の延長である石巻市（旧河南町）の須江丘陵の下が震源であると推定されている。撓曲とは土砂などが長年堆積したため、断層のズレが地表に高低差として表れた地形のことである。強い地震ほど余震は長引くといわれているが、3 ヶ月を経ても震度 4 の余震が続いた。また、地震前には 5 日間降雨が続き、地盤はかなりゆるんだ状況下での地震であった。

宮城県北部連続地震は、阪神淡路大震災や宮城県沖地震等のような都市圏を直撃し

たものではなく、一部地方都市は含まれているが、主に農村地帯であった。

松島町においても高城や磯崎の市街地ではなく手樽や竹谷などの農村地帯での被害が甚大であった。

○本震

発生日時：2003年（平成15年）7月26日7時13分

震央：宮城県北部 北緯 38.241° 東経 141.104°

深 度：12km

M : 6.4

最大震度：震度6強 東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）、美里町（旧南郷町）

※松島町は震度4

○前震

発生日時：2003年（平成15年）7月26日0時13分

震央：宮城県北部 北緯 38.258° 東経 141.10°

深 度：12km

M : 5.6

最大震度：震度6弱 東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）

※松島町は震度4

○余震（最大）

発生日時：2003年（平成15年）7月26日16時56分

震央：宮城県北部 北緯 38.298° 東経 141.115°

深 度：12km

M : 5.3

最大震度：震度6弱 石巻市（旧河南町）

※松島町は震度3

いずれも津波の心配はない。

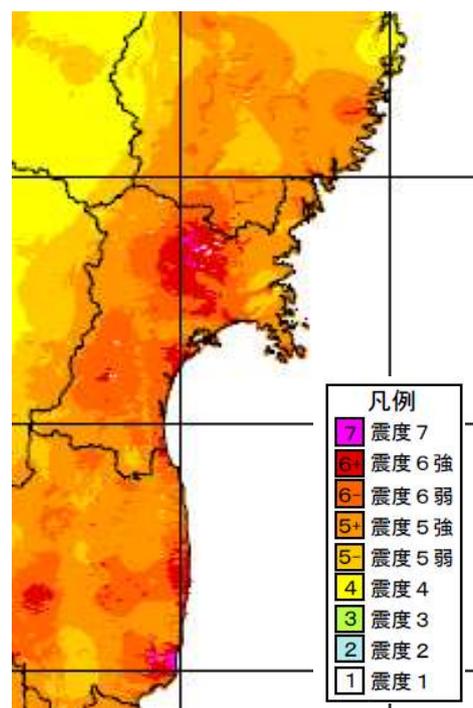
オ 東北地方太平洋沖地震

平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖（北緯 38° 06.2′ 東経 142° 51.6′ 震源の深さ 24 km）でマグニチュード(M)9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱から1を観測した。

気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(英語名: The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(M9.0)は、国内観測史上最大規模の地震となる(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。)

なお、県内で震度6弱以上を観測した地域は次のとおりであり、本町では、震度6弱を観測している。

震度	市区町村
7	栗原市
6 強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
6 弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、 松島町 、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町



推計震度分布図（気象庁資料）

地震の特徴として次のようなものが挙げられる。

- ・震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。
- ・本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大 25m 以上に達すると推定されている。
- ・東北地方太平洋沖地震により、石巻市牡鹿では上下変動量で約 1.2m 程度沈下し、水平変動量で約 5.3m 程度東南東方向に移動した。
- ・過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から 3 週間後の 4 月 1 日においてマグニチュード 5 以上の余震が 400 回以上発生している。

本震当日、県に宮城県災害対策本部が設置されたほか、政府においても、緊急災害対策本部が設置された。

また、本震当日、県内全市町村で災害救助法の適用を受けたほか、翌日の 3 月 12 日には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、東北地方太平洋沖地震による災害は、「激甚災害」として指定された。

松島町においても、死者 21 人（うち町内 3 人、町外 18 人、関連死 5 人を含む）、重傷者 3 人、軽傷者 34 人の人的被害があったのをはじめ、家屋全壊 221 戸、大規模半壊 362 戸、半壊 1,231 戸、一部損壊 1,561 戸の家屋等被害、床上浸水 192 戸、床下浸水 91 戸、数多くの公共施設やライフライン施設等に甚大な被害を出した。（H27.2.10 現在）

○本 震

発生日時：2011年（平成23年）3月11日14時46分
 震 央：三陸沖東約130km 北緯38.00° 東経143.9°
 深 度：24km
 M : 9.0（観測史上最大）
 最大震度：7（松島町 震度6弱）
 最大波高：石巻市鮎川8.6m以上
 （松島町第1波 高さ3.2m（16：13分到達））
 （松島町第2波 高さ3.8m（16：40分到達））

○余 震（最大）

発生日時：2011年（平成23年）3月11日15時15分
 震 央：茨城県沖
 深 度：43km
 M : 7.6
 最大震度：6強（松島町 震度6弱）

県内被害：人的被害 死者10,530名、行方不明者1,255人、
 負傷者4,145人
 住家被害 家屋全壊(床上浸水含)82,993棟
 半 壊(床上浸水含)155,126棟
 一部損壊224,176棟
 床下浸水7,796棟
 非住家被害 28,164棟

資料：県 東日本大震災被害状況公表資料（H27.2.10現在）

過去における地震津波災害（松島町関係分）

災害日付	災害名	人命被害	災害の状況		被害総額 (千円)
S35.5.24 (1960)	チリ地震津波	なし	床上浸水	5戸	
			床下浸水	30戸	
			道 路	2ヶ所	
S53.6.12 (1978)	宮城県沖地震	死者：3名 負傷：4名	全 壊	8戸	3,086,995
			半 壊	2戸	
			一部破損	225戸	
			避難世帯	15戸	
			崖崩れ	6ヶ所	
H15.7.26 (2003)	宮城県北部連続地震	負傷：6名	全 壊	18戸	
			半 壊	64戸	
			一部破損	197戸	
			避難世帯	43戸	

災害日付	災害名	人命被害	災害の状況		被害総額 (千円)
H22. 2. 28 (2010)	チリ地震津波	なし	床上浸水 床下浸水 道 路	0戸 0戸 0ヶ所	2,500 水産施設被害
H23. 3. 11 (2011)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	死者：21名 負傷：37名	全 壊 大規模半壊 半 壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	221戸 362戸 1,231戸 1,562戸 192戸 91戸	8,771,000 公共施設等被害※

※令和2年2月現在（東北地方太平洋沖地震の被害総額は平成24年1月13日現在）

(3) 人為的災害

人為的災害として第一にあげられるのは火災で、明治32年、明治36年、明治44年に高城字町において大火災が発生している。

最近の年間出火件数は、平均約6件である。

第5節 災害被害想定

本計画の策定にあたっては、風水害や地震災害を含む自然災害等、松島町に発生する災害及び被害を想定し、諸対策を計画する。

地震災害については、宮城県が実施してきた「宮城県地震被害想定調査」を参考に、被害想定を行ってきたが、県が、平成23年度に第四次被害想定調査を実施しているなか、平成23年3月11日に、当初想定した以上の東北地方太平洋沖地震が発生し、また、これによって沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定ができなくなり、これまで本町の被害想定の一助としてきた資料が、中断した状態にある。県は、次期被害想定調査を、被災市町村の復興にむけたまちづくりがある程度進展した段階で実施する方向であり、本町の地震災害の被害想定は、県の動向を踏まえ今後想定していくものとし、ここでは、想定地震についての考え方を整理するものとする。



1. 風水害

本町の北部から東部にかけて流れる吉田川の流域は、かつて品井沼が存在したところであり、さらに鳴瀬川との合流地点でもあることから、台風等の豪雨があると氾濫を起こしてきた。

特に昭和61年8月5日から6日にかけての災害（8・5豪雨）は、吉田川の堤防が決壊したことによる、床上・床下浸水などの家屋被害、田畑冠水などの農業被害、道路冠水、堤防決壊などの土木被害が甚大であった。

また、高城川の河口付近の市街地（高城地区、磯崎地区）から松島地区の海岸にかけては海面とほぼ同じ高さとなっており、過去数回の風水害において、浸水及び高潮の被害を受けてきたところがある。

その他、土砂災害の危険な区域として「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険箇所」、があげられる（詳細は風水害等災害対策編参照）。

2. 地震災害

ここでは、県地域防災計画で示されている想定地震等について記載する（詳細は地震災害対策編参照）。

(1) 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことがで

きるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

(2) 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3. 津波災害

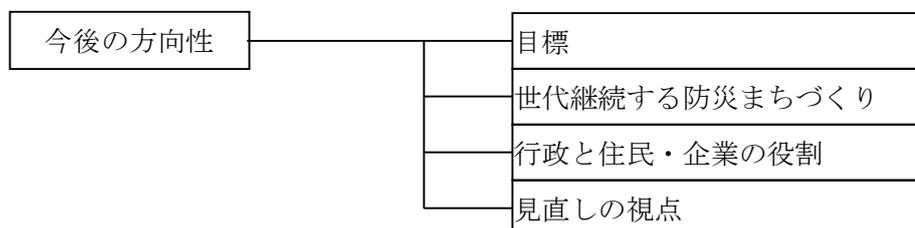
松島町の海岸線は総延長約 20 km に及び集落が多く存在している。海岸線は松島湾に面し、湾内には浦戸諸島が散在し防波堤の役割を果たしているため、他の沿岸市町村よりも津波被害が少ない地域ではあるが、平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震による津波においては、本町においても甚大な被害が発生した。このため、津波災害への対応の想定を見直した（詳細は津波災害対策編参照）。

4. 原子力災害

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km－50 km 圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているものの、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、広範囲にわたり放射性物質が放出し、本町においても、放射線量の測定による安全確認が必要になった。

このため、東北電力株式会社女川原子力発電所において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所と同様の事故が発生した場合における対応を想定するものとする（詳細は原子力災害対策編参照）。

第6節 松島町の防災の方向性



1. 目標

- 世代継続する防災まちづくり→『防災松島人』を育む。
- 『防災松島人』→自分を守り、家族を守り、そして地域を守るために、まつしま防災学を学び自ら防災道徳を発し互いを気遣い助け合う。

2. 世代継続する防災まちづくり

松島町の防災計画の基本は「世代継続する防災まちづくり」であり、その方向性を明確にし、住民及び行政の果たすべき役割等について定める。

大人と子供が一緒になって防災の学習をし、防災精神を高めることを「まつしま防災学」として実践し、年齢の上下を問わず動ける人は動けない人の面倒を見ることを「松島災害道徳の育成」として実践していく。

また、小中学校においては「まつしま防災学」を教育計画に位置付け、防災教育を推進する。

3. 行政と住民・企業の役割

(1) 行政

- ア 住民が必要としている事
- イ 住民だけではできない事
- ウ 民間の協力が得られるような働きかけ

(2) 住民

- ア 住民の安否確認
- イ 初期消火活動や倒壊建物からの救出
- ウ 相互に協力しての指定避難所までの誘導
- エ 地元の専門家（大工や消防団経験者）の住民としての参加協力
- オ 行政への早めの連絡
- カ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持ち出し品の準備等、家庭での備え及び安全対策
- キ 自主防災組織や防災訓練への参加
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承

(3) 企業（事業所等）

- ア 防災体制の整備
- イ 防災教育、防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化
- エ 事業継続計画（BCP）の策定・運用（事業継続力の向上）
- オ 帰宅困難者対策（災害発生時の従業員の事業所内への一時的な留めおき、必要な物資の備蓄等）

4. 見直しの視点

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・町・団体等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

(1) 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定避難所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

(3) 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互

応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

(4) 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(5) 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人一人が防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、国、県及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することとあわせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らがまもる」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

(6) 二次災害の防止

大規模地震の発生時等においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

(7) 迅速かつ適切な災害廃棄物の処理

大規模災害発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

(8) 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、

特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

(9) 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

(10) 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

(11) 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(12) 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

(13) 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓

発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報・津波警報・注意報等の情報伝達体制や、地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(14) 原子力災害対策への対応強化

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km－50 km圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているが、東日本大震災で施設が被災したことにより発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質が広範囲に放出され、人々に大きな不安をもたらしたことは記憶に新しい。このため、本町においても、原子力災害に対する事前対策や事故発生時の対策等を新たに地域防災計画に盛り込み、原子力災害対策への備えを強化していく。

第2章 災害予防計画

地震を始めとする自然災害は、現代の科学技術で阻止することは不可能である。しかしながら、災害発生に際して被害を最小限に止めることは可能であり、このための予防計画の策定・実行は地域防災計画の重要課題である。

予防計画は、松島町の自然環境や産業構造の特徴を考慮しつつ、自然災害による被害を未然に防止・軽減するとともに、応急対策を効率的に実施するための計画を立てる。

本計画においては、「もの」の視点から「災害に強いまちづくり」、「ひと」の視点から「災害に強いひとづくり」、そして「もの」と「ひと」を繋ぐ「災害に強い組織づくり」に分け、被害の軽減や災害への備えの充実を図る。

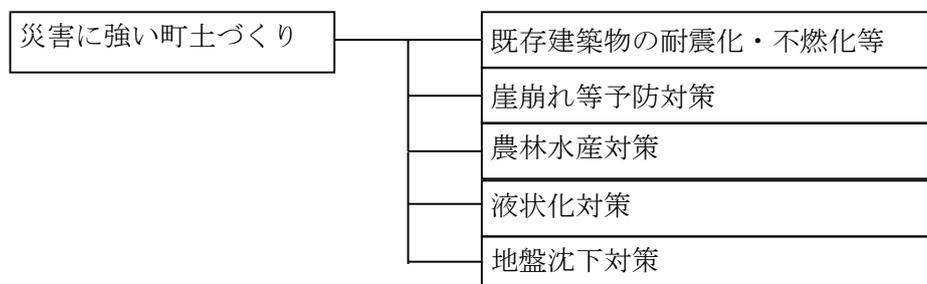
【災害に強いまちづくり】

災害に対して柔軟に対応でき、住民が安心して生活できる次のような機能を持つ「まち」を目標とする。

- ・ 被害が発生しにくいまち
- ・ 被害が拡大しにくいまち
- ・ 安全が確保できるまち
- ・ 災害対策・災害復旧がスムーズに行えるまち

第1節 災害に強い町土づくり

町は、地震、豪雨等の災害が発生したときの被害を最小限に止めるため、町及び地域住民の防災力を向上させ、建物の倒壊や火災による災害等が発生しにくい町土づくりの推進に努める。



1. 災害に強い都市構造の形成

町及び国、県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

また、災害に強い都市構造形成にあたり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の耐震性を確保する。その場合の構造物・施設等の耐震設計の方法は以下を基本とする。なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含むものとする。

- (1) 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

2. 既存建築物の耐震化・不燃化等

(1) 既存建築物の耐震化

町は、耐震関係規定に係る既存建築物（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、既存建築物耐震改修を促進するとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日公布、同年12月25日施行）に基づき、所有者に対し下記の施策を実施し、耐震診断、耐震改修工事の普及、啓発を行う。

- ア 所有者等に対する普及・啓発
- イ 相談窓口の開設
- ウ 耐震診断技術者、応急危険度判定士の要請
- エ 耐震診断を行うべき建築物の選定及び診断・改修状況の把握

(2) 建築物及び都市の不燃化促進

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

3. 崖崩れ等予防対策

本町は海岸部や山間部に急傾斜地が多く、崖崩れ等災害発生の危険箇所が多数存在する。特に手樽地区や北小泉地区では、平成15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震の際の崖崩れによって、家屋や倉庫など壊れた被害事例が多いことから、崖崩れ対策の徹底に努める。

※資料3-1 土砂災害危険箇所等一覧

4. 農林水産対策

大規模災害により、農業生産基盤、養殖施設などへの施設被害、これら経営に不可欠な飼料・資機材等の不入荷による被害、停電がもたらす農産施設の被害といった間接被害が予想されることから、被害を最小限に抑えるため、県、各関係機関と相互連携を保ちながら的確な対応、対策を講じる。

また、水産施設についても養殖施設のほか水産の拠点施設である建築物被害が予想されることから、施設並びに施設内部の耐震性も含めた改善、改修等に関する計画を作成し、直接被害のみならず間接被害についても予防対策を図る。

(1) 集落の安全確保

町は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、県と連携し整備を推進する。

(2) 農林水産業予防対策

町は、県や農業団体等と連携し、病虫害防除対策、防災営農技術等の普及、営農用資機材の確保等を図り、災害の未然防止に努める。

5. 液状化対策

(1) 液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、町、県及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

(2) 液状化ハザードマップの作成

町は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップ等を作成し、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知徹底を図る。

6. 地盤沈下対策

(1) 地盤沈下対策の実施

東日本大震災による地盤沈下により、排水不良等が確認されている地域においては、復興事業等により、嵩上げ盛土等の地盤沈下対策を推進する。

(2) 地下水位等の監視等

町は、県が地盤沈下未然防止策として実施する地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や、地下水位・地盤沈下観測井戸による継続監視等の情報を把握し、災害対策への活用を図る。

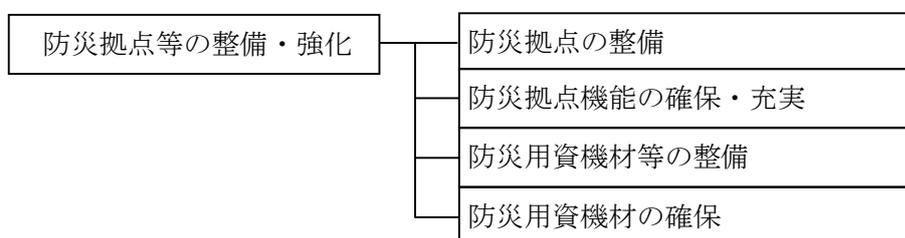
第2節 防災拠点等の整備・強化

町は、災害時の防災対策を進める上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るとともに、それと関連し、災害時に必要となる防災物資・資機材等についても整備・拡充を図る。

各地区の集会場等は、地域における指定避難所や救急・救護活動の拠点になるため、耐震化を進めるとともに、その機能を果たすために必要となる設備等の整備を進める。

○地区防災拠点の整備

- ・ 防災倉庫の設置及び応急対策用資機材の備蓄整備
- ・ 防災拠点として必要な物資の備蓄の充実
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 住環境整備



1. 防災拠点の整備

- (1) 町は、災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、各行政区の集会所等を防災拠点として機能を持たせるために、耐震耐火性の促進を図る。
- (2) 町は、大規模災害発生時に役場庁舎が被災したときの代替施設の整備を図る。
- (3) 町は県等と連携し、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を検討する。

2. 防災拠点機能の確保・充実

- (1) 町は、町の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備の整備を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- (2) 町は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図り、常用時から、点検及び訓練等を行う。
- (3) 町は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替施設におけるバックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、防

災行政無線情報発信機器の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- (4) 町は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- (5) 町は、県や防災関係機関等の相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

3. 防災用資機材等の整備

- (1) 応急活動用資機材の整備充実

町は、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備拡充に努める。

- (2) 水防用資機材

町は、水防用資機材及び二次災害防止に資する資機材の整備充実を図る。

- (3) 防災関係機関等との連携

町は、防災関係機関等が保持している防災用資機材について、災害時に速やかに調達・活用できるよう連携体制の強化に努める。

- (4) 年次計画により整備する防災用資機材は、以下のとおりである。

- ア 情報収集・伝達（トランシーバ、I P無線、サイレン付き拡声器等）
- イ 救出・救護物資（発電機、二つ折式担架、毛布、タオル等）
- ウ 避難用具（間仕切りパーティション、簡易ベッド、組立式簡易トイレ等）
- エ 給水用具（背負式給水袋等）
- オ その他（飲料水、非常食、燃料用携行缶、コードリール、消毒液等）

- (5) 避難所における備蓄品の整備

町は、年次計画により整備した備蓄品については、可能な限り平常時より避難所内へ配備するとともに備蓄品のリストを表示し、災害時における職員の負担軽減や自主防災組織等との情報共有により避難所運営の効率化に努める。

4. 防災用資機材の確保

- (1) 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(2) 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

(3) 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

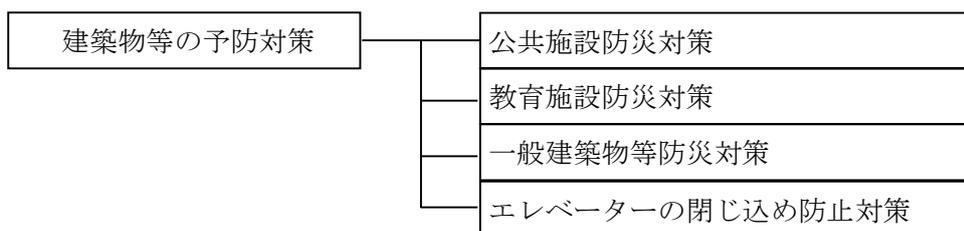
(4) 救助用重機の確保対策

地震等の災害において建物等が倒壊した場合などは、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、町は、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第3節 建築物等の予防対策

町は、災害、特に地震による建築物等の被害を軽減するため、町施設・防災関係機関・医療機関など公共公益性の高い建築物の耐震化及び不燃化等必要な事業を推進するとともに、民間建築物所有者に対し、「耐震診断の必要性」や「耐火建築物の必要性のPR」「簡易診断パンフレットの配布」等建築物の安全確保の重要性を周知し、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

また、「世代継続する地震に強いまちづくり」事業を活用した木造住宅の耐震化促進を進めるとともに、災害時の拠点となるべき公共施設や指定避難所の定期的な点検を行う。



1. 公共施設防災対策

(1) 大規模な地震、災害等の発生時の応急対策等の拠点となる重要な建築物として次のものが挙げられる。

- ア 防災拠点施設 (町役場など)
- イ 指定避難施設 (各集会所、体育館など)
- ウ 緊急医療施設 (松島病院など)
- エ 社会福祉施設 (松島町保健福祉センターなど)

(2) 耐震性、不燃性の確保

町、国、県及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

防災上重要な建築物のなかでも耐震補強工事が未整備の建築物は、数値目標を設置するなど、耐震性の向上を図る。

県及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2. 教育施設の防災対策

町は、災害時における児童・生徒・教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 校舎等の耐震化

校舎等の耐震化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止についてその安全性を強化するとともに、災害時において、避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

3. 一般建築物等対策

(1) 老朽化した既存建築物に対する改修啓発及び耐震化の促進

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物、特に昭和56年以前に建設された現行の耐震基準を満たさない建物については、耐震性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、ゆれやすさマップ（震度分布図）の更新等により、老朽化した建築物の改修等の必要性についての啓発を行うとともに、住宅・建築物の耐震診断や改修工事の実施等により、建築物の耐震化の促進を図る。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

町及び県は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

(3) 居住空間外の安全確保対策

ブロック塀、石塀の安全点検を重点的に実施し、耐震補強方法を指導し安全管理の徹底を図る。自動販売機に関しても転倒対策等の措置について指導を行う。また、地震による看板の落下による危険度が高いので、設置等に関して十分な安全対策を講ずるよう設置者に周知する。

(4) 居住空間内の安全確保対策

地震発生による二次災害を防止するため、家屋内の家具転倒防止、ガラス被災防止、照明器具の落下防止等の必要性について地域住民に周知徹底を図るとともに、家具の適切な固定を促す等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

(5) 宅地災害の防止を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所のパトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのあるがけ地近接等危険住宅の住民に対し擁壁の改善、移転指導等を行い、

宅地保全も含めた宅地の災害防止を図る。また、必要に応じ、危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

4. エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターの設置されている建築物の施設管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

5. 文化財の防災対策

町は、国及び県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

第4節 地震防災五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）により、県は社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じる恐れがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画の作成を行い、さらに平成13年度～17年度、平成18年度～22年度、平成23年度～27年度、平成28年度～32年度の5箇年計画を作成した。

宮城県の場合は全県が対象地区となっており、本町においても同計画に基づき、震災対策の強化の推進を図る。

1. 対象地区

松島町全域とする。

2. 計画対象事業

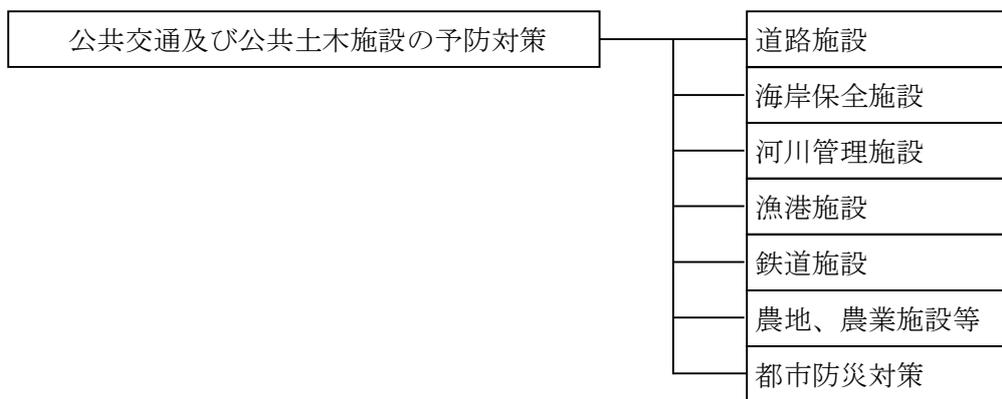
- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を収容するための施設
- キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- サ カからコまでに掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- シ 海岸保全施設又は河川管理施設
- ス 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- セ 地域防災拠点施設
- ソ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- タ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- チ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ツ 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第5節 公共交通及び公共土木施設の予防対策

公共交通及び公共土木施設が災害により被害を受けた場合、災害直後の避難行動や消防活動、医療活動等に非常に大きな影響を及ぼす。このような被害を少しでも軽減するため道路や河川、港湾施設の安全性を確保するよう図る。

道路施設については、災害発生時の緊急輸送道路ネットワークの強化や災害発生時の迂回路の確保を図り、地域住民の円滑な避難と安全を確保するために避難路となる生活道路の整備に努める。

漁港施設については、陸上交通が遮断された場合の補完機能としての役割を果たせるようにする。



1. 道路施設

道路管理者は、災害直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路等の緊急性が高い路線から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

ア 耐震性の強化

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時には緊急輸送路、避難路等の役割を果たすほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。

道路法面の崩壊、路面の損壊等の被害が想定される箇所については、防災工事等を実施するとともに、橋梁の改修や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

イ 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れ等による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、災害による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

ウ 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート of 早期確保を図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化によるネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステムの構築、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、歩道拡幅や無電柱化等の促進を図る。

エ 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県との情報の共有化を図る。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋等については、橋梁補強工事等の実施により耐震性を高める。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路附属施設

ア 災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

イ 避難誘導標識の整備

町は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

2. 海岸保全施設

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、海岸線も出入が激しい湾地形となっている。海岸線の延長は20kmにも及び、特に松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。

※ 資料3-2 海岸保全区域

(1) 海岸保全事業の推進

海岸管理者は、耐震点検等を実施し、改修等が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

3. 河川管理施設

(1) 維持管理の実施等

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、河川施設の日常における維持管理と機能の点検等に努める。

(2) 計画的な耐震対策の推進

河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

(3) 応急復旧・水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

(4) 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、指定避難所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

4. 漁港施設

漁港施設管理者は、災害に関する危険区域の周知や災害防止のため、迅速な情報の収集及び伝達施設の整備を推進するとともに、主要施設については、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、災害発生直後の防御機能維持のため耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行う等、総合的に整備を図る。

また、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策と県や国と協議しながら推進する。

5. 鉄道施設

(1) 耐震性の強化

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化を図る。

(2) 異常事態発生時の対策検討

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

(3) 線路巡回計画の策定

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害発生後の線路巡回計画を定める。

(4) 線路に近接する施設の対策

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(5) 復旧体制の整備

なお、災害発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- ア 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資材・機器の手配
- ウ 防災意識の普及・向上

6. 農業施設等

町及び県は、地震、洪水、土砂災害等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農業用排水施設の耐震化、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害発生防止を図る。

町は、名称、位置等の情報を掲載したため池マップを早急に作成・公表し、避難に係る判断に必要な情報を住民に提供できるようにする。

県及び市町村等は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

(1) 農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い農村構造の形成を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。

(2) 防災重点ため池の対策

ア 町及び農業用排水施設管理者は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき選定された防災重点ため池等については、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化等の対策を行う。

イ 町は、名称、位置等の情報を掲載したため池マップを早急に作成・公表し、避難に係る判断に必要な情報を住民に提供できるようにする。

ウ 町及び農業用排水施設管理者は、農水省が公表した「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき選定された防災重点ため池等について、ハザードマップの作成・公表に努め、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

(3) 営農防災対策の推進

農業、畜産等等の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、営農に係る防災対策を推進する。

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・畜産対策等

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

(4) 緊急防災用水量の確保

町及び県は、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(5) ため池の点検及び改修

町は、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

7. 都市防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、避難路やオープンスペースの確保等推進と避難路等周辺建築物の不燃化の促進を長期的且つ計画的に推進することにより、都市の防災対策に努める。

(1) 土地区画整理事業の促進

町は、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を推進し、防災性の高い市街地の形成を目指す。

(2) 都市公園施設

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進及び配置を行うとともに、町が指定緊急避難場所に指定する公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の設備に努める。

(3) 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、町及び県は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、指定避難所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

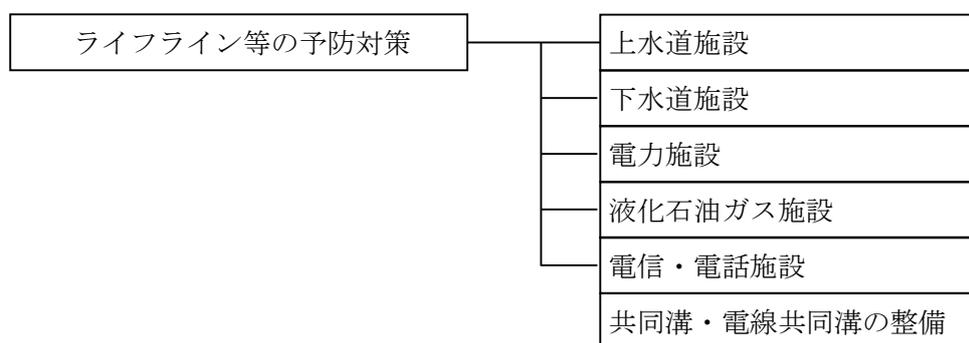
(4) 長寿命化計画の作成

県及び市町村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6節 ライフライン等の予防対策

災害による被害が、上・下水道や電力、ガス、石油・石油ガス、電信電話施設などのライフラインにまで及んだ場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生還環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、町及びライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模災害の被害軽減のための諸施策を実施するものとする。また、町は、各ライフライン関係機関の講ずる措置に必要な応じて協力するものとする。



1. 上水道施設

(1) 耐震性の強化

- ア 水道事業管理者である町長は、災害時の断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本に、老朽化した上水道施設及び配水施設等の耐震診断を行い、その結果に基づき耐震整備や液状化対策について優先順位を定め、計画的に行う。なお、送水管や主要配水管、配水池から指定避難所、医療機関等の重要施設に至る配水管など、災害対策上重要な水道管については、耐震性の高い工法や管材料を採用し整備する。
- イ 水道事業管理者である町長は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。
- ウ 水道事業管理者である町長は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- エ 水道事業管理者である町長は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。
- オ 水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。
- カ 水道事業者等は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良個所や周囲の土砂崩れ等の危険個所の把握に努める。

(2) ライフライン復旧のための非常時活動体制強化

大規模災害の教訓を踏まえ、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を行わなければならない。そのため、迅速な非常時活動体制を確立するため、町は二次災害防止とライフラインの確保及び迅速かつ適切な復旧作業を行えるよう県の行動計画と整合を図った行動計画及びマニュアルを作成し活動体制の強化を図る。

(3) 復旧用資機材等の確保

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な整備充実に努める。

(4) 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図の整備を図り、施設の現況把握に努める。

(5) 危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、施設の現況を把握するとともに災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の組織体制の確立を図る。

(6) 重要施設の予防対策

二子屋浄水場及び左坂配水池は、災害時に重要な役割を担う施設であるため、常時点検を行うとともに、災害時に確実に機能するよう整備する。

2. 下水道施設

(1) 耐震性の強化

町は、処理施設・ポンプ施設・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう、下水道施設の改良更新に当たっては、耐震性の向上や液状化対策を計画的に行う。また、北部地区など公共下水道等の計画対象区域外に当たる指定避難所については、合併処理浄化槽の整備を推進し、充実に努める。

(2) ライフライン復旧のための非常時活動体制マニュアルの作成

大規模災害の教訓を踏まえ迅速な非常時活動体制を確立し、二次災害防止とライフラインの確保及び迅速かつ適切な復旧作業を行えるよう被害予測を踏まえた活動体制のマニュアルを作成する。また、災害対策資材の確保及び道路管理者（国、県、町、個人）との間の復旧工事の調整方法や連絡体制を明記する。

(3) 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

(4) 下水道施設維持管理

下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3. 電力施設

東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターは、災害発生時に被害を最小限に食い止めるために次の方策を講じる。

(1) 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(2) 変電設備

ア 機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。

イ 建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

(3) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(4) 通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程(J E A C 6011-2013)に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

(5) 電力供給体制及び広報の実施

電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(6) 復旧迅速化のための連携強化

協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

4. 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「L Pガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、被災した家屋等においても、液化石油ガス設備による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して安全対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(2) (一社)宮城県L Pガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、L Pガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

5. 電信・電話施設

(1) 設備の災害予防

東日本電信電話(株)宮城事業部は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

ア 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模な災害に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

イ 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

ウ 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

(2) 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

(3) 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

(4) 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

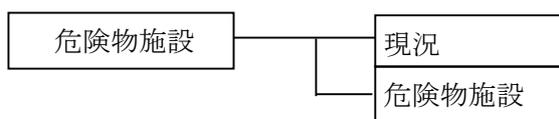
6. 共同溝・電線共同溝の整備

町及び東北地方整備局、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

第7節 危険物施設等の予防対策

災害時において、石油類、ガスなどの危険物等の取扱施設で火災が発生した場合、消火活動が困難なことや他の施設とあいまって大規模な災害に結びつく可能性が高い。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、町は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、危険物等の取扱施設の実態把握に努めるとともに、震災等による二次災害の防止と安全確保のため、危険物等の取扱施設設備に対する安全指導を徹底する。また、家庭にあるホームタンクなどは、宮城県北部連続地震の際にも数多く転倒したという事例もあるので、転倒に伴う引火や河川への流入による汚染などを防ぐため、補強方法など適切な指導を行う。



1. 現況

域内の危険物施設等は、資料編「資料7-4 危険物施設一覧」のとおりである。

2. 危険物施設

(1) 事業所の予防措置

施設管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため次に掲げる体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置業務分担）
- イ 耐震性の強化
- ウ 保安検査、定期点検要領
- エ 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- オ 防災教育の徹底・防災訓練の実施
- カ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領

(ア) 緊急停止措置の検討

- (イ) 応急措置又は代替措置による速やかな機能回復のための計画策定
- (ウ) 周辺の住民の避難対策等の検討

- キ 貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討
- ク 大量泡放射システム運搬車両の確保
- ケ 緩衝地帯等の整備

(2) 町の措置要領

町長、塩釜地区消防事務組合管理者及び知事は、防災対策の万全を期するため、危険物施設等に対して以下に示す措置を講じる。

- ア 町は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、塩釜地区消防事務組合消防本部又は松島消防署並びに県に連絡し、必要な措置を要請する。

イ 町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び県は、危険物施設等に対し防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 予防査察の実施

(イ) 危険物事業所の管理者及び危険物取扱者等に対する指導教育

(ウ) 火災予防条例の趣旨徹底

(エ) 法令で定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導

(オ) 事業所における自主防災組織等の育成推進及び効果的な自主防災体制の確立

(カ) その他火災予防に対する措置の徹底

ウ 塩釜消防事務組合管理者は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立ち入り検査又は巡回調査等を実施し必要な改善指示を行う。また、化学消防力の強化に努める

エ 危険物製造所等の管理者等は、応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資機材等の整備・備蓄並びにその機能の点検確認等を定期的に行い、非常時に備えなければならない。

オ 町長、塩釜地区消防事務組合管理者及び知事は、危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これらの団体を通じて事業所及び町民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

第8節 情報通信連絡網の整備

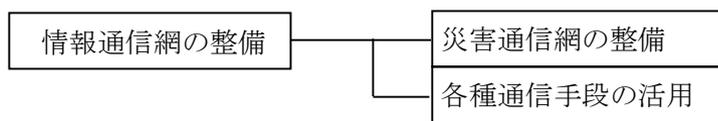
町は、災害発生時の被害などに関する情報を迅速に収集し町民に伝達するとともに、県や消防等関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う必要がある。

このため、大規模災害時に予想される、固定一般回線や携帯電話の不通あるいは発信規制やふくそうに迅速に対応するため、町、県、防災関係機関等は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化、システムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備拡充及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散を図る。

また、職員の参集率の強化などにより、町民への情報伝達と防災対応の効率化を図るほか、エフエムベイエリアなどのコミュニティラジオの活用やデジタルによる情報伝達・収集の他、不測の事態に対応できるよう自転車やバイク等の使用、半鐘などの音による伝達方法、回覧板や掲示板など昔からの伝達方法も見直しを検討する。

また、電子メールの一斉配信による職員参集システムを活用し応急対策活動を迅速・的確に対応できるよう整備する。

なお、職員の各配備体制並びに事務分掌の内容は資料編 資料1-4・5参照



1. 災害通信網の整備

(1) 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

(2) 防災行政無線の整備拡充

ア 町は、町内全域に迅速かつ正確な情報収集と伝達を行うための防災行政無線設備の効果的運用に努める。

イ 役場本庁舎に設置できる親局と町内の各地域に設置される子局の相互通話が可能なデジタル式防災無線の整備により、親局からの一斉同時放送とともに災害現場からの被害状況の把握と情報収集体制の確立を図る。

ウ 防災行政無線設備整備した場合には、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

エ 移動系無線について、運用等を計画的に行い、地区配備員等職員の参集や災害情報収集機能を強化し多様な状況に対応できるよう万全を期す。

オ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化に努めるとともに、劣化対策についても万全を期す。

カ 防災行政無線が聞こえない又は聞き取りにくい場所・地域については、防災行政無線の増設や戸別受信器の施設整備等を検討する。

※資料 4-5 松島町防災行政無線整備状況

(3) 総合防災情報システムの活用

災害時に県との緊急情報連絡網を確立するため、宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）及び地域衛星通信ネットワークを活用し県への情報伝達を行う。

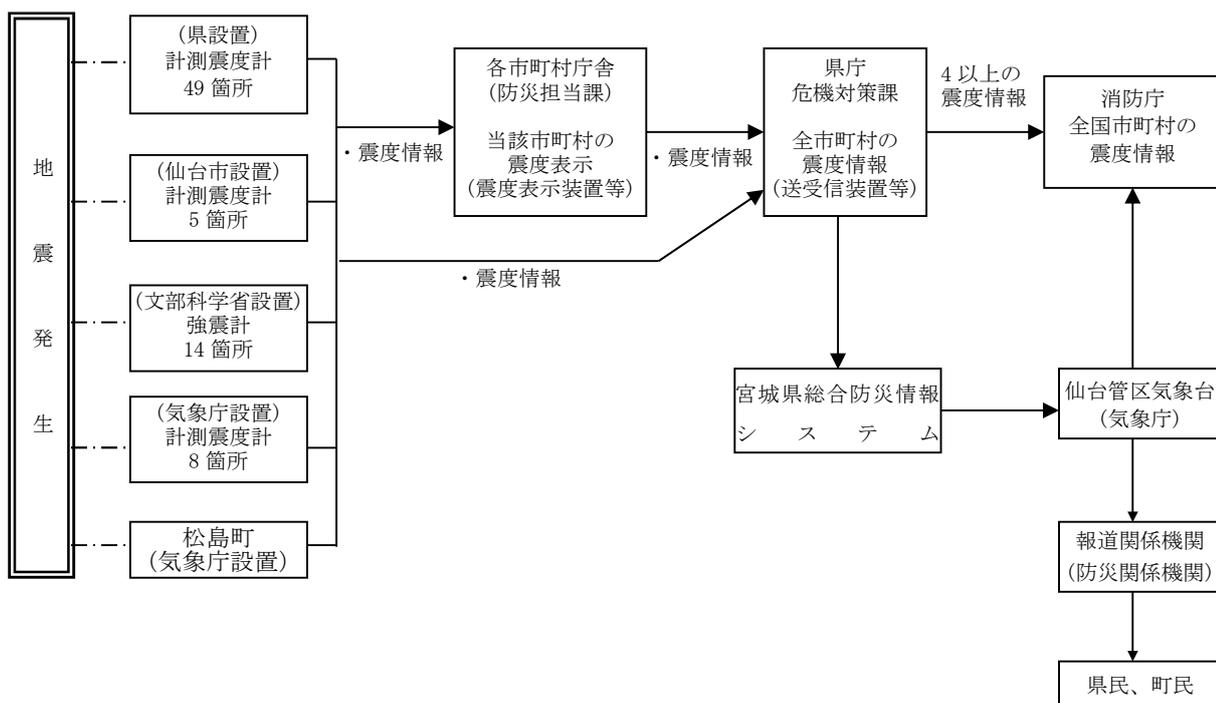
(4) 震度情報ネットワーク

平成 23 年に松島町勤労青少年ホームに設置された震度計は、地震発生後、即時に震度データ等が県庁に収集され、また、直ちに国（気象庁・消防庁）に対し自動伝送できるシステムに整備された。

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等の情報をもとに、職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

その震度情報ネットワークシステムの概略図は次表のとおりである。

宮城県震度情報ネットワークシステム概要図



(5) 地域住民等に対する通信手段の整備

ア 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、(衛星)携帯電話、衛星通信機器、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラートを介し、NHK、民間放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール・松島町安全安心メール機能を含む。)、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等を図り、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

ウ 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの防災行政無線個別受信機、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者の個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

エ 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

オ 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

カ データセンターへの接続環境の整備

町は、災害時の停電等に備え、非常用電源等を確保し、データセンターへの円滑かつ迅速な接続環境を整備する。

2. 各種通信手段の活用

(1) 各種通信施設の活用

町は、災害発生時の予報警報や災害応急対策に必要な指示命令等を迅速かつ確実に伝達するために、近隣の民間コミュニティラジオ等の通信施設を適切に活用した通信連絡体制を確立する。

(2) アマチュア無線の活用

町は、災害時の緊急活用として、アマチュア無線を有する地域住民による情報収集体制を確立する。

なお、アマチュア無線の活用については、ボランティア活動によるものとする。

(3) 各放送機関の活用

日本放送協会及び民間各放送機関は、災害時において災害情報の提供を行う。また、町は次のコミュニティラジオを活用しての情報提供を行えるよう体制整備に努める。

名称 エフエムベイエリア株式会社

所在 塩釜市海岸通 15 - 20

(4) インターネットの活用

ア 住民への情報提供

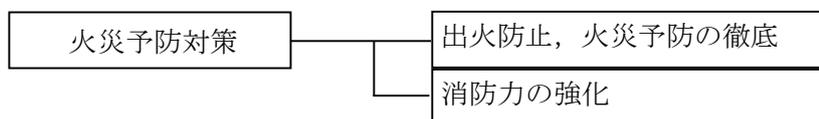
災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うため、システムの安定的な運用に努める。

イ 広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を圏外に広く伝えるため、ホームページの活用を図る。

第9節 火災予防対策

大地震や様々な気象条件により、同時多発的に発生することが予想される火災は、甚大な被害を被る可能性が高い。町及び防災関係機関は、迅速かつ適切な火災防止のための総合的な体制強化を次のとおり進める。



1. 出火防止, 火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、県及び消防機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

町民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

(1) 防災教育の推進

消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブが町内全域に設立されるよう育成指導を強化する。

(2) 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

(3) 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

(4) 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

2. 消防力の強化

(1) 消防力の現況

本町における消防力の現況は資料編「資料 7-1 消防力の現況」である。

(2) 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

(3) 消防ポンプ自動車等の整備

町は、「消防力の整備指針及び消防水利の基準」に基づき、増強、更新を図る。なお、消防力強化の基盤となる消防車庫等整備や消火栓、防火水槽等の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮する。さらに、自然水利の活用や、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用などを検討する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成 28 年度を初年度とする第 5 次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

(4) 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要である。

このため、町は、以下の観点を踏まえ、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

イ 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、地域・事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

ウ 町は県の指導のもと、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等の充実に努める。

(5) 消防団員の安全体制の整備

町は、消防団員がその活動中に死傷者が伴わないよう、安全に活動を行うための消防団活動安全マニュアルに定める。また、策定した安全マニュアルについては、適宜見直しを

加えながらかつ同時における団員の安全確保に努める。

(6) 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

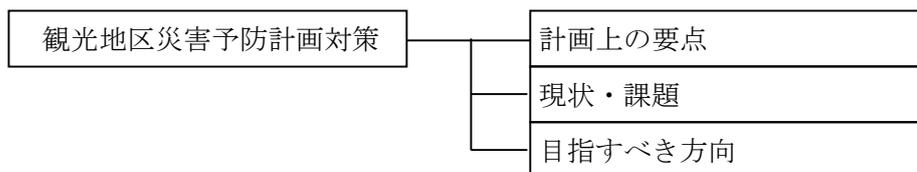
(7) 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

(8) 松島消防署の移転の検討

現在の松島消防署は、津波や水害等の災害発生時に十分な機能が果たせない場所に位置している。災害発生時には、町との強固な連携体制を確立することから、松島消防署の移転を検討する。

第10節 観光地区災害予防計画



1. 計画上の要点

- (1) 様々な地域や国から訪れた観光客に対応するための避難誘導計画
- (2) 「災害に対応できる観光地」の推進

2. 現状・課題

松島町は、国際観光モデル地区日本三景として、年間 300 万人を超える観光客が訪れ、宿泊施設も 30 を超える。また、瑞巖寺や五大堂などの重要な文化財を多く有する。

従って、宿泊施設に対しては、消防用設備や防火管理の指導強化を進めている。しかし、文化財の耐火耐震対策や海岸通りの津波対策など多くの問題点を抱えている。

※資料 5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

※資料 7-7 指定文化財一覧

3. 目指すべき方向

町は、観光業者及び観光客についても、災害の危険性の周知や安全確保について、対策を講じるよう努める。町は、県及び国、観光協会等との協力・連携体制を強化し、下記対策の推進を図る。

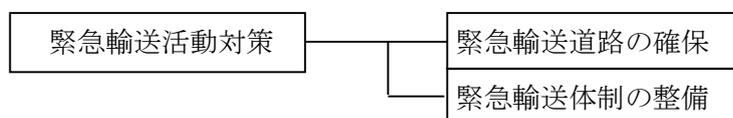
観光客に対しては、指定避難所を示す「誘導看板の整備」や「観光客向けの避難マップ」を作成し、観光案内所、ホテル、旅館等宿泊施設に常備し、それぞれの施設で避難経路の案内と説明を併せて行い、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所の周知徹底が図れるよう整備する。また、「文字情報表示板」を指定避難所などに設置し、防災情報を表示できるようにする。さらに外国人観光客に対しては「外国語での看板設置」や「外国語での緊急放送」を行えるように努める。

「観光客の安全第一を目指した観光地づくり」を行うことで、観光客へのサービス向上を図り、「災害に強い観光地づくり」を行う。

第11節 緊急輸送活動対策

町は、災害時の応急活動を円滑に行うためには、物資・資機材等の輸送路の確保と輸送手段の確保が重要となることから援助物資等の受け入れなどを想定し、以下の事項について指定しておく。

1. 緊急輸送路
2. 物資受入港
3. ヘリコプター臨時離着陸場
4. 緊急輸送拠点
5. 郵便局職員によるオートバイによる緊急物資の輸送
6. 宅配事業者等による救援物資の輸送
7. 緊急物資の輸送を可能にするための郵便局及び宅配業者等との協定の締結



1. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路ネットワークの策定

町は指定されている緊急輸送道路と併せて、事前に、町道等の緊急輸送道路と同等の機能を有する道路を選定し、これらを有機的に結んだ緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

緊急輸送道路ネットワークを策定する際は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、指定された緊急輸送道路や輸送拠点(道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点)・集積拠点の位置、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議等を行い、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、これらのネットワークについて、町民や関係機関等に対し周知徹底に努める。

なお、緊急輸送道路は以下のとおりである。

【現在の緊急輸送道路】

- ・ 三陸自動車道
- ・ 国道 45 号
- ・ 国道 346 号
- ・ 主要地方道仙台松島線
- ・ 主要地方道大和松島線
- ・ 主要地方道奥松島松島公園線
- ・ 町道高城町線
- ・ 町道本郷手樽線
- ・ 町道上竹谷高城線
- ・ 町道松島磯崎線
- ・ 一般県道高城停車場線
- ・ 一般県道松島停車場線

(2) 緊急輸送道路の確保及び整備等

ア 緊急輸送道路の崩壊及び障害物の倒壊により、使用不能になる場合も予想されるのでその撤去除去による道路の啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等に関し民間団体等との協定等の締結に努める。

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

イ 道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(3) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

2. 緊急輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、効率的な物資輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 車両の点検等

町は、平常時より町所有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、車両等の調整合体制の整備に努める。

また、カラーコーン、通行禁止看板等必要な備品の整備に努める。

※資料 7-3 町有車両の現況

(2) 緊急通行車両に係る事前届出手続き

町は、町有車両等について、緊急通行車両としての事前届出を行い、緊急体制強化を図る。緊急車両の確認手続は、以下の要領で行う。

ア 確認対象車両

町長は、町が使用する公用車両について確認するものとし、本庁（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両に係る確認事務については財務課で、また出先機関（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両の確認についてはそれぞれ所管で行う。

イ 申し出事項

(ア)緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に標示されている番号
- ② 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

(イ) 標章等の交付

町長は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

(ロ) 交付状況の把握

(イ)により標章等を交付した場合、総務課に報告することとし、(ア)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。

総務課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

(3) 関係機関との連携

ア 配送に関する協定

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（社）宮城県トラック協会塩釜支部や輸送業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

イ 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

ウ 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による指定避難所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

エ 関係機関と連携した緊急物資の輸送

避難所等への緊急物資の輸送及び情報収集の確保を図るため、郵便局（日本郵政株式会社に基づく集配業務を主とする支社の下部組織）、宅配業者等と支援に関する協定を目的とした整備促進を図る。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

(6) 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

(7) 港湾施設等の利用

ア 陸上交通が遮断され使用不能となった場合には、港湾施設（沿岸部の漁港や磯島、浮き桟橋など）を海上輸送拠点として最大限に活用した緊急物資の受入及び輸送を図るため、施設の耐震化等の整備を進める。また、支援協定に基づき遊覧船や漁船等を利用した輸送計画を行えるよう、平常時から、協定先等と連携強化を図る。

イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

(8) ヘリコプターの活動

ア 臨時ヘリポートの確保

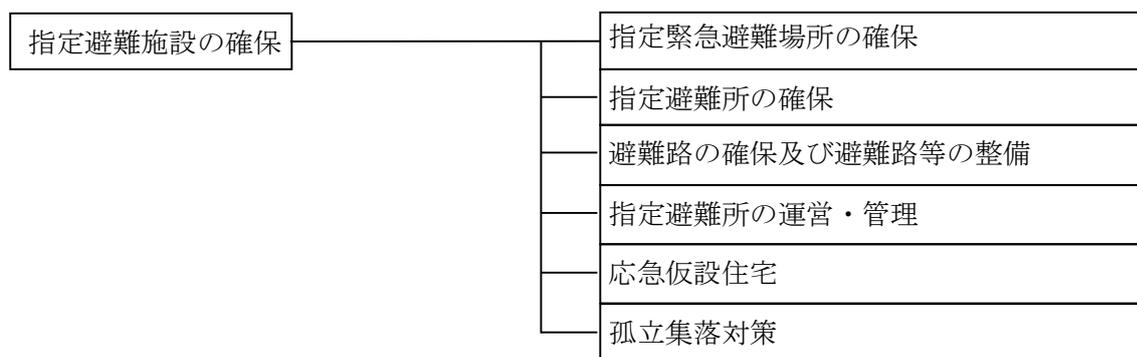
道路の損壊等交通網が遮断され、防災関係機関並びに自衛隊等が保有するヘリコプター要請に基づく活動が迅速かつ的確に行えるよう、臨時ヘリポートの候補地を、県及び施設管理者等と協議し、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、被災者支援、情報収集など、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。また、関係機関及び町民等に対し周知徹底を図る。

イ 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第12節 指定避難所の確保

町は、大規模災害発生時には避難者が多数発生するおそれがあることから、人命を守ることを最優先とし、救助の万全を期するため、事前に、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の指定及び見直しなどを行うとともに、施設・設備等の整備を推進する。また、速やかに指定避難所の開設・運営ができるように事前に管理責任者を定めるとともに、マニュアル等を策定し、指定避難所の運営・管理体制の確立を図る。



1. 指定緊急避難場所の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定状況

指定緊急避難場所は資料編「資料5-1 指定避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、速やかに指定緊急避難場所の指定を終えるよう努める。

(3) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(4) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(5) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、文化観光交流館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(6) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(7) 指定緊急避難場所の指定基準等

ア 指定緊急避難場所指定基準

地震時の指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

指 定 基 準	
管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開放される管理体制を有していること。
構造条件他	当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

上記基準のほか、次の条件に留意する。

条 件	避難行動要支援者が歩いて避難できる程度の近傍（歩いて5分以内）に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
	津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
	地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
	臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
	対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
	夜間照明及び情報機器等を備えていること。
	建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
	指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
	被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

2. 避難所の確保

(1) 指定避難所の指定状況

指定避難所は資料編「資料5-1 避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定避難所の指定及び周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、寺院や宿泊施設、他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

(5) 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

(6) 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

ア 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

イ 防災機能の強化

町は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急指定避難所として、防災機能の強化に努める。

(7) 指定避難所の指定基準

地震時の指定避難所の指定基準は次のとおり。

	指定基準
規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
構造条件	速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(8) 指定避難所の施設・設備の整備

ア 指定避難所の施設整備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

イ 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

ウ 施設整備及び物資等を備蓄する際の配慮

上記ア、イを、整備又は備蓄する際には、避難者数はもとより観光客数も考慮する。

(9) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

イ 福祉避難所の指定基準

福祉避難所の指定基準は次のとおり。

(ア) バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ)災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

ウ 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(10) 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(11) 新型コロナウイルス感染症を含む避難所運営マニュアルの策定

町は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における過密抑制など避難所における感染症対策等、「宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定するとともに、適宜、修正を加えながら避難における感染症拡大の防止を図るものとする。

3. 避難路の確保及び避難路等の整備

(1) 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

また、次の条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

ア 十分な幅員があること。

イ 万が一に備えた複数路の確保。

ウ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

(2) 避難路等の整備

ア 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

イ 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、

盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

ウ 避難誘導標識等の設置

誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(ア) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、標高の表示、東日本大震災の写真等を掲示した誘導標識等を設置し、指定避難所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(イ) 多言語化の推進

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

エ 道路の交通量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

4. 指定避難所の運営・管理

(1) 指定避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ア 町は、住民等に対し、住民参加による指定避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

イ 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。早急な職員の配置が難しい指定避難所については、行政区等への(一時的な)開設協力を要請する。

ウ 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズ及びLGBTなど性的マイノリティの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。

エ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

- オ 運営に必要な事項について、あらかじめ管理運営マニュアルを作成し、配置しておく。
- カ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- キ 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- ク より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- ケ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- コ 指定避難所には健康管理のための物品を準備し被災者の健康管理体制を確立する。
- サ 宮城県精神保健福祉センターに協力を求め、被災者の「こころのケア」に備える。
- シ 衛生管理マニュアルを作成し、指定避難所での感染症を防ぐための啓発活動を日頃から行う。
- ス 使用については複数の者が鍵を保有し状況に応じ、速やかに対応できるようにする。
- セ 簡易トイレについては、一定数を計画的に確保するほか、業者との協定により確保を図るようにする。

(2) 避難の長期化対策

ア 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づき、栄養指導、食事の改善、栄養補助食、アレルギー対策の食事等の提供が必要である。

指定避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

イ 生活環境の確保

町及び県は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、指定避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

(3) 指定避難所における愛護動物の対策

町は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り指定避難所マニュアルに記載する。

5. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）等の居住施設の供給体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し（一社）プレハブ建築協会や地元企業と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

災害救助法適用に基づき建設される応急仮設住宅は、原則として町有地とし候補地を次の通り定め、設置予定戸数を取りまとめておく。

候補地	所在地	計画戸数 (駐車場無し)
愛宕町営住宅跡地	宮城郡松島町高城字動伝一 49-6	44 (61)
町民の森グラウンド	宮城郡松島町根廻字上山王 6-1	47 (68)
手樽地域交流センター	宮城郡松島町手樽字釜地前 1-1	27 (27)
松島東部地域交流センター	宮城郡松島町竹谷字鶯ヶ沢 7-2	31 (35)

* 計画戸数（ ）は、仮設駐車場を設置しない場合

(2) 民間賃貸住宅の借上げ対策

町は、県が、応急仮設住宅として供与する借り上げた民間賃貸住宅を、円滑に被災者へ提供するため、平常時から役割分担等について県等と協議・調整を図り、その取扱いについて確認しておく。

6. 孤立集落対策

(1) 町は、中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

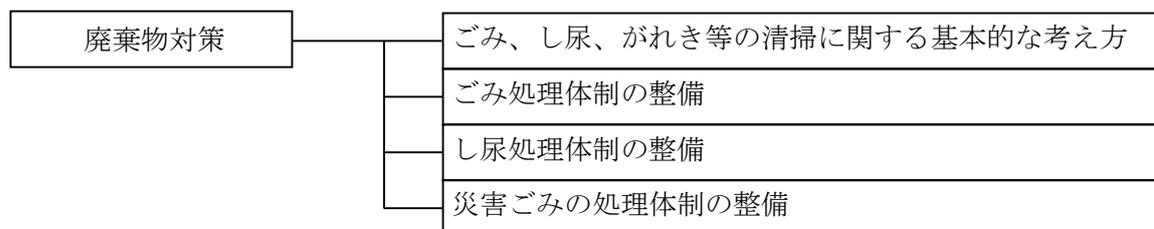
(3) 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

(4) 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に指定避難所を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。また、施設の耐震化等を推進する。

- (5) 町、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- (6) 町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- (7) 町は、地震等の災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。

第13節 廃棄物対策

町は、大規模災害発生時、大量に発生する廃棄物の処理（粗大ゴミ、不燃ゴミ、可燃ゴミ、し尿など）については、処理活動が迅速に行うことができるよう災害廃棄物の仮置き場の配置や処理方法等について具体的に示した「廃棄物処理計画」を策定するとともに『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び関係機関等と処理体制を整備する。



1. ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方

町は、災害の発生により排出されたごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

(1) 緊急廃棄物処理の実施責任者

被災地におけるし尿、ごみの処理は町の責任となるため、被害が甚大で町において処理が困難なときは、県や協定締結先の市町村に対し、場合によっては県外からの応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

※資料 7-5 廃棄物処理施設等一覧

(2) 関連業界との協力体制の整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制の整備に努める。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

2. ごみ処理体制の整備

(1) 趣旨

宮城東部衛生処理組合と連携し、災害により一時的に多量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、ごみ処理の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

3. し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

塩釜地区消防事務組合と連携し、災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、し尿処理の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図る必要がある。また、処理量を想定する際、し尿排出量は1人1ヶ月分として42リットルとする。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

(4) 災害用仮設トイレの整備

町は、簡易トイレを計画的に配備する他、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておく。

また、仮設トイレやその管理に必要な消毒薬、消臭剤等についても備蓄を行う。

(5) し尿処理用の水の確保

断水した場合には、し尿処理に要する水の確保が困難になることから、平常時から水が確保できる場所（風呂水、井戸水、湧水、学校のプールの水等）の確認を行う。また、町民に対しては、風呂水等を溜めておくよう、平常時から周知徹底を行う。

4. 災害ごみの処理体制の整備

(1) 趣旨

町は、地震等の災害により損壊した建物の廃木材等の廃棄物（以下「災害ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害ごみの処理要領への習熟と体制の整備

町は、災害ごみ等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 事前対策

災害ごみの処理対策は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊をも引きおこす恐れが考えられるので、町は、施設の管理を十分行う。

(4) 災害ごみの仮置場の選定

町は、短期間での災害ごみの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障のないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

※資料 7-6 町内災害廃棄物一時保管所

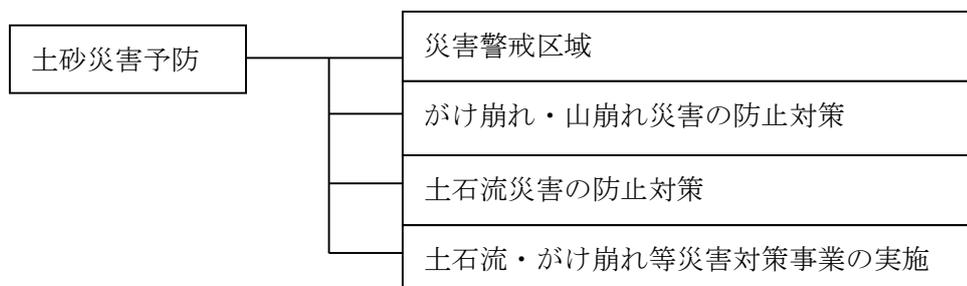
(5) 応援協力体制の整備

町は、災害ごみの処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。また、応援協力体制の整備をするにあたり、県から技術的指導を受けるとともに、撤去された災害ごみの処理計画について、あらかじめ県との調整を行う。

第14節 土砂災害予防計画

本町域では、急傾斜地及び土石流等の土砂災害危険箇所が多く指定されている。土砂災害は地震による揺れが原因で起きる場合と、降雨等によって発生する事が多く、ひとたび発生すると多くの犠牲者と財産を失うことになる。

よって、町では危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備に努める。



1. 災害警戒区域

地震の揺れ等で地盤が緩んでいるときに、降雨等が原因で土石流、がけ崩れ、山崩れ等が予想される。

また、平成13年の土砂災害防止法の制定により県は土砂災害の恐れのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れのある区域を土砂災害警戒区域、著しく危害が生ずる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定している。町ではこれらの指定情報を確実に把握して区域毎に各種対策を実施する。

(1) 対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された区域では、警戒避難体制に関する事項を定め、区域毎の災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難体制に必要な情報を提供する。

(2) 土砂災害危険箇所の公表

土石流、がけ崩れ、山崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるためには、住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

そのため、町は、土砂災害警戒区域等土砂災害を被るおそれのある場所についてハザードマップの作成、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには、現場への標識・票柱の設置等により住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。なお、土砂災害警戒区域内等の住民に対しては、必要に応じ個々に説明を行う。

県は、土砂災害危険箇所や雨量情報等の土砂災害に関する情報を砂防総合情報システム(MIDSKI)等により広く住民に提供するよう努める。

2. がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する岩石物質（土、砂礫、岩盤）が主として地震の揺れが原因となって斜面からはく落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とから

なり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。斜面崩壊の発生に係る要因としては、震度、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区の把握・周知

町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区及び指定避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

(2) 警戒・避難体制の整備

町は、災害発生の防止のため急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所の周辺、山腹崩壊危険地区においては保全・管理に関する住民への指導を実施する。危険区域及び危険箇所等の住民においては地震の後、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認3要素

- ・危険な時期(長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1時間20ミリ以上・総雨量80ミリ以上の強い雨が降ったときなど)
- ・危険な場所(傾斜が30度以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石など)
- ・危険な前兆(湧水、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴りなど)

3. 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し液体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、地震等による崩壊土砂が地震後の豪雨等により堆積物が流下する場合と、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く、一般的には勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区の把握・周知

関係機関は、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。町は、土石流危険溪流及び危険区域等の資料を整備し、周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

町は、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区ごとの警戒・避難の基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

4. 山地災害危険地区の計画的な整備

(1) 山地災害危険地区の整備方針

山地災害危険地区とは、林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。

町は、県が行う山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等の公表、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区Aランク箇所を優先とした治山対策について計画的な推進に協力する。

(2) 山地災害危険地区の啓発活動

山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。

町は、県から提供された山地災害危険地区に関する情報を踏まえ、本計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れる。

5. 土石流・がけ崩れ等災害対策事業の実施

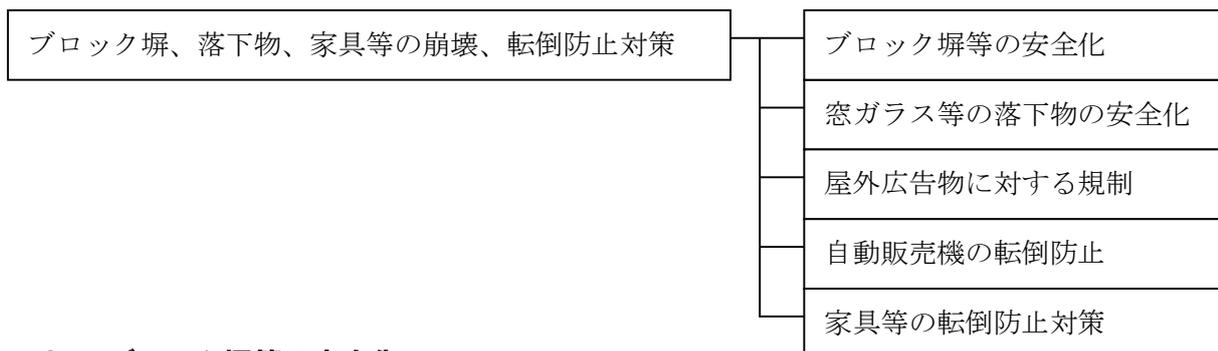
事業	事業内容
砂防事業	上流山地の崩壊侵食によって砂礫が生産される急峻な溪流中、砂防堰堤等の必要な河川及び既設の砂防堰堤のうち、満砂の状態にあるものについては、県に対し早急に要望しその予防措置を実施するよう努めるものとする。 また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
急傾斜地崩壊対策事業	都市化の進展等に伴い新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。 県及び町は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。 特に、町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び指定避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。
治山対策事業	山地災害危険地については、国や県に対し、土留工や落石防災柵等の治山施設の整備を要望していくとともに、森林の保全等に努め、総合的な治山対策の推進に努める。

※資料3-1 土砂災害危険箇所等一覧

第15節 ブロック塀、落下物、家具等の崩壊、転倒防止対策

地震時には、屋外ではブロック塀の倒壊、窓ガラスや広告塔・看板等の落下、自動販売機の転倒などにより大きな人的被害が想定できる。新潟中越地震においては40%以上の負傷者が屋内での家具等の転倒などにより、大きな人的被害を受けるデータも出されている。

また、看板の落下及び自動販売機、ブロック塀の倒壊により避難路の確保に支障をきたすことが考えられる。よって、被害を及ぼす可能性がある屋外・屋内設備等の安全化対策の推進に努める。



1. ブロック塀等の安全化

建築基準法に定める技術基準を充たさないブロック塀、石塀は地震の際に倒壊しやすい。このため、町は、事前にその危険性等について調査を行う。

ブロック塀対策等は原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、町は、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、日頃からの点検や安全性の確保を啓発、指導徹底していく。

新たにブロック塀を設置するものに対しても、配筋や基礎の根入れ等について建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図る。

2. 窓ガラス等の落下物の安全化

(1) 窓ガラス等落下防止対策

地震時における破損ガラスや建物の一部の落下による被害の発生が懸念される。

このため、3階以上の建築物に付属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行っていく。

(2) 天井の脱落防止等対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

3. 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。今後、震災対策の観点から、主要道路を中心として、屋外広告物設置者を重点になお一層の指導を強化する。

4. 自動販売機の転倒防止

道路沿いに設置している自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となるばかりか、災害時には転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり緊急車両等の活動の妨げとなることが予想される。このため、自動販売機設置に当たり日本工業規格で制定している「自動販売機の据置基準」等に基づき、必要な措置を講ずるよう指導する。

5. 家具等の転倒防止対策

新潟中越地震の被災地域では室内においても、揺れのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして多くの人的被害が生じ、特に高層階ほど揺れが大きく、家具転倒等による被害は大きかったと報告されている。

町では、広報手段を用いて住民に家具等の固定の周知に努めるとともに、高齢者、身障者等自ら家具等の固定が困難な者への人的支援等ができる体制を整える。

【災害に強いひとづくり】

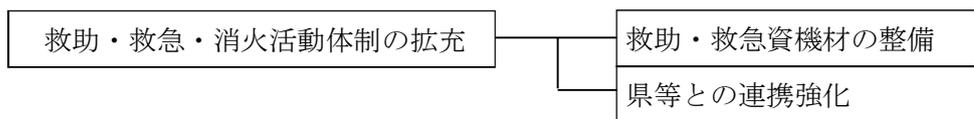
いつどんな災害が発生しても対処できる、次のような「ひと」づくりを目指す。

- 災害について高い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる
- 家族・隣人等の安全に配慮し、他者と協力して助け合える
- 災害時、的確な状況を把握し行動できる
- 災害に対する危機意識を持ち備える
- 災害時に率先して防災活動に従事・協力できる
- 世代を継続し地域の防災教育を継続していく

第16節 救助・救急・消火活動体制の拡充

災害に伴う被害を最小限にとどめるためには、救助・救急・消火活動を迅速に行うことのできる体制づくりが求められる。

このことから町は、次のような「災害の被害状況に対応した救助・救急資機材等の整備・充実」と「県・警察・消防・自衛隊等との連携強化」を図り体制を整える。



1. 救助・救急資機材の整備・充実

- (1) 町と、松島町内の土木業者等で組織され災害応急活動を行う松島地区災害防止協議会との間で、大規模災害時における具体的な協力体制について協議を行う。町は災害防止協議会が活動に際して安全にを確保できるよう安全活動マニュアルの整備を支援する。
- (2) 町は、普通救命講習会の開催や自主防災組織の育成、一般家庭への防災についての啓発指導を図る。
- (3) 町は、応急活動用資機材の整備について、その整備充実を図るとともに、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実を努める。
また、町、県、医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄を含めて整備を図る。

2. 県・警察・消防・自衛隊等との連携強化

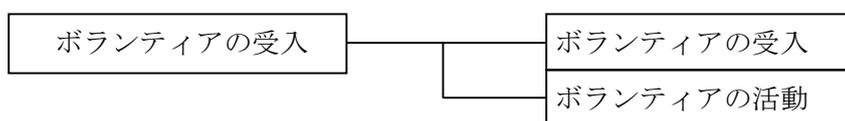
- (1) 町は、県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制を確立するため、防災関係機関との連携を図る。
- (2) 町は、消防署及び警察署、自衛隊等との連携を強化し、同時多発型救助事態への対応体制を確立する。

第17節 ボランティアの受入

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等のボランティア関係団体は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町や防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と町等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

さらに、基本理念に基づき、避難住民でも「働ける人」「動ける人」は、積極的に指定避難所運営やボランティア活動を行い、相互に助け合えるよう教育指導していく。



1. ボランティアの受入

ボランティアの受入については、県・町・松島町社会福祉協議会との三者間で締結している「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」に基づき松島町社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターを設置し運営を行う。さらに松島町社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアコーディネーターの育成等に努めていく。

- (1) 町内の企業や高校と連携し、大規模災害が発生した場合は、立地する付近の被災者の支援救助等に当たれるよう協力要請をする。
- (2) 建築、土木業関係者の協力が得られよう建築、土木業界との協力体制の推進を図る。医師、看護師等の医療関係者の協力を得て大規模災害発生時の応急医療体制を早期に確立する。

(3) ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から町、県、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備取組を行う。

ア ボランティア受入れ団体相互の連絡調整体制の確立

災害時における災害ボランティアの円滑な受け入れなどについて検討を行うため、松島町社会福祉協議会は、日本赤十字社宮城県支部その他ボランティア関係団体と協力し連絡体制の整備に努める。

イ ボランティア・コーディネーターの養成

大規模災害発生時には、ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるため、多数のボランティア・コーディネーターが必要になる。

町は、平常時から、県、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

ウ ボランティア受け入れマニュアルの作成

町は、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、各分野のボランティア受け入れマニュアルを作成するよう努める。

なお、松島町社会福祉協議会が「災害救援ボランティアマニュアル」を今後作成し、その円滑な運用について関係機関との調整を図る。

エ ボランティア活動拠点の整備

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

具体的には、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

オ 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

カ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、県、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

キ 役場OB等との協力体制の整備

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者ニーズと円滑に結びつけ

るため、ボランティア・コーディネーターが多数必要になることから、松島町の地域特性を把握している役場OBの組織協力体制を整備する。

2. ボランティアの活動

ボランティア活動の主な業務等は次のものである。

(1) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

ア 専門ボランティア

- (ア) 救助・救急
- (イ) 医療
- (ウ) 高齢者、障害者等の福祉的支援
- (エ) 農林・土木・建築関係（農地、農業用施設、公共土木施設等の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など
- (オ) 輸送（航空機、特殊車両等の操縦・運転）
- (カ) 通訳（外国語、手話）
- (キ) アマチュア無線
- (ク) ボランティアコーディネート業務
- (ケ) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (コ) IT機器を利用した情報の受発信
- (ク) その他専門的な技術・知識が必要な業務

イ 一般ボランティア

- (ア) 被災生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給・輸送等）
- (イ) 指定避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 高齢者、障害者等の介護補助
- (カ) その他被災地での軽作業

(2) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための普及・啓発に努める。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の整備

ア ボランティアの登録、協定締結等

町は、県及びボランティア関係団体等と、相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

イ ボランティアの情報の把握

町は、県及びボランティア関係団体等と、災害時の意志の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

ウ ボランティアの養成

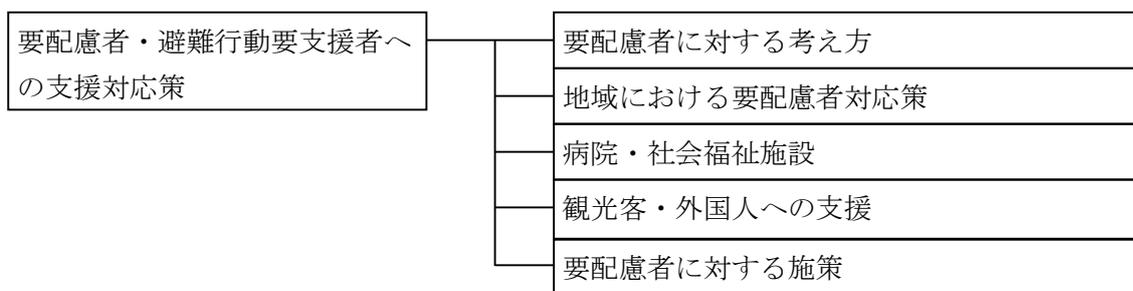
町は、専門ボランティア登録者について、県及びボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努める。

(4) 一般ボランティアとの連携体制の整備

町は、県及びボランティア関係団体と相互に連携を取り、多くの町民がボランティア活動に参加してもらえるよう、啓発や講習会等を行い、人材の育成に努める。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策

大規模災害時には、乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する患者、外国人等の要配慮者、また、観光旅行者等も被災することも考えられる。その場合、一般住民より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。



1. 要配慮者に対する考え方

(1) 要配慮者

災害時には、以下のような対象が、要配慮者として優先的に保護されるように努める。

要 配 慮 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 病弱者 ・ 心身に障害を持つ者 ・ 妊産婦、乳幼児 ・ 外国人 等
----------------------------	---

(2) 発災時間と対策との対応

災害発生時の季節、時間等について、冬期、夜間など条件の悪い時期に災害が発生した場合も想定し、要配慮者の安全確保体制の整備を行う。

(3) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害は、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組む。

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2. 地域における要配慮者対応策

(1) 避難行動要支援者等の実態把握

町は、避難行動要支援者を行政区・行政地区の範囲ごとに把握するよう努める。

また、町を訪れる観光客などの一時滞在者等の人口も季節単位及び昼間、夜の時間帯で把握しておくよう努める。

ア 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような状態の避難行動要支援者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

イ 町は、平常時より広報紙等において、災害時要支援者名簿の登録について啓発するとともに、リストアップした者に対し、必要に応じ、郵送による案内や個別訪問等を実施し、直接的に働きかける。

ウ 個人情報については、本人の同意を得て入手する。同意を得る際には、平常時における避難支援者等関係者への情報開示の可否や必ず災害時には防災関係機関等に情報が開示されること等を本人又はその家族から同意の確認を行う。

(2) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

ア 行政区・行政地区

イ 消防機関

ウ 警察

エ 民生委員児童委員

オ 町社会福祉協議会

カ 自主防災組織

キ その他避難支援等の実施に係る関係者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、以下のとおりとする。

(ア) 介護保険における介護認定を受けており、要介護 3～5 の者

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級又は 2 級の者

(ウ) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が A 又は B 判定の者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級の者

(オ) 75 歳以上の虚弱な者で、一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯

(カ) 上記(ア)～(オ)に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿に記載する内容

避難行動要支援者名簿に記載する内容(必要な個人情報)は、以下のとおりとする。

- (ア)氏名
- (イ)生年月日
- (ウ)性別
- (エ)住所又は居所
- (オ)電話番号その他の連絡先
- (カ)避難支援等を必要とする事由
- (キ)その他町長が必要と認める事項

ウ 名簿情報の取り扱い

入手した個人情報は目的以外の使用は禁止し、厳格に管理する。避難支援等関係者においても同様とする。

- (ア)個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。
- (イ)災害による電源喪失やコンピューターの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

エ 名簿の更新

転出・転入、転居、身体的状況の変化等により避難行動要支援者名簿情報に変更が生じる場合があるので、転入した要配慮者に対する住民登録窓口での説明や、定期的な名簿情報の点検などの仕組みを構築し、常に最新情報の把握に努める。

また、名簿情報が更新された場合には、その都度、避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供等

ア 町は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

イ 避難支援者等関係者は、平常時より、巡回や訓練等を行い、避難行動要支援者の所在や健康状態等の把握に努める。

(5) 全体計画・個別計画の策定

ア 全体計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」(平成25年8月策定、「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、より細目的な内容について全体計画を策定する。

イ 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画の策定に努める。

個別計画の策定については、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

(6) 緊急連絡体制の整備

ア 町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者等の実態に合わせ、家族に加え、避難支援等関係者など地域ぐるみの協力・連携のもとで、要配慮者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

イ 独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながらボランティアや地域福祉ネットワークづくりを進める。

ウ 町は各種福祉関係団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、聴覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(7) 防災施設、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、疾病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(8) 在宅における対策

ア 町は、要配慮者が災害時に安全に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

イ 地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

ウ ホームヘルパーや民生委員児童委員など高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

エ 在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用防災機器の設置を推進する。

オ 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (ア)避難する場合は、指定避難所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (イ)防災用品をそろえる
- (ウ)貴重物品をまとめておく
- (エ)近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (オ)防災訓練に参加する など

(9) 支援体制の整備

ア 組織体制の整備

- (ア)町と自主防災組織は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの老人等、避難行動要支援者等の分布を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者等をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを強化する。
- (イ)体制づくりにあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が求められるようにする。
- (ウ)避難行動要支援者等に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる場合とし、その旨を本人又は家族等に、事前に周知徹底する。
- (エ)町は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、上記の組織体制について、取組指針やガイドライン等を踏まえ適宜見直し等を行い、支援体制に万全を期す。

イ 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

ウ 避難行動要支援者の搬送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(10) 福祉避難所の確保

ア 町域を越えた受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

イ 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

ウ 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(11) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(12) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

3. 病院・社会福祉施設

(1) 防災点検及び防災資材の配備

ア 社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）や病院等の管理者は、当該施設の入所者が「要配慮者」であることから、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、施設そのものの安全性を高めるよう努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の備蓄・整備に努める。

※資料 5-2 町内の社会福祉施設等一覧

(2) 組織体制の整備

ア 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を策定する。

イ 特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

ウ 社会福祉施設や病院等の管理者は、町と連携し、日頃から、施設相互間や他の類似施設、近隣住民、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう協力体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院の管理者は災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。特に、高齢者や障害者等については、インターネットやメールサービス等を活用して情報を確認することは困難であるため、多様な情報手段を確保するとともに、個別計画の作成により緊急時の支援体制の確立に努める。

(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院の管理者は、入居者及び施設職員等に対し、避難経路や指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施し、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難誘導方法を確立する。

(5) 業務継続体制の構築

社会福祉施設や病院の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(6) 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

4. 観光客・外国人への支援

(1) 観光客対策

ア 観光客向けパンフレットの作成等

松島町を訪れる観光客は、町域に対しての地理的知識はないと考えられ、災害時における指定避難所、避難経路などは観光マップ等にも記載されていないことから、観光客に対して、指定避難所等が明確に分かる看板及びパンフレットなどの作成に努める。

イ 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、指定避難所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

ウ 関係機関との連携体制の整備

町は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止し

た際の旅行客の交通手段の確保が行えるよう、県や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備する。

(2) 外国人対応

外国人は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行うとともに、町内で生活する外国人に対して、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行い、さらに災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や外国語による広報体制の整備、指定避難所・災害危険地区等に対する英語等外国語表示の付記などを推進する。

ア 町は、適宜、防災計画の見直しを行う等、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

イ 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や指定避難所、さらには避難経路の周知徹底を図る。

ウ 町は、県、国と連携し、指定避難所までの案内板等に外国語を併記する。

エ 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

オ 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

カ 町及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

キ 町、県及び公益財団法人宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

ク 外国人については、緊急指定避難所等に避難した時点で人数を把握し、その後、外国人を一カ所の指定避難所等に集め、通訳のできる職員やボランティア等を配置するような体制整備に努める。

(3) 外国人旅行者への対応

町及び県は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

外国人観光客が滞留及び帰宅などの際、言語による不自由が生じないよう、松島町国際交流協会及び松島善意通訳者の会との協定の締結により、外国人観光客の滞留支援、帰宅支援対策を推進する。

(4) ホテル旅館等観光施設所有者の役割

ホテル旅館等観光施設所有者は、災害が発生した場合に、従業員や利用客の一時的な

収容ができるよう、水・食料・生活必需品等の必要な物資を確保しておくことが望まれる。孤立する恐れがある地域では、他からの物資の調達が困難になるため、飲料水や食料等を多めに備蓄することについて検討する。

5. 要配慮者に対する施策

町は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・その他要配慮者）の環境整備を図る。

- (1) 都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等、人にやさしいまちづくり

計 画 名	計 画 内 容
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり	民生委員児童委員、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする在宅ケアチームやボランティア組織などの連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

- (2) 住宅・公共施設・福祉施設等の建築物の不燃化性の向上による人的被害の防止

計 画 名	計 画 内 容
社会福祉施設等の耐震性の向上	要配慮者優先避難所となる公立社会福祉施設の耐震化工事等を計画的に行う。また、民間施設について、同様の措置を講ずるよう指導していく。

- (3) 要配慮者優先の非常ルール確立

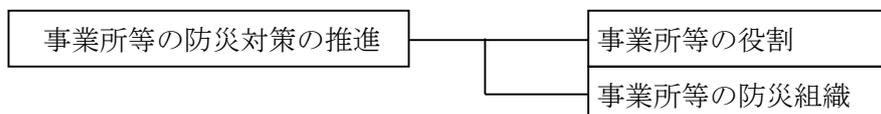
計 画 名	計 画 内 容
福祉避難所の確保等	県や社会福祉施設管理者等関係機関と連携し、要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた指定避難所として福祉避難所を指定するとともに、当該施設の環境整備を図る。 指定にあたっては、町外の施設の確保についても検討を行う。
町民向け防災マップの作成、活用	町民向け防災マップを作成し、災害発生直後における、指定避難所等における要配慮者対応について、町民への周知徹底を図る。
防災活動マニュアルの作成、活用	防災活動マニュアルを作成し、災害発生直後における、指定避難所開設・運営時等における要配慮者優先ルールについて、職員への周知徹底を図る。
外国人対応の推進	災害時における外国人（日本語を解さず、援護を必要とする外国人）の安全確保を図るため、外国人向け防災パンフレットの作成・配布、防災訓練への参加促進、その他防災知識の普及・啓発等に努める。また、通訳ボランティアの確保にも努める。

- (4) 要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等と関係機関との連携強化や近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定の締結

計 画 名	計 画 内 容
他市町村との相互応援協定の締結	他市町村との相互応援協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先指定避難所の確保について、相互応援をするための実施手順等を協議し、決めておく。
相互扶助組織等の連携	県・国等の指導により、高齢者、障害者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応援体制の整備に努める。

第19節 事業所等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



1. 事業所等の役割

(1) 事業所等の活動

ア 事業所等の防災上の位置付け

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震等の災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、事業所各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

イ 事業継続上の取組の実施

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町や県等との協定の締結や防災訓練への参加等、町や県の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

エ 帰宅困難者対策の実施

地震等の災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、事業所等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

オ 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害

の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(2) 町、県及び防災関係機関の役割

ア 防災に関するアドバイスの実施

町、県、防災関係機関は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 事業所等における防災の取組に対する支援

町及び県は、事業所等に係る防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築等支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

ウ 事業所等の防災力向上対策

町及び県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所等の防災に係る取組の積極的評価等により事業所等の防災力向上の促進を図る。

2. 事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、町や町民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動等は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 事業所等の自衛消防組織の設置

一定の要件を満たす事業所は、消防計画を定め、計画で定める自衛消防組織を運用し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら地域の安全に寄与できるよう努める。

また、自衛消防組織の設置が義務づけられていない事業所等についても、同様に地域の安全に努める。

(2) 主な防災対策及び防災活動

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集・伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

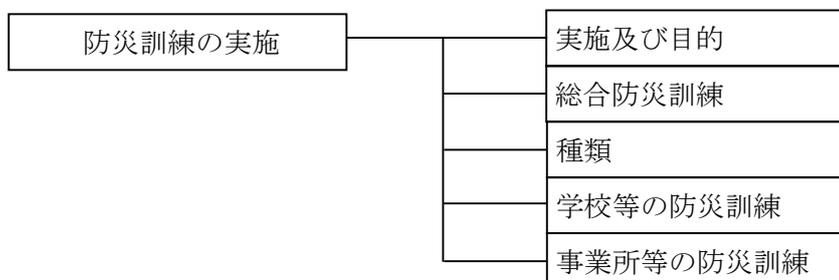
オ 避難対策の確立

カ 応急救護

- キ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ク 施設耐震化の推進
- ケ 施設の地域避難所としての提供
- コ 地元消防団との連携・協力
- サ コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- シ 大型の什器・備品の固定

第20節 防災訓練の実施

町は、災害発生時における災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関と連携して各種防災訓練を計画的に実施し、終了後速やかに訓練結果の検証を行い訓練の課題を整備する。



1. 実施及び目的

防災は、訓練の積み重ねにより大きな効果を上げることができる。実践的、具体的な防災訓練を行うことが、住民・自主防災組織・企業・防災関係機関・ボランティア等と行政関係機関との連携体制を確実なものとし、発災時の対応能力を高めることになる。

また、住民の防災意識の普及や被災時対応の向上にも効果が期待でき、地域防災計画が現実的に機能できるかなど、計画の妥当性についての検証も合わせて行えることから、「実践的な防災訓練」の実施を次のとおり総合的に進める。

(1) 定期的な訓練

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(2) 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

(3) 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害の規模及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

(4) 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に

も努める。

(5) フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(6) 町職員については、定期的に各地域や災害対策本部への参集訓練や避難訓練を実施する。

(7) 若者参加の防災訓練を実施することにより、災害時町内に在住する中学生や高校生のような若者達がどのように機能するかを検証し、災害時の情報収集や人的支援の機動力として育成する。

(8) 町は、防災関係機関等の参加を得ながら、多数の住民が参加し要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

(9) コミュニティ単位での防災訓練

町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(10) 非常通信訓練

町、東北総合通信局、県及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練の実施に努める。

2. 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の実施等

自衛隊、海上保安庁、県等の防災関係機関、自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体及び多様な世代からの町民等が参加する総合防災訓練を、年1回以上実施する。実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

(2) 訓練内容及び訓練時の配慮事項

訓練内容は下記3のとおりとする。訓練の際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

3. 種類

主な訓練種類は下記のとおりだが、実施基準の詳細は事前に関係機関と協議しその都度定める。

災害対策本部 設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者の 動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常 通信訓練	災害時には、建物の倒壊や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信がふくそうしたり、途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・ 救助訓練	消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防 御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。
水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情 報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。
避難訓練 (土砂災害を含 む)	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ 円滑に対応するため、広報訓練も含め、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、 職員や児童、生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、炊き出し訓練、給 水訓練も同時に行い習熟させる。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と 連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応急 手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施す る。
自衛隊災害 派遣要請訓練	災害時発生時の自衛隊派遣要請を、速やかに対応ができるよう訓練を実施す る。
緊急輸送訓練	救援物資の受け入れのため、陸上輸送に対応する拠点の確保及び救援物資集積 施設の設置訓練等を実施する。
公共施設復旧 訓練	公共施設が被災又は停電した際に、迅速な施設復旧を実施するため、電源確保 訓練等を実施する。
ガス漏洩事故処 理訓練	危険物等の輸送時における事故・災害等を想定し、警察・消防等の関係機関等 の応援活動などの訓練を実施する。
防潮堤の水門、 陸門等の締切操 作訓練	津波、高潮、風水害等に備え、防潮堤や陸門等の操作手順の確認等の訓練を実 施する。
指定避難所運 営訓練	避難勧告等により指定避難所が開設された場合に、指定避難所管理者及び地元 住民等の協力のもと迅速に指定避難所が運営できるよう、避難訓練等とあわせ、 定期的、実践的な訓練を実施する。また、指定避難所運営の際の要配慮者に対す る行動についても同時に習熟させる。
警備・交通規制 訓練	道路被害状況により、交通規制及び迂回路確保のための訓練を実施する。
その他の訓練	防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画に基づき、図上訓練を 含めた各種訓練を実施する。

4. 学校等の防災訓練

- (1) 地震等の災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- (2) 校園外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防
災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- (3) 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう

配慮する。

- (4) 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して指定避難所運営訓練を実施する。

5. 事業所等の防災訓練

- (1) 事業者等は、大規模な地震等の災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所として指定されている場合は、災害発生の際、企業が指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(4) 訓練内容

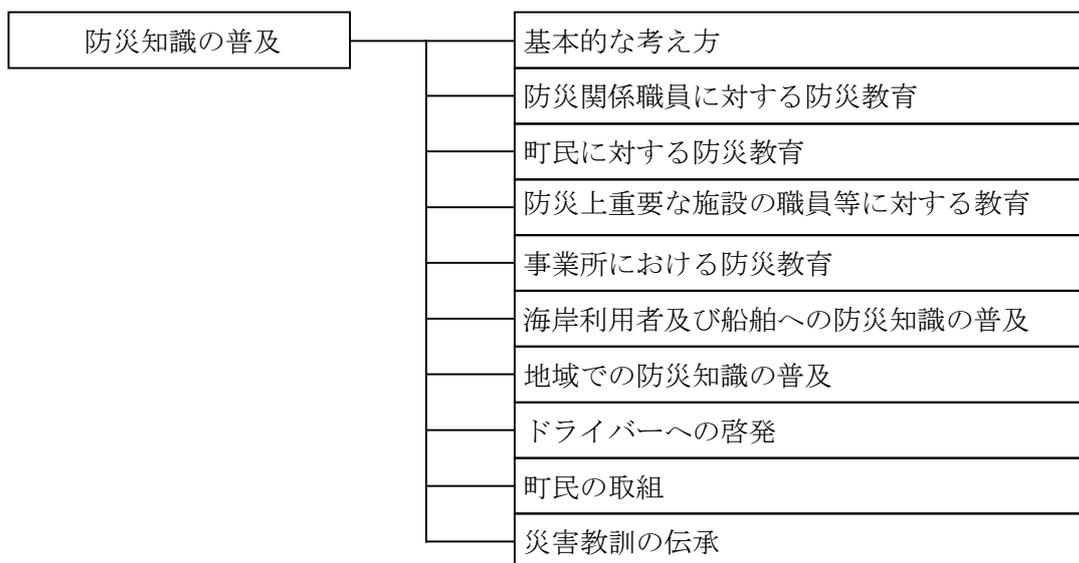
- ア 避難訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救急救命訓練
- エ 災害発生時の安否確認方法
- オ 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 町、自治会、他事業所等との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第21節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

災害による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と的確な行動が不可欠であり、また、定められた計画を実効性あるものとするためには、計画を運用する防災機関の職員及び住民等の計画に対する理解が重要である。さらにその必要性及び運用方法を熟知し、継続化していかなければ、災害発生時に有効適切な活動は期待できない。

町は、関係団体の協力を得て一層の普及促進の方策を検討し、また、要配慮者への防災知識の普及について、一人暮らし老人等を対象に災害緊急連絡台帳の整備と心身障害者福祉サービスパンフレットへの防災メモ等の作成、自主防災組織を通じての周知に努める。



1. 基本的な考え方

町をはじめ各防災関係機関は、「住民が自らを災害から守る（自助）」「地域社会がお互いを守る（共助）」という防災の基本を踏まえ、防災教育、講習会等を積極的に実施し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発に努める。

なお、施策の実施に当たっては、近年の高齢化傾向の特性を踏まえ、特に高齢者等の要配慮者に配慮した防災教育を系統的に推進しておく必要があることに留意する。

2. 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 防災活動マニュアルの作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
- オ 他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した防災研修等の実施

(2) 教育内容

- ア 地震・津波などの災害についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 地域防災計画の内容
- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 災害が発生した場合等に具体的に職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）
- キ 各種防災情報システムの操作方法等
- ク 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に対する知識
- ケ 家庭及び地域における防災対策
- コ その他必要な事項

3. 町民に対する防災教育

町及び防災関係機関は、住民に対し、「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 普及の方法

ア 社会教育、生涯教育、各種団体を通じた普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、女性団体、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

イ 広報媒体による普及

町は、以下に示す多様な広報により、防災知識の普及に努める。

普 及 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、インターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等)等の活用 ・新聞、雑誌への掲載 ・防災に関するテキスト、マニュアル、広報紙、パンフレット等の印刷物の配布 ・防災ビデオ等の製作・貸出 ・有識者による防災をテーマとした研修・講演会、講習会、シンポジウム、展覧会、映画上映会等の開催 ・「防災の日」等防災運動による防災思想の徹底 ・その他
----------------------------	--

ウ 総合防災訓練等の実施

町は、町民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を町民に周知させる。

エ 防災とボランティア関連行事の実施

町及び県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

オ 東日本大震災発生日の位置付け検討

町及び県は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置付けについて検討する。

カ ハザードマップ等の活用

町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

キ 防災拠点の活用

町及び県は、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

(2) 周知内容

- ア 町及び防災関係機関が実施する防災対策及び災害応急対策等の内容
- イ 地震や津波等の災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- エ 災害危険性に関する情報
 - (ア)各地域における避難対象地区
 - (イ)孤立する可能性のある地域内集落
 - (ウ)急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (エ)液状化や地盤災害等周辺地域における災害危険性の知識
- オ 避難行動に関する知識
 - (ア)避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - (イ)早期避難の重要性についての知識
 - (ウ)自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - (エ)各地域における避難地及び避難路に関する知識 など
 - (オ)浸水等により指定避難所までの歩行等が危険な状態になった場合等の避難の方法について
 - (カ)指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
- カ 災害に対する平素の心得

災害に対する平素の心得

- ・負傷防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・災害時の家庭内の連絡体制・行動ルールの事前確認
- ・応急救護等の習得
- ・自宅、職場、学校等からの家族の避難の方法（避難路、指定避難所の確認）
- ・「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- ・非常持出品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食、乾電池等）
- ・出火防止等の内容
- ・自主防災組織の結成
- ・要配慮者及び観光客への配慮
- ・ボランティア活動への参加
- ・正確な情報入手の方法
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 災害発生時の心得

災害発生時の心得

- ・災害発生時にとるべき行動（場所別）
- ・緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ・地震等の災害が発生した場合の出火防止と初期消火
- ・自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ・近隣の住民等と協力して行う救助活動
- ・テレビ・ラジオ等による情報の収集
- ・避難実施時に必要な措置
- ・指定避難所での行動
- ・自主防災組織の活動
- ・自動車運転中及び旅行中等の心得
- ・公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（w e b 171）の利用推進を図る。
- ・避難勧告等の発令時にとるべき行動
- ・自動車運行の自粛

ク その他

(ア) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(イ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(3) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

町及び県は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び LGBT など性的マイノリティのニーズの違い等十分配慮する。

イ 観光客等への配慮

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、指定避難所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(4) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（w e b 171）の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の利用推進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi - F i 接続サービスなどの普及を促進する。

(5) 相談窓口の設置

町及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、そ

の旨周知徹底を図る。

4. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害の恐れがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

5. 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業者に対して防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、事業所における防災教育のテキストを作成し、その普及に努める。

事業所における防災教育については、事業所による差が著しく、全体的には水準の統一が見られないため、事業所団体毎に構成員の内部組織における防災知識の普及を図る。

6. 海岸利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 町は関係機関と連携し、関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

ア 町は、関係機関と連携し、防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

イ 町は、関係機関と連携し、各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ウ 宮城海上保安部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

7. 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町及び県は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

町及び県は、指定避難所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

町及び県は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定避難所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

8. ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

9. 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

(1) 食料・飲料水等の備蓄

概ね「最低3日間、推奨一週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

(2) 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

(3) 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

(4) 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

(5) 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

(6) 防災マップの活用

町が作成する防災マップを活用し、避難経路図、緊急指定避難所等の確認に努める。

10. 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

(1) 資料の収集及び公開

町及び県は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(2) 伝承機会の定期的な実施

町及び県は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

(3) 石碑やモニュメントの継承

町及び県は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 伝承の取組

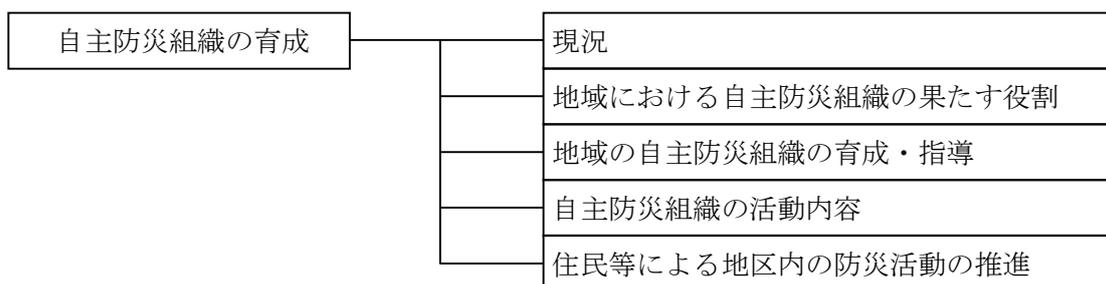
町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第22節 自主防災組織の人材育成

町は、自主防災組織の結成促進や運営について、「自主防災組織結成促進及び運営マニュアル」を有効利用し、平常時及び災害時の活動が円滑に行えるようにする。

また、町は、「世代継続する防災まちづくり」の理念を実現するために、自主防災組織の育成・強化を図り、消防機関等との連携を通じて、地域コミュニティにおける防災体制の充実等を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、若い世代をはじめ、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。



1. 現況

自主防災組織としては、各地域に住民主体の自主防災組織が結成され、それぞれが積極的に活動を行っている現状である。

また、婦人防火クラブが行政区ごとに結成されており、また、小学校の児童生徒による少年消防クラブも結成されている。

2. 地域における自主防災組織の果たす役割

(1) 自主防災組織の必要性

大規模災害の発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害によるコミュニティの崩壊や被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出・救護等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の要配慮者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するなどが必要である。

(2) 自主防災組織の活動

大規模災害発生時においては、住民が「自分の生命・自分の地域は自分で守る」という意識のもとに行動することが第一である。また、住民自身の地震等に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織活動を支えることになる。

3. 地域の自主防災組織の育成・指導

地域の自主防災組織の育成・指導は、基本的に以下のとおりとし、松島消防署の指導・協力を得て町が行う。

具体的な組織の育成については、別途「自主防災組織結成推進及び運営マニュアル」参照。

- (1) 町は行政区・行政地区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。特に、組織が設置されていない地域については、その原因を究明し、指導助言を行い、組織結成を推進する。
- (2) 町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、松島町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 訓練の実施等

(ア) 防災訓練への参加・実施

災害が発生したとき、適切な措置がとることができるよう町及び県が実施する防災訓練へ参加する。

(イ) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日常の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(ウ) 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

(エ) 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(オ) 救出・救助訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 指定避難所開設・運営訓練

災害発生時に迅速かつ円滑な指定避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設

管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。また、町は、自主防災組織自らが避難所を運営することができるよう、訓練や研修等を積極的に支援する。

イ 防災点検の実施

災害が発生したときに被害拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

ウ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

エ 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

(ア) 地域内の被害情報の収集方法

(イ) 連絡をとる防災関係機関

(ウ) 防災関係機関との連絡方法

(エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、防災関係機関による円滑な救出活動に必要な情報等の提供を行う。さらに負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の手当てを必要とする場合には救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

エ 避難の実施

町長から避難勧告等又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して

様々な手段を用いて周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定避難所に誘導する。なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

市街地：冠水、火災、落下物、危険物

山間部、起伏の多いところ：土石流、がけ崩れ、地すべり

海岸地域：津波

河川：決壊・氾濫

(イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

(ウ) 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 指定避難所開設・運営への参画

災害発生時には、町担当職員が被災し、指定避難所への参集が遅れることなども想定されることから、指定避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参加するよう努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたることとなった場合、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給を行うことになる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として炊き出し支援協力を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5. 住民等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携し防災活動を行う。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第23節 防災教育

平成17年度より、町では、小学校1年生から中学校3年生までを対象に防災教育『まつしま防災学』を教育計画に組み入れて実施しており、児童生徒に基礎的な防災知識と技能を習得させ、自ら地域の一員として参画し貢献できる人材を育成している。また、小学生は家庭で、中学生は地域社会の中で地域防災に参加できる、若者参加型の地域防災が組織され「世代継続する防災まちづくり」ができるよう努めている。



1. 学校における防災教育の方針

(1) 防災教育の趣旨

町は、「世代継続する災害に強いまちづくり」の理念のもと、若者の地域参加を促すために、小中学校における防災教育を安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行う。特に避難や災害発生時の危険性及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を強化する。

(2) 目標

- 小学校低学年 「自分を守る」
- 小学校中学年 「自分や家族を守る」
- 小学校高学年 「自分や家族を守り、地域の人役に立つ」
- 中学校 「地域の防災戦力」

身につけ、考え、行動できる優しさとたくましさのある生徒の育成
助けを待つ存在から助ける行動を起こす存在に

2. 効果

- (1) 災害時に自分の身を守れる児童生徒が増える
- (2) 児童生徒の話から、家族の防災意識を高揚させることができる
- (3) 防災に関する知識や実践力が次第に高まり広がることによって、「地域防災」へとつながり、世代を引き継ぎながら災害に強いまちづくりへとステップアップできる。

3. 学校等教育機関における防災教育

- (1) 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

- (2) 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- (3) 児童生徒等に対する防災教育
 - ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や指定避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- (4) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- (5) 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- (6) 町及び県、教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- (7) 町及び県、教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- (8) 町及び県、教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- (9) 町及び県並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上必要な知識の普及に努める。

【災害に強い組織づくり】

災害時に「もの」と「ひと」が組織的に動き、動かされなければ大きな効果は期待できない。このため次のような組織を目標とし、防災体制の強化に努める。

1. 信頼関係が確立された組織
2. 役割が明確な組織
3. 意図の伝達・徹底が容易な組織
4. 応援と強調が円滑な組織
5. 災害の危機管理が徹底した組織
6. 防災のため積極的に行動する組織

第24節 防災組織の強化

松島町の「地域としての災害危険性」に即して、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、整備・強化を次のとおり進める。

町内において地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町、県及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す必要がある。このため、町は、平常時から組織ごと及び勤務時間外の配備・動員計画や、業務継続計画を定める。



1. 町の指導體制

- (1) 地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、庁内に防災計画担当者会議を設置する。
- (2) 防災まちづくり計画の円滑な推進を図るために、密接な情報交換と研修・訓練等を実施し、災害時における各課の円滑な連携体制の強化に努める。
- (3) 町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

2. 迅速な初動体制確立

防災組織の整備を図るとともに、災害規模に応じた組織毎の配備動員計画を定め、職員参集システムを確立する。

(1) 配備体制の明確化

災害対策は、県との連携が不可欠であることから、県の配備体制を十分考慮し、本町の配備体制を定める。

また、各配備体制においては、配備基準、配備内容、配備職員、参集場所、活動内容等を明確にしておく。

町内で震度4を観測したときに警戒本部を設置し、また、震度5弱もしくは震度5強を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。

ア 警戒配備体制(0号配備)

災害の規模等により災害対策本部や警戒本部等の設置を要しない場合の体制として警戒体制(0号配備)を整備する。

イ 特別警戒配備体制（1号、2号配備）

(ア)警戒配備の次段階として警戒本部が設置できる配備体制（1号配備）を整備する。

(イ)1号配備の次段階として特別警戒本部が設置できる配備体制（2号配備）を整備する。

ウ 非常配備体制（3号配備）

大規模な災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に組織の全力をあげて応急対策等を実施する体制を整備する。この段階では、災害対策本部を自動設置するものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準の明確化等

ア 災害対策本部の設置基準及び廃止基準を明確にする。

イ 災害対策本部を運営するにあたり、平常時から、組織のメンバーを明確にしておくとともに、災害対策本部の設置及び運営方法等について十分に確認を行う。

ウ 町長が不在等により災害対策本部長として指揮がとれない場合等の指揮命令系統を明確にする。

エ 災害対策本部の各災対部における責任者を定め、指揮命令系統を明確にする。

(3) 事務分掌の周知徹底等

あらかじめ、災害対策本部設置時の組織構成及び事務分掌を定め、平常時から職員に対し事務分掌等の周知徹底を図り、職員自らの役割について十分理解させる。

(4) 夜間・休日等における体制

夜間・休日等勤務時間外の災害発生時等の「職員の参集手段」を明確にする。特に、町長等幹部職員及び防災担当職員については、夜間・休日等の連絡先等について常に明確にしておく。

(5) マニュアルの作成

ア 職員初動マニュアルの作成

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、職員の初動体制を明確化する職員初動マニュアルを作成する。作成の際には、平常時の組織ごとの配備・動員計画や勤務時間外の職員の参集方法、初動時にとるべき職員の行動等について明確化する。

イ 応急活動マニュアルの作成

町は、組織ごとに災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

ウ 消防団活動安全管理マニュアルの作成

町は、消防団と協力して、特に津波災害における消防団活動を継続していくために必要な事項を定めたマニュアルを作成し、活動時における消防団員の安全確保に努める。

3. 人材確保対策

(1) 他の災対部からの職員の応援

各災対部の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、他の災対部等からの職員の応援を受けられるよう職員の調整等が円滑にできるような体制を整備する。

(2) 退職者の活用等

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4. 業務継続計画（BCP）

(1) 業務継続性の確保

ア 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(2) 電源及び非常用通信手段の確保対策

ア 電源及び非常用通信手段の確保

町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

イ 再生可能エネルギーの導入推進

町は県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(3) データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立つことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共

施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

(4) 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

5. 町施設における防災拠点機能の整備

(1) 役場、保健福祉センター等の防災拠点施設は、電気水道等が停止した場合に備えて、FAX・コピー・パソコン等が使用可能な自家発電設備の整備、飲料水・燃料の備蓄に努める。なお、役場が被災した場合に代替施設となる松島町運動公園温水プールについては、上記の整備に努めるほか、情報通信機器等の整備を図る。

(2) 救援・救護活動の拠点となる保健福祉センター・指定避難所となる学校や集会施設等を有効に機能させるため、防災倉庫の設置及び応急対策用資機材「物資の備蓄」「防災行政無線の設置」「住環境整備」を図る。

(3) 大規模災害発生時の炊出しの拠点となる学校給食センターについては、炊出しに必要な設備や機材等の整備を図る。

6. 防災計画の見直し等

(1) 松島町防災会議を設置し、随時、地域防災計画の見直しを行っていく。

(2) 地震調査研究等の推進

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

ア 国・県等の調査研究等の活用

国、県、研究機関等で実施された調査研究等の情報を入手し、必要に応じ松島町地域防災計画等の見直しを行う。

イ 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町又は県に報告するよう努める。

町及び県は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

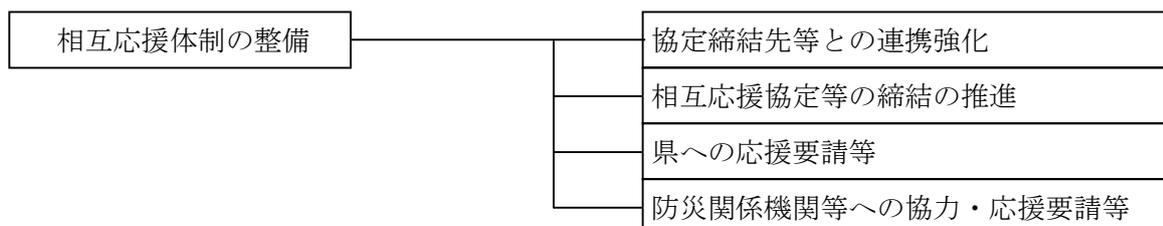
ウ 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第25節 相互応援体制の整備

大規模な災害発生時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。



1. 協定締結先等との連携強化

(1) 協定等締結状況

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大和町、富谷市、大衡村、	平成 7 年 11 月 14 日
災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定	宮城「館」懇談会、みやぎ生活協同組合	平成 9 年 1 月 24 日
災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城「館」懇談会、宮城県石油商業協同組合塩釜支部、宮城県石油商業協同組合黒川支部	平成 10 年 11 月 4 日
宮城県市町村相互応援協定	宮城県内全市町村	平成 16 年 7 月 26 日
松島町災害対策業務に関する協定書	松島地区防災防止協議会	平成 16 年 10 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	松島町社会福祉協議会	平成 16 年 12 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	社会福祉法人松島町社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会	平成 17 年 3 月 25 日
電力設備災害復旧に関する協定書	東北電ネットワーク（株）塩釜電力センター	平成 20 年 3 月 27 日

松島町地域防災計画 地震災害対策編

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書	松島旅館組合、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定書	松島島巡り観光船(企)、丸文松島汽船(株)、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成 21 年 9 月 9 日
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	平成 21 年 12 月 7 日
夫婦町災害支援相互協定	秋田県にかほ市	平成 24 年 8 月 6 日
災害相互支援協定書	埼玉県滑川町	平成 24 年 11 月 3 日
災害時における清涼飲料水供給に関する協定書	仙台コカ・コーラボトリング株式会社	平成 25 年 12 月 3 日
東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定	東松島市	平成 24 年 4 月 24 日
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県武豊町	平成 24 年 10 月 4 日
特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 宮城事業部	平成 26 年 1 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定書	山形県中山町	平成 26 年 6 月 30 日
災害相互支援協定書	広島県廿日市市、京都府宮津市	平成 26 年 7 月 20 日
災害時における緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部	平成 27 年 2 月 16 日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人千賀の浦福祉会、医療法人友仁会老人福祉施設松島みどりの家、社会福祉法人功寿会、コスモスケア株式会社、有限会社マミーホーム、社会福祉法人松島町社会福祉協議会、松島医療生活協同組合、社会福祉法人松の実福祉会	平成 27 年 7 月 28 日
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	松島産業株式会社	平成 27 年 8 月 5 日

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社宮城主管支店	平成27年8月5日
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	くろしおLPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	平成28年4月19日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	特定非営利法人アドバンス「デイサービスセンターいっぷく」、特定非営利法人結いのこころ「里山デイサービスひより」	平成30年2月8日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年8月3日
包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社他町内郵便局等	令和2年11月5日

※ 各協定及び覚書等に関する詳細は資料編 資料2を参照のこと。

(2) 関係団体との連携強化

町及び県は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の供給を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(3) 相互応援体制の整備

ア 受入体制の構築

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に協定締結先等から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を位置付けるよう努める。

なお、受入れに必要な次の事項について、実効性の確保に努め、準備を整える。

- (ア) 応援先・受援先の指定 (優先順位)
- (イ) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (ウ) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (エ) 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制
- (オ) 資機材等の集積・輸送体制
- (カ) その他必要な事項

イ 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。なお、人的応援により

職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(4) 非常連絡体制の確保

ア 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関等とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

イ 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

(5) 県内市町村間相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

2. 相互応援協定等の締結の推進

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町、県及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

(1) 市町村間の応援協定等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意する。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当部局の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

ウ 遠方の市町村間の相互応援協定

協定締結の際には、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

松島町は日本三景のひとつとして、毎年、京都府宮津市と広島県廿日市市と連携をとっており、今後、両市との相互応援協定について検討を行う。

エ 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるようあらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 広域避難に係る協定締結等

東日本大震災の教訓を踏まえ、広域避難に関する協定締結等に努めるとともに、締結した場合には、あらかじめ相互間で協議を行い、その受入れ収容施設の状況把握や情報・連絡体制、広域避難に関する手順・移動方法など定めておくものとする。

(2) 民間事業者等との応援協定等

大規模な災害が発生した場合、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事、災害廃棄物の処理等の応急対策を迅速に実施するためには、民間事業者をはじめ各種団体の協力が不可欠となる。このため、町は、あらかじめ、民間事業者等と協定等を締結し、協力体制の確立に努める。

3. 県への応援要請等

(1) 連絡体制の構築

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 応援体制の強化

町及び県は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

(3) 資機材及び施設等の相互利用

町及び県は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(4) 救援活動拠点の確保

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

4. 防災関係機関等への応援・協力要請等

(1) 自衛隊に対する緊急通知

町は、通信の途断等により県に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼ができない場合に備え、防衛大臣又は自衛隊へ直接緊急通知する際の連絡先や手順等についてあらかじめ明確にしておく。

(2) ライフライン事業者等との連携体制の確立

町は、電気、ガス、通信等、住民の生命又は社会生活の維持に必要なライフラインを管

松島町地域防災計画 地震災害対策編

理する事業者等と、あらかじめ協議を行い、連絡体制等の整備を図り、災害時における連携体制を確立する。

(3) 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

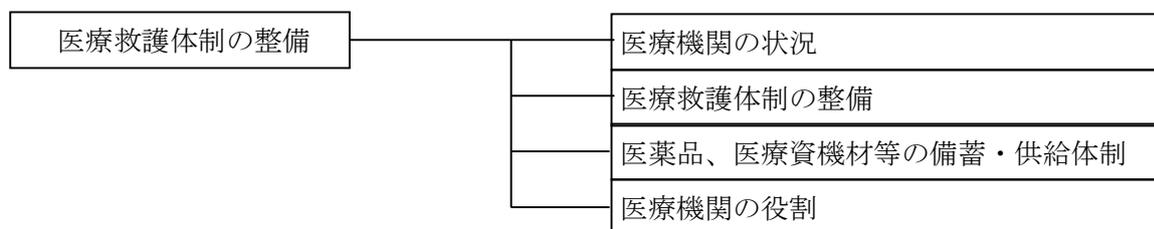
第26節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模災害発生時には、多数の負傷者がでることが予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがあることから、町は、県と医療救護機関と綿密な連携を図りながら医療救護体制を整備するとともに、医薬品等の備蓄も含めて整備充実を図る。

医療救護所設置については、(公社)宮城県塩釜医師会と締結する「災害時の医療救護活動に関する協定」により設置し救護班を編成する。医療救護所の運営については、混乱を招かないよう責任者を明確にした上で推進する。なお、必要な備品等の確保が図れるよう事前に準備し、関係機関の協力を得る体制をつくる。

〈医療救護所の主な役割〉

- ・ 傷病者の応急処置及び医療
- ・ 後方医療機関への搬送の可否及び搬送準備の決定



1. 医療機関の状況

町内の医療機関の状況は、以下のとおりである。

なお、町は、災害時において町内の医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握し、この旨を住民に広報する。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
松島病院	高城字浜 1-16	354-5811	内科、外科、産婦人科、整形外科、 神経内科、消化器科 リハビリテーション科
中山クリニック	磯崎字磯崎 2-8	353-2333	内科、小児科、腎臓内科、人工透 析
小野寺記念たけな か医院	高城字町 61	354-2607	内科、小児科、消化器内科
松島海岸診療所	松島字普賢堂 2-11	354-3702	内科、消化器科、循環器科、歯科、 矯正歯科、小児歯科
松島中央歯科医院	松島字陰ノ浜 7-1	353-2161	歯科、矯正歯科、小児歯科
西村歯科医院	磯崎字磯崎 105-3	353-4092	歯科、矯正歯科、小児歯科、小児 矯正無痛治療

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
A B E デンタルオフィス	高城字町 151-4	353-9980	歯科
ファミリア歯科	高城字町 147-6	355-6860	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科

2. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護体制の整備

- ア 町は、健康長寿課長を責任者とし、平常時より災害時の医療救護体制を構築する。
- イ 町は、病院、医療救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ウ 医療救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るため、町内各病院や（公社）宮城県塩釜医師会と事前に協議等を行い、協力体制を構築する。必要に応じ協定等の締結に努める。
- エ 医療救護所において医療救護活動が対応できない場合に備え、町は、県地域災害医療支部を通じた県医療救護班及びDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請等を迅速かつ円滑に実施するため、連絡先、連絡方法等をあらかじめ確認しておく。
- オ 町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星携帯電話、災害時優先電話、M C A無線機等の複数の通信手段の整備に努める。

(2) 医療救護所の指定

- ア 町は、（公社）宮城県塩釜医師会等医療機関の協力を得て、災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当、トリアージ等の初期医療救護に相当する応急処置等を行うための医療救護所を、あらかじめ、以下のとおり指定する。

医療救護所

施設名	連絡先	収容規模
松島町農村婦人の家	352-2361	30人
松島町保健福祉センター	355-0666	20人

- イ 町は、障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 医療救護班の編成

- ア 町内の各病院、医院、（公社）宮城県塩釜医師会等の協力を得て、あらかじめ医療救護班を編成しておき、救護活動体制を確立する。町内独自での医療救護班の編成が困難な場合は、保健福祉事務所（保健所）の協力のもと、広域圏で編成を行う。

イ 町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(4) 応急救護設備の整備と点検

町は、大規模な災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行う。

(5) 在宅要医療患者の医療救護体制

ア 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

イ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(6) 救護者の搬送体制

重度の負傷者の搬送は、塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署等の救急車を利用し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

3. 医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制

(1) 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

ア 町は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セットを町役場及び指定した医療救護所等に配備し、定期的に点検・補充を行う。

イ 災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合に備え、健康長寿課は、必要に応じ協定等を締結する等、調達先となる町内の関係業者との協力体制を構築し、その確保努める。関係業者は以下のとおりである。

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
品川薬局	高城字町 95-1	354-2032	
たかぎ薬局	高城字元釜家 9-1	354-3369	
つばさ薬局松島店	松島字普賢堂 5-5	353-2990	
薬王堂	高城字帰命院下一	353-3551	
カメイ調剤薬局松島店	高城字浜 1-68	353-8588	
まごころ調剤薬局	高城字町 62-3	349-9127	

ウ 町内の関係業者だけで不足する場合に備え、塩釜地区薬剤師会及び『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村からの調達方法等を協議しておく。

(2) 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、医師会や宮城県薬剤師会等とあらかじめ協議しておく。

4. 医療機関の役割

(1) すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。

(2) 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、町及び他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(3) 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

5. 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。

(1) 災害派遣福祉チームの体制における役割(平時)

ア 町の役割

本計画において災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

ウ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等(以下「協力法人施設」という。)の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

ア 町の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

ウ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

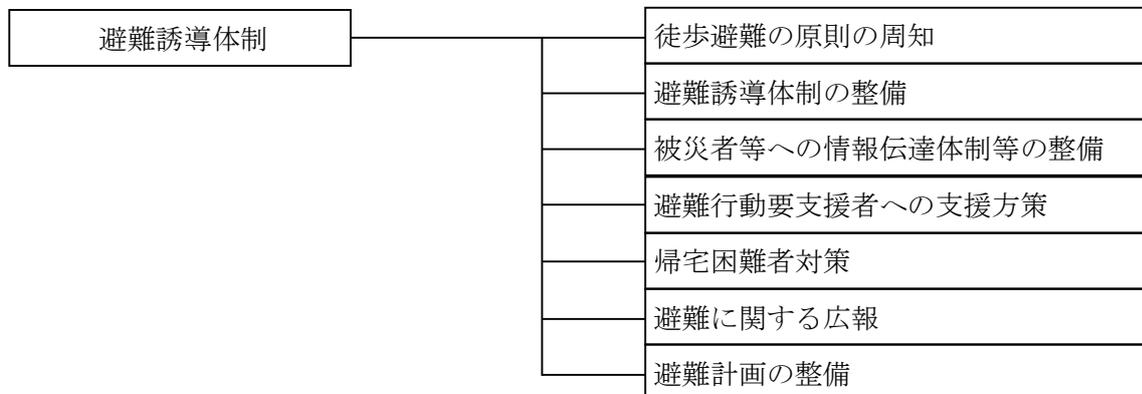
(3) 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第27節 避難誘導體制

町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、避難計画の作成、強力な救助組織の確立等、大規模災害発生時における避難誘導體制の整備を次のとおり進める。



1. 徒歩避難の原則の周知

町は、指定避難所への職員配備や、防災行政無線を活用した適切な避難情報の収集伝達方法の整備を図る。特に避難行動要支援者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

災害発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、災害発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2. 避難誘導體制の整備

(1) 行動ルールの策定

町は、消防職団員、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

(2) 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

3. 被災者等への情報伝達体制等の整備

(1) 情報伝達手段の確保

ア 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

特に要配慮者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

イ 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者、観光客等の帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

(3) 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(4) 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

4. 避難行動要支援者の支援方策

(1) 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、地震災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 避難行動要支援者対策について

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

- イ 避難行動要支援者の管理データの整備は町職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会が連携し、常に対象者の状況変化に対応できるようにし、安否確認の方法についても、対象者と地域住民の理解を得ながら事前に行うよう努力する。
- ウ 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(3) 社会福祉施設等における対応

ア 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

イ 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

ウ 非常持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

(4) 在宅者対応

ア 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

イ 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者の情報について、県と共有化を図るとともに、災害時個別支援計画等の策定に努める。

(5) 外国人等への対応

町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

ア 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

イ 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

エ 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

5. 帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

町は、大規模な災害の発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

(2) 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

(3) 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

(4) 避難対策

ア マニュアルの策定

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

ウ 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(5) 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(6) 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(7) 帰宅支援対策

町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

(8) 地域協議会等の設置

町は、主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、県と連携して取り組む。

6. 避難に関する広報

(1) 町民及び自主防災組織に対しては、その趣旨の徹底と非常時における安全避難への協力確保を図るため、平常時より広報に努める。

(2) 町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

(3) 実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

7. 避難計画の整備

(1) 町の対応

ア 町は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。

また、

(ア) 避難勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人数

(ウ) 指定避難所の名称、所在地、収容人数

(エ) 避難路及び避難経路、誘導方法

イ ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などまちづくりと一体となった防災力の向上に努める。

ウ 避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

(2) 公的施設等の管理者

学校等、病院、社会教育施設、駅等不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者や職員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、職員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第28節 食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制

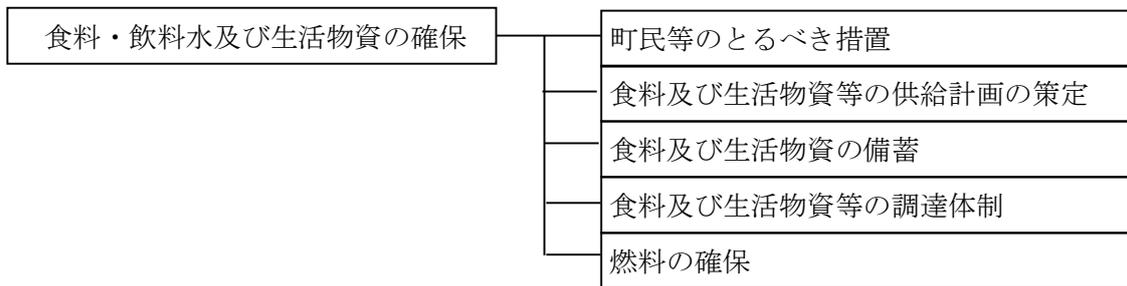
被災時に住民の食料や飲料水又は生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こり、早急な提供は困難が予測される。よって町は、被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行えるよう物資の備蓄、調達体制を整備していく。

また、学校給食センターやホテル・旅館を利用した炊き出しや、防災組織と連携による地域での炊き出しも計画する。

各家庭での備え

学校給食センター等での炊き出し

各種団体・組織の救援活動



1. 町民等のとるべき措置

- (1) 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、「最低3日間、推奨一週間」分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努める。
- (2) 町民は、家族構成に考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- (3) 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努める。
- (5) 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう、パンフレット、広報誌等を通して啓発に努める。
- (6) 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2. 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

3. 食料及び生活物資の備蓄

(1) 初期対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の「最低3日間、推奨一週間」分等、初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める。

ア 食料の備蓄

町は、米穀、乾パン等の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため分散備蓄を行うとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、対応年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行う。

イ 生活物資の備蓄

生活物資の備蓄状況は、資料編「資料7－8 食糧・飲料水等備蓄一覧」のとおりである。

ウ 飲料水の備蓄

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(2) 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、指定避難所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(4) 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(5) 備蓄物資選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(6) データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

(7) 配給体制の整備

以下の事項に留意し、大規模災害時の飲料水、食料、生活物資等の配給体制を整備する。

ア 自主防災組織、ボランティア等の協力のもと配給体制を整備する。

イ 指定避難所等での要配慮者への配慮

ウ 公平性

エ 在宅の被災者への配給体制

オ 在宅の要配慮者への配給体制

4. 食料及び生活物資等の調達体制

(1) 食料・生活物資の調達

ア 町は、民間事業者等と食料・生活物資の調達に関する協定を締結するなど、緊急時の物資調達先を確保する。

イ 町は、生活物資の調達について利府松島商工会と協議の上、町内各業者から必要量を調達できるよう体制を整備する。

ウ 町内の関係業者だけで不足する場合は、宮城「館」防災に関する相互応援協定締結市町村及びみやぎ生活協同組合との協定に基づいて調達するものとし、調達方法等について事前に確認しておく。

エ 上記での調達が困難又は、生活物資が不足する場合等には、県に応援を要請するものとし、あらかじめ応援要請方法等について確認しておく。

オ 調達する食料・生活物資を選定する際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮することを、職員に対し周知徹底する。

(2) 飲料水の確保

ア 被災地における迅速な対応を図るため、応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

イ 給水に関する応援要請については、日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づき実施する。

緊急時用浄水装置能力表

ろ過能力	V=2,000 ㎥ (1時間当たり)
	※ 1世帯当り 1日 20 ㎥ポリタンクを1個使用した場合
	1時間当り 2,000 ㎥÷20 ㎥=100世帯分
	1日当り 100世帯÷24h=2,400世帯分給可能

ウ 長期断水時の飲料水確保を図るため、井戸水等の水質検査に努める。

5. 燃料の確保

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

ア 物流体制の整備

町は県と連携し、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。

イ 燃料確保に関する協定等

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(2) 重要施設の停電時の対策強化

県から指定された重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 災害応急対策車両の燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

(4) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(5) 普及啓発

ア 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害

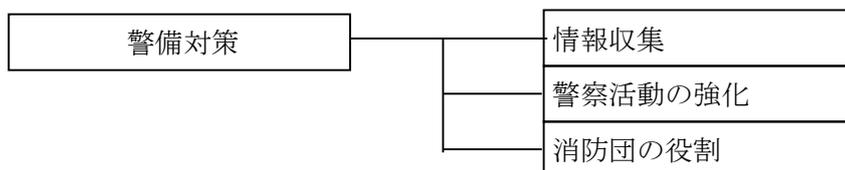
発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

イ 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第29節 警備対策

町は、災害発生時の、救出・救助活動の他、交通の混乱や治安の悪化など、警備を必要とする様々な場面が想定される。警察機関との連絡体制を強化し十分な対応がなされる体制づくりに努める。また、海上においては、宮城海上保安部が応急対策の役割が果たせるよう平時から連絡体制を強化する。



1. 情報の収集等

町は、塩釜警察署に対し、平常時より警戒区域、無人化地域及び指定避難所等の治安状況等の犯罪に関する情報を収集・分析し、治安活動について要請をする。

2. 警察活動の強化

町は、被災地、指定避難所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し、必要により臨時交番の設置、集団警ら等の地域警察活動を強化するよう要請する。

3. 消防団の役割

町は、災害が発生した際に消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民と協力し救助救出活動を行うため、多くの町民が平常時より地域自主防災訓練に参加し地域の連携の強化を図る。

第30節 学校防災対策

大規模災害発生の場合、指定避難所が開設された地域の学校の教職員は、指定避難所開設・運営への協力が要請されるとともに、被災した多数の児童・生徒に対するケア等適切な対応が必要になる。学校は、大規模災害時を想定した教職員の行動計画を策定し、児童・生徒の避難誘導保護等を含めた「災害対策マニュアル」を策定する。

なお、学校施設については、災害発生時、地域における防災拠点として利用されるため他の指定避難所と同様に、備品や避難生活に必要な物資の備蓄を行うとともに、耐震補強等防災に必要な施設の整備に努める。



1. 防災体制の整備

学校（幼稚園、保育所含む）は、町、県、教育委員会の指導及び支援を受け、計画の策定や連絡体制の整備など事前対策を推進する。

(1) 校長（以下「園長、所長」を含む）は、学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てておく。

(2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

ア 児童等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図ること。なお、児童・生徒の引き渡しにおいては以下の事項に留意する。

(ア) 平常時から家庭の状況を把握しておくこと。

(イ) 保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については学校等に止めるなど事前の協議・確認を行うこと。

(ウ) 登下校園中（徒歩、自転車、バス等）に災害が発生した場合の対応

(エ) 警報発表中は、児童生徒を引き渡さず、保護者とともに学校等に留まることや、避難行動を促すなどの判断についての対応

イ 教育委員会、警察署、松島消防署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

ウ 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと。

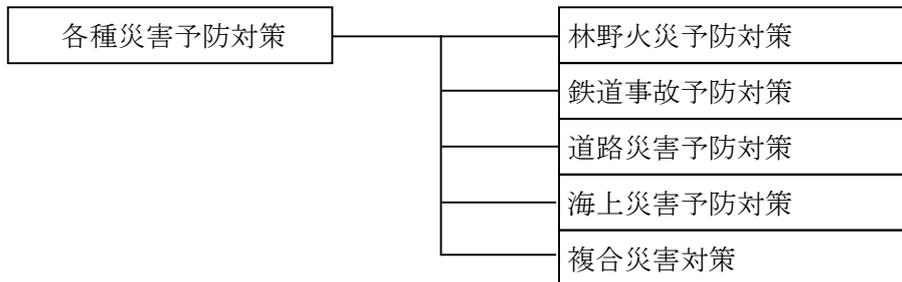
エ 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たるため、学校防災計画に指定避難所となる場合の事項を定めておくこと。

(3) 町及び学校は、「まっしま防災学」として防災専門家や災害体験者の講演会開催及び町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を計画する。また、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育や、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災

害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

- (4) 教職員に対しては、災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火方法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- (5) 町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第31節 各種災害予防対策



1. 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施工、資機材の整備を図り火災予防対策の徹底に努める。

(1) 事前警戒措置

ア 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接自治体に近接している場合は、通知する。

イ たき火等の制限

町長は、気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

ウ 火の使用の制限

塩釜地区消防事務組合管理者は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認める区域内に在る者に対し火の使用を制限する。

エ 喫煙の禁止

塩釜地区消防事務組合火災防止条例に基づき、火災警報発令時には、町民の森などでの喫煙を禁止する。

(2) 広報宣伝の充実

県、町及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱の指導取締を行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(3) 防災活動の促進

町及び防災関係機関は、火災につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて、未然に防止を図る必要があり、地域、住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の習得を図る。

(4) 森林等の管理整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹林帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(5) 防ぎょ資機材の備蓄

町、県等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

(6) 林野火災特別地域の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けるよう努める。

2. 鉄道事故予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(3) 関係機関相互の応援体制

町は、鉄道事故災害が発生した場合に備え、平常時から、鉄道事業者等関係機関との連絡を密にしておく。

(4) 鉄軌道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき

踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努めるものとする。

3. 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。

(1) 道路施設

それぞれの道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(2) 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互の連携強化を図る。

(3) 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

(4) 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、ICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、その情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(5) 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(6) 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

4. 海上災害予防対策

船舶の衝突、転覆、火災、機関故障等の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

(1) 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県、及び町は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及

び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平時からの連携を強化する。

(2) 捜索、救助活動について

町は、救助・救急関係機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(3) オイルフェンス等防除資機材の備蓄について

町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、吸着マット等の防除資機材の備蓄を行う。

(4) 防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備について

町は、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

(5) 防災訓練の実施

町は、第二管区海上保安本部が実施する大規模海難や危険物流出等を想定した訓練に協力し、相互の連携体制の強化を図る。

5. 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

(1) 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の災害予防対策の定めるところによるが、予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

ア 活動体制

(ア) 町は、平常時から防災関係機関相互の連携（要因、装備、資機材等の広域応援）について協議しておく。

- (イ) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (ウ) 町、県、関係市町村は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢等を速やかにとることを考慮する。
- (エ) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

イ 情報収集・伝達体制の整備

- (ア) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる指定避難所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (イ) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (ウ) 町、県、防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - ① 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - ② ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (エ) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

ウ 避難体制の整備

- (ア) 複合災害時には、避難勧告等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (イ) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

(ウ)町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

(2) 複合災害に関する防災活動

ア 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

イ 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害時は広範囲にわたる被害発生が予想され、多岐にわたる応急対策の必要性が生じる。応急対策は、防災体制や相互応援協定の応急活動組織、情報収集・伝達や避難誘導など、主に人命に係わる対応を中心とした緊急対策と、応急住宅やライフラインの復旧など、主に被災者の生活支援を中心とした対策に区分される。

災害発生後の応急対策については、防災機関が行う消火活動はもとより救急救助活動、情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導等応急活動の全般的な機能を果たすことになる。

また、多様な応急対策需要に対応するためには、常備消防はもちろんであるが、消防団・婦人防火クラブ・自主防災組織等が地域の中心となって初期消火、救出活動、避難誘導、広報活動等に大きな役割を果たすことが必要である。大規模災害発生後の応急対策を迅速かつ効率的に実行するためには、このような応急対策需要の特異性と防災機関の中心的な役割を十分に活かした計画を立て、実施しなければならない。

特に地震災害は他の災害と異なり、発生の事前予知が困難であること、また、東日本大震災の教訓からも事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分配慮する必要がある。事前対策による被害軽減にも限界があり、応急対策計画に基づいた備えが重要な意味を持つ。大地震災害による応急対策の特色としては、他の災害と比較して、広域性及び同時多発性を有していることであり、特に応急対策の第一線に立つ町は、多岐にわたる応急対策活動を同時並行的に行うことが求められ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急対策を講じていくことが必要となる。

【初動期の応急活動】

災害発生直後は、人命の安全確保を最優先とし、避難誘導や救急救助活動、消火活動を行わなければならない。また、正確な情報収集を行い、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を行い、被害の拡大防止と二次災害の発生抑止に努めなければならない。

第一段階の応急対策は、人命救助を最優先とした集中的活動により、その被害を最小にとどめるための活動を行うべきである。その上で第二段階としての対応策を実施できるよう備えを整えておくことが大切である。

住民は我が身の安全を確保した上で、率先して隣や近所の住民の安否確認や救出活動を行う。

第1節 防災活動体制

災害に伴う様々な被害を軽減するためには、応急対策活動を迅速・的確に行うための体制づくりが求められる。従って、町は災害発生直後の職員初動体制を整備し、合わせて、災害規模に応じて災害対策本部を設置し適切な動員体制を作り各対策部ごとに定められていた応急対策を実施する。

1. 職員の配備体制

町内において震度5強以上の地震を観測した場合又は町内に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたときに、災害対策本部を設置し、非常配備体制を取る。なお、災害対策本部が設置された際には、各課（局所）は部となる。

また、この前の段階では（特別）警戒本部の設置、あるいは警戒配備を敷くこととしており、各配備体制の基準内容等については次のとおりである。

※資料1-3 災害対策本部組織図

※資料1-4 事務分掌内容

※資料1-6 各対策の所管課一覧

(1) 警戒配備（0号配備）

町内で震度4以下の地震が観測され災害の発生が予想される時。その他特に危機管理監が必要と認める場合は、必要な人員をもって警戒配備（0号配備）体制を取る。

(2) 警戒本部（1号配備）

町内で震度4以上の地震が観測され広範囲に災害の発生が予想される時。その他特に総務課長が必要と認めたときは、体制の基準に基づき松島町警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号配備）体制を取る。

(3) 特別警戒本部（2号配備）

町内で震度5弱の地震が観測されたとき、宮城県に津波注意報以上が発表されたとき、その他特に副町長が必要と認めたときは、松島町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2

号配備) 体制を取る。

(4) 災害対策本部 (3号配備)

町内で震度5強以上の地震が観測されたとき、その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたときは、松島町災害対策本部を設置し、非常配備 (3号配備) 体制を取る。

なお、震度5強以上の地震が観測された場合には、松島町災害対策本部を自動的に設置する。

また、災害対策本部設置前の段階でも、被害の規模が相当程度広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 職員動員体制

配備体制ごとの職員動員体制は、「資料1-5 動員体制」に定めるとおりとする。

【配備体制の基準・内容等】

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
災害対策警戒配備による警戒配備	警戒配備	町内で震度4以下の地震が観測、または災害の発生が予想されるとき。 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	災害に関する情報の収集及び連絡が円滑に行える体制。	■体制 総務課 (環境防災班) 危機管理監 ■構成 危機管理監 環境防災班 その他危機管理監が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室
	特別警戒	町内で震度4以上の地震が観測され、広範囲に災害の発生が予想されるとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 その他特に総務課長が必要と認めたとき。	警戒本部設置 災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる体制。	■体制 本部長：総務課長 副本部長： 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 その他総務課長が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
	号	宮城県に津波注意報以上が発表されたとき。 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は、被害が発生したとき。 その他特に副町長が必要と認めたとき。	特別警戒本部設置 各課(局所)長、参事、班長及び所要職員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部に移行できる体制。	■体制 本部長：副町長 副本部長： 総務課長 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室
災害対策本部要綱	非常配備 号	町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたとき。	災害対策本部設置 組織の全力を挙げて応急対策を実施するため全職員体制。	■体制 本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室 (庁舎被災時) 温水プール美遊 (高城字動伝一34-1) 石田沢防災センター(松島字石田沢12-2)

2. 職員の参集等

(1) 勤務時間内の参集行動等

ア 職員動員の指示

危機管理監は、配備体制基準に該当する災害情報等を入手した場合は、庁内放送及び登録制メール等を用い、動員職員に対し配備命令を出す。

当該配備体制に係る課(局所)長は、危機管理監からの情報を確認後、動員職員の所在等を確認し、庁外へ出ている職員がいる場合などには、その旨の伝達等を行う。

イ 動員職員への伝達手段

配備命令の動員職員への伝達は、主に次の方法で行うものとする。

- (ア) 庁内放送・・・庁内職員向け
- (イ) 防災行政無線・・・庁外活動中の職員向け
- (ウ) 一般加入電話・・・町出先機関向け
- (エ) 携帯電話(メール機能含む)・・・庁外活動中の職員向け
- (オ) 口頭連絡・・・停電等により庁内放送等が使用できない場合等

ウ 職員の対応

町職員は、配備命令を確認した場合には、迅速に次の行動をとるものとする。

- (ア) 仕事の途中であっても速やかに平時の勤務場所に戻り、上司の指示を受けられる体制を整える。
- (イ) 災害の状況により庁舎へ戻れない場合には、最寄りの公共施設等へ参集し、その旨を上司に連絡する。

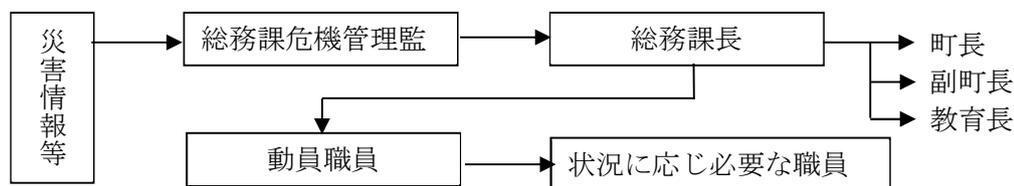
- (㉒)勤務場所が庁舎外で、災害発生とともに庁舎に戻る場合には、途中の被災状況を上司に報告する。
- (㉓)庁舎（施設）及び設備の機能（安全）確認、来庁者・施設利用者等の安全確保及び避難誘導等への対応を行う。火災が発生した場合には、初期消火に努め、直ちに消防本部へ連絡する。また、エレベーターが設置されている場合には、エレベーター内の残存者の確認を行う。
- (㉔)庁舎内が一段落した後は、家族の安否確認を行い、その後、速やかに活動できる体制をとる。

(2) 勤務時間外の参集行動等

ア 職員の招集

(㉕)動員職員への災害情報の伝達

次のフローにより、配備命令を動員職員へ伝達する。



(㉖)動員職員の登庁

- ① 動員職員は、勤務時間外（夜間・休日など）に、上記フローにより災害情報等の伝達があったとき、もしくはテレビやラジオなどによる災害情報などを知ったときは、速やかに登庁又は配置につく。
- ② 自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、その旨を所属課（局所）長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。
- ③ 災害による交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属課（局所）長へ報告し、その後の指示を受ける。

イ 職員の自主参集

災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、職員は配備命令の有無にかかわらず、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努め、次の措置をとる。

- (㉗)職員は震度5強以上の地震が発生した場合、あるいは大規模な災害の発生を覚知した場合は、配備命令の伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の災害状況を把握しながら参集する。
- (㉘)自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。

- (ウ) 自らの周辺における火災の有無を確認し、火災があった場合は初期消火、消防機関への通報などで対処する。また、参集途上で住民等の救助要請を認めた場合は、消防機関や警察等へ通報するとともに、人命救助など適切な処置を講じる。
- (エ) 交通機関や通信の途絶、火災などにより参集することが困難な職員は、所属課（局所）長に連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設に参集し指示を待つものとする。
- (オ) 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

ウ 登庁後の職員の行動

動員職員や自主参集により最初に登庁した職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、次のような応急対策を臨機の判断により迅速かつ的確に実施する。

なお、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

- (ア) 火災報知器等の確認による庁舎の設備被害の把握及び機能（安全）確保
- (イ) 庁舎の目視による安全確認
- (ウ) 防災行政無線、電話、FAX、インターネット回線等の情報通信機器の被害状況
- (エ) 災害などに関する情報収集及び連絡
- (オ) 気象情報の収集及び連絡
- (カ) 災害対策本部設置業務、関係防災機関に関する要請
- (キ) 指定避難所の開設、避難誘導など

(3) 職員参集状況等の把握

職員の参集状況、安否確認は、各課（局所）長が取りまとめ、総務課長へ報告する。その際、職員が参集途上で把握した被害状況等についても、報告するものとする。

※資料 8-5 参集時被害確認メモ

3. 災害対策本部の組織体制

(1) 災害対策本部の組織

松島町災害対策本部の組織は、「松島町災害対策本部条例」及び「松島町災害対策本部運営要綱」に基づくものとする。

(2) 松島町災害対策本部の事務分掌

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- イ 住民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防・水防その他応急措置
- エ 被災者の救助、救護その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧

- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難の準備情報、勧告、指示
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ケ 県災害対策本部への報告、要請
- コ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(3) 設置・廃止基準

次の基準に該当し、町長が必要と認めるとき、災害対策本部を設置又は廃止する。

ア 設置基準

- (ア) 災害救助法による救助の適用を受ける災害が発生したとき。
- (イ) 町内において、震度5強以上の地震が発生したとき。
- (ウ) その他必要な事態が発生したとき。

イ 廃止基準

- (ア) 町域において、災害発生のおそれが解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

(4) 災害対策本部の設置・廃止の通報

災害対策本部長は、本部の設置又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。また、本部員会議の決定事項のうち必要と認める事項についても同様とする。

- ア 県知事
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 自衛隊
- エ 隣接市町長
- オ 住民
- カ 各報道機関

(5) 町長指揮命令不能時等における措置

町長の指揮命令不能時等は、副町長に町長の職務・権限を代行させることとし、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

(6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別な場合を除き役場会議室に置く。災害対策本部が設置された場合は、速やかに通信機器等の使用ができるような準備体制を図る。

ただし、災害により役場庁舎に甚大な被害が発生し設置が困難な場合は、下記の施設に本部を設置するものとする。但し当該施設にも甚大な被害が確認された場合は被害の影響

が軽微な施設に変更し災害対策本部を設置する。

- ・施設の名称：松島運動公園温水プール 所在：松島町高城字動伝一 34 番地の 1
- ・施設の名称：石田沢防災センター 所在：松島町松島字石田沢 12 番地の 2

(7) 災害対策本部の運営

ア 本部員会議

(ア)本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(イ)本部員会議は、災害対策本部長が招集する。

イ 部

(ア)部は、本町における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

(イ)部に、部長の外、副本部長を置き、災害対策本部組織表に掲げる職にある者又は部長が指名する職員をもって構成する。

(ウ)部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を把握し、所属職員を指揮監督する。

(エ)副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときにその職務を代理する。

4. 現地災害対策本部

ア 局地災害の応急対策を集中的に推進するため又は特に必要があると認めるときは、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名した者が担当する。

ウ 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度災害対策本部長が定める。

5. 各配備体制下での活動

(1) 警戒配備（0号配備）下での活動

警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 危機管理監は、県及び関係機関と連絡を取り、震度等の情報を的確に把握し各課に連絡を取る。

イ 建設課長、水道事業所長は、仙台管区気象台が発表する地震情報による宮城県中部地域の震度、本町の震度及び宮城県総合防災情報システムからの情報を収集し、危機管理監に報告する。

ウ 関係各課（局所）長は、役場庁舎会議室に参集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。

- エ 配備を行う各課（局所）の課（局所）長は、危機管理監からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に、必要な指示を行う。
- オ 配備につく職員の人員は、状況に応じ各課（局所）長が判断し増減する。
- カ 配備につく職員は、自己の所属する課（局所）の所定の場所に待機する。

(2) 特別警戒配備（1号配備）下の活動

特別警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ア 警戒本部長（総務課長）は、必要に応じ警戒本部会議を開催し、応急対策について方針を決定するとともに、必要事項について住民に指示又は伝達する。
- イ 警戒本部長（総務課長）は、各課（局所）長との相互連絡を密にする。緊急措置については、町長、副町長に報告するとともに、状況を県に報告する。
- ウ 各課（局所）長は、次の措置を取り、その状況を警戒本部長に報告する。
 - (ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備する。
 - (イ) 装備、資機材、機械等を点検し、必要に応じ被害予想地へ予め配備する。
 - (ウ) 関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- エ 各課（局所）長は、要員配備の方法及び人員等について、1号配備から速やかに2号配備に切り替えられるよう体制を整備する。

(3) 特別警戒配備（2号配備）下での活動

特別警戒配備下における活動の要点は、1号配備体制の活動のほか、概ね次のとおりとする。

- ア 特別警戒本部長（副町長）は、必要に応じ、特別警戒本部会議を招集する。
- イ 総務課長及び危機管理監は、関係各課（局所）長との相互連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、応急措置についてその都度、町長に報告する。
また、その状況を県に報告する。
- ウ 各課（局所）長は、次の措置を取りその状況を随時特別警戒本部長に報告する。
 - (ア) 所要の人員の配置について。
 - (イ) 対応実施状況及び調査状況について。

(4) 非常配備（3号配備）下の活動

- ア 非常配備の場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を災害対策本部長に随時報告する。
- イ 災害対策本部長は、災害対策状況を県に報告する。

(5) 非常配備体制の特例

- ア 災害対策本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

イ 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるとき、関係部長は、災害対策本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

(6) 関係機関等との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

6. 警戒活動

地震・津波発生時には被害拡大を防ぐため、町内の警戒・監視、防潮扉の操作等必要な措置をとる。

(1) 警戒体制

町内に災害の発生が予想される場合は、防災活動体制の基準に基づき、警戒配備体制を敷く。

(2) 地震・津波発生時の措置

震度4以上の地震が発生し、総務課長が必要と認めた場合又は津波注意報・警報が発表された場合、町は、消防、水防団、土地改良区等と連携し次のような措置をとる。

- ア 町内の監視、警戒、広報及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の配備

7. 庁内間の職員の応援等

各部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の部から応援を得る。

(1) 職員の応援要請

各部長は、各部の職員の参集状況や活動状況等を把握し、職員が不足する場合には、以下の事項を「職員応援要請書」等に明記し、災対総務部へ職員の応援を要請する。ただし、急を要する場合には「職員応援要請書」を省略することができる。

- ア 応援を要請する作業内容・職種
- イ 場所
- ウ 人員数
- エ 携帯品
- オ その他必要事項（技術・女性職員の必要性等）

(2) 応援職員の派遣

災対総務部は、各部からの職員の応援要請に対応するため、次の対策を実施し、応援要

請した部に職員を派遣する。

- ア 各部から提出される「職員応援要請書」等より、職員の応援を必要とする業務内容及び人数等をできる限り正確に把握する。
- イ 職員の出勤・出務状況を踏まえ、応援出務可能人員の調査を行う。
- ウ 応援出務可能人員の調査及び各部の応援要請を踏まえ、職員配置案を策定する。職員配置案の策定にあたっては、過去に経験した業務内容や性別等をできる限り考慮する。
- エ 職員配置案をもとに、職員に余裕のある部と協議を行い、応援要請先の各部に動員を派遣する。
- オ 町職員において、応急活動要員が不足する場合には、協定先の市町村、職員OB等への応援を要請する。

8. 応急活動が長期化する場合の対応

町は、大規模な災害が発生し、応急対策が長期化する可能性がある場合には、次のような対応をとり、職員の健康を配慮する。

(1) 職員の交代、休息

職員の不眠不休作業が、長期間続くことのないよう、職員の交代や休息について十分に配慮する。

- ア 災対総務部は、応援要請を行った人員を含め、職員の交代、休息計画等を策定する。
- イ 性別等に配慮し、休息場所として、庁舎等に仮眠場所等を確保する。
- ウ 初動期の活動が一段落した時点等で、順次職員を一時帰宅させる。

(2) 衛生・健康管理

- ア 庁舎等に備蓄してある食料等、又は調達した食料等を応急活動要員に定期的に供給し、健康管理に配慮する。
- イ 必要に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所等と連携し、職員に対するメンタルヘルスケアを行う。
- ウ 応急対策要員用の洗面場所、トイレ等を設置し、衛生管理を徹底する。

第2節 情報の収集伝達

災害発生と同時に、正確な災害情報を迅速かつ的確に収集できる体制を整え、いち早く地域住民や観光客等に避難を含めた情報を伝達することが重要であり、また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、各防災関係機関と緊密な連携を図る。

1. 実施責任

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町は報道機関と連携し、住民の生命、財産を保全するため、防災気象情報、地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

(2) 災害発生のおそれがある危険や異常等の発見者は、ただちにその旨を町、消防署、警察、海上保安部のいずれかに通報しなければならない。

2. 緊急地震速報の伝達周知等

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを想定した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

(2) 伝達周知方法

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

町は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて緊急地震速報を受理した場合は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)等により、住民等へ伝達する。

また、町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や店舗などの集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

3. 地震・津波情報の伝達周知

気象予警報及び地震、津波警報が発令されたとき、町は、直ちに住民に対し注意を促すとともに、避難の伝達をしなければならない。特に要配慮者に対しては、地区の民生委員、児童委員、行政員を活用し、周知徹底する。

(1) 地震・津波予警報の種類と発表基準等

ア 地震・津波情報の種類

地震情報及び津波情報は、地震、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とした情報である。

※資料 4-4 気象庁震度階級関連解説表

(ア) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	・地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない) 	<ul style="list-style-type: none"> 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	<ul style="list-style-type: none"> 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(イ)津波情報等

津波災害対策編参照

(ウ)その他の情報等の発表

地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表する。

例えば、降雨量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害の起こる恐れがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

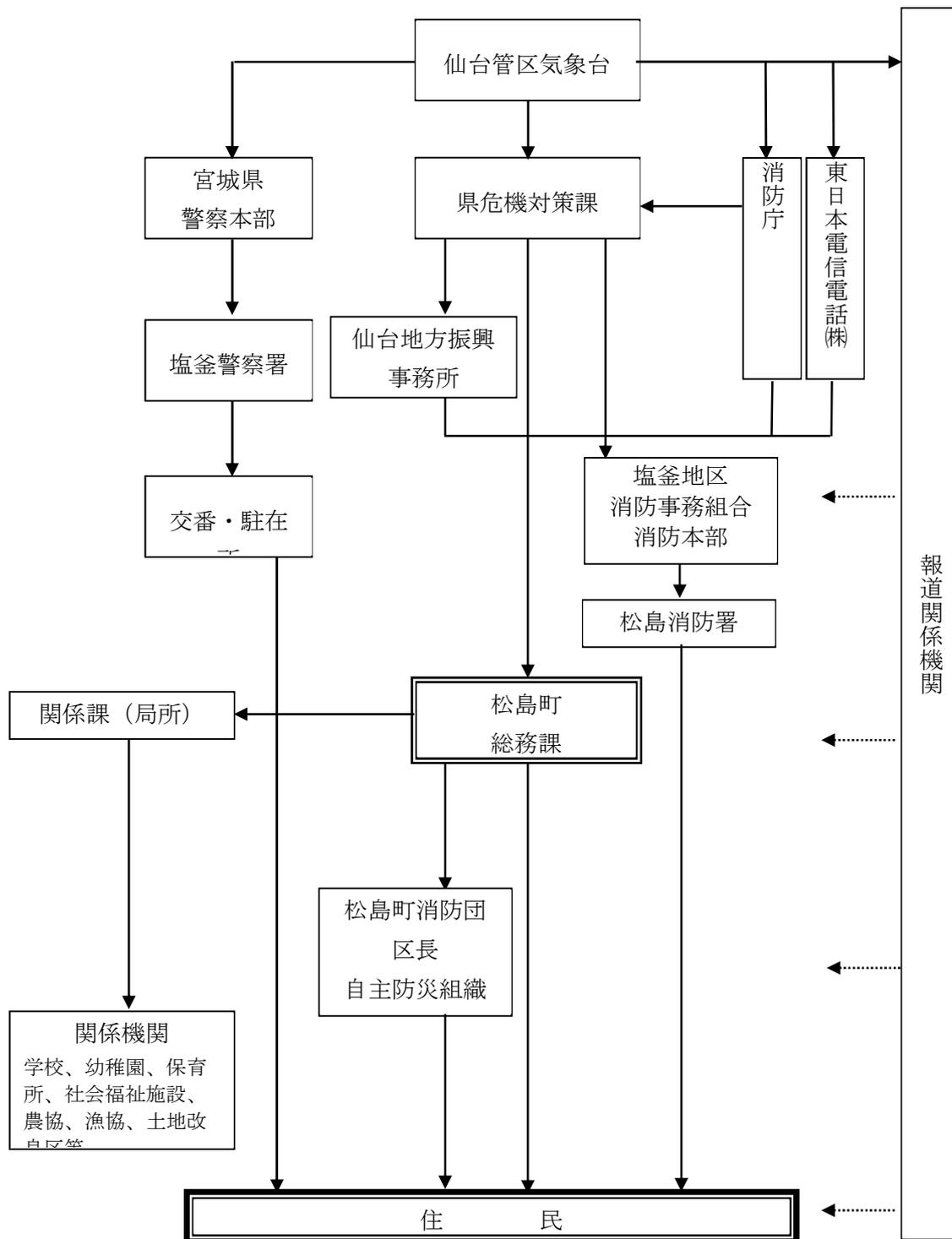
(2) 伝達系統及び伝達方法

ア 伝達系統

(ア) 気象予報・警報等の伝達系統

気象予報・警報等の伝達系統は、概ね次のとおりとする。消防庁は、気象庁から受信した緊急を要する地震や津波情報、風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により町や県等に伝達する。

町は、大津波警報等の伝達を受けた場合には、直ちに住民等への広報活動等の実施し、周知徹底を図る。



4. 災害情報の収集・伝達体制等

(1) 災害情報の収集

ア 災害情報収集体制

町は、災害の発生又は発生するおそれがある場合、地区配備員、各行政区長、消防団員等の任務を担う者に災害情報の収集と調査連絡にあたらせ万全を期す。

イ 災害情報の内容

(ア) 災害発生の危険又は異常な現象

(イ) 住民の避難の状況

(ウ) 災害が発生している状況

(エ) その他災害情報

ウ 災害発生直後の留意点

災害発生直後は、特に以下の事項に留意する。

(ア) 町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

(イ) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内外で行方不明となった者について、塩釜警察署等の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

(ウ) 行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

(エ) 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

(オ) 町は、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し情報の共有を図る。

エ 県との通信が途絶し、県から職員が派遣されてきた場合には、相互に協力し、情報収集活動にあたる。

オ 港湾、漁港、海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての施設使用可否等の検討を行う。

(2) 被害状況の調査

ア 被害調査体制

町における被害状況の調査は、次のとおり各課及び地区配備員において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

なお、被災家屋調査については、災害対策本部長の指示により特別調査班を編成し対応する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	総務課長	各課（所、室）長、各行政区長
死傷者関係	町民福祉課長 健康長寿課長	〃
農林水産・商工関係	産業観光課長	農協、漁協、商工会、土地改良区、 水利組合、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
上下水道施設関係	水道事業所長	〃
教育施設関係	教育課長	各学校長、各施設の長
社会福祉施設関係	町民福祉課長 健康長寿課長	各施設の長
病院等医療施設	健康長寿課長	各施設の長
各地区状況	地区配備員	行政区長、自主防災組織

イ 調査要領

松島町災害対策本部運営要綱及び体制の基準の定めにより実施する。

5. 災害情報等の報告

(1) 災害情報の共有化

ア 災害情報の種類

町・県及び防災関係機関が、相互に共有する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、その掌握する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- (ウ) 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- (エ) その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

イ 災害情報等の相互交換体制

町は、県や関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、以下の事項に努める。

- (ア) 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
- (イ) 必要に応じ、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
- (ウ) 県や関係機関等からの求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有に努める。

ウ 情報の伝達方法

- (ア) 町と県の間での情報伝達は、主として宮城県総合防災情報システム及び宮城県防災行政無線FAXを用いる。
- (イ) 宮城県防災行政無線が使用できない場合は、衛星携帯電話及び非常通信ルート等を含めた伝達手段を用いて対応する。

- (ウ)町は、同報無線、移動式無線、広報車、携帯電話、メール機能等を用いて住民への情報伝達を行う。
- (エ)災害対策本部員（課長）から部員（部下）への指示等の伝達は、書面を用い実施する。ただし、そのいとまが無い場合は、書面を省略することができる。

※資料 4-1 防災関係機関及び連絡窓口

(2) 被害状況等報告

ア 災害発生直後の被害状況等の報告

町及び消防機関等が収集した人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

イ 町は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに被害情報を収集する。

被害状況が判明した段階で、宮城県県総合防災情報システム(MIDORI)により報告する。なお、システムが使用不能になった場合には、県からの指示により行う。

※資料 1-7 市町村被害状況報告要領

ウ 県総合防災情報システムによる報告内容は次のとおりである。

- (ア)発生後 30 分以内：事務所周辺被害状況報告 [事務所被害報告]
- (イ)発生後 30 分以内：担当地区災害概況即報 [災害概況即報（様式第 1 号）]
- (ウ)発生後 24 時間以内：詳細被害状況速報 [被害状況報告（様式第 2 号）]
- (エ)発生後随時：追加被害状況即報 [被害状況報告（様式第 2 号）]
- (オ)発生後随時：防災組織体制の設置 [防災組織体制]

エ 報告担当及び連絡先

総務課及び各担当課が県その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報報告する場合の各課の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

課名	代表	連絡先	電話番号	FAX番号
総務課	課長	宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	233-6624
		塩釜警察署	362-4141	362-4141
		塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	365-1190
		宮城海上保安部	363-0111	362-9640
		東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984	365-3350
		東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	223-1443
		東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101	354-3102
町民福祉課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
健康長寿課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
産業観光課	課長	宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	366-8896

課名	代表	連絡先	電話番号	FAX番号
建設課	課長	宮城県仙台塩釜港湾事務所	254-3134	254-3136
		宮城県仙台土木事務所(代表) (総務班) (防災無線)	297-4111 7-231-221	296-1516
		東北地方整備局仙台河川国道事務所(代表) 計画課	284-4131 304-1902	249-3772
教育委員会	課長	宮城県仙台教育事務所	275-9111	276-1262

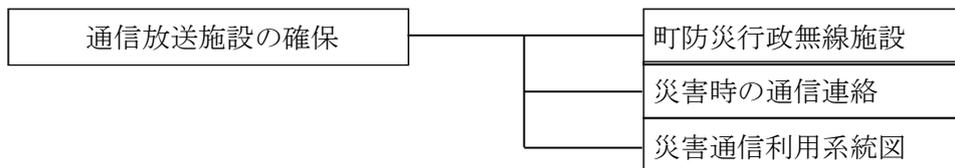
オ 最終的な災害確定報告

応急措置が完了した場合、町は10日以内に、最終的な災害確定報告を所定の様式に取りまとめ、県へ報告する。

第3節 通信放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。



1. 町防災行政無線施設

(1) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性から防災行政無線等による通信手段の確保に努める。

※資料 4－5 松島町防災行政無線整備状況

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、必要に応じて施設の応急復旧を行う。

(3) 各指定避難所等と本部との通信手段の確保に努めるとともに、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2. 災害時の通信連絡

(1) 電気通信設備の優先的利用

町は、災害に関する緊急通信が必要な場合、設備の被害その他の理由により、利用が制限された場合には「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
NTT東日本 宮城事業部	非常電報 緊急電報	354-5701	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申込受付番号は115番 ・「非常電報」又は「緊急電報」がある旨を告げる。又は発信紙白紙に「非常」又は「緊急」を朱書きし、必要理由、事情を告げる。

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用する。

設置位置	種別	回線数	備考
松島町役場総務課内	N T T	5	切り替え式
松島町役場総務課内 松島町役場警備員室	消防直通電話	1	

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設が利用不可能な場合又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図る。

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者
J R 東日本(株)松島海岸駅	松島町松島字浪打浜 10	総務課長

(4) 非常無線通信の利用

町は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、災害対策基本法第79条に基づき次に掲げる機関の無線通信施設を使用することができる。この他、放送局の有する無線並びにアマチュア無線等についても同様とする。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	連絡責任者
東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	松島町高城字水溜下 1-1	総務課長
塩釜警察署松島交番	松島町松島字浪打浜 6-1	総務課長

イ 非常無線通信の利用方法

(ア) 非常無線通信の内容

人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関して緊急措置を要する内容のもの

ウ 緊急放送の利用

町長は、災害に関する気象予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合に置いて、町で利用できる通信機能がすべてまひした場合は、放送局に対し緊急放送を求めることができる。

(ア) 放送要請事項

町の大半にわたる災害に関するもの
 その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(イ) 放送要請内容

放送を求める理由
放送内容
放送範囲
放送希望時間
その他必要な事項

(5) 災害時の各種通信連絡手段

大規模災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、以下のような各種通信手段がある。

ア 地域衛星通信ネットワーク

(財)自治体衛星通信機構が構築している全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。

イ IP無線システム

携帯電話のインターネット回線を使用して、従来の無線機と同じ機能を実現した製品・サービスである。

音声通信は無線機と同じプレストーク（プッシュ・ツー・トーク）方式と双方向通話方式がある。個別呼出・グループ呼出・一斉呼出・近隣呼出も可能。各行政区長や消防団に配備し、より効果的な情報収集を行う。

ウ 携帯電話のインターネット回線を使用して、従来の無線機と同じ機能を実現した製品・サービスである。

エ 音声通信は無線機と同じプレストーク（プッシュ・ツー・トーク）方式と双方向通話方式がある。個別呼出・グループ呼出・一斉呼出・近隣呼出も可能。各行政区長や消防団に配備し、より効果的な情報収集を行う。

オ

カ インターネット

データ通信のインターネットにより、各種データ、安否情報等の情報提供ができる。また、電子メール、SNSを活用し、他の防災機関との通信連絡もできる。

キ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）

災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定し、テレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

ク 災害伝言板

大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

ケ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

自然災害における気象等の防災情報を迅速かつ的確に収集、伝達処理することを目

的としたシステムである。災害発生時には、県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報共有を図ることによって、的確な応急対策を実施し、円滑な相互応援を実施する。

コ 携帯電話（スマートフォン）

固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。

サ 衛星携帯電話

衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。

シ 災害時優先携帯電話

防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

ス 特設公衆電話

市町村の要請により、東日本電信電話（株）が指定避難所等へ特設携帯電話を設置する。被災者の方は、特設公衆電話を利用し、災害用伝言ダイヤル（171）の利用や知人への連絡を無料で行うことができる。

なお、発信専用として使用する。

(6) 通信網が寸断されたときの措置

事前にアマチュア無線局への協力が確保できるよう整備するとともに、通信可能な地域までバイク、自転車、徒歩などを利用した伝令を派遣する等の手段を尽くし、連絡、指示、報告をする。

(7) 電気通信設備の応急復旧等

ア 電気通信事業者への要請

町は、電気通信設備が被災した場合等には、電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信ふくそうの緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ 通信機器の調達

通信機器が不足する場合には、東北総合通信局及び電気通信事業者等に通信機器の貸与等を依頼する。

(8) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

ア 県、近隣市長との連絡

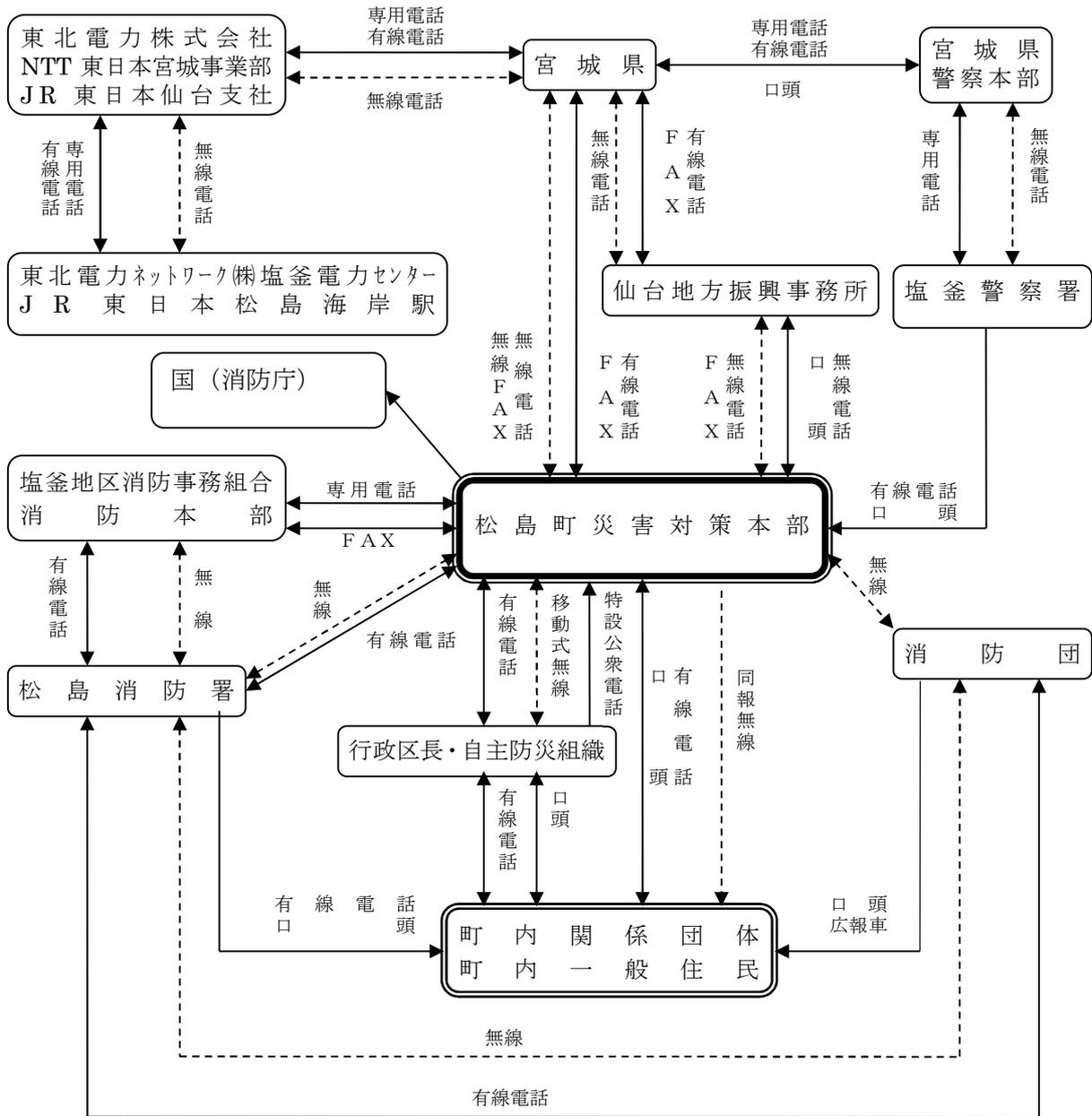
主として、県防災行政無線を利用して行う。なお、県防災行政無線による通信が困難な場合は、非常通信協議会構成員の回線（非常通信ルート）を活用する。また必要に応じ消防無線、警察無線、衛星携帯電話等あらゆる無線通信を活用するとともに、

状況によっては伝令の派遣を行う。

イ 関係機関との連絡

関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

3. 災害通信利用系統図



第4節 災害広報活動

町及び防災関係機関は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合には、災害情報、事前措置、指定避難所等の状況、安否情報、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ的確な災害広報を行う。また、町は、報道機関対応担当を明確にし、災害対策基本法に基づき報道機関への報道を依頼する。テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK仙台放送局等の報道機関に対し放送を要請する。

1. 実施責任者

- (1) 町は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報区分	責任者	連絡方法	備考
住民	企画調整課長	広報車、防災無線、口頭、インターネット、メール	
報道機関		電話、文書、FAX	
防災関係機関	総務課長	有線電話、無線電話、FAX	
庁内		庁内放送、口頭	

災害情報等の報告連絡先

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	7-222-9	233-6624
塩釜警察署	362-4141		362-4141
塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	7-623-3	365-1190
宮城海上保安部	363-0114		366-1420
東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984		365-3350
東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	7-220-665-3	223-1443
東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101		354-3102
宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所	363-5502		362-6161
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	7-220-265-1	366-1233
宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所	362-3391	7-220-273-1	362-3393
宮城県仙台土木事務所(総務班)	297-4111 (代表)	7-231-221 (総務班)	296-1516

災害情報等の報告連絡先（続き）

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
東北地方整備局仙台河川国道事務所（代表） （計画課）	284-4131 304-1902		249-3772
宮城県仙台教育事務所（総務班）	275-9260	7-222-2503	276-1262

3. 災害広報の要領

(1) 町は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努め、流言飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

(2) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、観光客等帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう以下の体制整備を図る。情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

ア 行政区長、自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対し、口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。

イ 視聴覚障害者には、口頭で連絡するとともに、点字、録音テープ等による情報の提供を行う。

ウ 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

(3) 町の実施する広報は、すべての広報総括者（総務課長）に連絡する。

(4) 広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集する。企画調整課は報告、記録等に供する写真の収集又は撮影を行う。

(5) 災害広報は、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携し定期的に情報を発信するなど、適切な情報を提供する。災害広報の主な内容、広報実施方法等は次のとおりとする。

ア 災害発生直後

(ア) 災害対策本部設置に関する事項

(イ) 住民の安否情報並びに観光客の帰宅手段に関する情報

(ロ) 被害区域及び被害状況に関する情報

(ハ) 避難（勧告・場所等）・誘導に関する情報

(ニ) 医療救護所開設等救急医療並びに要配慮者への支援等に関する情報

(ホ) 防疫に関する情報

(ヘ) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報

(ニ) 津波等に関する情報

- (ケ) ライフラインの被害状況に関する情報
- (コ) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (カ) 住民の心身安定のための情報（犯罪予防等を含む）
- (シ) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (ス) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (セ) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (ソ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (タ) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (チ) その他必要な情報

イ 生活再開時期

- (ア) 保健衛生、ライフライン及び交通施設等の復旧に関する情報
- (イ) 相談窓口の設置に関する情報
- (ウ) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (エ) 防疫に関する情報
- (オ) その他必要な情報

ウ 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般住民、高齢者、障害者、外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した応じた広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (ア) 同報無線による広報
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (エ) 広報紙、チラシ等による広報
- (オ) 指定避難所への広報班の派遣
- (カ) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (キ) 登録制メールサービスや緊急速報メール
- (ク) CATV、コミュニティーFM放送等への情報提供
- (ケ) インターネットによる広報（SNSを含む）
- (コ) 臨時災害放送局の開設

※資料4-2 災害広報文例集

エ 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- (ア) 報道機関への発表資料は、広報総括者がとりまとめるものとする。
- (イ) 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関と調整し、災害対策本部長が発表するものとする。

(6) 広聴活動（相談窓口の設置）

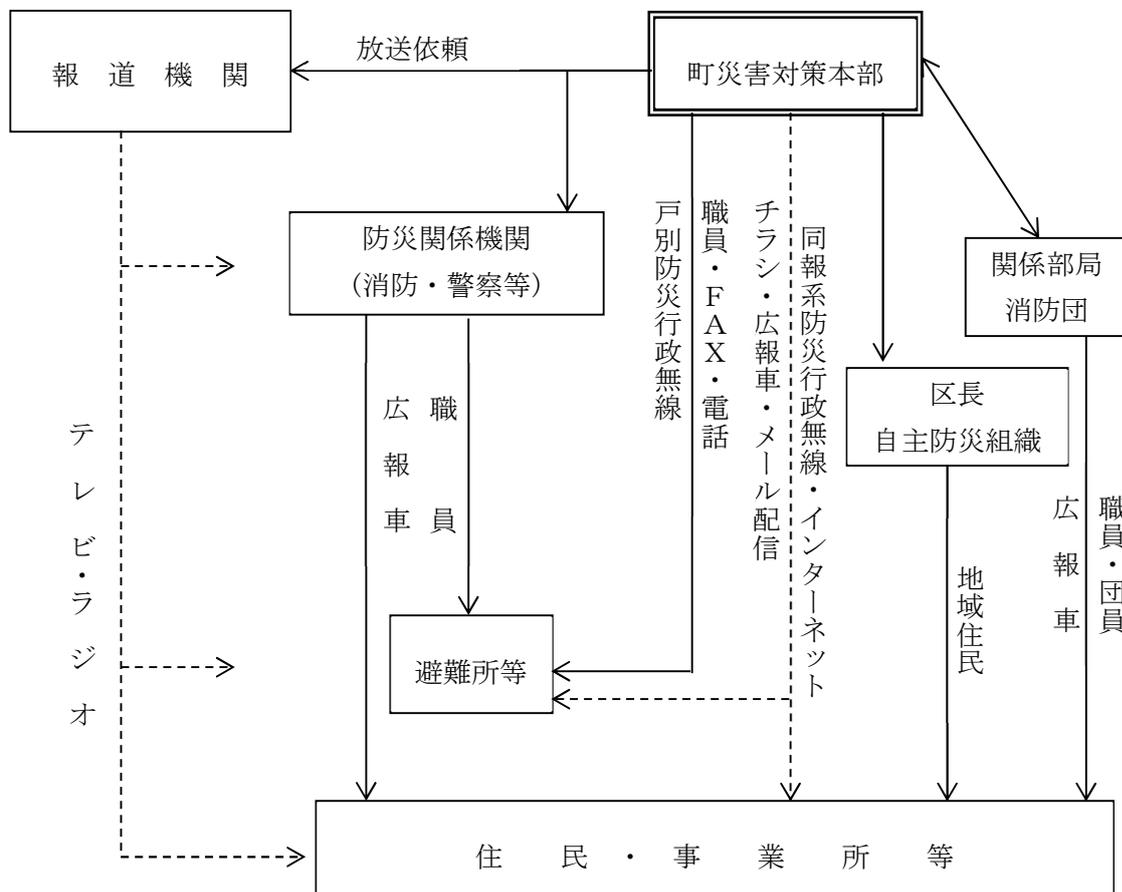
- ア 災害発生後、速やかに被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。
- イ 相談窓口では、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。
- ウ 県から専門職の相談員が派遣されてきた場合は、相互協力のもと、相談業務を行う。
- エ 相談窓口を設置した場合には、町ホームページ等を活用し、広く住民等に周知する。

(7) 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

伝達系統図



第5節 災害救助法の適用

災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための計画を定める。また、災害救助法適用のための第1次被害調査も実施する。



1. 実施責任者

(1) 適用の要請

町長は、災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。

(2) 適用の決定

知事は、町長の要請に基づき被害状況等を確認し、内閣総理大臣と協議して必要があると認めるときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

(3) 実施の委任

災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が町長に委任される。ただし、救助及び災害の自体が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は町長が行う。

2. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

区分 町名	人口 令和2年3月 31日現在	1号適用 (町内の住家減 失世帯数)	2号適用 (県内の住家減 失世帯数 2000世帯以上)	3号適用	4号適用
松島町	13,348人	50世帯	25世帯		

(1) 1号適用

町の滅失世帯数が50世帯以上のとき（滅失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。）。

(2) 2号適用

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

(3) 3号適用

ア 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯が9,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）

イ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が、滅失したとき。特別な事情とは、次のいずれかに該当する場合

(ア) 食品の給与等に特殊の補給方法を必要とする場合

(イ) 救出に特殊の技術を必要とする場合

(4) 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

おそれが生じたときとは、次のいずれかに該当する場合

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）

イ 食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）

3. 救助の種類

災害救助法の種類等は、資料のとおりである。

※資料1-8-1 宮城県災害救助法施行規則

4. 救助の実施委任

(1) 知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。

(2) 町長は、同法施行令第17条の規定に基づき、知事から委任を通知された場合は、当該事務を行わなければならない。町長は知事から委任された下記の業務を行う。（災害救助法第13条及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条）

ア 指定避難所及び応急仮設住宅の供与

- イ 炊き出しその他による食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送
- セ 応急救助のための賃金職員雇上費

(3) 災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、町と県が協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

実 施 者		救助の種類
局地災害の場合	町	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	—
広域災害の場合	町	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任することができる。

5. 救助の実施に関する事務手続き

(1) 災害救助法の適用要請等

町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し又は達する見込みがある場合は、直ちに知事に対し、その旨を報告しなければならない。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

※資料1-8-2 災害救助の主な事務のあらまし

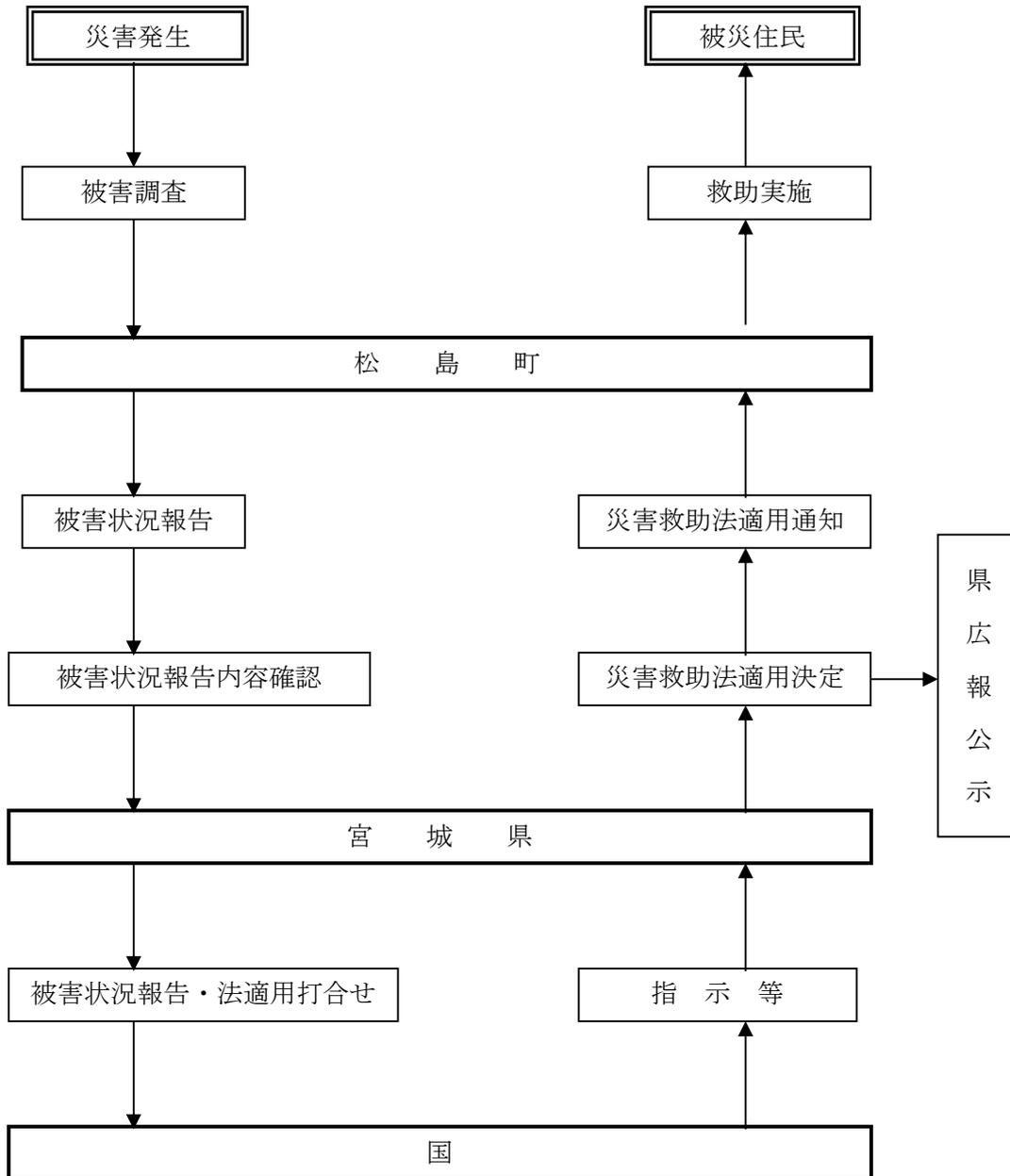
※資料1-8-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び

救助に要した費用等について報告する。なお、町長は町の救助実施状況等をまとめ、知事に報告する。

●災害救助法による救助フロー



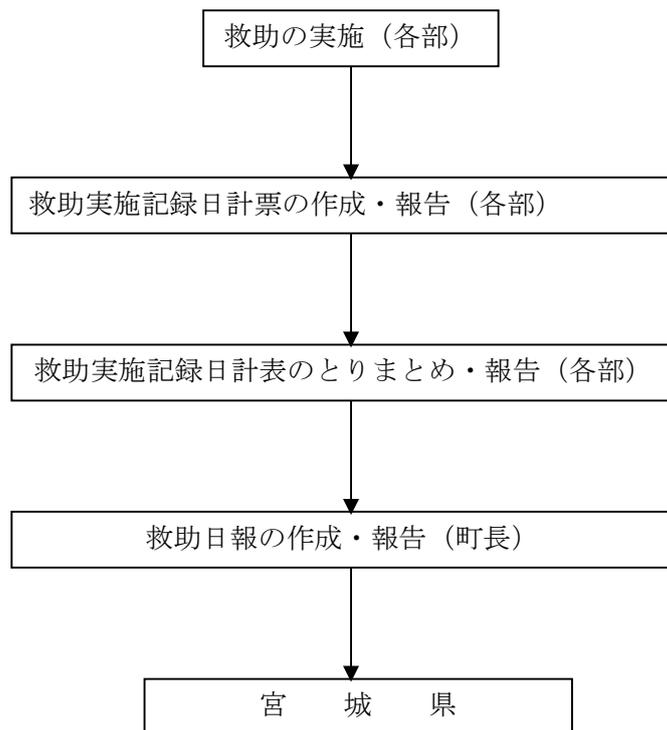
●報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	被害状況 既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	被害状況 応急救助の実施状況	救助の実施期間中、毎日
決定報告	確定した被害状況 応急救助の実施状況 救助費概算額等	救助完了後直ちに

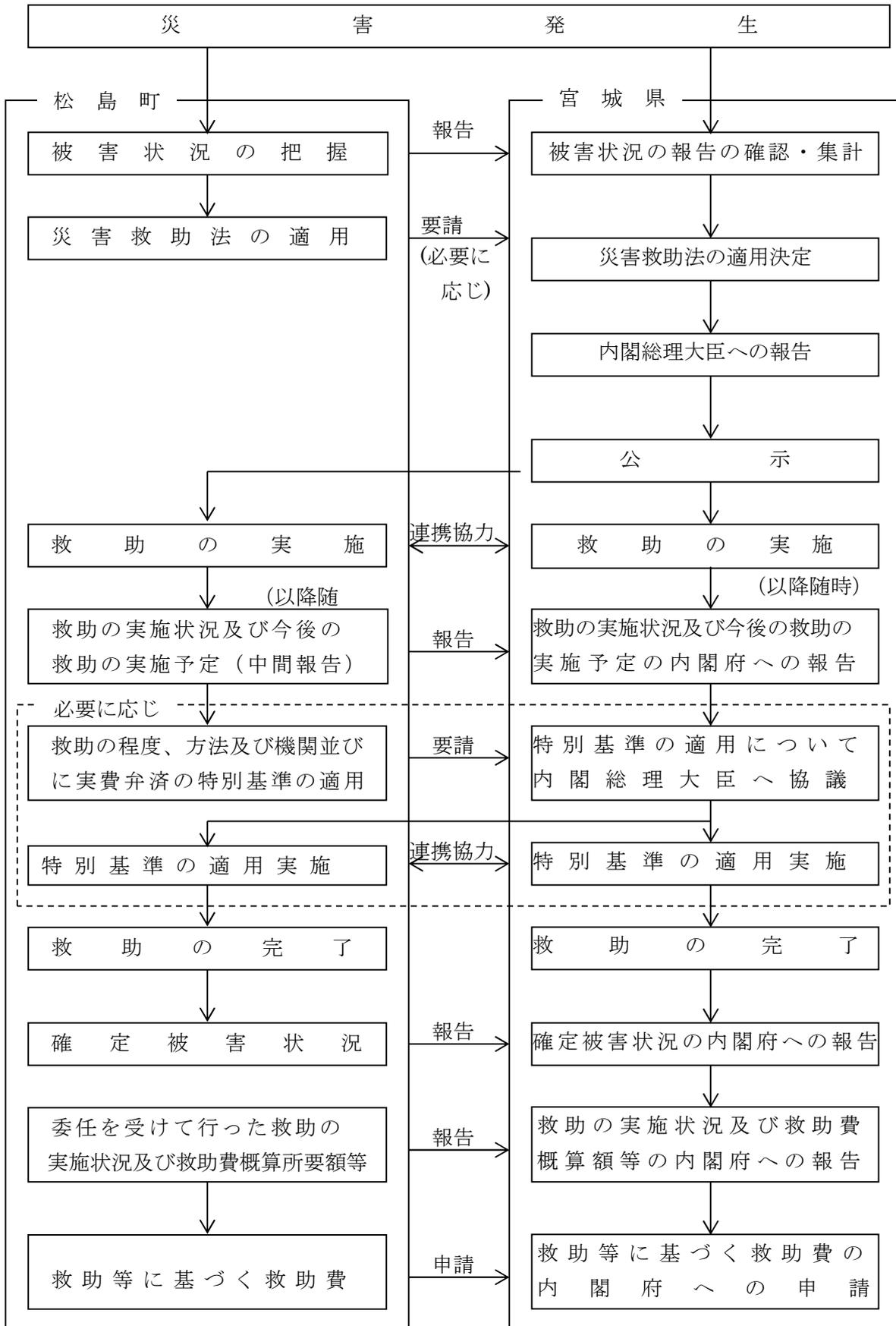
(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、町長が知事に対して行うが、各部は、救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。

[報告のフロー図]



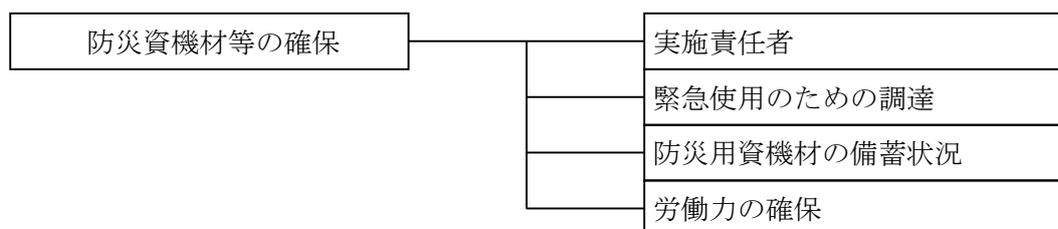
(4) 災害処理事務処理フロー



第6節 防災資機材等の確保

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため町、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。



1. 実施責任者

町は、防災資機材等の調達、確保、緊急使用等に関して各防災関係機関等との調整を行う。

2. 緊急使用のための調達

(1) 町は、町内部で調達する他、必要に応じてあらかじめ締結している協定に基づく応援要請、県への要請、各防災関係機関等への要請により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

ア 防災用資機材は、町所有のもののほか、町内の業者等から借り上げるものとする。

イ 町内での確保が難しい場合には、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』等の協定締結市町村、協定締結先民間事業者、県に対し応援を求める。

ウ 機械操作員等は、機械・器具等に併せて確保する。

(2) 防災活動、救急活動に必要な防災用資機材等の調達について、関係機関相互が連携を図るとともに、必要に応じ民間等への協力も要請する。

(3) 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災用資機材について、町へ要請する。町は、その資機材の調達について支援する。

3. 防災用資機材の備蓄状況

災害時に必要となる防災資機材の備蓄状況は資料7-2のとおりである。

4. 労働力の確保

災害応急対策を実施するための必要な労働力の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

(1) 応援要請による技術者等の確保

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

ア 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請手続

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長は又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事に対する職員のおっせん要求手続

町長が指定行政機関、指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんを要求する場合は、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣のおっせんを求める理由

(イ) 派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 職員を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

(2) 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

ア 知事の従事命令等

(ア) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師又は看護師
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、佐官又はとび職
- ⑤ 土木業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- ⑥ 鉄道事業者及びその従事者
- ⑦ 自動車運送業者及びその従事者
- ⑧ 船舶運送業者及びその従事者
- ⑨ 港湾運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

(ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

(イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させる事が適当と認められるもの。

エ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

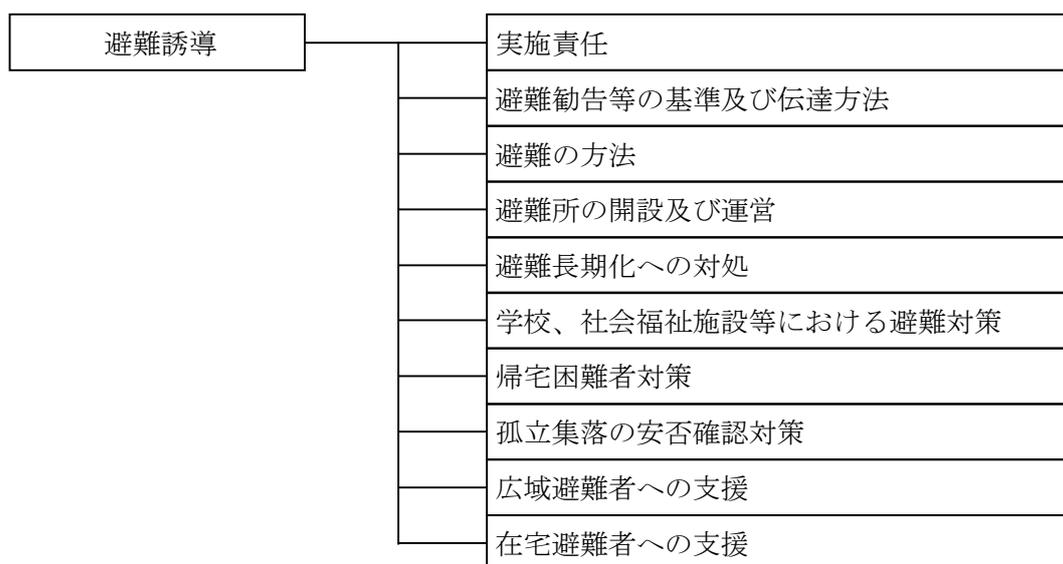
(3) 労働力の配分計画

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に労働供給の要請を行う。

イ 災害対策本部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第7節 避難誘導

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。



1. 実施責任

避難勧告等は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難勧告等を発令するとともに、必要に応じて塩釜警察署長、塩釜消防事務組合消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。その際、町民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、また、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を行い、生命又は身体の安全を確保する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難勧告等を行うことができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官等は、避難のため立退きを指示することができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

また、住民は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと自身が判断する場合、近隣の緊急的な待避場所への移動等の安全確保措置を講じるよう努める。

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
町長 (災害対策本部長)	災害全般	勧告 指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条・第63条

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
知事	災害全般	勧告 指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
		命令	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。	自衛隊法第94条

2. 避難勧告等の基準及び伝達方法

地震により、人命の保護又は被害拡大防止のため必要と認められる場合は住民に対して速やかに避難勧告等を行う。

「勧告」とは、被害拡大が予想され事前に避難が必要なとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

「指示」とは、災害の危険が目前に迫り緊急に避難が必要であるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせる行為をいう。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示することができる。

(1) 町長、県知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった

場合、町長に代わって避難勧告等の全部又は一部を実施する。

(2) 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は住民その他関係者に対し、避難勧告等その他必要な措置をとる。

また、指定された指定避難所及び避難路を掌握し、避難勧告等がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

塩釜警察署長は、町が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(3) 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、町長から要請があったとき、町長が避難勧告等を発令することができないと認める場合、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

(4) 避難勧告等の基準及び内容

ア 避難勧告等の基準

避難勧告等は、住民等が、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供することに努め、町が出す避難情報と、国や県が出す防災気象情報を5段階に整理し、災害の種類、地域、その他により異なるが概ね次の区分により実施する。

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況。	命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示(緊急)	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（高齢者、障害者、傷病者、妊産婦等）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された指定避難所へ避難行動開始（消防団員、民生委員、自主防災組織、行政区等避難誘導員は、支援行動開始） 上記以外の者は、避難準備開始

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

資料：「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」平成31年3月内閣府防災担当

(ア) 避難準備の呼びかけ

住民等を避難させる必要があると認められる場合。

(イ) 緊急避難（避難の指示又は勧告）

地震、火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の発生及びその危険が認められる場合。

(ウ) 屋内での安全確保措置

竜巻の発生、内水氾濫等が発生し、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがある場合。

(エ) 指定避難所への避難

長期間にわたる危険が予想される場合。

(5) 勧告又は指示の伝達方法

ア 住民等への周知

(ア) 避難指示（緊急）等の伝達は、概ね次の方法により周知徹底を図る。これらを解除したときも同様とする。

(イ) 住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう留意するとともに、要配慮者に配慮した方法をあわせて実施するよう努める。

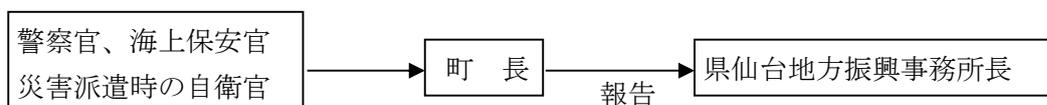
(ウ) 避難勧告等の伝達は、事態の切迫感が伝わるよう配慮するとともに、繰り返し実施し、住民等への確実な伝達に努める。

松島町地域防災計画 地震災害対策編

- ① 直接口頭又は拡声機
- ② 同報無線
- ③ 広報車
- ④ 電話等
- ⑤ サイレン
- ⑥ 自主防災組織等
- ⑦ メール配信
- ⑧ 各報道機関へ要請

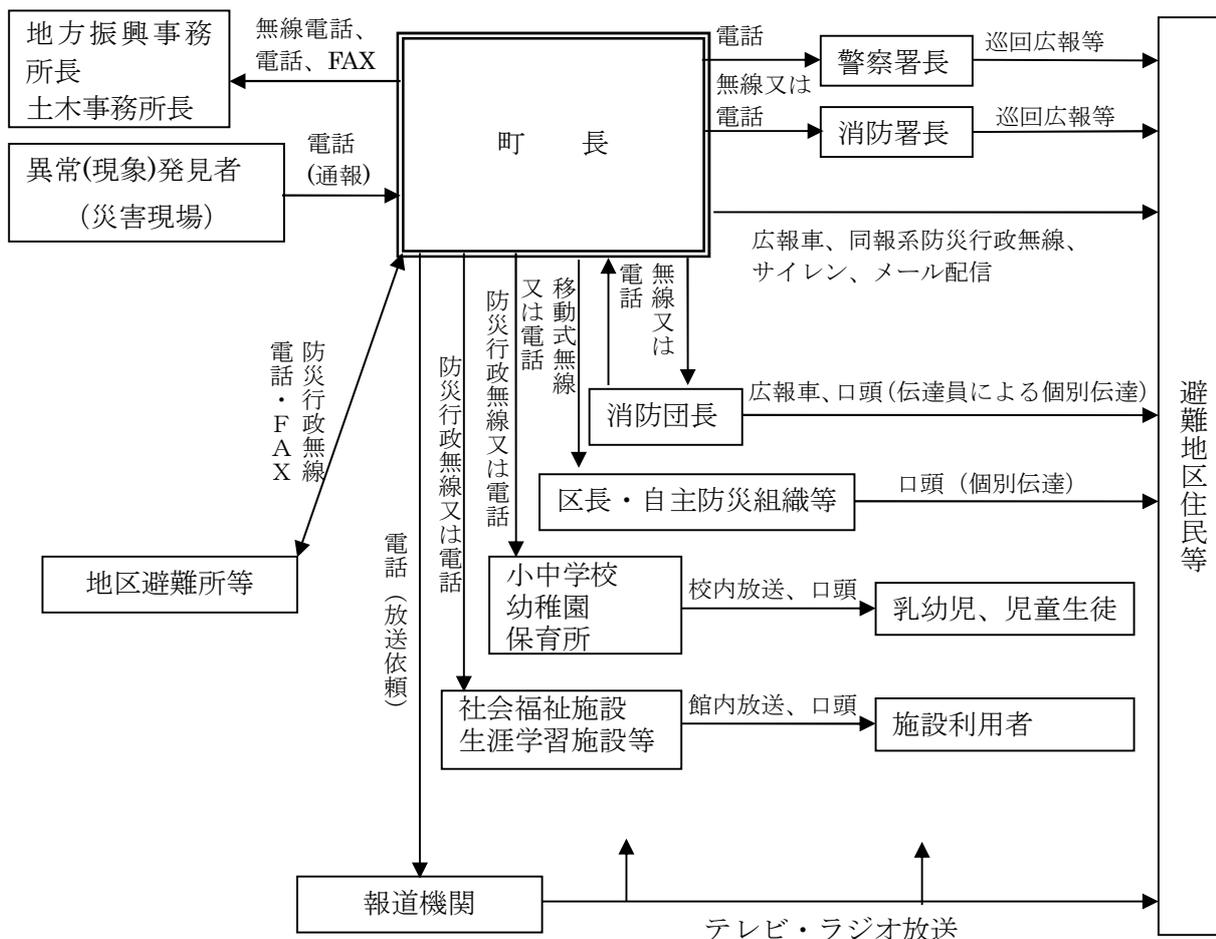
イ 関係機関相互の通知及び連絡

関係機関の通知及び報告は次の系統による。



- (ア)町長が避難を勧告・指示若しくは屋内での安全確保措置の指示をしたとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。（災害対策基本法 60 条）
- (イ)警察官又は海上保安官が避難の指示若しくは屋内での安全確保措置を指示したときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法 61 条）

住民等への伝達フロー図



(6) 警戒区域の設定

町長は、災害の発生又は発生のおそれがあると認めた場合において、住民の安全確保のために、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

3. 避難の方法

(1) 避難誘導の実施

町長は、災害時に危険が予想される場合に、地域の避難勧告等をし、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

避難誘導体制の確立	<p>徒歩避難を原則とし、あらかじめ定めた避難計画のもと、各地区又は地域での集団避難に努める。</p> <p>指定避難所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。</p>
------------------	--

	<p>緊急を要する避難等の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。</p>
避難経路	<p>避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路の周知・徹底を図る。</p> <p>災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状態を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。</p> <p>また、基本的に避難時は徒歩とし、特別な場合を除き自動車では避難しない。</p>
避難順位	<p>災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。</p> <p>浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。</p>
携帯品の制限	<p>携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。</p> <p>避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)</p>
危険防止措置	<p>指定緊急避難場所、指定避難所等の開設に当たって、町長は、施設の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。</p> <p>避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなど危険防止に努める。</p> <p>避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。</p>
避難者の移送	<p>町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>県は、町から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。</p> <p>また、被災者の受入れ状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて、他県、国等に広域受入れに関する支援を要請する。</p>

(2) 避難誘導従事者の安全確保

町は、消防職員、消防(水防)団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮扉の操作や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、

避難勧告等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(3) 自主避難の実施

住民は、災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。避難する旨を決めた場合は、速やかに町に報告する。

(4) その他避難誘導に当たっての留意事項

要配慮者の事前の避難誘導・移送	地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の指定避難所とは別の介護機能等を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。
避難が遅れた者の救出・収容	避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、指定避難所への収容を図る。

4. 指定避難所の開設及び運営

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある避難者を一時的に受け入れ、保護するために指定避難所を設置する必要があるときは指定避難所を開設する。

町は、住民の避難が長期化した場合には、要配慮者の処遇について充分配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(1) 指定避難所の開設場所

ア 指定避難所の開設場所は、「資料5-1 指定避難所等一覧」に定める場所とする。指定避難所の開設は、原則として施設管理者が行う。

イ 町は、指定避難所の施設について、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ウ 上記アに掲げる指定避難所が使用不可能になった場合又は指定避難所が満員になった場合等には、協定締結先等の寺社や民間宿泊施設等に協力を要請し、当該施設の安全が確認された場合には、施設管理者等の同意を得て、指定避難所の代替施設とする。

※資料5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

エ 上記ウの措置を行う場合には、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立しない場所を選定する。

オ 町は、必要に応じ、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

(2) 指定避難所開設の連絡

ア 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し避難住民を誘導保護する。

イ 町長が避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県及び警察等関係機関に連絡する。

(ア) 指定避難所開設の日時及び場所

(イ) 避難人員及び世帯数

(ウ) その他必要な事項

(3) 指定避難所の運営等

指定避難所の具体的な運営管理等は、松島町指定避難所運営マニュアルにより実施する。指定避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ協定締結先市町村等へ応援を要請する。

ア 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を延長することができる。

イ 費用

指定避難所開設に伴う費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

ウ 避難所の責任者及び連絡員の指定

指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の管理と避難者の保護に当たらせる。

(ア) 管理責任者

災害対策本部は各指定避難所に町職員1名を選定し派遣する。

(イ) 連絡員

当該地区を担当する行政区長又は行政連絡員とする。

(ウ) 担当業務

- ① 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。
- ② 町災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ③ 指定避難所開設の記録に関すること。
- ④ 避難者が必要とする情報の提供
- ⑤ 必要な設備、備品の確保
- ⑥ 指定避難所周辺の情報収集
- ⑦ 必要に応じプライバシーの確保等

(エ)管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護に充たる。また、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織及び災害救援ボランティア等との協力

町及び松島町社会福祉協議会は、自主防災組織や災害救援ボランティア等と協力の上、指定避難所の環境・衛生管理、防火・犯罪対策及び食料・生活物資等の配布作業等を効率的に実施する。

オ 自治的な組織運営への移行

町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者自身による自主的な指定避難所運営体制へ早期に移行できるよう、指定避難所運営委員会の立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

(ア)町は、それぞれの指定避難所に收容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

(イ)民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(4) 指定避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、以下にあげる避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- (ア) プライバシーの確保状況
- (イ) 簡易ベッド等の活用状況
- (ウ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (エ) 洗濯等の頻度

- (オ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (カ) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (キ) 食料の過不足、配食等の状況
- (ク) し尿及びごみ処理状況
- (ケ) その他避難者の健康状態や指定避難所衛生状態に関する状況

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(5) 男女共同参画

ア 指定避難所運営への女性の参画促進

町は、指定避難所の運営において、女性が運営委員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女及びLGBT等性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営において、男女及びLGBT等性的マイノリティ等ニーズの違い等に配慮する。特に、以下のような女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- (ア) 生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供
- (イ) 女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置
- (ウ) 女性専用トイレの確保
- (エ) 生理用品、女性用下着の女性による配布
- (オ) 指定避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用スペースの確保
- (カ) 乳幼児が安全に遊べる空間の確保
- (キ) 巡回警備や防犯ブザー配付等による安全性の確保 など

ウ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(6) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、当該施設の管理者は、指定避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、指定避難所運営への支援に取り組む。

(7) 観光客・外国人への配慮

- ア 町は、指定避難所での住民以外の滞留旅客及び外国人に避難状況の確認を行い、その後、滞留旅客及び外国人について滞留旅客及び外国人用の宿泊施設や指定避難所の確保など、地域住民との区分に努める。
- イ 滞留旅客に対しては、県外の被災状況、交通機関・道路の復旧状況、配給物資の有無などの情報など、帰宅支援のための情報提供に配慮する。
- ウ 外国人に対しては、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- エ 国際交流協会や松島善意通訳者の会との協定に基づき、避難所における滞留支援や帰宅支援に努める。

(8) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(9) 指定避難所の閉鎖

指定避難所は、一時的な滞在場所であり、避難生活が長期化する場合、町は、避難者の居住先確保に努める。特に、学校施設を指定避難所とした場合は、児童・生徒の就学の重要性を考え、町は指定避難所の早期閉鎖が図られるよう努める。

5. 避難長期化への対処

(1) 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者による指定避難所運営委員会の組織結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(2) 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(3) 町は、災害の規模、被災者の避難受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては次の措置をとる。

- ア 県内の市町村への受入れ要請については、直接市町村と協議する。
- イ 県外の協定締結先市町村への受入れ要請については、直接、協定締結先市町村と協議し、その旨県に報告する。
- ウ 上記イ以外の他都道府県の市町村への受入れ要請については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、各々の災害対策マニュアルに基づき、児童生徒及び園児、施設入所者等を安全に集団避難させる。

※資料5-2 町内の社会福祉施設等一覧

7. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な観光客等の帰宅困難者が発生する可能性があることから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

(1) 一斉帰宅抑制に関する対応

ア 一斉帰宅抑制の広報

町及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、事業所、観光客、学校等など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

イ 関係機関の対応

事業所、観光協会、学校等関係機関は、従業員、観光客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、観光客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

ウ 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

町及び県は、地震・津波等災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

(3) 避難行動要支援者への対応

町及び県は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

8. 孤立集落の安否確認対策

(1) 通信手段の確保

町は、居住地又は指定避難所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

(2) 通信手段途絶時の対応

孤立した地区の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

9. 広域避難者への支援

(1) 円滑な手続きの実施

ア 町は、広域避難を実施する場合は、協定締結先市町村や県に対し、その支援要請に係る手続きを円滑に行うように努める。

イ 町は、協定締結先市町村や県から被災者の受入れ要請があった場合には、その受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

(2) 避難者情報の把握

町は、県から提供される広域避難者の避難先等に関する情報の把握に努め、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

(3) 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(4) 広域避難者への支援体制の整備

町から広域避難者が発生した場合は、町は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

10. 在宅避難者への支援

(1) 生活支援の実施

町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、県と連携し、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 指定避難所等での物資の供給

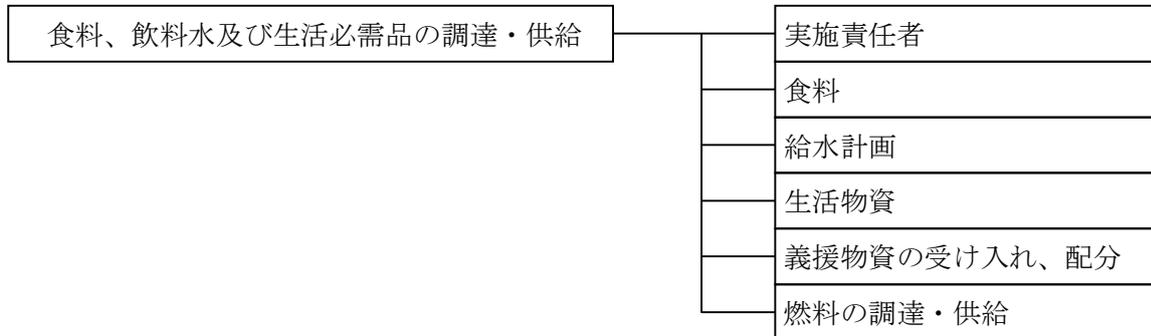
町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、公共施設での物資の配布の他、指定避難所、集落等で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

大規模災害時の町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者の要望や不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な調達供給活動を行えるようにする。



1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。しかし、同法が適用されない場合でも、町長が必要と認めたときは、同法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として町独自で食料・物資を配布する。

※資料7-8 食糧・飲料水等備蓄一覧

2. 食料

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定締結先の事業者等から調達し確保する。

また、食料の調達、炊出し、配給等にあたっては、要配慮者、観光客、アレルギー対策、避難生活の長期化に対する栄養バランス等について十分配慮する。

(1) 食料の形態

食料の供給は、次の形態により行う。

ア 初期形態

乾パン、パン等直ちに食すことのできる食品

イ 簡易な処理が可能な体制ができた場合

缶詰、インスタント食品等軽易な処理を施すだけで食すことのできる食品

ウ 炊き出し体制が確立された場合

にぎりめし、弁当等の食品

(2) 食品の調達

ア 調達担当

調達担当は、災対産業観光部とし、避難者数等の情報をもとに、食品の調達量を把握する。

イ 主食の調達

(ア)町は、速やかに町内業者からの調達ルートを確保する。主食の調達先等は次のとおりである。

調達先	所在地	電話番号	備考
仙台農協松島支店	高城字町東二 20	354-2101	
(有)内田鐵五郎商店	高城字町 122	354-2013	
(有)浅野	松島字町内 131	354-3388	
(株)鈴憲商店	高城字町 127	354-3165	
島田商店	高城字西柳 14	354-2014	
三浦栄商店	高城字町 26	354-2314	

(イ)応急用米穀

- ① 町は、災害の状況により町内業者所有の米穀が不足すると認められる場合は、県に対し応急配給申請を行い、応急用米穀を調達する。
- ② 供給を受けた応急用米穀の数量等については、県に報告する。

(ウ)災害救助用米穀

- ① 災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」）を調達する。
- ② 災害救助法が発動され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合は、知事が指定した災害救助用米穀取扱者から受け取る。
- ③ 災害救助用米穀の引渡を受けたときには、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。
- ④ 町は、災害救助法が発動され、通信、交通の途絶により県に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省（生産局農産部穀物課）に対し直接申請し、現物の交付を受ける。直接、農林水産省に要請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。

(エ)供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1 人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量となる。1 人あたりの供給数量は以下のとおり。

- ① り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
1 食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
- ② 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合
1 食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ウ 副食、調味料等の調達

町が副食、調味料等を調達する場合は、利府松島商工会等に依頼して町内関係業者

及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合及び不足する場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、又は県に対し調達を依頼する。

エ 調達食料の輸送

調達食料の輸送は、原則として、調達機関及び団体等が行うものとするが、状況により宮城県トラック協会塩釜支部等に協力要請を行い、効率的な食料輸送を実施する。

オ 調達、救護食料等の集積場所

調達食料及び救護食料等の集積場所は、以下のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号	配分対象区域	備考
B & G海洋センター	高城字浜 1-1	353-3688	町内全域	
松島町文化観光交流館	磯崎字浜 1-2	353-3030	〃	
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	355-0666	〃	
石田沢防災センター備蓄倉庫	松島字石田沢 20	-	〃	
三十刈備蓄倉庫	松島字三十刈 9-1	-	〃	
松島運動公園備蓄倉庫	高城字動伝一 15-1	-	〃	

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出し担当等

炊き出し担当は、災対町民福祉部が自主防災組織や婦人防火クラブと協力し実施する。要員が不足する場合には、協定締結先市町村、県、日赤宮城県支部等へ応援を要請する。

イ 供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 指定避難所に避難した者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他食料品を失い、炊き出しの必要があると認められる者

ウ 配給品目及び数量

(ア) 主食の品目等

調達した米穀の応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン等とする。

(イ) 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(ウ) 数量

主食は一人1日当たり600g以内とする。(1食200g以内)

エ 費用及び期間

(ア)費用

炊き出しに要する費用の範囲額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。期間については指定避難所開設期間内とする。

(イ)期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

オ 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、以下のとおり定めておくものとするが、災害の実情に応じてほかの施設を利用し、また米飯業者等に注文供給することができる。

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	備考
松島町学校給食センター	全 域	約 1,000 食	
松島町文化観光交流館	〃	約 100 食	
保健福祉センター	〃	約 120 食	
品井沼農村環境改善センター	〃	約 100 食	
石田沢防災センター	〃	約 200 食	

(4) 食料の配分方法

ア 配分担当等

食料品の配分担当は、災対町民福祉部とする。

イ 配分要領

町は、観光客等を含め供給対象者を正確に把握し、不足や重複が生じないようにし、配布数量等配分状況については、記録をしておく。各対象者に対する配分方法は以下のとおりとする。

(ア)指定避難所等での配布

調達した食料は、指定避難所等の責任者に引き渡し、責任者を通して避難者や観光客等へ配布する。

(イ)在宅避難者に対する配布

在宅の障害者や高齢者等で、集積場所等に出向くことの困難な者に対しては、巡回により配布する。

ウ 配分の協力団体

配分及び巡回配付については、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

3. 給水計画

(1) 飲料水の供給方法等

ア 給水担当等

(ア) 給水担当は災対水道部とする。

(イ) 応急給水等を実施するため次の班を編成する。

- ① 給水班班長 1 名、運転手 1 名、作業員 1 名（給水タンク車）
- ② 浄水班班長 1 名、技術者 1 名、作業員 2 名（二子屋浄水場）

イ 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができないうり災者とするが、指定避難所や医療機関等重要施設への給水も考慮する。

ウ 給水量

1 人 1 日 3 リットル程度とし、状況により増量する。

エ 給水費用及び期間

(ア) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 期間

給水を実施する期間は、原則として災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 給水方法

ア 水道施設が被災した場合等には、復旧までには時間を要することが予想されるため、発生初期は、家庭や町で備蓄しておいた飲料水（ペットボトル等）を活用する。

イ 浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車及び給水タンクによる運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

給水資機材

所有者	給水タンク	連絡先	電話番号
松島町	1m ³ : 2 基	水道事業所	354-5711
松島町	2m ³ : 1 基	水道事業所	354-5711

補給用水源

水源名	所在地	管理者	電話番号
初原浄水場 (深井戸含む)	初原字欠田 6-2	町	354-4153
二子屋浄水場	竹谷字鴻ノ谷地 6-1	町	352-2010

ウ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア)被害の少ないと思われる井戸水により供給する。ただし、井戸水を使用する際は、煮沸、濾過又は、消毒等を経て使用する。

(イ)被災地において水源を確保することが困難なときは、以下にあげる協力要請を行う。

- ① 被災地に近い水源地への協力要請
- ② 県と日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づく協力要請
- ③ 県への飲料水供給要請
- ④ 協定締結先民間事業者に対し協力要請を行う。

※資料 2-3-10 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書

エ 飲料水の衛生管理

災対健康長寿部は、保健所と協力し、飲料水の衛生指導を行う。また、井戸水等を飲料水として利用する場合の処置（煮沸、消毒等）を指導する。

(3) 危機管理体制・復旧行動計画

別途「松島町水道事業所危機管理計画書」参照

4. 生活物資

(1) 生活必需品等の配布の要領

ア 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活が困難な者。

イ 品目

- (ア)寝具
- (イ)衣料品
- (ウ)炊事用具
- (エ)食器
- (オ)日用雑貨品
- (カ)光熱材料
- (キ)緊急用燃料
- (ク)その他

ウ 費用

衣料、生活必需品等の配布に要する費用は、災害救助法の適用範囲内とする。

※資料 2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

エ 期間

生活必需品等の配布を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(2) 衣料、生活必需品等の調達・配分

ア 調達担当

調達担当は、災対町民福祉部とし、避難者数等の情報をもとに、生活必需品等の調達量を把握する。

イ 調達方法

町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から必要に応じ調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、県、厚生労働省、その他関係機関等に対し依頼する。

ウ 調達物資の集積場所

調達物資の集積場所は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

エ 調達物資の配給

町は、自主防災組織、ボランティア等の協力のもと被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。配給の際は、以下に留意する。

- (ア) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等について配慮する。
- (イ) 公平性を確保する。
- (ウ) 避難者だけでなく在宅の被災者や要配慮者への配給に十分考慮する。

5. 義援物資の受け入れ、配分

受け入れ及び配分担当は、災対町民福祉部とし、配分にあたる。

(1) 義援物資の受け入れ

ア 町は、衣料、生活必需品等を配布する必要があると認めり災者を調査し、義援物資配分計画を作成する。

なお、義援物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- (ア) 義援物資を必要とするり災者数（世帯人員ごととする。）
- (イ) 義援物資の品名、数量
- (ウ) 義援物資の受け払い数量

イ 義援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

ウ 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等についての広報・周知を図る。

エ 災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受け入れ方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

オ 日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と調整の上、義援物資の配分作業が円滑にできるようにする。

カ 義援物資の保管先は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

(2) 義援物資の配分

ア 災対町民福祉部長は、義援物資配分計画により、各地区協力員及びボランティア団体等の協力を得て、り災者に配分する。

イ 必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たる各地区協力員及びボランティア団体等に情報提供を行う。

ウ 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

6. 燃料の調達・供給

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時の応急対策の実施、町民生活の維持に必要な施設や車両への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合塩釜支部及び黒川支部と締結した「災害時における応急用燃料の供給に関する覚書」に基づき燃料を調達する。

なお、不足する場合等には、県に対し燃料供給を要請する。

(2) 重要施設の供給

災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、町は、必要量の情報収集に努め、県等関係機関と連携し、優先的に燃料の供給を行う。

(3) 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

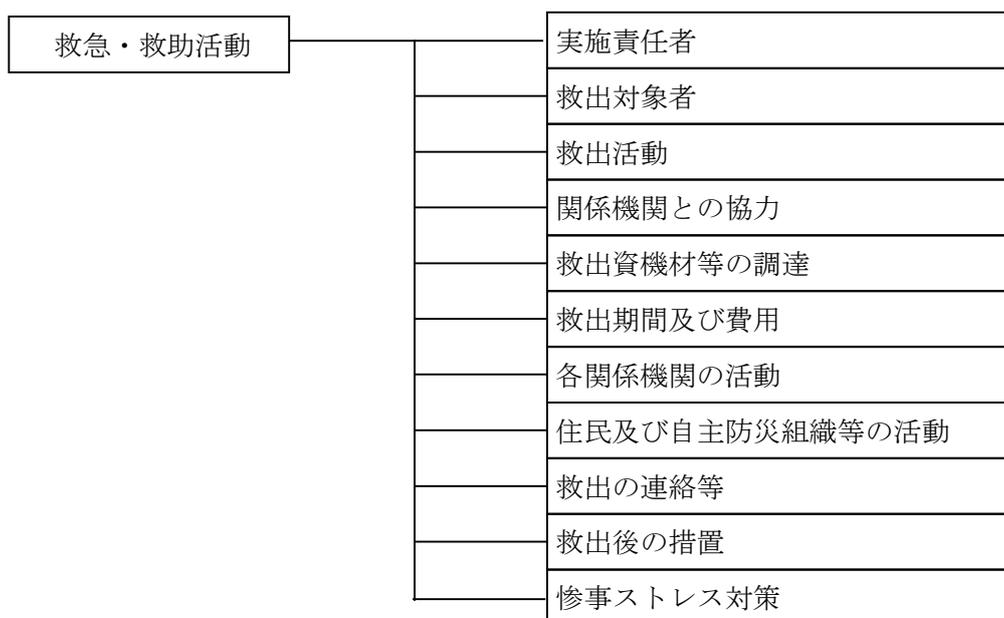
(4) 町民への広報

町は県と連携し、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第9節 救急・救助活動

町は、大規模災害等が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって生命が危険な状態にある者を関係機関と連絡を密にしながら速やかに捜索・救出し、被災者の保護を図る。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。



1. 実施責任者

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を、自衛隊や消防関係者、警察官及び海上保安官等の協力のもと実施する。

2. 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

3. 救出活動

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、警察、消防機関等関係機関に連絡する。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織や地区住民等の協力により、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたる。これらの状況については、速やかに県に報告を行う。
- (3) 町は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応

が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

(4) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

(5) 被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づく要請があった場合には、町は、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4. 関係機関との協力

(1) 救出活動を実施する場合は、塩釜警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て行う。

(2) 救出時は、負傷者の救護等が円滑に行われるよう町内の医療機関等と緊密な連絡を取る。

5. 救出資機材等の調達

救出活動に必要な人材及び資機材は、町が必要に応じ町内関係機関等に要請し、確保・調達する。なお、不足が生じるときは『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び県等に速やかに連絡する。

※資料 7-9 救命ボート保有状況

6. 救出期間及び費用

(1) 救出期間

災害発生の日から 3 日以内（4 日以降は死体の捜索として取扱う。）に完了する。ただし、状況に応じて 3 日以上とする。

(2) 費用

救出に関する費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

7. 各関係機関の活動

(1) 塩釜警察署の活動

救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動等を行う。

(2) 消防機関の活動

ア 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動

(ア) 医療機関、宮城県塩釜医師会、日本赤十字社宮城県支部及び塩釜警察署など関係機関等の情報を迅速かつ正確に掌握し、適切な救助活動を行う。

(イ) 救急救命士や高度資機材の有効活用を図り、負傷者などの応急処置を効率的に行う。

イ 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(3) 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部は、地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

8. 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 救助活動等の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災発生等による初期消火及び救急救助の必要があるときには、自らに危険が及ばない安全な範囲で初期消火及び救助活動を行うとともに、速やかに消防機関に通報する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防関係者の指示を仰ぐ。

9. 救出の連絡等

災害のため生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見若しくは知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松島町	松島町高城字町 10	354-5701
塩釜警察署	塩釜市北浜 4-6-41	362-4141
塩釜警察署松島交番	松島町松島字町内 75-9	354-2024
塩釜地区消防事務組合消防本部	塩釜市尾島町 17-22	361-0119
松島消防署	松島町松島字蛇ヶ崎右 53	354-4226
宮城海上保安部（警備救難課）	塩釜市貞山通 3-4-1	363-0114

10. 救出後の措置

(1) 応急救護所における救急活動

応急救護所においては、次の措置を講ずる。

- ア 負傷者の重症度緊急度選別（トリアージ）
- イ 負傷者に対する応急処置
- ウ 必要に応じ医療救護班の派遣を要請
- エ トリアージによる負傷者の搬送順位の決定
- オ その他必要な事項

※トリアージ：フランス語で「救命」を意味し仏軍で始まったもの。搬送されてくる負傷者の生死、傷病の軽重を即座に判断し重症患者を優先して救助していく方法。

(2) 負傷者の応急処置

負傷者の応急処置は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽傷者については、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

(3) 負傷者の搬送

医療機関の受け入れ体制、通行可能道路等を総合的に判断し、トリアージによる重傷者を優先して、重点的に次の箇所から医療機関等へ搬送する。

重度の負傷者の搬送は、松島消防署等の救急車を要請し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

- ア 負傷者が多数発生した区域
- イ 現地救護所・応急救護所
- ウ 指定避難所
- エ 被災医療機関
- オ その他必要と認める場所

※資料 8-4 緊急輸送要請簿

(4) ヘリコプターによる救助・救急搬送

緊急に本町以外の医療機関に負傷者を搬送する必要がある場合及び交通途絶地等から医療機関に負傷者を搬送する場合は、県や自衛隊等に対してヘリコプターの出動を要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(5) 民間搬送機関への協力要請

町は、負傷者の搬送のため、必要に応じ患者搬送車両を有する民間機関に協力を要請して搬送活動を実施する。

(6) 救急・救助活動の記録

町は、災害による負傷者等の救護救出活動状況等について記録する。

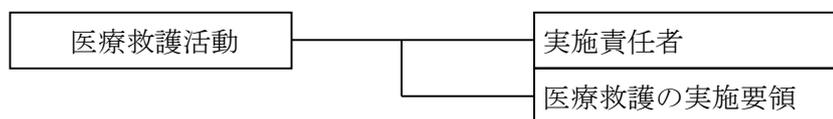
11. 惨事ストレス対策

町は、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 医療救護活動

大規模災害のため、被災住民が医療救護の途を失った場合には、町は関係機関と連携し、応急的な措置を講じ保護を図る。また、災害時には医療機関についての情報及び救護所の設置状況等を住民に周知する。



1. 実施責任者

り災者に対する医療救護の応急措置は、関係機関の協力を得て町が行う。

2. 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要としているにもかかわらず医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分娩介助等）

(3) 医療救護の期間

原則として、次の期間行う。

- ア 医療：災害発生の日から、原則として14日以内。
- イ 助産：分娩した日から、7日以内。

(4) 情報の収集・伝達等

- ア 町内の医療機関は、施設の被災状況や傷病者の受け入れ状況等の情報を把握し、町へ連絡を行う。
- イ 町は、町内医療機関、消防、警察等関係機関から被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、医師会や県等に対する応援要請等の可否及び救護所の設置の必要性等を判断する。

- ウ 傷病者等を災害拠点病院等に搬送した場合には、町は、関係機関等の協力のもとその状況について把握に努める。
- エ 町は、収集した情報を適宜、県や関係機関等へ情報提供を行い、情報の共有化を図る。

(5) 救護班の編成

- ア 医療救護の実施は、町内の各病院及び医院、（公社）宮城県塩釜医師会等の協力を得て、災害の状況に応じて医療救護班を編成し救護活動を行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。救護班の人員については、災害の規模等に応じて調整するものとするが、1班当たりの基本構成は以下のとおりとする。
被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、「第8節 救急・救助活動」に基づき実施する。

救護班基本構成		
医師：1名	保健師又は看護師：2名	連絡員：1名

- イ 救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- ウ 町の救護班で対応できない場合及び対応できないと町長が判断した場合は、協定締結先近隣市町村や知事に協力要請を行う。その場合には、町救護班を県の救護班に包含し、編成する。

(6) 救護所の設置

- ア 救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置し運営する。救護所の設置予定場所は、以下のとおり定める。

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況
松島町農村婦人の家	幡谷字吉崎 46-1	50人	木造平家建
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	200人	鉄筋コンクリート平家建

- イ 町は、救護所を設置した場合は、設置した救護所の場所を、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。
- ウ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

(7) 医薬品、資機材の確保

医薬品、医療用資機材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

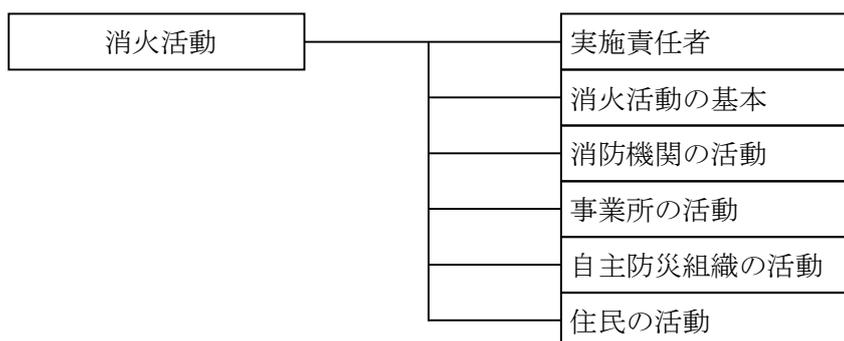
- ア 医療機関の携帯した医薬品を使用する。
- イ 被害の程度に応じて、医薬品等が不足する場合は、町内の薬局等から調達する。
- ウ 町内での調達が困難な場合には、県に対し、救急医療セット、災害用医療品の供給の要請を行う。
- エ 救援物資の医薬品等について、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受け入れ、救護所、避難所に供給するよう努める。

(8) 在宅要医療患者の医療救護体制

- ア 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- イ 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- ウ 町は、人工透析を実施する医療機関が被災した場合には、患者の受入れの調整や資機材等の支援について県に要請し、透析医療の確保に努める。
- エ 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。
- オ 町は、必要に応じ、専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、県から指導・助言、その他必要な支援等を受ける。

第11節 消火活動

大規模災害発生時には、家屋の倒壊等による被害とともに、同時多発的に発生する火災により甚大な被害がもたらされる可能性がある。したがって、消防組織を中心として火災等に対応するための警戒態勢を整え、情報収集や消防活動を行う。また、災害発生直後に同時多発火災や延焼火災が発生した場合は、消防関係機関による対応も難しくなるため、住民や自主防災組織、事業所などに応援を要請し、地域との連携のもと消火活動を行う。



1. 実施責任者

塩釜地区消防事務組合消防本部は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら他の防災機関と連携を図り、全力を挙げて被害を最小限に食い止めるための出火防止措置や消火活動を行う。

町は、関係機関等と連携し、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、塩釜地区消防事務組合消防本部と協力し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な災害発生時には、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

※資料7-1 消防力の現況

2. 消火活動の基本

火災による被害を防止、軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後等の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後等にはあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかけを行う。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょを行う。

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 市街地火災優先の原則

ガソリンスタンドなど大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設や工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災

の消火活動を優先とする。

ただし、ホテル等、宿泊施設から出火した場合は、特装車を活用し、人命救助を優先とした活動を行う。

ウ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよに必要な消火活動を優先する。

エ 火災現場活動の原則

(7) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先させ、避難路の確保や延焼拡大阻止、救助救急活動の成功の見通しなどを総合的に判断し行動する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、延焼を阻止する。

オ 応援要請

町及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは「宮城県消防相互応援協定」等に基づき、締結市町村等に応援を要請し、それでも対応できない場合は、県に対して派遣要請を行う。

カ 他市町村からの応援要請

大規模な災害が発生し、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づく応援要請があった場合には、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(2) 大規模火災の消火活動

大規模火災対応について、常備消防機関は「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に定めるところにより、消火活動を行うこととし、災害の状況により必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応する。

3. 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

塩釜地区消防事務組合消防本部消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

災害発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であるため、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 災害による火災の初期消火と延焼防止

災害による火災が発生した場合は、消防団や婦人防火クラブ員、自主防災組織の協力のもと、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

大規模災害時は消火栓などの消防水利の確保が困難になる場合が想定されるので、河川・ため池・プール・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

ただし、長距離中継送水時の通行車両によるホース破損に備え、交通整理を十分に行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害等が発生した場合、塩釜地区消防事務組合消防本部消防長、松島消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

ア 出火警戒活動

災害発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

イ 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、人命の安全確保を最優先とした消火活動を行い、幹線避難路確保に努める。

ウ 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に誘導する。

(3) 宮城海上保安部の活動

災害による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

ア 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。

イ 速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対し協力を要請する。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4. 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防組織による消火器等を活用した初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合消防本部へ通報する。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全確保のために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で初期消火や避難誘導、情報収集などを行う。

なお、同組織の具体的な活動については、「自主防災組織結成促進及び運営マニュアル」に従って行う。

6. 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、塩釜地区消防事務組合消防本部に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第12節 第12節 自衛隊の災害派遣

大規模災害時の人命、財産保護のため、特に必要があると認められる場合、町長は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣	実施責任者
	災害派遣の基準及び要請の手続
	自衛隊との連絡
	派遣部隊の活動内容
	派遣部隊の受入体制
	派遣部隊の撤収
	経費の負担

1. 実施責任者

自衛隊の災害派遣要請に係る事務手続きについては、災害対策本部が行う。

2. 災害派遣の基準及び要請の手続き

(1) 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。この場合、町長は、その旨及び町域に係る被害の状況を防衛大臣又は最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に連絡することができ、連絡した場合には、その旨を知事に連絡する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又は直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）等の長に連絡する。この場合、町長は、速やかに知事にその旨を通知する。

ア 要請による派遣の基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は下記のとおりである。

- (ア) 緊急性 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている差し迫った必要性があること。
- (イ) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 自衛隊の自主派遣

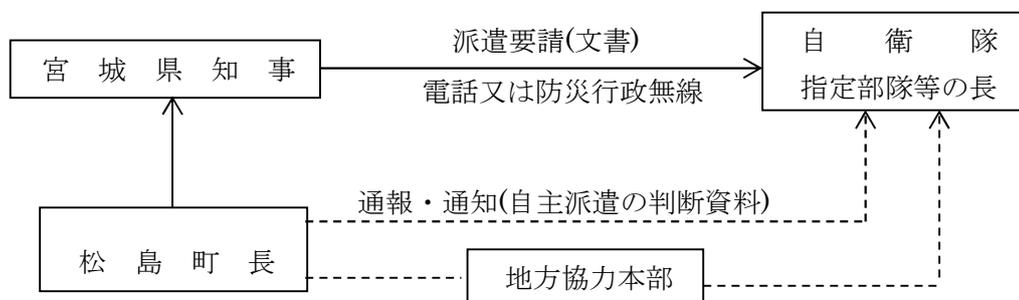
自衛隊の災害派遣は、知事からの要請で派遣されることが原則であるが、その例外措置として、「大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣」「通信の途絶により、県と連絡が不可能である場合の人命救助のための部隊等の派遣等」地震災害時に特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

松島町地域防災計画 地震災害対策編

この場合、自衛隊の連絡員等により、速やかに県経由又は直接町へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

(3) 要請の手続き

ア 派遣要請系統図



イ 要請（連絡）先

区分	要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			時間内: 平日 08:30～17:00	時間外: 左記以外	
宮城隊区 担当部隊	陸上自衛隊 第22即応機動連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 内 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡を除く宮城県)
			東北方面航空隊 第3科	航空隊長	仙台市若林区霞目 1-1 TEL：022-286-3101 内 203, 207, 217
近傍派遣部隊	陸上自衛隊 第6戦車大隊第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原 21-9 TEL：022-345-2191 内 230～233	駐屯地当直 内 301・302	大和近傍 状況により宮城北隊区
			航空自衛隊 第4航空団防衛部 (松島基地)	団司令	桃生郡矢本町矢本 字坂取 85 TEL：0225-82-2111 内 230～232

ウ 要 請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料8-2 災害派遣要請依頼書様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信等により行い、その後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (イ) 派遣を希望する期間
- (ロ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、物資運搬設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

3. 自衛隊との連携

派遣される自衛隊連絡調整要員等を災害対策本部に受け入れる場合、災害対処に必要な情報交換等を行い、必要な災害対処を実施する。

4. 派遣部隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路障害物の除去又は道路・水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長又は町長の職務を代行できる者（委任を受けた町職員、警察官及び海上保安官）が、その場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること

- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

5. 派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

町は、自衛隊の災害派遣期間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

必要に応じて派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその旨を管理者等に伝え了承を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

(5) 臨時ヘリポートの設定

ア 本町の臨時ヘリポートの指定状況は次のとおりである。

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンターグラウンド)	松島町手樽字大蓮沢 13-1	町長	355-0301	120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯島地先	宮城県漁業協同組合松島支所	354-2511	40×30

資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 臨時ヘリポートを追加、あるいは見直す場合には、ヘリポートとしての基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を実施するとともに、被災者の指定避難所と競合しないよう留意する。

ウ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

エ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその付近で障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすい所では、航空機進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

※ウ・エに関する「着陸地点のH記号」「離着陸地点及び障害のおそれがある範囲」については、P.3-101、3-102を参照

(6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

(7) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況の情報等を提供する。

6. 派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了又はその必要がなくなった場合、町長は派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。

(2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

※資料8-3 災害派遣撤収要請依頼書様式

(3) 派遣部隊の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認められた場合は、知事等と協議の上、派遣部隊を撤収するものとする。

7. 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担し、細部についてはその都度派遣部隊の長と知事等が協議して定める。

松島町地域防災計画 地震災害対策編

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第13節 緊急輸送活動

大規模災害発生時には、さまざまな種類の緊急輸送が必要となる。したがって緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる輸送手段の確保に努める。また、輸送路線の被害状況を把握し、事前に定められた緊急輸送路から優先的に障害物の除去、応急復旧を行い、輸送路の確保に努める。



1. 実施責任者

町は、災害時における輸送力の確保等を関係機関の協力を得て行う。

2. 輸送要領

(1) 輸送方法

災害応急対策計画に定める人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して最も適切な方法により行う。

(2) 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 第一段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ロ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な人員
- (ハ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (ニ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

(ア) 上記アの続行

- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ロ) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第三段階

(ア) 上記イの続行

- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ロ) 生活必需品

エ その他関連物資

- (ア) 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の制限について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- (イ) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携を図る。
- (ロ) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

(4) 輸送力の確保

ア 町所有車両の確保

町所有車両（消防用車両を除く）は、資料7-3「町有車両の現況」のとおりである。

イ 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有以外の輸送力確保に努める。

(ア) 自動車の確保

自動車の確保は、以下の陸上輸送業者等に依頼する。

名 称	所 在 地	責 任 者	電 話 番 号
宮城交通(株)塩釜営業所	塩釜市新浜町二丁目 2-8	塩釜営業所長	365-5161
日本三景交通(株)	松島町高城字田中裏 23-16	代表取締役社長	354-5151

(イ) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能であるが、鉄道輸送が可能な場合は、東日本旅客鉄道(株)仙台支社松島駅等に要請し、輸送力を確保する。

(ロ) 船舶の確保

陸上輸送が全て不可能となる事態に備えて、海上輸送力も確保する。

ウ ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第12節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第15節「ヘリコプターの活用要請」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請する。

(5) 輸送要請

町内において輸送力が確保できない場合又は不足する場合は、協定に基づき、(社)宮城県トラック協会に次の事項を要請し、輸送力の確保を図る。

また町は、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

ア 緊急物資の輸送要請事項

- (ア) 災害の状況及び要請理由
- (イ) 必要となる車両及び人員
- (ウ) 輸送品目
- (エ) 輸送期間
- (オ) 輸送先（荷下ろし場所）
- (カ) その他必要な事項

3. 輸送力の配分

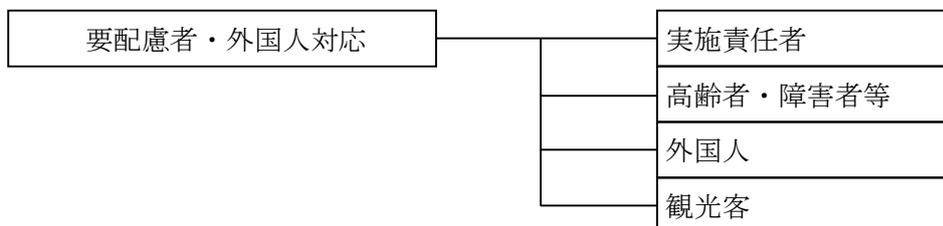
- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 災害対策本部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4. 災害救助法に基づく措置基準

- (1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - ア 被災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 被災者救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救援用物資のための輸送
 - カ 遺体捜索のための輸送
 - キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (2) 適用される輸送費は、松島町における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施がみとめられる期間とする。

第14節 要配慮者・外国人対応

大規模災害発生時には、特に要配慮者や旅行者等に対する様々な応急対策が必要となることから、町は、関係機関と連携し、対応計画に基づいて速やかに対策を実施する。特に団体旅行者などの観光客については、宿泊施設と連携を取り迅速に対応する。



1. 実施責任者

災対産業観光部、災対町民福祉部、災対健康長寿部及び社会福祉団体の責任者は、要配慮者等の援護対策を行う。

2. 高齢者、障害者等

町及び社会福祉団体は、要配慮者及び災害により支援が必要となった者に対し、救助、避難誘導、福祉サービス等の提供等を必要に応じて的確に行うことができるようにする。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

(1) 安全確保

ア 社会福祉施設在在所者について

(ア) 施設管理者等は、施設在在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(イ) 町は、施設管理者等から施設在在所者(入所者、従事者等)の安否を迅速に確認するとともに、施設管理者等から要請等があった場合には、避難誘導等を行う。

イ 社会福祉施設以外の要配慮者

(ア) 町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政員等との連携支援のもと迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

(イ) 町は、指定避難所等を中心に被災による新たな要配慮者についても把握する。

(ウ) 未登録の要配慮者に対しても、民生委員・児童委員、行政員などとの連携により安否の把握に努める。

(2) 支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し、その確保に努める。

下記イの緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

イ 緊急支援

(ア)受け入れ可能施設の把握

松島病院（老人保健施設みどりの家を含む）及び特別養護老人ホーム等との間で、要配慮者受入れに関する連携を行う。

(イ)福祉ニーズの把握と援護実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た上で、関係機関と調整し適切な入所措置をとる。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合には、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(ウ)福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所受け入れを要請するものとする。

(エ)福祉避難所の運営

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

ウ 指定避難所での援護

(ア)支援体制の確立

町は、要配慮者が指定避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。

特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ)健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に指定避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

町は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者・障害者は指定避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティーを維持できるよう配慮する。

3. 外国人

災害時には、速やかに外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行い、安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、英語等外国語での情報提供ができるようその体制整備に努める。

(1) 広報及び標識等による安全かつ迅速な避難誘導。

町は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報もを行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

あらかじめ整備してある多言語で表示された指定避難所や避難路の標識等により、外国人の避難を支援する。

(2) 所在及び安否確認。

町は収集した情報をもとに、在住している外国人の安否確認を行う。

県から在日大使館等を通じた在住外国人の安否確認の照会を求められた場合には、町は県に協力し、調査、回答等を行う。

(3) 「相談窓口」等の開設によるニーズへの対応と支援。

町は、必要に応じ、公益財団法人宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

(4) 関係機関及び関係団体との連携による情報収集と情報提供。

町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。

町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も

行い、外国人の不安の解消を図る。

(5) 通訳ボランティアの活用を図りスムーズな情報収集、伝達を図る。

4. 観光客等

災害時の観光客等については、(一社)松島観光協会等と連携し、ホテル・旅館等及び指定避難所等の情報収集と安否確認を行い、情報提供ができるよう努める。

(1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導

ア 外国人観光客等については、上記3の(1)のとおりとする。

イ また、観光協会等と連携した広報、避難誘導等を行う。

ウ 観光客が浸水想定区域内や土砂災害危険区域内などの危険が予想される区域内にいる場合には、防災行政無線をはじめとする広報活動や観光事業者の避難誘導等により、直ちに避難が必要であることを伝え、指定避難所の方向を指し示すなど、具体的な誘導を図る。

エ ホテル旅館等観光施設所有者は、施設に危険がない場合は、できる限り当日の利用者や宿泊客を受入れ、必要に応じ、町指定の避難所を案内する。また、受入れた宿泊者等の安否情報を町に報告する。

(2) 所在及び安否確認

町は、地域住民や自主防災組織、観光協会等と連携し、観光客等の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、指定避難所等において観光客の安否確認等を行う。

(3) 相談窓口の開設によるニーズへの対応と支援

町は、県等関係機関と協力し、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により公共施設やホームページ、観光地、主要ターミナル等へ掲示し情報提供を行う。また、必要に応じ相談窓口を設置する。

(4) 関係機関及び団体等への情報提供

町で収集した観光客等の情報は、必要に応じ、県や関係団体等に対し情報提供を行う。

また、県や関係機関等が収集した情報について、町は必要に応じ、情報提供の要請等を行い、安否確認等への活用を図る。

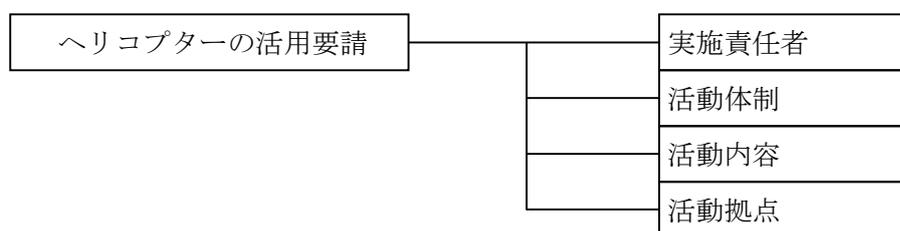
(5) 観光客等は、安全に、安心して、できるだけ早く帰宅できることが重要である。町は、第7節避難誘導－帰宅困難者対策に基づき、災害時、本町に滞留することになった観光客等に対しても、帰宅困難者対策を行う。

【応急対策活動】

時間の経過に伴い、被災対応は住宅の確保など被災者の生活支援中心の対策へと変わってくる。被災者が早く日常生活に戻れるよう全力を挙げて災害復旧に取り組む。

第15節 ヘリコプターの活用要請

大規模災害時は、道路の損壊、建物や電柱等の倒壊による道路通行不能状態が予想されることから、町は、災害発生初期には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等を広域的・機動的に行う。



1. 実施責任者

町は、災害時のヘリの活用について、県防災ヘリコプターへの応援要請を基本とし、不足した場合には県を通じて自衛隊等のヘリコプターの要請を行う。

2. 活動体制

関係機関との連携による活動計画を早期に検討作成し、迅速に応援活動が取れるよう体制整備に努める。

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリの運航は、関係法令によるもののほか、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによることとなっている。

- ※資料 1-9-1 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱
- ※資料 1-9-2 宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領
- ※資料 1-9-3 防災ヘリコプター緊急運航基準

(2) 県への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、県知事に対して、「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 仙台市への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- ※資料 2-2 宮城県内航空消防応援協定書

(4) 関係機関との調全体制の確立

県は、大規模災害時において、県内各地でヘリコプター活動が必要となる場合においては、宮城県災害対策本部に設置されるヘリコプター運用調整班（県警察本部、仙台市、東北地方整備局、自衛隊、海上保安部等で構成）のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、等と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

3. 活動内容

(1) 活動内容

防災関係機関のヘリコプターによる防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ア 被災直後の被害状況等の偵察、情報収集活動
- イ 火災防ぎょ活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ウ 救出救助活動（事故等による捜索・救助等）
- エ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- オ 救援隊、医師等の人員搬送
- カ 消防部隊の搬送・投入
- キ 被災地への救援物資の搬送
- ク 応急復旧資機材等の搬送
- ケ 住民等に対する避難勧告等の広報活動
- コ その他（特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合）

(2) 防災ヘリコプターの運用

原則として、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記（1）の該当事由について、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。また、町が災害による被害を最小限に防止するために県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「宮城県広域航空消防応援協定」に基づき運用する。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

4. 活動拠点

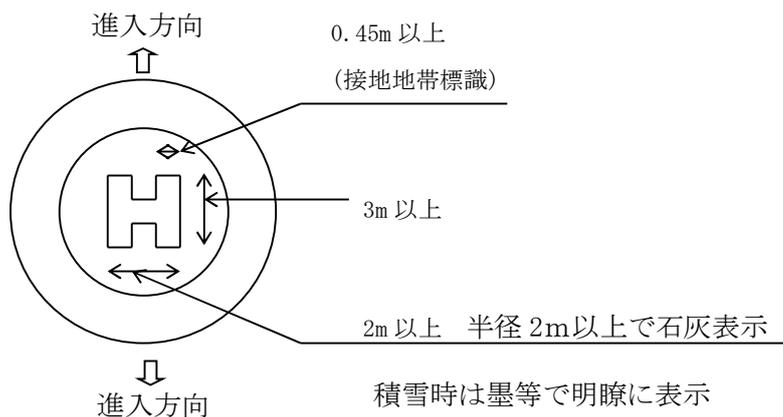
- (1) 町は、臨時ヘリポートの被害状況を把握し、県と協議の上、臨時ヘリポートの中から活動拠点を選定することを基本とする。選定後は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、標識の表示や吹き流しの設置等を行う。

ア 臨時ヘリポートの指定状況

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンター グラウンド)	松島町手樽字大蓮沢 13-1	町長		120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯島地先	宮城県漁業 協同組合松 島支所	354-2511	40×30

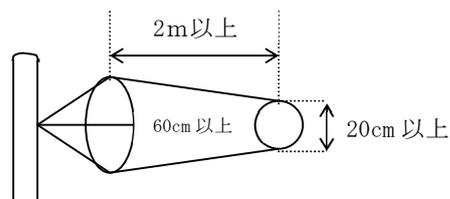
資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 標識



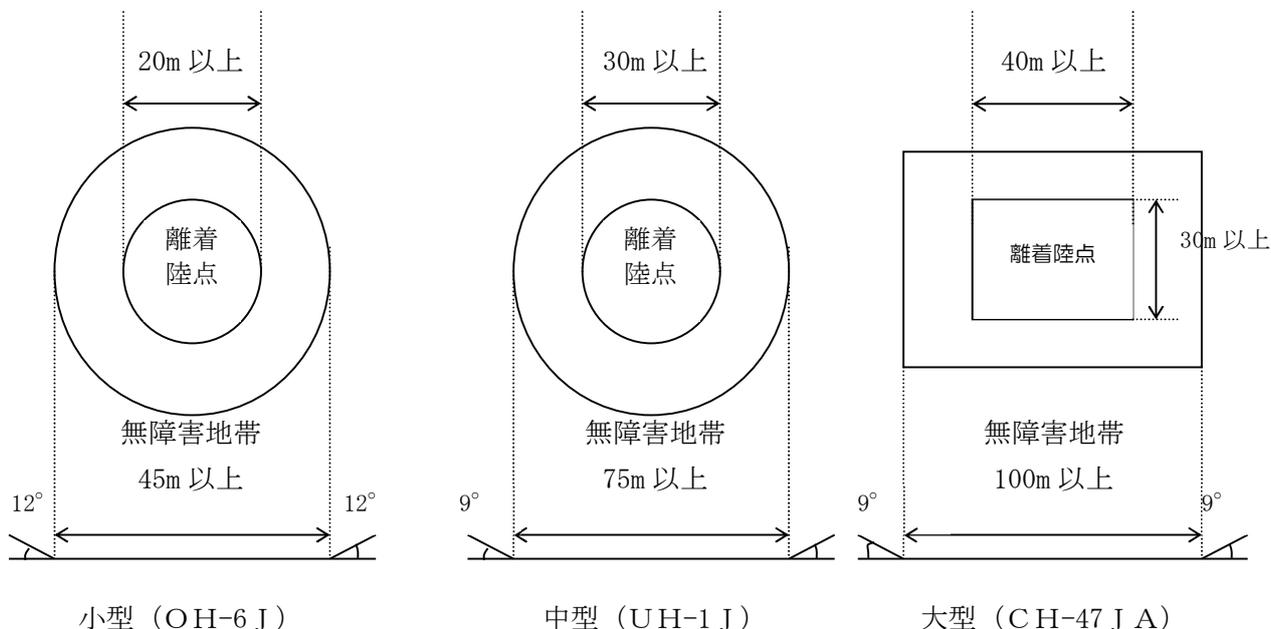
ウ 吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



- (2) 予定された臨時ヘリポートが被害等により使用できない場合には、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

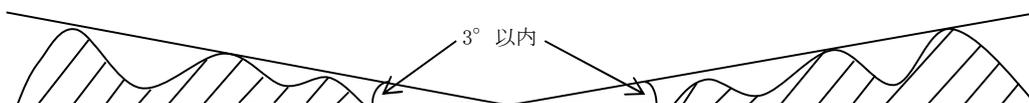
ア 離着陸のための必要最小限の無障害地帯



- ※ 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点
- ※ 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

(3) 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約 20 枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

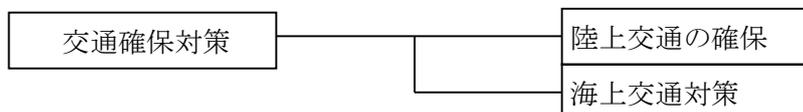


(4) 危険防止の留意事項

- ア 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 着陸点近くに物品等を放置しないこと。
- ウ 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

第16節 交通確保対策

災害時における陸上及び海上の交通の安全と交通施設の保全、及び緊急車両の通行を確保するため、町は、関係機関と連携し、交通規制等の必要措置を実施する。



1. 陸上交通の確保

(1) 実施責任者

ア 町は、町に関わる交通路の安全対策を関係機関と連絡調整し行う。

イ 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連携をとりながら交通の安全確保に努める。

(2) 地震等災害発生時の運転者のとるべき措置

ア 走行中の運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) 車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、適切に行動すること。

(ウ) 車両において避難するときは、次のとおり行動する。

① 可能な限り道路外の場所に移動し通行の障害にならないようにする。

② やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車しエンジンを切り、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

③ 駐車時は、避難する人の通行や応急対策実施の妨げにならないようにする。

イ 避難のために原則として車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）での一般車両の通行禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(ア) 区間を指定して交通規制が行われたときは、道路以外の場所に速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

- (ウ) 通行禁止区域内において警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。
 その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができない場合は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 交通規制の要領

地震災害及び異常気象時等における安全確保のために、次の要領により交通規制を行う。

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害発生のおそれ又は発生したときは、巡回調査を行い被害箇所の応急復旧を講ずる。

イ 交通の安全確保のための交通規制

(ア) 道路管理者は、道路の被害等による危険箇所を発見したときは、速やかに必要な範囲に通行制限標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識）を表示するか、職員による現地整理を行う。また、迂回路等による通行の確保を図る。

(イ) 塩釜警察署長は、災害発生のおそれ又は発生したとき、直ちに所轄区域内の道路交通の状況を調査し交通の安全と円滑な通行を確保するための必要な措置をとる。

ウ 交通規制の基本方針

(ア) 被災地域内への流入抑制と走行抑制

- ① 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。
- ② 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

(イ) 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

三陸自動車道のインターチェンジにおいては、被災区域内への流入を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

(ウ) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに、一般車両の走行は原則禁止する。

(エ) 道路管理者との綿密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

エ 交通規制の方法等

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を

設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

オ 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

カ 交通規制の連絡等

災害時において交通規制等を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制等の目的、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況、避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力などの措置事項等を連絡するとともに、自動車の運転者及び地域住民に対して、マスコミ広報や現場広報等を行い、周知徹底を図る。

(4) 交通整理隊の編成

災害時において、安全確保のために必要と認めた場合には関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

ア 編成

交通安全指導員、消防職団員、関係機関の職員、災害派遣自衛官その他民間協力者により構成する。

イ 所要人員等は、必要に応じて決定する。

(5) 緊急通行車両の標示

災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

ア 緊急車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、塩釜警察署にて受ける。

イ 各部で所管する車両のうち、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部で緊急通行車両等確認申請書により塩釜警察署に申請し受ける。

(6) 障害物の除去等

ア 緊急交通路の障害となっている車両等については、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて県や警察署等関係機関に対するレッカー車の出動要請により必要な除去措置を行う。

その他たい積障害物の除去は、道路管理者が行う。

イ その他の道路たい積障害物は、次の区分により速やかに除去し二次災害の防止に努める。

(ア) 町道の障害物について、民間及び防災関係機関に町が要請し除去する。

(イ) 県道及び県管理国道の障害物については管理者が除去する。

(ウ) 県管理の公園区域内に存する道路の障害物については管理者が除去する。

(エ) 国管理国道の障害物については管理者が除去する。

2. 海上交通対策

(1) 町の役割

- ア 町は、在港船舶に係る災害の拡大が予想され、又は安全確保措置等の必要があると認められる場合は、事前措置等を命ずるなどの必要な対策を行うとともに宮城海上保安部に対し在港船舶等への安全確保措置の指示を要請するものとする。
- イ 安全確保措置は、在港船舶の責任者がその判断により行うが、町長が緊急のため必要と認める場合は、宮城海上保安部と連携を保ち、安全確保措置を講ずるものとする。
- ウ 町は、外郭施設、水域施設及び係留施設等の被災状況を関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等必要な措置を行う。

(2) 宮城海上保安部の役割

宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(3) 港湾施設等の措置

- ア 港湾管理者は、港湾区域内の防波堤、航路、岸壁等の被害状況について、宮城海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去及び施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障がでないよう努める。
- イ 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう輸送の確保に努める。

第17節 公共交通及び公共土木施設の応急復旧

道路、鉄道の交通基盤、港湾、漁港、河川等の公共土木施設の被害は、町民の生活はもとより、社会全体に及ぼす影響は非常に大きく重大である。このため、これらの施設管理は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあることから、早急な対応に努める。

公共土木施設等の応急復旧	実施責任者
	道路施設
	海岸保全施設
	河川管理施設
	漁港港湾管理施設
	農業施設
	都市公園施設
	砂防・地すべり・治山関係施設
	鉄道施設

1. 実施責任者

施設管理者は、所管施設の応急復旧対応をそれぞれ行う。

町は、各施設管理者と連絡を密にとり、被害状況等の把握に努めるとともに、必要となる措置をとる。

2. 道路施設

(1) 町・県管理道路

ア 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等の把握と情報の収集に努める。

指定避難所へのアクセス道路等について、道路啓開等の必要な措置を講じる。

イ 交通の安全確保及び緊急輸送体制

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事を行い、交通の安全確保及び二次災害の防止に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画（事前に、特に重要となる道路を選定し、これらを有機的に連結させた道路網）に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令

を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

オ 農道

(ア)道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(イ)幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

(2) 国管理道路（国道45号）

大規模な災害が発生した場合には、東北地方整備局仙台河川国道事務所は、以下の措置をとる。

ア 通行規制

仙台气象台が「津波警報」以上を発表した場合は、通行止め（仙台市宮城野区福室～松島町高木字愛宕三 20.2km 区間）を実施する。また、津波警報等の解除後に道路パトロールを実施し、安全を確認後解除する。

イ 点検

東北地方整備局仙台河川国道事務所仙台東国道維持出張所は、被害を受けた道路及び交通の状況を把握するため、速やか（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）に巡回を実施する。また、CCTV設備、交通情報モニター等からの情報の収集に努める。

ウ 体制

災害発生時には、その状況に応じて東北地方整備局仙台河川国道事務所に災害対策支部を設置する。

エ 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

オ 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

カ 工事中の道路に関する対策

工事中箇所の被災内容を把握し、必要に応じて対策を講じる。

(3) 三陸自動車道

大規模な災害が発生した場合には、宮城県道路公社は、以下の措置をとる。

ア 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、管理事務所等においては、速やかに巡回を実施する。

イ 体制

災害発生時には、その状況に応じて宮城県道路公社に災害対策本部を設置する。

ウ 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

エ 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

(4) 道路情報の提供

道路管理者は関係機関及び報道関係機関と連携し、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定及び迂回路等の通行規制などの情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する方策を講じ、安全確保に努める。

- ・(財) 日本道路交通情報センター 電話番号 022-225-7711

(5) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

3. 海岸保全施設

(1) 緊急点検

海岸保全施設管理者は、災害発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により、施設の機能及び安全について緊急点検を実施する。

※資料 3-3 海岸保全区域

(2) 重要施設等の応急復旧

海岸保全施設管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

(3) 二次災害の防止対策

海岸保全施設管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を的確に把握し、必要な場合には、町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

4. 河川管理施設

(1) 県の対応

ア 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握する。

※資料3-2 重要水防箇所等

イ 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に災害復旧工事を実施し、二次災害の防止に努める。その他の被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

(2) 東北地方整備局北上川下流河川事務所の対応

ア 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。災害により河川管理施設が損壊した場合は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

イ 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

5. 漁港港湾管理施設

(1) 漁港施設

ア 緊急点検

漁港管理者は、災害発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

イ 立入規制及び応急復旧

緊急点検で、二次災害のおそれのある危険な個所については、危険な区域への立入

禁止のためのバリケードや警告版の設置等の措置を行う。

また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

(2) 港湾施設

ア 被害状況の把握

港湾管理者は、災害発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

イ 応急復旧

港湾施設は、災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。

6. 農業施設

町及び県は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 農業施設管理者は、二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 地震等により農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置を行うとともに緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- (4) 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

7. 都市公園施設

公園管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握する。また、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援・避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

8. 砂防・地すべり・治山関係施設

県は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

9. 鉄道施設

大規模な災害が発生した場合には、東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、以下の措置をとる。

(1) 体制

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びS I 値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(3) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域指定避難所への避難勧告があった時及び自駅の指定避難所も危険のおそれがある場合は、広域指定避難所へ避難するよう案内する。

(4) 消防及び救助に関する措置

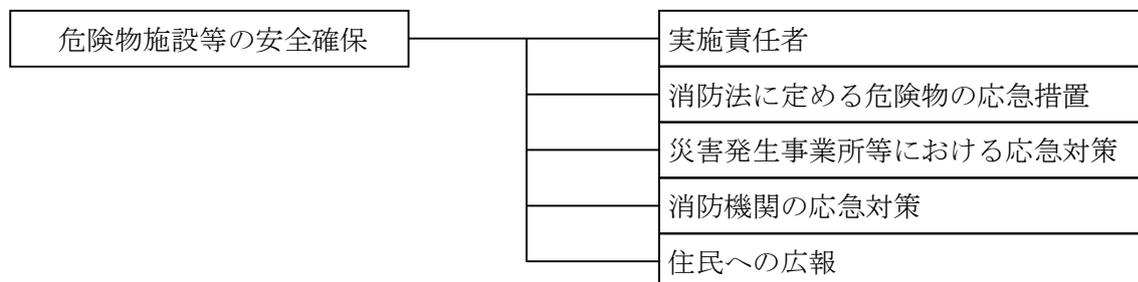
ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び県、町に対する応援要請を行う。

第18節 危険物施設等の安全確保

災害時において、危険物（消防法に定める危険物）等による災害の防止又拡大防止を図り、被害を最小限にとどめることを目的とする。



1. 実施責任者

- (1) 町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び県は、災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置を行う。
- (2) 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時危険物等による被害の発生防止のための保安措置を行わなければならない。

2. 消防法に定める危険物の応急措置

- (1) 危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署に通報し、必要な指示を受ける。
- (2) 塩釜地区消防事務組合管理者は、危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し必要な指示を行い、実施報告を行わせる。

※資料7-4 危険物施設一覧

3. 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに、町、宮城海上保安部、塩釜地区消防事務組合消防本部及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。
また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。
- (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

ア 大量油の排出があった場合

- (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- (イ) 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- (ウ) 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- (エ) 排出された油の回収を行う。
- (オ) 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

イ 危険物の排出があった場合

- (ア) 損傷箇所の修理を行う。
- (イ) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 船舶にあつては、洩航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

- (3) 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

4. 消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を実施
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置、応急対策の実施
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の実施

5. 住民への広報

町、県及び危険物施設等の管理者は、被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第19節 住宅対策

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならないことから、町は、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用を図る。

また、余震による倒壊や落下物等による二次被害を防ぐことを目的とした応急危険度判定を行うとともに、仮設住宅建設のために必要な被害家屋調査及び被害宅地調査等を実施し被災者の支援を図る。

住宅対策	実施責任者
	応急仮設住宅等の建設要領
	応急修理の要領
	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定
	応急仮設住宅の維持管理・運営
	応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備
	建築資材及び建築技術者の確保
	応急危険度判定の実施

1. 実施責任者

(1) 町は、県から職権の一部を委任された場合又は県の実施を待つ時間的余裕が無く緊急を要する場合は、応急仮設住宅の建設を行う。県が応急仮設住宅を建設する場合には、あらかじめ選定した候補地から安全な用地を選定する。

(2) 町は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき被災建築物応急危険度判定を実施する。

また同様に県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 町は、り災者に対する被害住宅の応急修理を行う。

2. 応急仮設住宅等の建設要領

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

イ 必要住宅戸数の把握等

(ア) 町は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。

(イ) 1戸当たりの規模は、29.7 m² (9坪) を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(ウ) 被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分に配慮した仕様及び設計に努める。

ウ 建物の構造は、災害応急仮設住宅仕様による。

エ 建設着工及び供与期間

(ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(イ) 供与期間は2年以内の期間とする。

オ 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、下記から災害の実情に応じ決定する。

施設名	地区	面積 (m ²)	設置可能戸数	備考
愛宕町営住宅跡地	本郷地区	約 10,000	120	
松ノ森団地内空地	高城地区	約 2,500	30	
町民の森グラウンド	根廻地区	約 10,000	120	

※ 建設可能戸数：80 m²/戸で算定

(2) 災害公営住宅の建設（国庫補助による所得制限の基準内の被災者対応住宅）
住宅の被害が次の基準に該当する場合、災害公営住宅を建設する。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその区域内住家戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

ウ 災害公営住宅の入居条件及び建設戸数は概ね次のとおりとする。

(ア) 入居条件

① 当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯

② 当該災害発生後3か年間の月収が95,000円以下の世帯

③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯

④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(イ) 建設戸数

被災滅失住家戸数を考慮して、町が協議し必要な戸数を建設する。

(3) 既設公営住宅等の空き家活用

復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、一時的な居住の場として、既設公営住宅の空き家の活用を図る。また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅の受入を要請する。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県は、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、町と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行うこととなっており、県が民間賃貸住宅の借上げを行う場合には、町は以下の措置をとる。

災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

ア 町は、基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

イ 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

3. 応急修理の要領

(1) 対象

住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者とする。

(2) 修理家屋の選定

ア 町は、民生委員及び関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定を行う。

イ 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4. 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定等

(1) 選定基準

応急仮設住宅の入居者数及び応急修理対象者の選定は町長が行い、その基準は、

おおむね次のとおりとする。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び用保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない寡婦、母子・父子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び疾病者等
- エ 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- オ 前各号に準ずる経済的困窮者

(2) 修理対象戸数の引き上げ

県は、必要に応じ修理対象数の市町村間相互の戸数を調整する。また、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げ、修理期間の延長を行うなど町への指導助言及び連絡調整を行う。

5. 応急仮設住宅の維持管理・運営

応急仮設住宅の管理運営は、県が実施するものだが、県が町に管理を委任した場合には、管理委託契約を締結し、町が、以下のような応急仮設住宅の管理運営を行う。

(1) 維持管理上の配慮事項

町は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察等との連携を図り以下の措置を行う。

- ア 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア対策の実施
- イ 家庭動物の受入れルールの周知徹底
- ウ 必要に応じ、NPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティーの形成と自治会の設立・運営に努める。
- エ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(2) 運営上の配慮事項

運営にあたっては、県等の協力のもと以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - (ア)防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ)街灯や夜間照明等の工夫
 - (ウ)夜間の見回り(巡回)
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア)交流の場づくり
 - (イ)生きがいの創出
 - (ウ)悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ)保健師等による巡回相談
 - (オ)女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティー運営体制等

- (ア)集会所
 - (イ)仮設スーパー
 - (ウ)相互情報交換
 - (エ)窓口の一元化
- エ 女性参画の推進と生活者の意見反映
- (ア)運営における女性の参画推進
 - (イ)生活者の意見集約と反映

6. 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

7. 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、災対建設部が担当し、(社)プレハブ建設協会等の協力を得ながら速やかに建設する。

- (2) 建築資材の調達

町は、応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材を、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

- (3) 建築技術者の確保

町は、応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、その確保に努める。

8. 応急危険度判定の実施

町は、県の支援のもと被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等を確保し、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施に努める。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定業務は、県から支援を受け、基本的に町が実施する。

- (2) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

- (3) 被災建築物の判定は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急

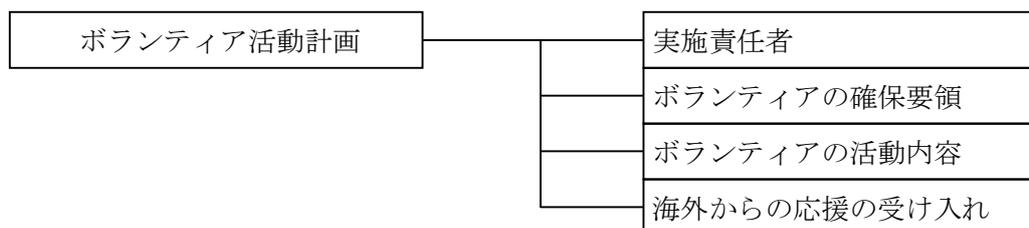
危険度判定協議会)」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル(一般財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。

- (4) 被災宅地の判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(被災宅地危険度判定連絡協議会)」に基づき実施する。
- (5) 判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。
- (6) 被災宅地の危険度判定業務は、県の支援のもと町災害対策本部が実施する。
- (7) 町は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が不足する場合には、県に判定士の派遣を要請する。

第20節 ボランティア活動計画

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、松島町社会福祉協議会等が中心となって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町等が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。



1. 実施責任者

災害応急対策に必要なボランティアは、町社会福祉協議会が中心となり各団体の協力により確保し、その受け入れ態勢を整える。

2. ボランティアの確保要領

- (1) 災害応急対策を実施時において必要となるボランティアは、日本赤十字社宮城県支部、婦人会、町内会、民間団体、ボランティア団体等の協力により確保を図る。

※資料6 自主防災組織等

- (2) 町ボランティアセンターの開設等

町ボランティアセンターは、町等の協力のもと町社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって設置し、被災住民のニーズの把握、一般からのボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

ア 現地本部における対応

町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、ボランティアへの具体的活動内容の指示を行う。なお、被害の程度により、現地本部は県及び周辺市町村社会福祉協議会等に対して人的な協力等を要請する。

イ 救援本部における対応

災害の規模が大きく、周辺自治体等におけるボランティア活動に対する支援が必要な場合、町は先遣隊を派遣し現地情報の収集を行い、町社会福祉協議会と連携を図り、被災地に近く、通信・交通アクセスが良いなど適切な地点に救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地本部を支援する。

なお、他市町村社会福祉協議会において救援本部が設置された場合、積極的に人的な協力等に努める。

ウ 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

(3) 町の支援等

町は、町社会福祉協議会が速やかなボランティアセンターの立ち上げと活動が行えるよう、以下のような支援等を行う。

ア 町は、松島町社会福祉協議会と結んだ「大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書」に基づき設置及び運営の協力を図る。

※資料2-3-3 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置等に関する覚書

※資料2-3-4 町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

イ 町は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ウ 町は町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(ア) 災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供及び貸与

(イ) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

(ウ) 職員の派遣

(エ) 被災状況等の関連情報の提供

(オ) 町ホームページ等を活用したボランティア募集への支援

(カ) その他必要な事項

エ 町は、一般ボランティアの受入体制づくりを、町社会福祉協議会と連携しながら行い、その他NPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

オ ボランティアコーディネーターが不足する場合には、役場OBへ協力を求め、ボランティアセンターへ派遣を行う。

(4) 専門ボランティアの受付

関係する組織からの申し込みについては町の各部で対応するものとする。

(5) ボランティアの安全確保

ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

3. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は主に次のとおりとし、労務種別により適宜協力を求める。

(1) 一般ボランティアの活動内容

主な活動内容(受入れ項目)	担 当
ア. 指定避難所の運営 イ. 炊き出し、食料等の配付 ウ. 救援物資の仕分け、輸送 エ. 高齢者、障害者等の介護補助 オ. 清掃活動 カ. その他被災地で必要とされる軽作業	町ボランティアセンター(町社会福祉協議会等)

(2) 専門ボランティアの活動内容

主な活動内容(受入れ項目)	担 当
ア. 救護所等での医療、看護、保健予防 イ. 被災建築物応急危険度判定 ウ. 被災建築物危険度判定 エ. 防災関係施設診断 オ. 被災宅地危険度判定 カ. 外国人のための通訳 キ. 被災者のメンタルヘルスケア ク. 障害者等への介護 ケ. 高齢者への介護 コ. その他専門的知識が必要な業務	災対健康長寿部 災対建設部 災対建設部 災対建設部 災対建設部 災対産業観光部 災対健康長寿部 災対町民福祉部 災対健康長寿部 各災対部

4. 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被災状況を確認する。

防災エキスパート制度により地方自治体の支援も行うこととなっていることから、町は、本制度による活動が円滑となるよう、協力を行う。

5. 海外からの応援の受け入れ

災害規模が甚大になった場合、海外からの救援隊の派遣及び個人ボランティアなどの応援活動が想定されるが、それら海外からのボランティアに関しては、国が受け入れを決定し、作成する受け入れ計画に基づいて、県が受け入れることとなっている。

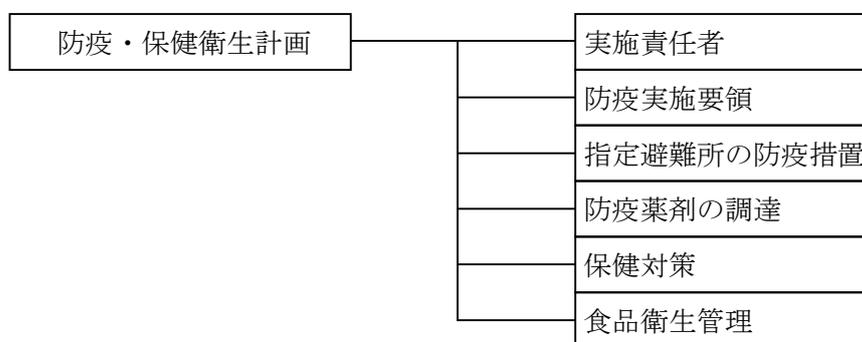
その際、受け入れた救援隊の活動が円滑に実施できるよう、公益財団法人宮城県国際化協会から通訳を確保するとともに、食事、宿泊等の手配を行い、支援活動に同行するなどの支援を行うこととなっていることから、町は、県の活動が円滑となるよう、協力を行う。

第21節 防疫・保健衛生計画

被災地における衛生面の保全を図るためには、災害の状況に対応した清掃・衛生・防疫対策が必要となる。大規模災害時には一時的に生活環境の変化と悪化に伴う被災者の体力低下、感染症等の病気に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることから町は、迅速な防疫措置や予防接種等を実施し、被災者の健康安全確保のための適切な対応を行う。

特に指定避難所においては多くの被災者が共同生活を行うことから、感染症の流行の未然防止に万全を期すとともに、必要に応じ心のケア対策等を実施する。

また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。



1. 実施責任者

町は、災害時における感染症予防のための防疫措置及び保健衛生活動を、関係機関の協力を得て行う。

2. 防疫実施要領

(1) 健康診断及び感染症の予防

ア 健康診断は、指定避難所等を優先し、県の協力を得て行う。また、感染症予防のための健康調査・指導を行い、県と連携し感染症の発生状況の把握に努める。

イ 指定避難所等でのトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症予防のための指導を行う。

ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

(2) 臨時予防接種

被災地の感染症等の発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により実施する。

(3) 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、医療機関が保健所長を経由して知事に届け出ることになっ

ている。

町は、県の指示に基づき消毒等の対策を実施する。

(4) 隔離等の措置

被災地において、感染症患者又は疑似患者及び無症状病原体保有者等が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶などのため、感染症隔離病舎に収容することが困難な場合は、可能な限り近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない事由によって隔離施設に収容措置をとることができない疑似患者及び無症状病原体保有者に対しては、自宅隔離を行う。

(5) 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生する恐れがある場合及び防疫措置を実施する場合は、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(6) 応援要請

防疫活動を実施する上で要員等が不足する場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、協定締結先市町村等への応援要請や県に対する自衛隊の派遣依頼等を行う。

3. 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫措置を行い、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各指定避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織を指導編成し、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

4. 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、災対本部において町内の業者から調達する。調達不可能な場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』に基づき、締結市町村に対し調達あつせんの要請を行う。また町は、県に対し、調達あつせんの要請を行う。

※業者一覧 第2章災害予防計画・第26節医療救護体制の整備・3医薬品、医療資機材の備蓄・供給体制参照

5. 保健対策

(1) 健康調査・健康相談

ア 保健指導及び健康相談の実施

町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

イ 指定避難所や仮設住宅での配慮

指定避難所や仮設住宅での健康相談等を実施する際は以下の十分配慮する。

(ア)十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

(イ)特に高齢者は、エコノミッククラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

ウ 指定避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

エ 医療体制の整備

町は、県と協力し、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に指定避難所においては、地震等の大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があることから、町は、県（宮城県仙台保健福祉事務所等）と協力し、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

ア 被災した精神障害者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 栄養調査・栄養相談

町と県が協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

(4) 子どもたちへの健康支援活動

災対教育部、教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

6. 食品衛生管理

(1) 食中毒の未然防止

ア 町は、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要な指導を依頼する。

イ 町は、被災地域の状況に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品の保管方法や食品配送等における衛生確保の状況について、必要な指導を依頼する。

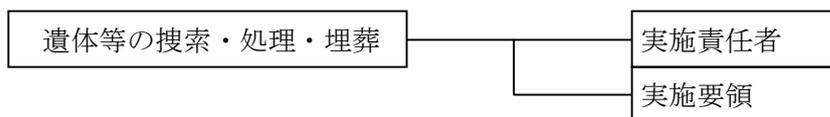
(2) 食品衛生に関する広報

町は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第22節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模災害時には、行方不明者や死者が生じる可能性が高く、行方不明者や遺体の搜索・処理に関する対策が必要となる。このため町は、行方不明者・遺体の搜索から町民への情報提供に至るまで、遺族感情や死者に対する礼に十分配慮しつつ実施し、町民の心の安定を図る。

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。



1. 実施責任者

町は、災害救助法が適用された場合には、県、消防、警察、宮城海上保安部等関係機関と連携及び協力し、遺体等の搜索及び遺体の火葬・埋葬を行う。

2. 実施要領

町は、松島消防署、塩釜警察署、宮城海上保安部等と相互に連携及び協力して、遺体の搜索及び収容を次の要領により実施する。

また、町は応急埋葬に関して（5）の要領により実施する。

(1) 対象

ア 遺体等の搜索

災害救助法が適用された災害により現に行方不明の状態にあり、客観的状況から判断し既に死亡していると推定されるもの

イ 遺体の処理、収容

災害救助法が適用された災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄、縫合、消毒の処理や一時保存等を行うことができないと認められるもの

ウ 埋葬

災害救助法が適用された災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がいないと認められるもの

(2) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

(3) 遺体の搜索要領

遺体の搜索は、搜索班を編成して行うが海上漂流遺体については宮城海上保安部に搜索を要請する。

ア 搜索班の編成

遺体の搜索については、町職員、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ遺体の処理、収容、埋葬を併せて実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう事前に関係医療機関と緊密な連絡をとる。

イ 事務処理

災害において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア)実施責任者

(イ)遺体発見者

(ウ)搜索年月日

(エ)搜索地域

(オ)搜索用資機材の使用状況

(カ)費用

(4) 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理

ア 実施方法

(ア)町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため死体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。

(イ)警察、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。

(ウ)町は、警察及び宮城海上保安部と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。

(エ)遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。不足する場合には、協定締結先周辺市町村や県等への応援を要請する。

イ 遺体の収容所の設置

町は、被害地域の周辺の適切な場所(公共建物、公園等)に、遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、協定締結先周辺市町村へ協力要請を行う。

ウ 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア)実施責任者

(イ)死亡年月日

- (ウ) 死亡原因
- (エ) 遺体発見場所及び日時
- (オ) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (カ) 洗浄等の処理状況
- (キ) 一時収容場所及び収容期間
- (ク) 費用

(5) 遺体の埋葬要領

ア 実施方法

(ア) 埋葬は、概ね次の場合に実施する。

- ① 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。
- ② 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- ④ 経済的混乱のため、遺族や扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。

(イ) 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

(ウ) 遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

(エ) 身元の判明しない遺骨は、公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

(オ) 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

(カ) 火葬場及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

① 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	収容能力	1日当り処理能力
塩釜斎場	塩釜市袖野田町 25-1	塩釜市長	364-8916	焼却炉 6 基	通常 12 体

※塩釜斎場は令和3年度に移転予定。

② 埋葬予定場所

町内各寺院内の墓地

イ 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア) 実施責任者

- (イ) 埋葬年月日
- (ウ) 死亡者の住所、氏名
- (エ) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (オ) 埋葬品等の支給状況
- (カ) 費用

3. 宮城県広域火葬計画に基づく町の対応

(1) 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(ア) 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

(イ) 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

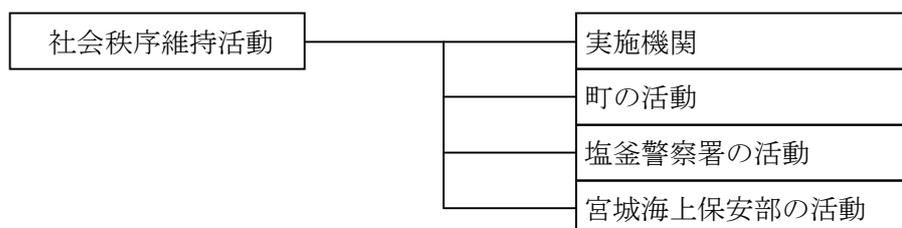
(6) 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行うこと。

第23節 社会秩序維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町、県及び関係機関は、被災者の生活再建に向け、物価監視、流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等の防止対策を講じ、社会秩序の維持に努める。



1. 実施機関

町は、県、塩釜警察署、宮城海上保安部等と協力して、物価の監視、社会秩序維持のための諸活動を行う。

2. 町の活動

県と協力して、生活関連商品の価格や出回り状況を把握するとともに、地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業者に対し物資の安定供給等を要請し、住民に情報提供を行う。

3. 塩釜警察署の活動

(1) 被災地及びその周辺(海上を含む)において、塩釜警察署は、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

(3) 塩釜警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、町、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4. 宮城海上保安部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

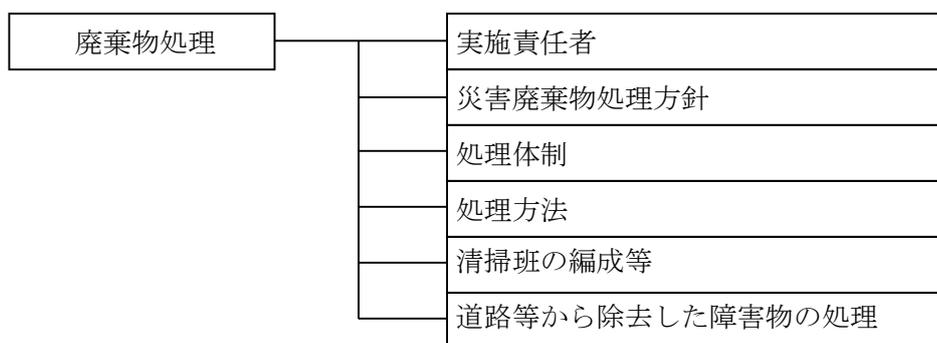
- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

- (2) 警戒区域の周辺海域において警戒を行う。

第24節 廃棄物処理活動

大規模災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、災害時におけるゴミ、し尿の処理業務を適切に実施し、地域環境の保全に万全を期す。



1. 実施責任者

町は、被災地におけるゴミ及びし尿等の清掃を含めた応急処理を行う。人員等の不足が生じた場合は、協定締結先の周辺市町村や民間事業者、県等に対し支援を要請する。

※資料7-5 廃棄物処理施設等一覧

※資料7-6 町内災害廃棄物一時保管所

2. 災害廃棄物処理方針

(1) 町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。その際には、広域処理における適正な処理処分方法について、県等から助言を受ける。

(2) 町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

(3) 町、県、事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3. 処理体制

(1) 町は、仮設トイレの必要数、生活ゴミの発生量見込み、建築被害によるがれき等の発生量見込み等についての情報収集を行い県に報告する。

- (2) 町は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』や『大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定』に基づいて締結市町村、宮城県解体工事業協同組合、松島地区災害防止協議会等に対して支援を要請する。
また、協定締結先への支援要請においても、なお人員等が不足する場合には、町は、県に対し、支援を要請する。
- (4) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

4. 処理方法

町は、指定避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下措置を講じる。

(1) ゴミの収集及び処理

ア ゴミの収集

- (ア) 町民は廃棄物を分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。
- (イ) ゴミの収集は、危険な物、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- (ウ) 選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (エ) ゴミの収集は、ゴミ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し、実施する。
- (オ) 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、遅くとも発災数日後には収集を開始するよう努める。
- (カ) がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
- (キ) 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (ク) 指定避難所より搬出されたゴミの収集は防疫上優先的に行う。

イ ゴミの処理

- (ア) ゴミの処理は、「ゴミ及びし尿処理施設及び業者状況」による焼却場及び処分場のほか、宮城東部衛生処理組合で対応できない場合は県の協力を得ながら他の処理施設に依頼する。
- (イ) 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

(ウ)町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(2) し尿の収集及び処理

ア し尿の収集

- (ア)し尿の収集は、原則として汲取車、運搬車による。
- (イ)指定避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- (ウ)指定避難所など多くの利用が見込めるところには予防計画に従い仮設トイレやマンホールトイレを早急に設置する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
- (エ)町は、県と連携し、指定避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを配慮する。
- (オ)水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等を速やかに撤去し、指定避難所の衛生向上を図る。
- (カ)下水道施設に被害等がなく、給水停止により、下水道施設が使用できない場合等には、平常時から確保しておいたし尿処理用水を利用した利用方法等について住民等に対し広報を行い、利用を促す。

イ し尿の処理

し尿の処理は、「ゴミ及びし尿処理施設及び業者状況」によるし尿処理施設で実施する。但し、塩釜地区消防事務組合で処理できない時は県の協力を得て他の処理施設に依頼し対応する。

5. 清掃班の編成等

ゴミ及びし尿の処理は、町が宮城東部衛生処理組合及び塩釜地区消防事務組合に委託し実施するが、災害により委託が不可能となる場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施するものとする。

(1) ゴミ処理班

責任者	班員	機械器具等		処理場
		ゴミ収集運搬車	トラック	
総務課長	各行政区 衛生組合員5名、 消防団員等5名	1	1	宮城東部衛生処理組合他

(2) し尿処理班

責任者	班員	処理場	機材
総務課長	各行政区 衛生組合員5名、消防団員等5名	塩釜地区消防事務組 合他	し尿処理車1台

6. 道路等から除去した障害物の処理

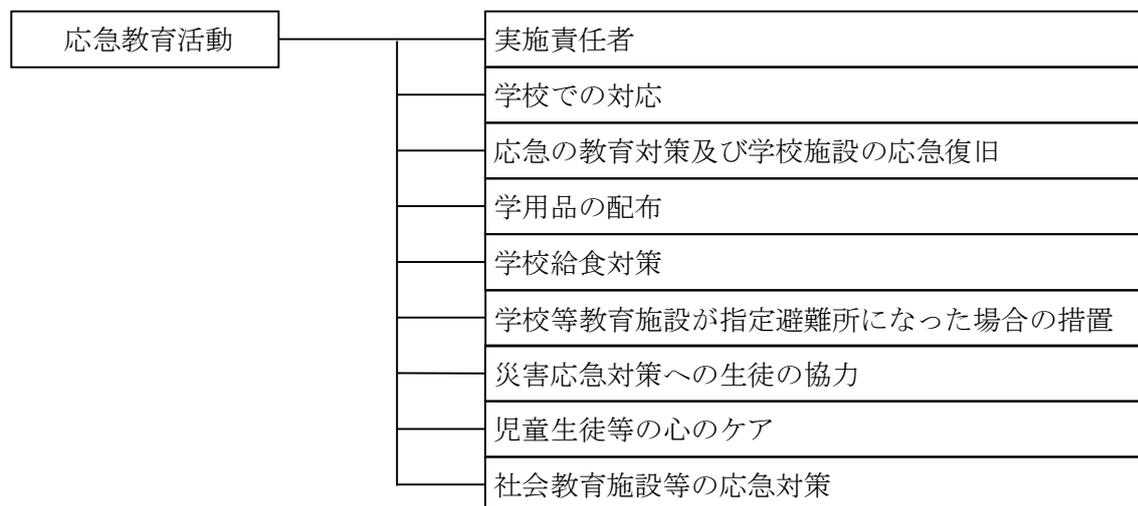
- (1) 道路の障害物は道路管理者が処理する。

- (2) 居住等の障害物の除去は所有者（管理者）又は（一定の要件の下）町長が実施する。

- (3) 町長が実施する居住等の障害物の除去については、災害救助法の適用を受けられる場合を基本とし、この場合除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認めるものについては、必要な手続きをし、保管するものとする。
これらの適応期間は、災害発生の日から原則 10 日以内とし、費用は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第25節 応急教育活動

被災時において、学校では児童・生徒の安全確保だけではなく、学校施設の被災により、通常の教育が実施困難となった場合の応急教育がいち早く実施されることが求められる。また学校が指定避難所として使用され教育が長期にわたって中断されることを避けるため、教育委員会は、教育再開の場所の確保や学用品などの調達・支給等を図り早急に応急教育を実施する。



1. 実施責任者

- (1) 町教育委員会は、町立学校等の応急の教育対策を行う。
- (2) 学校長又は園長は、災害発生時の施設内における児童生徒等の安全確保など必要な措置を行う。

2. 学校等での対応

学校長又は園長は、大規模災害が発生し、災害対策本部長が避難勧告又は指示を発令した場合は、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 在校時の措置
 - ア 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時指定避難所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
 - イ 安全確認
 - (ア) 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時指定避難所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定避難所に移動する。
 - (イ) 最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、安全を確認した上で引き渡し等の適切な措置を講じるとともに、町教育委員会に報告を行う。

ウ 校外活動時の対応

遠足等郊外活動時に災害が発生した場合は、学校長又は園長等と連絡をとり指示を受け、引率教職員等が適切な措置をとる。

(2) 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等に連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況を把握し、町教育委員会に報告を行う。

(3) 保護者への引渡し

ア 校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ウ 保護者と連絡のつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う。

(4) 休校措置等

ア 大規模な災害が発生し又は発生が予想され場合は児童生徒等の安全確保が困難と判断されるときは臨時休校又は授業打ち切り若しくは避難等必要な措置を講ずる。

イ 臨時休校措置を登校前に決定したときは、保護者等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させるなど必要な措置を講ずる。

3. 応急の教育対策及び学校施設の応急復旧

(1) 応急の教育方法

町教育委員会は、次の措置を講ずる。

ア 授業

施設の被災又は教職員が不足する場合等は、応急的に短縮授業、分散授業又は二部授業等を行う。

イ 教職員の確保

校内で対応できない状況が生じた場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

(2) 教育の実施場所の確保

町教育委員会は、災害対策本部長（町長）と協議し、次の措置により教育の実施場所を確保する。

ア 被害状況等の把握

(ア) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

(イ) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査する。

イ 応急修理が可能な被害の場合

学校等の運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、確保する。

ウ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

(ア) 体育館等教室以外の施設の転用に関すること。

(イ) 被災学校周辺の余裕学校への応急避難に関すること。

(ウ) 交流館等社会教育施設等への応急避難に関すること。

(エ) 仮校舎の建設に関すること。

(3) 通学手段の確保

町教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

4. 学用品の配布

町は、就学上支障があるときは、次により学用品を配布する。

(1) 配布対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、就学に支障をきたした小・中学校の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、適用範囲内で必要と認めるもの

(3) 学用品の調達

ア 学用品は、教育委員会において町内業者又は町の指名登録業者から調達する。

(4) 配布の方法

- ア 町教育委員会は、速やかに配布対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。この場合、保護者から受領に関する領収書を徴することとする。
- イ 教科書及び教科書以外の教材、文房具及び通学用品については、学校長が配布計画を作成し、配布する。
- ウ 教科書等の支給の期限については、教科書及び教科書以外の教材については、一ヶ月以内とし、文房具・学用品については、15日以内とする。

5. 学校給食対策

- (1) 町及び町教育委員会は、学校給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- (2) 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。
- (3) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者等の協力を得て確保する。

6. 学校等教育施設が地域の指定避難所、避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設管理者、町教育委員会や町は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 町は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設管理者、町教育委員会や自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設管理者及び町教育委員会は、指定避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等関係機関との間で、適宜、必要な協議を行う。

7. 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、保護者の承諾を得て、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8. 児童生徒等の心のケア

- (1) 町教育委員会は、児童生徒等の心のケアをするためのカウンセラー等の派遣を県教育委員会に依頼する。
- (2) 県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などに

より、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

- (3) 町教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

9. 社会教育施設等の応急対策

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

- (2) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

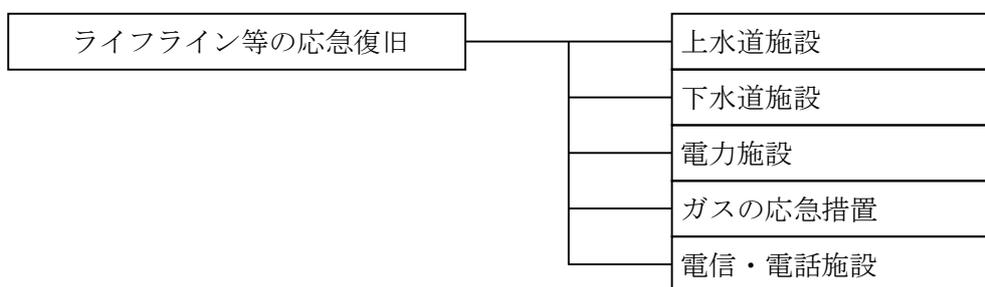
第26節 ライフライン等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、住民の生活に大きな影響を及ぼす。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者等と緊密な連携を図り、応急復旧活動に努め、必要に応じて広域的な応援体制をとる。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。



1. 上水道施設

(1) 水道事業所は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を行う。

なお、復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

(2) 給水施設の応急措置

給水施設が被害を受けた場合は被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

ア 資材等の調達

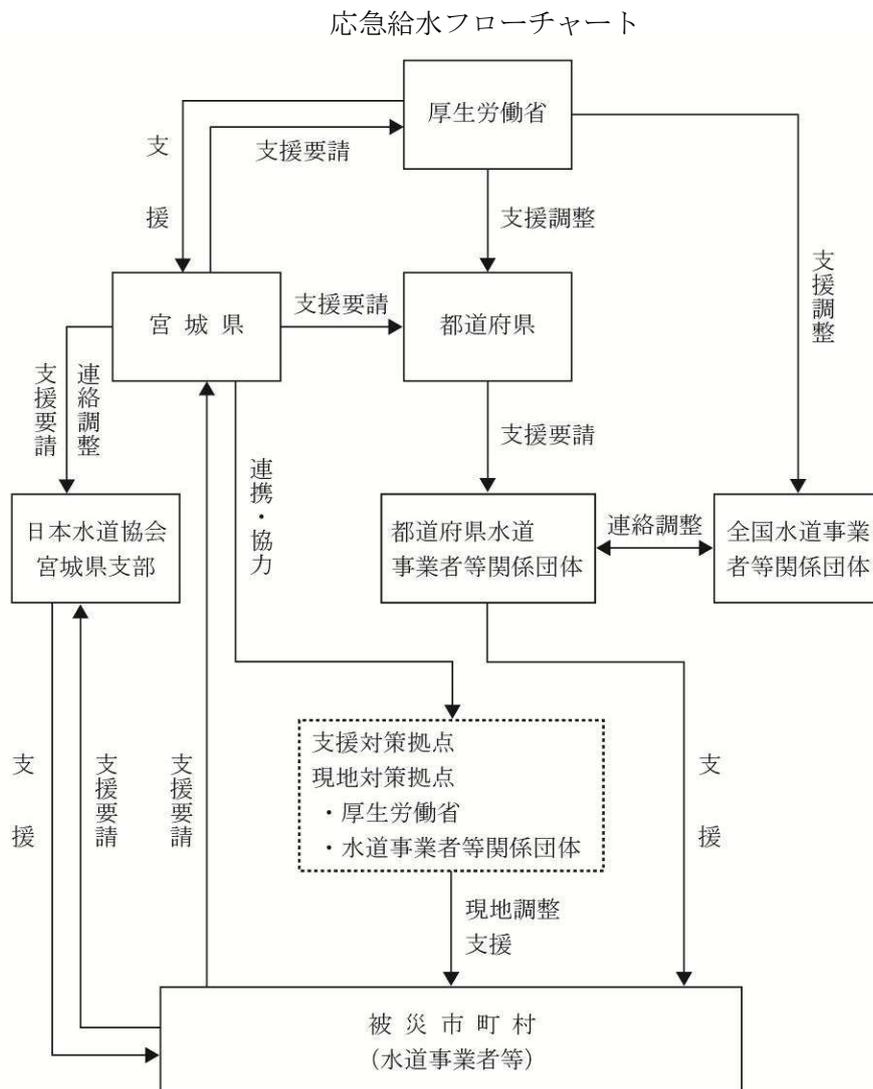
応急復旧資材等は、水道事業所において必要量を常時確保する。不足したときは、水道事業指定給水装置工事事業者から調達する。

また、必要と認めるときは、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき、又は知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

イ 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- (ア) 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の確保
- (イ) 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- (ウ) 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

ウ 応急復旧対策は、次のフローにより行う。



2. 下水道施設

水道事業所は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

(1) 管渠

水道事業所は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

(2) ポンプ施設、終末処理場

水道事業所は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

(3) 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。水道事業所は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

3. 電力施設

東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターは、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置を講じる。

(1) 要員の確保

供給区域内において、一定以上の地震が発生した場合は、社員は、呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。その他の災害が発生した場合は、復旧要員を非常呼集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

ア 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

イ 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他店所間の流用、他電力からの融通により速やかに確保する。

(5) 危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

4. ガスの応急措置

ガス販売事業者は、被災した家屋等においてガス施設による災害が発生しないように、対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備(特に埋設管や地下ピット)の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

5. 電信・電話施設

東日本電信電話(株)宮城事業部は、通信設備が被災した場合には、速やかに復旧対策を講じる。

(1) 復旧対策

ア 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。

イ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(2) 通信が異常にふくそうした場合の措置

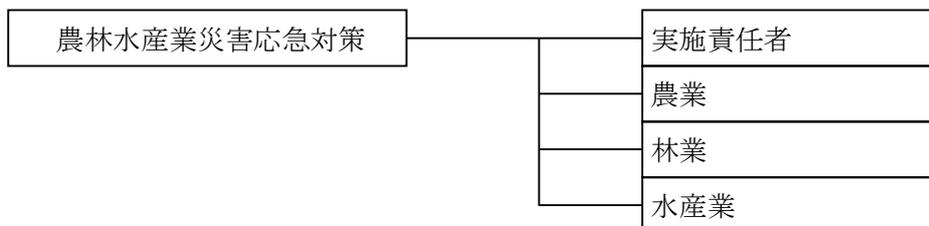
ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第27節 農林水産業災害応急対策

大規模災害により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害等の直接的・間接的な被害が予想される。このため、町は県及び各関係機関と連携を保ちながら被害を最小限にするため、的確な対応を行う。



1. 実施責任者

町及び仙台農業協同組合松島支店、宮城中央森林組合、宮城県漁業協同組合松島支所等は、農業、林業、水産業等の応急対策を実施する。

2. 農業

(1) 活動体制

- ア 町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、農業委員会及び農業関係各機関・団体と協議し、必要に応じて農林業災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。
- イ 農林業災害対策本部活動要領は別に定める。

(2) 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

(3) 営農用資機材の確保

- ア 営農機材
 - 必要に応じて、仙台農業協同組合松島支店等が保有する農業機械の確保について相互調整を行い、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。
- イ 営農用資機材
 - (ア) 稲、麦、大豆種子等については、播種可能な期間中に対応できるよう、確保のための必要な対策を講じる。
 - (イ) 肥料、農薬、野菜種子、飼料等についても、必要に応じ確保のため対策を講じる。

(4) 家畜伝染病の防疫

ア 家畜の伝染疾病等の発生やまん延を防止するため、必要があると認められるときは、県に家畜の検査、注射又は薬浴を要請する。

イ 防疫措置

県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ次の防疫措置を講じさせる。

(ア) 感染した家畜又は感染の恐れのある家畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

(イ) 殺処分又は死体の焼却、埋却

(ウ) 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(5) 死亡獣畜の処理

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県に死亡獣畜の検査を要請する。

イ 死亡獣畜が伝染病でない場合、県の指導により家畜の所有者は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ、適正に処理する。

ウ 死亡獣畜取扱場又は化製場への委託搬送が不可能な場合には、家畜の所有者は、県から死亡獣畜取扱場外埋却の許可等を受け、適正な処理をする。

エ 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行う。町での処理が困難な場合には、県に、必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

(6) 畜産飼料等の確保

関係機関等と連携し、家畜に必要な飼料、飼料運搬の運行路の確保に努める。倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止に留意する。また、近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

(7) 地震発生時の応急技術対策

ア 農作物

(ア) 水稲

① 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

② 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

(イ) 畑作物

① ほ場の復元に努める。

② 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

(ウ) 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

(エ) 施設園芸

- ① 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- ② 被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。
- ③ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- ④ 給水源等を確保する。
- ⑤ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

イ 畜産

(ア) 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

- ① 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
- ② 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

(イ) 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

(ウ) 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

(エ) 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

(オ) 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

(カ) 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

3. 林業

(1) 活動体制

町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努める。

(2) 応急対策

ア 林産物の生産者、団体等は、その生産施設に生じた被害の応急対策を行う。

イ 技術指導の実施

(ア) 町は宮城県仙台地方振興事務所並びに関係団体と連絡調整をはかり、災害時における応急対策技術の指導を行う。

(イ) 必要に応じ(ア)の機関、団体による指導班を編成し、技術指導にあたるほか速報等を通じその周知徹底をはかる。

4. 水産業

(1) 活動体制

町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、関係機関団体等と協議し災害の予防及び拡大防止に努める。

(2) 応急対策

水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害の応急対策を行う。

(3) 応急技術対策

ア 町は、宮城県仙台地方振興事務所及び関係団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導を行う。

イ 応急対策技術の指導は、各関係機関、団体により指導班を編成し、技術援助に当たるものとし水産養殖物等の災害に対応する具体的技術指導について漁海況連絡速報、のり・かき養殖通報等を通じ、その周知徹底を図る。

ウ 災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(ア) 施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める。

(イ) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。

(ウ) 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制の整備を行う。

(4) 採苗及び資機材の確保

ア 採苗

のり・かき・あさり等の採苗については宮城県仙台地方振興事務所の指導により必要数量の確保を図るとともに必要に応じ適切な対策を立てる。

イ 資機材の整備及び確保

町は、養殖用資機材の整備をはかるよう漁業関係機関、団体を通じ指導するとともに災害時において必要がある場合、補修資機材の購入あっせんを行う。

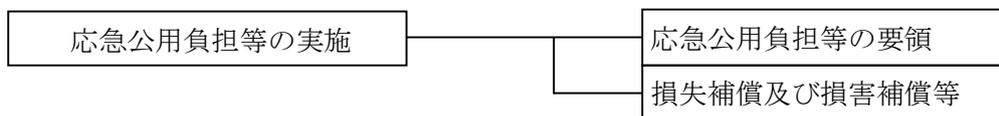
(5) 漁船及び海上施設

ア 漁船及び海上施設のけい留強化については、宮城海上保安部に連絡してその指示に従い適切な措置を講ずる。

イ 災害により流出、沈没、破損した施設の収集、補修整備は、宮城県漁業協同組合松島支所長の指揮により作業が可能となったとき、直ちに実施する。

第28節 応急公用負担等の実施

大規模災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を特に必要があると認められるときは、町長等は、施設・土地・建物・物資等を管理、使用、収用等の業務に従事させる等、必要な措置を講じる。



1. 応急公用負担等の要領

(1) 実施責任者

- ア 町長は、応急措置を実施するため緊急性があると認めるときは、応急公用負担等の権限を行使する。
- イ 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- ウ 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、消防吏員、消防団員が行う。
- エ 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、水防管理者、水防団長、又は消防機関が行う。

(2) 災害時に応急措置を実施するための応急公用負担等の対象物及び内容は、次のとおりとする。

ア 町長

- (ア) 地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置業務に従事させること。
- (イ) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。
- (ウ) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずること。
- (エ) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うこと。

イ 消防機関

(ア) 消防吏員、消防団員

火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消

防作業に従事させること。

(イ) 消防長、消防署長

延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

イ(ア)①及び(イ)①に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、水防団長、消防機関の長

(ア) 当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させること。

(イ) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

エ 知事

(ア) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

被害者の救援、救助その他保護に関する事項

災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

施設及び設備の応急復旧に関する事項

清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項

緊急輸送の確保に関する事項

その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(イ) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、アに定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(3) 公用令書の交付

ア 知事、町長、指定地方行政機関の長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

イ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。

(ア) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 当該処分の根拠となった法律の規定

従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間

保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

- ウ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。
- エ 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

(4) 手続き

ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示する。

イ 物的公用負担は、次により行う。

(ア) 工作物等の使用、収用

使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知する。

通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地建物等の名称、種類等の通知すべき事項を町又は塩釜警察署に掲示し、通知に代える。

(イ) 工作物等の障害物の撤去

町長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は、適正な方法で保管する。

保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヶ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、塩釜警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

※資料 8-1 公用令書・台帳・申請書等様式

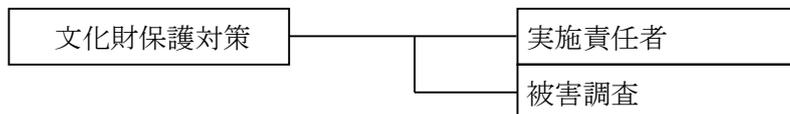
2. 損失補償及び損害補償等

- (1) 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があつた場合には、損失補償を行う。

- (2) 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償する。

第29節 文化財保護対策

松島町には瑞巖寺や五大堂を始めとして多くの文化財が存在する。文化財は、国民の貴重な財産であり、後世に伝えるため地震災害等から守るための各種の施策を講じる必要がある。



1. 実施責任者

文化財の保護対策の実施責任者は、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体であるが、町教育委員会は、県教育委員会と連携を図りながら、文化財所有者等が行う応急措置等に対し、指導・助言等を行う。

2. 被害調査及び連絡

(1) 基本的な考え方

文化財は、国民の貴重な財産である。したがって、これらを地震災害等から守り、後世に伝えるため、町教育委員会及び文化財の所有者、管理者等は各種の対策を講じる。

しかしながら、国宝や重要文化財をコンクリートで補強したり、信仰の対象でもある仏像等の文化財をすべて収蔵庫に収納する等の対策を施すことは困難であるため、具体的な対応を進めにくいことも事実である。

不幸にして文化財が被災した場合、応急対策を講じる必要があるが、建築物や美術工芸品については、仮に破損しても部材が残存していれば復元が可能な場合があることから、残存部材の保存に特に留意する。

このように、文化財については、一般の応急対策とは異なる対応が求められることから、国指定の文化財の所有者等は、県教育委員会から、県・町指定文化財の所有者等は、町教育委員会から指導・助言を受け、応急措置等を実施するものとする。

※資料 7-7 指定文化財一覧

(2) 被害の把握

応急対策を実施するに当たり、文化財がどの程度被害を受けているかを早急に把握する必要がある。

文化財の所有者、管理者又は文化財保護関連の行政機関等は指定区分に基づき収録・整理されている文化財について、その被害の把握を行う。

所有者、管理者等が被災状況を把握すべき文化財については、被災後速やかに巡回し、被害状況を把握し、その内容を行政機関等に連絡するとともに、自らが必要な措置を講じる。この場合、行政機関はこれらが確実に行われるよう指導する必要がある。あわせて、各人の身の安全を守りつつ、複数の人間で対応する体制を整備するよう指導する。

行政機関等が被災状況を把握すべき文化財については、修復作業等に係る計画の策定資

料として、正確に被災状況を把握することが求められるため、適切な人員体制を整えておく。

また、ビデオ・映画・写真など記録のための各種の方法を用い、災害前の文化財状況の詳細な記録を、徹底して行う。

(3) 被害の拡大防止

被害の拡大要因としては、倒壊・盗難・風雨等による二次的な被害が考えられる。

火災対策については、被災後早急に巡回し、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、その所有者等は、必要な自衛消防体制を構築する。

また、地震災害等において、半壊状態で余震等による倒壊危険があるものについては、建造物にあっては支柱の設置など応急補強対策を講じ、美術工芸品等で搬出可能なものは安全な場所に収納する。盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等が必要となる。

余震、風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管及び調達に留意する。

(4) 関係機関への情報連絡

県及び町の文化財保護に携わる町教育委員会及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

(5) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を行う。

第30節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、飼い主の解らない動物、負傷動物が多数生ずるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県、近隣自治体関係機関、宮城県獣医師会（中央支部、塩釜地区）等との協力体制を確立する。



1. 被災地域における動物の保護

(1) 所有者の確認

飼い主の解らない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県並びに近隣自治体、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

(2) 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

町は、指定避難所を設置し開設した場合には、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

町は、避難所における家庭動物等の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

(1) 各指定避難所での動物の飼育状況の把握及び飼育に必要な資材の提供、獣医師の派遣等の支援。

(2) 指定避難所から保護施設への動物の受入等に関する支援。

(3) その他関係機関への連絡調整及び応援要請。

3. 仮設住宅における動物の適正な飼育

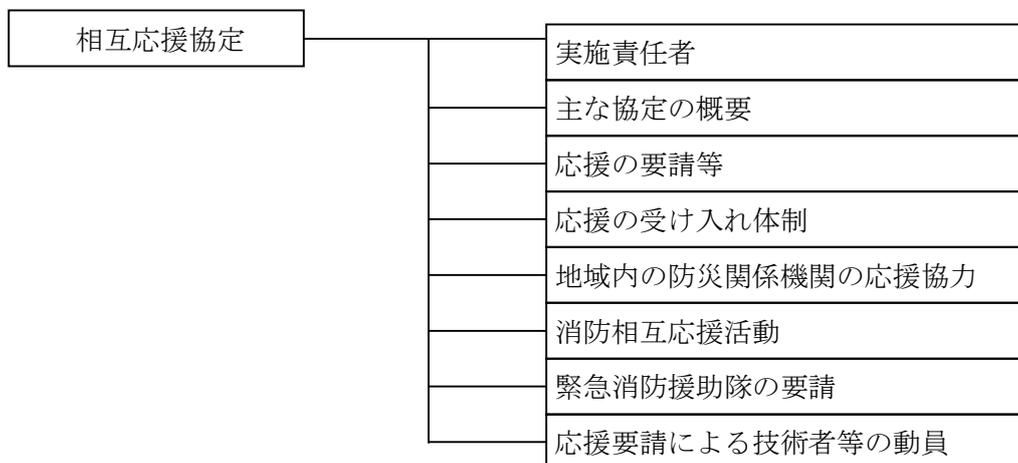
町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入りに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

【応急活動組織】

応急活動組織は防災活動体制と相互応援協定からなる。町及び消防機関をはじめとする防災関係機関が迅速且つ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について具体的かつ詳細な計画を立てる。

第31節 相互応援協定

大規模災害が発生した場合には、松島町だけでは対応が困難な場合が生じ、国、県や他市町などに対して応援を要請する必要があるが出てくる。当町だけで対応困難な災害が生じた場合には、被害の状況や応援の要請内容等について明らかにし、関係機関に応援要請を行う。その応援要請の手順を示し災害時に有効的な運用ができるよう備える。



1. 実施責任者

町は、災害応急対策を実施するため必要となる人員、資機材等の確保及び連絡調整等を行う。

2. 主な協定の概要

(1) 『宮城「館」防災に関する相互応援協定』

ア 概要

この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村が、いずれかの市町村域において災害が発生又は全域的な災害が発生し被災した場合、協定締結市町村の応援により、被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されることを目的に締結されたものである。

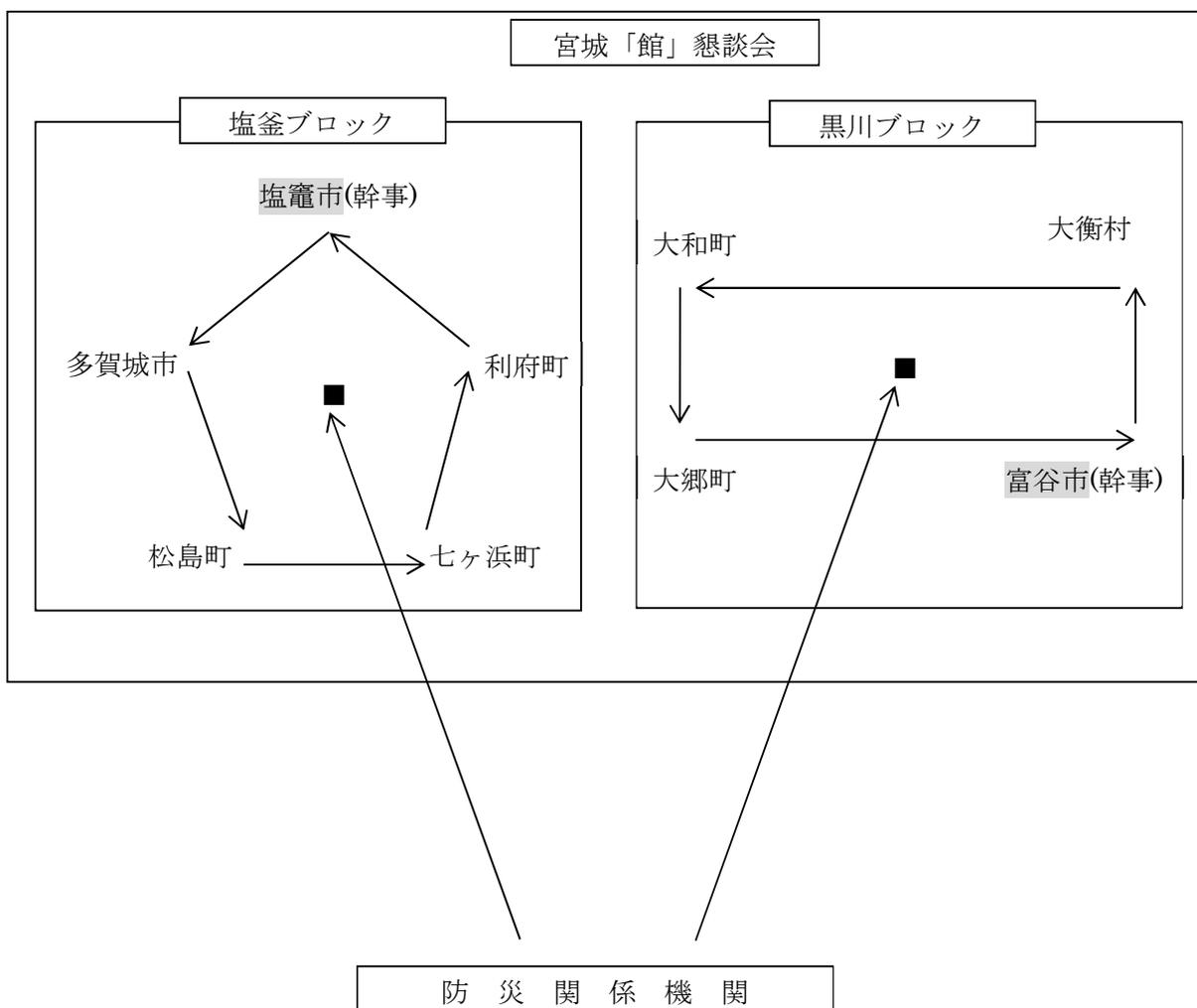
※資料2-1-1 宮城「館」防災に関する相互応援協定

イ 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 尿、ゴミ等処理に必要な施設と車両
- (オ) 救助、救援並びに物資の運搬等にかかる管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (カ) 被災者等に対する指定避難所及び収容場所の提供
- (キ) 被災児童生徒の受け入れ
- (ク) その他要請があったもの

ウ 運用フロー

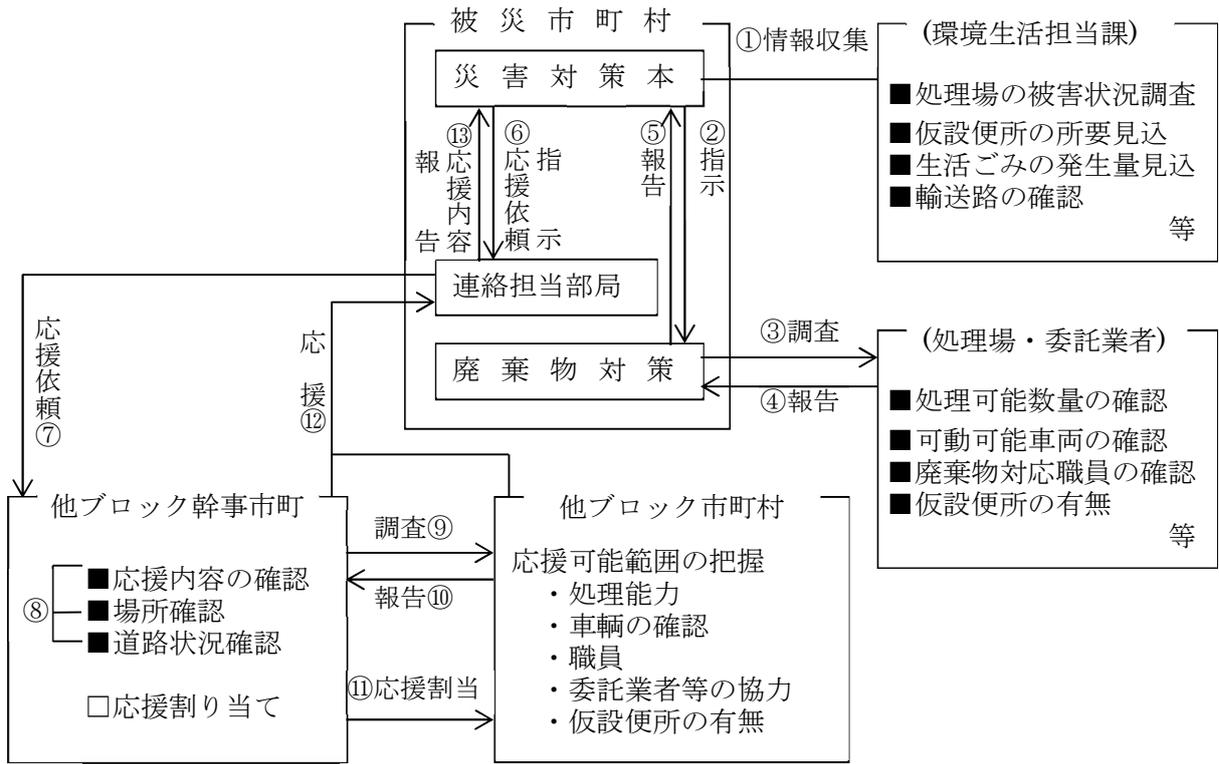
- (ア) 一般運用システム



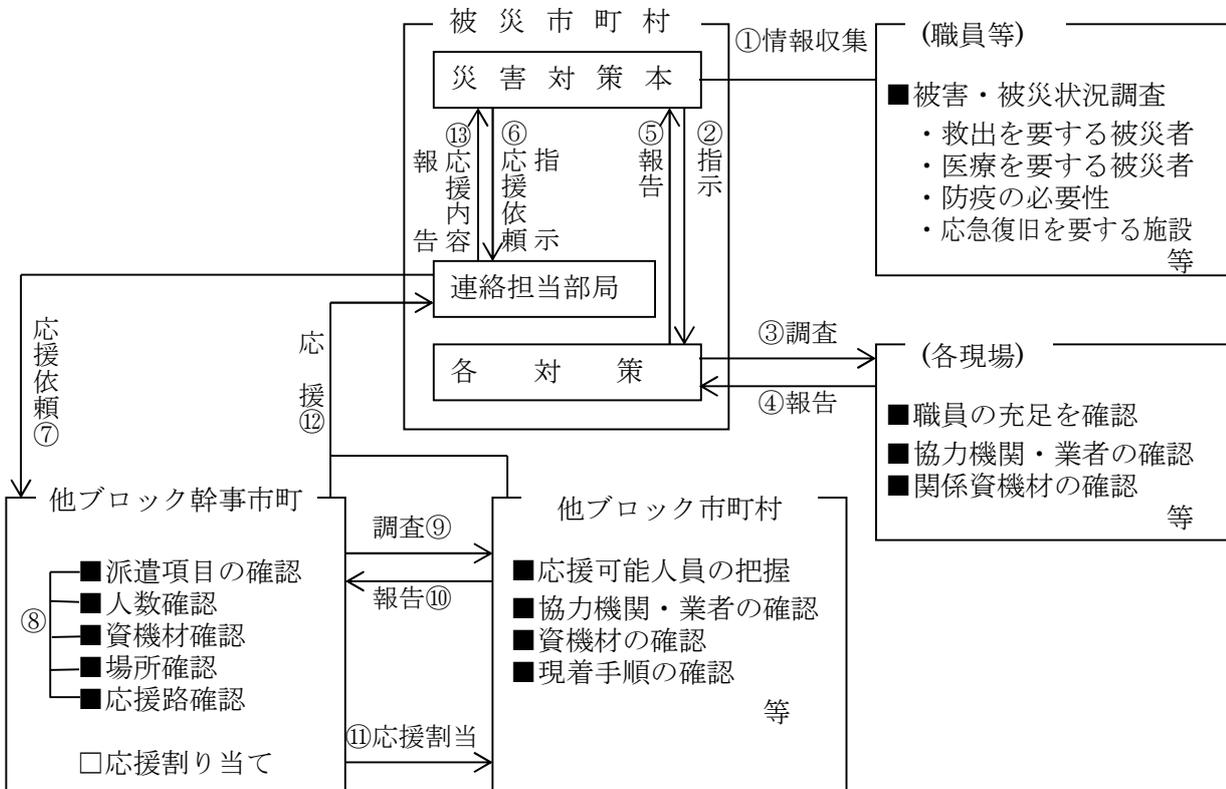
※被災市町村が宮城「館」懇談会に応援を求める場合、他ブロックの幹事市町に応援を求める。

※防災関係機関との連絡調整に当たっては、①所属ブロック市町村、②他のブロック市町村の順に行う。

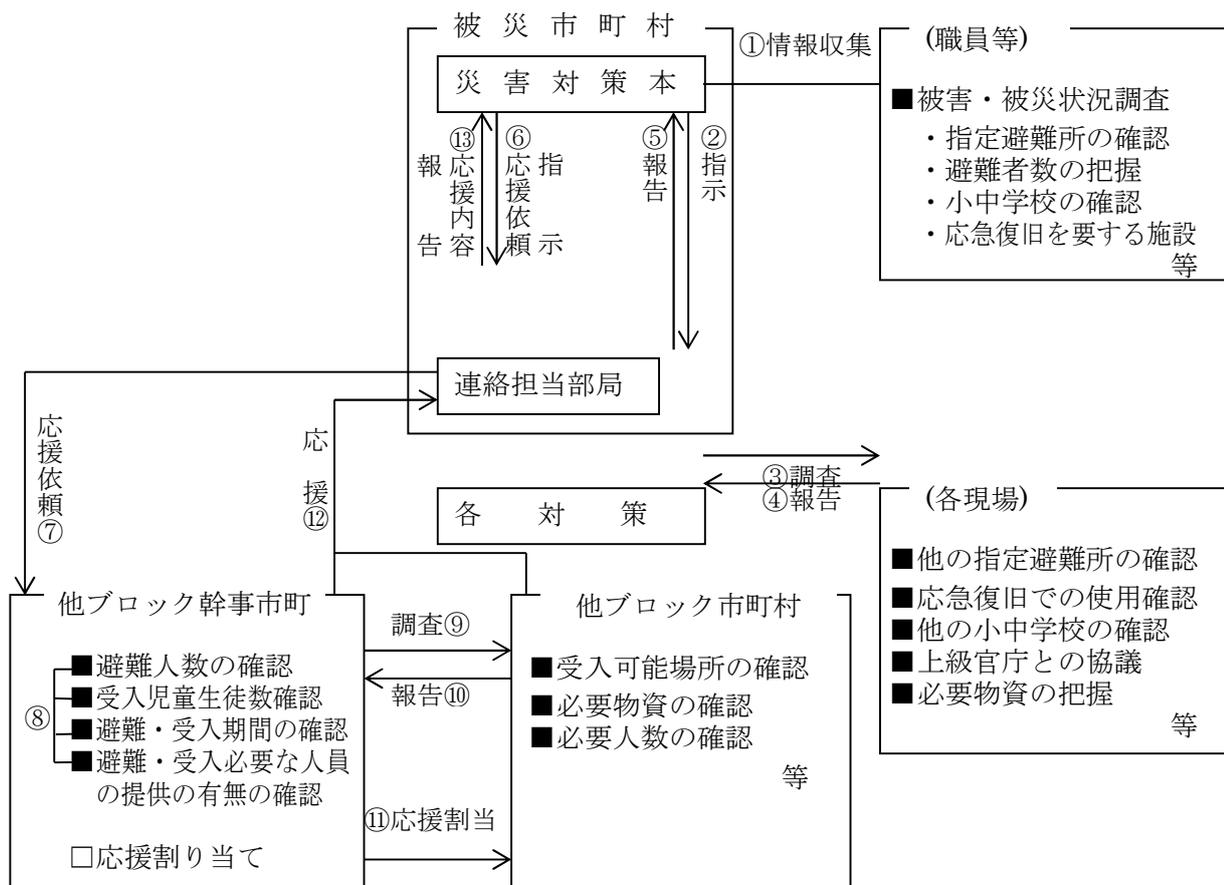
(イ) ごみ、し尿、廃棄物



(ウ) 復旧活動に必要な職員の派遣



(エ) (イ) 指定避難所・被災児童生徒



(2) 『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』

ア 概要

この協定は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村とみやぎ生活協同組合が、災害発生時の住民生活の早期安定を図るための応急生活物資供給等の協力に関して締結したものである。

※資料2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

イ 協力事項の発動

この協定に定める災害時の協力事項は、町が災害対策本部を設置し、締結市町村及びみやぎ生活協同組合に対して協力を要請したときをもって発動する。

ウ 協力物資の内容

町が要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね次表のとおりである。

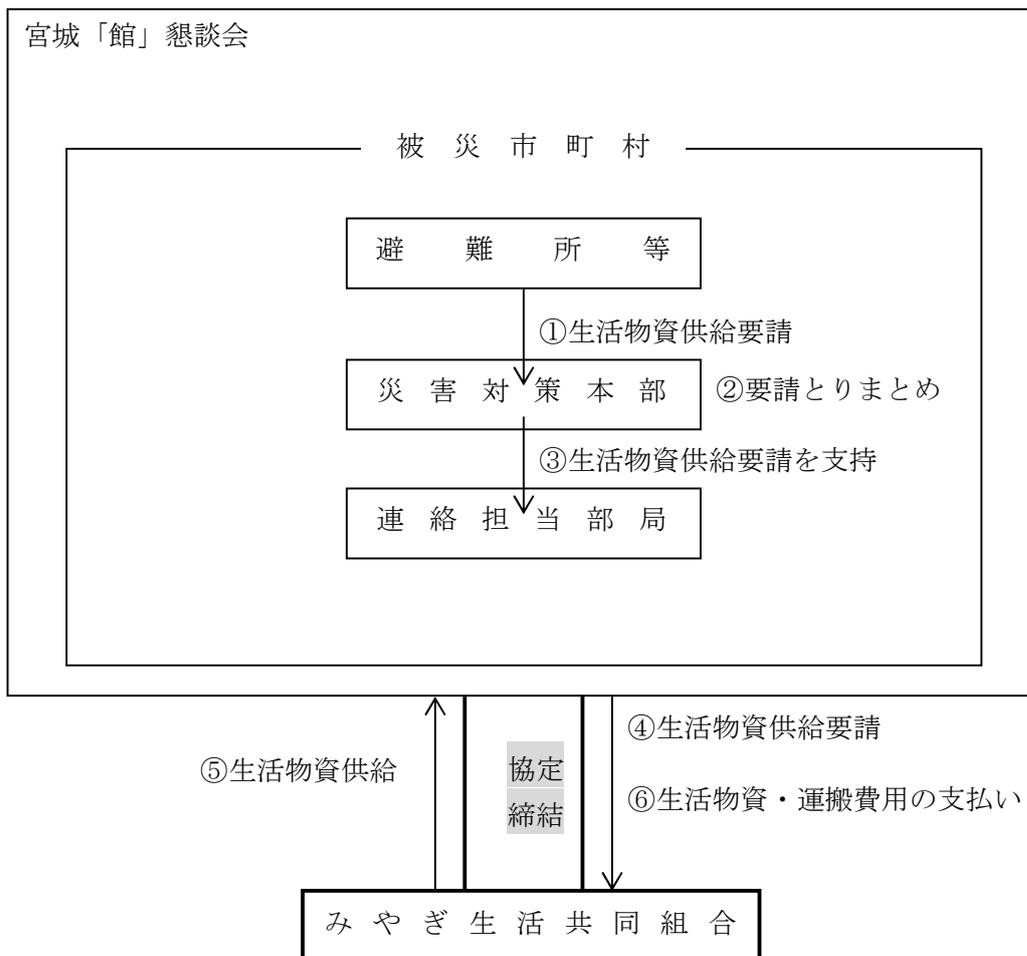
エ 物資供給の要請手続き等

みやぎ生活協同組合に対する要請手続きは、文書をもって行う。但し、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出する。

災害応急物資

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食 料 品	水(ミネラルウォーター)、清涼飲料水、乾パン、缶詰、菓子類、砂糖、即席カップメン、粉ミルク、その他の食品	切り餅、即席ラーメン、緑茶・コーヒー、パン・米、バター・ジャム、その他の食品
医療・寝具等	毛布、布団、その他	下着(男性・女性・子供)、靴下(男性・女性・子供)、靴、トレーナー、その他
日用品・雑貨品	懐中電灯、乾電池、ティッシュ、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ、ほ乳びん、卓上ガスコンロ、軍手、その他	タオル、石鹸・シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、鍋、食器類、その他

物資供給の要請手続等フロー



(3) 県内市町村間相互応援協定

災害が発生し、近隣市町村への応援要請が可能な場合には、上記（1）のほか、東松島市への応援要請を行う。

但し、一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援をうけることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと災害対策本部長（町長）が判断した場合は、活動実施後に、県に報告する。

※資料2-1-2 宮城県市町村相互応援協定

※資料2-1-5 東松島市との災害相互応援協定

(4) 県外の協定締結先市町村への応援要請

被害が甚大で被災地域が広い場合には、県の応援能力でも不足すると考えられることから、県外の協定締結先市町村からの応援を要請する。

※資料2-1-3 にかほ市との夫婦町災害支援相互協定

※資料2-1-4 滑川町との災害相互支援協定

※資料2-1-6 武豊町との災害時相互応援協定

※資料2-1-7 中山町との災害相互応援協定

※資料2-1-8 中廿日市市及び宮津市との災害相互支援協定

(5) 町内所在機関等相互の応援協力

町内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生した場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

また、町は必要に応じ、（2）にあげた「みやぎ生活協同組合」をはじめ協定締結先の民間事業者等に対し、協定に基づく応援要請を行う。

※資料2-3-1 松島町災害対策業務に関する協定

※資料2-3-1 災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定

※資料2-3-1 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料2-3-1 県社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料2-3-1 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

※資料2-3-1 電力設備災害復旧に関する協定

※資料2-3-1 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定

※資料2-3-1 災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定

※資料2-3-1 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

※資料2-3-1 災害時における清涼飲料水供給に関する協定

※資料2-3-1 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

※資料2-3-1 災害時における応急物資の供給に関する協定

※資料2-3-1 日本郵便(株)等との包括的連携協定

3. 応援の要請等

(1) 応援の実施

応援を求め又は求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を受け又は行う。県や市町村に対する応援要請の優先順位は以下を基本とする。

ア 隣接市町村への応援要請が可能な場合

優先順位	協定締結先
第1位	○『宮城「館」防災に関する相互応援協定』 ○東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定（東松島市）
第2位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第3位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

イ 隣接市町村への応援要請が難しい場合

優先順位	協定締結先
第1位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第2位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

(2) 県への情報伝達

他市町村からの応援を受けることとなった場合には、県に対しその旨連絡する。

(3) 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生し、本町が被災しなかった場合は、被災市町村に対する応援が必要となる場合を想定し、防災関係機関等からの情報に留意する。

県内で大規模災害が発生し応援要請を受けた場合、以下のような被災市町村に対する応援ができるよう体制を整える。

ア 災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

イ 災害応急対策実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動を行う。

4. 応援の受け入れ体制

応援を要請した担当部は、要請と同時に、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、応援部隊が円滑かつ効果的な応援活動ができるよう受け入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊の活動計画

どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等応援部隊活動計画を策定する。

(2) 食料、飲料水、宿舎等の整備

応援部隊は、食料、飲料水等を持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等を要請した担当部の責任において準備する。

(3) マニュアルの作成

応援の受け入れを円滑に行えるよう応援受け入れマニュアルを作成する。

(4) 関係機関相互の連携

災害現場での関係機関活動の競合がないよう、現地災害対策本部等において情報を交換し、効率的な活動ができるようにする。

5. 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

機関名	担当課	電話番号	連絡責任者
塩釜警察署	警備課	362-4141	警備課長
塩釜地区消防事務組合消防本部	松島消防署	354-4226	署長
塩竈市	防災安全課	364-1111	防災安全課長
多賀城市	交通防災課	368-1141	交通防災課長
七ヶ浜町	総務課 (防災対策室)	357-2111	総務課長(防災対策室長)
利府町	生活環境課	767-2119	生活環境課長
東松島市	防災課危機対策班	0225-82-1111	防災課長

6. 消防相互応援協定に基づく応援要請

大規模災害時により、塩釜地区消防事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防除が困難な場合には、塩釜地区消防事務組合消防長は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」(平成16年4月策定)の定めにより要請するものとする。

7. 緊急消防援助隊の応援要請

塩釜地区消防事務組合管理者は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、町長と協議のうえ、消防組織法45条に規定する「緊急消防援助

隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「塩釜地区消防事務組合緊急援助隊受援計画」（平成27年4月策定）の定めにより、知事に要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

8. 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、他機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

(1) 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請の手続き

町長が指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文章をもって要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣についての必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第32節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策

1. 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

(1) 二次災害防止活動

ア 町、県、事業者の対応

- (ア) 町、県、事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- (イ) 町は、土砂災害の防止、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県から助言、指導等を受ける。
- (ロ) 消防署員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (ハ) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (ニ) 水道事業所は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (ホ) 水道事業所は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (ヘ) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努める。
- (ヘ) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (コ) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

イ 水害・土砂災害

(ア) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(イ) 点検の実施

町及び県は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は、県から提供される情報等を踏まえ、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(ウ) 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

(エ) 高潮・高浪・波浪

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

(オ) 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

(カ) 有害物質等

町、県、事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(キ) 余震・誘発地震

町、県、事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

(2) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

(3) 風評被害等の軽減対策

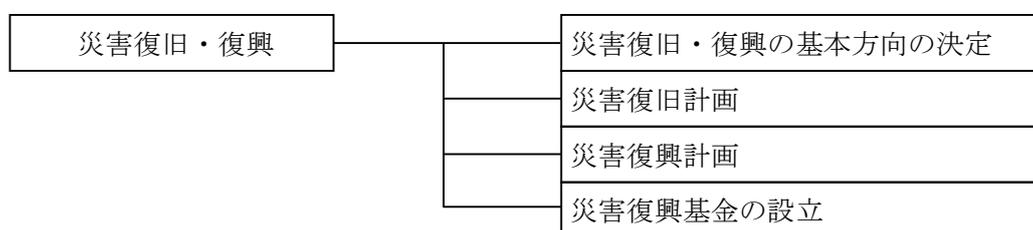
- ア 町及び県は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- イ 放射能・放射線の影響に対する安全確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第4章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、民生安定及び社会経済機能や早期復旧復興を図るための町は、施策を最重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画を図り、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画する。

第1節 災害復旧・復興

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋倒壊・焼失などをもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。



1. 災害復旧、復興の基本方向の決定

(1) 基本方向の決定

町は、被災地域の再建を行うため、被災地域の被災状況や地域の特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(4) 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合には、復興のため、必要な場合には、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2. 災害復旧計画

(1) 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

ア 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

イ 計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

ウ 事業計画は概ね以下の計画とする。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業計画(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

① 河川	⑦ 道路
② 海岸	⑧ 港湾
③ 砂防設備	⑨ 漁港
④ 林地荒廃防止施設	⑩ 下水道
⑤ 地すべり防止施設	⑪ 公園
⑥ 急傾斜地崩壊防止施設	

(イ) 農林水産業施設災害復旧事業計画(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(ロ) 都市災害復旧事業計画(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(ハ) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(ニ) 社会福祉施設災害復旧事業計画(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(ヒ) 公立学校施設災害復旧事業計画(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(ヘ) 公営住宅災害復旧事業計画(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(ホ) 公立医療施設災害復旧事業計画(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

(ケ) その他災害復旧事業計画

(3) 事業の実施

- ア 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。
- イ 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- ウ 町は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- エ 町は、地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策の実施について県に強く要望していく。
- オ 町は、警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- ウ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- エ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- キ 予防接種法(昭和23年法律第68号)
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- コ その他

3. 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町は、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復旧事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

町は、災害復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 被災前の地域課題等の考慮

復興計画の策定に当たっては、住民に対し、出来るだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

このため、町は、被災市街地の状況の的確な把握や被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

また、地域のコミュニティーの維持・回復や再構築についても十分配慮する。

ウ 地域全体での合意形成

町は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(3) 復興事業の実施

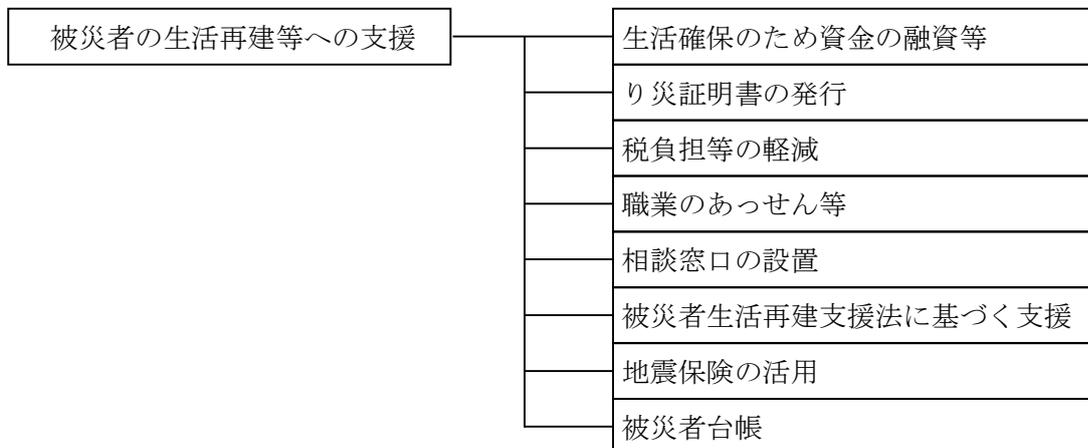
復興事業を早期に実施するため、町は必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4. 災害復興基金の設立

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、災害援護資金や罹災証明の発行など、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。



1. 生活確保のための資金の融資等

被災者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努める。

(1) 生活保護

宮城県仙台保健福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

(2) 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとし、また、この貸付制度について広く周知するとともに、事務を適切かつ速やかに実施する。

※資料9-1 災害援護資金の貸付

(3) 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携をもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

※資料9-2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

(4) 生活福祉資金

ア 県社会福祉協議会は、町社会福祉協議会の受付を経て、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を、予算の範囲内で貸付ける。

生活福祉資金の福祉費			
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度			
資金の目的	貸付上限額	措置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間 経過後 20年以内

イ 貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件のいずれにも適合する世帯とする。

(ア) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(イ) 生活福祉資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯。

(ウ) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他からの資金を借入れることができない世帯。

(5) その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「松島町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けたものに対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

ア 災害弔慰金

イ 災害障害見舞金

※資料9-3 災害弔慰金・災害見舞金の支給

2. り災証明書の発行

町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町長が行う被災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行うこととする。
 但し、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「(2) り災証明を行う者」の町長もしくは消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。但し、1世帯1枚の発行とする。

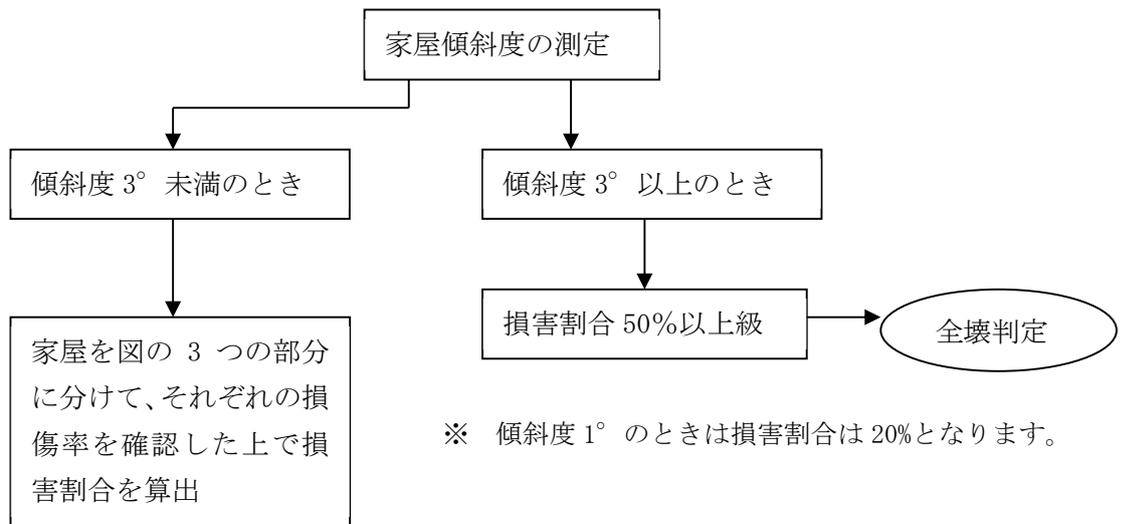
(4) 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」により行うこととする。

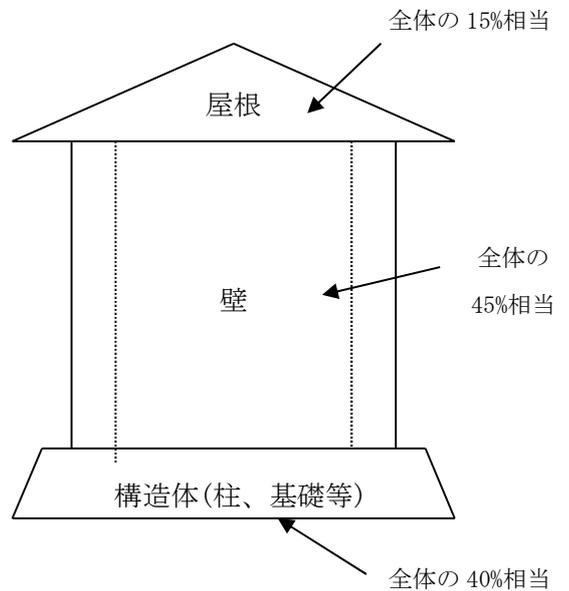
損害割合別による判定結果区分表（木造・プレハブ家屋の場合）

損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
判定結果	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）

判定作業の手順



調査員が訪問時に、事情により家屋の内部が確認できなかった場合には、外観で確認作業を行う。しかし、これは決して家屋内部の損傷率を評価していないという意味ではなく、外壁等の損傷程度から内部について同程度の損傷があると推定して評価する。



※ 構造体部分の損害割合について、別途算出される傾斜度による損害割合と比較して数値の高い方を認定します。

損害割合の合計数値により上記の区分表によって判定

<例> 屋根が 50%、壁が 15%、構造体が 25%の損傷と傾斜なしを確認した場合

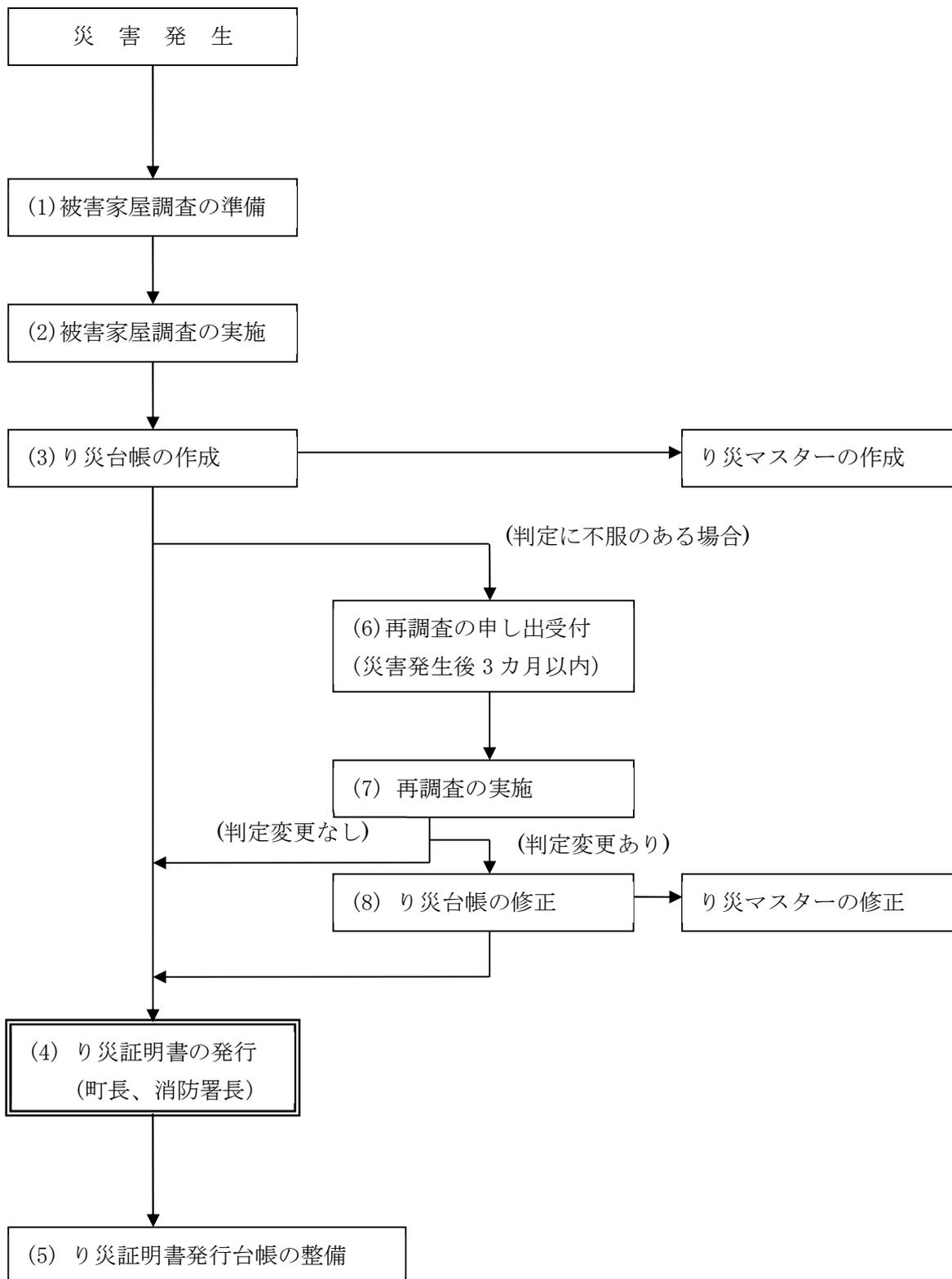
区 分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (a x b)
屋根部分	15%	50%	8%
壁部分	45%	15%	7%
構造体部分	40%	25%	10%
合 計	100%	—	25%

半壊判定

(5) り災証明書発行システム

り災証明は、り災証明書発行システムによって発行する。

[り災証明発行システム]



ア 被害家屋調査の事前準備

調査担当者は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

(ア) 被災地域の航空写真の準備

(イ) 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握する。

(ウ) 調査概要の検討、及び全体計画の策定

(エ) 調査員の確保

- ① 職員の確保
- ② ボランティア建築士の手配
- ③ 他市町村への応援職員派遣要請

(オ) 調査備品等の準備

- ① 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
- ② 調査地図の用意（住宅地図等）
- ③ 調査地区割りの検討
- ④ 調査員運搬用車両の手配
- ⑤ 他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

イ 被害家屋調査の実施

担当課・町本部は以下の要領で調査を実施する。

(ア) 調査期間

(イ) 調査方法

① 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

② 第2次被害家屋調査(再調査)

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、町本部は2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

(ウ) 調査体制

担当課・町本部が調査を実施する。

- ① 人員 2人1組
- ② 調査員 町職員及び建築士等のボランティア
- ③ 調査本部を設置し調査状況の進捗管理、プレス対応、PR等を行う。
- ④ 町は、必要がある場合は他市町村等関係先に応援を要請する。

ウ リ災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、リ災台帳を作成し、リ災証明書発行の基本台帳とする。

エ リ災証明書の発行

リ災台帳に基づき、町長は申請があった被災者に対し、リ災証明書を発行するもの

とする。

オ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出があった家屋に対し、町本部は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡すると共にり災証明書を発行することとする。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、町本部内に次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

町判定委員会構成：専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等。

(6) り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する町民広報を広報担当課に依頼し、広報紙やマスコミと連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書発行の申請受付窓口とは別に、判定に不服のある場合に再調査等を受け付ける相談窓口を設置する。

(7) 事前対策

ア 被害家屋調査員の登録

町職員及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

町は、建築会社等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ウ 他市町村の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ 調査携帯物品等の備蓄

役場に、傾斜計、コンペックス等調査携帯物品を備蓄する。

(8) 火災によるり災証明書の発行

消防署長は、火災によるり災証明について、以上に規定した手続に準じて発行を行うものとする。

3. 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図るとともに、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(1) 町税の徴収猶予及び減免

災害による被害者に対して、「松島町災害による被災者に対する町税等の減免に関する

条例」の規定により、町税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

(2) 国民健康保険税の減免

ア 町は、国民健康保険の被保険者に対して、災害により受けた被災の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

イ 国民健康保険税の減免の基準

住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額（保険金損害額補償等により補てんされるべき金額を控除した額）が、その住宅又は家財の価格の30%以上あるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超から 750万円以下	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

ウ 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、町保険者が基準を定め減免を行う。

(3) 授業料の減免等

町は、災害により被害を受けた住民で生活に困窮をきたしている生徒について、以下の県が定める授業料等の減免に関する規定を活用し、被災住民の生活再建支援を行うものとする。

ア 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。

イ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

4. 職業のあっせん等

(1) 職業のあっせん

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、塩釜公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

(2) 雇用対策

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

5. 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。開設場所は総務課内とする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

6. 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

適用災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨が公示される。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害。

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害。

(2) 支援制度の実施機関

公益財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法第6条に基づく被災者生活再建支援基金として指定され、平成16年3月31日付け法改正により被災者再建支援法人となった。県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。支援法人の業務は次のとおりである。

- ア 法第3条第1項の規定により支援金の支給を行う都道府県に対する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- イ 法第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて、支援金の支給を行うこと。
この場合、支援法人は、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。
- ウ ア及びイに付帯する業務を行うこと。

(3) 対象世帯

- ア 当該自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- イ 当該自然災害により、住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ウ 当該自然災害により、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 当該自然災害により、住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全 壊	解 体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補 修	賃貸(公営住宅以外)
全壊・解体・長期避難	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

(5) 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

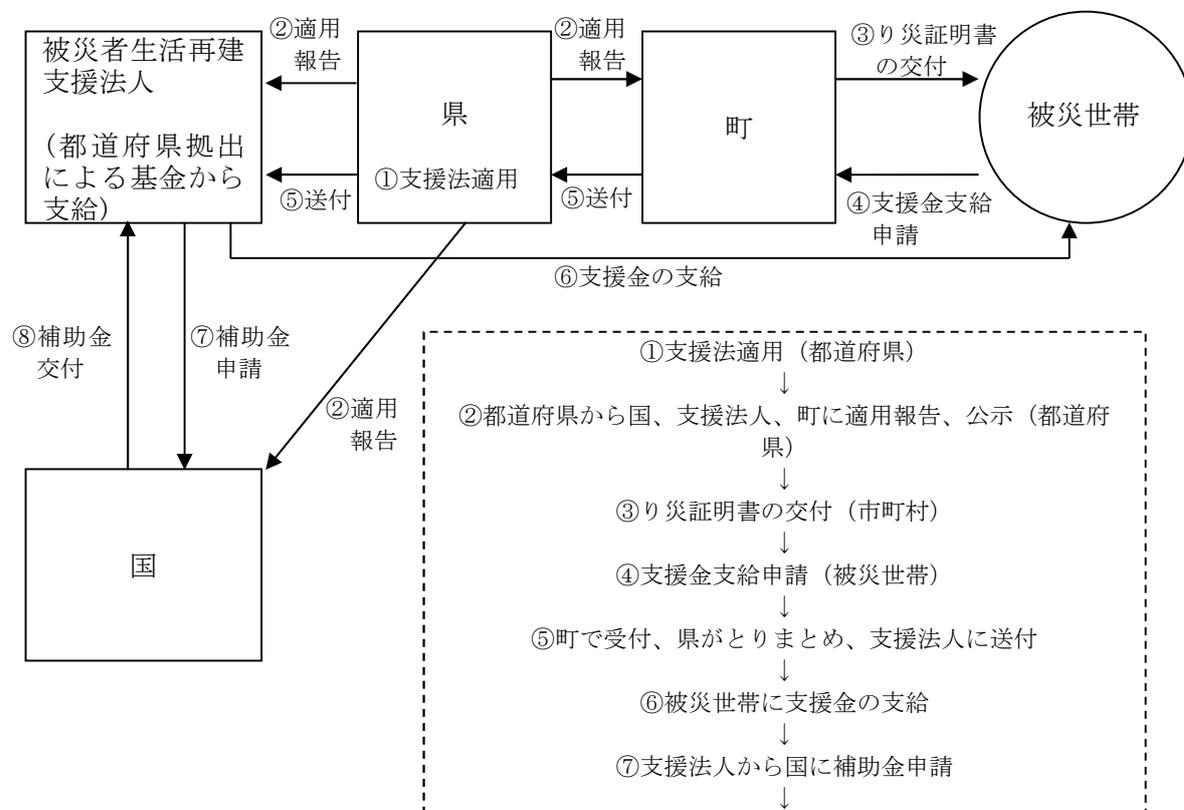
(6) 支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、町から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道

府県会館へ送付する。送付を受けた(公財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

ア 支援金支給までの手続きの流れ



イ 提出書類

支援金（基礎支援金・加算支援金）を申請する際には、次の書類が必要になる。

(ア) 共通

被災者生活再建支援金支給申請書

(イ) 基礎支援金

- ① 町が発行した住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があること）
- ② 町が発行した災証明書（原本）。但し「長期避難」の場合は必要なし。
- ③ 支援金の振込先口座に係る預金通帳の写し（銀行・支店名・預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）
- ④ 「解体」で申請する場合
町が発行した「解体証明書」又は「滅失登記簿謄本」。半壊又は大規模半壊のり災証明を受けているか、敷地被害が認められる場合に、倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体する場合のみ申請可能。
- ⑤ 「敷地被害解体」で申請する場合
町が発行した「応急危険度判定結果」又は「敷地の修復工事の契約書の写し」。敷地被害が認められ、解体する場合のみ申請可能。

(ウ)加算支援金（「建設・購入」「補修」「賃貸」の場合）

契約書等の写し。住宅を「建設・購入」、「補修」又は「(民間)賃貸」したことが分かるもの。

ウ 申請期間

(ア)基礎支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、13か月以内

(イ)加算支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、37か月以内

(7) 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

(8) 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

7. 地震保険・共済の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努める。

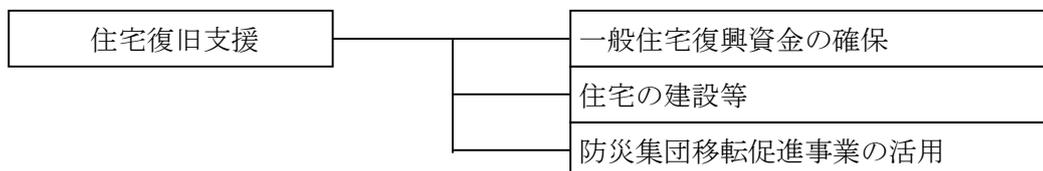
8. 被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、必要に応じ、県に対し被災者に関する情報の提供を要請する。

第3節 住宅復旧支援

県、町、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



1. 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構と締結した、災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて地元金融機関等、協力を求めている。

また、町は、必要に応じ県と被害市町村と協調して住宅再建のため、住宅復興資金の融資に対する利子補給等の支援の措置を講じる。

2. 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは売買又は被災者へ転貸するために借り上げる。

県は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

3. 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

(1) 事業主体

事業主体は町とする。ただし、例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

(2) 移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第 39 条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

(3) 補助制度等

ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：(ア)～(カ)は 3/4、また、(キ)は 1/2）

(ア)住宅団地の用地取得造成

(イ)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)

(ウ)住宅団地の公共施設の整備

(エ)移転促進区域内の宅地等の買い取り

(オ)住宅団地内の共同作業所等

(カ)移転者の住居の移転に対する補助

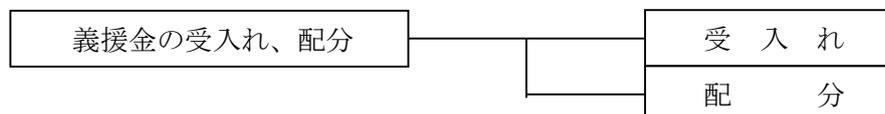
(キ)事業計画等の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第 5 条第 1 項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者へ配分する。



1. 受入れ

(1) 窓口の決定

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部等と調整して受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 被災者の救助を目的とする寄付金の送金の受入れ準備

上記（1）で決定した受入れ窓口において、災害時における被災者の救護を目的とする寄付金の送金を受け入れる口座を金融機関に開設する。

(3) 町の受入れ窓口の設置

町で直接義援金を受け入れる場合には、町に義援金受入れ窓口を設置するとともに、ホームページ等により、その旨を周知する。

(4) 受入れ管理

町は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行するとともに、配分が決定するまで保管する。

2. 配分

(1) 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

(2) 配分

ア 宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況等を考慮した配分基準を定め、被災者に対し適切かつ速やかな配分を行う。

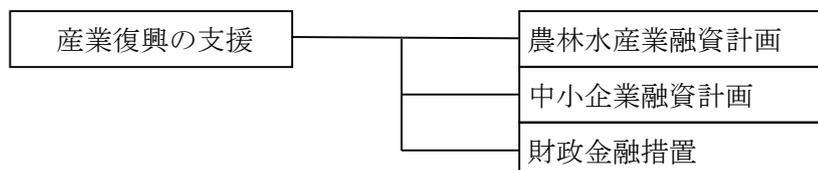
イ 町は、義援金申請の受付窓口を設置し、義援金申請の受付を行い、申請内容の審査を行った上で、対象となる被災者へ義援金を交付する。

ウ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。

- エ 義援金の使途については、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第5節 産業復興支援

農林水産業者や中小企業に対しての融資計画を定め災害復旧を容易にするものとする。



1. 農林水産業融資計画

(1) 農業関係

ア 被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

イ 日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

ウ 町は、県や関係金融機関と協力した、既借入制度資金の償還条件の変更等などを実施するとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和措置を実施する。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

(3) 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船・漁具等）漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、日本政策金融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導する。

※資料9-5 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

2. 中小企業融資計画

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

※資料9-4 中小企業への融資制度

3. 財政金融措置

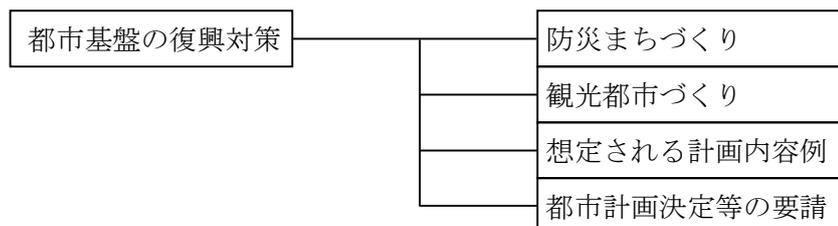
町は、あらかじめ災害対策基金の積立てを行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要な財政金融措置について次により万全を期する。

- (1) 県と協力し、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定の働きかけを行うなど国の財政援助等が積極的に講ぜられるよう要請する。
- (2) 起債の特例及び一時借入れ等の特別措置を要請する。
- (3) 政府系金融機関等の災害融資措置を要請する。

第6節 都市基盤の復興対策

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



1. 防災まちづくり

- (1) 町は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、「世代継続するまちづくり」を目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、漁港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に指定避難所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- (6) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安

全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

2. 観光都市づくり

本町における観光産業関連人口は極めて多く、特に地震、津波などで被災した場合は災害の再来をおそれ、訪れる観光客は激減すると考えられる。そのため町では、観光協会等と密接な連携を図り、安全をアピールするなどの対策を講ずるとともに、災害により被災した観光施設を速やかに復旧・復興させるための体制を整える。

復旧・復興に関しては、歴史的に現状復帰しなければならない場合と、災害に強い施設に作り変えるものとの十分に検討をする必要がある。

3. 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道、漁港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

(2) 市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

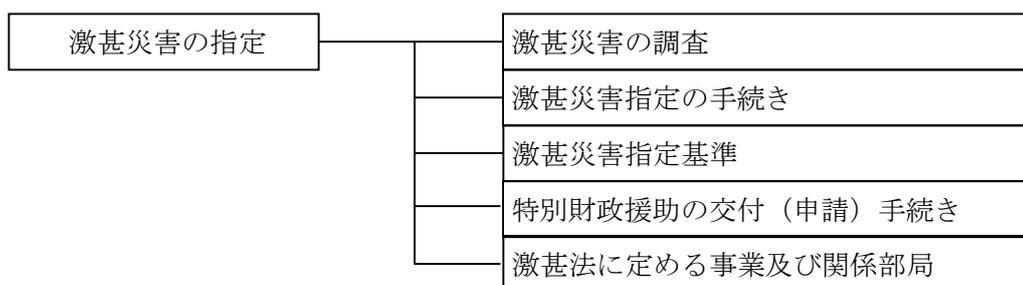
県との連携による河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、指定避難所の整備、都市公園、交流（観光）拠点など防災拠点等の整備による防災空間確保等

4. 都市計画決定等の要請

町は、特定大規模災害等を受け、地域の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興を図るために必要と認めるときは、県に対し、都市計画の決定等の代行を要請する。

第7節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置について規定している。したがって、甚大な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があるため、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について明確にしておく。



1. 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

（関係法令：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和37年法律第150号））

2. 激甚災害指定の手続き

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。

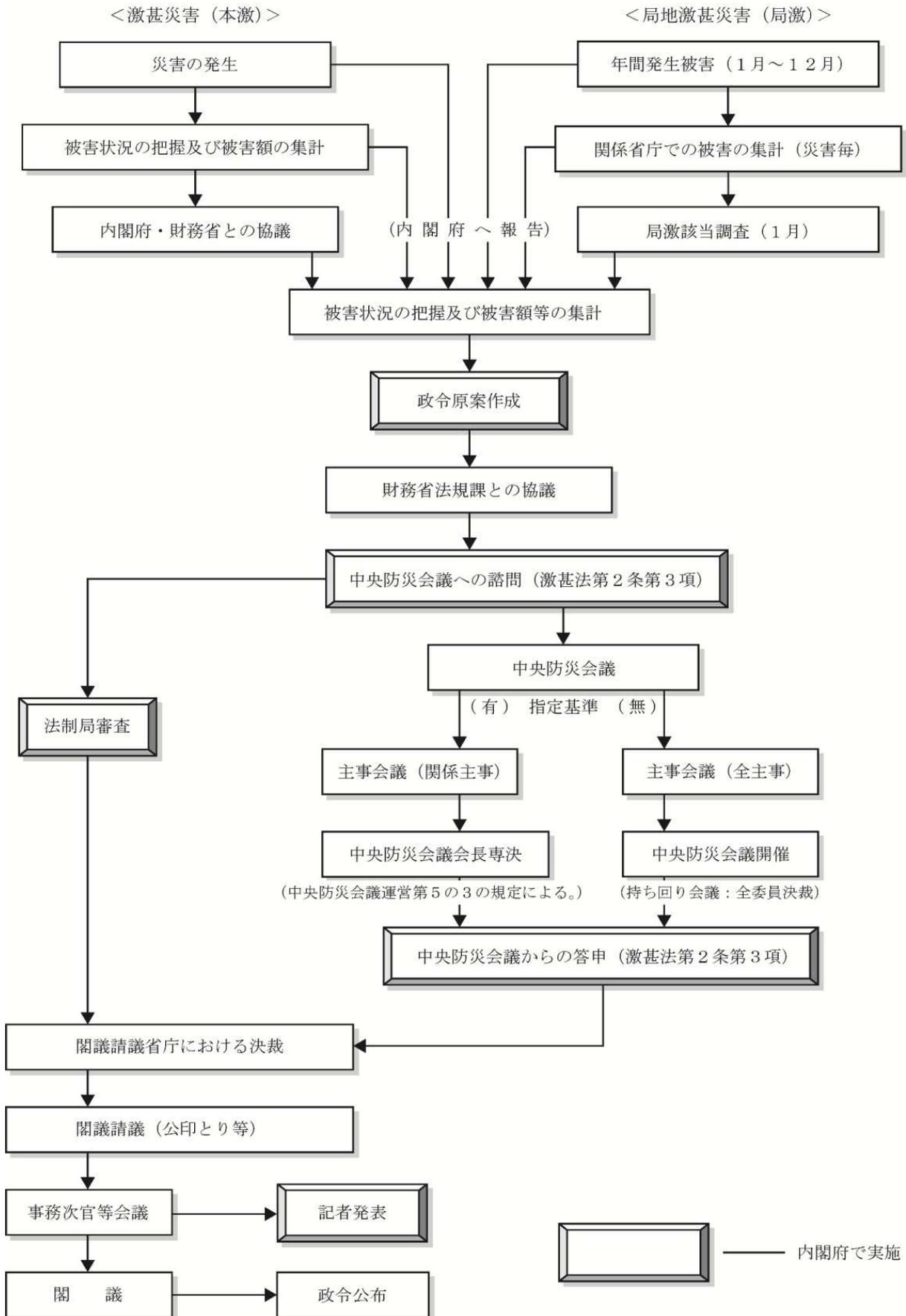
激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きを取る。

激甚災害の指定を受けるためには、被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要があるため、そのための体制整備をしておく必要がある。庁内各部は、速やかに激甚災害の指定を受けられるように、措置を講ずるものとする。

なお、局地的激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することになっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査票により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

激甚災害指定事務手続



3. 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激）

平成21年3月10日改正

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章第3条、第4条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%</p>
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円</p>
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の要件に該当する災害（当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。）</p> <p>1 法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、漁業被害見込額＞農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）には適用</p> <p>(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、法第8条の措置が適用される災害</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業をおもな業務とする者の数の3%</p>
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.0%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2)一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害(当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。)</p>
<p>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第2章第3条、第4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ)当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額50% (当該査定事業費1,000万円未満は除外)</p> <p>(ロ)当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額20%</p> <p>(ハ)当該市町村の当該年度の標準税込額が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外) ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外) ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。)</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300ha、又は、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×の25%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>法第13条(小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>当該市町村内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%(当該被害額1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

4. 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

5. 激甚法に定める事業及び県関係部局

激甚法に定める事業及び県関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	土 木 部
	2 公共土木施設災害関連事業	農 政 部 水産林政部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土 木 部
	5 生活保護施設災害復旧事業	保健福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	

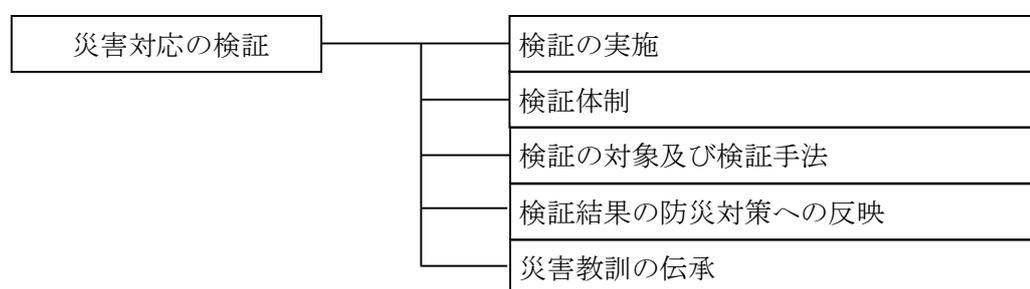
松島町地域防災計画 地震災害対策編

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	8 知的障害者更正施設災害復旧事業	保健福祉部
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業	
	10 女性保護施設災害復旧事業	
第3条及び 第19条	11 感染症予防事業	保健福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	土 木 部 農 政 部
第3条及び 第10条	14 湛水排除事業	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	経済商工観光部 農 政 部 水産林政部
第5条及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	経済商工観光部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	保健福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	総 務 部 農 政 部 土 木 部 教育委員会
第25条	31 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	経済商工観光部

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



1. 検証の実施

町は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

(1) 主な検証項目例

ア 情報処理

県や関係機関などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

イ 資料管理

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等

ウ 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部及び各部間の業務調整

エ 組織間連携

県、消防、警察、協定締結先市町村、協定締結団体などとの連携

オ 個別オペレーション

救出・救助活動、避難誘導、医療救護活動、物資の調達・輸送調整等

カ 広報・相談

町民への広報・相談、広域避難等を実施した場合は、町外へ避難した町民等への広報・相談等

キ 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

2. 検証の体制

町は、災害の規模等に応じ、役場内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

3. 検証の対象及び検証手法

(1) 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- ア 災害対策本部
- イ 町民
- ウ 自主防災組織
- エ 支援自治体
- オ 防災関係機関
- カ 支援民間団体
- キ ボランティア団体 など

(2) 検証手法

町は、検証対象の主体に対するアンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

4. 検証結果の防災対策への反映

町は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県等への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

5. 災害教訓の伝承

町は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

松島町地域防災計画

【風水害等災害対策編】

令和 3 年 3 月
松島町防災会議

松島町地域防災計画（風水害等災害対策編）

目 次

第1章	総 則	1-1
第1節	目 的	1-2
1.	目的.....	1-2
2.	見直し方針.....	1-2
第2節	防災に関する組織	1-5
1.	防災会議	1-5
2.	災害対策本部	1-5
3.	実施機関	1-6
第3節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱	1-8
第4節	松島町の概要	1-17
1.	位 置	1-17
2.	地 勢	1-17
3.	気 象	1-18
4.	人口・産業の推移.....	1-19
5.	過去における災害の概況.....	1-19
第5節	災害被害想定	1-26
1.	風水害	1-26
2.	地震災害	1-26
3.	津波災害	1-27
4.	原子力災害.....	1-27
第6節	松島町の防災の方向性	1-30
1.	目標.....	1-30
2.	世代継続する防災まちづくり	1-30
3.	行政と住民・企業の役割	1-30
4.	見直しの視点	1-31
第2章	災害予防計画	2-351
第1節	災害に強い町土づくり	2-2
1.	災害に強い都市構造の形成	2-2
2.	既存建築物の不燃化等.....	2-2
3.	土砂災害予防対策	2-2
4.	水害予防対策	2-4
5.	風雪害予防対策.....	2-6
6.	高潮災害予防対策	2-7

7.	農林水産対策	2-7
8.	地盤沈下対策	2-8
第2節	防災拠点等の整備・強化	2-9
1.	防災拠点の整備	2-9
2.	防災拠点機能の確保・充実	2-9
3.	防災用資機材等の整備	2-10
4.	防災用資機材の確保	2-10
第3節	建築物等の予防対策	2-12
1.	浸水等風水害対策	2-12
2.	風雪害予防対策	2-12
3.	文化財の防災対策	2-12
第4節	公共交通及び公共土木施設の予防対策	2-13
1.	道路施設	2-13
2.	海岸保全施設	2-14
3.	河川管理施設	2-15
4.	漁港施設	2-17
5.	鉄道施設	2-17
6.	農地、農業施設等	2-18
7.	都市防災対策	2-19
第5節	ライフライン等の予防対策	2-20
1.	上水道施設	2-20
2.	下水道施設	2-21
3.	電力施設	2-21
4.	液化石油ガス施設	2-22
5.	電信・電話施設	2-23
6.	共同溝・電線共同溝の整備	2-23
第6節	危険物施設等の予防対策	2-24
1.	現況	2-24
2.	危険物施設	2-24
第7節	情報通信連絡網の整備	2-26
1.	災害通信網の整備	2-26
2.	各種通信手段の活用	2-28
第8節	火災予防対策	2-29
1.	体制の強化	2-29
2.	火災予防対策の指導	2-29
3.	消防力の強化	2-30
第9節	観光地区災害予防計画	2-33
1.	計画上の要点	2-33
2.	現状・課題	2-33

3.	目指すべき方向.....	2-33
第10節	緊急輸送活動対策	2-34
1.	緊急輸送道路の確保	2-34
2.	緊急輸送体制の整備	2-35
第11節	指定避難所の確保	2-38
1.	指定緊急避難場所の確保	2-38
2.	避難所の確保	2-40
3.	避難路の確保及び避難路等の整備.....	2-42
4.	避難所の運営・管理	2-43
5.	応急仮設住宅	2-45
6.	孤立集落対策	2-45
第12節	廃棄物対策.....	2-47
1.	ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方	2-47
2.	ごみ処理体制の整備	2-47
3.	し尿処理体制の整備	2-48
4.	災害ごみの処理体制の整備	2-48
第13節	土砂災害予防計画	2-50
1.	災害警戒区域	2-50
2.	がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策.....	2-50
3.	土石流災害の防止対策.....	2-51
4.	山地災害危険地区の計画的な整備.....	2-52
5.	土石流・がけ崩れ等災害対策事業の実施.....	2-52
第14節	救助・救急・消火活動体制の拡充	2-54
1.	救助・救急資機材の整備・充実	2-54
2.	県・警察・消防・自衛隊等との連携強化.....	2-54
第15節	ボランティアの受入.....	2-55
1.	ボランティアの受入	2-55
2.	ボランティアの活動	2-57
第16節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策	2-59
1.	要配慮者に対する考え方	2-59
2.	地域における要配慮者対応策	2-60
3.	病院・社会福祉施設	2-64
4.	観光客・外国人への支援	2-65
5.	要配慮者に対する施策	2-67
第17節	事業所等の防災対策の推進.....	2-69
1.	事業所等の役割.....	2-69
2.	事業所等の防災組織	2-71

第18節	防災訓練の実施	2-73
1.	実施及び目的	2-73
2.	総合防災訓練	2-74
3.	種類	2-74
4.	学校等の防災訓練	2-76
5.	事業所等の防災訓練	2-76
第19節	防災知識の普及	2-77
1.	基本的な考え方	2-77
2.	防災関係職員に対する防災教育	2-77
3.	町民に対する防災教育	2-78
4.	防災上重要な施設の職員等に対する教育	2-82
5.	事業所における防災教育	2-82
6.	海岸利用者及び船舶への防災知識の普及	2-82
7.	地域での防災知識の普及	2-82
8.	ドライバーへの啓発	2-83
9.	町民の取組	2-83
10.	災害教訓の伝承	2-84
第20節	自主防災組織の人材育成	2-86
1.	現況	2-86
2.	地域における自主防災組織の果たす役割	2-86
3.	地域の自主防災組織の育成・指導	2-86
4.	自主防災組織の活動内容	2-87
5.	住民等による地区内の防災活動の推進	2-89
第21節	防災教育	2-90
1.	学校における防災教育の方針	2-90
2.	効果	2-90
3.	学校等教育機関における防災教育	2-90
第22節	防災組織の強化	2-93
1.	町の指導体制	2-93
2.	迅速な初動体制確立	2-93
3.	人材確保対策	2-95
4.	業務継続計画（BCP）	2-95
5.	町施設における防災拠点機能の整備	2-96
6.	防災計画の見直し等	2-96
第23節	相互応援体制の整備	2-97
1.	協定締結先等との連携強化	2-97
2.	相互応援協定等の締結の推進	2-100
3.	県への応援要請等	2-101
4.	防災関係機関等への応援・協力要請等	2-101

第24節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	2-103
1.	医療機関の状況	2-103
2.	医療救護体制の整備	2-104
3.	医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制	2-105
4.	医療機関の役割	2-106
5.	福祉支援体制の整備	2-106
第25節	避難誘導體制	2-108
1.	徒歩避難の原則の周知	2-108
2.	避難誘導體制の整備	2-108
3.	被災者等への情報伝達体制等の整備	2-109
4.	避難行動要支援者の支援方策	2-110
5.	帰宅困難者対策	2-111
6.	避難に関する広報	2-112
7.	避難計画の整備	2-113
8.	避難勧告等の発令対象区域の設定	2-113
第26節	食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制	2-115
1.	町民等のとるべき措置	2-115
2.	食料及び生活物資等の供給計画の策定	2-116
3.	食料及び生活物資の備蓄	2-116
4.	食料及び生活物資等の調達体制	2-117
5.	燃料の確保	2-118
第27節	警備対策	2-120
1.	情報の収集等	2-120
2.	警察活動の強化	2-120
3.	消防団の役割	2-120
第28節	学校防災対策	2-121
1.	防災体制の整備	2-121
第29節	各種災害予防対策	2-123
1.	林野火災予防対策	2-123
2.	鉄道事故予防対策	2-124
3.	道路災害予防対策	2-125
4.	海上災害予防対策	2-126
5.	複合災害対策	2-126
第3章	災害応急対策計画	3-1
第1節	防災活動体制	3-2
1.	職員の配備体制	3-2
2.	職員の参集等	3-5
3.	災害対策本部の組織体制	3-7

4.	現地災害対策本部	3-9
5.	各配備体制下での活動	3-9
6.	警戒活動	3-10
7.	庁内間の職員の応援等	3-12
8.	応急活動が長期化する場合の対応	3-12
第2節	情報の収集伝達	3-14
1.	実施責任	3-14
2.	気象予報・警報等の伝達周知	3-14
3.	4 異常現象等を発見した場合の通報	3-29
4.	災害情報の収集・伝達体制等	3-31
5.	災害情報等の報告	3-32
第3節	通信放送施設の確保	3-35
1.	町防災行政無線施設	3-35
2.	災害時の通信連絡	3-35
3.	災害通信利用系統図	3-39
第4節	災害広報活動	3-40
1.	実施責任者	3-40
2.	広報担当	3-40
3.	災害広報の要領	3-41
第5節	災害救助法の適用	3-45
1.	実施責任者	3-45
2.	災害救助法の適用基準	3-45
3.	救助の種類	3-46
4.	救助の実施委任	3-46
5.	救助の実施に関する事務手続き	3-47
第6節	防災資機材等の確保	3-51
1.	実施責任者	3-51
2.	緊急使用のための調達	3-51
3.	防災用資機材の備蓄状況	3-51
4.	労働力の確保	3-51
第7節	避難誘導	3-54
1.	実施責任	3-54
2.	避難勧告等の基準及び伝達方法	3-55
3.	避難の方法	3-62
4.	指定避難所の設及び運営	3-64
5.	避難長期化への対処	3-68
6.	学校、社会福祉施設等における避難対策	3-68
7.	帰宅困難者対策	3-68
8.	孤立集落の安否確認対策	3-69

9.	広域避難者への支援	3-69
10.	在宅避難者への支援.....	3-70
第8節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	3-71
1.	実施責任者	3-71
2.	食料.....	3-71
3.	給水計画	3-75
4.	生活物資	3-76
5.	義援物資の受け入れ、配分	3-77
6.	燃料の調達・供給.....	3-78
第9節	救急・救助活動.....	3-79
1.	実施責任者	3-79
2.	救出対象者	3-79
3.	救出活動	3-79
4.	関係機関との協力	3-80
5.	救出資機材等の調達	3-80
6.	救出期間及び費用	3-80
7.	各関係機関の活動.....	3-80
8.	住民及び自主防災組織等の活動	3-81
9.	救出の連絡等	3-81
10.	救出後の措置	3-81
11.	惨事ストレス対策	3-82
第10節	医療救護活動	3-83
1.	実施責任者	3-83
2.	医療救護の実施要領	3-83
第11節	消火活動	3-86
1.	実施責任者	3-86
2.	消火活動の基本.....	3-86
3.	消防機関の活動.....	3-87
4.	事業所の活動	3-89
5.	自主防災組織の活動	3-89
6.	住民の活動.....	3-89
第12節	自衛隊の災害派遣	3-90
1.	実施責任者	3-90
2.	災害派遣の基準及び要請の手続き	3-90
3.	自衛隊との連携.....	3-92
4.	派遣部隊の活動内容	3-93
5.	派遣部隊の受け入れ体制	3-93
6.	派遣部隊の撤収.....	3-95
7.	経費の負担.....	3-95

第13節	緊急輸送活動	3-96
1.	実施責任者	3-96
2.	輸送要領	3-96
3.	輸送力の配分	3-98
4.	災害救助法に基づく措置基準	3-98
第14節	要配慮者・外国人対応	3-99
1.	実施責任者	3-99
2.	高齢者、障害者等	3-99
3.	外国人	3-101
4.	観光客等	3-102
第15節	ヘリコプターの活用要請	3-103
1.	実施責任者	3-103
2.	活動体制	3-103
3.	活動内容	3-104
4.	活動拠点	3-104
第16節	交通確保対策	3-107
1.	陸上交通の確保	3-107
2.	海上交通対策	3-109
第17節	公共交通及び公共土木施設の応急復旧	3-111
1.	実施責任者	3-111
2.	道路施設	3-111
3.	海岸保全施設	3-113
4.	河川管理施設	3-114
5.	漁港港湾管理施設	3-114
6.	農業施設	3-115
7.	都市公園施設	3-115
8.	砂防・地すべり・治山関係施設	3-115
9.	鉄道施設	3-115
第18節	危険物施設等の安全確保	3-117
1.	実施責任者	3-117
2.	消防法に定める危険物の応急措置	3-117
3.	災害発生事業所等における応急対策	3-117
4.	消防機関の応急対策	3-118
5.	住民への広報	3-118
第19節	住宅対策	3-119
1.	実施責任者	3-119
2.	応急仮設住宅等の建設要領	3-119
3.	応急修理の要領	3-121
4.	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定等	3-121

5.	応急仮設住宅の維持管理・運営	3-122
6.	応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	3-123
7.	建築資材及び建築技術者の確保	3-123
第20節	ボランティア活動計画.....	3-124
1.	実施責任者	3-124
2.	ボランティアの確保要領	3-124
3.	ボランティアの活動内容	3-126
4.	防災エキスパート制度	3-126
5.	海外からの応援の受け入れ	3-127
第21節	防疫・保健衛生計画.....	3-128
1.	実施責任者	3-128
2.	防疫実施要領	3-128
3.	指定避難所の防疫措置	3-129
4.	防疫薬剤の調達	3-129
5.	保健対策	3-130
6.	食品衛生管理	3-131
第22節	遺体等の捜索・処理・埋葬.....	3-132
1.	実施責任者	3-132
2.	実施要領	3-132
3.	宮城県広域火葬計画に基づく町の対応	3-135
第23節	社会秩序維持活動	3-136
1.	実施機関	3-136
2.	町の活動	3-136
3.	塩釜警察署の活動	3-136
4.	宮城海上保安部の活動	3-136
第24節	廃棄物処理活動.....	3-138
1.	実施責任者	3-138
2.	災害廃棄物処理方針	3-138
3.	処理体制	3-138
4.	処理方法	3-139
5.	清掃班の編成等	3-140
6.	道路等から除去した障害物の処理	3-140
第25節	応急教育活動	3-142
1.	実施責任者	3-142
2.	学校等での対応	3-142
3.	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧	3-143
4.	学用品の配布	3-144
5.	学校給食対策	3-145
6.	学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置	3-145

7.	災害応急対策への生徒の協力	3-145
8.	児童生徒等の心のケア	3-145
9.	社会教育施設等の応急対策	3-145
第26節	ライフライン等の応急復旧	3-147
1.	上水道施設	3-147
2.	下水道施設	3-148
3.	電力施設	3-149
4.	ガスの応急措置	3-149
5.	電信・電話施設	3-150
第27節	農林水産業災害応急対策	3-151
1.	実施責任者	3-151
2.	農業	3-151
3.	林業	3-154
4.	水産業	3-154
第28節	応急公用負担等の実施	3-156
1.	応急公用負担等の要領	3-156
2.	損失補償及び損害補償等	3-158
第29節	文化財保護対策	3-159
1.	実施責任者	3-159
2.	被害調査及び連絡	3-159
第30節	愛玩動物の収容対策	3-161
1.	被災地域における動物の保護	3-161
2.	指定避難所における動物の適正な飼育	3-161
3.	仮設住宅における動物の適正な飼育	3-162
第31節	相互応援協定	3-163
1.	実施責任者	3-163
2.	主な協定の概要	3-163
3.	応援の要請等	3-168
4.	応援の受け入れ体制	3-169
5.	地域内の防災関係機関の応援協力	3-170
6.	消防相互応援活動協定に基づく応援要請	3-170
7.	緊急消防援助隊の応援要請	3-170
8.	応援要請による技術者等の動員	3-171
第32節	各種災害応急対策	3-172
1.	林野火災応急対策	3-172
2.	鉄道事故応急対策	3-174
3.	道路災害応急対策	3-175
4.	海上災害応急対策	3-176
5.	二次災害・複合災害防止対策	3-179

第4章	災害復旧・復興計画	4-1
第1節	災害復旧・復興	4-1
1.	災害復旧、復興の基本方向の決定	4-1
2.	災害復旧計画	4-2
3.	災害復興計画	4-3
4.	災害復興基金の設立	4-4
第2節	被災者の生活再建等への支援	4-5
1.	生活確保のための資金の融資等	4-5
2.	り災証明書の発行	4-6
3.	税負担等の軽減	4-11
4.	職業のあっせん等	4-12
5.	相談窓口の設置	4-13
6.	被災者生活再建支援法に基づく支援	4-13
7.	被災者台帳	4-16
第3節	住宅復旧支援	4-17
1.	一般住宅復興資金の確保	4-17
2.	住宅の建設等	4-17
3.	防災集団移転促進事業の活用	4-17
第4節	義援金の受入れ、配分	4-19
1.	受入れ	4-19
2.	配分	4-19
第5節	産業復興支援	4-21
1.	農林水産業融資計画	4-21
2.	中小企業融資計画	4-21
3.	財政金融措置	4-22
第6節	都市基盤の復興対策	4-23
1.	防災まちづくり	4-23
2.	観光都市づくり	4-24
3.	想定される計画内容例	4-24
4.	都市計画決定等の要請	4-24
第7節	激甚災害の指定	4-25
1.	激甚災害の調査	4-25
2.	激甚災害指定の手続き	4-25
3.	激甚災害指定基準	4-27
4.	特別財政援助の交付（申請）手続き	4-31
5.	激甚法に定める事業及び県関係部局	4-31
第8節	災害対応の検証	4-33
1.	検証の実施	4-33

2.	検証の体制.....	4-34
3.	検証の対象及び検証手法.....	4-34
4.	検証結果の防災対策への反映.....	4-34
5.	災害教訓の伝承.....	4-34

第1章 総 則

松島町は、平成23年3月11日に発生し、本町に甚大な被害をもたらした東日本大震災のような地震や津波災害をはじめ、台風、高潮等の風水害を含む災害発生原因を内包している。

東日本大震災の教訓より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、町は、防災関係機関等の協力のもとあらゆる手段と方法を用いて万全を期さなければならない。

地域防災計画では「住民の生命の保護と財産への被害の最小限化」を前提に、「世代継続する防災まちづくり」を基本理念として掲げ、地域活動の活性化と地域防災力の強化を図るための自主防災組織の育成等を図りながら、親から子、孫へと継続される防災のまちづくりを目指すことができる体制を整えることとする。

日本三景松島に生まれ、住み、働き、そして松島を愛する「松島人」は、美しい郷土を守り、受け継ぐ「松島人」とともに、各種災害に備え、防災に積極的に参加する『防災松島人』であるべきといえる。

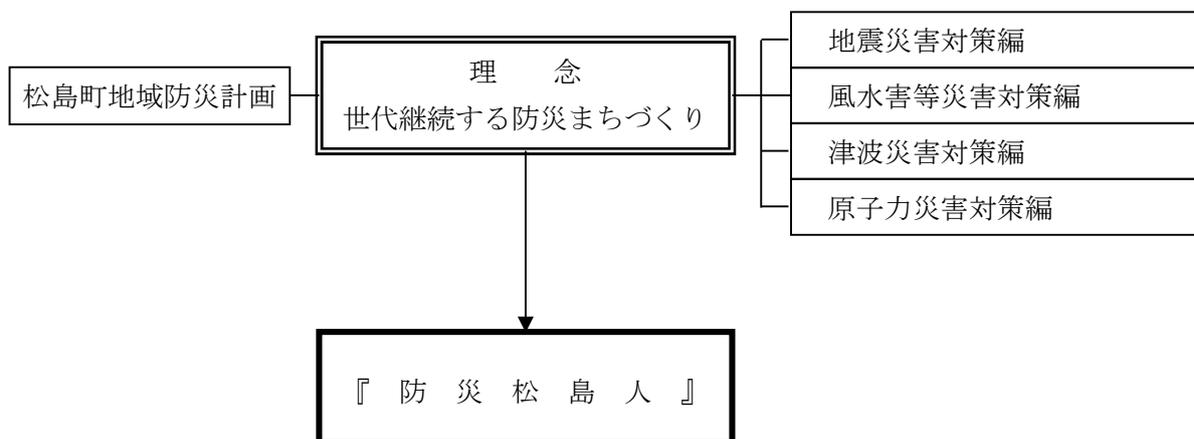
第1節 目 的

1. 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）42条の規定に基づき松島町防災会議を開催し計画作成するものであり、地震・津波災害及び風水害等の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、被害の軽減を図り、町民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

『防災松島人』として「自分の身は自分で守る」ことや「町はみんなで守る」ことを防災教育や防災訓練で意識付けをし、「住民ができること・すべきこと（自助）」、「地域でできること・すべきこと（共助）」、「行政ができること・すべきこと（公助）」の区分を明確にしていく。

本編は、防災関係機関がとるべき地震災害対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。



2. 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映（対象：全編）

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。本町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める。

(2) 近年の法改正や、県計画の見し等を踏まえた内容の見直し（対象：全編）

地域防災計画等を策定した平成27年3月以降に実施された関係法令等の改正内容を収集・把握し、現行計画に反映すべき事項について整理、反映を図る。

また、災害対策関係法律に加え、具体計画策定や法律の運用を支援するため、各種ガイドライン・通知等との整合性を図る。

(3) 各種統計データ等の時点修正（対象：全編）

人口、世帯数等の統計データや、社会基盤、防災関連施設等基礎データは、被災想定的前提となる重要な指標であるため、平成27年3月以降に公表された各種データを収集し、

時点修正を行う。

- (4) 避難勧告等に関するガイドラインの策定等に伴う改正（対象：全編）

「災害対策基本法」、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、「宮城県津波対策ガイドライン（宮城県）」などの改訂に伴い、避難準備・高齢者等避難開始・避難指示（緊急）などの避難行動の定義を変更する。

- (5) 要配慮者支援施設における避難確保計画作成等の義務化（対象：風水害等災害対策編）

平成28年8月の台風第10号による河川の氾濫で、岩手県内の高齢者グループホームにおいて利用者等の逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「土砂災害防止法の一部改正する法律」平成29年5月19日、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行された。

このことにより、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水・土砂災害時における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、町長に届け出る義務が課されることとなったことを受け、町内における対象施設を位置付けるとともに、避難確保計画及び防災体制、訓練の実施などについても位置付ける。

- (6) 原子力災害を想定した「原子力災害対策編」の充実及び避難者の受入れ、想定外の事態への対応（対象：原子力災害対策編）

本町は、原子力施設から概ね半径30km圏内のUPZ（緊急時防護措置準備区域）には該当しないものの、約40km圏内とUPZの外縁に位置している。UPZ圏外の防護措置については、原則、屋内退避であり、石巻市広域避難計画に基づき、石巻市から避難者を受け入れることとしており、受け入れ体制について計画に位置付ける。

また、女川原子力発電所で事故が発生した場合、町との間には松島湾だけしかなく、遮る大きな山地等が存在しないこと、東日本大震災時には福島第一原子力発電所から40km離れた飯舘村までプルームが到達し、福島県内の他の自治体と比較しても高い放射能汚染濃度が観測され、計画的避難区域に設定されたことを勘案し、想定外に対応できるよう、状況に応じてUPZに準ずる対策を考慮する。

- (7) 防災重点ため池に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

降水量が少ない地域などで農業用水を確保するために人工的に造成された「ため池」のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあると農林水産省が認定した「防災重点ため池」は、西日本豪雨で、指定を受けていない小規模のため池の決壊が相次いだことから、認定基準の見直しが行われている。災害前は全国に約1万1千カ所だったが、最終的に約5万カ所以上が認定されると予想されていることから、本町における防災重点ため池についても、ハザードマップの住民への周知や通常時及び緊急時における管理体制、迅速な避難につながる対策等を位置付けるものとする。

- (8) 高潮に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

平成30年9月に発生した台風21号においては、多くの地点で過去最高位の潮位を記録し、関西国際空港をはじめ、甚大なる被害をもたらした。本町においても、昭和54年10月に来襲した台風20号により被害が発生していることから、高潮に対する注意が必要な区域の設定や監視体制、情報発信、避難判断基準の明確化など、近年の被災形態への変化

に対応した対策を位置付けるものとする。

(9) 倒木等による被害対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号では、町内の至るところで、倒木の被害により建物への被害や停電が発生した。また、町内には砂岩で形成された高台に松などの樹木が自生し、下部の建物や電線類への影響が懸念される箇所が多く存在する。

それらに対する、平常時からの点検や間伐などの適正管理、さらには、災害時における電力・電話等の応急復旧作業に係る体制整備など、明確に位置付けるものとする。

(10) ダム常降水時防災操作対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では、ダムの緊急放流における河川への影響、地域住民への周知方法等が課題としてあげられた。地元自治体では、大量放流後の下流域の被害を想定せずに避難対策を策定していたことが判明するなど、複数の自治体が緊急放流時の避難対策を盛り込み地域防災計画を改訂する方針を示している。本町においても、国・県管理のダムを上流に抱えていることから、流入量とほぼ同量を緊急放流する異常洪水時防災操作時の河川水位への影響を把握するとともに、情報管理の体制などを整備し、緊急放流時における対応を明確に位置付けるものとする。

(11) 観光客対応(帰宅、滞留)、外国人対応などに対する計画の充実（対象：全編）

本町には、年間約 300 万人の観光客が訪れるとともに、国などのインバウンドの積極的な誘致などにより、年々外国人旅行者も増加している。多くの旅行者が観光を行っている際に、災害が発生する可能性があり、その対応についても対策が求められる。そのため、観光客の安全を確保し、さらには、安全に帰路につかせるため、関係機関と連携を図った対応を位置付ける。

さらに、年々増加している外国人観光客の対応については、関係機関との協定等により滞留・帰宅支援等の対応を位置付ける。

(12) 令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）を踏まえた対策（対象：風水害対策編）

令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）においては、東日本を中心に甚大な被害をもたらし、本町においても、住宅等への浸水被害、道路や農地の冠水被害、土砂災害など、大きな爪痕を残した。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、国を含め関係機関においては検証作業を進め、防災基本計画をはじめ各計画やガイドライン等の修正が行われている。本町においても、令和元年東日本台風への対応により明らかになった課題などを整理し、計画へ位置付ける。

(13) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（対象：全編）

国では、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があるとし、令和 2 年 5 月 29 日に防災基本計画を修正した。

本町においても、令和 2 年 6 月に宮城県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、本町としての「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定し、避難所における感染症対策を位置付ける。

第2節 防災に関する組織

1. 防災会議

松島町防災会議は、町長を会長とする災害対策基本法第16条及び松島町防災会議条例に基づき設置された附属機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

松島町防災会議は次の機関により組織する。

- ① 会長
- ② 町の部局
- ③ 指定地方行政機関
- ④ 県の機関
- ⑤ 警察機関
- ⑥ 指定公共機関
- ⑦ 消防機関
- ⑧ 教育機関
- ⑨ 医療機関
- ⑩ 町長が防災上必要と認めて委嘱する者※

※資料1－松島町防災会議条例

2. 災害対策本部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び各防災関係機関をもって応急対策を実施する。

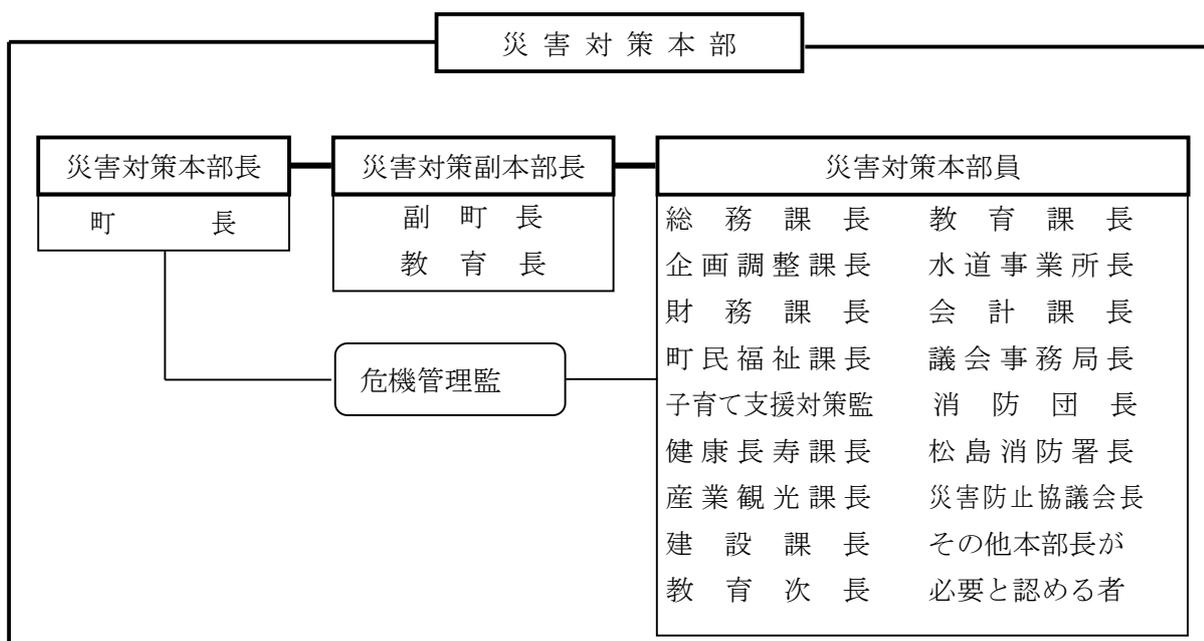
災害対策本部の組織及び運営の方法については、町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

本部長等が自ら被災するなどし、指揮命令することが困難になった場合も想定し、災害対策本部組織図に定める順により各部長が代行するなど、状況の変化に即応した組織対応を定める。また、災害発生後の応急対策の状況の変化等に対応して、プロジェクトチームを適宜編成するなど、柔軟な組織体制に留意する。

局地災害の応急対策を行うために特に必要と認められるときは、現地災害対策本部を設置する。

※資料1－松島町災害対策本部条例

※資料1－災害対策本部組織図



3. 実施機関

(1) 松島町

町は、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、防災活動を実施し、町及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ総合的調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに町の防災活動が円滑に行われるように協力する。

(5) 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民

町民一人一人は「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、

職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

(7) 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

本計画では、町及び防災関係諸機関が、町民の生命及び財産の保全のために実施すべき業務を定め、これに従って平常時から災害に備えるほか、災害発生時には応急対策を行う。

【松島町】

機関名	業務大綱
松 島 町	(1) 松島町防災会議及び松島町災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備、住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設、設備の整備 (4) 防災訓練、教育、広報の実施 (5) 災害情報の収集伝達、広報、被害状況の調査、県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示・勧告の発令及び指定避難所等の開設 (7) 避難対策、水防・消防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助、救護、復興援助 (9) 水、食料等の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策、災害発生時の被害拡大防止のための応急対策 (12) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (13) 気象予報警報の伝達 (14) 災害時における交通及び緊急輸送の確保 (15) 被害施設の災害復旧 (16) り災者に対する融資等対策 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (18) 学校（幼稚園、保育所含む）施設の災害対策 (19) 学校（幼稚園、保育所含む）の児童生徒の安全対策、応急教育対策 (21) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策 (22) 町道等の交通確保及び応急復旧工事の実施 (23) 地域住民の防災思想の啓発及び防災訓練 (24) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務

【警察署】

機関名	業務大綱
塩 釜 警 察 署	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持

機関名	業務大綱
	(6) 避難誘導及び指定避難所の警戒 (7) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

【一部事務組合】

機関名	業務大綱
塩釜地区 消防事務組合	(1) 消防計画の策定 (2) 地域住民の防火思想の啓発及び訓練の指導 (3) 災害の予防対策及び防ぎょ活動 (4) 災害情報の収集、広報 (5) 被災者及び傷病者に対する救助、救急活動 (6) 災害時におけるし尿の処理 (7) 災害時における斎場業務
宮城東部衛生 処理組合	災害時におけるごみの処理

【宮城県】

機関名	業務大綱
宮城県 (宮城県仙台 地方振興事 務所、宮城県 仙台保健福 祉事務所、宮 城県仙台土 木事務所、宮 城県仙台塩 釜港湾事務 所、塩釜県税 事務所)	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・ 救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害 の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

機関名	業務大綱
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

【指定地方行政機関】

機関名	業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達
東北総合通信局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
宮城労働局 (仙台労働基準監督署)	(1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 (4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導
東北農政局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導

機関名	業務大綱
	(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局 仙台森林管理署	(1) 山火事防止対策 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給 (3) 林道の適正な管理
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業 保安監督部 東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
東北地方整備局 (北上川下流河 川事務所鳴瀬 出張所) (仙台河川国道 事務所仙台東 国道維持出張 所)	(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 (3) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 (4) 北上川下流、鳴瀬川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること (5) 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路の交通確保 (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 (8) 港湾施設、空港施設等の整備 (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 仙台空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院 東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること (2) 復旧測量等の実施に関すること
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集・発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、

機関名	業務大綱
	水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第二管区 海上保安本部 (宮城海上保安部)	(1) 災害予防 イ 防災訓練に関する事項 ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ハ 調査研究に関する事項 (2) 災害応急対策 イ 警報等の伝達に関する事項 ロ 情報の収集に関する事項 ハ 活動体制の確立に関する事項 ニ 海難救助等に関する事項 ホ 緊急輸送に関する事項 へ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項 ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項 チ 流出油等の防除に関する事項 リ 海上交通安全の確保に関する事項 ヌ 警戒区域の設定に関する事項 ル 治安の維持に関する事項 ヲ 危険物の保安措置に関する事項 (3) 災害復旧・復興対策
東北地方環境 事務所	(1) 所管施設等の指定避難所等としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

【自衛隊】

機関名	業務大綱
自衛隊第22即 応機動連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】

機関名	業務大綱
日本銀行 仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送
日本郵便株式会 社東北支社	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力ネットワ ーク株式会社塩釜電 力センター	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本通運株式会 社仙台支店 福山通運株式会 社 佐川急便株式会 社 ヤマト運輸株式 会社 西濃運輸株式会 社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本旅客鉄道 株式会社 仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道 株式会社 東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策

松島町地域防災計画 風水害対策編

機関名	業務大綱
東日本電信電話株式会社 宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
K D D I株式会社 株式会社NTT ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止 (2) 災害時における通信の確保 (3) 電気通信設備の復旧
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

【指定地方公共機関】

機関名	業務大綱
一般社団法人 宮城県LPガス協会	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

機関名	業務大綱
公益社団法人 宮城県トラック 協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公益社団法人 宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
宮城交通 株式会社 塩釜営業所	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達 (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
東北放送 株式会社 株式会社 仙台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社 東日本放送 株式会社 エフエム仙台	災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県医師会	災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科 医師会	(1) 指定避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認
一般社団法人 宮城県建設業 協会	災害時における公共施設の応急対策への協力
宮城県道路公社	(1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施

【その他】

機関名	業務大綱
仙台農業協同組 合松島基幹支店	(1) 農地、農業用施設に対する防災対策 (2) 災害時における主要食料等の需給対策
宮城県漁業協同 組合松島支所	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 漁場、漁業用施設に対する防災対策
利府松島商工会	(1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策 (2) 災害時の物価安定対策

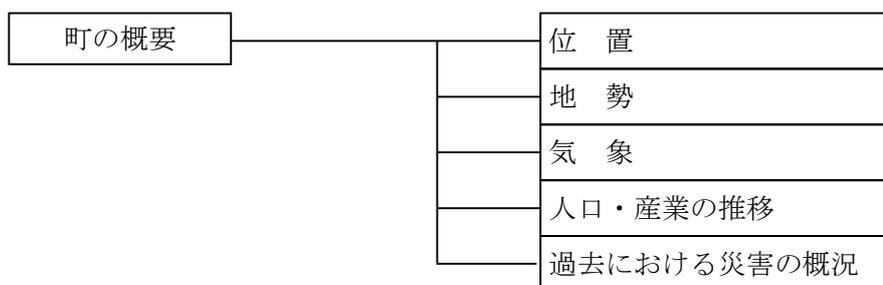
松島町地域防災計画 風水害対策編

機関名	業務大綱
	(3) 被災商工者に対する支援
一般社団法人松島観光協会	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 観光客の安全確保
宮城中央森林組合	(1) 森林治水、治山による災害防除 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理 (3) 災害時における木材の供給
公営社団法人宮城県塩釜医師会等医療機関	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること (2) その他医師会が行う防災に係る事務又は業務に関すること
社会福祉法人松島町社会福祉協議会	大規模災害時におけるボランティアセンター設置及び運営に関すること
宮城中央農業共済組合	農業生産物の被害補てん等
FMベイエリア株式会社	(1) 地震・津波情報、災害情報等の広報 (2) 住民の安否情報等の放送
鶴田川沿岸土地改良区	排水機場の運営管理等
みやぎ生活協同組合	災害協定に基づく物資の提供等
宮城県石油商業協同組合（塩釜支部、黒川支部）	災害発生時において必要とする応急用燃料の供給
松島地区災害防止協議会	災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、損壊及び倒壊に伴う人命救助及び道路確保のための障害物の除去作業等
松島町旅館組合	宿泊施設の一時指定避難所としての提供等
松島島巡り観光船企業組合、丸文松島汽船株式会社	災害時における旅客船による観光客等の輸送等
宮城県解体工事業協同組合	大規模な災害が発生した場合における建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等
仙台コカ・コーラボトリング株式会社	災害により重大な被害が発生した場合の清涼飲料水の供給
協定締結市町村	災害協定に基づく災害応急活動等への支援
協定締結消防事務組合	災害協定に基づく災害応急活動等への支援

第4節 松島町の概要

本計画の策定にあたっては松島町の地勢、社会環境、観光業や農水産業、商業など多様な産業構造の特色及び災害危険性などを反映させ、松島町としての地域防災計画を作成することが重要である。

また、過去に発生した自然災害についてもその概要を記載するとともに、資料の整理を行い、その経験を十分に活用する。



1. 位置

本町は、宮城郡の東端に位置し、東は東松島市（旧鳴瀬町）、西は宮城郡利府町・黒川郡大郷町、南は松島湾、北は大崎市（旧鹿島台町）・遠田郡美里町（旧南郷町）に隣接し、仙台市と石巻市のほぼ中間に位置する。四極間の距離は、東西約 9km、南北約 10km で、面積は 53.56km²、役場の所在地点は、北緯 38 度 22 分 42 秒東経 141 度 4 分 20 秒である。

2. 地勢

(1) 地形

松島町を大別して次の三地域に分けられる。

ア 南部海岸地帯（松島、高城、磯崎、手樽）

地殻陥没によって生じた松島湾に面する海岸地帯で、観光、商工、漁業地域と手樽干拓地等の農耕地帯からなり、町人口の 63.1%がこの地帯に集中している。また、市街地下水路排出口付近の松島普賢堂・仙随地区、高城元釜家地区、磯崎地区は低地帯であり、高潮及び満潮時と豪雨が重なり合うときは溢水浸水の危険がある。さらに高山、大日山、愛宕山及び手樽地区一帯はもろい岩質でできており、地震、豪雨に際してはがけ崩れ、土砂崩れの危険がある。

イ 北中部丘陵地帯（北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷、根廻）

品井沼干拓地等北部平坦地から中部にかけてなだらかな丘陵地帯が続き、吉田川、高城川等中小河川が縦横に流れ、丘陵地の中に農地及び集落が散在する田園地帯となっている。

ウ 西部山間地帯（本郷、初原、桜渡戸）

番ヶ森山（利府町）から尾鹿ノ森山に至る小山脈と白坂山、壇山等に囲まれた山間農耕地帯である。

(2) 河 川

松島町北部を西から東へ流れる吉田川、更に二子屋地区よりその東側を東松島市（旧鳴瀬町）境に吉田川と平行して流れる鳴瀬川、この二つの大河川は、雨季において増水が甚だしく、北部耕地は、しばしば水害を蒙っており、近時においては、昭和61年8月5日台風10号による豪雨により吉田川が決壊し、検行裏、川頭地区が水没するという大きな被害を受けた。また、品井沼干拓地内を南流する鶴田川は、昭和55年8月30日の大雨により決壊し大きな被害を受けた。さらに、北から南に縦断する高城川は、北部上流の鶴田川と西部山間地帯より流れる田中川及び新川の水量を合流し、豪雨と満潮時が重なるときは、高城川下流一帯において浸水の危険がある。

(3) 海 岸

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、したがって海岸線も湾内同様に様でなく出入が激しく、海岸線の延長は20kmにもおよび、松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。しかし、湾内には宮戸島、桂島等の島々が存在し防波堤の役目をしており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、他の沿岸市町村においては壊滅的な被害が発生した市町村があるのに対し、松島町では、甚大な被害を受けたものの壊滅状態にまでは至らなかった。

(4) 道 路

町内の道路事情は、自動車専用道路1路線（約10km）、一般国道2路線（延長約16km）、県道10路線（延長約27km）、町道356路線（延長約162km）である。

三陸自動車道は、平成10年3月に仙台市から石巻市まで供用を開始し、将来的には、県北沿岸部を通り、岩手県宮古市まで計画されており、県北部の高速交通を担う路線として早期の全線供用開始が期待されている。

国道45号は、仙台と青森を結ぶ重要幹線で、特に仙台、塩釜、石巻の三市を結ぶ基幹道路としてその交通量は年々増加の一途をたどっている。また、国道346号は、国道45号から分岐し気仙沼市に通じる路線で、宮城県沖地震で被害を受けた品井沼大橋は、昭和60年11月に新設・供用開始となっている。

1級及び2級町道は、1級及び2級町道は、令和2年4月1日現在で改良率が71.47%、舗装率が82.19%、町道全体では改良率70.55%、舗装率80.30%である。

また、都市計画道路は13路線26.365mが都市計画決定されている。

3. 気 象

表日本型気候に属し、松島湾に面しているため県内でも温暖な方で、1年を通し比較的過ごしやすく、年間平均気温は11℃から12℃、年間降水量は1,100mm前後、風向は通年北西風が多い。

4. 人口・産業の推移

(1) 人口状況

ア 人口分布

令和2年4月1日現在の松島町の住民登録人口は、13,820人となっており、市街地を形成している高城、磯崎、松島及び本郷地区の4地区だけで本町の人口の約7割を占める。

海岸沿い及び吉田川・高城川沿いの平坦地に人口が多く、その周辺の丘陵地の人口が少ない傾向にある。

イ 年齢構成（H27 国勢調査より）

0歳から14歳までの幼年人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で分けると、町全体の年齢構成は、それぞれ1,375人・9.54%、7,957人・55.20%、5,083人・35.26%となっている。

ウ 障がい者人口

令和2年4月1日現在、本町内の障がい者数は831人（身体障がい者627人、知的障がい者113人、精神障がい者91人）で、松島町の全体人口（令和2年4月1日現在13,820人）の6.01%を占めている。

(2) 産業状況（H27 国勢調査より）

産業別人口は、農漁業を中心とした第一次産業と観光を中心とする商業、サービス業が主となっており、就業人口の割合は第一次産業5.2%、第二次産業21.5%、第三次産業72.8%となっている。

5. 過去における災害の概況

(1) 昭和22年9月洪水（カスリン台風）

昭和22年9月は、秋田県沖から北海道中部に至る弱い温暖前線と副低気圧の影響を受け、6日頃から断続的に雨が降り続く状況にあった。

そして、小笠原方面に発生した台風（カスリン台風）が北上するに伴い、副低気圧を吸収する形で巨大化し、多量の雨を降らせ、9月16日には北上川の大泉堤防（中田町）が決壊し、中田町のほぼ全域から登米町、迫町、米山町にまで浸水の被害が広がった。

(2) 昭和23年9月洪水（アイオン台風）

昭和23年9月洪水は、東北地方に寒冷前線が移動しつつあり、また、アイオン台風に伴った温暖前線も発達して、両前線が仙台付近において、衝突し激しい上昇気流をまき起こし、豪雨をもたらした。

降雨状況は築館観測所において、最大1時間雨量109.4mm、4時間最大雨量は308.7mmと従来の東北地方の記録を破る大雨だった。これによって、鳴瀬川筋の上流部中新田地内の堤防が破堤したほか、吉田川筋においても、中流部の両岸が破堤し、昭和22年9月洪水（カスリン台風）の被害をしのぐ大雨となった。

(3) 昭和 25 年 8 月洪水

昭和 25 年 8 月洪水の原因は、熱帯性低気圧によるもので、この低気圧に伴って流入した温暖な海洋性赤道気団が、三陸沖を移動しつつあった冷氣団に衝突したことにより 7 月 31 日～8 月 6 日にわたる長雨となった。

名取川流域の笹谷、作並といった山地部では、日雨量がそれぞれ 380mm、396mm を記録し、平地の仙台においても 168mm を記録した。また、8 月 1 日から 8 月 5 日までの連続雨量は、山地部では軒並み 400mm を超え、笹谷では 555mm にも達した。この豪雨により名取川、広瀬川、多田川、吉田川などが破堤し、大きな被害をもたらした。

(4) 昭和 54 年 10 月高潮（台風 20 号）

台風 20 号は 10 月 19 日の朝、関東北部から北上し、午後には仙台北西部を雨雲と強風の渦にすっぽりと包み込んだ。太平洋沿岸部は満潮と重なり、松島町、塩竈市、石巻市、気仙沼市に床上、床下浸水や護岸倒壊、漁業では、ノリ・カキ等水産物に大きな被害が出た。

(5) 昭和 55 年 10 月高潮（台風 15 号）

台風 15 号は、首都圏直撃型台風で、10 月 23 日未明、房総半島に上陸、「大型で並」の勢力を保ったまま関東地方から東北地方を暴風圏に巻き込んだ。

台風は、満潮時と重なり高潮が磯崎の護岸や高城川堤防を超え、床上浸水などの被害が発生した。

(6) 昭和 61 年 8 月洪水（台風 10 号）

○気象状況

昭和 61 年 8 月 1 日にルソン島の東で発生した台風 10 号は、南西諸島東海上を北東に進み、8 月 4 日午前 9 時には室戸岬南方付近に達し、毎時 55km の速い速度でさらに北東に進み、4 日午後 9 時に石廊崎の南で温帯低気圧に変わったものの、勢力を維持しながら房総半島をかすめ、6 日午前 9 時に仙台湾沖に達した。

宮城県では、台風の北上に伴い 4 日 8 時頃から雨が降り始め、台風前面の雲に吹き込む東風により海上から大量の水分が補給されたことから雨は 5 日の午後まで降り続き、仙台での降り始めからの雨量は 400mm を超えた。

○降雨の状況

台風 10 号による各地の連続雨量は太平洋沿岸部を中心にして、300mm を超え、特に仙台市以南地区は 400mm を超えた。

仙台市における連続雨量 402mm は、昭和 23 年 9 月のアイオン台風時の 351mm を上回り、明治 21 年観測開始以来の過去最大となり、過去のデータから推測すると約 200 年に一度の大雨と考えられている。

○河川被害の概要

この豪雨による河川の被害は、県南部、中部、および三陸沿岸部を中心として、7 河川の 11 箇所まで破堤し、99 河川で越水するなどの甚大な被害をもたらした。その被害件数は、県管理河川で 927 件、市町村管理河川で 797 件の合計 1、724 件で、総被害額は 151 億円におよんだ。これは公共施設被害額の約 70%を占めた。

(7) 平成 6 年 9 月洪水

○気象状況

平成 6 年 9 月 22 日から 23 日にかけて、三陸沖に張り出したオホーツク海高気圧から吹き出した湿った冷たい東風の影響と、上空約 5、000 メートルにかなり冷たい寒気（-14.9℃）を伴った日本海の寒冷低気圧の影響で、大気の状態が非常に不安定となった。

このため活発な対流雲が発達し、断続的に雷を伴う激しい雨が降り続いた。この激しい雨の区域は気圧の谷が三陸沖の高気圧の影響で北上を抑えられ停滞したため、岩沼市、名取市を中心に断続的に激しい雨が降り続いた。

○降雨の状況

9 月 22 日午前 10 時頃から降り始めた雨は 23 日まで降り続き、仙台市、多賀城市、塩竈市、名取市、岩沼市を中心に大雨となった。

各地の主な降水量は、最大雨量で塩釜 189mm、多賀城 351mm、気仙沼 115mm、樽水 478mmとなった。また、最大時間雨量は多賀城 132mm、樽水 84mm、仙台 43mm、塩釜 35mmを記録した。

○河川被害の概要

仙台都市圏の東部低平地を襲った集中豪雨は、増田川、五間堀川、川内沢川における越水や破堤により、名取・岩沼両市を中心に河川及び道路等の公共土木施設、住宅浸水、農作物被害など総額 246 億円に及ぶ甚大な被害をもたらした。

宮城県においては、昭和 61 年 8 月 5 日の台風 10 号以来の大規模な水害であり、降雨量は、仙台空港で総雨量 515mmに達し、増田川上流の樽水ダムにおいても約 180 年に一度というダム計画を越える総雨量 477mmを記録したため、ダムが洪水調節機能を失い、下流域の災害を増大させる結果となった。

(8) 平成 14 年 7 月洪水（台風 6 号）

○洪水の概要

平成 14 年 7 月 10 日から 11 日にかけて、宮城県の太平洋沿岸を北上した台風 6 号に伴い、県内各地で河川の水位が上昇し、5 河川 8 カ所で破堤、3、400 棟以上が浸水するなど大きな被害（被害総額 164.4 億円）が生じた。

台風 6 号の降雨の特徴としては、山間部では相対的に雨が少なかったが、県下おしなべて 200mm前後の降雨があり、大まかに 20 年に 1 度の確率規模と推定される。

これだけ広範囲に 200mm以上の雨が降ったのは、昭和 61 年の 8.5 降雨以来であり、迫川、白石川では概ね 20 年に 1 度の降雨となった。また、迫川の若柳、佐沼地点では過去

最高の水位を記録した。

(9) 平成 18 年 10 月洪水（低気圧）

○気象の概要

平成 18 年 10 月 5 日に、大型の台風 16 号が南大東島の東海上を北上し、また、台風第 17 号も南鳥島付近を北上しており、本州南岸に停滞している前線に向かって、台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んで、前線の活動が活発になっていた。

この前線上に発生した低気圧は、四国沖からゆっくりと東北東進し、6 日には関東の南海上で急速に発達しながら、7 日 15 時には宮城県沖を通過して、8 日北海道の東海上に進みました。また、今回発生した低気圧の経路は、過去に本県に大きな被害をもたらした昭和 23 年 9 月発生のアイオン台風、昭和 61 年 8 月発生 of 台風 10 号および平成 14 年 7 月発生 of 台風 6 号の経路と類似したものであった。

○降雨の状況

今回発生した低気圧はゆっくり北上したため、5 日夕方から 7 日夕方にかけて雨が降り続き、東部仙南、石巻地域を中心に大雨となり、河川の増水や浸水、土砂崩れが発生した。また、低気圧が急速に発達したため、6 日から 8 日にかけて石巻地域、気仙沼地域では暴風や高波、高潮による被害が多発した。

○降雨の特徴

ほぼ県内全域で総降水量 100 ミリ以上を記録した。特に筆甫、大内、雄勝においては、300 ミリ以上を観測した。

1 時間雨量 10 ミリ程度のやや強い雨が長時間継続した。また、時間最大降水量は県内で多いところでも筆甫、真野、雄勝の 15～16 ミリ程度だった。

24 時間降水量の記録を見ると、10 月の記録として 1 位を更新した地点が県内で 8 地点あった（古川、大衡、石巻、塩釜、仙台、亘理、丸森、筆甫）。

○波浪、高潮の状況

最大風速（江ノ島）

10 月 7 日 7 時 30 分 北北西の風 30 メートル／秒

1979 年の統計開始以来、通年で最も強い風を観測した。

これまでの 1 位は、2002 年に観測された南西の風 22 メートル／秒。

波浪（江ノ島）

10 月 6 日 23 時 最大有義波高 8.40 メートル、周期 12.8 秒

1978 年の観測開始から 3 番目の記録。

これまでの 1 位は、1980 年に観測された 9.27 メートル。

高潮（鮎川港）

10月7日15時26分 最高潮位（標高）116センチメートル（最高潮位は、既往最高潮位との比較のため平滑した潮位）

既往最高潮位（統計期間1934年～2005年）は、1980年12月24日16時20分に観測された119センチメートルであり、鮎川港の高潮は、既往最高潮位に匹敵する潮位。

(10)平成21年（台風18号）

○気象の概要

常に強い勢力の台風18号は、10月8日明け方に愛知県知多半島に上陸した後本州を縦断し、同日夕方には宮城県沖の海上に達した。

台風の接近に伴い、台風の北側にある前線が活発化し、宮城県では7日夜から雨が降り出し、8日明け方から激しい雨となり、県北部や沿岸部を中心に大雨となった。また、台風の接近により風も強まり、沿岸部を中心に暴風となった所もあった。

県内の被害状況は、死者1名、重軽傷者5名をはじめ、床上浸水98戸、床下浸水551戸、住宅一部損壊56戸などの被害に見舞われた。

○降雨の状況

10月7日15時から9日3時までの総雨量は、石巻市雄勝で259mm、南三陸町志津川で209.5mm、加美で195mmを観測しました。8日に観測した南三陸町志津川の204.5mmと栗原市築館の153.5mmは、日雨量としては統計開始(1976年)以来過去最大を記録した。

○被害の概要など

宮城県の沿岸地域を襲った集中豪雨は、照越川、南沢川、西戸川をはじめとした河川の越水や決壊のほか、内水等により、石巻市、登米市などを中心に河川及び道路等の公共土木施設、住宅、農地などに甚大な被害をもたらした。

台風18号に関連した避難指示や避難勧告(自主避難を含む)は県内3市4町であり、避難した世帯数は県内合計416世帯に及んだ。

(11)平成23年9月洪水（台風15号）

○気象の概要

9月13日21時に日本の南海上で発生した台風15号は、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。

台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。

台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。その後台風は、21日夜遅くに福島県沖に進み、宮城県に最接近し、22日朝に北海道の南東海上に進み、同日15時に千島近海で温帯低気圧となった。

○降雨の状況

降り始め（20日0時）からの総雨量は石巻市で302.0ミリ、石巻雄勝で532ミリ、女川で452ミリ、名取で332.0ミリ（気象庁データ）となるなど記録的な大雨となった。

宮城県内では、県中央南部地域及び石巻地域の降雨量が多い傾向を示しており、特に石巻では日雨量227ミリ、2日雨量229ミリ、また雄勝では日雨量431ミリ、2日雨量531ミリとともに観測史上（明治20年以降）最大を記録（全て1/500以上の降雨確率）し、未曾有の水害となった。なお、時間雨量では、女川で75ミリを記録した（21日22時）。また、比較的長時間降雨が継続する傾向であった。

○被害の概要など

宮城県を襲った台風15号の影響により、一級河川新川（阿武隈川水系）、二級河川七北田川及び二級河川女川などにおいて越水や決壊が発生した。このため、県中南部や県東部地域などを中心に、河川及び道路等の公共土木施設、住宅及び農地などに甚大な被害をもたらした。

また、台風15号に関連した避難指示や避難勧告（自主避難を含む）は、県内市9町であり、避難した世帯数は、県内合計15,610世帯に及んだ。

(12)平成27年9月（関東・東北豪雨）

○気象の概要

平成27年9月9日に台風18号が日本の南から北上し、東海地方を通過して日本海へ進んだ。10日から11日にかけては、湿った空気が流入し、大気の状態が不安定になり、雨が断続的に強まった。特に10日夜遅くから11日明け方にかけては、日本海の低気圧からの西寄りの風と高気圧からの東寄りの風との収束域にあたり、発達した積乱雲が停滞したために非常に激しい雨となり、記録的な大雨をもたらした。

宮城県では9月10日夜遅くから11日明け方にかけて、発達した積乱雲が停滞したために非常に激しい雨となり、各地で観測史上1位を更新する記録的な豪雨となり、この大雨によって、平成25年8月の制度運用開始後、東北地方では初めてとなる大雨特別警報が発表された。

○降雨の状況

降り始め（9月6日0時）からの総雨量は丸森町の筆甫で573.0mm、仙台市泉区の泉ヶ岳で433.0mm、仙台市宮城野区の仙台で350.5mm、大衡村の大衡で339.5mmとなるなど記録的な大雨となった。

観測史上1位の1時間雨量記録を更新した観測所

駒ノ湯：72.0mm/h、泉ヶ岳：65.0mm/h、大衡：62.0mm/h など

観測史上1位の24時間雨量記録を更新した観測所

泉ヶ岳：293.0mm/24h、加美：238.0mm/h、鶯沢：194.0mm/h など

○被害の概要など

宮城県を襲った豪雨の影響により、100 河川 496 箇所では被災し、そのうち渋井川（鳴瀬川水系）、二迫川（北上川水系）など 11 河川 23 箇所では決壊し、甚大な被害をもたらした。

このため、県北西部を中心に、河川及び道路等の公共土木施設、住宅及び農地などに甚大な被害をもたらした。

(13) 令和元年東日本台風

○気象の概要

東北地方では、令和元年 10 月 11 日から前線の影響により雨が降り出し、12 日には令和元年東日本台風の接近により太平洋側では昼前から激しい雨となった。12 日の夕方から 13 日の明け方にかけては、局地的に猛烈な雨となり、この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。

宮城県では、10 月 12 日の夕方から 13 日の明け方にかけて、局地的に猛烈な雨となり、各地で観測史上 1 位を更新する記録的な豪雨となった。この大雨の影響によって、10 月 12 日 19 時 50 分に大雨特別警報が発表された。

○降雨の状況

降り始め(10月11日)からの総雨量は丸森町の筆甫で 607.5mm、丸森町の丸森で 441.0mm、仙台市宮城野区の仙台で 401.0mm、となるなど記録的な大雨となった。

観測史上 1 位の 1 時間雨量記録を更新した観測所

米山：55mm/h

観測史上 1 位の 24 時間雨量記録を更新した観測所

筆甫：588.0mm/24h、丸森：421.0mm/24h、白石：357.5mm/24h、大衡：309.5mm/24h、名取：286.0mm/24h、加美：275.0mm/24h、志津川：240.5mm/24h、米山：229.0mm/24h、蔵王：226.5mm/24h、築館：186.0mm/24h

○被害の概要など

宮城県を襲った豪雨の影響により、182 河川 1,210 箇所では被災しそのうち内川（阿武隈川水系）、渋井川（鳴瀬川水系）など 18 河川 36 箇所では決壊し、甚大な被害をもたらした。

特に、阿武隈川水系の内川、五福谷川、新川においては、堤内の水位が上昇し、越流が発生したことから、川表側の堤防肩の法欠、法尻の洗掘を引き起こしたことにより、堤防が決壊し甚大な被害をもたらした。

○出水の概要

鳴瀬川流域の水位観測所において、16 観測所のうち 11 観測所で観測史上第 1 位を記録。吉田川では、延長 31.9 kmのうち約 27 kmの区間で計画最高水位を超過した。また、吉田川左岸 20.9 km（大郷町粕川）の堤防が決壊した他、33 箇所では越水・溢水が発生した。

資料：県 みやぎの水害記録集（R3.3月現在）

広報まつしま

北上川下流河川事務所ホームページ

第5節 災害被害想定

本計画の策定にあたっては、風水害や地震災害を含む自然災害等、松島町に発生する災害及び被害を想定し、諸対策を計画する。

地震災害については、宮城県が実施してきた「宮城県地震被害想定調査」を参考に、被害想定を行ってきたが、県が、平成23年度に第四次被害想定調査を実施しているなか、平成23年3月11日に、当初想定した以上の東北地方太平洋沖地震が発生し、また、これによって沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定ができなくなり、これまで本町の被害想定の一助としてきた資料が、中断した状態にある。県は、次期被害想定調査を、被災市町村の復興にむけたまちづくりがある程度進展した段階で実施する方向であり、本町の地震災害の被害想定は、県の動向を踏まえ今後想定していくものとし、ここでは、想定地震についての考え方を整理するものとする。



1. 風水害

本町の北部から東部にかけて流れる吉田川の流域は、かつて品井沼が存在したところであり、さらに鳴瀬川との合流地点でもあることから、台風等の豪雨があると氾濫を起こしてきた。

特に昭和61年8月5日から6日にかけての災害（8・5豪雨）は、吉田川の堤防が決壊したことによる、床上・床下浸水などの家屋被害、田畑冠水などの農業被害、道路冠水、堤防決壊などの土木被害が甚大であった。

また、高城川の河口付近の市街地（高城地区、磯崎地区）から松島地区の海岸にかけては海面とほぼ同じ高さとなっており、過去数回の風水害において、浸水及び高潮の被害を受けてきたところがある。さらに、令和元年10月12日から13日にかけての台風第19号では、宮城県に大雨特別警報が発表され、塩釜雨量観測所では総雨量287mmを超える大雨となり、松島地区、高城地区を中心に大規模な浸水被害が発生した。さらには、大郷町上粕川地区で吉田川が決壊し、稲わら等が松島町内に流入、堆積し大量の災害廃棄物が発生した。

その他、土砂災害の危険な区域として「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険箇所」、があげられる（詳細は風水害等災害対策編参照）。

2. 地震災害

ここでは、県地域防災計画で示されている想定地震等について記載する（詳細は地震災害対策編参照）。

(1) 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

(2) 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3. 津波災害

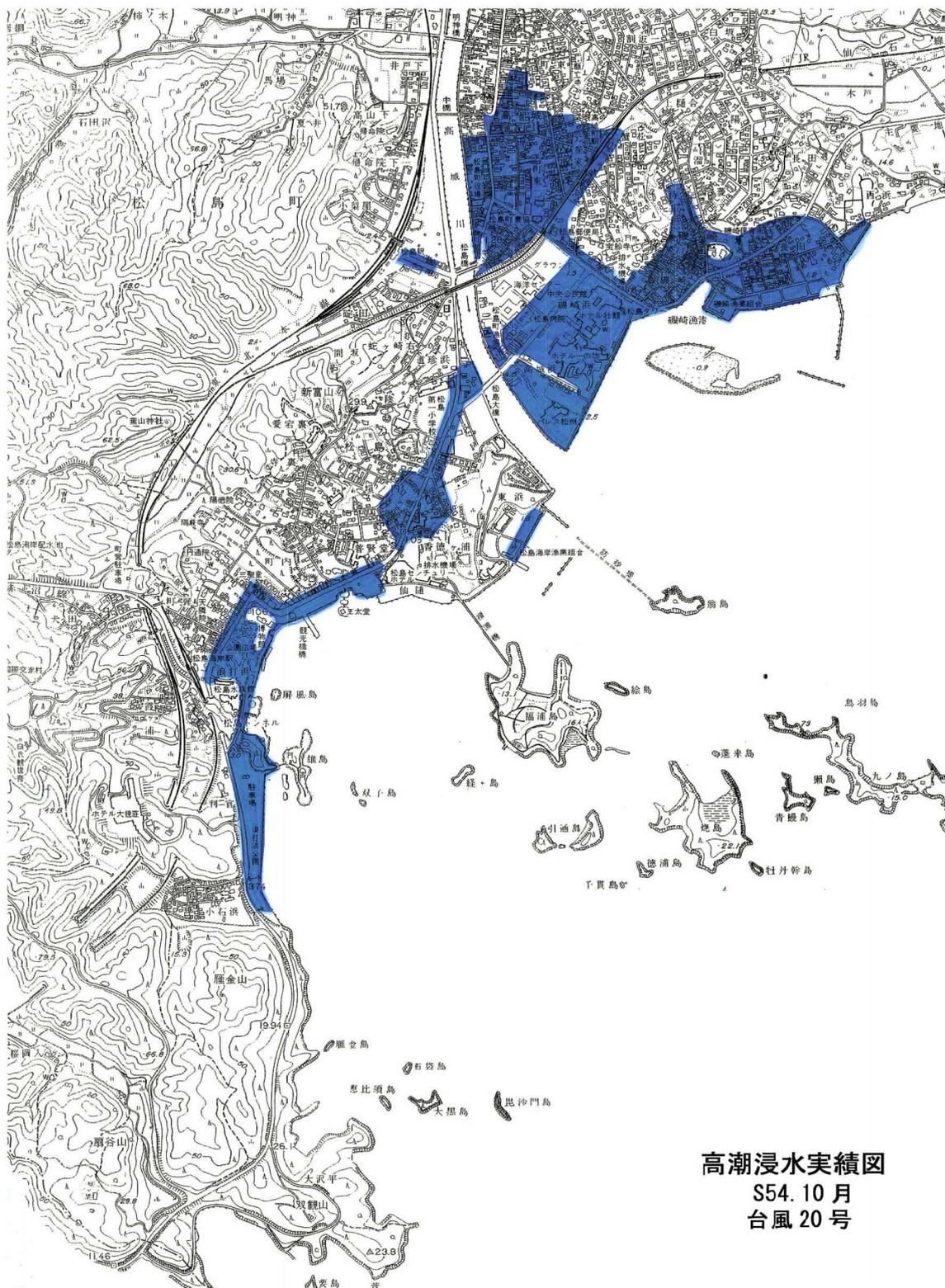
松島町の海岸線は総延長約 20 km に及び集落が多く存在している。海岸線は松島湾に面し、湾内には浦戸諸島が散在し防波堤の役割を果たしているため、他の沿岸市町村よりも津波被害が少ない地域ではあるが、平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震による津波においては、本町においても甚大な被害が発生した。このため、津波災害への対応の想定を見直した（詳細は津波災害対策編参照）。

4. 原子力災害

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km-50 km 圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているものの、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、広範囲にわたり放射性物質が放出し、本町においても、放射線量の測定による安全確認が必要になった。

このため、東北電力株式会社女川原子力発電所において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所と同様の事故が発生した場合における対応を想定するものとする（詳細は原子力災害対策編参照）。

高潮浸水実績図 (S54.10月 台風20号)

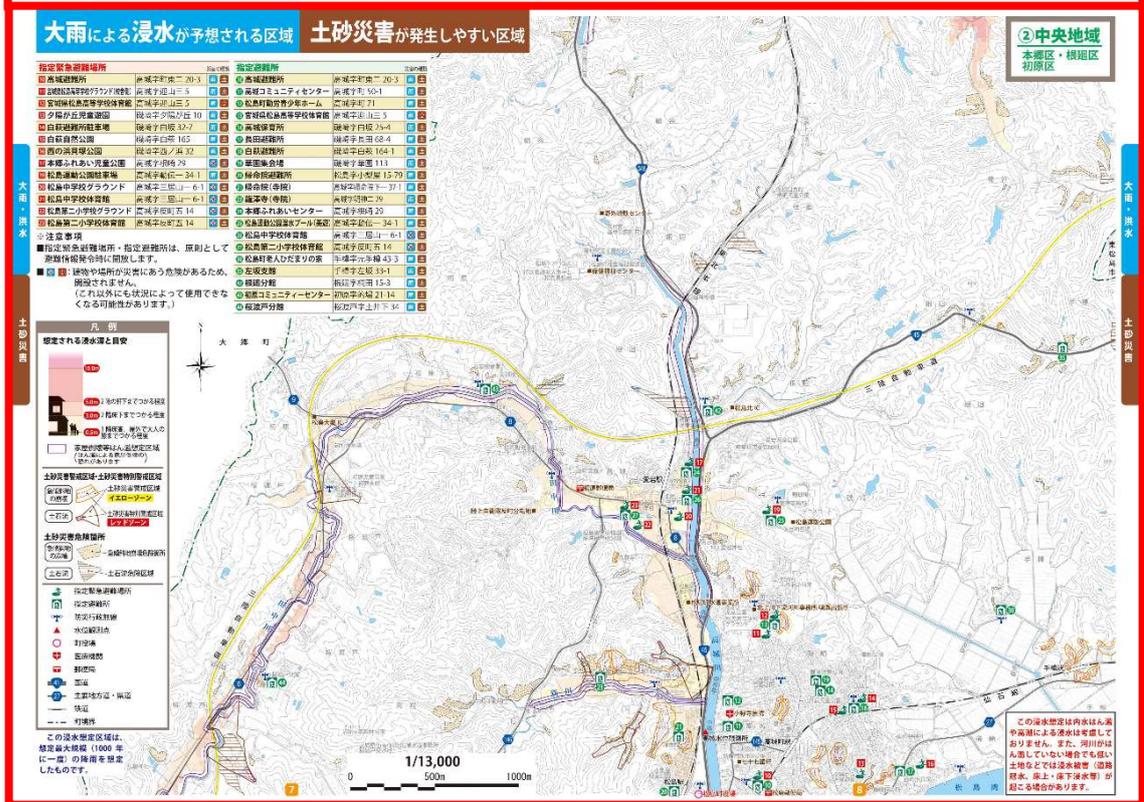
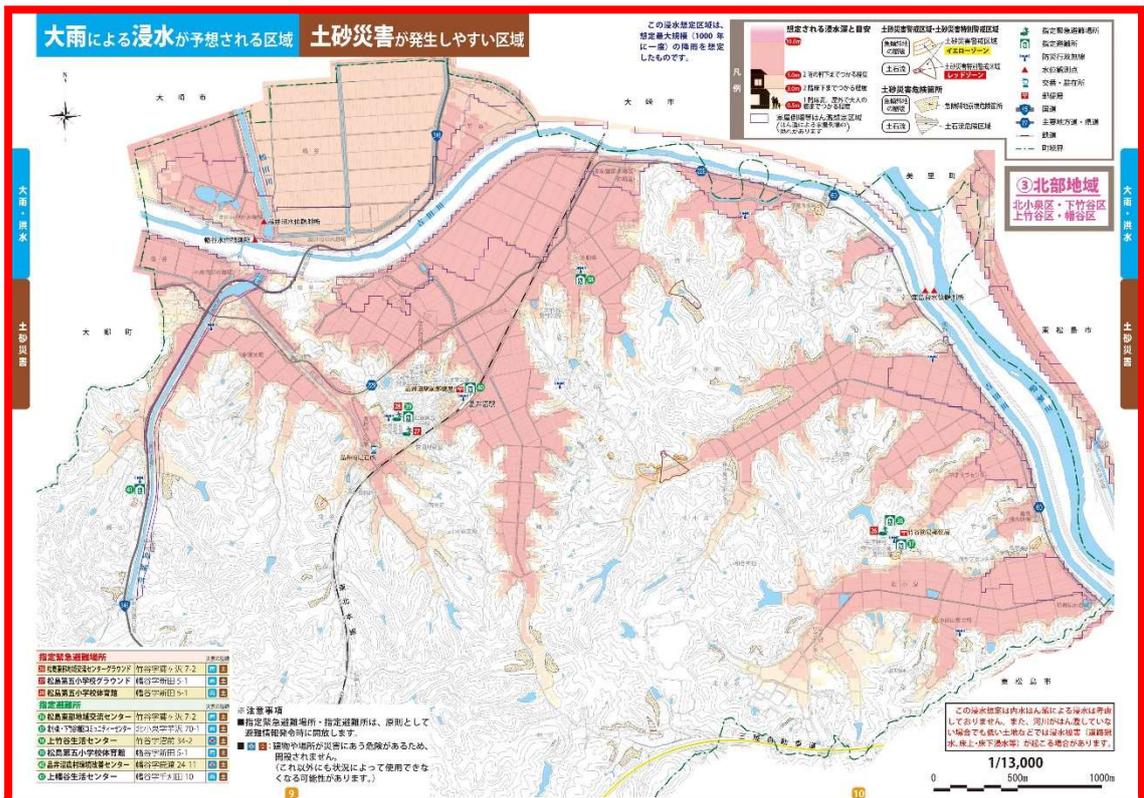


高潮浸水実績図
S54.10月
台風20号

※ 「宮城県沖地震被害想定調査に関する報告書」より

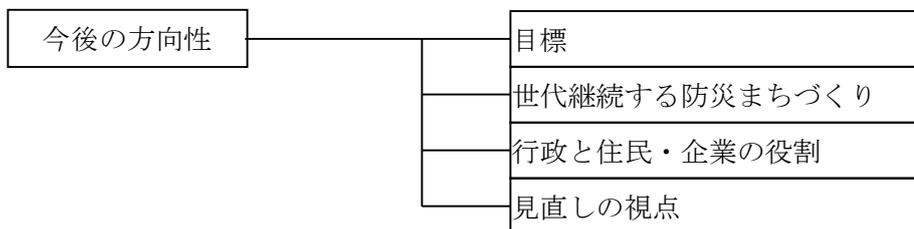
※ 町資料より

鳴瀬川水系吉田川、高城川水系高城川・田中川・新川 浸水想定区域図（松島町）



※ 松島町防災マップより

第6節 松島町の防災の方向性



1. 目標

- 世代継続する防災まちづくり→『防災松島人』を育む。
- 『防災松島人』→自分を守り、家族を守り、そして地域を守るために、まつしま防災学を学び自ら防災道徳を発し互いを気遣い助け合う。

2. 世代継続する防災まちづくり

松島町の防災計画の基本は「世代継続する防災まちづくり」であり、その方向性を明確にし、住民及び行政の果たすべき役割等について定める。

大人と子供が一緒になって防災の学習をし、防災精神を高めることを「まつしま防災学」として実践し、年齢の上下を問わず動ける人は動けない人の面倒を見ることを「松島災害道徳の育成」として実践していく。

また、小中学校においては「まつしま防災学」を教育計画に位置付け、防災教育を推進する。

3. 行政と住民・企業の役割

(1) 行政

- ア 住民が必要としている事
- イ 住民だけではできない事
- ウ 民間の協力が得られるような働きかけ

(2) 住民

- ア 住民の安否確認
- イ 初期消火活動や倒壊建物からの救出
- ウ 相互に協力しての指定避難所までの誘導
- エ 地元の専門家（大工や消防団経験者）の住民としての参加協力
- オ 行政への早めの連絡
- カ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持ち出し品の準備等、家庭での備え及び安全対策
- キ 自主防災組織や防災訓練への参加
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承

(3) 企業（事業所等）

- ア 防災体制の整備
- イ 防災教育、防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化
- エ 事業継続計画（BCP）の策定・運用（事業継続力の向上）
- オ 帰宅困難者対策（災害発生時の従業員の事業所内への一時的な留めおき、必要な物資の備蓄等）

4. 見直しの視点

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・町・団体等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

(1) 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定避難所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

(3) 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

(4) 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(5) 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人一人が防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、国、県及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することとあわせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らがまもる」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

(6) 二次災害の防止

大規模地震の発生時等においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

(7) 迅速かつ適切な災害廃棄物の処理

大規模災害発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

(8) 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

(9) 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉通報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

(10) 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

(11) 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(12) 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

(13) 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設

等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報・津波警報・注意報等の情報伝達体制や、地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(14) 原子力災害対策への対応強化

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km－50 km圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているが、東日本大震災で施設が被災したことにより発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質が広範囲に放出され、人々に大きな不安をもたらしたことは記憶に新しい。このため、本町においても、原子力災害に対する事前対策や事故発生時の対策等を新たに地域防災計画に盛り込み、原子力災害対策への備えを強化していく。

第2章 災害予防計画

自然災害は、現代の科学技術で阻止することは不可能である。しかしながら、災害発生に際して被害を最小限に止めることは可能であり、このための予防計画の策定・実行は地域防災計画の重要課題である。

予防計画は、松島町の自然環境や産業構造の特徴を考慮しつつ、自然災害による被害を未然に防止・軽減するとともに、応急対策を効率的に実施するための計画を立てる。

本計画においては、「もの」の視点から「災害に強いまちづくり」、「ひと」の視点から「災害に強いひとづくり」、そして「もの」と「ひと」を繋ぐ「災害に強い組織づくり」に分け、被害の軽減や災害への備えの充実を図る。

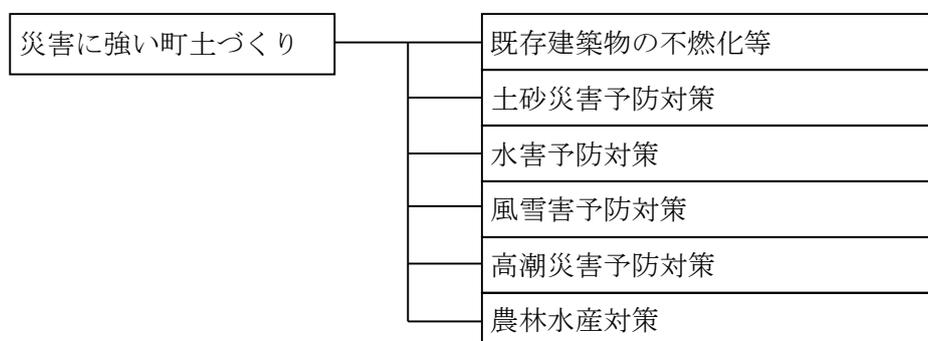
【災害に強いまちづくり】

災害に対して柔軟に対応でき、住民が安心して生活できる次のような機能を持つ「まち」を目標とする。

- ・ 被害が発生しにくいまち
- ・ 被害が拡大しにくいまち
- ・ 安全が確保できるまち
- ・ 災害対策・災害復旧がスムーズに行えるまち

第1節 災害に強い町土づくり

町は、豪雨等の災害が発生したときの被害を最小限に止めるため、町及び地域住民の防災力を向上させ、建物の倒壊や火災による災害等が発生しにくい町土づくりの推進に努める。



1. 災害に強い都市構造の形成

町及び国、県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2. 既存建築物の不燃化等

(1) 建築物及び都市の不燃化促進

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

3. 土砂災害予防対策

本町は海岸部や山間部に急傾斜地が多く、崖崩れ等災害発生危険箇所が多数存在する。特に手樽地区や北小泉地区では、平成15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震の際の崖崩れによって、家屋や倉庫など壊れた被害事例が多いことから、崖崩れ対策の徹底に努める。

(1) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

町は、県が調査を終えた土砂災害危険箇所を住民に周知・広報・告知し、災害時の適切な警戒避難体制の整備を図る。

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生する恐れのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難勧告等の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

町は、仙台管区気象台は、県、その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への精確な知識の普及・啓発に努める。

ア 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。

町は、県がこの期間に住民に対し行う次のような広報活動に協力する。

- (ア) ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会への参加
- (イ) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- (ウ) 広報車による巡回広報活動
- (エ) 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

イ 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文コンクール

町は、県が土砂災害による貴重な人命財産の被害の現状を考慮し、絵画・ポスター・作文を募集して、小・中学生に土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらえるよう実施する土砂災害に関する絵画・ポスター・作文コンクールに協力する。

(2) 町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

ア 市町村地域防災計画において定める事項

- (ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- イ 避難勧告等の発令基準及び発令対象区域
 - ウ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所
 - エ 上記ア(イ)のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法
 - オ 上記ア(エ)のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難勧告等の情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法
 - カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法
- ※資料3－土砂災害危険箇所等一覧

4. 水害予防対策

本町は、北部を流れる吉田川、鳴瀬川や町中央部を流れる高城川、その他新川、田中川などの河川を有し、過去にも多くの被害を受けていることから、その予防に必要な対策や計画について定める。

(1) 浸水想定区域の周知

町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、医療機関、高齢者福祉施設等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ浸水等水害に対する安全性の確保を図る。

また、風水害の際に自力で避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、一時避難が可能なよう配慮するものとする。更に吉田川、鳴瀬川、高城川等について浸水想定区域が定められており、浸水区域に関わる内容について、ハザードマップ等を使い周知する。

(2) 気象、水象等の観測

町は、災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な雨量、水位、流量、風、潮位の観測に努める。

また、関係機関相互の情報交換、連携に努めるものとする。

(3) 水防資機材の整備・充実

町は、町が行う水防活動を円滑化するために必要な水防資機材の整備・充実を図る。

※資料7－水防倉庫及び資機材の状況

(4) 水防計画の作成

町は、水防法の改訂にあわせ、宮城県水防計画に準じて、松島町内の河川の洪水等の水害に対処し、これによる被害を防止し又は軽減することを目的とする水防計画を作成する。作成の際は、次の事項について考慮するものとする。

- ア 水防活動組織及び活動体制の確立
- イ 河川管理施設の管理
- ウ 水防施設及び水防資器材の整備
- エ 気象、水象等の観測及び通報等の活用

- オ 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- カ 水防活動従事者の安全確保
- キ 他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）
- ク その他水害を予防するための措置

(5) 水質事故対策

町、東北地方整備局、県は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じるものとする。

(6) 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(7) 排水機場等の整備強化

雨水や内水による浸水、集中豪雨等による浸水に備え、自家発電機の設置や水中ポンプの整備等、排水機場等の整備を強化する。

(8) 事業者等による自主的な水防活動の促進

町は、浸水区域内の要配慮者利用施設等について、洪水時に当該施設の管理者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取組を促進するよう指導・啓発等に努める。

(9) 河川増水による水難事故防止対策

ア 大雨後の河川増水時には、町は、河川管理者と連携し、河川利用者等に対し、速やかに安全な場所へ避難するよう注意を促すなど巡回等を実施する。

イ 局地的大雨により中小河川が急に増水する事例が発生していることを踏まえ、平素から行楽者等に対する水難事故の危険性についての啓発に努める。

(10) 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成

町及び施設管理者は、県からの情報提供を踏まえ、農業用ため池について、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた作業を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

(11) 内水ハザードマップ作成

町は、内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより内水による浸水被害を最小化し、町民等を円滑に避難させ、さらには、住民の自助及び共助を促すため、内水ハザードマップの作成に努める。

(12) 危機管理型水位計の整備

河川管理者は水位周知河川以外の中小河川においても、限られた人員で効率的に水位監視を行い、危険に対して速やかな対応を図るため危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等を整備し、遠隔監視能力の向上に努める。

5. 風雪害予防対策

町は、風害及び雪害に伴う道路交通障害、電線切断等の被害を未然に防ぐため、県及び防災関係機関と連携を図りながら、除雪体制の強化、凍結危険箇所の融雪対策、風害危険地域の把握、風倒木防止対策、避難体制の整備など、風雪害に強いまちづくりを推進し、降雪期の被害の軽減を図る。

(1) 道路管理者は、積雪並びに凍結時における道路交通の確保を図るために必要な対策の整備を図るとともに、融雪箱等を所要地に配置し、除融雪活動を円滑に実施する。

また、圧雪や凍結等により交通規制を実施するような路線や、交通量の多い箇所や人家連担部で急カーブの箇所については、パトロールを強化し関係機関と連携し非常時の除雪体制の確保を図る。

(2) 町は、冬期間においては、河川等を活用した消防水利の確保が難しくなる場合もあることから、消防関係機関との消防水利の確保について十分配慮する。

(3) 町は、自宅や事業所前の歩道等の除雪について、住民、事業所等に協力を要請していく。

(4) 平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号では、町内の至るところで、倒木等の被害により建物への被害や停電が発生した。本町内には、砂岩で形成された高台の松の自生地など、倒木被害の懸念される箇所が多いことを踏まえ、町及び森林管理者は、街路樹、公園樹、森林樹木等の管理を適正に行い、台風などの強風や突風による被害を最小限にとどめる対策を行う。

(5) 街路樹・公園樹については、植栽後 3 年未満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱・添竹による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。また、巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び適正な間伐など、倒木の予防措置を図る。

(6) 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。

また、道路管理者は、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

(7) 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

(8) 除雪体制等の整備

道路管理者、高速道路事業者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

6. 高潮災害予防対策

(1) 平成30年9月に発生した台風21号において、多くの地点で過去最高の潮位を記録し、関西国際空港をはじめ、甚大なる被害をもたらしたことを踏まえ、町、国及び県は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、潮位観測体制、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(2) 町の海岸線は、港湾区域、漁港区域、建設海岸区域、農地海岸区域並びに2級河川「高城川」が位置し、これらに設置されている防潮堤門扉の維持管理を適切に行うとともに、緊急時に円滑な操作を行えるよう点検を行う。

(3) 漁港区域に設置されている潮位観測施設のデータも含め高潮に関する気象情報収集に努め、潮位観測体制を強化するとともに、異常潮位時等には、付近住民に防災無線並びに広報車により情報の伝達を行うなど安全確保を図る。

(4) 町は、宮城県が指定している海岸保全区域について、海岸や海岸保全施設を防護するため土砂の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の海岸保全対策を促進する。

7. 農林水産対策

大規模災害により、農業生産基盤、養殖施設などへの施設被害、これら経営に不可欠な飼料・資機材等の不入荷による被害、停電がもたらす農産施設の被害といった間接被害が予想されることから、被害を最小限に抑えるため、県、各関係機関と相互連携を保ちながら的確な対応、対策を講じる。

また、水産施設についても養殖施設のほか水産の拠点施設である建築物被害が予想されることから、施設並びに施設内部の耐震性も含めた改善、改修等に関する計画を作成し、直接被害のみならず間接被害についても予防対策を図る。

(1) 集落の安全確保

町は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、県と連携し整備を推進する。

(2) 農林水産業予防対策

町は、県や農業団体等と連携し、病虫害防除対策、防災営農技術等の普及、営農用資機材の確保等を図り、災害の未然防止に努める。

8. 地盤沈下対策

(1) 地盤沈下対策の実施

東日本大震災による地盤沈下により、排水不良等が確認されている地域においては、復興事業等により、嵩上げ盛土等の地盤沈下対策を推進する。

(2) 地下水位等の監視等

町は、県が地盤沈下未然防止策として実施する地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や、地下水位・地盤沈下観測井戸による継続監視等の情報を把握し、災害対策への活用を図る。

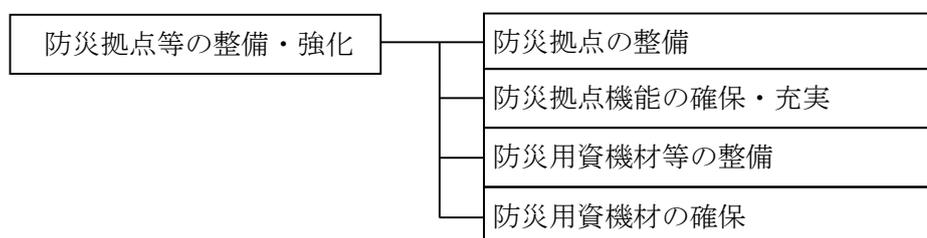
第2節 防災拠点等の整備・強化

町は、災害時の防災対策を進める上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るとともに、それと関連し、災害時に必要となる防災物資・資機材等についても整備・拡充を図る。

各地区の集会場等は、地域における避難所や救急・救護活動の拠点になるため、耐震化を進めるとともに、その機能を果たすために必要となる設備等の整備を進める。

○地区防災拠点の整備

- ・ 防災倉庫の設置及び応急対策用資機材の備蓄整備
- ・ 防災拠点として必要な物資の備蓄の充実
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 住環境整備



1. 防災拠点の整備

- (1) 町は、災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、各行政区の集会所等を防災拠点として機能を持たせるために、耐震耐火性の促進を図る。
- (2) 町は、大規模災害発生時に役場庁舎が被災したときの代替施設の整備を図る。
- (3) 町は県等と連携し、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を検討する。

2. 防災拠点機能の確保・充実

- (1) 町は、町の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備の整備を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- (2) 町は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図り、常用時から、点検及び訓練等を行う。
- (3) 町は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替施設におけるバックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、防

災行政無線情報発信機器の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- (4) 町は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- (5) 町は、県や防災関係機関等の相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

3. 防災用資機材等の整備

- (1) 応急活動用資機材の整備充実

町は、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備拡充に努める。

- (2) 水防用資機材

町は、水防用資機材及び二次災害防止に資する資機材の整備充実を図る。

- (3) 防災関係機関等との連携

町は、防災関係機関等が保持している防災用資機材について、災害時に速やかに調達・活用できるよう連携体制の強化に努める。

- (4) 年次計画により整備する防災用資機材は、以下のとおりである。

- ア 情報収集・伝達（トランシーバ、I P無線、サイレン付き拡声器等）
- イ 救出・救護物資（発電機、二つ折式担架、毛布、タオル等）
- ウ 避難用具（間仕切りパーティション、簡易ベッド、組立式簡易トイレ等）
- エ 給水用具（背負式給水袋等）
- オ その他（飲料水、非常食、燃料用携行缶、コードリール、消毒液等）

4. 防災用資機材の確保

- (1) 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

- (2) 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

(3) 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

(4) 救助用重機の確保対策

災害において建物等が倒壊した場合などは、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、町は、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

(5) 避難所における備蓄品の整備

町は、年次計画により整備した備蓄品については、可能な限り平常時より避難所内へ配備するとともに備蓄品のリストを表示し、災害時における職員の負担軽減や自主防災組織等との情報共有により避難所運営の効率化に努める。

第3節 建築物等の予防対策



1. 浸水等風水害対策

(1) 浸水等風水害対策

町及び施設の管理者は、ホテル等宿泊施設、文化観光交流館等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。また、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害時避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能になるよう配慮する。

(2) 浸水防止施設等の促進

町は、地下等の出入口における浸水を防止するための防水扉、防水板等の施設の整備等に必要な情報を提供するとともに、施設管理者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を促進する。

2. 風雪害予防対策

町は、積雪時並びに町道等の凍結時における道路交通の確保を図るために必要な除雪及びその情報提供を図り、融雪資機材の整備並びに連絡体制を整えるとともに、融雪箱等を所要地に整備し除雪活動等を円滑に実施する。

3. 文化財の防災対策

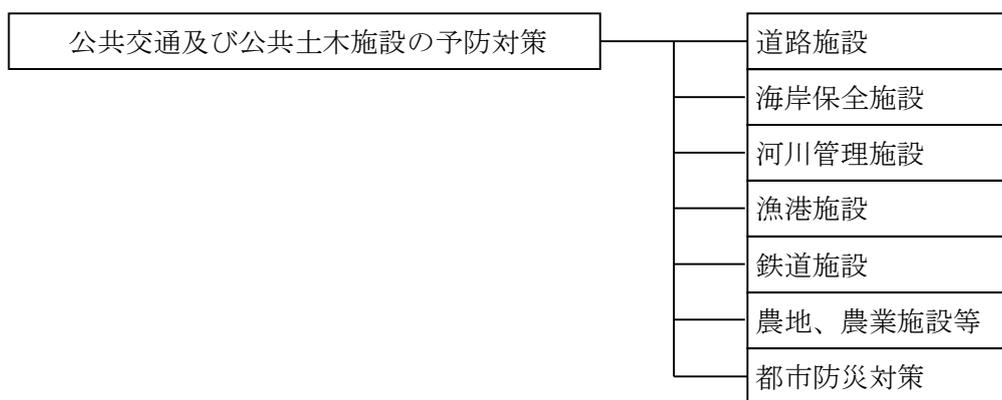
町は、国及び県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

第4節 公共交通及び公共土木施設の予防対策

公共交通及び公共土木施設が災害により被害を受けた場合、災害直後の避難行動や消防活動、医療活動等に非常に大きな影響を及ぼす。このような被害を少しでも軽減するため道路や河川、港湾施設の安全性を確保するよう図る。

道路施設については、災害発生時の緊急輸送道路ネットワークの強化や災害発生時の迂回路の確保を図り、地域住民の円滑な避難と安全を確保するために避難路となる生活道路の整備に努める。

漁港施設については、陸上交通が遮断された場合の補完機能としての役割を果たせるようにする。



1. 道路施設

道路管理者は、災害直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路等の緊急性が高い路線から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

ア 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、土砂災害の発生による損壊、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、災害による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

イ 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート of 早期確保を図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化によるネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステムの構築、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、歩道拡幅や無電柱化等の促進を図る。

ウ 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県との情報の共有化を図る。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋等については、橋梁補強工事等の実施により耐震性を高める。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路附属施設

ア 災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

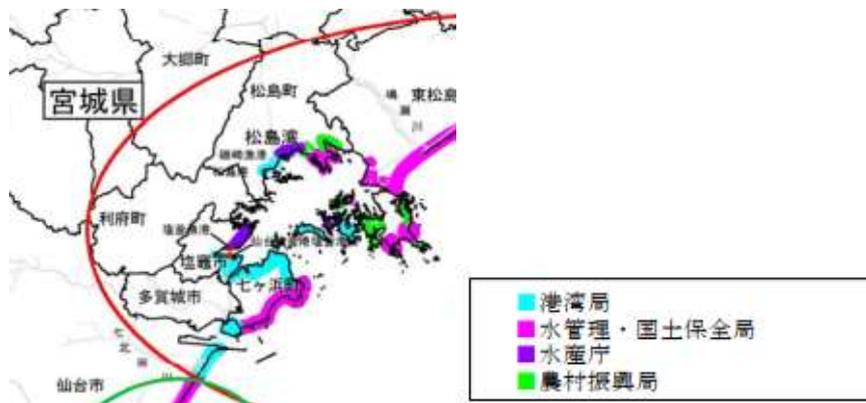
イ 避難誘導標識の整備

町は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

2. 海岸保全施設

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、海岸線も出入が激しい湾地形となっている。海岸線の延長は20kmにも及び、特に松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。

松島町の海岸は、港湾局、水管理・国土保全局、水産庁、農村振興局の管理する海岸が入り組んでいる状況であり、各管理者が連携を図りながら適切な措置を講じ、海岸の維持管理に万全を期していく必要がある。



「仙台湾沿岸 海岸保全基本計画（改訂版）」平成28年3月、宮城県・福島県 より
※資料3－海岸保全区域

(1) 海岸保全事業の推進

海岸管理者は、点検等を実施し、改修等が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

(2) 海岸保全区域の指定等

県は、高潮等の被害から海岸又は海岸保全施設を防護するときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削等を制限又は禁止する等の措置を講じ海岸の維持管理に万全を期す。

(3) 高潮、波浪等災害予防対策

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関わる計画を定める。

ア 沿岸部住民に対する情報伝達

災害緊急広報連絡として整備されている同報系防災行政無線について、その運用の強化、設備配置の見直し、機能拡充等を図るとともに、メール等の多様な情報伝達手段により、迅速かつ正確な情報伝達手段の確立を目指す。

イ 防災施設の整備

防潮堤等、海岸・漁港施設の整備を促進するとともに、予警報発表時における消防団等の警戒巡視を徹底する等、水防活動により災害の拡大防止に努める。

3. 河川管理施設

(1) 河川改修事業等の推進

国及び県と連携し、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

ア 河川改修事業

洪水、高潮等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、国、県と連携し、河川改修事業を実施する。

なお、市街地部では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。

また、吉田川沿いの堤防については、水防対策の強化を図る必要から、平成29年度の吉田川床上浸水対策特別緊急事業等により、国・県で事業を進めているが、近年の被災状況を踏まえつつ、より安全性向上が図られるよう、国・県・関係市等と連携していく。

(ア) 鳴瀬川の事業実施方針

堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

(イ) 吉田川の事業実施方針

吉田川については、堤防の改築及び低水路の掘削を行い、洪水の完全な流下を図る。

(ロ) 吉田川・新たな水害につよいまちづくりプロジェクト

昭和 61 年 8 月に発生した 8・5 豪雨災害において、本町では連続雨量 370mm を記録し、床上浸水、水田冠水等、多大な被害をもたらした。

このことから、本町では、吉田川流域の大崎市（旧鹿島台町）、大郷町と共に、全国初の試みとして、洪水はん濫に拡大防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道 346 号バイパス計画との共同事業により二線堤を設置し、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図る「水害につよいまちづくりモデル事業」を実施してきた。さらに、令和元年東日本台風で再び大規模な浸水被害が生じたことから、鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会の下に、関係機関が連携し流域が一体となった減災対策に資する「令和元年台風第 19 号による大規模浸水被害対策分科会」を発足させ、吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト」をまとめ、事業の推進を図る。

イ ため池等整備事業

(ア) ため池整備事業

町は、国及び県と連携し、農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災設について早急に改修等の対策を行う。

重点ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

(イ) 農業用河川工作物応急対策事業

町は、国及び県と連携し、構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(2) 維持管理の実施等

河川管理者は、災害を防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大及び二次災害の拡大を防ぐため、河川施設の日常における維持管理と機能の点検等に努める。特に、近年、全国的に中小河川における越水、溢水などによる被害が増加していることを踏まえ、各河川管理者は、必要に応じて堤防の維持、補修、護岸、堆積土砂の除去等の適切な管理に努める。

(3) 計画的な耐震対策の推進

河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

(4) 応急復旧・水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。また、町は、あらかじめ情報担当者を定め、国・県等の情報連絡員等（リエゾン）を早期要請する等、水防活動の体制構築に努める。

(5) 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点や、指定避難所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

4. 漁港施設

漁港施設管理者は、災害に関する危険区域の周知や災害防止のため、迅速な情報の収集及び伝達施設の整備を推進するとともに、主要施設については、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、災害発生直後の防御機能維持のため耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行う等、総合的に整備を図る。

また、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策と県や国と協議しながら推進する。

5. 鉄道施設

(1) 耐震性の強化

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐災性の強化を図る。

(2) 異常事態発生時の対策検討

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、災害による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

(3) 線路巡回計画の策定

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害発生後の線路巡回計画を定める。

(4) 線路に近接する施設の対策

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(5) 復旧体制の整備

なお、災害発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- ア 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資材・機器の手配
- ウ 防災意識の普及・向上

6. 農地、農業施設等

町及び県は、風水害、土砂災害等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農業用排水施設の耐震化、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害発生防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(1) 農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐災性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い農村構造の形成を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。

(2) 農業施設の改善

新築、増改築される農業施設について、耐災性を確保した整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

(3) 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

(4) 営農防災対策の推進

農業、畜産等の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、営農に係る防災対策を推進する。

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・畜産対策等

施設の耐災性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

(5) 緊急防災用水量の確保

町及び県は、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(6) 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成

農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

ア 町及び農業用排水施設管理者は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止

を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき選定された防災重点ため池等については、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化等の対策を行う。

イ 町は、名称、位置等の情報を掲載したため池マップを早急に作成・公表し、避難に係る判断に必要な情報を住民に提供できるようにする。

ウ 町及び農業用排水施設管理者は、農水省が公表した「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき選定された防災重点ため池等について、ハザードマップの作成・公表に努め、関係住民への適切な情報提供を図る。

7. 都市防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、避難路やオープンスペースの確保等推進と避難路等周辺建築物の不燃化の促進を長期的且つ計画的に推進することにより、都市の防災対策に努める。

(1) 土地区画整理事業の促進

町は、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を推進し、防災性の高い市街地の形成を目指す。

(2) 都市公園施設

町は、避難路、指定避難所又は防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進及び配置を行うとともに、町が指定緊急避難場所に指定する公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫等の設備に努める。

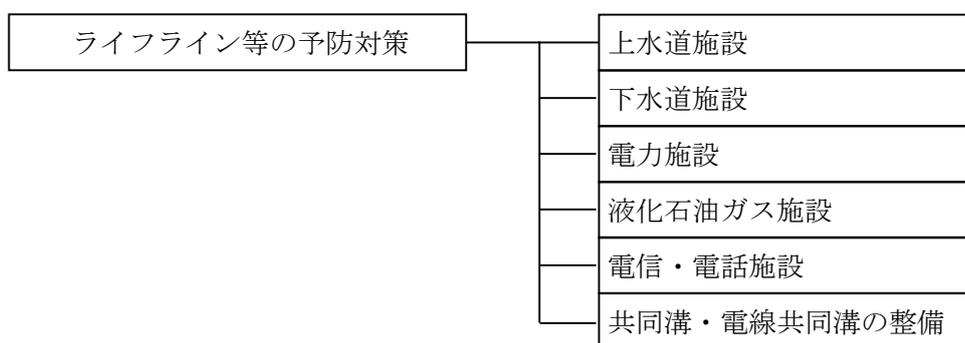
(3) 長寿命化計画の作成

県及び市町村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第5節 ライフライン等の予防対策

災害による被害が、上・下水道や電力、ガス、石油・石油ガス、電信電話施設などのライフラインにまで及んだ場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生還環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、町及びライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模災害の被害軽減のための諸施策を実施するものとする。また、町は、各ライフライン関係機関の講ずる措置に必要な応じて協力するものとする。



1. 上水道施設

(1) ライフライン復旧のための非常時活動体制強化

大規模災害の教訓を踏まえ、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を行わなければならない。そのため、迅速な非常時活動体制を確立するため、町は二次災害防止とライフラインの確保及び迅速かつ適切な復旧作業を行えるよう県の行動計画と整合を図った行動計画及びマニュアルを作成し活動体制の強化を図る。

(2) 復旧用資機材等の確保

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な整備充実に努める。

(3) 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図の整備を図り、施設の現況把握に努める。

(4) 危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、施設の現況を把握するとともに災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の組織体制の確立を図る。

(5) 重要施設の予防対策

二子屋浄水場及び左坂配水池は、災害時に重要な役割を担う施設であるため、常時点検を行うとともに、災害時に確実に機能するよう整備する。

2. 下水道施設

(1) ライフライン復旧のための非常時活動体制マニュアルの作成

大規模災害の教訓を踏まえ迅速な非常時活動体制を確立し、二次災害防止とライフラインの確保及び迅速かつ適切な復旧作業を行えるよう被害予測を踏まえた活動体制のマニュアルを作成する。また、災害対策資材の確保及び道路管理者（国、県、町、個人）との間の復旧工事の調整方法や連絡体制を明記する。

(2) 下水道施設計画

町は、雨水管渠、内水排除施設等の早急な整備に努め、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

(3) 下水道施設維持管理

下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3. 電力施設

東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターは、災害発生時に被害を最小限に食い止めるために次の方策を講じる。

(1) 送配電設備

- ア 地中設備に係る沈下発生箇所の調査と改修の促進
- イ 橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用、検討
- ウ 鉄塔の巡視・点検の実施
- エ 配電線の地中化に関する総合的な都市整備を強調した計画的整備の実施
- オ 沿岸部の送配電設備に対する耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉機器の使用及び必要に応じたがいしの洗浄
- カ 土砂災害等が発生するおそれのある箇所の架空送電線路のルート変更及び擁壁強化等の実施
- キ 地中送電線のケーブルヘッドの位置の適正化等による防災対策
- ク 必要に応じ鉄塔の耐雪設計及び電線の難着雪化対策の実施
- ケ 建築基準法、電気設備に関する技術基準等の関係法令や社内設計基準・指針に基づく設計

(2) 変電設備

- ア 技術基準に基づく主要機器の効果的な耐震構造化
- イ 建築基準法に基づく構造物の耐震設計の採用及び液状化対策
- ウ 必要に応じ機器に対する防雪カバーの取付け、活線がいし洗浄装置の設置等の実施
- エ 浸・冠水等のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクトの密閉化又は屋内機器の嵩上げを実施
- オ 塩害の著しい地域の変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを実施。

(3) 通信設備

- ア 主要通信系統の2ルート化
- イ 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保
- ウ 通信用電源の確保
- エ 通信衛星システムの配備
- オ 移動無線応援体制の整備
- カ 通信設備を構成する通信機器及び施設は、電力保安通信規定（J E A C 6110-2013）に示す耐震設計・対策を考慮する。

(4) 電力供給体制及び広報の実施

電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(5) 復旧迅速化のための連携強化

協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

4. 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「L P ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、被災した家屋等においても、液化石油ガス設備による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して安全対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(2) (一社)宮城県L P ガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、L P ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉

止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

5. 電信・電話施設

(1) 設備の災害予防

東日本電信電話(株)宮城事業部は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

ア 電気通信施設の防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模な災害に耐えるように調査点検を実施し、引き続き防火対策、水防対策を推進する。

イ 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

ウ 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

(2) 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

(3) 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

(4) 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

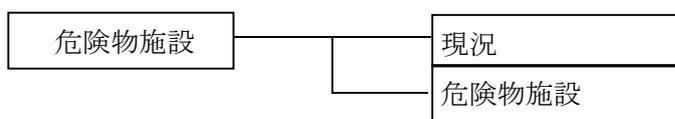
6. 共同溝・電線共同溝の整備

町及び東北地方整備局、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

第6節 危険物施設等の予防対策

災害時において、石油類、ガスなどの危険物等の取扱施設で火災が発生した場合、消火活動が困難なことや他の施設とあいまって大規模な災害に結びつく可能性が高い。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、町は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、危険物等の取扱施設の実態把握に努めるとともに、震災等による二次災害の防止と安全確保のため、危険物等の取扱施設設備に対する安全指導を徹底する。また、家庭にあるホームタンクなどは、宮城県北部連続地震の際にも数多く転倒したという事例もあるので、転倒に伴う引火や河川への流入による汚染などを防ぐため、補強方法など適切な指導を行う。



1. 現況

域内の危険物施設等は、資料編「資料7－危険物施設一覧」のとおりである。

2. 危険物施設

(1) 事業所の予防措置

施設管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため次に掲げる体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置業務分担）
- イ 保安検査、定期点検要領
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- エ 防災教育の徹底・防災訓練の実施
- オ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領

(ア) 緊急停止措置の検討

(イ) 応急措置又は代替措置による速やかな機能回復のための計画策定

(ウ) 周辺の住民の避難対策等の検討

- カ 貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討
- キ 大量泡放射システム運搬車両の確保
- ク 緩衝地帯等の整備

(2) 町の措置要領

町長、塩釜地区消防事務組合管理者及び知事は、防災対策の万全を期するため、危険物施設等に対して以下に示す措置を講じる。

- ア 町は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、塩釜地区消防事務組合消防本部又は松島消防署並びに県に連絡し、必要な措置を要請する。

イ 町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び県は、危険物施設等に対し防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 予防査察の実施

(イ) 危険物事業所の管理者及び危険物取扱者等に対する指導教育

(ウ) 火災予防条例の趣旨徹底

(エ) 法令で定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導

(オ) 事業所における自主防災組織等の育成推進及び効果的な自主防災体制の確立

(カ) その他火災予防に対する措置の徹底

ウ 塩釜消防事務組合管理者は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立ち入り検査又は巡回調査等を実施し必要な改善指示を行う。また、化学消防力の強化に努める

エ 危険物製造所等の管理者等は、応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資機材等の整備・備蓄並びにその機能の点検確認等を定期的に行い、非常時に備えなければならない。

オ 町長、塩釜地区消防事務組合管理者及び知事は、危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これらの団体を通じて事業所及び町民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

第7節 情報通信連絡網の整備

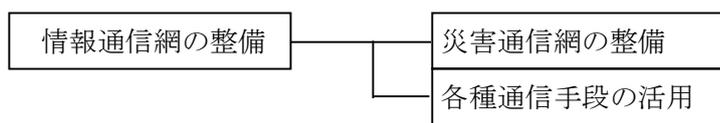
町は、災害発生時の被害などに関する情報を迅速に収集し町民に伝達するとともに、県や消防等関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う必要がある。

このため、大規模災害時に予想される、固定一般回線や携帯電話の不通あるいは発信規制やふくそうに迅速に対応するため、町、県、防災関係機関等は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化、システムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備拡充及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散を図る。

また、職員の参集率の強化などにより、町民への情報伝達と防災対応の効率化を図るほか、エフエムベイエリアなどのコミュニティラジオの活用やデジタルによる情報伝達・収集の他、不測の事態に対応できるよう自転車やバイク等の使用、半鐘、サイレンなどの音による伝達方法、回覧板や掲示板など昔からの伝達方法も見直しを検討する。

また、電子メールの一斉配信による職員参集システムを活用し応急対策活動を迅速・的確に対応できるよう整備する。

なお、職員の各配備体制並びに事務分掌の内容は資料編 資料1-4・5参照



1. 災害通信網の整備

(1) 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

(2) 防災行政無線の整備拡充

ア 町は、町内全域に迅速かつ正確な情報収集と伝達を行うための防災行政無線設備の効果的運用に努める。

イ 役場本庁舎に設置できる親局と町内の各地域に設置される子局の相互通話が可能なデジタル式防災無線の整備により、親局からの一斉同時放送とともに災害現場からの被害状況の把握と情報収集体制の確立を図る。

ウ 防災行政無線設備整備した場合には、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

- エ 移動系無線について、運用等を計画的に行い、地区配備員等職員の参集や災害情報収集機能を強化し多様な状況に対応できるよう万全を期す。
- オ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化に努めるとともに、劣化対策についても万全を期す。
- カ 防災行政無線が聞こえない又は聞き取りにくい場所・地域については、防災行政無線の増設や戸別受信器の施設整備等を検討する。

※資料4－松島町防災行政無線整備状況

(3) 総合防災情報システムの活用

災害時に県との緊急情報連絡網を確立するため、宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）及び地域衛星通信ネットワークを活用し県への情報伝達を行う。

また、県は、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報について、市町村、消防本部等が各種災害情報をM I D O R Iに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。

(4) 地域住民等に対する通信手段の整備

ア 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、(衛星)携帯電話、衛星通信機器、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラートを介し、NHK、民間放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール・松島町安全安心メール機能を含む。)、公式ホームページ、SNS、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等を図り、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

ウ 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの防災行政無線個別受信機、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者の個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

エ 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に

努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

オ 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

カ データセンターへの接続環境の整備

町は、災害時の停電等に備え、非常用電源等を確保し、データセンターへの円滑かつ迅速な接続環境を整備する。

2. 各種通信手段の活用

(1) 各種通信施設の活用

町は、災害発生時の予報警報や災害応急対策に必要な指示命令等を迅速かつ確実に伝達するために、近隣の民間コミュニティラジオ等の通信施設を適切に活用した通信連絡体制を確立する。

(2) アマチュア無線の活用

町は、災害時の緊急活用として、アマチュア無線を有する地域住民による情報収集体制を確立する。

なお、アマチュア無線の活用については、ボランティア活動によるものとする。

(3) 各放送機関の活用

日本放送協会及び民間各放送機関は、災害時において災害情報の提供を行う。また、町は次のコミュニティラジオを活用しての情報提供を行えるよう体制整備に努める。

名称 エフエムベイエリア株式会社

所在 塩釜市海岸通 15 - 20

(4) インターネットの活用

ア 住民への情報提供

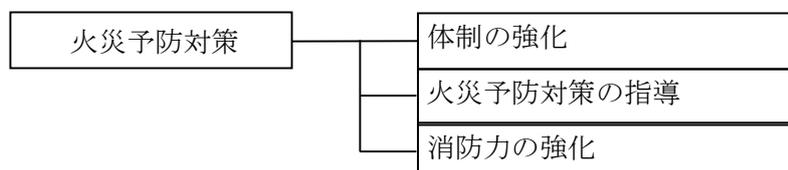
災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うため、システムの安定的な運用に努める。

イ 広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を圏外に広く伝えるため、ホームページ、SNS の活用を図る。

第8節 火災予防対策

様々な気象条件により同時多発的に発生することが予想される火災は、甚大な被害を被る可能性が高い。町及び防災関係機関は、迅速かつ適切な火災防止のための総合的な体制強化を次のとおり進める。



1. 体制の強化

- (1) 出火防止のための指導や初期消火体制の強化等の防災活動の促進
- (2) 複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる消防団組織の充実強化
- (3) 火災発生時に対応できる消防力の充実強化
- (4) 予防査察指導等の火災予防措置
- (5) 防災活動に万全を期するための消防計画の整備強化
- (6) 町、県、消防関係機関等との連携強化及び広域応援体制の整備

2. 火災予防対策の指導

(1) 火災予防条例

対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気を使用する設備・器具・少量危険物等の取扱い、火気の使用制限などについては、塩釜地区消防事務組合火災予防条例（昭和48年塩釜地区消防事務組合条例第2号）等の規定に従い、火災発生の未然防止を図る。

(2) 一般家庭に対する指導

一般家庭に対しては、災害発生時の初期消火の徹底を図るため、消火器具の設置取扱い、火気取扱い方の誤操作等について指導するとともに、パンフレット等により火災防止、初期消火に即応できるよう防火思想の普及を図る。

特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に止めるためには、出火防止と初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力支援体制を必要とする。そのために自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等による組織単位の防災訓練等を実施し、家庭、職場等で活用

できるようにする。

※資料自主防災組織等

(4) 予防査察の実施

松島消防署は、人命への影響が極めて高い病院、ホテル、旅館、社会福祉施設等の防火対象物、危険物製造所等に対し計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善、勧告を行い、火災の未然防止を図る。

対 象	病院、旅館、ホテル等
実 施 要 領	塩釜地区消防事務組合予防査察規程（昭和 46 年塩釜地区消防事務組合規則第 11 号）による。
査 察 後 の 措 置	不備事項の改善促進、改修指導、違反処理

(5) 初期消火体制の強化

定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

(6) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう。

(7) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

3. 消防力の強化

(1) 消防力の現況

本町における消防力の現況は資料編「資料 7-1 消防力の現況」である。

(2) 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制

の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

(3) 消防ポンプ自動車等の整備

町は、「消防力の整備指針及び消防水利の基準」に基づき、増強、更新を図る。なお、消防力強化の基盤となる消防車庫等整備や消火栓、防火水槽等の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮する。さらに、自然水利の活用や、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用などを検討する。

(4) 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要である。

このため、町は、以下の観点を踏まえ、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

イ 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、地域・事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

ウ 町は県の指導のもと、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等の充実に努める。

(5) 消防団員の安全体制の整備

町は、消防団員がその活動中に死傷者が伴わないよう、安全に活動を行うための消防団活動安全マニュアルを別に定める。また、策定した安全マニュアルについては、適宜見直しを加えながらかつ同時における団員の安全確保に努める。

(6) 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(7) 広域応援体制の整備

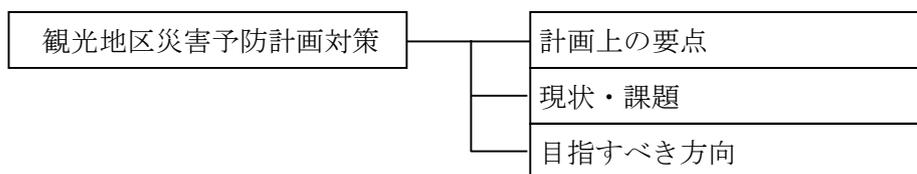
町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援す

る立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

(8) 松島消防署の移転の検討

現在の松島消防署は、水害等の災害発生時に十分な機能が果たせない場所に位置している。災害発生時には、町との強固な連携体制を確立することから、松島消防署の移転を検討する。

第9節 観光地区災害予防計画



1. 計画上の要点

- (1) 様々な地域や国から訪れた観光客に対応するための避難誘導計画
- (2) 「災害に対応できる観光地」の推進

2. 現状・課題

松島町は、国際観光モデル地区日本三景として、年間300万人を超える観光客が訪れ、宿泊施設も30を超える。また、瑞巖寺や五大堂などの重要な文化財を多く有する。

従って、宿泊施設に対しては、消防用設備や防火管理の指導強化を進めている。しかし、文化財の耐火対策や海岸通りの高潮対策など多くの問題点を抱えている。

※資料5－町内の主な民間宿泊施設一覧

※資料7－指定文化財一覧

3. 目指すべき方向

町は、観光業者及び観光客についても、災害の危険性の周知や安全確保について、対策を講じるよう努める。町は、県及び国、観光協会等との協力・連携体制を強化し、下記対策の推進を図る。

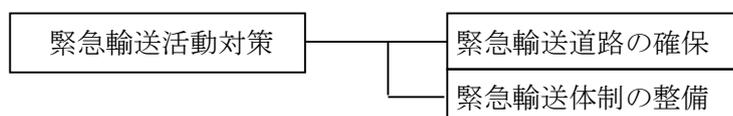
観光客に対しては、指定避難所を示す「誘導看板の整備」や「観光客向けの避難マップ」を作成し、観光案内所、ホテル、旅館等宿泊施設に常備し、それぞれの施設で避難経路の案内と説明を併せて行い、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所の周知徹底が図れるよう整備する。また、「文字情報表示板」を指定避難所などに設置し、防災情報を表示できるようにする。さらに外国人観光客に対しては「外国語での看板設置」や「外国語での緊急放送」を行えるように努める。

「観光客の安全第一を目指した観光地づくり」を行うことで、観光客へのサービス向上を図り、「災害に強い観光地づくり」を行う。

第10節 緊急輸送活動対策

町は、災害時の応急活動を円滑に行うためには、物資・資機材等の輸送路の確保と輸送手段の確保が重要となることから援助物資等の受け入れなどを想定し、以下の事項について指定しておく。

1. 緊急輸送路
2. 物資受入港
3. ヘリコプター臨時離着陸場
4. 緊急輸送拠点
5. 郵便局職員によるオートバイによる緊急物資の輸送
6. 宅配事業者等による救援物資の輸送
7. 緊急物資の輸送を可能にするための郵便局及び宅配業者等との協定の締結



1. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路ネットワークの策定

町は指定されている緊急輸送道路と併せて、事前に、町道等の緊急輸送道路と同等の機能を有する道路を選定し、これらを有機的に結んだ緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

緊急輸送道路ネットワークを策定する際は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、指定された緊急輸送道路や輸送拠点(道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点)・集積拠点の位置、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議等を行い、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、これらのネットワークについて、町民や関係機関等に対し周知徹底に努める。

なお、緊急輸送道路は以下のとおりである。

【現在の緊急輸送道路】

- ・三陸自動車道
- ・国道 45 号
- ・国道 346 号
- ・主要地方道仙台松島線
- ・主要地方道大和松島線
- ・主要地方道奥松島松島公園線
- ・町道高城町線
- ・町道本郷手樽線
- ・町道上竹谷高城線
- ・町道松島磯崎線
- ・一般県道高城停車場線
- ・一般県道松島停車場線

(2) 緊急輸送道路の確保及び整備等

ア 緊急輸送道路の崩壊及び障害物の倒壊により、使用不能になる場合も予想されるのでその撤去除去による道路の啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等に関し民間団体等との協定等の締結に努める。

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

イ 道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(3) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

2. 緊急輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、効率的な物資輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 車両の点検等

町は、平常時より町有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、車両等の調整体制の整備に努める。

また、カラーコーン、通行禁止看板等必要な備品の整備に努める。

※資料7ー町有車両の現況

(2) 緊急通行車両に係る事前届出手続き

町は、町有車両等について、緊急通行車両としての事前届出を行い、緊急体制強化を図る。

緊急車両の確認手続は、以下の要領で行う。

ア 確認対象車両

町長は、町が使用する公用車両について確認するものとし、本庁（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両に係る確認事務については財務課で、また出先機関（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両の確認についてはそれぞれ所管で行う。

イ 申し出事項

(ア) 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

車両番号標に標示されている番号

車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

使用者の住所、氏名

輸送日時

輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）

その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

(イ) 標章等の交付

町長は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

(ウ) 交付状況の把握

(イ)により標章等を交付した場合、総務課に報告することとし、(ア)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。

総務課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

(3) 関係機関との連携

ア 配送に関する協定

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（社）宮城県トラック協会塩釜支部や輸送業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

イ 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

ウ 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による指定避難所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

エ 関係機関と連携した緊急物資の輸送

避難所等への緊急物資の輸送及び情報収集の確保を図るため、郵便局（日本郵政㈱法に基づく集配業務を主とする支社の下部組織）、宅配業者等と支援に関する協定を目的とした整備促進を図る。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、

物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

(6) 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

(7) 港湾施設等の利用

ア 陸上交通が遮断され使用不能となった場合には、港湾施設（沿岸部の漁港や磯島、浮き桟橋など）を海上輸送拠点として最大限に活用した緊急物資の受入及び輸送を図るため、施設の耐震化等の整備を進める。また、支援協定に基づき遊覧船や漁船等を利用した輸送計画を行えるよう、平常時から、協定先等と連携強化を図る。

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

(8) ヘリコプターの活動

ア 臨時ヘリポートの確保

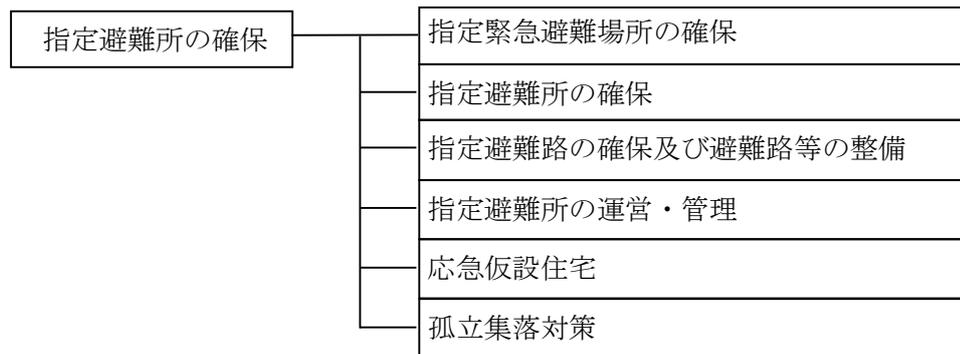
道路の損壊等交通網が遮断され、防災関係機関並びに自衛隊等が保有するヘリコプター要請に基づく活動が迅速かつ的確に行えるよう、臨時ヘリポートの候補地を、県及び施設管理者等と協議し、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、被災者支援、情報収集など、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。また、関係機関及び町民等に対し周知徹底を図る。

イ 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第11節 指定避難所の確保

町は、大規模災害発生時には避難者が多数発生するおそれがあることから、人命を守ることを最優先とし、救助の万全を期するため、事前に、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の指定及び見直しなどを行うとともに、施設・設備等の整備を推進する。また、速やかに避難所の開設・運営ができるように事前に管理責任者を定めるとともに、マニュアル等を策定し、避難所の運営・管理体制の確立を図る。



1. 指定緊急避難場所の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定状況

指定緊急避難場所は資料編「資料5-1 指定避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な風水害等の災害から住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急指定避難所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、速やかに指定緊急指定避難所の指定を終えるよう努める。

(3) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(4) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(5) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、文化観光交流館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(6) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(7) 指定緊急避難場所の指定基準等

ア 指定緊急避難場所指定基準

風水害時の指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

指 定 基 準	
管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に指定緊急避難場所が立地していること。
構造条件 他	指定緊急避難場所が、上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

上記基準のほか、次の条件に留意する。

条 件	避難行動要支援者が歩いて避難できる程度の近傍(歩いて5分以内)に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
	臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
	対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
	危険物施設等が近くにあること。
	夜間照明及び情報機器等を備えていること。
	建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
	指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
	被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。
	二次災害、複合災害の危険性のない場所であること

2. 避難所の確保

(1) 指定避難所の指定状況

指定避難所は資料編「資料 5-1 避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定避難所の指定及び周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、寺院や宿泊施設、他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

(5) 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

(6) 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

ア 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

イ 防災機能の強化

町は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急指定避難所として、防災機能の強化に努める。

(7) 指定避難所の指定基準

風水害時の指定避難所の指定基準は次のとおり。

指 定 基 準	
規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
構造条件	速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(8) 指定避難所の施設・設備の整備

ア 指定避難所の施設整備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

イ 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

ウ 施設整備及び物資等を備蓄する際の配慮

上記ア、イを、整備又は備蓄する際には、避難者数はもとより観光客数も考慮する。

(9) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

イ 福祉避難所の指定基準

福祉避難所の指定基準は次のとおり。

(ア) バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

- (イ) 災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (ウ) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

イ 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(10) 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(11) 新型コロナウイルス感染症を含む避難所運営マニュアルの策定

町は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における感染症対策等、「宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定するとともに、適宜、修正を加えながら避難における感染症拡大の防止を図るものとする。

3. 避難路の確保及び避難路等の整備

(1) 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

また、次の条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

- ア 十分な幅員があること。
- イ 万一に備えた複数路の確保。
- ウ 浸水想定範囲、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

(2) 避難路等の整備

ア 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、土砂災害の発生による損壊、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

イ 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安

全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

ウ 避難誘導標識等の設置

誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(7) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、標高の表示、東日本大震災の写真等を掲示した誘導標識等を設置し、指定避難所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(4) 多言語化の推進

町は、指定避難所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

エ 道路の交通量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

4. 避難所の運営・管理

(1) 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ア 町は、住民等に対し、住民参加による指定避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

イ 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。早急な職員の配置が難しい指定避難所については、行政区等への(一時的な)開設協力を要請する。

ウ 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女及びLGBTなど性的マイノリティ等のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。

エ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

- オ 運営に必要な事項について、あらかじめ管理運営マニュアルを作成し、配置しておく。
- カ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- キ 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- ク より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- ケ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- コ 指定避難所には健康管理のための物品を準備し被災者の健康管理体制を確立する。
- サ 宮城県精神保健福祉センターに協力を求め、被災者の「こころのケア」に備える。
- シ 衛生管理マニュアルを作成し、指定避難所での感染症を防ぐための啓発活動を日頃から行う。
- ス 使用については複数の者が鍵を保有し状況に応じ、速やかに対応できるようにする。
- セ 簡易トイレについては、一定数を計画的に確保するほか、業者との協定により確保を図るようにする。

(2) 避難の長期化対策

ア 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づき、栄養指導、食事の改善、栄養補助食、アレルギー対策の食事等の提供が必要である。

指定避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

イ 生活環境の確保

町及び県は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、指定避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

(3) 指定避難所における愛護動物の対策

町は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り指定避難所マニュアルに記載する。

5. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）等の居住施設の供給体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し（一社）プレハブ建築協会や地元企業と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

災害救助法適用に基づき建設される応急仮設住宅は、原則として町有地とし候補地を次の通り定め、設置予定戸数を取りまとめておく。

候補地	所在地	計画戸数 (駐車場無し)
愛宕町営住宅跡地	宮城郡松島町高城字動伝一 49-6	44 (61)
町民の森グラウンド	宮城郡松島町根廻字上山王 6-1	47 (68)
手樽地域交流センター	宮城郡松島町手樽字釜地前 1-1	27 (27)
松島東部地域交流センター	宮城郡松島町竹谷字鳶ヶ沢 7-2	31 (35)

*計画戸数（ ）は、仮設駐車場を設置しない場合

(2) 民間賃貸住宅の借上げ対策

町は、県が、応急仮設住宅として供与する借り上げた民間賃貸住宅を、円滑に被災者へ提供するため、平常時から役割分担等について県等と協議・調整を図り、その取扱いについて確認しておく。

6. 孤立集落対策

(1) 町は、中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(3) 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

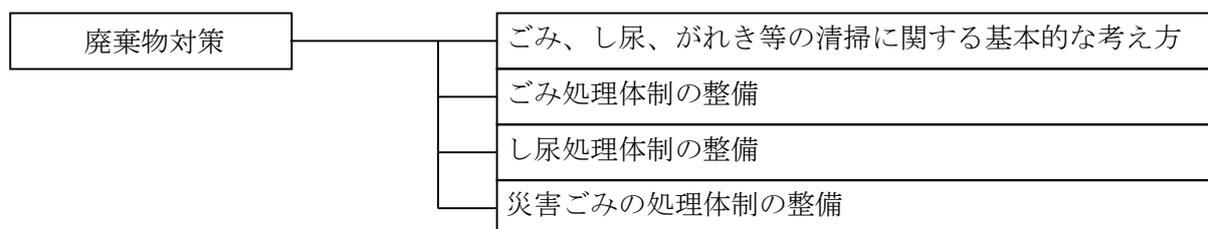
(4) 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に指定避難所を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。また、施設の耐震化等を推進する。

松島町地域防災計画 風水害対策編

- (5) 町、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- (6) 町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- (7) 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。

第12節 廃棄物対策

町は、大規模災害発生時、大量に発生する廃棄物の処理（粗大ゴミ、不燃ゴミ、可燃ゴミ、し尿など）については、処理活動が迅速に行うことができるよう災害廃棄物の仮置き場の配置や処理方法等について具体的に示した「廃棄物処理計画」を策定するとともに『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び関係機関等と処理体制を整備する。



1. ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方

町は、災害の発生により排出されたごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

(1) 緊急廃棄物処理の実施責任者

被災地におけるし尿、ごみの処理は町の責任となるため、被害が甚大で町において処理が困難なときは、県や協定締結先の市町村に対し、場合によっては県外からの応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

※資料7－廃棄物処理施設等一覧

(2) 関連業界との協力体制の整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制の整備に努める。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

2. ごみ処理体制の整備

(1) 趣旨

宮城東部衛生処理組合と連携し、災害により一時的に多量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、ごみ処理の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

3. し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

塩釜地区消防事務組合と連携し、災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、し尿処理の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図る必要がある。また、処理量を想定する際、し尿排出量は1人1ヶ月分として42リットルとする。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

(4) 災害用仮設トイレの整備

町は、簡易トイレを計画的に配備する他、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておく。

また、仮設トイレやその管理に必要な消毒薬、消臭剤等についても備蓄を行う。

(5) し尿処理用の水の確保

断水した場合には、し尿処理に要する水の確保が困難になることから、平常時から水が確保できる場所（風呂水、井戸水、湧水、学校のプールの水等）の確認を行う。また、町民に対しては、風呂水等を溜めておくよう、平常時から周知徹底を行う。

4. 災害ごみの処理体制の整備

(1) 趣旨

町は、災害により損壊した建物の廃木材等の廃棄物（以下「災害ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害ごみの処理要領への習熟と体制の整備

町は、災害ごみ等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 事前対策

災害ごみの処理対策は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊をも引きおこす恐れが考えられるので、町は、施設の管理を十分行う。

(4) 災害ごみの仮置場の選定

町は、短期間での災害ごみの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障のないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

※資料7－町内災害廃棄物一時保管所

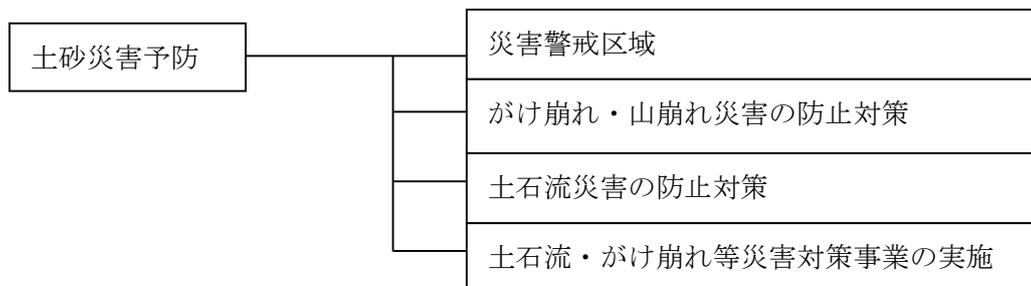
(5) 応援協力体制の整備

町は、災害ごみの処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。また、応援協力体制の整備をするにあたり、県から技術的指導を受けるとともに、撤去された災害ごみの処理計画について、あらかじめ県との調整を行う。

第13節 土砂災害予防計画

本町域では、急傾斜地及び土石流等の土砂災害危険箇所が多く指定されている。土砂災害は地震による揺れが原因で起きる場合と、降雨等によって発生する事が多く、ひとたび発生すると多くの犠牲者と財産を失うことになる。

よって、町では危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備に努める。



1. 災害警戒区域

地震の揺れ等で地盤が緩んでいるときに、降雨等が原因で土石流、がけ崩れ、山崩れ等が予想される。

また、平成13年の土砂災害防止法の制定により県は土砂災害の恐れのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れのある区域を土砂災害警戒区域、著しく危害が生ずる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定している。町ではこれらの指定情報を確実に把握して区域毎に各種対策を実施する。

(1) 対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された区域では、警戒避難体制に関する事項を定め、区域毎の災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難体制に必要な情報を提供する。

(2) 土砂災害危険箇所の公表

土石流、がけ崩れ、山崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるためには、住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

そのため、町は、土砂災害警戒区域等土砂災害を被るおそれのある場所についてハザードマップの作成、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには、現場への標識・票柱の設置等により住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。なお、土砂災害警戒区域内等の住民に対しては、必要に応じ個々に説明を行う。

県は、土砂災害危険箇所や雨量情報等の土砂災害に関する情報を砂防総合情報システム(MIDSKI)等により広く住民に提供するよう努める。

2. がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する岩石物質(土、砂礫、岩盤)が主として地震の揺れが原因となって斜面からはく落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域(崩壊源)と移動堆積域とから

なり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。斜面崩壊の発生に係る要因としては、震度、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区の把握・周知

町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区及び指定避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

(2) 警戒・避難体制の整備

町は、災害発生の防止のため急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所の周辺、山腹崩壊危険地区においては保全・管理に関する住民への指導を実施する。危険区域及び危険箇所等の住民においては地震の後、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認3要素
<ul style="list-style-type: none"> ・危険な時期(長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1時間20ミリ以上・総雨量80ミリ以上の強い雨が降ったときなど) ・危険な場所(傾斜が30度以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石など) ・危険な前兆(湧水、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴りなど)

3. 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し液体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、地震等による崩壊土砂が地震後の豪雨等により堆積物が流下する場合と、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等と比べ移動距離が長く、一般的には勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区の把握・周知

関係機関は、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。町は、土石流危険溪流及び危険区域等の資料を整備し、周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

町は、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区ごとの警戒・避難の基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

4. 山地災害危険地区の計画的な整備

(1) 山地災害危険地区の整備方針

山地災害危険地区とは、林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。

町は、県が行う山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等の公表、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区Aランク箇所を優先とした治山対策について計画的な推進に協力する。

(2) 山地災害危険地区の啓発活動

山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。

町は、県から提供された山地災害危険地区に関する情報を踏まえ、本計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れる。

5. 土石流・がけ崩れ等災害対策事業の実施

事業	事業内容
砂防事業	<p>上流山地の崩壊侵食によって砂礫が生産される急峻な溪流中、砂防堰堤等の必要な河川及び既設の砂防堰堤のうち、満砂の状態にあるものについては、県に対し早急に要望しその予防措置を実施するよう努めるものとする。</p> <p>また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</p>
急傾斜地崩壊対策事業	<p>都市化の進展等に伴い新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。</p> <p>県及び町は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。</p> <p>特に、町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び指定避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。</p>
治山対策事業	<p>山地災害危険地については、国や県に対し、土留工や落石防災柵等の治山施設の整備を要望していくとともに、森林の保全等に努め、総合的な治山対策の推進に努める。</p>

※資料3－土砂災害危険箇所等一覧

【災害に強いひとづくり】

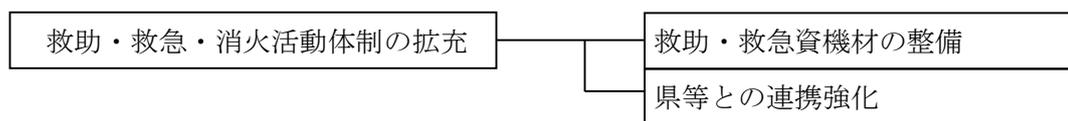
いつどんな災害が発生しても対処できる、次のような「ひと」づくりを目指す。

- 災害について高い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる
- 家族・隣人等の安全に配慮し、他者と協力して助け合える
- 災害時、的確な状況を把握し行動できる
- 災害に対する危機意識を持ち備える
- 災害時に率先して防災活動に従事・協力できる
- 世代を継続し地域の防災教育を継続していく

第14節 救助・救急・消火活動体制の拡充

災害に伴う被害を最小限にとどめるためには、救助・救急・消火活動を迅速に行うことのできる体制づくりが求められる。

このことから町は、次のような「災害の被害状況に対応した救助・救急資機材等の整備・充実」と「県・警察・消防・自衛隊等との連携強化」を図り体制を整える。



1. 救助・救急資機材の整備・充実

- (1) 町と、松島町内の土木業者等で組織され災害応急活動を行う松島地区災害防止協議会との間で、大規模災害時における具体的な協力体制について協議を行う。町は災害防止協議会が活動に際して安全を確保できるよう安全活動マニュアルの整備を支援する。
- (2) 町は、普通救命講習会の開催や自主防災組織の育成、一般家庭への防災についての啓発指導を図る。
- (3) 町は、応急活動用資機材の整備について、その整備充実を図るとともに、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。また、町、県、医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄を含めて整備を図る。

2. 県・警察・消防・自衛隊等との連携強化

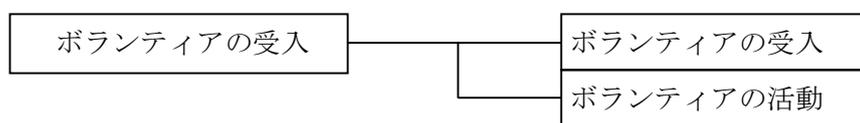
- (1) 町は、県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制を確立するため、防災関係機関との連携を図る。
- (2) 町は、消防署及び警察署、自衛隊等との連携を強化し、同時多発型救助事態への対応体制を確立する。

第15節 ボランティアの受入

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等のボランティア関係団体は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町や防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と町等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

さらに、基本理念に基づき、避難住民でも「働ける人」「動ける人」は、積極的に指定避難所運営やボランティア活動を行い、相互に助け合えるよう教育指導していく。



1. ボランティアの受入

ボランティアの受入については、県・町・松島町社会福祉協議会との三者間で締結している「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」に基づき松島町社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターを設置し運営を行う。さらに松島町社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアコーディネーターの育成等に努めていく。

- (1) 町内の企業や高校と連携し、大規模災害が発生した場合は、立地する付近の被災者の支援救助等に当たれるよう協力要請をする。
- (2) 建築、土木業関係者の協力が得られよう建築、土木業界との協力体制の推進を図る。医師、看護師等の医療関係者の協力を得て大規模災害発生時の応急医療体制を早期に確立する。
- (3) ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会及びNPO等連携団体を中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から町、県、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備取組を行う。

ア ボランティア受入れ団体相互の連絡調整体制の確立

災害時における災害ボランティアの円滑な受け入れなどについて検討を行うため、松島町社会福祉協議会は、日本赤十字社宮城県支部その他ボランティア関係団体と協

力し連絡体制の整備に努める。

イ ボランティア・コーディネーターの養成

大規模災害発生時には、ボランティアの善意を円滑に結びつけるため、多数のボランティア・コーディネーターが必要になる。

町は、平常時から、県、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

ウ ボランティア受け入れマニュアルの作成

町は、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、各分野のボランティア受け入れマニュアルを作成するよう努める。

なお、松島町社会福祉協議会が「災害救援ボランティアマニュアル」を今後作成し、その円滑な運用について関係機関との調整を図る。

エ ボランティア活動拠点の整備

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

具体的には、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

オ 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

カ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、県、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

キ 役場OB等との協力体制の整備

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者ニーズと円滑に結びつけるため、ボランティア・コーディネーターが多数必要になることから、松島町の地域特性を把握している役場OBの組織協力体制を整備する。

2. ボランティアの活動

ボランティア活動の主な業務等は次のものである。

(1) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

ア 専門ボランティア

- (ア) 救助・救急
- (イ) 医療
- (ウ) 高齢者、障害者等の福祉的支援
- (エ) 農林・土木・建築関係（農地、農業用施設、公共土木施設等の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など
- (オ) 輸送（航空機、特殊車両等の操縦・運転）
- (カ) 通訳（外国語、手話）
- (キ) アマチュア無線
- (ク) ボランティアコーディネート業務
- (ケ) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (コ) IT機器を利用した情報の受発信
- (サ) その他専門的な技術・知識が必要な業務

イ 一般ボランティア

- (ア) 被災生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給・輸送等）
- (イ) 指定避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 高齢者、障害者等の介護補助
- (カ) その他被災地での軽作業

(2) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための普及・啓発に努める。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の整備

ア ボランティアの登録、協定締結等

町は、県及びボランティア関係団体等と、相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

ア ボランティアの情報の把握

町は、県及びボランティア関係団体等と、災害時の意志の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

イ ボランティアの養成

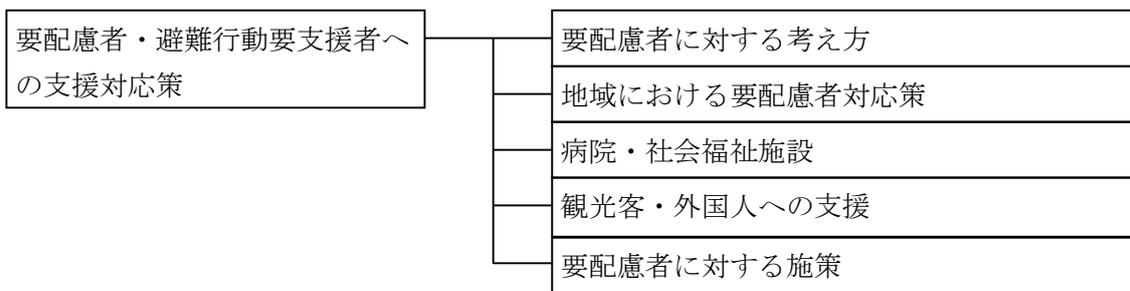
町は、専門ボランティア登録者について、県及びボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努める。

(4) 一般ボランティアとの連携体制の整備

町は、県及びボランティア関係団体と相互に連携を取り、多くの町民がボランティア活動に参加してもらえるよう、啓発や講習会等を行い、人材の育成に努める。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策

大規模災害時には、乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する患者、外国人等の要配慮者、また、観光旅行者等も被災することも考えられる。その場合、一般住民より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。



1. 要配慮者に対する考え方

(1) 要配慮者

災害時には、以下のような対象が、要配慮者として優先的に保護されるように努める。

要 配 慮 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 病弱者 ・ 心身に障害を持つ者 ・ 妊産婦、乳幼児 ・ 外国人 等
------------------	---

(2) 発災時間と対策との対応

災害発生時の季節、時間等について、冬期、夜間など条件の悪い時期に災害が発生した場合も想定し、要配慮者の安全確保体制の整備を行う。

(3) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害は、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組む。

(4) 要支援者に配慮した情報の発信

高齢者や障害者等については、インターネットやメールサービス等を活用して情報を確認することは困難で有るため、多様な情報手段を確保するとともに、個別計画の作成により緊急時の支援体制の確立に努める。

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2. 地域における要配慮者対応策

(1) 避難行動要支援者等の実態把握

町は、避難行動要支援者を行政区・行政地区の範囲ごとに把握するよう努める。

また、町を訪れる観光客などの一時滞在者等の人口も季節単位及び昼間、夜の時間帯で把握しておくよう努める。

ア 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような状態の避難行動要支援者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

イ 町は、平常時より広報紙等において、災害時要支援者名簿の登録について啓発するとともに、リストアップした者に対し、必要に応じ、郵送による案内や個別訪問等を実施し、直接的に働きかける。

ウ 個人情報については、本人の同意を得て入手する。同意を得る際には、平常時における避難支援者等関係者への情報開示の可否や必ず災害時には防災関係機関等に情報が開示されること等を本人又はその家族から同意の確認を行う。

(2) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

ア 行政区・行政地区

イ 消防機関

ウ 警察

エ 民生委員児童委員

オ 町社会福祉協議会

カ 自主防災組織

キ その他避難支援等の実施に係る関係者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、以下のとおりとする。

(ア) 介護保険における介護認定を受けており、要介護3～5の者

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者

(ウ) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA又はB判定の者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者

(オ) 75歳以上の虚弱な者で、一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯

(カ)上記(ア)～(オ)に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿に記載する内容

避難行動要支援者名簿に記載する内容(必要な個人情報)は、以下のとおりとする。

(ア)氏名

(イ)生年月日

(ウ)性別

(エ)住所又は居所

(オ)電話番号その他の連絡先

(カ)避難支援等を必要とする事由

(キ)その他町長が必要と認める事項

ウ 名簿情報の取り扱い

入手した個人情報は目的以外の使用は禁止し、厳格に管理する。避難支援等関係者においても同様とする。

(ア)個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

(イ)災害による電源喪失やコンピューターの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

名簿の更新

転出・転入、転居、身体的状況の変化等により避難行動要支援者名簿情報に変更が生じる場合があるので、転入した要配慮者に対する住民登録窓口での説明や、定期的な名簿情報の点検などの仕組みを構築し、常に最新情報の把握に努める。

また、名簿情報が更新された場合には、その都度、避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供等

ア 町は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

イ 避難支援者等関係者は、平常時より、巡回や訓練等を行い、避難行動要支援者の所在や健康状態等の把握に努める。

(5) 全体計画・個別計画の策定

ア 全体計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」(平成25年8月策定、「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、より細目的な内容

について全体計画を策定する。

イ 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画の策定に努める。

個別計画の策定については、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

(6) 緊急連絡体制の整備

ア 町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者等の実態に合わせ、家族に加え、避難支援等関係者など地域ぐるみの協力・連携のもとで、要配慮者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

イ 独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながらボランティアや地域福祉ネットワークづくりを進める。

ウ 町は各種福祉関係団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、聴覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(7) 防災施設、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、疾病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(8) 在宅における対策

ア 町は、要配慮者が災害時に安全に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

イ 地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

ウ ホームヘルパーや民生委員児童委員など高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

エ 在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用防災機器の設置を推進する。

オ 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (ア) 避難する場合は、指定避難所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (イ) 防災用品をそろえる
- (ウ) 貴重物品をまとめておく
- (エ) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (オ) 防災訓練に参加する など

(9) 支援体制の整備

ア 組織体制の整備

- (ア) 町と自主防災組織は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの老人等、避難行動要支援者等の分布を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者等をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを強化する。
- (イ) 体制づくりにあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が求められるようにする。
- (ウ) 避難行動要支援者等に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる場合とし、その旨を本人又は家族等に、事前に周知徹底する。
- (エ) 町は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、上記の組織体制について、取組指針やガイドライン等を踏まえ適宜見直し等を行い、支援体制に万全を期す。

イ 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

ウ 避難行動要支援者の搬送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(10) 福祉避難所の確保

ア 町域を越えた受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

イ 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

ウ 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(11) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(12) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

3. 病院・社会福祉施設

(1) 防災点検及び防災資材の配備

ア 社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）や病院等の管理者は、当該施設の入所者が「要配慮者」であることから、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、施設そのものの安全性を高めるよう努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の備蓄・整備に努める。

※資料5－町内の社会福祉施設等一覧

(2) 組織体制の整備

ア 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を策定する。

イ 特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

ウ 社会福祉施設や病院等の管理者は、町と連携し、日頃から、施設相互間や他の類似施設、近隣住民、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう協力体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院の管理者は災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。特に、高齢者や障害者等については、インターネットやメールサービス等を活用して情報を確認することは困難であるため、多様な情報手段を確保するとともに、個別計画の作成により緊急時の支援体制の確立に努める。

(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院の管理者は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路や指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施し、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難誘導方法を確立する。

(5) 業務継続体制の構築

社会福祉施設や病院の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(6) 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

4. 観光客・外国人への支援

(1) 観光客対策

ア 観光客向けパンフレットの作成等

松島町を訪れる観光客は、町域に対しての地理的知識はないと考えられ、災害時における指定避難所、避難経路などは観光マップ等にも記載されていないことから、観光客に対して、指定避難所等が明確に分かる看板及びパンフレットなどの作成に努める。

イ 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、指定避難所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

ウ 関係機関との連携体制の整備

町は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行客の交通手段の確保が行えるよう、県や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備する。

(2) 外国人対応

外国人は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行うとともに、町内で生活する外国人に対して、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行い、さらに災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や外国語による広報体制の整備、指定避難所・災害危険地区等に対する英語等外国語表示の付記などを推進する。

ア 町は、適宜、防災計画の見直しを行う等、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

イ 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や指定避難所、さらには避難経路の周知徹底を図る。

ウ 町は、県、国と連携し、指定避難所までの案内板等に外国語を併記する。

エ 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

オ 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

カ 町及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

キ 町、県及び公益財団法人宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

ク 外国人については、緊急指定避難所等に避難した時点で人数を把握し、その後、外国人を一カ所の指定避難所等に集め、通訳のできる職員やボランティア等を配置するような体制整備に努める。

(3) 外国人旅行者への対応

町及び県は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

外国人観光客が滞留及び帰宅などの際、言語による不自由が生じないよう、松島町国際交流協会及び松島善意通訳者の会との協定の締結により、外国人観光客の滞留支援、帰宅支援対策を推進する。

(4) ホテル旅館等観光施設所有者の役割

ホテル旅館等観光施設所有者は、災害が発生した場合に、従業員や利用客の一時的な収容ができるよう、水・食料・生活必需品等の必要な物資を確保しておくことが望まれる。孤立する恐れがある地域では、他からの物資の調達が困難になるため、飲料水や食料等を多めに備蓄することについて検討する。

5. 要配慮者に対する施策

町は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・その他要配慮者）の環境整備を図る。

(1) 都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等、人にやさしいまちづくり

計 画 名	計 画 内 容
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり	民生委員児童委員、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする在宅ケアチームやボランティア組織などの連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(2) 住宅・公共施設・福祉施設等の建築物の不燃化性の向上による人的被害の防止

計 画 名	計 画 内 容
社会福祉施設等の耐震性の向上	要配慮者優先避難所となる公立社会福祉施設の耐震化工事等を計画的に行う。また、民間施設について、同様の措置を講ずるよう指導していく。

(3) 要配慮者優先の非常ルールの確立

計 画 名	計 画 内 容
福祉避難所の確保等	県や社会福祉施設管理者等関係機関と連携し、要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた指定避難所として福祉避難所を指定するとともに、当該施設の環境整備を図る。 指定にあたっては、町外の施設の確保についても検討を行う。
町民向け防災マップの作成、活用	町民向け防災マップを作成し、災害発生直後における、指定避難所等における要配慮者対応について、町民への周知徹底を図る。
防災活動マニュアルの作成、活用	防災活動マニュアルを作成し、災害発生直後における、指定避難所開設・運営時等における要配慮者優先ルールについて、職員への周知徹底を図る。

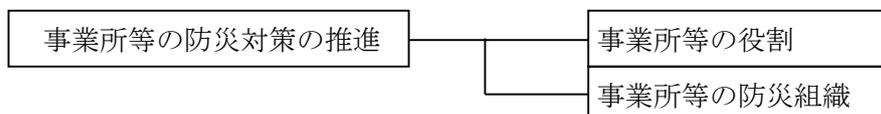
外国人対応の推進	災害時における外国人（日本語を解さず、援護を必要とする外国人）の安全確保を図るため、外国人向け防災パンフレットの作成・配布、防災訓練への参加促進、その他防災知識の普及・啓発等に努める。また、通訳ボランティアの確保にも努める。
----------	--

(4) 要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等と関係機関との連携強化や近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定の締結

計 画 名	計 画 内 容
他市町村との相互応援協定の締結	他市町村との相互応援協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先指定避難所の確保について、相互応援をするための実施手順等を協議し、決めておく。
相互扶助組織等の連携	県・国等の指導により、高齢者、障害者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応援体制の整備に努める。

第17節 事業所等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



1. 事業所等の役割

(1) 事業所等の活動

ア 事業所等の防災上の位置付け

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、事業所各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

イ 事業継続上の取組の実施

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町や県等との協定の締結や防災訓練への参加等、町や県の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

エ 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、事業所等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

オ 被害の拡大防止

企業は、災害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害

の拡大防止を図るため、緊急速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(2) 町、県及び防災関係機関の役割

ア 防災に関するアドバイスの実施

町、県、防災関係機関は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 事業所等における防災の取組に対する支援

町及び県は、事業所等に係る防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

ウ 事業所等の防災力向上対策

町及び県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所等の防災に係る取組の積極的評価等により事業所等の防災力向上の促進を図る。

エ 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

(3) (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

(4) (4) 地下街・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のために活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施

設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画の作成に際しては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くように努める。

また、浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。

2. 事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、町や市民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動等は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 事業所等の自衛消防組織の設置

一定の要件を満たす事業所は、消防計画を定め、計画で定める自衛消防組織を運用し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら地域の安全に寄与できるよう努める。

また、自衛消防組織の設置が義務づけられていない事業所等についても、同様に地域の安全に努める。

(2) 主な防災対策及び防災活動

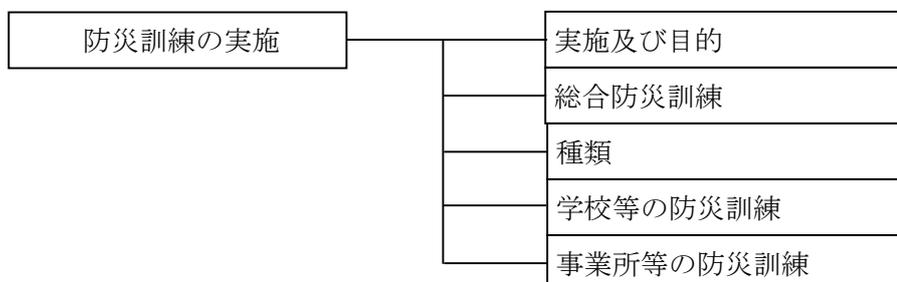
- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護
- キ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ク 施設耐震化の推進
- ケ 施設の地域避難所としての提供

松島町地域防災計画 風水害対策編

- コ 地元消防団との連携・協力
- サ コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- シ 大型の什器・備品の固定

第18節 防災訓練の実施

町は、災害発生時における災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関と連携して各種防災訓練を計画的に実施し、終了後速やかに訓練結果の検証を行い訓練の課題を整備する。



1. 実施及び目的

防災は、訓練の積み重ねにより大きな効果を上げることができる。実践的、具体的な防災訓練を行うことが、住民・自主防災組織・企業・防災関係機関・ボランティア等と行政関係機関との連携体制を確実なものとし、発災時の対応能力を高めることになる。

また、住民の防災意識の普及や被災時対応の向上にも効果が期待でき、地域防災計画が現実的に機能できるかなど、計画の妥当性についての検証も合わせて行えることから、「実践的な防災訓練」の実施を次のとおり総合的に進める。

(1) 定期的な訓練

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急速報を取り入れるなど、町民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(2) 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、水害や火災発生時における円滑な避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

(3) 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害の規模及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

(4) 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に

も努める。

(5) フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(6) 町職員については、定期的に各地域や災害対策本部への参集訓練や避難訓練を実施する。

(7) 若者参加の防災訓練を実施することにより、災害時町内に在住する中学生や高校生のような若者達がどのように機能するかを検証し、災害時の情報収集や人的支援の機動力として育成する。

(8) 町は、防災関係機関等の参加を得ながら、多数の住民が参加し要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

(9) コミュニティ単位での防災訓練

町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(10) 非常通信訓練

町、東北総合通信局、県及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練の実施に努める。

2. 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の実施等

自衛隊、海上保安庁、県等の防災関係機関、自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体及び多様な世代からの町民等が参加する総合防災訓練を、年1回以上実施する。実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

(2) 訓練内容及び訓練時の配慮事項

訓練内容は下記3のとおりとする。訓練の際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

3. 種類

主な訓練種類は下記のとおりだが、実施基準の詳細は事前に関係機関と協議しその都度定める。

災害対策本部 設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者の 動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常 通信訓練	災害時には、建物の倒壊や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信がふくそうしたり、途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・ 救助訓練	消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防 御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。
水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。
避難訓練 (土砂災害を含 む)	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、広報訓練も含め、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童、生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、炊き出し訓練、給水訓練も同時に行い習熟させる。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応急 手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
自衛隊災害 派遣要請訓練	災害時発生時の自衛隊派遣要請を、速やかに対応ができるよう訓練を実施する。
緊急輸送訓練	救援物資の受け入れのため、陸上輸送に対応する拠点の確保及び救援物資集積施設の設置訓練等を実施する。
公共施設復旧 訓練	公共施設が被災又は停電した際に、迅速な施設復旧を実施するため、電源確保訓練等を実施する。
ガス漏洩事故処 理訓練	危険物等の輸送時における事故・災害等を想定し、警察・消防等の関係機関等の応援活動などの訓練を実施する。
防潮堤の水門、 陸門等の締切操 作訓練	津波、高潮、風水害等に備え、防潮堤や陸門等の操作手順の確認等の訓練を実施する。
指定避難所運 営訓練	避難勧告等により指定避難所が開設された場合に、指定避難所管理者及び地元住民等の協力のもと迅速に指定避難所が運営できるよう、避難訓練等とあわせ、定期的、実践的な訓練を実施する。また、指定避難所運営の際の要配慮者に対する行動についても同時に習熟させる。
警備・交通規制 訓練	道路被害状況により、交通規制及び迂回路確保のための訓練を実施する。
その他の訓練	防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。

4. 学校等の防災訓練

- (1) 風水害等の災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- (2) 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で河川部や海浜部を利用する場合は、事前に風水害や高潮の防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- (3) 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- (4) 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して指定避難所運営訓練を実施する。

5. 事業所等の防災訓練

- (1) 事業者等は、大規模な風水害等の災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所として指定されている場合は、災害発生の際、企業が指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(4) 訓練内容

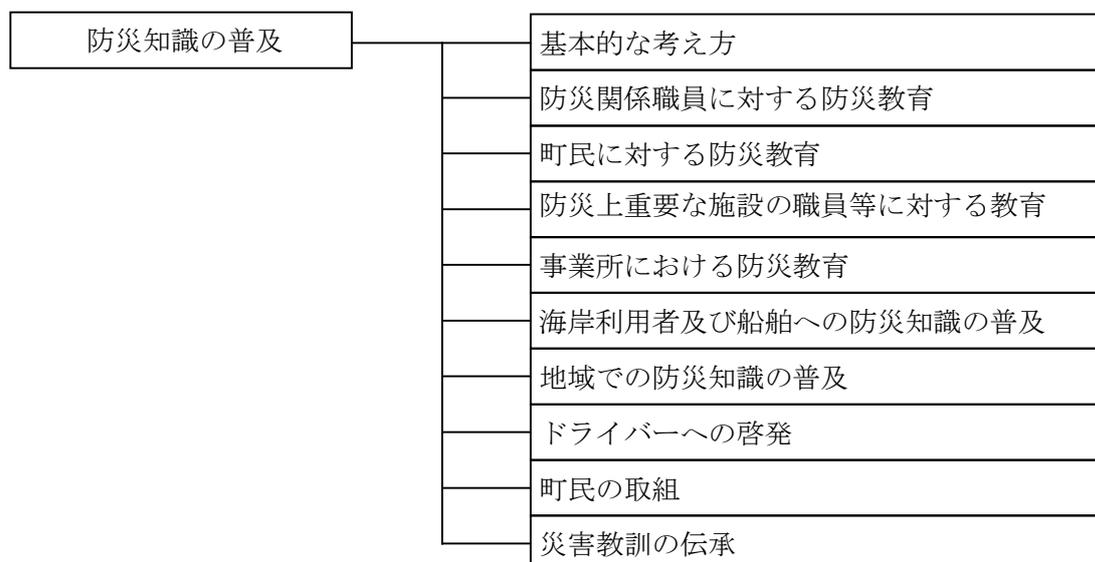
- ア 避難訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救急救命訓練
- エ 災害発生時の安否確認方法
- オ 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 町、自治会、他事業所等との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第19節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

災害による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と的確な行動が不可欠であり、また、定められた計画を実効性あるものとするためには、計画を運用する防災機関の職員及び住民等の計画に対する理解が重要である。さらにその必要性及び運用方法を熟知し、継続化していかなければ、災害発生時に有効適切な活動は期待できない。

町は、関係団体の協力を得て一層の普及促進の方策を検討し、また、要配慮者への防災知識の普及について、一人暮らし老人等を対象に災害緊急連絡台帳の整備と心身障害者福祉サービスパンフレットへの防災メモ等の作成、自主防災組織を通じての周知に努める。



1. 基本的な考え方

町をはじめ各防災関係機関は、「住民が自らを災害から守る（自助）」「地域社会がお互いを守る（共助）」という防災の基本を踏まえ、防災教育、講習会等を積極的に実施し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発に努める。

なお、施策の実施に当たっては、近年の高齢化傾向の特性を踏まえ、特に高齢者等の要配慮者に配慮した防災教育を系統的に推進しておく必要があることに留意する。

2. 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 防災活動マニュアルの作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
- オ 他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した防災研修等の実施

(2) 教育内容

- ア 風水害などの災害についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 地域防災計画の内容
- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 災害が発生した場合等に具体的に職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）
- キ 各種防災情報システムの操作方法等
- ク 家庭及び地域における防災対策
- ケ その他必要な事項

3. 町民に対する防災教育

町及び防災関係機関は、住民に対し、「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 普及の方法

- ア 社会教育、生涯教育、各種団体を通じての普及・啓発
自主防災組織、PTA、成人学級、女性団体、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、町民がそれぞれの立場から社会の一員とし

ての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

イ 広報媒体による普及

町は、以下に示す多様な広報により、防災知識の普及に努める。

普及方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、インターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等)等の活用 ・新聞、雑誌への掲載 ・防災に関するテキスト、マニュアル、広報紙、パンフレット等の印刷物の配布 ・防災ビデオ等の製作・貸出 ・有識者による防災をテーマとした研修・講演会、講習会、シンポジウム、展覧会、映画上映会等の開催 ・「防災の日」等防災運動による防災思想の徹底 ・その他
-------------	--

ウ 総合防災訓練等の実施

町は、町民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を町民に周知させる。

エ 防災とボランティア関連行事の実施

町及び県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

オ 東日本大震災発生日の位置付け検討

町及び県は、東日本大震災の教訓を忘れず、災害への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置付けについて検討する。

カ ハザードマップ等の活用

町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

キ 防災拠点の活用

町及び県は、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

(2) 周知内容

ア 町及び防災関係機関が実施する防災対策及び災害応急対策等の内容

イ 災害に関する一般的知識と過去の災害事例

ウ 災害危険性に関する情報

- (ア) 各地域における避難対象地区
- (イ) 孤立する可能性のある地域内集落
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (エ) 液状化や地盤災害等周辺地域における災害危険性の知識
- (オ) 事故防止の観点から、台風や大雨の際の外出や田畑の見回り、屋根など屋外の高所に上がることを極力控えることや、河川や海岸・岸壁等危険な箇所には近づかないこと等、風水害の危険性に関する知識

エ 避難行動に関する知識

- (ア) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- (イ) 早期避難の重要性についての知識
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- (エ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識 など
- (オ) 浸水等により指定避難所までの歩行等が危険な状態になった場合等の避難の方法について
- (カ) 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や
- (キ) 「屋内安全確保」

オ 災害に対する平素の心得

災害に対する平素の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 災害時の家庭内の連絡体制・行動ルールの事前確認 ・ 応急救護等の習得 ・ 自宅、職場、学校等からの家族の避難の方法（避難路、指定避難所の確認） ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食、乾電池等） ・ 出火防止等の内容 ・ 自主防災組織の結成 ・ 要配慮者及び観光客への配慮 ・ ボランティア活動への参加 ・ 正確な情報入手の方法 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
-------------	---

カ 災害発生時の心得

災害発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時にとるべき行動（場所別） ・風水害等の緊急速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動 ・自宅及び周辺地域の被災状況の把握 ・近隣の住民等と協力して行う救助活動 ・テレビ・ラジオ等による情報の収集 ・避難実施時に必要な措置 ・指定避難所での行動 ・自主防災組織の活動 ・自動車運転中及び旅行中等の心得 ・公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）の利用推進を図る。 ・避難勧告等の発令時にとるべき行動 ・自動車運行の自粛
----------	---

キ その他

(ア) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(イ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(3) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

町及び県は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び LGBT 等性的マイノリティのニーズの違いに十分配慮する。

イ 観光客等への配慮

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、指定避難所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(4) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の利用推進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービスなどの普及を促進する。

(5) 相談窓口の設置

町及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

4. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害の恐れがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

5. 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業者に対して防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、事業所における防災教育のテキストを作成し、その普及に努める。

事業所における防災教育については、事業所による差が著しく、全体的には水準の統一が見られないため、事業所団体毎に構成員の内部組織における防災知識の普及を図る。

6. 海岸利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 町は関係機関と連携し、関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により風水害等の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

ア 町は、関係機関と連携し、防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

イ 町は、関係機関と連携し、各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ウ 宮城海上保安部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

7. 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町及び県は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を

十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

町及び県は、指定避難所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) まるごとまちごとハザードマップの整備

洪水ハザードマップの更なる普及浸透、及び危機意識の醸成と洪水時避難所等の認知度の向上を図ることを目的とし、住民自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である「まちなか」に水防災にかかわる各種情報を標示する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備に努める。

(4) 観光客等の一時滞在者への周知

町及び県は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定避難所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

8. ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

9. 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

(1) 食料・飲料水等の備蓄

概ね「最低3日間、推奨一週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

(2) 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

(3) 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

(4) 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

(5) 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

(6) 防災マップの活用

町が作成する防災マップを活用し、避難経路図、緊急指定避難所等の確認に努める。

(7) マイ・タイムラインの作成・活用

災害時に、迅速かつ確かな避難行動がとられるためには、町民が災害の種別に応じた避難行動について理解した上で、避難先やその経路について平常時より検討しておく必要がある。

そのため、町は防災研修会やハザードマップ等、様々な機会や手段を通じて、災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、避難情報や防災気象情報等から、町民等が自ら判断し、適切な避難行動がとれるよう、災害に備え、いつ、何をすべきか等について、時系列で記載する、「マイ・タイムライン」の作成及び活用の促進に努める。

10. 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

(1) 資料の収集及び公開

町及び県は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(2) 伝承機会の定期的な実施

町及び県は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

(3) 石碑やモニュメントの継承

町及び県は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 伝承の取組

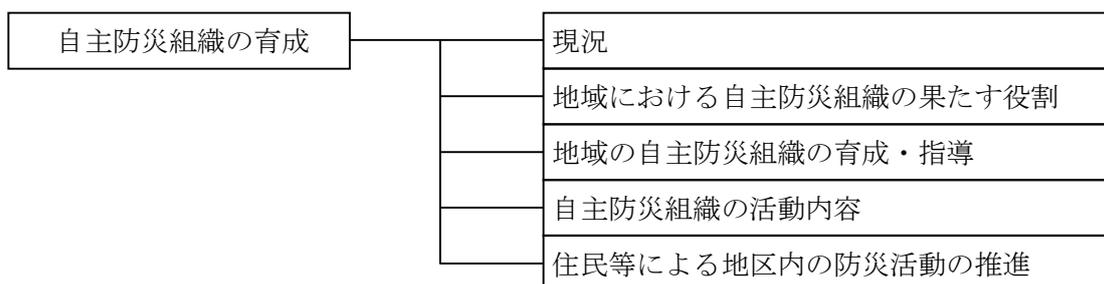
町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第20節 自主防災組織の人材育成

町は、自主防災組織の結成促進や運営について、「自主防災組織結成促進及び運営マニュアル」を有効利用し、平常時及び災害時の活動が円滑に行えるようにする。

また、町は、「世代継続する防災まちづくり」の理念を実現するために、自主防災組織の育成・強化を図り、消防機関等との連携を通じて、地域コミュニティにおける防災体制の充実等を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、若い世代をはじめ、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。



1. 現況

自主防災組織としては、各地域に住民主体の自主防災組織が結成され、それぞれが積極的に活動を行っている現状である。

また、婦人防火クラブが行政区ごとに結成されており、また、小学校の児童生徒による少年消防クラブも結成されている。

2. 地域における自主防災組織の果たす役割

(1) 自主防災組織の必要性

大規模災害の発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害によるコミュニティの崩壊や被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出・救護等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の要配慮者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するなどが必要である。

(2) 自主防災組織の活動

大規模災害発生時においては、住民が「自分の生命・自分の地域は自分で守る」という意識のもとに行動することが第一である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織活動を支えることになる。

3. 地域の自主防災組織の育成・指導

地域の自主防災組織の育成・指導は、基本的に以下のとおりとし、松島消防署の指導・協力を得て町が行う。

具体的な組織の育成については、別途「自主防災組織結成推進及び運営マニュアル」参照。

- (1) 町は行政区・行政地区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。特に、組織が設置されていない地域については、その原因を究明し、指導助言を行い、組織結成を推進する。
- (2) 町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、松島町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 訓練の実施等

(ア) 防災訓練への参加・実施

災害が発生したとき、適切な措置がとることができるよう町及び県が実施する防災訓練へ参加する。

(イ) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日常の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(ウ) 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

(エ) 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(オ) 救出・救助訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 指定避難所開設・運営訓練

災害発生時に迅速かつ円滑な指定避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者

と協力し、必要なノウハウの習得に努める。また、町は、自主防災組織自らが避難所を運営することができるよう、訓練や研修等を積極的に支援する。

イ 防災点検の実施

災害が発生したときに被害拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

ウ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

エ 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

(ア) 地域内の被害情報の収集方法

(イ) 連絡をとる防災関係機関

(ウ) 防災関係機関との連絡方法

(エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、防災関係機関による円滑な救出活動に必要な情報等の提供を行う。さらに負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の手当てを必要とする場合には救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

エ 避難の実施

町長から避難勧告等又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して様々な手段を用いて周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定避難所に誘導する。なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

市街地：冠水、火災、落下物、危険物

山間部、起伏の多いところ：土石流、がけ崩れ、地すべり

海岸地域：高潮

河川：決壊・氾濫

(イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

(ウ) 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 指定避難所開設・運営への参画

災害発生時には、町担当職員が被災し、指定避難所への参集が遅れることなども想定されることから、指定避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参加するよう努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたることとなった場合、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給を行うことになる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として炊き出し支援協力を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5. 住民等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携し防災活動を行う。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第21節 防災教育

平成17年度より、町では、小学校1年生から中学校3年生までを対象に防災教育『まつしま防災学』を教育計画に組み入れて実施しており、児童生徒に基礎的な防災知識と技能を習得させ、自ら地域の一員として参画し貢献できる人材を育成している。また、小学生は家庭で、中学生は地域社会の中で地域防災に参加できる、若者参加型の地域防災が組織され「世代継続する防災まちづくり」ができるよう努めている。



1. 学校における防災教育の方針

(1) 防災教育の趣旨

町は、「世代継続する災害に強いまちづくり」の理念のもと、若者の地域参加を促すために、小中学校における防災教育を安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行う。特に避難や災害発生時の危険性及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を強化する。

(2) 目標

- 小学校低学年 「自分を守る」
 - 小学校中学年 「自分や家族を守る」
 - 小学校高学年 「自分や家族を守り、地域の人役に立つ」
 - 中学校 「地域の防災戦力」
- 身につけ、考え、行動できる優しさとたくましさのある生徒の育成
助けを待つ存在から助ける行動を起こす存在に

2. 効果

- (1) 災害時に自分の身を守れる児童生徒が増える
- (2) 児童生徒の話から、家族の防災意識を高揚させることができる
- (3) 防災に関する知識や実践力が次第に高まり広がることによって、「地域防災」へとつながり、世代を引き継ぎながら災害に強いまちづくりへとステップアップできる。

3. 学校等教育機関における防災教育

- (1) 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

- (2) 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- (3) 児童生徒等に対する防災教育
 - ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - イ 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や指定避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- (4) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- (5) 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- (6) 町及び県、教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- (7) 町及び県、教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- (8) 町及び県、教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- (9) 町及び県並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上必要な知識の普及に努める。

【災害に強い組織づくり】

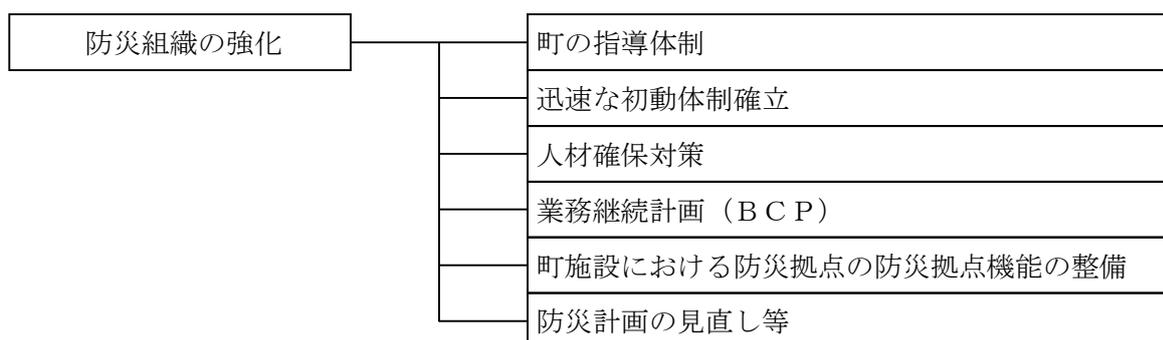
災害時に「もの」と「ひと」が組織的に動き、動かされなければ大きな効果は期待できない。このため次のような組織を目標とし、防災体制の強化に努める。

1. 信頼関係が確立された組織
2. 役割が明確な組織
3. 意図の伝達・徹底が容易な組織
4. 応援と強調が円滑な組織
5. 災害の危機管理が徹底した組織
6. 防災のため積極的に行動する組織

第22節 防災組織の強化

松島町の「地域としての災害危険性」に即して、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、整備・強化を次のとおり進める。

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町、県及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す必要がある。このため、町は、平常時から組織ごと及び勤務時間外の配備・動員計画や、業務継続計画を定める。



1. 町の指導體制

- (1) 地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、庁内に防災計画担当者会議を設置する。
- (2) 防災まちづくり計画の円滑な推進を図るために、密接な情報交換と研修・訓練等を実施し、災害時における各課の円滑な連携体制の強化に努める。
- (3) 町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

2. 迅速な初動体制確立

防災組織の整備を図るとともに、災害規模に応じた組織毎の配備動員計画を定め、職員参集システムを確立する。

(1) 配備体制の明確化

災害対策は、県との連携が不可欠であることから、県の配備体制を十分考慮し、本町の配備体制を定める。

また、各配備体制においては、配備基準、配備内容、配備職員、参集場所、活動内容等を明確にしておく。

ア 警戒配備体制(0号配備)

災害の規模等により災害対策本部や警戒本部等の設置を要しない場合の体制として警戒体制(0号配備)を整備する。

イ 特別警戒配備体制(1号、2号配備)

(ア)警戒配備の次段階として警戒本部が設置できる配備体制（1号配備）を整備する。

(イ)1号配備の次段階として特別警戒本部が設置できる配備体制（2号配備）を整備する。

ウ 非常配備体制（3号配備）

大規模な災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に組織の全力をあげて応急対策等を実施する体制を整備する。この段階では、災害対策本部を自動設置するものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準の明確化等

ア 災害対策本部の設置基準及び廃止基準を明確にする。

イ 災害対策本部を運営するにあたり、平常時から、組織のメンバーを明確にしておくとともに、災害対策本部の設置及び運営方法等について十分に確認を行う。

ウ 町長が不在等により災害対策本部長として指揮がとれない場合等の指揮命令系統を明確にする。

エ 災害対策本部の各災対部における責任者を定め、指揮命令系統を明確にする。

(3) 事務分掌の周知徹底等

あらかじめ、災害対策本部設置時の組織構成及び事務分掌を定め、平常時から職員に対し事務分掌等の周知徹底を図り、職員自らの役割について十分理解させる。

(4) 夜間・休日等における体制

夜間・休日等勤務時間外の災害発生時等の「職員の参集手段」を明確にする。特に、町長等幹部職員及び防災担当職員については、夜間・休日等の連絡先等について常に明確にしておく。

(5) マニュアルの作成

ア 職員初動マニュアルの作成

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、職員の初動体制を明確化する職員初動マニュアルを作成する。作成の際には、平常時の組織ごとの配備・動員計画や勤務時間外の職員の参集方法、初動時にとるべき職員の行動等について明確化する。

イ 応急活動マニュアルの作成

町は、組織ごとに災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

ウ 消防団活動安全管理マニュアルの作成

町は、消防団と協力して、特に洪水災害における消防団活動を継続していくために必要な事項を定めたマニュアルを作成し、活動時における消防団員の安全確保に努め

る。

3. 人材確保対策

(1) 他の災対部からの職員の応援

各災対部の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、他の災対部等からの職員の応援を受けられるよう職員の調整等が円滑にできるような体制を整備する。

(2) 退職者の活用等

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4. 業務継続計画（BCP）

(1) 業務継続性の確保

ア 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(2) 電源及び非常用通信手段の確保対策

ア 電源及び非常用通信手段の確保

町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

イ 再生可能エネルギーの導入推進

町は県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(3) データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

(4) 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

5. 町施設における防災拠点機能の整備

(1) 役場、保健福祉センター等の防災拠点施設は、電気水道等が停止した場合に備えて、FAX・コピー・パソコン等が使用可能な自家発電設備の整備、飲料水・燃料の備蓄に努める。なお、役場が被災した場合に代替施設となる松島町運動公園温水プールについては、上記の整備に努めるほか、情報通信機器等の整備を図る。

(2) 救援・救護活動の拠点となる保健福祉センター・指定避難所となる学校や集会施設等を有効に機能させるため、防災倉庫の設置及び応急対策用資機材「物資の備蓄」「防災行政無線の設置」「住環境整備」を図る。

(3) 大規模災害発生時の炊出しの拠点となる学校給食センターについては、炊出しに必要な設備や機材等の整備を図る。

6. 防災計画の見直し等

(1) 松島町防災会議を設置し、随時、地域防災計画の見直しを行っていく。

(2) 調査研究等の推進

災害に関する調査研究については、国の中央防災会議ワーキンググループや大学等研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

ア 国・県等の調査研究等の活用

国、県、研究機関等で実施された調査研究等の情報を入手し、必要に応じ松島町地域防災計画等の見直しを行う。

イ 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町又は県に報告するよう努める。

町及び県は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

ウ 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第23節 相互応援体制の整備

大規模な災害発生時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。



1. 協定締結先等との連携強化

(1) 協定等締結状況

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大和町、富谷市、大衡村、	平成 7 年 11 月 14 日
災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定	宮城「館」懇談会、みやぎ生活協同組合	平成 9 年 1 月 24 日
災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城「館」懇談会、宮城県石油商業協同組合塩釜支部、宮城県石油商業協同組合黒川支部	平成 10 年 11 月 4 日
宮城県市町村相互応援協定	宮城県内全市町村	平成 16 年 7 月 26 日
松島町災害対策業務に関する協定書	松島地区防災防止協議会	平成 16 年 10 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	松島町社会福祉協議会	平成 16 年 12 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	社会福祉法人松島町社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会	平成 17 年 3 月 25 日
電力設備災害復旧に関する協定書	東北電力ネットワーク(株) 塩釜営業所電力センター	平成 20 年 3 月 27 日

松島町地域防災計画 風水害対策編

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書	松島旅館組合、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定書	松島島巡り観光船(企)、丸文松島汽船(株)、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成 21 年 9 月 9 日
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	平成 21 年 12 月 7 日
夫婦町災害支援相互協定	秋田県にかほ市	平成 24 年 8 月 6 日
災害相互支援協定書	埼玉県滑川町	平成 24 年 11 月 3 日
災害時における清涼飲料水供給に関する協定書	仙台コカ・コーラボトリング株式会社	平成 25 年 12 月 3 日
東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定	東松島市	平成 24 年 4 月 24 日
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県武豊町	平成 24 年 10 月 4 日
特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 宮城事業部	平成 26 年 1 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定書	山形県中山町	平成 26 年 6 月 30 日
災害相互支援協定書	広島県廿日市市、京都府宮津市	平成 26 年 7 月 20 日
災害時における緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部	平成 27 年 2 月 16 日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人千賀の浦福祉会、医療法人友仁会老人福祉施設松島みどりの家、社会福祉法人功寿会、コスモスケア株式会社、有限会社マミーホーム、社会福祉法人松島町社会福祉協議会、松島医療生活協同組合、社会福祉法人松の実福祉会	平成 27 年 7 月 28 日
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	松島産業株式会社	平成 27 年 8 月 5 日

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社宮城主管支店	平成27年8月5日
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	くろしおLPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	平成28年4月19日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	特定非営利法人アドバンス「デイサービスセンターいっぷく」、特定非営利法人結いのこころ「里山デイサービスひより」	平成30年2月8日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年8月3日
包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社他町内郵便局等	令和2年11月5日

※ 各協定及び覚書等に関する詳細は資料編 資料2を参照のこと。

(2) 関係団体との連携強化

町及び県は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の供給を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(3) 相互応援体制の整備

ア 受入体制の構築

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に協定締結先等から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を位置付けるよう努める。

なお、受入れに必要な次の事項について、実効性の確保に努め、準備を整える。

- (ア) 応援先・受援先の指定(優先順位)
- (イ) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (ウ) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (エ) 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制
- (オ) 資機材等の集積・輸送体制
- (カ) その他必要な事項

イ 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。なお、人的応援により

職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(4) 非常連絡体制の確保

ア 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関等とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

イ 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

(5) 県内市町村間相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

2. 相互応援協定等の締結の推進

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町、県及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

(1) 市町村間の応援協定等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意する。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当部局の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

ウ 遠方の市町村間の相互応援協定

協定締結の際には、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

松島町は日本三景のひとつとして、毎年、京都府宮津市と広島県廿日市市と連携をとっており、今後、両市との相互応援協定について検討を行う。

エ 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるようあらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 広域避難に係る協定締結等

東日本大震災の教訓を踏まえ、広域避難に関する協定締結等に努めるとともに、締結した場合には、あらかじめ相互間で協議を行い、その受入れ収容施設の状況把握や情報・連絡体制、広域避難に関する手順・移動方法など定めておくものとする。

(2) 民間事業者等との応援協定等

大規模な災害が発生した場合、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事、災害廃棄物の処理等の応急対策を迅速に実施するためには、民間事業者をはじめ各種団体の協力が不可欠となる。このため、町は、あらかじめ、民間事業者等と協定等を締結し、協力体制の確立に努める。

3. 県への応援要請等

(1) 連絡体制の構築

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 応援体制の強化

町及び県は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

(3) 資機材及び施設等の相互利用

町及び県は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(4) 救援活動拠点の確保

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

4. 防災関係機関等への応援・協力要請等

(1) 自衛隊に対する緊急通知

町は、通信の途断等により県に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼ができない場合に備え、防衛大臣又は自衛隊へ直接緊急通知する際の連絡先や手順等についてあらかじめ明確にしておく。

(2) ライフライン事業者等との連携体制の確立

町は、電気、ガス、通信等、住民の生命又は社会生活の維持に必要なライフラインを管

松島町地域防災計画 風水害対策編

理する事業者等と、あらかじめ協議を行い、連絡体制等の整備を図り、災害時における連携体制を確立する。

(3) 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

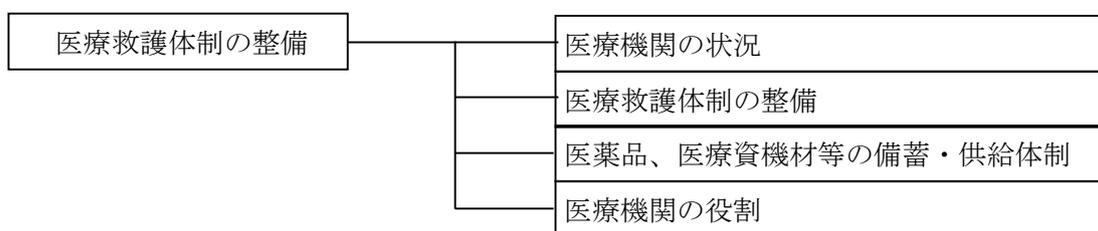
第24節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模災害発生時には、多数の負傷者がでることが予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがあることから、町は、県と医療救護機関と綿密な連携を図りながら医療救護体制を整備するとともに、医薬品等の備蓄も含めて整備充実を図る。

医療救護所設置については、(公社)宮城県塩釜医師会と締結する「災害時の医療救護活動に関する協定」により設置し救護班を編成する。医療救護所の運営については、混乱を招かないよう責任者を明確にした上で推進する。なお、必要な備品等の確保が図れるよう事前に準備し、関係機関の協力を得る体制をつくる。

〈医療救護所の主な役割〉

- ・ 傷病者の応急処置及び医療
- ・ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送準備の決定



1. 医療機関の状況

町内の医療機関の状況は、以下のとおりである。

なお、町は、災害時において町内の医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握し、この旨を住民に広報する。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
松島病院	高城字浜 1-16	354-5811	内科、外科、産婦人科、整形外科、神経内科、消化器科 リハビリテーション科
中山クリニック	磯崎字磯崎 2-8	353-2333	内科、小児科、腎臓内科、人工透析
小野寺記念たけなか医院	高城字町 61	354-2607	内科、小児科、消化器内科
松島海岸診療所	松島字普賢堂 2-11	354-3702	内科、消化器科、循環器科、歯科、矯正歯科、小児歯科
松島中央歯科医院	松島字陰ノ浜 7-1	353-2161	歯科、矯正歯科、小児歯科

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
西村歯科医院	磯崎字磯崎 105-3	353-4092	歯科、矯正歯科、小児歯科、小児矯正無痛治療
A B E デンタルオフィス	高城字町 151-4	353-9980	歯科
ファミリア歯科	高城字町 147-6	355-6860	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科

2. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護体制の整備

- ア 町は、健康長寿課長を責任者とし、平常時より災害時の医療救護体制を構築する。
- イ 町は、病院、医療救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ウ 医療救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るため、町内各病院や（公社）宮城県塩釜医師会と事前に協議等を行い、協力体制を構築する。必要に応じ協定等の締結に努める。
- エ 医療救護所において医療救護活動が対応できない場合に備え、町は、県地域災害医療支部を通じた県医療救護班及びDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請等を迅速かつ円滑に実施するため、連絡先、連絡方法等をあらかじめ確認しておく。
- オ 町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星携帯電話、災害時優先電話、MCA無線機等の複数の通信手段の整備に努める。

(2) 医療救護所の指定

- ア 町は、（公社）宮城県塩釜医師会等医療機関の協力を得て、災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当、トリアージ等の初期医療救護に相当する応急処置等を行うための医療救護所を、あらかじめ、以下のとおり指定する。

医療救護所

施設名	連絡先	収容規模
松島町農村婦人の家	352-2361	30人
松島町保健福祉センター	355-0666	20人

- イ 町は、障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 医療救護班の編成

ア 町内の各病院、医院、(公社)宮城県塩釜医師会等の協力を得て、あらかじめ医療救護班を編成しておき、救護活動体制を確立する。町内独自での医療救護班の編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成を行う。

イ 町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(4) 応急救護設備の整備と点検

町は、大規模な災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行う。

(5) 在宅要医療患者の医療救護体制

ア 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

イ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(6) 救護者の搬送体制

重度の負傷者の搬送は、塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署等の救急車を利用し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

3. 医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制

(1) 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

ア 町は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セットを町役場及び指定した医療救護所等に配備し、定期的に点検・補充を行う。

イ 災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合に備え、健康長寿課は、必要に応じ協定等を締結する等、調達先となる町内の関係業者との協力体制を構築し、その確保努める。関係業者は以下のとおりである。

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
品 川 薬 局	高城字町 95-1	354-2032	
たかぎ薬局	高城字元釜家 9-1	354-3369	
つばさ薬局松島店	松島字普賢堂 5-5	353-2990	
薬 王 堂	高城字帰命院下一	353-3551	
カメイ調剤薬局松島店	高城字浜 1-68	353-8588	
まごころ調剤薬局	高城字町 62-3	349-9127	

ウ 町内の関係業者だけで不足する場合に備え、塩釜地区薬剤師会及び『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村からの調達方法等を協議しておく。

(2) 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、医師会や宮城県薬剤師会等とあらかじめ協議しておく。

4. 医療機関の役割

(1) すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。

(2) 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、町及び他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(3) 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

5. 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。

(1) 災害派遣福祉チームの体制における役割(平時)

ア 町の役割

本計画において災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割
福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

ウ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等(以下「協力法人施設」という。)の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

ア 町の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について

支援を行う。

ウ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

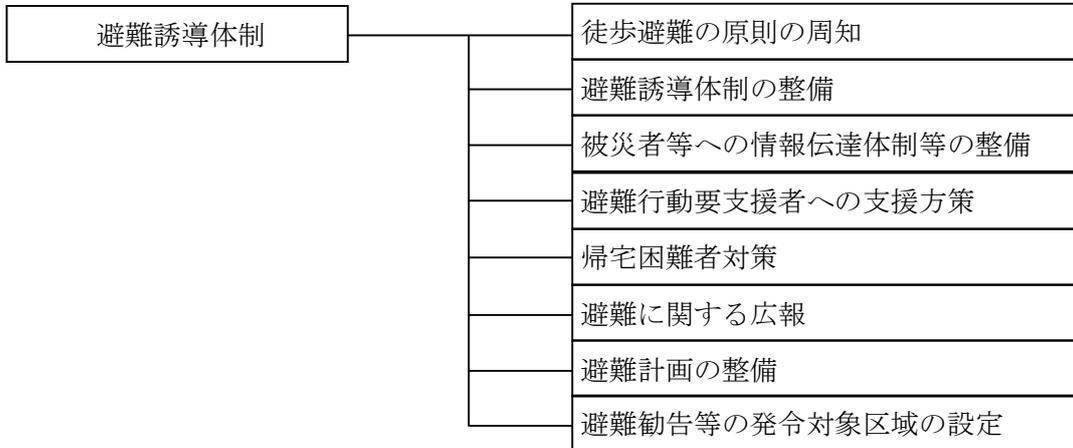
(3) 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第25節 避難誘導體制

町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、避難計画の作成、強力な救助組織の確立等、大規模災害発生時における避難誘導體制の整備を次のとおり進める。



1. 徒歩避難の原則の周知

町は、指定避難所への職員配備や、防災行政無線を活用した適切な避難情報の収集伝達方法の整備を図る。特に避難行動要支援者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

災害発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、災害発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2. 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等について、河川管理者、水防管理者等の協力を得つつ、あらかじめ、避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町は、県の支援を受けながら、避難勧告等の発令基準を策定し、防災体制確保に努める。また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

町は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(1) 行動ルールの策定

町は、消防職団員、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

(2) 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

3. 被災者等への情報伝達体制等の整備

(1) 情報伝達手段の確保

ア 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

特に要配慮者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

イ 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者、観光客等の帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

(3) 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(4) 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

4. 避難行動要支援者の支援方策

(1) 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 避難行動要支援者の支援体制の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(3) 避難行動要支援者対策について

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

イ 避難行動要支援者の管理データの整備は町職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会が連携し、常に対象者の状況変化に対応できるようにし、安否確認の方法についても、対象者と地域住民の理解を得ながら事前に行うよう努力する。

ウ 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(4) 社会福祉施設等における対応

ア 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防止体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

ア 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

イ 非常持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の指定避難所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

(5) 在宅者対応

ア 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

ア 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

イ 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者の情報について、県と共有化を図るとともに、災害時個別支援計画等の策定に努める。

(6) 外国人等への対応

町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

ア 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

イ 指定避難所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

エ 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

5. 帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

町は、大規模な災害の発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

(2) 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

(3) 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進

を図る。

(4) 避難対策

ア マニュアルの策定

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

ウ 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(5) 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(6) 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(7) 帰宅支援対策

町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

(8) 地域協議会等の設置

町は、主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、県と連携して取り組む。

6. 避難に関する広報

(1) 町民及び自主防災組織に対しては、その趣旨の徹底と非常時における安全避難への協力確保を図るため、平常時より広報に努める。

(2) 町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定避難所、

避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

- (3) 実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

7. 避難計画の整備

(1) 町の対応

ア 町は、下記の事項に留意し、指定避難所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。

また、

- (ア) 避難勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法
- (イ) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人数
- (ウ) 指定避難所の名称、所在地、収容人数
- (エ) 避難路及び避難経路、誘導方法

イ ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などまちづくりと一体となった防災力の向上に努める。

ウ 避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

(2) 公的施設等の管理者

学校等、病院、社会教育施設、駅等不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者や職員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、職員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

8. 避難勧告等の発令対象区域の設定

(1) 水害

町は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難勧告等の発

令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国及び県から必要な助言等を受ける。

(2) 土砂災害

土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂災害に関するメッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。

(3) 高潮災害

町は、避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため町は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難勧告等を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

第26節 食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制

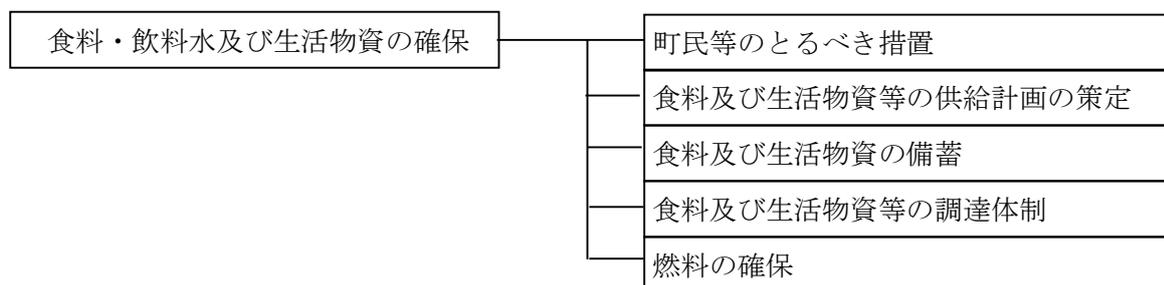
被災時に住民の食料や飲料水又は生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こり、早急な提供は困難が予測される。よって町は、被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行えるよう物資の備蓄、調達体制を整備していく。

また、学校給食センターやホテル・旅館を利用した炊き出しや、防災組織と連携による地域での炊き出しも計画する。

各家庭での備え

学校給食センター等での炊き出し

各種団体・組織の救援活動



1. 町民等のとるべき措置

- (1) 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低「最低3日間、推奨一週間」分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努める。
- (2) 町民は、家族構成に考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- (3) 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努める。
- (5) 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう、パンフレット、広報誌等を通して啓発に努める。
- (6) 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2. 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

3. 食料及び生活物資の備蓄

(1) 初期対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の「最低3日間、推奨一週間」分等、初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める。

ア 食料の備蓄

町は、米穀、乾パン等の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため分散備蓄を行うとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、対応年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行う。

イ 生活物資の備蓄

生活物資の備蓄状況は、資料編「資料7-8 食糧・飲料水等備蓄一覧」のとおりである。

ウ 飲料水の備蓄

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(2) 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、指定避難所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(4) 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(5) 備蓄物資選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(6) データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

(7) 配給体制の整備

以下の事項に留意し、大規模災害時の飲料水、食料、生活物資等の配給体制を整備する。

- ア 自主防災組織、ボランティア等の協力のもと配給体制を整備する。
- イ 指定避難所等での要配慮者への配慮
- ウ 公平性
- エ 在宅の被災者への配給体制
- オ 在宅の要配慮者への配給体制

4. 食料及び生活物資等の調達体制

(1) 食料・生活物資の調達

- ア 町は、民間事業者等と食料・生活物資の調達に関する協定を締結するなど、緊急時の物資調達先を確保する。
- イ 町は、生活物資の調達について利府松島商工会と協議の上、町内各業者から必要量を調達できるよう体制を整備する。
- ウ 町内の関係業者だけで不足する場合は、宮城「館」防災に関する相互応援協定締結市町村及びみやぎ生活協同組合との協定に基づいて調達するものとし、調達方法等について事前に確認しておく。
- エ 上記での調達が困難又は、生活物資が不足する場合等には、県に応援を要請するものとし、あらかじめ応援要請方法等について確認しておく。
- オ 調達する食料・生活物資を選定する際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮することを、職員に対し周知徹底する。

(2) 飲料水の確保

- ア 被災地における迅速な対応を図るため、応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- イ 給水に関する応援要請については、日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づき実施する。

緊急時用浄水装置能力表

ろ過能力	<p>$V=2,000$ ㍓ (1時間当たり)</p> <p>※ 1世帯当り 1日 20 ㍓ポリタンクを 1個使用した場合</p> <p>1時間当り $2,000 \text{ ㍓} \div 20 \text{ ㍓} = 100$ 世帯分</p> <p>1日当り $100 \text{ 世帯} \div 24 \text{ h} = 2,400$ 世帯分給可能</p>
-------------	---

ウ 長期断水時の飲料水確保を図るため、井戸水等の水質検査に努める。

5. 燃料の確保

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

ア 物流体制の整備

町は県と連携し、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。

イ 燃料確保に関する協定等

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(2) 重要施設の停電時の対策強化

県から指定された重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 災害応急対策車両の燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

(4) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(5) 普及啓発

ア 燃料管理等の普及啓発

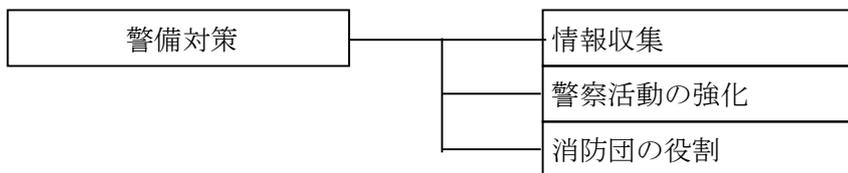
町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

ア 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第27節 警備対策

町は、災害発生時の、救出・救助活動の他、交通の混乱や治安の悪化など、警備を必要とする様々な場面が想定される。警察機関との連絡体制を強化し十分な対応がなされる体制づくりに努める。また、海上においては、宮城海上保安部が応急対策の役割が果たせるよう平時から連絡体制を強化する。



1. 情報の収集等

町は、塩釜警察署に対し、平常時より警戒区域、無人化地域及び指定避難所等の治安状況等の犯罪に関する情報を収集・分析し、治安活動について要請をする。

2. 警察活動の強化

町は、被災地、指定避難所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し、必要により臨時交番の設置、集団警ら等の地域警察活動を強化するよう要請する。

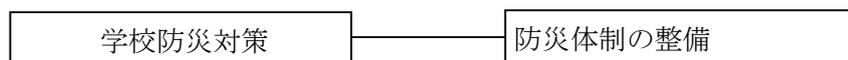
3. 消防団の役割

町は、災害が発生した際に消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民と協力し救助救出活動を行うため、多くの町民が平常時より地域自主防災訓練に参加し地域の連携の強化を図る。

第28節 学校防災対策

大規模災害発生の場合、指定避難所が開設された地域の学校の教職員は、指定避難所開設・運営への協力が要請されるとともに、被災した多数の児童・生徒に対するケア等適切な対応が必要になる。学校は、大規模災害時を想定した教職員の行動計画を策定し、児童・生徒の避難誘導保護等を含めた「災害対策マニュアル」を策定する。

なお、学校施設については、災害発生時、地域における防災拠点として利用されるため他の指定避難所と同様に、備品や避難生活に必要な物資の備蓄を行うとともに、耐震補強等防災に必要な施設の整備に努める。



1. 防災体制の整備

学校（幼稚園、保育所含む）は、町、県、教育委員会の指導及び支援を受け、計画の策定や連絡体制の整備など事前対策を推進する。

(1) 校長（以下「園長、所長」を含む）は、学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てておく。

(2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

ア 児童等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図ること。なお、児童・生徒の引き渡しにおいては以下の事項に留意する。

- (ア) 平常時から家庭の状況を把握しておくこと。
- (イ) 保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については学校等に止めるなど事前の協議・確認を行うこと。
- (ウ) 登下校園中（徒歩、自転車、バス等）に災害が発生した場合の対応
- (エ) 警報発表中は、児童生徒を引き渡さず、保護者とともに学校等に留まることや、避難行動を促すなどの判断についての対応

イ 教育委員会、警察署、松島消防署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

ウ 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

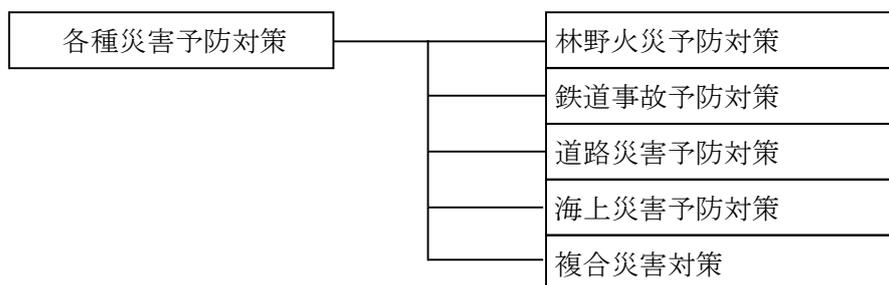
エ 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たるため、学校防災計画に指定避難所となる場合の事項を定めておくこと。

(3) 町及び学校は、「まつしま防災学」として防災専門家や災害体験者の講演会開催及び町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を計画する。また、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育や、自ら

の家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

- (4) 教職員に対しては、災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火方法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- (5) 町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第29節 各種災害予防対策



1. 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施工、資機材の整備を図り火災予防対策の徹底に努める。

(1) 事前警戒措置

ア 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接自治体に近接している場合は、通知する。

イ たき火等の制限

町長は、気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

ウ 火の使用の制限

塩釜地区消防事務組合管理者は、消防法第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認める区域内に在る者に対し火の使用を制限する。

エ 喫煙の禁止

塩釜地区消防事務組合火災防止条例に基づき、火災警報発令時には、町民の森などでの喫煙を禁止する。

(2) 広報宣伝の充実

県、町及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱の指導取締を行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(3) 防災活動の促進

町及び防災関係機関は、火災につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて、未然に防止を図る必要があり、地域、住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の習得を図る。

(4) 森林等の管理整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹林帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(5) 防ぎょ資機材の備蓄

町、県等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

(6) 林野火災特別地域の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けるよう努める。

2. 鉄道事故予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(3) 関係機関相互の応援体制

町は、鉄道事故災害が発生した場合に備え、平常時から、鉄道事業者等関係機関との連絡を密にしておく。

(4) 鉄軌道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努めるものとする。

3. 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。

(1) 道路施設

それぞれの道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(2) 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互の連携強化を図る。

(3) 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

(4) 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、ICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、その情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(5) 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(6) 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

4. 海上災害予防対策

船舶の衝突、転覆、火災、機関故障等の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

(1) 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部、県、及び町は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平時からの連携を強化する。

(2) 捜索、救助活動について

町は、救助・救急関係機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(3) オイルフェンス等防除資機材の備蓄について

町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、吸着マット等の防除資機材の備蓄を行う。

(4) 防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備について

町は、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

(5) 防災訓練の実施

町は、第二管区海上保安本部が実施する大規模海難や危険物流出等を想定した訓練に協力し、相互の連携体制の強化を図る。

5. 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

(1) 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の災害予防対策の定めるところによるが、予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

ア 活動体制

- (ア) 町は、平常時から防災関係機関相互の連携（要因、装備、資機材等の広域応援）について協議しておく。
- (イ) 複合災害時には、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (ウ) 町、県、関係市町村は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢等を速やかにとることを考慮する。
- (エ) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

イ 情報収集・伝達体制の整備

- (ア) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる指定避難所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (イ) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (ウ) 町、県、防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
 派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
 広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。
- (エ) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

ウ 避難体制の整備

- (ア) 複合災害時には、避難勧告等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (イ) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、指定避難所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また

「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

(ウ)町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

(2) 複合災害に関する防災活動

ア 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

イ 複合災害に関する知識の普及啓発

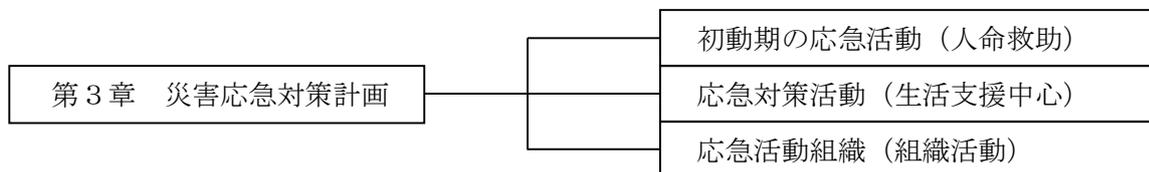
町は、原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害時は広範囲にわたる被害発生が予想され、多岐にわたる応急対策の必要性が生じる。応急対策は、防災体制や相互応援協定の応急活動組織、情報収集・伝達や避難誘導など、主に人命に係わる対応を中心とした緊急対策と、応急住宅やライフラインの復旧など、主に被災者の生活支援を中心とした対策に区分される。

災害発生後の応急対策については、防災機関が行う消火活動はもとより救急救助活動、情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導等応急活動の全般的な機能を果たすことになる。

また、多様な応急対策需要に対応するためには、常備消防はもちろんであるが、消防団・婦人防火クラブ・自主防災組織等が地域の中心となって初期消火、救出活動、避難誘導、広報活動等に大きな役割を果たすことが必要である。大規模災害発生後の応急対策を迅速かつ効率的に実行するためには、このような応急対策需要の特異性と防災機関の中心的な役割を十分に活かした計画を立て、実施しなければならない。



【初動期の応急活動】

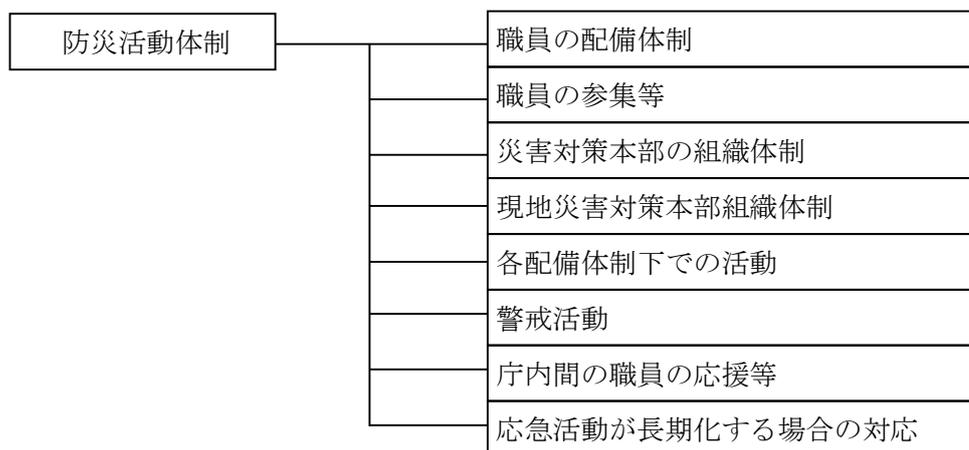
災害発生直後は、人命の安全確保を最優先とし、避難誘導や救急救助活動、消火活動を行わなければならない。また、正確な情報収集を行い、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を行い、被害の拡大防止と二次災害の発生抑止に努めなければならない。

第一段階の応急対策は、人命救助を最優先とした集中的活動により、その被害を最小にとどめるための活動を行うべきである。その上で第二段階としての対応策を実施できるよう備えを整えておくことが大切である。

住民は我が身の安全を確保した上で、率先して隣や近所の住民の安否確認や救出活動を行う。

第1節 防災活動体制

災害に伴う様々な被害を軽減するためには、応急対策活動を迅速・的確に行うための体制づくりが求められる。従って、町は災害発生直後の職員初動体制を整備し、合わせて、災害規模に応じて災害対策本部を設置し適切な動員体制を作り各対策部ごとに定められていた応急対策を実施する。



1. 職員の配備体制

町内において相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたときに、災害対策本部を設置し、非常配備体制を取る。なお、災害対策本部が設置された際には、各課（局所）は部となる。

また、この前の段階では（特別）警戒本部の設置、あるいは警戒配備を敷くこととしており、各配備体制の基準内容等については次のとおりである。

※資料1－災害対策本部組織図

※資料1－事務分掌内容

※資料1－各対策の所管課一覧

(1) 警戒配備（0号配備）

大雨・洪水・高潮等の注意報・警報が発表され災害の発生が予想される時、その他特に危機管理監が必要と認める場合は、必要な人員をもって警戒配備（0号配備）体制を取る。

(2) 警戒本部（1号配備）

大雨・洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害が予想される時及び被害が発生した場合、その他特に総務課長が必要と認めたときは、体制の基準に基づき松島町警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号配備）体制を取る。

(3) 特別警戒本部（2号配備）

大雨・洪水等の警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時又は被

害が発生した場合、その他特に副町長が必要と認めたときは、松島町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号配備）体制を取る。

(4) 災害対策本部（3号配備）

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたときは、松島町災害対策本部を設置し、非常配備（3号配備）体制を取る。

また、災害対策本部設置前の段階でも、被害の規模が相当程度広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 職員動員体制

配備体制ごとの職員動員体制は、「資料 1-5 動員体制」に定めるとおりとする。

【配備体制の基準・内容等】

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
災害対策警戒配備による警戒配備	0号	町内で震度4以下の地震が観測、または災害の発生が予想されるとき。 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 その他特に危機管理監が必要と認めるとき。	災害に関する情報の収集及び連絡が円滑に行える体制。	■体制 総務課 (環境防災班) 危機管理監 ■構成 危機管理監 環境防災班 その他危機管理監が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室
	特別警戒配備	町内で震度4以上の地震が観測され、広範囲に災害の発生が予想されるとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 その他特に総務課長が必要と認めるとき。	警戒本部設置 災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる体制。	■体制 本部長：総務課長 副本部長：危機管理監 ■構成 各課(局所)長 その他総務課長が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室
	備号	宮城県に津波注意報以上が発表されたとき。 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は、被害が発生したとき。 その他特に副町長が必要と認めるとき。	特別警戒本部設置 各課(局所)長、参事、班長及び所要職員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部に移行できる体制。	■体制 本部長：副町長 副本部長：総務課長 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室
災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めるとき。	災害対策本部設置 組織の全力を挙げて応急対策を実施するため全職員体制。	■体制 本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室 (庁舎被災時) 温水プール美遊(高城字動伝一34-1)又は石田沢防災センター(松島字石田沢12-2)

2. 職員の参集等

(1) 勤務時間内の参集行動等

ア 職員動員の指示

危機管理監は、配備体制基準に該当する災害情報等を入手した場合は、庁内放送及び登録制メール等を用い、動員職員に対し配備命令を出す。

当該配備体制に係る課（局所）長は、危機管理監からの情報を確認後、動員職員の所在等を確認し、庁外へ出ている職員がいる場合などには、その旨の伝達等を行う。

イ 動員職員への伝達手段

配備命令の動員職員への伝達は、主に次の方法で行うものとする。

- (ア) 庁内放送・・・庁内職員向け
- (イ) 防災行政無線・・・庁外活動中の職員向け
- (ウ) 一般加入電話・・・町出先機関向け
- (エ) 携帯電話（メール機能含む）・・・庁外活動中の職員向け
- (オ) 口頭連絡・・・停電等により庁内放送等が使用できない場合等

ウ 職員の対応

町職員は、配備命令を確認した場合には、迅速に次の行動をとるものとする。

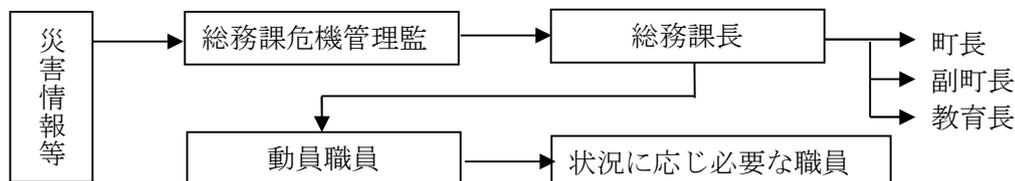
- (ア) 仕事の途中であっても速やかに平時の勤務場所に戻り、上司の指示を受けられる体制を整える。
- (イ) 災害の状況により庁舎へ戻れない場合には、最寄りの公共施設等へ参集し、その旨を上司に連絡する。
- (ウ) 勤務場所が庁舎外で、災害発生とともに庁舎に戻る場合には、途中の被災状況を上司に報告する。
- (エ) 庁舎（施設）及び設備の機能（安全）確認、来庁者・施設利用者等の安全確保及び避難誘導等への対応を行う。火災が発生した場合には、初期消火に努め、直ちに消防本部へ連絡する。また、エレベーターが設置されている場合には、エレベーター内の残存者の確認を行う。
- (オ) 庁舎内が一段落した後は、家族の安否確認を行い、その後、速やかに活動できる体制をとる。

(2) 勤務時間外の参集行動等

ア 職員の招集

(ア) 動員職員への災害情報の伝達

次のフローにより、配備命令を動員職員へ伝達する。



(イ) 動員職員の登庁

動員職員は、勤務時間外（夜間・休日など）に、上記フローにより災害情報等の伝達があったとき、もしくはテレビやラジオなどによる災害情報などを知ったときは、速やかに登庁又は配置につく。

自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、その旨を所属課（局所）長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。

災害による交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属課（局所）長へ報告し、その後の指示を受ける。

イ 職員の自主参集

災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、職員は配備命令の有無にかかわらず、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努め、次の措置をとる。

(ア) 職員は大規模な災害の発生を覚知した場合は、配備命令の伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の災害状況を把握しながら参集する。

(イ) 自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。

(ウ) 自らの周辺における火災の有無を確認し、火災があった場合は初期消火、消防機関への通報などで対処する。また、参集途上で住民等の救助要請を認めた場合は、消防機関や警察等へ通報するとともに、人命救助など適切な処置を講じる。

(エ) 交通機関や通信の途絶、火災などにより参集することが困難な職員は、所属課（局所）長に連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設に参集し指示を待つものとする。

(オ) 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

ウ 登庁後の職員の行動

動員職員や自主参集により最初に登庁した職員等は、その職務について権限を有す

る者が不在の場合には、次のような応急対策を臨機の判断により迅速かつ的確に実施する。

なお、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

- (ア) 火災報知器等の確認による庁舎の設備被害の把握及び機能（安全）確保
- (イ) 庁舎の目視による安全確認
- (ウ) 防災行政無線、電話、FAX、インターネット回線等の情報通信機器の被害状況
- (エ) 災害などに関する情報収集及び連絡
- (オ) 気象情報の収集及び連絡
- (カ) 災害対策本部設置業務、関係防災機関に関する要請
- (キ) 指定避難所の開設、避難誘導など

(3) 職員参集状況等の把握

職員の参集状況、安否確認は、各課（局所）長が取りまとめ、総務課長へ報告する。その際、職員が参集途上で把握した被害状況等についても、報告するものとする。

※資料 8－参集時被害確認メモ

3. 災害対策本部の組織体制

(1) 災害対策本部の組織

松島町災害対策本部の組織は、「松島町災害対策本部条例」及び「松島町災害対策本部運営要綱」に基づくものとする。

(2) 松島町災害対策本部の事務分掌

- ア 防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- イ 住民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防・水防その他応急措置
- エ 被災者の救助、救護その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難の準備情報、勧告、指示
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ケ 県災害対策本部への報告、要請
- コ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(3) 設置・廃止基準

次の基準に該当し、町長が必要と認めるとき、災害対策本部を設置又は廃止する。

- ア 設置基準

- (ア)風水害等により大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ)風水害等により災害が発生し、その規模等により特に対策を要するとき。
- (ウ)災害救助法による救助の適用を受ける災害が発生したとき。
- (エ)その他必要な事態が発生したとき。

イ 廃止基準

- (ア)町域において、災害発生のおそれが解消したとき
- (イ)災害応急対策が概ね完了したとき

(4) 災害対策本部の設置・廃止の通報

災害対策本部長は、本部の設置又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。また、本部員会議の決定事項のうち必要と認める事項についても同様とする。

- ア 県知事
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 自衛隊
- エ 隣接市町長
- オ 住民
- カ 各報道機関

(5) 町長指揮命令不能時等における措置

町長の指揮命令不能時等は、副町長に町長の職務・権限を代行させることとし、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

(6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別な場合を除き役場会議室に置く。災害対策本部が設置された場合は、速やかに通信機器等の使用ができるような準備体制を図る。

ただし、災害により役場庁舎に甚大な被害が発生し設置が困難な場合は、下記の施設に本部を設置するものとする。但し当該施設にも甚大な被害が確認された場合は被害の影響が軽微な施設に変更し災害対策本部を設置する。

- ・施設の名称：「松島運動公園温水プール」 所在：松島町高城字動伝一 34 番地の 1
- ・施設の名称：「石田沢防災センター」 所在：松島町松島字石田沢 12 番地の 2

(7) 災害対策本部の運営

ア 本部員会議

- (ア)本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- (イ)本部員会議は、災害対策本部長が招集する。

イ 部

- (ア) 部は、本町における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。
- (イ) 部に、部長の外、副部長を置き、災害対策本部組織表に掲げる職にある者又は部長が指名する職員をもって構成する。
- (ウ) 部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を把握し、所属職員を指揮監督する。
- (エ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときにその職務を代理する。

4. 現地災害対策本部

- ア 局地災害の応急対策を集中的に推進するため又は特に必要があると認めるときは、当該地域に現地災害対策本部を設置する。
- イ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名した者が担当する。
- ウ 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度災害対策本部長が定める。

5. 各配備体制下での活動

(1) 警戒配備（0号配備）下での活動

警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ア 危機管理監は、県及び関係機関と連絡を取り、気象情報等を的確に把握し各課に連絡を取る。
- イ 建設課長、水道事業所長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係機関から収集し、危機管理監に報告する。
- ウ 関係各課（局所）長は、役場庁舎会議室に参集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。
- エ 配備を行う各課（局所）の課（局所）長は、危機管理監からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に、必要な指示を行う。
- オ 配備につく職員の人員は、状況に応じ各課（局所）長が判断し増減する。
- カ 配備につく職員は、自己の所属する課（局所）の所定の場所に待機する。

(2) 特別警戒配備（1号配備）下の活動

特別警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ア 警戒本部長（総務課長）は、必要に応じ警戒本部会議を開催し、応急対策について方針を決定するとともに、必要事項について住民に指示又は伝達する。
- イ 警戒本部長（総務課長）は、各課（局所）長との相互連絡を密にする。緊急措置については、町長、副町長に報告するとともに、状況を県に報告する。
- ウ 各課（局所）長は、次の措置を取り、その状況を警戒本部長に報告する。

- (ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備する。
- (イ) 装備、資機材、機械等を点検し、必要に応じ被害予想地へ予め配備する。
- (ウ) 関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

エ 各課（局所）長は、要員配備の方法及び人員等について、1号配備から速やかに2号配備に切り替えられるよう体制を整備する。

(3) 特別警戒配備（2号配備）下での活動

特別警戒配備下における活動の要点は、1号配備体制の活動のほか、概ね次のとおりとする。

- ア 特別警戒本部長（副町長）は、必要に応じ、特別警戒本部会議を招集する。
- イ 総務課長及び危機管理監は、関係各課（局所）長との相互連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、応急措置についてその都度、町長に報告する。
また、その状況を県に報告する。
- ウ 各課（局所）長は、次の措置を取りその状況を随時特別警戒本部長に報告する。
 - (ア) 所要の人員の配置について。
 - (イ) 対応実施状況及び調査状況について

(4) 非常配備（3号配備）下の活動

- ア 非常配備の場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を災害対策本部長に随時報告する。
- イ 災害対策本部長は、災害対策状況を県に報告する。

(5) 非常配備体制の特例

- ア 災害対策本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができる。
- イ 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるとき、関係部長は、災害対策本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

(6) 関係機関等との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

6. 警戒活動

大雨洪水時には、河川出水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防災対策を行う事態が予想される。このため、町は、水防団による危険箇所のパトロール等を実施し必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

(1) 警戒体制

東部仙台区域に大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、町内に災害の発生が予想される場合は、防災活動体制の基準に基づき、警戒配備体制を敷く。

(2) 水防活動

ア 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。

イ 水防警報を受報した水防管理者その他関係機関は、洪水警報の危険度分布や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。

エ 河川管理者、海岸管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、防潮堤等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般住民に周知する。

オ 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

カ 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

キ なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

※資料7－水防倉庫及び資機材の状況

(3) 土砂災害警戒活動

ア 町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等周辺の警戒活動を行うとともに、危険と判断される場合は住民に対し避難勧告等の必要な措置を講じる。

イ 国又は県から土砂災害緊急情報の通知を受けた場合は、町は、国、県と連携し、住民等へ広報活動を行い、その旨を周知する。

※資料3－土砂災害危険箇所等一覧

7. 庁内間の職員の応援等

各部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の部から応援を得る。

(1) 職員の応援要請

各部長は、各部の職員の参集状況や活動状況等を把握し、職員が不足する場合には、以下の事項を「職員応援要請書」等に明記し、災対総務部へ職員の応援を要請する。ただし、急を要する場合には「職員応援要請書」を省略することができる。

- ア 応援を要請する作業内容・職種
- イ 場所
- ウ 人員数
- エ 携帯品
- オ その他必要事項（技術・女性職員の必要性等）

(2) 応援職員の派遣

災対総務部は、各部からの職員の応援要請に対応するため、次の対策を実施し、応援要請した部に職員を派遣する。

- ア 各部から提出される「職員応援要請書」等より、職員の応援を必要とする業務内容及び人数等をできる限り正確に把握する。
- イ 職員の出勤・出務状況を踏まえ、応援出務可能人員の調査を行う。
- ウ 応援出務可能人員の調査及び各部の応援要請を踏まえ、職員配置案を策定する。職員配置案の策定にあたっては、過去に経験した業務内容や性別等をできる限り考慮する。
- エ 職員配置案をもとに、職員に余裕のある部と協議を行い、応援要請先の各部に動員を派遣する。
- オ 町職員において、応急活動要員が不足する場合には、協定先の市町村、職員OB等への応援を要請する。

8. 応急活動が長期化する場合の対応

町は、大規模な災害が発生し、応急対策が長期化する可能性がある場合には、次のような対応をとり、職員の健康を配慮する。

(1) 職員の交代、休息

職員の不眠不休作業が、長期間続くことのないよう、職員の交代や休息について十分に配慮する。

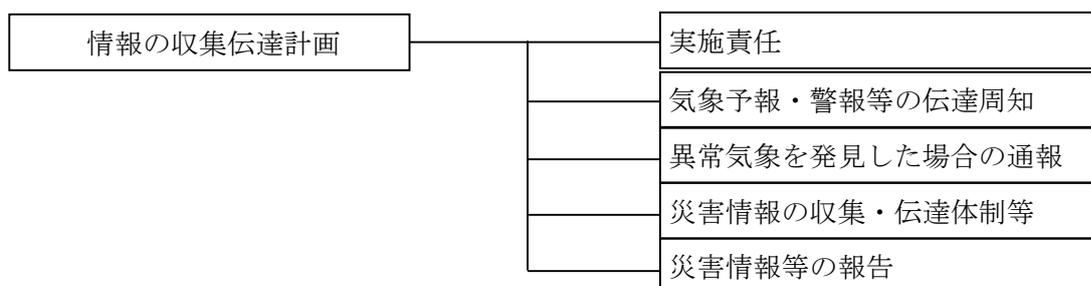
- ア 災対総務部は、応援要請を行った人員を含め、職員の交代、休息計画等を策定する。
- イ 性別等に配慮し、休息場所として、庁舎等に仮眠場所等を確保する。
- ウ 初動期の活動が一段落した時点等で、順次職員を一時帰宅させる。

(2) 衛生・健康管理

- ア 庁舎等に備蓄してある食料等、又は調達した食料等を応急活動要員に定期的に供給し、健康管理に配慮する。
- イ 必要に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所等と連携し、職員に対するメンタルヘルスケアを行う。
- ウ 応急対策要員用の洗面場所、トイレ等を設置し、衛生管理を徹底する。

第2節 情報の収集伝達

災害発生と同時に、正確な災害情報を迅速かつ的確に収集できる体制を整え、いち早く地域住民や観光客等に避難を含めた情報を伝達することが重要であり、また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、各防災関係機関と緊密な連携を図る。



1. 実施責任

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町は報道機関と連携し、住民の生命、財産を保全するため、防災気象情報、指定避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

(2) 災害発生のおそれがある危険や異常等の発見者は、ただちにその旨を町、消防署、警察、海上保安部のいずれかに通報しなければならない。

2. 気象予報・警報等の伝達周知

町は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分されるようになった事を住民に周知し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

気象予警報が発令されたとき、町は、直ちに住民に対し注意を促すとともに、避難の伝達をしなければならない。特に要配慮者に対しては、地区の民生委員、児童委員、行政員を活用し、周知徹底する。

(1) 防災気象情報及びその活用

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
<p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。また、大雨特別警報については、解除後においても警報へ切替され、河川における最高水位の見込みや最高水位となる時間帯などの洪水見込みを発表することから、適切な警戒を呼びかけるものとする。</p>		
警 報	大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>大雨警報(土砂災害)が発表されたら、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。</p>

種 類		概 要
警 報	洪水警報	河川の上流域で降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

種 類		概 要
注 意 報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	

種 類	概 要
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
警報級の可能性	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

種 類	概 要
<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</p>

(注1) 地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。

(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(注4) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

※資料4－気象警報等発表基準

ア 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報

指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

イ 消防法に基づく気象通報

(ア) 火災気象通報（仙台管区气象台）

気象の状況から火災の危険が認められるとき、その状況を直ちに知事に通報するもので、通報の基準は次のとおりとする。

通報基準番号	通報内容
1	最少湿度 45%以下、実効湿度 65%以下で、平均風速 7m/s 以上の見込みのとき
2	最少湿度 35%以下、実効湿度 60%以下が予想される場合
3	平均風速 13m/s 以上が予想された場合 ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。

(イ) 塩釜地区消防事務組合消防本部は、上記の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

ウ 洪水予報（仙台管区气象台、東北地方整備局北上川下流河川事務所、県）

水防法第10条第2項、第3項及び気象業務法第14条の2第2項、第3項の規定により、東北地方整備局北上川下流河川事務所又は県と仙台管区气象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、町内において洪水予報が発表される指定河川及び区域等は次のとおりである。

(ア)指定河川（東北地方整備局北上川下流河川事務所）

河川名	区間
鳴瀬川	左岸 大崎市古川引田字堀込道上 79 番地先から海まで 右岸 大崎市三本木斉田字桜館 1 番 1 地先から海まで
吉田川	黒川郡大和町吉田字メ切 2 番地先（高田橋）から鳴瀬川への合流点まで

※本町には、県指定河川無し（H26.04 現在）

(イ)洪水予報の種類

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	発表基準等	市町村・住民に求める行動等
レベル 5	はん濫発生情報 [洪水警報]	・はん濫が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル 4	はん濫危険情報 [洪水警報]	・はん濫危険水位に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難完了 この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況の確認が必要。
レベル 3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	・はん濫水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル 2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	・はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は高齢者等避難開始（要配慮者避難情報）発令を判断 住民ははん濫に関する情報に注意 <ul style="list-style-type: none"> 水防団出動
レベル 1	（発表無し）	・水防団待機水位	・水防団待機

エ 避難判断水位の情報（宮城県仙台土木事務所）

知事が指定した水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）は、次のとおり。

河川名	高城川
区域	左右岸 松島町三陸自動車道から海まで
量水標名	高城
水防団待機水位（指定水位）	1.40m
はん濫注意水位（警戒水位）	1.70m
避難判断水位（特別警戒水位）	1.80m
はん濫危険水位（危険水位）	2.00m
計画高水位	3.120m
0点高	T.P. -0.08m

※本町には、国指定の水位周知河川なし（H26.04現在）

オ 水防法に基づく水防警報

洪水又は高潮により、国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた場合は、水防活動のための水防警報を発令する。

(ア) 水防警報の段階

区 分	内 容
第1段階 (待機)	水防団員の足止めを行うもの
第2段階 (準備)	水防資材器具の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの
第3段階 (出動)	水防団員が出動する必要がある旨通報するもの
第4段階 (解除)	水防活動の終了を通報するもの

(イ) 河川別水防警報の段階と範囲

東北地方整備局北上川下流河川事務所

河川名	鳴瀬川支川吉田川	
量水標名	粕 川	鹿島台（吉）
第1段階 (待機)	行わない	行わない
第2段階 (準備)	水防団待機水位（4.00m）に達し、はん濫注意水位（5.70m）を突破すると思われ準備の必要があるとき	水防団待機水位（4.00m）に達し、はん濫注意水位（5.80m）を突破すると思われ準備の必要があるとき
第3段階 (出動)	はん濫注意水位（5.70m）に達し、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めたとき	はん濫注意水位（5.80m）に達し、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めたとき
第4段階 (解除)	はん濫注意水位（5.70m）を下がって、再び増水のおそれがないと思われるとき	はん濫注意水位（5.80m）を下がって、再び増水のおそれがないと思われるとき

宮城県仙台土木事務所

河川名	高城川
量水標名	高城
第1段階 (待機)	—
第2段階 (準備)	雨量を考慮し、水防団待機水位（指定水位）（1.40m）に達し、更に増水し危険が予想されるとき。
第3段階 (出動)	雨量を考慮し、はん濫注意水位（警戒水位）（1.70m）に達し、更に増水し危険が予想されるとき。
第4段階 (解除)	はん濫注意水位（警戒水位）（1.70m）を下がり、水防の必要がなくなったとき

カ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表されている状況でさらに土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できる事を目的に、宮城県・仙台管区気象台が共同して発表する防災情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報が発表され、宮城県や気象台のホームページで確認できる。

キ 異常洪水時防災操作の情報

(ア)平成30年7月に発生した西日本豪雨では、ダムの緊急放流における河川への影響、地域住民への周知方法が課題としてあげられた。

(イ)県または東北地方整備局より、本町上流部のダムにおいて流入量とほぼ同量を緊急放流する「異常洪水時防災操作」の通知があった場合には、町は、速やかに住民に周知する。

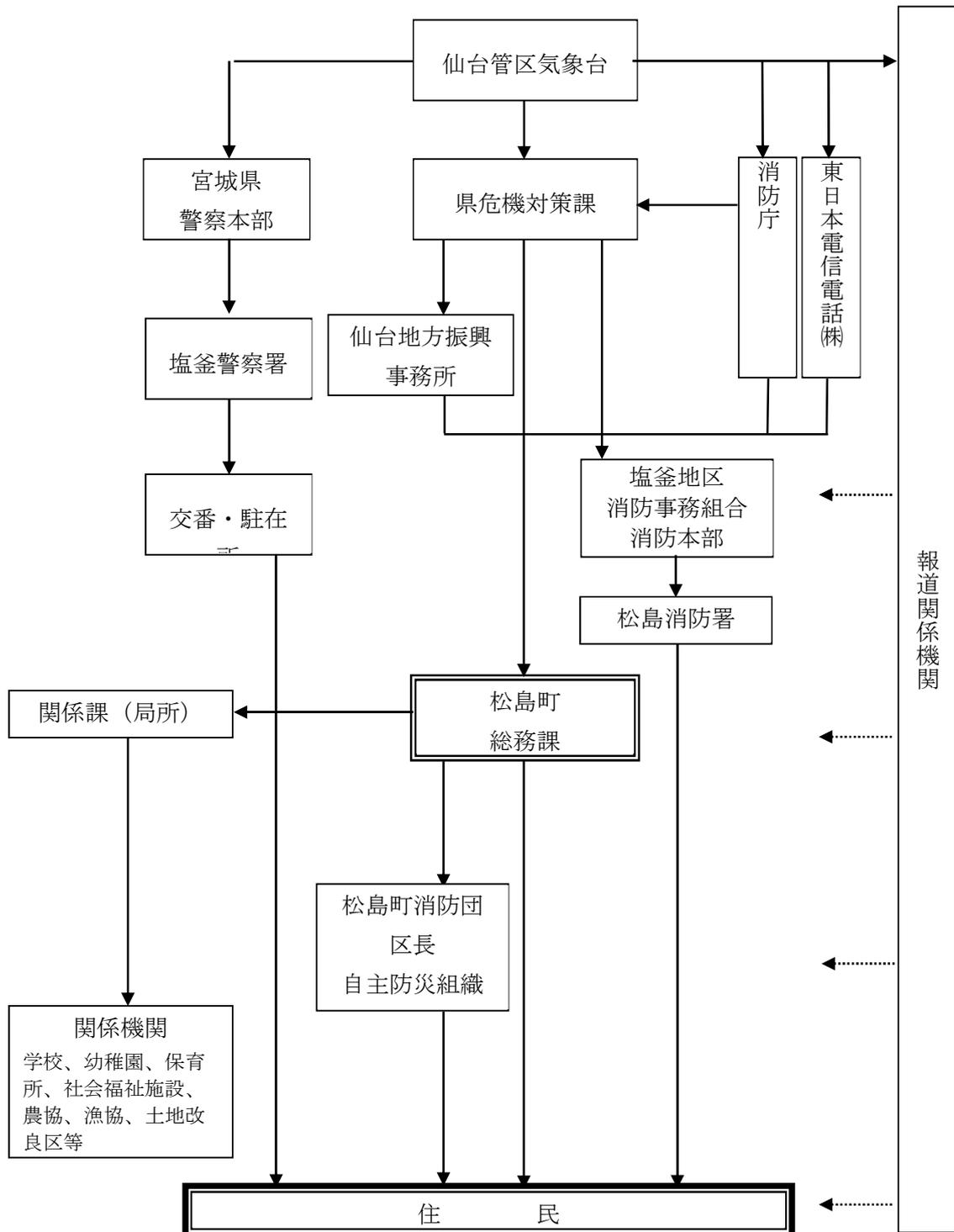
(2) ダム施設緊急放流時の対応

ア 伝達系統

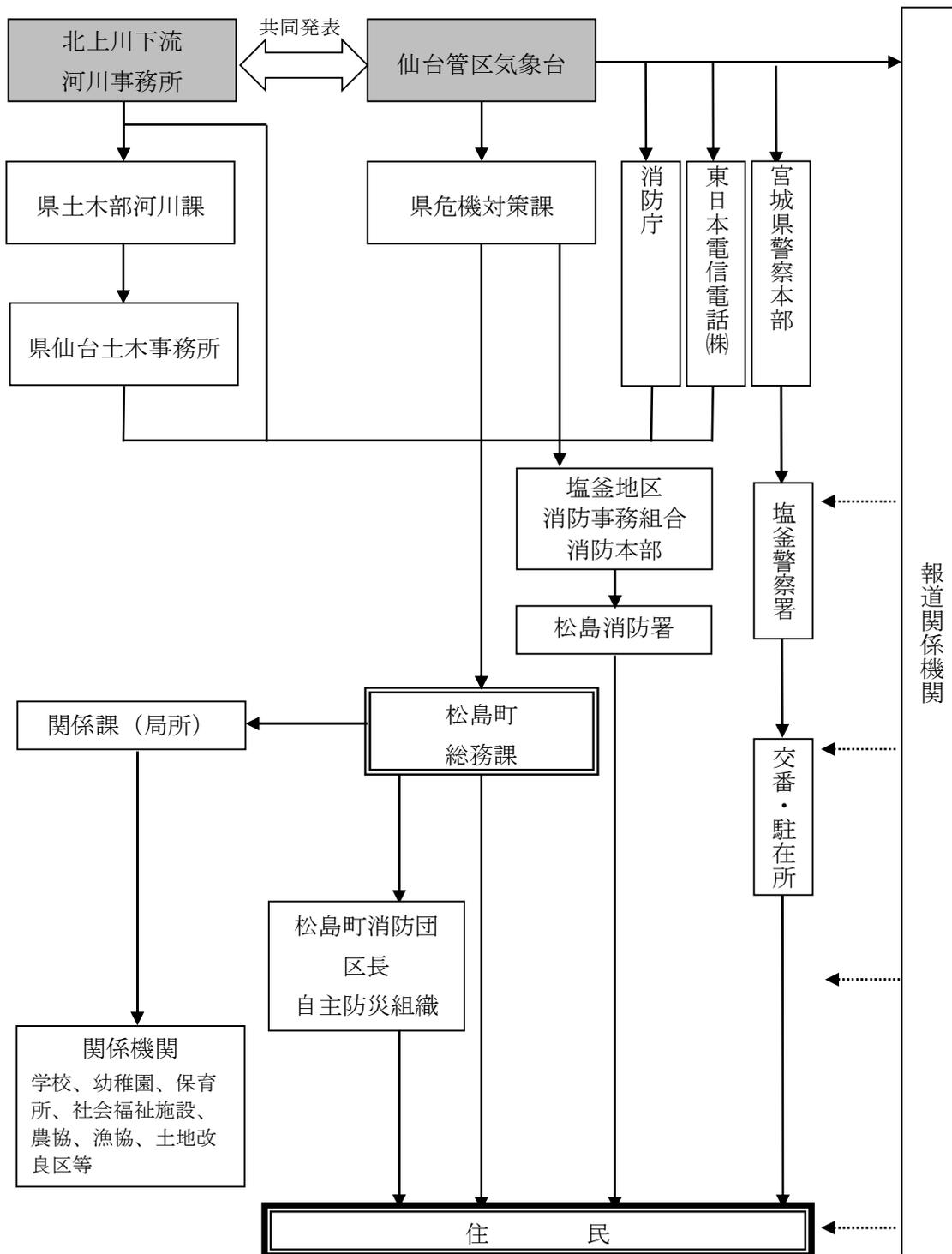
(ア) 気象予報・警報等の伝達系統

気象予報・警報等の伝達系統は、概ね次のとおりとする。消防庁は、気象庁から受信した緊急を要する風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により町や県等に伝達する。

町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに住民等への広報活動等の実施し、周知徹底を図る。

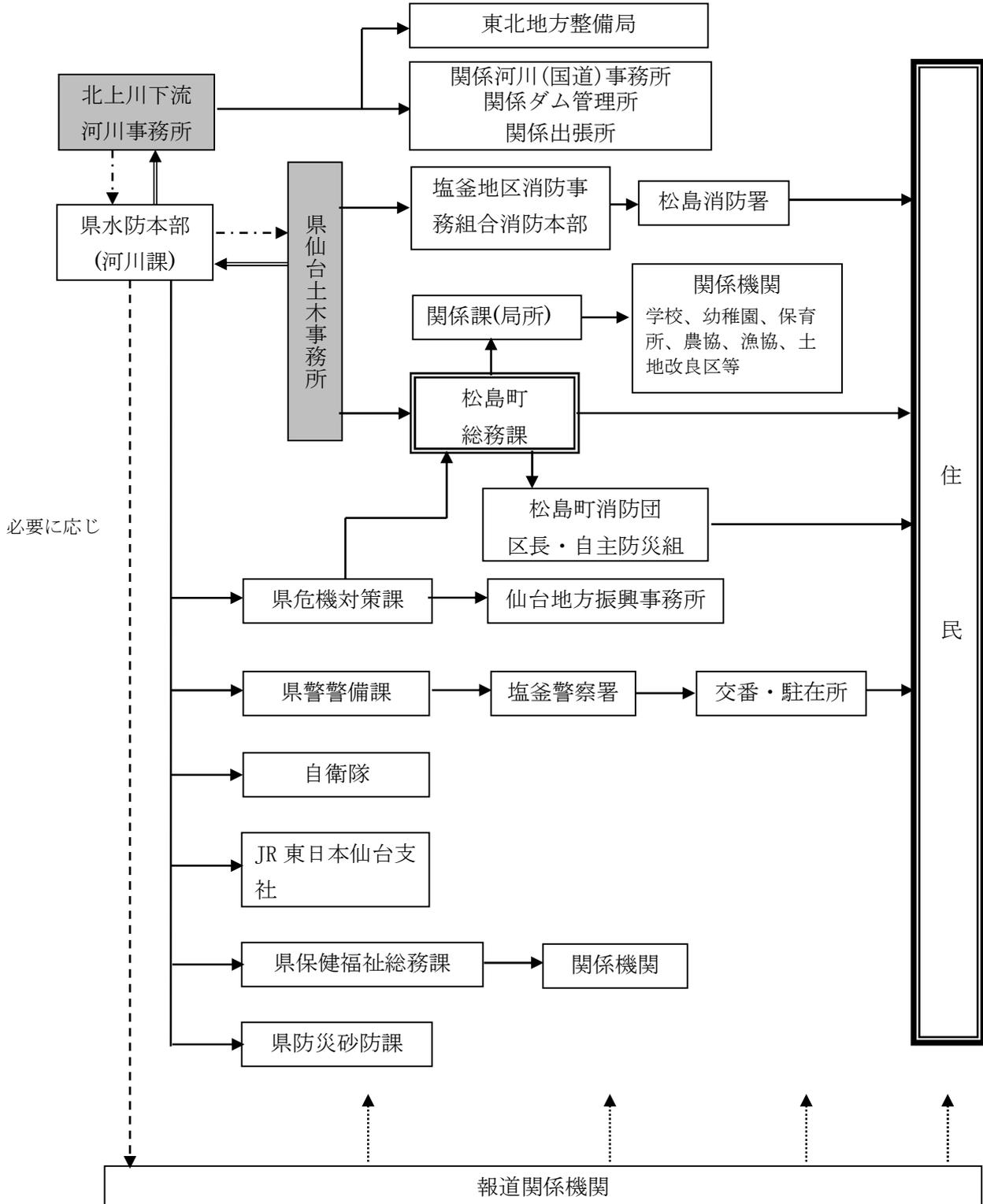


(イ) 指定河川洪水予報の伝達系統（東北地方整備局北上川下流河川事務所）

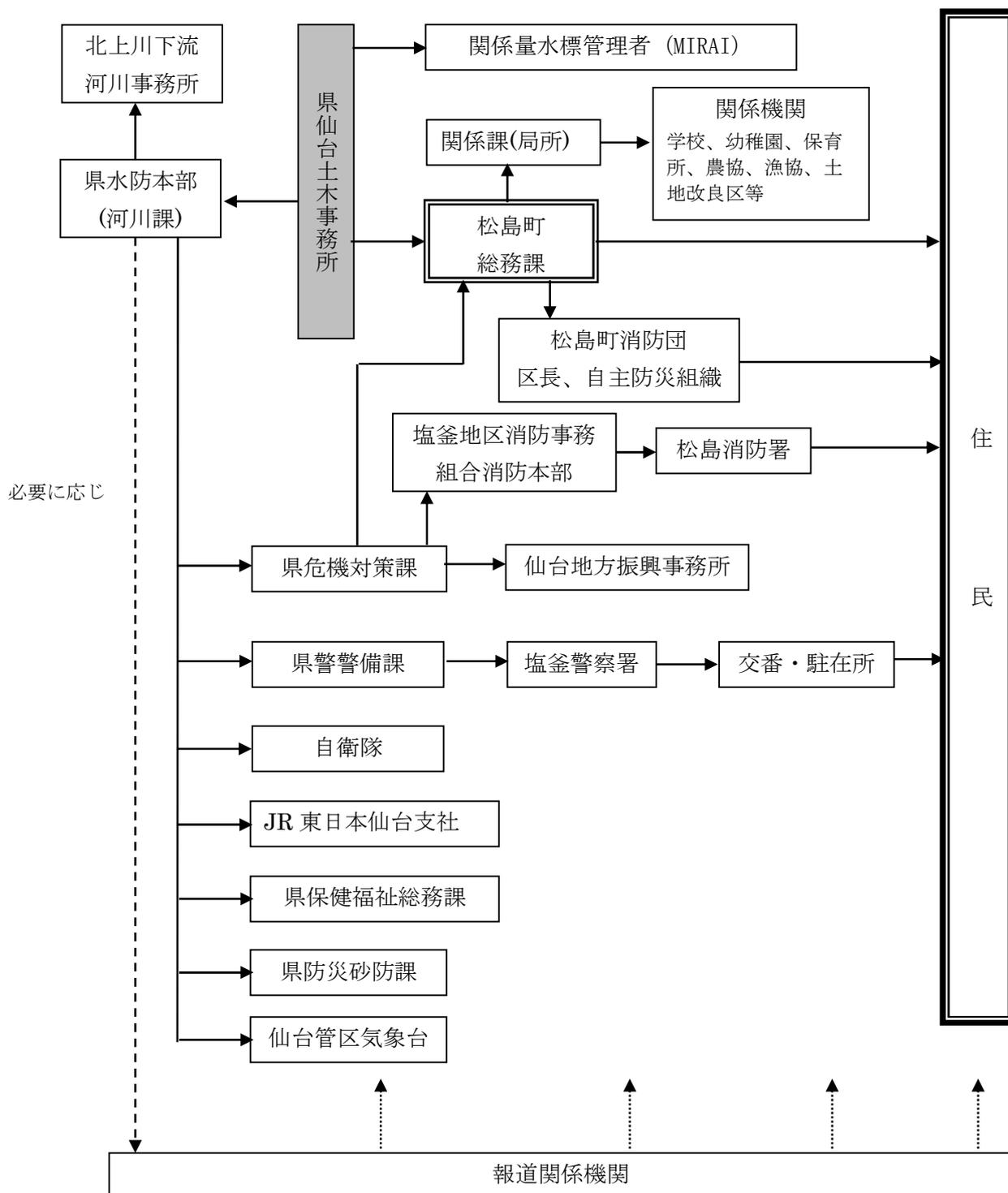


(ウ) 水防警報の伝達系統

- ▶ : 東北地方整備局北上川下流河川事務所発令
- ==▶ : 宮城県仙台土木事務所発令
- ▶ : 上記共通



(エ) 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達系統（県指定河川）



イ 気象予報・警報等の受領及び伝達方法

- (ア) 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は危機管理監が、勤務時間外は宿直員が受領する。
- (イ) 宿直員が受領した場合は、直ちに危機管理監に報告する。
- (ウ) 危機管理監から気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て職員、関係機関及び一般住民に伝達する。
- (エ) 関係機関等への通報は、以下のとおりとする。

伝達責任者	伝 達 先 等				伝 達 内 容
	伝 達 先	電話番号	伝 達 方 法		
			勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	
総務課長	庁内各課		庁内放送 文書	担当課長 へ電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報（なお、勤務時間外は関係課長へ電話連絡）
	消防団長	352-2631	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	教育委員会		庁内放送 文書	教育課長 へ電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	各行政区長		移動式無線 電話	移動式無線 電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
財務課長	松島フットボールセンター	355-0301	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
産業観光課長	仙台農業協同組合松島支店	354-2101	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	宮城県漁業協同組合松島支所	354-2511	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	利府松島商工会 松島事務所	354-3422	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	(一社)松島観光協会	354-2618	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
教育課長	松島第一小学校	354-2384	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	松島第一幼稚園	354-3309			
	松島第二小学校	354-2456			
	松島第二幼稚園	354-2401			
	松島第五小学校	352-2101			
	松島第五幼稚園	352-2473			
	松島中学校	354-3309			

伝達責任者	伝 達 先 等			伝 達 内 容	
	伝 達 先	電話番号	伝 達 方 法		
			勤 務 時間内		勤 務 時間外
教育課長	県立松島高校	354-3307	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	文化観光交流館	353-3030			
	松島運動公園	781-6320			
	温水プール美遊	353-8525			
	野外活動センター	353-3910			
	勤労青少年ホーム	354-4036			
	海洋センター	354-4485			
町民福祉課長	松島保育所	354-4444	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	高城保育所	354-2509			
	磯崎保育所	353-3205			
	高城保育所分園	354-2582			
	ふれあいの家	353-3150			
	ほほえみの家	353-2125			
	ひだまりの家	353-3171			
健康長寿課長	保健福祉センター	355-0666	電話	電話	すべての特別警報と警報、特に必要と認める注意報
	社会福祉協議会	353-4224			
	地域包括支援センター	354-6525			

(ウ)住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
企画調整課長	全住民	広報車、防災行政無線、メール配信	大雨洪水等必要と認める警報及び特別警報
	沿岸部住民	広報車、防災行政無線、メール配信	津波、高潮の各注意報・警報・特別警報
産業観光課長	農業従事者	広報車、防災行政無線、メール配信	霜注意報

ウ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報については、平成22年9月に宮城県が作成した「宮城県土砂災害警戒情報システム」操作マニュアルに基づき、要配慮者の警戒避難態勢も含め災害対策本部が発令する避難勧告等の判断に必要な情報として活用し対応する。

3. 4 異常現象等を発見した場合の通報

- (1) 住民等は、災害発生すると思われる異常な現象の危険又は異常等を発見した場合、又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに町又は次に掲げる関係機関に通報しなければならない。

松島町地域防災計画 風水害対策編

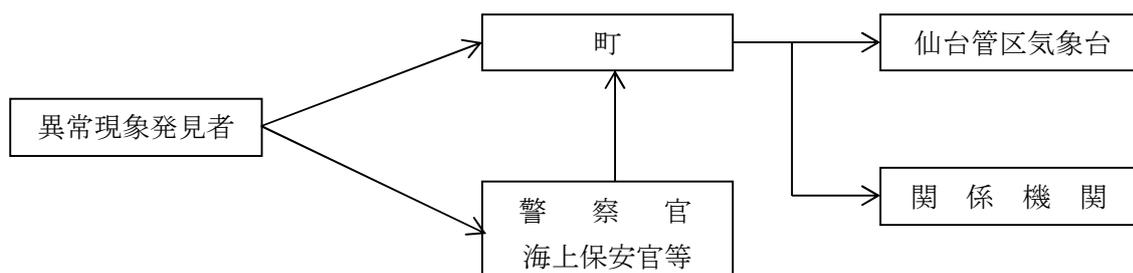
異常現象等区分	通 報 先	電 話
気象に関する事項－竜巻、降雹等の異常気象現象	松島町総務課	354-5701
	警察署（交番・駐在所）	110
地象に関する事項－頻発地震、異常異常音響及び地変	同上	同上
水象に関する事項－異常潮位又は異常波浪等の異常水象現象	松島町総務課	354-5701
	消防署	119
	宮城海上保安部	363-0114
火災・ガス漏れの発見	消防署	119
その他災害が発生する恐れがある異常又は災害の発生を知った場合	松島町総務課	354-5701
	警察署（交番・駐在所）	110

(2) 町は、住民に広報手段によって通報内容を周知する。

(3) 警察官、海上保安官等は、異常現象等の通報を受けた場合は速やかに町に通報しなければならない。

(4) 町は、(1) 又は (3) により通報を受けた場合、必要と認めるときは次の関係機関に通報しなければならない。

異常現象等区分	通 報 先	電 話
気象、地象、水象に関する異常現象	仙台管区気象台予報課	297-8136
	〃 観測課	297-8106
その他の異常現象、災害発生の実態を知った場合	それぞれの関係機関	
	東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	354-3101
	塩釜警察署	362-4141
	塩釜地区消防事務組合	361-0119
	宮城海上保安部	363-0114
	東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984
	宮城県仙台地方振興事務所	275-9111
	宮城県仙台土木事務所(代表)	297-4111
	(総務班)(防災無線)	7-231-221
	塩竈市総務部防災安全課	364-1111
	多賀城市総務部交通防災課	368-1141
七ヶ浜町総務課防災対策室	357-2111	
利府町生活環境課	767-2119	



4. 災害情報の収集・伝達体制等

(1) 災害情報の収集

ア 災害情報収集体制

町は、災害の発生又は発生するおそれがある場合、地区配備員、各行政区長、消防団員等の任務を担う者に災害情報の収集と調査連絡にあたらせ万全を期す。

イ 災害情報の内容

(ア) 災害発生の危険又は異常な現象

(イ) 住民の避難の状況

(ウ) 災害が発生している状況

(エ) その他災害情報

ウ 災害発生直後の留意点

災害発生直後は、特に以下の事項に留意する。

(ア) 町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

(イ) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内外で行方不明となった者について、塩釜警察署等の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

(ウ) 行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

(エ) 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

(オ) 町は、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し情報の共有を図る。

エ 県との通信が途絶し、県から職員が派遣されてきた場合には、相互に協力し、情報収集活動にあたる。

オ 港湾、漁港、海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての施設使用可否等の検討を行う。

(2) 被害状況の調査

ア 被害調査体制

町における被害状況の調査は、次のとおり各課及び地区配備員において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

なお、被災家屋調査については、災害対策本部長の指示により特別調査班を編成し対応する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	総務課長	各課（所、室）長、各行政区長
死傷者関係	町民福祉課長 健康長寿課長	〃
農林水産・商工関係	産業観光課長	農協、漁協、商工会、土地改良区、水利組合、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
上下水道施設関係	水道事業所長	〃
教育施設関係	教育課長	各学校長、各施設の長
社会福祉施設関係	町民福祉課長 健康長寿課長	各施設の長
病院等医療施設	健康長寿課長	各施設の長
各地区状況	地区配備員	行政区長、自主防災組織

イ 調査要領

松島町災害対策本部運営要綱及び体制の基準の定めにより実施する。

5. 災害情報等の報告

(1) 災害情報の共有化

ア 災害情報の種類

町・県及び防災関係機関が、相互に共有する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、その掌握する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- (ウ) 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- (エ) その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

イ 災害情報等の相互交換体制

町は、県や関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、以下の事項に努める。

- (ア) 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
- (イ) 必要に応じ、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
- (ウ) 県や関係機関等からの求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有に努める。

ウ 情報の伝達方法

- (ア) 町と県の間での情報伝達は、主として宮城県総合防災情報システム及び宮城県防災行政無線 FAX を用いる。
- (イ) 宮城県防災行政無線が使用できない場合は、衛星携帯電話及び非常通信ルート等を含めた伝達手段を用いて対応する。

- (ウ)町は、同報無線、移動式無線、広報車、携帯電話、メール機能等を用いて住民への情報伝達を行う。
- (エ)災害対策本部員（課長）から部員（部下）への指示等の伝達は、書面を用い実施する。ただし、そのいとまが無い場合は、書面を省略することができる。

※資料4－防災関係機関及び連絡窓口

(2) 被害状況等報告

ア 災害発生直後の被害状況等の報告

町及び消防機関等が収集した人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

イ 町は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに被害情報を収集する。

被害状況が判明した段階で、宮城県県総合防災情報システム(MIDORI)により報告する。なお、システムが使用不能になった場合には、県からの指示により行う。

※資料1－市町村被害状況報告要領

ウ 県総合防災情報システムによる報告内容は次のとおりである。

- (ア)発生後30分以内：事務所周辺被害状況報告 [事務所被害報告]
- (イ)発生後30分以内：担当地区災害概況即報 [災害概況即報（様式第1号）]
- (ウ)発生後24時間以内：詳細被害状況速報 [被害状況報告（様式第2号）]
- (エ)発生後随時：追加被害状況即報 [被害状況報告（様式第2号）]
- (オ)発生後随時：防災組織体制の設置 [防災組織体制]

エ 報告担当及び連絡先

総務課及び各担当課が県その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報報告する場合の各課の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

松島町地域防災計画 風水害対策編

課名	代表	連絡先	電話番号	FAX番号
総務課	課長	宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	233-6624
		塩釜警察署	362-4141	362-4141
		塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	365-1190
		宮城海上保安部	363-0111	362-9640
		東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984	365-3350
		東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	223-1443
		東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101	354-3102
町民福祉課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
健康長寿課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
産業観光課	課長	宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	366-8896
建設課	課長	宮城県仙台塩釜港湾事務所	254-3134	254-3136
		宮城県仙台土木事務所(代表) (総務班) (防災無線)	297-4111 7-231-221	296-1516
		東北地方整備局仙台河川国道事務所(代表) 計画課	284-4131 304-1902	249-3772
教育委員会	課長	宮城県仙台教育事務所	275-9111	276-1262

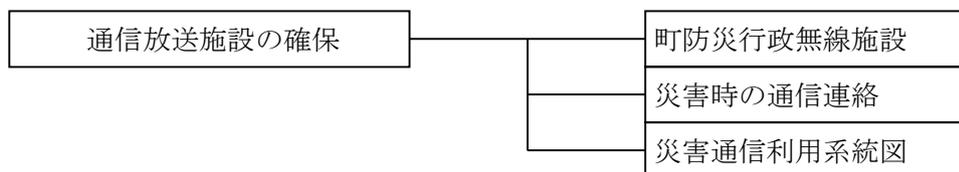
オ 最終的な災害確定報告

応急措置が完了した場合、町は10日以内に、最終的な災害確定報告を所定の様式に取りまとめ、県へ報告する。

第3節 通信放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。



1. 町防災行政無線施設

(1) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性から防災行政無線等による通信手段の確保に努める。

※資料4－松島町防災行政無線整備状況

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、必要に応じて施設の応急復旧を行う。

(3) 各指定避難所等と本部との通信手段の確保に努めるとともに、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2. 災害時の通信連絡

(1) 電気通信設備の優先的利用

町は、災害に関する緊急通信が必要な場合、設備の被害その他の理由により、利用が制限された場合には「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
NTT東日本 宮城事業部	非常電報 緊急電報	354-5701	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申込受付番号は115番 ・「非常電報」又は「緊急電報」がある旨を告げる。又は発信紙白紙に「非常」又は「緊急」を朱書きし、必要理由、事情を告げる。

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用する。

設置位置	種別	回線数	備考
松島町役場総務課内	N T T	5	切り替え式
松島町役場総務課内 松島町役場警備員室	消防直通電話	1	

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設が利用不可能な場合又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図る。

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者
J R 東日本(株)松島海岸駅	松島町松島字浪打浜 10	総務課長

(4) 非常無線通信の利用

町は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、災害対策基本法第79条に基づき次に掲げる機関の無線通信施設を使用することができる。この他、放送局の有する無線並びにアマチュア無線等についても同様とする。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	連絡責任者
東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	松島町高城字水溜下 1-1	総務課長
塩釜警察署松島交番	松島町松島字浪打浜 6-1	総務課長

イ 非常無線通信の利用方法

(ア) 非常無線通信の内容

人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関して緊急措置を要する内容のもの

ウ 緊急放送の利用

町長は、災害に関する気象予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合に置いて、町で利用できる通信機能がすべてまひした場合は、放送局に対し緊急放送を求めることができる。

(ア) 放送要請事項

- 町の大半にわたる災害に関するもの
- その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(イ) 放送要請内容

- 放送を求める理由
- 放送内容
- 放送範囲
- 放送希望時間
- その他必要な事項

(5) 災害時の各種通信連絡手段

大規模災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、以下のような各種通信手段がある。

ア 地域衛星通信ネットワーク

(財)自治体衛星通信機構が構築している全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。

イ IP無線システム

携帯電話のインターネット回線を使用して、従来の無線機と同じ機能を実現した製品・サービスである。

音声通信は無線機と同じプレストーク（プッシュ・ツー・トーク）方式と双方向通話方式がある。個別呼出・グループ呼出・一斉呼出・近隣呼出も可能。各行政区長や消防団に配備し、より効果的な情報収集を行う。

ウ インターネット

データ通信のインターネットにより、各種データ、安否情報等の情報提供ができる。また、電子メール、SNSを活用し、他の防災機関との通信連絡もできる。

エ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）

災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。

オ 災害伝言板

大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

カ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

自然災害における気象等の防災情報を迅速かつ的確に収集、伝達処理することを目的としたシステムである。災害発生時には、県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報共有を図ることによって、的確な応急対策を実施し、円滑な相互

応援を実施する。

キ 携帯電話（スマートフォン）

固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。

ク 衛星携帯電話

衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。

ケ 災害時優先携帯電話

防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

コ 特設公衆電話

市町村の要請により、東日本電信電話（株）が指定避難所等へ特設携帯電話を設置する。被災者の方は、特設公衆電話を利用し、災害用伝言ダイヤル（171）の利用や知人への連絡を無料で行うことができる。

なお、発信専用として使用する。

(6) 通信網が寸断されたときの措置

事前にアマチュア無線局への協力が確保できるよう整備するとともに、通信可能な地域までバイク、自転車、徒歩などを利用した伝令を派遣する等の手段を尽くし、連絡、指示、報告をする。

(7) 電気通信設備の応急復旧等

ア 電気通信事業者への要請

町は、電気通信設備が被災した場合等には、電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信ふくそうの緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ 通信機器の調達

通信機器が不足する場合には、東北総合通信局及び電気通信事業者等に通信機器の貸与等を依頼する。

(8) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

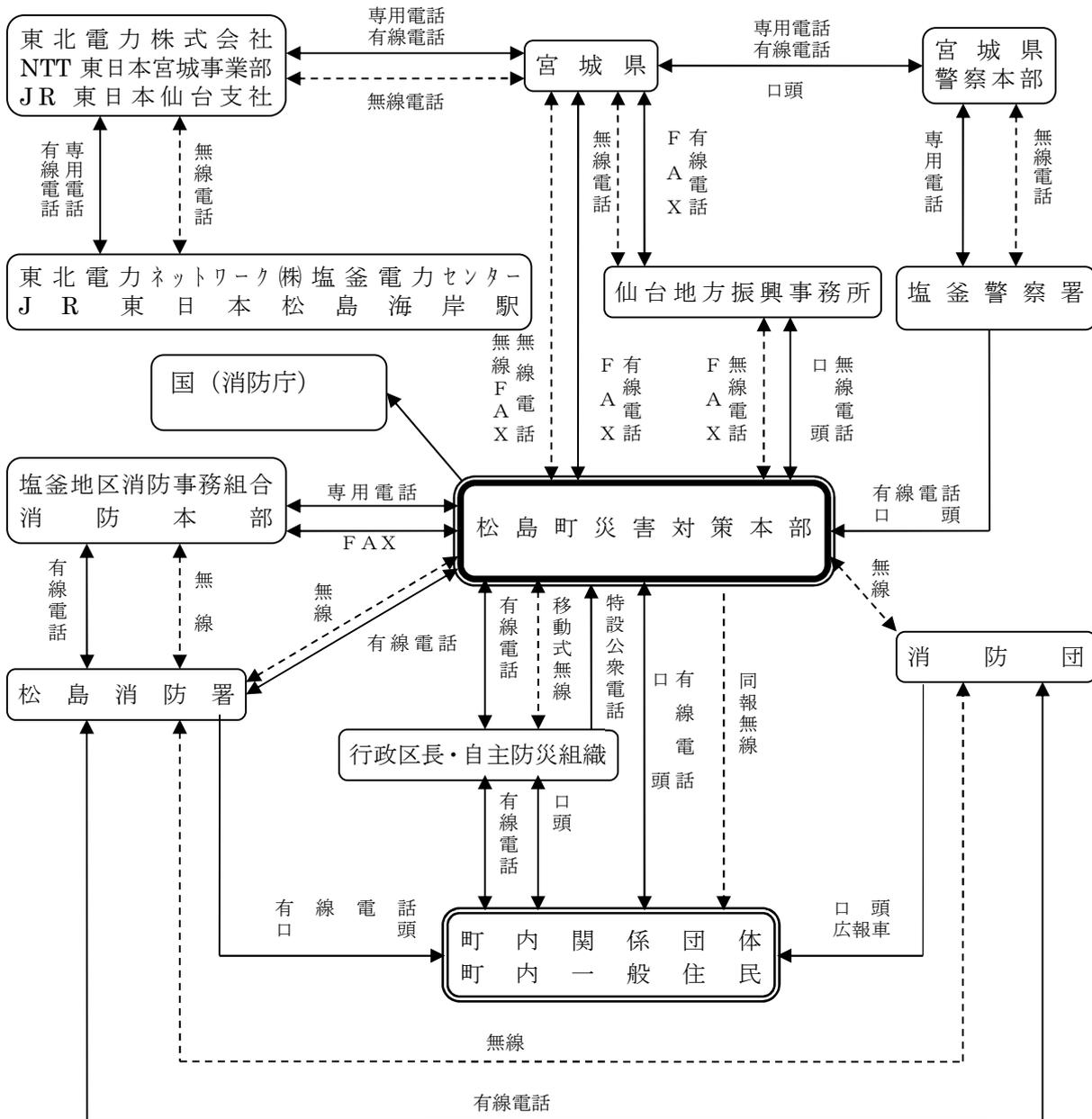
ア 県、近隣市長との連絡

主として、県防災行政無線を利用して行う。なお、県防災行政無線による通信が困難な場合は、非常通信協議会構成員の回線（非常通信ルート）を活用する。また必要に応じ消防無線、警察無線、衛星携帯電話等あらゆる無線通信を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ 関係機関との連絡

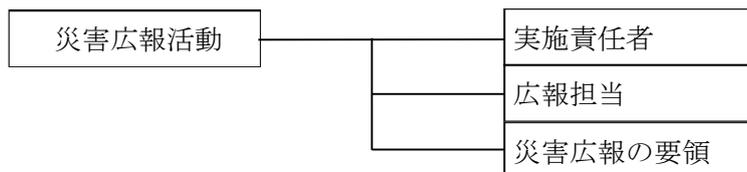
関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

3. 災害通信利用系統図



第4節 災害広報活動

町及び防災関係機関は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合には、災害情報、事前措置、指定避難所等の状況、安否情報、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ的確な災害広報を行う。また、町は、報道機関対応担当を明確にし、災害対策基本法に基づき報道機関への報道を依頼する。テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK仙台放送局等の報道機関に対し放送を要請する。



1. 実施責任者

- (1) 町は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報区分	責任者	連絡方法	備考
住民	企画調整課長	広報車、防災無線、口頭、インターネット、メール	SNS 含む
報道機関		電話、文書、FAX	
防災関係機関	総務課長	有線電話、無線電話、FAX	
庁内		庁内放送、口頭	

災害情報等の報告連絡先

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	7-222-9	233-6624
塩釜警察署	362-4141		362-4141
塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	7-623-3	365-1190
宮城海上保安部	363-0114		366-1420
東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984		365-3350
東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	7-220-665-3	223-1443
東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101		354-3102
宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所	363-5502		362-6161
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	7-220-265-1	366-1233
宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所	362-3391	7-220-273-1	362-3393
宮城県仙台土木事務所(総務班)	297-4111 (代表)	7-231-221 (総務班)	296-1516

災害情報等の報告連絡先(続き)

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
東北地方整備局仙台河川国道事務所（代表） （計画課）	284-4131 304-1902		249-3772
宮城県仙台教育事務所（総務班）	275-9260	7-222-2503	276-1262

3. 災害広報の要領

- (1) 町は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努め、流言飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。
- (2) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、観光客等帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう以下の体制整備を図る。情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。
 - ア 行政区長、自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対し、口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
 - イ 視聴覚障害者には、口頭で連絡するとともに、点字、録音テープ等による情報の提供を行う。
 - ウ 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。
- (3) 町の実施する広報は、すべての広報総括者（総務課長）に連絡する。
- (4) 広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集する。企画調整課は報告、記録等に供する写真の収集又は撮影を行う。
- (5) 災害広報は、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携し定期的な情報を発信するなど、適切な情報を提供する。災害広報の主な内容、広報実施方法等は次のとおりとする。
 - ア 災害発生直後
 - (ア) 災害対策本部設置に関する事項
 - (イ) 住民の安否情報並びに観光客の帰宅手段に関する情報
 - (ウ) 被害区域及び被害状況に関する情報
 - (エ) 避難（勧告・場所等）・誘導に関する情報
 - (オ) 医療救護所開設等救急医療並びに要配慮者への支援等に関する情報
 - (カ) 防疫に関する情報
 - (キ) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
 - (ク) ライフラインの被害状況に関する情報
 - (ケ) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報

- (ロ)住民の心身安定のための情報（犯罪予防等を含む）
- (ハ)緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (ニ)道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (ホ)道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報（冠水や土砂崩れによる通行止め等）
- (ヘ)自主防災組織に対する活動実施要請
- (ロ)その他必要な情報

イ 生活再開時期

- (ア)保健衛生、ライフライン及び交通施設等の復旧に関する情報
- (イ)相談窓口の設置に関する情報
- (ウ)被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (エ)防疫に関する情報
- (オ)その他必要な情報

ウ 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般住民、高齢者、障害者、外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した応じた広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (ア)同報無線による広報
- (イ)広報車による巡回広報
- (ウ)テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (エ)広報紙、チラシ等による広報
- (オ)指定避難所への広報班の派遣
- (カ)壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (キ)登録制メールサービスや緊急速報メール
- (ク)CATV、コミュニティーFM放送等への情報提供
- (ケ)インターネットによる広報（SNSを含む）
- (コ)臨時災害放送局の開設

※資料4－災害広報文例集

エ 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- (ア)報道機関への発表資料は、広報総括者がとりまとめるものとする。
- (イ)発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関と調整し、災害対策本部長が発表するものとする。

(6) 広聴活動（相談窓口の設置）

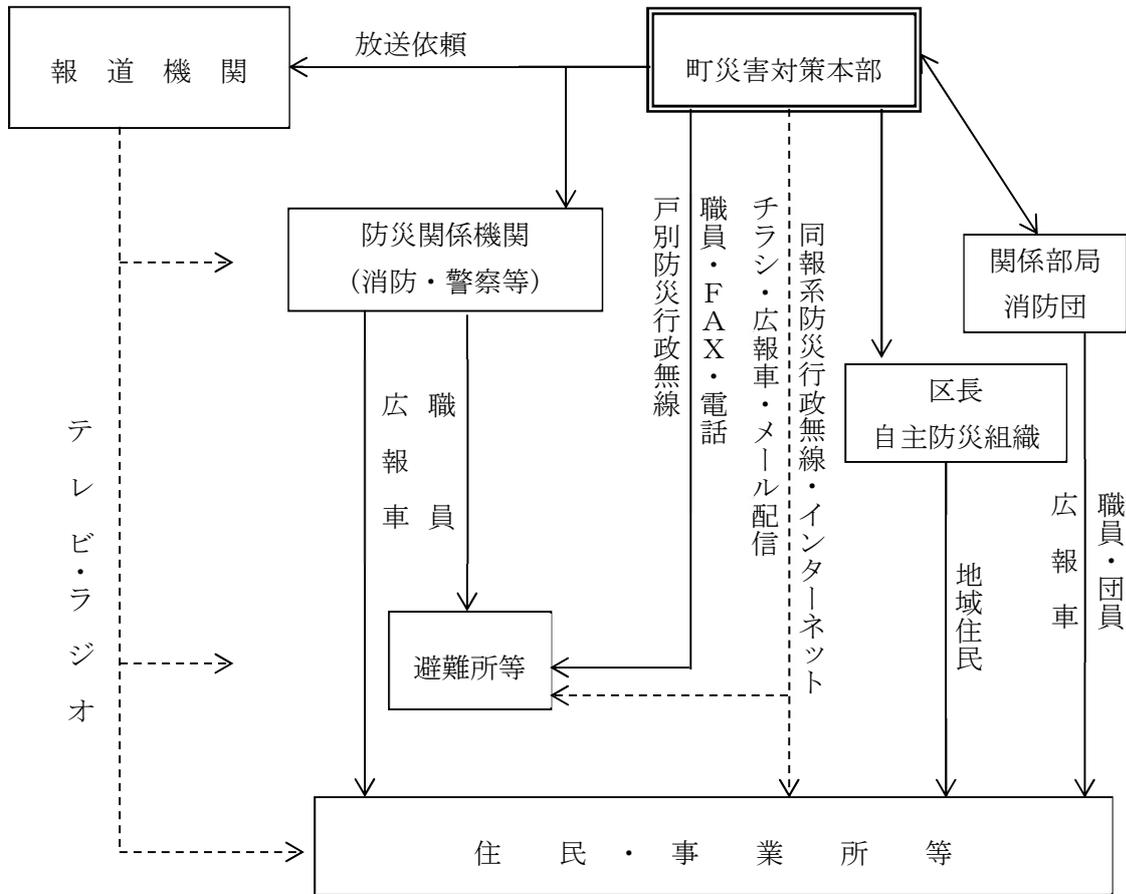
- ア 災害発生後、速やかに被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。
- イ 相談窓口では、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。
- ウ 県から専門職の相談員が派遣されてきた場合は、相互協力のもと、相談業務を行う。
- エ 相談窓口を設置した場合には、町ホームページ等を活用し、広く住民等に周知する。

(7) 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

伝達系統図



第5節 災害救助法の適用

災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための計画を定める。また、災害救助法適用のための第1次被害調査も実施する。



1. 実施責任者

(1) 適用の要請

町長は、災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。

(2) 適用の決定

知事は、町長の要請に基づき被害状況等を確認し、内閣総理大臣と協議して必要があると認めるときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

(3) 実施の委任

災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が町長に委任される。ただし、救助及び災害の自体が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は町長が行う。

2. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

区分 町名	人口 令和元年3月 31日現在	1号適用 (町内の住家 減失世帯数)	2号適用 (県内の住家減 失世帯数 2000世帯以上)	3号適用	4号適用
松島町	13,348人	50世帯	25世帯		

(1) 1号適用

町の減失世帯数が50世帯以上のとき（減失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が減失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1減失世帯とみなす。）。

(2) 2号適用

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

(3) 3号適用

ア 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯が9,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）

イ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が、滅失したとき。

特別な事情とは、次のいずれかに該当する場合

(ア)食品の給与等に特殊の補給方法を必要とする場合

(イ)救出に特殊の技術を必要とする場合

(4) 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

おそれが生じたときとは、次のいずれかに該当する場合

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）

イ 食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）

3. 救助の種類

災害救助法の種類等は、資料のとおりである。

※資料1-8-宮城県災害救助法施行規則

4. 救助の実施委任

(1) 知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。

(2) 町長は、同法施行令第17条の規定に基づき、知事から委任を通知された場合は、当該事務を行わなければならない。町長は知事から委任された下記の業務を行う。（災害救助法第13条及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条）

ア 指定避難所及び応急仮設住宅の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与

ウ 飲料水の供給

エ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送
- セ 応急救助のための賃金職員雇上費

(3) 災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、町と県が協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	—
広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。

5. 救助の実施に関する事務手続き

(1) 災害救助法の適用要請等

町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し又は達する見込みがある場合は、直ちに知事に対し、その旨を報告しなければならない。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

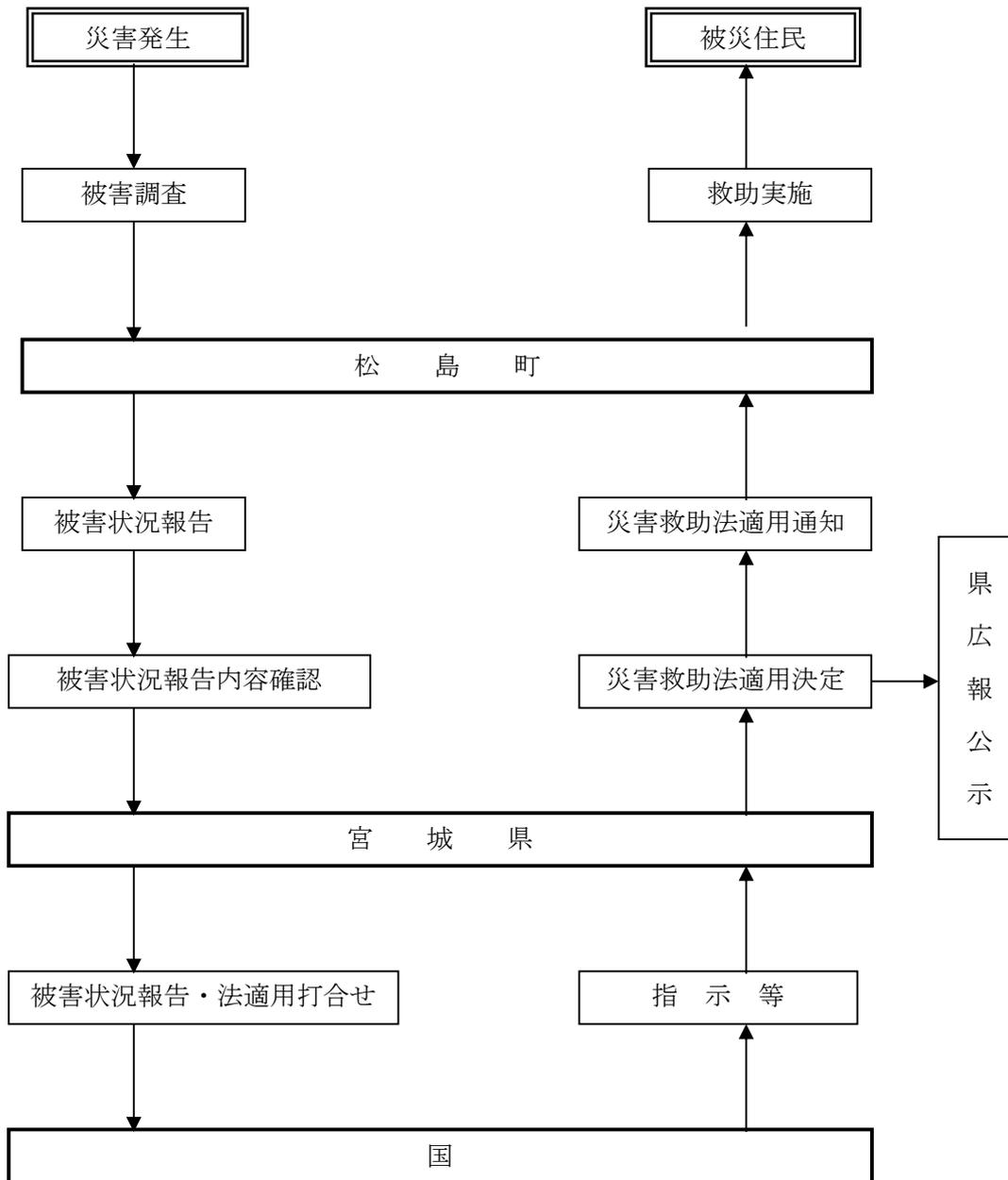
※資料1-8-災害救助の主な事務のあらまし

※資料1-8-「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用等について報告する。なお、町長は町の救助実施状況等をまとめ、知事に報告する。

●災害救助法による救助フロー



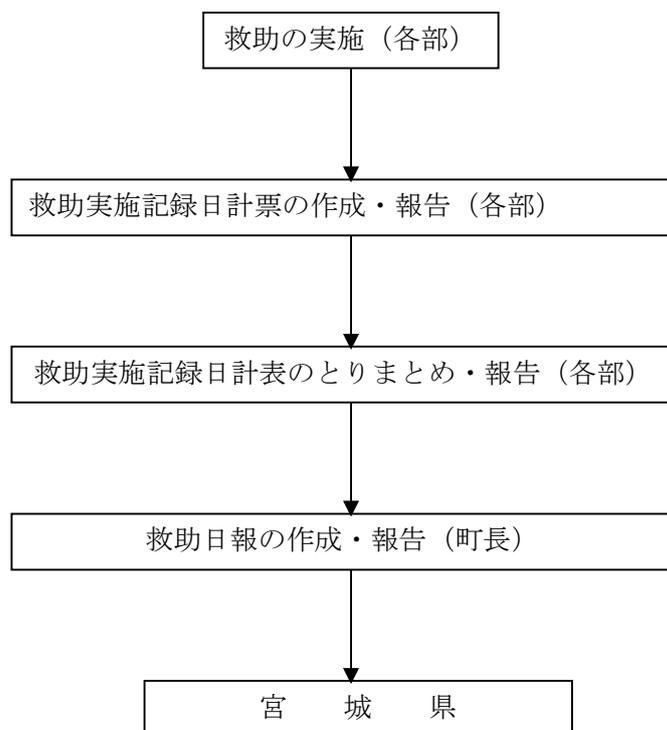
●報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	被害状況 既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	被害状況 応急救助の実施状況	救助の実施期間中、毎日
決定報告	確定した被害状況 応急救助の実施状況 救助費概算額等	救助完了後直ちに

(3) 救助費用の精算

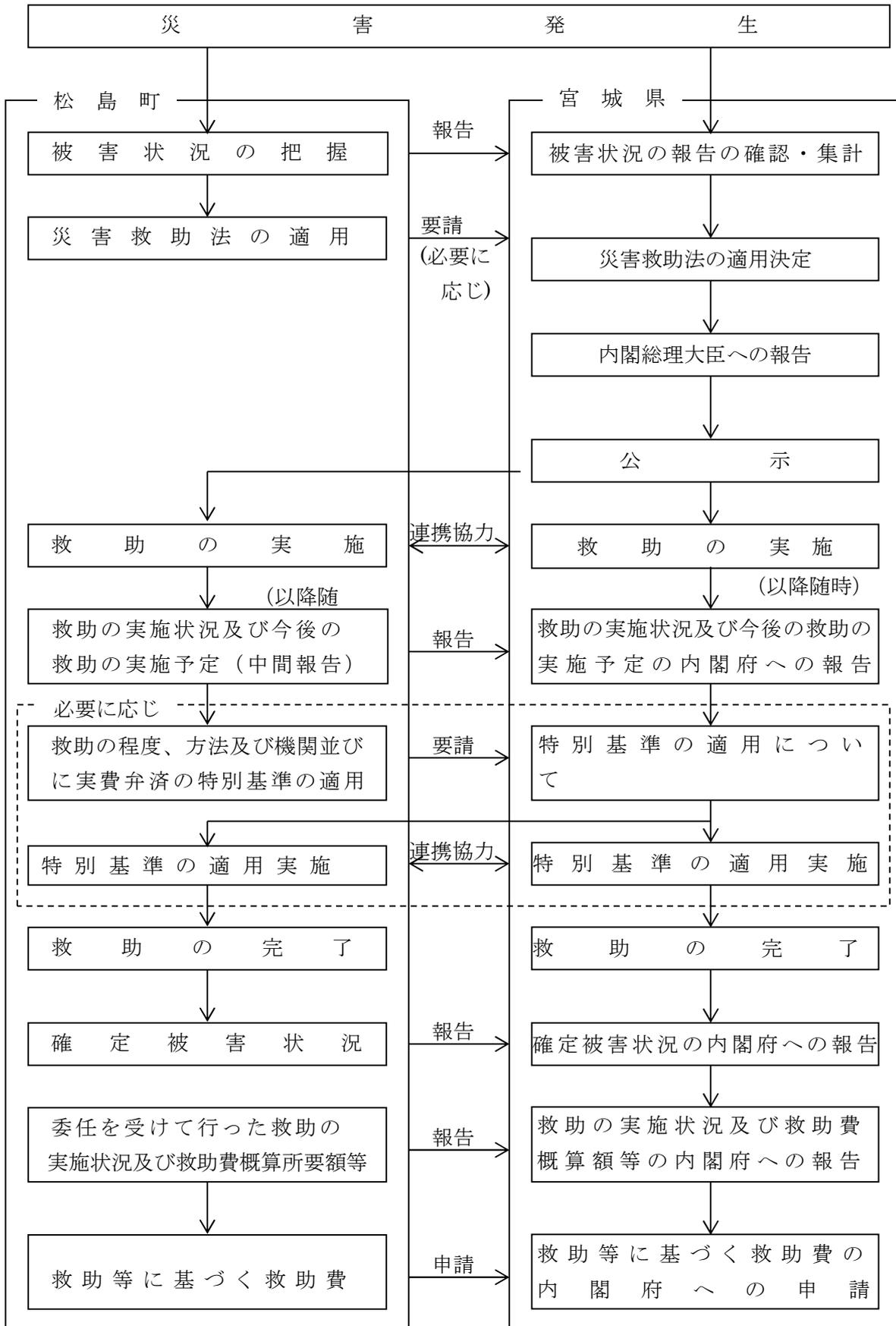
災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、町長が知事に対して行うが、各部は、救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。

[報告のフロー図]



松島町地域防災計画 風水害対策編

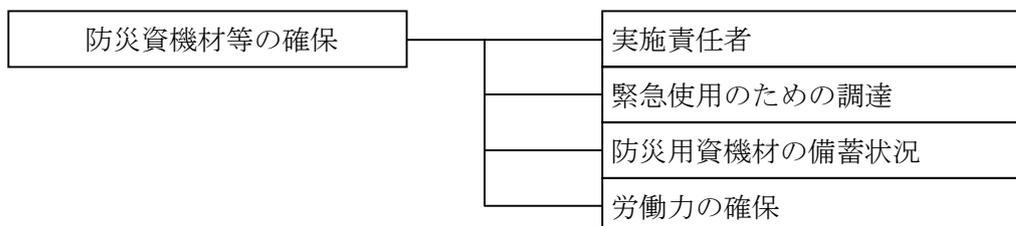
(4) 災害処理事務処理フロー



第6節 防災資機材等の確保

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため町、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。



1. 実施責任者

町は、防災資機材等の調達、確保、緊急使用等に関して各防災関係機関等との調整を行う。

2. 緊急使用のための調達

(1) 町は、町内部で調達する他、必要に応じてあらかじめ締結している協定に基づく応援要請、県への要請、各防災関係機関等への要請により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

ア 防災用資機材は、町所有のもののほか、町内の業者等から借り上げるものとする。

イ 町内での確保が難しい場合には、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』等の協定締結市町村、協定締結先民間事業者、県に対し応援を求める。

ウ 機械操作員等は、機械・器具等に併せて確保する。

(2) 防災活動、救急活動に必要な防災用資機材等の調達について、関係機関相互が連携を図るとともに、必要に応じ民間等への協力も要請する。

(3) 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災用資機材について、町へ要請する。町は、その資機材の調達について支援する。

3. 防災用資機材の備蓄状況

災害時に必要となる防災資機材の備蓄状況は資料 7-2 のとおりである。

4. 労働力の確保

災害応急対策を実施するための必要な労働力の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

(1) 応援要請による技術者等の確保

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

ア 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請手続

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長は又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする機関
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事に対する職員のおっせん要求手続

町長が指定行政機関、指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんを要求する場合は、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣のおっせんを求める理由

- (イ) 派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 職員を必要とする機関
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

(2) (2) 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

ア 知事の従事命令等

(ア) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- 医師、歯科医師又は薬剤師
- 保健師、助産師又は看護師
- 土木技術者又は建築技術者
- 大工、佐官又はとび職
- 土木業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- 鉄道事業者及びその従事者
- 自動車運送業者及びその従事者
- 船舶運送業者及びその従事者
- 港湾運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

(ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

(イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させる事が適当と認められるもの。

エ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

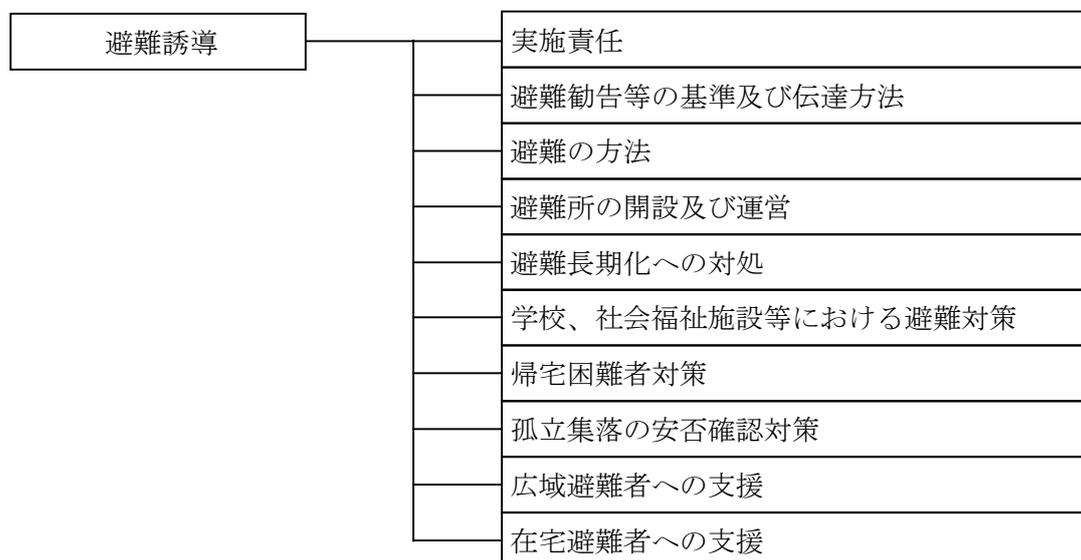
(3) 労働力の配分計画

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に労働供給の要請を行う。

イ 災害対策本部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第7節 避難誘導

災害が発生、又は発生する恐れがある場合には、町長等は対象地域の適切な設定等に留意しながら警戒区域を設定し、危険区域内の住民を避難させ、人命保護と避難者の援護を図る。



1. 実施責任

災害が発生する恐れがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難勧告等は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難勧告等を発令するとともに、必要に応じて塩釜警察署長、塩釜消防事務組合消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。その際、町民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、また、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を行い、生命又は身体の安全を確保する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難勧告等を行うことができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官等は、避難のため立退きを指示することができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

また、住民は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと自身が判断する場合、近隣の緊急的な待避場所への移動等の安全確保措置を講じるよう努める。

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
町長 (災害対策本 部長)	災害全般	勧告 指示	人の生命又は身体を保護し、 災害の拡大を防止するため、 特に必要があると認めると き。	災害対策基本法 第60条・第63条
知事	災害全般	勧告 指示	災害の発生により、町がその 全部又は大部分の事務を行 うことが出来なくなったと き。	災害対策基本法 第60条
水防管理者 (町長)	洪水・高潮	指示	著しい危険が切迫している と認められるとき。	水防法第29条
知事又はそ の命を受け た職員	洪水・高潮 地すべり	指示	著しい危険が切迫している と認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
警察官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退 き若しくは屋内での待避等 の安全確保措置を指示する ことが出来ないと認められ るとき又は町長から要求が あったとき。	災害対策基本法 第61条
		命令	人の生命若しくは身体に危 険を及ぼし、又は財産に重大 な損害を及ぼすおそれがあり、 特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退 き若しくは屋内での待避等 の安全確保措置を指示する ことが出来ないと認められ るとき又は町長から要求が あったとき。	災害対策基本法 第61条
災害派遣を 命ぜられた 部隊等の自 衛官	災害全般	指示	災害により危険な事態が発 生した場合において、警察官 等がその場にはいない場合 に限り、災害派遣を命じられ た部隊等の自衛官は、避難等 について必要な措置をとる。	自衛隊法第94条

2. 避難勧告等の基準及び伝達方法

災害発生により、人命の保護又は被害拡大防止のため必要と認められる場合は住民に対し
て速やかに避難勧告等を行う。

「勧告」とは、被害拡大が予想され事前に避難が必要なとき、その地域の住民がその「勧
告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

「指示」とは、災害の危険が目前に迫り緊急に避難が必要であるとき、「勧告」よりも拘束
力が強く、住民を避難のために立ち退かせる行為をいう。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危
険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示
することができる。

(1) 町長、県知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難勧告等の全部又は一部を実施する。

(2) 洪水等に係る指示

知事は、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫している場合、速やかに町長に状況を伝達する。町長は、区域内の居住者に対し避難勧告等を発令する。

(3) 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は住民その他関係者に対し、避難勧告等その他必要な措置をとる。

また、指定された指定避難所及び避難路を掌握し、避難勧告等がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

塩釜警察署長は、町が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、町長から要求があったとき、町長が避難勧告等を発令することができないと認める場合、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

(5) 避難勧告等の基準及び内容

ア 避難勧告等の基準

避難勧告等は、住民等が、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供することに努め、町が出す避難情報と、国や県が出す防災気象情報を5段階に整理し、災害の種類、地域、その他により異なるが概ね次の区分により実施する。

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動	対応する防災気象情報
警戒レベル5	災害発生情報	町が発令する 既に災害が発生している状況。	命を守るための最善の行動をとる。	氾濫発生情報 大雨特別警報等
警戒レベル4	避難指示(緊急)	町が発令する 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 災害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 公的な指定避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所※1や、自宅内のより安全な場所※2に避難	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
	避難勧告	町が発令する 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は計画された指定避難所への避難行動開始	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	町が発令する 要配慮者、特に避難行動に時間を要する者(高齢者、障害者、傷病者、妊産婦等)が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された指定避難所へ避難行動開始(消防団員、民生委員、自主防災組織、行政区等避難誘導員は、支援行動開始) 上記以外の者は、避難準備開始	氾濫警戒情報 洪水情報等
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報等
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁が発表	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 近くの安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 自宅内のより安全な場所：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

資料：「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」平成31年3月内閣府防災担当

(ア)避難準備の呼びかけ

住民等を避難させる必要があると認められる場合。

(イ)緊急避難（避難の指示又は勧告）

火災、洪水、高潮又はがけ崩れ等による災害の発生及びその危険が認められる場合。

(ウ)屋内での安全確保措置

竜巻の発生、内水氾濫等が発生し、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがある場合。

(エ)指定避難所への避難

長期間にわたる危険が予想される場合。

イ 河川等の洪水に係る避難勧告・避難指示（緊急）等の基準

災害対策本部長は、次に掲げる様な事態となり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

(ア)仙台管区气象台から豪雨、台風等災害に関する警報・特別警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき

(イ)関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき

(ウ)河川の上流区域が災害による被害を受け、下流域に浸水による危険があるとき

(エ)河川等が洪水等により、浸水又は破堤のおそれがあるとき

(オ)指定河川において洪水予報が発表され、洪水の発生等が予想されるとき

(カ)水位周知河川において避難判断水位の情報が発表され、洪水の発生等が予想されるとき

(キ)その他水防管理者が必要と認めたとき

ウ 土砂災害その他に係る避難勧告・避難指示（緊急）等の基準

(ア)大雨等により崖崩れ、地滑り等の発生するおそれがあり、周辺地域の住民に対し危険が及ぶと予想されるとき

(イ)延焼火災が拡大し又は拡大するおそれがある場合

(ウ)ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対し危険がおよぶと予想されるとき

(エ)その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

エ 災害対策本部長は、上記ウの(ア)に掲げる避難勧告・避難指示（緊急）等の発令にあつては、気象予報、土砂災害警戒情報などの防災情報並びに町、防災関係機関及び住民等からの土砂災害に係る前兆現象等の報告などを適切に判断するほか、概ね次の場合、土砂災害危険区域内の住民に対し、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。

区 分	発 令 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき ・「大雨警報」が発表され、土砂災害の発生する可能性が高まったとき ・台風等により本町内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害の発生する可能性が明らかに高まったとき ・台風等により本町内に甚大な被害が発生するおそれが高まったとき
避 難 指 示 (緊 急)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき

* 土砂災害警戒情報とは、大雨警報が発表されている状況において、降雨実況及び気象庁が作成する監視基準に達したとき、又は、監視基準に達すると予想したときに宮城県と仙台管区気象台が共同して発表する。

オ 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

避難勧告等を判断する際、災害対策本部長は、必要に応じ、東北地方整備局北上川下流河川事務所、宮城県仙台土木事務所、仙台管区気象台に対し、助言を求める。

カ 避難勧告等の内容

避難勧告等は、次の内容とする。

(ア) 避難勧告等の発令者

(イ) 発令の理由、発令日時

(ウ) 避難対象地区

(エ) 避難先

(オ) 避難経路

(カ) 避難勧告又は指示の理由

(キ) その他必要な事項

キ 高潮災害

(ア) 避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(イ) 高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため町は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難勧告等を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ま

しい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。

- (ウ) また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象地域を徐々に広げていくという方法も考えられる。
- (エ) なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

(6) 勧告又は指示の伝達方法

ア 住民等への周知

- (ア) 避難指示（緊急）等の伝達は、概ね次の方法により周知徹底を図る。これらを解除したときも同様とする。
- (イ) 住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう留意するとともに、要配慮者に配慮した方法をあわせて実施するよう努める。
- (ウ) 避難勧告等の伝達は、事態の切迫感が伝わるよう配慮するとともに、繰り返し実施し、住民等への確実な伝達に努める。

直接口頭又は拡声機

同報無線

広報車

電話等

サイレン

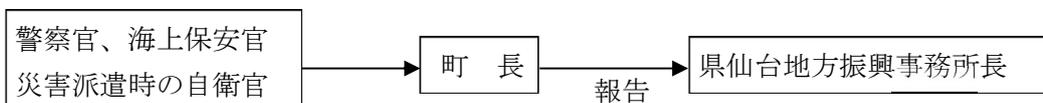
自主防災組織等

メール配信

各報道機関へ要請

イ 関係機関相互の通知及び連絡

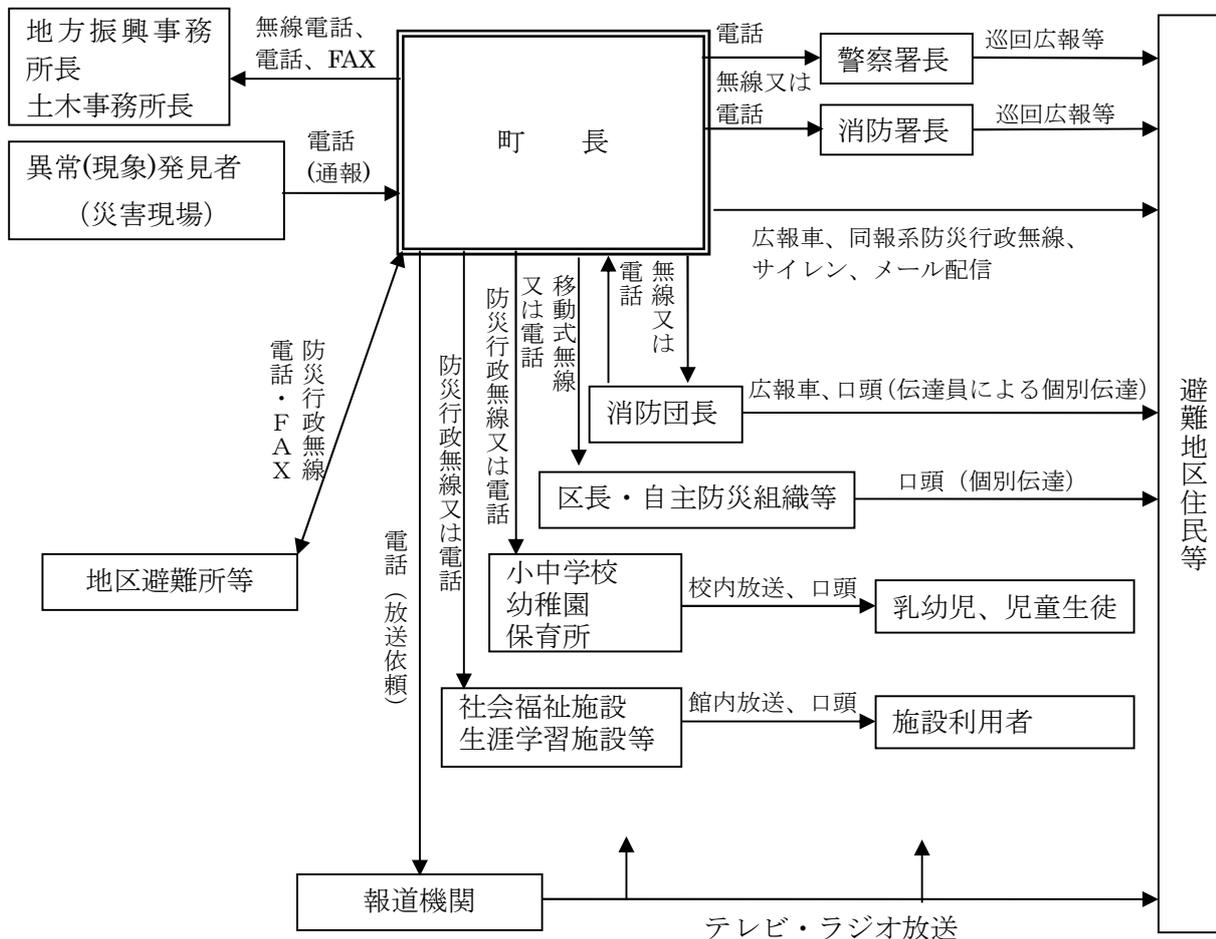
関係機関の通知及び報告は次の系統による。



- (ア) 町長が避難を勧告・指示若しくは屋内での安全確保措置の指示をしたとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。（災害対策基本法 60 条）
- (イ) 警察官又は海上保安官が避難の指示若しくは屋内での安全確保措置を指示したときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法 61 条）
- (ウ) 水防管理者（町長）が避難のための立退き指示をしたときは、その旨を塩釜警察署長に通知する。（水防法 29 条）

(エ) 知事又はその命を受けた職員が地すべりにより著しい危険が切迫していると認め避難の立退きを指示したときは、直ちにその旨を塩釜警察署長に通知しなければならない。(水防法 29 条、地すべり等防止法第 25 条)

住民等への伝達フロー図



(7) 警戒区域の設定

町長は、災害の発生又は発生のおそれがあると認めた場合において、住民の安全確保のために、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

区 分		実 施 者	備 考	
災 対 策 基 本 法	第 63 条第 1 項	町長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命・身体の保護を目的とする
	第 63 条第 2 項	警察官・海上保安官（町長若しくはその委任を受けてその権限を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		
	第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊の自衛官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）		
水 防 法	第 21 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除して、その危険を防止するとともに、水防消防活動の便宜を図ることを目的とする。
水 防 法	第 21 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）		
消 防 法	第 28 条第 1 項、第 36 条	消防吏員又は消防団員	火災現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	

3. 避難の方法

(1) 避難誘導の実施

町長は、災害時に危険が予想される場合に、地域の避難勧告等をし、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

避難誘導体制の確立	<p>徒歩避難を原則とし、あらかじめ定めた避難計画のもと、各地区又は地域での集団避難に努める。</p> <p>指定避難所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。</p> <p>緊急を要する避難等の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。</p>
------------------	---

<p>避難経路</p>	<p>避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路の周知・徹底を図る。</p> <p>災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。</p> <p>また、基本的に避難時は徒歩とし、特別な場合を除き自動車では避難しない。</p>
<p>避難順位</p>	<p>災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。</p> <p>浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。</p>
<p>携帯品の制限</p>	<p>携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。</p> <p>避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)</p>
<p>危険防止措置</p>	<p>指定緊急避難場所、指定避難所等の開設に当たって、町長は、施設の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。</p> <p>避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなど危険防止に努める。</p> <p>避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。</p>
<p>避難者の移送</p>	<p>町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>県は、町から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。</p> <p>また、被災者の受入れ状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて、他県、国等に広域受入れに関する支援を要請する。</p>

(2) 避難誘導従事者の安全確保

町は、消防職員、消防(水防)団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮扉の操作や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市町村は、二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難勧告等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(3) 自主避難の実施

住民は、災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。避難する旨を決めた場合は、速やかに町に報告する。

(4) その他避難誘導に当たっての留意事項

要配慮者の 事前の避難 誘導・移送	地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の指定避難所とは別の介護機能等を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。
避難が遅れた 者の救出・収容	避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、指定避難所への収容を図る。

4. 指定避難所の設及び運営

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある避難者を一時的に受け入れ、保護するために指定避難所を設置する必要があるときは指定避難所を開設する。

町は、住民の避難が長期化した場合には、要配慮者の処遇について十分配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(1) 指定避難所の開設場所

ア 指定避難所の開設場所は、「資料 5-1 指定避難所等一覧」に定める場所とする。
指定避難所の開設は、原則として施設管理者が行う。

イ 町は、指定避難所の施設について、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、冠水などによる道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、さらには、河川の増水など、避難所周辺の状況が危険と判断した場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
また、すでに指定避難所を開設している場合にあっても、上記の状況となった場合には、安全を確保したうえで避難所を変更するものとする。

ウ 上記アに掲げる指定避難所が使用不可能になった場合又は指定避難所が満員になった場合等には、協定締結先等の寺社や民間宿泊施設等に協力を要請し、当該施設の安全が確認された場合には、施設管理者等の同意を得て、指定避難所の代替施設とする。

※資料 5 - 町内の主な民間宿泊施設一覧

エ 上記ウの措置を行う場合には、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立しない場所を選定する。

オ 町は、必要に応じ、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

(2) 指定避難所開設の連絡

ア 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し避難住民を誘導保護する。

イ 町長が避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県及び警察等関係機関に連絡する。

(ア) 指定避難所開設の日時及び場所

(イ) 避難人員及び世帯数

(ウ) その他必要な事項

(3) 指定避難所の運営等

指定避難所の具体的な運営管理等は、松島町指定避難所運営マニュアルにより実施する。指定避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ協定締結先市町村等へ応援を要請する。

ア 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を延長することができる。

イ 費用

指定避難所開設に伴う費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

ウ 避難所の責任者及び連絡員の指定

指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の管理と避難者の保護に当たらせる。

(ア) 管理責任者

災害対策本部は各指定避難所に町職員1名を選定し派遣する。

(イ) 連絡員

当該地区を担当する行政区長又は行政連絡員とする。

(ウ) 担当業務

避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。

町災害対策本部との連絡調整に関すること。

指定避難所開設の記録に関すること。

避難者が必要とする情報の提供

必要な設備、備品の確保

指定避難所周辺の情報収集

必要に応じプライバシーの確保等

(エ) 管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護に充たる。また、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織及び災害救援ボランティア等との協力

町及び松島町社会福祉協議会は、自主防災組織や災害救援ボランティア等と協力の上、指定避難所の環境・衛生管理、防火・犯罪対策及び食料・生活物資等の配布作業

等を効率的に実施する。

オ 自治的な組織運営への移行

町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者自身による自主的な指定避難所運営体制へ早期に移行できるよう、指定避難所運営委員会の立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

(ア)町は、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

(イ)民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(4) 指定避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、以下にあげる避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(ア) プライバシーの確保状況

(イ) 簡易ベッド等の活用状況

(ウ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(エ) 洗濯等の頻度

(オ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(カ) 暑さ・寒さ対策の必要性

(キ) 食料の過不足、配食等の状況

(ク) し尿及びごみ処理状況

(ケ) その他避難者の健康状態や指定避難所衛生状態に関する状況

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(5) 男女共同参画

ア 指定避難所運営への女性の参画促進

町は、指定避難所の運営において、女性が運営委員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女及びLGBT等性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営において、男女及びLGBT等性的マイノリティ等ニーズの違いに配慮する。特に、以下のような女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- (ア) 生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供
- (イ) 女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置
- (ウ) 女性専用トイレの確保
- (エ) 生理用品、女性用下着の女性による配布
- (オ) 指定避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用スペースの確保
- (カ) 乳幼児が安全に遊べる空間の確保
- (キ) 巡回警備や防犯ブザー配付等による安全性の確保 など

ウ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(6) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、当該施設の管理者は、指定避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、指定避難所運営への支援に取り組む。

(7) 観光客・外国人への配慮

ア 町は、指定避難所での住民以外の滞留旅客及び外国人に避難状況の確認を行い、その後、滞留旅客及び外国人について滞留旅客及び外国人用の宿泊施設や指定避難所の確保など、地域住民との区分に努める。

イ 滞留旅客に対しては、県外の被災状況、交通機関・道路の復旧状況、配給物資の有無などの情報など、帰宅支援のための情報提供に配慮する。

ウ 外国人に対しては、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

エ 国際交流協会や松島善意通訳者の会との協定に基づき、避難所における滞留支援や帰宅支援に努める。

(8) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(9) 指定避難所の閉鎖

指定避難所は、一時的な滞在場所であり、避難生活が長期化する場合、町は、避難者の居住先確保に努める。特に、学校施設を指定避難所とした場合は、児童・生徒の就学の重要性を考え、町は指定避難所の早期閉鎖が図られるよう努める。

5. 避難長期化への対処

(1) 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者による指定避難所運営委員会の組織結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(2) 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(3) 町は、災害の規模、被災者の受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては次の措置をとる。

ア 県内の市町村への受入れ要請については、直接市町村と協議する。

イ 県外の協定締結先市町村への受入れ要請については、直接、協定締結先市町村と協議し、その旨県に報告する。

ウ 上記イ以外の他都道府県の市町村への受入れ要請については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、各々の災害対策マニュアルに基づき、児童生徒及び園児、施設入所者等を安全に集団避難させる。

※資料5－町内の社会福祉施設等一覧

7. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な観光客等の帰宅困難者が発生する可能性があることから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

(1) 一斉帰宅抑制に関する対応

ア 一斉帰宅抑制の広報

町及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、事業所、観光客、学校等など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

イ 関係機関の対応

事業所、観光協会、学校等関係機関は、従業員、観光客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、観光客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

ウ 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

町及び県は、災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

(3) 避難行動要支援者への対応

町及び県は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

8. 孤立集落の安否確認対策

(1) 通信手段の確保

町は、居住地又は指定避難所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

(2) 通信手段途絶時の対応

孤立した地区の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

9. 広域避難者への支援

(1) 円滑な手続きの実施

ア 町は、広域避難を実施する場合は、協定締結先市町村や県に対し、その支援要請に係る手続きを円滑に行うように努める。

イ 町は、協定締結先市町村や県から被災者の受入れ要請があった場合には、その受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

(2) 避難者情報の把握

町は、県から提供される広域避難者の避難先等に関する情報の把握に努め、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

(3) 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(4) 広域避難者への支援体制の整備

町から広域避難者が発生した場合は、町は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

10. 在宅避難者への支援

(1) 生活支援の実施

町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、県と連携し、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 指定避難所等での物資の供給

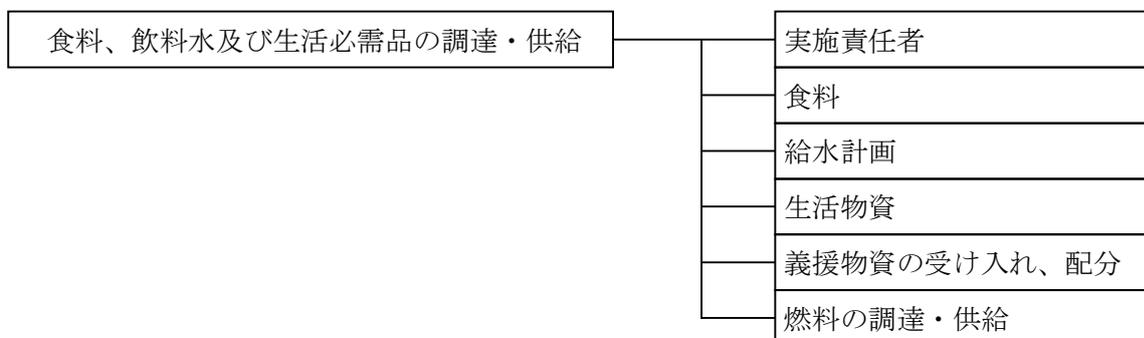
町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、公共施設での物資の配布の他、指定避難所、集落等で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

大規模災害時の町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者の要望や不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な調達供給活動を行えるようにする。



1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。しかし、同法が適用されない場合でも、町長が必要と認めたときは、同法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として町独自で食料・物資を配布する。

※資料7－食糧・飲料水等備蓄一覧

2. 食料

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定締結先の事業者等から調達し確保する。

また、食料の調達、炊出し、配給等にあたっては、要配慮者、観光客、アレルギー対策、避難生活の長期化に対する栄養バランス等について十分配慮する。

(1) 食料の形態

食料の供給は、次の形態により行う。

ア 初期形態

乾パン、パン等直ちに食すことのできる食品

イ 簡易な処理が可能な体制ができた場合

缶詰、インスタント食品等軽易な処理を施すだけで食すことのできる食品

ウ 炊き出し体制が確立された場合

にぎりめし、弁当等の食品

(2) 食品の調達

ア 調達担当

調達担当は、災対産業観光部とし、避難者数等の情報をもとに、食品の調達量を把

握する。

イ 主食の調達

(ア)町は、速やかに町内業者からの調達ルートを確認する。主食の調達先等は次のとおりである。

調達先	所在地	電話番号	備考
仙台農協松島支店	高城字町東二 20	354-2101	
(有)内田鐵五郎商店	高城字町 122	354-2013	
(有)浅野	松島字町内 131	354-3388	
(株)鈴憲商店	高城字町 127	354-3165	
島田商店	高城字西柳 14	354-2014	
三浦栄商店	高城字町 26	354-2314	

(イ)応急用米穀

町は、災害の状況により町内業者所有の米穀が不足すると認められる場合は、県に対し応急配給申請を行い、応急用米穀を調達する。
供給を受けた応急用米穀の数量等については、県に報告する。

(ロ)災害救助用米穀

災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」）を調達する。

災害救助法が発動され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合は、知事が指定した災害救助用米穀取扱者から受け取る。

災害救助用米穀の引渡を受けたときには、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

町は、災害救助法が発動され、通信、交通の途絶により県に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省（生産局農産部穀物課）に対し直接申請し、現物の交付を受ける。直接、農林水産省に要請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。

(エ)供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量となる。1人あたりの供給数量は以下のとおり。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合

1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ウ 副食、調味料等の調達

町が副食、調味料等を調達する場合は、利府松島商工会等に依頼して町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合及び不足する場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、又は県に対し調達を依頼する。

エ 調達食料の輸送

調達食料の輸送は、原則として、調達機関及び団体等が行うものとするが、状況により宮城県トラック協会塩釜支部等に協力要請を行い、効率的な食料輸送を実施する。

オ 調達、救護食料等の集積場所

調達食料及び救護食料等の集積場所は、以下のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号	配分対象区域	備考
B&G 海洋センター	高城字浜 1-1	353-3688	町内全域	
松島町文化観光交流館	磯崎字浜 1-2	353-3030	〃	
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	355-0666	〃	
石田沢防災センター備蓄倉庫	松島字石田沢 20	-	〃	
三十刈備蓄倉庫	松島字三十刈 9-1	-	〃	
松島運動公園備蓄倉庫	高城字動伝一 15-1	-	〃	

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出し担当等

炊き出し担当は、災対町民福祉部が自主防災組織や婦人防火クラブと協力し実施する。要員が不足する場合には、協定締結先市町村、県、日赤宮城県支部等へ応援を要請する。

イ 供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 指定避難所に避難した者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他食料品を失い、炊き出しの必要があると認められる者

ウ 配給品目及び数量

主食の品目等

調達した米穀の応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン等とする。

副食物

費用の範囲内でその都度定める。

数量

主食は一人1日当たり 600g 以内とする。(1食 200g 以内)

エ 費用及び期間

(ア)費用

炊き出しに要する費用の範囲額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。期間については指定避難所開設期間内とする。

(イ)期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

オ 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、以下のとおり定めておくものとするが、災害の実情に応じてほかの施設を利用し、また米飯業者等に注文供給することができる。

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	備考
松島町学校給食センター	全 域	約 1,000 食	
松島町文化観光交流館	〃	約 100 食	
保健福祉センター	〃	約 120 食	
品井沼農村環境改善センター	〃	約 100 食	
石田沢防災センター	〃	約 200 食	

(4) 食料の配分方法

ア 配分担当等

食料品の配分担当は、災対町民福祉部とする。

イ 配分要領

町は、観光客等を含め供給対象者を正確に把握し、不足や重複が生じないようにし、配布数量等配分状況については、記録をしておく。各対象者に対する配分方法は以下のとおりとする。

(ア)指定避難所等での配布

調達した食料は、指定避難所等の責任者に引き渡し、責任者を通して避難者や観光客等へ配布する。

(イ)在宅避難者に対する配布

在宅の障害者や高齢者等で、集積場所等に出向くことの困難な者に対しては、巡回により配布する。

ウ 配分の協力団体

配分及び巡回配付については、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

3. 給水計画

(1) 飲料水の供給方法等

ア 給水担当等

(ア) 給水担当は災対水道部とする。

(イ) 応急給水等を実施するため次の班を編成する。

給水班班長 1 名、運転手 1 名、作業員 1 名（給水タンク車）

浄水班班長 1 名、技術者 1 名、作業員 2 名（二子屋浄水場）

イ 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができなかり災者とするが、指定避難所や医療機関等重要施設への給水も考慮する。

ウ 給水量

一人 1 日 3 リットル程度とし、状況により増量する。

エ 給水費用及び期間

(ア) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 期間

給水を実施する期間は、原則として災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 給水方法

ア 水道施設が被災した場合等には、復旧までには時間を要することが予想されるため、発生初期は、家庭や町で備蓄しておいた飲料水（ペットボトル等）を活用する。

イ 浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車及び給水タンクによる運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

給水資機材

所 有 者	給水タンク	連絡先	電話番号
松 島 町	1m ³ : 2 基	水道事業所	354-5711
松 島 町	2m ³ : 1 基	水道事業所	354-5711

補給用水源

水 源 名	所 在 地	管 理 者	電話番号
初原浄水場 (深井戸含む)	初原字欠田 6-2	町	354-4153
二子屋浄水場	竹谷字鴻ノ谷地 6-1	町	352-2010

ウ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア)被害の少ないと思われる井戸水により供給する。ただし、井戸水を使用する際は、煮沸、濾過又は、消毒等を経て使用する。

(イ)被災地において水源を確保することが困難なときは、以下にあげる協力要請を行う。

被災地に近い水源地への協力要請

県と日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づく協力要請

県への飲料水供給要請

協定締結先民間事業者に対し協力要請を行う。

※資料 2-3-災害時における清涼飲料水供給に関する協定書

エ 飲料水の衛生管理

災対健康長寿部は、保健所と協力し、飲料水の衛生指導を行う。また、井戸水等を飲料水として利用する場合の処置（煮沸、消毒等）を指導する。

(3) 危機管理体制・復旧行動計画

別途「松島町水道事業所危機管理計画書」参照

4. 生活物資

(1) 生活必需品等の配布の要領

ア 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活が困難な者。

イ 品目

(ア)寝具

(イ)衣料品

(ウ)炊事用具

(エ)食器

(オ)日用雑貨品

(カ)光熱材料

(キ)緊急用燃料

(ク)その他

ウ 費用

衣料、生活必需品等の配布に要する費用は、災害救助法の適用範囲内とする。

※資料 2-3-災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

エ 期間

生活必需品等の配布を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(2) 衣料、生活必需品等の調達・配分

ア 調達担当

調達担当は、災対町民福祉部とし、避難者数等の情報をもとに、生活必需品等の調達量を把握する。

イ 調達方法

町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から必要に応じ調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、県、厚生労働省、その他関係機関等に対し依頼する。

ウ 調達物資の集積場所

調達物資の集積場所は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

エ 調達物資の配給

町は、自主防災組織、ボランティア等の協力のもと被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。配給の際は、以下に留意する。

(ア) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等について配慮する。

(イ) 公平性を確保する。

(ウ) 避難者だけでなく在宅の被災者や要配慮者への配給に十分考慮する。

5. 義援物資の受け入れ、配分

受け入れ及び配分担当は、災対町民福祉部とし、配分にあたる。

(1) 義援物資の受け入れ

ア 町は、衣料、生活必需品等を配布する必要があると認めらるる災者を調査し、義援物資配分計画を作成する。

なお、義援物資配分計画は、次の事項を明確にする。

(ア) 義援物資を必要とする災者数（世帯人員ごととする。）

(イ) 義援物資の品名、数量

(ウ) 義援物資の受け払い数量

イ 義援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

ウ 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等についての広報・周知を図る。

エ 災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受け入れ方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

オ 日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と調整の上、義援物資の配分作業が円滑にできるようにする。

カ 義援物資の保管先は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

(2) 義援物資の配分

ア 災対町民福祉部長は、義援物資配分計画により、各地区協力員及びボランティア団体等の協力を得て、り災者に配分する。

イ 必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たる各地区協力員及びボランティア団体等に情報提供を行う。

ウ 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

6. 燃料の調達・供給

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時の応急対策の実施、町民生活の維持に必要な施設や車両への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合塩釜支部及び黒川支部と締結した「災害時における応急用燃料の供給に関する覚書」に基づき燃料を調達する。

なお、不足する場合等には、県に対し燃料供給を要請する。

(2) 重要施設の供給

災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、町は、必要量の情報収集に努め、県等関係機関と連携し、優先的に燃料の供給を行う。

(3) 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

(4) 町民への広報

町は県と連携し、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第9節 救急・救助活動

町は、大規模災害等が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって生命が危険な状態にある者を関係機関と連絡を密にしながら速やかに捜索・救出し、被災者の保護を図る。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

救急・救助活動	実施責任者
	救出対象者
	救出活動
	関係機関との協力
	救出资機材等の調達
	救出期間及び費用
	各関係機関の活動
	住民及び自主防災組織等の活動
	救出の連絡等
	救出後の措置
	惨事ストレス対策

1. 実施責任者

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を、自衛隊や消防関係者、警察官及び海上保安官等の協力のもと実施する。

2. 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

3. 救出活動

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、警察、消防機関等関係機関に連絡する。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織や地区住民等の協力により、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたる。これらの状況については、速やかに県に報告を行う。
- (3) 町は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面に対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

- (4) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- (5) 被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づく要請があった場合には、町は、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4. 関係機関との協力

- (1) 救出活動を実施する場合は、塩釜警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て行う。
- (2) 救出時は、負傷者の救護等が円滑に行われるよう町内の医療機関等と緊密な連絡を取る。

5. 救出資機材等の調達

救出活動に必要な人材及び資機材は、町が必要に応じ町内関係機関等に要請し、確保・調達する。なお、不足が生じるときは『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び県等に速やかに連絡する。

※資料7－救命ボート保有状況

6. 救出期間及び費用

- (1) 救出期間
災害発生の日から3日以内(4日以降は死体の捜索として取扱う。)に完了する。ただし、状況に応じて3日以上とする。
- (2) 費用
救出に関する費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

7. 各関係機関の活動

- (1) 塩釜警察署の活動
救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動等を行う。
- (2) 消防機関の活動
ア 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動
① 医療機関、宮城県塩釜医師会、日本赤十字社宮城県支部及び塩釜警察署など関係機関等の情報を迅速かつ正確に把握し、適切な救助活動を行う。
② 救急救命士や高度資機材の有効活用を図り、負傷者などの応急処置を効率的に行う。

イ 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(3) 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部は、異常気象時等に海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

8. 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 救助活動等の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災発生等による初期消火及び救急救助の必要があるときには、自らに危険が及ばない安全な範囲で初期消火及び救助活動を行うとともに、速やかに消防機関に通報する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防関係者の指示を仰ぐ。

9. 救出の連絡等

災害のため生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見若しくは知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松島町	松島町高城字町 10	354-5701
塩釜警察署	塩釜市北浜 4-6-41	362-4141
塩釜警察署松島交番	松島町松島字町内 75-9	354-2024
塩釜地区消防事務組合消防本部	塩釜市尾島町 17-22	361-0119
松島消防署	松島町松島字蛇ヶ崎右 53	354-4226
宮城海上保安部（警備救難課）	塩釜市貞山通 3-4-1	363-0114

10. 救出後の措置

(1) 応急救護所における救急活動

応急救護所においては、次の措置を講ずる。

ア 負傷者の重症度緊急度選別（トリアージ）

イ 負傷者に対する応急処置

ウ 必要に応じ医療救護班の派遣を要請

エ トリアージによる負傷者の搬送順位の決定

オ その他必要な事項

※トリアージ：フランス語で「救命」を意味し仏軍で始まったもの。搬送されてくる負傷者の生死、傷病の軽重を即座に判断し重症患者を優先して救助していく方法。

(2) 負傷者の応急処置

負傷者の応急処置は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽傷者については、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

(3) 負傷者の搬送

医療機関の受け入れ体制、通行可能道路等を総合的に判断し、トリアージによる重傷者を優先して、重点的に次の箇所から医療機関等へ搬送する。

重度の負傷者の搬送は、松島消防署等の救急車を要請し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

ア 負傷者が多数発生した区域

イ 現地救護所・応急救護所

ウ 指定避難所

エ 被災医療機関

オ その他必要と認める場所

※資料 8－緊急輸送要請簿

(4) ヘリコプターによる救助・救急搬送

緊急に本町以外の医療機関に負傷者を搬送する必要がある場合及び交通途絶地等から医療機関に負傷者を搬送する場合は、県や自衛隊等に対してヘリコプターの出動を要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(5) 民間搬送機関への協力要請

町は、負傷者の搬送のため、必要に応じ患者搬送車両を有する民間機関に協力を要請して搬送活動を実施する。

(6) 救急・救助活動の記録

町は、災害による負傷者等の救護救出活動状況等について記録する。

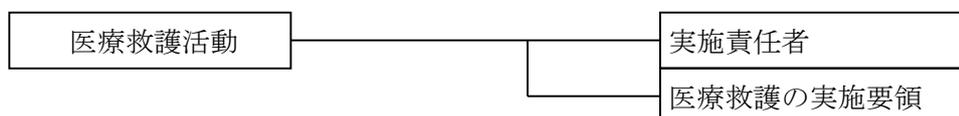
11. 惨事ストレス対策

町は、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 医療救護活動

大規模災害のため、被災住民が医療救護の途を失った場合には、町は関係機関と連携し、応急的な措置を講じ保護を図る。また、災害時には医療機関についての情報及び救護所の設置状況等を住民に周知する。



1. 実施責任者

り災者に対する医療救護の応急措置は、関係機関の協力を得て町が行う。

2. 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

ア 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要としているにもかかわらず医療の途を失った者

イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

カ 助産（分娩介助等）

(3) 医療救護の期間

原則として、次の期間行う。

ア 医療：災害発生の日から、原則として14日以内。

イ 助産：分娩した日から、7日以内。

(4) 情報の収集・伝達等

ア 町内の医療機関は、施設の被災状況や傷病者の受け入れ状況等の情報を把握し、町へ連絡を行う。

イ 町は、町内医療機関、消防、警察等関係機関から被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、医師会や県等に対する応援要請等の可否及び救護所の設置の必要性等を判断する。

- ウ 傷病者等を災害拠点病院等に搬送した場合には、町は、関係機関等の協力のもとその状況について把握に努める。
- エ 町は、収集した情報を適宜、県や関係機関等へ情報提供を行い、情報の共有化を図る。

(5) 救護班の編成

- ア 医療救護の実施は、町内の各病院及び医院、（公社）宮城県塩釜医師会等の協力を得て、災害の状況に応じて医療救護班を編成し救護活動を行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。救護班の人員については、災害の規模等に応じて調整するものとするが、1班当たりの基本構成は以下のとおりとする。
- イ 被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、「第8節 救急・救助活動」に基づき実施する。

救護班基本構成		
医師：1名	保健師又は看護師：2名	連絡員：1名

- ウ 救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- エ 町の救護班で対応できない場合及び対応できないと町長が判断した場合は、協定締結先近隣市町村や知事に協力要請を行う。その場合には、町救護班を県の救護班に包含し、編成する。

(6) 救護所の設置

- ア 救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置し運営する。救護所の設置予定場所は、以下のとおり定める。

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況
松島町農村婦人の家	幡谷字吉崎 46-1	50人	木造平家建
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	200人	鉄筋コンクリート平家建

- イ 町は、救護所を設置した場合は、設置した救護所の場所を、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。
- ウ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

(7) 医薬品、資機材の確保

医薬品、医療用資機材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

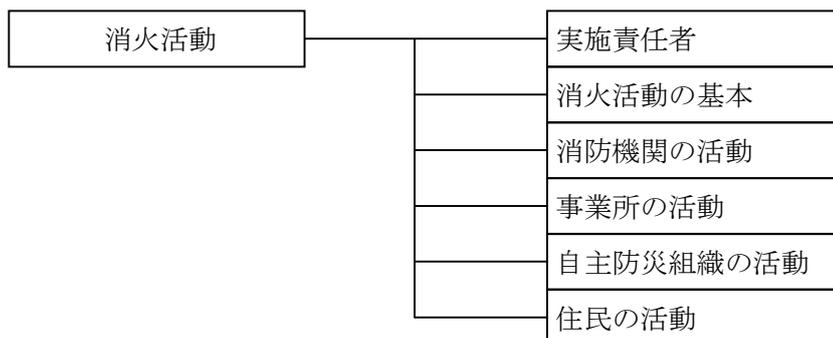
- ア 医療機関の携帯した医薬品を使用する。
- イ 被害の程度に応じて、医薬品等が不足する場合は、町内の薬局等から調達する。
- ウ 町内での調達が困難な場合には、県に対し、救急医療セット、災害用医療品の供給の要請を行う。
- エ 救援物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受け入れ、救護所、避難所に供給するよう努める。

(8) 在宅要医療患者の医療救護体制

- ア 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- イ 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- ウ 町は、人工透析を実施する医療機関が被災した場合には、患者の受入れの調整や資機材等の支援について県に要請し、透析医療の確保に努める。
- エ 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。
- オ 町は、必要に応じ、専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、県から指導・助言、その他必要な支援等を受ける。

第11節 消火活動

大規模災害発生時には、家屋の倒壊等による被害とともに、同時多発的に発生する火災により甚大な被害をもたらされる可能性がある。したがって、消防組織を中心として火災等に対応するための警戒態勢を整え、情報収集や消防活動を行う。また、災害発生直後に同時多発火災や延焼火災が発生した場合は、消防関係機関による対応も難しくなるため、住民や自主防災組織、事業所などに応援を要請し、地域との連携のもと消火活動を行う。



1. 実施責任者

塩釜地区消防事務組合消防本部は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら他の防災機関と連携を図り、全力を挙げて被害を最小限に食い止めるための出火防止措置や消火活動を行う。

町は、関係機関等と連携し、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、塩釜地区消防事務組合消防本部と協力し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な災害発生時には、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

※資料7－消防力の現況

2. 消火活動の基本

火災による被害を防止、軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかけを行う。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回る場合は、次の原則に基づき選択防ぎょを行う。

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 市街地火災優先の原則

ガソリンスタンドなど大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設や工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とする。

ただし、ホテル等、宿泊施設から出火した場合は、特装車を活用し、人命救助を優

先とした活動を行う。

ウ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよに必要な消火活動を優先する。

エ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先させ、避難路の確保や延焼拡大阻止、救助救急活動の成功の見通しなどを総合的に判断し行動する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に火災を鎮圧する。

(ロ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、延焼を阻止する。

オ 応援要請

町及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは「宮城県消防相互応援協定」等に基づき、締結市町村等に応援を要請し、それでも対応できない場合は、県に対して派遣要請を行う。

カ 他市町村からの応援要請

大規模な災害が発生し、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づく応援要請があった場合には、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(2) 大規模火災の消火活動

大規模火災対応について、常備消防機関は「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に定めるところにより、消火活動を行うこととし、災害の状況により必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応する。

3. 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

塩釜地区消防事務組合消防本部消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

災害発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であるため、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 災害による火災の初期消火と延焼防止

災害による火災が発生した場合は、消防団や婦人防火クラブ員、自主防災組織の協力のもと、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的

な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

大規模災害時は消火栓などの消防水利の確保が困難になる場合が想定されるので、河川・ため池・プール・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

ただし、長距離中継送水時の通行車両によるホース破損に備え、交通整理を十分に行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、災害等が発生した場合、塩釜地区消防事務組合消防本部消防長、松島消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

ア 出火警戒活動

災害発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

イ 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、人命の安全確保を最優先とした消火活動を行い、幹線避難路確保に努める。

ウ 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に誘導する。

(3) 宮城海上保安部の活動

災害による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

ア 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。

イ 速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対し協力を要請する。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4. 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防組織による消火器等を活用した初期消火に努めるとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合消防本部へ通報する。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全確保のために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で初期消火や避難誘導、情報収集などを行う。

なお、同組織の具体的な活動については、「自主防災組織結成促進及び運営マニュアル」に従って行う。

6. 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、塩釜地区消防事務組合消防本部に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第12節 自衛隊の災害派遣

大規模災害時の人命、財産保護のため、特に必要があると認められる場合、町長は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣	実施責任者
	災害派遣の基準及び要請の手續
	自衛隊との連絡
	派遣部隊の活動内容
	派遣部隊の受入体制
	派遣部隊の撤収
	経費の負担

1. 実施責任者

自衛隊の災害派遣要請に係る事務手續きについては、災害対策本部が行う。

2. 災害派遣の基準及び要請の手續き

(1) 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。この場合、町長は、その旨及び町域に係る被害の状況を防衛大臣又は最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に連絡することができ、連絡した場合には、その旨を知事に連絡する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又は直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に連絡する。この場合、町長は、速やかに知事にその旨を通知する。

ア 要請による派遣の基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は下記のとおりである。

- (ア) 緊急性 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている差し迫った必要性があること。
- (イ) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は次のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、

(ア) 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

(イ) 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

(ロ) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合

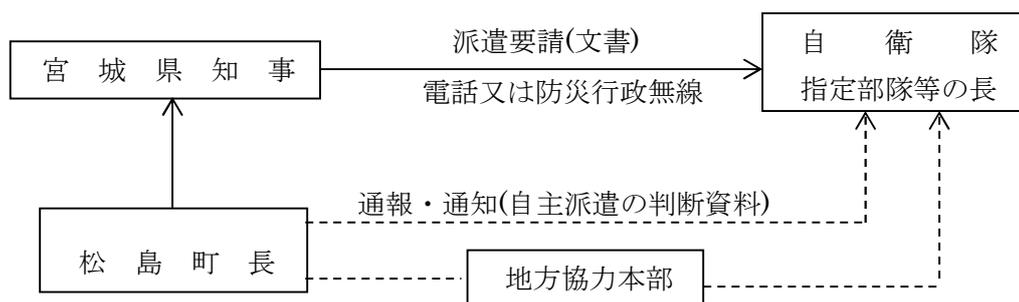
ウ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

オ ア～エの場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(3) 要請の手続き

ア 派遣要請系統図



イ 要請（連絡）先

区分	要請（連絡）先	指定部隊等 の長	連絡方法等		担任地域等	
			時間内： 平日 08:30～17:00	時間外： 左記以外		
宮城隊区 担当部隊	陸上自衛隊	第22 即応機動連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL:022-365-2121 内 235～237 FAX:022-363-0491	駐屯地当直 内 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡を除く宮城県)
		東北方面航空隊第3科	航空隊長	仙台市若林区霞目 1-1 TEL:022-286-3101 内 203, 207, 217	駐屯地当直 内 302	霞目近傍及び 県全域(航空)
近傍派遣部隊	陸上自衛隊	第6 戦車大隊第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原 21-9 TEL:022-345-2191 内 230～233	駐屯地当直 内 301・302	大和近傍 状況により宮城北隊区
		第4 航空団防衛部 (松島基地)	団司令	桃生郡矢本町矢本 字坂取 85 TEL:0225-82-2111 内 230～232	基地当直 内 224・225	矢本近傍及び 県全域(航空・応急救護)

ウ 要 請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料 8-2 災害派遣要請依頼書様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信等により行い、その後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、物資運搬設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

3. 自衛隊との連携

派遣される自衛隊連絡調整要員等を災害対策本部に受け入れる場合、災害対処に必要な情報交換等を行い、必要な災害対処を実施する。

4. 派遣部隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路障害物の除去又は道路・水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長又は町長の職務を代行できる者（委任を受けた町職員、警察官及び海上保安官）が、その場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

5. 派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

町は、自衛隊の災害派遣期間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

必要に応じて派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその旨を管理者等に伝え了承を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

(5) 臨時ヘリポートの設定

ア 本町の臨時ヘリポートの指定状況は次のとおりである。

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンター グラウンド)	松島町手樽字大蓮沢 13-1	町長	355-0301	120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯島地先	宮城県漁業 協同組合松 島支所	354-2511	40×30

資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 臨時ヘリポートを追加、あるいは見直す場合には、ヘリポートとしての基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を実施するとともに、被災者の指定避難所と競合しないよう留意する。

ウ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

エ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその付近で障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ)表土が砂塵の発生しやすい所では、航空機進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

※ウ・エに関する「着陸地点のH記号」「離着陸地点及び障害のおそれがある範囲」については、p.風3-101、風3-102を参照

(6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

(7) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況の情報等を提供する。

6. 派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了又はその必要がなくなった場合、町長は派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。

(2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

※資料8－災害派遣撤収要請依頼書様式

(3) 派遣部隊の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と協議の上、派遣部隊を撤収するものとする。

7. 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担し、細部についてはその都度派遣部隊の長と知事等が協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料

(2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

第13節 緊急輸送活動

大規模災害発生時には、さまざまな種類の緊急輸送が必要となる。したがって緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる輸送手段の確保に努める。また、輸送路線の被害状況を把握し、事前に定められた緊急輸送路から優先的に障害物の除去、応急復旧を行い、輸送路の確保に努める。



1. 実施責任者

町は、災害時における輸送力の確保等を関係機関の協力を得て行う。

2. 輸送要領

(1) 輸送方法

災害応急対策計画に定める人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して最も適切な方法により行う。

(2) 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 第一段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ロ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な人員
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

- (ア) 上記アの続行

- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第三段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

エ その他関連物資

- (ア) 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の制限について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- (イ) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携を図る。
- (ウ) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

(4) 輸送力の確保

ア 町所有車両の確保

町所有車両（消防用車両を除く）は、資料 7-3「町有車両の現況」のとおりである。

イ 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有以外の輸送力確保に努める。

(ア) 自動車の確保

自動車の確保は、以下の陸上輸送業者等に依頼する。

名 称	所 在 地	責 任 者	電 話 番 号
宮城交通(株)塩釜営業所	塩釜市新浜町二丁目 2-8	塩釜営業所長	365-5161
日本三景交通(株)	松島町高城字田中裏 23-16	代表取締役社長	354-5151

(イ) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能であるが、鉄道輸送が可能な場合は、東日本旅客鉄道(株)仙台支社松島駅等に要請し、輸送力を確保する。

(ウ) 船舶の確保

陸上輸送が全て不可能となる事態に備えて、海上輸送力も確保する。

ウ ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第 1 2 節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第 1 5 節「ヘリコプターの活用要請」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請する。

(5) 輸送要請

町内において輸送力が確保できない場合又は不足する場合は、協定に基づき、(社)宮城県トラック協会に次の事項を要請し、輸送力の確保を図る。

また町は、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

ア 緊急物資の輸送要請事項

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 必要となる車両及び人員

(ウ) 輸送品目

(エ) 輸送期間

(オ) 輸送先（荷下ろし場所）

(カ) その他必要な事項

3. 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 災害対策本部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4. 災害救助法に基づく措置基準

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救援用物資のための輸送

カ 遺体捜索のための輸送

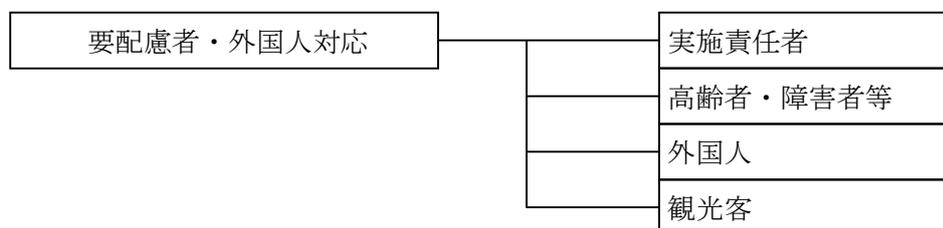
キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、松島町における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施がみとめられる期間とする。

第14節 要配慮者・外国人対応

大規模災害発生時には、特に要配慮者や旅行者等に対する様々な応急対策が必要となることから、町は、関係機関と連携し、対応計画に基づいて速やかに対策を実施する。特に団体旅行者などの観光客については、宿泊施設と連携を取り迅速に対応する。



1. 実施責任者

災対産業観光部、災対町民福祉部、災対健康長寿部及び社会福祉団体の責任者は、要配慮者等の援護対策を行う。

2. 高齢者、障害者等

町及び社会福祉団体は、要配慮者及び災害により支援が必要となった者に対し、救助、避難誘導、福祉サービス等の提供等を必要に応じて的確に行うことができるようにする。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

(1) 安全確保

ア 社会福祉施設在在所者について

(ア) 施設管理者等は、施設在在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(イ) 町は、施設管理者等から施設在在所者(入所者、従事者等)の安否を迅速に確認するとともに、施設管理者等から要請等があった場合には、避難誘導等を行う。

イ 社会福祉施設以外の要配慮者

(ア) 町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政員等との連携支援のもと迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

(イ) 町は、指定避難所等を中心に被災による新たな要配慮者についても把握する。

(ウ) 未登録の要配慮者に対しても、民生委員・児童委員、行政員などとの連携により安否の把握に努める。

(2) 支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し、その確保に努める。

下記イの緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

イ 緊急支援

(ア) 受け入れ可能施設の把握

松島病院（老人保健施設みどりの家を含む）及び特別養護老人ホーム等との間で、要配慮者受入れに関する連携を行う。

(イ) 福祉ニーズの把握と援護実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た上で、関係機関と調整し適切な入所措置をとる。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合には、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(ウ) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所受け入れを要請するものとする。

(エ) 福祉避難所の運営

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

ウ 指定避難所での援護

(ア) 支援体制の確立

町は、要配慮者が指定避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。

特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に指定避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

町は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及

び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者・障害者は指定避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティーを維持できるよう配慮する。

3. 外国人

災害時には、速やかに外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行い、安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、英語等外国語での情報提供ができるようその体制整備に努める。

(1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導。

町は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

あらかじめ整備してある多言語で表示された指定避難所や避難路の標識等により、外国人の避難を支援する。

(2) 所在及び安否確認。

町は収集した情報をもとに、在住している外国人の安否確認を行う。

県から在日大使館等を通じた在住外国人の安否確認の照会を求められた場合には、町は県に協力し、調査、回答等を行う。

(3) 「相談窓口」等の開設によるニーズへの対応と支援。

町は、必要に応じ、公益財団法人宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

(4) 関係機関及び関係団体との連携による情報収集と情報提供。

町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。

町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

- (5) 通訳ボランティアの活用を図りスムーズな情報収集、伝達を図る。

4. 観光客等

災害時の観光客等については、(一社)松島観光協会等と連携し、ホテル・旅館等及び指定避難所等の情報収集と安否確認を行い、情報提供ができるよう努める。

- (1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導

ア 外国人観光客等については、上記3の(1)のとおりとする。

イ また、観光協会等と連携した広報、避難誘導等を行う。

ウ 観光客が浸水想定区域内や土砂災害危険区域内などの危険が予想される区域内にいる場合には、防災行政無線をはじめとする広報活動や観光事業者の避難誘導等により、直ちに避難が必要であることを伝え、指定避難所の方向を指し示すなど、具体的な誘導を図る。

エ ホテル旅館等観光施設所有者は、施設に危険がない場合は、できる限り当日の利用者や宿泊客を受入れ、必要に応じ、町指定の避難所を案内する。また、受入れた宿泊者等の安否情報を町に報告する。

- (2) 所在及び安否確認

町は、地域住民や自主防災組織、観光協会等と連携し、観光客等の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、指定避難所等において観光客の安否確認等を行う。

- (3) 相談窓口の開設によるニーズへの対応と支援

町は、県等関係機関と協力し、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により公共施設やホームページ、観光地、主要ターミナル等へ掲示し情報提供を行う。また、必要に応じ相談窓口を設置する。

- (4) 関係機関及び団体等への情報提供

町で収集した観光客等の情報は、必要に応じ、県や関係団体等に対し情報提供を行う。

また、県や関係機関等が収集した情報について、町は必要に応じ、情報提供の要請等を行い、安否確認等への活用を図る。

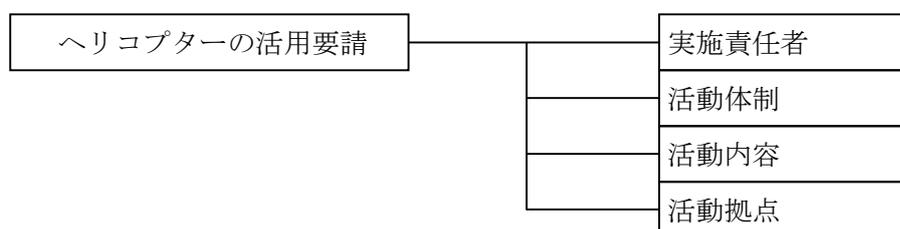
- (5) 観光客等は、安全に、安心して、できるだけ早く帰宅できることが重要である。町は、第7節避難誘導－帰宅困難者対策に基づき、災害時、本町に滞留することになった観光客等に対しても、帰宅困難者対策を行う。

【応急対策活動】

時間の経過に伴い、被災対応は住宅の確保など被災者の生活支援中心の対策へと変わってくる。被災者が早く日常生活に戻れるよう全力を挙げて災害復旧に取り組む。

第15節 ヘリコプターの活用要請

大規模災害時は、道路の損壊、建物や電柱等の倒壊による道路通行不能状態が予想されることから、町は、災害発生初期には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等を広域的・機動的に行う。



1. 実施責任者

町は、災害時のヘリの活用について、県防災ヘリコプターへの応援要請を基本とし、不足した場合には県を通じて自衛隊等のヘリコプターの要請を行う。

2. 活動体制

関係機関との連携による活動計画を早期に検討作成し、迅速に応援活動が取れるよう体制整備に努める。

(1) (1) 県防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリの運航は、関係法令によるもののほか、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによることとなっている。

- ※資料 1-9-宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱
- ※資料 1-9-宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領
- ※資料 1-9-防災ヘリコプター緊急運航基準

(2) (2) 県への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、県知事に対して、「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 仙台市への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- ※資料 2-宮城県内航空消防応援協定書

(4) 関係機関との調整体制の確立

県は、大規模災害時において、県内各地でヘリコプター活動が必要となる場合においては、宮城県災害対策本部に設置されるヘリコプター運用調整班（県警察本部、仙台市、東北地方整備局、自衛隊、海上保安部等で構成）のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、等と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

3. 活動内容

(1) 活動内容

防災関係機関のヘリコプターによる防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ア 被災直後の被害状況等の偵察、情報収集活動
- イ 火災防ぎょ活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ウ 救出救助活動（事故等による捜索・救助等）
- エ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- オ 救援隊、医師等の人員搬送
- カ 消防部隊の搬送・投入
- キ 被災地への救援物資の搬送
- ク 応急復旧資機材等の搬送
- ケ 住民等に対する避難勧告等の広報活動
- コ その他（特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合）

(2) 防災ヘリコプターの運用

原則として、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記（1）の該当事由について、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。また、町が災害による被害を最小限に防止するために県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「宮城県広域航空消防応援協定」に基づき運用する。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

4. 活動拠点

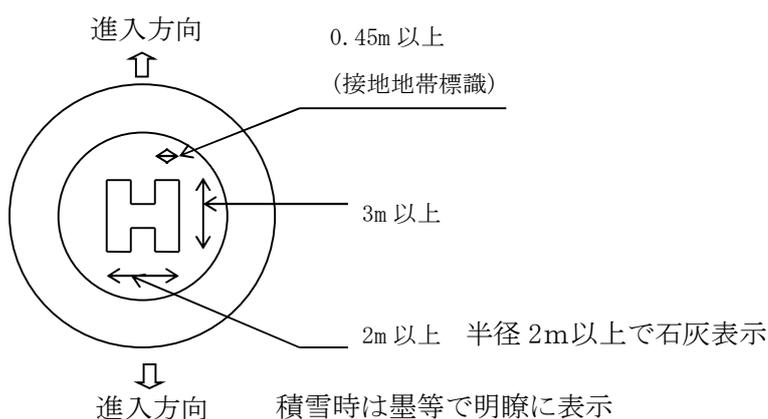
- (1) 町は、臨時ヘリポートの被害状況を把握し、県と協議の上、臨時ヘリポートの中から活動拠点を選定することを基本とする。選定後は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、標識の表示や吹き流しの設置等を行う。

ア 臨時ヘリポートの指定状況

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンターグラウンド)	松島町手樽字大蓮沢 13-1	町長	355-0301	120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯島地先	宮城県漁業協同組合松島支所	354-2511	40×30

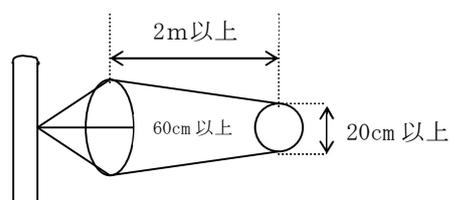
資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 標識



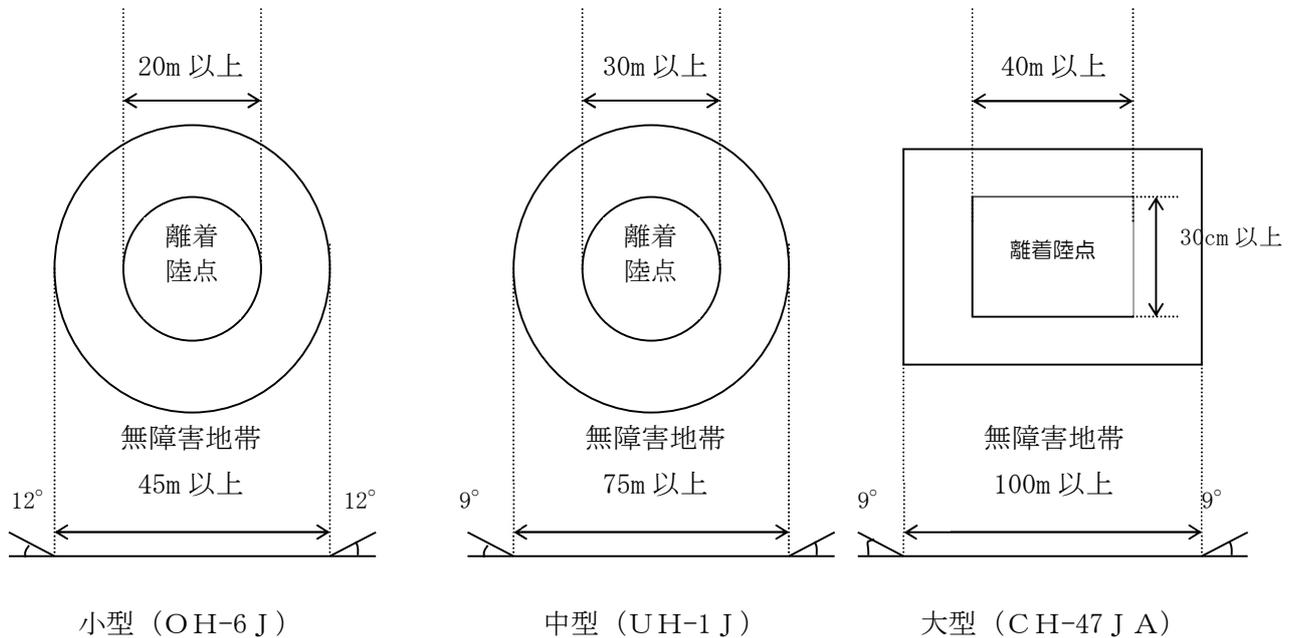
ウ 吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



- (2) 予定された臨時ヘリポートが被害等により使用できない場合には、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

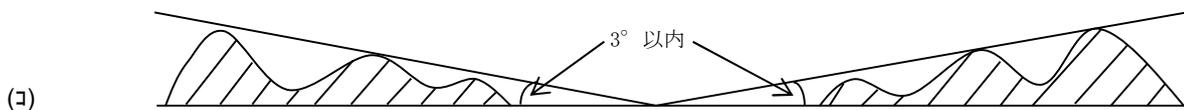
ア 離着陸ため必要最小限の無障害地帯



- ※ 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点
- ※ 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

(3) 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約 20 枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

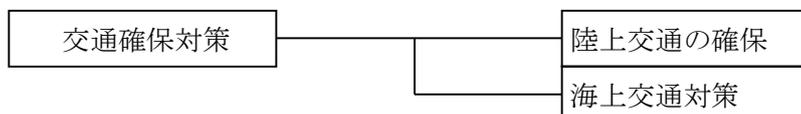


(4) 危険防止の留意事項

- ア 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 着陸点附近に物品等を放置しないこと。
- ウ 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

第16節 交通確保対策

災害時における陸上及び海上の交通の安全と交通施設の保全、及び緊急車両の通行を確保するため、町は、関係機関と連携し、交通規制等の必要措置を実施する。



1. 陸上交通の確保

(1) 実施責任者

ア 町は、町に関わる交通路の安全対策を関係機関と連絡調整し行う。

イ 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連携をとりながら交通の安全確保に努める。

(2) 災害発生時の運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）での一般車両の通行禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

ア 区間を指定して交通規制が行われたときは、道路以外の場所に速やかに車両を移動させること。

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域内において警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができない場合は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 交通規制の要領

異常気象時等における安全確保のために、次の要領により交通規制を行う。

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害発生のおそれ又は発生したときは、巡回調査を行い被害箇所の応急復旧を講ずる。

イ 交通の安全確保のための交通規制

- (ア) 道路管理者は、道路の被害等による危険箇所を発見したときは、速やかに必要な範囲に通行制限標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識）を表示するか、職員による現地整理を行う。また、迂回路等による通行の確保を図る。
- (イ) 塩釜警察署長は、災害発生のおそれ又は発生したとき、直ちに所轄区域内の道路交通の状況を調査し交通の安全と円滑な通行を確保するための必要な措置をとる。

ウ 交通規制の基本方針

(ア) 被災地域内への流入抑制と走行抑制

被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

(イ) 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

三陸自動車道のインターチェンジにおいては、被災区域内への流入を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

(ウ) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は誘導を実施するとともに、一般車両の走行は原則禁止する。

(エ) 道路管理者との綿密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

エ 交通規制の方法等

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

オ 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

カ 交通規制の連絡等

災害時において交通規制等を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制等の目的、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況、避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力などの措置事項等を連絡するとともに、自動車の運転者及び地域住民に対して、マスコミ広報や現場広報等を行い、周知徹底を図る。

(4) 交通整理隊の編成

災害時において、安全確保のために必要と認めた場合には関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

ア 編成

交通安全指導員、消防職団員、関係機関の職員、災害派遣自衛官その他民間協力者により構成する。

イ 所要人員等は、必要に応じて決定する。

(5) 緊急通行車両の標示

災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

ア 緊急車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、塩釜警察署にて受ける。

イ 各部で所管する車両のうち、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部で緊急通行車両等確認申請書により塩釜警察署に申請し受ける。

(6) 障害物の除去等

ア 緊急交通路の障害となっている車両等については、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて県や警察署等関係機関に対するレッカー車の出動要請により必要な除去措置を行う。

その他たい積障害物の除去は、道路管理者が行う。

イ その他の道路たい積障害物は、次の区分により速やかに除去し二次災害の防止に努める。

(ア) 町道の障害物について、民間及び防災関係機関に町が要請し除去する。

(イ) 県道及び県管理国道の障害物については管理者が除去する。

(ウ) 県管理の公園区域内に存する道路の障害物については管理者が除去する。

(エ) 国管理国道の障害物については管理者が除去する。

2. 海上交通対策

(1) 町の役割

ア 町は、在港船舶に係る災害の拡大が予想され、又は安全確保措置等の必要があると認められる場合は、事前措置等を命ずるなどの必要な対策を行うとともに宮城海上保安部に対し在港船舶等への安全確保措置の指示を要請するものとする。

イ 安全確保措置は、在港船舶の責任者がその判断により行うが、町長が緊急のため必要と認める場合は、宮城海上保安部と連携を保ち、安全確保措置を講ずるものとする。

ウ 町は、外郭施設、水域施設及び係留施設等の被災状況を関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等必要な措置を行う。

(2) 宮城海上保安部の役割

宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(3) 港湾施設等の措置

- ア 港湾管理者は、港湾区域内の防波堤、航路、岸壁等の被害状況について、宮城海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去及び施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障がでることがないように努める。
- イ 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう輸送の確保に努める。

第17節 公共交通及び公共土木施設の応急復旧

道路、鉄道の交通基盤、港湾、漁港、河川等の公共土木施設の被害は、町民の生活はもとより、社会全体に及ぼす影響は非常に大きく重大である。このため、これらの施設管理は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

街路樹・公園樹の管理者は、災害発生後の緊急点検時等に、倒木等による周辺の道路閉塞、電力・電話線の切断などの被害発生を確認した場合、道路管理者、電力事業者及び電信・電話事業者に連絡し、ライフライン事業者等が応急復旧活動を行えるよう、情報提供に努めるとともに、倒木の撤去など応急対策を講じる。

公共土木施設等の応急復旧	実施責任者
	道路施設
	海岸保全施設
	河川管理施設
	漁港港湾管理施設
	農業施設
	都市公園施設
	砂防・地すべり・治山関係施設
	鉄道施設

1. 実施責任者

施設管理者は、所管施設の応急復旧対応をそれぞれ行う。

町は、各施設管理者と連絡を密にとり、被害状況等の把握に努めるとともに、必要となる措置をとる。

2. 道路施設

(1) 町・県管理道路

ア 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等の把握と情報の収集に努める。

指定避難所へのアクセス道路等について、道路啓開等の必要な措置を講じる。

イ 交通の安全確保及び緊急輸送体制

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事を行い、交通の安全確保及び二次災害の防止に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画（事前に、特に重要となる道路を選定し、これらを有機的に連結させた道路網）に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令

を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

オ 農道

(ア)道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(イ)幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

(2) 国管理道路（国道 45 号）

大規模な災害が発生した場合には、東北地方整備局仙台河川国道事務所は、以下の措置をとる。

ア 点検

東北地方整備局仙台河川国道事務所仙台東国道維持出張所は、出張所管内に設置している雨量観測所地点で連続雨量 80mm 又は時間雨量 30mm を超えた場合、道路及び交通の状況を把握するため、速やかに巡回を実施する。また、CCTV 設備、交通情報モニター等からの情報の収集に努める。

イ 体制

災害発生時には、その状況に応じて東北地方整備局仙台河川国道事務所に災害対策支部を設置する。

ウ 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

エ 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

オ 工事中の道路に関する対策

工事中箇所の被災内容を把握し、必要に応じて対策を講じる。

(3) 三陸自動車道

大規模な災害が発生した場合には、宮城県道路公社は、以下の措置をとる。

ア 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、管理事務所等においては、速やかに巡回を実施する。

イ 体制

災害発生時には、その状況に応じて宮城県道路公社に災害対策本部を設置する。

ウ 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

エ 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

(4) 道路情報の提供

道路管理者は関係機関及び報道関係機関と連携し、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定及び迂回路等の通行規制などの情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する方策を講じ、安全確保に努める。

・(財)日本道路交通情報センター 電話番号 022-225-7711

(5) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

3. 海岸保全施設

(1) 緊急点検

海岸保全施設管理者は、災害発生直後にパトロール等により、施設の機能及び安全について緊急点検を実施する。

※資料3－海岸保全区域

(2) 重要施設等の応急復旧

海岸保全施設管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

(3) 二次災害の防止対策

海岸保全施設管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を的確に把握し、必要な場合には、町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

4. 河川管理施設

(1) 県の対応

ア 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握する。

※資料3－重要水防箇所等

イ 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に災害復旧工事を実施し、二次災害の防止に努める。その他の被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

(2) 東北地方整備局北上川下流河川事務所の対応

ア 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。災害により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

イ 応急復旧

河川管理施設が、破堤、決壊、流出、洗掘等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

5. 漁港港湾管理施設

(1) 漁港施設

ア 緊急点検

漁港管理者は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

イ 立入規制及び応急復旧

緊急点検で、二次災害のおそれのある危険な個所については、危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告版の設置等の措置を行う。

また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

(2) 港湾施設

ア 被害状況の把握

港湾管理者は、災害発生後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

イ 応急復旧

港湾施設は、災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。

6. 農業施設

町及び県は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 農業施設管理者は、二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 災害により農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置を行うとともに緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- (4) 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

7. 都市公園施設

公園管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握する。また、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援・避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

8. 砂防・地すべり・治山関係施設

県は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

9. 鉄道施設

大規模な災害が発生した場合には、東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、以下の措置をとる。

(1) 体制

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びS I値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(3) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域指定避難所への避難勧告があった時及び自駅の指定避難所も危険のおそれがある場合は、広域指定避難所へ避難するよう案内する。

(4) 消防及び救助に関する措置

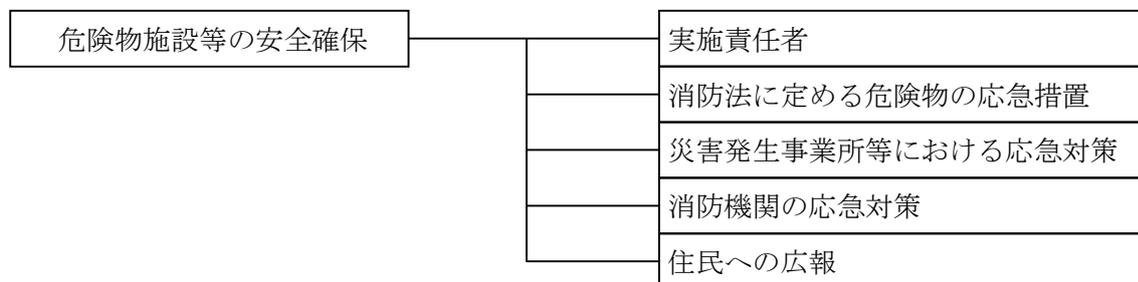
ア 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び県、町に対する応援要請を行う。

第18節 危険物施設等の安全確保

災害時において、危険物（消防法に定める危険物）等による災害の防止又拡大防止を図り、被害を最小限にとどめることを目的とする。



1. 実施責任者

- (1) 町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び県は、災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置を行う。
- (2) 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時危険物等による被害の発生防止のための保安措置を行わなければならない。

2. 消防法に定める危険物の応急措置

- (1) 危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署に通報し、必要な指示を受ける。
- (2) 塩釜地区消防事務組合管理者は、危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し必要な指示を行い、実施報告を行わせる。

※資料7－危険物施設一覧

3. 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに、町、宮城海上保安部、塩釜地区消防事務組合消防本部及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。
また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。
- (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

ア 大量油の排出があった場合

- (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- (イ) 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。

- (ウ) 損傷タンク内の残油を他の損傷していないタンクへの移送を行う。
- (エ) 排出された油の回収を行う。
- (オ) 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

イ 危険物の排出があった場合

- (ア) 損傷箇所の修理を行う。
- (イ) 損傷タンク内の危険物を他の損傷していないタンクへ移送する。
- (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 船舶にあつては、洩航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

- (3) 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

4. 消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を実施
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置、応急対策の実施
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の実施

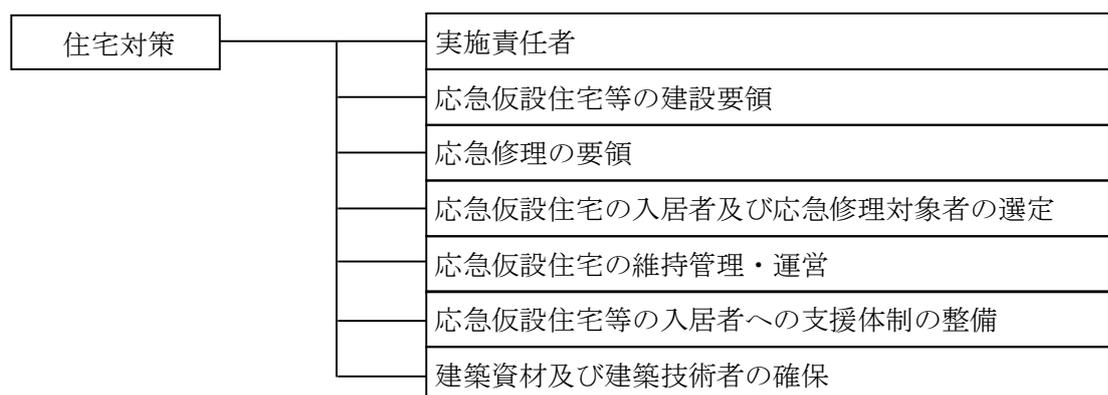
5. 住民への広報

町、県及び危険物施設等の管理者は、被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第19節 住宅対策

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は指定避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならないことから、町は、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用を図る。



1. 実施責任者

- (1) 町は、県から職権の一部を委任された場合又は県の実施を待つ時間的余裕が無く緊急を要する場合は、応急仮設住宅の建設を行う。県が応急仮設住宅を建設する場合には、あらかじめ選定した候補地から安全な用地を選定する。
- (2) 町は、り災者に対する被害住宅の応急修理を行う。

2. 応急仮設住宅等の建設要領

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

イ 必要住宅戸数の把握等

(ア) 町は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。

(イ) 1戸当たりの規模は、29.7 m² (9坪) を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(ウ) 被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分に配慮した仕様及び設計に努める。

ウ 建物の構造は、災害応急仮設住宅仕様による。

エ 建設着工及び供与期間

(ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(イ) 供与期間は2年以内の期間とする。

オ 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、下記から災害の実情に応じ決定する。

施設名	地区	面積 (㎡)	設置可能戸数	備考
愛宕町営住宅跡地	本郷地区	約 10,000	120	
松ノ森団地内空地	高城地区	約 2,500	30	
町民の森グラウンド	根廻地区	約 10,000	120	

※ 建設可能戸数：80㎡/戸で算定

(2) 災害公営住宅の建設（国庫補助による所得制限の基準内の被災者対応住宅）

住宅の被害が次の基準に該当する場合、災害公営住宅を建設する。

ア 暴風雨、洪水、高潮、その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその区域内住家戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

ウ 災害公営住宅の入居条件及び建設戸数は概ね次のとおりとする。

(ア) 入居条件

当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯
 当該災害発生後3か年間の月収が95,000円以下の世帯
 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯
 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(イ) 建設戸数

被災滅失住家戸数を考慮して、町が協議し必要な戸数を建設する。

(3) 既設公営住宅等の空き家活用

復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、一時的な居住の場として、既設公営住宅の空き家の活用を図る。また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅の受入を要請する。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県は、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、町と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行うこととなっており、県が民間賃貸住宅の借上げを行う場合には、町は以下の措置をとる。

災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

ア 町は、基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

イ 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

3. 応急修理の要領

(1) 対象

住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者とする。

(2) 修理家屋の選定

ア 町は、民生委員及び関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定を行う。

イ 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4. 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定等

(1) 選定基準

応急仮設住宅の入居者数及び応急修理対象者の選定は町長が行い、その基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び用保護者

イ 特定の資産がない失業者

ウ 特定の資産がない寡婦、母子・父子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び疾病者等

エ 特定の資産がない勤労者、中小企業者

オ 前各号に準ずる経済的困窮者

(2) 修理対象戸数の引き上げ

県は、必要に応じ修理対象数の市町村間相互の戸数を調整する。また、厚生労働大臣の

承認を得て修理戸数の限度を引き上げ、修理期間の延長を行うなど町への指導助言及び連絡調整を行う。

5. 応急仮設住宅の維持管理・運営

応急仮設住宅の管理運営は、県が実施するものだが、県が町に管理を委任した場合には、管理委託契約を締結し、町が、以下のような応急仮設住宅の管理運営を行う。

(1) 維持管理上の配慮事項

町は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察等との連携を図り以下の措置を行う。

- ア 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア対策の実施
- イ 家庭動物の受入れルールの周知徹底
- ウ 必要に応じ、NPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティーの形成と自治会の設立・運営に努める。
- エ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(2) 運営上の配慮事項

運営にあたっては、県等の協力のもと以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - (ア)防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ)街灯や夜間照明等の工夫
 - (ウ)夜間の見回り(巡回)
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア)交流の場づくり
 - (イ)生きがいの創出
 - (ウ)悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ)保健師等による巡回相談
 - (オ)女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティー運営体制等
 - (ア)集会所
 - (イ)仮設スーパー
 - (ウ)相互情報交換
 - (エ)窓口の一元化
- エ 女性参画の推進と生活者の意見反映
 - (ア)運営における女性の参画推進
 - (イ)生活者の意見集約と反映

6. 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

7. 建築資材及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築等は、災対建設部が担当し、(社)プレハブ建設協会等の協力を得ながら速やかに建設する。

(2) 建築資材の調達

町は、応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材を、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

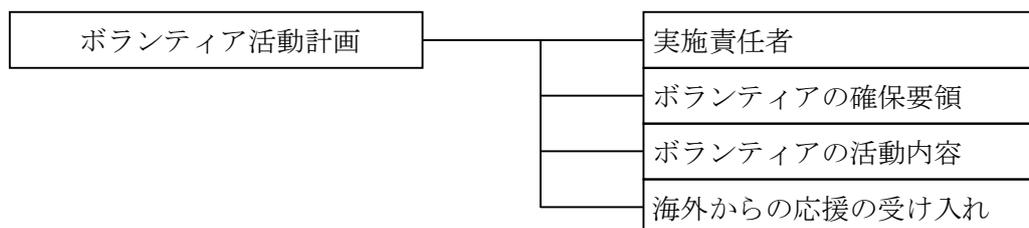
(3) 建築技術者の確保

町は、応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、その確保に努める。

第20節 ボランティア活動計画

大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、松島町社会福祉協議会等が中心となって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町等が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。



1. 実施責任者

災害応急対策に必要なボランティアは、町社会福祉協議会が中心となり各団体の協力により確保し、その受け入れ態勢を整える。

2. ボランティアの確保要領

- (1) 災害応急対策を実施時において必要となるボランティアは、日本赤十字社宮城県支部、婦人会、町内会、民間団体、ボランティア団体等の協力により確保を図る。

※資料自主防災組織等

- (2) 町ボランティアセンターの開設等

町ボランティアセンターは、町等の協力のもと町社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって設置し、被災住民のニーズの把握、一般からのボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

ア 現地本部における対応

町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、ボランティアへの具体的活動内容の指示を行う。なお、被害の程度により、現地本部は県及び周辺市町村社会福祉協議会等に対して人的な協力等を要請する。

イ 救援本部における対応

災害の規模が大きく、周辺自治体等におけるボランティア活動に対する支援が必要な場合、町は先遣隊を派遣し現地情報の収集を行い、町社会福祉協議会と連携を図り、被災地に近く、通信・交通アクセスが良いなど適切な地点に救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地本部を支援する。

なお、他市町村社会福祉協議会において救援本部が設置された場合、積極的に人的

な協力等に努める。

ウ 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

(3) 町の支援等

町は、町社会福祉協議会が速やかなボランティアセンターの立ち上げと活動が行えるよう、以下のような支援等を行う。

ア 町は、松島町社会福祉協議会と結んだ「大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書」に基づき設置及び運営の協力を図る。

※資料2-3-県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置等に関する覚書

※資料2-3-町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

イ 町は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ウ 町は町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供及び貸与
- (イ) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (ウ) 職員の派遣
- (エ) 被災状況等の関連情報の提供
- (オ) 町ホームページ等を活用したボランティア募集への支援
- (カ) その他必要な事項

エ 町は、一般ボランティアの受入体制づくりを、町社会福祉協議会と連携しながら行い、その他NPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

オ ボランティアコーディネーターが不足する場合には、役場OBへ協力を求め、ボランティアセンターへ派遣を行う。

この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

(4) 専門ボランティアの受付

関係する組織からの申し込みについては町の各部で対応するものとする。

(5) ボランティアの安全確保

ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

3. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は主に次のとおりとし、労務種別により適宜協力を求める。

(1) 一般ボランティアの活動内容

主な活動内容(受入れ項目)	担 当
指定避難所の運営 炊き出し、食料等の配付 救援物資の仕分け、輸送 高齢者、障害者等の介護補助 清掃活動 その他被災地で必要とされる軽作業	町ボランティアセンター（町社会福祉協議会等）

(2) 専門ボランティアの活動内容

主な活動内容(受入れ項目)	担 当
救護所等での医療、看護、保健予防	災対健康長寿部
被災建築物応急危険度判定	災対建設部
被災建築物危険度判定	災対建設部
防災関係施設診断	災対建設部
被災宅地危険度判定	災対建設部
外国人のための通訳	災対産業観光部
被災者のメンタルヘルスケア	災対健康長寿部
障害者等への介護	災対町民福祉部
高齢者への介護	災対健康長寿部
その他専門的知識が必要な業務	各災対部

4. 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被災状況を確認する。

防災エキスパート制度により地方自治体の支援も行うこととなっていることから、町は、本制度による活動が円滑となるよう、協力を行う。

5. 海外からの応援の受け入れ

災害規模が甚大になった場合、海外からの救援隊の派遣及び個人ボランティアなどの応援活動が想定されるが、それら海外からのボランティアに関しては、国が受け入れを決定し、作成する受け入れ計画に基づいて、県が受け入れることとなっている。

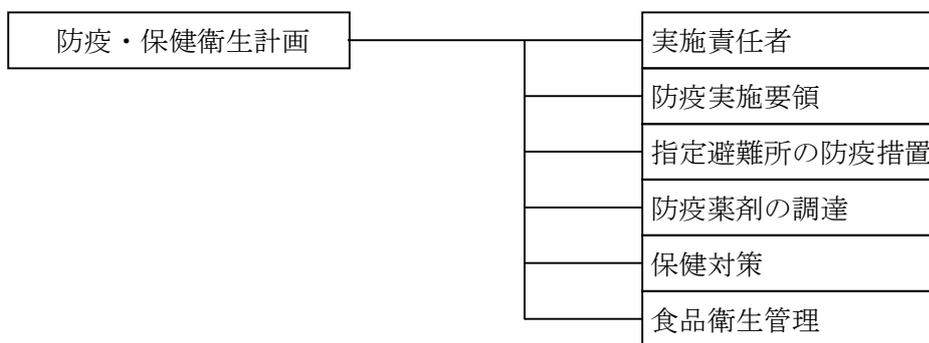
その際、受け入れた救援隊の活動が円滑に実施できるよう、公益財団法人宮城県国際化協会から通訳を確保するとともに、食事、宿泊等の手配を行い、支援活動に同行するなどの支援を行うこととなっていることから、町は、県の活動が円滑となるよう、協力を行う。

第21節 防疫・保健衛生計画

被災地における衛生面の保全を図るためには、災害の状況に対応した清掃・衛生・防疫対策が必要となる。大規模災害時には一時的に生活環境の変化と悪化に伴う被災者の体力低下、感染症等の病気に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることから町は、迅速な防疫措置や予防接種等を実施し、被災者の健康安全確保のための適切な対応を行う。

特に指定避難所においては多くの被災者が共同生活を行うことから、感染症の流行の未然防止に万全を期すとともに、必要に応じ心のケア対策等を実施する。

また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。



1. 実施責任者

町は、災害時における感染症予防のための防疫措置及び保健衛生活動を、関係機関の協力を得て行う。

2. 防疫実施要領

(1) 健康診断及び感染症の予防

ア 健康診断は、指定避難所等を優先し、県の協力を得て行う。また、感染症予防のための健康調査・指導を行い、県と連携し感染症の発生状況の把握に努める。

イ 指定避難所等でのトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症予防のための指導を行う。

ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

(2) 臨時予防接種

被災地の感染症等の発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により実施する。

(3) 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、医療機関が保健所長を経由して知事に届け出ることになっている。

町は、県の指示に基づき消毒等の対策を実施する。

(4) 隔離等の措置

被災地において、感染症患者又は疑似患者及び無症状病原体保有者等が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶などのため、感染症隔離病舎に収容することが困難な場合は、可能な限り近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない事由によって隔離施設に収容措置をとることができない疑似患者及び無症状病原体保有者に対しては、自宅隔離を行う。

(5) 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生する恐れがある場合及び防疫措置を実施する場合は、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(6) 応援要請

防疫活動を実施する上で要員等が不足する場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、協定締結先市町村等への応援要請や県に対する自衛隊の派遣依頼等を行う。

3. 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫措置を行い、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各指定避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織を指導編成し、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

4. 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、災対本部において町内の業者から調達する。調達不可能な場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』に基づき、締結市町村に対し調達あっせんの要請を行う。また町は、県に対し、調達あっせんの要請を行う。

※業者一覧 第2章災害予防計画・第26節医療救護体制の整備・3医薬品、医療資機材の備蓄・供給体制参照

5. 保健対策

(1) 健康調査・健康相談

ア 保健指導及び健康相談の実施

町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

イ 指定避難所や仮設住宅での配慮

指定避難所や仮設住宅での健康相談等を実施する際は以下の十分配慮する。

(ア)十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

(イ)特に高齢者は、エコノミッククラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

ウ 指定避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

エ 医療体制の整備

町は、県と協力し、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に指定避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があることから、町は、県（宮城県仙台保健福祉事務所等）と協力し、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

ア 被災した精神障害者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 栄養調査・栄養相談

町と県が協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛

生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

(4) 子どもたちへの健康支援活動

災対教育部、教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

6. 食品衛生管理

(1) 食中毒の未然防止

ア 町は、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要な指導を依頼する。

イ 町は、被災地域の状況に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品の保管方法や食品配送等における衛生確保の状況について、必要な指導を依頼する。

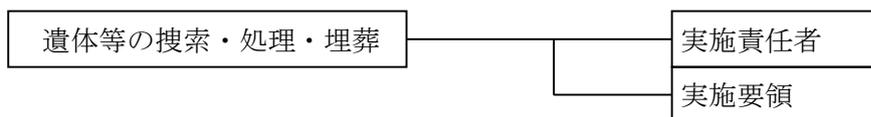
(2) 食品衛生に関する広報

町は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第22節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模災害時には、行方不明者や死者が生じる可能性が高く、行方不明者や遺体の搜索・処理に関する対策が必要となる。このため町は、行方不明者・遺体の搜索から町民への情報提供に至るまで、遺族感情や死者に対する礼に十分配慮しつつ実施し、町民の心の安定を図る。

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。



1. 実施責任者

町は、災害救助法が適用された場合には、県、消防、警察、宮城海上保安部等関係機関と連携及び協力し、遺体等の搜索及び遺体の火葬・埋葬を行う。

2. 実施要領

町は、松島消防署、塩釜警察署、宮城海上保安部等と相互に連携及び協力して、遺体の搜索及び収容を次の要領により実施する。

また、町は応急埋葬に関して（5）の要領により実施する。

(1) 対象

ア 遺体等の搜索

災害救助法が適用された災害により現に行方不明の状態にあり、客観的状況から判断し既に死亡していると推定されるもの

イ 遺体の処理、収容

災害救助法が適用された災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄、縫合、消毒の処理や一時保存等を行うことができないと認められるもの

ウ 埋葬

災害救助法が適用された災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がいないと認められるもの

(2) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

(3) 遺体の搜索要領

遺体の搜索は、搜索班を編成して行うが海上漂流遺体については宮城海上保安部に搜索を要請する。

ア 搜索班の編成

遺体の搜索については、町職員、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ遺

体の処理、収容、埋葬を併せて実施する。

なお、遺体の捜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう事前に関係医療機関と緊密な連絡をとる。

イ 事務処理

災害において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (ア) 実施責任者
- (イ) 遺体発見者
- (ウ) 捜索年月日
- (エ) 捜索地域
- (オ) 捜索用資機材の使用状況
- (カ) 費用

(4) 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理

ア 実施方法

- (ア) 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため死体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。
- (イ) 警察、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。
- (ウ) 町は、警察及び宮城海上保安部と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。
- (エ) 遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。不足する場合には、協定締結先周辺市町村や県等への応援を要請する。

イ 遺体の収容所の設置

町は、被害地域の周辺の適切な場所（公共建物、公園等）に、遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、協定締結先周辺市町村へ協力要請を行う。

ウ 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (ア) 実施責任者
- (イ) 死亡年月日
- (ウ) 死亡原因
- (エ) 遺体発見場所及び日時
- (オ) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (カ) 洗浄等の処理状況
- (キ) 一時収容場所及び収容期間

(ク)費用

(5) 遺体の埋葬要領

ア 実施方法

(ア)埋葬は、概ね次の場合に実施する。

緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。
墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

経済的混乱のため、遺族や扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。

(イ)埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

(ウ)遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

(エ)身元の判明しない遺骨は、公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

(オ)町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

(カ)火葬場及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	収容能力	1日当り処理能力
塩釜斎場	塩釜市袖野田町 25-1	塩釜市長	364-8916	焼却炉 6 基	通常 12 体

※塩釜斎場は令和 3 年度に移転予定。

埋葬予定場所

町内各寺院内の墓地

イ 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア)実施責任者

(イ)埋葬年月日

(ウ)死亡者の住所、氏名

(エ)埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

(オ)埋葬品等の支給状況

(カ)費用

3. 宮城県広域火葬計画に基づく町の対応

(1) 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(ア) 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

(イ) 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

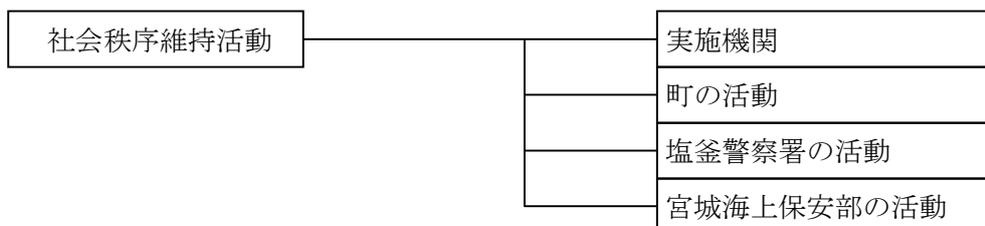
(6) 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。

第23節 社会秩序維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町、県及び関係機関は、被災者の生活再建に向け、物価監視、流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等の防止対策を講じ、社会秩序の維持に努める。



1. 実施機関

町は、県、塩釜警察署、宮城海上保安部等と協力して、物価の監視、社会秩序維持のための諸活動を行う。

2. 町の活動

県と協力して、生活関連商品の価格や出回り状況を把握するとともに、地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業者に対し物資の安定供給等を要請し、住民に情報提供を行う。

3. 塩釜警察署の活動

(1) 被災地及びその周辺(海上を含む)において、塩釜警察署は、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

(3) 塩釜警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、町、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4. 宮城海上保安部の活動

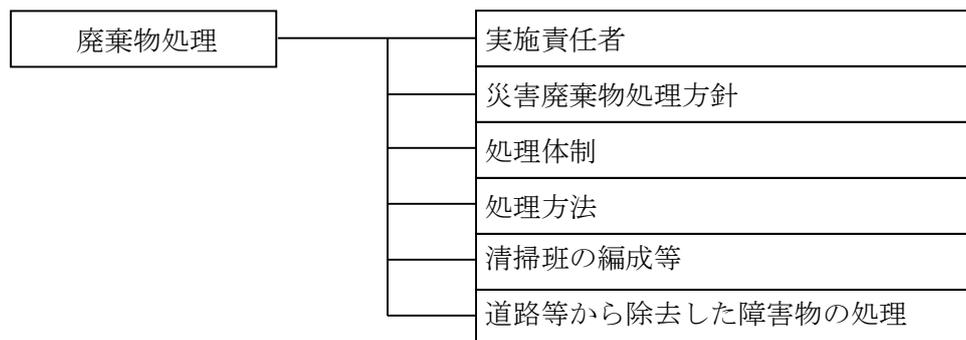
海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域の周辺海域において警戒を行う。

第24節 廃棄物処理活動

大規模災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、災害時におけるゴミ、し尿の処理業務を適切に実施し、地域環境の保全に万全を期す。



1. 実施責任者

町は、被災地におけるゴミ及びし尿等の清掃を含めた応急処理を行う。人員等の不足が生じた場合は、協定締結先の周辺市町村や民間事業者、県等に対し支援を要請する。

※資料7－廃棄物処理施設等一覧

※資料7－町内災害廃棄物一時保管所

2. 災害廃棄物処理方針

- (1) 町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。その際には、広域処理における適正な処理処分方法について、県等から助言を受ける。
- (2) 町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- (3) 町、県、事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3. 処理体制

- (1) 町は、仮設トイレの必要数、生活ゴミの発生量見込み、建築被害によるがれき等の発生量見込み等についての情報収集を行い県に報告する。
- (2) 町は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

(3) 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』や『大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定』に基づいて締結市町村、宮城県解体工事業協同組合、松島地区災害防止協議会等に対して支援を要請する。

また、協定締結先への支援要請においても、なお人員等が不足する場合には、町は、県に対し、支援を要請する。

(4) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

4. 処理方法

町は、指定避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下措置を講じる。

(1) ゴミの収集及び処理

ア ゴミの収集

(ア) 町民は廃棄物を分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

(イ) ゴミの収集は、危険な物、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

(ロ) 選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(ハ) ゴミの収集は、ゴミ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し、実施する。

(ニ) 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、遅くとも発災数日後には収集を開始するよう努める。

(ホ) がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(ヘ) 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(ト) 指定避難所より搬出されたゴミの収集は防疫上優先的に行う。

イ ゴミの処理

(ア) ゴミの処理は、「ゴミ及びし尿処理施設及び業者状況」による焼却場及び処分場のほか、宮城東部衛生処理組合で対応できない場合は県の協力を得ながら他の処理施設に依頼する。

(イ) 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

(ロ) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(2) し尿の収集及び処理

ア し尿の収集

- (ア) し尿の収集は、原則として汲取車、運搬車による。
- (イ) 指定避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- (ウ) 指定避難所など多くの利用が見込めるところには予防計画に従い仮設トイレやマンホールトイレを早急に設置する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
- (エ) 町は、県と連携し、指定避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを配慮する。
- (オ) 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等を速やかに撤去し、指定避難所の衛生向上を図る。
- (カ) 下水道施設に被害等がなく、給水停止により、下水道施設が使用できない場合等には、平常時から確保しておいたし尿処理用水を利用した利用方法等について住民等に対し広報を行い、利用を促す。

イ し尿の処理

し尿の処理は、「ゴミ及びし尿処理施設及び業者状況」によるし尿処理施設で実施する。但し、塩釜地区消防事務組合で処理できない時は県の協力を得て他の処理施設に依頼し対応する。

5. 清掃班の編成等

ゴミ及びし尿の処理は、町が宮城東部衛生処理組合及び塩釜地区消防事務組合に委託し実施するが、災害により委託が不可能となる場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施するものとする。

(1) (1) ゴミ処理班

責任者	班員	機械器具等		処理場
		ゴミ収集運搬車	トラック	
総務課長	各行政区 衛生組合員5名、 消防団員等5名	1	1	宮城東部衛生処理組合他

(2) し尿処理班

責任者	班員	処理場	機材
総務課長	各行政区 衛生組合員5名、消防団員等5名	塩釜地区消防事務組合他	し尿処理車1台

6. 道路等から除去した障害物の処理

- (1) 道路の障害物は道路管理者が処理する。

- (2) 居住等の障害物の除去は所有者（管理者）又は（一定の要件の下）町長が実施する。
- (3) 町長が実施する居住等の障害物の除去については、災害救助法の適用を受けられる場合を基本とし、この場合除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認めるものについては、必要な手続きをし、保管するものとする。
- これらの適応期間は、災害発生の日から原則 10 日以内とし、費用は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第25節 応急教育活動

被災時において、学校では児童・生徒の安全確保だけではなく、学校施設の被災により、通常の教育が実施困難となった場合の応急教育がいち早く実施されることが求められる。また学校が指定避難所として使用され教育が長期にわたって中断されることを避けるため、教育委員会は、教育再開の場所の確保や学用品などの調達・支給等を図り早急に応急教育を実施する。

応急教育活動	実施責任者
	学校での対応
	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧
	学用品の配布
	学校給食対策
	学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所に、 なった場合の措置
	災害応急対策への生徒の協力
	児童生徒等の心のケア
	社会教育施設等の応急対策

1. 実施責任者

- (1) 町教育委員会は、町立学校等の応急の教育対策を行う。
- (2) 学校長又は園長は、災害発生時の施設内における児童生徒等の安全確保など必要な措置を行う。

2. 学校等での対応

学校長又は園長は、大規模災害が発生し、災害対策本部長が避難勧告又は指示を発令した場合は、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 在校時の措置
 - ア 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時指定避難所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
 - イ 安全確認
 - (ア) 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時指定避難所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定避難所に移動する。
 - (イ) 最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、安全を確認した上で引き渡し等の適切な措置を講じるとともに、町教育委員会に報告を行う。

ウ 校外活動時の対応

遠足等郊外活動時に災害が発生した場合は、学校長又は園長等と連絡をとり指示を受け、引率教職員等が適切な措置をとる。

(2) 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等に連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況を把握し、町教育委員会に報告を行う。

(3) 保護者への引渡し

ア 校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ウ 保護者と連絡のつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う。

(4) 休校措置等

ア 大規模な災害が発生し又は発生が予想され場合は児童生徒等の安全確保が困難と判断されるときは臨時休校又は授業打ち切り若しくは避難等必要な措置を講ずる。

イ 臨時休校措置を登校前に決定したときは、保護者等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させるなど必要な措置を講ずる。

3. 応急の教育対策及び学校施設の応急復旧

(1) 応急の教育方法

町教育委員会は、次の措置を講ずる。

ア 授業

施設の被災又は教職員が不足する場合等は、応急的に短縮授業、分散授業又は二部授業等を行う。

イ 教職員の確保

校内で対応できない状況が生じた場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

(2) 教育の実施場所の確保

町教育委員会は、災害対策本部長（町長）と協議し、次の措置により教育の実施場所を

確保する。

ア 被害状況等の把握

(ア) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

(イ) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査する。

イ 応急修理が可能な被害の場合

学校等の運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、確保する。

ウ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

(ア) 体育館等教室以外の施設の転用に関すること。

(イ) 被災学校周辺の余裕学校への応急避難に関すること。

(ウ) 交流館等社会教育施設等への応急避難に関すること。

(エ) 仮校舎の建設に関すること。

(3) 通学手段の確保

町教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

4. 学用品の配布

町は、就学上支障があるときは、次により学用品を配布する。

(1) 配布対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、就学に支障をきたした小・中学校の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、適用範囲内で必要と認めるもの。

(3) 学用品の調達

ア 学用品は、教育委員会において町内業者又は町の指名登録業者から調達する。

(4) 配布の方法

ア 町教育委員会は、速やかに配布対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。この場合、保護者から受領に関する領収書を徴することとする。

イ 教科書及び教科書以外の教材、文房具及び通学用品については、学校長が配布計画を作成し、配布する。

ウ 教科書等の支給の期限については、教科書及び教科書以外の教材については、一ヶ月以内とし、文房具・学用品については、15日以内とする。

5. 学校給食対策

- (1) 町及び町教育委員会は、学校給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- (2) 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。
- (3) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者等の協力を得て確保する。

6. 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設管理者、町教育委員会や町は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 町は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設管理者、町教育委員会や自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設管理者及び町教育委員会は、指定避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等関係機関との間で、適宜、必要な協議を行う。

7. 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、保護者の承諾を得て、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8. 児童生徒等の心のケア

- (1) 町教育委員会は、児童生徒等の心のケアをするためのカウンセラー等の派遣を県教育委員会に依頼する。
- (2) 県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。
- (3) 町教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

9. 社会教育施設等の応急対策

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大

松島町地域防災計画 風水害対策編

防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

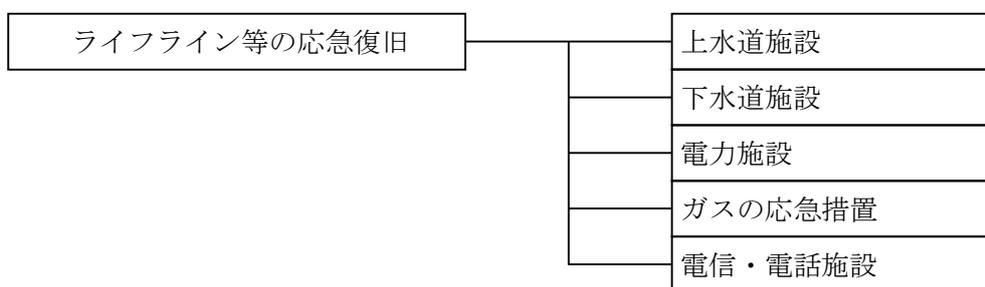
第26節 ライフライン等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、住民の生活に大きな影響を及ぼす。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者等と緊密な連携を図り、応急復旧活動に努め、必要に応じて広域的な応援体制をとる。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。



1. 上水道施設

(1) 水道事業所は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を行う。

なお、復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

(2) 給水施設の応急措置

給水施設が被害を受けた場合は被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

ア 資材等の調達

応急復旧資材等は、水道事業所において必要量を常時確保する。不足したときは、水道事業指定給水装置工事事業者から調達する。

また、必要と認めるときは、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき、又は知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

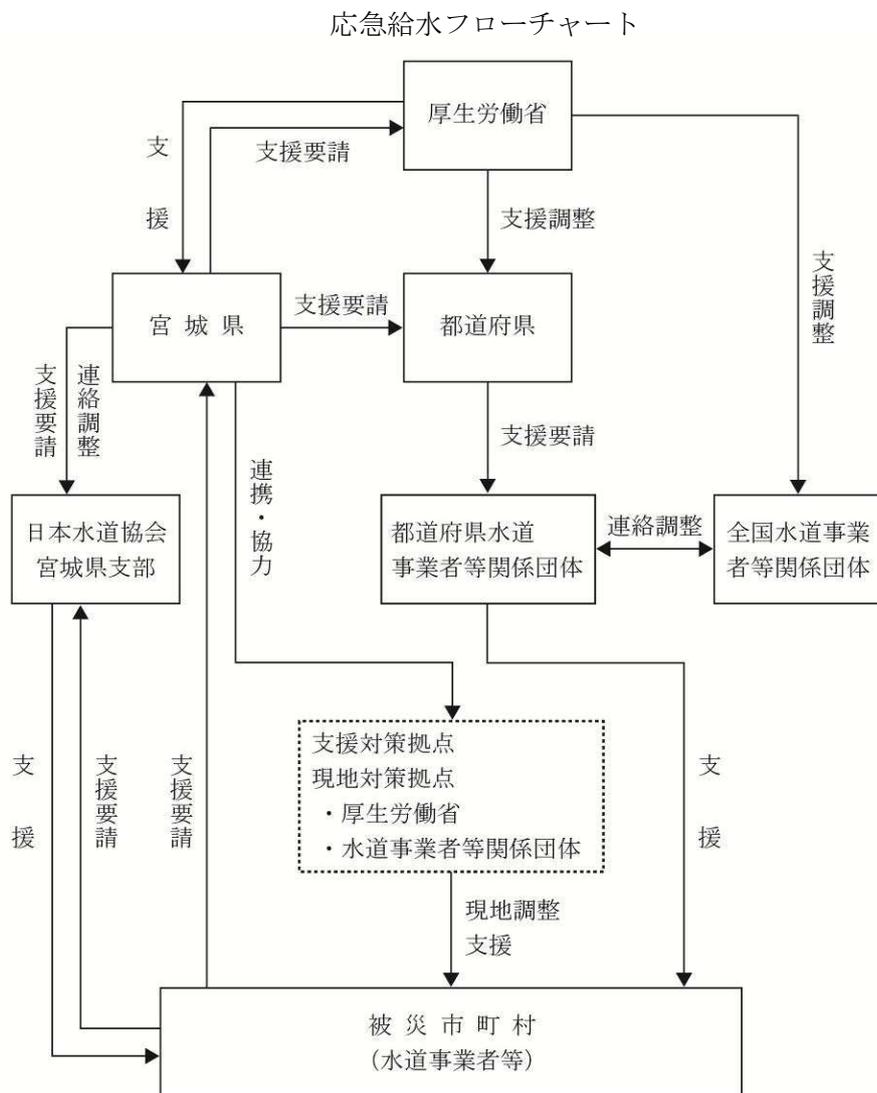
イ 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

(ア) 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の確保

(イ) 取水、導水及び浄水施設等の保守点検

(ウ) 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

ウ 応急復旧対策は、次のフローにより行う。



2. 下水道施設

水道事業所は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

(1) 管渠

水道事業所は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

(2) ポンプ施設、終末処理場

水道事業所は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

(3) 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。水道事業所は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

3. 電力施設

東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターは、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置を講じる。

(1) 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合は、復旧要員を非常呼集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

ア 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

イ 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他店所間の流用、他電力からの融通により速やかに確保する。

(5) 危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

4. ガスの応急措置

ガス販売事業者は、被災した家屋等においてガス施設による災害が発生しないように、対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備(特に埋設管や地下ピット)の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を(一社)宮城県L P ガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、(一社)宮城県L P ガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

5. 電信・電話施設

東日本電信電話(株)宮城事業部は、通信設備が被災した場合には、速やかに復旧対策を講じる。

(1) 復旧対策

ア 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。

イ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(2) 通信が異常にふくそうした場合の措置

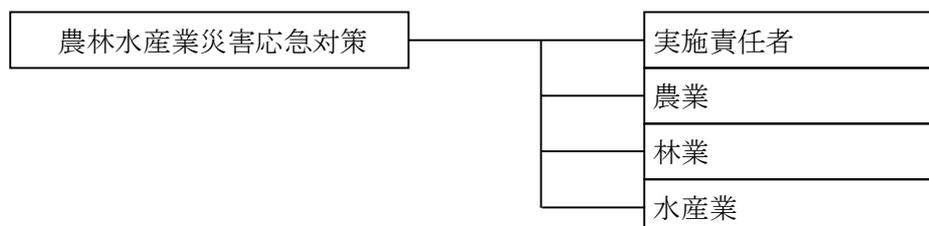
ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web 171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第27節 農林水産業災害応急対策

大規模災害により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害等の直接的・間接的な被害が予想される。このため、町は県及び各関係機関と連携を保ちながら被害を最小限にするため、的確な対応を行う。



1. 実施責任者

町及び仙台農業協同組合松島支店、宮城中央森林組合、宮城県漁業協同組合松島支所等は、農業、林業、水産業等の応急対策を実施する。

2. 農業

(1) 活動体制

ア 町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、農業委員会及び農業関係各機関・団体と協議し、必要に応じて農林業災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。

イ 農林業災害対策本部活動要領は別に定める。

(2) 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

(3) 営農用資機材の確保

ア 営農機材

必要に応じて、仙台農業協同組合松島支店等が保有する農業機械の確保について相互調整を行い、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。

イ 営農用資機材

(ア) 稲、麦、大豆種子等については、播種可能な期間中に対応できるよう、確保のための必要な対策を講じる。

(イ) 肥料、農薬、野菜種子、飼料等についても、必要に応じ確保のため対策を講じる。

(4) 家畜伝染病の防疫

ア 家畜の伝染疾病等の発生やまん延を防止するため、必要があると認められるときは、県に家畜の検査、注射又は薬浴を要請する。

イ 防疫措置

県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ次の防疫措置を講じさせる。

(ア) 感染した家畜又は感染の恐れのある家畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

(イ) 殺処分又は死体の焼却、埋却

(ウ) 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(5) 死亡獣畜の処理

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県に死亡獣畜の検査を要請する。

イ 死亡獣畜が伝染病でない場合、県の指導により家畜の所有者は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ、適正に処理する。

ウ 死亡獣畜取扱場又は化製場への委託搬送が不可能な場合には、家畜の所有者は、県から死亡獣畜取扱場外埋却の許可等を受け、適正な処理をする。

エ 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行う。町での処理が困難な場合には、県に、必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

(6) 畜産飼料等の確保

関係機関等と連携し、家畜に必要な飼料、飼料運搬の運行路の確保に努める。倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止に留意する。また、近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

(7) 風水害等発生時の応急技術対策

ア 農作物

(ア) 共通対策

再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

(イ) 水稻

水害

a 大雨に備え、排水路の整備(ゴミの除去や草刈り)や排水機場の稼働体制を整える。

b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

- c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

塩害

- a 高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ灌水を行い除塩する。
- b 土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。

(ウ)畑作物

水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆又は保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとがす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

雪害（麦類）

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

イ 畜産

(ア)水害

家畜の退避と飼料の確保を指導する。
被害家畜の健康検査を実施する。
状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(イ)干害

給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(ウ)凍霜害

被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(エ)冷害

牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
家畜の日光浴の励行を指導する。

(オ)雪害

融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(カ)火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(キ)病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

3. 林業

(1) 活動体制

町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努める。

(1) 応急対策

ア 倒木対策

(ア)林産物の生産者、団体等は、その生産施設に生じた被害及び倒木等の応急対策を行う。

(イ)倒木等により周辺の道路閉塞、電力・電話線の切断などの被害が発生した場合、林産物の生産者、団体等は、速やかに町及び道路管理者、電力事業者及び電信・電話事業者に連絡し、ライフライン事業者等が応急復旧活動を行えるよう、情報提供に努める。

イ 技術指導の実施

(ア)町は宮城県仙台地方振興事務所並びに関係団体と連絡調整をはかり、災害時における応急対策技術の指導を行う。

(イ)必要に応じ(ア)の機関、団体による指導班を編成し、技術指導にあたるほか速報等を通じその周知徹底をはかる。

4. 水産業

(1) 活動体制

町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、関係機関団体等と協議し災害の予防及び拡大

大防止に努める。

(2) 応急対策

水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害の応急対策を行う。

(3) 応急技術対策

ア 町は、宮城県仙台地方振興事務所及び関係団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導を行う。

イ 応急対策技術の指導は、各関係機関、団体により指導班を編成し、技術援助に当たるものとし水産養殖物等の災害に対応する具体的技術指導について漁海況連絡速報、のり・かき養殖通報等を通じ、その周知徹底を図る。

ウ 災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(ア)施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める。

(イ)採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。

(ウ)補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制の整備を行う。

(4) 採苗及び資機材の確保

ア 採苗

のり・かき・あさり等の採苗については宮城県仙台地方振興事務所の指導により必要数量の確保を図るとともに必要に応じ適切な対策を立てる。

イ 資機材の整備及び確保

町は、養殖用資機材の整備をはかるよう漁業関係機関、団体を通じ指導するとともに災害時において必要がある場合、補修資機材の購入あっせんを行う。

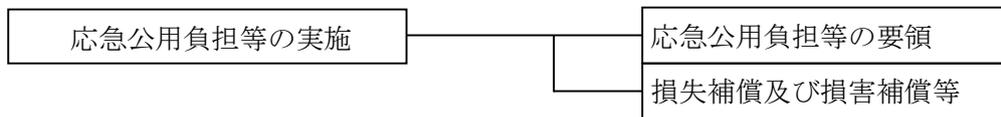
(5) 漁船及び海上施設

ア 漁船及び海上施設のけい留強化については、宮城海上保安部に連絡してその指示に従い適切な措置を講ずる。

イ 災害により流出、沈没、破損した施設の収集、補修整備は、宮城県漁業協同組合松島支所長の指揮により作業が可能となったとき、直ちに実施する。

第28節 応急公用負担等の実施

大規模災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を特に必要があると認められるときは、町長等は、施設・土地・建物・物資等を管理、使用、収用等の業務に従事させる等、必要な措置を講じる。



1. 応急公用負担等の要領

(1) 実施責任者

- ア 町長は、応急措置を実施するため緊急性があると認めるときは、応急公用負担等の権限を行使する。
- イ 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- ウ 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、消防吏員、消防団員が行う。
- エ 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、水防管理者、水防団長、又は消防機関が行う。

(2) 災害時に応急措置を実施するための応急公用負担等の対象物及び内容は、次のとおりとする。

ア 町長

- (ア) 地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置業務に従事させること。
- (イ) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。
- (ウ) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずること。
- (エ) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うこと。

イ 消防機関

(ア) 消防吏員、消防団員

- 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- 火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(イ) 消防長、消防署長

延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

(ア)①及び(イ)①に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、水防団長、消防機関の長

(ア)当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従者させること。

(イ)水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

エ 知事

(ア)県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

被害者の救援、救助その他保護に関する事項

災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

施設及び設備の応急復旧に関する事項

清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項

緊急輸送の確保に関する事項

その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(イ)災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、アに定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(3) 公用令書の交付

ア 知事、町長、指定地方行政機関の長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

イ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。

(ア)公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ)当該処分の根拠となった法律の規定

従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間

保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在

する場所及び当該処分に係る期間又は期日

- ウ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。
- エ 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

(4) 手続き

- ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示する。
- イ 物的公用負担は、次により行う。

(ア) 工作物等の使用、収用

使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知する。

通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地建物等の名称、種類等の通知すべき事項を町又は塩釜警察署に掲示し、通知に代える。

(イ) 工作物等の障害物の撤去

町長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は、適正な方法で保管する。

保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。

保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヶ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、塩釜警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

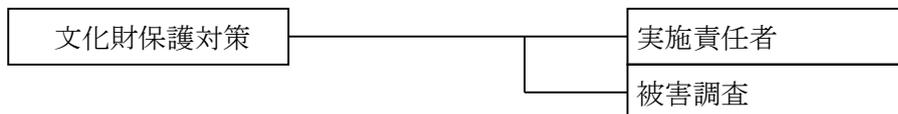
※資料8－公用令書・台帳・申請書等様式

2. 損失補償及び損害補償等

- (1) 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償する。

第29節 文化財保護対策

松島町には瑞巖寺や五大堂を始めとして多くの文化財が存在する。文化財は、国民の貴重な財産であり、後世に伝えるため災害等から守るための各種の施策を講じる必要がある。



1. 実施責任者

文化財の保護対策の実施責任者は、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体であるが、町教育委員会は、県教育委員会と連携を図りながら、文化財所有者等が行う応急措置等に対し、指導・助言等を行う。

2. 被害調査及び連絡

(1) 基本的な考え方

文化財は、国民の貴重な財産である。したがって、これらを災害等から守り、後世に伝えるため、町教育委員会及び文化財の所有者、管理者等は各種の対策を講じる。

しかしながら、国宝や重要文化財をコンクリートで補強したり、信仰の対象でもある仏像等の文化財をすべて収蔵庫に収納する等の対策を施すことは困難であるため、具体的な対応を進めにくいことも事実である。

不幸にして文化財が被災した場合、応急対策を講じる必要があるが、建築物や美術工芸品については、仮に破損しても部材が残存していれば復元が可能な場合があることから、残存部材の保存に特に留意する。

このように、文化財については、一般の応急対策とは異なる対応が求められることから、国指定の文化財の所有者等は、県教育委員会から、県・町指定文化財の所有者等は、町教育委員会から指導・助言を受け、応急措置等を実施するものとする。

※資料7－指定文化財一覧

(2) 被害の把握

応急対策を実施するに当たり、文化財がどの程度被害を受けているかを早急に把握する必要がある。

文化財の所有者、管理者又は文化財保護関連の行政機関等は指定区分に基づき収録・整理されている文化財について、その被害の把握を行う。

所有者、管理者等が被災状況を把握すべき文化財については、被災後速やかに巡回し、被害状況を把握し、その内容を行政機関等に連絡するとともに、自らが必要な措置を講じる。この場合、行政機関はこれらが確実に行われるよう指導する必要がある。あわせて、各人の身の安全を守りつつ、複数の人間で対応する体制を整備するよう指導する。

行政機関等が被災状況を把握すべき文化財については、修復作業等に係る計画の策定資料として、正確に被災状況を把握することが求められるため、適切な人員体制を整えておく。

また、ビデオ・映画・写真など記録のための各種の方法を用い、災害前の文化財状況の

詳細な記録を、徹底して行う。

(3) 被害の拡大防止

被害の拡大要因としては、倒壊・盗難・風雨等による二次的な被害が考えられる。

火災対策については、被災後早急に巡回し、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、その所有者等は、必要な自衛消防体制を構築する。

(4) 関係機関への情報連絡

県及び町の文化財保護に携わる町教育委員会及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

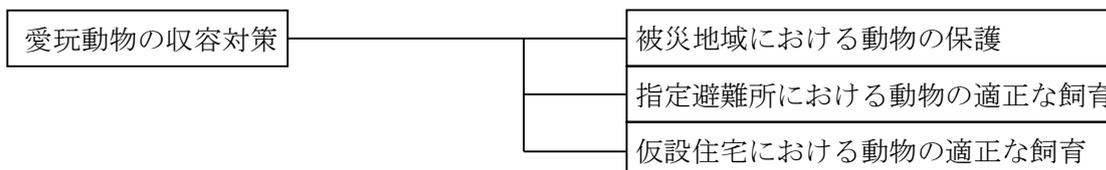
(5) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を行う。

第30節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、飼い主の解らない動物、負傷動物が多数生ずるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県、近隣自治体関係機関、宮城県獣医師会（中央支部、塩釜地区）等との協力体制を確立する。



1. 被災地域における動物の保護

(1) 所有者の確認

飼い主の解らない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県並びに近隣自治体、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

(2) 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

町は、指定避難所を設置し開設した場合には、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

町は、避難所における家庭動物等の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

(1) 各指定避難所での動物の飼育状況の把握及び飼育に必要な資材の提供、獣医師の派遣等の支援。

(2) 指定避難所から保護施設への動物の受入等に関する支援。

(3) その他関係機関への連絡調整及び応援要請。

3. 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

【応急活動組織】

応急活動組織は防災活動体制と相互応援協定からなる。町及び消防機関をはじめとする防災関係機関が迅速且つ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について具体的かつ詳細な計画を立てる。

第31節 相互応援協定

大規模災害が発生した場合には、松島町だけでは対応が困難な場合が生じ、国、県や他市町などに対して応援を要請する必要がある。当町だけで対応困難な災害が生じた場合には、被害の状況や応援の要請内容等について明らかにし、関係機関に応援要請を行う。その応援要請の手順を示し災害時に有効的な運用ができるよう備える。

相互応援協定	実施責任者
	主な協定の概要
	応援の要請等
	応援の受け入れ体制
	地域内の防災関係機関の応援協力
	消防相互応援活動
	緊急消防援助隊の要請
	応援要請による技術者等の動員

1. 実施責任者

町は、災害応急対策を実施するため必要となる人員、資機材等の確保及び連絡調整等を行う。

2. 主な協定の概要

(1) 『宮城「館」防災に関する相互応援協定』

ア 概要

この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村が、いずれかの市町村域において災害が発生又は全域的な災害が発生し被災した場合、協定締結市町村の応援により、被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されることを目的に締結されたものである。

※資料2-1-宮城「館」防災に関する相互応援協定

イ 応援の種類

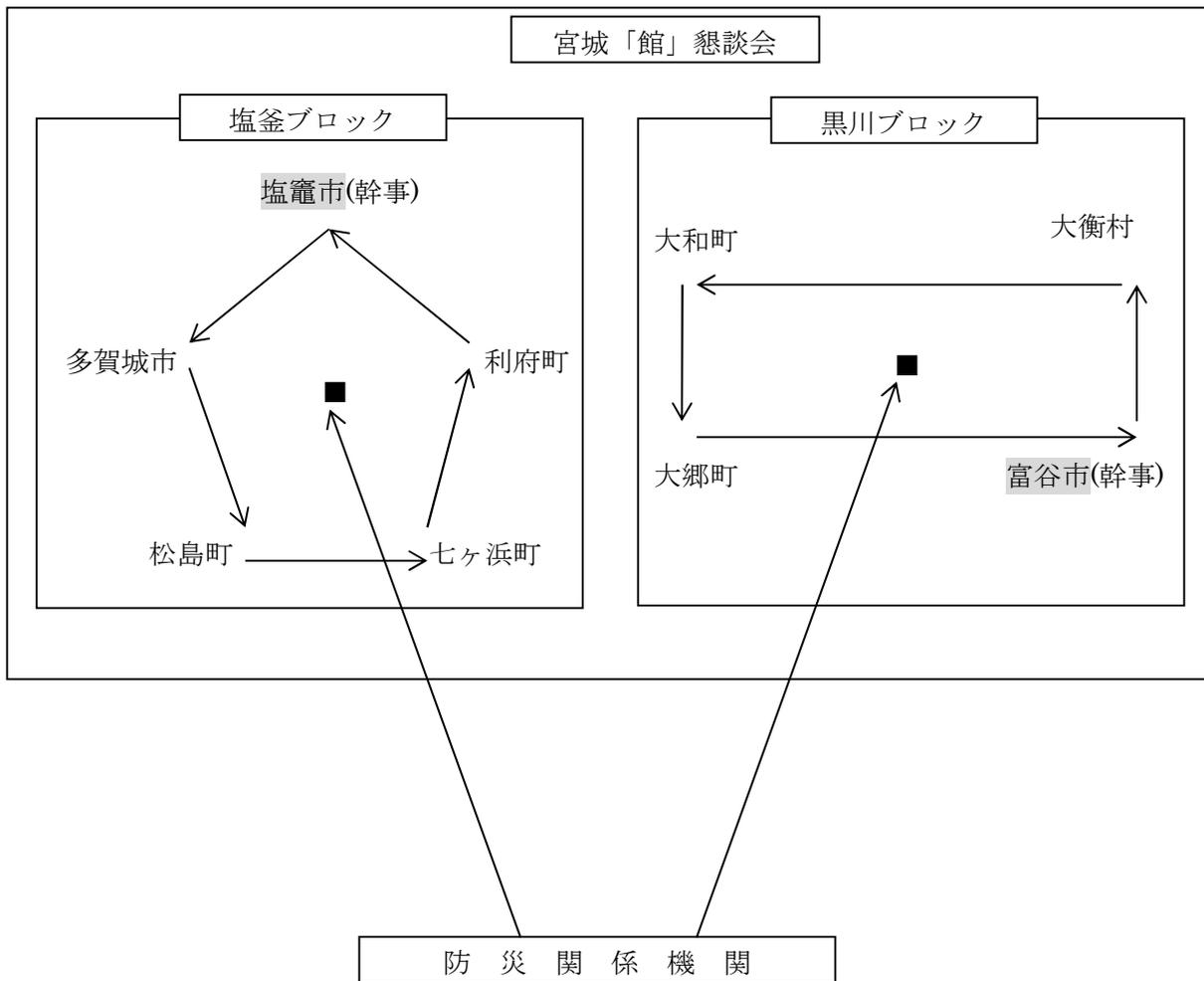
- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣

松島町地域防災計画 風水害対策編

- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 尿、ゴミ等処理に必要な施設と車両
- (オ) 救助、救援並びに物資の運搬等にかかる管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (カ) 被災者等に対する指定避難所の提供
- (キ) 被災児童生徒の受け入れ
- (ク) その他要請があったもの

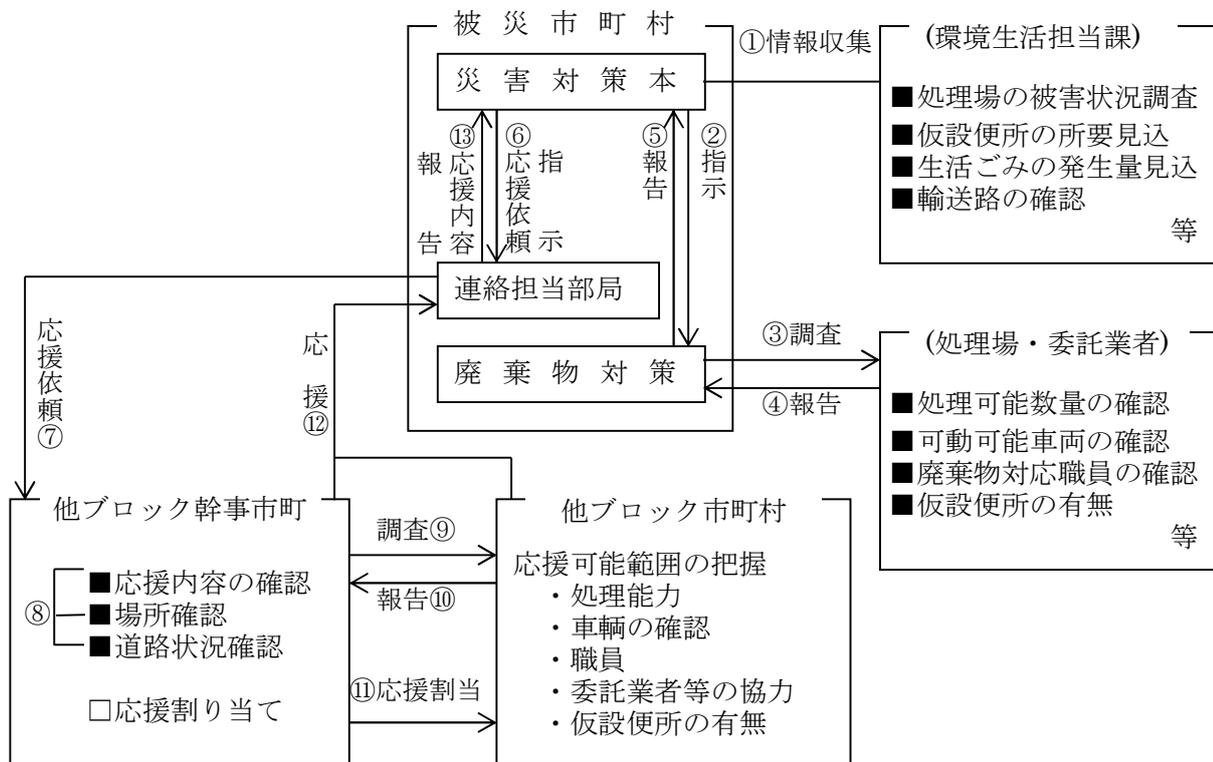
ウ 運用フロー

- (ア) 一般運用システム

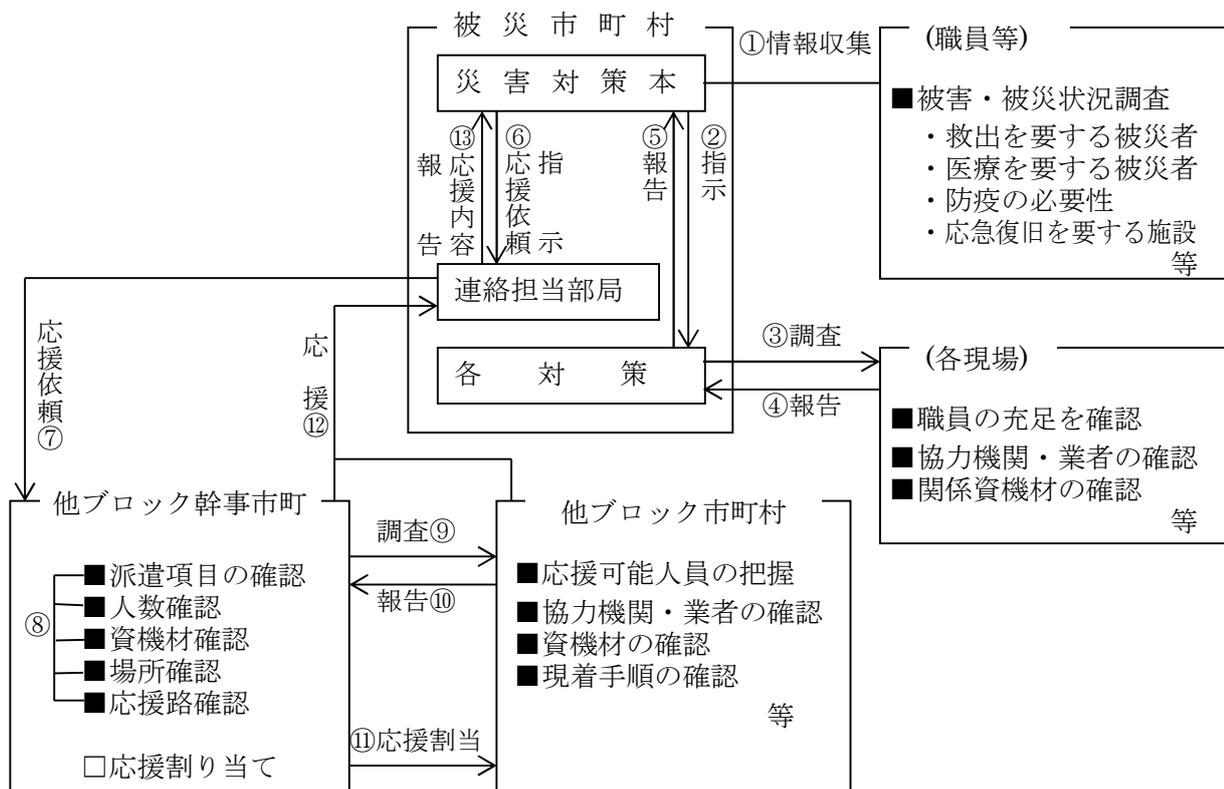


※被災市町村が宮城「館」懇談会に応援を求める場合、他ブロックの幹事市町に応援を求める。
 ※防災関係機関との連絡調整に当たっては、①所属ブロック市町村、②他のブロック市町村の順に行う。

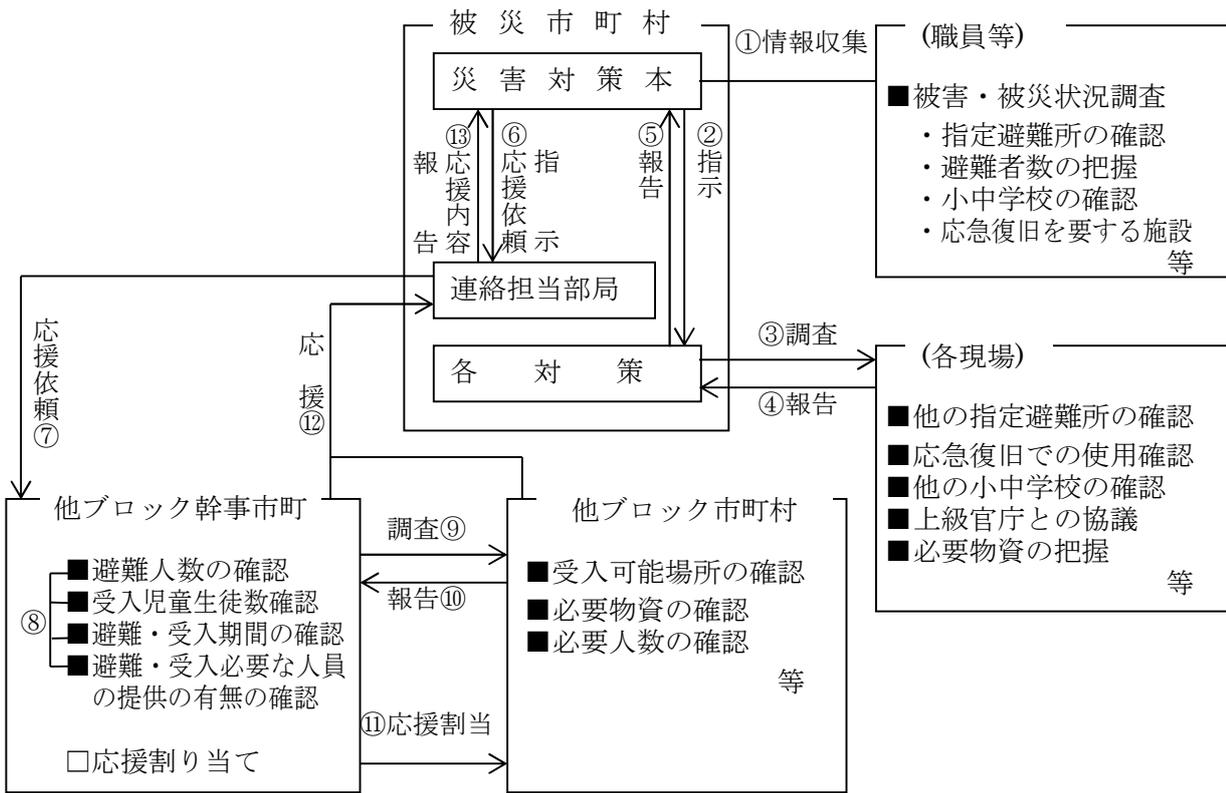
(イ)ごみ、し尿、廃棄物



(ウ)復旧活動に必要な職員の派遣



(エ) 指定避難所・被災児童生徒



(2) 『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』

ア 概要

この協定は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村とみやぎ生活協同組合が、災害発生時の住民生活の早期安定を図るための応急生活物資供給等の協力に関して締結したものである。

※資料2-3-災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

イ 協力事項の発動

この協定に定める災害時の協力事項は、町が災害対策本部を設置し、締結市町村及びみやぎ生活協同組合に対して協力を要請したときをもって発動する。

ウ 協力物資の内容

町が要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね次表のとおりである。

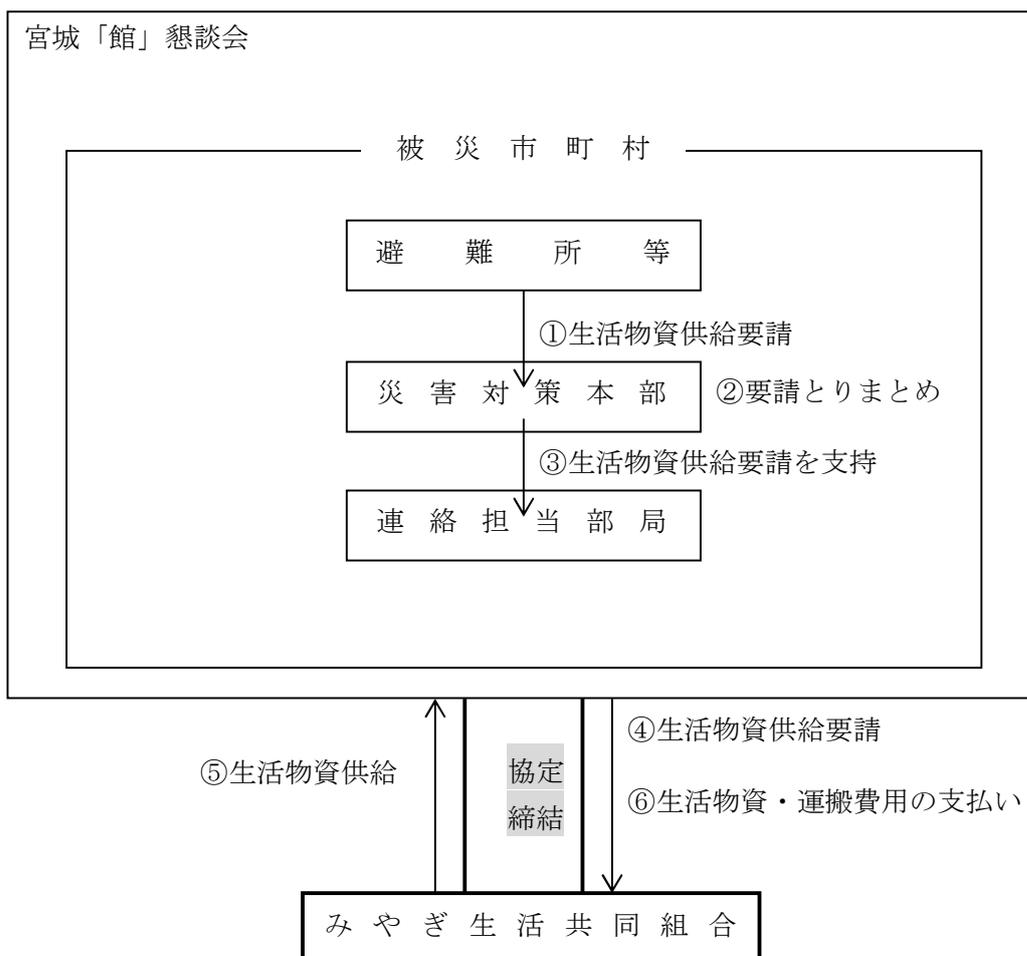
エ 物資供給の要請手続き等

みやぎ生活協同組合に対する要請手続きは、文書をもって行う。但し、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出する。

災害応急物資

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食料品	水(ミネラルウォーター)、清涼飲料水、乾パン、缶詰、菓子類、砂糖、即席カップメン、粉ミルク、その他の食品	切り餅、即席ラーメン、緑茶・コーヒー、パン・米、バター・ジャム、その他の食品
医療・寝具等	毛布、布団、その他	下着(男性・女性・子供)、靴下(男性・女性・子供)、靴、トレーナー、その他
日用品・雑貨品	懐中電灯、乾電池、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、ほ乳びん、卓上ガスコンロ、軍手、その他	タオル、石鹸・シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、鍋、食器類、その他

物資供給の要請手続等フロー



(3) 県内市町村間相互応援協定

災害が発生し、近隣市町村への応援要請が可能な場合には、上記（１）のほか、東松島市への応援要請を行う。

但し、一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援をうけることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと災害対策本部長（町長）が判断した場合は、活動実施後に、県に報告する。

※資料 2-1-1 宮城県市町村相互応援協定

※資料 2-1-1 東松島市との災害相互応援協定

(4) 県外の協定締結先市町村への応援要請

被害が甚大で被災地域が広い場合には、県の応援能力でも不足すると考えられることから、県外の協定締結先市町村からの応援を要請する。

※資料 2-1-1 にかほ市との夫婦町災害支援相互協定

※資料 2-1-1 滑川町との災害相互支援協定

※資料 2-1-1 武豊町との災害時相互応援協定

※資料 2-1-1 中山町との災害相互応援協定

※資料 2-1-1 中廿日市市及び宮津市との災害相互支援協定

(5) 町内所在機関等相互の応援協力

町内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生した場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

また、町は必要に応じ、（２）にあげた「みやぎ生活協同組合」をはじめ協定締結先の民間事業者等に対し、協定に基づく応援要請を行う。

※資料 2-3-1 松島町災害対策業務に関する協定

※資料 2-3-1 災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定

※資料 2-3-1 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料 2-3-1 町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料 2-3-1 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

※資料 2-3-1 電力設備災害復旧に関する協定

※資料 2-3-1 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定

※資料 2-3-1 災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定

※資料 2-3-1 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

※資料 2-3-1 災害時における清涼飲料水供給に関する協定

※資料 2-3-1 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

※資料 2-3-1 災害時における応急物資の供給に関する協定

※資料 2-3-1 日本郵便㈱等との包括的連携に関する協定

3. 応援の要請等

(1) 応援の実施

応援を求め又は求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を受け又は行う。県や市町村に対する応援要請の優先順位は以下を基本とする。

ア 隣接市町村への応援要請が可能な場合

優先順位	協定締結先
第1位	○『宮城「館」防災に関する相互応援協定』 ○東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定（東松島市）
第2位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第3位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

イ 隣接市町村への応援要請が難しい場合

優先順位	協定締結先
第1位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第2位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

(2) 県への情報伝達

他市町村からの応援を受けることとなった場合には、県に対しその旨連絡する。

(3) 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生し、本町が被災しなかった場合は、被災市町村に対する応援が必要となる場合を想定し、防災関係機関等からの情報に留意する。

県内で大規模災害が発生し応援要請を受けた場合、以下のような被災市町村に対する応援ができるよう体制を整える。

ア 災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

イ 災害応急対策実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動を行う。

4. 応援の受け入れ体制

応援を要請した担当部は、要請と同時に、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、応援部隊が円滑かつ効果的な応援活動ができるよう受け入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊の活動計画

どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等応援部隊活動計画を策定する。

(2) 食料、飲料水、宿舎等の整備

応援部隊は、食料、飲料水等を持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等を要請した担当部の責任において準備する。

(3) マニュアルの作成

応援の受け入れを円滑に行えるよう応援受け入れマニュアルを作成する。

(4) 関係機関相互の連携

災害現場での関係機関活動の競合がないよう、現地災害対策本部等において情報を交換し、効率的な活動ができるようにする。

5. 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

機関名	担当課	電話番号	連絡責任者
塩釜警察署	警備課	362-4141	警備課長
塩釜地区消防事務組合 消防本部	松島消防署	354-4226	署長
塩竈市	防災安全課	364-1111	防災安全課長
多賀城市	交通防災課	368-1141	交通防災課長
七ヶ浜町	総務課 (防災対策室)	357-2111	総務課長(防災対策室長)
利府町	生活環境課	767-2119	生活環境課長
東松島市	防災課危機対策班	0225-82-1111	防災課長

6. 消防相互応援活動協定に基づく応援要請

大規模災害時により、塩釜地区消防事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防除が困難な場合には、塩釜地区消防事務組合消防長は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請するものとする。

7. 緊急消防援助隊の応援要請

塩釜地区消防事務組合管理者は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、町長と協議のうえ、消防組織法45条に規定する「緊急消防援助

隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「塩釜地区消防事務組合緊急援助隊受援計画」（平成27年4月策定）の定めにより、知事に要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

8. 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

(1) 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請の手続き

町長が指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文章をもって要請する。

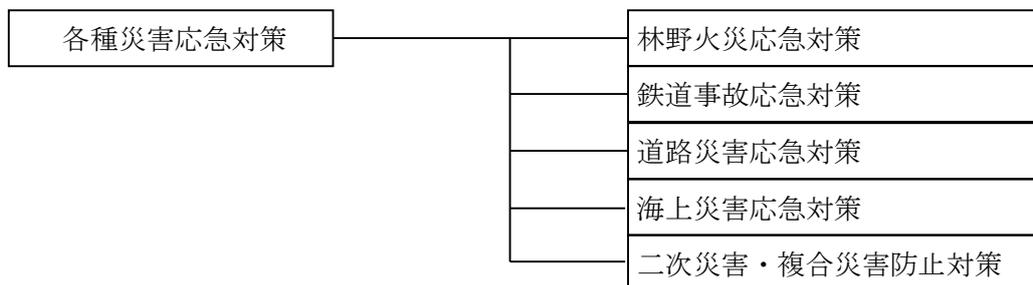
- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣についての必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第32節 各種災害応急対策



1. 林野火災応急対策

林野火災発生時のにおいては、消防機関は、関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

(1) 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警戒を喚起し、火気取扱の指導制限を行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

ア 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、同報系防災行政無線、広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

(2) 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、塩釜地区消防事務組合消防本部、消防団、自主防災組織等の関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

ア 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと平行して宮城県（消防課）、森林管理者、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、同報系防災行政無線、広報車等による。

イ 消防隊の編成及び出動区分

- (ア) 消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所管下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。
- (イ) 隊の編成は、地域の実情に応じて大隊、中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。
- (ウ) 消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。
- (エ) 通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。
- (オ) 総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

ウ 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、町は「第3章第30節 相互応援協定」で定めるところにより応援要請等を行う。

エ 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

オ 現地指揮本部の開設

- (ア) 火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。
- (イ) 火災の区域が、二以上の市町又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。
- (ウ) 現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。
- (エ) 現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

カ 消火方法

- (ア) 初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。
- (イ) 緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。
- (ウ) 激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎよ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。
- (エ) 飛火、残火処理に留意する。

キ 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平

成 16 年 4 月 1 日施行)の定めるところによる。

(ア)地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

(イ)火災規模に対して地上の防ぎよ能力(応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む)が不足又は不足すると判断される場合

(ウ)人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

(3) 町の措置

消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

(4) 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの可能性が高いため、町及び関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

2. 鉄道事故応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急措置を実施する。

(1) 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

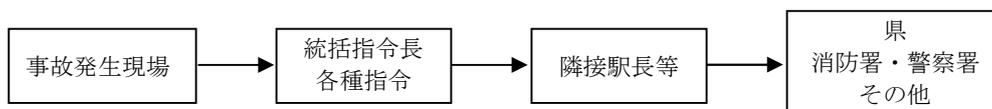
(2) 鉄道事業者の措置

ア 活動体制

鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保を図る。

イ 連絡通報体制

連絡通報体制は、下図のとおり。



ウ 応急復旧対策

鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、予め定めら

れた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

また、マスメディアを通じて各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込みの情報を提供する。また、各駅利用者に対しても被害状況、復旧状況等について情報を掲示する。

3. 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じる。

(1) 町、県、東北地方整備局仙台河川国道事務所の対応

ア 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

イ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 東日本高速道路（株）東北支社の対応

ア 情報連絡体制

(ア) 事故発生時には、事故当事者及び一般通行者から非常電話等により交通管制室に情報が入る。

(イ) 支社・交通管制室・事務所・料金所及び休憩施設にあっては、相互に連携を取り情報伝達・収集を行う。

(ウ) 支社にあっては、必要に応じ県及び防災関係機関へ連絡する。

イ 事故発生時における応急対策

(ア) 高速道路で交通事故が発生した場合、道路の保全確保及び交通への危険を防止するため必要と認められる場合、その通行を禁止又は制限する。

(イ) 事故が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら負傷者等の救助・救出作業を行い、二次事故の防止に努めながら、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

(㊦) 事故の規模が、広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合や負傷者等が多数にのぼる場合など社会的影響が甚大な場合には、事故対策本部、現地事故対策本部を速やかに設置し、応急対策に当たる。

(㊧) (エ) 事故の発生後、直ちに道路交通情報板、路側放送及び巡回車等により通行中の車両に対して情報提供を行い、指定のインターチェンジ等から流出させる等、適切な避難誘導を行う。

ウ 広報

事故発生時における広報については、道路交通情報提供施設、マスメディア等により、提供する。

(3) 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

4. 海上災害応急対策

海上災害が発生した場合、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関が取るべき応急対策について定める。

(1) 町の措置

ア 被害のおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

イ 危険物等が大量流出した場合は、関係機関と協力し、オイルフェンス、吸着マット等の防除資機材を活用した防除活動及び住民の避難誘導活動を行う。

ウ 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれのある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、関係機関と協力して防除作業を行う。

エ 宮城海上保安部、県、警察、消防等関係機関から要請等があった場合には、連携を密にし、その対応を図る。

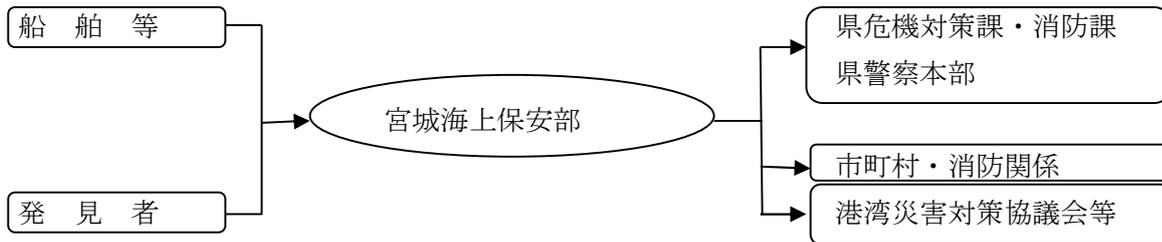
オ 被害の拡大を防止するため、町長が必要と判断した場合は、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 宮城海上保安部の措置

ア 情報の収集及び伝達

宮城海上保安部は、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

【情報の収集・連絡体制】



(7) 海上及び沿岸部における被害状況等

- 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- 水路、航路標識の異常の有無
- 港湾等における避難者の状況

(イ) 陸上における被害状況

(ウ) 関係機関等の対応状況

(エ) その他災害発生後の応急対策の実施上必要な事項

イ 海難救助等

(7) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機等を発動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

(イ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、関係機関等救助機関に協力を要請する。

(ウ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

ウ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

エ 流出油等の防除

宮城海上保安部は、船舶又は海洋施設及び港湾施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講じる。

(7) 防除措置を講じるべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇・航空機等を現地に出勤させ、流出油等の防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(イ) 防除措置を講じるべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講じることを命じる。

- (ウ) 緊急の防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講じるべき事を指示し、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保について協力を要請する。
- (エ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- (オ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

オ 海上交通の確保

宮城海上保安部は、海上交通の確保のため、次に掲げる措置を講じる。

- (ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (オ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 危険物の保安措置

宮城海上保安部は、危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- (ア) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (イ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故を防止するために必要な指導を行う。
- (ウ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

キ 警戒区域の設定

宮城海上保安部は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は、禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知する。

ク 治安の維持

宮城海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取り締まりを行う。

(3) 消防機関の措置

ア 消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

イ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 県の措置

ア 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

イ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

ウ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(5) 警察の措置

ア 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、町長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

5. 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

(1) 二次災害防止活動

ア 町、県、事業者の対応

(ア)町、県、事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。

(イ)町は、土砂災害の防止、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県から助言、指導等を受ける。

- (ウ) 消防署員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (エ) (エ) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (オ) 水道事業所は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (カ) 水道事業所は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (キ) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努める。
- (ク) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (ケ) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

イ 水害・土砂災害

(ア) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(イ) 点検の実施

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は、県から提供される情報等を踏まえ、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(ウ) 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

(エ) 高潮・高浪・波浪

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実

施する。

(オ) 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

(カ) 有害物質等

町、県、事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(2) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

(3) 風評被害等の軽減対策

ア 町及び県は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

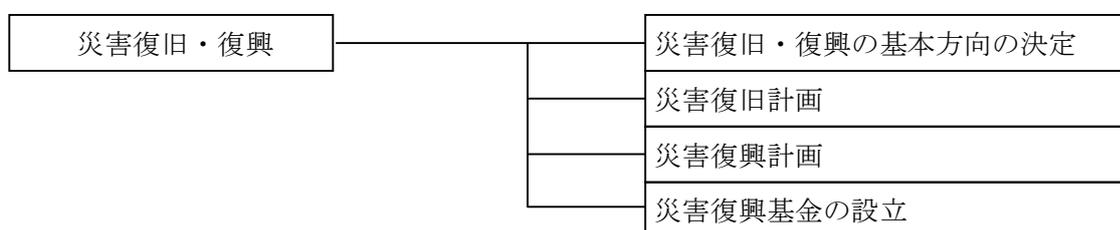
イ 放射能・放射線の影響に対する安全確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第4章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、民生安定及び社会経済機能や早期復旧復興を図るための町は、施策を最重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画を図り、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画する。

第1節 災害復旧・復興

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋倒壊・焼失などをもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。



1. 災害復旧、復興の基本方向の決定

(1) 基本方向の決定

町は、被災地域の再建を行うため、被災地域の被災状況や地域の特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(4) 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合には、復興のため、必要な場合には、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2. 災害復旧計画

(1) 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

ア 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

イ 計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

ウ 事業計画は概ね以下の計画とする。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業計画(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

河川	道路
海岸	港湾
砂防設備	漁港
林地荒廃防止施設	下水道
地すべり防止施設	公園
急傾斜地崩壊防止施設	

(イ) 農林水産業施設災害復旧事業計画(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(ロ) 都市災害復旧事業計画(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(ハ) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(ニ) 社会福祉施設災害復旧事業計画(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(ホ) 公立学校施設災害復旧事業計画(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(ヘ) 公営住宅災害復旧事業計画(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(ト) 公立医療施設災害復旧事業計画(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

(ケ) その他災害復旧事業計画

(3) 事業の実施

- ア 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。
- イ 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- ウ 町は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- エ 町は、地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策の実施について県に強く要望していく。
- オ 町は、警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
- ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- エ 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- キ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- コ その他

3. 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町は、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復旧事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

町は、災害復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 被災前の地域課題等の考慮

復興計画の策定に当たっては、住民に対し、出来るだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

このため、町は、被災市街地の状況の的確な把握や被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

また、地域のコミュニティの維持・回復や再構築についても十分配慮する。

ウ 地域全体での合意形成

町は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(3) 復興事業の実施

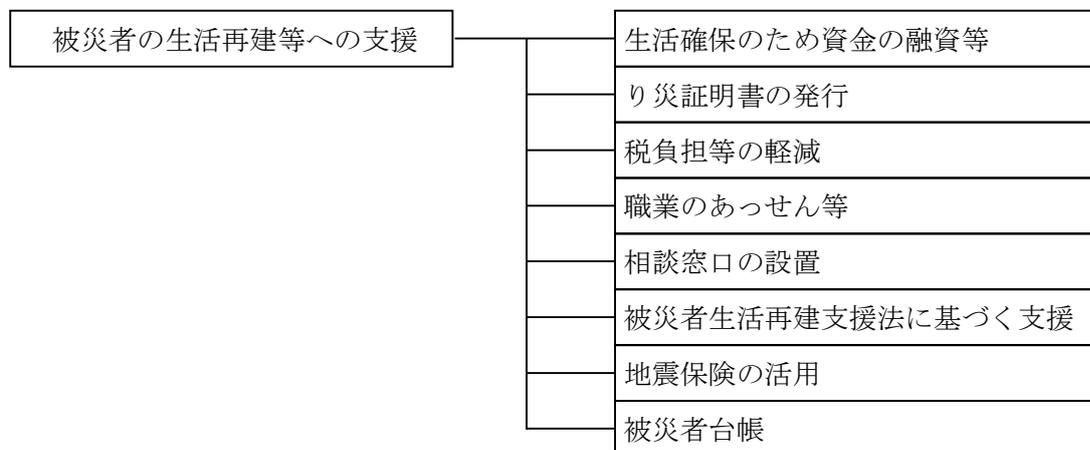
復興事業を早期に実施するため、町は必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4. 災害復興基金の設立

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、災害援護資金や罹災証明の発行など、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。



1. 生活確保のための資金の融資等

被災者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努める。

(1) 生活保護

宮城県仙台保健福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

(2) 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとし、また、この貸付制度について広く周知するとともに、事務を適切かつ速やかに実施する。

※資料9－災害援護資金の貸付

(3) 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携をもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

※資料9－母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

(4) 生活福祉資金

ア 県社会福祉協議会は、町社会福祉協議会の受付を経て、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を、予算の範囲内で貸付ける。

生活福祉資金の福祉費			
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度			
資金の目的	貸付上限額	措置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間 経過後 20年以内

イ 貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件のいずれにも適合する世帯とする。

(ア) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(イ) 生活福祉資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯。

(ウ) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他からの資金を借入れることができない世帯。

(5) その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「松島町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けたものに対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

ア 災害弔慰金

イ 災害障害見舞金

※資料9－災害弔慰金・災害見舞金の支給

2. り災証明書の発行

町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町長が行う被災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行うこととする。
 但し、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「り災証明を行う者」の町長もしくは消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。但し、1世帯1枚の発行とする。

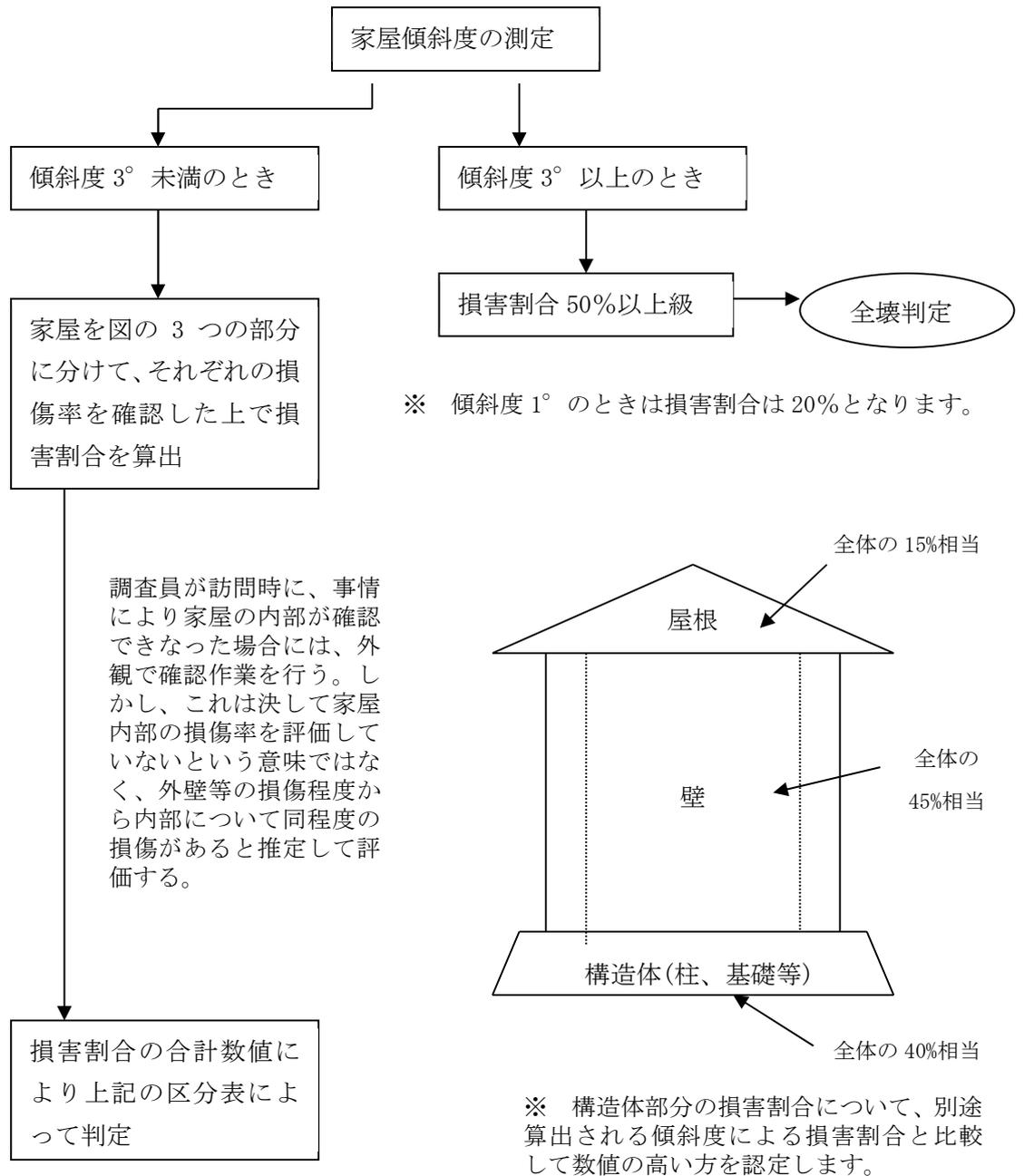
(4) 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」により行うこととする。

損害割合別による判定結果区分表（木造・プレハブ家屋の場合）

損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
判定結果	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）

判定作業の手順



<例> 屋根が 50%、壁が 15%、構造体が 25%の損傷と傾斜なしを確認した場合

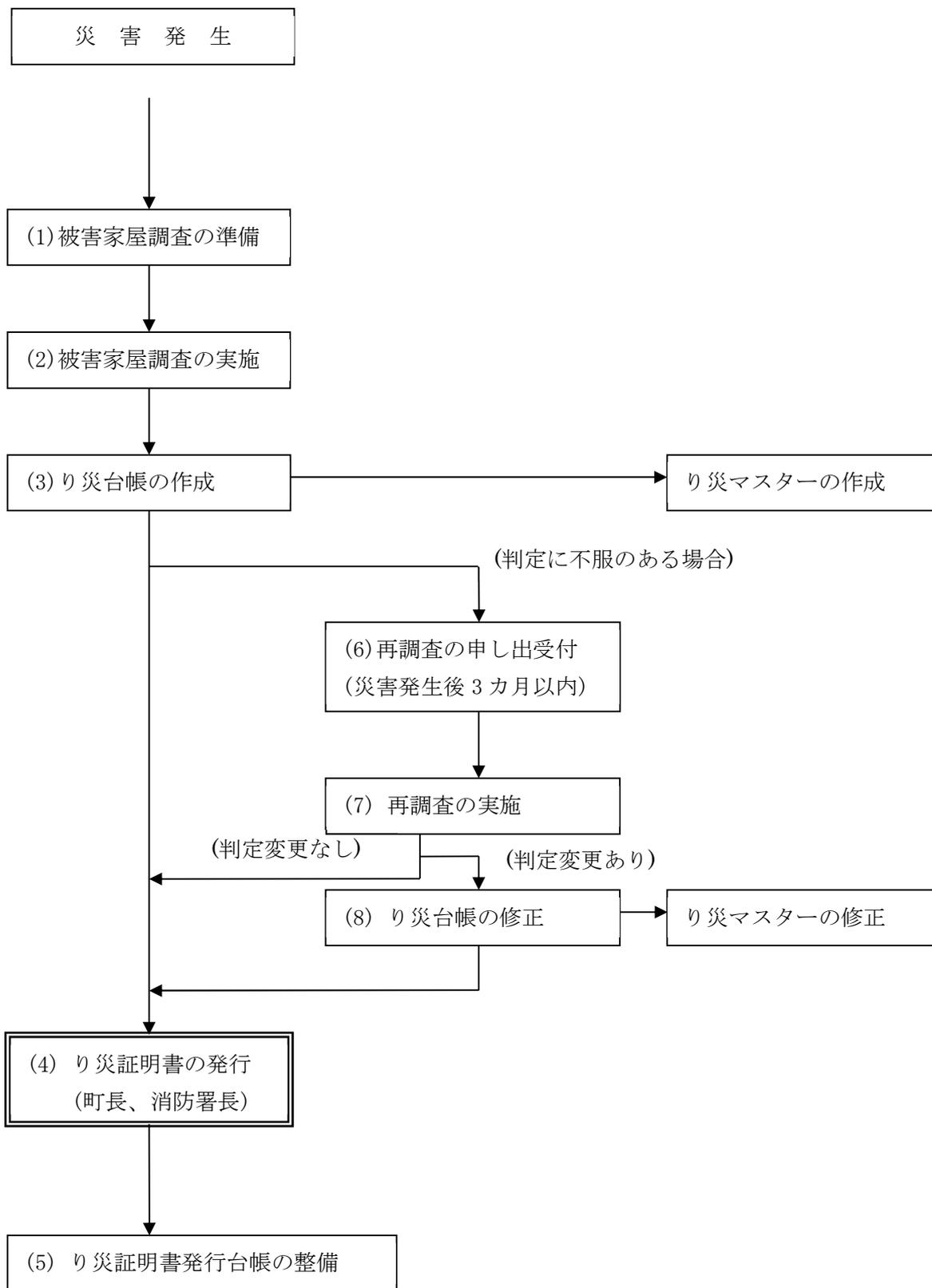
区 分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (axb)
屋根部分	15%	50%	8%
壁部分	45%	15%	7%
構造体部分	40%	25%	10%
合 計	100%	—	25%

半壊判定

(5) り災証明書発行システム

り災証明は、り災証明書発行システムによって発行する。

[り災証明発行システム]



ア 被害家屋調査の事前準備

調査担当者は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

(ア) 被災地域の航空写真の準備

(イ) 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握する。

(ウ) 調査概要の検討、及び全体計画の策定

(エ) 調査員の確保

職員の確保

ボランティア建築士の手配

他市町村への応援職員派遣要請

(オ) 調査備品等の準備

調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）

調査地図の用意（住宅地図等）

調査地区割りの検討

調査員運搬用車両の手配

他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

イ 被害家屋調査の実施

担当課・町本部は以下の要領で調査を実施する。

(ア) 調査期間

(イ) 調査方法

第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

第2次被害家屋調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、町本部は2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

(ウ) 調査体制

担当課・町本部が調査を実施する。

人 員 2人1組

調査員 町職員及び建築士等のボランティア

調査本部を設置し調査状況の進捗管理、プレス対応、PR等を行う。

町は、必要がある場合は他市町村等関係先に応援を要請する。

ウ リ 災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、リ災台帳を作成し、リ災証明書発行の基本台帳とする。

エ リ 災証明書の発行

リ災台帳に基づき、町長は申請があった被災者に対し、リ災証明書を発行するもの

とする。

オ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出があった家屋に対し、町本部は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡すると共にり災証明書を発行することとする。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、町本部内に次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

町判定委員会構成：専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等。

(6) り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する町民広報を広報担当課に依頼し、広報紙やマスコミと連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書発行の申請受付窓口とは別に、判定に不服のある場合に再調査等を受け付ける相談窓口を設置する。

(7) 事前対策

ア 被害家屋調査員の登録

町職員及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

町は、建築会社等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ウ 他市町村の協力体制の確立

災害発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ 調査携帯物品等の備蓄

役場に、傾斜計、コンペックス等調査携帯物品を備蓄する。

(8) 火災によるり災証明書の発行

消防署長は、火災によるり災証明について、以上に規定した手続に準じて発行を行うものとする。

3. 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図るとともに、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(1) 町税の徴収猶予及び減免

災害による被害者に対して、「松島町災害による被災者に対する町税等の減免に関する

条例」の規定により、町税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

(2) 国民健康保険税の減免

ア 町は、国民健康保険の被保険者に対して、災害により受けた被災の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

イ 国民健康保険税の減免の基準

(ア) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免

(イ) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の 30%以上あるもので、前年中の合計所得が 1,000 万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
①500 万円以下	1/2	10/10
②500 万円超	1/4	1/2
③750 万円超	1/8	1/4

ウ 国民健康保険税の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、町保険者が基準を定め減免を行う。

(3) 授業料の減免等

町は、災害により被害を受けた住民で生活に困窮をきたしている生徒について、以下の県が定める授業料等の減免に関する規定を活用し、被災住民の生活再建支援を行うものとする。

ア 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。

イ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

4. 職業のあっせん等

(1) 職業のあっせん

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、塩釜公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

(2) 雇用対策

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

5. 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。開設場所は総務課内とする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

6. 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

適用災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨が公示される。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害。

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害。

(2) 支援制度の実施機関

公益財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法第6条に基づく被災者生活再建支援基金として指定され、平成16年3月31日付け法改正により被災者再建支援法人となった。県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。支援法人の業務は次のとおりである。

- ア 法第3条第1項の規定により支援金の支給を行う都道府県に対する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- イ 法第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて、支援金の支給を行うこと。
この場合、支援法人は、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。
- ウ ア及びイに付帯する業務を行うこと。

(3) 対象世帯

- ア 当該自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- イ 当該自然災害により、住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ウ 当該自然災害により、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 当該自然災害により、住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全 壊	解 体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

大規模半壊：「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補 修	賃貸(公営住宅以外)
全壊・解体・長期避難	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日）付府政防1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知」による。

(5) 支給対象となる経費及び支給要件

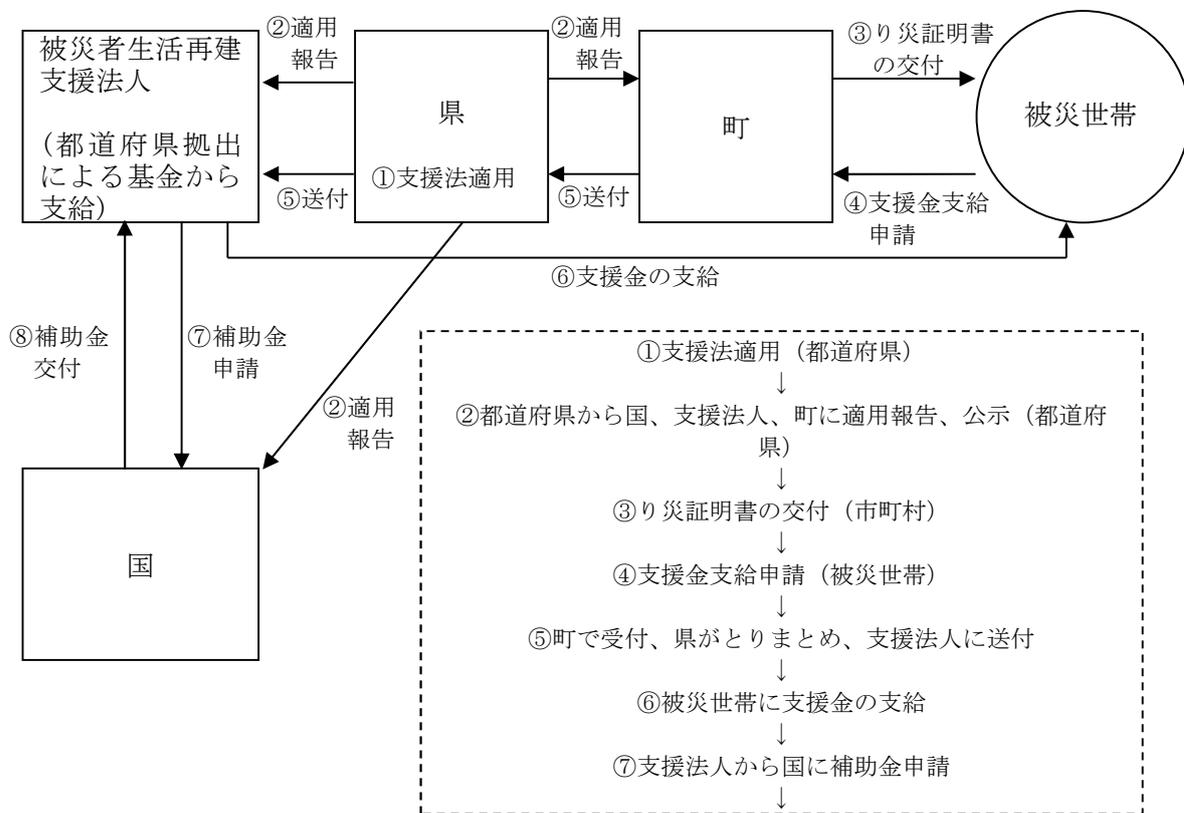
支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

(6) 支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、町から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県会館へ送付する。送付を受けた（公財）都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

ア 支援金支給までの手続きの流れ



イ 提出書類

支援金（基礎支援金・加算支援金）を申請する際には、次の書類が必要になる。

(ア) 共通

被災者生活再建支援金支給申請書

(イ) 基礎支援金

町が発行した住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があること）
町が発行したり災証明書（原本）。但し「長期避難」の場合は必要なし。

支援金の振込先口座に係る預金通帳の写し（銀行・支店名・預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）

「解体」で申請する場合

町が発行した「解体証明書」又は「滅失登記簿謄本」。半壊又は大規模半壊のり災証明を受けているか、敷地被害が認められる場合に、倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体する場合のみ申請可能。

「敷地被害解体」で申請する場合

町が発行した「応急危険度判定結果」又は「敷地の修復工事の契約書の写し」。敷

地被害が認められ、解体する場合のみ申請可能。

(ウ)加算支援金（「建設・購入」「補修」「賃貸」の場合）

契約書等の写し。住宅を「建設・購入」、「補修」又は「(民間)賃貸」したことが分かるもの。

ウ 申請期間

(ア)基礎支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、13か月以内

(イ)加算支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、37か月以内

(7) 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

(8) 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

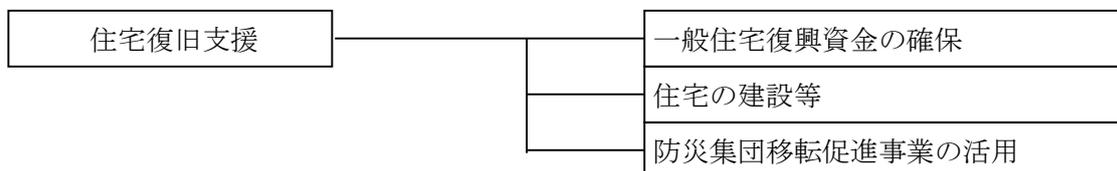
7. 被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、必要に応じ、県に対し被災者に関する情報の提供を要請する。

第3節 住宅復旧支援

県、町、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



1. 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構と締結した、災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて地元金融機関等、協力を求めている。

また、町は、必要に応じ県と被害市町村と協調して住宅再建のため、住宅復興資金の融資に対する利子補給等の支援の措置を講じる。

2. 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは売買又は被災者へ転貸するために借り上げる。

県は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

3. 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

(1) 事業主体

事業主体は町とする。ただし、例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

(2) 移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第 39 条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

(3) 補助制度等

ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：(ア)～(カ)は 3/4、また、(キ)は 1/2）

(ア)住宅団地の用地取得造成

(イ)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)

(ウ)住宅団地の公共施設の整備

(エ)移転促進区域内の宅地等の買い取り

(オ)住宅団地内の共同作業所等

(カ)移転者の住居の移転に対する補助

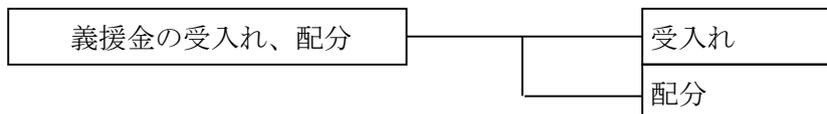
(キ)事業計画等の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第 5 条第 1 項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者へ配分する。



1. 受入れ

(1) 窓口の決定

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部等と調整して受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 被災者の救助を目的とする寄付金の送金の受入れ準備

上記(1)で決定した受入れ窓口において、災害時における被災者の救護を目的とする寄付金の送金を受け入れる口座を金融機関に開設する。

(3) 町の受入れ窓口の設置

町で直接義援金を受け入れる場合には、町に義援金受入れ窓口を設置するとともに、ホームページ等により、その旨を周知する。

(4) 受入れ管理

町は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行するとともに、配分が決定するまで保管する。

2. 配分

(1) 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

(2) 配分

ア 宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況等を考慮した配分基準を定め、被災者に対し適切かつ速やかな配分を行う。

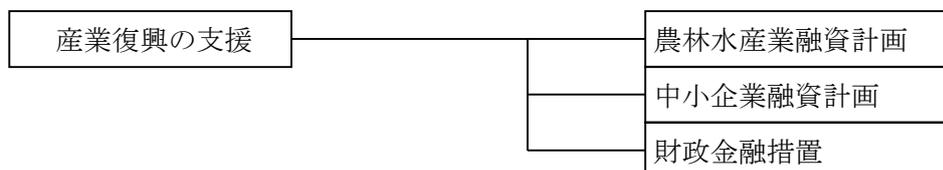
イ 町は、義援金申請の受付窓口を設置し、義援金申請の受付を行い、申請内容の審査を行った上で、対象となる被災者へ義援金を交付する。

ウ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。

- エ 義援金の使途については、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第5節 産業復興支援

農林水産業者や中小企業に対しての融資計画を定め災害復旧を容易にするものとする。



1. 農林水産業融資計画

(1) 農業関係

ア 被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

イ 日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

ウ 町は、県や関係金融機関と協力した、既借入制度資金の償還条件の変更等などを実施するとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和措置を実施する。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

(3) 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船・漁具等）漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、日本政策金融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導する。

※資料9－農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

2. 中小企業融資計画

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

※資料9－中小企業への融資制度

3. 財政金融措置

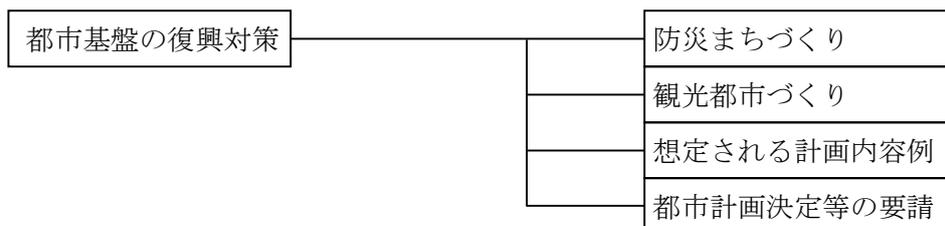
町は、あらかじめ災害対策基金の積立てを行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要な財政金融措置について次により万全を期する。

- (1) 県と協力し、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定の働きかけを行うなど国の財政援助等が積極的に講ぜられるよう要請する。
- (2) 起債の特例及び一時借入れ等の特別措置を要請する。
- (3) 政府系金融機関等の災害融資措置を要請する。

第6節 都市基盤の復興対策

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



1. 防災まちづくり

- (1) 町は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、「世代継続するまちづくり」を目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、漁港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に指定避難所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- (6) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安

全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

2. 観光都市づくり

本町における観光産業関連人口は極めて多く、大規模な災害により被災した場合は災害の再来をおそれ、訪れる観光客は激減すると考えられる。そのため町では、観光協会等と密接な連携を図り、安全をアピールするなどの対策を講ずるとともに、災害により被災した観光施設を速やかに復旧・復興させるための体制を整える。

復旧・復興に関しては、歴史的に現状復帰しなければならない場合と、災害に強い施設に作り変えるものとの十分に検討をする必要がある。

3. 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道、漁港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

(2) 市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

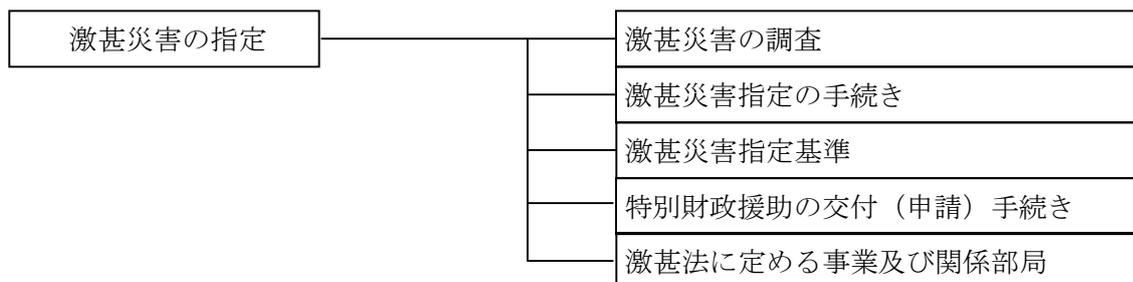
県との連携による河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、指定避難所の整備、都市公園、交流（観光）拠点など防災拠点等の整備による防災空間確保等

4. 都市計画決定等の要請

町は、特定大規模災害等を受け、地域の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興を図るために必要と認めるときは、県に対し、都市計画の決定等の代行を要請する。

第7節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置について規定している。したがって、甚大な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があるため、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について明確にしておく。



1. 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

（関係法令：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条

：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

2. 激甚災害指定の手続き

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。

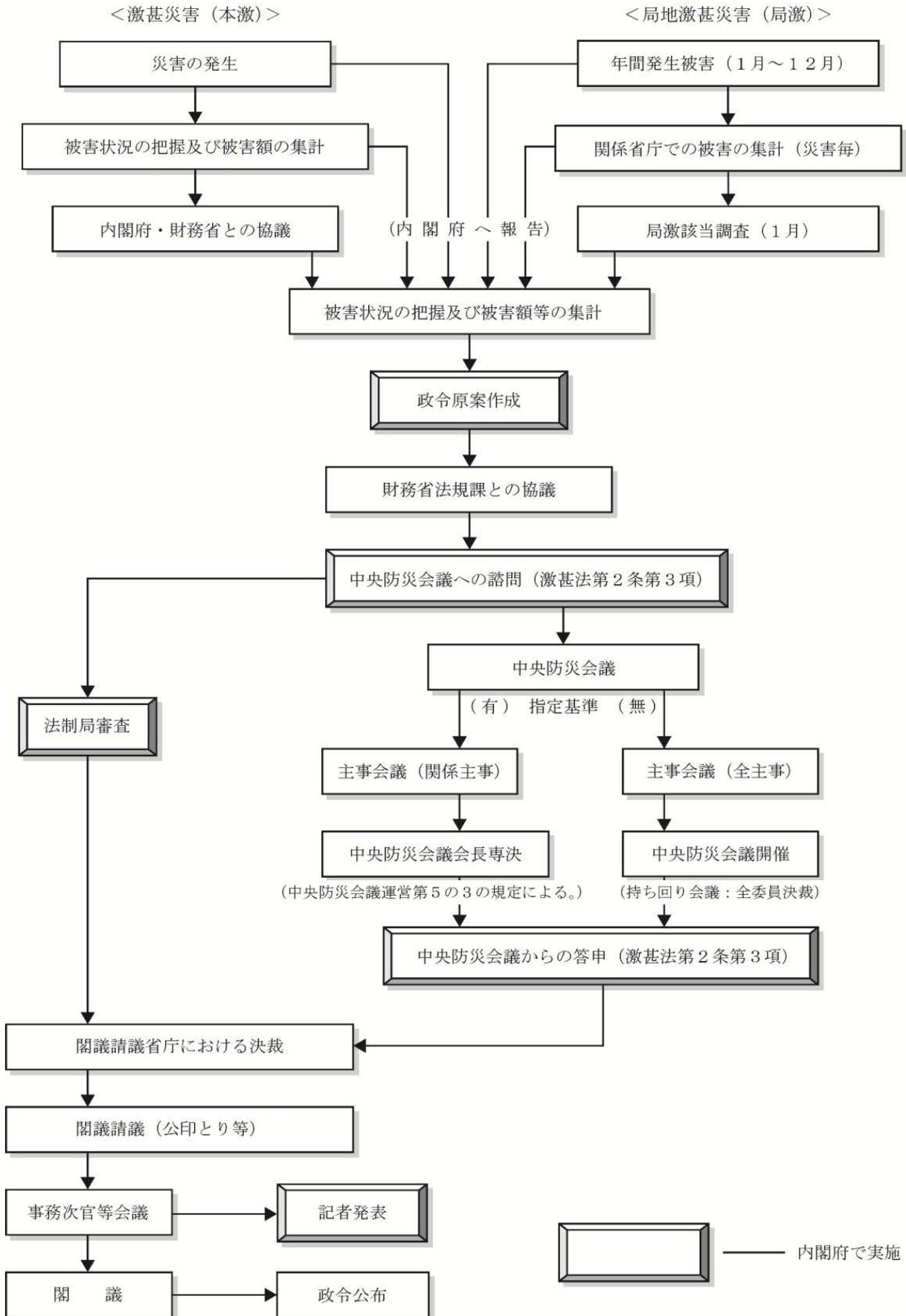
激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きを取る。

激甚災害の指定を受けるためには、被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要があるため、そのための体制整備をしておく必要がある。庁内各部は、速やかに激甚災害の指定を受けられるように、措置を講ずるものとする。

なお、局地的激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することになっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査票により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

激甚災害指定事務手続



3. 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激）

平成21年3月10日改正

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章第3条、第4条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入の25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5% (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害(当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。) 1 法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る。)は、漁業被害見込額>農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの(当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)には適用 (1) 当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% (2) 当該災害に係る漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、法第8条の措置が適用される災害

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業をおもな業務とする者の数の3%</p>
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.0%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害(当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。)</p>
<p>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第2章第3条、第4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税込額50% (当該査定事業費1,000万円未満は除外)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税込額20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税込額が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税込額20% + (当該市町村の標準税収入-50億円) × 60% ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外) ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外) ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。)</p> <p>かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>300ha、又は、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×の25%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条(小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>当該市町村内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%(当該被害額1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

4. 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

5. 激甚法に定める事業及び県関係部局

激甚法に定める事業及び県関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	農林水産部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	保健福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	

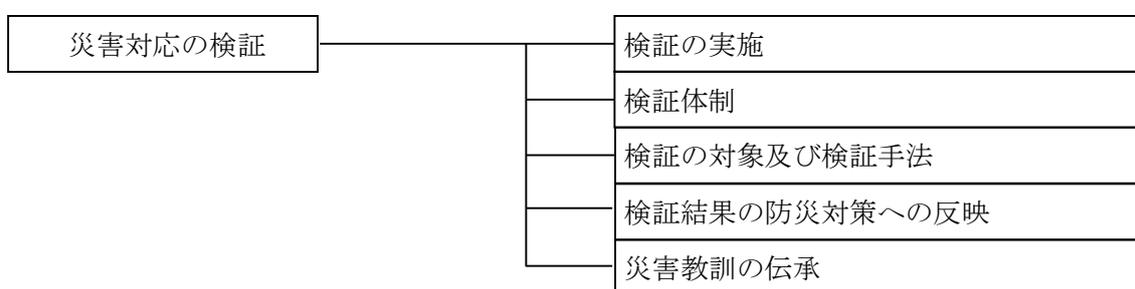
松島町地域防災計画 風水害対策編

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	8 知的障害者更正施設災害復旧事業	保健福祉部
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業	
	10 女性保護施設災害復旧事業	
第3条及び 第19条	11 感染症予防事業	保健福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	土 木 部 農林水産部
第3条及び 第10条	14 湛水排除事業	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	経済商工観光部 農 政 部
第5条及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	経済商工観光部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	保健福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	総 務 部 農 政 部 土 木 部 教育委員会
第25条	31 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	経済商工観光部

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



1. 検証の実施

町は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

(1) 主な検証項目例

- ア 情報処理
 - 県や関係機関などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
- イ 資料管理
 - 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等
- ウ 指揮・調整
 - 災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部及び各部門の業務調整
- エ 組織間連携
 - 県、消防、警察、協定締結先市町村、協定締結団体などとの連携
- オ 個別オペレーション
 - 救出・救助活動、避難誘導、医療救護活動、物資の調達・輸送調整等
- カ 広報・相談
 - 町民への広報・相談、広域避難等を実施した場合は、町外へ避難した町民等への広

報・相談等

キ 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

2. 検証の体制

町は、災害の規模等に応じ、役場内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

3. 検証の対象及び検証手法

(1) 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

ア 災害対策本部

イ 町民

ウ 自主防災組織

エ 支援自治体

オ 防災関係機関

カ 支援民間団体

キ ボランティア団体 など

(2) 検証手法

町は、検証対象の主体に対するアンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

4. 検証結果の防災対策への反映

町は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県等への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

5. 災害教訓の伝承

町は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

松島町地域防災計画

【津波災害対策編】

令和 3 年 3 月
松島町防災会議

目 次

松島町地域防災計画（津波災害対策編）

第1章 総 則

第1節	目 的	1-4
1.	目的	1-4
2.	見直し方針	1-4
第2節	防災に関する組織	1-8
1.	防災会議	1-8
2.	災害対策本部	1-8
3.	実施機関	1-9
第3節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱	1-11
第4節	松島町の概要	1-20
1.	位 置	1-20
2.	地 勢	1-20
3.	気 象	1-21
4.	人口・産業の推移	1-21
5.	過去における災害の概況	1-22
第5節	災害被害想定	1-30
1.	風水害	1-30
2.	地震災害	1-30
3.	津波災害	1-31
4.	原子力災害	1-31
第6節	松島町の防災の方向性	1-32
1.	目標	1-32
2.	世代継続する防災まちづくり	1-32
3.	行政と住民・企業の役割	1-32
4.	見直しの視点	1-33
第7節	津波対策の基本方針	1-37
1.	過去の津波被害と現状	1-37
2.	津波対策の見直しの視点	1-38
3.	津波浸水予測	1-40

第2章 災害予防計画

第1節	津波対策予防計画	2-2
-----	----------	-----

1.	津波に強いまちの形成	2-3
2.	海岸保全施設等の整備	2-4
3.	都市防災対策	2-6
4.	建築物等の安全化対策	2-6
5.	ライフライン施設等の津波対策	2-7
6.	津波対策の教育・啓発	2-7
7.	津波に対する防災訓練の実施	2-10
8.	津波調査研究等の推進	2-13
9.	津波監視体制、伝達体制の整備	2-13
10.	津波による出火防止、火災予防の徹底	2-15
11.	避難対策	2-15
12.	避難受入れ対策	2-20
13.	海に流出した災害廃棄物処理体制の構築	2-21
14.	観光客等に対する留意点	2-21
第2節	災害に強い町土づくり	2-22
1.	災害に強い都市構造の形成	2-22
2.	既存建築物の耐震化・不燃化等	2-22
3.	農林水産対策	2-23
第3節	防災拠点等の整備・強化	2-24
1.	防災拠点の整備	2-24
2.	防災拠点機能の確保・充実	2-24
3.	防災用資機材等の整備	2-25
4.	防災用資機材の確保	2-25
第4節	建築物等の予防対策	2-27
1.	公共施設防災対策	2-27
2.	教育施設の防災対策	2-27
3.	一般建築物等対策	2-28
4.	エレベーターの閉じ込め防止対策	2-29
5.	文化財の防災対策	2-29
第5節	公共交通及び公共土木施設の予防対策	2-30
1.	道路施設	2-30
2.	海岸保全施設	2-32
3.	河川管理施設	2-32
4.	漁港施設	2-33
5.	鉄道施設	2-33
6.	農地、農業施設等	2-34
第6節	ライフライン等の予防対策	2-35
1.	上水道施設	2-35
2.	下水道施設	2-36
3.	電力施設	2-37

4.	液化石油ガス施設	2-38
5.	電信・電話施設	2-38
6.	共同溝・電線共同溝の整備	2-39
第7節	危険物施設等の予防対策	2-40
1.	現況	2-40
2.	危険物施設	2-40
第8節	情報通信連絡網の整備	2-42
1.	災害通信網の整備	2-42
2.	各種通信手段の活用	2-44
第9節	火災予防対策	2-46
1.	出火防止、火災予防の徹底	2-46
2.	消防力の強化	2-47
第10節	観光地区災害予防計画	2-49
1.	計画上の要点	2-49
2.	現状・課題	2-49
3.	目指すべき方向	2-49
第11節	緊急輸送活動対策	2-50
1.	緊急輸送道路の確保	2-50
2.	緊急輸送体制の整備	2-51
第12節	指定避難所の確保	2-54
1.	指定緊急避難場所の確保	2-54
2.	避難所の確保	2-56
3.	避難路の確保及び避難路等の整備	2-58
4.	指定避難所の運営・管理	2-59
5.	応急仮設住宅	2-60
6.	孤立集落対策	2-61
第13節	廃棄物対策	2-63
1.	ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方	2-63
2.	ごみ処理体制の整備	2-63
3.	し尿処理体制の整備	2-64
4.	災害ごみの処理体制の整備	2-64
第14節	救助・救急・消火活動体制の拡充	2-66
1.	救助・救急資機材の整備・充実	2-66
2.	県・警察・消防・自衛隊等との連携強化	2-66
第15節	ボランティアの受入	2-67
1.	ボランティアの受入	2-67
2.	ボランティアの活動	2-69

第 1 6 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策	2-71
1.	要配慮者に対する考え方	2-71
2.	地域における要配慮者対応策	2-71
3.	病院・社会福祉施設	2-76
4.	観光客・外国人への支援	2-77
5.	要配慮者に対する施策	2-79
第 1 7 節	事業所等の防災対策の推進	2-81
1.	事業所等の役割	2-81
2.	事業所等の防災組織	2-82
第 1 8 節	防災訓練の実施	2-84
1.	実施及び目的	2-84
2.	総合防災訓練	2-85
3.	種類	2-86
4.	学校等の防災訓練	2-87
5.	事業所等の防災訓練	2-87
第 1 9 節	防災知識の普及	2-88
1.	基本的な考え方	2-88
2.	防災関係職員に対する防災教育	2-88
3.	町民に対する防災教育	2-89
4.	防災上重要な施設の職員等に対する教育	2-93
5.	事業所における防災教育	2-93
6.	海岸利用者及び船舶への防災知識の普及	2-93
7.	地域での防災知識の普及	2-93
8.	ドライバーへの啓発	2-94
9.	町民の取組	2-94
10.	災害教訓の伝承	2-95
第 2 0 節	自主防災組織の人材育成	2-96
1.	現況	2-96
2.	地域における自主防災組織の果たす役割	2-96
3.	地域の自主防災組織の育成・指導	2-96
4.	自主防災組織の活動内容	2-97
5.	住民等による地区内の防災活動の推進	2-99
第 2 1 節	防災教育	2-100
1.	学校における防災教育の方針	2-100
2.	効果	2-100
3.	学校等教育機関における防災教育	2-100
第 2 2 節	防災組織の強化	2-102
1.	町の指導体制	2-102
2.	迅速な初動体制確立	2-103

3.	人材確保対策	2-104
4.	業務継続計画（BCP）	2-104
5.	町施設における防災拠点機能の整備	2-105
6.	防災計画の見直し等	2-106
第23節	相互応援体制の整備	2-107
1.	協定締結先等との連携強化	2-107
2.	相互応援協定等の締結の推進	2-110
3.	県への応援要請等	2-111
4.	防災関係機関等への応援・協力要請等	2-111
第24節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	2-113
1.	医療機関の状況	2-113
2.	医療救護体制の整備	2-114
3.	医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制	2-115
4.	医療機関の役割	2-116
5.	福祉支援体制の整備	2-116
第25節	避難誘導體制	2-118
1.	徒歩避難の原則の周知	2-118
2.	避難誘導體制の整備	2-118
3.	被災者等への情報伝達体制等の整備	2-119
4.	避難行動要支援者の支援方策	2-119
5.	帰宅困難者対策	2-121
6.	避難に関する広報	2-122
7.	避難計画の整備	2-122
第26節	食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制	2-124
1.	町民等のとるべき措置	2-124
2.	食料及び生活物資等の供給計画の策定	2-125
3.	食料及び生活物資の備蓄	2-125
4.	食料及び生活物資等の調達体制	2-126
5.	燃料の確保	2-127
第27節	警備対策	2-129
1.	情報の収集等	2-129
2.	警察活動の強化	2-129
3.	消防団の役割	2-129
第28節	学校防災対策	2-130
1.	防災体制の整備	2-130
第29節	複合災害対策	2-132
1.	複合災害対策	2-132

第3章 災害応急対策計画

第1節	津波応急対策	3-2
1.	防災活動体制	3-2
2.	津波情報等の収集・伝達	3-3
3.	避難誘導	3-10
4.	海に流出した災害廃棄物処理対策	3-14
5.	漁港施設応急対策	3-14
6.	農地、農業施設応急対策	3-14
7.	農業応急対策	3-15
8.	二次災害防止活動	3-15
第2節	防災活動体制	3-17
1.	職員の配備体制	3-17
2.	職員の参集等	3-19
3.	災害対策本部の組織体制	3-21
4.	現地災害対策本部	3-23
5.	各配備体制下での活動	3-23
6.	警戒活動	3-25
7.	庁内間の職員の応援等	3-25
8.	応急活動が長期化する場合の対応	3-26
第3節	情報の収集伝達	3-27
1.	実施責任	3-27
2.	緊急地震速報の伝達周知等	3-27
3.	地震・津波情報の伝達周知	3-28
4.	災害情報の収集・伝達体制等	3-32
5.	災害情報等の報告	3-33
第4節	通信放送施設の確保	3-36
1.	町防災行政無線施設	3-36
2.	災害時の通信連絡	3-36
3.	災害通信利用系統図	3-40
第5節	災害広報活動	3-41
1.	実施責任者	3-41
2.	広報担当	3-41
3.	災害広報の要領	3-42
第6節	災害救助法の適用	3-46
1.	実施責任者	3-46
2.	災害救助法の適用基準	3-46
3.	救助の種類	3-47
4.	救助の実施委任	3-47
5.	救助の実施に関する事務手続き	3-48

第 7 節	防災資機材等の確保	3-52
1.	実施責任者	3-52
2.	緊急使用のための調達	3-52
3.	防災用資機材の備蓄状況	3-52
4.	労働力の確保	3-52
第 8 節	避難誘導	3-55
1.	実施責任	3-55
2.	避難勧告等の基準及び伝達方法	3-56
3.	避難の方法	3-60
4.	指定避難所の開設及び運営	3-61
5.	避難長期化への対処	3-65
6.	学校、社会福祉施設等における避難対策	3-66
7.	帰宅困難者対策	3-66
8.	孤立集落の安否確認対策	3-67
9.	広域避難者への支援	3-67
10.	在宅避難者への支援	3-67
第 9 節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	3-69
1.	実施責任者	3-69
2.	食料	3-69
3.	給水計画	3-72
4.	生活物資	3-74
5.	義援物資の受け入れ、配分	3-75
6.	燃料の調達・供給	3-76
第 10 節	救急・救助活動	3-77
1.	実施責任者	3-77
2.	救出対象者	3-77
3.	救出活動	3-77
4.	関係機関との協力	3-78
5.	救出資機材等の調達	3-78
6.	救出期間及び費用	3-78
7.	各関係機関の活動	3-78
8.	住民及び自主防災組織等の活動	3-79
9.	救出の連絡等	3-79
10.	救出後の措置	3-79
11.	惨事ストレス対策	3-80
第 11 節	医療救護活動	3-81
1.	実施責任者	3-81
2.	医療救護の実施要領	3-81
第 12 節	自衛隊の災害派遣	3-84

1.	実施責任者	3-84
2.	災害派遣の基準及び要請の手続き	3-84
3.	自衛隊との連携	3-86
4.	派遣部隊の活動内容	3-86
5.	派遣部隊の受け入れ体制	3-87
6.	派遣部隊の撤収	3-88
7.	経費の負担	3-88
第13節	緊急輸送活動	3-90
1.	実施責任者	3-90
2.	輸送要領	3-90
3.	輸送力の配分	3-92
4.	災害救助法に基づく措置基準	3-92
第14節	要配慮者・外国人対応	3-93
1.	実施責任者	3-93
2.	高齢者、障害者等	3-93
3.	外国人	3-95
4.	観光客等	3-96
第15節	ヘリコプターの活用要請	3-97
1.	実施責任者	3-97
2.	活動体制	3-97
3.	活動内容	3-98
4.	活動拠点	3-98
第16節	交通確保対策	3-101
1.	陸上交通の確保	3-101
2.	海上交通対策	3-104
第17節	公共交通及び公共土木施設の応急復旧	3-105
1.	実施責任者	3-105
2.	道路施設	3-105
3.	海岸保全施設	3-107
4.	河川管理施設	3-108
5.	漁港港湾管理施設	3-108
6.	農業施設	3-109
7.	都市公園施設	3-109
8.	砂防・地すべり・治山関係施設	3-109
9.	鉄道施設	3-109
第18節	危険物施設等の安全確保	3-111
1.	実施責任者	3-111
2.	消防法に定める危険物の応急措置	3-111
3.	災害発生事業所等における応急対策	3-111

4.	消防機関の応急対策	3-112
5.	住民への広報	3-112
第19節	住宅対策	3-113
1.	実施責任者	3-113
2.	応急仮設住宅等の建設要領	3-113
3.	応急修理の要領	3-115
4.	応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定等	3-115
5.	応急仮設住宅の維持管理・運営	3-116
6.	応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	3-117
7.	建築資材及び建築技術者の確保	3-117
8.	応急危険度判定の実施	3-117
第20節	ボランティア活動計画	3-119
1.	実施責任者	3-119
2.	ボランティアの確保要領	3-119
3.	ボランティアの活動内容	3-121
4.	防災エキスパート制度	3-121
5.	海外からの応援の受け入れ	3-121
第21節	防疫・保健衛生計画	3-122
1.	実施責任者	3-122
2.	防疫実施要領	3-122
3.	指定避難所の防疫措置	3-123
4.	防疫薬剤の調達	3-123
5.	保健対策	3-124
6.	食品衛生管理	3-125
第22節	遺体等の搜索・処理・埋葬	3-126
1.	実施責任者	3-126
2.	実施要領	3-126
3.	宮城県広域火葬計画に基づく町の対応	3-129
第23節	社会秩序維持活動	3-130
1.	実施機関	3-130
2.	町の活動	3-130
3.	塩釜警察署の活動	3-130
4.	宮城海上保安部の活動	3-130
第24節	廃棄物処理活動	3-132
1.	実施責任者	3-132
2.	災害廃棄物処理方針	3-132
3.	処理体制	3-132
4.	処理方法	3-133
5.	清掃班の編成等	3-134

6.	道路等から除去した障害物の処理	3-134
第25節	応急教育活動	3-136
1.	実施責任者	3-136
2.	学校等での対応	3-136
3.	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧	3-137
4.	学用品の配布	3-138
5.	学校給食対策	3-139
6.	学校等教育施設が地域の指定避難所、避難所になった場合の措置	3-139
7.	災害応急対策への生徒の協力	3-139
8.	児童生徒等の心のケア	3-139
9.	社会教育施設等の応急対策	3-139
第26節	ライフライン等の応急復旧	3-141
1.	上水道施設	3-141
2.	下水道施設	3-142
3.	電力施設	3-143
4.	ガスの応急措置	3-143
5.	電信・電話施設	3-144
第27節	農林水産業災害応急対策	3-145
1.	実施責任者	3-145
2.	農業	3-145
3.	林業	3-147
4.	水産業	3-148
第28節	応急公用負担等の実施	3-149
1.	応急公用負担等の要領	3-149
2.	損失補償及び損害補償等	3-151
第29節	文化財保護対策	3-152
1.	実施責任者	3-152
2.	被害調査及び連絡	3-152
第30節	愛玩動物の収容対策	3-154
1.	被災地域における動物の保護	3-154
2.	指定避難所における動物の適正な飼育	3-154
3.	仮設住宅における動物の適正な飼育	3-155
第31節	相互応援協定	3-156
1.	実施責任者	3-156
2.	主な協定の概要	3-156
3.	応援の要請等	3-161
4.	応援の受け入れ体制	3-162
5.	地域内の防災関係機関の応援協力	3-163
6.	消防相互応援協定に基づく応援要請	3-163

7.	緊急消防援助隊の応援要請	3-163
8.	応援要請による技術者等の動員	3-164
第32節	二次災害・複合災害防止対策	3-165
1.	二次災害・複合災害防止対策	3-165

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興	4-1
1.	災害復旧、復興の基本方向の決定	4-1
2.	災害復旧計画	4-2
3.	災害復興計画	4-3
4.	災害復興基金の設立	4-4
第2節	被災者の生活再建等への支援	4-5
1.	生活確保のための資金の融資等	4-5
2.	り災証明書の発行	4-6
3.	税負担等の軽減	4-11
4.	職業のあっせん等	4-12
5.	相談窓口の設置	4-13
6.	被災者生活再建支援法に基づく支援	4-13
7.	地震保険・共済の活用	4-16
8.	被災者台帳	4-16
第3節	住宅復旧支援	4-17
1.	一般住宅復興資金の確保	4-17
2.	住宅の建設等	4-17
3.	防災集団移転促進事業の活用	4-17
第4節	義援金の受入れ、配分	4-19
1.	受入れ	4-19
2.	配分	4-19
第5節	産業復興支援	4-21
1.	農林水産業融資計画	4-21
2.	中小企業融資計画	4-21
3.	財政金融措置	4-22
第6節	都市基盤の復興対策	4-23
1.	防災まちづくり	4-23
2.	観光都市づくり	4-24
3.	想定される計画内容例	4-24
4.	都市計画決定等の要請	4-24
第7節	激甚災害の指定	4-25
1.	激甚災害の調査	4-25

2.	激甚災害指定の手続き	4-25
3.	激甚災害指定基準	4-27
4.	特別財政援助の交付（申請）手続き	4-31
5.	激甚法に定める事業及び県関係部局	4-31
第8節	災害対応の検証	4-33
1.	検証の実施	4-33
2.	検証の体制	4-34
3.	検証の対象及び検証手法	4-34
4.	検証結果の防災対策への反映	4-34
5.	災害教訓の伝承	4-34

第1章 総 則

松島町は、平成23年3月11日に発生し、本町に甚大な被害をもたらした東日本大震災のような地震や津波災害をはじめ、台風、高潮等の風水害を含む災害発生原因を内包している。

東日本大震災の教訓より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、町は、防災関係機関等の協力のもとあらゆる手段と方法を用いて万全を期さなければならない。

地域防災計画では「住民の生命の保護と財産への被害の最小限化」を前提に、「世代継続する防災まちづくり」を基本理念として掲げ、地域活動の活性化と地域防災力の強化を図るための自主防災組織の育成等を図りながら、親から子、孫へと継続される防災のまちづくりを目指すことができる体制を整えることとする。

日本三景松島に生まれ、住み、働き、そして松島を愛する「松島人」は、美しい郷土を守り、受け継ぐ「松島人」とともに、各種災害に備え、防災に積極的に参加する『防災松島人』であるべきといえる。

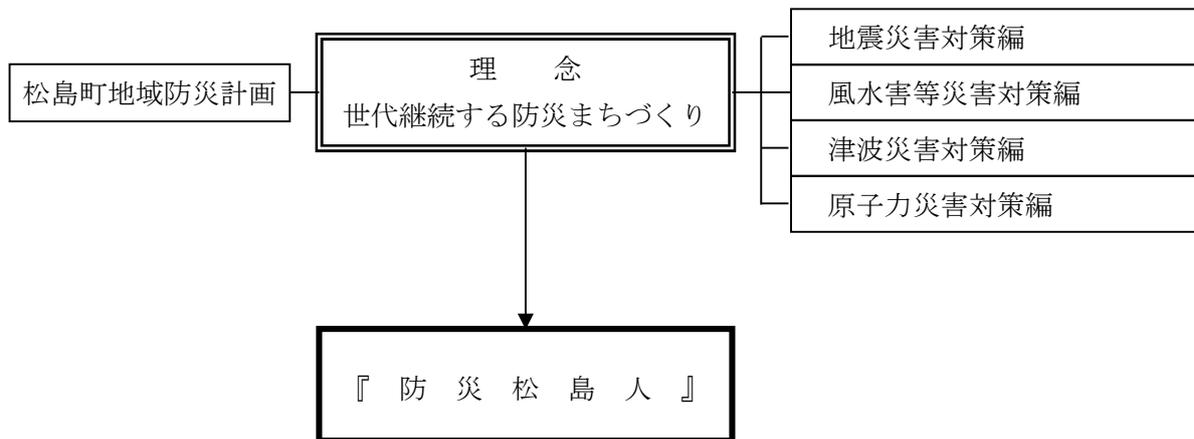
第1節 目 的

1. 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）42条の規定に基づき松島町防災会議を開催し計画作成するものであり、地震・津波災害及び風水害等の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、被害の軽減を図り、町民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

『防災松島人』として「自分の身は自分で守る」ことや「町はみんなで守る」ことを防災教育や防災訓練で意識付けをし、「住民ができること・すべきこと（自助）」、「地域でできること・すべきこと（共助）」、「行政ができること・すべきこと（公助）」の区分を明確にしていく。

本編は、防災関係機関がとるべき地震災害対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。



2. 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映（対象：全編）

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。本町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める。

(2) 近年の法改正や、県計画の見し等を踏まえた内容の見直し（対象：全編）

地域防災計画等を策定した平成27年3月以降に実施された関係法令等の改正内容を収集・把握し、現行計画に反映すべき事項について整理、反映を図る。

また、災害対策関係法律に加え、具体計画策定や法律の運用を支援するため、各種ガイドライン・通知等との整合性を図る。

(3) 各種統計データ等の時点修正（対象：全編）

人口、世帯数等の統計データや、社会基盤、防災関連施設等基礎データは、被災想定

前提となる重要な指標であるため、平成27年3月以降に公表された各種データを収集し、時点修正を行う。

(4) 避難勧告等に関するガイドラインの策定等に伴う改正（対象：全編）

「災害対策基本法」、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、「宮城県津波対策ガイドライン（宮城県）」などの改訂に伴い、避難準備・高齢者等避難開始・避難指示（緊急）などの避難行動の定義を変更する。

(5) 要配慮者支援施設における避難確保計画作成等の義務化（対象：風水害等災害対策編）

平成28年8月の台風第10号による河川の氾濫で、岩手県内の高齢者グループホームにおいて利用者等の逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「土砂災害防止法の一部改正する法律」平成29年5月19日、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行された。

このことにより、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水・土砂災害時における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、町長に届け出る義務が課されることとなったことを受け、町内における対象施設を位置付けるとともに、避難確保計画及び防災体制、訓練の実施などについても位置付ける。

(6) 原子力災害を想定した「原子力災害対策編」の充実及び避難者の受入れ、想定外の事態への対応（対象：原子力災害対策編）

本町は、原子力施設から概ね半径30km圏内のUPZ（緊急時防護措置準備区域）には該当しないものの、約40km圏内とUPZの外縁に位置している。UPZ圏外の防護措置については、原則、屋内退避であり、石巻市広域避難計画に基づき、石巻市から避難者を受け入れることとしており、受け入れ体制について計画に位置付ける。

また、女川原子力発電所で事故が発生した場合、町との間には松島湾だけしかなく、遮る大きな山地等が存在しないこと、東日本大震災時には福島第一原子力発電所から40km離れた飯舘村までブルームが到達し、福島県内の他の自治体と比較しても高い放射能汚染濃度が観測され、計画的避難区域に設定されたことを勘案し、想定外に対応できるよう、状況に応じてUPZに準ずる対策を考慮する。

(7) 防災重点ため池に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

降水量が少ない地域などで農業用水を確保するために人工的に造成された「ため池」のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあると農林水産省が認定した「防災重点ため池」は、西日本豪雨で、指定を受けていない小規模のため池の決壊が相次いだことから、認定基準の見直しが行われている。災害前は全国に約1万1千カ所だったが、最終的に約5万カ所以上が認定されると予想されていることから、本町における防災重点ため池についても、ハザードマップの住民への周知や通常時及び緊急時における管理体制、迅速な避難につながる対策等を位置付けるものとする。

(8) 高潮に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 21 号においては、多くの地点で過去最高位の潮位を記録し、関西国際空港をはじめ、甚大なる被害をもたらした。本町においても、昭和 54 年 10 月に来襲した台風 20 号により被害が発生していることから、高潮に対する注意が必要な区域の設定や監視体制、情報発信、避難判断基準の明確化など、近年の被災形態への変化に対応した対策を位置付けるものとする。

(9) 倒木等による被害対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号では、町内の至るところで、倒木の被害により建物への被害や停電が発生した。また、町内には砂岩で形成された高台に松などの樹木が自生し、下部の建物や電線類への影響が懸念される箇所が多く存在する。

それらに対する、平常時からの点検や間伐などの適正管理、さらには、災害時における電力・電話等の応急復旧作業に係る体制整備など、明確な位置付けを行うものとする。

(10) ダム常降水時防災操作対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では、ダムの緊急放流における河川への影響、地域住民への周知方法等が課題としてあげられた。地元自治体では、大量放流後の下流域の被害を想定せずに避難対策を策定していたことが判明するなど、複数の自治体が緊急放流時の避難対策を盛り込み地域防災計画を改訂する方針を示している。

本町においても、国・県管理のダムを上流に抱えることから、流入量とほぼ同量を緊急放流する異常洪水時防災操作時の河川水位への影響を把握するとともに、情報管理の体制などを整備し、緊急放流時における対応を明確化する。

(11) 観光客対応(帰宅、滞留)、外国人対応などに対する計画の充実（対象：全編）

本町には、年間約 300 万人の観光客が訪れるとともに、国などのインバウンドの積極的な誘致などにより、年々外国人旅行者も増加している。多くの旅行者が観光を行っている際に、災害が発生する可能性があり、その対応についても対策が求められる。そのため、観光客の安全を確保し、さらには、安全に帰路につかせるため、関係機関と連携を図った対応を位置付ける。

さらには、年々増加している外国人観光客の対応については、関係機関との協定等により滞留・帰宅支援等の対応を位置付けする。

(12) 令和元年東日本台風（令和元年台風 19 号）を踏まえた対策（対象：風水害対策編）

令和元年東日本台風（令和元年台風 19 号）においては、東日本を中心に甚大な被害をもたらした。本町においても、住宅等への浸水被害、道路や農地の冠水被害、土砂災害など、大きな爪痕を残した。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、国を含め関係機関においては検証作業を進め、防災基本計画をはじめ各計画やガイドライン等の修正が行われている。本町においても、令和元年東日本台風への対応により明らかになった課題などを整理し、計画へ位置付ける。

(13) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（対象：全編）

国では、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があるとし、令和2年5月29日に防災基本計画を修正した。

本町においても、令和2年6月に宮城県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、本町としての「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定し、避難所における感染症対策を位置付ける。

第2節 防災に関する組織

1. 防災会議

松島町防災会議は、町長を会長とする災害対策基本法第16条及び松島町防災会議条例に基づき設置された附属機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

松島町防災会議は次の機関により組織する。

- ① 会長
- ② 町の部局
- ③ 指定地方行政機関
- ④ 県の機関
- ⑤ 警察機関
- ⑥ 指定公共機関
- ⑦ 消防機関
- ⑧ 教育機関
- ⑨ 医療機関
- ⑩ 町長が防災上必要と認めて委嘱する者※

※資料1-1 松島町防災会議条例

2. 災害対策本部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び各防災関係機関をもって応急対策を実施する。

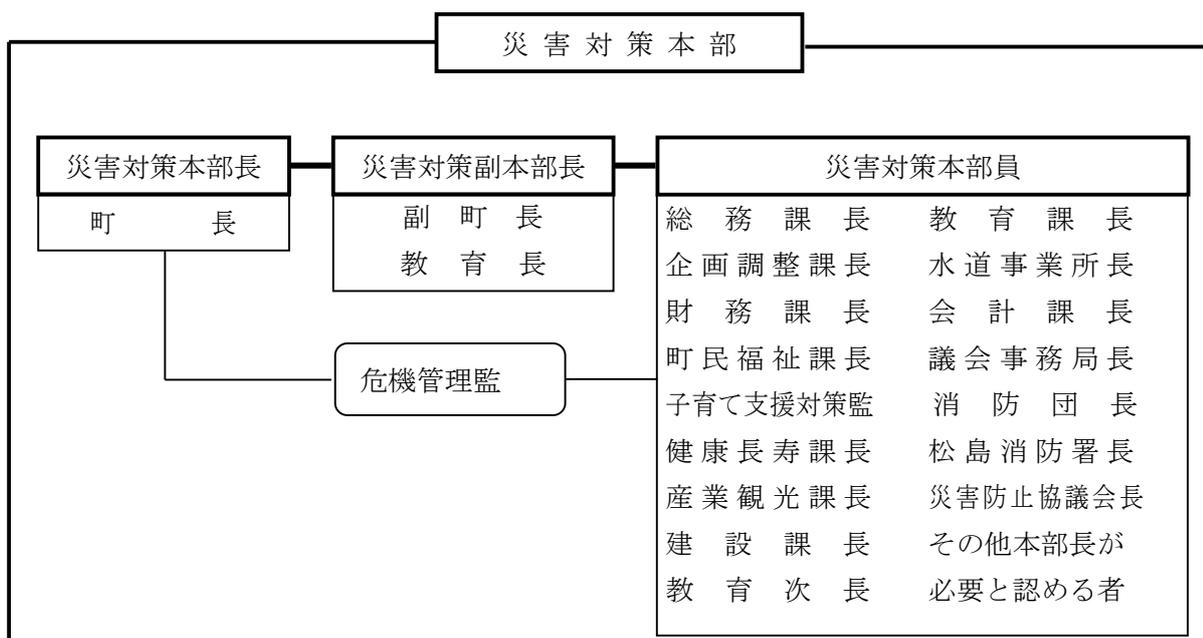
災害対策本部の組織及び運営の方法については、町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

本部長等が自ら被災するなどし、指揮命令することが困難になった場合も想定し、災害対策本部組織図に定める順により各部長が代行するなど、状況の変化に即応した組織対応を定める。また、災害発生後の応急対策の状況の変化等に対応して、プロジェクトチームを適宜編成するなど、柔軟な組織体制に留意する。

局地災害の応急対策を行うために特に必要と認められるときは、現地災害対策本部を設置する。

※資料1-2 松島町災害対策本部条例

※資料1-3 災害対策本部組織図



3. 実施機関

(1) 松島町

町は、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、防災活動を実施し、町及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ総合的調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに町の防災活動が円滑に行われるように協力する。

(5) 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民

町民一人ひとり「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、

職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

(7) 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

本計画では、町及び防災関係諸機関が、町民の生命及び財産の保全のために実施すべき業務を定め、これに従って平常時から災害に備えるほか、災害発生時には応急対策を行う。

【松島町】

機関名	業務大綱
松 島 町	(1) 松島町防災会議及び松島町災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備、住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設、設備の整備 (4) 防災訓練、教育、広報の実施 (5) 災害情報の収集伝達、広報、被害状況の調査、県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示・勧告の発令及び指定避難所の開設 (7) 避難対策、水防・消防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助、救護、復興援助 (9) 水、食料等の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策、災害発生時の被害拡大防止のための応急対策 (12) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (13) 気象予報警報の伝達 (14) 災害時における交通及び緊急輸送の確保 (15) 被害施設の災害復旧 (16) 被災者に対する融資等対策 (17) その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置 (18) 学校（幼稚園、保育所含む）施設の災害対策 (19) 学校（幼稚園、保育所含む）の児童生徒の安全対策、応急教育対策 (20) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策 (21) 町道等の交通確保及び応急復旧工事の実施 (22) 地域住民の防災思想の啓発及び防災訓練 (23) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務

【警察署】

機関名	業務大綱
塩 釜 警 察 署	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 避難誘導及び指定避難所の警戒

松島町地域防災計画 津波災害対策編

機関名	業務大綱
	(7) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

【一部事務組合】

機関名	業務大綱
塩釜地区消防事務組合	(1) 消防計画の策定 (2) 地域住民の防火思想の啓発及び訓練の指導 (3) 災害の予防対策及び防ぎょ活動 (4) 災害情報の収集、広報 (5) り災者及び傷病者に対する救助、救急活動 (6) 災害時におけるし尿の処理 (7) 災害時における斎場業務
宮城東部衛生処理組合	災害時におけるごみの処理

【宮城県】

機関名	業務大綱
宮城県 (宮城県仙台地方振興事務所、宮城県仙台保健福祉事務所、宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台塩釜港湾事務所、塩釜県税事務所)	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策

機関名	業務大綱
	(2) 公立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

【指定地方行政機関】

機関名	業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達
東北総合通信局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
宮城労働局 (仙台労働基準 監督署)	(1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 (4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導
東北農政局	(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導

機関名	業務大綱
	(4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局 仙台森林管理署	(1) 山火事防止対策 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給 (3) 林道の適正な管理
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
東北地方整備局 (北上川下流河川事務所鳴瀬出張所) (仙台河川国道事務所仙台東国道維持出張所)	(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 (3) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 (4) 北上川下流、鳴瀬川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること (5) 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 (6) 直轄道路の交通確保 (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 (8) 港湾施設、空港施設等の整備 (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 仙台空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること (2) 復旧測量等の実施に関すること
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集・発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

機関名	業務大綱
	(4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第二管区海上保安本部 (宮城海上保安部)	(1) 災害予防 イ 防災訓練に関する事項 ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ハ 調査研究に関する事項 (2) 災害応急対策 イ 警報等の伝達に関する事項 ロ 情報の収集に関する事項 ハ 活動体制の確立に関する事項 ニ 海難救助等に関する事項 ホ 緊急輸送に関する事項 へ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項 ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項 チ 流出油等の防除に関する事項 リ 海上交通安全の確保に関する事項 ヌ 警戒区域の設定に関する事項 ル 治安の維持に関する事項 ヲ 危険物の保安措置に関する事項 (3) 災害復旧・復興対策
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の指定避難所等としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

【自衛隊】

機関名	業務大綱
自衛隊第22即応機動連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】

機関名	業務大綱
日本銀行 仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策
日本赤十字社 宮城県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送
日本郵便株式会 社東北支社	(1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力ネットワ ーク株式会社塩釜電 力センター	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本通運株式会 社仙台支店 福山通運株式会 社 佐川急便株式会 社 ヤマト運輸株式 会社 西濃運輸株式会 社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東日本旅客 鉄道株式会社仙 台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設全般の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道株 式会社東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策

機関名	業務大綱
東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止 (2) 災害時における通信の確保 (3) 電気通信設備の復旧
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

【指定地方公共機関】

機関名	業務大綱
一般社団法人宮城県LPガス協会	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保

松島町地域防災計画 津波災害対策編

機関名	業務大綱
公益社団法人 宮城県バス協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
宮城交通 株式会社 塩釜営業所	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達 (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
東北放送株式会 社 株式会社仙台放 送 株式会社宮城テ レビ放送 株式会社東日本 放送 株式会社エフエ ム仙台	災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県医師会	災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科 医師会	(1) 避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認
一般社団法人宮 城県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策への協力
宮城県道路公社	(1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施

【その他】

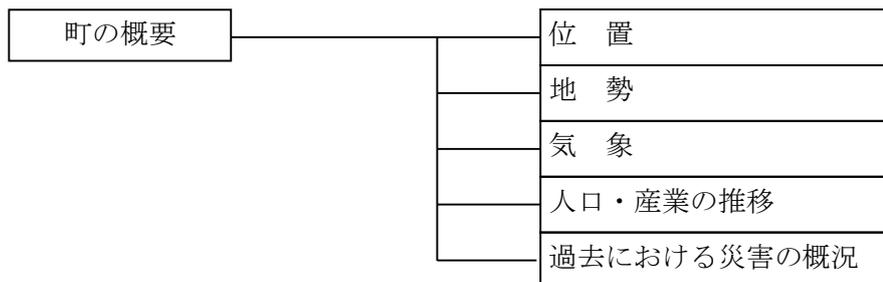
機関名	業務大綱
仙台農業協同組 合松島基幹支店	(1) 農地、農業用施設に対する防災対策 (2) 災害時における主要食料等の需給対策
宮城県漁業協同 組合松島支所	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 漁場、漁業用施設に対する防災対策
利府松島商工会	(1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策 (2) 災害時の物価安定対策 (3) 被災商工者に対する支援
一般社団法人松 島観光協会	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 観光客の安全確保

機関名	業務大綱
宮城中央森林組合	(1) 森林治水、治山による災害防除 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理 (3) 災害時における木材の供給
公営社団法人宮城県塩釜医師会等医療機関	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること (2) その他医師会が行う防災に係る事務又は業務に関すること
社会福祉法人松島町社会福祉協議会	大規模災害時におけるボランティアセンター設置及び運営に関すること
宮城中央農業共済組合	農業生産物の被害補てん等
FMベイエリア株式会社	(1) 地震・津波情報、災害情報等の広報 (2) 住民の安否情報等の放送
鶴田川沿岸土地改良区	排水機場の運営管理等
みやぎ生活協同組合	災害協定に基づく物資の提供等
宮城県石油商業協同組合（塩釜支部、黒川支部）	災害発生時において必要とする応急用燃料の供給
松島地区災害防止協議会	災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、損壊及び倒壊に伴う人命救助及び道路確保のための障害物の除去作業等
松島町旅館組合	宿泊施設の一時指定避難所としての提供等
松島島巡り観光船企業組合、丸文松島汽船株式会社	災害時における旅客船による観光客等の輸送等
宮城県解体工事業協同組合	大規模な災害が発生した場合における建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等
仙台コカ・コーラボトリング株式会社	災害により重大な被害が発生した場合の清涼飲料水の供給
協定締結市町村	災害協定に基づく災害応急活動等への支援
協定締結消防事務組合	災害協定に基づく災害応急活動等への支援

第4節 松島町の概要

本計画の策定にあたっては松島町の地勢、社会環境、観光業や農水産業、商業など多様な産業構造の特色及び災害危険性などを反映させ、松島町としての地域防災計画を作成することが重要である。

また、過去に発生した自然災害についてもその概要を記載するとともに、資料の整理を行い、その経験を十分に活用する。



1. 位置

本町は、宮城郡の東端に位置し、東は東松島市（旧鳴瀬町）、西は宮城郡利府町・黒川郡大郷町、南は松島湾、北は大崎市（旧鹿島台町）・遠田郡美里町（旧南郷町）に隣接し、仙台市と石巻市のほぼ中間に位置する。四極間の距離は、東西約9km、南北約10kmで、面積は53.56k m²、役場の所在地点は、北緯38度22分42秒東経141度4分20秒である。

2. 地勢

(1) 地形

松島町を大別して次の三地帯に分けられる。

ア 南部海岸地帯（松島、高城、磯崎、手樽）

地殻陥没によって生じた松島湾に面する海岸地帯で、観光、商工、漁業地域と手樽干拓地等の農耕地帯からなり、町人口の63.1%がこの地帯に集中している。また、市街地下水路排出口付近の松島普賢堂・仙随地区、高城元釜家地区、磯崎地区は低地帯であり、高潮及び満潮時と豪雨が重なり合うときは溢水浸水の危険がある。さらに高山、大日山、愛宕山及び手樽地区一帯はもろい岩質でできており、地震、豪雨に際してはがけ崩れ、土砂崩れの危険がある。

イ 北中部丘陵地帯（北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷、根廻）

品井沼干拓地等北部平坦地から中部にかけてなだらかな丘陵地帯が続き、吉田川、高城川等中小河川が縦横に流れ、丘陵地の中に農地及び集落が散在する田園地帯となっている。

ウ 西部山間地帯（本郷、初原、桜渡戸）

番ヶ森山（利府町）から尾鹿ノ森山に至る小山脈と白坂山、壇山等に囲まれた山間農耕地帯である。

(2) 河川

松島町北部を西から東へ流れる吉田川、更に二子屋地区よりその東側を東松島市（旧鳴瀬町）境に吉田川と平行して流れる鳴瀬川、この二つの大河川は、雨季において増水が甚だしく、北部耕地は、しばしば水害を蒙っており、近時においては、昭和61年8月5日台風10号による豪雨により吉田川が決壊し、検行裏、川頭地区が水没するという大きな被害を受けた。また、品井沼干拓地内を南流する鶴田川は、昭和55年8月30日の大雨により決壊し大きな被害を受けた。さらに、北から南に縦断する高城川は、北部上流の鶴田川と西部山間地帯より流れる田中川及び新川の水量を合流し、豪雨と満潮時が重なるときは、高城川下流一帯において浸水の危険がある。

(3) 海岸

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、したがって海岸線も湾内同様に様でなく出入が激しく、海岸線の延長は20kmにもおよび、松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。しかし、湾内には宮戸島、桂島等の島々が存在し防波堤の役目をしており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、他の沿岸市町村においては壊滅的な被害が発生した市町村があるのに対し、松島町では、甚大な被害を受けたものの壊滅状態にまでは至らなかった。

(4) 道路

町内の道路事情は、自動車専用道路1路線（約10km）、一般国道2路線（延長約16km）、県道10路線（延長約27km）、町道367路線（延長約164km）である。

三陸自動車道は、平成10年3月に仙台市から石巻市まで供用を開始し、将来的には、県北沿岸部を通り、岩手県宮古市まで計画されており、県北部の高速交通を担う路線として早期の全線供用開始が期待されている。

国道45号は、仙台と青森を結ぶ重要幹線で、特に仙台、塩釜、石巻の三市を結ぶ基幹道路としてその交通量は年々増加の一途をたどっている。また、国道346号は、国道45号から分岐し気仙沼市に通じる路線で、宮城県沖地震で被害を受けた品井沼大橋は、昭和60年11月に新設・供用開始となっている。

1級及び2級町道は、令和2年4月1日現在で改良率が71.47%、舗装率が82.19%、町道全体では改良率70.55%、舗装率80.30%である。

また、都市計画道路は13路線26.365mが都市計画決定されている。

3. 気象

表日本型気候に属し、松島湾に面しているため県内でも温暖な方で、1年を通し比較的過ごしやすく、年間平均気温は11℃から12℃、年間降水量は1,100mm前後、風向は通年北西風が多い。

4. 人口・産業の推移

(1) 人口状況

ア 人口分布

令和2年4月1日現在の松島町の住民登録人口は、13,820人となっており、市街地を形成している高城、磯崎、松島及び本郷地区の4地区だけで本町の人口の約7割を占める。

海岸沿い及び吉田川・高城川沿いの平坦地に人口が多く、その周辺の丘陵地の人口が少ない傾向にある。

イ 年齢構成（H27 国勢調査より）

0歳から14歳までの幼年人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で分けると、町全体の年齢構成は、それぞれ1,375人・9.54%、7,957人・55.20%、5,083人・35.26%となっている。

ウ 障がい者人口

平成31年度4月1日現在、本町内の障がい者数は624人（身体障がい者624人、知的障がい者132人、精神障がい者85人）で、松島町の全体人口（平成31年14,073人）の5.9%を占めている。

(2) 産業状況（H27 国勢調査より）

産業別人口は、農漁業を中心とした第一次産業と観光を中心とする商業、サービス業が主となっており、就業人口の割合は第一次産業5.2%、第二次産業21.5%、第三次産業72.8%となっている。

5. 過去における災害の概況

(1) 自然災害

自然災害は、昭和22年から昭和25年頃の治山・治水事業の整わなかった時代には、台風、集中豪雨の都度、河川の氾濫等により相当の被害を受けた。その後河川改修等防災施設整備事業が進むにつれ被害は少なくなったが昭和61年8月5日台風10号による豪雨に伴う吉田川の決壊被害は、昭和23年アイオン台風とならぶ最大級の災害となった。

南部海岸地帯は海拔0mの低地帯であり、海岸線の防潮堤、護岸も低い上に、近年松島湾内の土砂堆積により水深が浅くなり昭和54年から昭和57年まで相次いで台風・高潮被害を受けた。

(2) 地震津波災害

本町に影響を与えた近年の地震は、内陸型の地震として1962（昭和37年）年の宮城県北部地震（M[マグニチュード]=6.5）、2003年（平成15年）の宮城県北部連続地震（M=6.4）、海洋型の地震として1978年（昭和53年）の宮城県沖地震（M=7.4）がある。また、津波災害を引き起こしたものとして1960年（昭和35年）のチリ地震津波（M=8.5）、2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震（M=9.0）がある。

以下、これらの地震について詳述する。

ア 宮城県北部地震

昭和37年4月30日11時26分頃、東北地方、関東地方及び中部地方の一部に非常に強い揺れを感じた。この地震の震源は宮城県北部であり震源の深さは10kmで震度6を記録した地域もあった。このため、7町村で災害救助法の適用を受けた。

本地震において被害が大きかったのは、大崎市（旧田尻町）、登米市（旧南方町、旧石越町）、栗原市（旧築館町）、美里町（旧小牛田町）等で、震央距離にして40km以内の比較的狭い範囲に集中し、死者3人、全壊住家屋369戸、半壊同1,542戸であった。このほか、道路、鉄道の盛土部分に被害が多かったことが、被害の特徴である。本町では記録に残るような被害等は認められなかった。

発生日時：1962年（昭和37年）4月30日11時26分

震 央：栗原市（旧瀬峰町北東、旧若柳町南）

北緯 38.44° 東経 141.08°

震 度：19 km

M : 6.5

最大震度：6

県内被害：・人的被害 死者3名
 ・住家被害 家屋全壊340戸、半壊1,114戸
 ・その他被害 橋梁、道路、鉄道の被害多数。

イ 宮城県沖地震

本地震は、宮城県沖で発生した海洋型の地震で、有感範囲は東北地方から関東・中部・近畿・中国の各地方に及び、最大有感範囲は約800kmにも達し、仙台、大船渡、石巻、福島、新庄では震度5、その他東北地方、関東地方でも震度4が観測され、また、本地震では前震が観測されており、余震も数多く観測されている。

この地震による被害は、宮城県を中心とした東北各県で発生し、中でも仙台市とその周辺が最も顕著であった。

地震被害の特徴として次のようなものが挙げられる。

- ・都市化の進んだ仙台市内ではライフラインの被害が住民に大きな影響を及ぼした。
- ・ブロック塀、石塀、門柱の倒壊による死者が多く出た。
- ・地盤の特性により地震被害の特徴が強く出た。特に新興住宅地等では地形改変された地域に被害が集中した。
- ・民家の火災発生件数が夕食の炊事前ということもあり、著しく少なかった。

県に宮城県災害対策本部が設置され仙台市を含む6市町で災害救助法の適用を受けた。

松島町内においても死者3名をはじめ、家屋全壊8戸、半壊2戸、崖崩れ6ヶ所等の被害を出した。

○本 震

発生日時：1978年（昭和53年）6月12日17時14分

震 央：金華山沖東方約60km 北緯 38.09° 東経 142.13°

深 度：40km

M : 7.4

最大震度：5

○前 震

発生日時：1978年（昭和53年）6月12日17時06分

震 央：金華山沖東方約60km 北緯38.18° 東経142.18°

深 度：40km

M : 5.8

○余 震（最大）

発生日時：1978年（昭和53年）6月14日20時34分

震 央：金華山沖東方約60km 北緯38.35° 東経142.48°

深 度：40km

M : 6.3

県内被害：人的被害 死者27名、負傷者10,962名

住家被害 家屋全壊1,377戸、半壊6,123戸

その他被害 道路破損や山崩れ、新興住宅地に被害が集中。

ウ チリ地震津波

チリ地震津波は、昭和35年5月24日未明から日本の海岸に來襲した。これは南アメリカのチリ南部の沖合に起こった地震によるもので、太平洋の反対側から約24時間を要して日本の海岸に達し、波高が三陸沿岸で5~6m、その他で3~4mに達し、北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害が大きく、日本全体で死者・行方不明者142人、家屋全壊2,002棟、半壊1,991棟の被害を出した。

宮城県内では気仙沼市・石巻市・塩竈市・女川町・南三陸町（旧志津川町）が大被害を受け、特に南三陸町（旧志津川町）の被害が甚大であった。松島町内でも床上浸水5戸、床下浸水30戸、道路の被害2ヶ所の被害があった。

このチリ地震津波の特徴は、遠隔地で発生した地震によるものであったために、波長の短い波は太平洋上で消滅し、波長の長いものが日本を襲った。これは波長の短い三陸地震津波（昭和8年）が、小さな湾に大きな被害を与えたのと反対に、今回は大きな湾が全体として影響が大きかった。

宮城県内では、太平洋沿岸の気仙沼市・女川町・石巻市・南三陸町（旧志津川町）・塩竈市などに高さ3m前後の第一波が押し寄せたのは午前4時12分、以後約30分ごとに小波が1~1時間半の周期で押し寄せた。津波警報が出たのは、第一波が襲来したあとだったために、ほとんどの人が着のみ着のまま逃げ出し、被災地は一日中恐怖にさらされた。特に南三陸町（旧志津川町）は死者37人を出し、中心部の400戸が全壊、約1,800戸が床上浸水等の大きな被害を受けた。海岸地方の鉄道は分断され、松島湾-気仙沼湾などのカキ・ノリはほとんど全滅し被害額は10億円を超え、塩竈市では松島湾遊覧船60隻が押し上げられた。

発生日時：1960年（昭和35年）5月23日（津波到達は5月24日未明）

震 央：チリ沖 南緯 38.0° 西経 73.5°
 M : 8.5
 震 度：(日本では無感)

また、平成 22 年 2 月 27 日（日本時間同日午後 3 時 34 分）に発生したチリ中部沿岸地震に伴い、翌 2 月 28 日未明に宮城県沿岸に到達したチリ地震津波について、気象庁は午前 9 時 33 分青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県に大津波警報の発表があり、最も早く津波が到達する時刻について同日午後 1 時 30 分の予想時刻を合わせて発表。宮城県は、特別警戒本部（2 号配備）で対応、本町においても特別警戒 2 号配備並びに午前 10 時 30 分、3 号配備体制に切り替え、町内沿岸各地域に職員を配置し、防災無線と併せて避難指示に関する広報の伝達を実施。

午後 3 時 20 分、10 cm の津波を観測し、午後 6 時には最大 90 cm を観測。

この津波により、沿岸住民 178 人が避難しさらに観光客も含む多くの人が付近の高台に避難し、この津波による人的被害はなかった。

水産施設については、牡蛎の養殖棚や定置網など宮城県全体で 40 億 4,600 万円の水産被害が発生。松島町においても定置網や牡蛎の養殖施設関係など総額で 250 万円にもものぼる大きな被害が発生した。

発生日時：2010 年（平成 22 年）2 月 27 日（津波到達は 2 月 28 日未明）
 震 央：チリ沖 南緯 36.06° 西経 72.36°
 M : 8.6
 震 度：(日本では無感)

エ 宮城県北部連続地震

この地震は平成 15 年 7 月 26 日未明から、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）を中心に震度 6 強、震度 6 弱の強い地震が連続発生し、宮城県北部連続地震と命名された。震源の深さは約 12km であり、1 日に 3 度の前震、本震、余震が生じる希有の地震となった。

この地震は宮城県沖で起こった海洋型地震ではなく、内陸部で生じた直下型地震であった。当初、東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）－石巻市（旧河南町）にまたがる南北約 8km の活断層である旭山撓曲の活動が原因であると考えられていたが、後に石巻湾断層の延長である石巻市（旧河南町）の須江丘陵の下が震源であると推定されている。撓曲とは土砂などが長年堆積したため、断層のズレが地表に高低差として表れた地形のことである。強い地震ほど余震は長引くといわれているが、3 ヶ月を経ても震度 4 の余震が続いた。また、地震前には 5 日間降雨が続き、地盤はかなりゆるんだ状況下での地震であった。

宮城県北部連続地震は、阪神淡路大震災や宮城県沖地震等のような都市圏を直撃したのではなく、一部地方都市は含まれているが、主に農村地帯であった。

松島町においても高城や磯崎の市街地ではなく手樽や竹谷などの農村地帯での被害が甚大であった。

○本 震

発生日時：2003 年（平成 15 年）7 月 26 日 7 時 13 分

松島町地域防災計画 津波災害対策編

震 央：宮城県北部 北緯 38.241° 東経 141.104°

深 度：12km

M : 6.4

最大震度：震度 6 強 東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）、美里町（旧南郷町）

※松島町は震度 4

○前 震

発生日時：2003 年（平成 15 年）7 月 26 日 0 時 13 分

震 央：宮城県北部 北緯 38.258° 東経 141.10°

深 度：12km

M : 5.6

最大震度：震度 6 弱 東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）

※松島町は震度 4

○余 震（最大）

発生日時：2003 年（平成 15 年）7 月 26 日 16 時 56 分

震 央：宮城県北部 北緯 38.298° 東経 141.115°

深 度：12km

M : 5.3

最大震度：震度 6 弱 石巻市（旧河南町）

※松島町は震度 3

いずれも津波の心配はない。

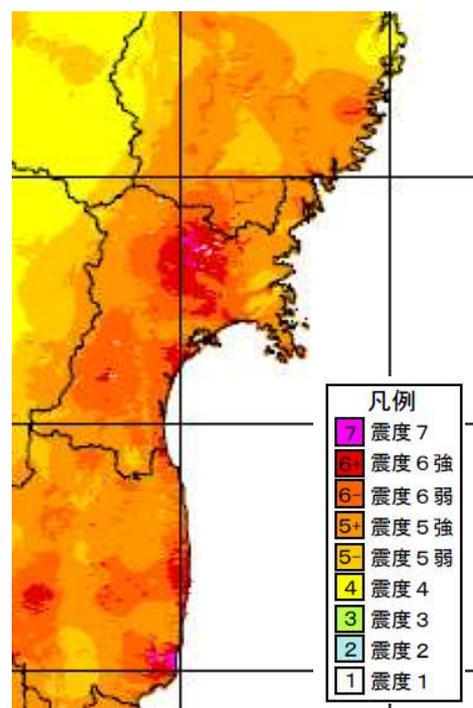
オ 東北地方太平洋沖地震

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分 18.1 秒、三陸沖（北緯 38° 06.2′ 東経 142° 51.6′ 震源の深さ 24 km）でマグニチュード(M)9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱から 1 を観測した。

気象庁はこの地震を「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震となる（災害時地震・津波速報 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震 気象庁による。）。

なお、県内で震度 6 弱以上を観測した地域は次のとおりであり、本町では、震度 6 弱を観測している。

震度	市区町村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、 松島町 、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町



推計震度分布図（気象庁資料）

地震の特徴として次のようなものが挙げられる。

- ・震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。
- ・本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大 25m 以上に達すると推定されている。
- ・東北地方太平洋沖地震により、石巻市牡鹿では上下変動量で約 1.2m 程度沈下し、水平変動量で約 5.3m 程度東南東方向に移動した。
- ・過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から 3 週間後の 4 月 1 日においてマグニチュード 5 以上の余震が 400 回以上発生している。

本震当日、県に宮城県災害対策本部が設置されたほか、政府においても、緊急災害対策本部が設置された。

また、本震当日、県内全市町村で災害救助法の適用を受けたほか、翌日の 3 月 12 日には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、東北地方太平洋沖地震による災害は、「激甚災害」として指定された。

松島町においても、死者 21 人（うち町内 3 人、町外 18 人、関連死 5 人を含む）、重傷者 3 人、軽傷者 34 人の人的被害があったのをはじめ、家屋全壊 221 戸、大規模半壊 362 戸、半壊 1,231 戸、一部損壊 1,561 戸の家屋等被害、床上浸水 192 戸、床下浸水 91 戸、数多くの公共施設やライフライン施設等に甚大な被害を出した。（H27.2.10 現在）

松島町地域防災計画 津波災害対策編

○本 震

発生日時：2011年（平成23年）3月11日14時46分
 震 央：三陸沖東約130km 北緯38.00° 東経143.9°
 深 度：24km
 M : 9.0（観測史上最大）
 最大震度：7（松島町 震度6弱）
 最大波高：石巻市鮎川8.6m以上
 （松島町第1波 高さ3.2m（16：13分到達））
 （松島町第2波 高さ3.8m（16：40分到達））

○余 震（最大）

発生日時：2011年（平成23年）3月11日15時15分
 震 央：茨城県沖
 深 度：43km
 M : 7.6
 最大震度：6強（松島町 震度6弱）

県内被害：人的被害 死者10,530名、行方不明者1,255人、
 負傷者4,145人
 住家被害 家屋全壊(床上浸水含)82,993棟
 半 壊(床上浸水含)155,126棟
 一部損壊224,176棟
 床下浸水7,796棟
 非住家被害 28,164棟

資料：県 東日本大震災被害状況公表資料（H27.2.10現在）

過去における地震津波災害（松島町関係分）

災害日付	災害名	人命被害	災害の状況		被害総額 (千円)
S35.5.24 (1960)	チリ地震津波	なし	床上浸水	5戸	
			床下浸水	30戸	
			道 路	2ヶ所	
S53.6.12 (1978)	宮城県沖地震	死者：3名 負傷：4名	全 壊	8戸	3,086,995
			半 壊	2戸	
			一部破損	225戸	
			避難世帯	15戸	
			崖崩れ	6ヶ所	
H15.7.26 (2003)	宮城県北部連続地震	負傷：6名	全 壊	18戸	
			半 壊	64戸	

災害日付	災害名	人命被害	災害の状況		被害総額 (千円)
			一部破損 避難世帯	197戸 43戸	
H22. 2. 28 (2010)	チリ地震津波	なし	床上浸水 床下浸水 道 路	0戸 0戸 0ヶ所	2,500 水産施設被害
H23. 3. 11 (2011)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	死者：21 名 負傷：37 名	全 壊 大規模半壊 半 壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	221戸 362戸 1,231戸 1,562戸 192戸 91戸	8,771,000 公共施設等被害※

※令和2年2月現在（東北地方太平洋沖地震の被害総額は平成24年1月13日現在）

(3) 人為的災害

人為的災害として第一にあげられるのは火災で、明治32年、明治36年、明治44年に高城字町において大火災が発生している。

最近の年間出火件数は、平均約6件である。

第5節 災害被害想定

本計画の策定にあたっては、風水害や地震災害を含む自然災害等、松島町に発生する災害及び被害を想定し、諸対策を計画する。

地震災害については、宮城県が実施してきた「宮城県地震被害想定調査」を参考に、被害想定を行ってきたが、県が、平成23年度に第四次被害想定調査を実施しているなか、平成23年3月11日に、当初想定した以上の東北地方太平洋沖地震が発生し、また、これによって沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定ができなくなり、これまで本町の被害想定の一助としてきた資料が、中断した状態にある。県は、次期被害想定調査を、被災市町村の復興にむけたまちづくりがある程度進展した段階で実施する方向であり、本町の地震災害の被害想定は、県の動向を踏まえ今後想定していくものとし、ここでは、想定地震についての考え方を整理するものとする。



1. 風水害

本町の北部から東部にかけて流れる吉田川の流域は、かつて品井沼が存在したところであり、さらに鳴瀬川との合流地点でもあることから、台風等の豪雨があると氾濫を起こしてきた。

特に昭和61年8月5日から6日にかけての災害（8・5豪雨）は、吉田川の堤防が決壊したことによる、床上・床下浸水などの家屋被害、田畑冠水などの農業被害、道路冠水、堤防決壊などの土木被害が甚大であった。

また、高城川の河口付近の市街地（高城地区、磯崎地区）から松島地区の海岸にかけては海面とほぼ同じ高さとなっており、過去数回の風水害において、浸水及び高潮の被害を受けてきたところがある。

その他、土砂災害の危険な区域として「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険箇所」、があげられる（詳細は風水害等災害対策編参照）。

2. 地震災害

ここでは、県地域防災計画で示されている想定地震等について記載する（詳細は地震災害対策編参照）。

(1) 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

(2) 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3. 津波災害

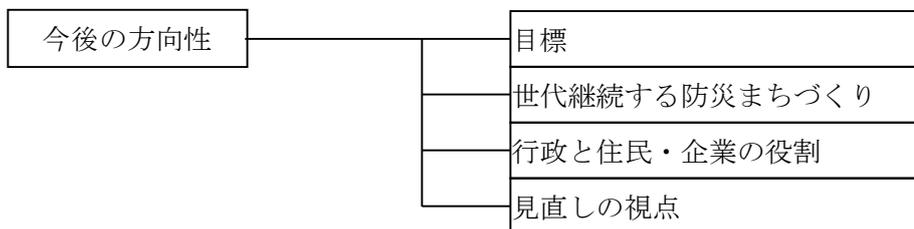
松島町の海岸線は総延長約 20 km に及び集落が多く存在している。海岸線は松島湾に面し、湾内には浦戸諸島が散在し防波堤の役割を果たしているため、他の沿岸市町村よりも津波被害が少ない地域ではあるが、平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震による津波においては、本町においても甚大な被害が発生した。このため、津波災害への対応の想定を見直した（詳細は津波災害対策編参照）。

4. 原子力災害

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km-50 km 圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているものの、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、広範囲にわたり放射性物質が放出し、本町においても、放射線量の測定による安全確認が必要になった。

このため、東北電力株式会社女川原子力発電所において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所と同様の事故が発生した場合における対応を想定するものとする（詳細は原子力災害対策編参照）。

第6節 松島町の防災の方向性



1. 目標

- 世代継続する防災まちづくり→『防災松島人』を育む。
- 『防災松島人』→自分を守り、家族を守り、そして地域を守るために、まつしま防災学を学び自ら防災道徳を発し互いを気遣い助け合う。

2. 世代継続する防災まちづくり

松島町の防災計画の基本は「世代継続する防災まちづくり」であり、その方向性を明確にし、住民及び行政の果たすべき役割等について定める。

大人と子供が一緒になって防災の学習をし、防災精神を高めることを「まつしま防災学」として実践し、年齢の上下を問わず動ける人は動けない人の面倒を見ることを「松島災害道徳の育成」として実践していく。

また、小中学校においては「まつしま防災学」を教育計画に位置付け、防災教育を推進する。

3. 行政と住民・企業の役割

(1) 行政

- ア 住民が必要としている事
- イ 住民だけではできない事
- ウ 民間の協力が得られるような働きかけ

(2) 住民

- ア 住民の安否確認
- イ 初期消火活動や倒壊建物からの救出
- ウ 相互に協力しての指定避難所までの誘導
- エ 地元の専門家（大工や消防団経験者）の住民としての参加協力
- オ 行政への早めの連絡
- カ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持ち出し品の準備等、家庭での備え及び安全対策
- キ 自主防災組織や防災訓練への参加
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承

(3) 企業（事業所等）

- ア 防災体制の整備
- イ 防災教育、防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化
- エ 事業継続計画（BCP）の策定・運用（事業継続力の向上）
- オ 帰宅困難者対策（災害発生時の従業員の事業所内への一時的な留めおき、必要な物資の備蓄等）

4. 見直しの視点

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・町・団体等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

(1) 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策ハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定避難所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

(3) 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

(4) 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(5) 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人一人が防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、国、県及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することとあわせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らがまもる」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

(6) 二次災害の防止

大規模地震の発生時等においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

(7) 迅速かつ適切な災害廃棄物の処理

大規模災害発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

(8) 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

(9) 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

(10) 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

(11) 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(12) 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

(13) 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設

等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報・津波警報・注意報等の情報伝達体制や、地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(14) 原子力災害対策への対応強化

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km-50 km圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているが、東日本大震災で施設が被災したことにより発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質が広範囲に放出され、人々に大きな不安をもたらしたことは記憶に新しい。このため、本町においても、原子力災害に対する事前対策や事故発生時の対策等を新たに地域防災計画に盛り込み、原子力災害対策への備えを強化していく。

第7節 津波対策の基本方針

1. 過去の津波被害と現状

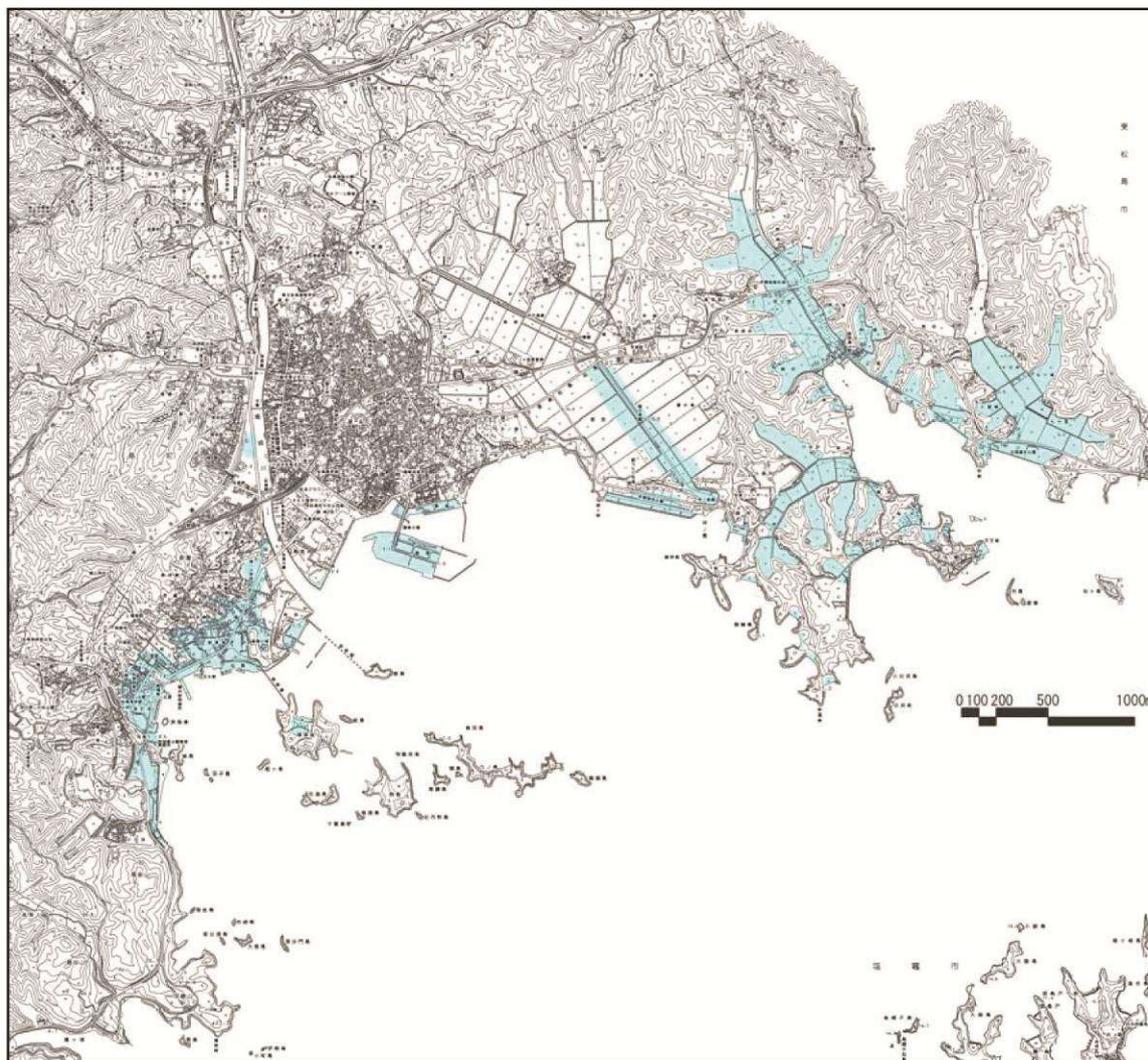
高い確率で予想される「宮城県沖地震」は、揺れとともに津波を発生させる地震と想定されているため、国では「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（日本海溝特措法、平成16年法律第27号）第6条第1項」の規定に基づき県内36全市町村を地震防災対策推進地域として指定している。

宮城県は、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波など津波により大きな被害を経験している。中でも1960年5月22日19時11分（日本時間：昭和35年5月23日4時11分）にチリ沿岸で発生したマグニチュード8.5の巨大地震で発生した大規模な津波は、チリ沿岸にとどまらず、太平洋全域に伝播し三陸沿岸の人命被害も含め塩釜市や松島町にも大きな爪痕を残した。

また、平成23年3月11日に発生した観測史上最大のマグニチュード9.0の東日本大震災では、本町でも最大3.8mの津波を観測しており、沿岸地域では家屋等の浸水被害等が発生し、甚大な被害を受けた。

松島町の海岸線は総延長約20kmに及び、その海岸線の多くに観光名所地や多くの集落が存在していることから、避難における対策の重要性は極めて高く、特に地理的にも土地勘のない観光客に対する避難誘導対策等が極めて重要になってくる。

東日本大震災の津波浸水範囲



2. 津波対策の見直しの視点

本町は、埋め立てや干拓事業により海岸線の地形がかなり変わっておりまた、高潮対策に関する事業により護岸などの変化が大きい町である。

津波は海岸付近の地形の影響を強く受けやすく、特に津波のエネルギーが集中しやすい岬や松島湾のように湾内の奥では津波の高さが高くなりやすく、スマトラで発生した津波のように海岸付近の数倍になることや、東日本大震災クラスの津波の発生も想定される。

実際に、東日本大震災では津波により、町をはじめ東北地方沿岸の市町村は、甚大な被害を受け、津波に係る教訓として、以下のようなものがあげられている。

- 従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上まわり、その外側でも人的被害が発生し、津波想定上の問題があげられた。
- 過去の経験等から、地震直後に避難しない人も多くみられ、住民等の避難意識の問題があげられた。
- 地震による広域的な停電、防災行政無線が聞こえづらかった等により、命に係わる津波避難に関する情報がうまく伝達できなかった等、情報伝達に関する問題があげられた。

- 避難した場所が津波の浸水箇所内にあった、人が多くて収容しきれなかった等、指定避難所に関する問題があげられた。
- 他市町では、自動車による避難により、逃げる途中津波に巻き込まれた等の避難路、避難方法等に関する問題があげられた。

このような教訓等を踏まえ、観光地でもある本町は避難について細心の危機意識をはらい、防災行政無線や潮位観測機器の整備拡充、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難指示（緊急）や避難勧告の発令など、住民並びに観光客が安全に避難できる対策を強化するとともに、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施、ハザードマップや津波避難計画の策定などを含めた津波からの防護並びに避難の確保に関する対策に万全を期す。

また、各地域や自主防災組織がそれぞれ独自に作成する避難路マップ、津波避難計画等の支援を行い、住民参画による津波対策に取り組む。

宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、指定避難所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難指示（緊急）等」という。）の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

(1) 減災に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの津波に対しては、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じる。

そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や津波ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく。

そのため、大津波警報・津波警報・津波注意報の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3. 津波浸水予測

町は、津波浸水予測として、津波シミュレーションを実施している。本計画においては、このシミュレーション結果をもとに、津波災害対策を検討していくこととする。

なお、現在、県では津波シミュレーションを検討していることから、町は、その結果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

(1) 想定される津波の設定と対策の基本的考え方

ア 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

イ 県は、今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する方向であり、本町においてもこの被害想定をもとに被害想定を行うこととする。

ウ 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

エ 地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

(2) 想定される津波の考え方

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

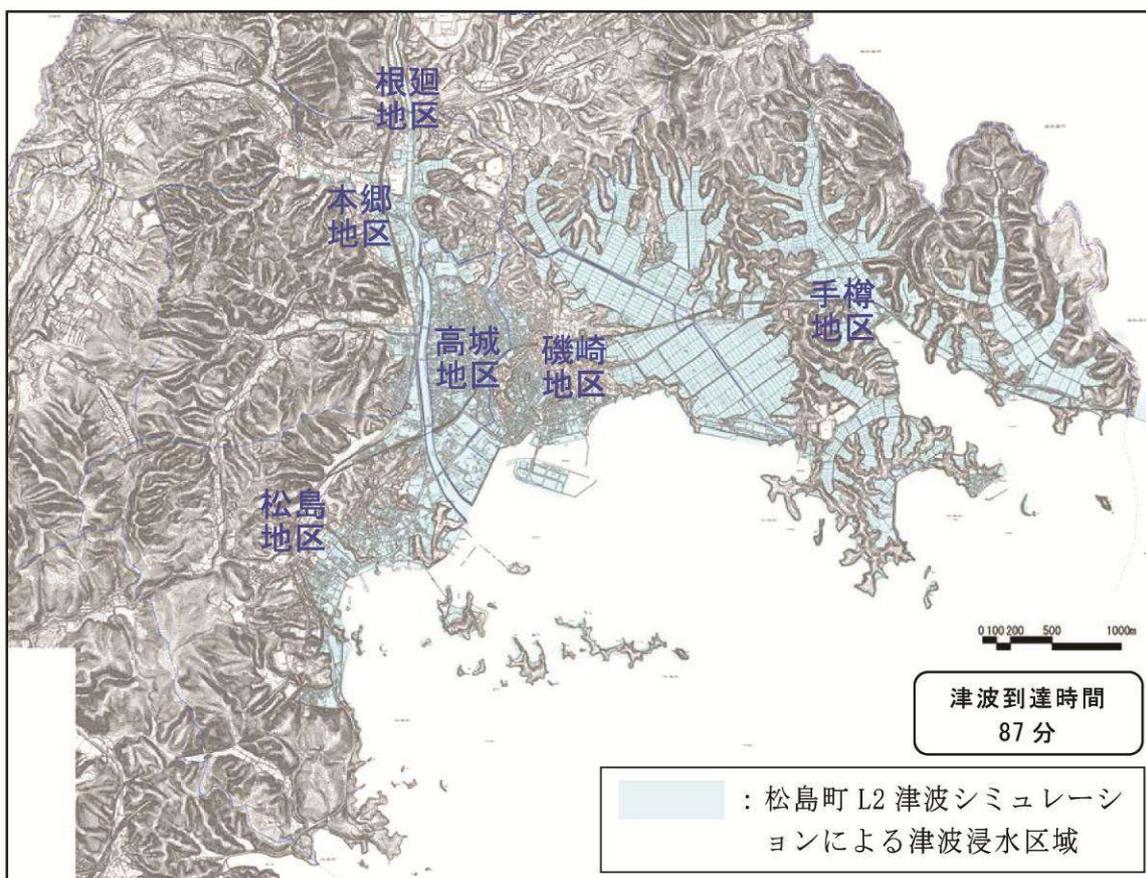
イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

ウ 津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し上記イと同様の津波からの防護を図る。

(3) 津波浸水予測

町で実施した最大クラスの津波シミュレーションの結果は、以下のとおりであり、津波到達時間は87分程度と想定されている。



第2章 災害予防計画

自然災害は、現代の科学技術で阻止することは不可能である。しかしながら、災害発生に際して被害を最小限に止めることは可能であり、このための予防計画の策定・実行は地域防災計画の重要課題である。

予防計画は、松島町の自然環境や産業構造の特徴を考慮しつつ、自然災害による被害を未然に防止・軽減するとともに、応急対策を効率的に実施するための計画を立てる。

本計画においては、「もの」の視点から「災害に強いまちづくり」、「ひと」の視点から「災害に強いひとづくり」、そして「もの」と「ひと」を繋ぐ「災害に強い組織づくり」に分け、被害の軽減や災害への備えの充実を図る。

【災害に強いまちづくり】

災害に対して柔軟に対応でき、住民が安心して生活できる次のような機能を持つ「まち」を目標とする。

- ・ 被害が発生しにくいまち
- ・ 被害が拡大しにくいまち
- ・ 安全が確保できるまち
- ・ 災害対策・災害復旧がスムーズに行えるまち

第1節 津波対策予防計画

津波から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる世代継続する防災まちづくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて実施する。

想定される津波に対する予防対策の考え方は以下のとおりとするが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

想定される津波	予防対策の考え方
<p>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</p> <p>(東北地方太平洋沖地震津波)</p>	<p>あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p>
<p>最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波</p> <p>(宮城県沖地震、昭和三陸地震津波)</p>	<p>人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。</p>
<p>津波地震や遠地津波等</p> <p>(明治三陸地震津波、チリ地震津波)</p>	<p>必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備、及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。</p> <p>本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。</p>

1. 津波に強いまちの形成

(1) 津波浸水想定周知徹底

想定されている浸水区域について、住民等に公表し、周知徹底を図る。特に、要配慮者や観光客等に対する周知には留意する。

また、必要に応じ、津波浸水想定を見直すものとする。

(2) 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

(3) 計画相互の有機的な連携

町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

(4) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

ア 津波災害警戒区域に関する対応

町は、県から津波災害警戒区域の指定を受けた場合には、以下の対応を行う。

(ア) 地域防災計画での考慮

町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下空間等又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(イ) 要配慮者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(ウ) 住民への周知徹底

町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(エ) 施設所有者又は管理者の取組支援

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(オ) 津波による危険の著しい区域への対応

町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

イ 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

町は、海岸保全施設等、海岸防災林や指定避難所の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

2. 海岸保全施設等の整備

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を海岸堤防の計画堤防高とする。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

(1) 海岸保全施設等の整備

ア 事業の促進

町は、海岸管理者と積極的に協議等を行い、海岸管理者が実施する海岸堤防(防波堤)、防潮水門等の海岸保全施設の整備を促進するものとする。その際には、以下の事項に十分配慮する。

(ア) 緊急性の高い地域等への優先的な整備

(イ) 地震発生後の防御機能維持のための施設の耐震性の確保

(ウ) 海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置の検討

(エ)避難口を設置する場合は、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、また、防潮堤の高さ等、地域毎の状況への配慮

イ 陸閘等の整備促進及び適正な維持管理

町は、町の管理・操作に関する地域の協力体制について海岸管理者と積極的に協議等を行い、海岸管理者に対し、水門や陸閘の自動化・遠隔化など管理の高度化等を要望していく。

(ア)消防団によって月1回行われている陸閘門の点検を継続し、開閉の不具合等の確認を徹底する。

(イ)町においては、東日本大震災による地盤沈下の影響もあり、高潮による浸水被害が多いことから、利用しない時間は基本的に陸閘門を閉鎖している。町は、陸閘門を利用する者に対し、陸閘が津波の浸水口とならないよう、利用後は閉鎖を徹底するよう周知徹底を図る。

(2) 河川管理施設の整備

町は、河川管理者と積極的に協議等を行い、河川管理者が実施する以下の事項を促進していくものとする。

ア 地震発生後の防御機能維持のための河川管理施設の耐震診断及び補強による耐震性の確保

イ 河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さの確保

ウ 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保等、機能改善に向けた整備

(3) 港湾・漁港等の施設の耐震化

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(4) 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

(5) 農業用施設等における地震・津波対策

町は、必要に応じ県と協議等を行い、県が実施する農業用施設等における地震・津波対策（堤防整備、灌漑排水のための用水確保・排水機能の強化）の活用を図る。

(6) 海岸防災林及び治山施設の整備

町は、必要に応じ県と協議等を行い、津波による物的被害の軽減のために、構造物による対策に加え、防潮林（潮害防備保安林）による対策を検討する。

成長した防潮林は、海岸景観を形成するとともに、津波対策に加え、潮風・潮水による塩害防止、飛砂防止などが期待される。

県及び東北森林管理局は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林及び海岸防災林の機能を補完するための治山施設(防潮護岸工等)の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

3. 都市防災対策

(1) 津波避難を考慮した都市施設の整備

ア 津波避難施設等の整備

町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

イ 特に配慮を要する施設の立地誘導

町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

(2) 臨海部の津波対策

町及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部の工場、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

また、津波威力の軽減・漂流物の捕捉を図るため、臨海部における都市公園の整備を推進する。

4. 建築物等の安全化対策

津波に強いまちづくりを進めるために、第4節の「建築物等の予防対策」とあわせ、公共建築物、一般建築物の耐浪性の確保等に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

(1) 公共建築物の耐浪性の確保等

町、県、施設管理者は、沿岸域の公共建築物の耐浪性の確保に努める。

特に配慮を要する施設については、浸水性の低い場所への誘導を図ることとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

(2) 一般建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の耐浪性の確保に努める。

(3) 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

町及び県は、津波災害特別警戒区域の指定があったときは、区域内において津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

5. ライフライン施設等の津波対策

ライフライン施設管理者等は、津波による被害軽減のため、各施設等の耐震化とあわせ耐浪性の確保に努める。

特に、災害時発生時に重要となる基幹施設や指定避難所、医療機関等の施設については、優先的な整備に配慮する。

6. 津波対策の教育・啓発

住民等に対する津波対策に係る教育・啓発については、特に以下の事項に留意する。

(1) 津波ハザードマップ等の活用

ア 各種防災関連データの発信

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

イ リスクコミュニケーションの実施

町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、津波ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた住民等が主体による危機意識の共有（リスクコミュニケーション）に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(2) 普及・啓発の実施

ア 津波の危険性の周知

町は、県及防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらの危険性を周知する。

イ 住民等への啓発事項

(ア)津波発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動

(イ)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ)地震・津波に関する一般的な知識

(エ)災害危険性に関する情報

- ① 各地域における避難対象地区
- ② 孤立する可能性のある地域内集落 など

(オ)避難行動に関する知識

- ① 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
- ② 強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ③ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ④ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること
- ⑤ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
- ⑥ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ⑦ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ⑧ 津波が河川を遡上すること
- ⑨ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない
- ⑩ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
- ⑪ 各地域における避難地及び避難路に関する知識 など

(カ)津波の特性に関する情報

- ① 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ② 第一波が最大とは限らないこと
- ③ 津波は繰り返し襲ってくること
- ④ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など

(キ)津波に関する想定・予測の不確実性

- ① 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ② 地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること
- ③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ④ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
- ⑤ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など
- ⑥ 大津波警報や津波警報は、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大

地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること

(3) 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

ア 海岸等利用者に対しては、関係事業者に対する防災訓練への積極的な参加促進、防災に関する講演会の開催、各種講習会・行事等を活用した防災関係資料の配布等により、津波災害に関する知識の普及を図る。

イ 船舶への防災知識の普及

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

(ア) 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。そのためには、常時、情報収集のための手段を確保すること。

(イ) 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

(ウ) 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

(4) 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

ア 津波ハザードマップの整備

(ア) 津波ハザードマップの作成・周知

町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4 国土交通省)を参考に作成する。

(イ) 津波ハザードマップの有効活用

町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

イ 日常生活の中での情報揭示

(ア) 円滑な避難を支援するための情報揭示

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよ

うな取組を行う。

(4) 浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

ウ 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

(5) ドライバーへの啓発

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。

(6) 学校等教育機関における防災教育

ア 町は、津波に対する知識と備えを身につけるため、教育委員会と共同で「まっしま防災学」を通して小学校、中学校を対象とした防災学習等を実施する。

イ 町及び教育委員会は、生涯学習事業において防災関係の事項を取り上げるなど、防災関連の講座等を実施し、防災上必要な知識の普及に努める。

(7) 防災指導員の養成

町は、県等が実施する講習会等を活用し、消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

その際には、地域の防災力向上のため、女性の参画を積極的に促す。

7. 津波に対する防災訓練の実施

津波に対する防災訓練を実施する上では、特に以下の事項に留意する。

(1) 町の防災訓練

ア 円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、町では年1回以上の津波避難訓練等を含めた防災訓練を実施する。

イ 避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間ほか、時間帯（夜間等）、季節、津波規模等、多様な条件における津波発生を想定し、津波到達時間を踏まえた訓練を設定

- する。また、参加者には津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。
- ウ 自衛隊、海上保安庁等防災関係機関等の協力を得ながら実施する。
 - エ 自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、多様かつ多数の住民が参加し、地域において要配慮者、観光客等を支援する体制が整備されるよう努める。
 - オ 大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(2) 学校等の防災訓練

- ア 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- イ 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- ウ 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- エ 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- オ 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して指定避難所運営訓練を実施する。

(3) 事業所等の防災訓練

- ア 津波によって浸水が予想される地域に所在する事業所等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- イ 津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際、事業所等が指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- ウ 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(4) 訓練及び普及内容

町、県及び防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて津波災害に関する知識等の普及を図る。

- ア 考えられる訓練内容

(ア) 津波警報等、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

(イ) 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

(ウ) 津波防災施設操作訓練

「誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。」「津波予想到達時間内に操作完了が可能か。」「地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。」などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。

(エ) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等についての訓練項目について考慮する。

イ 訓練等を通じた一般住民に対する防災知識等の普及

(ア) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

(イ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送、インターネット等を通じて入手する。

(ウ) 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。

(エ) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

(オ) 津波注意報でも釣りや海岸付近での観光・レクリエーション等は危険なので行わない。

(カ) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

ウ 訓練等を通じた船舶に対する防災知識の普及

(ア) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。

(イ) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。

- ① 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
- ② 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ③ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、増し舫いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
- ④ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

8. 津波調査研究等の推進

(1) 調査関係機関等との連携

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部、県、大学等の研究機関などで行われてきているが、町は、これらの研究等を活用し、津波防災力の向上を図る。

(2) 津波監視システムの整備

町は、県等と連携し、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

(3) 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は町に報告するよう努める。町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

9. 津波監視体制、伝達体制の整備

津波発生の際に速やかに警戒体制がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

(1) 津波監視体制の整備

ア 津波観測機器の維持・整備

町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

イ 観測情報共有化

町、県及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

(2) 避難指示(緊急)等伝達体制の整備

ア 避難指示(緊急)等の発令基準の設定

町は、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、沿岸町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

イ 伝達体制の整備

町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(3) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア 多様な情報伝達手段の確保

町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

イ 確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの大津波警報・津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を整備すると共に、同報無線との自動起動及び防災無線放送の聞こえづらい地区においても防災ラジオ等の整備について検討する。

ウ 自動車運転者対策

町は、走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

エ 海域海岸利用者対策

町は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。その際、他地域の状況を踏まえつつ、可能な限り統一的な手法が用いられるよう考慮する。

オ 要配慮者対策

町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

(4) 伝達内容の検討

町は、大津波警報、津波警報、避難指示(緊急)等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示(緊急)等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を

強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(5) 多様な条件下の考慮

町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(6) 津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示(緊急)等の発表・発令・伝達体制を整える。

10. 津波による出火防止、火災予防の徹底

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、町、県、防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

(1) 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や危険物等施設の爆発等からそれらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

町は県と連携し、石油貯蔵施設や危険物等施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導に努める。

(2) 津波による被害発生時への備え

危険物等施設管理者は、事業所内の施設が津波により破損、流出し、危険物が漏洩した場合等の被害を想定し、町等への情報提供が円滑にできるよう体制の整備に努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも危険物等を安全な状態にすること、配管等が損傷しても危険物の大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

11. 避難対策

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並

びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民等が円滑に避難できるように、避難対策を強化する。

(1) 徒歩避難の原則の周知

ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

イ 自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、自動車で避難する地区や自動車利用を想定する者の確認を行い、地域全体での合意形成を図る。

(2) 津波災害の指定緊急避難場所の指定基準等

津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

ア 指定緊急避難場所の指定基準

- (ア) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること（管理条件）。
- (イ) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

上記基準のほか、次の条件に留意する。

- (ア) 避難行動要支援者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (イ) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- (ウ) 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (エ) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- (オ) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

- (カ) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- (キ) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- (ク) 指定避難場所及びその周辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- (ケ) 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

※資料5-1 指定避難所等一覧

(3) 道路盛土等の活用

町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(4) 津波避難ビル等の確保

ア 津波避難ビル等の指定

町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

イ 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。なお、次の条件以外にも想定浸水深さに相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

(ア) 津波に対して安全な構造であること。

(イ) 建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること。

(ウ) 基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。

(エ) 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する）。

(オ) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

ウ 津波避難ビル等の充足状況の確認

町は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

エ 津波災害警戒区域内等での留意事項

町は、津波災害警戒区域内等において、基準水位以上の場所に避難場所が配置され、

安全な構造である民間等の建築物を、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(5) 避難路の確保

町は、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。なお、次の条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

- ア 十分な幅員があること。
- イ 万々に備えた複数路の確保。
- ウ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- エ 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- オ 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- カ 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- キ 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

(6) 津波避難の迅速化に考慮した避難路等の整備

町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

(7) 避難誘導體制の整備

ア 行動ルールの策定

町は、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

イ 情報入手手段・装備の確保

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(8) 消防機関等の対応

ア 消防機関及び消防団の対策

町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 津波からの避難誘導
- (ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (エ) 救助・救急
- (オ) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

イ 消防職員の安全確保対策

町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

ウ 消防団員の安全確保対策

町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (ア) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (イ) 指揮者のもと、複数人で活動すること
- (ウ) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (エ) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

(9) 教育機関に係る避難環境の整備

町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

(10) 津波避難計画の作成

ア 津波避難計画の策定及び周知徹底

町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・指定避難所、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示(緊急)等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。住民等への周知内容は、主に以下のとおりとする。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難指示(緊急)を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (ウ) 津波情報の収集・伝達の方法
- (エ) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (オ) 指定避難所の名称、所在地、収容人員
- (カ) 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

イ 地域ごとの避難計画の策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

ウ 地域防災力の向上

町は、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

エ 避難行動要支援者への配慮

町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

12. 避難受入れ対策

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(1) 津波災害の指定避難所の指定基準等

津波を対象とする指定避難所の指定基準は次のとおりとする。

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること（規模条件）。
- イ 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること（構造条件）。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）。

※資料 5-1 指定避難所等一覧

(2) 津波の被害のおそれのある場所での施設・設備の整備

町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難所に指定する場合は、

建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

13. 海に流出した災害廃棄物処理体制の構築

町は、県、海岸管理者等の関係機関と連携し、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上、漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ、連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

14. 観光客等に対する留意点

(1) 観光客、釣客等避難対策

町は、観光客は地理的情報が少ないことが想定されることから、観光協会や旅館組合等関係団体等観光に関わる全ての団体が行政等と共同し、観光客、釣客等に対し付近の高台又は海上等から一時避難するよう避難誘導、呼びかけ等を行うための体制を整備する。

(2) 観光客等の指定避難所対策

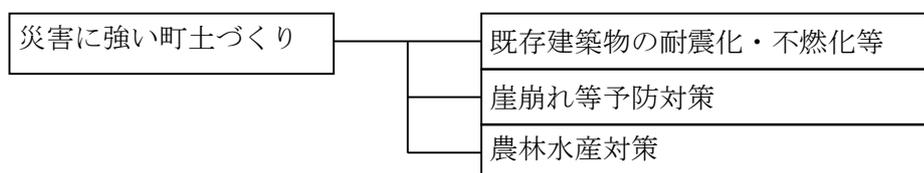
町が継承する「世代継続する地震に強いまちづくり」に定める地震に強い観光地づくりに掲げる、3つのサービス

- ・安心して宿泊できる
- ・安心して観光できる
- ・安心して帰宅できる

を推進するため、町内の旅館ホテルを活用した指定避難所として協力をもとめ、陸路が使用できない場合には遊覧船組合間との支援協定に基づく遊覧船等による海上輸送により、観光客が無事に帰宅できる方策を様々な角度から検討する。

第2節 災害に強い町土づくり

町は、津波等の災害が発生したときの被害を最小限に止めるため、町及び地域住民の防災力を向上させ、建物の倒壊や火災による災害等が発生しにくい町土づくりの推進に努める。



1. 災害に強い都市構造の形成

町及び国、県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

また、災害に強い都市構造形成にあたり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の耐震性を確保する。その場合の構造物・施設等の耐震設計の方法は以下を基本とする。なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含むものとする。

- (1) 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

2. 既存建築物の耐震化・不燃化等

(1) 既存建築物の耐震化

町は、耐震関係規定に係る既存建築物（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、既存建築物耐震改修を促進するとともに「建築物の耐震改修の

促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し下記の施策を実施し、耐震診断、耐震改修工事の普及、啓発を行う。

- ア 所有者等に対する普及・啓発
- イ 相談窓口の開設
- ウ 耐震診断技術者、応急危険度判定士の要請
- エ 耐震診断を行うべき建築物の選定及び診断・改修状況の把握

(2) 建築物及び都市の不燃化促進

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

3. 農林水産対策

大規模災害により、農業生産基盤、養殖施設などへの施設被害、これら経営に不可欠な飼料・資機材等の不入荷による被害、停電がもたらす農産施設の被害といった間接被害が予想されることから、被害を最小限に抑えるため、県、各関係機関と相互連携を保ちながら的確な対応、対策を講じる。

また、水産施設についても養殖施設のほか水産の拠点施設である建築物被害が予想されることから、施設並びに施設内部の耐震性も含めた改善、改修等に関する計画を作成し、直接被害のみならず間接被害についても予防対策を図る。

(1) 集落の安全確保

町は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、県と連携し整備を推進する。

(2) 農林水産業予防対策

町は、県や農業団体等と連携し、病虫害防除対策、防災営農技術等の普及、営農用資機材の確保等を図り、災害の未然防止に努める。

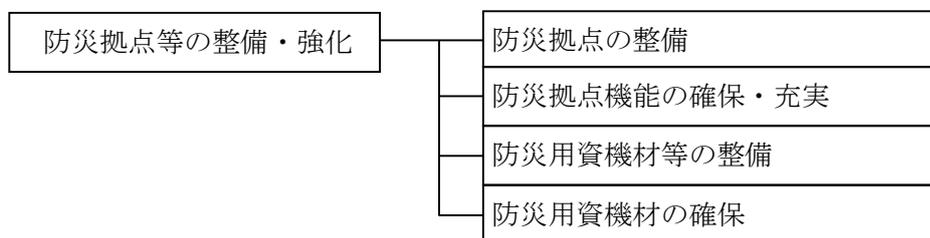
第3節 防災拠点等の整備・強化

町は、災害時の防災対策を進める上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るとともに、それと関連し、災害時に必要となる防災物資・資機材等についても整備・拡充を図る。

各地区の集会場等は、地域における指定避難所や救急・救護活動の拠点になるため、耐震化を進めるとともに、その機能を果たすために必要となる設備等の整備を進める。

○地区防災拠点の整備

- ・ 防災倉庫の設置及び応急対策用資機材の備蓄整備
- ・ 防災拠点として必要な物資の備蓄の充実
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 住環境整備



1. 防災拠点の整備

- (1) 町は、災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、各行政区の集会所等を防災拠点として機能を持たせるために、耐震耐火性の促進を図る。
- (2) 町は、大規模災害発生時に役場庁舎が被災したときの代替施設の整備を図る。
- (3) 町は県等と連携し、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を検討する。

2. 防災拠点機能の確保・充実

- (1) 町は、町の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備の整備を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- (2) 町は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図り、常用時から、点検及び訓練等を行う。
- (3) 町は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替施設におけるバックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、防

災行政無線情報発信機器の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- (4) 町は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- (5) 町は、県や防災関係機関等の相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

3. 防災用資機材等の整備

- (1) 応急活動用資機材の整備充実

町は、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備拡充に努める。

- (2) 水防用資機材

町は、水防用資機材及び二次災害防止に資する資機材の整備充実を図る。

- (3) 防災関係機関等との連携

町は、防災関係機関等が保持している防災用資機材について、災害時に速やかに調達・活用できるよう連携体制の強化に努める。

- (4) 年次計画により整備する防災用資機材は、以下のとおりである。

- ア 情報収集・伝達（トランシーバ、IP無線、サイレン付き拡声器等）
- イ 救出・救護物資（発電機、二つ折式担架、毛布、タオル等）
- ウ 避難用具（間仕切りパーティション、簡易ベッド、組立式簡易トイレ等）
- エ 給水用具（背負式給水袋等）
- オ その他（飲料水、非常食、燃料用携行缶、コードリール、消毒液等）

- (5) 避難所における備蓄品の整備

町は、年次計画により整備した備蓄品については、可能な限り平常時より避難所内へ配備するとともに備蓄品のリストを表示し、災害時における職員の負担軽減や自主防災組織等との情報共有により避難所運営の効率化に努める。

4. 防災用資機材の確保

- (1) 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(2) 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

(3) 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

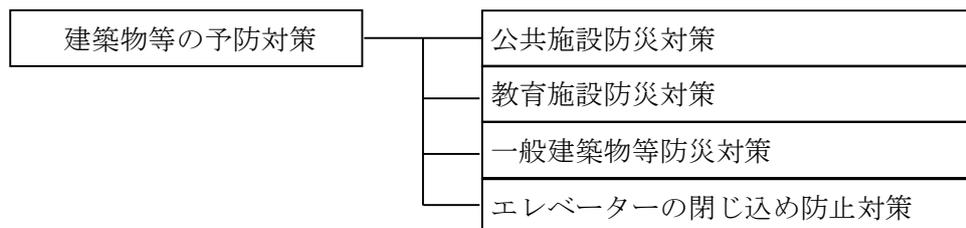
(4) 救助用重機の確保対策

地震等の災害において建物等が倒壊した場合などは、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、町は、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第4節 建築物等の予防対策

町は、災害、特に地震による建築物等の被害を軽減するため、町施設・防災関係機関・医療機関など公共公益性の高い建築物の耐震化及び不燃化等必要な事業を推進するとともに、民間建築物所有者に対し、「耐震診断の必要性」や「耐火建築物の必要性のPR」「簡易診断パンフレットの配布」等建築物の安全確保の重要性を周知し、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

また、「世代継続する地震に強いまちづくり」事業を活用した木造住宅の耐震化促進を進めるとともに、災害時の拠点となるべき公共施設や指定避難所の定期的な点検を行う。



1. 公共施設防災対策

(1) 大規模な地震、災害等の発生時の応急対策等の拠点となる重要な建築物として次のものが挙げられる。

- ア 防災拠点施設 (町役場など)
- イ 指定避難施設 (各集会所、体育館など)
- ウ 緊急医療施設 (松島病院など)
- エ 社会福祉施設 (松島町保健福祉センターなど)

(2) 耐震性、不燃性、耐浪性の確保

町、国、県及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保、耐浪性の確保に努める。

防災上重要な建築物のなかでも耐震補強工事が未整備の建築物は、数値目標を設置するなど、耐震性の向上を図る。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2. 教育施設の防災対策

町は、災害時における児童・生徒・教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 校舎等の耐震化

校舎等の耐震化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備に

努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止についてその安全性を強化するとともに、災害時において、避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

3. 一般建築物等対策

(1) 老朽化した既存建築物に対する改修啓発及び耐震化の促進

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物、特に昭和56年以前に建設された現行の耐震基準を満たさない建物については、耐震性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、ゆれやすさマップ（震度分布図）の更新等により、老朽化した建築物の改修等の必要性についての啓発を行うとともに、住宅・建築物の耐震診断や改修工事の実施等により、建築物の耐震化の促進を図る。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

町及び県は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

(3) 居住空間外の安全確保対策

ブロック塀、石塀の安全点検を重点的に実施し、耐震補強方法を指導し安全管理の徹底を図る。自動販売機に関しても転倒対策等の措置について指導を行う。また、地震による看板の落下による危険度が高いので、設置等に関して十分な安全対策を講ずるよう設置者に周知する。

(4) 居住空間内の安全確保対策

地震発生による二次災害を防止するため、家屋内の家具転倒防止、ガラス被災防止、照明器具の落下防止等の必要性について地域住民に周知徹底を図るとともに、家具の適切な固定を促す等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

(5) 宅地災害の防止を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所のパトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのあるがけ地近接等危険住宅の住民に対し擁壁の改善、移転指導等を行い、宅地保全も含めた宅地の災害防止を図る。また、必要に応じ、危険住宅を安全な場所に移

転することにより災害を未然に防止する。

4. エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターの設置されている建築物の施設管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

5. 文化財の防災対策

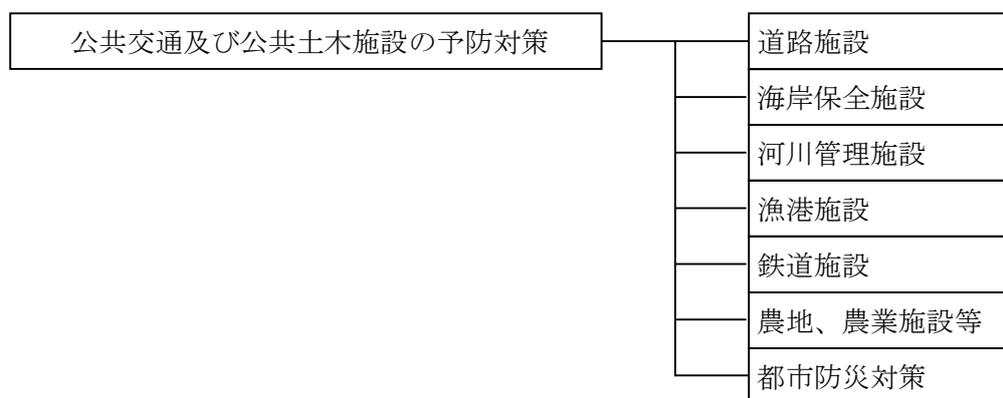
町は、国及び県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

第5節 公共交通及び公共土木施設の予防対策

公共交通及び公共土木施設が災害により被害を受けた場合、災害直後の避難行動や消防活動、医療活動等に非常に大きな影響を及ぼす。このような被害を少しでも軽減するため道路や河川、港湾施設の安全性を確保するよう図る。

道路施設については、災害発生時の緊急輸送道路ネットワークの強化や災害発生時の迂回路の確保を図り、地域住民の円滑な避難と安全を確保するために避難路となる生活道路の整備に努める。

漁港施設については、陸上交通が遮断された場合の補完機能としての役割を果たせるようにする。



1. 道路施設

道路管理者は、災害直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路等の緊急性が高い路線から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

ア 耐震性の強化

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時には緊急輸送路、避難路等の役割を果たすほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。

道路法面の崩壊、路面の損壊等の被害が想定される箇所については、防災工事等を実施するとともに、橋梁の改修や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

イ 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れ等による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、災害による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

ウ 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート of 早期確保を図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化によるネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステムの構築、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、歩道拡幅や無電柱化等の促進を図る。

エ 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県との情報の共有化を図る。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋等については、橋梁補強工事等の実施により耐震性を高める。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路附属施設

ア 災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

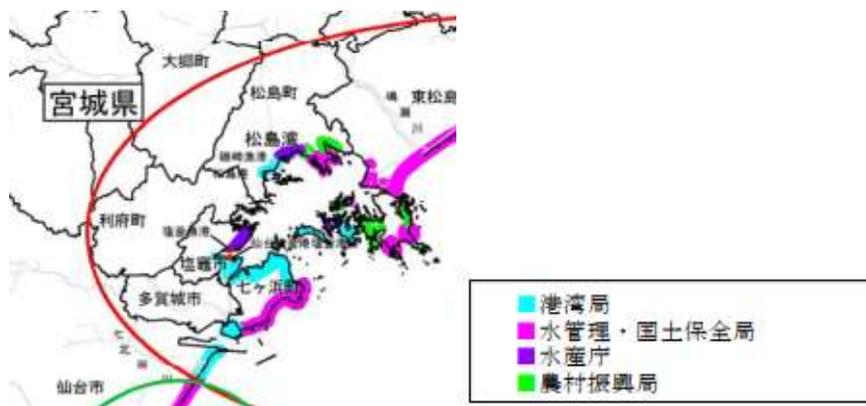
イ 避難誘導標識の整備

町は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

2. 海岸保全施設

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、海岸線も出入が激しい湾地形となっている。海岸線の延長は20kmにも及び、特に松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。

松島町の海岸は、港湾局、水管理・国土保全局、水産庁、農村振興局の管理する海岸が入り組んでいる状況であり、各管理者が連携を図りながら適切な措置を講じ、海岸の維持管理に万全を期していく必要がある。



「仙台湾沿岸 海岸保全基本計画（改訂版）」平成28年3月、宮城県・福島県 より
※ 資料3－海岸保全区域

(1) 海岸保全事業の推進

海岸管理者は、耐震点検等を実施し、改修等が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

(2) 海岸保全区域の指定等

県は、津波の被害から海岸又は海岸保全施設を防護するときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削等を制限又は禁止する等の措置を講じ海岸の維持管理に万全を期す。

3. 河川管理施設

(1) 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

(2) 維持管理の実施等

河川管理者は、災害を防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大及び二次災害の拡大を防ぐため、河川施設の日常における維持管理と機能の点検等に努める。

(3) 計画的な耐震対策の推進

河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

(4) 応急復旧・水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

(5) 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、指定避難所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

4. 漁港施設

漁港施設管理者は、災害に関する危険区域の周知や災害防止のため、迅速な情報の収集及び伝達施設の整備を推進するとともに、主要施設については、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、災害発生直後の防御機能維持のため耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行う等、総合的に整備を図る。

また、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策と県や国と協議しながら推進する。

5. 鉄道施設

(1) 耐震性の強化

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化を図る。

(2) 異常事態発生時の対策検討

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

(3) 線路巡回計画の策定

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害発生後の線路巡回計画を定める。

(4) 線路に近接する施設の対策

東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(5) 復旧体制の整備

なお、災害発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

ア 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資材・機器の手配

ウ 防災意識の普及・向上

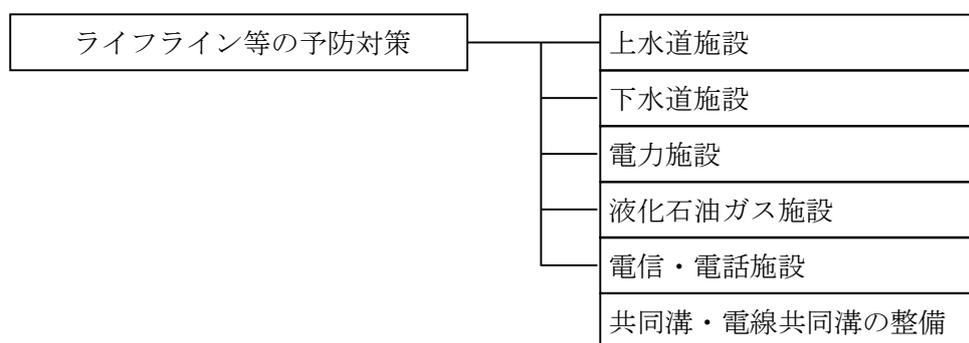
6. 農地、農業施設等

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第6節 ライフライン等の予防対策

災害による被害が、上・下水道や電力、ガス、石油・石油ガス、電信電話施設などのライフラインにまで及んだ場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生還環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、町及びライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模災害の被害軽減のための諸施策を実施するものとする。また、町は、各ライフライン関係機関の講ずる措置に必要な応じて協力するものとする。



1. 上水道施設

(1) 耐震性の強化

ア 水道事業管理者である町長は、災害時の断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本に、老朽化した上水道施設及び配水施設等の耐震診断を行い、その結果に基づき耐震整備や液状化対策について優先順位を定め、計画的に行う。なお、送水管や主要配水管、配水池から指定避難所、医療機関等の重要施設に至る配水管など、災害対策上重要な水道管については、耐震性の高い工法や管材料を採用し整備する。

イ 水道事業管理者である町長は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。

ウ 水道事業管理者である町長は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

エ 水道事業管理者である町長は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

オ 水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

カ 水道事業者等は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

(2) ライフライン復旧のための非常時活動体制強化

大規模災害の教訓を踏まえ、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を行わなければならない。そのため、迅速な非常時活動体制を確立するため、町は二次災害防止とライフラインの確保及び迅速かつ適切な復旧作業を行えるよう県の行動計画と整合を図った行動計画及びマニュアルを作成し活動体制の強化を図る。

(3) 復旧用資機材等の確保

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な整備充実に努める。

(4) 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図の整備を図り、施設の現況把握に努める。

(5) 危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、施設の現況を把握するとともに災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の組織体制の確立を図る。

(6) 重要施設の予防対策

二子屋浄水場及び左坂配水池は、災害時に重要な役割を担う施設であるため、常時点検を行うとともに、災害時に確実に機能するよう整備する。

2. 下水道施設

(1) 耐震性の強化

町は、処理施設・ポンプ施設・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう、下水道施設の改良更新に当たっては、耐震性の向上や液状化対策を計画的に行う。また、北部地区など公共下水道等の計画対象区域外に当たる3日については、合併処理浄化槽の整備を推進し、充実に努める。

(2) ライフライン復旧のための非常時活動体制マニュアルの作成

大規模災害の教訓を踏まえ迅速な非常時活動体制を確立し、二次災害防止とライフラインの確保及び迅速かつ適切な復旧作業を行えるよう被害予測を踏まえた活動体制のマニュアルを作成する。また、災害対策資材の確保及び道路管理者（国、県、町、個人）との間の復旧工事の調整方法や連絡体制を明記する。

(3) 下水道施設計画

町は、雨水管渠、内水排除施設等の早急な整備に努め、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

(4) 下水道施設維持管理

下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3. 電力施設

東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターは、設備の重要度、その地域の予想される地震動・津波浸水想定等を勘案し、災害発生時に被害を最小限に食い止めるために次の方策を講じる。

(1) 送配電設備

- ア 地中設備に係る沈下発生箇所の調査と改修の促進。
- イ 橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用、検討。
- ウ 鉄塔の巡視・点検の実施。
- エ 配電線の地中化に関する総合的な都市整備を強調した計画的整備の実施。
- オ 沿岸部の送配電設備に対する耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉機器の使用及び必要に応じたがいしの洗浄。
- カ 土砂災害等が発生するおそれのある箇所の架空送電線路のルート変更及び擁壁強化等の実施。
- キ 地中送電線のケーブルヘッドの位置の適正化等による防災対策。
- ク 必要に応じ鉄塔の耐雪設計及び電線の難着雪化対策の実施。
- ケ 建築基準法、電気設備に関する技術基準等の関係法令や社内設計基準・指針に基づく設計。

(2) 変電設備

- ア 技術基準に基づく主要機器の効果的な耐震構造化。
- イ 建築基準法に基づく構造物の耐震設計の採用及び液状化対策。
- ウ 必要に応じ機器に対する防雪カバーの取付け、活線がいし洗浄装置の設置等の実施。
- エ 浸・冠水等のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクトの密閉化又は屋内機器の嵩上げを実施。
- オ 塩害の著しい地域の変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを実施。

(3) 通信設備

- ア 主要通信系統の2ルート化

- イ 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保
- ウ 通信用電源の確保
- エ 通信衛星システムの配備
- オ 移動無線応援体制の整備
- カ 通信設備を構成する通信機器及び施設は、電力保安通信規定（J E A C 6110-2013）に示す耐震設計・対策を考慮する。

(4) 電力供給体制及び広報の実施

電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(5) 復旧迅速化のための連携強化

協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

4. 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「L P ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、被災した家屋等においても、液化石油ガス設備による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して安全対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(2) (一社)宮城県L P ガス協会は、日頃から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、L P ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

(3) ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

5. 電信・電話施設

(1) 設備の災害予防

東日本電信電話(株)宮城事業部は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

- ア 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模な災害に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

イ 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

ウ 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

(2) 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

(3) 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

(4) 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

6. 共同溝・電線共同溝の整備

東北地方整備局、町及び県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

第7節 危険物施設等の予防対策

災害時において、石油類、ガスなどの危険物等の取扱施設で火災が発生した場合、消火活動が困難なことや他の施設とあいまって大規模な災害に結びつく可能性が高い。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、町は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、危険物等の取扱施設の実態把握に努めるとともに、震災等による二次災害の防止と安全確保のため、危険物等の取扱施設設備に対する安全指導を徹底する。また、家庭にあるホームタンクなどは、宮城県北部連続地震の際にも数多く転倒したという事例もあるので、転倒に伴う引火や河川への流入による汚染などを防ぐため、補強方法など適切な指導を行う。



1. 現況

域内の危険物施設等は、資料編「資料 7-4 危険物施設一覧」のとおりである。

2. 危険物施設

(1) 事業所の予防措置

施設管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため次に掲げる体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置業務分担）
- イ 耐震性の強化
- ウ 保安検査、定期点検要領
- エ 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- オ 防災教育の徹底・防災訓練の実施
- カ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領

(ア) 緊急停止措置の検討

- (イ) 応急措置又は代替措置による速やかな機能回復のための計画策定
- (ウ) 周辺の住民の避難対策等の検討

- キ 貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討
- ク 大量泡放射システム運搬車両の確保
- ケ 緩衝地帯等の整備

(2) 町の措置要領

町長、塩釜地区消防事務組合管理者及び知事は、防災対策の万全を期するため、危険物施設等に対して以下に示す措置を講じる。

- ア 町は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、塩釜地区消防事務組合消防本部又は松島消防署並びに県に連絡し、必要な措置を要請する。

イ 町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び県は、危険物施設等に対し防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 予防査察の実施

(イ) 危険物事業所の管理者及び危険物取扱者等に対する指導教育

(ウ) 火災予防条例の趣旨徹底

(エ) 法令で定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導

(オ) 事業所における自主防災組織等の育成推進及び効果的な自主防災体制の確立

(カ) その他火災予防に対する措置の徹底

ウ 塩釜消防事務組合管理者は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立ち入り検査又は巡回調査等を実施し必要な改善指示を行う。また、化学消防力の強化に努める

エ 危険物製造所等の管理者等は、応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資機材等の整備・備蓄並びにその機能の点検確認等を定期的に行い、非常時に備えなければならない。

オ 町長、塩釜地区消防事務組合管理者及び知事は、危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これらの団体を通じて事業所及び町民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

第8節 情報通信連絡網の整備

町は、災害発生時の被害などに関する情報を迅速に収集し町民に伝達するとともに、県や消防等関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う必要がある。

このため、大規模災害時に予想される、固定一般回線や携帯電話の不通あるいは発信規制やふくそうに迅速に対応するため、町、県、防災関係機関等は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化、システムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備拡充及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散を図る。

また、職員の参集率の強化などにより、町民への情報伝達と防災対応の効率化を図るほか、エフエムベイエリアなどのコミュニティラジオの活用やデジタルによる情報伝達・収集の他、不測の事態に対応できるよう自転車やバイク等の使用、半鐘などの音による伝達方法、回覧板や掲示板など昔からの伝達方法も見直しを検討する。

また、電子メールの一斉配信による職員参集システムを活用し応急対策活動を迅速・的確に対応できるよう整備する。

なお、職員の各配備体制並びに事務分掌の内容は資料編 資料1-4・5参照



1. 災害通信網の整備

(1) 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

(2) 防災行政無線の整備拡充

ア 町は、町内全域に迅速かつ正確な情報収集と伝達を行うための防災行政無線設備の効果的運用に努める。

イ 役場本庁舎に設置できる親局と町内の各地域に設置される子局の相互通話が可能なデジタル式防災無線の整備により、親局からの一斉同時放送とともに災害現場からの被害状況の把握と情報収集体制の確立を図る。

ウ 防災行政無線設備整備した場合には、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

エ 移動系無線について、運用等を計画的に行い、地区配備員等職員の参集や災害情報収集機能を強化し多様な状況に対応できるよう万全を期す。

オ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化に努めるとともに、劣化対策についても万全を期す。

カ 防災行政無線が聞こえない又は聞き取りにくい場所・地域については、防災行政無線の増設や戸別受信器の施設整備等を検討する。

※資料4-5 松島町防災行政無線整備状況

(3) 総合防災情報システムの活用

災害時に県との緊急情報連絡網を確立するため、宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）及び地域衛星通信ネットワークを活用し県への情報伝達を行う。

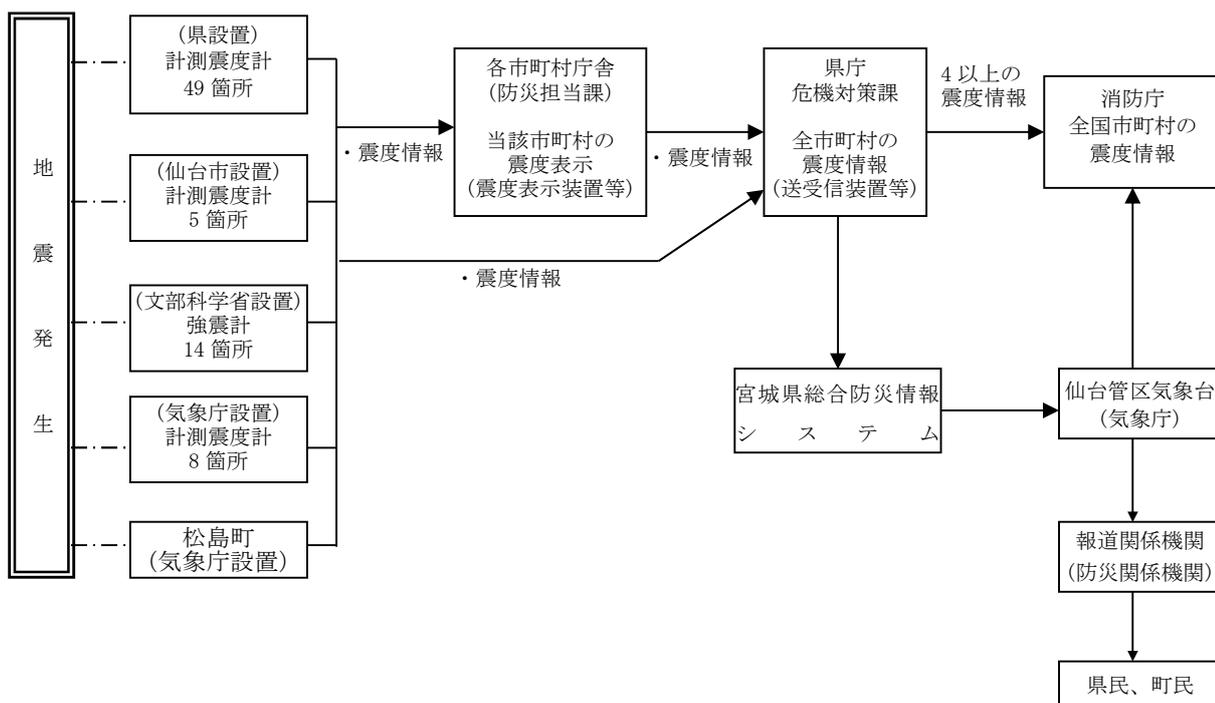
(4) 震度情報ネットワーク

平成23年に松島町勤労青少年ホームに設置された震度計は、地震発生後、即時に震度データ等が県庁に収集され、また、直ちに国（気象庁・消防庁）に対し自動伝送できるシステムに整備された。

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等の情報をもとに、職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

その震度情報ネットワークシステムの概略図は次表のとおりである。

宮城県震度情報ネットワークシステム概要図



(5) 地域住民等に対する通信手段の整備

ア 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、(衛星)携帯電話、衛星通信機器、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラートを介し、NHK、民間放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール・松島町安全安心メール機能を含む)、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等を図り、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

ウ 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの防災行政無線個別受信機、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者の個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

エ 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

オ 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

カ データセンターへの接続環境の整備

町は、災害時の停電等に備え、非常用電源等を確保し、データセンターへの円滑かつ迅速な接続環境を整備する。

2. 各種通信手段の活用

(1) 各種通信施設の活用

町は、災害発生時の予報警報や災害応急対策に必要な指示命令等を迅速かつ確実に伝達するために、近隣の民間コミュニティラジオ等の通信施設を適切に活用した通信連絡体制を確立する。

(2) アマチュア無線の活用

町は、災害時の緊急活用として、アマチュア無線を有する地域住民による情報収集体制を確立する。

なお、アマチュア無線の活用については、ボランティア活動によるものとする。

(3) 各放送機関の活用

日本放送協会及び民間各放送機関は、災害時において災害情報の提供を行う。また、町は次のコミュニティラジオを活用しての情報提供を行えるよう体制整備に努める。

名称 エフエムベイエリア株式会社

所在 塩釜市海岸通 15 - 20

(4) インターネットの活用

ア 住民への情報提供

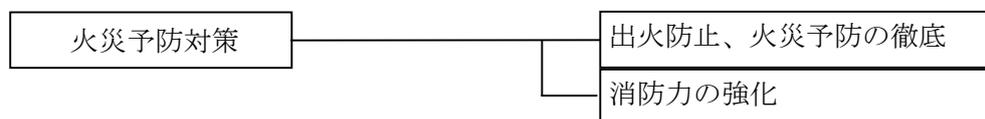
災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うため、システムの安定的な運用に努める。

イ 広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を圏外に広く伝えるため、ホームページの活用を図る。

第9節 火災予防対策

大地震や様々な気象条件により、同時多発的に発生することが予想される火災は、甚大な被害を被る可能性が高い。町及び防災関係機関は、迅速かつ適切な火災防止のための総合的な体制強化を次のとおり進める。



1. 出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、県及び消防機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

町民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

(1) 防災教育の推進

消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブが町内全域に設立されるよう育成指導を強化する。

(2) 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

(3) 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

(4) 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

2. 消防力の強化

(1) 消防力の現況

本町における消防力の現況は資料編「資料 7-1 消防力の現況」である。

(2) 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

(3) 消防ポンプ自動車等の整備

町は、「消防力の整備指針及び消防水利の基準」に基づき、増強、更新を図る。なお、消防力強化の基盤となる消防車庫等整備や消火栓、防火水槽等の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮する。さらに、自然水利の活用や、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用などを検討する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成 28 年度を初年度とする第 5 次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

(4) 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要である。

このため、町は、以下の観点を踏まえ、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

イ 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、地域・事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

ウ 町は県の指導のもと、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等の充実に努める。

(5) 消防団員の安全体制の整備

町は、消防団員がその活動中に死傷者が伴わないよう、安全に活動を行うための消防団活動安全マニュアルを別に定める。また、策定した安全マニュアルについては、適宜見直しを加えながらかつ同時における団員の安全確保に努める。

(6) 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

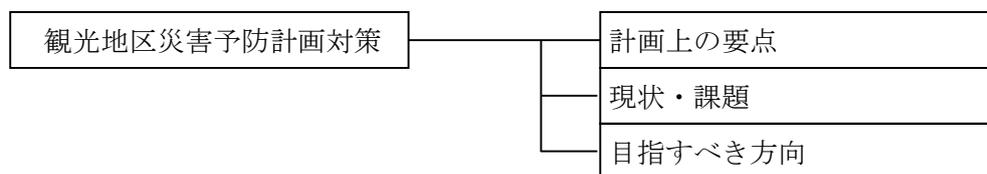
(7) 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

(8) 松島消防署の移転の検討

現在の松島消防署は、津波や水害等の災害発生時に十分な機能が果たせない場所に位置している。災害発生時には、町との強固な連携体制を確立することから、松島消防署の移転を検討する。

第10節 観光地区災害予防計画



1. 計画上の要点

- (1) 様々な地域や国から訪れた観光客に対応するための避難誘導計画
- (2) 「災害に対応できる観光地」の推進

2. 現状・課題

松島町は、国際観光モデル地区日本三景として、年間300万人を超える観光客が訪れ、宿泊施設も30を超える。また、瑞巖寺や五大堂などの重要な文化財を多く有する。

従って、宿泊施設に対しては、消防用設備や防火管理の指導強化を進めている。しかし、文化財の耐火耐震対策や海岸通りの津波対策など多くの問題点を抱えている。

※資料5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

※資料7-7 指定文化財一覧

3. 目指すべき方向

町は、観光業者及び観光客についても、災害の危険性の周知や安全確保について、対策を講じるよう努める。町は、県及び国、観光協会等との協力・連携体制を強化し、下記対策の推進を図る。

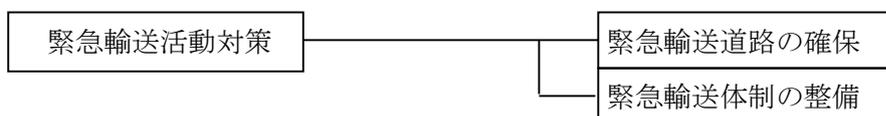
観光客に対しては、指定避難所を示す「誘導看板の整備」や「観光客向けの避難マップ」を作成し、観光案内所、ホテル、旅館等宿泊施設に常備し、それぞれの施設で避難経路の案内と説明を併せて行い、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所の周知徹底が図れるよう整備する。また、「文字情報表示板」を指定避難所などに設置し、防災情報を表示できるようにする。さらに外国人観光客に対しては「外国語での看板設置」や「外国語での緊急放送」を行えるように努める。

「観光客の安全第一を目指した観光地づくり」を行うことで、観光客へのサービス向上を図り、「災害に強い観光地づくり」を行う。

第11節 緊急輸送活動対策

町は、災害時の応急活動を円滑に行うためには、物資・資機材等の輸送路の確保と輸送手段の確保が重要となることから援助物資等の受け入れなどを想定し、以下の事項について指定しておく。

1. 緊急輸送路
2. 物資受入港
3. ヘリコプター臨時離着陸場
4. 緊急輸送拠点
5. 郵便局職員によるオートバイによる緊急物資の輸送
6. 宅配事業者等による救援物資の輸送
7. 緊急物資の輸送を可能にするための郵便局及び宅配業者等との協定の締結



1. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路ネットワークの策定

町は指定されている緊急輸送道路と併せて、事前に、町道等の緊急輸送道路と同等の機能を有する道路を選定し、これらを有機的に結んだ緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

緊急輸送道路ネットワークを策定する際は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、指定された緊急輸送道路や輸送拠点(道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点)・集積拠点の位置、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議等を行い、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、これらのネットワークについて、町民や関係機関等に対し周知徹底に努める。

なお、緊急輸送道路は以下のとおりである。

【現在の緊急輸送道路】

- ・ 三陸自動車道
- ・ 国道 45 号
- ・ 国道 346 号
- ・ 主要地方道仙台松島線
- ・ 主要地方道大和松島線
- ・ 主要地方道奥松島松島公園線
- ・ 町道高城町線
- ・ 町道本郷手樽線
- ・ 町道上竹谷高城線
- ・ 町道松島磯崎線
- ・ 一般県道高城停車場線
- ・ 一般県道松島停車場線

(2) 緊急輸送道路の確保及び整備等

ア 緊急輸送道路の崩壊及び障害物の倒壊により、使用不能になる場合も予想されるのでその撤去除去による道路の啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等に関し民間団体等との協定等の締結に努める。

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

イ 道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(3) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

2. 緊急輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、効率的な物資輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 車両の点検等

町は、平常時より町所有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、車両等の調全体制の整備に努める。

また、カラーコーン、通行禁止看板等必要な備品の整備に努める。

※資料7-3 町有車両の現況

(2) 緊急通行車両に係る事前届出手続き

町は、町有車両等について、緊急通行車両としての事前届出を行い、緊急体制強化を図る。

緊急車両の確認手続は、以下の要領で行う。

ア 確認対象車両

町長は、町が使用する公用車両について確認するものとし、本庁（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両に係る確認事務については財務課で、また出先機関（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両の確認についてはそれぞれ所管で行う。

イ 申し出事項

(ア)緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に標示されている番号
- ② 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

(イ) 標章等の交付

町長は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

(ロ) 交付状況の把握

(イ)により標章等を交付した場合、総務課に報告することとし、(ア)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。

総務課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

(3) 関係機関との連携

ア 配送に関する協定

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（社）宮城県トラック協会塩釜支部や輸送業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

イ 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

ウ 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による指定避難所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

エ 関係機関と連携した緊急物資の輸送

指定避難所等への緊急物資の輸送及び情報収集の確保を図るため、郵便局（日本郵政(株)法に基づく集配業務を主とする支社の下部組織）、宅配業者等と支援に関する協定を目的とした整備促進を図る。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

(6) 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

(7) 港湾施設等の利用

ア 陸上交通が遮断され使用不能となった場合には、港湾施設（沿岸部の漁港や磯島、浮き桟橋など）を海上輸送拠点として最大限に活用した緊急物資の受入及び輸送を図るため、施設の耐震化等の整備を進める。また、支援協定に基づき遊覧船や漁船等を利用した輸送計画を行えるよう、平常時から、協定先等と連携強化を図る。

イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

(8) ヘリコプターの活動

ア 臨時ヘリポートの確保

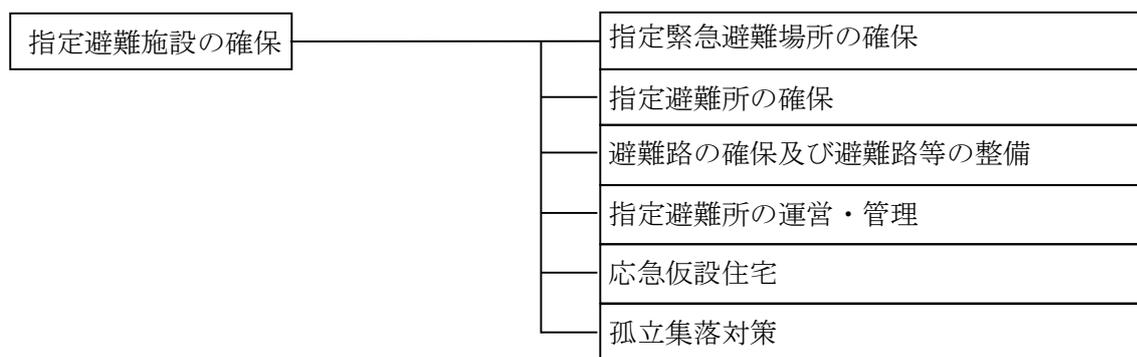
道路の損壊等交通網が遮断され、防災関係機関並びに自衛隊等が保有するヘリコプター要請に基づく活動が迅速かつ的確に行えるよう、臨時ヘリポートの候補地を、県及び施設管理者等と協議し、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、被災者支援、情報収集など、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。また、関係機関及び町民等に対し周知徹底を図る。

イ 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第12節 指定避難所の確保

町は、大規模災害発生時には避難者が多数発生するおそれがあることから、人命を守ることを最優先とし、救助の万全を期するため、事前に、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の指定及び見直しなどを行うとともに、施設・設備等の整備を推進する。また、速やかに指定避難所の開設・運営ができるように事前に管理責任者を定めるとともに、マニュアル等を策定し、指定避難所の運営・管理体制の確立を図る。



1. 指定緊急避難場所の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定状況

指定緊急避難場所は資料編「資料 5-1 指定避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、速やかに指定緊急避難場所の指定を終えるよう努める。

(3) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(4) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(5) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、文化観光交流館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(6) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(7) 指定緊急避難場所の指定基準等

ア 指定緊急避難場所指定基準

地震時の指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

指定基準	
管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開放される管理体制を有していること。
構造条件 他	当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

上記基準のほか、次の条件に留意する。

条 件	避難行動要支援者が歩いて避難できる程度の近傍（歩いて5分以内）に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
	津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
	地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
	臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
	対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
	夜間照明及び情報機器等を備えていること。
	建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
	指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
	被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

2. 避難所の確保

(1) 指定避難所の指定状況

指定避難所は資料編「資料 5-1 避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定避難所の指定及び周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、寺院や宿泊施設、他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

(5) 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

(6) 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

ア 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

イ 防災機能の強化

町は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急指定避難所として、防災機能の強化に努める。

(7) 指定避難所の指定基準

地震時の指定避難所の指定基準は次のとおり。

指 定 基 準	
規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
構造条件	速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(8) 指定避難所の施設・設備の整備

ア 指定避難所の施設整備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

イ 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

ウ 施設整備及び物資等を備蓄する際の配慮

上記ア、イを、整備又は備蓄する際には、避難者数はもとより観光客数も考慮する。

(9) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

イ 福祉避難所の指定基準

福祉避難所の指定基準は次のとおり。

(ア) バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

ウ 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(10) 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(11) 新型コロナウイルス感染症を含む避難所運営マニュアルの策定

町は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における感染症対策等、「宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定するとともに、適宜、修正を加えながら避難における感染症拡大の防止を図るものとする。

3. 避難路の確保及び避難路等の整備

(1) 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

また、次の条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

ア 十分な幅員があること。

イ 万一に備えた複数路の確保。

ウ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

(2) 避難路等の整備

ア 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

イ 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策

を実施する。

ウ 避難誘導標識等の設置

誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(ア) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、標高の表示、東日本大震災の写真等を掲示した誘導標識等を設置し、指定避難所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(イ) 多言語化の推進

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

エ 道路の交通量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

4. 指定避難所の運営・管理

(1) 指定避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ア 町は、住民等に対し、住民参加による指定避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

イ 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。早急な職員の配置が難しい指定避難所については、行政区等への(一時的な)開設協力を要請する。

ウ 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女及びLGBTなど性的マイノリティの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。

エ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

オ 運営に必要な事項について、あらかじめ管理運営マニュアルを作成し、配置しておく。

カ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。

- キ 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- ク より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- ケ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- コ 指定避難所には健康管理のための物品を準備し被災者の健康管理体制を確立する。
- サ 宮城県精神保健福祉センターに協力を求め、被災者の「こころのケア」に備える。
- シ 衛生管理マニュアルを作成し、指定避難所での感染症を防ぐための啓発活動を日頃から行う。
- ス 使用については複数の者が鍵を保有し状況に応じ、速やかに対応できるようにする。
- セ 簡易トイレについては、一定数を計画的に確保するほか、業者との協定により確保を図るようにする。

(2) 避難の長期化対策

ア 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づき、栄養指導、食事の改善、栄養補助食、アレルギー対策の食事等の提供が必要である。

指定避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

イ 生活環境の確保

町及び県は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、指定避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

(3) 指定避難所における愛護動物の対策

町は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り指定避難所マニュアルに記載する。

5. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）等の居住施設の供給体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把

握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し(一社)プレハブ建築協会や地元企業と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

災害救助法適用に基づき建設される応急仮設住宅は、原則として町有地とし候補地を次の通り定め、設置予定戸数を取りまとめておく。

候補地	所在地	計画戸数 (駐車場無し)
愛宕町営住宅跡地	宮城郡松島町高城字動伝一 49-6	44 (61)
町民の森グラウンド	宮城郡松島町根廻字上山王 6-1	47 (68)
手樽地域交流センター	宮城郡松島町手樽字釜地前 1-1	27 (27)
松島東部地域交流センター	宮城郡松島町竹谷字鳶ヶ沢 7-2	31 (35)

*計画戸数()は、仮設駐車場を設置しない場合

(2) 民間賃貸住宅の借上げ対策

町は、県が、応急仮設住宅として供与する借り上げた民間賃貸住宅を、円滑に被災者へ提供するため、平常時から役割分担等について県等と協議・調整を図り、その取扱いについて確認しておく。

6. 孤立集落対策

(1) 町は、中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(3) 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

(4) 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に指定避難所を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。また、施設の耐震化等を推進する。

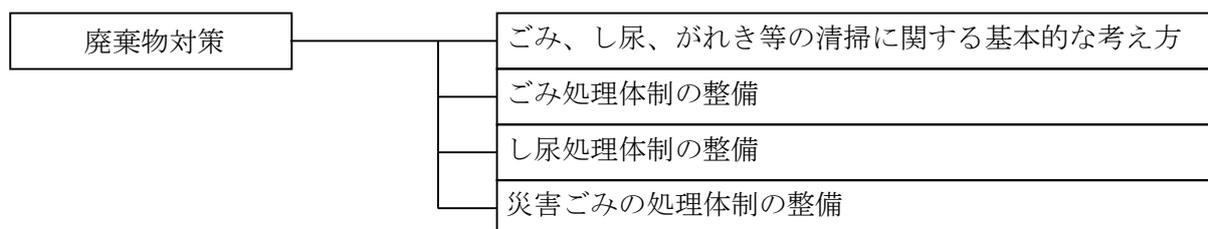
(5) 町、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

松島町地域防災計画 津波災害対策編

- (6) 町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- (7) 町は、地震等の災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。

第13節 廃棄物対策

町は、大規模災害発生時、大量に発生する廃棄物の処理（粗大ゴミ、不燃ゴミ、可燃ゴミ、し尿など）については、処理活動が迅速に行うことができるよう災害廃棄物の仮置き場の配置や処理方法等について具体的に示した「廃棄物処理計画」を策定するとともに『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び関係機関等と処理体制を整備する。



1. ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方

町は、災害の発生により排出されたごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

(1) 緊急廃棄物処理の実施責任者

被災地におけるし尿、ごみの処理は町の責任となるため、被害が甚大で町において処理が困難なときは、県や協定締結先の市町村に対し、場合によっては県外からの応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

※資料7-5 廃棄物処理施設等一覧

(2) 関連業界との協力体制の整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制の整備に努める。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

2. ごみ処理体制の整備

(1) 趣旨

宮城東部衛生処理組合と連携し、災害により一時的に多量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、ごみ処理の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

3. し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

塩釜地区消防事務組合と連携し、災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、し尿処理の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図る必要がある。また、処理量を想定する際、し尿排出量は1人1ヶ月分として42リットルとする。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

(4) 災害用仮設トイレの整備

町は、簡易トイレを計画的に配備する他、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておく。

また、仮設トイレやその管理に必要な消毒薬、消臭剤等についても備蓄を行う。

(5) し尿処理用の水の確保

断水した場合には、し尿処理に要する水の確保が困難になることから、平常時から水が確保できる場所（風呂水、井戸水、湧水、学校のプールの水等）の確認を行う。また、町民に対しては、風呂水等を溜めておくよう、平常時から周知徹底を行う。

4. 災害ごみの処理体制の整備

(1) 趣旨

町は、地震等の災害により損壊した建物の廃木材等の廃棄物（以下「災害ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害ごみの処理要領への習熟と体制の整備

町は、災害ごみ等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 事前対策

災害ごみの処理対策は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊をも引きおこす恐れが考えられるので、町は、施設の管理を十分行う。

(4) 災害ごみの仮置場の選定

町は、短期間での災害ごみの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障のないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

※資料7-6 町内災害廃棄物一時保管所

(5) 応援協力体制の整備

町は、災害ごみの処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。また、応援協力体制の整備をするにあたり、県から技術的指導を受けるとともに、撤去された災害ごみの処理計画について、あらかじめ県との調整を行う。

【災害に強いひとづくり】

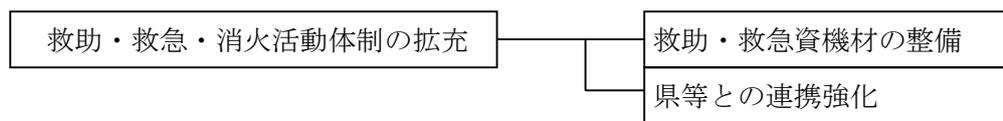
いつどんな災害が発生しても対処できる、次のような「ひと」づくりを目指す。

- 災害について高い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる
- 家族・隣人等の安全に配慮し、他者と協力して助け合える
- 災害時、的確な状況を把握し行動できる
- 災害に対する危機意識を持ち備える
- 災害時に率先して防災活動に従事・協力できる
- 世代を継続し地域の防災教育を継続していく

第14節 救助・救急・消火活動体制の拡充

災害に伴う被害を最小限にとどめるためには、救助・救急・消火活動を迅速に行うことのできる体制づくりが求められる。

このことから町は、次のような「災害の被害状況に対応した救助・救急資機材等の整備・充実」と「県・警察・消防・自衛隊等との連携強化」を図り体制を整える。



1. 救助・救急資機材の整備・充実

- (1) 町と、松島町内の土木業者等で組織され災害応急活動を行う松島地区災害防止協議会との間で、大規模災害時における具体的な協力体制について協議を行う。町は災害防止協議会が活動に際して安全を確保できるよう安全活動マニュアルの整備を支援する。
- (2) 町は、普通救命講習会の開催や自主防災組織の育成、一般家庭への防災についての啓発指導を図る。
- (3) 町は、応急活動用資機材の整備について、その整備充実を図るとともに、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。また、町、県、医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄を含めて整備を図る。

2. 県・警察・消防・自衛隊等との連携強化

- (1) 町は、県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制を確立するため、防災関係機関との連携を図る。
- (2) 町は、消防署及び警察署、自衛隊等との連携を強化し、同時多発型救助事態への対応体制を確立する。

第15節 ボランティアの受入

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等のボランティア関係団体は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町や防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と町等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

さらに、基本理念に基づき、避難住民でも「働ける人」「動ける人」は、積極的に指定避難所運営やボランティア活動を行い、相互に助け合えるよう教育指導していく。



1. ボランティアの受入

ボランティアの受入については、県・町・松島町社会福祉協議会との三者間で締結している「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」に基づき松島町社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターを設置し運営を行う。さらに松島町社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアコーディネーターの育成等に努めていく。

- (1) 町内の企業や高校と連携し、大規模災害が発生した場合は、立地する付近の被災者の支援救助等に当たれるよう協力要請をする。
- (2) 建築、土木業関係者の協力が得られよう建築、土木業界との協力体制の推進を図る。医師、看護師等の医療関係者の協力を得て大規模災害発生時の応急医療体制を早期に確立する。

(3) ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から町、県、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備取組を行う。

ア ボランティア受入れ団体相互の連絡調整体制の確立

災害時における災害ボランティアの円滑な受け入れなどについて検討を行うため、松島町社会福祉協議会は、日本赤十字社宮城県支部その他ボランティア関係団体と協力し連絡体制の整備に努める。

イ ボランティア・コーディネーターの養成

大規模災害発生時には、ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるため、多数のボランティア・コーディネーターが必要になる。

町は、平常時から、県、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

ウ ボランティア受け入れマニュアルの作成

町は、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、各分野のボランティア受け入れマニュアルを作成するよう努める。

なお、松島町社会福祉協議会が「災害救援ボランティアマニュアル」を今後作成し、その円滑な運用について関係機関との調整を図る。

エ ボランティア活動拠点の整備

町は、日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、ボランティア活動拠点の整備に努めることとする。

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

具体的には、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

オ 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

カ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、県、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを

構築する。

キ 役場OB等との協力体制の整備

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者ニーズと円滑に結びつけるため、ボランティア・コーディネーターが多数必要になることから、松島町の地域特性を把握している役場OBの組織協力体制を整備する。

2. ボランティアの活動

ボランティア活動の主な業務等は次のものである。

(1) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

ア 専門ボランティア

- (ア) 救助・救急
- (イ) 医療
- (ウ) 高齢者、障害者等の福祉的支援
- (エ) 農林・土木・建築関係（農地、農業用施設、公共土木施設等の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など
- (オ) 輸送（航空機、特殊車両等の操縦・運転）
- (カ) 通訳（外国語、手話）
- (キ) アマチュア無線
- (ク) ボランティアコーディネート業務
- (ケ) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (コ) IT機器を利用した情報の受発信
- (ク) その他専門的な技術・知識が必要な業務

イ 一般ボランティア

- (ア) 被災生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給・輸送等）
- (イ) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 高齢者、障害者等の介護補助
- (カ) その他被災地での軽作業

(2) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための普及・啓発に努める。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の整備

ア ボランティアの登録、協定締結等

町は、県及びボランティア関係団体等と、相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

イ ボランティアの情報の把握

町は、県及びボランティア関係団体等と、災害時の意志の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

ウ ボランティアの養成

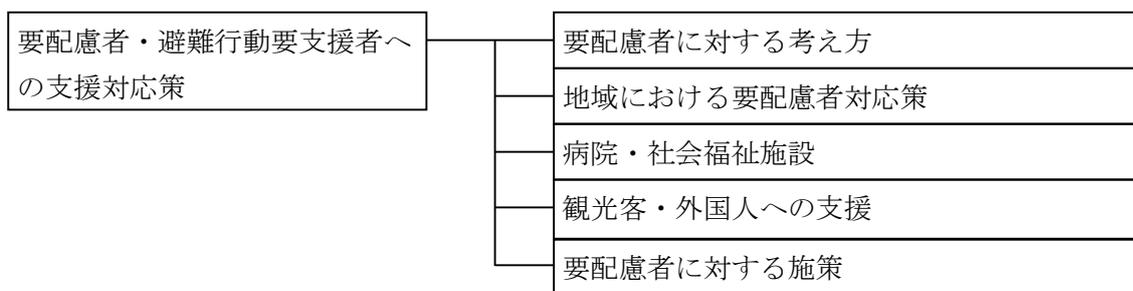
町は、専門ボランティア登録者について、県及びボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努める。

(4) 一般ボランティアとの連携体制の整備

町は、県及びボランティア関係団体と相互に連携を取り、多くの町民がボランティア活動に参加してもらえるよう、啓発や講習会等を行い、人材の育成に努める。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策

大規模災害時には、乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する患者、外国人等の要配慮者、また、観光旅行者等も被災することも考えられる。その場合、一般住民より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。



1. 要配慮者に対する考え方

(1) 要配慮者

災害時には、以下のような対象が、要配慮者として優先的に保護されるように努める。

要 配 慮 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 病弱者 ・ 心身に障害を持つ者 ・ 妊産婦、乳幼児 ・ 外国人 等
------------------	---

(2) 発災時間と対策との対応

災害発生時の季節、時間等について、冬期、夜間など条件の悪い時期に災害が発生した場合も想定し、要配慮者の安全確保体制の整備を行う。

(3) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害は、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組む。

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2. 地域における要配慮者対応策

(1) 避難行動要支援者等の実態把握

町は、避難行動要支援者を行政区・行政地区の範囲ごとに把握するよう努める。

また、町を訪れる観光客などの一時滞在者等の人口も季節単位及び昼間、夜の時間帯で

把握しておくよう努める。

- ア 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような状態の避難行動要支援者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。
- イ 町は、平常時より広報紙等において、災害時要支援者名簿の登録について啓発するとともに、リストアップした者に対し、必要に応じ、郵送による案内や個別訪問等を実施し、直接的に働きかける。
- ウ 個人情報については、本人の同意を得て入手する。同意を得る際には、平常時における避難支援者等関係者への情報開示の可否や必ず災害時には防災関係機関等に情報が開示されること等を本人又はその家族から同意の確認を行う。

(2) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

- ア 行政区・行政地区
- イ 消防機関
- ウ 警察
- エ 民生委員児童委員
- オ 町社会福祉協議会
- カ 自主防災組織
- キ その他避難支援等の実施に係る関係者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、以下のとおりとする。

- (ア) 介護保険における介護認定を受けており、要介護3～5の者
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
- (ウ) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA又はB判定の者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- (オ) 75歳以上の虚弱な者で、一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯
- (カ) 上記(ア)～(オ)に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿に記載する内容

避難行動要支援者名簿に記載する内容(必要な個人情報)は、以下のとおりとする。

- (ア)氏名
- (イ)生年月日
- (ウ)性別
- (エ)住所又は居所
- (オ)電話番号その他の連絡先
- (カ)避難支援等を必要とする事由
- (キ)その他町長が必要と認める事項

ウ 名簿情報の取り扱い

入手した個人情報には目的以外の使用は禁止し、厳格に管理する。避難支援等関係者においても同様とする。

- (ア)個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。
- (イ)災害による電源喪失やコンピューターの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

エ 名簿の更新

転出・転入、転居、身体的状況の変化等により避難行動要支援者名簿情報に変更が生じる場合があるので、転入した要配慮者に対する住民登録窓口での説明や、定期的な名簿情報の点検などの仕組みを構築し、常に最新情報の把握に努める。

また、名簿情報が更新された場合には、その都度、避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供等

ア 町は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

イ 避難支援者等関係者は、平常時より、巡回や訓練等を行い、避難行動要支援者の所在や健康状態等の把握に努める。

(5) 全体計画・個別計画の策定

ア 全体計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（平成25年8月策定、「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、より細目的な内容について全体計画を策定する。

イ 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、

どのような支援を行うかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画の策定に努める。

個別計画の策定については、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

(6) 緊急連絡体制の整備

ア 町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者等の実態に合わせ、家族に加え、避難支援等関係者など地域ぐるみの協力・連携のもとで、要配慮者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

イ 独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながらボランティアや地域福祉ネットワークづくりを進める。

ウ 町は各種福祉関係団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、聴覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(7) 防災施設、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、疾病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(8) 在宅における対策

ア 町は、要配慮者が災害時に安全に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

イ 地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

ウ ホームヘルパーや民生委員児童委員など高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

エ 在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用防災機器の設置を推進する。

オ 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

(ア) 避難する場合は、指定避難所を書いた紙を玄関に貼っておく

- (イ) 防災用品をそろえる
- (ロ) 貴重物品をまとめておく
- (ハ) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (ニ) 防災訓練に参加する など

(9) 支援体制の整備

ア 組織体制の整備

- (ア) 町と自主防災組織は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの老人等、避難行動要支援者等の分布を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者等をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを強化する。
- (イ) 体制づくりにあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が求められるようにする。
- (ロ) 避難行動要支援者等に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる場合とし、その旨を本人又は家族等に、事前に周知徹底する。
- (ハ) 町は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、上記の組織体制について、取組指針やガイドライン等を踏まえ適宜見直し等を行い、支援体制に万全を期す。

イ 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

ウ 避難行動要支援者の搬送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(10) 福祉避難所の確保

ア 町域を越えた受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

イ 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

ウ 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(11) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(12) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

3. 病院・社会福祉施設

(1) 防災点検及び防災資材の配備

ア 社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）や病院等の管理者は、当該施設の入所者が「要配慮者」であることから、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、施設そのものの安全性を高めるよう努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の備蓄・整備に努める。

※資料 5-2 町内の社会福祉施設等一覧

(2) 組織体制の整備

ア 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を策定する。

イ 特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

ウ 社会福祉施設や病院等の管理者は、町と連携し、日頃から、施設相互間や他の類似施設、近隣住民、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう協力体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院の管理者は災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。特に、高齢者や障害者等については、インターネットやメールサービス等を活用して情報を確認することは困難であるため、多様な情報手段を確保するとともに、個別計画の作成により緊急時の支援体制の確立に努める。

(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院の管理者は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路や避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、入所者及び施設職員等が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難誘導方法を確立する。

(5) 業務継続体制の構築

社会福祉施設や病院の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(6) 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

4. 観光客・外国人への支援

(1) 観光客対策

ア 観光客向けパンフレットの作成等

松島町を訪れる観光客は、町域に対しての地理的知識はないと考えられ、災害時における指定避難所、避難経路などは観光マップ等にも記載されていないことから、観光客に対して、指定避難所等が明確に分かる看板及びパンフレットなどの作成に努める。

イ 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、指定避難所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

ウ 関係機関との連携体制の整備

町は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止し

た際の旅行客の交通手段の確保が行えるよう、県や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備する。

(2) 外国人対応

外国人は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行うとともに、町内で生活する外国人に対して、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行い、さらに災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や外国語による広報体制の整備、指定避難所・災害危険地区等に対する英語等外国語表示の付記などを推進する。

ア 町は、適宜、防災計画の見直しを行う等、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

イ 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や指定避難所、さらには避難経路の周知徹底を図る。

ウ 町は、県、国と連携し、指定避難所までの案内板等に外国語を併記する。

エ 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

オ 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

カ 町及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

キ 町、県及び公益財団法人宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

ク 外国人については、緊急避難場所等に避難した時点で人数を把握し、その後、外国人を一カ所の指定避難所等に集め、通訳のできる職員やボランティア等を配置するような体制整備に努める。

(3) 外国人旅行者への対応

町及び県は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

外国人観光客が滞留及び帰宅などの際、言語による不自由が生じないよう、松島町国際交流協会及び松島善意通訳者の会との協定の締結により、外国人観光客の滞留支援、帰宅支援対策を推進する。

(4) ホテル旅館等観光施設所有者の役割

ホテル旅館等観光施設所有者は、災害が発生した場合に、従業員や利用客の一時的な収

容ができるよう、水・食料・生活必需品等の必要な物資を確保しておくことが望まれる。孤立する恐れがある地域では、他からの物資の調達が困難になるため、飲料水や食料等を多めに備蓄することについて検討する。

5. 要配慮者に対する施策

町は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・その他要配慮者）の環境整備を図る。

- (1) 都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等、人にやさしいまちづくり

計 画 名	計 画 内 容
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり	民生委員児童委員、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする在宅ケアチームやボランティア組織などの連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

- (2) 住宅・公共施設・福祉施設等の建築物の不燃化性の向上による人的被害の防止

計 画 名	計 画 内 容
社会福祉施設等の耐震性の向上	要配慮者優先指定避難所となる公立社会福祉施設の耐震化工事等を計画的に行う。また、民間施設について、同様の措置を講ずるよう指導していく。

- (3) 要配慮者優先の非常ルールの確立

計 画 名	計 画 内 容
福祉避難所の確保等	県や社会福祉施設管理者等関係機関と連携し、要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた指定避難所として福祉避難所を指定するとともに、当該施設の環境整備を図る。 指定にあたっては、町外の施設の確保についても検討を行う。
町民向け防災マップの作成、活用	町民向け防災マップを作成し、災害発生直後における、指定避難所等における要配慮者対応について、町民への周知徹底を図る。
防災活動マニュアルの作成、活用	防災活動マニュアルを作成し、災害発生直後における、指定避難所開設・運営時等における要配慮者優先ルールについて、職員への周知徹底を図る。
外国人対応の推進	災害時における外国人（日本語を解さず、援護を必要とする外国人）の安全確保を図るため、外国人向け防災パンフレットの作成・配布、防災訓練への参加促進、その他防災知識の普及・啓発等に努める。また、通訳ボランティアの確保にも努める。

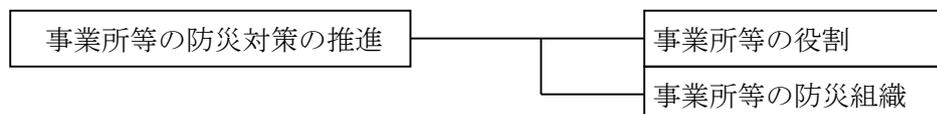
- (4) 要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等と関係機関との連携強化や近隣及び

遠隔地市町村との相互応援協定の締結

計 画 名	計 画 内 容
他市町村との相互応援協定の締結	他市町村との相互応援協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先指定避難所の確保について、相互応援をするための実施手順等を協議し、決めておく。
相互扶助組織等の連携	県・国等の指導により、高齢者、障害者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応援体制の整備に努める。

第17節 事業所等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



1. 事業所等の役割

(1) 事業所等の活動

ア 事業所等の防災上の位置付け

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震等の災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、事業所各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

イ 事業継続上の取組の実施

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町や県等との協定の締結や防災訓練への参加等、町や県の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

エ 帰宅困難者対策の実施

地震等の災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、事業所等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

オ 被害の拡大防止

企業は、津波発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害

の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(2) 町、県及び防災関係機関の役割

ア 防災に関するアドバイスの実施

町、県、防災関係機関は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 事業所等における防災の取組に対する支援

町及び県は、事業所等に係る防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

ウ 事業所等の防災力向上対策

町及び県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所等の防災に係る取組の積極的評価等により事業所等の防災力向上の促進を図る。

2. 事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、町や町民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動等は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 事業所等の自衛消防組織の設置

一定の要件を満たす事業所は、消防計画を定め、計画で定める自衛消防組織を運用し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら地域の安全に寄与できるよう努める。

また、自衛消防組織の設置が義務づけられていない事業所等についても、同様に地域の安全に努める。

(2) 主な防災対策及び防災活動

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集・伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

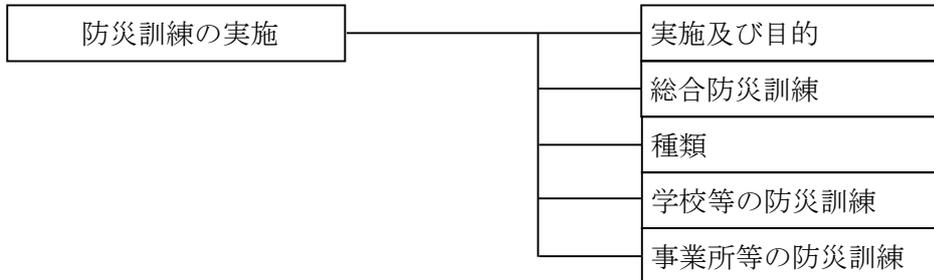
オ 避難対策の確立

カ 応急救護

- キ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ク 施設耐震化の推進
- ケ 施設の地域避難所としての提供
- コ 地元消防団との連携・協力
- サ コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- シ 大型の什器・備品の固定

第18節 防災訓練の実施

町は、災害発生時における災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関と連携して各種防災訓練を計画的に実施し、終了後速やかに訓練結果の検証を行い訓練の課題を整備する。



1. 実施及び目的

防災は、訓練の積み重ねにより大きな効果を上げることができる。実践的、具体的な防災訓練を行うことが、住民・自主防災組織・企業・防災関係機関・ボランティア等と行政関係機関との連携体制を確実なものとし、発災時の対応能力を高めることになる。

また、住民の防災意識の普及や被災時対応の向上にも効果が期待でき、地域防災計画が現実的に機能できるかなど、計画の妥当性についての検証も合わせて行えることから、「実践的な防災訓練」の実施を次のとおり総合的に進める。

(1) 定期的な訓練

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(2) 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

(3) 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害の規模及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

(4) 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に

も努める。

(5) フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(6) 町職員については、定期的に各地域や災害対策本部への参集訓練や避難訓練を実施する。

(7) 若者参加の防災訓練を実施することにより、災害時町内に在住する中学生や高校生のような若者達がどのように機能するかを検証し、災害時の情報収集や人的支援の機動力として育成する。

(8) 町は、防災関係機関等の参加を得ながら、多数の住民が参加し要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

(9) コミュニティ単位での防災訓練

町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(10) 非常通信訓練

町、東北総合通信局、県及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練の実施に努める。

2. 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の実施等

自衛隊、海上保安庁、県等の防災関係機関、自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体及び多様な世代からの町民等が参加する総合防災訓練を、年1回以上実施する。実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

(2) 訓練内容及び訓練時の配慮事項

訓練内容は下記3のとおりとする。訓練の際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

3. 種類

主な訓練種類は下記のとおりだが、実施基準の詳細は事前に関係機関と協議しその都度定める。

災害対策本部 設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事 者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常 通信訓練	災害時には、建物の倒壊や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信がふくそうしたり、途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・ 救助訓練	消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。
水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。
避難訓練 (土砂災害を含む)	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、広報訓練も含め、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童、生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、炊き出し訓練、給水訓練も同時に行い習熟させる。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応 急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
自衛隊災害 派遣要請訓練	災害時発生時の自衛隊派遣要請を、速やかに対応ができるよう訓練を実施する。
緊急輸送訓練	救援物資の受け入れのため、陸上輸送に対応する拠点の確保及び救援物資集積施設の設置訓練等を実施する。
公共施設復旧 訓練	公共施設が被災又は停電した際に、迅速な施設復旧を実施するため、電源確保訓練等を実施する。
ガス漏洩事故 処理訓練	危険物等の輸送時における事故・災害等を想定し、警察・消防等の関係機関等の応援活動などの訓練を実施する。
防潮堤の水門、 陸門等の締切 操作訓練	津波、高潮、風水害等に備え、防潮堤や陸門等の操作手順の確認等の訓練を実施する。
指定避難所運 営訓練	避難勧告等により指定避難所が開設された場合に、指定避難所管理者及び地元住民等の協力のもと迅速に指定避難所が運営できるよう、避難訓練等とあわせ、定期的、実践的な訓練を実施する。また、指定避難所運営の際の要配慮者に対する行動についても同時に習熟させる。
警備・交通規制 訓練	道路被害状況により、交通規制及び迂回路確保のための訓練を実施する。
その他の訓練	防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。

4. 学校等の防災訓練

- (1) 地震等の災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- (2) 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- (3) 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- (4) 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して指定避難所運営訓練を実施する。

5. 事業所等の防災訓練

- (1) 事業者等は、大規模な地震等の災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所として指定されている場合は、災害発生の際、企業が指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(4) 訓練内容

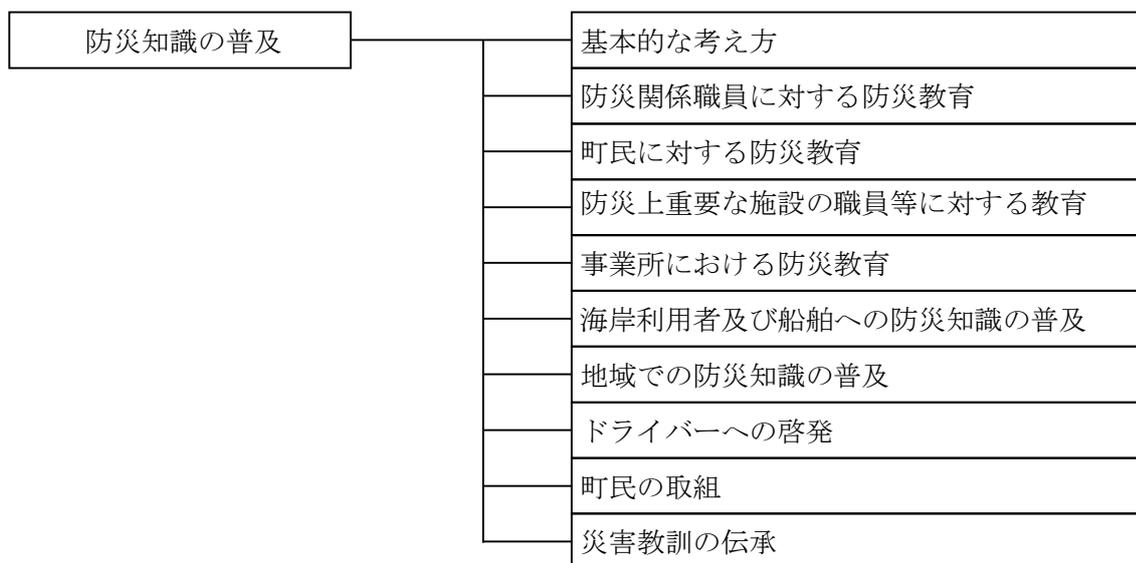
- ア 避難訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救急救命訓練
- エ 災害発生時の安否確認方法
- オ 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 町、自治会、他事業所等との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第19節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

災害による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と的確な行動が不可欠であり、また、定められた計画を実効性あるものとするためには、計画を運用する防災機関の職員及び住民等の計画に対する理解が重要である。さらにその必要性及び運用方法を熟知し、継続化していかなければ、災害発生時に有効適切な活動は期待できない。

町は、関係団体の協力を得て一層の普及促進の方策を検討し、また、要配慮者への防災知識の普及について、一人暮らし老人等を対象に災害緊急連絡台帳の整備と心身障害者福祉サービスパンフレットへの防災メモ等の作成、自主防災組織を通じての周知に努める。



1. 基本的な考え方

町をはじめ各防災関係機関は、「住民が自らを災害から守る（自助）」「地域社会がお互いを守る（共助）」という防災の基本を踏まえ、防災教育、講習会等を積極的に実施し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発に努める。

なお、施策の実施に当たっては、近年の高齢化傾向の特性を踏まえ、特に高齢者等の要配慮者に配慮した防災教育を系統的に推進しておく必要があることに留意する。

2. 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 防災活動マニュアルの作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
- オ 他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した防災研修等の実施

(2) 教育内容

- ア 地震・津波・風水害などの災害についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 地域防災計画の内容
- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 災害が発生した場合等に具体的に職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）
- キ 各種防災情報システムの操作方法等
- ク 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に対する知識
- ケ 家庭及び地域における防災対策
- コ その他必要な事項

3. 町民に対する防災教育

町及び防災関係機関は、住民に対し、「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び津波発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 普及の方法

- ア 社会教育、生涯教育、各種団体を通じての普及・啓発
自主防災組織、PTA、成人学級、女性団体、事業所団体等各種団体を対象とした

研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

イ 広報媒体による普及

町は、以下に示す多様な広報により、防災知識の普及に努める。

普及方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、インターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等)等の活用 ・新聞、雑誌への掲載 ・防災に関するテキスト、マニュアル、広報紙、パンフレット等の印刷物の配布 ・防災ビデオ等の製作・貸出 ・有識者による防災をテーマとした研修・講演会、講習会、シンポジウム、展覧会、映画上映会等の開催 ・「防災の日」等防災運動による防災思想の徹底 ・その他
-------------	--

ウ 総合防災訓練等の実施

町は、町民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を町民に周知させる。

エ 防災とボランティア関連行事の実施

町及び県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

オ 東日本大震災発生日の位置付け検討

町及び県は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置付けについて検討する。

カ ハザードマップ等の活用

町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

キ 防災拠点の活用

町及び県は、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

(2) 周知内容

ア 町及び防災関係機関が実施する防災対策及び災害応急対策等の内容

- イ 地震や津波等の災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- エ 災害危険性に関する情報
 - (ア) 各地域における避難対象地区
 - (イ) 孤立する可能性のある地域内集落
 - (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (エ) 液状化や地盤災害等周辺地域における災害危険性の知識
- オ 避難行動に関する知識
 - (ア) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - (イ) 早期避難の重要性についての知識
 - (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - (エ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識 など
 - (オ) 浸水等により指定避難所までの歩行等が危険な状態になった場合等の避難の方法について
 - (カ) 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
- カ 災害に対する平素の心得

災害に対する平素の心得

- ・ 負傷防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・ 災害時の家庭内の連絡体制・行動ルールの事前確認
- ・ 応急救護等の習得
- ・ 自宅、職場、学校等からの家族の避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食、乾電池等）
- ・ 出火防止等の内容
- ・ 自主防災組織の結成
- ・ 要配慮者及び観光客への配慮
- ・ ボランティア活動への参加
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 災害発生時の心得

災害発生時の心得

- ・災害発生時にとるべき行動（場所別）
- ・緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ・地震等の災害が発生した場合の出火防止と初期消火
- ・自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ・近隣の住民等と協力して行う救助活動
- ・テレビ・ラジオ等による情報の収集
- ・避難実施時に必要な措置
- ・指定避難所での行動
- ・自主防災組織の活動
- ・自動車運転中及び旅行中等の心得
- ・公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図る。
- ・避難勧告等の発令時にとるべき行動
- ・自動車運行の自粛

ク その他

(ア)住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(イ)帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(3) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

町及び県は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び LGBT 等性的マイノリティのニーズの違い等に十分配慮する。

イ 観光客等への配慮

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、指定避難所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(4) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の利用推進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービスなどの普及を促進する。

(5) 相談窓口の設置

町及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

4. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害の恐れがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

5. 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業者に対して防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、事業所における防災教育のテキストを作成し、その普及に努める。

事業所における防災教育については、事業所による差が著しく、全体的には水準の統一が見られないため、事業所団体毎に構成員の内部組織における防災知識の普及を図る。

6. 海岸利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 町は関係機関と連携し、関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

ア 町は、関係機関と連携し、防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

イ 町は、関係機関と連携し、各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ウ 宮城海上保安部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

7. 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町及び県は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を

十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

町及び県は、指定避難所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

町及び県は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定避難所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

8. ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

9. 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

(1) 食料・飲料水等の備蓄

概ね「最低3日間、推奨一週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

(2) 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

(3) 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に

努める。

(4) 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

(5) 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

(6) 防災マップの活用

町が作成する防災マップを活用し、避難経路図、緊急指定避難所等の確認に努める。

10. 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

(1) 資料の収集及び公開

町及び県は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(2) 伝承機会の定期的な実施

町及び県は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

(3) 石碑やモニュメントの継承

町及び県は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 伝承の取組

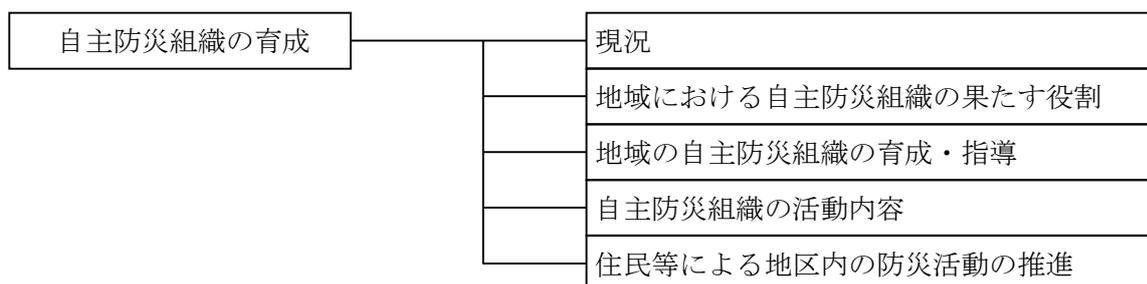
町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第20節 自主防災組織の人材育成

町は、自主防災組織の結成促進や運営について、「自主防災組織結成促進及び運営マニュアル」を有効利用し、平常時及び災害時の活動が円滑に行えるようにする。

また、町は、「世代継続する防災まちづくり」の理念を実現するために、自主防災組織の育成・強化を図り、消防機関等との連携を通じて、地域コミュニティにおける防災体制の充実等を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、若い世代をはじめ、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。



1. 現況

自主防災組織としては、各地域に住民主体の自主防災組織が結成され、それぞれが積極的に活動を行っている現状である。

また、婦人防火クラブが行政区ごとに結成されており、また、小学校の児童生徒による少年消防クラブも結成されている。

2. 地域における自主防災組織の果たす役割

(1) 自主防災組織の必要性

大規模災害の発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害によるコミュニティの崩壊や被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出・救護等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の要配慮者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するなどが必要である。

(2) 自主防災組織の活動

大規模災害発生時においては、住民が「自分の生命・自分の地域は自分で守る」という意識のもとに行動することが第一である。また、住民自身の地震等に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織活動を支えることになる。

3. 地域の自主防災組織の育成・指導

地域の自主防災組織の育成・指導は、基本的に以下のとおりとし、松島消防署の指導・協力を得て町が行う。

具体的な組織の育成については、別途「自主防災組織結成推進及び運営マニュアル」参照。

- (1) 町は行政区・行政地区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。特に、組織が設置されていない地域については、その原因を究明し、指導助言を行い、組織結成を推進する。
- (2) 町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、松島町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 訓練の実施等

(ア) 防災訓練への参加・実施

災害が発生したとき、適切な措置がとることができるよう町及び県が実施する防災訓練へ参加する。

(イ) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日常の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(ウ) 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

(エ) 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(オ) 救出・救助訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 指定避難所開設・運営訓練

災害発生時に迅速かつ円滑な指定避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。また、町は、自主防災組織自らが避難所を運営することができるよう、訓練や研修等を積極的に支援する。

イ 防災点検の実施

災害が発生したときに被害拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

ウ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

エ 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

(ア) 地域内の被害情報の収集方法

(イ) 連絡をとる防災関係機関

(ウ) 防災関係機関との連絡方法

(エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、防災関係機関による円滑な救出活動に必要な情報等の提供を行う。さらに負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の手当てを必要とする場合には救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

エ 避難の実施

避難指示(緊急)が出された場合は、住民に対して様々な手段を用いて周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定避難所に誘導する。なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア)避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- ① 市街地：火災、落下物、危険物
- ② 山間部、起伏の多いところ：がけ崩れ等
- ③ 海岸地域：津波
- ④ 河川：津波決壊・氾濫

(イ)円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

(ウ)避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 指定避難所開設・運営への参画

災害発生時には、町担当職員が被災し、指定避難所への参集が遅れることなども想定されることから、指定避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参加するよう努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたることとなった場合、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給を行うことになる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として炊き出し支援協力を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5. 住民等による地区内の防災活動の推進

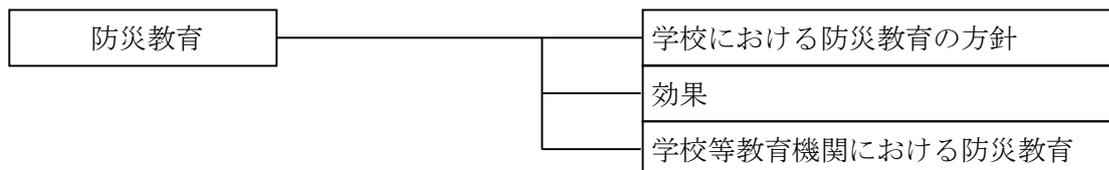
町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携し防災活動を行う。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第21節 防災教育

平成17年度より、町では、小学校1年生から中学校3年生までを対象に防災教育『まつしま防災学』を教育計画に組み入れて実施しており、児童生徒に基礎的な防災知識と技能を習得させ、自ら地域の一員として参画し貢献できる人材を育成している。また、小学生は家庭で、中学生は地域社会の中で地域防災に参加できる、若者参加型の地域防災が組織され「世代継続する防災まちづくり」ができるよう努めている。



1. 学校における防災教育の方針

(1) 防災教育の趣旨

町は、「世代継続する災害に強いまちづくり」の理念のもと、若者の地域参加を促すために、小中学校における防災教育を安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行う。特に避難や災害発生時の危険性及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を強化する。

(2) 目標

- 小学校低学年 「自分を守る」
- 小学校中学年 「自分や家族を守る」
- 小学校高学年 「自分や家族を守り、地域の人役に立つ」
- 中学校 「地域の防災戦力」

身につけ、考え、行動できる優しさとたくましさのある生徒の育成
助けを待つ存在から助ける行動を起こす存在に

2. 効果

- (1) 災害時に自分の身を守れる児童生徒が増える
- (2) 児童生徒の話から、家族の防災意識を高揚させることができる
- (3) 防災に関する知識や実践力が次第に高まり広がることによって、「地域防災」へとつながり、世代を引き継ぎながら災害に強いまちづくりへとステップアップできる。

3. 学校等教育機関における防災教育

- (1) 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

- (2) 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- (3) 児童生徒等に対する防災教育
- ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や指定避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- (4) 指導者に対する防災教育
- 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- (5) 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- (6) 町及び県、教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- (7) 町及び県、教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- (8) 町及び県、教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- (9) 町及び県並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上必要な知識の普及に努める。

【災害に強い組織づくり】

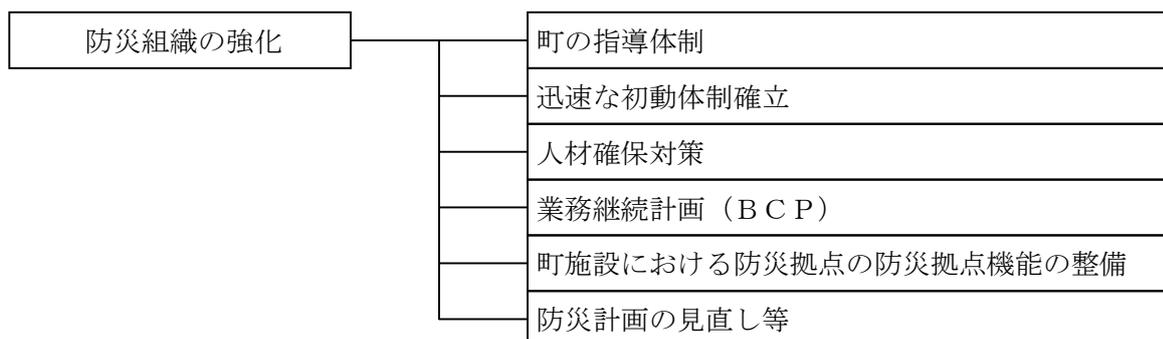
災害時に「もの」と「ひと」が組織的に動き、動かされなければ大きな効果は期待できない。このため次のような組織を目標とし、防災体制の強化に努める。

1. 信頼関係が確立された組織
2. 役割が明確な組織
3. 意図の伝達・徹底が容易な組織
4. 応援と強調が円滑な組織
5. 災害の危機管理が徹底した組織
6. 防災のため積極的に行動する組織

第22節 防災組織の強化

松島町の「地域としての災害危険性」に即して、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、整備・強化を次のとおり進める。

町内において大規模地震・津波が発生した場合、沿岸域の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、県及び防災関係機関は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す必要がある。このため、町は、平常時から組織ごと及び勤務時間外の配備・動員計画や、業務継続計画を定める。情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、本計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。



1. 町の指導體制

- (1) 地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、庁内に防災計画担当者会議を設置する。
- (2) 防災まちづくり計画の円滑な推進を図るために、密接な情報交換と研修・訓練等を実施し、災害時における各課の円滑な連携体制の強化に努める。

- (3) 町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

2. 迅速な初動体制確立

防災組織の整備を図るとともに、災害規模に応じた組織毎の配備動員計画を定め、職員参集システムを確立する。

(1) 配備体制の明確化

災害対策は、県との連携が不可欠であることから、県の配備体制を十分考慮し、本町の配備体制を定める。

また、各配備体制においては、配備基準、配備内容、配備職員、参集場所、活動内容等を明確にしておく。

ア 警戒配備（0号配備）

町内で震度4未満の地震が観測され災害の発生が予想されるとき、宮城県に津波注意報「津波注意」が発表になったとき及びその他特に危機管理監が必要と認める場合は、必要な人員をもって警戒配備（0号配備）体制を取る。

イ 警戒本部（1号配備）

町内で震度4の地震が観測されたとき、宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき、その他特に総務課長が必要と認めたときは、体制の基準に基づき松島町警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号配備）体制を取る。

ウ 特別警戒本部（2号配備）

町内で震度5弱の地震が観測されたとき、宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき、その他特に副町長が必要と認めたときは、松島町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号配備）体制を取る。

エ 災害対策本部（3号配備）

町内で震度5強以上の地震が観測されたとき、その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたときは、松島町災害対策本部を設置し、非常配備（3号配備）体制を取る。

なお、震度5強以上の地震が観測された場合には、松島町災害対策本部を自動的に設置する。

また、災害対策本部設置前の段階でも、被害の規模が相当程度広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置基準の明確化等

ア 災害対策本部の設置基準及び廃止基準を明確にする。

イ 災害対策本部を運営するにあたり、平常時から、組織のメンバーを明確にしておくとともに、災害対策本部の設置及び運営方法等について十分に確認を行う。

ウ 町長が不在等により災害対策本部長として指揮がとれない場合等の指揮命令システムを明確にする。

エ 災害対策本部の各災対部における責任者を定め、指揮命令システムを明確にする。

(3) 事務分掌の周知徹底等

あらかじめ、災害対策本部設置時の組織構成及び事務分掌を定め、平常時から職員に対し事務分掌等の周知徹底を図り、職員自らの役割について十分理解させる。

(4) 夜間・休日等における体制

夜間・休日等勤務時間外の災害発生時等の「職員の参集手段」を明確にする。特に、町長等幹部職員及び防災担当職員については、夜間・休日等の連絡先等について常に明確にしておく。

(5) マニュアルの作成

ア 職員初動マニュアルの作成

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、職員の初動体制を明確化する職員初動マニュアルを作成する。作成の際には、平常時の組織ごとの配備・動員計画や勤務時間外の職員の参集方法、初動時にとるべき職員の行動等について明確化する。

イ 応急活動マニュアルの作成

町は、組織ごとに災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

ウ 消防団活動安全管理マニュアルの作成

町は、消防団と協力して、特に津波災害における消防団活動を継続していくために必要な事項を定めたマニュアルを作成し、活動時における消防団員の安全確保に努める。

3. 人材確保対策

(1) 他の災対部からの職員の応援

各災対部の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、他の災対部等からの職員の応援を受けられるよう職員の調整等が円滑にできるような体制を整備する。

(2) 退職者の活用等

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4. 業務継続計画(BCP)

(1) 業務継続性の確保

ア 業務継続計画(BCP)の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、

災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(2) 電源及び非常用通信手段の確保対策

ア 電源及び非常用通信手段の確保

町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

イ 再生可能エネルギーの導入推進

町は県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(3) データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

(4) 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

5. 町施設における防災拠点機能の整備

(1) 役場、保健福祉センター等の防災拠点施設は、電気水道等が停止した場合に備えて、FAX・コピー・パソコン等が使用可能な自家発電設備の整備、飲料水・燃料の備蓄に努める。なお、役場が被災した場合に代替施設となる松島町運動公園温水プールについては、上記の整備に努めるほか、情報通信機器等の整備を図る。

(2) 救援・救護活動の拠点となる保健福祉センター・指定避難所となる学校や集会施設等を有効に機能させるため、防災倉庫の設置及び応急対策用資機材「物資の備蓄」「防災行政無線の設置」「住環境整備」を図る。

(3) 大規模災害発生時の炊出しの拠点となる学校給食センターについては、炊出しに必要と

なる設備や機材等の整備を図る。

6. 防災計画の見直し等

(1) 松島町防災会議を設置し、随時、地域防災計画の見直しを行っていく。

(2) 地震調査研究等の推進

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

ア 国・県等の調査研究等の活用

国、県、研究機関等で実施された調査研究等の情報を入手し、必要に応じ松島町地域防災計画等の見直しを行う。

イ 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町又は県に報告するよう努める。

町及び県は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

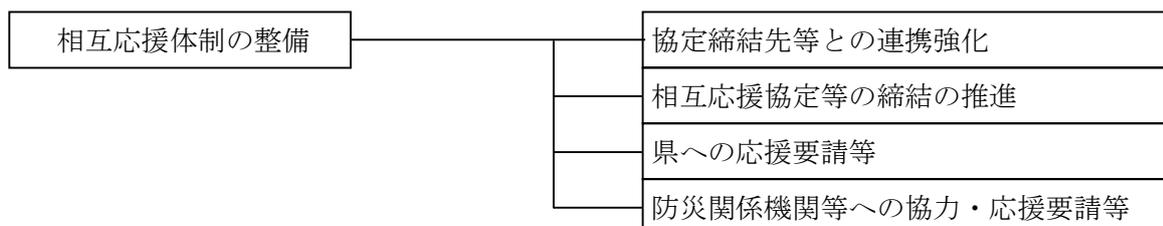
ウ 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第23節 相互応援体制の整備

大規模な災害発生時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。



1. 協定締結先等との連携強化

(1) 協定等締結状況

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大和町、富谷市、大衡村、	平成 7 年 11 月 14 日
災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定	宮城「館」懇談会、みやぎ生活協同組合	平成 9 年 1 月 24 日
災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城「館」懇談会、宮城県石油商業協同組合塩釜支部、宮城県石油商業協同組合黒川支部	平成 10 年 11 月 4 日
宮城県市町村相互応援協定	宮城県内全市町村	平成 16 年 7 月 26 日
松島町災害対策業務に関する協定書	松島地区防災防止協議会	平成 16 年 10 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	松島町社会福祉協議会	平成 16 年 12 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	社会福祉法人松島町社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会	平成 17 年 3 月 25 日
電力設備災害復旧に関する協定書	東北電力ネットワーク(株) 塩釜電力センター	平成 20 年 3 月 27 日

松島町地域防災計画 津波災害対策編

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書	松島旅館組合、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定書	松島島巡り観光船(企)、丸文松島汽船(株)、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成 21 年 9 月 9 日
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	平成 21 年 12 月 7 日
夫婦町災害支援相互協定	秋田県にかほ市	平成 24 年 8 月 6 日
災害相互支援協定書	埼玉県滑川町	平成 24 年 11 月 3 日
災害時における清涼飲料水供給に関する協定書	仙台コカ・コーラボトリング株式会社	平成 25 年 12 月 3 日
東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定	東松島市	平成 24 年 4 月 24 日
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県武豊町	平成 24 年 10 月 4 日
特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 宮城事業部	平成 26 年 1 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定書	山形県中山町	平成 26 年 6 月 30 日
災害相互支援協定書	広島県廿日市市、京都府宮津市	平成 26 年 7 月 20 日
災害時における緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部	平成 27 年 2 月 16 日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人千賀の浦福祉会、医療法人友仁会老人福祉施設松島みどりの家、社会福祉法人功寿会、コスモスケア株式会社、有限会社マミーホーム、社会福祉法人松島町社会福祉協議会、松島医療生活協同組合、社会福祉法人松の実福祉会	平成 27 年 7 月 28 日
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	松島産業株式会社	平成 27 年 8 月 5 日

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社宮城主管支店	平成27年8月5日
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	くろしおLPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	平成28年4月19日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	特定非営利法人アドバンス「デイサービスセンターいっぷく」、特定非営利法人結いのこころ「里山デイサービスひより」	平成30年2月8日
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	くろしおLPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	平成28年4月19日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	特定非営利法人アドバンス「デイサービスセンターいっぷく」、特定非営利法人結いのこころ「里山デイサービスひより」	平成30年2月8日

※ 各協定及び覚書等に関する詳細は資料編 資料2を参照のこと。

(2) 関係団体との連携強化

町及び県は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の供給を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、など、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(3) 相互応援体制の整備

ア 受入体制の構築

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に協定締結先等から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を位置付けるよう努める。

なお、受入れに必要な次の事項について準備を整える。

- (ア) 応援先・受援先の指定(優先順位)
- (イ) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (ウ) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (エ) 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制
- (オ) 資機材等の集積・輸送体制
- (カ) その他必要な事項

イ 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。なお、人的応援により職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(4) 非常連絡体制の確保

ア 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関等とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

イ 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

(5) 県内市町村間相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

2. 相互応援協定等の締結の推進

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町、県及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

(1) 市町村間の応援協定等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意する。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当部局の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

ウ 遠方の市町村間の相互応援協定

協定締結の際には、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

松島町は日本三景のひとつとして、毎年、京都府宮津市と広島県廿日市市と連携をとっており、今後、両市との相互応援協定について検討を行う。

エ 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるようあらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 広域避難に係る協定締結等

東日本大震災の教訓を踏まえ、広域避難に関する協定締結等に努めるとともに、締結した場合には、あらかじめ相互間で協議を行い、その受入れ収容施設の状況把握や情報・連絡体制、広域避難に関する手順・移動方法など定めておくものとする。

(2) 民間事業者等との応援協定等

大規模な災害が発生した場合、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事、災害廃棄物の処理等の応急対策を迅速に実施するためには、民間事業者をはじめ各種団体の協力が不可欠となる。このため、町は、あらかじめ、民間事業者等と協定等を締結し、協力体制の確立に努める。

3. 県への応援要請等

(1) 連絡体制の構築

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 応援体制の強化

町及び県は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

(3) 資機材及び施設等の相互利用

町及び県は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(4) 救援活動拠点の確保

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

4. 防災関係機関等への応援・協力要請等

(1) 自衛隊に対する緊急通知

町は、通信の途断等により県に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼ができない場合に備え、防衛大臣又は自衛隊へ直接緊急通知する際の連絡先や手順等についてあらかじめ明確にしておく。

(2) ライフライン事業者等との連携体制の確立

町は、電気、ガス、通信等、住民の生命又は社会生活の維持に必要なライフラインを管理する事業者等と、あらかじめ協議を行い、連絡体制等の整備を図り、災害時における連携体制を確立する。

(3) 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

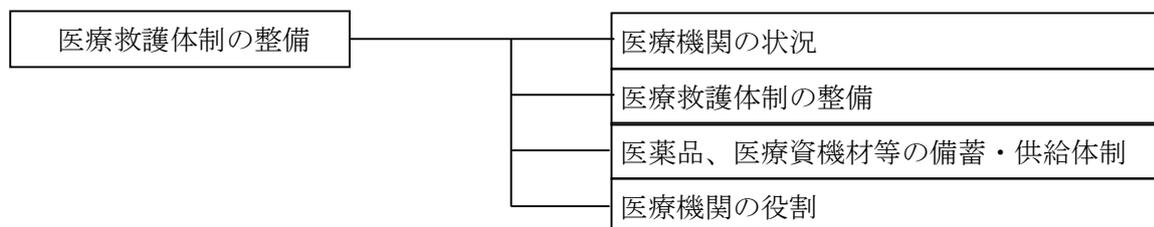
第24節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模災害発生時には、多数の負傷者がでることが予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがあることから、町は、県と医療救護機関と綿密な連携を図りながら医療救護体制を整備するとともに、医薬品等の備蓄も含めて整備充実を図る。

医療救護所設置については、(公社)宮城県塩釜医師会と締結する「災害時の医療救護活動に関する協定」により設置し救護班を編成する。医療救護所の運営については、混乱を招かないよう責任者を明確にした上で推進する。なお、必要な備品等の確保が図れるよう事前に準備し、関係機関の協力を得る体制をつくる。

〈医療救護所の主な役割〉

- ・ 傷病者の応急処置及び医療
- ・ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送準備の決定



1. 医療機関の状況

町内の医療機関の状況は、以下のとおりである。

なお、町は、災害時において町内の医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握し、この旨を住民に広報する。

また、大規模災害時における指定避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
松島病院	高城字浜 1-16	354-5811	内科、外科、産婦人科、整形外科、 神経内科、消化器科 リハビリテーション科
中山クリニック	磯崎字磯崎 2-8	353-2333	内科、小児科、腎臓内科、人工透 析
小野寺記念たけな か医院	高城字町 61	354-2607	内科、小児科、消化器内科
松島海岸診療所	松島字普賢堂 2-11	354-3702	内科、消化器科、循環器科、歯科、 矯正歯科、小児歯科
松島中央歯科医院	松島字陰ノ浜 7-1	353-2161	歯科、矯正歯科、小児歯科
西村歯科医院	磯崎字磯崎 105-3	353-4092	歯科、矯正歯科、小児歯科、小児 矯正無痛治療

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
A B E デンタルオフィス	高城字町 151-4	353-9980	歯科
ファミリア歯科	高城字町 147-6	355-6860	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科 口腔外科

2. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護体制の整備

- ア 町は、健康長寿課長を責任者とし、平常時より災害時の医療救護体制を構築する。
- イ 町は、病院、医療救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ウ 医療救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るため、町内各病院や（公社）宮城県塩釜医師会と事前に協議等を行い、協力体制を構築する。必要に応じ協定等の締結に努める。
- エ 医療救護所において医療救護活動が対応できない場合に備え、町は、県地域災害医療支部を通じた県医療救護班及びDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請等を迅速かつ円滑に実施するため、連絡先、連絡方法等をあらかじめ確認しておく。
- オ 町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星携帯電話、災害時優先電話、M C A無線機等の複数の通信手段の整備に努める。

(2) 医療救護所の指定

- ア 町は、（公社）宮城県塩釜医師会等医療機関の協力を得て、災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当、トリアージ等の初期医療救護に相当する応急処置等を行うための医療救護所を、あらかじめ、以下のとおり指定する。

医療救護所

施設名	連絡先	収容規模
松島町農村婦人の家	352-2361	30 人
松島町保健福祉センター	355-0666	20 人

- イ 町は、障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 医療救護班の編成

ア 町内の各病院、医院、(公社)宮城県塩釜医師会等の協力を得て、あらかじめ医療救護班を編成しておき、救護活動体制を確立する。町内独自での医療救護班の編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成を行う。

イ 町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(4) 応急救護設備の整備と点検

町は、大規模な災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行う。

(5) 在宅要医療患者の医療救護体制

ア 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

イ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(6) 救護者の搬送体制

重度の負傷者の搬送は、塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署等の救急車を利用し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

3. 医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制

(1) 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

ア 町は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セットを町役場及び指定した医療救護所等に配備し、定期的に点検・補充を行う。

イ 災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合に備え、健康長寿課は、必要に応じ協定等を締結する等、調達先となる町内の関係業者との協力体制を構築し、その確保努める。関係業者は以下のとおりである。

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
品川薬局	高城字町 95-1	354-2032	
たかぎ薬局	高城字元釜家 9-1	354-3369	
つばさ薬局松島店	松島字普賢堂 5-5	353-2990	
薬王堂	高城字焔命院下一	353-3551	
カメイ調剤薬局松島店	高城字浜 1-68	353-8588	

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
まごころ調剤薬局	高城字町 62-3	349-9127	

ウ 町内の関係業者だけで不足する場合に備え、塩釜地区薬剤師会及び『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村からの調達方法等を協議しておく。

(2) 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、医師会や宮城県薬剤師会等とあらかじめ協議しておく。

4. 医療機関の役割

(1) すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。

(2) 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、町及び他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(3) 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

5. 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係 団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、指定避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。

(1) 災害派遣福祉チームの体制における役割(平時)

ア 町の役割

本計画において災害派遣福祉チームの役割を規定し、指定避難所の運営体制等を整備する。

災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割
福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

ウ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割
チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

ア 町の役割

指定避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割
宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について
支援を行う。

ウ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

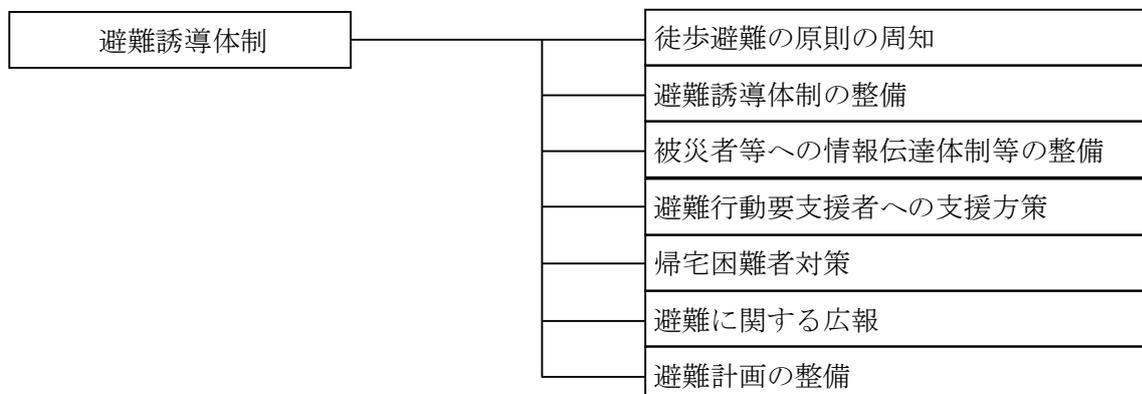
(3) 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に指定避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第25節 避難誘導體制

町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、避難計画の作成、強力な救助組織の確立等、大規模災害発生時における避難誘導體制の整備を次のとおり進める。



1. 徒歩避難の原則の周知

町は、指定避難所への職員配備や、防災行政無線を活用した適切な避難情報の収集伝達方法の整備を図る。特に避難行動要支援者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

災害発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、災害発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2. 避難誘導體制の整備

(1) 行動ルールの策定

町は、消防職団員、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

(2) 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

3. 被災者等への情報伝達体制等の整備

(1) 情報伝達手段の確保

ア 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

特に要配慮者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

イ 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者、外国人等の帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

(3) 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(4) 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

4. 避難行動要支援者の支援方策

(1) 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 避難行動要支援者対策について

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

- イ 避難行動要支援者の管理データの整備は町職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会が連携し、常に対象者の状況変化に対応できるようにし、安否確認の方法についても、対象者と地域住民の理解を得ながら事前に行うよう努力する。
- ウ 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(3) 社会福祉施設等における対応

- ア 動員計画及び非常招集体制等の確立
社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。
- イ 緊急時情報伝達手段の確保
町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。
- ウ 非常持ち出し品の確保対策
社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

(4) 在宅者対応

- ア 情報共有及び避難支援計画の策定
町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。
- イ 避難支援に配慮した方策の検討
町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。
- ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応
町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者の情報について、県と共有化を図るとともに、災害時個別支援計画等の策定に努める。

(5) 外国人等への対応

- 町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。
- ア 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
 - イ 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
 - ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

エ 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

5. 帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

町は、大規模な災害の発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

(2) 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

(3) 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

(4) 避難対策

ア マニュアルの策定

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

ウ 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(5) 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(6) 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(7) 帰宅支援対策

町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

(8) 地域協議会等の設置

町は、主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、県と連携して取り組む。

6. 避難に関する広報

(1) 町民及び自主防災組織に対しては、その趣旨の徹底と非常時における安全避難への協力確保を図るため、平常時より広報に努める。

(2) 町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

(3) 実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

7. 避難計画の整備

(1) 町の対応

ア 町は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。

また、

(ア) 避難勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人数

(ウ) 指定避難所の名称、所在地、収容人数

(エ) 避難路及び避難経路、誘導方法

イ ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などまちづくりと一体となった防災力の向上に努める。

ウ 避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

(2) 公的施設等の管理者

学校等、病院、社会教育施設、駅等不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者や職員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、職員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第26節 食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制

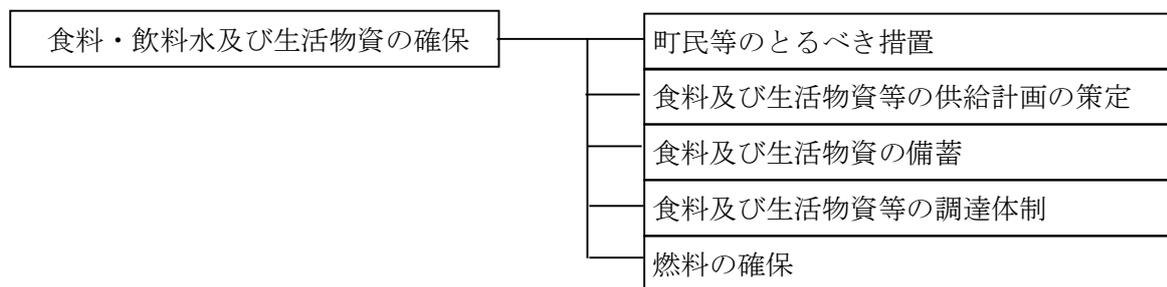
被災時に住民の食料や飲料水又は生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こり、早急な提供は困難が予測される。よって町は、被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行えるよう物資の備蓄、調達体制を整備していく。

また、学校給食センターやホテル・旅館を利用した炊き出しや、防災組織と連携による地域での炊き出しも計画する。

各家庭での備え

学校給食センター等での炊き出し

各種団体・組織の救援活動



1. 町民等のとるべき措置

- (1) 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、「最低3日間、推奨一週間」分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努める。
- (2) 町民は、家族構成に考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- (3) 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努める。
- (5) 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう、パンフレット、広報誌等を通して啓発に努める。
- (6) 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2. 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

3. 食料及び生活物資の備蓄

(1) 初期対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の「最低3日間、推奨一週間」分等、初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める。

ア 食料の備蓄

町は、米穀、乾パン等の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため分散備蓄を行うとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、対応年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行う。

イ 生活物資の備蓄

生活物資の備蓄状況は、資料編「資料7-8 食糧・飲料水等備蓄一覧」のとおりである。

ウ 飲料水の備蓄

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(2) 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、指定避難所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(4) 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(5) 備蓄物資選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(6) データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

(7) 配給体制の整備

以下の事項に留意し、大規模災害時の飲料水、食料、生活物資等の配給体制を整備する。

- ア 自主防災組織、ボランティア等の協力のもと配給体制を整備する。
- イ 指定避難所等での要配慮者への配慮
- ウ 公平性
- エ 在宅の被災者への配給体制
- オ 在宅の要配慮者への配給体制

4. 食料及び生活物資等の調達体制

(1) 食料・生活物資の調達

- ア 町は、民間事業者等と食料・生活物資の調達に関する協定を締結するなど、緊急時の物資調達先を確保する。
- イ 町は、生活物資の調達について利府松島商工会と協議の上、町内各業者から必要量を調達できるよう体制を整備する。
- ウ 町内の関係業者だけで不足する場合は、宮城「館」防災に関する相互応援協定締結市町村及びみやぎ生活協同組合との協定に基づいて調達するものとし、調達方法等について事前に確認しておく。
- エ 上記での調達が困難又は、生活物資が不足する場合等には、県に応援を要請するものとし、あらかじめ応援要請方法等について確認しておく。
- オ 調達する食料・生活物資を選定する際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮することを、職員に対し周知徹底する。

(2) 飲料水の確保

- ア 被災地における迅速な対応を図るため、応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

イ 給水に関する応援要請については、日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づき実施する。

緊急時用浄水装置能力表

ろ過能力	V=2,000 ㎥ (1時間当たり)
	※ 1世帯当り 1日 20 ㎥ポリタンクを1個使用した場合
	1時間当り 2,000 ㎥ ÷ 20 ㎥ = 100 世帯分
	1日当り 100 世帯 ÷ 24h = 2,400 世帯分給可能

ウ 長期断水時の飲料水確保を図るため、井戸水等の水質検査に努める。

5. 燃料の確保

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

ア 物流体制の整備

町は県と連携し、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。

イ 燃料確保に関する協定等

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(2) 重要施設の停電時の対策強化

県から指定された重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 災害応急対策車両の燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

(4) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(5) 普及啓発

ア 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害

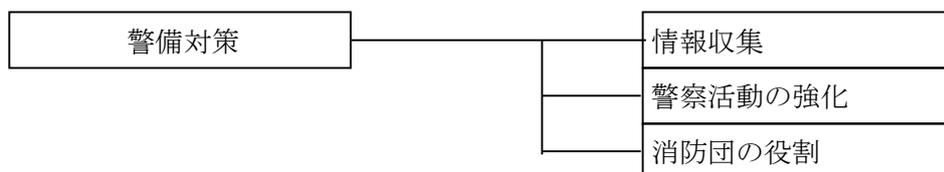
発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

イ 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第27節 警備対策

町は、災害発生時の、救出・救助活動の他、交通の混乱や治安の悪化など、警備を必要とする様々な場面が想定される。警察機関との連絡体制を強化し十分な対応がなされる体制づくりに努める。また、海上においては、宮城海上保安部が応急対策の役割が果たせるよう平時から連絡体制を強化する。



1. 情報の収集等

町は、塩釜警察署に対し、平常時より警戒区域、無人化地域及び指定避難所等の治安状況等の犯罪に関する情報を収集・分析し、治安活動について要請をする。

2. 警察活動の強化

町は、被災地、指定避難所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し、必要により臨時交番の設置、集団警ら等の地域警察活動を強化するよう要請する。

3. 消防団の役割

町は、災害が発生した際に消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民と協力し救助救出活動を行うため、多くの町民が平常時より地域自主防災訓練に参加し地域の連携の強化を図る。

第28節 学校防災対策

大規模災害発生の場合、指定避難所が開設された地域の学校の教職員は、指定避難所開設・運営への協力が要請されるとともに、被災した多数の児童・生徒に対するケア等適切な対応が必要になる。学校は、大規模災害時を想定した教職員の行動計画を策定し、児童・生徒の避難誘導保護等を含めた「災害対策マニュアル」を策定する。

なお、学校施設については、災害発生時、地域における防災拠点として利用されるため他の指定避難所と同様に、備品や避難生活に必要な物資の備蓄を行うとともに、耐震補強等防災に必要な施設の整備に努める。



1. 防災体制の整備

学校（幼稚園、保育所含む）は、町、県、教育委員会の指導及び支援を受け、計画の策定や連絡体制の整備など事前対策を推進する。

(1) 校長（以下「園長、所長」を含む）は、学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てておく。

(2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

ア 児童等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図ること。なお、児童・生徒の引き渡しにおいては以下の事項に留意する。

(ア) 平常時から家庭の状況を把握しておくこと。

(イ) 保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については学校等に止めるなど事前の協議・確認を行うこと。

(ウ) 登下校園中（徒歩、自転車、バス等）に災害が発生した場合の対応

(エ) 警報発表中は、児童生徒を引き渡さず、保護者とともに学校等に留まることや、避難行動を促すなどの判断についての対応

イ 教育委員会、警察署、松島消防署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

ウ 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと。

エ 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たるため、学校防災計画に指定避難所となる場合の事項を定めておくこと。

(3) 町及び学校は、「まっしま防災学」として防災専門家や災害体験者の講演会開催及び町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を計画する。また、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育や、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災

害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

- (4) 教職員に対しては、災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火方法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- (5) 町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第29節 複合災害対策

二次災害・複合災害防止対策

複合災害対策

1. 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

(1) 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の災害予防対策の定めるところによるが、予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

ア 活動体制

- (ア) 町は、平常時から防災関係機関相互の連携（要因、装備、資機材等の広域応援）について協議しておく。
- (イ) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (ウ) 町、県、関係市町村は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢等を速やかにとることを考慮する。
- (エ) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

イ 情報収集・伝達体制の整備

- (ア) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。

- (イ) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (ウ) 町、県、防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - ① 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - ② ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (エ) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

ウ 避難体制の整備

- (ア) 複合災害時には、避難勧告等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (イ) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する津波ハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (ウ) 町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

(2) 複合災害に関する防災活動

ア 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

イ 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

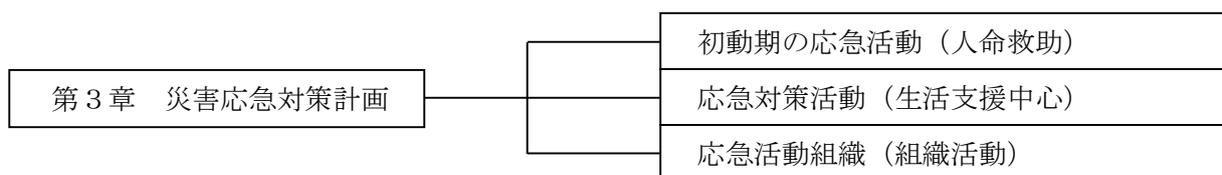
第3章 災害応急対策計画

大規模災害時は広範囲にわたる被害発生が予想され、多岐にわたる応急対策の必要性が生じる。応急対策は、防災体制や相互応援協定の応急活動組織、情報収集・伝達や避難誘導など、主に人命に係わる対応を中心とした緊急対策と、応急住宅やライフラインの復旧など、主に被災者の生活支援を中心とした対策に区分される。

災害発生後の応急対策については、防災機関が行う消火活動はもとより救急救助活動、情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導等応急活動の全般的な機能を果たすことになる。

また、多様な応急対策需要に対応するためには、常備消防はもちろんであるが、消防団・婦人防火クラブ・自主防災組織等が地域の中心となって初期消火、救出活動、避難誘導、広報活動等に大きな役割を果たすことが必要である。大規模災害発生後の応急対策を迅速かつ効率的に実行するためには、このような応急対策需要の特異性と防災機関の中心的な役割を十分に活かした計画を立て、実施しなければならない。

特に地震災害は他の災害と異なり、発生の事前予知が困難であること、また、東日本大震災の教訓からも事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分配慮する必要がある。事前対策による被害軽減にも限界があり、応急対策計画に基づいた備えが重要な意味を持つ。大地震災害による応急対策の特色としては、他の災害と比較して、広域性及び同時多発性を有していることであり、特に応急対策の第一線に立つ町は、多岐にわたる応急対策活動を同時並行的に行うことが求められ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急対策を講じていくことが必要となる。



【初動期の応急活動】

災害発生直後は、人命の安全確保を最優先とし、避難誘導や救急救助活動、消火活動を行わなければならない。また、正確な情報収集を行い、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を行い、被害の拡大防止と二次災害の発生抑止に努めなければならない。

第一段階の応急対策は、人命救助を最優先とした集中的活動により、その被害を最小にとどめるための活動を行うべきである。その上で第二段階としての対応策を実施できるよう備えを整えておくことが大切である。

住民は我が身の安全を確保した上で、率先して隣や近所の住民の安否確認や救出活動を行う。

第1節 津波応急対策

津波から身体と生命を守るには、「避難すること」が最も重要であることを念頭に、津波警報等の情報収集、避難勧告等の住民等への確実な伝達、防災関係機関との連携のもと地域の共助を基本とした避難誘導等、各種津波応急対策を実施する。

なお、応急活動を実施するにあたっては、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を実施する。

1. 防災活動体制

(1) 連絡・参集体制

勤務時間内及び時間外に、大津波警報・津波警報・津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は「第3章職員の参集等」に定めるとおりとする。

(2) 配備体制

配備体制は「第3章職員の配備体制」に定めるとおりとする。

(3) 警戒活動

町は、大津波警報、津波警報、津波注意報等を認知した場合には、以下の警戒活動を実施する。

ア 津波警報、避難勧告等の伝達

津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、県、消防、警察、海上保安部等関係機関と連携し、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施し、住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。

イ 陸閘門等の閉鎖

(ア)町は、大津波警報・津波警報、津波注意報を認知した場合は、消防団と速やかに連絡を取り、町内に設置されている陸閘門の閉鎖を要請する。

(イ)防潮水門等施設管理者及び消防団は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮し、安全性を確保（退避時間等）した上で、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。安全性を確保できない場合は、閉鎖が完了していない場合であっても、作業を打ち切り、速やかに退避する。

(ウ)漁業者、事業者（観光船等）、住民等が周辺で活動を実施している場合は、閉鎖後に避難が行われるよう体制の強化を図る。

ウ 潮位変動の観測

町は、津波来襲の監視を行うため、町及び町周辺（塩釜市、七ヶ浜町）に設置された潮位計から潮位変動に関する情報等を収集する。

2. 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

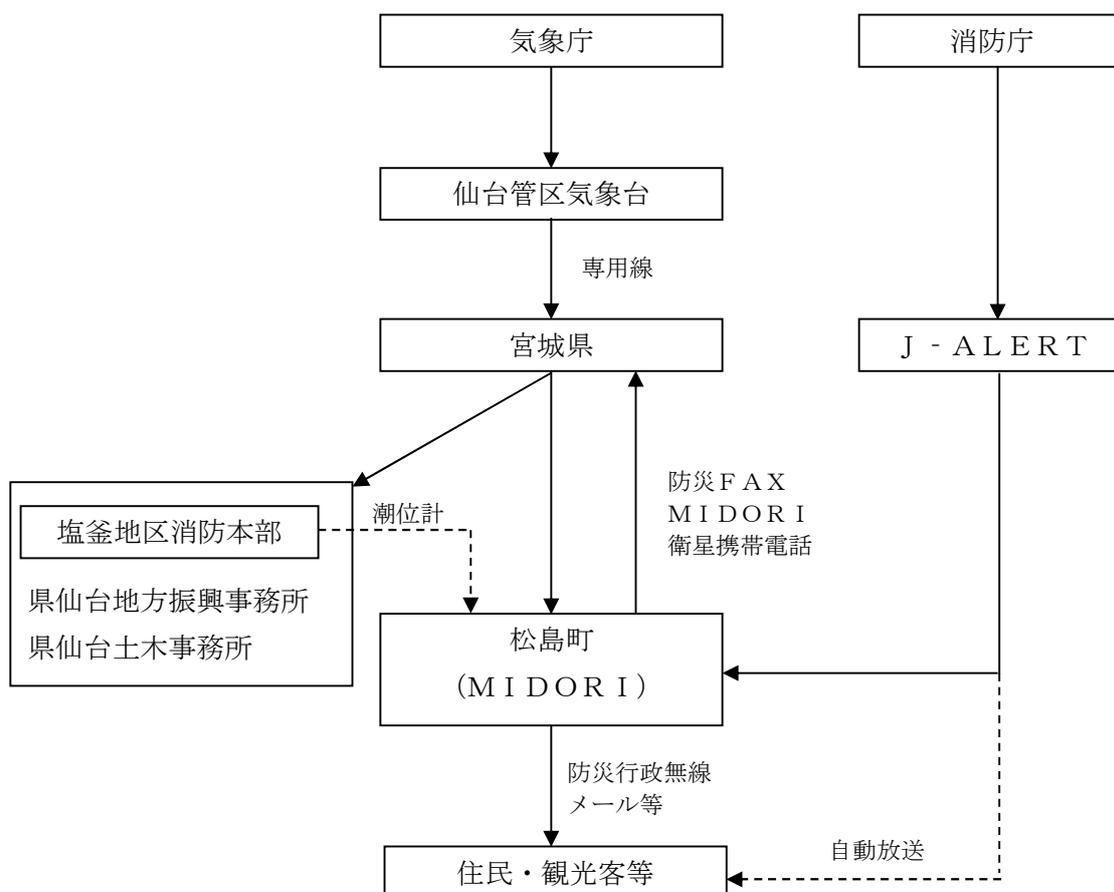
津波発生の際、住民並びに観光客が速やかに避難することが出来るよう気象情報、潮位観測機器、河川画像情報等をもとに海面監視のための目視も含めた情報収集に努める。

ア 情報等は、宮城県防災総合システム「MIDORI」を活用しあらゆる角度から人命保護のための情報収集を行う。

イ 全国瞬時警報システム「J - ALERT」から、津波情報等を入手する。

ウ 町周辺に設置されている潮位計等の観測機器から、潮位変動等の情報を収集する。

エ 津波情報等の伝達系統図



(2) 収集する情報等の種類

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、気象庁から、大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表される予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模が(マグニチュード)8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等もとに津波警報

等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m < 高さ ≤ 1m	1m	(表現なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。また、陸域においても、海岸堤防がないなどのため、浸水が想定される地域にいる場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来

に間に合わない場合がある。

- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- ③ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等が発表された場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等が津波情報で発表される。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類		発表内容																
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表																
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																
	津波観測に関する情報	<p>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="text-align: center;">最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">津波警報等の発表状況</th> <th style="width: 40%;">観測された津波の高さ</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">1 m 超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 m 以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td style="text-align: center;">0.2 m 以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.2 m 未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td style="text-align: center;">(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容	大津波警報	1 m 超	数値で発表	1 m 以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2 m 以上	数値で発表	0.2 m 未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容															
大津波警報	1 m 超	数値で発表																
	1 m 以下	「観測中」と発表																
津波警報	0.2 m 以上	数値で発表																
	0.2 m 未満	「観測中」と発表																
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																
沖合の津波観測に関する情報	<p>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点にまでに 																	

情報の種類		発表内容																
		<p>観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の予報区において沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 																
津波情報	沖合の津波観測に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="text-align: center;">沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 20%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 60%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3m以下</td> <td>沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td style="text-align: center;">1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1m以下</td> <td>沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td style="text-align: center;">(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	3m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	1m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																

(イ) 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a. 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- b. 津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- a. 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- a. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

なお、仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区(津波予報を担当する対象の沿岸域)は東北地方沿岸であり、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が要である旨を発表

エ その他の情報等

上記ア、イのほか、津波発生源となる地震に関する情報、二次災害防止のための余震や気象に関する情報等については、「第3章情報の収集伝達」に基づき情報を収集する。

(3) 情報伝達体制

津波警報等の情報を確知した場合には、速やかに住民等に対し伝達する。

情報の伝達手段として、防災行政無線による情報伝達並びにサイレン吹鳴、広報車等多数の手段を確保し、迅速な避難行動が取れるよう避難経路、指定避難所の周知を図る。

また、海上での漁業者等を含めた船舶に対しては付近を航行する無線設備を備えた船舶に支援を要請する他、携帯電話等多数の手段を用いて周知を図る。

また、海上での漁業者等を含めた船舶に対しては付近を航行する無線設備を備えた船舶

に支援を要請する他、携帯電話等多数の手段を用いて周知を図る。

ア 津波情報等の伝達に当たっては、以下の4点に留意する。

何を知らせるべきか (事前に雛形を作成しておく)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報・津波警報・大津波警報の発表 ・津波到達予想地域、津波到達予想時間、津波の最大高さ ・津波襲来の危険性 ・避難勧告・避難指示(緊急) ・実施すべき行動、対策
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警戒区域の住民か、それ以外の住民に対してか ・避難対象区域の住民等の誰を対象とするか (住民、要配慮者、滞在者(観光客、釣り客、外国人等)、通過者、漁業関係者、河川関係者、船舶、海岸工事関係者等) ・指定避難所に避難している避難者
伝達のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後(自動放送、職員を介した放送、地震震度、津波の危険性、避難勧告・避難指示(緊急)) ・津波予報発表直後(津波予報、津波情報、被害状況等、避難所開設状況) ・津波終息後(大津波警報・津波警報・津波注意報の解除、避難勧告・指示の解除、指定避難所の閉鎖)
情報伝達時の表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示(緊急)等の緊急を要する情報の呼びかけを行う場合には、命令口調で伝達する等、その緊急性や切迫性を強く訴える表現方法で実施する。 ・防災行政無線等で避難を呼びかける際は、分かりやすい表現で、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなど、緊迫感を持たせ、住民の避難や安全確保行動を促す。

イ 伝達手段

(ア)電話等による連絡

- ① 勤務時間内の庁内各課及び教育委員会への伝達方法は、総務課長が伝達責任者となり、庁内放送及び文書で行う。勤務時間外は、担当課長へ電話にて伝達する。
- ② 各行政区長への伝達方法は、総務課長が伝達責任者となり、移動式無線電話を用いて連絡を行う。その他の関連機関への伝達方法は、各担当課長が伝達責任者となり、電話にて伝達を行う。
- ③ 電話による通信が不通の場合は、宮城県地域衛星通信ネットワークシステム、移動式無線電話(主に各行政区長との連絡)、インターネット、宮城県総合防災情報システム「MIDORI」等を用いる。

(イ)電話以外の手段による連絡

電話以外に情報伝達を行う主な同報系手段は以下のとおりとする。

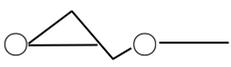
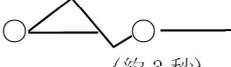
大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達をサイレン、警鐘で行う場合は、伝達文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号:昭和51年11月16日)で規定す

る標識を用いる。

電話以外の情報伝達を行う手段

伝達手段	対象者	責任者
防災行政無線（同報系無線）	住民 避難対象地域の滞在者	総務課長
広報車	住民 避難対象地域の滞在者	
松島町安全安心メール	登録者	
緊急速報メール（携帯電話会社）	町内滞在者	—
テレビのデータ放送	住民	—
サイレン・警鐘	住民	総務課長
J-ALART	住民 避難対象地域の滞在者	—
巡回広報 （自主防災組織、消防団、松島消防署、塩釜警察署等）	住民 避難対象地域の滞在者	—

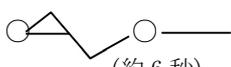
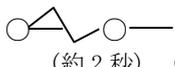
① 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注)1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

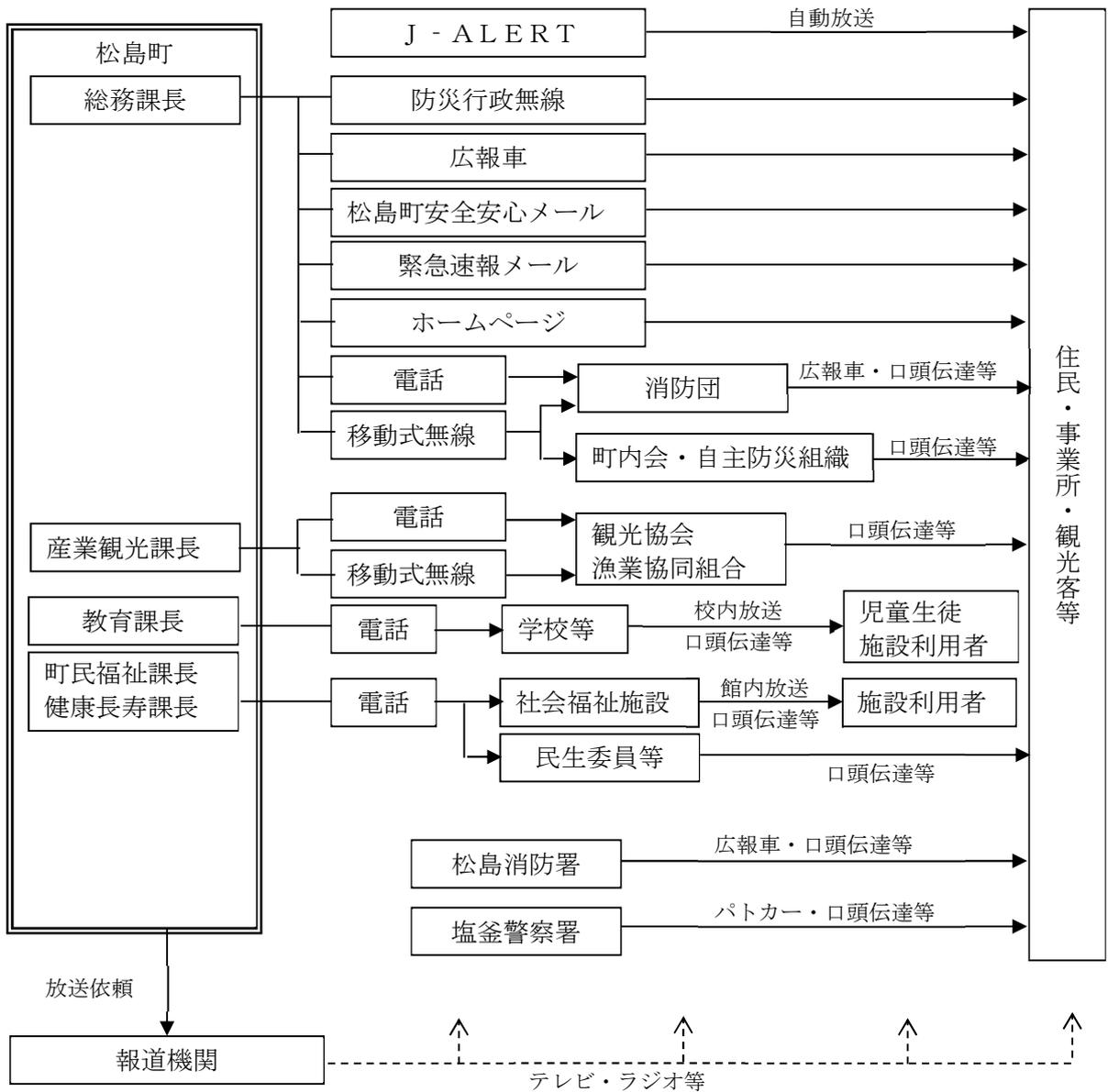
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

② 津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ウ) 住民等への伝達系統図



3. 避難誘導

町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒体制を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所的確なを開設し、管理運営に当たる。

(1) 避難勧告又は指示等

ア 避難準備・高齢者等避難開始情報・避難勧告・避難指示(緊急)の発令基準等

町長は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所的確な「避難勧告」「避難指示(緊急)」「避難準備(要配慮者避難)情報(自主避難の呼びかけ)」の発令を行う。

また、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、必要に応じ、海浜にいる者、沿岸付近の住民等に対し、直ちに海浜から避難し、安全な場所に避難するよう「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」を行う。

情報	発令基準	住民・関係機関等に求める行動
避難指示(緊急)	・大津波警報(特別警報)が発表された場合	・直ちに避難行動を開始するとともに、そのいとまがない場合は、「生命を守る」ための最低限の行動をとる。
避難勧告	・町域に津波注意報が発表され、町長が必要と認めた場合 ・津波警報が発表された場合	・通常の避難行動ができる者は指定避難場所・指定緊急避難場所への避難行動を開始する。
避難準備(要配慮者避難)情報 (自主避難の呼びかけ)	・町域で震度3の地震を観測した場合 ・津波注意報が発表された場合 ・町長が必要と認める場合	・避難行動要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難場所への避難行動を開始する。 ・消防団員、民生委員、自主防災組織、行政区等避難誘導員は、支援行動を開始する。 ・上記以外の者は、避難準備を開始する。

イ 発令時期及び手順

気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合における避難勧告等の発令時期及び手順は以下のとおりとする。

発令時期	発令手順
・大津波警報・津波警報を認知した場合 ・大津波警報・津波警報の通知を受けた場合	・自動的に又は直後に発令基準に基づき「避難指示(緊急)」又は「避難勧告」を発令する。
・津波注意報を認知した場合 ・津波注意報の通知を受けた場合	・海岸付近にいる者に対して必要に応じて「避難勧告」や「自主避難の呼びかけ」を発令する。

ウ 避難指示(緊急)・避難勧告等の解除

「避難指示(緊急)」、「避難勧告」、「自主避難の呼びかけ」の解除の発令は、原則として、大津波警報・津波警報、注意報の解除の発表に基づき行う。

(2) 避難誘導

町は、避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備(要配慮者避難)情報の発令した場合には、関係機関、自主防災組織等の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。

ア 沿岸住民等の避難誘導は、松島町津波避難計画等に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。

※資料 5-3 松島町津波避難計画(抜粋)

イ 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

ウ 町職員、警察官、消防職員等は、指定避難所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時指定避難所(津波避難ビル等)へ避難誘導する。

エ 町は、消防職団員、町職員、自主防災組織など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(ア)避難行動要支援者の避難誘導・支援は、行政区長、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、ボランティア等の協力のもと地域での共助を基本とする。

(イ)観光客、外国人の避難誘導は、観光協会、沿岸部の事業者、町内会、自主防災組織、通訳ボランティア(松島善意通訳者の会)等の協力を得ながら実施する。

オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、以下の避難特性を有している対象者や区域に限り自動車避難を容認する。

自動車避難を容認する対象者・区域とその特性

自動車避難を想定する対象者	自動車避難を想定する区域	避難特性
①住民等に介在する要配慮者(高齢者や障がい者等)やその支援者	・要配慮者関連施設など	◇住民等に介在する要配慮者は、徒歩による避難が困難な状況であり、避難する場合でも支援者の援護が必要となる。発災時において、全ての人の命を確実に守る観点から、要配慮者及びその支援者は、自動車避難を含む、全ての避難手段を講じ避難させる方針とする。
②松島を自動車で観光する人(観光客等)や避難距離が長い沿岸地区	・手樽地区の一部居住地 ・手樽海浜公園 ・漁港	◇手樽地区の一部居住地は、沿岸部の田園地帯に点在しており、高台までの避難距離が他地区に比べて長くなるため、自動車で避難させる方針とする。 ◇松島町震災復興計画(平成23年)におい

自動車避難を想定する対象者	自動車避難を想定する区域	避難特性
の一部住民		<p>て、手樽海浜公園は、「住民等の憩いの場」や「自然学習の場」として、施設整備を図る方針が位置付けられており、今後、集客が見込まれる住民や観光客等を自動車で避難させる方針とする。</p> <p>◇観光施策において、町内に点在する観光資源を自家用車で周遊し楽しむ利用を想定しており、発災時において観光客等は自動車で避難させる方針とする。</p> <p>◇産業復興に向けた施策において、農林業や漁業等と観光業の連携による復興を目指しており、漁業集落環境整備においても、漁業体験施設や地産地消施設の整備など観光客の誘引を視野に入れた施策を展開している。これらの施設利用においては、自家用車が主な移動手段となり、発災時において観光客等は自動車で避難させる方針とする。</p>

カ 自動車避難の方法

例外的に自動車避難を行う場合は以下に留意する。

(ア) 秩序ある自動車避難

津波到達までに時間的余裕がある場合の避難は、以下の事項を考慮する。

- ① 避難を始める前に近隣を確認し、できるだけ複数の人がまとまって避難すること。
- ② 要配慮者関連施設の利用者とその支援者は、一組になって避難すること。
- ③ 観光客は施設管理者等の誘導に従い、避難すること。

(イ) 指定された避難路を通行

安全かつ確実な自動車による避難を確保するため、以下の事項を考慮し、避難路を通行する。

- ① 自動車避難者と歩行避難者の交差しないよう、町津波避難計画で位置付けられた自動車避難のための道路を通行すること。
- ② 平時における渋滞の発生状況、道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等や踏切との交差など、地域の交通事情を考慮すること。

(3) 指定避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居棟を消失するなど引き続き保護を要する者に対して、町は、あらかじめ指定した指定避難所に指定避難所を開設する。

指定避難所の開設・運営方法は、「第3章 第7節 4 指定避難所の開設及び運営」による。

※資料5-1 指定避難所等一覧

4. 海に流出した災害廃棄物処理対策

町は、県及び海岸管理者と連携し、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

(1) 町は、県、国、関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、以下の必要な措置を講じる。

- ア 災害廃棄物の状況把握
- イ 地域や海域の実情に応じた措置
- ウ 種類や性状に応じた適切な処理
- エ その他必要な措置

(2) 海に流出した災害廃棄物処理体制の構築に当たり、以下の点に十分に留意する。

- ア 塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い
- イ 悪臭・害虫対策
- ウ PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱い

5. 漁港施設応急対策

漁港の航路・泊地内には、多くのがれきや漁具等が流され、船の航行に支障を来すことから、町は県と連携し、支障物の有無を確認後、漁港ごとに優先順位を付け、啓開作業を実施する。

6. 農地、農業施設応急対策

(1) 津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は、必要に応じ、県と連携し、営農再開に向けた除塩対策を講じる。

(2) 土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。

(3) 津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

7. 農業応急対策

町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、津波からの被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

(1) 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は、県と連携し、営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

(2) 農作物応急技術対策

ア 水稻

(ア)津波による浸水があったほ場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

(イ)用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

イ 畑作物

(ア)散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壤中の塩分を流し出す。

(イ)被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。また、かん水用の真水の確保に努める。

エ 施設園芸

海水が流入した場合、草勢の回復は望めないため、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

(ア)雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、かん水用の真水を確保する。

(イ)漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。

(ウ)除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。

(エ)重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

8. 二次災害防止活動

津波による二次災害を防止するため、町は、県や関係機関等と連携し、以下の措置を講ずる。

(1) 海岸漂着危険物

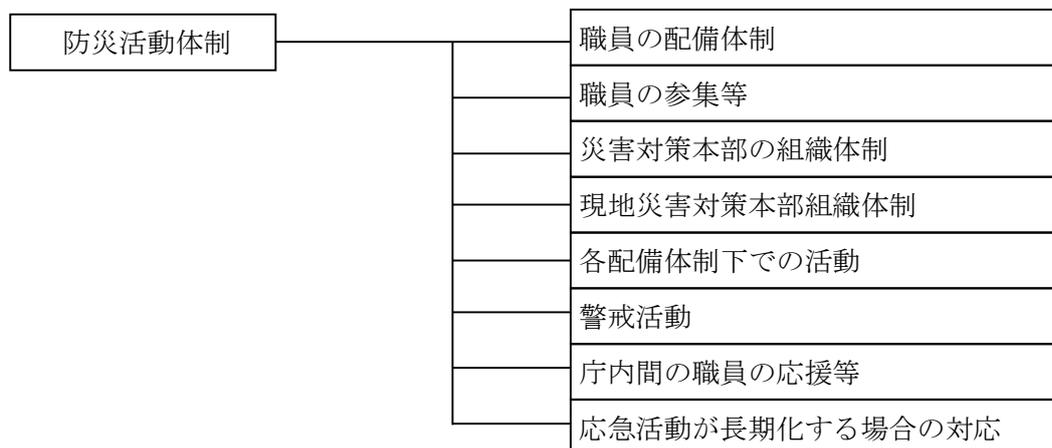
町は、県及び関係機関等と連携し海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

(2) 現場作業員への配慮

町、県、事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、地震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第2節 防災活動体制

災害に伴う様々な被害を軽減するためには、応急対策活動を迅速・的確に行うための体制づくりが求められる。従って、町は災害発生直後の職員初動体制を整備し、合わせて、災害規模に応じて災害対策本部を設置し適切な動員体制を作り各対策部ごとに定められていた応急対策を実施する。



1. 職員の配備体制

町内において震度5強以上の地震を観測した場合又は町内に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたときに、災害対策本部を設置し、非常配備体制を取る。なお、災害対策本部が設置された際には、各課（局所）は部となる。

また、この前の段階では（特別）警戒本部の設置、あるいは警戒配備を敷くこととしており、各配備体制の基準内容等については次のとおりである。

- ※資料1-3 災害対策本部組織図
- ※資料1-4 事務分掌内容
- ※資料1-6 各対策の所管課一覧

(1) 警戒配備（0号配備）

町内で震度4以下の地震が観測され災害の発生が予想されるとき、その他特に危機管理監が必要と認める場合は、必要な人員をもって警戒配備（0号配備）体制を取る。

(2) 警戒本部（1号配備）

町内で震度4以上の地震が観測され、広範囲に災害の発生が予想されたとき。その他特に総務課長が必要と認めたときは、体制の基準に基づき松島町警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号配備）体制を取る。

(3) 特別警戒本部（2号配備）

宮城県に津波注意報以上が発表されたとき。町内で震度5弱の地震が観測されたとき。その他特に副町長が必要と認めたときは、松島町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号

配備) 体制を取る。

(4) 災害対策本部 (3号配備)

町内で震度5強以上の地震が観測されたとき、その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたときは、松島町災害対策本部を設置し、非常配備(3号配備)体制を取る。

なお、震度5強以上の地震が観測された場合には、松島町災害対策本部を自動的に設置する。

また、災害対策本部設置前の段階でも、被害の規模が相当程度広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 職員動員体制

配備体制ごとの職員動員体制は、「資料1-5 動員体制」に定めるとおりとする。

【配備体制の基準・内容等】

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
災害対策警戒配備による警戒配備	警戒配備 0号	町内で震度4以下の地震が観測、または災害の発生が予想される時。 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想される時。 その他特に危機管理監が必要と認めた時。	災害に関する情報の収集及び連絡が円滑に行える体制。	■体制 総務課 (環境防災班) 危機管理監 ■構成 危機管理監 環境防災班 その他危機管理監が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室
	特別警戒 1号	町内で震度4以上の地震が観測され、広範囲に災害の発生が予想された時。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想される時。又は被害が発生した時。 その他特に総務課長が必要と認めた時。	警戒本部設置 災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる体制。	■体制 本部長：総務課長 副本部長： 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 その他総務課長が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
	号	宮城県に津波注意報以上が発表されたとき。 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は、被害が発生したとき。 その他特に副町長が必要と認めたとき。	特別警戒本部設置 各課(局所)長、参事、班長及び所要職員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部に移行できる体制。	■体制 本部長：副町長 副本部長： 総務課長 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室
災害対策本部要綱	非常配備号	町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたとき。	災害対策本部設置 組織の全力を挙げて応急対策を実施するため全職員体制。	■体制 本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室 (庁舎被災時) 温水プール美遊 (高城字動伝一34-1) 石田沢防災センター(松島字石田沢12-2)

2. 職員の参集等

(1) 勤務時間内の参集行動等

ア 職員動員の指示

危機管理監は、配備体制基準に該当する災害情報等を入手した場合は、庁内放送及び登録制メール等を用い、動員職員に対し配備命令を出す。

当該配備体制に係る課(局所)長は、危機管理監からの情報を確認後、動員職員の所在等を確認し、庁外へ出ている職員がいる場合などには、その旨の伝達等を行う。

イ 動員職員への伝達手段

配備命令の動員職員への伝達は、主に次の方法で行うものとする。

- (ア) 庁内放送・・・庁内職員向け
- (イ) 防災行政無線・・・庁外活動中の職員向け
- (ウ) 一般加入電話・・・町出先機関向け
- (エ) 携帯電話(メール機能含む)・・・庁外活動中の職員向け
- (オ) 口頭連絡・・・停電等により庁内放送等が使用できない場合等

ウ 職員の対応

町職員は、配備命令を確認した場合には、迅速に次の行動をとるものとする。

- (ア) 仕事の途中であっても速やかに平時の勤務場所に戻り、上司の指示を受けられる体制を整える。
- (イ) 災害の状況により庁舎へ戻れない場合には、最寄りの公共施設等へ参集し、その旨を上司に連絡する。

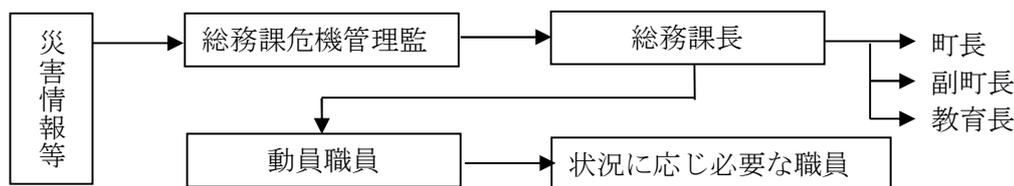
- (ウ)勤務場所が庁舎外で、災害発生とともに庁舎に戻る場合には、途中の被災状況を上司に報告する。
- (エ)庁舎（施設）及び設備の機能（安全）確認、来庁者・施設利用者等の安全確保及び避難誘導等への対応を行う。火災が発生した場合には、初期消火に努め、直ちに消防本部へ連絡する。また、エレベーターが設置されている場合には、エレベーター内の残存者の確認を行う。
- (オ)庁舎内が一段落した後は、家族の安否確認を行い、その後、速やかに活動できる体制をとる。

(2) 勤務時間外の参集行動等

ア 職員の招集

(ア) 動員職員への災害情報の伝達

次のフローにより、配備命令を動員職員へ伝達する。



(イ) 動員職員の登庁

- ① 動員職員は、勤務時間外（夜間・休日など）に、上記フローにより災害情報等の伝達があったとき、もしくはテレビやラジオなどによる災害情報などを知ったときは、速やかに登庁又は配置につく。
- ② 自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、その旨を所属課（局所）長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。
- ③ 災害による交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属課（局所）長へ報告し、その後の指示を受ける。

イ 職員の自主参集

災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、職員は配備命令の有無にかかわらず、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努め、次の措置をとる。

- (ア)職員は震度 5 強以上の地震が発生した場合、あるいは大規模な災害の発生を覚知した場合は、配備命令の伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の災害状況を把握しながら参集する。
- (イ)自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。

(ウ) 自らの周辺における火災の有無を確認し、火災があった場合は初期消火、消防機関への通報などで対処する。また、参集途上で住民等の救助要請を認めた場合は、消防機関や警察等へ通報するとともに、人命救助など適切な処置を講じる。

(エ) 交通機関や通信の途絶、火災などにより参集することが困難な職員は、所属課（局所）長に連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設に参集し指示を待つものとする。

(オ) 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

ウ 登庁後の職員の行動

動員職員や自主参集により最初に登庁した職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、次のような応急対策を臨機の判断により迅速かつ的確に実施する。

なお、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

(ア) 火災報知器等の確認による庁舎の設備被害の把握及び機能（安全）確保

(イ) 庁舎の目視による安全確認

(ウ) 防災行政無線、電話、FAX、インターネット回線等の情報通信機器の被害状況

(エ) 災害などに関する情報収集及び連絡

(オ) 気象情報の収集及び連絡

(カ) 災害対策本部設置業務、関係防災機関に関する要請

(キ) 指定避難所の開設、避難誘導など

(3) 職員参集状況等の把握

職員の参集状況、安否確認は、各課（局所）長が取りまとめ、総務課長へ報告する。その際、職員が参集途上で把握した被害状況等についても、報告するものとする。

※資料 8-5 参集時被害確認メモ

3. 災害対策本部の組織体制

(1) 災害対策本部の組織

松島町災害対策本部の組織は、「松島町災害対策本部条例」及び「松島町災害対策本部運営要綱」に基づくものとする。

(2) 松島町災害対策本部の事務分掌

ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達

イ 住民の不安を除くために必要な広報

ウ 消防・水防その他応急措置

エ 被災者の救助、救護その他の保護

オ 施設、設備の応急復旧

カ 防疫その他の保健衛生

- キ 避難の準備情報、勧告、指示
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ケ 県災害対策本部への報告、要請
- コ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(3) 設置・廃止基準

次の基準に該当し、町長が必要と認めるとき、災害対策本部を設置又は廃止する。

ア 設置基準

- (ア) 災害救助法による救助の適用を受ける災害が発生したとき。
- (イ) 町内において、震度5強以上の地震が発生したとき。
- (ウ) その他必要な事態が発生したとき。

イ 廃止基準

- (ア) 町域において、災害発生のおそれが解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

(4) 災害対策本部の設置・廃止の通報

災害対策本部長は、本部の設置又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。また、本部員会議の決定事項のうち必要と認める事項についても同様とする。

- ア 県知事
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 自衛隊
- エ 隣接市町長
- オ 住民
- カ 各報道機関

(5) 町長指揮命令不能時等における措置

町長の指揮命令不能時等は、副町長に町長の職務・権限を代行させることとし、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別な場合を除き役場会議室に置く。災害対策本部が設置された場合は、速やかに通信機器等の使用ができるような準備体制を図る。

ただし、災害により役場庁舎に甚大な被害が発生し設置が困難な場合は、下記の施設に本部を設置するものとする。但し当該施設にも甚大な被害が確認された場合は被害の影響が軽微な施設に変更し災害対策本部を設置する。

- ・施設の名称：松島運動公園温水プール 所在：松島町高城字動伝一 34番地の1
- ・施設の名称：石田沢防災センター 所在：松島町松島字石田沢番地の12番地の2

(6) 災害対策本部の運営

ア 本部員会議

- (ア)本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- (イ)本部員会議は、災害対策本部長が招集する。

イ 部

- (ア)部は、本町における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。
- (イ)部に、部長の外、副本部長を置き、災害対策本部組織表に掲げる職にある者又は部長が指名する職員をもって構成する。
- (ウ)部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を把握し、所属職員を指揮監督する。
- (エ)副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときにその職務を代理する。

4. 現地災害対策本部

- ア 局地災害の応急対策を集中的に推進するため又は特に必要があると認めるときは、当該地域に現地災害対策本部を設置する。
- イ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名した者が担当する。
- ウ 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度災害対策本部長が定める。

5. 各配備体制下での活動

(1) 警戒配備（0号配備）下での活動

警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ア 危機管理監は、県及び関係機関と連絡を取り、震度等の情報を的確に把握し各課に連絡を取る。
- イ 建設課長、水道事業所長は、仙台管区気象台が発表する地震情報による宮城県中部地域の震度、本町の震度及び宮城県総合防災情報システムからの情報を収集し、危機管理監に報告する。
- ウ 関係各課（局所）長は、役場庁舎会議室に参集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。
- エ 配備を行う各課（局所）の課（局所）長は、危機管理監からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に、必要な指示を行う。
- オ 配備につく職員の人員は、状況に応じ各課（局所）長が判断し増減する。
- カ 配備につく職員は、自己の所属する課（局所）の所定の場所に待機する。

(2) 特別警戒配備（1号配備）下の活動

特別警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 警戒本部長（総務課長）は、必要に応じ警戒本部会議を開催し、応急対策について方針を決定するとともに、必要事項について住民に指示又は伝達する。

イ 警戒本部長（総務課長）は、各課（局所）長との相互連絡を密にする。緊急措置については、町長、副町長に報告するとともに、状況を県に報告する。

ウ 各課（局所）長は、次の措置を取り、その状況を警戒本部長に報告する。

(ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備する。

(イ) 装備、資機材、機械等を点検し、必要に応じ被害予想地へ予め配備する。

(ウ) 関係協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

エ 各課（局所）長は、要員配備の方法及び人員等について、1号配備から速やかに2号配備に切り替えられるよう体制を整備する。

(3) 特別警戒配備（2号配備）下での活動

特別警戒配備下における活動の要点は、1号配備体制の活動のほか、概ね次のとおりとする。

ア 特別警戒本部長（副町長）は、必要に応じ、特別警戒本部会議を招集する。

イ 総務課長及び危機管理監は、関係各課（局所）長との相互連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、応急措置についてその都度、町長に報告する。

また、その状況を県に報告する。

ウ 各課（局所）長は、次の措置を取りその状況を随時特別警戒本部長に報告する。

(ア) 所要の人員の配置について。

(イ) 対応実施状況及び調査状況について。

(4) 非常配備（3号配備）下の活動

ア 非常配備の場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を災害対策本部長に随時報告する。

イ 災害対策本部長は、災害対策状況を県に報告する。

(5) 非常配備体制の特例

ア 災害対策本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

イ 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるとき、関係部長は、災害対策本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

(6) 関係機関等との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本

部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

6. 警戒活動

地震・津波発生時には被害拡大を防ぐため、町内の警戒・監視、防潮扉の操作等必要な措置をとる。

(1) 警戒体制

町内に災害の発生が予想される場合は、防災活動体制の基準に基づき、警戒配備体制を敷く。

(2) 地震・津波発生時の措置

震度4以上の地震が発生し、総務課長が必要と認めた場合又は津波注意報・警報が発表された場合、町は、消防、水防団、土地改良区等と連携し次のような措置をとる。

- ア 町内の監視、警戒、広報及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の配備

7. 庁内間の職員の応援等

各部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の部から応援を得る。

(1) 職員の応援要請

各部長は、各部の職員の参集状況や活動状況等を把握し、職員が不足する場合には、以下の事項を「職員応援要請書」等に明記し、災対総務部へ職員の応援を要請する。ただし、急を要する場合には「職員応援要請書」を省略することができる。

- ア 応援を要請する作業内容・職種
- イ 場所
- ウ 人員数
- エ 携帯品
- オ その他必要事項（技術・女性職員の必要性等）

(2) 応援職員の派遣

災対総務部は、各部からの職員の応援要請に対応するため、次の対策を実施し、応援要請した部に職員を派遣する。

- ア 各部から提出される「職員応援要請書」等より、職員の応援を必要とする業務内容及び人数等をできる限り正確に把握する。
- イ 職員の出勤・出務状況を踏まえ、応援出務可能人員の調査を行う。
- ウ 応援出務可能人員の調査及び各部の応援要請を踏まえ、職員配置案を策定する。職員配置案の策定にあたっては、過去に経験した業務内容や性別等をできる限り考慮する。

- エ 職員配置案をもとに、職員に余裕のある部と協議を行い、応援要請先の各部に動員を派遣する。
- オ 町職員において、応急活動要員が不足する場合には、協定先の市町村、職員OB等への応援を要請する。

8. 応急活動が長期化する場合の対応

町は、大規模な災害が発生し、応急対策が長期化する可能性がある場合には、次のような対応をとり、職員の健康を配慮する。

(1) 職員の交代、休息

職員の不眠不休作業が、長期間続くことのないよう、職員の交代や休息について十分に配慮する。

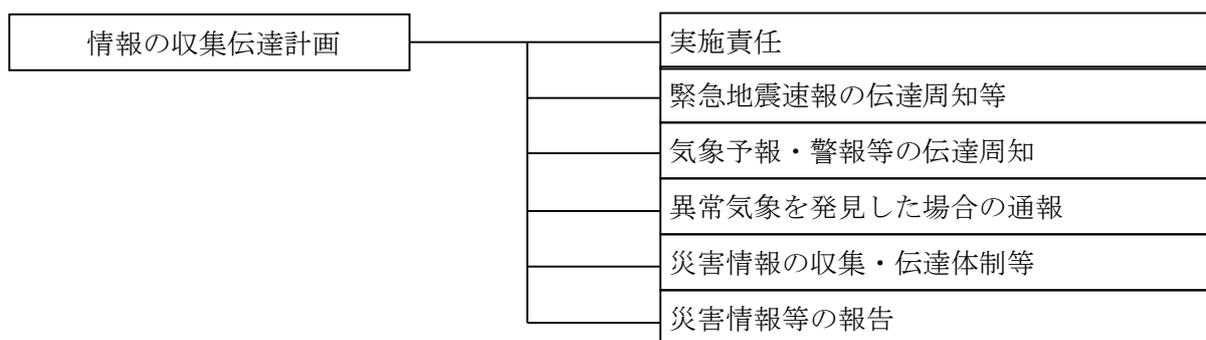
- ア 災対総務部は、応援要請を行った人員を含め、職員の交代、休息計画等を策定する。
- イ 性別等に配慮し、休息場所として、庁舎等に仮眠場所等を確保する。
- ウ 初動期の活動が一段落した時点等で、順次職員を一時帰宅させる。

(2) 衛生・健康管理

- ア 庁舎等に備蓄してある食料等、又は調達した食料等を応急活動要員に定期的に供給し、健康管理に配慮する。
- イ 必要に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所等と連携し、職員に対するメンタルヘルスケアを行う。
- ウ 応急対策要員用の洗面場所、トイレ等を設置し、衛生管理を徹底する。

第3節 情報の収集伝達

災害発生と同時に、正確な災害情報を迅速かつ的確に収集できる体制を整え、いち早く地域住民や観光客等に避難を含めた情報を伝達することが重要であり、また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、各防災関係機関と緊密な連携を図る。



1. 実施責任

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町は報道機関と連携し、住民の生命、財産を保全するため、防災気象情報、地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

(2) 災害発生のおそれがある危険や異常等の発見者は、ただちにその旨を町、消防署、警察、海上保安部のいずれかに通報しなければならない。

2. 緊急地震速報の伝達周知等

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを想定した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

(2) 伝達周知方法

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

町は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて緊急地震速報を受理した場合は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)等により、住民等へ伝達する。

また、町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や店舗などの集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

3. 地震・津波情報の伝達周知

地震、津波警報が発令されたとき、町は、直ちに住民に対し注意を促すとともに、避難の伝達をしなければならない。特に要配慮者に対しては、地区の民生委員、児童委員、行政員を活用し、周知徹底する。

(1) 地震・津波予警報の種類と発表基準等

ア 地震・津波情報の種類

地震情報及び津波情報は、地震、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測

成果及び状況を内容とした情報である。
 ※資料4-4 気象庁震度階級関連解説表

(ア)地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(イ)津波情報等

津波災害対策編参照

(ウ)その他の情報等の発表

松島町地域防災計画 津波災害対策編

地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表する。

例えば、降雨量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害の起こる恐れがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

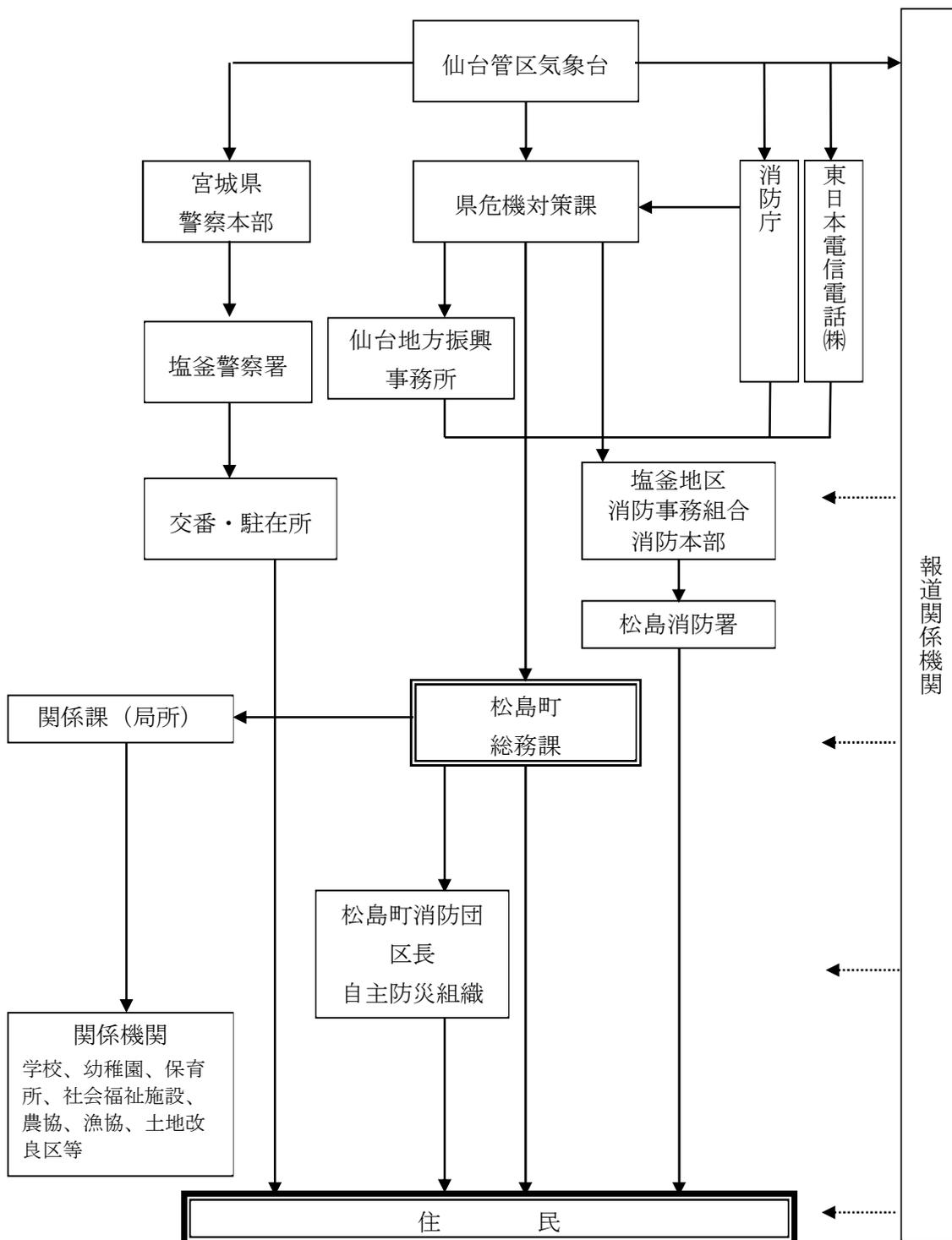
(2) 伝達系統及び伝達方法

ア 伝達系統

(ア) 気象予報・警報等の伝達系統

気象予報・警報等の伝達系統は、概ね次のとおりとする。消防庁は、気象庁から受信した緊急を要する地震や津波情報、風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により町や県等に伝達する。

町は、大津波警報等の伝達を受けた場合には、直ちに住民等への広報活動等の実施し、周知徹底を図る。



4. 災害情報の収集・伝達体制等

(1) 災害情報の収集

ア 災害情報収集体制

町は、災害の発生又は発生するおそれがある場合、地区配備員、各行政区長、消防団員等の任務を担う者に災害情報の収集と調査連絡にあたらせ万全を期す。

イ 災害情報の内容

(ア) 災害発生の危険又は異常な現象

(イ) 住民の避難の状況

(ウ) 災害が発生している状況

(エ) その他災害情報

ウ 災害発生直後の留意点

災害発生直後は、特に以下の事項に留意する。

(ア) 町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

(イ) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内外で行方不明となった者について、塩釜警察署等の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

(ウ) 行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

(エ) 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

(オ) 町は、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し情報の共有を図る。

エ 県との通信が途絶し、県から職員が派遣されてきた場合には、相互に協力し、情報収集活動にあたる。

オ 港湾、漁港、海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての施設使用可否等の検討を行う。

(2) 被害状況の調査

ア 被害調査体制

町における被害状況の調査は、次のとおり各課及び地区配備員において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

なお、被災家屋調査については、災害対策本部長の指示により特別調査班を編成し対応する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	総務課長	各課（所、室）長、各行政区長
死傷者関係	町民福祉課長 健康長寿課長	〃
農林水産・商工関係	産業観光課長	農協、漁協、商工会、土地改良区、 水利組合、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
上下水道施設関係	水道事業所長	〃
教育施設関係	教育課長	各学校長、各施設の長
社会福祉施設関係	町民福祉課長 健康長寿課長	各施設の長
病院等医療施設	健康長寿課長	各施設の長
各地区状況	地区配備員	行政区長、自主防災組織

イ 調査要領

松島町災害対策本部運営要綱及び体制の基準の定めにより実施する。

5. 災害情報等の報告

(1) 災害情報の共有化

ア 災害情報の種類

町・県及び防災関係機関が、相互に共有する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、その掌握する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- (ウ) 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- (エ) その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

イ 災害情報等の相互交換体制

町は、県や関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、以下の事項に努める。

- (ア) 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
- (イ) 必要に応じ、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
- (ウ) 県や関係機関等からの求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有に努める。

ウ 情報の伝達方法

- (ア) 町と県の間での情報伝達は、主として宮城県総合防災情報システム及び宮城県防災行政無線FAXを用いる。
- (イ) 宮城県防災行政無線が使用できない場合は、衛星携帯電話及び非常通信ルート等を含めた伝達手段を用いて対応する。
- (ウ) 町は、同報無線、移動式無線、広報車、携帯電話、メール機能等を用いて住民への情報伝達を行う。

(エ)災害対策本部員（課長）から部員（部下）への指示等の伝達は、書面を用い実施する。ただし、そのいとまが無い場合は、書面を省略することができる。

※資料 4－1 防災関係機関及び連絡窓口

(2) 被害状況等報告

ア 災害発生直後の被害状況等の報告

町及び消防機関等が収集した人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

イ 町は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに被害情報を収集する。

被害状況が判明した段階で、宮城県総合防災情報システム(M I D O R I)により報告する。なお、システムが使用不能になった場合には、県からの指示により行う。

※資料 1－7 市町村被害状況報告要領

ウ 県総合防災情報システムによる報告内容は次のとおりである。

- (ア)発生後 30 分以内：事務所周辺被害状況報告 [事務所被害報告]
- (イ)発生後 30 分以内：担当地区災害概況即報 [災害概況即報（様式第 1 号）]
- (ウ)発生後 24 時間以内：詳細被害状況速報 [被害状況報告（様式第 2 号）]
- (エ)発生後随時：追加被害状況即報 [被害状況報告（様式第 2 号）]
- (オ)発生後随時：防災組織体制の設置 [防災組織体制]

エ 報告担当及び連絡先

総務課及び各担当課が県その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報報告する場合の各課の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

課名	代表	連絡先	電話番号	FAX番号
総務課	課長	宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	233-6624
		塩釜警察署	362-4141	362-4141
		塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	365-1190
		宮城海上保安部	363-0111	362-9640
		東北電ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984	365-3350
		東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	223-1443
		東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101	354-3102
町民福祉課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
健康長寿課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
産業観光課	課長	宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	366-8896
建設課	課長	宮城県仙台塩釜港湾事務所	254-3134	254-3136

課名	代表	連絡先	電話番号	FAX番号
		宮城県仙台土木事務所(代表) (総務班) (防災無線)	297-4111 7-231-221	296-1516
		東北地方整備局仙山河川国道事務所(代表) 計画課	284-4131 304-1902	249-3772
教育委員会	課長	宮城県仙台教育事務所	275-9111	276-1262

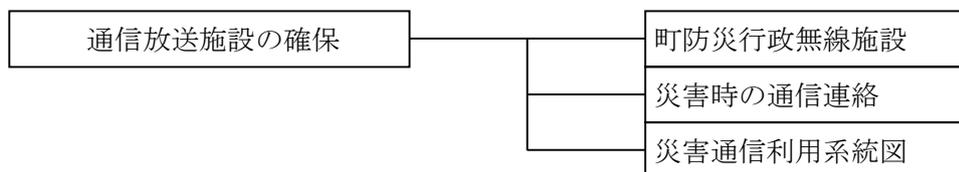
オ 最終的な災害確定報告

応急措置が完了した場合、町は 10 日以内に、最終的な災害確定報告を所定の様式に取りまとめ、県へ報告する。

第4節 通信放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。



1. 町防災行政無線施設

(1) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性から防災行政無線等による通信手段の確保に努める。

※資料4-5 松島町防災行政無線整備状況

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、必要に応じて施設の応急復旧を行う。

(3) 各指定避難所等と本部との通信手段の確保に努めるとともに、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2. 災害時の通信連絡

(1) 電気通信設備の優先的利用

町は、災害に関する緊急通信が必要な場合、設備の被害その他の理由により、利用が制限された場合には「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
NTT東日本 宮城事業部	非常電報 緊急電報	354-5701	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 申込受付番号は115番 「非常電報」又は「緊急電報」がある旨を告げる。又は発信紙白紙に「非常」又は「緊急」を朱書し、必要理由、事情を告げる。

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用する。

設置位置	種 別	回 線 数	備 考
松島町役場総務課内	NTT	5	切り替え式
松島町役場総務課内 松島町役場警備員室	消防直通電話	1	

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設が利用不可能な場合又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図る。

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者
J R 東日本(株)松島海岸駅	松島町松島字浪打浜 10	総務課長

(4) 非常無線通信の利用

町は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、災害対策基本法第79条に基づき次に掲げる機関の無線通信施設を使用することができる。この他、放送局の有する無線並びにアマチュア無線等についても同様とする。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	連絡責任者
東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	松島町高城字水溜下 1-1	総務課長
塩釜警察署松島交番	松島町松島字浪打浜 6-1	総務課長

イ 非常無線通信の利用方法

(ア) 非常無線通信の内容

- ① 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- ② 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関して緊急措置を要する内容のもの

ウ 緊急放送の利用

町長は、災害に関する気象予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合に置いて、町で利用できる通信機能がすべてまひした場合は、放送局に対し緊急放送を求めることができる。

(ア) 放送要請事項

- ① 町の大半にわたる災害に関するもの
- ② その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(イ) 放送要請内容

- ① 放送を求める理由
- ② 放送内容
- ③ 放送範囲
- ④ 放送希望時間
- ⑤ その他必要な事項

(5) 災害時の各種通信連絡手段

大規模災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、以下のような各種通信手段がある。

ア 地域衛星通信ネットワーク

(財)自治体衛星通信機構が構築している全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。

イ IP無線

携帯電話のインターネット回線を使用して、従来の無線機と同じ機能を実現した製品・サービスである。

音声通信は無線機と同じプレストーク（プッシュ・ツー・トーク）方式と双方向通話方式がある。個別呼出・グループ呼出・一斉呼出・近隣呼出も可能。各行政区長や消防団に配備し、より効果的な情報収集を行う。

ウ インターネット

データ通信のインターネットにより、各種データ、安否情報等の情報提供ができる。また、電子メールを活用し、他の防災機関との通信連絡もできる。

エ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）

災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定し、テレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

オ 災害伝言板

大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

カ 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

自然災害における気象等の防災情報を迅速かつ的確に収集、伝達処理することを目的としたシステムである。災害発生時には、県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報共有を図ることによって、的確な応急対策を実施し、円滑な相互応援を実施する。

キ 携帯電話（スマートフォン）

固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。

ク 衛星携帯電話

衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。

ケ 災害時優先携帯電話

防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

コ 特設公衆電話

市町村の要請により、東日本電信電話（株）が指定避難所等へ特設携帯電話を設置する。被災者の方は、特設公衆電話を利用し、災害用伝言ダイヤル（171）の利用や知人への連絡を無料で行うことができる。

なお、発信専用として使用する。

(6) 通信網が寸断されたときの措置

事前にアマチュア無線局への協力が確保できるよう整備するとともに、通信可能な地域までバイク、自転車、徒歩などを利用した伝令を派遣する等の手段を尽くし、連絡、指示、報告をする。

(7) 電気通信設備の応急復旧等

ア 電気通信事業者への要請

町は、電気通信設備が被災した場合等には、電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信ふくそうの緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ 通信機器の調達

通信機器が不足する場合には、東北総合通信局及び電気通信事業者等に通信機器の貸与等を依頼する。

(8) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

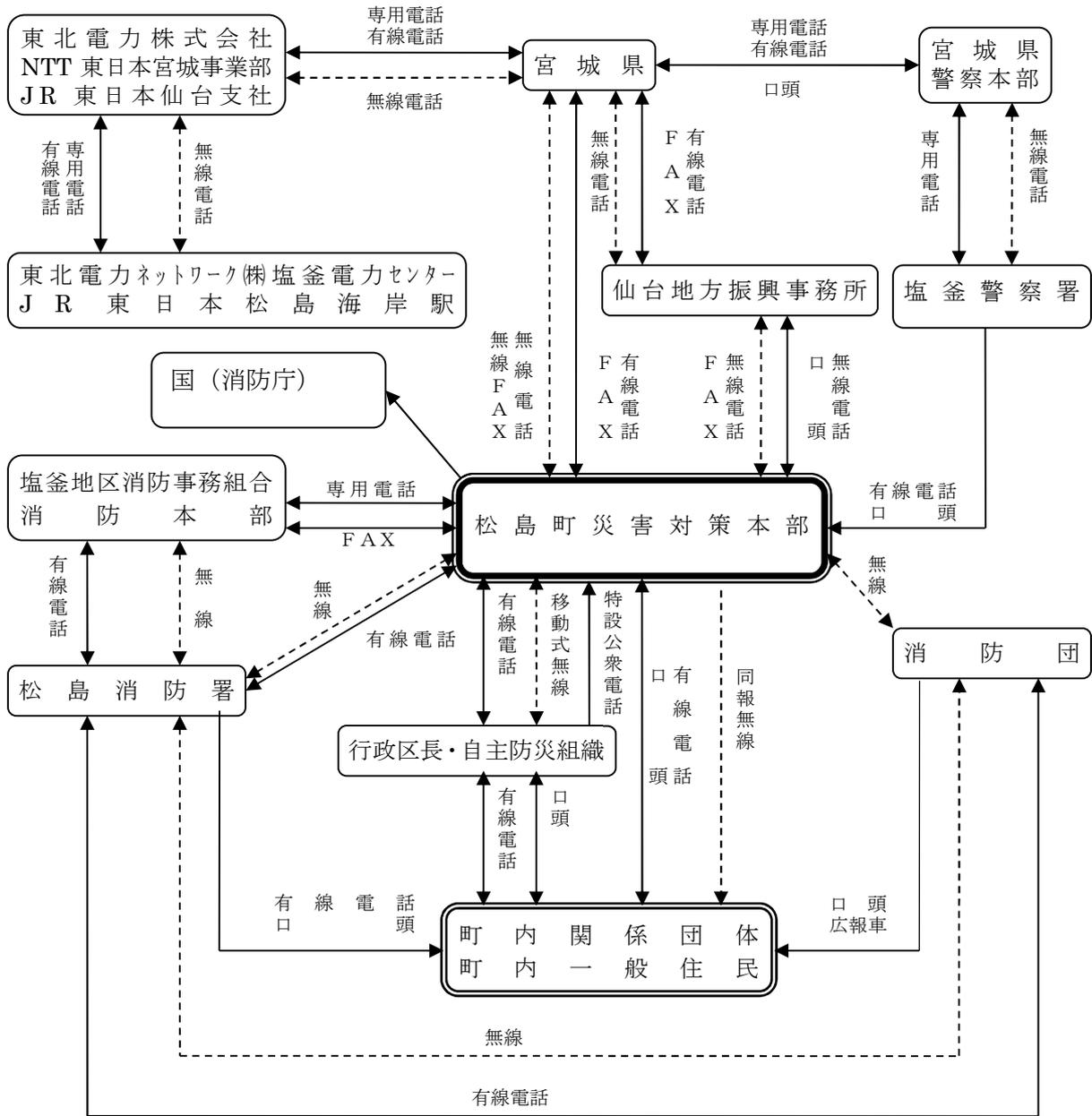
ア 県、近隣市長との連絡

主として、県防災行政無線を利用して行う。なお、県防災行政無線による通信が困難な場合は、非常通信協議会構成員の回線（非常通信ルート）を活用する。また必要に応じ消防無線、警察無線、衛星携帯電話等あらゆる無線通信を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ 関係機関との連絡

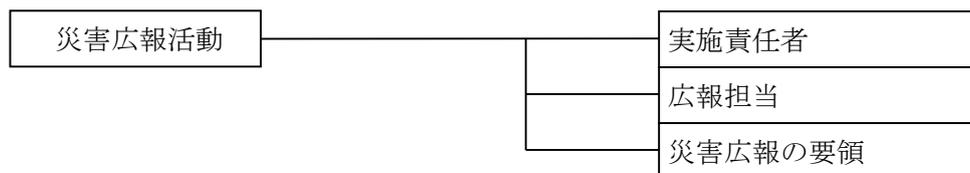
関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

3. 災害通信利用系統図



第5節 災害広報活動

町及び防災関係機関は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合には、災害情報、事前措置、指定避難所等の状況、安否情報、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ的確な災害広報を行う。また、町は、報道機関対応担当を明確にし、災害対策基本法に基づき報道機関への報道を依頼する。テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK仙台放送局等の報道機関に対し放送を要請する。



1. 実施責任者

- (1) 町は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報区分	責任者	連絡方法	備考
住民	企画調整課長	広報車、防災無線、口頭、インターネット、メール	SNS含む
報道機関		電話、文書、FAX	
防災関係機関	総務課長	有線電話、無線電話、FAX	
庁内		庁内放送、口頭	

災害情報等の報告連絡先

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	7-222-9	233-6624
塩釜警察署	362-4141		362-4141
塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	7-623-3	365-1190
宮城海上保安部	363-0114		366-1420
東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984		365-3350
東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	7-220-665-3	223-1443
東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101		354-3102
宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所	363-5502		362-6161
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	7-220-265-1	366-1233
宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所	362-3391	7-220-273-1	362-3393
宮城県仙台土木事務所(総務班)	297-4111	7-231-221	296-1516

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
	(代表)	(総務班)	
東北地方整備局仙台河川国道事務所 (代表) (計画課)	284-4131 304-1902		249-3772
宮城県仙台教育事務所 (総務班)	275-9260	7-222-2503	276-1262

3. 災害広報の要領

- (1) 町は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努め、流言飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。
- (2) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、観光客等帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう以下の体制整備を図る。情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。
 - ア 行政区長、自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対し、口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
 - イ 視聴覚障害者には、口頭で連絡するとともに、点字、録音テープ等による情報の提供を行う。
 - ウ 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。
- (3) 町の実施する広報は、すべての広報総括者（総務課長）に連絡する。
- (4) 広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集する。企画調整課は報告、記録等に供する写真の収集又は撮影を行う。
- (5) 災害広報は、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携し定期的に情報を発信するなど、適切な情報を提供する。災害広報の主な内容、広報実施方法等は次のとおりとする。
 - ア 災害発生直後
 - (ア) 災害対策本部設置に関する事項
 - (イ) 住民の安否情報並びに観光客の帰宅手段に関する情報
 - (ウ) 被害区域及び被害状況に関する情報
 - (エ) 避難（勧告・場所等）・誘導に関する情報
 - (オ) 医療救護所開設等救急医療並びに要配慮者への支援等に関する情報
 - (カ) 防疫に関する情報
 - (キ) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
 - (ク) 津波等に関する情報

- (ケ) ライフラインの被害状況に関する情報
- (コ) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (カ) 住民の心身安定のための情報（犯罪予防等を含む）
- (シ) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (ス) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (セ) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (ソ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (タ) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (チ) その他必要な情報

イ 生活再開時期

- (ア) 保健衛生、ライフライン及び交通施設等の復旧に関する情報
- (イ) 相談窓口の設置に関する情報
- (ウ) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (エ) 防疫に関する情報
- (オ) その他必要な情報

ウ 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般住民、高齢者、障害者、外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した応じた広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (ア) 同報無線による広報
- (イ) (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (エ) 広報紙、チラシ等による広報
- (オ) 指定避難所への広報班の派遣
- (カ) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (キ) 登録制メールサービスや緊急速報メール
- (ク) CATV、コミュニティーFM放送等への情報提供
- (ケ) インターネットによる広報（SNSを含む）
- (コ) 臨時災害放送局の開設

※資料4-2 災害広報文例集

エ 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- (ア) 報道機関への発表資料は、広報総括者がとりまとめるものとする。
- (イ) 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関と調整し、災害対策本部長が発表するものとする。

(6) 広聴活動（相談窓口の設置）

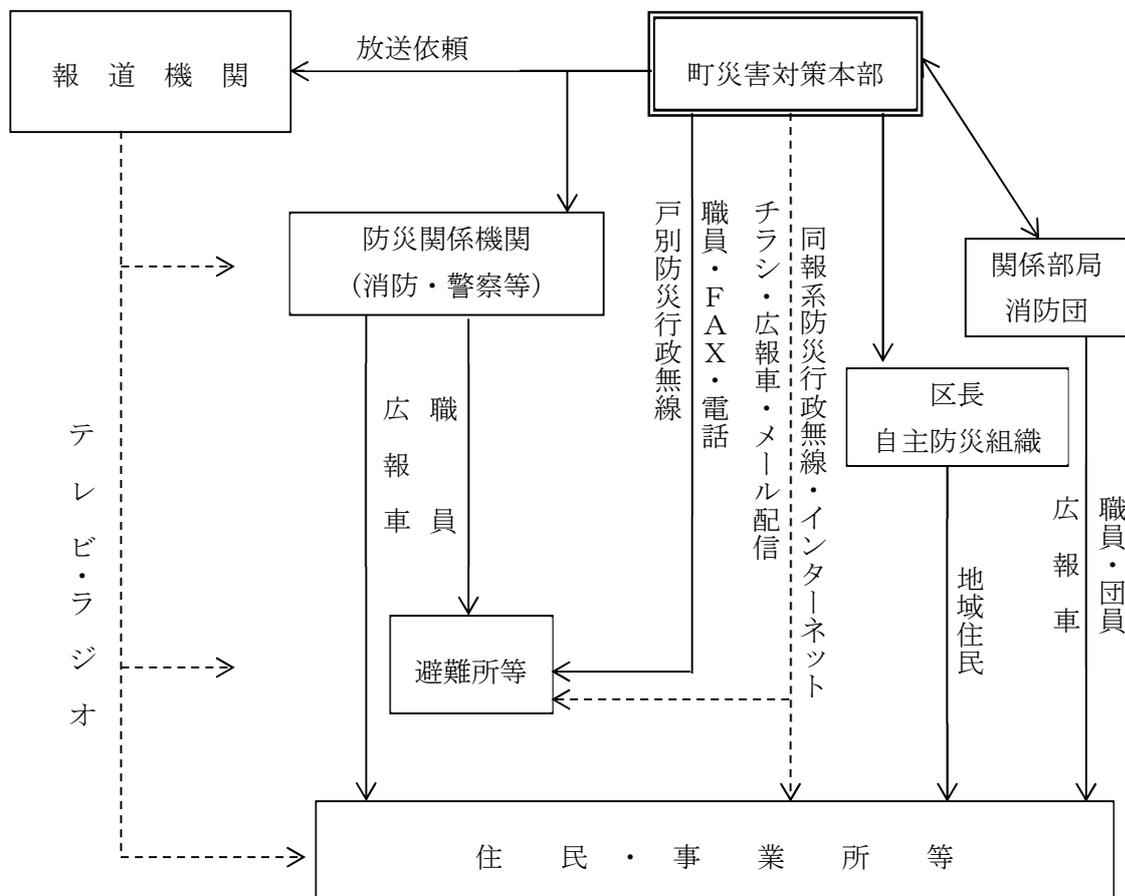
- ア 災害発生後、速やかに被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。
- イ 相談窓口では、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。
- ウ 県から専門職の相談員が派遣されてきた場合は、相互協力のもと、相談業務を行う。
- エ 相談窓口を設置した場合には、町ホームページ等を活用し、広く住民等に周知する。

(7) 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

伝達系統図



第6節 災害救助法の適用

災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための計画を定める。また、災害救助法適用のための第1次被害調査も実施する。



1. 実施責任者

(1) 適用の要請

町長は、災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。

(2) 適用の決定

知事は、町長の要請に基づき被害状況等を確認し、内閣総理大臣と協議して必要があると認めるときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

(3) 実施の委任

災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が町長に委任される。ただし、救助及び災害の自体が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は町長が行う。

2. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

区分 町名	人口 令和2年3月 31日現在	1号適用 (町内の住家 滅失世帯数)	2号適用 (県内の住家滅 失世帯数 2000世帯以上)	3号適用	4号適用
松島町	13,348人	50世帯	25世帯		

(1) 1号適用

町の滅失世帯数が50世帯以上のとき（滅失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。）。

(2) 2号適用

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

(3) 3号適用

ア 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯が9,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）

イ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が、滅失したとき。

特別な事情とは、次のいずれかに該当する場合

(7) 食品の給与等に特殊の補給方法を必要とする場合

(1) 救出に特殊の技術を必要とする場合

(4) 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

おそれが生じたときとは、次のいずれかに該当する場合

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）

イ 食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）

3. 救助の種類

災害救助法の種類等は、資料のとおりである。

※資料1-8-1 宮城県災害救助法施行規則

4. 救助の実施委任

(1) 知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。

(2) 町長は、同法施行令第17条の規定に基づき、知事から委任を通知された場合は、当該事務を行わなければならない。町長は知事から委任された下記の業務を行う。（災害救助法第13条及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条）

ア 指定避難所及び応急仮設住宅の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与

ウ 飲料水の供給

エ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送
- セ 応急救助のための賃金職員雇上費

(3) 災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、町と県が協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

実施者		救助の種類
局地災害の場合	町	全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))
	県	—
広域災害の場合	町	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任することができる。

5. 救助の実施に関する事務手続き

(1) 災害救助法の適用要請等

町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し又は達する見込みがある場合は、直ちに知事に対し、その旨を報告しなければならない。

また、知事から災害救助法の適用通知を受領した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

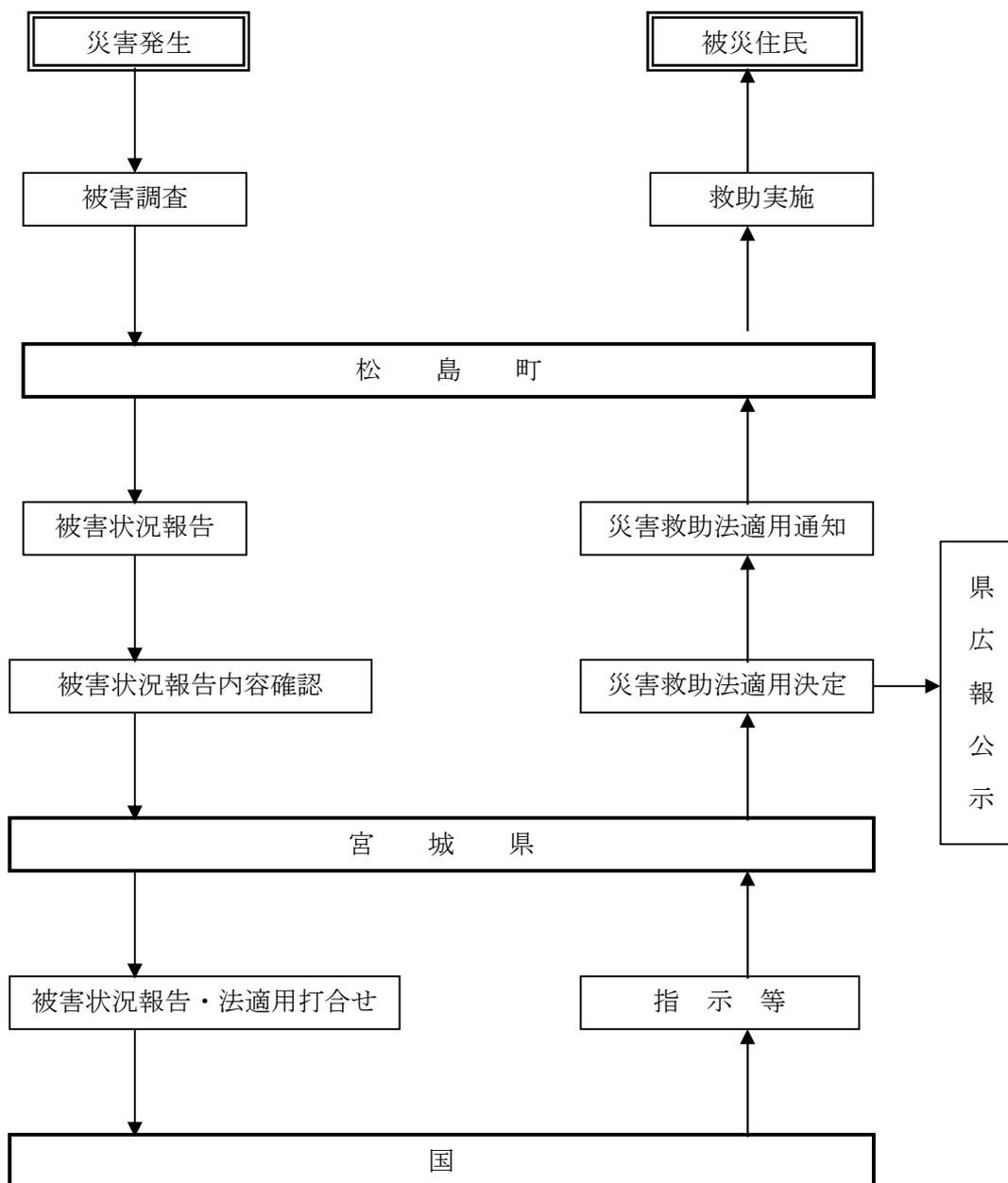
※資料 1-8-2 災害救助の主な事務のあらまし

※資料 1-8-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用等について報告する。なお、町長は町の救助実施状況等をまとめ、知事に報告する。

●災害救助法による救助フロー



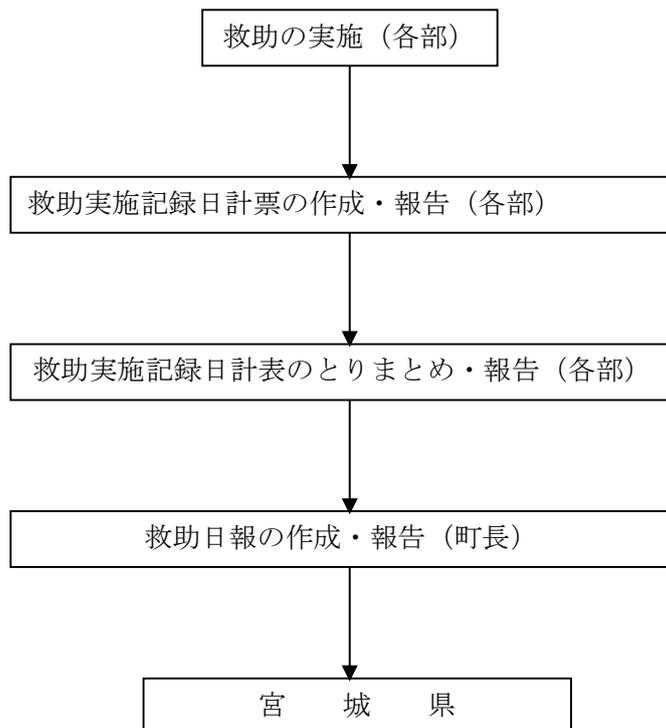
●報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	被害状況 既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	被害状況 応急救助の実施状況	救助の実施期間中、毎日
決定報告	確定した被害状況 応急救助の実施状況 救助費概算額等	救助完了後直ちに

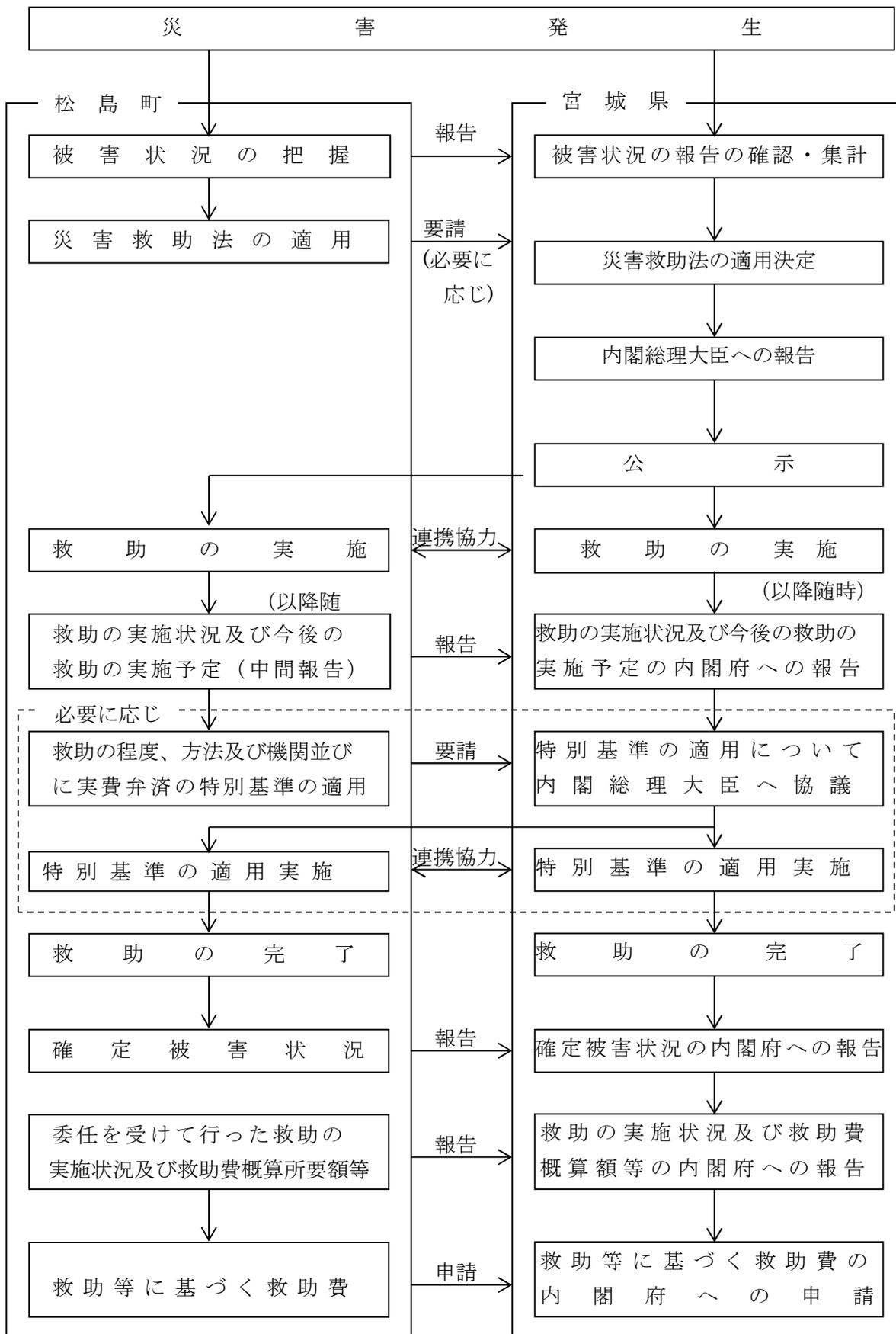
(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、町長が知事に対して行うが、各部は、救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。

[報告のフロー図]



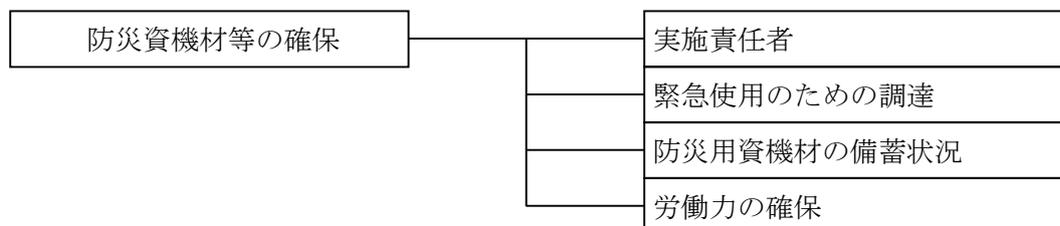
(4) 災害処理事務処理フロー



第7節 防災資機材等の確保

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため町、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。



1. 実施責任者

町は、防災資機材等の調達、確保、緊急使用等に関して各防災関係機関等との調整を行う。

2. 緊急使用のための調達

(1) 町は、町内部で調達する他、必要に応じてあらかじめ締結している協定に基づく応援要請、県への要請、各防災関係機関等への要請により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

ア 防災用資機材は、町所有のもののほか、町内の業者等から借り上げるものとする。

イ 町内での確保が難しい場合には、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』等の協定締結市町村、協定締結先民間事業者、県に対し応援を求める。

ウ 機械操作員等は、機械・器具等に併せて確保する。

(2) 防災活動、救急活動に必要な防災用資機材等の調達について、関係機関相互が連携を図るとともに、必要に応じ民間等への協力も要請する。

(3) 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災用資機材について、町へ要請する。町は、その資機材の調達について支援する。

3. 防災用資機材の備蓄状況

災害時に必要となる防災資機材の備蓄状況は資料7-2のとおりである。

4. 労働力の確保

災害応急対策を実施するための必要な労働力の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

(1) 応援要請による技術者等の確保

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を

要請し、技術者等の確保を図る。

ア 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請手続

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長は又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事に対する職員のおっせん要求手続

町長が指定行政機関、指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんを要求する場合は、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣のおっせんを求める理由

(イ) 派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 職員を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

(2) 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

ア 知事の従事命令等

(ア) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師又は看護師
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、佐官又はとび職
- ⑤ 土木業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- ⑥ 鉄道事業者及びその従事者
- ⑦ 自動車運送業者及びその従事者
- ⑧ 船舶運送業者及びその従事者
- ⑨ 港湾運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

(ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

(イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させる事が適当と認められるもの。

エ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

(3) 労働力の配分計画

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に労働供給の要請を行う。

イ 災害対策本部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第8節 避難誘導

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

避難誘導	実施責任
	避難勧告等の基準及び伝達方法
	避難の方法
	避難所の開設及び運営
	避難長期化への対処
	学校、社会福祉施設等における避難対策
	帰宅困難者対策
	孤立集落の安否確認対策
	広域避難者への支援
	在宅避難者への支援

1. 実施責任

避難勧告等は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難勧告等を発令するとともに、必要に応じて塩釜警察署長、塩釜消防事務組合消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。その際、町民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、また、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を行い、生命又は身体の安全を確保する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難勧告等を行うことができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官等は、避難のため立退きを指示することができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

また、住民は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと自身が判断する場合、近隣の緊急的な待避場所への移動等の安全確保措置を講じるよう努める。

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
町長 (災害対策本部長)	災害全般	勧告 指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条・第63条
知事	災害全般	勧告	災害の発生により、町がそ	災害対策基本法

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
		指示	の全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	第 60 条
警察官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
		命令	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第 4 条
海上保安官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。	自衛隊法第 94 条

2. 避難勧告等の基準及び伝達方法

地震の発生により津波が発生し、災害発生のおそれがある場合、人命の保護又は被害拡大防止のため必要と認められる場合は住民に対して速やかに避難勧告等を行う。なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示（緊急）のみを発令する。

(1) 町長、県知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難勧告等が発令する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難勧告等の全部又は一部を実施する。

(2) 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は住民その他関係者に対し、避難勧告等その他必要な措置をとる。

また、指定された指定避難所及び避難路を掌握し、避難勧告等がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

塩釜警察署長は、町が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(3) 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、町長から要求があったとき、町長が避難勧告等を発令することができないと認める場合、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

(4) 避難勧告等の基準及び内容

ア 避難勧告等の基準

避難勧告等は、住民等が、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供することに努め、町が出す避難情報と、国や県が出す防災気象情報を5段階に整理し、災害の種類、地域、その他により異なるが概ね次の区分により実施する。

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況。	命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示(緊急)	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者(高齢者、障害者、傷病者、妊産婦等)が避難行動を開始しなければならない段	要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された指定避難所へ避難行動開始(消防団員、民生委員、自主防災組織、行政区等避難誘導員は、支援行動開始)上記以外の者は、避難準備開始

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動
		階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

資料：「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」平成31年3月内閣府防災担当

(ア) 避難準備の呼びかけ

住民等を避難させる必要があると認められる場合。

(イ) 緊急避難（避難の指示又は勧告）

津波による災害の発生及びその危険が認められる場合。

(ウ) 指定避難所への避難

長期間にわたる危険が予想される場合。

(5) 勧告又は指示の伝達方法

ア 住民等への周知

(ア) 避難指示（緊急）等の伝達は、概ね次の方法により周知徹底を図る。これらを解除したときも同様とする。

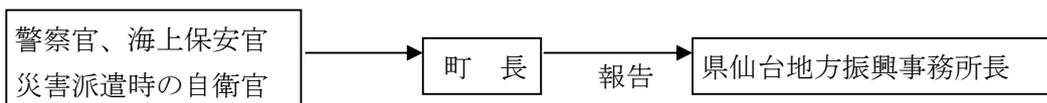
(イ) 住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう留意するとともに、要配慮者に配慮した方法をあわせて実施するよう努める。

(ウ) 避難勧告等の伝達は、事態の切迫感が伝わるよう配慮するとともに、繰り返し実施し、住民等への確実な伝達に努める。

- ① 直接口頭又は拡声機
- ② 同報無線
- ③ 広報車
- ④ 電話等
- ⑤ サイレン
- ⑥ 自主防災組織等
- ⑦ メール配信
- ⑧ 各報道機関へ要請

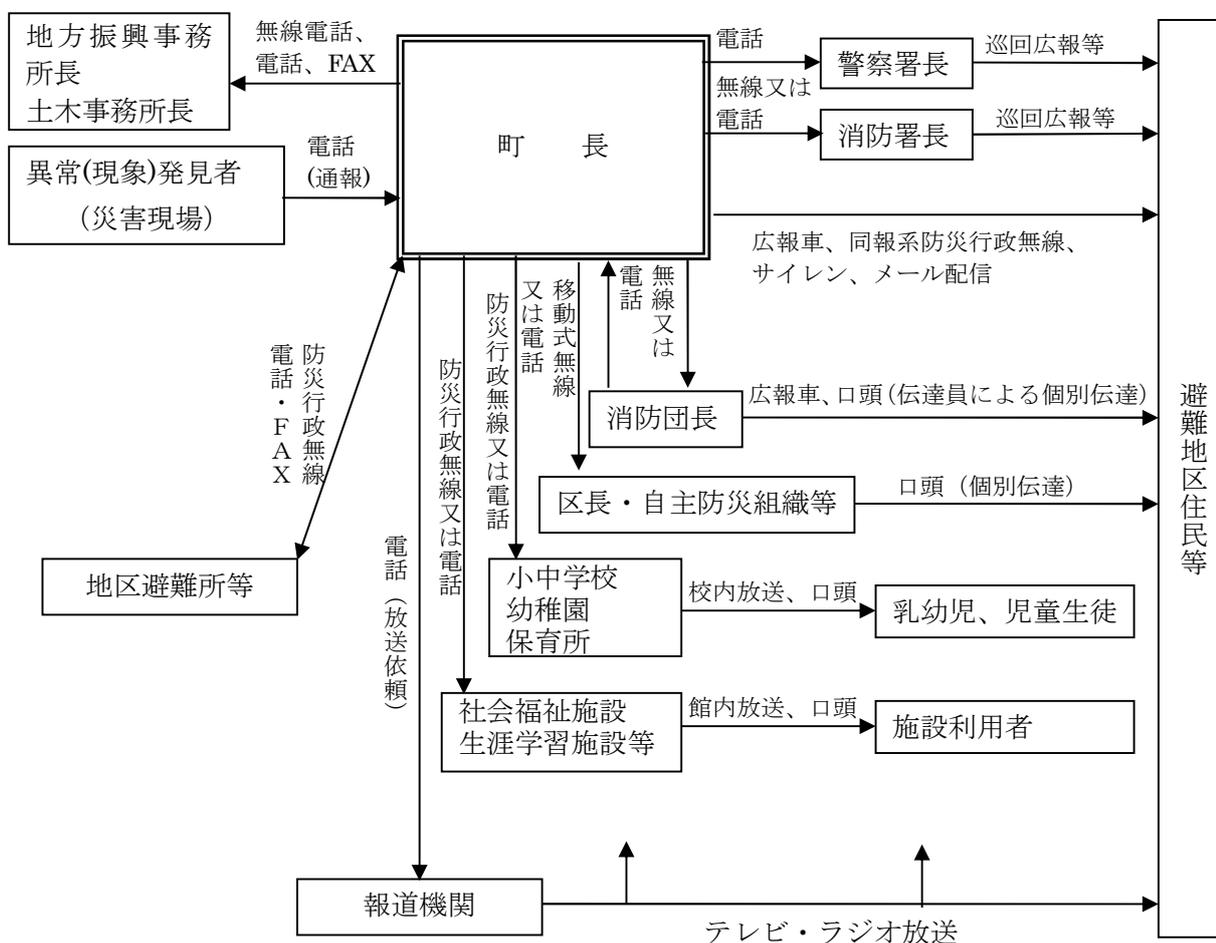
イ 関係機関相互の通知及び連絡

関係機関の通知及び報告は次の系統による。



- (ア)町長が避難を勧告・指示若しくは屋内での安全確保措置の指示をしたとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。（災害対策基本法 60 条）
- (イ)警察官又は海上保安官が避難の指示若しくは屋内での安全確保措置を指示したときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法 61 条）

住民等への伝達フロー図



(6) 警戒区域の設定

町長は、災害の発生又は発生のおそれがあると認めた場合において、住民の安全確保のために、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定する。

3. 避難の方法

(1) 避難誘導の実施

町長は、災害時に危険が予想される場合に、地域の避難勧告等をし、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

<p>避難誘導体制の確立</p>	<p>徒歩避難を原則とし、あらかじめ定めた避難計画のもと、各地区又は地域での集団避難に努める。</p> <p>指定避難所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。</p> <p>緊急を要する避難等の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。</p>
<p>避難経路</p>	<p>避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路の周知・徹底を図る。</p> <p>災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。</p> <p>また、基本的に避難時は徒歩とし、特別な場合を除き自動車では避難しない。</p>
<p>避難順位</p>	<p>災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。</p> <p>浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。</p>
<p>携帯品の限</p>	<p>携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。</p> <p>避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。（食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等）</p>
<p>危険防止措置</p>	<p>指定緊急避難場所、指定避難所等の開設に当たって、町長は、施設の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。</p> <p>避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなど危険防止に努める。</p> <p>避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。</p>

避難者の移送	<p>町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>県は、町から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。</p> <p>また、被災者の受入れ状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて、他県、国等に広域受入れに関する支援を要請する。</p>
---------------	---

(2) 避難誘導従事者の安全確保

町は、消防職員、消防(水防)団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮扉の操作や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難勧告等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(3) 自主避難の実施

住民は、災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。避難する旨を決めた場合は、速やかに町に報告する。

(4) その他避難誘導に当たっての留意事項

要配慮者の事前の避難誘導・移送	<p>地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の居住形態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の指定避難所とは別の介護機能等を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。</p>
避難が遅れた者の救出・収容	<p>避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、指定避難所への収容を図る。</p>

4. 指定避難所の開設及び運営

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある避難者を一時的に受け入れ、保護するために指定避難所を設置する必要があるときは指定避難所を開設する。

町は、住民の避難が長期化した場合には、要配慮者の処遇について十分配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(1) 指定避難所の開設場所

- ア 指定避難所の開設場所は、「資料5-1 指定避難所等一覧」に定める場所とする。指定避難所の開設は、原則として施設管理者が行う。
- イ 町は、指定避難所の施設について、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- ウ 上記アに掲げる指定避難所が使用不可能になった場合又は指定避難所が満員になった場合等には、協定締結先等の寺社や民間宿泊施設等に協力を要請し、当該施設の安全が確認された場合には、施設管理者等の同意を得て、指定避難所の代替施設とする。

※資料5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

- エ 上記ウの措置を行う場合には、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立しない場所を選定する。
- オ 町は、必要に応じ、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

(2) 指定避難所開設の連絡

- ア 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し避難住民を誘導保護する。
- イ 町長が避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県及び警察等関係機関に連絡する。

(ア) 指定避難所開設の日時及び場所

(イ) 避難人員及び世帯数

(ウ) その他必要な事項

(3) 指定避難所の運営等

指定避難所の具体的な運営管理等は、松島町指定避難所運営マニュアルにより実施する。指定避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ協定締結先市町村等へ応援を要請する。

ア 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を延長することができる。

イ 費用

指定避難所開設に伴う費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

ウ 避難所の責任者及び連絡員の指定

指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理責任者、連絡員を指定

し、指定避難所の管理と避難者の保護に当たらせる。

(ア)管理責任者

災害対策本部は各指定避難所に町職員1名を選定し派遣する。

(イ)連絡員

当該地区を担当する行政区長又は行政連絡員とする。

(ウ)担当業務

- ① 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。
- ② 町災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ③ 指定避難所開設の記録に関すること。
- ④ 避難者が必要とする情報の提供
- ⑤ 必要な設備、備品の確保
- ⑥ 指定避難所周辺の情報収集
- ⑦ 必要に応じプライバシーの確保等

(エ)管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護に充たる。また、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織及び災害救援ボランティア等との協力

町及び松島町社会福祉協議会は、自主防災組織や災害救援ボランティア等と協力の上、指定避難所の環境・衛生管理、防火・犯罪対策及び食料・生活物資等の配布作業等を効率的に実施する。

オ 自治的な組織運営への移行

町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者自身による自主的な指定避難所運営体制へ早期に移行できるよう、指定避難所運営委員会の立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

(ア)町は、それぞれの指定避難所に收容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

(イ)民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(4) 指定避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、以下にあげる避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握

に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- (ア) プライバシーの確保状況
- (イ) 簡易ベッド等の活用状況
- (ウ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (エ) 洗濯等の頻度
- (オ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (カ) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (キ) 食料の過不足、配食等の状況
- (ク) し尿及びごみ処理状況
- (ケ) その他避難者の健康状態や指定避難所衛生状態に関する状況

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(5) 男女共同参画

ア 指定避難所運営への女性の参画促進

町は、指定避難所の運営において、女性が運営委員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女及びLGBT等性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営において、男女及びLGBT等性的マイノリティ等ニーズの違い等に配慮する。特に、以下のような女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- (ア) 生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供
- (イ) 女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置
- (ウ) 女性専用トイレの確保
- (エ) 生理用品、女性用下着の女性による配布
- (オ) 指定避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用スペースの確保
- (カ) 乳幼児が安全に遊べる空間の確保
- (キ) 巡回警備や防犯ブザー配付等による安全性の確保 など

ウ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(6) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、当該施設の管理者は、指定避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、指定避難所運営への支援に取り組む。

(7) 観光客・外国人への配慮

- ア 町は、指定避難所での住民以外の滞留旅客及び外国人に避難状況の確認を行い、その後、滞留旅客及び外国人について滞留旅客及び外国人用の宿泊施設や指定避難所の確保など、地域住民との区分に努める。
- イ 滞留旅客に対しては、県外の被災状況、交通機関・道路の復旧状況、配給物資の有無などの情報など、帰宅支援のための情報提供に配慮する。
- ウ 外国人に対しては、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- エ 国際交流協会や松島善意通訳者の会との協定に基づき、避難所における滞留支援や帰宅支援に努める。

(8) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(9) 指定避難所の閉鎖

指定避難所は、一時的な滞在場所であり、避難生活が長期化する場合、町は、避難者の居住先確保に努める。特に、学校施設を指定避難所とした場合は、児童・生徒の就学の重要性を考え、町は指定避難所の早期閉鎖が図られるよう努める。

5. 避難長期化への対処

- (1) 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者による指定避難所運営委員会の組織結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- (2) 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては次の措置をとる。
 - ア 県内の市町村への受入れ要請については、直接市町村と協議する。
 - イ 県外の協定締結先市町村への受入れ要請については、直接、協定締結先市町村と協議し、その旨県に報告する。

ウ 上記イ以外の他都道府県の市町村への受入れ要請については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、各々の災害対策マニュアルに基づき、児童生徒及び園児、施設入所者等を安全に集団避難させる。

※資料 5-2 町内の社会福祉施設等一覧

7. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な観光客等の帰宅困難者が発生する可能性があることから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

(1) 一斉帰宅抑制に関する対応

ア 一斉帰宅抑制の広報

町及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、事業所、観光客、学校など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

イ 関係機関の対応

事業所、観光協会、学校等関係機関は、従業員、観光客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、観光客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

ウ 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

町及び県は、地震・津波等災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

(3) 避難行動要支援者への対応

町及び県は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

8. 孤立集落の安否確認対策

(1) 通信手段の確保

町は、居住地又は指定避難所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

(2) 通信手段途絶時の対応

孤立した地区の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

9. 広域避難者への支援

(1) 円滑な手続きの実施

ア 町は、広域避難を実施する場合は、協定締結先市町村や県に対し、その支援要請に係る手続きを円滑に行うように努める。

イ 町は、協定締結先市町村や県から被災者の受入れ要請があった場合には、その受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

(2) 避難者情報の把握

町は、県から提供される広域避難者の避難先等に関する情報の把握に努め、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

(3) 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(4) 広域避難者への支援体制の整備

町から広域避難者が発生した場合は、町は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

10. 在宅避難者への支援

(1) 生活支援の実施

町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、県と連携し、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等

保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 指定避難所等での物資の供給

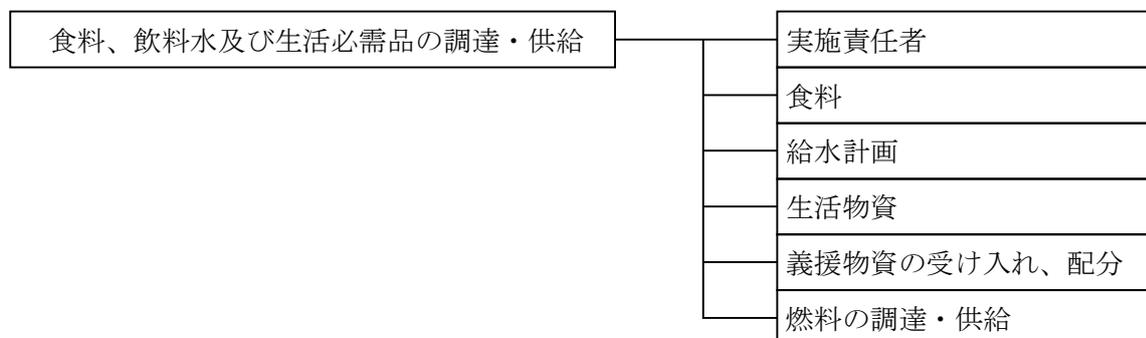
町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、公共施設での物資の配布の他、指定避難所、集落等で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

大規模災害時の町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者の要望や不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な調達供給活動を行えるようにする。



1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。しかし、同法が適用されない場合でも、町長が必要と認めたときは、同法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として町独自で食料・物資を配布する。

※資料7-8 食糧・飲料水等備蓄一覧

2. 食料

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定締結先の事業者等から調達し確保する。

また、食料の調達、炊出し、配給等にあたっては、要配慮者、観光客、アレルギー対策、避難生活の長期化に対する栄養バランス等について十分配慮する。

(1) 食料の形態

食料の供給は、次の形態により行う。

ア 初期形態

乾パン、パン等直ちに食すことのできる食品

イ 簡易な処理が可能な体制ができた場合

缶詰、インスタント食品等軽易な処理を施すだけで食すことのできる食品

ウ 炊き出し体制が確立された場合

にぎりめし、弁当等の食品

(2) 食品の調達

ア 調達担当

調達担当は、災対産業観光部とし、避難者数等の情報をもとに、食品の調達量を把

握する。

イ 主食の調達

(ア)町は、速やかに町内業者からの調達ルートを確認する。主食の調達先等は次のとおりである。

調達先	所在地	電話番号	備考
仙台農協松島支店	高城字町東二 20	354-2101	
(有)内田鐵五郎商店	高城字町 122	354-2013	
(有)浅野	松島字町内 131	354-3388	
(株)鈴憲商店	高城字町 127	354-3165	
島田商店	高城字西柳 14	354-2014	
三浦栄商店	高城字町 26	354-2314	

(イ)応急用米穀

- ① 町は、災害の状況により町内業者所有の米穀が不足すると認められる場合は、県に対し応急配給申請を行い、応急用米穀を調達する。
- ② 供給を受けた応急用米穀の数量等については、県に報告する。

(ウ)災害救助用米穀

- ① 災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」）を調達する。
- ② 災害救助法が発動され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合は、知事が指定した災害救助用米穀取扱者から受け取る。
- ③ 災害救助用米穀の引渡を受けたときには、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。
- ③ 町は、災害救助法が発動され、通信、交通の途絶により県に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省（生産局農産部穀物課）に対し直接申請し、現物の交付を受ける。直接、農林水産省に要請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。

(エ)供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量となる。1人あたりの供給数量は以下のとおり。

- ① り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
- ② 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合
1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ウ 副食、調味料等の調達

町が副食、調味料等を調達する場合は、利府松島商工会等に依頼して町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合及び不足する場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、又は県に対し調達を依頼する。

エ 調達食料の輸送

調達食料の輸送は、原則として、調達機関及び団体等が行うものとするが、状況により宮城県トラック協会塩釜支部等に協力要請を行い、効率的な食料輸送を実施する。

オ 調達、救護食料等の集積場所

調達食料及び救護食料等の集積場所は、以下のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号	配分対象区域	備考
B & G海洋センター	高城字浜 1-1	353-3688	町内全域	
松島町文化観光交流館	磯崎字浜 1-2	353-3030	〃	
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	355-0666	〃	
石田沢防災センター備蓄倉庫	松島字石田沢 20	-	〃	
三十刈備蓄倉庫	松島字三十刈 9-1	-	〃	
松島運動公園備蓄倉庫	高城字動伝一 15-1	-	〃	

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出し担当等

炊き出し担当は、災対町民福祉部が自主防災組織や婦人防火クラブと協力し実施する。要員が不足する場合には、協定締結先市町村、県、日赤宮城県支部等へ応援を要請する。

イ 供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 指定避難所に避難した者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他食料品を失い、炊き出しの必要があると認められる者

ウ 配給品目及び数量

(ア) 主食の品目等

調達した米穀の応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン等とする。

(イ) 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(ウ) 数量

主食は一人1日当たり600g以内とする。(1食200g以内)

エ 費用及び期間

(ア)費用

炊き出しに要する費用の範囲額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。期間については指定避難所開設期間内とする。

(イ)期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

オ 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、以下のとおり定めておくものとするが、災害の実情に応じてほかの施設を利用し、また米飯業者等に注文供給することができる。

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	備考
松島町学校給食センター	全 域	約 1,000 食	
松島町文化観光交流館	〃	約 100 食	
保健福祉センター	〃	約 120 食	
品井沼農村環境改善センター	〃	約 100 食	
石田沢防災センター	〃	約 200 食	

(4) 食料の配分方法

ア 配分担当等

食料品の配分担当は、災対町民福祉部とする。

イ 配分要領

町は、観光客等を含め供給対象者を正確に把握し、不足や重複が生じないようにし、配布数量等配分状況については、記録をしておく。各対象者に対する配分方法は以下のとおりとする。

(ア)指定避難所等での配布

調達した食料は、指定避難所等の責任者に引き渡し、責任者を通して避難者や観光客等へ配布する。

(イ)在宅避難者に対する配布

在宅の障害者や高齢者等で、集積場所等に出向くことの困難な者に対しては、巡回により配布する。

ウ 配分の協力団体

配分及び巡回配付については、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

3. 給水計画

(1) 飲料水の供給方法等

ア 給水担当等

(ア) 給水担当は災対水道部とする。

(イ) 応急給水等を実施するため次の班を編成する。

- ① 給水班班長 1 名、運転手 1 名、作業員 1 名（給水タンク車）
- ② 浄水班班長 1 名、技術者 1 名、作業員 2 名（二子屋浄水場）

イ 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができないうり災者とするが、指定避難所や医療機関等重要施設への給水も考慮する。

ウ 給水量

一人 1 日 3 リットル程度とし、状況により増量する。

エ 給水費用及び期間

(ア) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 期間

給水を実施する期間は、原則として災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 給水方法

ア 水道施設が被災した場合等には、復旧までには時間を要することが予想されるため、発生初期は、家庭や町で備蓄しておいた飲料水（ペットボトル等）を活用する。

イ 浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車及び給水タンクによる運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

給水資機材

所有者	給水タンク	連絡先	電話番号
松島町	1m ³ : 2 基	水道事業所	354-5711
松島町	2m ³ : 1 基	水道事業所	354-5711

補給用水源

水源名	所在地	管理者	電話番号
初原浄水場 (深井戸含む)	初原字欠田 6-2	町	354-4153
二子屋浄水場	竹谷字鴻ノ谷地 6-1	町	352-2010

ウ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア) 被害の少ないと思われる井戸水により供給する。ただし、井戸水を使用する際は、煮沸、濾過又は、消毒等を経て使用する。

(イ) 被災地において水源を確保することが困難なときは、以下にあげる協力要請を行う。

- ① 被災地に近い水源地への協力要請
- ② 県と日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づく協力要請
- ③ 県への飲料水供給要請
- ④ 協定締結先民間事業者に対し協力要請を行う。

※資料 2-3-10 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書

エ 飲料水の衛生管理

災対健康長寿部は、保健所と協力し、飲料水の衛生指導を行う。また、井戸水等を飲料水として利用する場合の処置（煮沸、消毒等）を指導する。

(3) 危機管理体制・復旧行動計画

別途「松島町水道事業所危機管理計画書」参照

4. 生活物資

(1) 生活必需品等の配布の要領

ア 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活が困難な者。

イ 品目

- (ア) 寝具
- (イ) 衣料品
- (ウ) 炊事用具
- (エ) 食器
- (オ) 日用雑貨品
- (カ) 光熱材料
- (キ) 緊急用燃料
- (ク) その他

ウ 費用

衣料、生活必需品等の配布に要する費用は、災害救助法の適用範囲内とする。

※資料 2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

エ 期間

生活必需品等の配布を実施する期間は、原則として災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 衣料、生活必需品等の調達・配分

ア 調達担当

調達担当は、災対町民福祉部とし、避難者数等の情報をもとに、生活必需品等の調達量を把握する。

イ 調達方法

町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から必要に応じ調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、県、厚生労働省、その他関係機関等に対し依頼する。

ウ 調達物資の集積場所

調達物資の集積場所は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

エ 調達物資の配給

町は、自主防災組織、ボランティア等の協力のもと被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。配給の際は、以下に留意する。

- (ア) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等について配慮する。
- (イ) 公平性を確保する。
- (ウ) 避難者だけでなく在宅の被災者や要配慮者への配給に十分考慮する。

5. 義援物資の受け入れ、配分

受け入れ及び配分担当は、災対町民福祉部とし、配分にあたる。

(1) 義援物資の受け入れ

ア 町は、衣料、生活必需品等を配布する必要があると認めらるる災者を調査し、義援物資配分計画を作成する。

なお、義援物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- (ア) 義援物資を必要とする災者数（世帯人員ごととする。）
- (イ) 義援物資の品名、数量
- (ウ) 義援物資の受け払い数量

イ 義援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

ウ 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等についての広報・周知を図る。

エ 災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受け入れ方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

オ 日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と調整の上、義援物資の配分作業が円滑にできるようにする。

カ 義援物資の保管先は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

(2) 義援物資の配分

- ア 災対町民福祉部長は、義援物資配分計画により、各地区協力員及びボランティア団体等の協力を得て、り災者に配分する。
- イ 必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たる各地区協力員及びボランティア団体等に情報提供を行う。
- ウ 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

6. 燃料の調達・供給

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時の応急対策の実施、町民生活の維持に必要な施設や車両への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合塩釜支部及び黒川支部と締結した「災害時における応急用燃料の供給に関する覚書」に基づき燃料を調達する。

なお、不足する場合等には、県に対し燃料供給を要請する。

(2) 重要施設の供給

災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、町は、必要量の情報収集に努め、県等関係機関と連携し、優先的に燃料の供給を行う。

(3) 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

(4) 町民への広報

町は県と連携し、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第10節 救急・救助活動

町は、大規模災害等が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって生命が危険な状態にある者を関係機関と連絡を密にしながら速やかに捜索・救出し、被災者の保護を図る。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

救急・救助活動	実施責任者
	救出対象者
	救出活動
	関係機関との協力
	救出资機材等の調達
	救出期間及び費用
	各関係機関の活動
	住民及び自主防災組織等の活動
	救出の連絡等
	救出後の措置
	惨事ストレス対策

1. 実施責任者

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を、自衛隊や消防関係者、警察官及び海上保安官等の協力のもと実施する。

2. 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

3. 救出活動

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、警察、消防機関等関係機関に連絡する。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織や地区住民等の協力により、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたる。これらの状況については、速やかに県に報告を行う。
- (3) 町は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

(4) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

(5) 被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づく要請があった場合には、町は、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4. 関係機関との協力

(1) 救出活動を実施する場合は、塩釜警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て行う。

(2) 救出時は、負傷者の救護等が円滑に行われるよう町内の医療機関等と緊密な連絡を取る。

5. 救出資機材等の調達

救出活動に必要な人材及び資機材は、町が必要に応じ町内関係機関等に要請し、確保・調達する。なお、不足が生じるときは『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び県等に速やかに連絡する。

※資料 7-9 救命ボート保有状況

6. 救出期間及び費用

(1) 救出期間

災害発生の日から3日以内(4日以降は死体の捜索として取扱う。)に完了する。ただし、状況に応じて3日以上とする。

(2) 費用

救出に関する費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

7. 各関係機関の活動

(1) 塩釜警察署の活動

救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動等を行う。

(2) 消防機関の活動

ア 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動

(ア) 医療機関、宮城県塩釜医師会、日本赤十字社宮城県支部及び塩釜警察署など関係機関等の情報を迅速かつ正確に掌握し、適切な救助活動を行う。

(イ) 救急救命士や高度資機材の有効活用を図り、負傷者などの応急処置を効率的に行う。

イ 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(3) 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部は、地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

8. 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 救助活動等の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災発生等による初期消火及び救急救助の必要があるときには、自らに危険が及ばない安全な範囲で初期消火及び救助活動を行うとともに、速やかに消防機関に通報する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面では対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防関係者の指示を仰ぐ。

9. 救出の連絡等

災害のため生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見若しくは知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松島町	松島町高城字町 10	354-5701
塩釜警察署	塩釜市北浜 4-6-41	362-4141
塩釜警察署松島交番	松島町松島字町内 75-9	354-2024
塩釜地区消防事務組合消防本部	塩釜市尾島町 17-22	361-0119
松島消防署	松島町松島字蛇ヶ崎右 53	354-4226
宮城海上保安部（警備救難課）	塩釜市貞山通 3-4-1	363-0114

10. 救出後の措置

(1) 応急救護所における救急活動

応急救護所においては、次の措置を講ずる。

ア 負傷者の重症度緊急度選別（トリアージ）

- イ 負傷者に対する応急処置
- ウ 必要に応じ医療救護班の派遣を要請
- エ トリアージによる負傷者の搬送順位の決定
- オ その他必要な事項

※トリアージ：フランス語で「救命」を意味し仏軍で始まったもの。搬送されてくる負傷者の生死、傷病の軽重を即座に判断し重症患者を優先して救助していく方法。

(2) 負傷者の応急処置

負傷者の応急処置は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽傷者については、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

(3) 負傷者の搬送

医療機関の受け入れ体制、通行可能道路等を総合的に判断し、トリアージによる重傷者を優先して、重点的に次の箇所から医療機関等へ搬送する。

重度の負傷者の搬送は、松島消防署等の救急車を要請し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

- ア 負傷者が多数発生した区域
- イ 現地救護所・応急救護所
- ウ 指定避難所
- エ 被災医療機関
- オ その他必要と認める場所

※資料 8-4 緊急輸送要請簿

(4) ヘリコプターによる救助・救急搬送

緊急に本町以外の医療機関に負傷者を搬送する必要がある場合及び交通途絶地等から医療機関に負傷者を搬送する場合は、県や自衛隊等に対してヘリコプターの出動を要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(5) 民間搬送機関への協力要請

町は、負傷者の搬送のため、必要に応じ患者搬送車両を有する民間機関に協力を要請して搬送活動を実施する。

(6) 救急・救助活動の記録

町は、災害による負傷者等の救護救出活動状況等について記録する。

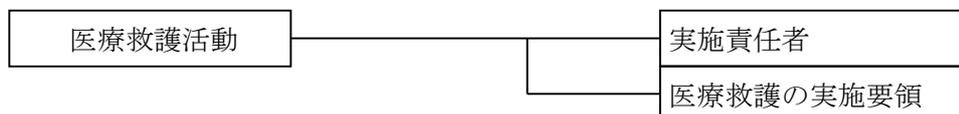
11. 惨事ストレス対策

町は、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護活動

大規模災害のため、被災住民が医療救護の途を失った場合には、町は関係機関と連携し、応急的な措置を講じ保護を図る。また、災害時には医療機関についての情報及び救護所の設置状況等を住民に周知する。



1. 実施責任者

り災者に対する医療救護の応急措置は、関係機関の協力を得て町が行う。

2. 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

ア 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要としているにもかかわらず医療の途を失った者

イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

カ 助産（分娩介助等）

(3) 医療救護の期間

原則として、次の期間行う。

ア 医療：災害発生の日から、原則として14日以内。

イ 助産：分娩した日から、7日以内。

(4) 情報の収集・伝達等

ア 町内の医療機関は、施設の被災状況や傷病者の受け入れ状況等の情報を把握し、町へ連絡を行う。

イ 町は、町内医療機関、消防、警察等関係機関から被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、医師会や県等に対する応援要請等の可否及び救護所の設置の必要性等を判断する。

- ウ 傷病者等を災害拠点病院等に搬送した場合には、町は、関係機関等の協力のもとその状況について把握に努める。
- エ 町は、収集した情報を適宜、県や関係機関等へ情報提供を行い、情報の共有化を図る。

(5) 救護班の編成

- ア 医療救護の実施は、町内の各病院及び医院、（公社）宮城県塩釜医師会等の協力を得て、災害の状況に応じて医療救護班を編成し救護活動を行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。救護班の人員については、災害の規模等に応じて調整するものとするが、1班当たりの基本構成は以下のとおりとする。
被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、「第10節 救急・救助活動」に基づき実施する。

救護班基本構成		
医師：1名	保健師又は看護師：2名	連絡員：1名

- イ 救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- ウ 町の救護班で対応できない場合及び対応できないと町長が判断した場合は、協定締結先近隣市町村や知事に協力要請を行う。その場合には、町救護班を県の救護班に包含し、編成する。

(6) 救護所の設置

- ア 救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置し運営する。救護所の設置予定場所は、以下のとおり定める。

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況
松島町農村婦人の家	幡谷字吉崎 46-1	50人	木造平家建
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	200人	鉄筋コンクリート平家建

- イ 町は、救護所を設置した場合は、設置した救護所の場所を、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。
- ウ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

(7) 医薬品、資機材の確保

医薬品、医療用資機材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

- ア 医療機関の携帯した医薬品を使用する。
- イ 被害の程度に応じて、医薬品等が不足する場合は、町内の薬局等から調達する。
- ウ 町内での調達が困難な場合には、県に対し、救急医療セット、災害用医療品の供給の要請を行う。
- エ 救援物資の医薬品等について、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受け入れ、救護所、避難所に供給するよう努める。

(8) 在宅要医療患者の医療救護体制

- ア 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- イ 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- ウ 町は、人工透析を実施する医療機関が被災した場合には、患者の受入れの調整や資機材等の支援について県に要請し、透析医療の確保に努める。
- エ 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。
- オ 町は、必要に応じ、専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、県から指導・助言、その他必要な支援等を受ける。

第12節 自衛隊の災害派遣

大規模災害時の人命、財産保護のため、特に必要があると認められる場合、町長は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣	実施責任者
	災害派遣の基準及び要請の手続
	自衛隊との連絡
	派遣部隊の活動内容
	派遣部隊の受入体制
	派遣部隊の撤収
	経費の負担

1. 実施責任者

自衛隊の災害派遣要請に係る事務手続きについては、災害対策本部が行う。

2. 災害派遣の基準及び要請の手続き

(1) 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。この場合、町長は、その旨及び町域に係る被害の状況を防衛大臣又は最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）等の長に連絡することができ、連絡した場合には、その旨を知事に連絡する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又は直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に連絡する。この場合、町長は、速やかに知事にその旨を通知する。

ア 要請による派遣の基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は下記のとおりである。

- (ア) 緊急性 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている差し迫った必要性があること。
- (イ) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

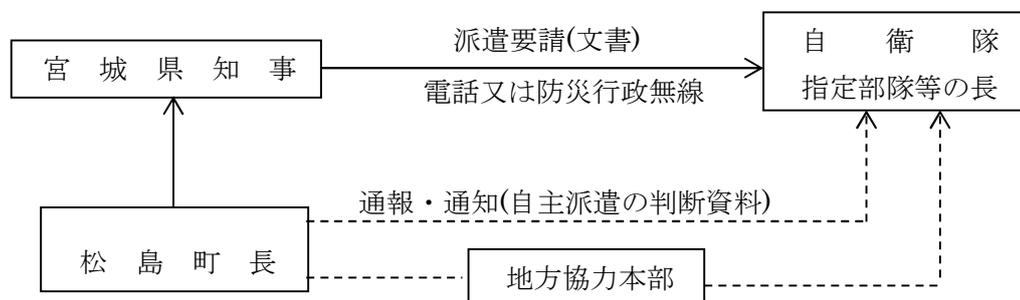
(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請で派遣されることが原則であるが、その例外措置として、「大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣」「通信の途絶により、県と連絡が不可能である場合の人命救助のための部隊等の派遣等」地震災害時に特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、速やかに県経由又は直接町へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

(3) 要請の手続き

ア 派遣要請系統図



イ 要請（連絡）先

区分	要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			時間内: 平日 08:30～17:00	時間外: 左記以外	
宮城隊区 担当部隊	陸上自衛隊 第22即応機動連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 内 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡を除く宮城県)
			東北方面航空隊 第3科	航空隊長	仙台市若林区霞目 1-1 TEL：022-286-3101 内 203, 207, 217
近傍派遣部隊	陸上自衛隊 第6戦車大隊 第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原 21-9 TEL：022-345-2191 内 230～233	駐屯地当直 内 301・302	大和近傍 状況により宮城北隊区
			第4航空団 防衛部 (松島基地)	団司令	桃生郡矢本町矢本 字坂取 85 TEL：0225-82-2111 内 230～232

ウ 要 請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料8－災害派遣要請依頼書様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信等により行い、その後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

- (㊦)派遣を希望する区域及び活動内容
- (㊧)その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、物資運搬設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

3. 自衛隊との連携

派遣される自衛隊連絡調整要員等を災害対策本部に受け入れる場合、災害対処に必要な情報交換等を行い、必要な災害対処を実施する。

4. 派遣部隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路障害物の除去又は道路・水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長又は町長の職務を代行できる者（委任を受けた町職員、警察官及び海上保安官）が、その場にはない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること

- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

5. 派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

町は、自衛隊の災害派遣期間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

必要に応じて派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその旨を管理者等に伝え了承を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

(5) 臨時ヘリポートの設定

ア 本町の臨時ヘリポートの指定状況は次のとおりである。

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンターグラウンド)	松島町手樽字大蓮沢 13-1	町長	355-0301	120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯島地先	宮城県漁業協同組合松島支所	354-2511	40×30

資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 臨時ヘリポートを追加、あるいは見直す場合には、ヘリポートとしての基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を実施するとともに、被災者の指定避難所と競合しないよう留意する。

ウ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

エ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその付近で障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすい所では、航空機進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

※ウ・エに関する「着陸地点のH記号」「離着陸地点及び障害のおそれがある範囲」については、p. 3-101、3-102 を参照

(6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

(7) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況の情報等を提供する。

6. 派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了又はその必要がなくなった場合、町長は派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。

(2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

※資料 8-3 災害派遣撤収要請依頼書様式

(3) 派遣部隊の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と協議の上、派遣部隊を撤収するものとする。

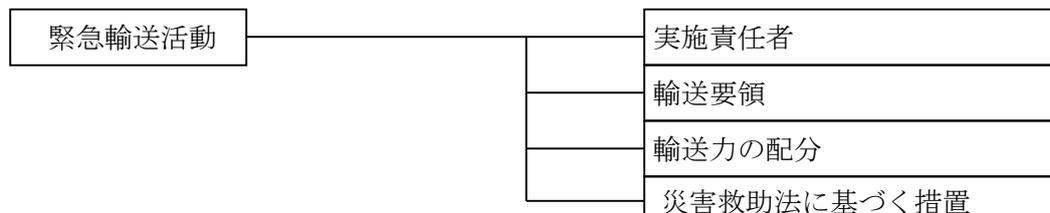
7. 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担し、細部についてはその都度派遣部隊の長と知事等が協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第13節 緊急輸送活動

大規模災害発生時には、さまざまな種類の緊急輸送が必要となる。したがって緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる輸送手段の確保に努める。また、輸送路線の被害状況を把握し、事前に定められた緊急輸送路から優先的に障害物の除去、応急復旧を行い、輸送路の確保に努める。



1. 実施責任者

町は、災害時における輸送力の確保等を関係機関の協力を得て行う。

2. 輸送要領

(1) 輸送方法

災害応急対策計画に定める人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して最も適切な方法により行う。

(2) 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 第一段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ロ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な人員
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

- (ア) 上記アの続行

- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ロ) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (ハ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第三段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ロ) 生活必需品

エ その他関連物資

- (ア) 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の制限について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- (イ) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携を図る。
- (ロ) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

(4) 輸送力の確保

ア 町所有車両の確保

町所有車両（消防用車両を除く）は、資料 7-3「町有車両の現況」のとおりである。

イ 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有以外の輸送力確保に努める。

(ア) 自動車の確保

自動車の確保は、以下の陸上輸送業者等に依頼する。

名 称	所 在 地	責 任 者	電 話 番 号
宮城交通(株)塩釜営業所	塩釜市新浜町二丁目 2-8	塩釜営業所長	365-5161
日本三景交通(株)	松島町高城字田中裏 23-16	代表取締役社長	354-5151

(イ) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能であるが、鉄道輸送が可能な場合は、東日本旅客鉄道(株)仙台支社松島駅等に要請し、輸送力を確保する。

(ロ) 船舶の確保

陸上輸送が全て不可能となる事態に備えて、海上輸送力も確保する。

ウ ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第 1 2 節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第 1 5 節「ヘリコプターの活用要請」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請する。

(5) 輸送要請

町内において輸送力が確保できない場合又は不足する場合は、協定に基づき、(社)宮城県トラック協会に次の事項を要請し、輸送力の確保を図る。

また町は、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

ア 緊急物資の輸送要請事項

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 必要となる車両及び人員

(ウ) 輸送品目

(エ) 輸送期間

(オ) 輸送先（荷下ろし場所）

(カ) その他必要な事項

3. 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 災害対策本部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4. 災害救助法に基づく措置基準

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救援用物資のための輸送

カ 遺体捜索のための輸送

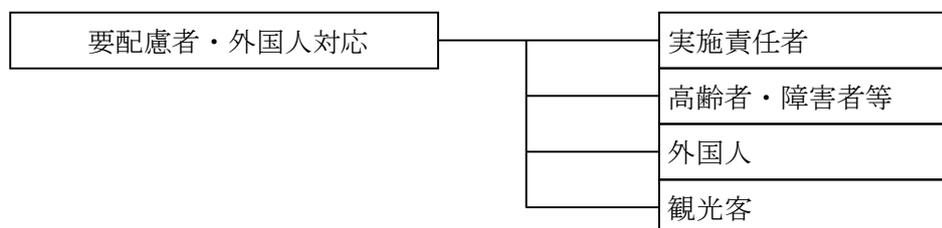
キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、松島町における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施がみとめられる期間とする。

第14節 要配慮者・外国人対応

大規模災害発生時には、特に要配慮者や旅行者等に対する様々な応急対策が必要となることから、町は、関係機関と連携し、対応計画に基づいて速やかに対策を実施する。特に団体旅行者などの観光客については、宿泊施設と連携を取り迅速に対応する。



1. 実施責任者

災対産業観光部、災対町民福祉部、災対健康長寿部及び社会福祉団体の責任者は、要配慮者等の援護対策を行う。

2. 高齢者、障害者等

町及び社会福祉団体は、要配慮者及び災害により支援が必要となった者に対し、救助、避難誘導、福祉サービス等の提供等を必要に応じて的確に行うことができるようにする。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

(1) 安全確保

ア 社会福祉施設在在所者について

(ア) 施設管理者等は、施設在在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(イ) 町は、施設管理者等から施設在在所者(入所者、従事者等)の安否を迅速に確認するとともに、施設管理者等から要請等があった場合には、避難誘導等を行う。

イ 社会福祉施設以外の要配慮者

(ア) 町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政員等との連携支援のもと迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

(イ) 町は、指定避難所等を中心に被災による新たな要配慮者についても把握する。

(ウ) 未登録の要配慮者に対しても、民生委員・児童委員、行政員などとの連携により安否の把握に努める。

(2) 支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し、その確保に努める。

下記イの緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

イ 緊急支援

(ア) 受け入れ可能施設の把握

松島病院（老人保健施設みどりの家を含む）及び特別養護老人ホーム等との間で、要配慮者受入れに関する連携を行う。

(イ) 福祉ニーズの把握と援護実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た上で、関係機関と調整し適切な入所措置をとる。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合には、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(ウ) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所受け入れを要請するものとする。

(エ) 福祉避難所の運営

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

ウ 指定避難所での援護

(ア) 支援体制の確立

町は、要配慮者が指定避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。

特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に指定避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

町は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及

び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者・障害者は指定避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティーを維持できるよう配慮する。

3. 外国人

災害時には、速やかに外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行い、安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、英語等外国語での情報提供ができるようその体制整備に努める。

(1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導。

町は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

あらかじめ整備してある多言語で表示された指定避難所や避難路の標識等により、外国人の避難を支援する。

(2) 所在及び安否確認。

町は収集した情報をもとに、在住している外国人の安否確認を行う。

県から在日大使館等を通じた在住外国人の安否確認の照会を求められた場合には、町は県に協力し、調査、回答等を行う。

(3) 「相談窓口」等の開設によるニーズへの対応と支援。

町は、必要に応じ、公益財団法人宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

(4) 関係機関及び関係団体との連携による情報収集と情報提供。

町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。

町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

- (5) 通訳ボランティアの活用を図りスムーズな情報収集、伝達を図る。

4. 観光客等

災害時の観光客等については、(一社)松島観光協会等と連携し、ホテル・旅館等及び指定避難所等の情報収集と安否確認を行い、情報提供ができるよう努める。

- (1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導

ア 外国人観光客等については、上記3の(1)のとおりとする。

イ また、観光協会等と連携した広報、避難誘導等を行う。

ウ 観光客が津波浸水想定区域内など危険が予想される区域内にいる場合には、防災行政無線をはじめとする広報活動や観光事業者の避難誘導等により、直ちに避難が必要であることを伝え、指定避難所の方向を指し示すなど、具体的な誘導を図る。

エ ホテル旅館等観光施設所有者は、施設に危険がない場合は、できる限り当日の利用者や宿泊客を受入れ、必要に応じ、町指定の避難所を案内する。また、受入れた宿泊者等の安否情報を町に報告する。

- (2) 所在及び安否確認

町は、地域住民や自主防災組織、観光協会等と連携し、観光客等の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、指定避難所等において観光客の安否確認等を行う。

- (3) 相談窓口の開設によるニーズへの対応と支援

町は、県等関係機関と協力し、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により公共施設やホームページ、観光地、主要ターミナル等へ掲示し情報提供を行う。また、必要に応じ相談窓口を設置する。

- (4) 関係機関及び団体等への情報提供

町で収集した観光客等の情報は、必要に応じ、県や関係団体等に対し情報提供を行う。

また、県や関係機関等が収集した情報について、町は必要に応じ、情報提供の要請等を行い、安否確認等への活用を図る。

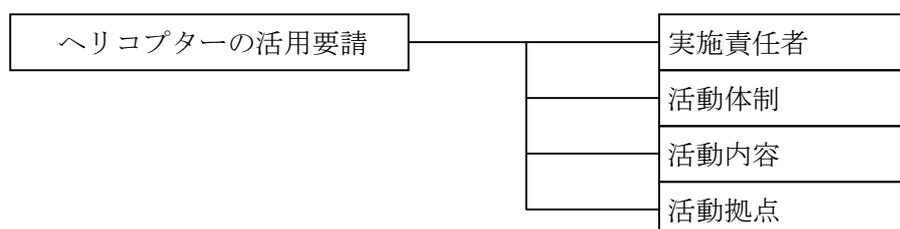
- (5) 観光客等は、安全に、安心して、できるだけ早く帰宅できることが重要である。町は、第8節避難誘導－帰宅困難者対策に基づき、災害時、本町に滞留することになった観光客等に対しても、帰宅困難者対策を行う。

【応急対策活動】

時間の経過に伴い、被災対応は住宅の確保など被災者の生活支援中心の対策へと変わってくる。被災者が早く日常生活に戻れるよう全力を挙げて災害復旧に取り組む。

第15節 ヘリコプターの活用要請

大規模災害時は、道路の損壊、建物や電柱等の倒壊による道路通行不能状態が予想されることから、町は、災害発生初期には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等を広域的・機動的に行う。



1. 実施責任者

町は、災害時のヘリの活用について、県防災ヘリコプターへの応援要請を基本とし、不足した場合には県を通じて自衛隊等のヘリコプターの要請を行う。

2. 活動体制

関係機関との連携による活動計画を早期に検討作成し、迅速に応援活動が取れるよう体制整備に努める。

(1) 県防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリの運航は、関係法令によるもののほか、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによることとなっている。

- ※資料 1-9-1 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱
- ※資料 1-9-2 宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領
- ※資料 1-9-3 防災ヘリコプター緊急運航基準

(2) 県への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、県知事に対して、「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 仙台市への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- ※資料 2-2 宮城県内航空消防応援協定書

(4) 関係機関との調整体制の確立

県は、大規模災害時において、県内各地でヘリコプター活動が必要となる場合においては、宮城県災害対策本部に設置されるヘリコプター運用調整班（県警察本部、仙台市、東北地方整備局、自衛隊、海上保安部等で構成）のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、等と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

3. 活動内容

(1) 活動内容

防災関係機関のヘリコプターによる防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ア 被災直後の被害状況等の偵察、情報収集活動
- イ 火災防ぎょ活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ウ 救出救助活動（事故等による捜索・救助等）
- エ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- オ 救援隊、医師等の人員搬送
- カ 消防部隊の搬送・投入
- キ 被災地への救援物資の搬送
- ク 応急復旧資機材等の搬送
- ケ 住民等に対する避難勧告等の広報活動
- コ その他（特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合）

(2) 防災ヘリコプターの運用

原則として、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記（1）の該当事由について、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。また、町が災害による被害を最小限に防止するために県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「宮城県広域航空消防応援協定」に基づき運用する。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

4. 活動拠点

(1) 町は、臨時ヘリポートの被害状況を把握し、県と協議の上、臨時ヘリポートの中から活動拠点を選定することを基本とする。選定後は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、標識の表示や吹き流しの設置等を行う。

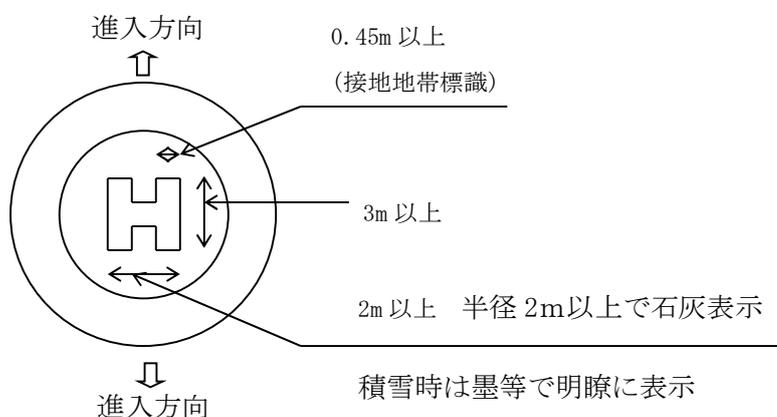
- ア 臨時ヘリポートの指定状況

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動 伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンター グラウンド)	松島町手樽字大 蓮沢 13-1	町長	355-0301	120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯 島地先	宮城県漁業 協同組合松 島支所	354-2511	40×30

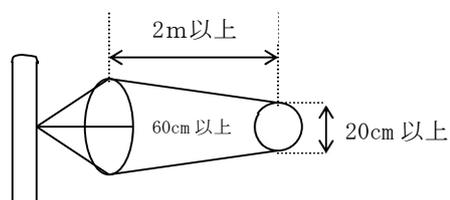
資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 標識



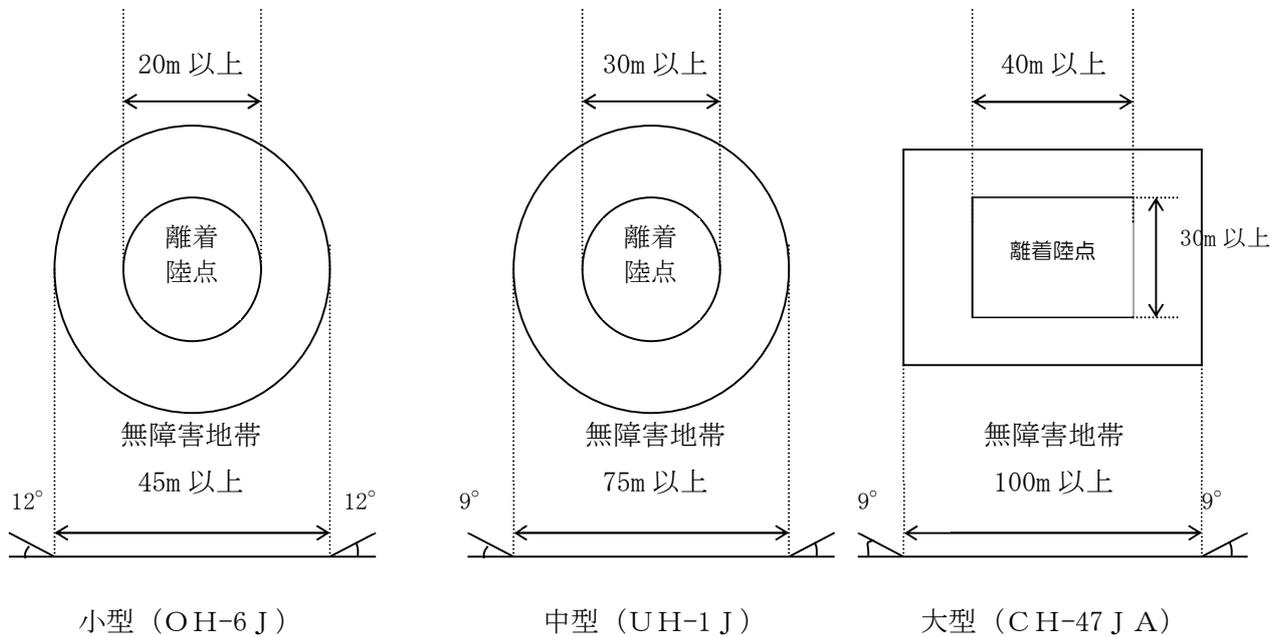
ア 吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



(2) 予定された臨時ヘリポートが被害等により使用できない場合には、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

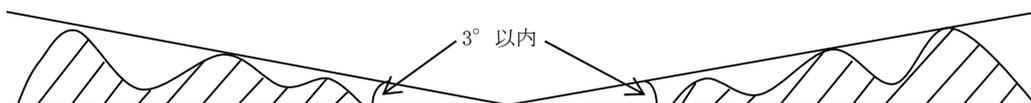
ア 離着陸のための必要最小限の無障害地帯



- ※ 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点
- ※ 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

(3) 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約 20 枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

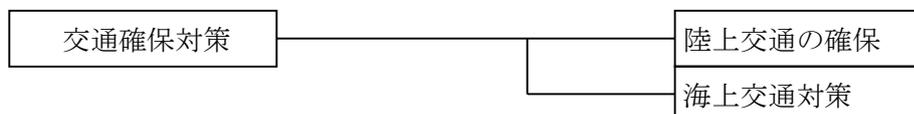


(4) 危険防止の留意事項

- ア 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 着陸点附近に物品等を放置しないこと。
- ウ 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

第16節 交通確保対策

災害時における陸上及び海上の交通の安全と交通施設の保全、及び緊急車両の通行を確保するため、町は、関係機関と連携し、交通規制等の必要措置を実施する。



1. 陸上交通の確保

(1) 実施責任者

ア 町は、町に関わる交通路の安全対策を関係機関と連絡調整し行う。

イ 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連携をとりながら交通の安全確保に努める。

(2) 地震等災害発生時の運転者のとるべき措置

ア 走行中の運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) 車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、適切に行動すること。

(ウ) 車両において避難するときは、次のとおり行動する。

① 可能な限り道路外の場所に移動し通行の障害にならないようにする。

② やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車しエンジンを切り、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

③ 駐車時は、避難する人の通行や応急対策実施の妨げにならないようにする。

イ 避難のために原則として車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）での一般車両の通行禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(ア) 区間を指定して交通規制が行われたときは、道路以外の場所に速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域内において警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を

とることができない場合は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 交通規制の要領

地震災害及び異常気象時等における安全確保のために、次の要領により交通規制を行う。

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害発生のおそれ又は発生したときは、巡回調査を行い被害箇所の応急復旧を講ずる。

イ 交通の安全確保のための交通規制

(ア) 道路管理者は、道路の被害等による危険箇所を発見したときは、速やかに必要な範囲に通行制限標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識）を表示するか、職員による現地整理を行う。また、迂回路等による通行の確保を図る。

(イ) 塩釜警察署長は、災害発生のおそれ又は発生したとき、直ちに所轄区域内の道路交通の状況を調査し交通の安全と円滑な通行を確保するための必要な措置をとる。

ウ 交通規制の基本方針

(ア) 被災地域内への流入抑制と走行抑制

- ① 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。
- ② 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

(イ) 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

三陸自動車道のインターチェンジにおいては、被災区域内への流入を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

(ウ) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに、一般車両の走行は原則禁止する。

(エ) 道路管理者との綿密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

エ 交通規制の方法等

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

オ 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

カ 交通規制の連絡等

災害時において交通規制等を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制等の目的、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況、避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力などの措置事項等を連絡するとともに、自動車の運転者及び地域住民に対して、マスコミ広報や現場広報等を行い、周知徹底を図る。

(4) 交通整理隊の編成

災害時において、安全確保のために必要と認めた場合には関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。

ア 編成

交通安全指導員、消防職団員、関係機関の職員、災害派遣自衛官その他民間協力者により構成する。

イ 所要人員等は、必要に応じて決定する。

(5) 緊急通行車両の標示

災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

ア 緊急車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、塩釜警察署にて受ける。

イ 各部で所管する車両のうち、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部で緊急通行車両等確認申請書により塩釜警察署に申請し受ける。

(6) 障害物の除去等

ア 緊急交通路の障害となっている車両等については、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて県や警察署等関係機関に対するレッカー車の出動要請により必要な除去措置を行う。

その他たい積障害物の除去は、道路管理者が行う。

イ その他の道路たい積障害物は、次の区分により速やかに除去し二次災害の防止に努める。

(ア) 町道の障害物について、民間及び防災関係機関に町が要請し除去する。

(イ) 県道及び県管理国道の障害物については管理者が除去する。

(ウ) 県管理の公園区域内に存する道路の障害物については管理者が除去する。

(エ) 国管理国道の障害物については管理者が除去する。

2. 海上交通対策

(1) 町の役割

- ア 町は、在港船舶に係る災害の拡大が予想され、又は安全確保措置等の必要があると認められる場合は、事前措置等を命ずるなどの必要な対策を行うとともに宮城海上保安部に対し在港船舶等への安全確保措置の指示を要請するものとする。
- イ 安全確保措置は、在港船舶の責任者がその判断により行うが、町長が緊急のため必要と認める場合は、宮城海上保安部と連携を保ち、安全確保措置を講ずるものとする。
- ウ 町は、外郭施設、水域施設及び係留施設等の被災状況を関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等必要な措置を行う。

(2) 宮城海上保安部の役割

- 宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(3) 港湾施設等の措置

- ア 港湾管理者は、港湾区域内の防波堤、航路、岸壁等の被害状況について、宮城海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去及び施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障がでることがないように努める。
- イ 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう輸送の確保に努める。

第17節 公共交通及び公共土木施設の応急復旧

道路、鉄道の交通基盤、港湾、漁港、河川等の公共土木施設の被害は、町民の生活はもとより、社会全体に及ぼす影響は非常に大きく重大である。このため、これらの施設管理は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあることから、早急な対応に努める。

公共土木施設等の応急復旧	実施責任者
	道路施設
	海岸保全施設
	河川管理施設
	漁港港湾管理施設
	農業施設
	都市公園施設
	砂防・地すべり・治山関係施設
	鉄道施設

1. 実施責任者

施設管理者は、所管施設の応急復旧対応をそれぞれ行う。

町は、各施設管理者と連絡を密にとり、被害状況等の把握に努めるとともに、必要となる措置をとる。

2. 道路施設

(1) 町・県管理道路

ア 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等の把握と情報の収集に努める。

指定避難所へのアクセス道路等について、道路啓開等の必要な措置を講じる。

イ 交通の安全確保及び緊急輸送体制

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事を行い、交通の安全確保及び二次災害の防止に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画（事前に、特に重要となる道路を選定し、これらを有機的に連結させた道路網）に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

オ 農道

(ア)道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(イ)幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

(2) 国管理道路（国道 45 号）

大規模な災害が発生した場合には、東北地方整備局仙台河川国道事務所は、以下の措置をとる。

ア 通行規制

仙台气象台が「津波警報」以上を発表した場合は、通行止め（仙台市宮城野区福室～松島町高木字愛宕三 20.2km 区間）を実施する。また、津波警報等の解除後に道路パトロールを実施し、安全を確認後解除する。

イ 点検

東北地方整備局仙台河川国道事務所仙台東国道維持出張所は、被害を受けた道路及び交通の状況を把握するため、速やか（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）に巡回を実施する。また、CCTV設備、交通情報モニター等からの情報の収集に努める。

ウ 体制

災害発生時には、その状況に応じて東北地方整備局仙台河川国道事務所に災害対策支部を設置する。

エ 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

オ 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

カ 工事中の道路に関する対策

工事中箇所¹の被災内容を把握し、必要に応じて対策を講じる。

(3) 三陸自動車道

大規模な災害が発生した場合には、宮城県道路公社は、以下の措置をとる。

ア 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、管理事務所等においては、速やかに巡回を実施する。

イ 体制

災害発生時には、その状況に応じて宮城県道路公社に災害対策本部を設置する。

ウ 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

エ 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

(4) 道路情報の提供

道路管理者は関係機関及び報道関係機関と連携し、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定及び迂回路等の通行規制などの情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する方策を講じ、安全確保に努める。

・(財)日本道路交通情報センター 電話番号 022-225-7711

(5) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

3. 海岸保全施設

(1) 緊急点検

海岸保全施設管理者は、災害発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により、施設の機能及び安全について緊急点検を実施する。

※資料 3-3 海岸保全区域

(2) 重要施設等の応急復旧

海岸保全施設管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事

を実施する。

(3) 二次災害の防止対策

海岸保全施設管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を的確に把握し、必要な場合には、町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

4. 河川管理施設

(1) 県の対応

ア 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)にパトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握する。

※資料3-2 重要水防箇所等

イ 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に災害復旧工事を実施し、二次災害の防止に努める。その他の被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

(2) 東北地方整備局北上川下流河川事務所の対応

ア 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。災害により河川管理施設が損壊した場合は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

イ 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

5. 漁港港湾管理施設

(1) 漁港施設

ア 緊急点検

漁港管理者は、災害発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

イ 立入規制及び応急復旧

緊急点検で、二次災害のおそれのある危険な個所については、危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告版の設置等の措置を行う。

また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

(2) 港湾施設

ア 被害状況の把握

港湾管理者は、災害発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

イ 応急復旧

港湾施設は、災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。

6. 農業施設

町及び県は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

(1) 農業施設管理者は、二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

(2) 地震等により農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置を行うとともに緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

(3) 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

(4) 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

7. 都市公園施設

公園管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握する。また、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援・避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

8. 砂防・地すべり・治山関係施設

県は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

9. 鉄道施設

大規模な災害が発生した場合には、東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、以下の措置をとる。

(1) 体制

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対

策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びS I値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(3) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域指定避難所への避難勧告があった時及び自駅の指定避難所も危険のおそれがある場合は、広域指定避難所へ避難するよう案内する。

(4) 消防及び救助に関する措置

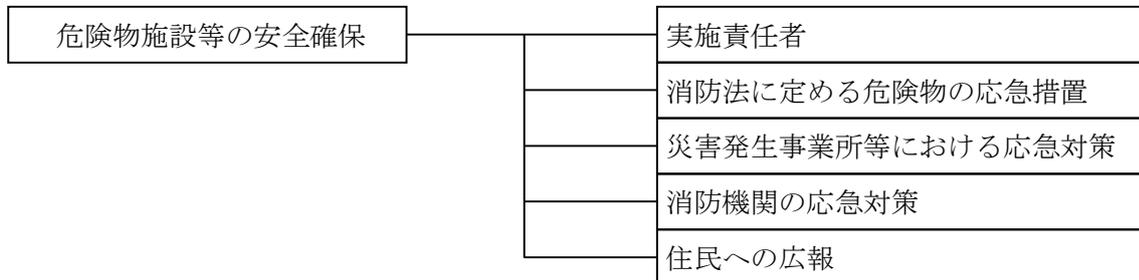
ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び県、町に対する応援要請を行う。

第18節 危険物施設等の安全確保

災害時において、危険物（消防法に定める危険物）等による災害の防止又拡大防止を図り、被害を最小限にとどめることを目的とする。



1. 実施責任者

- (1) 町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び県は、災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置を行う。
- (2) 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時危険物等による被害の発生防止のための保安措置を行わなければならない。

2. 消防法に定める危険物の応急措置

- (1) 危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署に通報し、必要な指示を受ける。
- (2) 塩釜地区消防事務組合管理者は、危険物製造所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し必要な指示を行い、実施報告を行わせる。

※資料7-4 危険物施設一覧

3. 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに、町、宮城海上保安部、塩釜地区消防事務組合消防本部及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。
また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。
- (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

ア 大量油の排出があった場合

- (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。

- (イ) 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- (ウ) 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- (エ) 排出された油の回収を行う。
- (オ) 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

イ 危険物の排出があった場合

- (ア) 損傷箇所の修理を行う。
- (イ) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 船舶にあつては、洩航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

- (3) 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

4. 消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を実施
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置、応急対策の実施
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の実施

5. 住民への広報

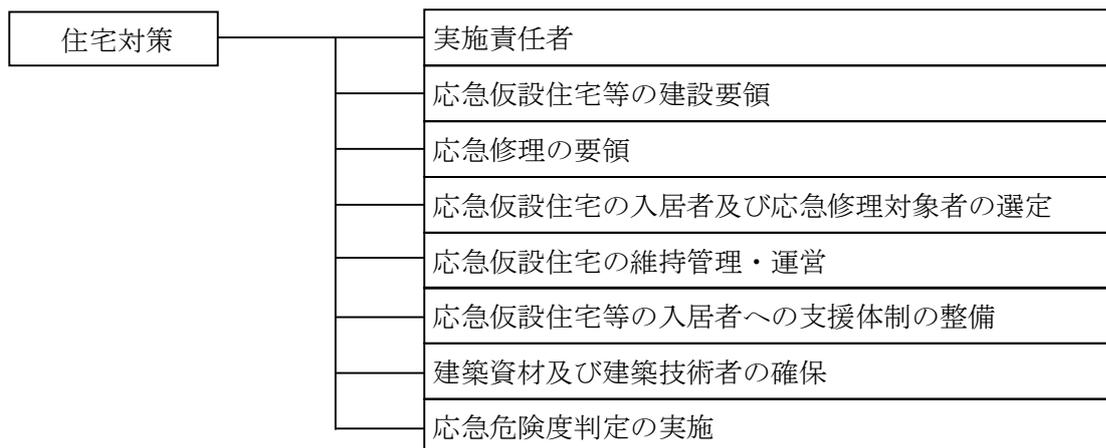
町、県及び危険物施設等の管理者は、被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第19節 住宅対策

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならないことから、町は、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用を図る。

また、余震による倒壊や落下物等による二次被害を防ぐことを目的とした応急危険度判定を行うとともに、仮設住宅建設のために必要な被害家屋調査及び被害宅地調査等を実施し被災者の支援を図る。



1. 実施責任者

(1) 町は、県から職権の一部を委任された場合又は県の実施を待つ時間的余裕が無く緊急を要する場合は、応急仮設住宅の建設を行う。県が応急仮設住宅を建設する場合には、あらかじめ選定した候補地から安全な用地を選定する。

(2) 町は、県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき被災建築物応急危険度判定を実施する。

また同様に県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 町は、り災者に対する被害住宅の応急修理を行う。

2. 応急仮設住宅等の建設要領

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない被災者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

イ 必要住宅戸数の把握等

(ア)町は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。

松島町地域防災計画 津波災害対策編

- (イ) 1戸当たりの規模は、29.7 m² (9坪) を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (ウ) 被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分に配慮した仕様及び設計に努める。

ウ 建物の構造は、災害応急仮設住宅仕様による。

エ 建設着工及び供与期間

(ア) 災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(イ) 供与期間は 2 年以内の期間とする。

オ 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、下記から災害の実情に応じ決定する。

施設名	地区	面積 (m ²)	設置可能戸数	備考
愛宕町営住宅跡地	本郷地区	約 10,000	120	
松ノ森団地内空地	高城地区	約 2,500	30	
町民の森グラウンド	根廻地区	約 10,000	120	

※ 建設可能戸数：80 m²/戸で算定

(2) 災害公営住宅の建設（国庫補助による所得制限の基準内の被災者対応住宅）

住宅の被害が次の基準に該当する場合、災害公営住宅を建設する。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその区域内住家戸数の 1 割以上のとき。

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

ウ 災害公営住宅の入居条件及び建設戸数は概ね次のとおりとする。

(ア) 入居条件

- ① 当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯
- ② 当該災害発生後 3 か年間の月収が 95,000 円以下の世帯
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(イ) 建設戸数

被災滅失住家戸数を考慮して、町が協議し必要な戸数を建設する。

(3) 既設公営住宅等の空き家活用

復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、一時的な居住の場として、既設公営住宅の空き家の活用を図る。また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅の受入を要請する。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県は、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、町と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行うこととなっており、県が民間賃貸住宅の借上げを行う場合には、町は以下の措置をとる。

災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

ア 町は、基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

イ 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

3. 応急修理の要領

(1) 対象

住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者とする。

(2) 修理家屋の選定

ア 町は、民生委員及び関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定を行う。

イ 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

4. 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定等

(1) 選定基準

応急仮設住宅の入居者数及び応急修理対象者の選定は町長が行い、その基準は、

おおむね次のとおりとする。

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び用保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない寡婦、母子・父子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び疾病者等
- エ 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- オ 前各号に準ずる経済的困窮者

(2) 修理対象戸数の引き上げ

県は、必要に応じ修理対象数の市町村間相互の戸数を調整する。また、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げ、修理期間の延長を行うなど町への指導助言及び連絡調整を行う。

5. 応急仮設住宅の維持管理・運営

応急仮設住宅の管理運営は、県が実施するものだが、県が町に管理を委任した場合には、管理委託契約を締結し、町が、以下のような応急仮設住宅の管理運営を行う。

(1) 維持管理上の配慮事項

町は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察等との連携を図り以下の措置を行う。

- ア 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア対策の実施
- イ 家庭動物の受入れルールの周知徹底
- ウ 必要に応じ、NPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努める。
- エ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(2) 運営上の配慮事項

運営にあたっては、県等の協力のもと以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - (ア)防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ)街灯や夜間照明等の工夫
 - (ウ)夜間の見回り(巡回)
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア)交流の場づくり
 - (イ)生きがいの創出
 - (ウ)悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ)保健師等による巡回相談
 - (オ)女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (ア)集会所
 - (イ)仮設スーパー
 - (ウ)相互情報交換
 - (エ)窓口の一元化
- エ 女性参画の推進と生活者の意見反映
- (ア)運営における女性の参画推進
 - (イ)生活者の意見集約と反映

6. 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。

支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

7. 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、災対建設部が担当し、(社)プレハブ建設協会等の協力を得ながら速やかに建設する。

- (2) 建築資材の調達

町は、応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材を、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

- (3) 建築技術者の確保

町は、応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、その確保に努める。

8. 応急危険度判定の実施

町は、県の支援のもと被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等を確保し、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施に努める。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定業務は、県から支援を受け、基本的に町が実施する。
- (2) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。
- (3) 被災建築物の判定は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災

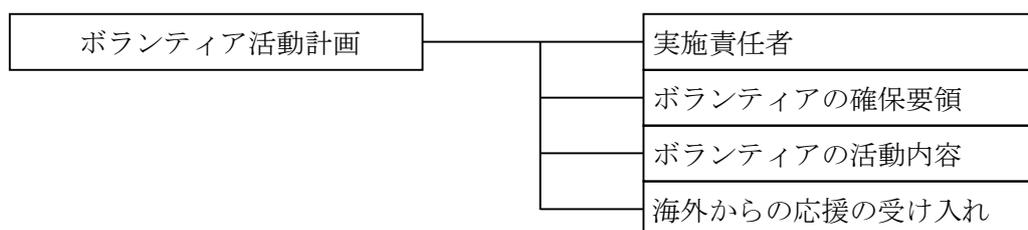
協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。

- (4) 被災宅地の判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。
- (5) 判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。
- (6) 被災宅地の危険度判定業務は、県の支援のもと町災害対策本部が実施する。
- (7) 町は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が不足する場合には、県に判定士の派遣を要請する。

第20節 ボランティア活動計画

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、松島町社会福祉協議会等が中心となって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町等が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。



1. 実施責任者

災害応急対策に必要なボランティアは、町社会福祉協議会が中心となり各団体の協力により確保し、その受け入れ態勢を整える。

2. ボランティアの確保要領

(1) 災害応急対策を実施時において必要となるボランティアは、日本赤十字社宮城県支部、婦人会、町内会、民間団体、ボランティア団体等の協力により確保を図る。

※資料6 自主防災組織等

(2) 町ボランティアセンターの開設等

町ボランティアセンターは、町等の協力のもと町社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって設置し、被災住民のニーズの把握、一般からのボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

ア 現地本部における対応

町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、ボランティアへの具体的活動内容の指示を行う。なお、被害の程度により、現地本部は県及び周辺市町村社会福祉協議会等に対して人的な協力等を要請する。

イ 救援本部における対応

災害の規模が大きく、周辺自治体等におけるボランティア活動に対する支援が必要な場合、町は先遣隊を派遣し現地情報の収集を行い、町社会福祉協議会と連携を図り、被災地に近く、通信・交通アクセスが良いなど適切な地点に救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地本部を支援する。

なお、他市町村社会福祉協議会において救援本部が設置された場合、積極的に人的

な協力等に努める。

ウ 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

(3) 町の支援等

町は、町社会福祉協議会が速やかなボランティアセンターの立ち上げと活動が行えるよう、以下のような支援等を行う。

ア 町は、松島町社会福祉協議会と結んだ「大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書」に基づき設置及び運営の協力を図る。

※資料 2-3-3 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置等に関する覚書

※資料 2-3-4 町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

イ 町は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ウ 町は町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(ア) 災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供及び貸与

(イ) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

(ウ) 職員の派遣

(エ) 被災状況等の関連情報の提供

(オ) 町ホームページ等を活用したボランティア募集への支援

(カ) その他必要な事項

エ 町は、一般ボランティアの受入体制づくりを、町社会福祉協議会と連携しながら行い、その他NPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

オ ボランティアコーディネーターが不足する場合には、役場OBへ協力を求め、ボランティアセンターへ派遣を行う。

(4) 専門ボランティアの受付

関係する組織からの申し込みについては町の各部で対応するものとする。

(5) ボランティアの安全確保

ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

3. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は主に次のとおりとし、労務種別により適宜協力を求める。

(1) 一般ボランティアの活動内容

主な活動内容(受入れ項目)	担 当
ア. 指定避難所の運営 イ. 炊き出し、食料等の配付 ウ. 救援物資の仕分け、輸送 エ. 高齢者、障害者等の介護補助 オ. 清掃活動 カ. その他被災地で必要とされる軽作業	町ボランティアセンター(町社会福祉協議会等)

(2) 専門ボランティアの活動内容

主な活動内容(受入れ項目)	担 当
ア. 救護所等での医療、看護、保健予防	災対健康長寿部
イ. 被災建築物応急危険度判定	災対建設部
ウ. 被災建築物危険度判定	災対建設部
エ. 防災関係施設診断	災対建設部
オ. 被災宅地危険度判定	災対建設部
カ. 外国人のための通訳	災対産業観光部
キ. 被災者のメンタルヘルスケア	災対健康長寿部
ク. 障害者等への介護	災対町民福祉部
ケ. 高齢者への介護	災対健康長寿部
コ. その他専門的知識が必要な業務	各災対部

4. 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被災状況を確認する。

防災エキスパート制度により地方自治体の支援も行うこととなっていることから、町は、本制度による活動が円滑となるよう、協力を行う。

5. 海外からの応援の受け入れ

災害規模が甚大になった場合、海外からの救援隊の派遣及び個人ボランティアなどの応援活動が想定されるが、それら海外からのボランティアに関しては、国が受け入れを決定し、作成する受け入れ計画に基づいて、県が受け入れることとなっている。

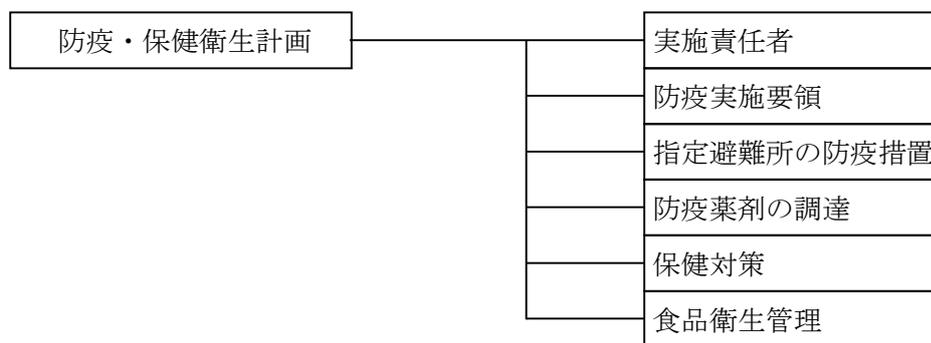
その際、受け入れた救援隊の活動が円滑に実施できるよう、公益財団法人宮城県国際化協会から通訳を確保するとともに、食事、宿泊等の手配を行い、支援活動に同行するなどの支援を行うこととなっていることから、町は、県の活動が円滑となるよう、協力を行う。

第21節 防疫・保健衛生計画

被災地における衛生面の保全を図るためには、災害の状況に対応した清掃・衛生・防疫対策が必要となる。大規模災害時には一時的に生活環境の変化と悪化に伴う被災者の体力低下、感染症等の病気に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることから町は、迅速な防疫措置や予防接種等を実施し、被災者の健康安全確保のための適切な対応を行う。

特に指定避難所においては多くの被災者が共同生活を行うことから、感染症の流行の未然防止に万全を期すとともに、必要に応じ心のケア対策等を実施する。

また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。



1. 実施責任者

町は、災害時における感染症予防のための防疫措置及び保健衛生活動を、関係機関の協力を得て行う。

2. 防疫実施要領

(1) 健康診断及び感染症の予防

ア 健康診断は、指定避難所等を優先し、県の協力を得て行う。また、感染症予防のための健康調査・指導を行い、県と連携し感染症の発生状況の把握に努める。

イ 指定避難所等でのトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症予防のための指導を行う。

ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

(2) 臨時予防接種

被災地の感染症等の発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により実施する。

(3) 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、医療機関が保健所長を経由して知事に届け出ることになっている。

町は、県の指示に基づき消毒等の対策を実施する。

(4) 隔離等の措置

被災地において、感染症患者又は疑似患者及び無症状病原体保有者等が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶などのため、感染症隔離病舎に収容することが困難な場合は、可能な限り近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない事由によって隔離施設に収容措置をとることができない疑似患者及び無症状病原体保有者に対しては、自宅隔離を行う。

(5) 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生する恐れがある場合及び防疫措置を実施する場合は、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(6) 応援要請

防疫活動を実施する上で要員等が不足する場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、協定締結先市町村等への応援要請や県に対する自衛隊の派遣依頼等を行う。

3. 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫措置を行い、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各指定避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織を指導編成し、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

4. 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、災対本部において町内の業者から調達する。調達不可能な場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』に基づき、締結市町村に対し調達あっせんの要請を行う。また町は、県に対し、調達あっせんの要請を行う。

※業者一覧：第2章災害予防計画・第25節 医療救護体制・福祉支援体制の整備・3医薬品、医療資機材の備蓄・供給体制参照

5. 保健対策

(1) 健康調査・健康相談

ア 保健指導及び健康相談の実施

町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

イ 指定避難所や仮設住宅での配慮

指定避難所や仮設住宅での健康相談等を実施する際は以下の十分配慮する。

(ア)十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

(イ)特に高齢者は、エコノミッククラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

ウ 指定避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

エ 医療体制の整備

町は、県と協力し、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に指定避難所においては、地震等の大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があることから、町は、県（宮城県仙台保健福祉事務所等）と協力し、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

ア 被災した精神障害者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 栄養調査・栄養相談

町と県が協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛

生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

(4) 子どもたちへの健康支援活動

災対教育部、教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

6. 食品衛生管理

(1) 食中毒の未然防止

ア 町は、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要な指導を依頼する。

イ 町は、被災地域の状況に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品の保管方法や食品配送等における衛生確保の状況について、必要な指導を依頼する。

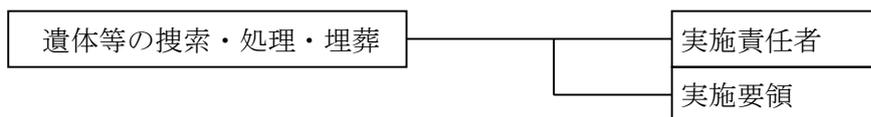
(2) 食品衛生に関する広報

町は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第22節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模災害時には、行方不明者や死者が生じる可能性が高く、行方不明者や遺体の搜索・処理に関する対策が必要となる。このため町は、行方不明者・遺体の搜索から町民への情報提供に至るまで、遺族感情や死者に対する礼に十分配慮しつつ実施し、町民の心の安定を図る。

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。



1. 実施責任者

町は、災害救助法が適用された場合には、県、消防、警察、宮城海上保安部等関係機関と連携及び協力し、遺体等の搜索及び遺体の火葬・埋葬を行う。

2. 実施要領

町は、松島消防署、塩釜警察署、宮城海上保安部等と相互に連携及び協力して、遺体の搜索及び収容を次の要領により実施する。

また、町は応急埋葬に関して（5）の要領により実施する。

(1) 対象

ア 遺体等の搜索

災害救助法が適用された災害により現に行方不明の状態にあり、客観的状況から判断し既に死亡していると推定されるもの

イ 遺体の処理、収容

災害救助法が適用された災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄、縫合、消毒の処理や一時保存等を行うことができないと認められるもの

ウ 埋葬

災害救助法が適用された災害により死亡した者で、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がいないと認められるもの

(2) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

(3) 遺体の搜索要領

遺体の搜索は、搜索班を編成して行うが海上漂流遺体については宮城海上保安部に搜索を要請する。

ア 搜索班の編成

遺体の搜索については、町職員、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ遺

体の処理、収容、埋葬を併せて実施する。

なお、遺体の捜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう事前に関係医療機関と緊密な連絡をとる。

イ 事務処理

災害において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (ア) 実施責任者
- (イ) 遺体発見者
- (ウ) 捜索年月日
- (エ) 捜索地域
- (オ) 捜索用資機材の使用状況
- (カ) 費用

(4) 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理

ア 実施方法

- (ア) 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため死体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。
- (イ) 警察、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。
- (ウ) 町は、警察及び宮城海上保安部と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。
- (エ) 遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。不足する場合には、協定締結先周辺市町村や県等への応援を要請する。

イ 遺体の収容所の設置

町は、被害地域の周辺の適切な場所（公共建物、公園等）に、遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、協定締結先周辺市町村へ協力要請を行う。

ウ 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (ア) 実施責任者
- (イ) 死亡年月日
- (ウ) 死亡原因
- (エ) 遺体発見場所及び日時
- (オ) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (カ) 洗浄等の処理状況
- (キ) 一時収容場所及び収容期間

(ク)費用

(5) 遺体の埋葬要領

ア 実施方法

(ア)埋葬は、概ね次の場合に実施する。

- ① 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。
- ② 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- ④ 経済的混乱のため、遺族や扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。

(イ)埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

(ウ)遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

(エ)身元の判明しない遺骨は、公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

(オ)町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

(カ)火葬場及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

① 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	収容能力	1日当り処理能力
塩釜斎場	塩釜市袖野田町 25-1	塩釜市長	364-8916	焼却炉 6 基	通常 12 体

※塩釜斎場は令和 3 年度に移転予定。

② 埋葬予定場所

町内各寺院内の墓地

イ 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア)実施責任者

(イ)埋葬年月日

(ウ)死亡者の住所、氏名

(エ)埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

(オ)埋葬品等の支給状況

(カ)費用

3. 宮城県広域火葬計画に基づく町の対応

(1) 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(ア) 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

(イ) 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

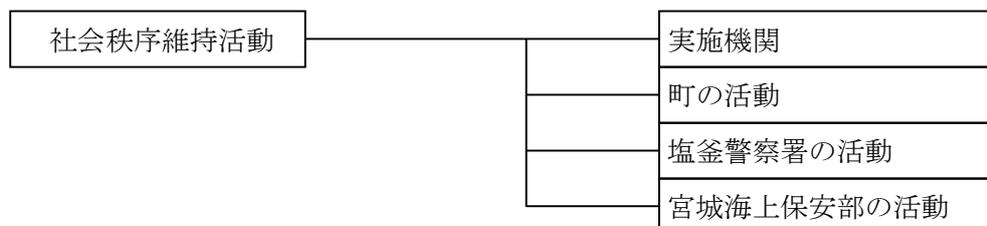
(6) 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。

第23節 社会秩序維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町、県及び関係機関は、被災者の生活再建に向け、物価監視、流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等の防止対策を講じ、社会秩序の維持に努める。



1. 実施機関

町は、県、塩釜警察署、宮城海上保安部等と協力して、物価の監視、社会秩序維持のための諸活動を行う。

2. 町の活動

県と協力して、生活関連商品の価格や出回り状況を把握するとともに、地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業者に対し物資の安定供給等を要請し、住民に情報提供を行う。

3. 塩釜警察署の活動

(1) 被災地及びその周辺(海上を含む)において、塩釜警察署は、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

(3) 塩釜警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、町、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4. 宮城海上保安部の活動

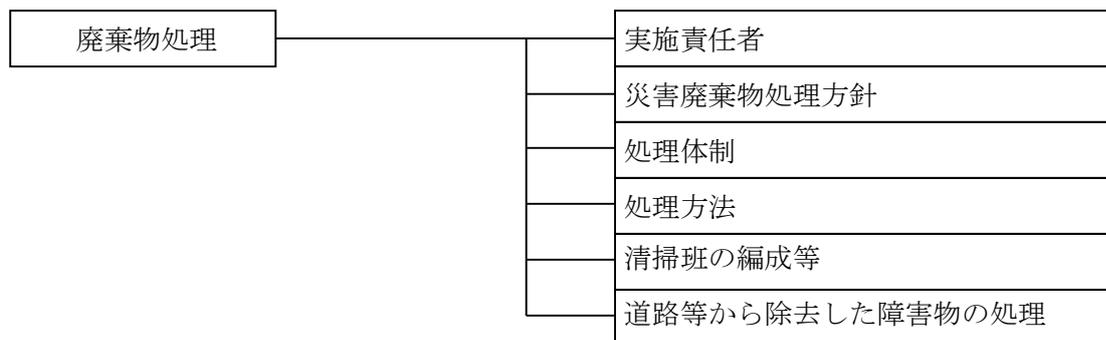
海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域の周辺海域において警戒を行う。

第24節 廃棄物処理活動

大規模災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、災害時におけるゴミ、し尿の処理業務を適切に実施し、地域環境の保全に万全を期す。



1. 実施責任者

町は、被災地におけるゴミ及びし尿等の清掃を含めた応急処理を行う。人員等の不足が生じた場合は、協定締結先の周辺市町村や民間事業者、県等に対し支援を要請する。

※資料 7-5 廃棄物処理施設等一覧

※資料 7-6 町内災害廃棄物一時保管所

2. 災害廃棄物処理方針

- (1) 町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。その際には、広域処理における適正な処理処分方法について、県等から助言を受ける。
- (2) 町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- (3) 町、県、事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3. 処理体制

- (1) 町は、仮設トイレの必要数、生活ゴミの発生量見込み、建築被害によるがれき等の発生量見込み等についての情報収集を行い県に報告する。
- (2) 町は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には、『宮城「館」防災

に関する相互応援協定』や『大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定』に基づいて締結市町村、宮城県解体工事業協同組合、松島地区災害防止協議会等に対して支援を要請する。

また、協定締結先への支援要請においても、なお人員等が不足する場合には、町は、県に対し、支援を要請する。

- (4) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

4. 処理方法

町は、指定避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下措置を講じる。

(1) ゴミの収集及び処理

ア ゴミの収集

- (ア) 町民は廃棄物を分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。
- (イ) ゴミの収集は、危険な物、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- (ウ) 選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (エ) ゴミの収集は、ゴミ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し、実施する。
- (オ) 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、遅くとも発災数日後には収集を開始するよう努める。
- (カ) がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
- (キ) 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (ク) 指定避難所より搬出されたゴミの収集は防疫上優先的に行う。

イ ゴミの処理

- (ア) ゴミの処理は、「ゴミ及びし尿処理施設及び業者状況」による焼却場及び処分場のほか、宮城東部衛生処理組合で対応できない場合は県の協力を得ながら他の処理施設に依頼する。
- (イ) 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。
- (ウ) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(2) し尿の収集及び処理

ア し尿の収集

- (ア) し尿の収集は、原則として汲取車、運搬車による。
- (イ) 指定避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。
- (ウ) 指定避難所など多くの利用が見込めるところには予防計画に従い仮設トイレやマンホールトイレを早急に設置する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。
- (エ) 町は、県と連携し、指定避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを配慮する。
- (オ) 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等を速やかに撤去し、指定避難所の衛生向上を図る。
- (カ) 下水道施設に被害等がなく、給水停止により、下水道施設が使用できない場合等には、平常時から確保しておいたし尿処理用水を利用した利用方法等について住民等に対し広報を行い、利用を促す。

イ し尿の処理

し尿の処理は、「ゴミ及びし尿処理施設及び業者状況」によるし尿処理施設で実施する。但し、塩釜地区消防事務組合で処理できない時は県の協力を得て他の処理施設に依頼し対応する。

5. 清掃班の編成等

ゴミ及びし尿の処理は、町が宮城東部衛生処理組合及び塩釜地区消防事務組合に委託し実施するが、災害により委託が不可能となる場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施するものとする。

(1) (1) ゴミ処理班

責任者	班員	機械器具等		処理場
		ゴミ収集運搬車	トラック	
総務課長	各行政区 衛生組合員5名、 消防団員等5名	1	1	宮城東部衛生処理組合他

(2) し尿処理班

責任者	班員	処理場	機材
総務課長	各行政区 衛生組合員5名、消防団員等5名	塩釜地区消防事務組 合他	し尿処理車1台

6. 道路等から除去した障害物の処理

- (1) 道路の障害物は道路管理者が処理する。

- (2) 居住等の障害物の除去は所有者（管理者）又は（一定の要件の下）町長が実施する。
- (3) 町長が実施する居住等の障害物の除去については、災害救助法の適用を受けられる場合を基本とし、この場合除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認めるものについては、必要な手続きをし、保管するものとする。
- これらの適応期間は、災害発生の日から原則10日以内とし、費用は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第25節 応急教育活動

被災時において、学校では児童・生徒の安全確保だけではなく、学校施設の被災により、通常の教育が実施困難となった場合の応急教育がいち早く実施されることが求められる。また学校が指定避難所として使用され教育が長期にわたって中断されることを避けるため、教育委員会は、教育再開の場所の確保や学用品などの調達・支給等を図り早急に応急教育を実施する。

応急教育活動	実施責任者
	学校での対応
	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧
	学用品の配布
	学校給食対策
	学校等教育施設が指定避難所になった場合の措置
	災害応急対策への生徒の協力
	児童生徒等の心のケア
	社会教育施設等の応急対策

1. 実施責任者

- (1) 町教育委員会は、町立学校等の応急の教育対策を行う。
- (2) 学校長又は園長は、災害発生時の施設内における児童生徒等の安全確保など必要な措置を行う。

2. 学校等での対応

学校長又は園長は、大規模災害が発生し、災害対策本部長が避難勧告又は指示を発令した場合は、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 在校時の措置
 - ア 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時指定避難所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
 - イ 安全確認
 - (ア) 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時指定避難所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定避難所に移動する。
 - (イ) 最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、安全を確認した上で引き渡し等の適切な措置を講じるとともに、町教育委員会に報告を行う。

ウ 校外活動時の対応

遠足等郊外活動時に災害が発生した場合は、学校長又は園長等と連絡をとり指示を受け、引率教職員等が適切な措置をとる。

(2) 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等に連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況を把握し、町教育委員会に報告を行う。

(3) 保護者への引渡し

ア 校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ウ 保護者と連絡のつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う。

(4) 休校措置等

ア 大規模な災害が発生し又は発生が予想され場合は児童生徒等の安全確保が困難と判断されるときは臨時休校又は授業打ち切り若しくは避難等必要な措置を講ずる。

イ 臨時休校措置を登校前に決定したときは、保護者等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させるなど必要な措置を講ずる。

3. 応急の教育対策及び学校施設の応急復旧

(1) 応急の教育方法

町教育委員会は、次の措置を講ずる。

ア 授業

施設の被災又は教職員が不足する場合等は、応急的に短縮授業、分散授業又は二部授業等を行う。

イ 教職員の確保

校内で対応できない状況が生じた場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

(2) 教育の実施場所の確保

町教育委員会は、災害対策本部長（町長）と協議し、次の措置により教育の実施場所を

確保する。

ア 被害状況等の把握

(ア) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

(イ) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査する。

イ 応急修理が可能な被害の場合

学校等の運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、確保する。

ウ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

(ア) 体育館等教室以外の施設の転用に関する事。

(イ) 被災学校周辺の余裕学校への応急避難に関する事。

(ウ) 交流館等社会教育施設等への応急避難に関する事。

(エ) 仮校舎の建設に関する事。

(3) 通学手段の確保

町教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

4. 学用品の配布

町は、就学上支障があるときは、次により学用品を配布する。

(1) 配布対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、就学に支障をきたした小・中学校の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、適用範囲内で必要と認めるもの

(3) 学用品の調達

ア 学用品は、教育委員会において町内業者又は町の指名登録業者から調達する。

(4) 配布の方法

ア 町教育委員会は、速やかに配布対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。この場合、保護者から受領に関する領収書を徴することとする。

イ 教科書及び教科書以外の教材、文房具及び通学用品については、学校長が配布計画を作成し、配布する。

ウ 教科書等の支給の期限については、教科書及び教科書以外の教材については、一ヶ月以内とし、文房具・学用品については、15日以内とする。

5. 学校給食対策

- (1) 町及び町教育委員会は、学校給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- (2) 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。
- (3) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者等の協力を得て確保する。

6. 学校等教育施設が地域の指定避難所、避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設管理者、町教育委員会や町は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 町は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設管理者、町教育委員会や自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設管理者及び町教育委員会は、指定避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等関係機関との間で、適宜、必要な協議を行う。

7. 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、保護者の承諾を得て、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8. 児童生徒等の心のケア

- (1) 町教育委員会は、児童生徒等の心のケアをするためのカウンセラー等の派遣を県教育委員会に依頼する。
- (2) 県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。
- (3) 町教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

9. 社会教育施設等の応急対策

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

- (2) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

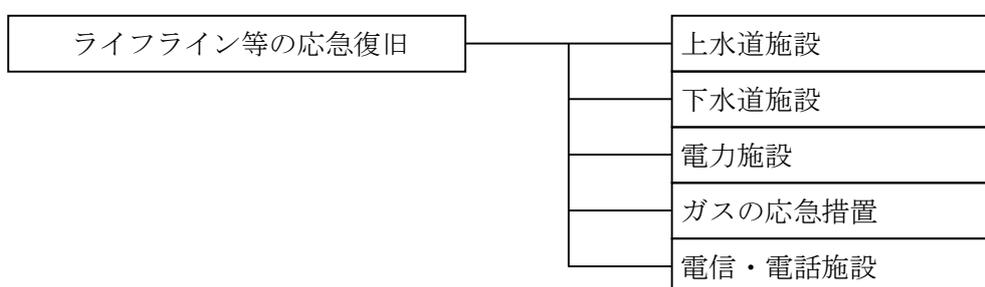
第26節 ライフライン等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、住民の生活に大きな影響を及ぼす。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者等と緊密な連携を図り、応急復旧活動に努め、必要に応じて広域的な応援体制をとる。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。



1. 上水道施設

(1) 水道事業所は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を行う。

なお、復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

(2) 給水施設の応急措置

給水施設が被害を受けた場合は被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

ア 資材等の調達

応急復旧資材等は、水道事業所において必要量を常時確保する。不足したときは、水道事業指定給水装置工事事業者から調達する。

また、必要と認めるときは、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき、又は知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

イ 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

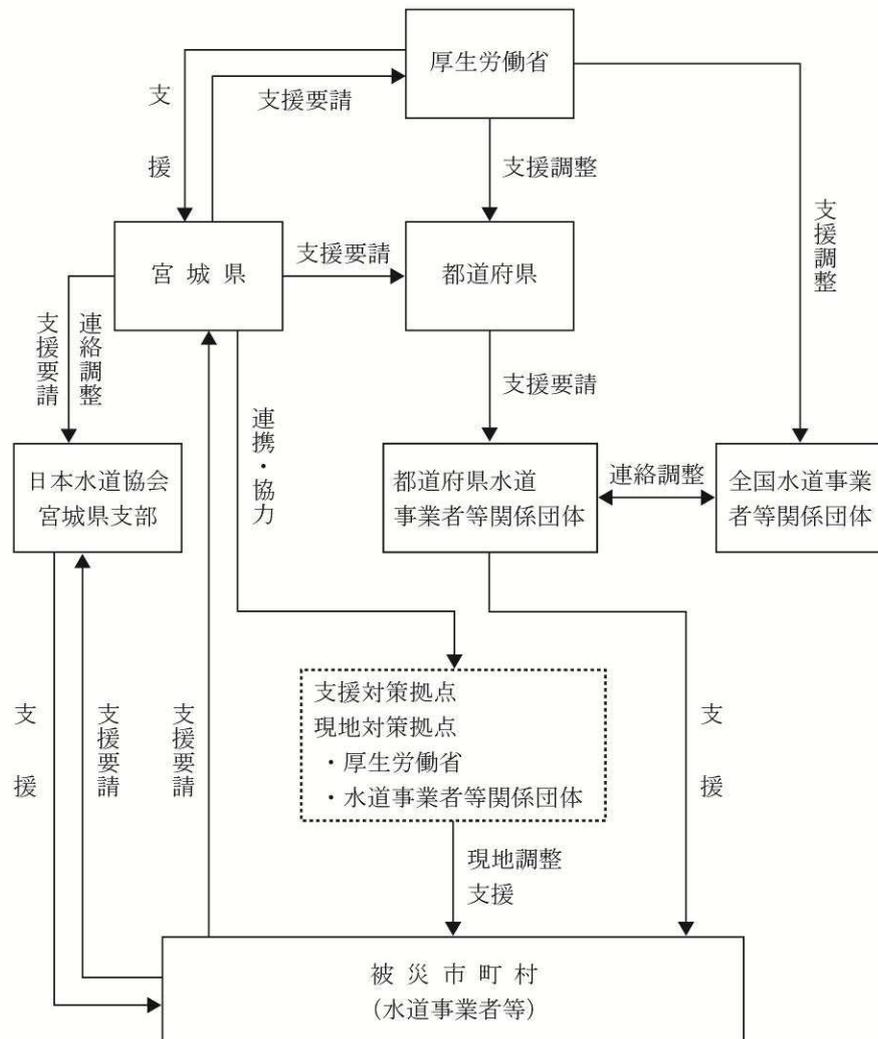
(ア) 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の確保

(イ) 取水、導水及び浄水施設等の保守点検

(ウ) 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

ウ 応急復旧対策は、次のフローにより行う。

応急給水フローチャート



2. 下水道施設

水道事業所は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

(1) 管渠

水道事業所は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

(2) ポンプ施設、終末処理場

水道事業所は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

(3) 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放

流されることになる。水道事業所は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

3. 電力施設

東北電力ネットワーク株塩釜センターは、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置を講じる。

(1) 要員の確保

供給区域内において、一定以上の地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。その他の災害が発生した場合は、復旧要員を非常呼集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

ア 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

イ 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他店所間の流用、他電力からの融通により速やかに確保する。

(5) 危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

4. ガスの応急措置

ガス販売事業者は、被災した家屋等においてガス施設による災害が発生しないように、対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備(特に埋設管や地下ピット)の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を(一社)宮城県L P ガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、(一社)宮城県L P ガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

5. 電信・電話施設

東日本電信電話(株)宮城事業部は、通信設備が被災した場合には、速やかに復旧対策を講じる。

(1) 復旧対策

ア 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。

イ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(2) 通信が異常にふくそうした場合の措置

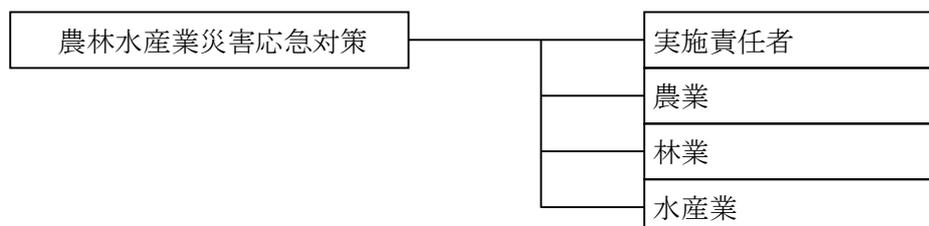
ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web 171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第27節 農林水産業災害応急対策

大規模災害により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害等の直接的・間接的な被害が予想される。このため、町は県及び各関係機関と連携を保ちながら被害を最小限にするため、的確な対応を行う。



1. 実施責任者

町及び仙台農業協同組合松島支店、宮城中央森林組合、宮城県漁業協同組合松島支所等は、農業、林業、水産業等の応急対策を実施する。

2. 農業

(1) 活動体制

ア 町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、農業委員会及び農業関係各機関・団体と協議し、必要に応じて農林業災害対策本部を設置し、災害の予防及び拡大防止に努める。

イ 農林業災害対策本部活動要領は別に定める。

(2) 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

(3) 営農用資機材の確保

ア 営農機材

必要に応じて、仙台農業協同組合松島支店等が保有する農業機械の確保について相互調整を行い、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。

イ 営農用資機材

(ア) 稲、麦、大豆種子等については、播種可能な期間中に対応できるよう、確保のための必要な対策を講じる。

(イ) 肥料、農薬、野菜種子、飼料等についても、必要に応じ確保のため対策を講じる。

(4) 家畜伝染病の防疫

ア 家畜の伝染疾病等の発生やまん延を防止するため、必要があると認められるときは、県に家畜の検査、注射又は薬浴を要請する。

イ 防疫措置

県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ次の防疫措置を講じさせる。

(ア) 感染した家畜又は感染の恐れのある家畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

(イ) 殺処分又は死体の焼却、埋却

(ウ) 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(5) 死亡獣畜の処理

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県に死亡獣畜の検査を要請する。

イ 死亡獣畜が伝染病でない場合、県の指導により家畜の所有者は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ、適正に処理する。

ウ 死亡獣畜取扱場又は化製場への委託搬送が不可能な場合には、家畜の所有者は、県から死亡獣畜取扱場外埋却の許可等を受け、適正な処理をする。

エ 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については町が行う。町での処理が困難な場合には、県に、必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

(6) 畜産飼料等の確保

関係機関等と連携し、家畜に必要な飼料、飼料運搬の運行路の確保に努める。倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止に留意する。また、近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。

(7) 地震発生時の応急技術対策

ア 農作物

(ア) 水稲

- ① 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。
- ② 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

(イ) 畑作物

- ① ほ場の復元に努める。
- ② 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

(ウ) 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

(エ) 施設園芸

- ① 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- ② 被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。
- ③ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- ④ 給水源等を確保する。
- ⑤ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

イ 畜産

(ア) 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

- ① 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
- ② 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

(イ) 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

(ウ) 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

(エ) 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

(オ) 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

(カ) 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

3. 林業

(1) 活動体制

町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、必要に応じ防災活動の措置を講じ災害の拡大防止に努める。

(2) 応急対策

ア 林産物の生産者、団体等は、その生産施設に生じた被害の応急対策を行う。

イ 技術指導の実施

(ア) 町は宮城県仙台地方振興事務所並びに関係団体と連絡調整をはかり、災害時における応急対策技術の指導を行う。

(イ) 必要に応じ(ア)の機関、団体による指導班を編成し、技術指導にあたるほか速報等を通じその周知徹底をはかる。

4. 水産業

(1) 活動体制

町は、災害対策本部活動要領に定めるほか、関係機関団体等と協議し災害の予防及び拡大防止に努める。

(2) 応急対策

水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害の応急対策を行う。

(3) 応急技術対策

ア 町は、宮城県仙台地方振興事務所及び関係団体と連絡協調を図り、災害時における応急対策技術の指導を行う。

イ 応急対策技術の指導は、各関係機関、団体により指導班を編成し、技術援助に当たるものとし水産養殖物等の災害に対応する具体的技術指導について漁海況連絡速報、のり・かき養殖通報等を通じ、その周知徹底を図る。

ウ 災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(ア) 施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める。

(イ) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。

(ウ) 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制の整備を行う。

(4) 採苗及び資機材の確保

ア 採苗

のり・かき・あさり等の採苗については宮城県仙台地方振興事務所の指導により必要数量の確保を図るとともに必要に応じ適切な対策を立てる。

イ 資機材の整備及び確保

町は、養殖用資機材の整備をはかるよう漁業関係機関、団体を通じ指導するとともに災害時において必要がある場合、補修資機材の購入あっせんを行う。

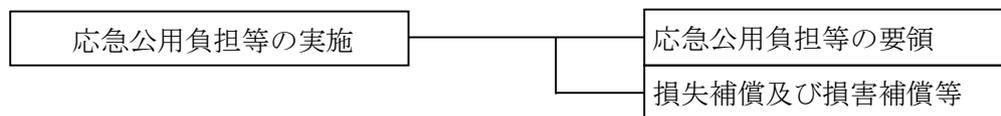
(5) 漁船及び海上施設

ア 漁船及び海上施設のけい留強化については、宮城海上保安部に連絡してその指示に従い適切な措置を講ずる。

イ 災害により流出、沈没、破損した施設の収集、補修整備は、宮城県漁業協同組合松島支所長の指揮により作業が可能となったとき、直ちに実施する。

第28節 応急公用負担等の実施

大規模災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を特に必要があると認められるときは、町長等は、施設・土地・建物・物資等を管理、使用、収用等の業務に従事させる等、必要な措置を講じる。



1. 応急公用負担等の要領

(1) 実施責任者

- ア 町長は、応急措置を実施するため緊急性があると認めるときは、応急公用負担等の権限を行使する。
- イ 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- ウ 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、消防吏員、消防団員が行う。
- エ 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、水防管理者、水防団長、又は消防機関が行う。

(2) 災害時に応急措置を実施するための応急公用負担等の対象物及び内容は、次のとおりとする。

ア 町長

- (ア) 地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置業務に従事させること。
- (イ) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。
- (ウ) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずること。
- (エ) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うこと。

イ 消防機関

(ア) 消防吏員、消防団員

- ① 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- ② 火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(イ) 消防長、消防署長

- ① 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- ② イ(ア)①及びイ(イ)①に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、水防団長、消防機関の長

(ア) 当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従者させること。

(イ) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

エ 知事

(ア) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

- ① 被害者の救援、救助その他保護に関する事項
- ② 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ③ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ④ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(イ) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、アに定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(3) 公用令書の交付

ア 知事、町長、指定地方行政機関の長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

イ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。

(ア) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 当該処分の根拠となった法律の規定

- ① 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間
- ② 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- ③ 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の

所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

- ウ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。
- エ 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

(4) 手続き

- ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示する。
- イ 物的公用負担は、次により行う。

(ア) 工作物等の使用、収用

- ① 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知する。
- ② 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地建物等の名称、種類等の通知すべき事項を町又は塩釜警察署に掲示し、通知に代える。

(イ) 工作物等の障害物の撤去

- ① 町長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は、適正な方法で保管する。
- ② 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
- ③ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。
- ④ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。
- ⑤ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヶ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、塩釜警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

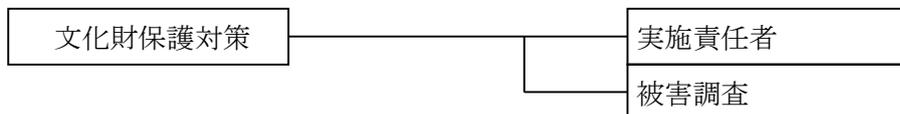
※資料8-1 公用令書・台帳・申請書等様式

2. 損失補償及び損害補償等

- (1) 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償する。

第29節 文化財保護対策

松島町には瑞巖寺や五大堂を始めとして多くの文化財が存在する。文化財は、国民の貴重な財産であり、後世に伝えるため地震災害等から守るための各種の施策を講じる必要がある。



1. 実施責任者

文化財の保護対策の実施責任者は、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体であるが、町教育委員会は、県教育委員会と連携を図りながら、文化財所有者等が行う応急措置等に対し、指導・助言等を行う。

2. 被害調査及び連絡

(1) 基本的な考え方

文化財は、国民の貴重な財産である。したがって、これらを地震災害等から守り、後世に伝えるため、町教育委員会及び文化財の所有者、管理者等は各種の対策を講じる。

しかしながら、国宝や重要文化財をコンクリートで補強したり、信仰の対象でもある仏像等の文化財をすべて収蔵庫に収納する等の対策を施すことは困難であるため、具体的な対応を進めにくいことも事実である。

不幸にして文化財が被災した場合、応急対策を講じる必要があるが、建築物や美術工芸品については、仮に破損しても部材が残存していれば復元が可能な場合があることから、残存部材の保存に特に留意する。

このように、文化財については、一般の応急対策とは異なる対応が求められることから、国指定の文化財の所有者等は、県教育委員会から、県・町指定文化財の所有者等は、町教育委員会から指導・助言を受け、応急措置等を実施するものとする。

※資料 7-7 指定文化財一覧

(2) 被害の把握

応急対策を実施するに当たり、文化財がどの程度被害を受けているかを早急に把握する必要がある。

文化財の所有者、管理者又は文化財保護関連の行政機関等は指定区分に基づき収録・整理されている文化財について、その被害の把握を行う。

所有者、管理者等が被災状況を把握すべき文化財については、被災後速やかに巡回し、被害状況を把握し、その内容を行政機関等に連絡するとともに、自らが必要な措置を講じる。この場合、行政機関はこれらが確実に行われるよう指導する必要がある。あわせて、各人の身の安全を守りつつ、複数の人間で対応する体制を整備するよう指導する。

行政機関等が被災状況を把握すべき文化財については、修復作業等に係る計画の策定資料として、正確に被災状況を把握することが求められるため、適切な人員体制を整えておく。

また、ビデオ・映画・写真など記録のための各種の方法を用い、災害前の文化財状況の

詳細な記録を、徹底して行う。

(3) 被害の拡大防止

被害の拡大要因としては、倒壊・盗難・風雨等による二次的な被害が考えられる。

火災対策については、被災後早急に巡回し、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、その所有者等は、必要な自衛消防体制を構築する。

また、地震災害等において、半壊状態で余震等による倒壊危険があるものについては、建造物にあっては支柱の設置など応急補強対策を講じ、美術工芸品等で搬出可能なものは安全な場所に収納する。盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等が必要となる。

余震、風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管及び調達に留意する。

(4) 関係機関への情報連絡

県及び町の文化財保護に携わる町教育委員会及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

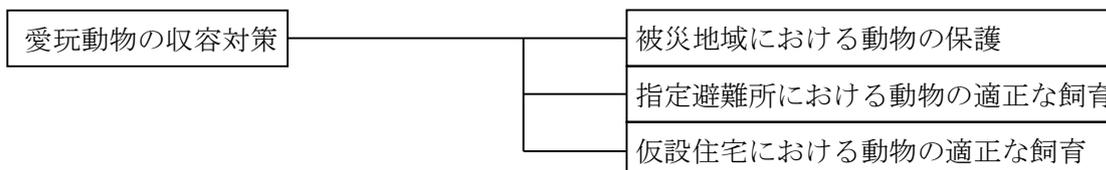
(5) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を行う。

第30節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、飼い主の解らない動物、負傷動物が多数生ずるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県、近隣自治体関係機関、宮城県獣医師会（中央支部、塩釜地区）等との協力体制を確立する。



1. 被災地域における動物の保護

(1) 所有者の確認

飼い主の解らない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県並びに近隣自治体、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

(2) 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

町は、指定避難所を設置し開設した場合には、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

町は、避難所における家庭動物等の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

(1) 各指定避難所での動物の飼育状況の把握及び飼育に必要な資材の提供、獣医師の派遣等の支援。

(2) 指定避難所から保護施設への動物の受入等に関する支援。

(3) その他関係機関への連絡調整及び応援要請。

3. 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

【応急活動組織】

応急活動組織は防災活動体制と相互応援協定からなる。町及び消防機関をはじめとする防災関係機関が迅速且つ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について具体的かつ詳細な計画を立てる。

第31節 相互応援協定

大規模災害が発生した場合には、松島町だけでは対応が困難な場合が生じ、国、県や他市町などに対して応援を要請する必要がある。当町だけで対応困難な災害が生じた場合には、被害の状況や応援の要請内容等について明らかにし、関係機関に応援要請を行う。その応援要請の手順を示し災害時に有効的な運用ができるよう備える。

相互応援協定	実施責任者
	主な協定の概要
	応援の要請等
	応援の受け入れ体制
	地域内の防災関係機関の応援協力
	消防相互応援活動
	緊急消防援助隊の要請
	応援要請による技術者等の動員

1. 実施責任者

町は、災害応急対策を実施するため必要となる人員、資機材等の確保及び連絡調整等を行う。

2. 主な協定の概要

(1) 『宮城「館」防災に関する相互応援協定』

ア 概要

この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村が、いずれかの市町村域において災害が発生又は全域的な災害が発生し被災した場合、協定締結市町村の応援により、被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されることを目的に締結されたものである。

※資料 2-1-1 宮城「館」防災に関する相互応援協定

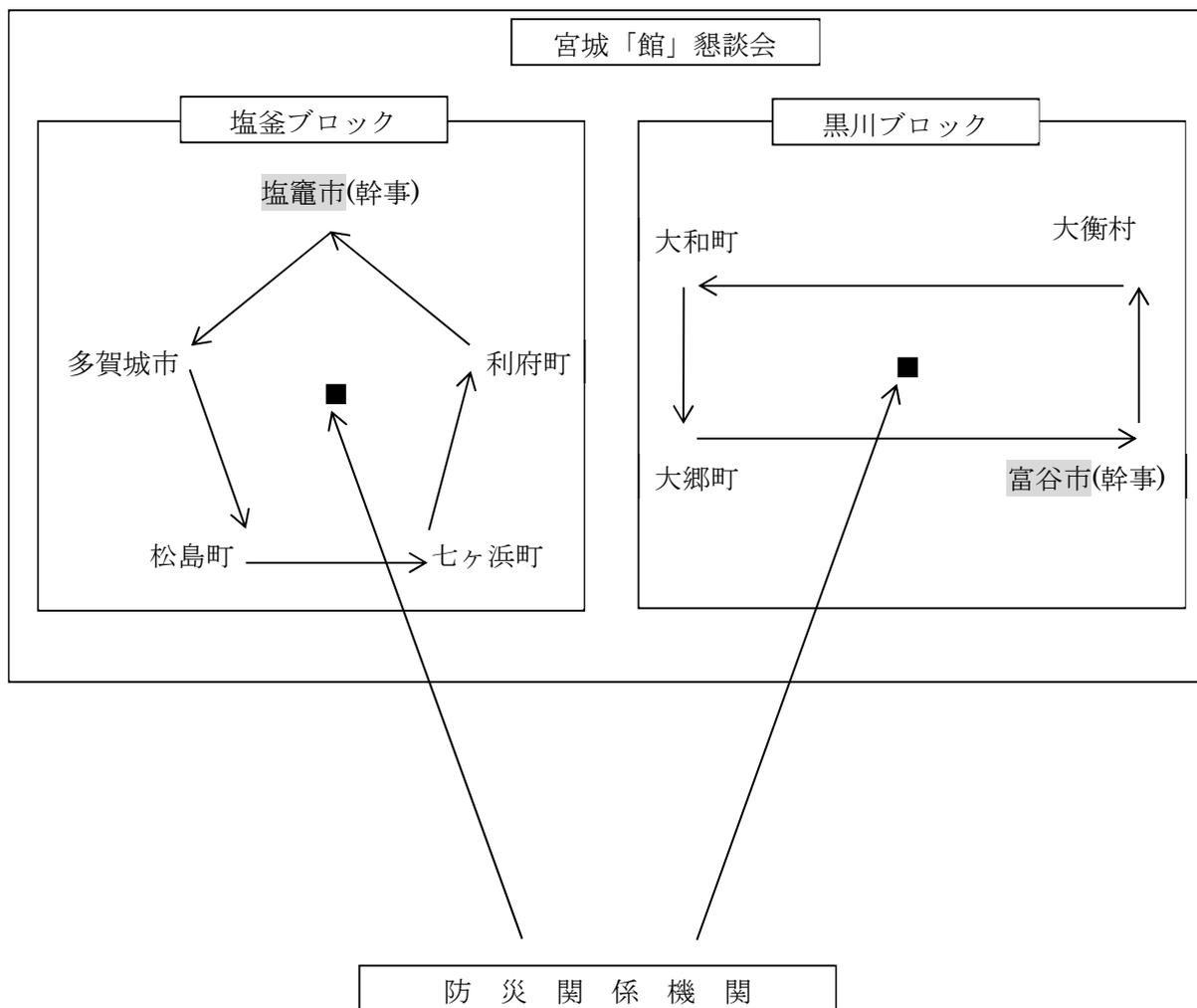
イ 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣

- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 尿、ゴミ等処理に必要な施設と車両
- (オ) 救助、救援並びに物資の運搬等にかかる管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (カ) 被災者等に対する指定避難所及び収容場所の提供
- (キ) 被災児童生徒の受け入れ
- (ク) その他要請があったもの

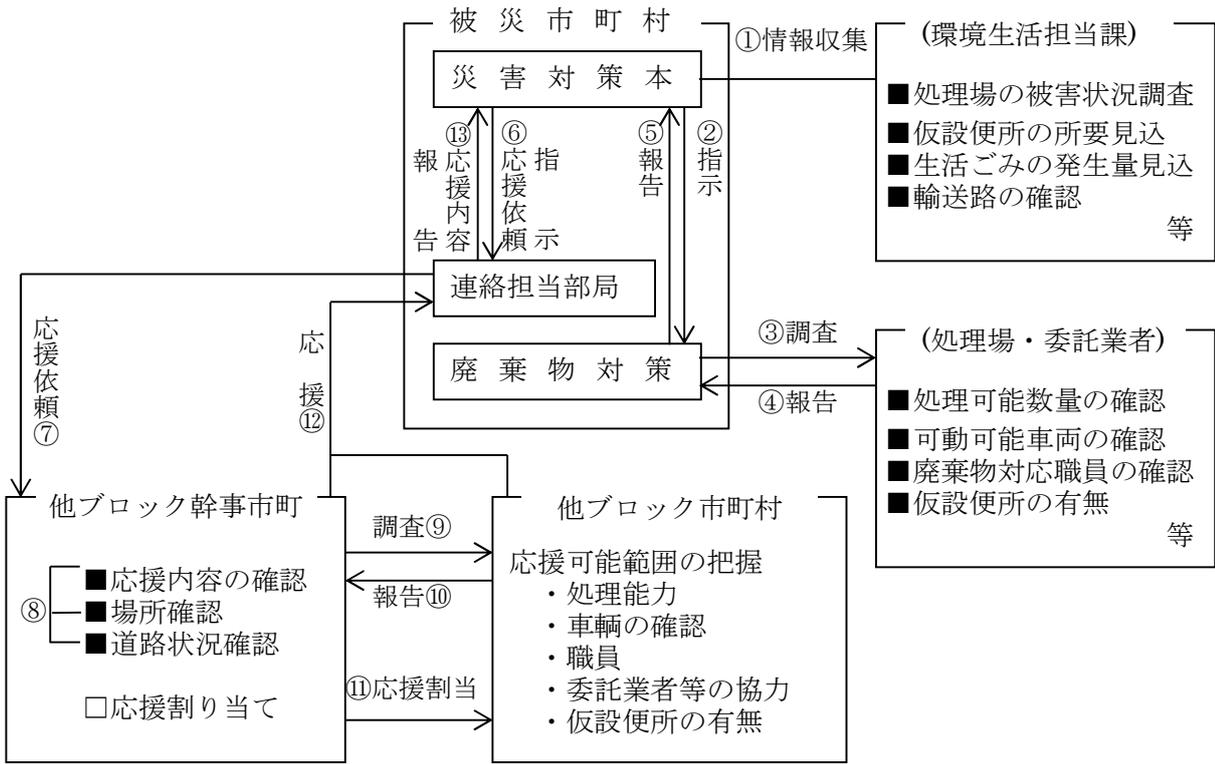
ウ 運用フロー

- (ア) 一般運用システム

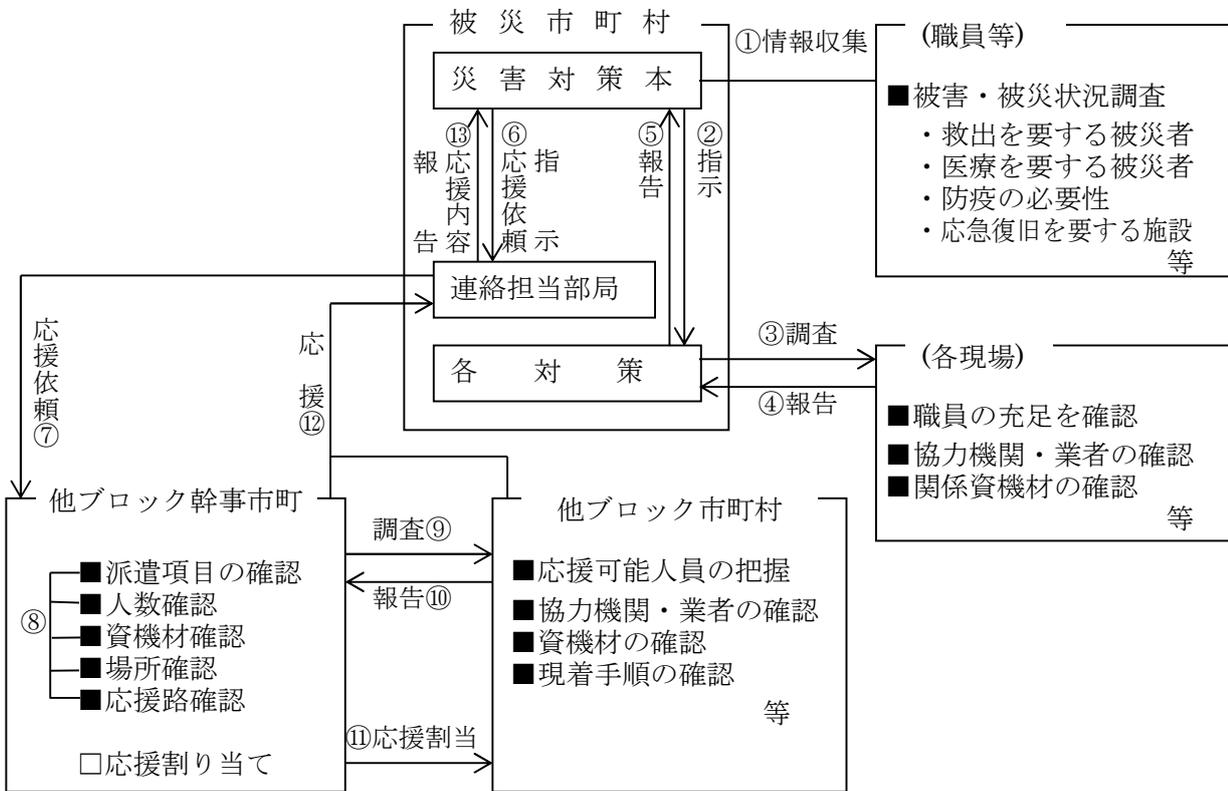


※被災市町村が宮城「館」懇談会に応援を求める場合、他ブロックの幹事市町に応援を求める。
 ※防災関係機関との連絡調整に当たっては、①所属ブロック市町村、②他のブロック市町村の順に行う。

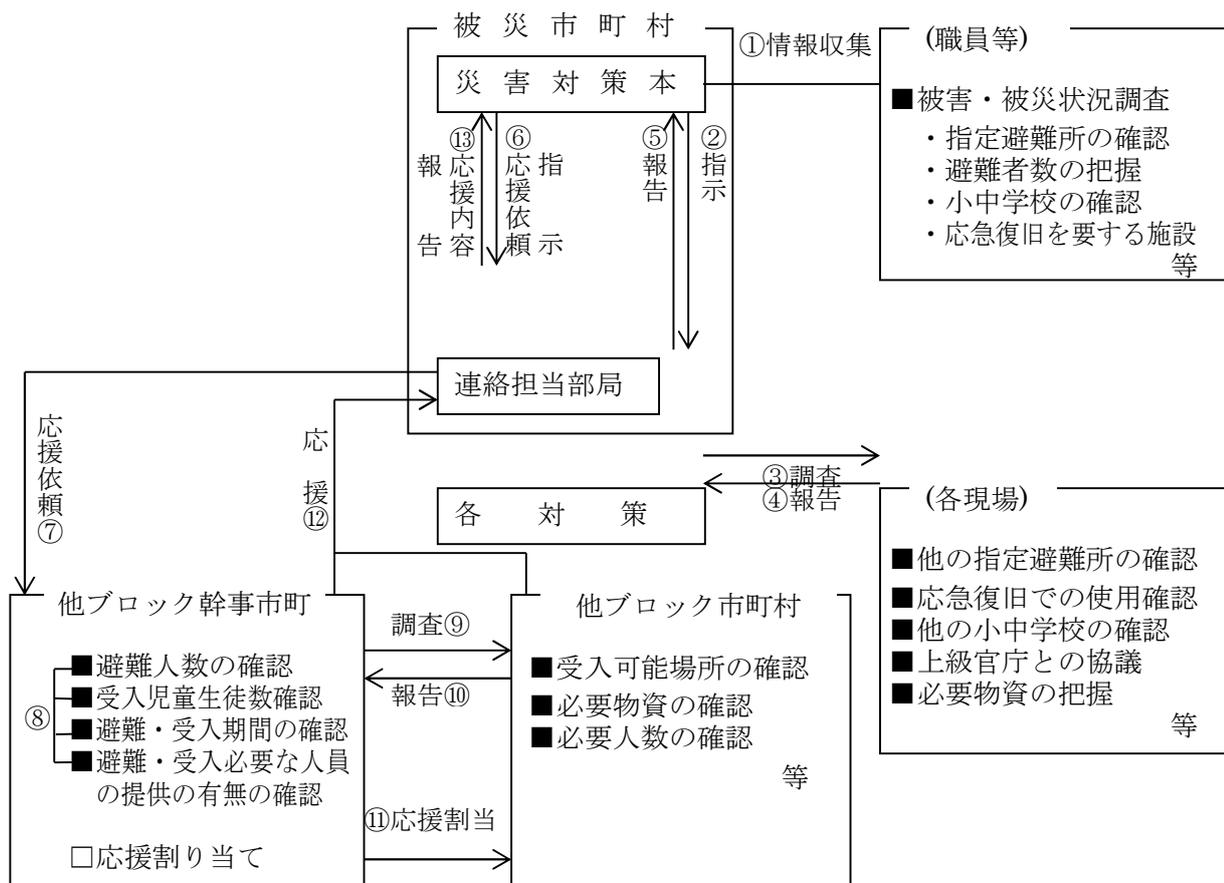
(イ)ごみ、し尿、廃棄物



(ウ)復旧活動に必要な職員の派遣



(エ) 指定避難所・被災児童生徒



(2) 『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』

ア 概要

この協定は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村とみやぎ生活協同組合が、災害発生時の住民生活の早期安定を図るための応急生活物資供給等の協力に関して締結したものである。

※資料2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

イ 協力事項の発動

この協定に定める災害時の協力事項は、町が災害対策本部を設置し、締結市町村及びみやぎ生活協同組合に対して協力を要請したときをもって発動する。

ウ 協力物資の内容

町が要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね次表のとおりである。

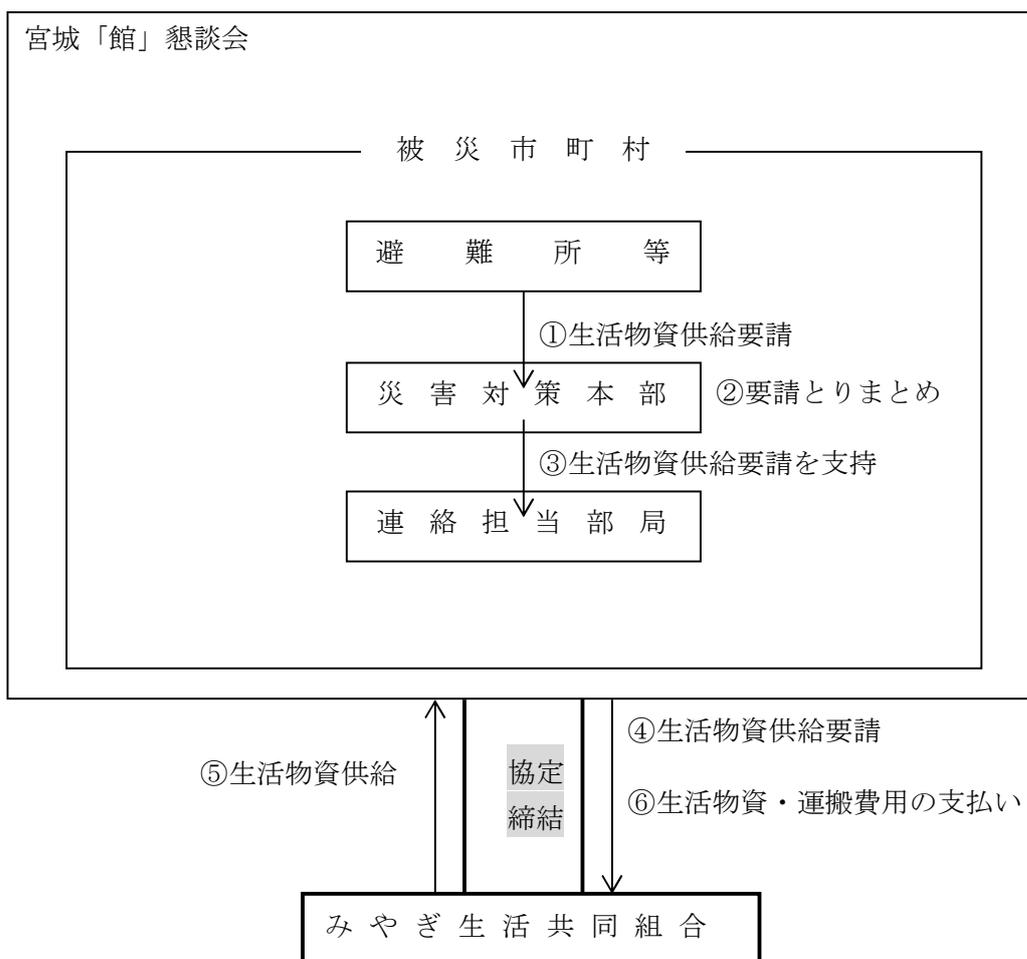
エ 物資供給の要請手続き等

みやぎ生活協同組合に対する要請手続きは、文書をもって行う。但し、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出する。

災害応急物資

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食料品	水(ミネラルウォーター)、清涼飲料水、乾パン、缶詰、菓子類、砂糖、即席カップメン、粉ミルク、その他の食品	切り餅、即席ラーメン、緑茶・コーヒー、パン・米、バター・ジャム、その他の食品
医療・寝具等	毛布、布団、その他	下着(男性・女性・子供)、靴下(男性・女性・子供)、靴、トレーナー、その他
日用品・雑貨品	懐中電灯、乾電池、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、ほ乳びん、卓上ガスコンロ、軍手、その他	タオル、石鹸・シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、鍋、食器類、その他

物資供給の要請手続等フロー



(3) 県内市町村間相互応援協定

災害が発生し、近隣市町村への応援要請が可能な場合には、上記（1）のほか、東松島市への応援要請を行う。

但し、一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援をうけることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと災害対策本部長（町長）が判断した場合は、活動実施後に、県に報告する。

※資料 2-1-2 宮城県市町村相互応援協定

※資料 2-1-5 東松島市との災害相互応援協定

(4) 県外の協定締結先市町村への応援要請

被害が甚大で被災地域が広い場合には、県の応援能力でも不足すると考えられることから、県外の協定締結先市町村からの応援を要請する。

※資料 2-1-3 にかほ市との夫婦町災害支援相互協定

※資料 2-1-4 滑川町との災害相互支援協定

※資料 2-1-6 武豊町との災害時相互応援協定

※資料 2-1-7 中山町との災害相互応援協定

※資料 2-1-8 中廿日市市及び宮津市との災害相互支援協定

(5) 町内所在機関等相互の応援協力

町内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生した場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

また、町は必要に応じ、（2）にあげた「みやぎ生活協同組合」をはじめ協定締結先の民間事業者等に対し、協定に基づく応援要請を行う。

※資料 2-3-1 松島町災害対策業務に関する協定

※資料 2-3-2 災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定

※資料 2-3-3 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料 2-3-4 県社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料 2-3-5 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

※資料 2-3-6 電力設備災害復旧に関する協定

※資料 2-3-7 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定

※資料 2-3-8 災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定

※資料 2-3-9 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

※資料 2-3-10 災害時における清涼飲料水供給に関する協定

※資料 2-3-11 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

※資料 2-3-12 災害時における緊急物資の供給に関する協定

※資料 2-3-13 日本郵便(株)等との包括的連携に関する協定

3. 応援の要請等

(1) 応援の実施

応援を求め又は求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を受け又は行う。県や市町村に対する応援要請の優先順位は以下を基本とする。

ア 隣接市町村への応援要請が可能な場合

優先順位	協定締結先
第1位	○『宮城「館」防災に関する相互応援協定』 ○東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定（東松島市）
第2位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第3位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

イ 隣接市町村への応援要請が難しい場合

優先順位	協定締結先
第1位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第2位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

(2) 県への情報伝達

他市町村からの応援を受けることとなった場合には、県に対しその旨連絡する。

(3) 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生し、本町が被災しなかった場合は、被災市町村に対する応援が必要となる場合を想定し、防災関係機関等からの情報に留意する。

県内で大規模災害が発生し応援要請を受けた場合、以下のような被災市町村に対する応援ができるよう体制を整える。

ア 災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

イ 災害応急対策実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動を行う。

4. 応援の受け入れ体制

応援を要請した担当部は、要請と同時に、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、応援部隊が円滑かつ効果的な応援活動ができるよう受け入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊の活動計画

どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等応援部隊活動計画を策定する。

(2) 食料、飲料水、宿舎等の整備

応援部隊は、食料、飲料水等を持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等を要請した担当部の責任において準備する。

(3) マニュアルの作成

応援の受け入れを円滑に行えるよう応援受け入れマニュアルを作成する。

(4) 関係機関相互の連携

災害現場での関係機関活動の競合がないよう、現地災害対策本部等において情報を交換し、効率的な活動ができるようにする。

5. 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

機関名	担当課	電話番号	連絡責任者
塩釜警察署	警備課	362-4141	警備課長
塩釜地区消防事務組合消防本部	松島消防署	354-4226	署長
塩竈市	防災安全課	364-1111	防災安全課長
多賀城市	交通防災課	368-1141	交通防災課長
七ヶ浜町	総務課 (防災対策室)	357-2111	総務課長(防災対策室長)
利府町	生活環境課	767-2119	生活環境課長
東松島市	防災課危機対策班	0225-82-1111	防災課長

6. 消防相互応援協定に基づく応援要請

大規模災害時により、塩釜地区消防事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防除が困難な場合には、塩釜地区消防事務組合消防長は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請するものとする。

7. 緊急消防援助隊の応援要請

塩釜地区消防事務組合管理者は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、町長と協議のうえ、消防組織法45条に規定する「緊急消防援助

隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「塩釜地区消防事務組合緊急援助隊受援計画」（平成27年4月策定）の定めにより、知事に要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

8. 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、他機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

(1) 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請の手続き

町長が指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文章をもって要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣についての必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第32節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策

1. 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

(1) 二次災害防止活動

ア 町、県、事業者の対応

- (ア) 町、県、事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- (イ) 町は、土砂災害の防止、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県から助言、指導等を受ける。
- (ウ) 消防署員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (エ) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (オ) 水道事業所は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (カ) 水道事業所は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (キ) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努める。
- (ク) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (ケ) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

イ 水害・土砂災害

(ア) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。
特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(イ) 点検の実施

町及び県は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は、県から提供される情報等を踏まえ、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(ウ) 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

(エ) 高潮・高浪・波浪

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

(オ) 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

(カ) 有害物質等

町、県、事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(キ) 余震・誘発地震

町、県、事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

(2) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

(3) 風評被害等の軽減対策

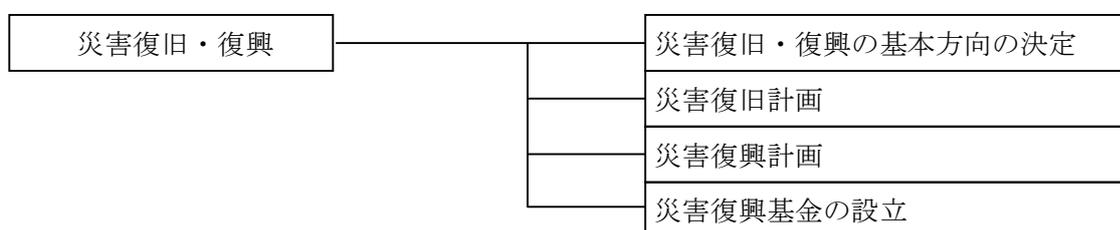
- ア 町及び県は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- イ 放射能・放射線の影響に対する安全確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第4章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、民生安定及び社会経済機能や早期復旧復興を図るための町は、施策を最重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画を図り、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画する。

第1節 災害復旧・復興

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋倒壊・焼失などをもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。



1. 災害復旧、復興の基本方向の決定

(1) 基本方向の決定

町は、被災地域の再建を行うため、被災地域の被災状況や地域の特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(4) 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合には、復興のため、必要な場合には、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2. 災害復旧計画

(1) 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

ア 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

イ 計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

ウ 事業計画は概ね以下の計画とする。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業計画(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

① 河川	⑦ 道路
② 海岸	⑧ 港湾
③ 砂防設備	⑨ 漁港
④ 林地荒廃防止施設	⑩ 下水道
⑤ 地すべり防止施設	⑪ 公園
⑥ 急傾斜地崩壊防止施設	

(イ) 農林水産業施設災害復旧事業計画(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(ロ) 都市災害復旧事業計画(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(ハ) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(ニ) 社会福祉施設災害復旧事業計画(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(ヒ) 公立学校施設災害復旧事業計画(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(ヘ) 公営住宅災害復旧事業計画(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(ホ) 公立医療施設災害復旧事業計画(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

(ケ) その他災害復旧事業計画

(3) 事業の実施

- ア 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。
- イ 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- ウ 町は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- エ 町は、地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策の実施について県に強く要望していく。
- オ 町は、警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
- ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- エ 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- キ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- コ その他

3. 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町は、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復旧事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

町は、災害復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 被災前の地域課題等の考慮

復興計画の策定に当たっては、住民に対し、出来るだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

このため、町は、被災市街地の状況の的確な把握や被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

また、地域のコミュニティーの維持・回復や再構築についても十分配慮する。

ウ 地域全体での合意形成

町は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(3) 復興事業の実施

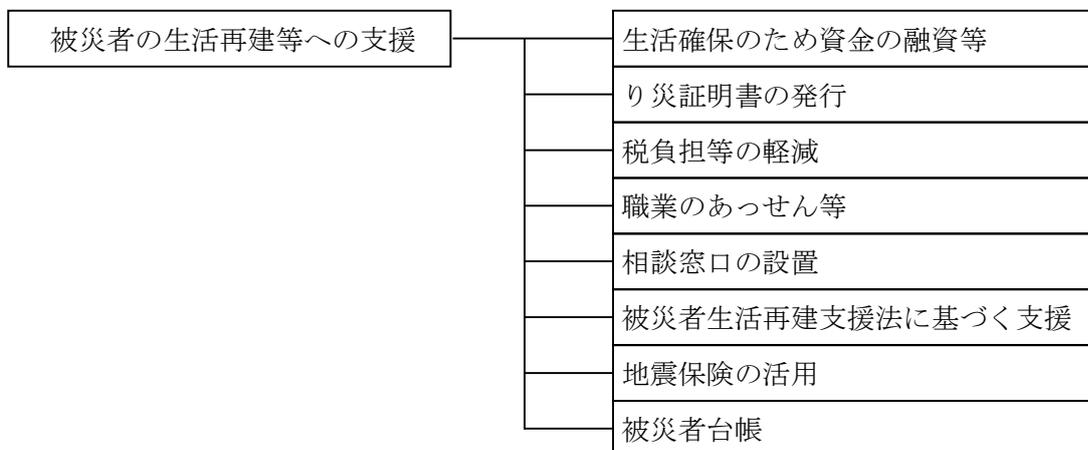
復興事業を早期に実施するため、町は必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4. 災害復興基金の設立

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、災害援護資金や罹災証明の発行など、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。



1. 生活確保のための資金の融資等

被災者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努める。

(1) 生活保護

宮城県仙台保健福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

(2) 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとし、また、この貸付制度について広く周知するとともに、事務を適切かつ速やかに実施する。

※資料9-1 災害援護資金の貸付

(3) 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携をもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

※資料9-2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

(4) 生活福祉資金

ア 県社会福祉協議会は、町社会福祉協議会の受付を経て、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を、予算の範囲内で貸付ける。

生活福祉資金の福祉費			
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度			
資金の目的	貸付上限額	措置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間 経過後 20年以内

イ 貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件のいずれにも適合する世帯とする。

(ア) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(イ) 生活福祉資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯。

(ウ) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他からの資金を借入れることができない世帯。

(5) その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「松島町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けたものに対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

ア 災害弔慰金

イ 災害障害見舞金

※資料9-3 災害弔慰金・災害見舞金の支給

2. り災証明書の発行

町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町長が行う被災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行うこととする。
 但し、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「(2) り災証明を行う者」の町長もしくは消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。但し、1世帯1枚の発行とする。

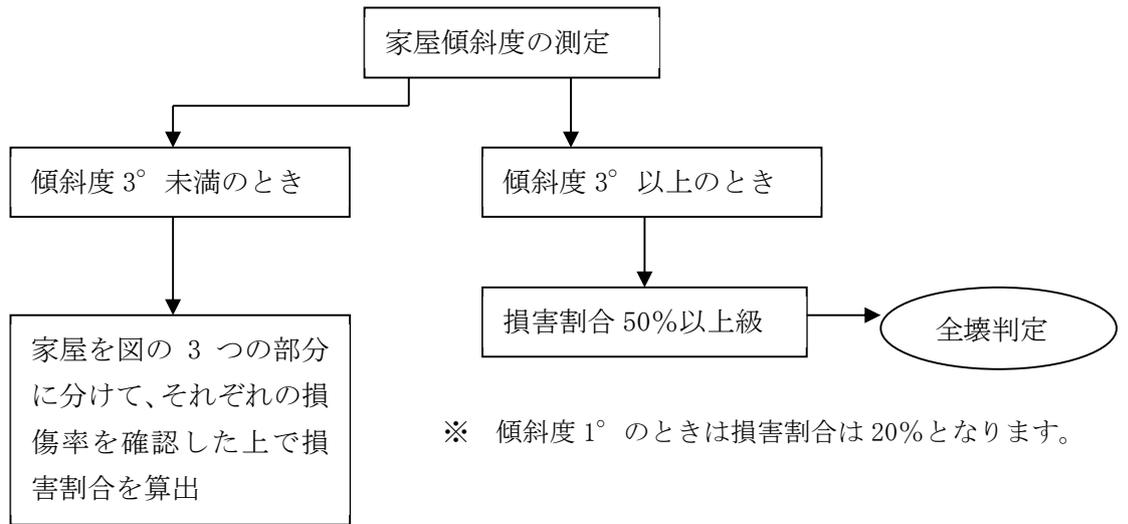
(4) 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」により行うこととする。

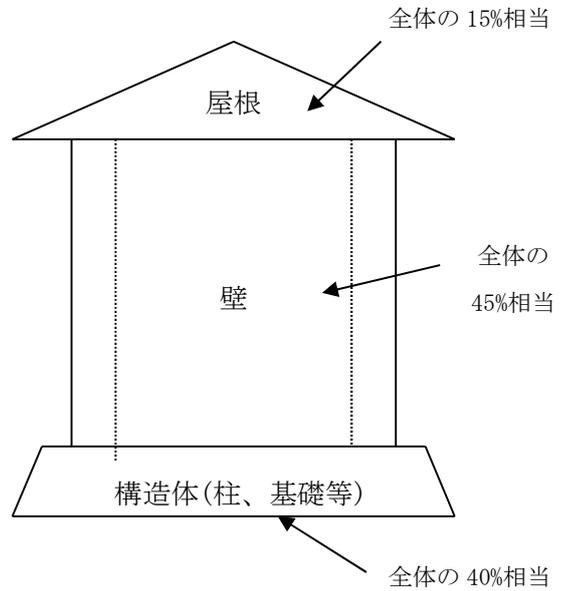
損害割合別による判定結果区分表（木造・プレハブ家屋の場合）

損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
判定結果	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）

判定作業の手順



調査員が訪問時に、事情により家屋の内部が確認できなかった場合には、外観で確認作業を行う。しかし、これは決して家屋内部の損傷率を評価していないという意味ではなく、外壁等の損傷程度から内部について同程度の損傷があると推定して評価する。



※ 構造体部分の損害割合について、別途算出される傾斜度による損害割合と比較して数値の高い方を認定します。

損害割合の合計数値により上記の区分表によって判定

<例> 屋根が 50%、壁が 15%、構造体が 25%の損傷と傾斜なしを確認した場合

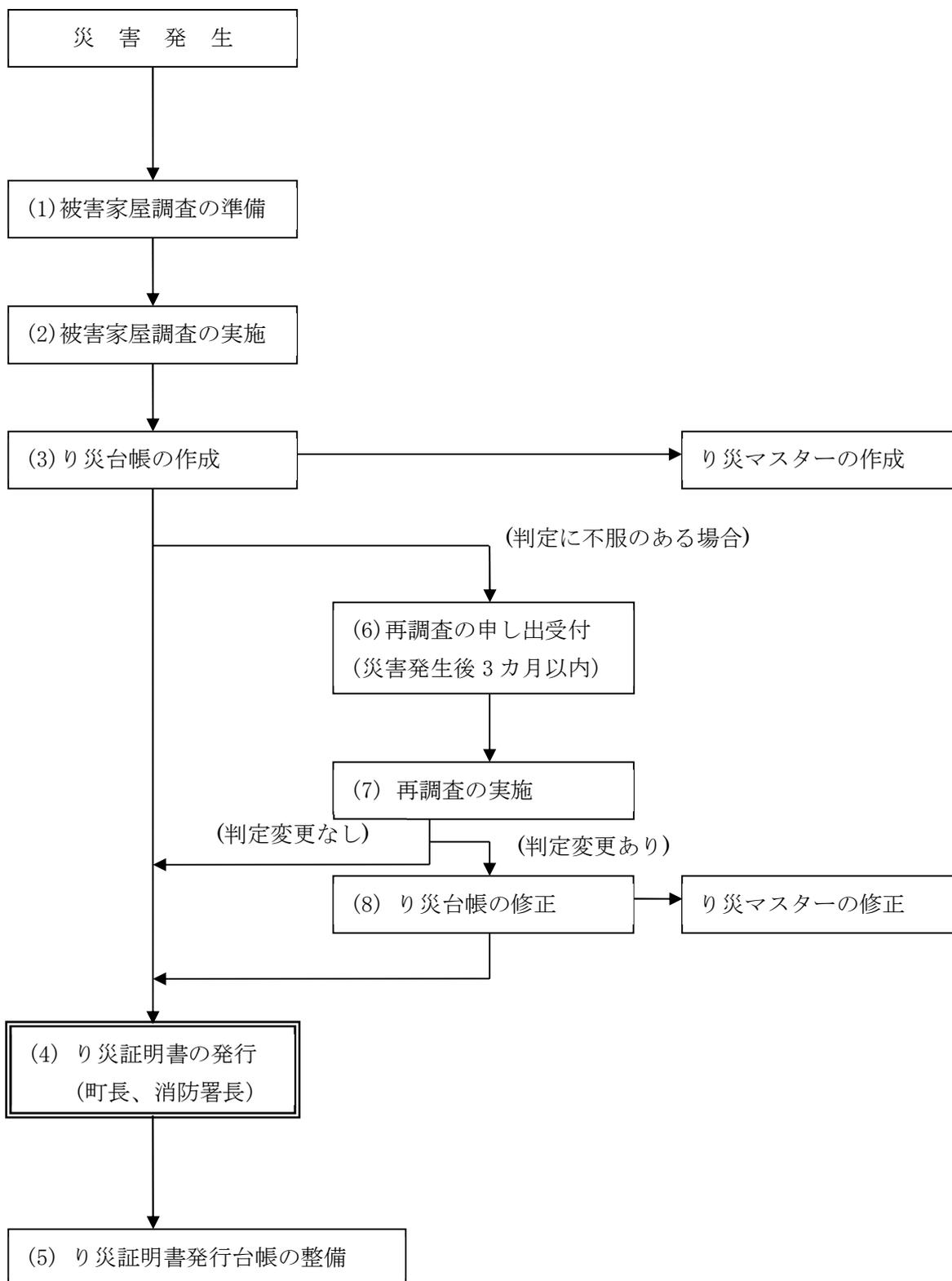
区分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (axb)
屋根部分	15%	50%	8%
壁部分	45%	15%	7%
構造体部分	40%	25%	10%
合計	100%	—	25%

半壊判定

(5) り災証明書発行システム

り災証明は、り災証明書発行システムによって発行する。

[り災証明発行システム]



ア 被害家屋調査の事前準備

調査担当者は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

(ア) 被災地域の航空写真の準備

(イ) 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握する。

(ウ) 調査概要の検討、及び全体計画の策定

(エ) 調査員の確保

- ① 職員の確保
- ② ボランティア建築士の手配
- ③ 他市町村への応援職員派遣要請

(オ) 調査備品等の準備

- ① 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
- ② 調査地区の用意（住宅地図等）
- ③ 調査地区割りの検討
- ④ 調査員運搬用車両の手配
- ⑤ 他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

イ 被害家屋調査の実施

担当課・町本部は以下の要領で調査を実施する。

(ア) 調査期間

(イ) 調査方法

① 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

② 第2次被害家屋調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、町本部は2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

(ウ) 調査体制

担当課・町本部が調査を実施する。

- ① 人員 2人1組
- ② 調査員 町職員及び建築士等のボランティア
- ③ 調査本部を設置し調査状況の進捗管理、プレス対応、PR等を行う。
- ④ 町は、必要がある場合は他市町村等関係先に応援を要請する。

ウ リ災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、リ災台帳を作成し、リ災証明書発行の基本台帳とする。

エ リ災証明書の発行

リ災台帳に基づき、町長は申請があった被災者に対し、リ災証明書を発行するもの

とする。

オ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出があった家屋に対し、町本部は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡すると共にり災証明書を発行することとする。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、町本部内に次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

町判定委員会構成：専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等。

(6) り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する町民広報を広報担当課に依頼し、広報紙やマスコミと連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書発行の申請受付窓口とは別に、判定に不服のある場合に再調査等を受け付ける相談窓口を設置する。

(7) 事前対策

ア 被害家屋調査員の登録

町職員及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

町は、建築会社等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ウ 他市町村の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ 調査携帯物品等の備蓄

役場に、傾斜計、コンペックス等調査携帯物品を備蓄する。

(8) 火災によるり災証明書の発行

消防署長は、火災によるり災証明について、以上に規定した手続に準じて発行を行うものとする。

3. 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図るとともに、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(1) 町税の徴収猶予及び減免

災害による被害者に対して、「松島町災害による被災者に対する町税等の減免に関する

条例」の規定により、町税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

(2) 国民健康保険税の減免

ア 町は、国民健康保険の被保険者に対して、災害により受けた被災の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

イ 国民健康保険税の減免の基準

住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額（保険金損害補償等により補てんされるべき近眼を控除した額）が、その住宅又は家財の価格の30%以上あるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超 750万円以下	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

ウ 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害より受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、町保険者が基準を定め減免を行う。

(3) 授業料の減免等

町は、災害により被害を受けた住民で生活に困窮をきたしている生徒について、以下の県が定める授業料等の減免に関する規定を活用し、被災住民の生活再建支援を行うものとする。

ア 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。

イ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

4. 職業のあっせん等

(1) 職業のあっせん

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、塩釜公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

(2) 雇用対策

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

5. 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。開設場所は総務課内とする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

6. 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

適用災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨が公示される。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害。

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害。

(2) 支援制度の実施機関

公益財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法第6条に基づく被災者生活再建支援基金として指定され、平成16年3月31日付け法改正により被災者再建支援法人となった。県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。支援法人の業務は次のとおりである。

- ア 法第3条第1項の規定により支援金の支給を行う都道府県に対する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- イ 法第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて、支援金の支給を行うこと。
この場合、支援法人は、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。
- ウ ア及びイに付帯する業務を行うこと。

(3) 対象世帯

- ア 当該自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- イ 当該自然災害により、住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ウ 当該自然災害により、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 当該自然災害により、住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

大規模半壊：「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
全壊・解体・長期避難	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

(5) 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

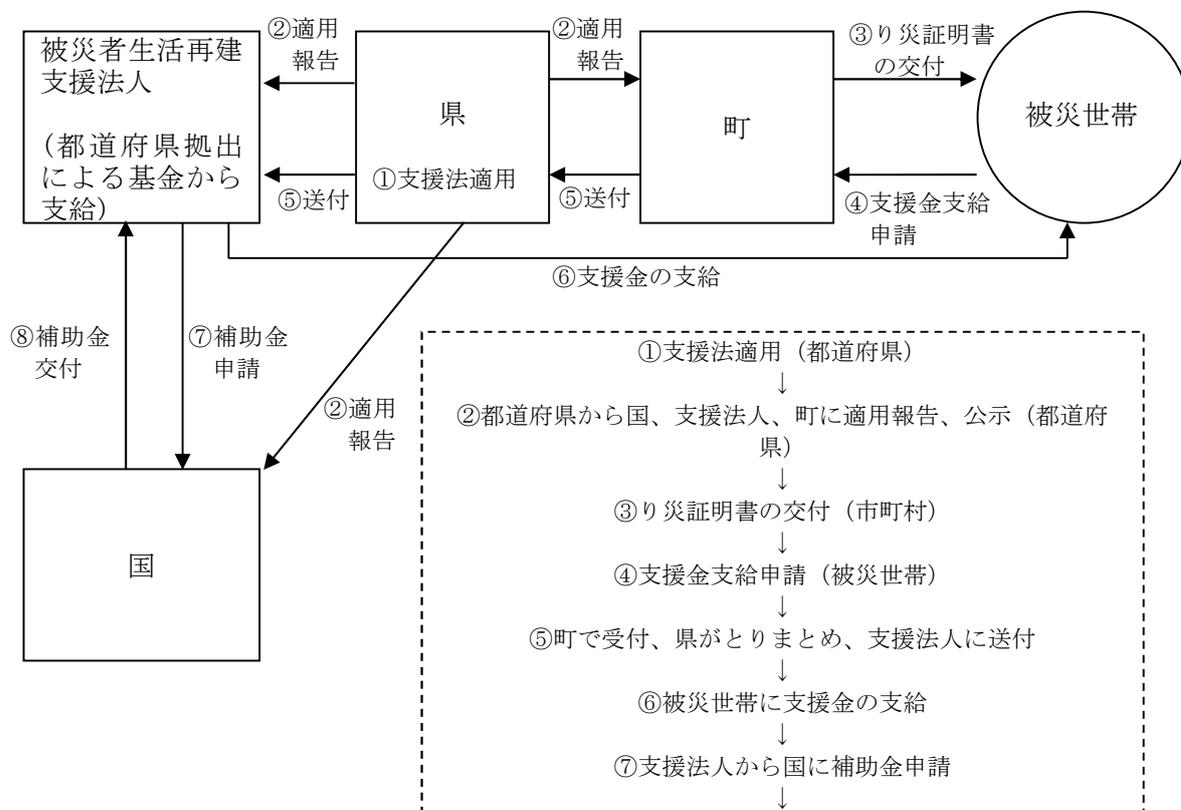
(6) 支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、町から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道

府県会館へ送付する。送付を受けた(公財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

ア 支援金支給までの手続きの流れ



イ 提出書類

支援金（基礎支援金・加算支援金）を申請する際には、次の書類が必要になる。

(ア) 共通

被災者生活再建支援金支給申請書

(イ) 基礎支援金

- ① 町が発行した住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があること）
- ② 町が発行したり災証明書（原本）。但し「長期避難」の場合は必要なし。
- ③ 支援金の振込先口座に係る預金通帳の写し（銀行・支店名・預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）
- ④ 「解体」で申請する場合
 町が発行した「解体証明書」又は「減失登記簿謄本」。半壊又は大規模半壊のり災証明を受けているか、敷地被害が認められる場合に、倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体する場合のみ申請可能。
- ⑤ 「敷地被害解体」で申請する場合
 町が発行した「応急危険度判定結果」又は「敷地の修復工事の契約書の写し」。敷地被害が認められ、解体する場合のみ申請可能。

(ウ)加算支援金（「建設・購入」「補修」「賃貸」の場合）

契約書等の写し。住宅を「建設・購入」、「補修」又は「(民間)賃貸」したことが分かるもの。

ウ 申請期間

(ア)基礎支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、13か月以内

(イ)加算支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、37か月以内

(7) 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

(8) 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

7. 地震保険・共済の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努める。

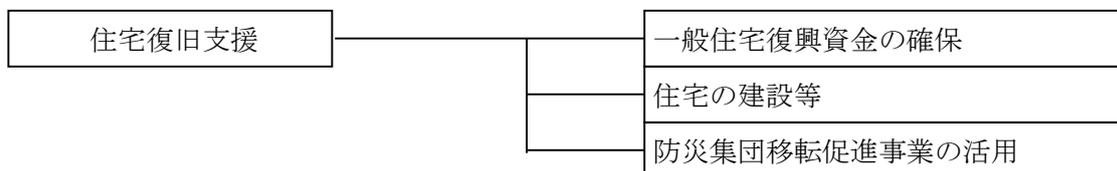
8. 被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、必要に応じ、県に対し被災者に関する情報の提供を要請する。

第3節 住宅復旧支援

県、町、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



1. 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構と締結した、災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて地元金融機関等、協力を求めている。

また、町は、必要に応じ県と被害市町村と協調して住宅再建のため、住宅復興資金の融資に対する利子補給等の支援の措置を講じる。

2. 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは売買又は被災者へ転貸するために借り上げる。

県は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

3. 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

(1) 事業主体

事業主体は町とする。ただし、例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

(2) 移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第 39 条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

(3) 補助制度等

ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：(ア)～(カ)は 3/4、また、(キ)は 1/2）

(ア)住宅団地の用地取得造成

(イ)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)

(ウ)住宅団地の公共施設の整備

(エ)移転促進区域内の宅地等の買い取り

(オ)住宅団地内の共同作業所等

(カ)移転者の住居の移転に対する補助

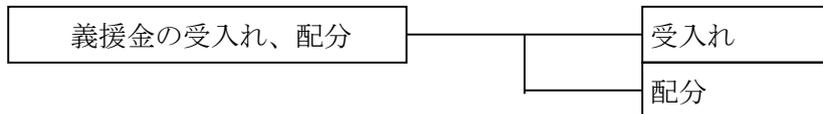
(キ)事業計画等の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第 5 条第 1 項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者へ配分する。



1. 受入れ

(1) 窓口の決定

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部等と調整して受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 被災者の救助を目的とする寄付金の送金の受入れ準備

上記(1)で決定した受入れ窓口において、災害時における被災者の救護を目的とする寄付金の送金を受け入れる口座を金融機関に開設する。

(3) 町の受入れ窓口の設置

町で直接義援金を受け入れる場合には、町に義援金受入れ窓口を設置するとともに、ホームページ等により、その旨を周知する。

(4) 受入れ管理

町は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行するとともに、配分が決定するまで保管する。

2. 配分

(1) 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

(2) 配分

ア 宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況等を考慮した配分基準を定め、被災者に対し適切かつ速やかな配分を行う。

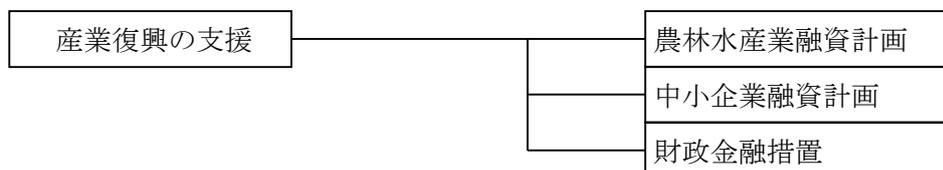
イ 町は、義援金申請の受付窓口を設置し、義援金申請の受付を行い、申請内容の審査を行った上で、対象となる被災者へ義援金を交付する。

ウ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。

- エ 義援金の使途については、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第5節 産業復興支援

農林水産業者や中小企業に対しての融資計画を定め災害復旧を容易にするものとする。



1. 農林水産業融資計画

(1) 農業関係

ア 被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

イ 日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

ウ 町は、県や関係金融機関と協力した、既借入制度資金の償還条件の変更等などを実施するとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和措置を実施する。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

(3) 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船・漁具等）漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、日本政策金融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導する。

※資料9-5 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

2. 中小企業融資計画

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

※資料9-4 中小企業への融資制度

3. 財政金融措置

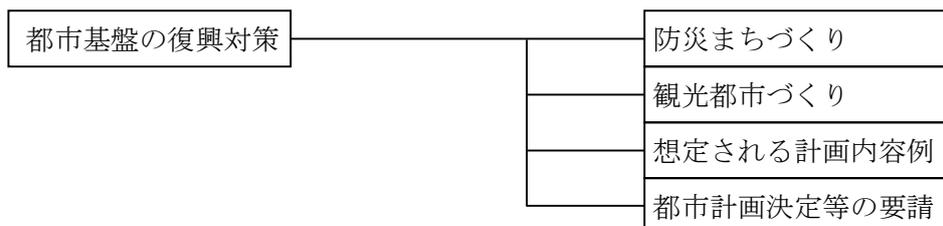
町は、あらかじめ災害対策基金の積立てを行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要な財政金融措置について次により万全を期する。

- (1) 県と協力し、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定の働きかけを行うなど国の財政援助等が積極的に講ぜられるよう要請する。
- (2) 起債の特例及び一時借入れ等の特別措置を要請する。
- (3) 政府系金融機関等の災害融資措置を要請する。

第6節 都市基盤の復興対策

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



1. 防災まちづくり

- (1) 町は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、「世代継続するまちづくり」を目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、漁港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に指定避難所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- (6) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安

全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

2. 観光都市づくり

本町における観光産業関連人口は極めて多く、特に地震、津波などで被災した場合は災害の再来をおそれ、訪れる観光客は激減すると考えられる。そのため町では、観光協会等と密接な連携を図り、安全をアピールするなどの対策を講ずるとともに、災害により被災した観光施設を速やかに復旧・復興させるための体制を整える。

復旧・復興に関しては、歴史的に現状復帰しなければならない場合と、災害に強い施設に作り変えるものとの十分に検討をする必要がある。

3. 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道、漁港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

(2) 市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

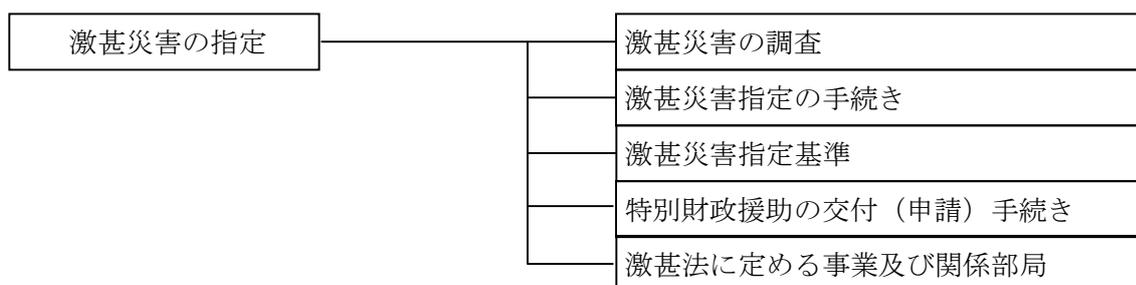
県との連携による河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、指定避難所の整備、都市公園、交流（観光）拠点など防災拠点等の整備による防災空間確保等

4. 都市計画決定等の要請

町は、特定大規模災害等を受け、地域の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興を図るために必要と認めるときは、県に対し、都市計画の決定等の代行を要請する。

第7節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置について規定している。したがって、甚大な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があるため、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について明確にしておく。



1. 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

（関係法令：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和37年法律第150号））

2. 激甚災害指定の手続き

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。

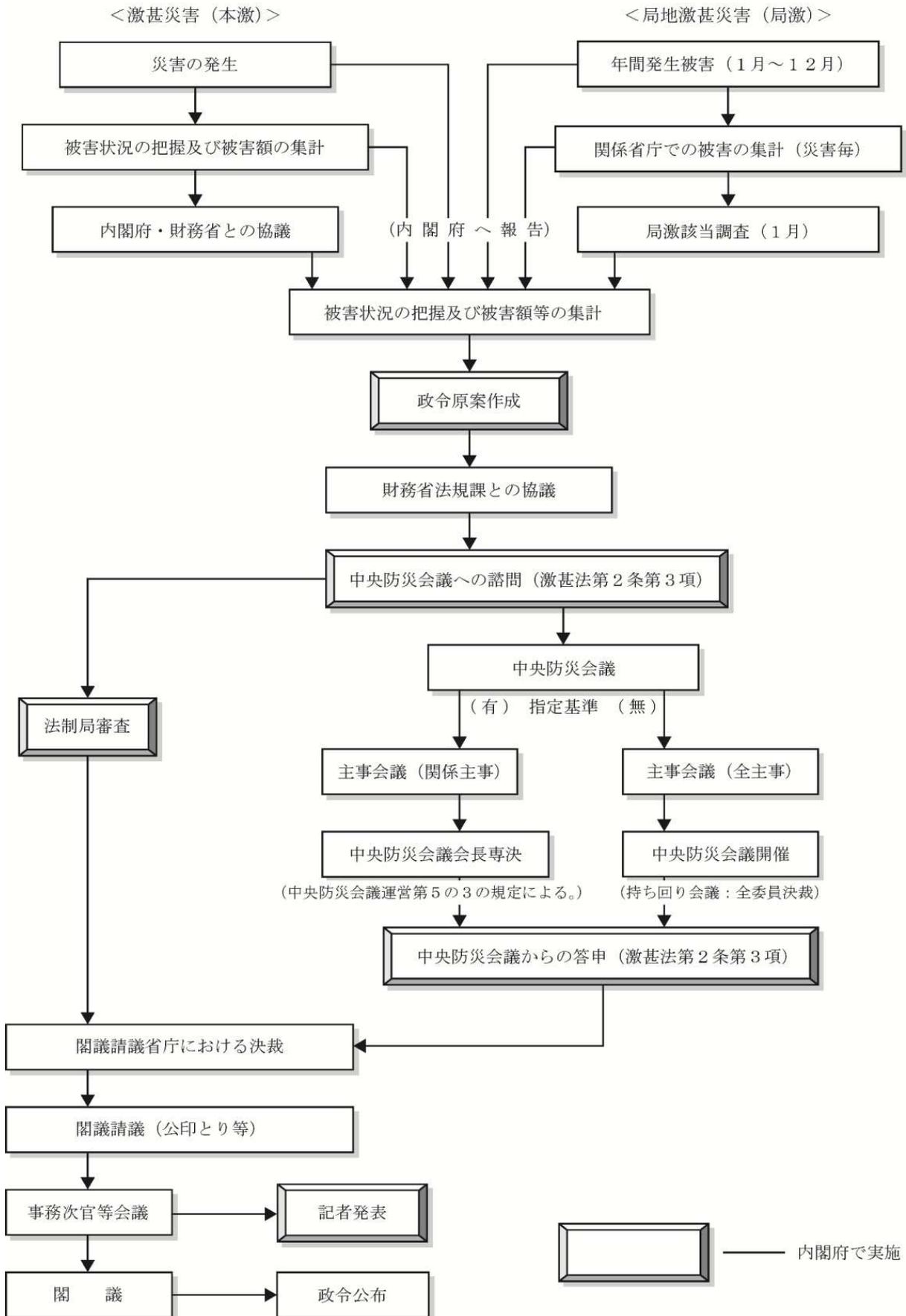
激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きを取る。

激甚災害の指定を受けるためには、被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要があるため、そのための体制整備をしておく必要がある。庁内各部は、速やかに激甚災害の指定を受けられるように、措置を講ずるものとする。

なお、局地的激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することになっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査票により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

激甚災害指定事務手続



3. 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激）

平成21年3月10日改正

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章第3条、第4条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%</p>
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の要件に該当する災害（当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。）</p> <p>1 法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、漁業被害見込額>農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）には適用</p> <p>(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、法第8条の措置が適用される災害</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業をおもな業務とする者の数の3%</p>
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%</p> <p>(2)一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.0%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2)一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害(当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。)</p>
<p>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2)滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2)滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第2章第3条、第4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ)当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額50% (当該査定事業費1,000万円未満は除外)</p> <p>(ロ)当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額20%</p> <p>(ハ)当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60%</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。)</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300ha、又は、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×の25%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>法第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>当該市町村内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%(当該被害額1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

4. 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

5. 激甚法に定める事業及び県関係部局

激甚法に定める事業及び県関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	農政部 水産林政部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	保健福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	

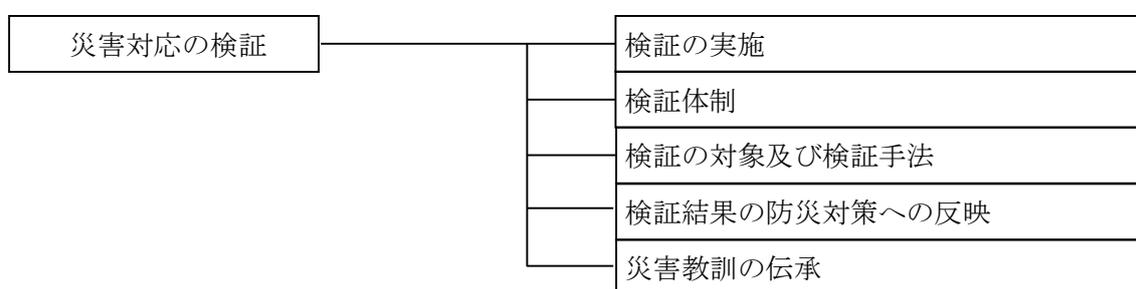
松島町地域防災計画 津波災害対策編

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	8 知的障害者更正施設災害復旧事業	保健福祉部
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業	
	10 女性保護施設災害復旧事業	
第3条及び 第19条	11 感染症予防事業	保健福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	土 木 部 農 政 部
第3条及び 第10条	14 湛水排除事業	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	経済商工観光部 農 政 部 水産林政部
第5条及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	経済商工観光部
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	経済商工観光部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	保健福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	総 務 部 農 政 部 土 木 部 教育委員会
第25条	31 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	経済商工観光部

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



1. 検証の実施

町は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

(1) 主な検証項目例

ア 情報処理

県や関係機関などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

イ 資料管理

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等

ウ 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部及び各部間の業務調整

エ 組織間連携

県、消防、警察、協定締結先市町村、協定締結団体などとの連携

オ 個別オペレーション

救出・救助活動、避難誘導、医療救護活動、物資の調達・輸送調整等

カ 広報・相談

町民への広報・相談、広域避難等を実施した場合は、町外へ避難した町民等への広報・相談等

キ 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

2. 検証の体制

町は、災害の規模等に応じ、役場内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

3. 検証の対象及び検証手法

(1) 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- ア 災害対策本部
- イ 町民
- ウ 自主防災組織
- エ 支援自治体
- オ 防災関係機関
- カ 支援民間団体
- キ ボランティア団体 など

(2) 検証手法

町は、検証対象の主体に対するアンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

4. 検証結果の防災対策への反映

町は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県等への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

5. 災害教訓の伝承

町は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

松島町地域防災計画

【原子力災害対策編】

令和 3 年 3 月
松島町防災会議

目 次

松島町地域防災計画（原子力災害対策編）

第1章 総 則

第1節	目 的	1-4
1.	目的	1-4
2.	見直し方針	1-4
第2節	原子力災害対策編の性格	1-8
1.	松島町域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1-8
2.	計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	1-8
3.	松島町における他の災害対策との関係	1-8
4.	計画の修正	1-8
第3節	原子力災害対策編の周知徹底	1-9
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	1-10
1.	原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	1-10
2.	過酷事故等により想定される原子力災害の形態	1-10
第5節	第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	1-12
1.	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲基準	1-12
2.	本町における原子力災害対策を実施すべき地域	1-12
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	1-13
1.	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	1-13
2.	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	1-13
3.	U P Z 圏外の防護措置の実施	1-13
第7節	防災に関する組織	1-14
1.	防災会議	1-14
2.	災害対策本部	1-14
3.	実施機関	1-15
第8節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱	1-17
1.	松島町	1-17
2.	松島町教育委員会	1-17
3.	塩釜地区消防事務組合消防本部	1-17
4.	宮城県（宮城県仙台地方振興事務所、宮城県仙台保健福祉事務所、宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台塩釜港湾事務所、塩釜県税事務所）	1-18
5.	県警察本部（塩釜警察署）	1-18

6.	指定地方行政機関	1-18
7.	自衛隊	1-19
8.	指定公共機関	1-20
9.	指定地方公共機関	1-20
10.	その他	1-21
11.	東北電力株式会社（指定公共機関）	1-22
第9節	松島町の概要	1-23
1.	位置	1-23
2.	地勢	1-23
3.	気象	1-24
4.	人口・産業の推移	1-24
5.	過去における災害の概況	1-25
第10節	災害被害想定	1-33
1.	風水害	1-33
2.	地震災害	1-33
3.	津波災害	1-34
4.	原子力災害	1-34
第11節	松島町の防災の方向性	1-35
1.	目標	1-35
2.	世代継続する防災まちづくり	1-35
3.	行政と住民・企業の役割	1-35
4.	見直しの視点	1-36

第2章 原子力災害事前対策

第1節	事前対策	2-1
1.	基本方針	2-1
2.	県との連携	2-1
3.	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	2-1
4.	情報の収集・連絡体制の整備	2-1
5.	緊急事態応急体制の整備	2-5
6.	避難受入れ活動体制の整備	2-8
7.	緊急輸送活動体制の整備	2-12
8.	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	2-12
9.	町民等への的確な情報伝達体制の整備	2-14
10.	行政機関の業務継続計画の策定	2-15
11.	原子力防災等に関する町民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	2-15
12.	防災業務関係者の人材育成	2-16
13.	防災訓練への参加	2-16
14.	原子力施設上空の飛行規制	2-16
15.	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	2-17

1 6.	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	2-17
1 7.	災害復旧への備え	2-17
第 2 節	防災拠点等の整備・強化	2-18
1.	防災拠点の整備	2-18
2.	防災拠点機能の確保・充実	2-18
3.	防災用資機材等の整備	2-19
4.	防災用資機材の確保	2-19
第 3 節	情報通信連絡網の整備	2-21
1.	災害通信網の整備	2-21
2.	各種通信手段の活用	2-23
第 4 節	観光地区災害予防計画	2-25
1.	計画上の要点	2-25
2.	現状・課題	2-25
3.	目指すべき方向	2-25
第 5 節	緊急輸送活動対策	2-26
1.	緊急輸送道路の確保	2-26
2.	緊急輸送体制の整備	2-27
第 6 節	指定避難所の確保	2-30
1.	指定緊急避難場所の確保	2-30
2.	避難所の確保	2-32
3.	避難路の確保及び避難路等の整備	2-34
4.	指定避難所の運営・管理	2-35
5.	応急仮設住宅	2-36
6.	孤立集落対策	2-37
第 7 節	廃棄物対策	2-39
1.	ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方	2-39
2.	ごみ処理体制の整備	2-39
3.	し尿処理体制の整備	2-40
4.	災害ごみの処理体制の整備	2-40
第 8 節	救助・救急・消火活動体制の拡充	2-42
1.	救助・救急資機材の整備・充実	2-42
2.	県・警察・消防・自衛隊等との連携強化	2-42
第 9 節	ボランティアの受入	2-43
1.	ボランティアの受入	2-43
2.	ボランティアの活動	2-45
第 1 0 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策	2-47
1.	要配慮者に対する考え方	2-47

2.	地域における要配慮者対応策	2-47
3.	病院・社会福祉施設	2-52
4.	観光客・外国人への支援	2-53
5.	要配慮者に対する施策	2-55
第 1 1 節	事業所等の防災対策の推進	2-57
1.	事業所等の役割	2-57
2.	事業所等の防災組織	2-58
第 1 2 節	防災訓練の実施	2-60
1.	実施及び目的	2-60
2.	総合防災訓練	2-61
3.	種類	2-61
4.	学校等の防災訓練	2-62
5.	事業所等の防災訓練	2-63
第 1 3 節	防災知識の普及	2-64
1.	基本的な考え方	2-64
2.	防災関係職員に対する防災教育	2-64
3.	町民に対する防災教育	2-65
4.	防災上重要な施設の職員等に対する教育	2-69
5.	事業所における防災教育	2-69
6.	海岸利用者及び船舶への防災知識の普及	2-69
7.	地域での防災知識の普及	2-69
8.	ドライバーへの啓発	2-70
9.	町民の取組	2-70
10.	災害教訓の伝承	2-71
第 1 4 節	自主防災組織の人材育成	2-72
1.	現況	2-72
2.	地域における自主防災組織の果たす役割	2-72
3.	地域の自主防災組織の育成・指導	2-72
4.	自主防災組織の活動内容	2-73
5.	住民等による地区内の防災活動の推進	2-75
第 1 5 節	防災教育	2-76
1.	学校における防災教育の方針	2-76
2.	効果	2-76
3.	学校等教育機関における防災教育	2-76
第 1 6 節	防災組織の強化	2-78
1.	町の指導体制	2-78
2.	迅速な初動体制確立	2-79
3.	人材確保対策	2-80
4.	業務継続計画（BCP）	2-80

5.	町施設における防災拠点機能の整備	2-81
6.	防災計画の見直し等	2-81
第17節	相互応援体制の整備	2-83
1.	協定締結先等との連携強化	2-83
2.	相互応援協定等の締結の推進	2-86
3.	県への応援要請等	2-87
4.	防災関係機関等への応援・協力要請等	2-87
第18節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	2-88
1.	医療機関の状況	2-88
2.	医療救護体制の整備	2-89
3.	医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制	2-90
4.	医療機関の役割	2-91
5.	福祉支援体制の整備	2-91
第19節	避難誘導體制	2-93
1.	徒歩避難の原則の周知	2-93
2.	避難誘導體制の整備	2-93
3.	被災者等への情報伝達体制等の整備	2-94
4.	避難行動要支援者の支援方策	2-94
5.	帰宅困難者対策	2-96
6.	避難に関する広報	2-97
7.	避難計画の整備	2-97
第20節	食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制	2-99
1.	町民等のとるべき措置	2-99
2.	食料及び生活物資等の供給計画の策定	2-100
3.	食料及び生活物資の備蓄	2-100
4.	食料及び生活物資等の調達体制	2-101
5.	燃料の確保	2-102
第21節	警備対策	2-104
1.	情報の収集等	2-104
2.	警察活動の強化	2-104
3.	消防団の役割	2-104
第22節	学校防災対策	2-105
1.	防災体制の整備	2-105
第23節	複合災害対策	2-107
1.	複合災害対策	2-107

第3章 緊急事態応急対策

第1節	緊急事態応急対策	3-1
------------	-----------------	------------

1.	基本方針	3-1
2.	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	3-1
3.	活動体制の確立	3-3
4.	屋内退避、避難受入れ等の防護活動	3-7
5.	治安の確保及び火災の予防	3-13
6.	飲食物の出荷制限、摂取制限等	3-13
7.	緊急輸送活動	3-14
8.	救助・救急、消火及び医療活動	3-15
9.	町民等への的確な情報伝達活動	3-16
10.	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	3-18
11.	自発的支援の受入れ等	3-19
12.	行政機関の業務継続に係る措置	3-19
第2節	防災活動体制	3-21
1.	職員の配備体制	3-21
2.	職員の参集等	3-23
3.	災害対策本部の組織体制	3-25
4.	現地災害対策本部	3-27
5.	各配備体制下での活動	3-27
6.	警戒活動	3-28
7.	庁内間の職員の応援等	3-28
8.	応急活動が長期化する場合の対応	3-29
第3節	情報の収集伝達	3-30
1.	実施責任	3-30
2.	災害情報の収集・伝達体制等	3-30
3.	災害情報等の報告	3-32
第4節	通信放送施設の確保	3-34
1.	町防災行政無線施設	3-34
2.	災害時の通信連絡	3-34
3.	災害通信利用系統図	3-38
第5節	災害広報活動	3-39
1.	実施責任者	3-39
2.	広報担当	3-39
3.	災害広報の要領	3-40
第6節	災害救助法の適用	3-44
1.	実施責任者	3-44
2.	災害救助法の適用基準	3-44
3.	救助の種類	3-45
4.	救助の実施委任	3-45
5.	救助の実施に関する事務手続き	3-46

第7節	防災資機材等の確保	3-50
1.	実施責任者	3-50
2.	緊急使用のための調達	3-50
3.	防災用資機材の備蓄状況	3-50
4.	労働力の確保	3-50
第8節	避難誘導	3-53
1.	実施責任	3-53
2.	避難勧告等の基準及び伝達方法	3-54
3.	避難の方法	3-58
4.	指定避難所の開設及び運営	3-60
5.	避難長期化への対処	3-64
6.	学校、社会福祉施設等における避難対策	3-65
7.	帰宅困難者対策	3-65
8.	孤立集落の安否確認対策	3-66
9.	広域避難者への支援	3-66
10.	在宅避難者への支援	3-66
第9節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	3-68
1.	実施責任者	3-68
2.	食料	3-68
3.	給水計画	3-71
4.	生活物資	3-73
5.	義援物資の受け入れ、配分	3-74
6.	燃料の調達・供給	3-75
第10節	救急・救助活動	3-76
1.	実施責任者	3-76
2.	救出対象者	3-76
3.	救出活動	3-76
4.	関係機関との協力	3-77
5.	救出資機材等の調達	3-77
6.	救出期間及び費用	3-77
7.	各関係機関の活動	3-77
8.	住民及び自主防災組織等の活動	3-78
9.	救出の連絡等	3-78
10.	救出後の措置	3-78
11.	惨事ストレス対策	3-79
第11節	医療救護活動	3-80
1.	実施責任者	3-80
2.	医療救護の実施要領	3-80
第12節	自衛隊の災害派遣	3-83

1.	実施責任者	3-83
2.	災害派遣の基準及び要請の手続き	3-83
3.	自衛隊との連携	3-85
4.	派遣部隊の活動内容	3-85
5.	派遣部隊の受け入れ体制	3-86
6.	派遣部隊の撤収	3-87
7.	経費の負担	3-87
第13節	緊急輸送活動	3-89
1.	実施責任者	3-89
2.	輸送要領	3-89
3.	輸送力の配分	3-91
4.	災害救助法に基づく措置基準	3-91
第14節	要配慮者・外国人対応	3-92
1.	実施責任者	3-92
2.	高齢者、障害者等	3-92
3.	外国人	3-94
4.	観光客等	3-95
第15節	ヘリコプターの活用要請	3-96
1.	実施責任者	3-96
2.	活動体制	3-96
3.	活動内容	3-97
4.	活動拠点	3-97
第16節	防疫・保健衛生計画	3-100
1.	実施責任者	3-100
2.	防疫実施要領	3-100
3.	指定避難所の防疫措置	3-101
4.	防疫薬剤の調達	3-101
5.	保健対策	3-102
6.	食品衛生管理	3-103
第17節	社会秩序維持活動	3-104
1.	実施機関	3-104
2.	町の活動	3-104
3.	塩釜警察署の活動	3-104
4.	宮城海上保安部の活動	3-104
第18節	応急教育活動	3-106
1.	実施責任者	3-106
2.	学校等での対応	3-106
3.	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧	3-107
4.	学用品の配布	3-108

5.	学校給食対策	3-109
6.	学校等教育施設が地域の指定避難所、避難所になった場合の措置	3-109
7.	災害応急対策への生徒の協力	3-109
8.	児童生徒等の心のケア	3-109
9.	社会教育施設等の応急対策	3-109
第19節	応急公用負担等の実施	3-111
1.	応急公用負担等の要領	3-111
2.	損失補償及び損害補償等	3-113
第20節	愛玩動物の収容対策	3-114
1.	被災地域における動物の保護	3-114
2.	指定避難所における動物の適正な飼育	3-114
3.	仮設住宅における動物の適正な飼育	3-115
第21節	相互応援協定	3-116
1.	実施責任者	3-116
2.	主な協定の概要	3-116
3.	応援の要請等	3-121
4.	応援の受け入れ体制	3-123
5.	地域内の防災関係機関の応援協力	3-123
6.	消防相互応援協定に基づく応援要請	3-123
7.	緊急消防援助隊の応援要請	3-124
8.	応援要請による技術者等の動員	3-124
第22節	二次災害・複合災害防止対策	3-125
1.	二次災害・複合災害防止対策	3-125

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	原子力災害中長期対策	4-1
1.	基本方針	4-1
2.	緊急事態解除宣言後の対応	4-1
3.	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	4-1
4.	放射性物質による環境汚染への対処	4-1
5.	各種制限措置の解除	4-1
6.	災害地域住民に係る記録等の作成	4-1
7.	被災者等の生活再建等の支援	4-2
8.	風評被害等の軽減	4-2
9.	被災中小企業等に対する支援	4-2
10.	心身の健康相談体制の整備	4-2
第2節	災害復旧・復興	4-3
1.	災害復旧、復興の基本方向の決定	4-3
2.	災害復旧計画	4-4

3.	災害復興計画	4-5
4.	災害復興基金の設立	4-6
第3節	被災者の生活再建等への支援	4-7
1.	生活確保のための資金の融資等	4-7
2.	り災証明書の発行	4-8
3.	税負担等の軽減	4-13
4.	職業のあっせん等	4-14
5.	相談窓口の設置	4-15
6.	被災者生活再建支援法に基づく支援	4-15
7.	地震保険・共済の活用	4-18
8.	被災者台帳	4-18
第4節	住宅復旧支援	4-19
1.	一般住宅復興資金の確保	4-19
2.	住宅の建設等	4-19
3.	防災集団移転促進事業の活用	4-19
第5節	義援金の受入れ、配分	4-21
1.	受入れ	4-21
2.	配分	4-21
第6節	産業復興支援	4-23
1.	農林水産業融資計画	4-23
2.	中小企業融資計画	4-23
3.	財政金融措置	4-24
第7節	都市基盤の復興対策	4-25
1.	防災まちづくり	4-25
2.	観光都市づくり	4-26
3.	想定される計画内容例	4-26
4.	都市計画決定等の要請	4-26
第8節	激甚災害の指定	4-27
1.	激甚災害の調査	4-27
2.	激甚災害指定の手続き	4-27
3.	激甚災害指定基準	4-29
4.	特別財政援助の交付（申請）手続き	4-33
5.	激甚法に定める事業及び県関係部局	4-33
第9節	災害対応の検証	4-35
1.	検証の実施	4-35
2.	検証の体制	4-36
3.	検証の対象及び検証手法	4-36
4.	検証結果の防災対策への反映	4-36
5.	災害教訓の伝承	4-36

第1章 総 則

松島町は、平成23年3月11日に発生し、本町に甚大な被害をもたらした東日本大震災のような地震や津波災害をはじめ、台風、高潮等の風水害を含む災害発生原因を内包している。

東日本大震災の教訓より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、町は、防災関係機関等の協力のもとあらゆる手段と方法を用いて万全を期さなければならない。

地域防災計画では「住民の生命の保護と財産への被害の最小限化」を前提に、「世代継続する防災まちづくり」を基本理念として掲げ、地域活動の活性化と地域防災力の強化を図るための自主防災組織の育成等を図りながら、親から子、孫へと継続される防災のまちづくりを目指すことができる体制を整えることとする。

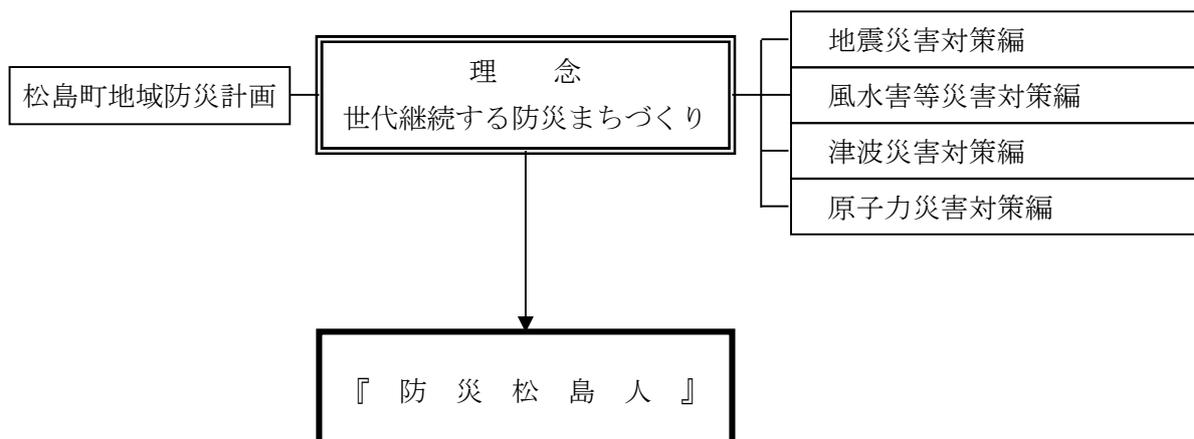
日本三景松島に生まれ、住み、働き、そして松島を愛する「松島人」は、美しい郷土を守り、受け継ぐ「松島人」であるとともに、各種災害に備え、防災に積極的に参加する『防災松島人』であるべきといえる。

第1節 目 的

1. 目的

地域防災計画原子力災害対策編は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第 2 条第 3 項の規定による女川原子力発電所に係る原子力事業者（東北電力株式会社）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号、以下「原子炉等規制法」という。）第 59 条第 1 項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、松島町が国、県、及び防災関係機関等と連携してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

『防災松島人』として「自分の身は自分で守る」ことや「町はみんなで守る」ことを防災教育や防災訓練で意識付けをし、「住民ができること・すべきこと（自助）」、「地域でできること・すべきこと（共助）」、「行政ができること・すべきこと（公助）」の区分を明確にしていく。



2. 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映（対象：全編）

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。本町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める。

(2) 近年の法改正や、県計画の見し等を踏まえた内容の見直し（対象：全編）

地域防災計画等を策定した平成 27 年 3 月以降に実施された関係法令等の改正内容を収集・把握し、現行計画に反映すべき事項について整理、反映を図る。

また、災害対策関係法律に加え、具体計画策定や法律の運用を支援するため、各種ガイドライン・通知等との整合性を図る。

(3) 各種統計データ等の時点修正（対象：全編）

人口、世帯数等の統計データや、社会基盤、防災関連施設等基礎データは、被災想定的前提となる重要な指標であるため、平成 27 年 3 月以降に公表された各種データを収集し、時点修正を行う。

(4) 避難勧告等に関するガイドラインの策定等に伴う改正（対象：全編）

「災害対策基本法」、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、「宮城県津波対策ガイドライン（宮城県）」などの改訂に伴い、避難準備・高齢者等避難開始・避難指示（緊急）などの避難行動の定義を変更する。

(5) 要配慮者支援施設における避難確保計画作成等の義務化（対象：風水害等災害対策編）

平成 28 年 8 月の台風第 10 号による河川の氾濫で、岩手県内の高齢者グループホームにおいて利用者等の逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「土砂災害防止法の一部改正する法律」平成 29 年 5 月 19 日、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 19 日に施行された。

このことにより、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水・土砂災害時における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、町長に届け出る義務が課されることとなったことを受け、町内における対象施設を位置付けるとともに、避難確保計画及び防災体制、訓練の実施などについても位置付ける。

(6) 原子力災害を想定した「原子力災害対策編」の充実及び避難者の受入れ、想定外の事態への対応（対象：原子力災害対策編）

本町は、原子力施設から概ね半径 30km 圏内の U P Z ※（緊急時防護措置準備区域）には該当しないものの、約 40km 圏内と U P Z の外縁に位置している。U P Z 圏外の防護措置については、原則、屋内退避であり、石巻市広域避難計画に基づき、石巻市から避難者を受け入れることとしており、受け入れ体制について計画に位置付ける。

また、女川原子力発電所で事故が発生した場合、町との間には松島湾だけしかなく、遮る大きな山地等が存在しないこと、東日本大震災時には福島第一原子力発電所から 40 km 離れた飯伊達館村までプルームが到達し、福島県内の他の自治体と比較しても高い放射能汚染濃度が観測され、計画的避難区域に設定されたことを勘案し、想定外に対応できるよう、状況に応じて U P Z に準ずる対策を考慮する。

U P Z：宮城県地域防災計画原子力災害対策編においては、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」として「P A Z：予防的防護措置を準備する区域」と「U P Z：緊急時防護措置を準備する区域」を定めている。P A Zは、原子力発電所から概ね 5 km 圏内、U P Zは、原子力発電所から概ね 30 km 圏内を目安としている。

(7) 防災重点ため池に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

降水量が少ない地域などで農業用水を確保するために人工的に造成された「ため池」のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあると農林水産省が認定した「防災重点ため池」は、西日本豪雨で、指定を受けていない小規模のため池の決壊が相次いだことから、認定基準の見直しが行われている。災害前は全国に約 1 万 1 千カ所だったが、最終的に約 5 万カ所以上が認定されると予想されていることから、本町における防災重点ため池

についても、ハザードマップの住民への周知や通常時及び緊急時における管理体制、迅速な避難につながる対策等を位置付けるものとする。

(8) 高潮に対する対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 21 号においては、多くの地点で過去最高位の潮位を記録し、関西国際空港をはじめ、甚大なる被害をもたらした。本町においても、昭和 54 年 10 月に来襲した台風 20 号により被害が発生していることから、高潮に対する注意が必要な区域の設定や監視体制、情報発信、避難判断基準の明確化など、近年の被災形態への変化に対応した対策を位置付けるものとする。

(9) 倒木等による被害対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号では、町内の至るところで、倒木の被害により建物への被害や停電が発生した。また、町内には砂岩で形成された高台に松などの樹木が自生し、下部の建物や電線類への影響が懸念される箇所が多く存在する。

それらに対する、平常時からの点検や間伐などの適正管理、さらには、災害時における電力・電話等の応急復旧作業に係る体制整備など、明確に位置付けるものとする。

(10) ダム常降水時防災操作対策（対象：風水害等災害対策編）

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では、ダムの緊急放流における河川への影響、地域住民への周知方法等が課題としてあげられた。地元自治体では、大量放流後の下流域の被害を想定せずに避難対策を策定していたことが判明するなど、複数の自治体が緊急放流時の避難対策を盛り込み地域防災計画を改訂する方針を示している。

本町においても、国・県管理のダムを上流に抱えていることから、流入量とほぼ同量を緊急放流する異常洪水時防災操作時の河川水位への影響を把握するとともに、情報管理の体制などを整備し、緊急放流時における対応を明確に位置付けるものとする。

(11) 観光客対応(帰宅、滞留)、外国人対応などに対する計画の充実（対象：全編）

本町には、年間約 300 万人の観光客が訪れるとともに、国などのインバウンドの積極的な誘致などにより、年々外国人旅行者も増加している。多くの旅行者が観光を行っている際に、災害が発生する可能性があり、その対応についても対策が求められる。そのため、観光客の安全を確保し、さらには、安全に帰路につかせるため、関係機関と連携を図った対応を位置付ける。さらに、年々増加している外国人観光客の対応については、関係機関との協定等により滞留・帰宅支援等の対応を位置付ける。

(12) 令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）を踏まえた対策（対象：風水害対策編）

令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）においては、東日本を中心に甚大な被害をもたらし、本町においても、住宅等への浸水被害、道路や農地の冠水被害、土砂災害など、大きな爪痕を残した。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、国を含め関係機関においては検証作業を進め、防災基本計画をはじめ各計画やガイドライン等の修正が行われている。本町においても、令和元年東日本台風への対応により明らかになった課題などを整理し、計画へ位置付ける。

(13) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（対象：全編）

国では、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があるとし、令和 2 年 5 月 29 日に防災基本計画を修正した。

第1章 総 則

本町においても、令和2年6月に宮城県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、本町としての「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定し、避難所における感染症対策を位置付ける。

第2節 原子力災害対策編の性格

1. 松島町域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成30年10月1日改正）を遵守するものとする。

3. 松島町における他の災害対策との関係

この計画は、「松島町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本編以外の「松島町地域防災計画（地震対策編、津波対策編、風水害等対策編）」と同様に、災害種別ごとの構成とすることにより、目的や対策、何をすべきかを分かりやすく記述し、災害時における実効性を確保する。さらに、上位計画及びガイドライン等が頻繁に改定されることに対して、柔軟に対応し、必要に応じ今後も改訂を行う。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画、県の地域防災計画（原子力災害対策編）又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 原子力災害対策編の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民等への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1. 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

また、複合災害の発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。

※資料 10-1 運用上の介入レベル（OIL）

2. 過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。

(1) 放射線による被ばく

ア 外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。

イ 内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

(2) 被ばくの低減化措置

ア 放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び卓越した風向等を考慮し、放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。

イ 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、速やかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

(3) 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法等の枠組み等との関係は下表のとおり。

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、下表のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	原災法等との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応（原災法第10条）
全面緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応（原災法第15条）

イ 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定された、運用上の介入レベルに基づき防護措置を行うものとする。

※資料10—運用上介入レベル（OIL）

第5節 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲基準

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

【原子力発電所の場合】

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域
(PAZ : Precautionary Action Zone)
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域
(UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)

2. 本町における原子力災害対策を実施すべき地域

本町には原子力発電所が存在せず、また、最も近い東北電力株式会社女川原子力発電所から30 km以上離れており、宮城県地域防災計画原子力災害対策編による「緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)」外に位置している。

このことから国内の原子力発電所において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態^{*}が発生した場合においても、本町は、県が定める、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」に含まれておらず、原子力災害対策特別措置法第5条に基づく地域防災計画(原子力災害対策編)の策定対象市町村ではない。

しかし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範囲に放出し、本町においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となった。このため、本町においても原子力災害への対応について想定し、事前対策や原子力災害発生時に対応策について定めるものとする。

原子力災害対策を実施すべき地域

ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域：町全域

原子力緊急事態：原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。)の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。(原子力災害対策特別措置法(平成11年12月法律第156号)第二条)

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき

区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとなる。

なお、PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとなっている。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- 警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）
- 特定事象
- 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

3. UPZ圏外の防護措置の実施

重点区域外においても放出された放射性物質の影響を回避するための予防的な緊急防護措置として、屋内退避の実施が必要となると考えられる。このような場合には、施設側の状況や緊急モニタリング結果等を踏まえて、屋内退避の指示をUPZ圏外の一定範囲に拡張して対応することとする。

第7節 防災に関する組織

1. 防災会議

松島町防災会議は、町長を会長とする災害対策基本法第16条及び松島町防災会議条例に基づき設置された附属機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

松島町防災会議は次の機関により組織する。

- ① 会長
- ② 町の部局
- ③ 指定地方行政機関
- ④ 県の機関
- ⑤ 警察機関
- ⑥ 指定公共機関
- ⑦ 消防機関
- ⑧ 教育機関
- ⑨ 医療機関
- ⑩ 町長が防災上必要と認めて委嘱する者※

※資料1-1 松島町防災会議条例

2. 災害対策本部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び各防災関係機関をもって応急対策を実施する。

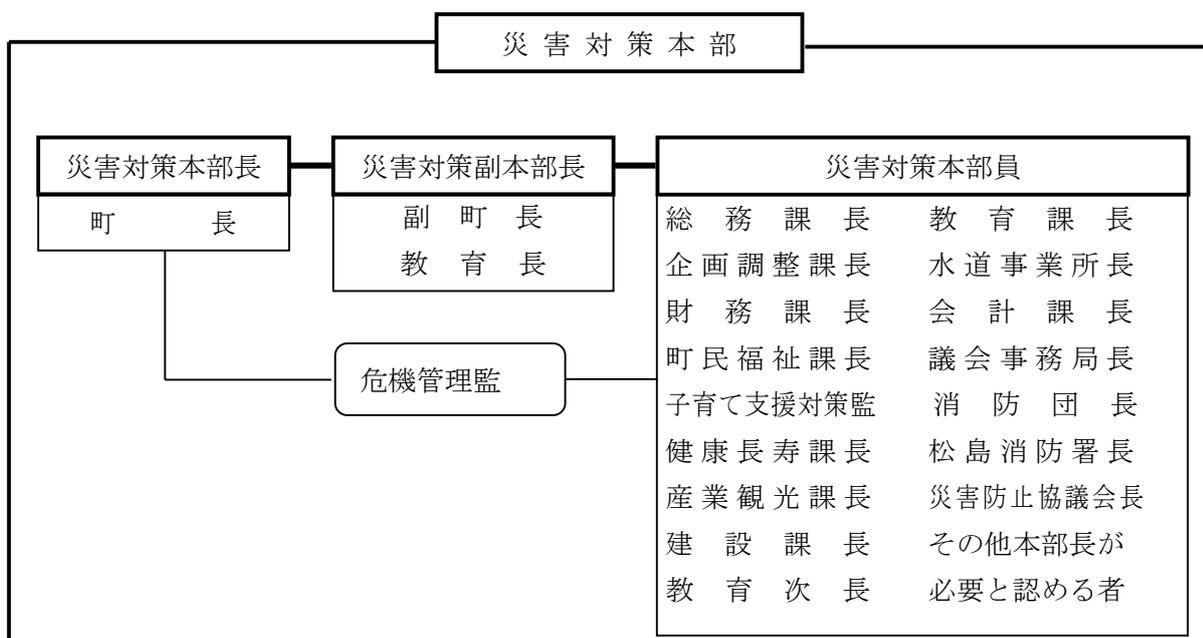
災害対策本部の組織及び運営の方法については、町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

本部長等が自ら被災するなどし、指揮命令することが困難になった場合も想定し、災害対策本部組織図に定める順により各部長が代行するなど、状況の変化に即応した組織対応を定める。また、災害発生後の応急対策の状況の変化等に対応して、プロジェクトチームを適宜編成するなど、柔軟な組織体制に留意する。

局地災害の応急対策を行うために特に必要と認められるときは、現地災害対策本部を設置する。

※資料1-2 松島町災害対策本部条例

※資料1-3 災害対策本部組織図



3. 実施機関

(1) 松島町

町は、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、防災活動を実施し、町及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ総合的調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに町の防災活動が円滑に行われるように協力する。

(5) 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民

町民一人ひとり「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、

職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

(7) 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第8節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

原子力防災に関し、町及び防災関係諸機関が、町民の生命及び財産の保全のために実施すべき業務を定め、これに従って平常時から災害に備えるほか、災害発生時には応急対策を行う。

1. 松島町

事務又は業務
1 通信連絡設備の整備に関する事。
2 防災対策資料の整備に関する事。
3 防護資機材の整備に関する事。
4 町民等に対する情報連絡設備の整備に関する事。
5 防災業務関係者に対する教育に関する事。
6 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
7 原子力防災訓練の実施に関する事。
8 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。
9 災害対策本部の設置・運営に関する事。
10 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関する事。
11 町民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
12 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。
13 町民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事。
14 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事。
15 原子力災害医療活動に対する協力に関する事。
16 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関する事。
17 各種制限措置等の解除に関する事。
18 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事。

2. 松島町教育委員会

事務又は業務
1 児童生徒（幼稚園児を含む。以下同じ。）に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関する事。
2 児童生徒の安全対策に関する事。
3 退避等に係る学校施設等の提供に関する事。

3. 塩釜地区消防事務組合消防本部

事務又は業務
1 町民等に対する広報に関する事。
2 町民の退避等の誘導に関する事。
3 一般傷病者の救急搬送に関する事。
4 被ばく者の救急搬送に関する事。
5 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事。
6 関係消防本部との連絡調整に関する事。

4. 宮城県（宮城県仙台地方振興事務所、宮城県仙台保健福祉事務所、宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台塩釜港湾事務所、塩釜県税事務所）

事務又は業務	
	1 通信体制の整備・強化に関すること。
	2 防災対策資料の整備に関すること。
	3 防護資機材の整備に関すること。
	4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。
	5 原子力災害医療設備等の整備に関すること。
	6 防災業務関係者に対する教育に関すること。
	7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
	8 原子力防災訓練の実施に関すること。
	9 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
	10 原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。
	11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。
	12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。
	13 自衛隊の派遣要請に関すること。
	14 町民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
	15 緊急時モニタリングに関すること。
	16 町民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。
	17 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
	18 原子力災害医療措置に関すること。
	19 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。
	20 各種制限措置の解除に関すること。
	21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
	22 関係町町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。

5. 県警察本部（塩釜警察署）

事務又は業務	
	1 防護対策を構はずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。
	2 町民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。
	3 立入り等の制限措置及び解除に関すること。

6. 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

機関名	事務又は業務
	3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	1 災害状況の情報収集と通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	林産物の汚染対策の指導に関すること。
東北地方環境事務所	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北運輸局	陸上・海上輸送機関との連絡調整に関すること。
東京航空局 仙台空港事務所	1 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 2 緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。
第二管区海上保安本部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
仙台管区气象台	気象等に関する警報・注意報並びに予報及び気象情報等の発表及び伝達に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
宮城労働局	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
東北地方整備局	所管する道路の管理に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
国土地理院東北 地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること 2 復旧測量等の実施に関すること

7. 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団第22即応機 動連隊 航空自衛隊第4航空 団海上自衛隊 横須賀地方総監部	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

8. 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。
東日本電信電話株式会社宮城事業部 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社 KDD I 株式会社東北総支社 ソフトバンク株式会社	通信の確保に関すること。
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会 仙台放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。
東日本高速道路株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関すること。
日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機関の維持に関すること。
東北電力株式会社	(11. に記載)

9. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北放送株式会社 株式会社仙台放送株式会社 宮城テレビ放送株式会社 東日本放送株式会社 エフエム仙台	1 原子力に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
公益社団法人	災害時における医療救護活動に関すること。

機関名	事務又は業務
宮城県医師会	
公益社団法人 宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。
宮城県道路公社	高規格道路の交通確保に関すること。
日本貨物鉄道株式会 社東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。
公益社団法人宮城県 バス協会	災害時における緊急避難輸送確保

10. その他

漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。

機関名	事務又は業務
仙台農業協同組 合松島基幹支店	(1) 農地、農業用施設に対する防災対策 (2) 災害時における主要食料等の需給対策
宮城県漁業協同 組合松島支所	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 漁場、漁業用施設に対する防災対策
利府松島商工会	(1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策 (2) 災害時の物価安定対策 (3) 被災商工者に対する支援
一般社団法人松 島観光協会	(1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達 (2) 観光客の安全確保
宮城中央森林組 合	(1) 森林治水、治山による災害防除 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理 (3) 災害時における木材の供給
公営社団法人宮 城県塩釜医師会 等医療機関	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること (2) その他医師会が行う防災に係る事務又は業務に関すること
社会福祉法人松 島町社会福祉協 議会	大規模災害時におけるボランティアセンター設置及び運営に関すること
宮城中央農業共 済組合	農業生産物の被害補てん等
F Mベイエリア 株式会社	(1) 地震・津波情報、災害情報等の広報 (2) 住民の安否情報等の放送
鶴田川沿岸土地 改良区	排水機場の運営管理等

機関名	事務又は業務
みやぎ生活協同組合	災害協定に基づく物資の提供等
宮城県石油商業協同組合（塩釜支部、黒川支部）	災害発生時において必要とする応急用燃料の供給
松島地区災害防止協議会	災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、損壊及び倒壊に伴う人命救助及び道路確保のための障害物の除去作業等
松島町旅館組合	宿泊施設の一時避難所としての提供等
松島島巡り観光船企業組合、丸文松島汽船株式会社	災害時における旅客船による観光客等の輸送等
宮城県解体工事業協同組合	大規模な災害が発生した場合における建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等
仙台コカ・コーラボトリング株式会社	災害により重大な被害が発生した場合の清涼飲料水の供給
協定締結市町村	災害協定に基づく災害応急活動等への支援
協定締結消防事務組合	災害協定に基づく災害応急活動等への支援

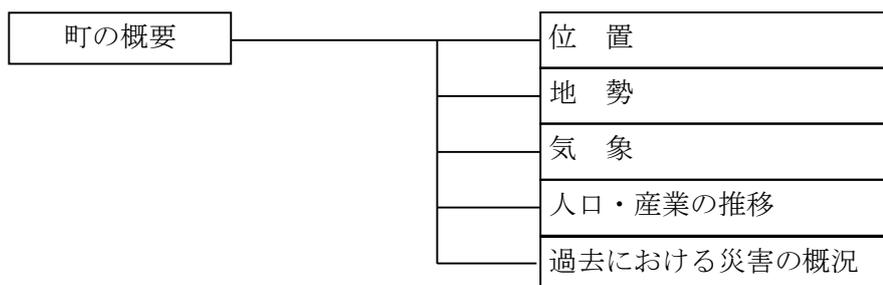
11. 東北電力株式会社（指定公共機関）

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 6 通信連絡設備の整備に関すること。 7 緊急時モニタリングに関すること。 8 県、町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第9節 松島町の概要

本計画の策定にあたっては松島町の地勢、社会環境、観光業や農水産業、商業など多様な産業構造の特色及び災害危険性などを反映させ、松島町としての地域防災計画を作成することが重要である。

また、過去に発生した自然災害についてもその概要を記載するとともに、資料の整理を行い、その経験を十分に活用する。



1. 位置

本町は、宮城郡の東端に位置し、東は東松島市（旧鳴瀬町）、西は宮城郡利府町・黒川郡大郷町、南は松島湾、北は大崎市（旧鹿島台町）・遠田郡美里町（旧南郷町）に隣接し、仙台市と石巻市のほぼ中間に位置する。四極間の距離は、東西約9km、南北約10kmで、面積は53.56k m²、役場の所在地は、北緯38度22分42秒東経141度4分20秒である。

2. 地勢

(1) 地形

松島町を大別して次の三地帯に分けられる。

ア 南部海岸地帯（松島、高城、磯崎、手樽）

地殻陥没によって生じた松島湾に面する海岸地帯で、観光、商工、漁業地域と手樽干拓地等の農耕地帯からなり、町人口の63.1%がこの地帯に集中している。また、市街地下水路排出口付近の松島普賢堂・仙随地区、高城元釜家地区、磯崎地区は低地帯であり、高潮及び満潮時と豪雨が重なり合うときは溢水浸水の危険がある。さらに高山、大日山、愛宕山及び手樽地区一帯はもろい岩質でできており、地震、豪雨に際してはがけ崩れ、土砂崩れの危険がある。

イ 北中部丘陵地帯（北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷、根廻）

品井沼干拓地等北部平坦地から中部にかけてなだらかな丘陵地帯が続き、吉田川、高城川等中小河川が縦横に流れ、丘陵地の中に農地及び集落が散在する田園地帯となっている。

ウ 西部山間地帯（本郷、初原、桜渡戸）

番ヶ森山（利府町）から尾鹿ノ森山に至る小山脈と白坂山、壇山等に囲まれた山間農耕地帯である。

(2) 河 川

松島町北部を西から東へ流れる吉田川、更に二子屋地区よりその東側を東松島市（旧鳴瀬町）境に吉田川と平行して流れる鳴瀬川、この二つの大河川は、雨季において増水が甚だしく、北部耕地は、しばしば水害を蒙っており、近時においては、昭和61年8月5日台風10号による豪雨により吉田川が決壊し、検行裏、川頭地区が水没するという大きな被害を受けた。また、品井沼干拓地内を南流する鶴田川は、昭和55年8月30日の大雨により決壊し大きな被害を受けた。さらに、北から南に縦断する高城川は、北部上流の鶴田川と西部山間地帯より流れる田中川及び新川の水量を合流し、豪雨と満潮時が重なるときは、高城川下流一帯において浸水の危険がある。

(3) 海 岸

松島湾は、陸地が陥没してできた湾と考えられ、したがって海岸線も湾内同様に様でなく出入が激しく、海岸線の延長は20kmにもおよび、松島、高城、磯崎、手樽地区は津波、高潮に対する警戒を要する。しかし、湾内には宮戸島、桂島等の島々が存在し防波堤の役目をしており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、他の沿岸市町村においては壊滅的な被害が発生した市町村があるのに対し、松島町では、甚大な被害を受けたものの壊滅状態にまでは至らなかった。

(4) 道 路

町内の道路事情は、自動車専用道路1路線（約10km）、一般国道2路線（延長約16km）、県道10路線（延長約27km）、町道356路線（延長約162km）である。

三陸自動車道は、平成10年3月に仙台市から石巻市まで供用を開始し、将来的には、県北沿岸部を通り、岩手県宮古市まで計画されており、県北部の高速交通を担う路線として早期の全線供用開始が期待されている。

国道45号は、仙台と青森を結ぶ重要幹線で、特に仙台、塩釜、石巻の三市を結ぶ基幹道路としてその交通量は年々増加の一途をたどっている。また、国道346号は、国道45号から分岐し気仙沼市に通じる路線で、宮城県沖地震で被害を受けた品井沼大橋は、昭和60年11月に新設・供用開始となっている。

1級及び2級町道は、令和2年4月1日現在で改良率が71.47%、舗装率が82.19%、町道全体では改良率70.55%、舗装率80.30%である。

また、都市計画道路は13路線26.365mが都市計画決定されている。

3. 気 象

表日本型気候に属し、松島湾に面しているため県内でも温暖な方で、1年を通し比較的過ごしやすく、年間平均気温は11℃から12℃、年間降水量は1,100mm前後、風向は通年北西風が多い。

4. 人口・産業の推移

(1) 人口状況

ア 人口分布

令和2年4月1日現在の松島町の住民登録人口は、13,820人となっており、市街地を形成している高城、磯崎、松島及び本郷地区の4地区だけで本町の人口の約7割を占める。

海岸沿い及び吉田川・高城川沿いの平坦地に人口が多く、その周辺の丘陵地の人口が少ない傾向にある。

イ 年齢構成（H27 国勢調査より）

0歳から14歳までの幼年人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で分けると、町全体の年齢構成は、それぞれ1,375人・9.54%、7,957人・55.20%、5,083人・35.26%となっている。

ウ 障害者人口

令和2年4月1日現在、本町内の障がい者数は831人（身体障がい者627人、知的障がい者113人、精神障がい者91人）で、松島町の全体人口（令和2年4月1日現在13,820人）の6.01%を占めている。

(2) 産業状況（H27 国勢調査より）

産業別人口は、農漁業を中心とした第一次産業と観光を中心とする商業、サービス業が主となっており、就業人口の割合は第一次産業5.2%、第二次産業21.5%、第三次産業72.8%となっている。

5. 過去における災害の概況

(1) 自然災害

自然災害は、昭和22年から昭和25年頃の治山・治水事業の整わなかった時代には、台風、集中豪雨の都度、河川の氾濫等により相当の被害を受けた。その後河川改修等防災施設整備事業が進むにつれ被害は少なくなったが昭和61年8月5日台風10号による豪雨に伴う吉田川の決壊被害は、昭和23年アイオン台風とならぶ最大級の災害となった。

南部海岸地帯は海拔0mの低地帯であり、海岸線の防潮堤、護岸も低い上に、近年松島湾内の土砂堆積により水深が浅くなり昭和54年から昭和57年まで相次いで台風・高潮被害を受けた。

(2) 地震津波災害

本町に影響を与えた近年の地震は、内陸型の地震として1962（昭和37年）年の宮城県北部地震（M[マグニチュード]=6.5）、2003年（平成15年）の宮城県北部連続地震（M=6.4）、海洋型の地震として1978年（昭和53年）の宮城県沖地震（M=7.4）がある。また、津波災害を引き起こしたものとして1960年（昭和35年）のチリ地震津波（M=8.5）、2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震（M=9.0）がある。

以下、これらの地震について詳述する。

ア 宮城県北部地震

昭和37年4月30日11時26分頃、東北地方、関東地方及び中部地方の一部に非常に強い揺れを感じた。この地震の震源は宮城県北部であり震源の深さは10kmで震

度6を記録した地域もあった。このため、7町村で災害救助法の適用を受けた。

本地震において被害が大きかったのは、大崎市（旧田尻町）、登米市（旧南方町、旧石越町）、栗原市（旧築館町）、美里町（旧小牛田町）等で、震央距離にして40km以内の比較的狭い範囲に集中し、死者3人、全壊住家屋369戸、半壊同1,542戸であった。このほか、道路、鉄道の盛土部分に被害が多かったことが、被害の特徴である。本町では記録に残るような被害等は認められなかった。

発生日時：1962年（昭和37年）4月30日11時26分

震 央：栗原市（旧瀬峰町北東、旧若柳町南）

北緯38.44° 東経141.08°

震 度：19 km

M : 6.5

最大震度：6

県内被害：・人的被害 死者3名
・住家被害 家屋全壊340戸、半壊1,114戸
・その他被害 橋梁、道路、鉄道の被害多数。

イ 宮城県沖地震

本地震は、宮城県沖で発生した海洋型の地震で、有感範囲は東北地方から関東・中部・近畿・中国の各地方に及び、最大有感範囲は約800kmにも達し、仙台、大船渡、石巻、福島、新庄では震度5、その他東北地方、関東地方でも震度4が観測され、また、本地震では前震が観測されており、余震も数多く観測されている。

この地震による被害は、宮城県を中心とした東北各県で発生し、中でも仙台市とその周辺が最も顕著であった。

地震被害の特徴として次のようなものが挙げられる。

- ・都市化の進んだ仙台市内ではライフラインの被害が住民に大きな影響を及ぼした。
- ・ブロック塀、石塀、門柱の倒壊による死者が多く出た。
- ・地盤の特性により地震被害の特徴が強く出た。特に新興住宅地等では地形改変された地域に被害が集中した。
- ・民家の火災発生件数が夕食の炊事前ということもあり、著しく少なかった。

県に宮城県災害対策本部が設置され仙台市を含む6市町で災害救助法の適用を受けた。

松島町内においても死者3名をはじめ、家屋全壊8戸、半壊2戸、崖崩れ6ヶ所等の被害を出した。

○本 震

発生日時：1978年（昭和53年）6月12日17時14分

震 央：金華山沖東方約60km 北緯38.09° 東経142.13°

深 度：40km

M : 7.4

最大震度：5

○前震

発生日時：1978年（昭和53年）6月12日17時06分
 震央：金華山沖東方約60km 北緯38.18° 東経142.18°
 深度：40km
 M : 5.8

○余震（最大）

発生日時：1978年（昭和53年）6月14日20時34分
 震央：金華山沖東方約60km 北緯38.35° 東経142.48°
 深度：40km
 M : 6.3

県内被害：人的被害 死者27名、負傷者10,962名
 住家被害 家屋全壊1,377戸、半壊6,123戸
 その他被害 道路破損や山崩れ、新興住宅地に被害が集中。

ウ チリ地震津波

チリ地震津波は、昭和35年5月24日未明から日本の海岸に來襲した。これは南アメリカのチリ南部の沖合に起こった地震によるもので、太平洋の反対側から約24時間を要して日本の海岸に達し、波高が三陸沿岸で5~6m、その他で3~4mに達し、北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害が大きく、日本全体で死者・行方不明者142人、家屋全壊2,002棟、半壊1,991棟の被害を出した。

宮城県内では気仙沼市・石巻市・塩竈市・女川町・南三陸町（旧志津川町）が大被害を受け、特に南三陸町（旧志津川町）の被害が甚大であった。松島町内でも床上浸水5戸、床下浸水30戸、道路の被害2ヶ所の被害があった。

このチリ地震津波の特徴は、遠隔地で発生した地震によるものであったために、波長の短い波は太平洋上で消滅し、波長の長いものが日本を襲った。これは波長の短い三陸地震津波（昭和8年）が、小さな湾に大きな被害を与えたのと反対に、今回は大きな湾が全体として影響が大きかった。

宮城県内では、太平洋沿岸の気仙沼市・女川町・石巻市・南三陸町（旧志津川町）・塩竈市などに高さ3m前後の第一波が押し寄せたのは午前4時12分、以後約30分ごとに小波が1~1時間半の周期で押し寄せた。津波警報が出たのは、第一波が襲来したあとだったために、ほとんどの人が着のみ着のまま逃げ出し、被災地は一日中恐怖にさらされた。特に南三陸町（旧志津川町）は死者37人を出し、中心部の400戸が全壊、約1,800戸が床上浸水等の大きな被害を受けた。海岸地方の鉄道は分断され、松島湾-気仙沼湾などのカキ・ノリはほとんど全滅し被害額は10億円を超え、塩竈市では松島湾遊覧船60隻が押し上げられた。

発生日時：1960年（昭和35年）5月23日（津波到達は5月24日未明）
 震央：チリ沖 南緯38.0° 西経73.5°
 M : 8.5
 震度：（日本では無感）

また、平成 22 年 2 月 27 日（日本時間同日午後 3 時 34 分）に発生したチリ中部沿岸地震に伴い、翌 2 月 28 日未明に宮城県沿岸に到達したチリ地震津波について、気象庁は午前 9 時 33 分青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県に大津波警報の発表があり、最も早く津波が到達する時刻について同日午後 1 時 30 分の予想時刻を合わせて発表。宮城県は、特別警戒本部（2 号配備）で対応、本町においても特別警戒 2 号配備並びに午前 10 時 30 分、3 号配備体制に切り替え、町内沿岸各地域に職員を配置し、防災無線と併せて避難指示に関する広報の伝達を実施。

午後 3 時 20 分、10 cm の津波を観測し、午後 6 時には最大 90 cm を観測。

この津波により、沿岸住民 178 人が避難しさらに観光客も含む多くの人が付近の高台に避難し、この津波による人的被害はなかった。

水産施設については、牡蛎の養殖棚や定置網など宮城県全体で 40 億 4,600 万円の水産被害が発生。松島町においても定置網や牡蛎の養殖施設関係など総額で 250 万円にもものぼる大きな被害が発生した。

発生日時：2010 年（平成 22 年）2 月 27 日（津波到達は 2 月 28 日未明）

震 央：チリ沖 南緯 36.06° 西経 72.36°

M : 8.6

震 度：（日本では無感）

エ 宮城県北部連続地震

この地震は平成 15 年 7 月 26 日未明から、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）を中心に震度 6 強、震度 6 弱の強い地震が連続発生し、宮城県北部連続地震と命名された。震源の深さは約 12km であり、1 日に 3 度の前震、本震、余震が生じる希有の地震となった。

この地震は宮城県沖で起こった海洋型地震ではなく、内陸部で生じた直下型地震であった。当初、東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）－石巻市（旧河南町）にまたがる南北約 8km の活断層である旭山撓曲の活動が原因であると考えられていたが、後に石巻湾断層の延長である石巻市（旧河南町）の須江丘陵の下が震源であると推定されている。撓曲とは土砂などが長年堆積したため、断層のズレが地表に高低差として表れた地形のことである。強い地震ほど余震は長引くといわれているが、3 ヶ月を経ても震度 4 の余震が続いた。また、地震前には 5 日間降雨が続き、地盤はかなりゆるんだ状況下での地震であった。

宮城県北部連続地震は、阪神淡路大震災や宮城県沖地震等のような都市圏を直撃したのではなく、一部地方都市は含まれているが、主に農村地帯であった。

松島町においても高城や磯崎の市街地ではなく手樽や竹谷などの農村地帯での被害が甚大であった。

○本 震

発生日時：2003 年（平成 15 年）7 月 26 日 7 時 13 分

震 央：宮城県北部 北緯 38.241° 東経 141.104°

深 度：12km

M : 6.4

最大震度：震度6強 東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）、美里町（旧南郷町）

※松島町は震度4

○前震

発生日時：2003年（平成15年）7月26日0時13分

震央：宮城県北部 北緯38.258° 東経141.10°

深度：12km

M : 5.6

最大震度：震度6弱 東松島市（旧鳴瀬町、旧矢本町）

※松島町は震度4

○余震（最大）

発生日時：2003年（平成15年）7月26日16時56分

震央：宮城県北部 北緯38.298° 東経141.115°

深度：12km

M : 5.3

最大震度：震度6弱 石巻市（旧河南町）

※松島町は震度3

いずれも津波の心配はない。

オ 東北地方太平洋沖地震

平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖（北緯38°06.2′ 東経142°51.6′ 震源の深さ24km）でマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱から1を観測した。

気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(M9.0)は、国内観測史上最大規模の地震となる(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。)

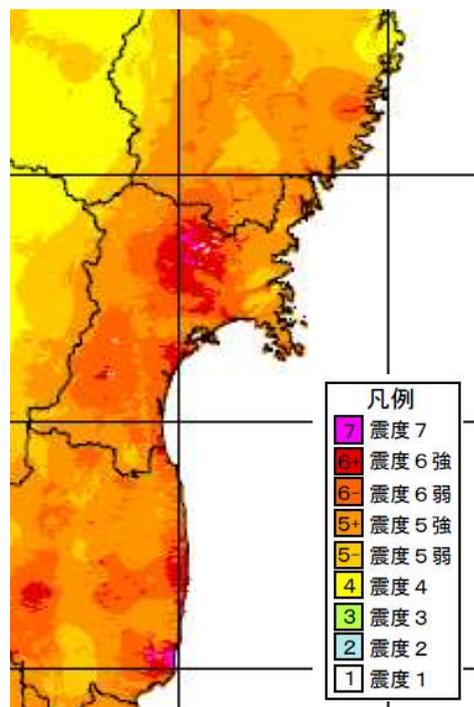
なお、県内で震度6弱以上を観測した地域は次のとおりであり、本町では、震度6弱を観測している。

震度	市区町村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、 松島町 、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町

推計震度分布図（気象庁資料）

地震の特徴として次のようなものが挙げられる。

- ・震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。
- ・本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大 25m 以上に達すると推定されている。
- ・東北地方太平洋沖地震により、石巻市牡鹿では上下変動量で約 1.2m 程度沈下し、水平変動量で約 5.3m 程度東南東方向に移動した。
- ・過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から 3 週間後の 4 月 1 日においてマグニチュード 5 以上の余震が 400 回以上発生している。



本震当日、県に宮城県災害対策本部が設置されたほか、政府においても、緊急災害対策本部が設置された。

また、本震当日、県内全市町村で災害救助法の適用を受けたほか、翌日の 3 月 12 日には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、東北地方太平洋沖地震による災害は、「激甚災害」として指定された。

松島町においても、死者 21 人（うち町内 3 人、町外 18 人、関連死 5 人を含む）、重傷者 3 人、軽傷者 34 人の人的被害があったのをはじめ、家屋全壊 221 戸、大規模半壊 362 戸、半壊 1,231 戸、一部損壊 1,561 戸の家屋等被害、床上浸水 192 戸、床下浸水 91 戸、数多くの公共施設やライフライン施設等に甚大な被害を出した。（H27.2.10 現在）

○本 震

発生日時：2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分

震 央：三陸沖東約 130km 北緯 38.00° 東経 143.9°

深 度：24km

M : 9.0（観測史上最大）

最大震度：7（松島町 震度 6 弱）

最大波高：石巻市鮎川 8.6m 以上

（松島町第 1 波 高さ 3.2m（16：13 分到達））

（松島町第 2 波 高さ 3.8m（16：40 分到達））

○余 震（最大）

発生日時：2011年（平成23年）3月11日15時15分
 震 央：茨城県沖
 深 度：43km
 M : 7.6
 最大震度：6強（松島町 震度6弱）
 県内被害：人的被害 死者10,530名、行方不明者1,255人、
 負傷者4,145人
 住家被害 家屋全壊(床上浸水含)82,993棟
 半 壊(床上浸水含)155,126棟
 一部損壊224,176棟
 床下浸水7,796棟
 非住家被害 28,164棟

資料：県 東日本大震災被害状況公表資料（H27.2.10現在）

過去における地震津波災害（松島町関係分）

災害日付	災害名	人命被害	災害の状況		被害総額 (千円)
S35.5.24 (1960)	チリ地震津波	なし	床上浸水 床下浸水 道 路	5戸 30戸 2ヶ所	
S53.6.12 (1978)	宮城県沖地震	死者：3名 負傷：4名	全 壊 半 壊 一部破損 避難世帯 崖崩れ	8戸 2戸 225戸 15戸 6ヶ所	3,086,995
H15.7.26 (2003)	宮城県北部連続地震	負傷：6名	全 壊 半 壊 一部破損 避難世帯	18戸 64戸 197戸 43戸	
H22.2.28 (2010)	チリ地震津波	なし	床上浸水 床下浸水 道 路	0戸 0戸 0ヶ所	2,500 水産施設被害
H23.3.11 (2011)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	死者：21名 負傷：37名	全 壊 大規模半壊 半 壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	221戸 362戸 1,231戸 1,562戸 192戸 91戸	8,771,000 公共施設等被害 ※

※令和2年2（東北地方太平洋沖地震の被害総額は平成24年1月13日現在）

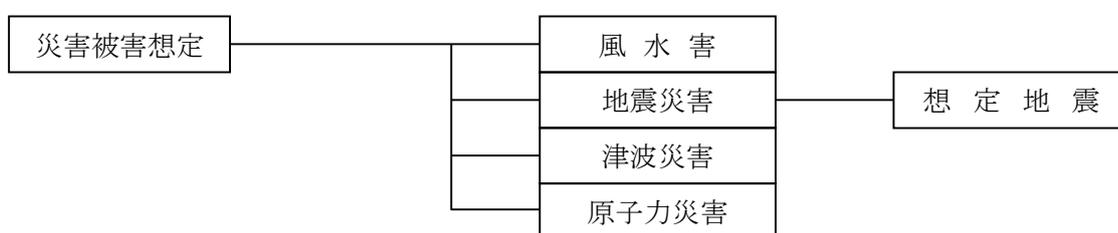
(3) 人為的災害

人為的災害として第一にあげられるのは火災で、明治 32 年、明治 36 年、明治 44 年に高城字町において大火災が発生している。最近の年間出火件数は、平均約 6 件である。

第10節 災害被害想定

本計画の策定にあたっては、風水害や地震災害を含む自然災害等、松島町に発生する災害及び被害を想定し、諸対策を計画する。

地震災害については、宮城県が実施してきた「宮城県地震被害想定調査」を参考に、被害想定を行ってきたが、県が、平成23年度に第四次被害想定調査を実施しているなか、平成23年3月11日に、当初想定した以上の東北地方太平洋沖地震が発生し、また、これによって沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定ができなくなり、これまで本町の被害想定の一助としてきた資料が、中断した状態にある。県は、次期被害想定調査を、被災市町村の復興にむけたまちづくりがある程度進展した段階で実施する方向であり、本町の地震災害の被害想定は、県の動向を踏まえ今後想定していくものとし、ここでは、想定地震についての考え方を整理するものとする。



1. 風水害

本町の北部から東部にかけて流れる吉田川の流域は、かつて品井沼が存在したところであり、さらに鳴瀬川との合流地点でもあることから、台風等の豪雨があると氾濫を起こしてきた。

特に昭和61年8月5日から6日にかけての災害（8・5豪雨）は、吉田川の堤防が決壊したことによる、床上・床下浸水などの家屋被害、田畑冠水などの農業被害、道路冠水、堤防決壊などの土木被害が甚大であった。

また、高城川の河口付近の市街地（高城地区、磯崎地区）から松島地区の海岸にかけては海面とほぼ同じ高さとなっており、過去数回の風水害において、浸水及び高潮の被害を受けてきたところがある。

その他、土砂災害の危険な区域として「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険箇所」、があげられる（詳細は風水害等災害対策編参照）。

2. 地震災害

ここでは、県地域防災計画で示されている想定地震等について記載する（詳細は地震災害対策編参照）。

(1) 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことがで

きるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

(2) 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3. 津波災害

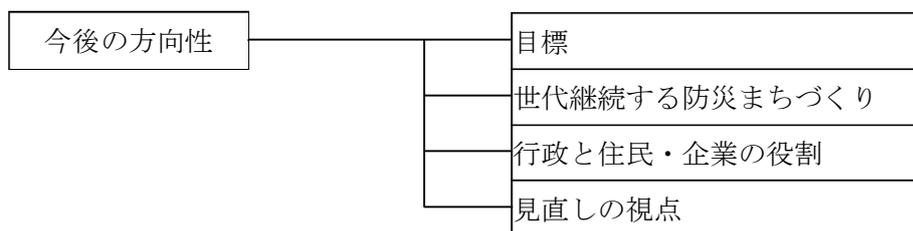
松島町の海岸線は総延長約 20 km に及び集落が多く存在している。海岸線は松島湾に面し、湾内には浦戸諸島が散在し防波堤の役割を果たしているため、他の沿岸市町村よりも津波被害が少ない地域ではあるが、平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震による津波においては、本町においても甚大な被害が発生した。このため、津波災害への対応の想定を見直した（詳細は津波災害対策編参照）。

4. 原子力災害

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km-50 km 圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているものの、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、広範囲にわたり放射性物質が放出し、本町においても、放射線量の測定による安全確認が必要になった。

このため、東北電力株式会社女川原子力発電所において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所と同様の事故が発生した場合における対応を想定するものとする（詳細は原子力災害対策編参照）。

第11節 松島町の防災の方向性



1. 目標

- 世代継続する防災まちづくり→『防災松島人』を育む。
- 『防災松島人』→自分を守り、家族を守り、そして地域を守るために、まつしま防災学を学び自ら防災道徳を発し互いを気遣い助け合う。

2. 世代継続する防災まちづくり

松島町の防災計画の基本は「世代継続する防災まちづくり」であり、その方向性を明確にし、住民及び行政の果たすべき役割等について定める。

大人と子供が一緒になって防災の学習をし、防災精神を高めることを「まつしま防災学」として実践し、年齢の上下を問わず動ける人は動けない人の面倒を見ることを「松島災害道徳の育成」として実践していく。

また、小中学校においては「まつしま防災学」を教育計画に位置付け、防災教育を推進する。

3. 行政と住民・企業の役割

(1) 行政

- ア 住民が必要としている事
- イ 住民だけではできない事
- ウ 民間の協力が得られるような働きかけ

(2) 住民

- ア 住民の安否確認
- イ 初期消火活動や倒壊建物からの救出
- ウ 相互に協力しての指定避難所までの誘導
- エ 地元の専門家（大工や消防団経験者）の住民としての参加協力
- オ 行政への早めの連絡
- カ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持ち出し品の準備等、家庭での備え及び安全対策
- キ 自主防災組織や防災訓練への参加
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承

(3) 企業（事業所等）

- ア 防災体制の整備
- イ 防災教育、防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化
- エ 事業継続計画（BCP）の策定・運用（事業継続力の向上）
- オ 帰宅困難者対策（災害発生時の従業員の事業所内への一時的な留めおき、必要な物資の備蓄等）

4. 見直しの視点

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・町・団体等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

(1) 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策ハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定避難所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

(3) 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

(4) 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(5) 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人一人が防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、国、県及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することとあわせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らがまもる」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

(6) 二次災害の防止

大規模地震の発生時等においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

(7) 迅速かつ適切な災害廃棄物の処理

大規模災害発生時においては、災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

(8) 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

(9) 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉通報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

(10) 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

(11) 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(12) 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

(13) 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設

等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報・津波警報・注意報等の情報伝達体制や、地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(14) 原子力災害対策への対応強化

本町は東北電力株式会社女川原子力発電所の 30km－50 km圏内にあり、緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）外となっているが、東日本大震災で施設が被災したことにより発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質が広範囲に放出され、人々に大きな不安をもたらしたことは記憶に新しい。このため、本町においても、原子力災害に対する事前対策や事故発生時の対策等を新たに地域防災計画に盛り込み、原子力災害対策への備えを強化していく。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 事前対策

1. 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

2. 県との連携

町は、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、町民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、県と密接な連携を図り、実施するものとする。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者や保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 町は、指定避所等、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

4. 情報の収集・連絡体制の整備

国内の原子力発電所において原子力緊急事態が発生した場合、本町に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案する必要がある、状況に応じた対策活動を実施できるよう、初期段階からの情報収集が非常に重要となる。

放射性物質や放射線が町に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合に備え、町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 町と関係機関相互の連絡体制

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機

関との間において情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

イ 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

エ 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

カ 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

ウ 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設等に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

(ア)原子力施設（事業所）に関する資料

- ① 原子力事業者防災業務計画
- ② 原子力事業所の施設の配置図

(イ)社会環境に関する資料

- ① 種々の縮尺の町内及びその周辺の地図
- ② 人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ③ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- ④ 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入れ能力、移動手段等の情報を含む。）
- ⑤ 周辺地域の配慮すべき(特定)施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- ⑥ 原子力災害医療施設（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）に関する資料
- ⑦ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(ウ)放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ① 気象資料（過去数年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- ② 線量推定計算に関する資料
- ③ 平常時環境放射線モニタリング資料
- ④ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ⑤ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ⑥ 線量換算係数等に関する資料

(エ)防護資機材等に関する資料

- ① 防護資機材の備蓄・配備状況
- ② 避難用車両の緊急時における運用体制
- ③ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(オ)緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ① 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、

配置、指揮命令系統、関係者名リストと含む。)

- ② 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ③ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

(カ)避難に関する資料

- ① 地域ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した町民配布のもの）
- ② 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした自治体間の調整済のもの）

(3) 通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

ア 町防災行政無線の確保・活用

町防災行政無線については、移動系防災行政無線未設置地域の解消に努めるとともに、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあつては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

オ 通信ふくそうの防止

町は、移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

カ 非常用電源等の確保

町は、県及び関係機関と連携し、対策拠点施設等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術

をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。

キ 保守点検の実施

町は、通信設備、非常電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

5. 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

ア 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報※を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

※県が、原子力事業者から、施設のパラメータ等が警戒事態（Alert）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合の通報を受けた場合：モニタリングポストで1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率検出又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合を含む。（県地域防災計画より）

イ 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

ウ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合※に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

※施設のパラメータ等が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に相当するような緊急時活動レベルに至った場合（原災法第10条相当）に係る通報を受けた場合又は全面緊急事態（General Emergency）に相

当するような緊急時活動レベルに至った場合において、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合。(県地域防災計画より)

(3) 原子力緊急事態に関する情報の交換

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺自治体と連携するものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、自治体、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(4) 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(5) 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(6) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣自治体及び県内全自治体による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

(7) 自衛隊との連絡体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

(8) 広域的な相互応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的

な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺自治体と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、自治体間の相互応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(9) 対策拠点施設

ア 町は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

イ 町は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、町民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(10) モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとするとともに、モニタリングの実施体制の整備に努める。

ア モニタリング体制の整備

町は、平常時より県と協力・連携し、空气中、土壌、農林水産物の放射線量、学校給食、水道水、浄水場発生土の放射能濃度等を定期的に測定し、その測定方法を習熟し、緊急時に備えるものとする。

イ モニタリング機器の整備・拡充

町は、平常時及び緊急時におけるモニタリングを実施するための機器の整備・拡充に努める。

ウ 関係機関との連携

町は、県及びモニタリング関係機関と、緊急時モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るものとする。

エ モニタリング結果の公表

モニタリングの結果は、ホームページ等を通じ定期的に公表する。測定結果に異常が確認された場合には、速やかに公表し、住民に対し周知徹底を図る。

(11) 専門家の派遣要請手続き

町は、特定事象発生の通報を受けた場合等は、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

(12) 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

(13) 複合災害に備えた体制の整備

町は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(14) 材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

6. 避難受入れ活動体制の整備

(1) 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとするが、基本的考え方は原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に係る考え方に準ずるものとする。

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の町民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

なお、本町の場合UPZに指定されている東松島市、石巻市と近いため、広域的な避難にも対応することとする。

※ 避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン 参照

(2) 指定避難所等の整備

ア 町の講じておく措置

町は、避難や屋内退避等を実施する場合において、町民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に避難等に係る計画を定めておくものとする。

(ア) 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項

- ① 人口
- ② 地区の連絡責任者
- ③ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、受入れ可能人員数）
- ④ 移送を要する推定人員
- ⑤ その他必要な事項

(イ) 広域避難のために定めておく事項

- ① 指定避難所及び広域避難先の避難所（「広域避難所」という。以下同じ。）（これらを併せて「指定避難所等」という。以下同じ。）
- ② 避難経路（一時集合場所、避難退域時検査及び簡易除染の場所、避難所受付ステーションを含む。以下同じ。）及び避難方法
- ③ その他必要な事項

イ 指定避難所等の整備

町は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保する。

町は、指定避難所等の確保にあたっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る自治体間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及びLGBTなど性的マイノリティのニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

ウ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、町民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、町は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

エ 放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、放射線防護対策施設及び屋内退避施設について予め調査し、具体的な放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備に努めるものとする。

オ 避難等に係る手順の整備

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る相互応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の自治体からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

カ 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

る。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

キ 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

ク 指定避難所等における設備等の整備

町は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

ケ 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(3) 要配慮者等の避難誘導・輸送体制等の整備

ア 町は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

(ア) 要配慮者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

(イ) 要配慮者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

(ウ) 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

イ 町は、県の協力のもと、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。

ウ 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成する

ものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

エ 社会福祉施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における指定避難所等、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等について避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(4) 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(5) 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、町及び関係周辺自治体と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(6) 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

(7) 居住地以外の自治体に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は県の支援の下、居住地以外の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(8) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

(9) 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等に

ついて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる町民等が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて町民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、町民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

(10) 他自治体からの避難の受入れ体制の整備

ア 県の「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」では、UPZである概ね30km圏内の7市町の圏外への避難先の割振りを定めており、町は、石巻市から避難者を受入れることとされている。

町は平時より、石巻市と受入れに関する体制や手続きについて協議を行い、基本的事項については協定等で定めておく。

なお、受入れ対象町町村について県計画が見直された際には、県計画の記述を優先するものとする。

イ 施設の選定については、町有施設を対象に、その管理者の同意を得て他自治体からの避難者のための指定避難所等として選定する。

ウ 県及び協定締結先市町村等から本町への避難の受け入れについては、第3章第8節「避難誘導」を準用する。

7. 緊急輸送活動体制の整備

(1) 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

(2) 緊急輸送道路の確保体制等の整備

町は県と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行なう緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

8. 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

(1) 救助・救急活動用機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努めるものとする。

また、原子力災害によりスクリーニングが必要になった場合に備え、平常時より、県との連携を密にし、スクリーニング計器及び専門知識をもった人員等の応援要請方法やスクリーニング実施施設等についてあらかじめ候補地を確認しておく。

(2) 救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(3) 原子力災害医療体制の整備

原子力災害により住民等が被ばくした場合に備え、被ばく者の受入れ先となる医療機関への連絡体制や搬送体制等について、平常時より県、消防、関係医療機関等と指揮系統等の整備・確認等を行い、相互の連携体制を構築する。

町は、県が行う緊急時における町民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

(4) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

ア 町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備に努めるものとする。

イ 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(5) 物資の調達、供給活動

ア 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

イ 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。また、町はその活動に協力するものとする。

(7) 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、町民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備をしておくものとする。

- ア 町は、県と連携して緊急時に町民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師・薬剤師の手配等についてあらかじめ定めることとする。
- イ 町は、県と連携し、避難する町民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- ウ 町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した町民等の受入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

9. 町民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報項目の整理

町は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて町民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、緊急時において、住民等の行動に関する指示が迅速かつ分かりやすく正確に伝達され、かつ共有されるような体制を平常時から構築するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

特に、要配慮者の情報伝達には留意する。

(2) 情報伝達手段の整備

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(3) 住民相談窓口の設置等

町は、国、県と連携し、事故後の原子力災害対策や放射能・放射線による健康被害、食品摂取等に関する身体への影響等、住民等からの様々な問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5) 多様なメディアの活用体制の整備

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線及び広報車等の広報設備等の整備・拡充を図るとともに、適切な維持管理に努める。また、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能（エリアメール、安心・安全メール）、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの

活用体制の整備に努めるものとする。この際、Lアラート（災害情報共有システム）を活用するものとする。（詳細は第2章 第3節「情報通信連絡網の整備」参照）

10. 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

11. 原子力防災等に関する町民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、町民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- カ 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること
- キ 要配慮者等への支援に関すること
- ク 緊急時にとるべき行動
- ケ 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること

(2) 町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びLGBTなど性的マイノリティのニーズの違い等多様な視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所等以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知するものとする。

(5) 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えて

いくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

12. 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ク 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- コ その他緊急時対応に関すること

13. 防災訓練への参加

町は、訓練へ参加にあたり、原子力規制委員会、事業者等が作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上実習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につなげるものとする。

14. 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。

- (1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置

東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設付近上空の飛行はできる限り避け、安全高度を確保するよう規制措置を行うものとしている。

(2) 航空自衛隊の措置

航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。

15. 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

(4) 県及び事故発生場所を管轄する自治体は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

16. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

17. 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする

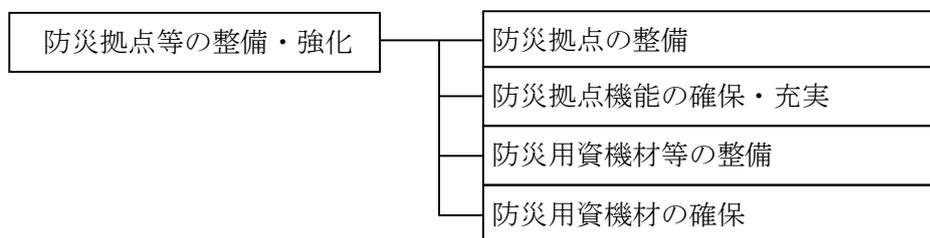
第2節 防災拠点等の整備・強化

町は、災害時の防災対策を進める上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るとともに、それと関連し、災害時に必要となる防災物資・資機材等についても整備・拡充を図る。

各地区の集会場等は、地域における指定避難所や救急・救護活動の拠点になるため、耐震化を進めるとともに、その機能を果たすために必要となる設備等の整備を進める。

○地区防災拠点の整備

- ・ 防災倉庫の設置及び応急対策用資機材の備蓄整備
- ・ 防災拠点として必要な物資の備蓄の充実
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 住環境整備



1. 防災拠点の整備

- (1) 町は、災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、各行政区の集会所等を防災拠点として機能を持たせるために、耐震耐火性の促進を図る。
- (2) 町は、大規模災害発生時に役場庁舎が被災したときの代替施設の整備を図る。
- (3) 町は県等と連携し、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を検討する。

2. 防災拠点機能の確保・充実

- (1) 町は、町の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備の整備を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- (2) 町は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図り、常用時から、点検及び訓練等を行う。
- (3) 町は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替施設におけるバックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、防

災行政無線情報発信機器の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

- (4) 町は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- (5) 町は、県や防災関係機関等の相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

3. 防災用資機材等の整備

- (1) 応急活動用資機材の整備充実

町は、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備拡充に努める。

- (2) 水防用資機材

町は、水防用資機材及び二次災害防止に資する資機材の整備充実を図る。

- (3) 防災関係機関等との連携

町は、防災関係機関等が保持している防災用資機材について、災害時に速やかに調達・活用できるよう連携体制の強化に努める。

- (4) 年次計画により整備する防災用資機材は、以下のとおりである。

- ア 情報収集・伝達（ラジオ、サイレン付き拡声器等）
- イ 救出・救護物資（パワーライト、発電機、二つ折式担架、毛布、タオル等）
- ウ 避難用具（組立式簡易トイレ等）
- エ 給水用具（背負式給水袋等）
- オ その他（飲料水、非常食、燃料用携行缶、コードリール等）

- (5) 避難所における備蓄品の整備

町は、年次計画により整備した備蓄品については、可能な限り平常時より避難所内へ配備するとともに備蓄品のリストを表示し、災害時における職員の負担軽減や自主防災組織等との情報共有により避難所運営の効率化に努める。

4. 防災用資機材の確保

- (1) 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(2) 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

(3) 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

(4) 救助用重機の確保対策

地震等の災害において建物等が倒壊した場合などは、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、町は、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第3節 情報通信連絡網の整備

町は、災害発生時の被害などに関する情報を迅速に収集し町民に伝達するとともに、県や消防等関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う必要がある。

このため、大規模災害時に予想される、固定一般回線や携帯電話の不通あるいは発信規制やふくそうに迅速に対応するため、町、県、防災関係機関等は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化、システムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備拡充及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散を図る。

また、職員の参集率の強化などにより、町民への情報伝達と防災対応の効率化を図るほか、エフエムベイエリアなどのコミュニティラジオの活用やデジタルによる情報伝達・収集の他、不測の事態に対応できるよう自転車やバイク等の使用、半鐘などの音による伝達方法、回覧板や掲示板など昔からの伝達方法も見直しを検討する。

また、電子メールの一斉配信による職員参集システムを活用し応急対策活動を迅速・的確に対応できるよう整備する。

なお、職員の各配備体制並びに事務分掌の内容は資料編 資料1-4・5参照



1. 災害通信網の整備

(1) 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

(2) 防災行政無線の整備拡充

ア 町は、町内全域に迅速かつ正確な情報収集と伝達を行うための防災行政無線設備の効果的運用に努める。

イ 役場本庁舎に設置できる親局と町内の各地域に設置される子局の相互通話が可能なデジタル式防災無線の整備により、親局からの一斉同時放送とともに災害現場からの被害状況の把握と情報収集体制の確立を図る。

ウ 防災行政無線設備整備した場合には、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

エ 移動系無線について、運用等を計画的に行い、地区配備員等職員の参集や災害情報収集機能を強化し多様な状況に対応できるよう万全を期す。

オ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化に努めるとともに、劣化対策についても万全を期す。

カ 防災行政無線が聞こえない又は聞き取りにくい場所・地域については、防災行政無線の増設や戸別受信器の施設整備等を検討する。

※資料 4-5 松島町防災行政無線整備状況

(3) 総合防災情報システムの活用

災害時に県との緊急情報連絡網を確立するため、宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）及び地域衛星通信ネットワークを活用し県への情報伝達を行う。

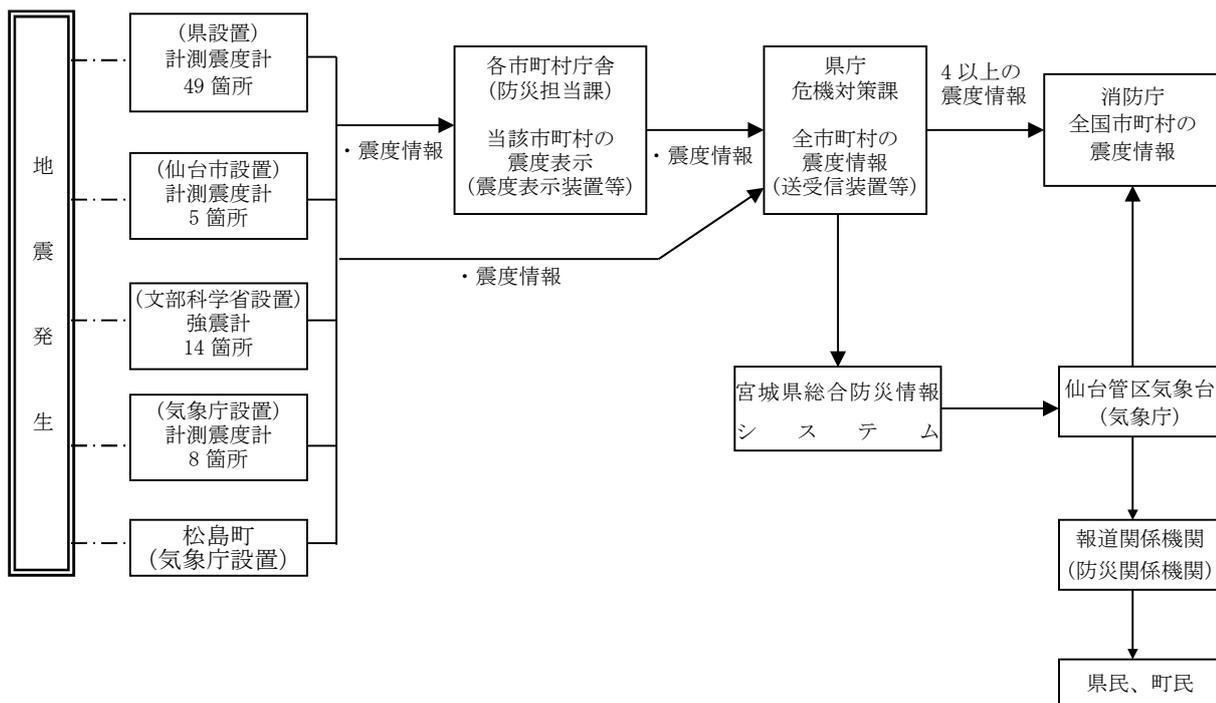
(4) 震度情報ネットワーク

平成 23 年に松島町勤労青少年ホームに設置された震度計は、地震発生後、即時に震度データ等が県庁に収集され、また、直ちに国（気象庁・消防庁）に対し自動伝送できるシステムに整備された。

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等の情報をもとに、職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

その震度情報ネットワークシステムの概略図は次表のとおりである。

宮城県震度情報ネットワークシステム概要図



(5) 地域住民等に対する通信手段の整備

ア 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、(衛星)携帯電話、衛星通信機器、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラートを介し、NHK、民間放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール・松島町安全安心メール機能を含む)、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等を図り、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

ウ 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの防災行政無線個別受信機、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者の個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

エ 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟に努める。

オ 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

カ データセンターへの接続環境の整備

町は、災害時の停電等に備え、非常用電源等を確保し、データセンターへの円滑かつ迅速な接続環境を整備する。

2. 各種通信手段の活用

(1) 各種通信施設の活用

町は、災害発生時の予報警報や災害応急対策に必要な指示命令等を迅速かつ確実に伝達するために、近隣の民間コミュニティラジオ等の通信施設を適切に活用した通信連絡体制を確立する。

(2) アマチュア無線の活用

町は、災害時の緊急活用として、アマチュア無線を有する地域住民による情報収集体制を確立する。

なお、アマチュア無線の活用については、ボランティア活動によるものとする。

(3) 各放送機関の活用

日本放送協会及び民間各放送機関は、災害時において災害情報の提供を行う。また、町は次のコミュニティラジオを活用しての情報提供を行えるよう体制整備に努める。

名称 エフエムベイエリア株式会社

所在 塩釜市海岸通 15 - 20

(4) インターネットの活用

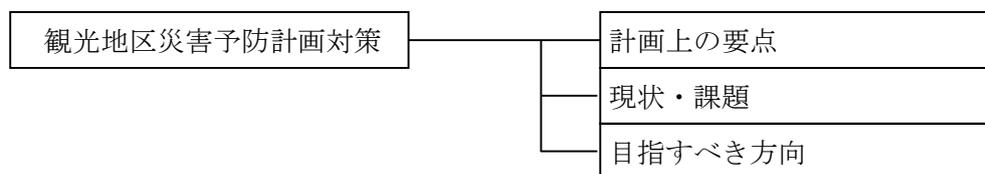
ア 住民への情報提供

災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うため、システムの安定的な運用に努める。

イ 広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を圏外に広く伝えるため、ホームページの活用を図る。

第4節 観光地区災害予防計画



1. 計画上の要点

- (1) 様々な地域や国から訪れた観光客に対応するための避難誘導計画
- (2) 「災害に対応できる観光地」の推進

2. 現状・課題

松島町は、国際観光モデル地区日本三景として、年間300万人を超える観光客が訪れ、宿泊施設も30を超える。また、瑞巖寺や五大堂などの重要な文化財を多く有する。

従って、宿泊施設に対しては、消防用設備や防火管理の指導強化を進めている。しかし、文化財の耐火耐震対策や海岸通りの津波対策など多くの問題点を抱えている。

※資料5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

※資料7-7 指定文化財一覧

3. 目指すべき方向

町は、観光業者及び観光客についても、災害の危険性の周知や安全確保について、対策を講じるよう努める。町は、県及び国、観光協会等との協力・連携体制を強化し、下記対策の推進を図る。

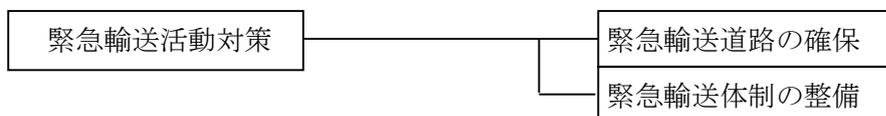
観光客に対しては、指定避難所を示す「誘導看板の整備」や「観光客向けの避難マップ」を作成し、観光案内所、ホテル、旅館等宿泊施設に常備し、それぞれの施設で避難経路の案内と説明を併せて行い、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所の周知徹底が図れるよう整備する。また、「文字情報表示板」を指定避難所などに設置し、防災情報を表示できるようにする。さらに外国人観光客に対しては「外国語での看板設置」や「外国語での緊急放送」を行えるように努める。

「観光客の安全第一を目指した観光地づくり」を行うことで、観光客へのサービス向上を図り、「災害に強い観光地づくり」を行う。

第5節 緊急輸送活動対策

町は、災害時の応急活動を円滑に行うためには、物資・資機材等の輸送路の確保と輸送手段の確保が重要となることから援助物資等の受け入れなどを想定し、以下の事項について指定しておく。

1. 緊急輸送路
2. 物資受入港
3. ヘリコプター臨時離着陸場
4. 緊急輸送拠点
5. 郵便局職員によるオートバイによる緊急物資の輸送
6. 宅配事業者等による救援物資の輸送
7. 緊急物資の輸送を可能にするための郵便局及び宅配業者等との協定の締結



1. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路ネットワークの策定

町は指定されている緊急輸送道路と併せて、事前に、町道等の緊急輸送道路と同等の機能を有する道路を選定し、これらを有機的に結んだ緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

緊急輸送道路ネットワークを策定する際は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、指定された緊急輸送道路や輸送拠点(道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点)・集積拠点の位置、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議等を行い、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、これらのネットワークについて、町民や関係機関等に対し周知徹底に努める。

なお、緊急輸送道路は以下のとおりである。

【現在の緊急輸送道路】

- ・ 三陸自動車道
- ・ 国道 45 号
- ・ 国道 346 号
- ・ 主要地方道仙台松島線
- ・ 主要地方道大和松島線
- ・ 主要地方道奥松島松島公園線
- ・ 町道高城町線
- ・ 町道本郷手樽線
- ・ 町道上竹谷高城線
- ・ 町道松島磯崎線
- ・ 一般県道高城停車場線
- ・ 一般県道松島停車場線

(2) 緊急輸送道路の確保及び整備等

ア 緊急輸送道路の崩壊及び障害物の倒壊により、使用不能になる場合も予想されるのでその撤去除去による道路の啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等に関し民間団体等との協定等の締結に努める。

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

イ 道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(3) 道路啓開体制の整備

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

2. 緊急輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、効率的な物資輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 車両の点検等

町は、平常時より町所有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、車両等の調整合体制の整備に努める。

また、カラーコーン、通行禁止看板等必要な備品の整備に努める。

※資料7-3 町有車両の現況

(2) 緊急通行車両に係る事前届出手続き

町は、町有車両等について、緊急通行車両としての事前届出を行い、緊急体制強化を図る。

緊急車両の確認手続は、以下の要領で行う。

ア 確認対象車両

町長は、町が使用する公用車両について確認するものとし、本庁（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両に係る確認事務については財務課で、また出先機関（公営企業及び教育委員会を含む。）で所有する車両の確認についてはそれぞれ所管で行う。

イ 申し出事項

(ア)緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に標示されている番号
- ② 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

(イ) 標章等の交付

町長は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

(ロ) 交付状況の把握

(イ)により標章等を交付した場合、総務課に報告することとし、(ア)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。

総務課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

(3) 関係機関との連携

ア 配送に関する協定

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（社）宮城県トラック協会塩釜支部や輸送業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

イ 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

ウ 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による指定避難所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

エ 関係機関と連携した緊急物資の輸送

指定避難所等への緊急物資の輸送及び情報収集の確保を図るため、郵便局（日本郵政(株)法に基づく集配業務を主とする支社の下部組織）、宅配業者等と支援に関する協定を目的とした整備促進を図る。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

(6) 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

(7) 港湾施設等の利用

ア 陸上交通が遮断され使用不能となった場合には、港湾施設（沿岸部の漁港や磯島、浮き桟橋など）を海上輸送拠点として最大限に活用した緊急物資の受入及び輸送を図るため、施設の耐震化等の整備を進める。また、支援協定に基づき遊覧船や漁船等を利用した輸送計画を行えるよう、平常時から、協定先等と連携強化を図る。

イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

(8) ヘリコプターの活動

ア 臨時ヘリポートの確保

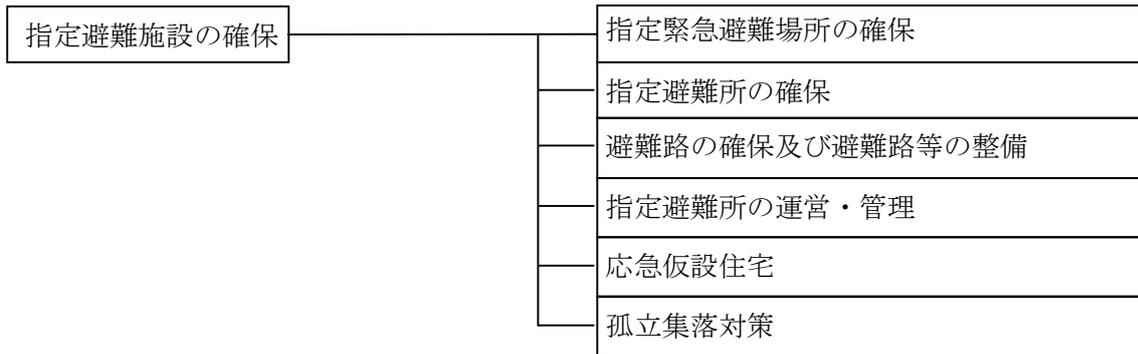
道路の損壊等交通網が遮断され、防災関係機関並びに自衛隊等が保有するヘリコプター要請に基づく活動が迅速かつ的確に行えるよう、臨時ヘリポートの候補地を、県及び施設管理者等と協議し、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、被災者支援、情報収集など、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。また、関係機関及び町民等に対し周知徹底を図る。

イ 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第6節 指定避難所の確保

町は、大規模災害発生時には避難者が多数発生するおそれがあることから、人命を守ることを最優先とし、救助の万全を期するため、事前に、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の指定及び見直しなどを行うとともに、施設・設備等の整備を推進する。また、速やかに指定避難所の開設・運営ができるように事前に管理責任者を定めるとともに、マニュアル等を策定し、指定避難所の運営・管理体制の確立を図る。



1. 指定緊急避難場所の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定状況

指定緊急避難場所は資料編「資料5－指定避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、速やかに指定緊急避難場所の指定を終えるよう努める。

(3) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(4) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(5) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、文化観光交流館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(6) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(7) 指定緊急避難場所の指定基準等

ア 指定緊急避難場所指定基準

地震時の指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

指定基準	
管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開放される管理体制を有していること。
構造条件 他	当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 指定緊急避難場所の指定にあたっての留意事項

上記基準のほか、次の条件に留意する。

条 件	避難行動要支援者が歩いて避難できる程度の近傍（歩いて5分以内）に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
	津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
	地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
	臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
	対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
	夜間照明及び情報機器等を備えていること。
	建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
	指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
	被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

2. 避難所の確保

(1) 指定避難所の指定状況

指定避難所は資料編「資料5-1 避難所等一覧」のとおり定める。

(2) 指定避難所の指定及び周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、寺院や宿泊施設、他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

(5) 県有施設を指定避難所とする場合の対応

町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

(6) 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

ア 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

イ 防災機能の強化

町は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急指定避難所として、防災機能の強化に努める。

(7) 指定避難所の指定基準

地震時の指定避難所の指定基準は次のとおり。

	指定基準
規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
構造条件	速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(8) 指定避難所の施設・設備の整備

ア 指定避難所の施設整備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

イ 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

ウ 施設整備及び物資等を備蓄する際の配慮

上記ア、イを、整備又は備蓄する際には、避難者数はもとより観光客数も考慮する。

(9) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

イ 福祉避難所の指定基準

福祉避難所の指定基準は次のとおり。

(ア) バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

ウ 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

(10) 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(11) (11) 新型コロナウイルス感染症を含む避難所運営マニュアルの策定

町は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所における感染症対策等、「宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、「松島町新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を策定するとともに、適宜、修正を加えながら避難における感染症拡大の防止を図るものとする

3. 避難路の確保及び避難路等の整備

(1) 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

また、次の条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

ア 十分な幅員があること。

イ 万一に備えた複数路の確保。

ウ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

(2) 避難路等の整備

ア 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

イ 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策

を実施する。

ウ 避難誘導標識等の設置

誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(ア) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、標高の表示、東日本大震災の写真等を掲示した誘導標識等を設置し、指定避難所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(イ) 多言語化の推進

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

エ 道路の交通量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

4. 指定避難所の運営・管理

(1) 指定避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ア 町は、住民等に対し、住民参加による指定避難所開設訓練等を通じて、指定避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

イ 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。早急な職員の配置が難しい指定避難所については、行政区等への(一時的な)開設協力を要請する。

ウ 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女及びLGBTなどのニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるように、事前に運営体制を検討する。

エ 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

オ 運営に必要な事項について、あらかじめ管理運営マニュアルを作成し、配置しておく。

カ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。

- キ 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- ク より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- ケ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- コ 指定避難所には健康管理のための物品を準備し被災者の健康管理体制を確立する。
- サ 宮城県精神保健福祉センターに協力を求め、被災者の「こころのケア」に備える。
- シ 衛生管理マニュアルを作成し、指定避難所での感染症を防ぐための啓発活動を日頃から行う。
- ス 使用については複数の者が鍵を保有し状況に応じ、速やかに対応できるようにする。
- セ 簡易トイレについては、一定数を計画的に確保するほか、業者との協定により確保を図るようにする。

(2) 避難の長期化対策

ア 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づき、栄養指導、食事の改善、栄養補助食、アレルギー対策の食事等の提供が必要である。

指定避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

イ 生活環境の確保

町及び県は、指定避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、指定避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

(3) 指定避難所における愛護動物の対策

町は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り指定避難所マニュアルに記載する。

5. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）等の居住施設の供給体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把

握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し(一社)プレハブ建築協会や地元企業と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

災害救助法適用に基づき建設される応急仮設住宅は、原則として町有地とし候補地を次の通り定め、設置予定戸数を取りまとめておく。

候補地	所在地	計画戸数 (駐車場無し)
愛宕町営住宅跡地	宮城郡松島町高城字動伝一 49-6	44 (61)
町民の森グラウンド	宮城郡松島町根廻字上山王 6-1	47 (68)
手樽地域交流センター	宮城郡松島町手樽字釜地前 1-1	27 (27)
松島東部地域交流センター	宮城郡松島町竹谷字鳶ヶ沢 7-2	31 (35)

* 計画戸数 () は、仮設駐車場を設置しない場合

(2) 民間賃貸住宅の借上げ対策

町は、県が、応急仮設住宅として供与する借り上げた民間賃貸住宅を、円滑に被災者へ提供するため、平常時から役割分担等について県等と協議・調整を図り、その取扱いについて確認しておく。

6. 孤立集落対策

(1) 町は、中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、特設公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(3) 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

(4) 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に指定避難所を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。また、施設の耐震化等を推進する。

(5) 町、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

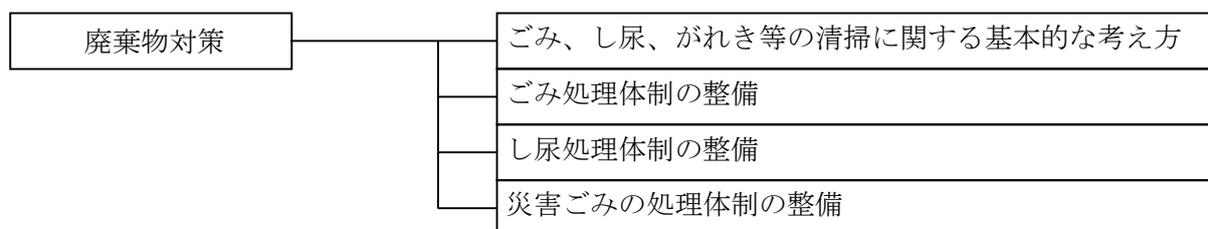
する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

(6) 町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

(7) 町は、地震等の災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。

第7節 廃棄物対策

町は、大規模災害発生時、大量に発生する廃棄物の処理（粗大ゴミ、不燃ゴミ、可燃ゴミ、し尿など）については、処理活動が迅速に行うことができるよう災害廃棄物の仮置き場の配置や処理方法等について具体的に示した「廃棄物処理計画」を策定するとともに『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び関係機関等と処理体制を整備する。



1. ごみ、し尿、がれき等の清掃に関する基本的な考え方

町は、災害の発生により排出されたごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

(1) 緊急廃棄物処理の実施責任者

被災地におけるし尿、ごみの処理は町の責任となるため、被害が甚大で町において処理が困難なときは、県や協定締結先の市町村に対し、場合によっては県外からの応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

※資料7-5 廃棄物処理施設等一覧

(2) 関連業界との協力体制の整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制の整備に努める。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

2. ごみ処理体制の整備

(1) 趣旨

宮城東部衛生処理組合と連携し、災害により一時的に多量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、ごみ処理の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

3. し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

塩釜地区消防事務組合と連携し、災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、し尿処理の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図る必要がある。また、処理量を想定する際、し尿排出量は1人1ヶ月分として42リットルとする。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

(4) 災害用仮設トイレの整備

町は、簡易トイレを計画的に配備する他、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておく。

また、仮設トイレやその管理に必要な消毒薬、消臭剤等についても備蓄を行う。

(5) し尿処理用の水の確保

断水した場合には、し尿処理に要する水の確保が困難になることから、平常時から水が確保できる場所（風呂水、井戸水、湧水、学校のプールの水等）の確認を行う。また、町民に対しては、風呂水等を溜めておくよう、平常時から周知徹底を行う。

4. 災害ごみの処理体制の整備

(1) 趣旨

町は、地震等の災害により損壊した建物の廃木材等の廃棄物（以下「災害ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害ごみの処理要領への習熟と体制の整備

町は、災害ごみ等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 事前対策

災害ごみの処理対策は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊をも引きおこす恐れが考えられるので、町は、施設の管理を十分行う。

(4) 災害ごみの仮置場の選定

町は、短期間での災害ごみの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障のないこと。
- ウ 搬入に便利なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと。

※資料7-6 町内災害廃棄物一時保管所

(5) 応援協力体制の整備

町は、災害ごみの処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。また、応援協力体制の整備をするにあたり、県から技術的指導を受けるとともに、撤去された災害ごみの処理計画について、あらかじめ県との調整を行う。

【災害に強いひとづくり】

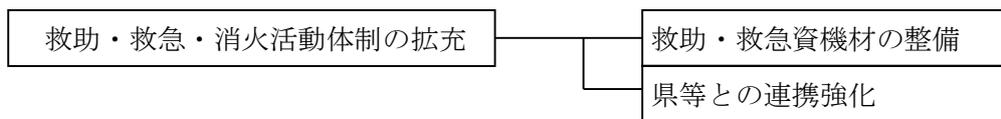
いつどんな災害が発生しても対処できる、次のような「ひと」づくりを目指す。

- ・ 災害について高い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる
- ・ 家族・隣人等の安全に配慮し、他者と協力して助け合える
- ・ 災害時、的確な状況を把握し行動できる
- ・ 災害に対する危機意識を持ち備える
- ・ 災害時に率先して防災活動に従事・協力できる
- ・ 世代を継続し地域の防災教育を継続していく

第8節 救助・救急・消火活動体制の拡充

災害に伴う被害を最小限にとどめるためには、救助・救急・消火活動を迅速に行うことのできる体制づくりが求められる。

このことから町は、次のような「災害の被害状況に対応した救助・救急資機材等の整備・充実」と「県・警察・消防・自衛隊等との連携強化」を図り体制を整える。



1. 救助・救急資機材の整備・充実

- (1) 町と、松島町内の土木業者等で組織され災害応急活動を行う松島地区災害防止協議会との間で、大規模災害時における具体的な協力体制について協議を行う。町は災害防止協議会が活動に際して安全を確保できるよう安全活動マニュアルの整備を支援する。
- (2) 町は、普通救命講習会の開催や自主防災組織の育成、一般家庭への防災についての啓発指導を図る。
- (3) 町は、応急活動用資機材の整備について、その整備充実を図るとともに、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。また、町、県、医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄を含めて整備を図る。

2. 県・警察・消防・自衛隊等との連携強化

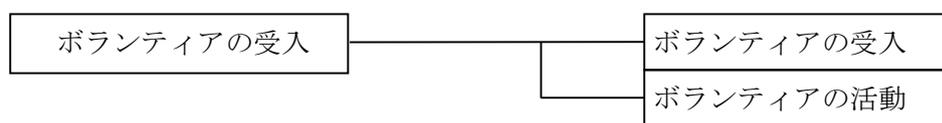
- (1) 町は、県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制を確立するため、防災関係機関との連携を図る。
- (2) 町は、消防署及び警察署、自衛隊等との連携を強化し、同時多発型救助事態への対応体制を確立する。

第9節 ボランティアの受入

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等のボランティア関係団体は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町や防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と町等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

さらに、基本理念に基づき、避難住民でも「働ける人」「動ける人」は、積極的に指定避難所運営やボランティア活動を行い、相互に助け合えるよう教育指導していく。



1. ボランティアの受入

ボランティアの受入については、県・町・松島町社会福祉協議会との三者間で締結している「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」に基づき松島町社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターを設置し運営を行う。さらに松島町社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアコーディネーターの育成等に努めていく。

- (1) 町内の企業や高校と連携し、大規模災害が発生した場合は、立地する付近の被災者の支援救助等に当たれるよう協力要請をする。
- (2) 建築、土木業関係者の協力が得られよう建築、土木業界との協力体制の推進を図る。医師、看護師等の医療関係者の協力を得て大規模災害発生時の応急医療体制を早期に確立する。

(3) ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から町、県、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備取組を行う。

ア ボランティア受入れ団体相互の連絡調整体制の確立

災害時における災害ボランティアの円滑な受け入れなどについて検討を行うため、松島町社会福祉協議会は、日本赤十字社宮城県支部その他ボランティア関係団体と協力し連絡体制の整備に努める。

イ ボランティア・コーディネーターの養成

大規模災害発生時には、ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるため、多数のボランティア・コーディネーターが必要になる。

町は、平常時から、県、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

ウ ボランティア受け入れマニュアルの作成

町は、日本赤十字社宮城県支部、松島町社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、各分野のボランティア受け入れマニュアルを作成するよう努める。

なお、松島町社会福祉協議会が「災害救援ボランティアマニュアル」を今後作成し、その円滑な運用について関係機関との調整を図る。

エ ボランティア活動拠点の整備

町は、日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、ボランティア活動拠点の整備に努めることとする。

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

具体的には、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

オ 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

カ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、県、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを

構築する。

キ 役場OB等との協力体制の整備

大規模災害発生時には、災害ボランティアの善意を被災者ニーズと円滑に結びつけるため、ボランティア・コーディネーターが多数必要になることから、松島町の地域特性を把握している役場OBの組織協力体制を整備する。

2. ボランティアの活動

ボランティア活動の主な業務等は次のものである。

(1) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

ア 専門ボランティア

- (ア) 救助・救急
- (イ) 医療
- (ウ) 高齢者、障害者等の福祉的支援
- (エ) 農林・土木・建築関係（農地、農業用施設、公共土木施設等の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など
- (オ) 輸送（航空機、特殊車両等の操縦・運転）
- (カ) 通訳（外国語、手話）
- (キ) アマチュア無線
- (ク) ボランティアコーディネート業務
- (ケ) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (コ) IT機器を利用した情報の受発信
- (ク) その他専門的な技術・知識が必要な業務

イ 一般ボランティア

- (ア) 被災生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給・輸送等）
- (イ) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 高齢者、障害者等の介護補助
- (カ) その他被災地での軽作業

(2) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための普及・啓発に努める。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の整備

ア ボランティアの登録、協定締結等

町は、県及びボランティア関係団体等と、相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

イ ボランティアの情報の把握

町は、県及びボランティア関係団体等と、災害時の意志の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

ウ ボランティアの養成

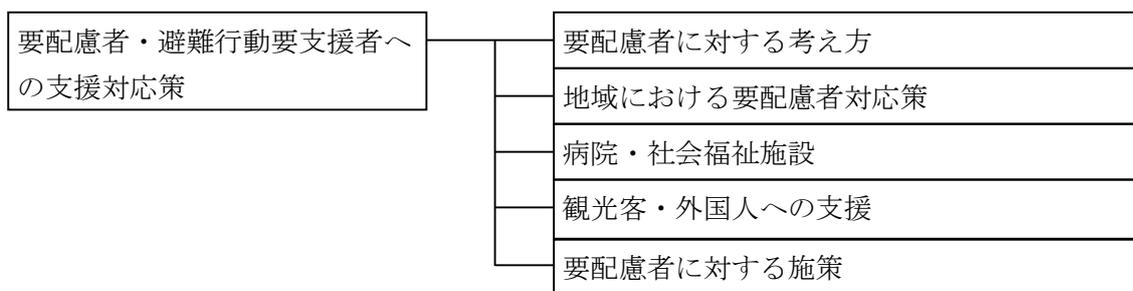
町は、専門ボランティア登録者について、県及びボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努める。

(4) 一般ボランティアとの連携体制の整備

町は、県及びボランティア関係団体と相互に連携を取り、多くの町民がボランティア活動に参加してもらえるよう、啓発や講習会等を行い、人材の育成に努める。

第10節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応策

大規模災害時には、乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する患者、外国人等の要配慮者、また、観光旅行者等も被災することも考えられる。その場合、一般住民より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。



1. 要配慮者に対する考え方

(1) 要配慮者

災害時には、以下のような対象が、要配慮者として優先的に保護されるように努める。

要 配 慮 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 病弱者 ・ 心身に障害を持つ者 ・ 妊産婦、乳幼児 ・ 外国人 等
----------------------------	---

(2) 発災時間と対策との対応

災害発生時の季節、時間等について、冬期、夜間など条件の悪い時期に災害が発生した場合も想定し、要配慮者の安全確保体制の整備を行う。

(3) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害は、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組む。

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2. 地域における要配慮者対応策

(1) 避難行動要支援者等の実態把握

町は、避難行動要支援者を行政区・行政地区の範囲ごとに把握するよう努める。

また、町を訪れる観光客などの一時滞在者等の人口も季節単位及び昼間、夜の時間帯で

把握しておくよう努める。

- ア 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような状態の避難行動要支援者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。
- イ 町は、平常時より広報紙等において、災害時要支援者名簿の登録について啓発するとともに、リストアップした者に対し、必要に応じ、郵送による案内や個別訪問等を実施し、直接的に働きかける。
- ウ 個人情報については、本人の同意を得て入手する。同意を得る際には、平常時における避難支援者等関係者への情報開示の可否や必ず災害時には防災関係機関等に情報が開示されること等を本人又はその家族から同意の確認を行う。

(2) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

- ア 行政区・行政地区
- イ 消防機関
- ウ 警察
- エ 民生委員児童委員
- オ 町社会福祉協議会
- カ 自主防災組織
- キ その他避難支援等の実施に係る関係者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、以下のとおりとする。

- (ア) 介護保険における介護認定を受けており、要介護 3～5 の者
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級又は 2 級の者
- (ウ) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が A 又は B 判定の者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級の者
- (オ) 75 歳以上の虚弱な者で、一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯
- (カ) 上記(ア)～(オ)に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿に記載する内容

避難行動要支援者名簿に記載する内容(必要な個人情報)は、以下のとおりとする。

- (ア) 氏名

- (イ) 生年月日
- (ロ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他町長が必要と認める事項

ウ 名簿情報の取り扱い

入手した個人情報には目的以外の使用は禁止し、厳格に管理する。避難支援等関係者においても同様とする。

- (ア) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。
- (イ) 災害による電源喪失やコンピューターの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

エ 名簿の更新

転出・転入、転居、身体的状況の変化等により避難行動要支援者名簿情報に変更が生じる場合があるので、転入した要配慮者に対する住民登録窓口での説明や、定期的な名簿情報の点検などの仕組みを構築し、常に最新情報の把握に努める。

また、名簿情報が更新された場合には、その都度、避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供等

ア 町は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

イ 避難支援者等関係者は、平常時より、巡回や訓練等を行い、避難行動要支援者の所在や健康状態等の把握に努める。

(5) 全体計画・個別計画の策定

ア 全体計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（平成25年8月策定、「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、より細目的な内容について全体計画を策定する。

イ 個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画の策

定に努める。

個別計画の策定については、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

(6) 緊急連絡体制の整備

ア 町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者等の実態に合わせ、家族に加え、避難支援等関係者など地域ぐるみの協力・連携のもとで、要配慮者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

イ 独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながらボランティアや地域福祉ネットワークづくりを進める。

ウ 町は各種福祉関係団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、聴覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(7) 防災施設、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、疾病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(8) 在宅における対策

ア 町は、要配慮者が災害時に安全に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

イ 地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

ウ ホームヘルパーや民生委員児童委員など高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

エ 在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用防災機器の設置を推進する。

オ 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

(ア) 避難する場合は、指定避難所を書いた紙を玄関に貼っておく

(イ) 防災用品をそろえる

- (ウ)貴重物品をまとめておく
- (エ)近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (オ)防災訓練に参加する など

(9) 支援体制の整備

ア 組織体制の整備

- (ア)町と自主防災組織は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの老人等、避難行動要支援者等の分布を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者等をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを強化する。
- (イ)体制づくりにあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が求められるようにする。
- (ウ)避難行動要支援者等に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる場合とし、その旨を本人又は家族等に、事前に周知徹底する。
- (エ)町は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、上記の組織体制について、取組指針やガイドライン等を踏まえ適宜見直し等を行い、支援体制に万全を期す。

イ 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

ウ 避難行動要支援者の搬送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(10) 福祉避難所の確保

ア 町域を越えた受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

イ 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

ウ 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(11) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(12) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

3. 病院・社会福祉施設

(1) 防災点検及び防災資材の配備

ア 社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）や病院等の管理者は、当該施設の入所者が「要配慮者」であることから、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、施設そのものの安全性を高めるよう努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の備蓄・整備に努める。

※資料5-2 町内の社会福祉施設等一覧

(2) 組織体制の整備

ア 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を策定する。

イ 特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

ウ 社会福祉施設や病院等の管理者は、町と連携し、日頃から、施設相互間や他の類似施設、近隣住民、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう協力体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院の管理者は災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。特に、高齢者や障害者等については、インターネットやメールサービス等を活用して情報を確認することは困難であるため、多様な情報手段を確保するとともに、個別計画の作成により緊急時の支援体制の確立に努める。

(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院の管理者は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路や避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、入所者及び施設職員等が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難誘導方法を確立する。

(5) 業務継続体制の構築

社会福祉施設や病院の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(6) 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

4. 観光客・外国人への支援

(1) 観光客対策

ア 観光客向けパンフレットの作成等

松島町を訪れる観光客は、町域に対しての地理的知識はないと考えられ、災害時における指定避難所、避難経路などは観光マップ等にも記載されていないことから、観光客に対して、指定避難所等が明確に分かる看板及びパンフレットなどの作成に努める。

イ 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、指定避難所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

ウ 関係機関との連携体制の整備

町は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止し

た際の旅行客の交通手段の確保が行えるよう、県や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備する。

(2) 外国人対応

外国人は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行うとともに、町内で生活する外国人に対して、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行い、さらに災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や外国語による広報体制の整備、指定避難所・災害危険地区等に対する英語等外国語表示の付記などを推進する。

ア 町は、適宜、防災計画の見直しを行う等、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

イ 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や指定避難所、さらには避難経路の周知徹底を図る。

ウ 町は、県、国と連携し、指定避難所までの案内板等に外国語を併記する。

エ 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

オ 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

カ 町及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

キ 町、県及び公益財団法人宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

ク 外国人については、緊急避難場所等に避難した時点で人数を把握し、その後、外国人を一カ所の指定避難所等に集め、通訳のできる職員やボランティア等を配置するような体制整備に努める。

(3) 外国人旅行者への対応

町及び県は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

外国人観光客が滞留及び帰宅などの際、言語による不自由が生じないよう、松島町国際交流協会及び松島善意通訳者の会との協定の締結により、外国人観光客の滞留支援、帰宅支援対策を推進する。

(4) ホテル旅館等観光施設所有者の役割

ホテル旅館等観光施設所有者は、災害が発生した場合に、従業員や利用客の一時的な収

容ができるよう、水・食料・生活必需品等の必要な物資を確保しておくことが望まれる。孤立する恐れがある地域では、他からの物資の調達が困難になるため、飲料水や食料等を多めに備蓄することについて検討する。

5. 要配慮者に対する施策

町は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・その他要配慮者）の環境整備を図る。

- (1) 都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等、人にやさしいまちづくり

計 画 名	計 画 内 容
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり	民生委員児童委員、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする在宅ケアチームやボランティア組織などの連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

- (2) 住宅・公共施設・福祉施設等の建築物の不燃化性の向上による人的被害の防止

計 画 名	計 画 内 容
社会福祉施設等の耐震性の向上	要配慮者優先指定避難所となる公立社会福祉施設の耐震化工事等を計画的に行う。また、民間施設について、同様の措置を講ずるよう指導していく。

- (3) 要配慮者優先の非常ルール確立

計 画 名	計 画 内 容
福祉避難所の確保等	県や社会福祉施設管理者等関係機関と連携し、要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた指定避難所として福祉避難所を指定するとともに、当該施設の環境整備を図る。 指定にあたっては、町外の施設の確保についても検討を行う。
町民向け防災マップの作成、活用	町民向け防災マップを作成し、災害発生直後における、指定避難所等における要配慮者対応について、町民への周知徹底を図る。
防災活動マニュアルの作成、活用	防災活動マニュアルを作成し、災害発生直後における、指定避難所開設・運営時等における要配慮者優先ルールについて、職員への周知徹底を図る。
外国人対応の推進	災害時における外国人（日本語を解さず、援護を必要とする外国人）の安全確保を図るため、外国人向け防災パンフレットの作成・配布、防災訓練への参加促進、その他防災知識の普及・啓発等に努める。また、通訳ボランティアの確保にも努める。

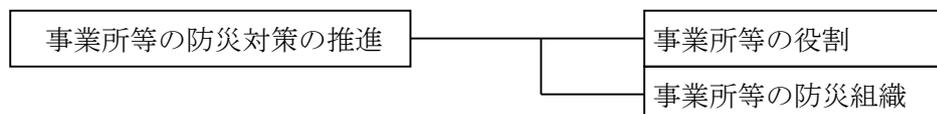
- (4) 要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等と関係機関との連携強化や近隣及び

遠隔地市町村との相互応援協定の締結

計 画 名	計 画 内 容
他市町村との相互応援協定の締結	他市町村との相互応援協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先指定避難所の確保について、相互応援をするための実施手順等を協議し、決めておく。
相互扶助組織等の連携	県・国等の指導により、高齢者、障害者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応援体制の整備に努める。

第11節 事業所等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



1. 事業所等の役割

(1) 事業所等の活動

ア 事業所等の防災上の位置付け

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震等の災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、事業所各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

イ 事業継続上の取組の実施

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町や県等との協定の締結や防災訓練への参加等、町や県の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

エ 帰宅困難者対策の実施

地震等の災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、事業所等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

オ 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害

の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(2) 町、県及び防災関係機関の役割

ア 防災に関するアドバイスの実施

町、県、防災関係機関は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 事業所等における防災の取組に対する支援

町及び県は、事業所等に係る防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

ウ 事業所等の防災力向上対策

町及び県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所等の防災に係る取組の積極的評価等により事業所等の防災力向上の促進を図る。

2. 事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、町や町民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動等は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

(1) 事業所等の自衛消防組織の設置

一定の要件を満たす事業所は、消防計画を定め、計画で定める自衛消防組織を運用し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら地域の安全に寄与できるよう努める。

また、自衛消防組織の設置が義務づけられていない事業所等についても、同様に地域の安全に努める。

(2) 主な防災対策及び防災活動

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集・伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

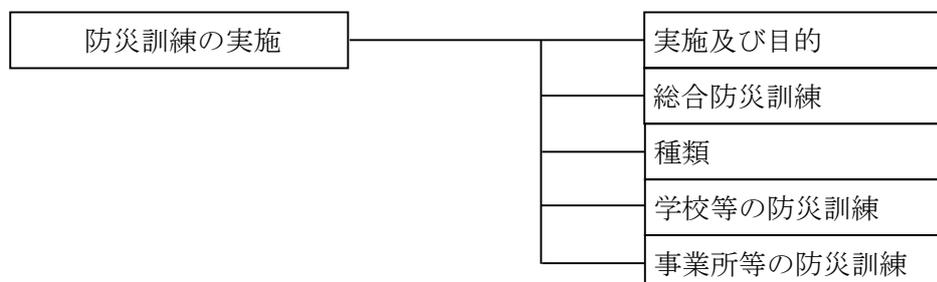
オ 避難対策の確立

カ 応急救護

- キ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ク 施設耐震化の推進
- ケ 施設の地域避難所としての提供
- コ 地元消防団との連携・協力
- サ コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- シ 大型の什器・備品の固定

第12節 防災訓練の実施

町は、災害発生時における災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関と連携して各種防災訓練を計画的に実施し、終了後速やかに訓練結果の検証を行い訓練の課題を整備する。



1. 実施及び目的

防災は、訓練の積み重ねにより大きな効果を上げることができる。実践的、具体的な防災訓練を行うことが、住民・自主防災組織・企業・防災関係機関・ボランティア等と行政関係機関との連携体制を確実なものとし、発災時の対応能力を高めることになる。

また、住民の防災意識の普及や被災時対応の向上にも効果が期待でき、地域防災計画が現実的に機能できるかなど、計画の妥当性についての検証も合わせて行えることから、「実践的な防災訓練」の実施を次のとおり総合的に進める。

(1) 定期的な訓練

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(2) 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

(3) 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害の規模及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

(4) 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に

も努める。

(5) フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(6) 町職員については、定期的に各地域や災害対策本部への参集訓練や避難訓練を実施する。

(7) 若者参加の防災訓練を実施することにより、災害時町内に在住する中学生や高校生のような若者達がどのように機能するかを検証し、災害時の情報収集や人的支援の機動力として育成する。

(8) 町は、防災関係機関等の参加を得ながら、多数の住民が参加し要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

(9) コミュニティ単位での防災訓練

町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(10) 非常通信訓練

町、東北総合通信局、県及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練の実施に努める。

2. 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の実施等

自衛隊、海上保安庁、県等の防災関係機関、自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体及び多様な世代からの町民等が参加する総合防災訓練を、年1回以上実施する。実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

(2) 訓練内容及び訓練時の配慮事項

訓練内容は下記3のとおりとする。訓練の際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

3. 種類

主な訓練種類は下記のとおりだが、実施基準の詳細は事前に関係機関と協議しその都度定める。

災害対策本部 設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者 の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常 通信訓練	災害時には、建物の倒壊や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信がふくそうしたり、途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・ 救助訓練	消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。
水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。
避難訓練 (土砂災害を含 む)	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、広報訓練も含め、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童、生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、炊き出し訓練、給水訓練も同時に行い習熟させる。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応 急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
自衛隊災害 派遣要請訓練	災害時発生時の自衛隊派遣要請を、速やかに対応ができるよう訓練を実施する。
緊急輸送訓練	救援物資の受け入れのため、陸上輸送に対応する拠点の確保及び救援物資集積施設の設置訓練等を実施する。
公共施設復旧 訓練	公共施設が被災又は停電した際に、迅速な施設復旧を実施するため、電源確保訓練等を実施する。
ガス漏洩事故 処理訓練	危険物等の輸送時における事故・災害等を想定し、警察・消防等の関係機関等の応援活動などの訓練を実施する。
防潮堤の水門、 陸門等の締切 操作訓練	津波、高潮、風水害等に備え、防潮堤や陸門等の操作手順の確認等の訓練を実施する。
指定避難所運 営訓練	避難勧告等により指定避難所が開設された場合に、指定避難所管理者及び地元住民等の協力のもと迅速に指定避難所が運営できるよう、避難訓練等とあわせ、定期的、実践的な訓練を実施する。また、指定避難所運営の際の要配慮者に対する行動についても同時に習熟させる。
警備・交通規制 訓練	道路被害状況により、交通規制及び迂回路確保のための訓練を実施する。
その他の訓練	防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。

4. 学校等の防災訓練

- (1) 地震等の災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- (2) 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

- (3) 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- (4) 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して指定避難所運営訓練を実施する。

5. 事業所等の防災訓練

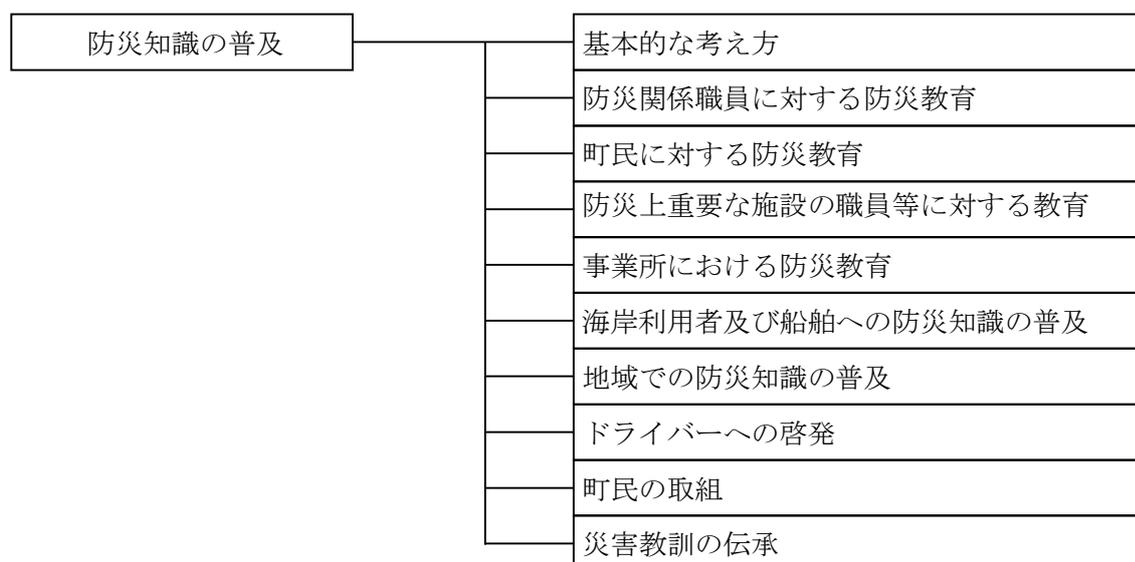
- (1) 事業者等は、大規模な地震等の災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所として指定されている場合は、災害発生の際、企業が指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- (4) 訓練内容
 - ア 避難訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ 救急救命訓練
 - エ 災害発生時の安否確認方法
 - オ 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
 - カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
 - キ 災害救助訓練
 - ク 町、自治会、他事業所等との合同防災訓練
 - ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第13節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

災害による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と的確な行動が不可欠であり、また、定められた計画を実効性あるものとするためには、計画を運用する防災機関の職員及び住民等の計画に対する理解が重要である。さらにその必要性及び運用方法を熟知し、継続化していかなければ、災害発生時に有効適切な活動は期待できない。

町は、関係団体の協力を得て一層の普及促進の方策を検討し、また、要配慮者への防災知識の普及について、一人暮らし老人等を対象に災害緊急連絡台帳の整備と心身障害者福祉サービスパンフレットへの防災メモ等の作成、自主防災組織を通じての周知に努める。



1. 基本的な考え方

町をはじめ各防災関係機関は、「住民が自らを災害から守る（自助）」「地域社会がお互いを守る（共助）」という防災の基本を踏まえ、防災教育、講習会等を積極的に実施し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発に努める。

なお、施策の実施に当たっては、近年の高齢化傾向の特性を踏まえ、特に高齢者等の要配慮者に配慮した防災教育を系統的に推進しておく必要があることに留意する。

2. 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 防災活動マニュアルの作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
- オ 他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した防災研修等の実施

(2) 教育内容

- ア 地震・津波・風水害などの災害についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 地域防災計画の内容
- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 災害が発生した場合等に具体的に職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）
- キ 各種防災情報システムの操作方法等
- ク 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に対する知識
- ケ 家庭及び地域における防災対策
- コ その他必要な事項

3. 町民に対する防災教育

町及び防災関係機関は、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 普及の方法

- ア 社会教育、生涯教育、各種団体を通じての普及・啓発
自主防災組織、PTA、成人学級、女性団体、事業所団体等各種団体を対象とした

研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

イ 広報媒体による普及

町は、以下に示す多様な広報により、防災知識の普及に努める。

普及方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、インターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等)等の活用 ・新聞、雑誌への掲載 ・防災に関するテキスト、マニュアル、広報紙、パンフレット等の印刷物の配布 ・防災ビデオ等の製作・貸出 ・有識者による防災をテーマとした研修・講演会、講習会、シンポジウム、展覧会、映画上映会等の開催 ・「防災の日」等防災運動による防災思想の徹底 ・その他
-------------	--

ウ 総合防災訓練等の実施

町は、町民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を町民に周知させる。

エ 防災とボランティア関連行事の実施

町及び県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

オ 東日本大震災発生日の位置付け検討

町及び県は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置付けについて検討する。

カ ハザードマップ等の活用

町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

キ 防災拠点の活用

町及び県は、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用を努める。

(2) 周知内容

ア 町及び防災関係機関が実施する防災対策及び災害応急対策等の内容

- イ 地震や津波等の災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- エ 災害危険性に関する情報
 - (ア) 各地域における避難対象地区
 - (イ) 孤立する可能性のある地域内集落
 - (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (エ) 液状化や地盤災害等周辺地域における災害危険性の知識
- オ 避難行動に関する知識
 - (ア) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - (イ) 早期避難の重要性についての知識
 - (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - (エ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識 など
 - (オ) 浸水等により指定避難所までの歩行等が危険な状態になった場合等の避難の方法について
 - (カ) 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
- カ 災害に対する平素の心得

災害に対する平素の心得

- ・ 負傷防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・ 災害時の家庭内の連絡体制・行動ルールの事前確認
- ・ 応急救護等の習得
- ・ 自宅、職場、学校等からの家族の避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食、乾電池等）
- ・ 出火防止等の内容
- ・ 自主防災組織の結成
- ・ 要配慮者及び観光客への配慮
- ・ ボランティア活動への参加
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 災害発生時の心得

災害発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時にとるべき行動（場所別） ・緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動 ・地震等の災害が発生した場合の出火防止と初期消火 ・自宅及び周辺地域の被災状況の把握 ・近隣の住民等と協力して行う救助活動 ・テレビ・ラジオ等による情報の収集 ・避難実施時に必要な措置 ・指定避難所での行動 ・自主防災組織の活動 ・自動車運転中及び旅行中等の心得 ・公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）の利用推進を図る。 ・避難勧告等の発令時にとるべき行動 ・自動車運行の自粛
----------	--

ク その他

(ア) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(イ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(3) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

町及び県は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 観光客等への配慮

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、指定避難所を示す標識を設置する等、広報に努める。

(4) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の利用推進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(5) 相談窓口の設置

町及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、そ

の旨周知徹底を図る。

4. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害の恐れがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

5. 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業員に対して防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、事業所における防災教育のテキストを作成し、その普及に努める。

事業所における防災教育については、事業所による差が著しく、全体的には水準の統一が見られないため、事業所団体毎に構成員の内部組織における防災知識の普及を図る。

6. 海岸利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 町は関係機関と連携し、関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

ア 町は、関係機関と連携し、防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

イ 町は、関係機関と連携し、各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ウ 宮城海上保安部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

7. 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町及び県は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

町及び県は、指定避難所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

町及び県は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定避難所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

8. ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

9. 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人一人が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

(1) 食料・飲料水等の備蓄

概ね「最低3日間、推奨一週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

(2) 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

(3) 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

(4) 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

(5) 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

(6) 防災マップの活用

町が作成する防災マップを活用し、避難経路図、緊急指定避難所等の確認に努める。

10. 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

(1) 資料の収集及び公開

町及び県は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

(2) 伝承機会の定期的な実施

町及び県は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

(3) 石碑やモニュメントの継承

町及び県は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 伝承の取組

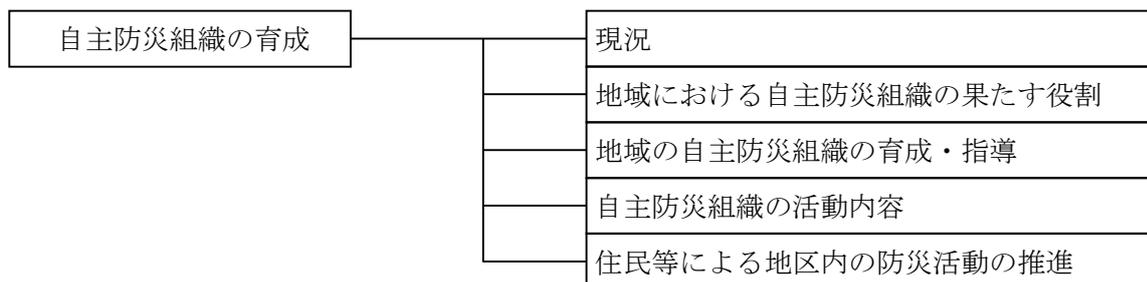
町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第14節 自主防災組織の人材育成

町は、自主防災組織の結成促進や運営について、「自主防災組織結成促進及び運営マニュアル」を有効利用し、平常時及び災害時の活動が円滑に行えるようにする。

また、町は、「世代継続する防災まちづくり」の理念を実現するために、自主防災組織の育成・強化を図り、消防機関等との連携を通じて、地域コミュニティにおける防災体制の充実等を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、若い世代をはじめ、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。



1. 現況

自主防災組織としては、各地域に住民主体の自主防災組織が結成され、それぞれが積極的に活動を行っている現状である。

また、婦人防火クラブが行政区ごとに結成されており、また、小学校の児童生徒による少年消防クラブも結成されている。

2. 地域における自主防災組織の果たす役割

(1) 自主防災組織の必要性

大規模災害の発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害によるコミュニティの崩壊や被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出・救護等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の要配慮者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するなどが必要である。

(2) 自主防災組織の活動

大規模災害発生時においては、住民が「自分の生命・自分の地域は自分で守る」という意識のもとに行動することが第一である。また、住民自身の地震等に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織活動を支えることになる。

3. 地域の自主防災組織の育成・指導

地域の自主防災組織の育成・指導は、基本的に以下のとおりとし、松島消防署の指導・協力を得て町が行う。

具体的な組織の育成については、別途「自主防災組織結成推進及び運営マニュアル」参照。

- (1) 町は行政区・行政地区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。特に、組織が設置されていない地域については、その原因を究明し、指導助言を行い、組織結成を推進する。
- (2) 町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、松島町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 訓練の実施等

(ア) 防災訓練への参加・実施

災害が発生したとき、適切な措置がとることができるよう町及び県が実施する防災訓練へ参加する。

(イ) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日常の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(ウ) 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

(エ) 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(オ) 救出・救助訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 指定避難所開設・運営訓練

災害発生時に迅速かつ円滑な指定避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。また、町は、自主防災組織自らが避難所を運営することができるよう、訓練や研修等を積極的に支援する。

イ 防災点検の実施

災害が発生したときに被害拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

ウ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

エ 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

(ア) 地域内の被害情報の収集方法

(イ) 連絡をとる防災関係機関

(ウ) 防災関係機関との連絡方法

(エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、防災関係機関による円滑な救出活動に必要な情報等の提供を行う。さらに負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の手当てを必要とする場合には救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

エ 避難の実施

避難指示(緊急)が出された場合は、住民に対して様々な手段を用いて周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定避難所に誘導する。なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア)避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- ① 市街地：火災、落下物、危険物
- ② 山間部、起伏の多いところ：がけ崩れ等
- ③ 海岸地域：津波
- ④ 河川：津波決壊・氾濫

(イ)円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

(ウ)避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 指定避難所開設・運営への参画

災害発生時には、町担当職員が被災し、指定避難所への参集が遅れることなども想定されることから、指定避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参加するよう努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたることとなった場合、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給を行うことになる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として炊き出し支援協力を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5. 住民等による地区内の防災活動の推進

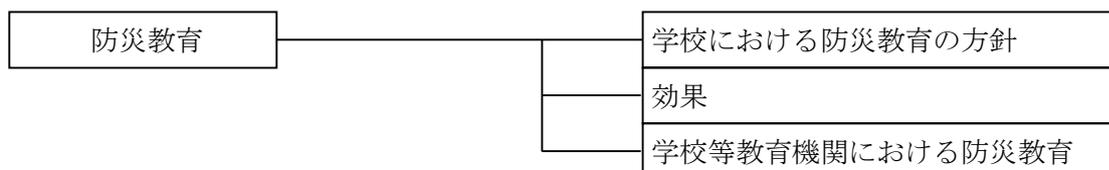
町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携し防災活動を行う。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第15節 防災教育

平成17年度より、町では、小学校1年生から中学校3年生までを対象に防災教育『まつしま防災学』を教育計画に組み入れて実施しており、児童生徒に基礎的な防災知識と技能を習得させ、自ら地域の一員として参画し貢献できる人材を育成している。また、小学生は家庭で、中学生は地域社会の中で地域防災に参加できる、若者参加型の地域防災が組織され「世代継続する防災まちづくり」ができるよう努めている。



1. 学校における防災教育の方針

(1) 防災教育の趣旨

町は、「世代継続する災害に強いまちづくり」の理念のもと、若者の地域参加を促すために、小中学校における防災教育を安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行う。特に避難や災害発生時の危険性及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を強化する。

(2) 目標

- 小学校低学年 「自分を守る」
- 小学校中学年 「自分や家族を守る」
- 小学校高学年 「自分や家族を守り、地域の人役に立つ」
- 中学校 「地域の防災戦力」

身につけ、考え、行動できる優しさとたくましさのある生徒の育成
助けを待つ存在から助ける行動を起こす存在に

2. 効果

- (1) 災害時に自分の身を守れる児童生徒が増える
- (2) 児童生徒の話から、家族の防災意識を高揚させることができる
- (3) 防災に関する知識や実践力が次第に高まり広がることによって、「地域防災」へとつながり、世代を引き継ぎながら災害に強いまちづくりへとステップアップできる。

3. 学校等教育機関における防災教育

- (1) 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

- (2) 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- (3) 児童生徒等に対する防災教育
- ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や指定避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- (4) 指導者に対する防災教育
- 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- (5) 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- (6) 町及び県、教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- (7) 町及び県、教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- (8) 町及び県、教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- (9) 町及び県並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上必要な知識の普及に努める。

【災害に強い組織づくり】

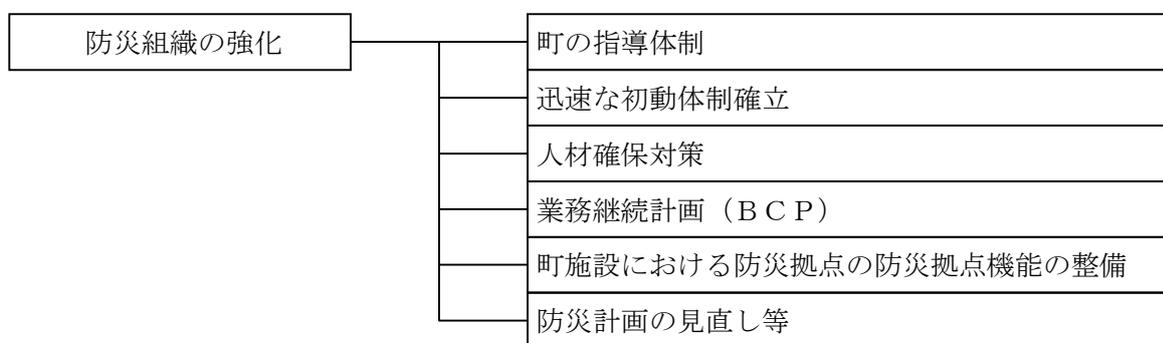
災害時に「もの」と「ひと」が組織的に動き、動かされなければ大きな効果は期待できない。このため次のような組織を目標とし、防災体制の強化に努める。

1. 信頼関係が確立された組織
2. 役割が明確な組織
3. 意図の伝達・徹底が容易な組織
4. 応援と強調が円滑な組織
5. 災害の危機管理が徹底した組織
6. 防災のため積極的に行動する組織

第16節 防災組織の強化

松島町の「地域としての災害危険性」に即して、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、整備・強化を次のとおり進める。

町内において地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町、県及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す必要がある。このため、町は、平常時から組織ごと及び勤務時間外の配備・動員計画や、業務継続計画を定める。



1. 町の指導體制

- (1) 地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、庁内に防災計画担当者会議を設置する。
- (2) 防災まちづくり計画の円滑な推進を図るために、密接な情報交換と研修・訓練等を実施し、災害時における各課の円滑な連携体制の強化に努める。
- (3) 町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

2. 迅速な初動体制確立

防災組織の整備を図るとともに、災害規模に応じた組織毎の配備動員計画を定め、職員参集システムを確立する。

(1) 配備体制の明確化

災害対策は、県との連携が不可欠であることから、県の配備体制を十分考慮し、本町の配備体制を定める。

また、各配備体制においては、配備基準、配備内容、配備職員、参集場所、活動内容等を明確にしておく。

ア 警戒配備体制(0号配備)

女川原子力発電所が警戒事態となった旨の連絡等を受けたとき。

イ 非常配備体制(3号配備) 災害対策本部設置

女川原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった旨の連絡等があり、かつ国や県から具体的な指示等があったとき。又は、副町長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置基準の明確化等

ア 災害対策本部の設置基準及び廃止基準を明確にする。

イ 災害対策本部を運営するにあたり、平常時から、組織のメンバーを明確にしておくとともに、災害対策本部の設置及び運営方法等について十分に確認を行う。

ウ 町長が不在等により災害対策本部長として指揮がとれない場合等の指揮命令系統を明確にする。

エ 災害対策本部の各災対部における責任者を定め、指揮命令系統を明確にする。

(3) 事務分掌の周知徹底等

あらかじめ、災害対策本部設置時の組織構成及び事務分掌を定め、平常時から職員に対し事務分掌等の周知徹底を図り、職員自らの役割について十分理解させる。

(4) 夜間・休日等における体制

夜間・休日等勤務時間外の災害発生時等の「職員の参集手段」を明確にする。特に、町長等幹部職員及び防災担当職員については、夜間・休日等の連絡先等について常に明確にしておく。

(5) マニュアルの作成

ア 職員初動マニュアルの作成

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、職員の初動体制を明確化する職員初動マニュアルを作成する。作成の際には、平常時の組織ごとの配備・動員計画や勤務時間外の職員の参集方法、初動時にとるべき職員の行動等について明確化する。

イ 応急活動マニュアルの作成

町は、組織ごとに災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使

用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

ウ 消防団活動安全管理マニュアルの作成

町は、消防団と協力して、大規模災害時における消防団活動を継続していくために必要な事項を定めたマニュアルを作成し、活動時における消防団員の安全確保に努める。

3. 人材確保対策

(1) 他の災対部からの職員の応援

各災対部の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、他の災対部等からの職員の応援を受けられるよう職員の調整等が円滑にできるような体制を整備する。

(2) 退職者の活用等

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

4. 業務継続計画（BCP）

(1) 業務継続性の確保

ア 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(2) 電源及び非常用通信手段の確保対策

ア 電源及び非常用通信手段の確保

町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

イ 再生可能エネルギーの導入推進

町は県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(3) データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

(4) 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

5. 町施設における防災拠点機能の整備

(1) 役場、保健福祉センター等の防災拠点施設は、電気水道等が停止した場合に備えて、FAX・コピー・パソコン等が使用可能な自家発電設備の整備、飲料水・燃料の備蓄に努める。なお、役場が被災した場合に代替施設となる松島町運動公園温水プールについては、上記の整備に努めるほか、情報通信機器等の整備を図る。

(2) 救援・救護活動の拠点となる保健福祉センター・指定避難所となる学校や集会施設等を有効に機能させるため、防災倉庫の設置及び応急対策用資機材「物資の備蓄」「防災行政無線の設置」「住環境整備」を図る。

(3) 大規模災害発生時の炊出しの拠点となる学校給食センターについては、炊出しに必要な設備や機材等の整備を図る。

6. 防災計画の見直し等

(1) 松島町防災会議を設置し、随時、地域防災計画の見直しを行っていく。

(2) 地震調査研究等の推進

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

ア 国・県等の調査研究等の活用

国、県、研究機関等で実施された調査研究等の情報を入手し、必要に応じ松島町地域防災計画等の見直しを行う。

イ 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町又は県に報告するよう努める。

町及び県は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

ウ 防災対策研究の国際的な情報発信

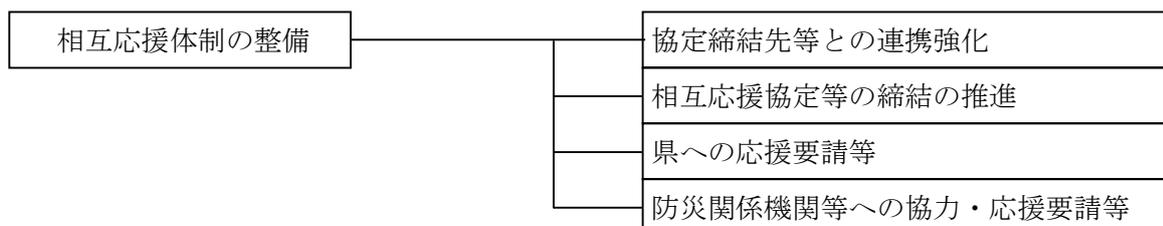
松島町地域防災計画 原子力災害対策編

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第17節 相互応援体制の整備

大規模な災害発生時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町、県及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。



1. 協定締結先等との連携強化

(1) 協定等締結状況

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大和町、富谷市、大衡村、	平成 7 年 11 月 14 日
災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定	宮城「館」懇談会、みやぎ生活協同組合	平成 9 年 1 月 24 日
災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城「館」懇談会、宮城県石油商業協同組合塩釜支部、宮城県石油商業協同組合黒川支部	平成 10 年 11 月 4 日
宮城県市町村相互応援協定	宮城県内全市町村	平成 16 年 7 月 26 日
松島町災害対策業務に関する協定書	松島地区防災防止協議会	平成 16 年 10 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	松島町社会福祉協議会	平成 16 年 12 月 1 日
大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書	社会福祉法人松島町社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会	平成 17 年 3 月 25 日
電力設備災害復旧に関する協定書	東北電力ネットワーク(株) 塩釜電力センター	平成 20 年 3 月 27 日
災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書	松島旅館組合、(一社)松島観光協会	平成 20 年 5 月 17 日
災害時における旅客船による	松島島巡り観光船(企)、丸文松島汽船	平成 20 年 5 月 17 日

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
る観光客輸送の確保に関する協定書	(株)、(一社)松島観光協会	
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	平成 21 年 12 月 7 日
夫婦町災害支援相互協定	秋田県にかほ市	平成 24 年 8 月 6 日
災害相互支援協定書	埼玉県滑川町	平成 24 年 11 月 3 日
災害時における清涼飲料水供給に関する協定書	仙台コカ・コーラボトリング株式会社	平成 25 年 12 月 3 日
東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定	東松島市	平成 24 年 4 月 24 日
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県武豊町	平成 24 年 10 月 4 日
特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 宮城事業部	平成 26 年 1 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定書	山形県中山町	平成 26 年 6 月 30 日
災害相互支援協定書	広島県廿日市市、京都府宮津市	平成 26 年 7 月 20 日
災害時における緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部	平成 27 年 2 月 16 日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人千賀の浦福祉会、医療法人友仁会老人福祉施設松島みどりの家、社会福祉法人功寿会、コスモスケア株式会社、有限会社マミーホーム、社会福祉法人松島町社会福祉協議会、松島医療生活協同組合、社会福祉法人松の実福祉会	平成 27 年 7 月 28 日
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	松島産業株式会社	平成 27 年 8 月 5 日
災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社宮城主管支店	平成 27 年 8 月 5 日
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	くろしおLPガス協議会、一般社団法人宮城県LPガス協会	平成 28 年 4 月 19 日
災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定	特定非営利法人アドバンス「デイサービスセンターいっぷく」、特定非営利法人結いのこころ「里山デイサービスひより」	平成 30 年 2 月 8 日

協定等名称	協定機関等	協定等年月日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年8月3日
包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社他町内郵便局等	令和2年11月5日

※ 各協定及び覚書等に関する詳細は資料編 資料2を参照のこと。

(2) 関係団体との連携強化

町及び県は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の供給を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、など、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(3) 相互応援体制の整備

ア 受入体制の構築

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に協定締結先等から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を位置付けるよう努める。

なお、受入れに必要な次の事項について準備を整える。

- (ア) 応援先・受援先の指定(優先順位)
- (イ) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (ウ) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (エ) 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制
- (オ) 資機材等の集積・輸送体制
- (カ) その他必要な事項

イ 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。なお、人的応援により職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(4) 非常連絡体制の確保

ア 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関等とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

イ 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、事前にルー

ルを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

(5) 県内市町村間相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

2. 相互応援協定等の締結の推進

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町、県及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

(1) 市町村間の応援協定等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意する。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当部局の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

ウ 遠方の市町村間の相互応援協定

協定締結の際には、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

松島町は日本三景のひとつとして、毎年、京都府宮津市と広島県廿日市市と連携をとっており、今後、両市との相互応援協定について検討を行う。

エ 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるようあらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 広域避難に係る協定締結等

東日本大震災の教訓を踏まえ、広域避難に関する協定締結等に努めるとともに、締結した場合には、あらかじめ相互間で協議を行い、その受入れ収容施設の状況把握や情報・連絡体制、広域避難に関する手順・移動方法など定めておくものとする。

(2) 民間事業者等との応援協定等

大規模な災害が発生した場合、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事、災害廃棄物の処理等の応急対策を迅速に実施するためには、民間事業者をはじめ各種団体の協力が不可欠となる。このため、町は、あらかじめ、民間事業

者等と協定等を締結し、協力体制の確立に努める。

3. 県への応援要請等

(1) 連絡体制の構築

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 応援体制の強化

町及び県は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

(3) 資機材及び施設等の相互利用

町及び県は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(4) 救援活動拠点の確保

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

4. 防災関係機関等への応援・協力要請等

(1) 自衛隊に対する緊急通知

町は、通信の途断等により県に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼ができない場合に備え、防衛大臣又は自衛隊へ直接緊急通知する際の連絡先や手順等についてあらかじめ明確にしておく。

(2) ライフライン事業者等との連携体制の確立

町は、電気、ガス、通信等、住民の生命又は社会生活の維持に必要なライフラインを管理する事業者等と、あらかじめ協議を行い、連絡体制等の整備を図り、災害時における連携体制を確立する。

(3) 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

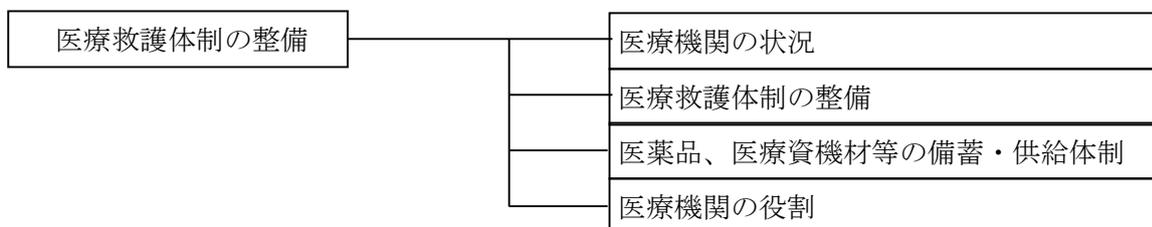
第18節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模災害発生時には、多数の負傷者がでることが予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがあることから、町は、県と医療救護機関と綿密な連携を図りながら医療救護体制を整備するとともに、医薬品等の備蓄も含めて整備充実を図る。

医療救護所設置については、(公社)宮城県塩釜医師会と締結する「災害時の医療救護活動に関する協定」により設置し救護班を編成する。医療救護所の運営については、混乱を招かないよう責任者を明確にした上で推進する。なお、必要な備品等の確保が図れるよう事前に準備し、関係機関の協力を得る体制をつくる。

<医療救護所の主な役割>

- ・ 傷病者の応急処置及び医療
- ・ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送準備の決定



1. 医療機関の状況

町内の医療機関の状況は、以下のとおりである。

なお、町は、災害時において町内の医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握し、この旨を住民に広報する。

また、大規模災害時における指定避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
松島病院	高城字浜 1-16	354-5811	内科、外科、産婦人科、整形外科、神経内科、消化器科 リハビリテーション科
中山クリニック	磯崎字磯崎 2-8	353-2333	内科、小児科、腎臓内科、人工透析
小野寺記念たけなか医院	高城字町 61	354-2607	内科、小児科、消化器内科
松島海岸診療所	松島字普賢堂 2-11	354-3702	内科、消化器科、循環器科、歯科、矯正歯科、小児歯科
松島中央歯科医院	松島字陰ノ浜 7-1	353-2161	歯科、矯正歯科、小児歯科
西村歯科医院	磯崎字磯崎 105-3	353-4092	歯科、矯正歯科、小児歯科、小児矯正無痛治療

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
A B E デンタルオフィス	高城字町 151-4	353-9980	歯科
ファミリア歯科	高城字町 147-6	355-6860	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科

2. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護体制の整備

- ア 町は、健康長寿課長を責任者とし、平常時より災害時の医療救護体制を構築する。
- イ 町は、病院、医療救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ウ 医療救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るため、町内各病院や（公社）宮城県塩釜医師会と事前に協議等を行い、協力体制を構築する。必要に応じ協定等の締結に努める。
- エ 医療救護所において医療救護活動が対応できない場合に備え、町は、県地域災害医療支部を通じた県医療救護班及びDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請等を迅速かつ円滑に実施するため、連絡先、連絡方法等をあらかじめ確認しておく。
- オ 町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星携帯電話、災害時優先電話、MCA無線機等の複数の通信手段の整備に努める。

(2) 医療救護所の指定

- ア 町は、（公社）宮城県塩釜医師会等医療機関の協力を得て、災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当、トリアージ等の初期医療救護に相当する応急処置等を行うための医療救護所を、あらかじめ、以下のとおり指定する。

□ 医療救護所

施設名	連絡先	収容規模
松島町農村婦人の家	352-2361	30人
松島町保健福祉センター	355-0666	20人

- イ 町は、障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 医療救護班の編成

- ア 町内の各病院、医院、（公社）宮城県塩釜医師会等の協力を得て、あらかじめ医療救護班を編成しておき、救護活動体制を確立する。町内独自での医療救護班の編成が困難な場合は、保健福祉事務所（保健所）の協力のもと、広域圏で編成を行う。

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

イ 町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(4) 応急救護設備の整備と点検

町は、大規模な災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行う。

(5) 在宅要医療患者の医療救護体制

ア 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

イ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

(6) 救護者の搬送体制

重度の負傷者の搬送は、塩釜地区消防事務組合消防本部・松島消防署等の救急車を利用し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

3. 医薬品、医療資機材等の備蓄・供給体制

(1) 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

ア 町は、初期医療救護活動等に必要な救急医療セットを町役場及び指定した医療救護所等に配備し、定期的に点検・補充を行う。

イ 災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合に備え、健康長寿課は、必要に応じ協定等を締結する等、調達先となる町内の関係業者との協力体制を構築し、その確保努める。関係業者は以下のとおりである。

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
品川薬局	高城字町 95-1	354-2032	
たかぎ薬局	高城字元釜家 9-1	354-3369	
つばさ薬局松島店	松島字普賢堂 5-5	353-2990	
薬王堂	高城字帰命院下一	353-3551	
カメイ調剤薬局松島店	高城字浜 1-68	353-8588	
まごころ調剤薬局	高城字町 62-3	349-9127	

ウ 町内の関係業者だけで不足する場合に備え、塩釜地区薬剤師会及び『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村からの調達方法等を協議しておく。

(2) 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、医師会や宮城県薬剤

師会等とあらかじめ協議しておく。

4. 医療機関の役割

- (1) すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。
- (2) 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、町及び他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- (3) 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

5. 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、指定避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。

(1) 災害派遣福祉チームの体制における役割(平時)

ア 町の役割

本計画において災害派遣福祉チームの役割を規定し、指定避難所の運営体制等を整備する。

災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割
福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

ウ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等(以下「協力法人施設」という。)の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割(災害時)

ア 町の役割

指定避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

イ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割
宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

ウ 協力法人施設の役割
可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

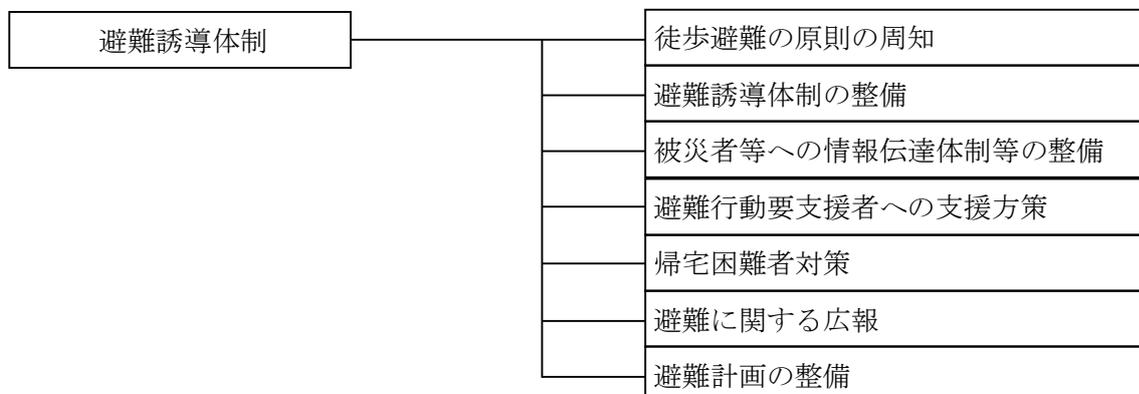
(3) 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、発災時に指定避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第19節 避難誘導體制

町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、避難計画の作成、強力な救助組織の確立等、大規模災害発生時における避難誘導體制の整備を次のとおり進める。



1. 徒歩避難の原則の周知

町は、指定避難所への職員配備や、防災行政無線を活用した適切な避難情報の収集伝達方法の整備を図る。特に避難行動要支援者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

災害発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、災害発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2. 避難誘導體制の整備

(1) 行動ルールの策定

町は、消防職団員、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

(2) 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

3. 被災者等への情報伝達体制等の整備

(1) 情報伝達手段の確保

ア 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

特に要配慮者については、地域住民や自主防災組織等のコミュニティを活かした情報の伝達体制の整備を図る。

イ 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者、外国人等の帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

(3) 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(4) 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

4. 避難行動要支援者の支援方策

(1) 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 避難行動要支援者対策について

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

- イ 避難行動要支援者の管理データの整備は町職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会が連携し、常に対象者の状況変化に対応できるようにし、安否確認の方法についても、対象者と地域住民の理解を得ながら事前に行うよう努力する。
- ウ 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(3) 社会福祉施設等における対応

- ア 動員計画及び非常招集体制等の確立
社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。
- イ 緊急時情報伝達手段の確保
町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。
- ウ 非常持ち出し品の確保対策
社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

(4) 在宅者対応

- ア 情報共有及び避難支援計画の策定
町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。
- イ 避難支援に配慮した方策の検討
町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。
- ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応
町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者の情報について、県と共有化を図るとともに、災害時個別支援計画等の策定に努める。

(5) 外国人等への対応

- 町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。
- ア 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。
 - イ 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
 - ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

エ 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

5. 帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

町は、大規模な災害の発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

(2) 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

(3) 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

(4) 避難対策

ア マニュアルの策定

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

ウ 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(5) 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(6) 訓練の実施

町は、県及び関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(7) 帰宅支援対策

町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

(8) 地域協議会等の設置

町は、主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、県と連携して取り組む。

6. 避難に関する広報

(1) 町民及び自主防災組織に対しては、その趣旨の徹底と非常時における安全避難への協力確保を図るため、平常時より広報に努める。

(2) 町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

(3) 実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

7. 避難計画の整備

(1) 町の対応

ア 町は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。

また、

(ア) 避難勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人数

(ウ) 指定避難所の名称、所在地、収容人数

(エ) 避難路及び避難経路、誘導方法

イ ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などまちづくりと一体となった防災力の向上に努める。

ウ 避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

(2) 公的施設等の管理者

学校等、病院、社会教育施設、駅等不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者や職員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、職員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

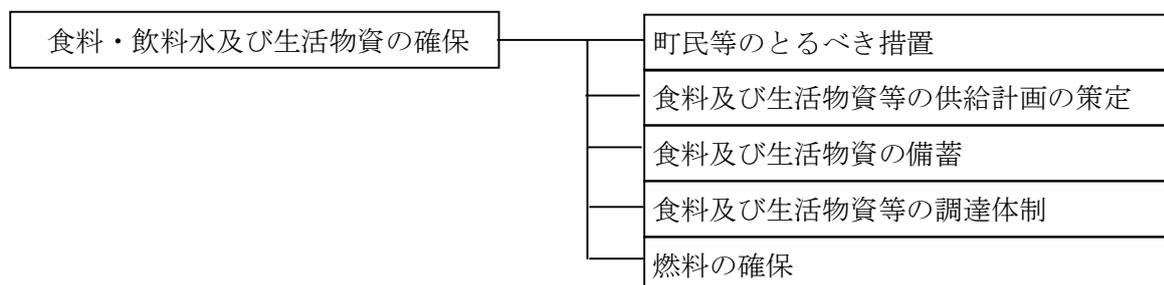
なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第20節 食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制

被災時に住民の食料や飲料水又は生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こり、早急な提供は困難が予測される。よって町は、被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行えるよう物資の備蓄、調達体制を整備していく。

また、学校給食センターやホテル・旅館を利用した炊き出しや、防災組織と連携による地域での炊き出しも計画する。

1. 各家庭での備え
2. 学校給食センター等での炊き出し
3. 各種団体・組織の救援活動



1. 町民等のとるべき措置

- (1) 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、「最低3日間、推奨一週間」分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するように努める。
- (2) 町民は、家族構成に考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- (3) 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努める。
- (5) 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう、パンフレット、広報誌等を通して啓発に努める。
- (6) 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

2. 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

3. 食料及び生活物資の備蓄

(1) 初期対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の「最低3日間、推奨一週間」分等、初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める。

ア 食料の備蓄

町は、米穀、乾パン等の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため分散備蓄を行うとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、対応年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行う。

イ 生活物資の備蓄

生活物資の備蓄状況は、資料編「資料7－食糧・飲料水等備蓄一覧」のとおりである。

ウ 飲料水の備蓄

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(2) 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、指定避難所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(4) 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(5) 備蓄物資選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(6) データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

(7) 配給体制の整備

以下の事項に留意し、大規模災害時の飲料水、食料、生活物資等の配給体制を整備する。

- ア 自主防災組織、ボランティア等の協力のもと配給体制を整備する。
- イ 指定避難所等での要配慮者への配慮
- ウ 公平性
- エ 在宅の被災者への配給体制
- オ 在宅の要配慮者への配給体制

4. 食料及び生活物資等の調達体制

(1) 食料・生活物資の調達

- ア 町は、民間事業者等と食料・生活物資の調達に関する協定を締結するなど、緊急時の物資調達先を確保する。
- イ 町は、生活物資の調達について利府松島商工会と協議の上、町内各業者から必要量を調達できるよう体制を整備する。
- ウ 町内の関係業者だけで不足する場合は、宮城「館」防災に関する相互応援協定締結市町村及びみやぎ生活協同組合との協定に基づいて調達するものとし、調達方法等について事前に確認しておく。
- エ 上記での調達が困難又は、生活物資が不足する場合等には、県に応援を要請するものとし、あらかじめ応援要請方法等について確認しておく。
- オ 調達する食料・生活物資を選定する際には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮することを、職員に対し周知徹底する。

(2) 飲料水の確保

- ア 被災地における迅速な対応を図るため、応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- イ 給水に関する応援要請については、日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づき実施する。

緊急時用浄水装置能力表

ろ過能力	V=2,000 ㍓ (1時間当たり)
	※ 1世帯当り 1日 20 ㍓ポリタンクを1個使用した場合
	1時間当り 2,000 ㍓ ÷ 20 ㍓ = 100 世帯分
	1日当り 100 世帯 ÷ 24h = 2,400 世帯分給可能

ウ 長期断水時の飲料水確保を図るため、井戸水等の水質検査に努める。

5. 燃料の確保

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

ア 物流体制の整備

町は県と連携し、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。

イ 燃料確保に関する協定等

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(2) 重要施設の停電時の対策強化

県から指定された重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 災害応急対策車両の燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

(4) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(5) 普及啓発

ア 燃料管理等の普及啓発

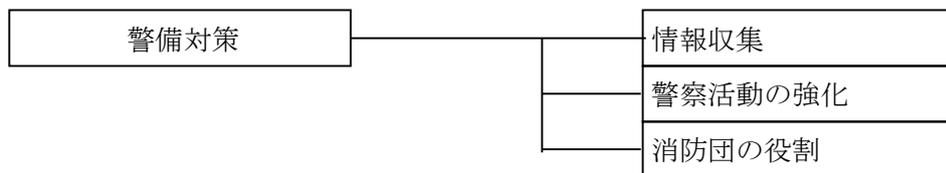
町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

イ 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第21節 警備対策

町は、災害発生時の、救出・救助活動の他、交通の混乱や治安の悪化など、警備を必要とする様々な場面が想定される。警察機関との連絡体制を強化し十分な対応がなされる体制づくりに努める。また、海上においては、宮城海上保安部が応急対策の役割が果たせるよう平時から連絡体制を強化する。



1. 情報の収集等

町は、塩釜警察署に対し、平常時より警戒区域、無人化地域及び指定避難所等の治安状況等の犯罪に関する情報を収集・分析し、治安活動について要請をする。

2. 警察活動の強化

町は、被災地、指定避難所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し、必要により臨時交番の設置、集団警ら等の地域警察活動を強化するよう要請する。

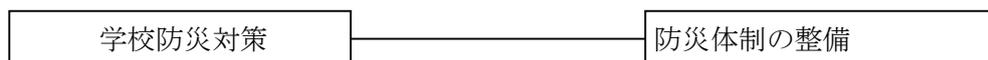
3. 消防団の役割

町は、災害が発生した際に消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民と協力し救助救出活動を行うため、多くの町民が平常時より地域自主防災訓練に参加し地域の連携の強化を図る。

第22節 学校防災対策

大規模災害発生の場合、指定避難所が開設された地域の学校の教職員は、指定避難所開設・運営への協力が要請されるとともに、被災した多数の児童・生徒に対するケア等適切な対応が必要になる。学校は、大規模災害時を想定した教職員の行動計画を策定し、児童・生徒の避難誘導保護等を含めた「災害対策マニュアル」を策定する。

なお、学校施設については、災害発生時、地域における防災拠点として利用されるため他の指定避難所と同様に、備品や避難生活に必要な物資の備蓄を行うとともに、耐震補強等防災に必要な施設の整備に努める。



1. 防災体制の整備

学校（幼稚園、保育所含む）は、町、県、教育委員会の指導及び支援を受け、計画の策定や連絡体制の整備など事前対策を推進する。

(1) 校長（以下「園長、所長」を含む）は、学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てておく。

(2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

ア 児童等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図ること。なお、児童・生徒の引き渡しにおいては以下の事項に留意する。

(ア) 平常時から家庭の状況を把握しておくこと。

(イ) 保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については学校等に止めなど事前の協議・確認を行うこと。

(ウ) 登下校園中（徒歩、自転車、バス等）に災害が発生した場合の対応

(エ) 警報発表中は、児童生徒を引き渡さず、保護者とともに学校等に留まることや、避難行動を促すなどの判断についての対応

イ 教育委員会、警察署、松島消防署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

ウ 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと。

エ 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たるため、学校防災計画に指定避難所となる場合の事項を定めておくこと。

(3) 町及び学校は、「まっしま防災学」として防災専門家や災害体験者の講演会開催及び町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を計画する。また、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育や、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

- (4) 教職員に対しては、災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火方法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- (5) 町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第23節 複合災害対策

二次災害・複合災害防止対策

複合災害対策

1. 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

(1) 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の災害予防対策の定めるところによるが、予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

ア 活動体制

- (ア) 町は、平常時から防災関係機関相互の連携（要因、装備、資機材等の広域応援）について協議しておく。
- (イ) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (ウ) 町、県、関係市町村は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢等を速やかにとることを考慮する。
- (エ) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

イ 情報収集・伝達体制の整備

- (ア) 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (イ) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、

必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

(ウ)町、県、防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

① 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

② ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

(エ)複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

ウ 避難体制の整備

(ア)複合災害時には、避難勧告等や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

(イ)町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する津波ハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

(ウ)町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

(2) 複合災害に関する防災活動

ア 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

イ 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 緊急事態応急対策

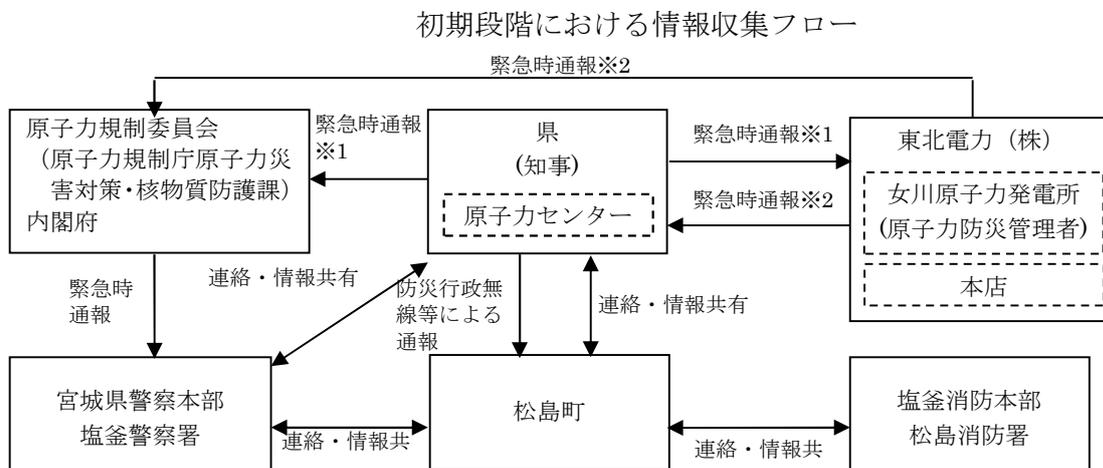
1. 基本方針

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態応急対策を中心に示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

放射性物質や放射線が町に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、直ちに町は、あらかじめ定めた連絡体制のもと、県、塩釜消防本部、警察署及び防災関係機関との連絡を密に行い情報収集を行う。

この際の連絡窓口には、あらかじめ定めた要員をおく。



※1：県がモニタリングポスト又はステーションで1 μ Sv/時以上を観測した場合

※2：原子力発電所で警戒事象等が発生した場合

(1) 緊急事態 (Alert) 等に係る通報連絡

ア 原子力事業者からの警戒事象発生 of 通報があった場合

(ア) 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会へ連絡するとともに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係機関等への連絡に備えることとなっている。

(イ) 原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在自治体及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む自治体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等の避難を含む援護体制を構築するよう連絡することとされている。

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

(ウ)町は、国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

イ 原子力事業者からの施設敷地緊急事態(Site Area Emergency)に係る通報連絡があった場合

(ア)原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の報告を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在自治体の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(イ)原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について町をはじめ官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む自治体に対し、町民等の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

(ウ)町は、県及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(エ)原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県に連絡することとされている。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(ア)原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在自治体の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(イ)町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）や県から情報を得るものとする。

(ウ)町は、指定地方公共機関との間において、県及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(エ)町及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

(オ)町は、国の現地事故対策連絡会議との連絡を密にするものとする。

イ 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報）

(ア)原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び事業者その他関係機関とともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

(イ)原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

(3) 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

(4) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

(5) 緊急モニタリングの実施

警戒事態等に至った場合、又は町長がモニタリングの強化が必要と判断した場合には、町は、平常時から実施しているモニタリングを強化する。

また、町のホームページ等を活用し、その結果を住民等へ公表する。

<モニタリング実施項目>

ア 空気中の放射線量モニタリング

イ 土壌放射能濃度モニタリング

ウ 学校給食の放射能濃度モニタリング

エ 農林水産物の放射線量モニタリング

オ 水道水及び浄水場発生土の放射能モニタリング

3. 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

県や国、関係機関等からの連絡や、収集した情報等を踏まえ、町は、以下の配備体制をとることを基本とする。配備内容及び会議構成等は、地震・風水害時を準用し、あらかじめ収集しておいた災害対策に必要な資料等を用意する。

区分	配備基準
警戒配備（0号配備）	女川原子力発電所が警戒事態となった旨の連絡等を受けるとき。
非常配備（3号配備） 災害対策本部設置	女川原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった旨の連絡等があり、かつ国や県から具体的な指示等があったとき。又は、副町長が必要と認めたとき。

警戒事態：公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階

施設敷地緊急事態：公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階

全面緊急事態：公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階

ア 事故対策のための警戒態勢

(ア) 事故故障等発生時

町は、事故故障等発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする（第2章 原子力災害事前対策 第5節 緊急事態応急体制の整備「2. 災害対策本部体制等の整備」参照）。

(イ) 警戒事態(A l e r t)等発生時

町は、警戒事態等が発生し、原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、原子力災害特別警戒配備体制をとる。この場合、災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、緊急事態応急対策の準備等にあたるものとする。

(ウ) 情報の収集

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、国、県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

(エ) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

(オ) 国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(カ)警戒態勢の解除

町長は、原子力災害の危険が解消し、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、警戒態勢を解除するものとする。

イ 災害対策本部の設置等

(ア)町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

(イ)災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

ウ 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は本章第2節 防災活動体制「3 災害対策本部の組織体制」のとおりとする。

エ 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会

原子力緊急事態宣言が発出された場合は、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなっている。町は会議結果を踏まえ、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

なお、原子力災害合同対策協議会の構成員は別表1のとおりである。

また、町は初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行うこととする。

(別表1) 原子力災害合同対策協議会の構成員

関係機関	構成員(10数名)	補助構成員(約20名)
国	現地対策本部長 環境省副大臣／政務官 原子力規制委員会原子力規制庁 地域安全総括官 内閣官房内閣参事官 (安全保障、危機管理担当) その他指定行政機関代表者	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラント班責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制事務所長 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員
県	現地本部長	合同対策協議会総括班副責任者(現地本部事務局長)

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

関係機関	構成員(10数名)	補助構成員(約20名)
	現地副本部長 (総括担当) (住民生活・連絡調整担当) (広報・モニタリング担当) (医療・住民生活担当)	合同対策協議会広報班副責任者(現地副本部長(広報・モニタリング担当)) 合同対策協議会放射線班副責任者(現地本部モニタリング班長) 合同対策協議会医療班責任者(現地副本部長(医療・住民生活担当)) 合同対策協議会住民安全班責任者(現地副本部長(住民生活・連絡調整担当)) 合同対策協議会運営支援班副責任者(現地本部事務局次長) 現地本部警察班長 その他現地本部要員
関係町町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 立地消防本部代表者
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長
原子力規制委員会	原子力規制委員会緊急事態応急対策委員	原子炉等関係、防護対策関係の専門家

(3) 専門家の派遣要請

町は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(4) 応援要請及び職員の派遣要請等

ア 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された相互応援協定等に基づき、他自治体等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

イ 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認められるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(5) 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階

における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

(7) 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

ア 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

イ 防護対策

(ア) 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(イ) 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

ウ 防災業務関係者の放射線防護

(ア) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(イ) 町は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(ウ) 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(エ) 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(オ) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

4. 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。なお、単独災害の場合は、原則自宅等における屋内退

避とし、複合災害の場合は、第3章 第8節「避難誘導」を準用する。

ア 原子力発電所の場合

(ア)町は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、町は、UPZに準じて、予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

(イ)町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、UPZに準じて、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、町民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(ウ)町は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、町独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、町と国は緊密な連携を行うものとする。

(エ)本町が避難対象区域に含まれた場合、町民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、町民等に向けて、避難及びスクリーニングや避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、本町が避難対象区域に含まれた場合、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(オ)本町が避難対象区域に含まれた場合、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により町民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(カ)町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の自治体に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の自治体と協議のうえ、要避難区域の自治体に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

イ 原子力発電所以外の原子力施設の場合

- (ア)町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、町民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- (イ)町は、町民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- (ウ)町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により町民等の避難状況を確認するものとする。
- (エ)町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受入先の自治体に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の自治体と協議のうえ、要避難区域の自治体に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(2) 避難場所

県等からの避難指示等を受け、町が避難所等を開設する場合には、以下の点に留意する。その他については、第3章第8節「避難誘導」を準用する。

国の原子力災害対策本部が、避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施等を決定した場合には、町は、必要に応じ、県が原子力事業者と連携し実施する避難住民等へのスクリーニング及び除染に対し協力する。

- ア 本町が避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- イ 本町が避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、それぞれの避難場所に受入れされている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について町及び県に提供するものとする。
- ウ 本町が避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- エ 本町が避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- なお、町は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、掃除、し尿処置、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- オ 本町が避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女及びLGBTなど性的マイノリティのニーズの違い等多様な視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- カ 本町が避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- キ 本町が避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- ク 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。
- ケ 町は、県と連携し、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

(3) 広域一時滞在

- ア 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが

必要であると判断した場合において、原則として、同一都道府県内の他の自治体への受入れについては当該自治体に直接協議し、他の都道府県の自治体への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災町民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(4) 避難退域時検査等の実施

町は、県が行う、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象とした、避難退域時検査及び簡易除染に協力するものとする。

(5) 安定ヨウ素剤の予防服用

県が住民等に対する安定ヨウ素剤の服用等の指示を決めた場合には、町は、以下の措置を講ずる。

ア 町は、県に対し安定ヨウ素剤の調達を要請する。

イ 県や医療機関等と連携し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び町や県職員の関与のもと、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

(6) 要配慮者等への配慮

ア 本町が避難対象区域に含まれた場合、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

イ 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

ウ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

(7) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合、施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかに

その旨を連絡するものとする。

(8) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

大型店舗、病院、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、施設管理者は、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

(9) 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(10) 飲食物、生活必需品等の供給

ア 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女及びLGBTなど性的マイノリティのニーズの違い等多様な視点等に配慮するものとする。

イ 町が被災した場合は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

ウ 町が被災した場合は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

(11) 他自治体からの避難の受入れの実施

UPZ内においては、原子力施設の状況に応じた段階的な避難や、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や一時移転を実施しなければならないとされている。

ア 町は、女川原発で警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、県又は避難元自治体から避難の可能性について情報提供を受け、全面緊急事態が発生した場合、県又は避難元自治体から避難者の受入れについて要請を受けることとされている。

町は、以下の場合のときのみ避難者を受け入れる。受け入れられない場合は、県と避難元自治体にその旨を伝達する。

- ・町の施設が使用可能であり、町内の避難者が発生していない又はわずかである
- ・町内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない
- ・原発事故による町への影響が少ない

- イ 町は、避難者の受入れを決定した場合、避難元自治体に避難者の対象人数、世帯数などを確認のうえ、避難所受付ステーションを開設する。避難所受付ステーションでは、避難者の本人確認を行い、あらかじめ定めた避難所へ案内する。
- ウ 町は、避難所を開設し避難者を受け入れる。なお、避難所開設時に使用期限を原則として定めることとするが、災害の状況や避難者の人数等により必要に応じて延長もしくは他の施設への移動することについて、県及び避難元自治体と協議する。
- エ 町は、避難初期の段階については避難所の運営を主体的に担うが、避難元自治体の体制が整い次第、避難所の運営を避難元自治体に引き継ぐ。
- オ 避難者が使用する飲食物や生活必需品については、避難元自治体を用意することを原則とするが、不足する場合には可能な範囲で緊急的に町の備蓄物資を供給する。供給する物品が不足し、調達の必要がある場合は、避難元自治体を通じ、県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。
- カ 上記の場合でも、必要に応じ、被災の状況に応じて、協議、決定する。

5. 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

- ア 事故の通報を受けた塩釜警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。
- イ 事故の通報を受けた松島消防署（塩釜地区事務組合消防本部）は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- ウ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。

6. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 町は、町民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 町は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射

性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

- (3) 町は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

7. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

本町が避難対象区域に含まれた場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県、バス事業者等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 町民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、概ね以下のものとする。

- ・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材の輸送
- ・負傷者、避難者等の輸送
- ・対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、自治体の対策本部長等）、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材の輸送
- ・コンクリート屋内退避所及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材の輸送
- ・食料、飲料水等、生命の維持に必要な物資の輸送
- ・その他緊急に輸送を必要とするものの輸送
など

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 本町が避難対象区域に含まれた場合、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 本町が避難対象区域に含まれた場合、人員、車両等の調達に関して、バス会社等関係機関との連携に努めるほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺自治体に支援を要請するものとする。

ウ 本町が避難対象区域に含まれた場合、 によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

(4) 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む町道路管理者は、交通規制にあたる塩釜警察署と相互に緊密な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

8. 救助・救急、消火及び医療活動

(1) 救助・救急及び消火活動

ア 本町が避難対象区域に含まれた場合、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間事業者からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

イ 本町が避難対象区域に含まれた場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

ウ 本町が避難対象区域に含まれた場合、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

(ア) 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

(イ) 応援要請を行う消防機関の種別と人員

(ウ) 町内への進入経路及び集結（待機）場所

など

(2) 医療措置

県が設置する医療班の以下の医療活動等に対し、町は、必要に応じ、協力するものとする。また、住民等の搬送を行った場合等には、搬送先との医療機関との連絡を密にし、搬送された住民等の状況把握等に努める。

ア 災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行う。

イ コンクリート屋内退避所や避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行う。

ウ 被ばく医療機関への搬送等

9. 町民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、町民等の精神の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 町民等への情報伝達活動

ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における町民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、町民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

イ 町は、町民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、わかりやすい表現による例文を用いるなどの対応を行うものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 町は、役割に応じて町民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、町民等の精神の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

エ 町は、町民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺自治体と相互に連絡をとりあうものとする。

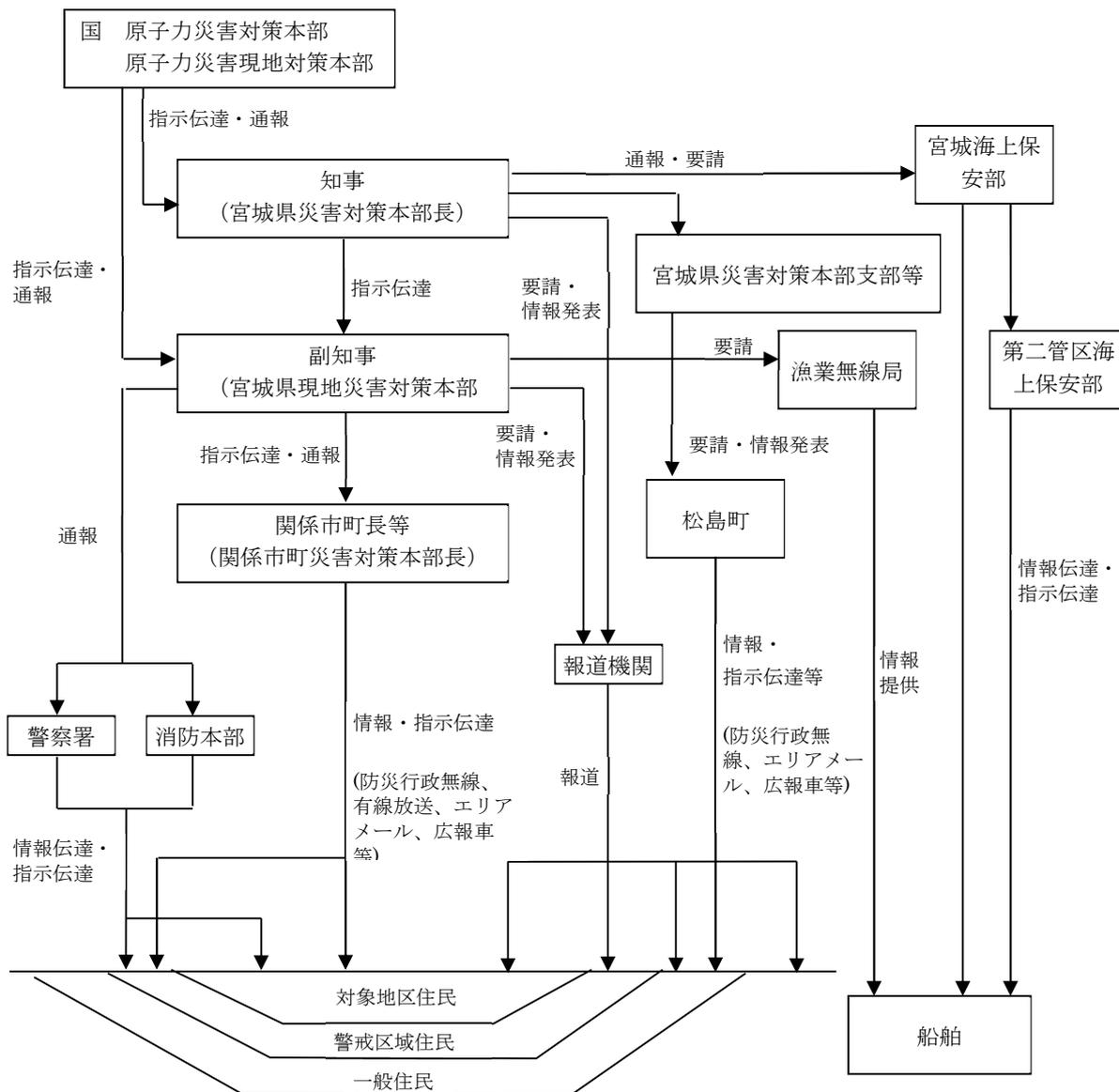
オ 町は、情報伝達にあたって、防災行政無線（同報系）、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

カ 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知するものとする。

キ 情報の伝達系統

住民に対する情報伝達は以下の系統とする。



(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を整備するものとする。また、住民のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(3) 町の行う広報及び指示伝達

ア 町民等への広報

町長は、あらかじめ定めるところにより町民等に対して次の事項について広報を行うものとする。

(ア) 災害の状況及び今後の予測

(イ) 県及び関係町町並びに国、関係防災機関の対策状況

(㊦)地区（行政区画）別の町民等のとるべき措置及び注意事項

(㊧)その他必要と認める事項

イ 情報の指示・伝達

町は、町民等に対し、防災行政無線、広報車、立て看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、要員及び機材が不足する場合は、知事に対し応援を要請することができる。

10. 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。

運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。

町は、町内で事故が発生した場合は、県、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、県等の指示のもと緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

(1) 事故発生等の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に基づき、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生通報様式を用いて文書を送信することとなっている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとなっている。

□ 通報基準

	原災法第 10 条 (特定事象)	原災法第 15 条 (原子力緊急事態)
線量率	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所で火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に 100 μ S v / h 以上の線量を検出	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所で火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に 10m S v / h 以上の線量を検出
放射性物質	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又はその蓋然性が高い場合	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、放射性物質の種類に応じ、告示に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいした場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合

(2) 原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、塩釜警察署、松島消防署（塩釜地区事務組合消防本部）、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。

(3) 県及び町の措置

事故の通報を受けた県及び町は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

11. 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応する。

(1) ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防御を要する状況を踏まえ、高齢者等の介護や通訳等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

(2) 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

ア 義援物資の受け入れ

被災した町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

イ 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

12. 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 本町が避難対象区域に含まれた場合、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、待避先を町民等へ周知する。

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

なお、行政機関においては町民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

- (2) 本町が避難対象区域に含まれた場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

【初動期の応急活動】

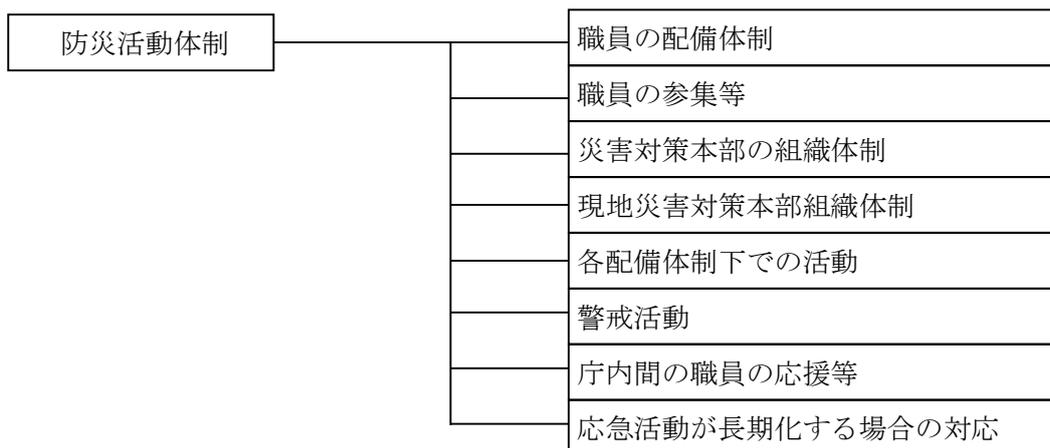
災害発生直後は、人命の安全確保を最優先とし、避難誘導や救急救助活動、消火活動を行わなければならない。また、正確な情報収集を行い、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を行い、被害の拡大防止と二次災害の発生抑止に努めなければならない。

第一段階の応急対策は、人命救助を最優先とした集中的活動により、その被害を最小にとどめるための活動を行うべきである。その上で第二段階としての対応策を実施できるよう備えを整えておくことが大切である。

住民は我が身の安全を確保した上で、率先して隣や近所の住民の安否確認や救出活動を行う。

第2節 防災活動体制

災害に伴う様々な被害を軽減するためには、応急対策活動を迅速・的確に行うための体制づくりが求められる。従って、町は災害発生直後の職員初動体制を整備し、合わせて、災害規模に応じて災害対策本部を設置し適切な動員体制を作り各対策部ごとに定められていた応急対策を実施する。



1. 職員の配備体制

女川原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった旨の連絡等があり、かつ国や県から具体的な指示等があったとき。又は、副町長が必要と認めたとき、その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、非常配備体制を取る。なお、災害対策本部が設置された際には、各課（局所）は部となる。

また、この前の段階では警戒配備を敷くこととしており、各配備体制の基準内容等については次のとおりである。

- ※資料 1-3 災害対策本部組織図
- ※資料 1-4 事務分掌内容
- ※資料 1-6 各対策の所管課一覧

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

(1) 警戒配備 (0号配備)

女川原子力発電所が警戒事態となった旨の連絡等を受けとき及びその他特に危機管理監が必要と認める場合は、必要な人員をもって警戒配備 (0号配備) 体制を取る。

(2) 災害対策本部 (3号配備)

女川原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった旨の連絡等があり、かつ国や県から具体的な指示等があったとき。又は、副町長が必要と認めたとき、その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めたときは、松島町災害対策本部を設置し、非常配備 (3号配備) 体制を取る。

また、災害対策本部設置前の段階でも、被害の規模が相当程度広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(3) 職員動員体制

配備体制ごとの職員動員体制は、「資料1-5 動員体制」に定めるとおりとする。

【配備体制の基準・内容等】

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
災害対策警戒配備による警戒配備	警戒配備 0号	町内で震度4以下の地震が観測、または災害の発生が予想されるとき。 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 女川原子力発電所が警戒事態となった旨の連絡等を受けとき及びその他特に危機管理監が必要と認める場合 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	災害に関する情報の収集及び連絡が円滑に行える体制。	■体制 総務課 (環境防災班) 危機管理監 ■構成 危機管理監 環境防災班 その他危機管理監が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室
	特別警戒 3号	町内で震度4以上の地震が観測され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 その他特に総務課長が必要と認めたとき。	警戒本部設置 災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる体制。	■体制 本部長：総務課長 副本部長： 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 その他総務課長が必要と判断した課(局所)の職員	役場会議室

区分		配備基準	配備内容	警戒体制/会議構成	参集場所
	号	宮城県に津波注意報以上が発表されたとき。 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は、被害が発生したとき。 その他特に副町長が必要と認めるとき。	特別警戒本部設置 各課(局所)長、参事、班長及び所要職員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部に移行できる体制。	■体制 本部長：副町長 副本部長： 総務課長 危機管理監 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室
災害対策本部要綱	非常配備 号	町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 女川川原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった旨の連絡等があり、かつ国や県から具体的な指示等があったとき。又は、副町長が必要と認めるとき。 その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において町長が必要と認めるとき。	災害対策本部設置 組織の全力を挙げて応急対策を実施するため全職員体制。	■体制 本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 ■構成 各課(局所)長 班長	役場会議室 (庁舎被災時) 温水プール美遊 (高城字動伝一34-1) 石田沢防災センター(松島字石田沢12-2)

2. 職員の参集等

(1) 勤務時間内の参集行動等

ア 職員動員の指示

危機管理監は、配備体制基準に該当する災害情報等を入手した場合は、庁内放送及び登録制メール等を用い、動員職員に対し配備命令を出す。

当該配備体制に係る課(局所)長は、危機管理監からの情報を確認後、動員職員の所在等を確認し、庁外へ出ている職員がいる場合などには、その旨の伝達等を行う。

イ 動員職員への伝達手段

配備命令の動員職員への伝達は、主に次の方法で行うものとする。

- (ア) 庁内放送・・・庁内職員向け
- (イ) 防災行政無線・・・庁外活動中の職員向け
- (ウ) 一般加入電話・・・町出先機関向け
- (エ) 携帯電話(メール機能含む)・・・庁外活動中の職員向け
- (オ) 口頭連絡・・・停電等により庁内放送等が使用できない場合等

ウ 職員の対応

町職員は、配備命令を確認した場合には、迅速に次の行動をとるものとする。

- (ア) 仕事の途中であっても速やかに平時の勤務場所に戻り、上司の指示を受けられる体制を整える。

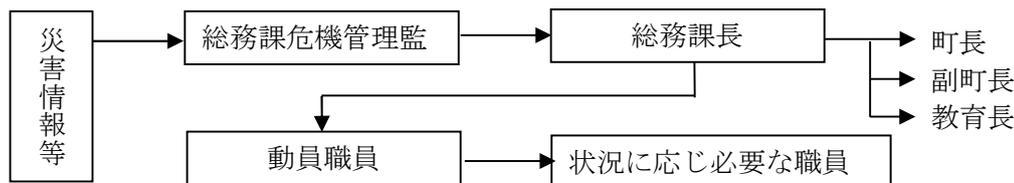
- (イ) 災害の状況により庁舎へ戻れない場合には、最寄りの公共施設等へ参集し、その旨を上司に連絡する。
- (ロ) 勤務場所が庁舎外で、災害発生とともに庁舎に戻る場合には、途中の被災状況を上司に報告する。
- (エ) 庁舎（施設）及び設備の機能（安全）確認、来庁者・施設利用者等の安全確保及び避難誘導等への対応を行う。火災が発生した場合には、初期消火に努め、直ちに消防本部へ連絡する。また、エレベーターが設置されている場合には、エレベーター内の残存者の確認を行う。
- (オ) 庁舎内が一段落した後は、家族の安否確認を行い、その後、速やかに活動できる体制をとる。

(2) 勤務時間外の参集行動等

ア 職員の招集

(ア) 動員職員への災害情報の伝達

次のフローにより、配備命令を動員職員へ伝達する。



(イ) 動員職員の登庁

- ① 動員職員は、勤務時間外（夜間・休日など）に、上記フローにより災害情報等の伝達があったとき、もしくはテレビやラジオなどによる災害情報などを知ったときは、速やかに登庁又は配置につく。
- ② 自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、その旨を所属課（局所）長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。
- ③ 災害による交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属課（局所）長へ報告し、その後の指示を受ける。

イ 職員の自主参集

災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、職員は配備命令の有無にかかわらず、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努め、次の措置をとる。

- (ア) 職員は震度5強以上の地震が発生した場合、あるいは大規模な災害の発生を覚知した場合は、配備命令の伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に徒歩、バイク又は自転車等を利用し、途中の災害状況を把握しながら参集する。

- (イ)自ら又は家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。
- (ロ)自らの周辺における火災の有無を確認し、火災があった場合は初期消火、消防機関への通報などで対処する。また、参集途上で住民等の救助要請を認めた場合は、消防機関や警察等へ通報するとともに、人命救助など適切な処置を講じる。
- (ハ)交通機関や通信の途絶、火災などにより参集することが困難な職員は、所属課（局所）長に連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設に参集し指示を待つものとする。
- (ニ)出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

ウ 登庁後の職員の行動

動員職員や自主参集により最初に登庁した職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、次のような応急対策を臨機の判断により迅速かつ的確に実施する。

なお、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

(ア)火災報知器等の確認による庁舎の設備被害の把握及び機能（安全）確保

(イ)庁舎の目視による安全確認

(ロ)防災行政無線、電話、FAX、インターネット回線等の情報通信機器の被害状況

(ハ)災害などに関する情報収集及び連絡

(ニ)気象情報の収集及び連絡

(ホ)災害対策本部設置業務、関係防災機関に関する要請

(ヘ)指定避難所の開設、避難誘導など

(3) 職員参集状況等の把握

職員の参集状況、安否確認は、各課（局所）長が取りまとめ、総務課長へ報告する。その際、職員が参集途上で把握した被害状況等についても、報告するものとする。

※資料8-5 参集時被害確認メモ

3. 災害対策本部の組織体制

(1) 災害対策本部の組織

松島町災害対策本部の組織は、「松島町災害対策本部条例」及び「松島町災害対策本部運営要綱」に基づくものとする。

(2) 松島町災害対策本部の事務分掌

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- イ 住民の不安を除くために必要な広報
- ウ 消防・水防その他応急措置

- エ 被災者の救助、救護その他の保護
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難の準備情報、勧告、指示
- ク 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ケ 県災害対策本部への報告、要請
- コ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ その他必要な災害応急対策の実施

(3) 設置・廃止基準

次の基準に該当し、町長が必要と認めるとき、災害対策本部を設置又は廃止する。

ア 設置基準

- (ア) 女川川原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となった旨の連絡等があり、かつ国や県から具体的な指示等があったとき。又は、副町長が必要と認めたとき。
- (イ) 災害救助法による救助の適用を受ける災害が発生したとき。
- (ウ) 町内において、震度5強以上の地震が発生したとき。
- (エ) その他必要な事態が発生したとき。

イ 廃止基準

- (ア) 町域において、災害発生のおそれが解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

(4) 災害対策本部の設置・廃止の通報

災害対策本部長は、本部の設置又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。また、本部員会議の決定事項のうち必要と認める事項についても同様とする。

- ア 県知事
- イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ウ 自衛隊
- エ 隣接市町長
- オ 住民
- カ 各報道機関

(5) 町長指揮命令不能時等における措置

町長の指揮命令不能時等は、副町長に町長の職務・権限を代行させることとし、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

(6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別な場合を除き役場会議室に置く。災害対策本部が設置された場合は、速やかに通信機器等の使用ができるような準備体制を図る。

ただし、災害により役場庁舎に甚大な被害が発生し設置が困難な場合は、下記の施設に本部を設置するものとする。但し当該施設にも甚大な被害が確認された場合は被害の影響が軽微な施設に変更し災害対策本部を設置する。

- ・施設の名称：松島運動公園温水プール 所在：松島町高城字動伝一 34番地の1
- ・施設の名称：石田沢防災センター 所在：松島町松島字石田沢 12番地の2

(7) 災害対策本部の運営

ア 本部員会議

(ア)本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(イ)本部員会議は、災害対策本部長が招集する。

イ 部

(ア)部は、本町における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

(イ)部に、部長の外、副本部長を置き、災害対策本部組織表に掲げる職にある者又は部長が指名する職員をもって構成する。

(ウ)部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を把握し、所属職員を指揮監督する。

(エ)副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときにその職務を代理する。

4. 現地災害対策本部

ア 局地災害の応急対策を集中的に推進するため又は特に必要があると認めるときは、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名した者が担当する。

ウ 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度災害対策本部長が定める。

5. 各配備体制下での活動

(1) 警戒配備（0号配備）下での活動

警戒配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 危機管理監は、県及び関係機関と連絡を取り、災害等の情報を的確に把握し各課に連絡を取る。

- イ 建設課長、水道事業所長は、仙台管区気象台が発表する防災気象情報及び宮城県総合防災情報システムからの情報を収集し、危機管理監に報告する。
- ウ 関係各課（局所）長は、役場庁舎会議室に参集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。
- エ 配備を行う各課（局所）の課（局所）長は、危機管理監からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に、必要な指示を行う。
- オ 配備につく職員の人員は、状況に応じ各課（局所）長が判断し増減する。
- カ 配備につく職員は、自己の所属する課（局所）の所定の場所に待機する。

(2) 非常配備（3号配備）下の活動

- ア 非常配備の場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を災害対策本部長に随時報告する。
- イ 災害対策本部長は、災害対策状況を県に報告する。

(3) 非常配備体制の特例

- ア 災害対策本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができる。
- イ 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるとき、関係部長は、災害対策本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

(4) 関係機関等との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

6. 警戒活動

地震・津波発生時には被害拡大を防ぐため、町内の警戒・監視、防潮扉の操作等必要な措置をとる。

(1) 警戒体制

町内に災害の発生が予想される場合は、防災活動体制の基準に基づき、警戒配備体制を敷く。

7. 庁内間の職員の応援等

各部における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の部から応援を得る。

(1) 職員の応援要請

各部長は、各部の職員の参集状況や活動状況等を把握し、職員が不足する場合には、以下の事項を「職員応援要請書」等に明記し、災対総務部へ職員の応援を要請する。ただし、

急を要する場合には「職員応援要請書」を省略することができる。

- ア 応援を要請する作業内容・職種
- イ 場所
- ウ 人員数
- エ 携帯品
- オ その他必要事項（技術・女性職員の必要性等）

(2) 応援職員の派遣

災対総務部は、各部からの職員の応援要請に対応するため、次の対策を実施し、応援要請した部に職員を派遣する。

- ア 各部から提出される「職員応援要請書」等より、職員の応援を必要とする業務内容及び人数等をできる限り正確に把握する。
- イ 職員の出勤・出務状況を踏まえ、応援出務可能人員の調査を行う。
- ウ 応援出務可能人員の調査及び各部の応援要請を踏まえ、職員配置案を策定する。職員配置案の策定にあたっては、過去に経験した業務内容や性別等をできる限り考慮する。
- エ 職員配置案をもとに、職員に余裕のある部と協議を行い、応援要請先の各部に動員を派遣する。
- オ 町職員において、応急活動要員が不足する場合には、協定先の市町村、職員OB等への応援を要請する。

8. 応急活動が長期化する場合の対応

町は、大規模な災害が発生し、応急対策が長期化する可能性がある場合には、次のような対応をとり、職員の健康を配慮する。

(1) 職員の交代、休息

職員の不眠不休作業が、長期間続くことのないよう、職員の交代や休息について十分に配慮する。

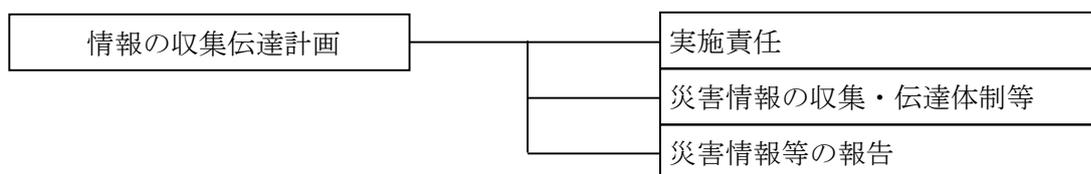
- ア 災対総務部は、応援要請を行った人員を含め、職員の交代、休息計画等を策定する。
- イ 性別等に配慮し、休息場所として、庁舎等に仮眠場所等を確保する。
- ウ 初動期の活動が一段落した時点等で、順次職員を一時帰宅させる。

(2) 衛生・健康管理

- ア 庁舎等に備蓄してある食料等、又は調達した食料等を応急活動要員に定期的に供給し、健康管理に配慮する。
- イ 必要に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所等と連携し、職員に対するメンタルヘルスケアを行う。
- ウ 応急対策要員用の洗面場所、トイレ等を設置し、衛生管理を徹底する。

第3節 情報の収集伝達

災害発生と同時に、正確な災害情報を迅速かつ的確に収集できる体制を整え、いち早く地域住民や観光客等に避難を含めた情報を伝達することが重要であり、また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、各防災関係機関と緊密な連携を図る。



1. 実施責任

(1) 町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町は報道機関と連携し、住民の生命、財産を保全するため、防災気象情報、地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

(2) 災害発生のおそれがある危険や異常等の発見者は、ただちにその旨を町、消防署、警察、海上保安部のいずれかに通報しなければならない。

2. 災害情報の収集・伝達体制等

(1) 災害情報の収集

ア 災害情報収集体制

町は、災害の発生又は発生するおそれがある場合、地区配備員、各行政区長、消防団員等の任務を担う者に災害情報の収集と調査連絡にあたらせ万全を期す。

イ 災害情報の内容

(ア) 災害発生の危険又は異常な現象

(イ) 住民の避難の状況

(ウ) 災害が発生している状況

(エ) その他災害情報

ウ 災害発生直後の留意点

災害発生直後は、特に以下の事項に留意する。

(ア) 町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

- (イ) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内外で行方不明となった者について、塩釜警察署等の協力に基づき正確な情報の把握に努める。
- (ウ) 行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。
- (エ) 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。
- (オ) 町は、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し情報の共有を図る。

エ 県との通信が途絶し、県から職員が派遣されてきた場合には、相互に協力し、情報収集活動にあたる。

オ 港湾、漁港、海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての施設使用可否等の検討を行う。

(2) 被害状況の調査

ア 被害調査体制

町における被害状況の調査は、次のとおり各課及び地区配備員において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

なお、被災家屋調査については、災害対策本部長の指示により特別調査班を編成し対応する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	総務課長	各課(所、室)長、各行政区長
死傷者関係	町民福祉課長 健康長寿課長	〃
農林水産・商工関係	産業観光課長	農協、漁協、商工会、土地改良区、水利組合、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
上下水道施設関係	水道事業所長	〃
教育施設関係	教育課長	各学校長、各施設の長
社会福祉施設関係	町民福祉課長 健康長寿課長	各施設の長
病院等医療施設	健康長寿課長	各施設の長
各地区状況	地区配備員	行政区長、自主防災組織

イ 調査要領

松島町災害対策本部運営要綱及び体制の基準の定めにより実施する。

3. 災害情報等の報告

(1) 災害情報の共有化

ア 災害情報の種類

町・県及び防災関係機関が、相互に共有する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、その掌握する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- (ウ) 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- (エ) その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

イ 災害情報等の相互交換体制

町は、県や関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、以下の事項に努める。

- (ア) 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
- (イ) 必要に応じ、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
- (ウ) 県や関係機関等からの求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有に努める。

ウ 情報の伝達方法

- (ア) 町と県との間の情報伝達は、主として宮城県総合防災情報システム及び宮城県防災行政無線 F A X を用いる。
- (イ) 宮城県防災行政無線が使用できない場合は、衛星携帯電話及び非常通信ルート等を含めた伝達手段を用いて対応する。
- (ウ) 町は、同報無線、移動式無線、広報車、携帯電話、メール機能等を用いて住民への情報伝達を行う。
- (エ) 災害対策本部員（課長）から部員（部下）への指示等の伝達は、書面を用い実施する。ただし、そのいとまが無い場合は、書面を省略することができる。

※資料 4-1 防災関係機関及び連絡窓口

(2) 被害状況等報告

ア 災害発生直後の被害状況等の報告

町及び消防機関等が収集した人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて県に連絡する。

イ 町は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに被害情報を収集する。

被害状況が判明した段階で、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により報告する。なお、システムが使用不能になった場合には、県からの指示により行う。

※資料 1-7 市町村被害状況報告要領

ウ 県総合防災情報システムによる報告内容は次のとおりである。

- (ア) 発生後 30 分以内：事務所周辺被害状況報告 [事務所被害報告]
- (イ) 発生後 30 分以内：担当地区災害概況即報 [災害概況即報（様式第 1 号）]
- (ウ) 発生後 24 時間以内：詳細被害状況速報 [被害状況報告（様式第 2 号）]
- (エ) 発生後随時：追加被害状況即報 [被害状況報告（様式第 2 号）]
- (オ) 発生後随時：防災組織体制の設置 [防災組織体制]

エ 報告担当及び連絡先

総務課及び各担当課が県その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報報告する場合の各課の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

課名	代表	連絡先	電話番号	FAX 番号
総務課	課長	宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	233-6624
		塩釜警察署	362-4141	362-4141
		塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	365-1190
		宮城海上保安部	363-0111	362-9640
		東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984	365-3350
		東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	223-1443
		東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101	354-3102
町民福祉課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
健康長寿課	課長	宮城県仙台保健福祉事務所	363-5502	362-6161
産業観光課	課長	宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	366-8896
建設課	課長	宮城県仙台塩釜港湾事務所	254-3134	254-3136
		宮城県仙台土木事務所(代表) (総務班) (防災無線)	297-4111 7-231-221	296-1516
		東北地方整備局仙台河川国道事務所(代表) 計画課	284-4131 304-1902	249-3772
教育委員会	課長	宮城県仙台教育事務所	275-9111	276-1262

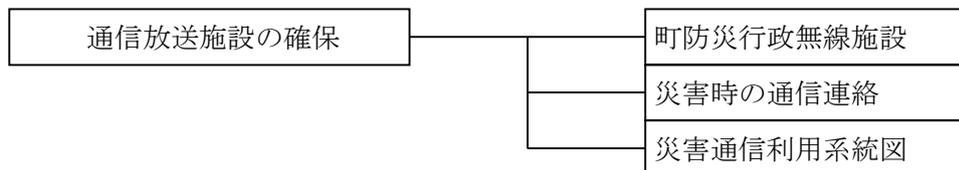
オ 最終的な災害確定報告

応急措置が完了した場合、町は 10 日以内に、最終的な災害確定報告を所定の様式に取りまとめ、県へ報告する。

第4節 通信放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。



1. 町防災行政無線施設

(1) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性から防災行政無線等による通信手段の確保に努める。

※資料4-5 松島町防災行政無線整備状況

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、必要に応じて施設の応急復旧を行う。

(3) 各指定避難所等と本部との通信手段の確保に努めるとともに、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2. 災害時の通信連絡

(1) 電気通信設備の優先的利用

町は、災害に関する緊急通信が必要な場合、設備の被害その他の理由により、利用が制限された場合には「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先利用を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
NTT東日本 宮城事業部	非常電報 緊急電報	354-5701	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込受付番号は 115 番 ・ 「非常電報」又は「緊急電報」がある旨を告げる。又は発信紙白紙に「非常」又は「緊急」を朱書き、必要理由、事情を告げる。

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用する。

設置位置	種 別	回 線 数	備 考
松島町役場総務課内	NTT	5	切り替え式
松島町役場総務課内 松島町役場警備員室	消防直通電話	1	

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設が利用不可能な場合又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図る。

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者
J R 東日本(株)松島海岸駅	松島町松島字浪打浜 10	総務課長

(4) 非常無線通信の利用

町は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、災害対策基本法第79条に基づき次に掲げる機関の無線通信施設を使用することができる。この他、放送局の有する無線並びにアマチュア無線等についても同様とする。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	連絡責任者
東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	松島町高城字水溜下 1-1	総務課長
塩釜警察署松島交番	松島町松島字浪打浜 6-1	総務課長

イ 非常無線通信の利用方法

(ア) 非常無線通信の内容

- ① 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- ② 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関して緊急措置を要する内容のもの

ウ 緊急放送の利用

町長は、災害に関する気象予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合に置いて、町で利用できる通信機能がすべてまひした場合は、放送局に対し緊急放送を求めることができる。

(ア) 放送要請事項

- ① 町の大半にわたる災害に関するもの
- ② その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(4) 放送要請内容

- ① 放送を求める理由
- ② 放送内容
- ③ 放送範囲
- ④ 放送希望時間
- ⑤ その他必要な事項

(5) 災害時の各種通信連絡手段

大規模災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、以下のような各種通信手段がある。

ア 地域衛星通信ネットワーク

(財) 自治体衛星通信機構が構築している全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。

イ MCA無線システム

(財) 東北移動無線センターが運営しているシステムで、業務用無線と同様に使用できる携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。各行政区長や地区配備員に配備し、より効果的な情報収集を行う。

ウ インターネット

データ通信のインターネットにより、各種データ、安否情報等の情報提供ができる。また、電子メールを活用し、他の防災機関との通信連絡もできる。

エ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)

災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定し、テレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

オ 災害伝言板

大規模災害発生時、携帯電話・PHS 事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

カ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)

自然災害における気象等の防災情報を迅速かつ的確に収集、伝達処理することを目的としたシステムである。災害発生時には、県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報共有を図ることによって、的確な応急対策を実施し、円滑な相互応援を実施する。

キ 携帯電話(スマートフォン)

固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。

ク 衛星携帯電話

衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。

ケ 災害時優先携帯電話

防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

コ PHS

使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。

サ 特設公衆電話

市町村の要請により、東日本電信電話（株）が指定避難所等へ特設携帯電話を設置する。被災者の方は、特設公衆電話を利用し、災害用伝言ダイヤル（171）の利用や知人への連絡を無料で行うことができる。

なお、発信専用として使用する。

(6) 通信網が寸断されたときの措置

事前にアマチュア無線局への協力が確保できるよう整備するとともに、通信可能な地域までバイク、自転車、徒歩などを利用した伝令を派遣する等の手段を尽くし、連絡、指示、報告をする。

(7) 電気通信設備の応急復旧等

ア 電気通信事業者への要請

町は、電気通信設備が被災した場合等には、電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信ふくそうの緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ 通信機器の調達

通信機器が不足する場合には、東北総合通信局及び電気通信事業者等に通信機器の貸与等を依頼する。

(8) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

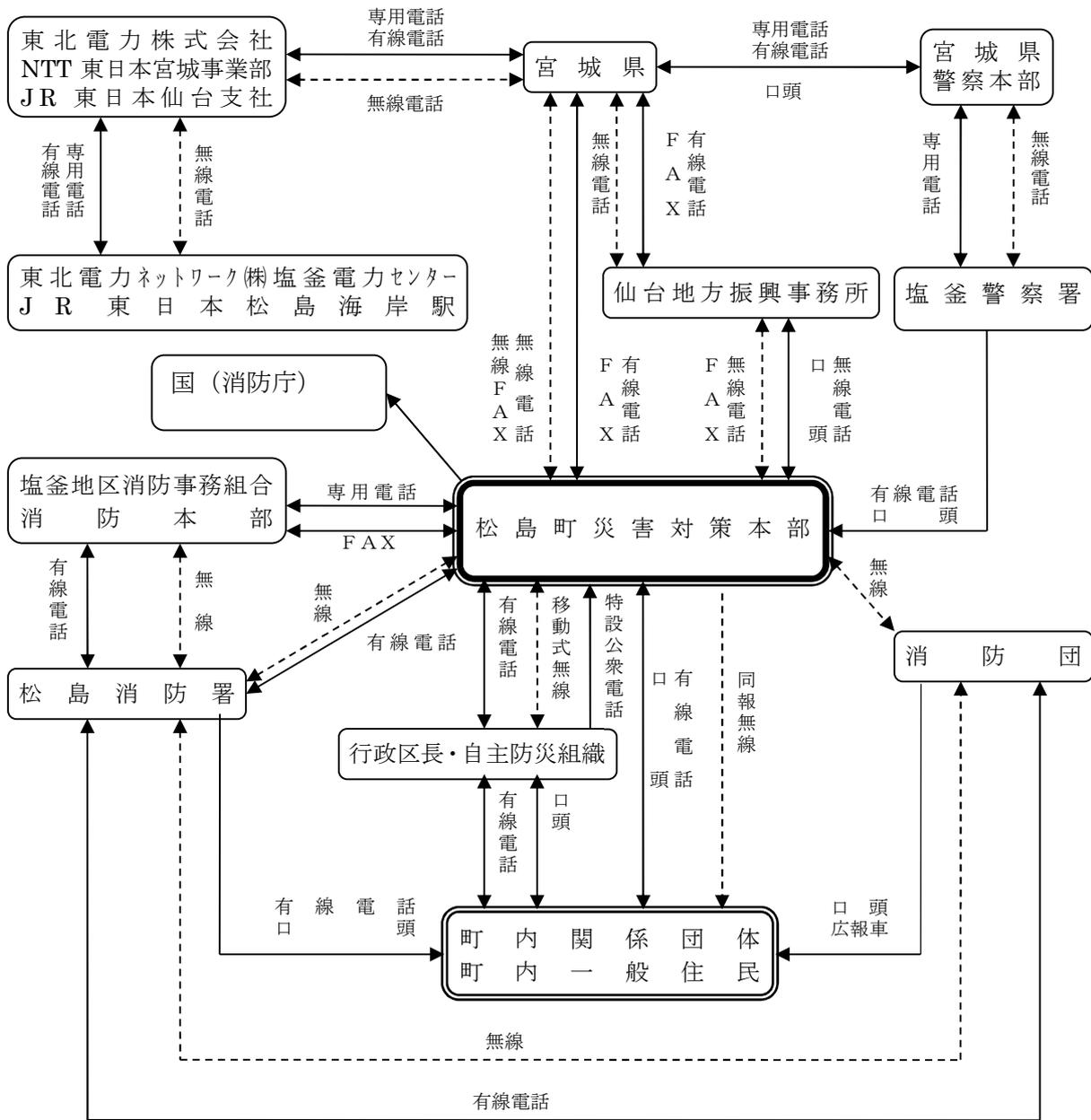
ア 県、近隣市長との連絡

主として、県防災行政無線を利用して行う。なお、県防災行政無線による通信が困難な場合は、非常通信協議会構成員の回線（非常通信ルート）を活用する。また必要に応じ消防無線、警察無線、衛星携帯電話等あらゆる無線通信を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ 関係機関との連絡

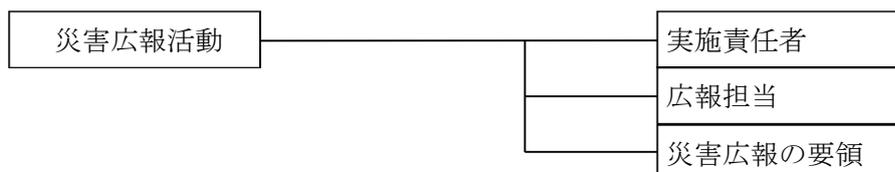
関係機関に対して派遣を要請する場合、連絡員の配置を要請するとともに、所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

3. 災害通信利用系統図



第5節 災害広報活動

町及び防災関係機関は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合には、災害情報、事前措置、指定避難所等の状況、安否情報、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ的確な災害広報を行う。また、町は、報道機関対応担当を明確にし、災害対策基本法に基づき報道機関への報道を依頼する。テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK仙台放送局等の報道機関に対し放送を要請する。



1. 実施責任者

- (1) 町は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報区分	責任者	連絡方法	備考
住民	企画調整課長	広報車、防災無線、口頭、メール配信	
報道機関		電話、文書、FAX	
防災関係機関	総務課長	有線電話、無線電話、FAX	
庁内		庁内放送、口頭	

災害情報等の報告連絡先

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
宮城県仙台地方振興事務所	275-9111	7-222-9	233-6624
塩釜警察署	362-4141		362-4141
塩釜地区消防事務組合消防本部	361-0119	7-623-3	365-1190
宮城海上保安部	363-0114		366-1420
東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	365-9984		365-3350
東日本電信電話(株)宮城事業部	269-2248	7-220-665-3	223-1443
東北地方整備局北上川下流河川事務所鳴瀬出張所	354-3101		354-3102
宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所	363-5502		362-6161
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	365-0191	7-220-265-1	366-1233
宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所	362-3391	7-220-273-1	362-3393
宮城県仙台土木事務所(総務班)	297-4111	7-231-221	296-1516

連絡先	電話番号	県防災行政無線	FAX番号
	(代表)	(総務班)	
東北地方整備局仙台河川国道事務所 (代表) (計画課)	284-4131 304-1902		249-3772
宮城県仙台教育事務所 (総務班)	275-9260	7-222-2503	276-1262

3. 災害広報の要領

- (1) 町は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努め、流言飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。
- (2) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、観光客等帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう以下の体制整備を図る。情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。
 - ア 行政区長、自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障害者や高齢者等に対し、口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
 - イ 視聴覚障害者には、口頭で連絡するとともに、点字、録音テープ等による情報の提供を行う。
 - ウ 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。
- (3) 町の実施する広報は、すべての広報総括者（総務課長）に連絡する。
- (4) 広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集する。企画調整課は報告、記録等に供する写真の収集又は撮影を行う。
- (5) 災害広報は、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携し定期的に情報を発信するなど、適切な情報を提供する。
災害広報の主な内容、広報実施方法等は次のとおりとする。
 - ア 災害発生直後
 - (ア) 災害対策本部設置に関する事項
 - (イ) 住民の安否情報並びに観光客の帰宅手段に関する情報
 - (ロ) 被害区域及び被害状況に関する情報
 - (エ) 避難（勧告・場所等）・誘導に関する情報
 - (オ) 医療救護所開設等救急医療並びに要配慮者への支援等に関する情報
 - (カ) 防疫に関する情報
 - (キ) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
 - (ク) 津波等に関する情報

- (ケ) ライフラインの被害状況に関する情報
- (コ) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (カ) 住民の心身安定のための情報（犯罪予防等を含む）
- (シ) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (ス) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (セ) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (ソ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (タ) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (チ) その他必要な情報

イ 生活再開時期

- (ア) 保健衛生、ライフライン及び交通施設等の復旧に関する情報
- (イ) 相談窓口の設置に関する情報
- (ウ) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (エ) 防疫に関する情報
- (オ) その他必要な情報

ウ 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般住民、高齢者、障害者、外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した応じた広報を行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (ア) 同報無線による広報
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (エ) 広報紙、チラシ等による広報
- (オ) 指定避難所への広報班の派遣
- (カ) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (キ) 登録制メールサービスや緊急速報メール
- (ク) CATV、コミュニティーFM放送等への情報提供
- (ケ) インターネットによる広報（SNSを含む）
- (コ) 臨時災害放送局の開設

※資料4-2 災害広報文例集

エ 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- (ア) 報道機関への発表資料は、広報総括者がとりまとめるものとする。
- (イ) 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関と調整し、災害対策本部長が発表するものとする。

(6) 広聴活動（相談窓口の設置）

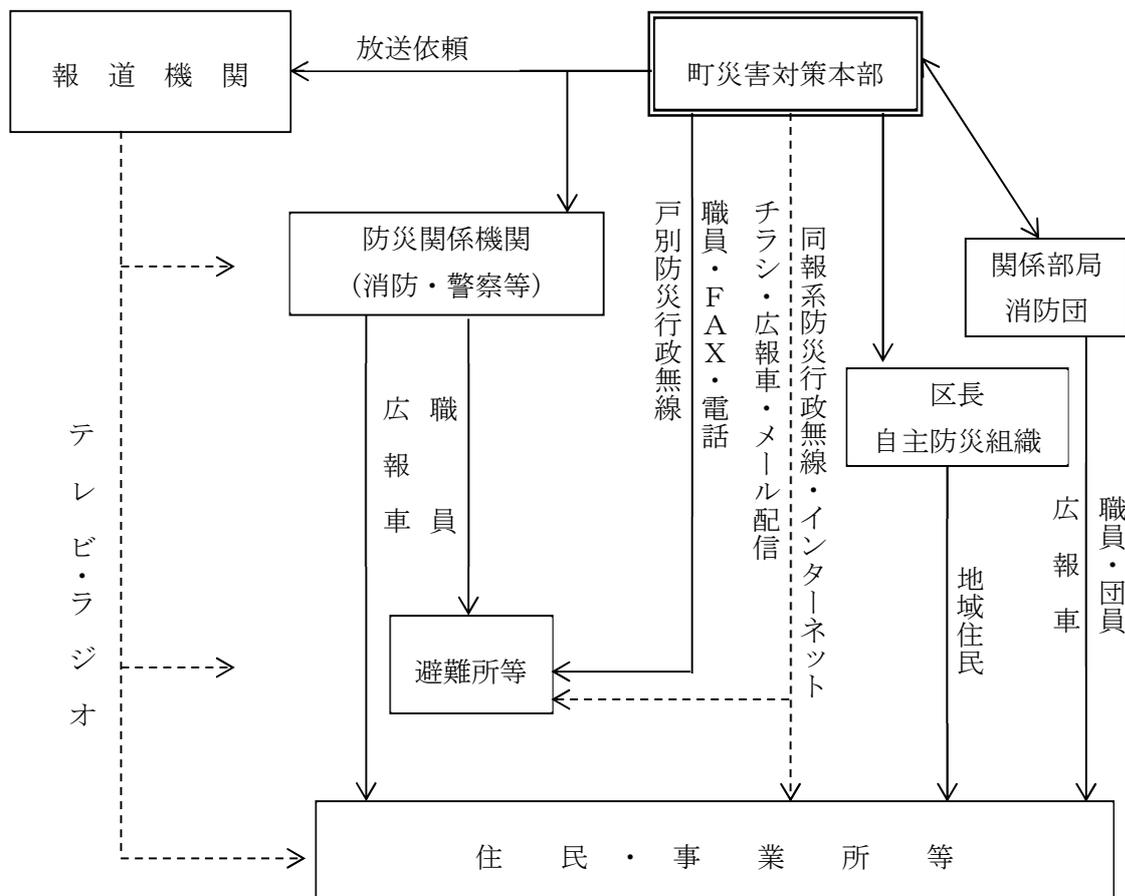
- ア 災害発生後、速やかに被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。
- イ 相談窓口では、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。
- ウ 県から専門職の相談員が派遣されてきた場合は、相互協力のもと、相談業務を行う。
- エ 相談窓口を設置した場合には、町ホームページ等を活用し、広く住民等に周知する。

(7) 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

伝達系統図



第6節 災害救助法の適用

災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための計画を定める。また、災害救助法適用のための第1次被害調査も実施する。



1. 実施責任者

(1) 適用の要請

町長は、災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。

(2) 適用の決定

知事は、町長の要請に基づき被害状況等を確認し、内閣総理大臣と協議して必要があると認めるときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

(3) 実施の委任

災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、事務の一部が町長に委任される。ただし、救助及び災害の自体が急迫しており、知事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は町長が行う。

2. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

区分 町名	人口 平成 26 年 3 月 31 日現在	1号適用 (町内の住家 減失世帯数)	2号適用 (県内の住家減 失世帯数 2000 世帯以上)	3号適用	4号適用
松島町	13,348 人	50 世帯	25 世帯		

(1) 1号適用

町の減失世帯数が 50 世帯以上のとき（減失世帯は、全壊（焼）、流失等により住家が減失した世帯をいい、住家が半壊（焼）する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ 1 減失世帯とみなす。）。

(2) 2号適用

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

(3) 3号適用

ア 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯が9,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）

イ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が、滅失したとき。

特別な事情とは、次のいずれかに該当する場合

(7) 食品の給与等に特殊の補給方法を必要とする場合

(1) 救出に特殊の技術を必要とする場合

(4) 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

おそれが生じたときとは、次のいずれかに該当する場合

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）

イ 食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）

3. 救助の種類

災害救助法の種類等は、資料のとおりである。

※資料1-8-1 宮城県災害救助法施行規則

4. 救助の実施委任

(1) 知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。

(2) 町長は、同法施行令第17条の規定に基づき、知事から委任を通知された場合は、当該事務を行わなければならない。町長は知事から委任された下記の業務を行う。（災害救助法第13条及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条）

ア 指定避難所及び応急仮設住宅の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与

ウ 飲料水の供給

エ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送
- セ 応急救助のための賃金職員雇上費

(3) 災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として下表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、町と県が協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

実施者		救助の種類
局地災害の場合	町	全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	—
広域災害の場合	町	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第13条1項))
	県	応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任することができる。

5. 救助の実施に関する事務手続き

(1) 災害救助法の適用要請等

町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し又は達する見込みがある場合は、直ちに知事に対し、その旨を報告しなければならない。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

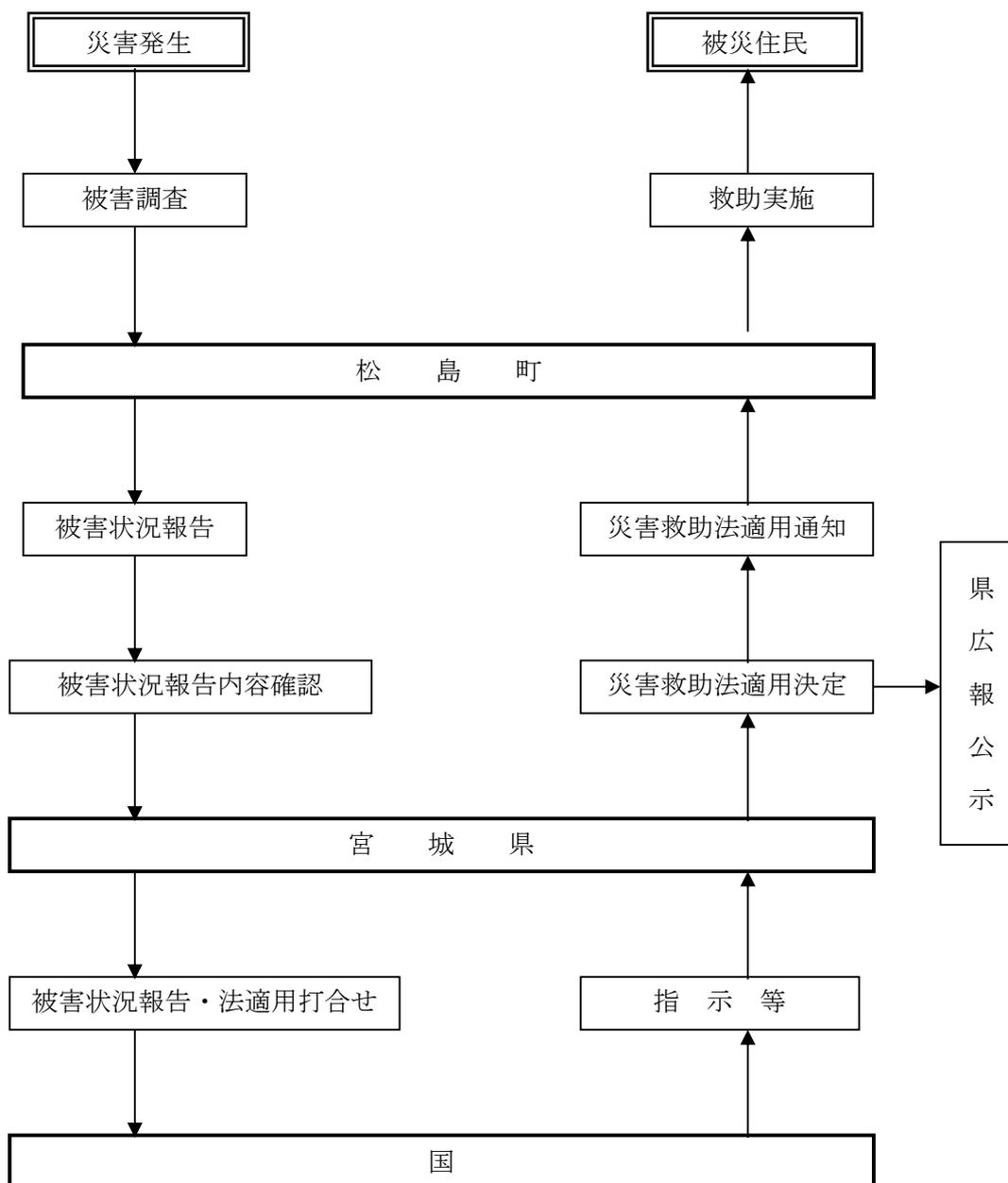
※資料1-8-2 災害救助の主な事務のあらまし

※資料1-8-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部署は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用等について報告する。なお、町長は町の救助実施状況等をまとめ、知事に報告する。

●災害救助法による救助フロー



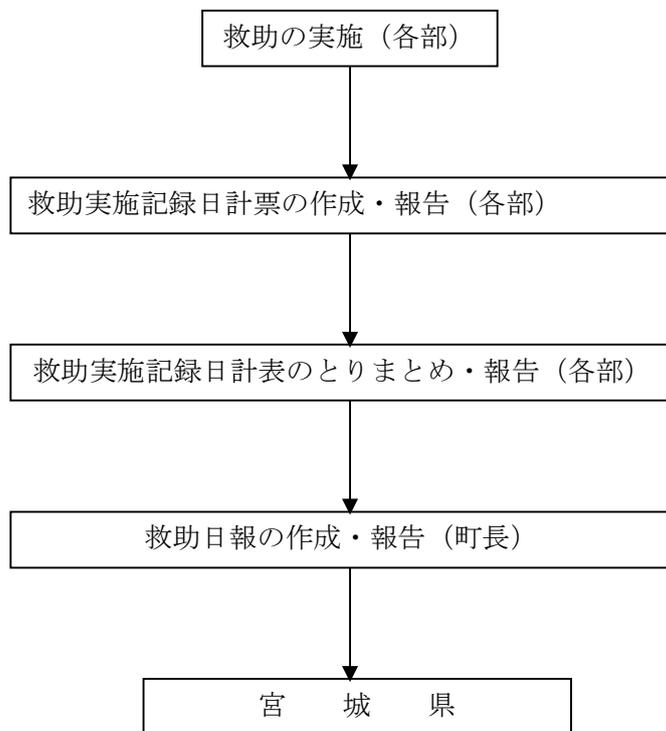
●報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	被害状況 既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	被害状況 応急救助の実施状況	救助の実施期間中、毎日
決定報告	確定した被害状況 応急救助の実施状況 救助費概算額等	救助完了後直ちに

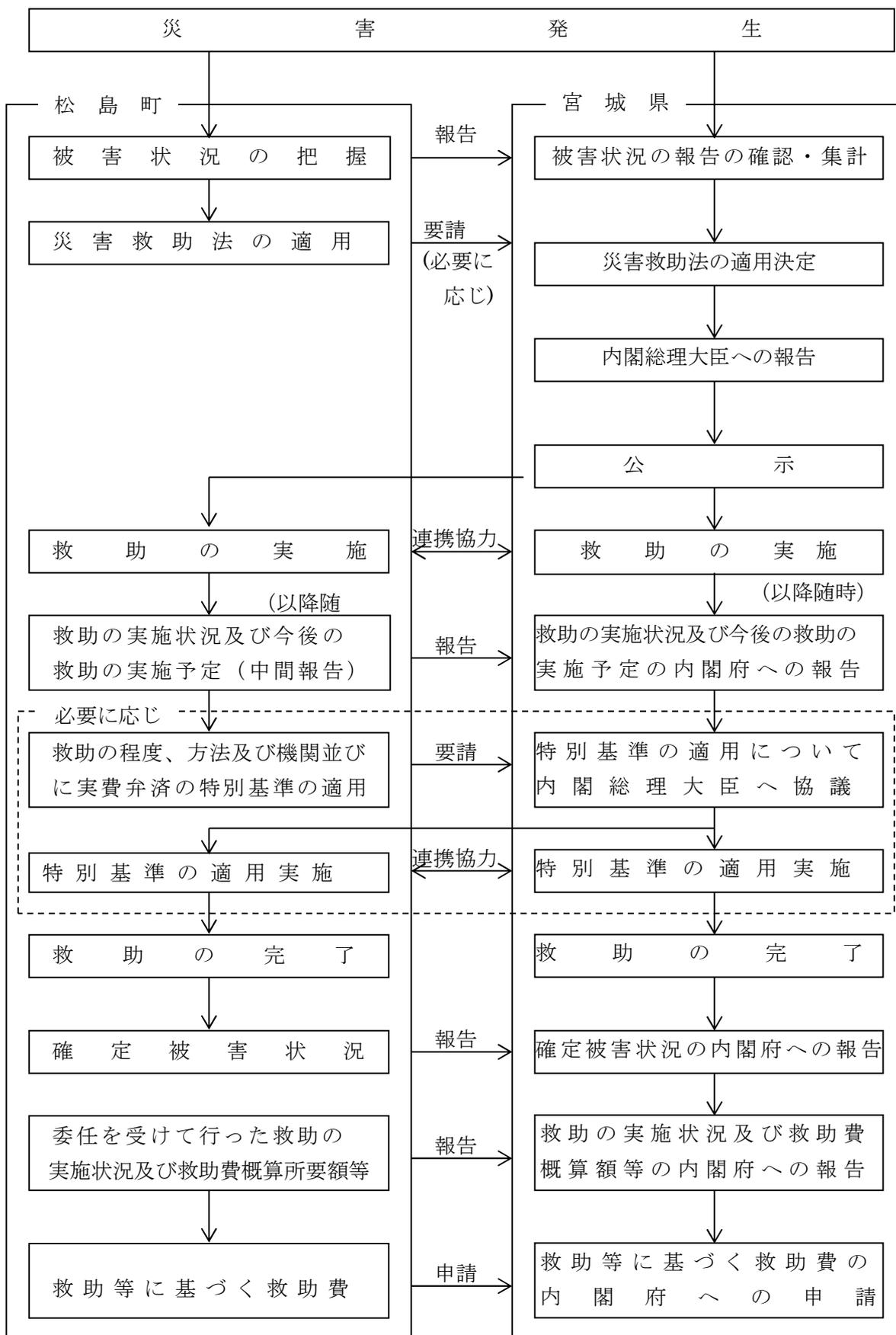
(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、町長が知事に対して行うが、各部は、救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。

[報告のフロー図]



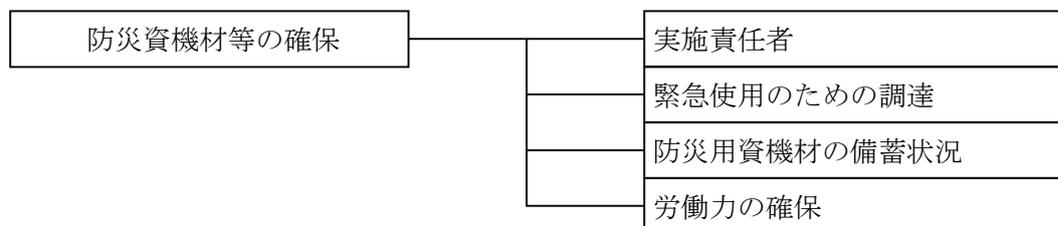
(4) 災害処理事務処理フロー



第7節 防災資機材等の確保

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため町、県及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。



1. 実施責任者

町は、防災資機材等の調達、確保、緊急使用等に関して各防災関係機関等との調整を行う。

2. 緊急使用のための調達

(1) 町は、町内部で調達する他、必要に応じてあらかじめ締結している協定に基づく応援要請、県への要請、各防災関係機関等への要請により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

ア 防災用資機材は、町所有のもののほか、町内の業者等から借り上げるものとする。

イ 町内での確保が難しい場合には、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』等の協定締結市町村、協定締結先民間事業者、県に対し応援を求める。

ウ 機械操作員等は、機械・器具等に併せて確保する。

(2) 防災活動、救急活動に必要な防災用資機材等の調達について、関係機関相互が連携を図るとともに、必要に応じ民間等への協力も要請する。

(3) 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災用資機材について、町へ要請する。町は、その資機材の調達について支援する。

3. 防災用資機材の備蓄状況

災害時に必要となる防災資機材の備蓄状況は資料7-2のとおりである。

4. 労働力の確保

災害応急対策を実施するための必要な労働力の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

(1) 応援要請による技術者等の確保

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

ア 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請手続

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長は又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事に対する職員のおっせん要求手続

町長が指定行政機関、指定地方行政機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんを要求する場合は、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって要求する。

(ア) 派遣のおっせんを求める理由

(イ) 派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 職員を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

(2) (2) 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

ア 知事の従事命令等

(ア) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師又は看護師
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、佐官又はとび職
- ⑤ 土木業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- ⑥ 鉄道事業者及びその従事者
- ⑦ 自動車運送業者及びその従事者
- ⑧ 船舶運送業者及びその従事者
- ⑨ 港湾運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

- (ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- (イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させる事が適当と認められるもの。

エ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

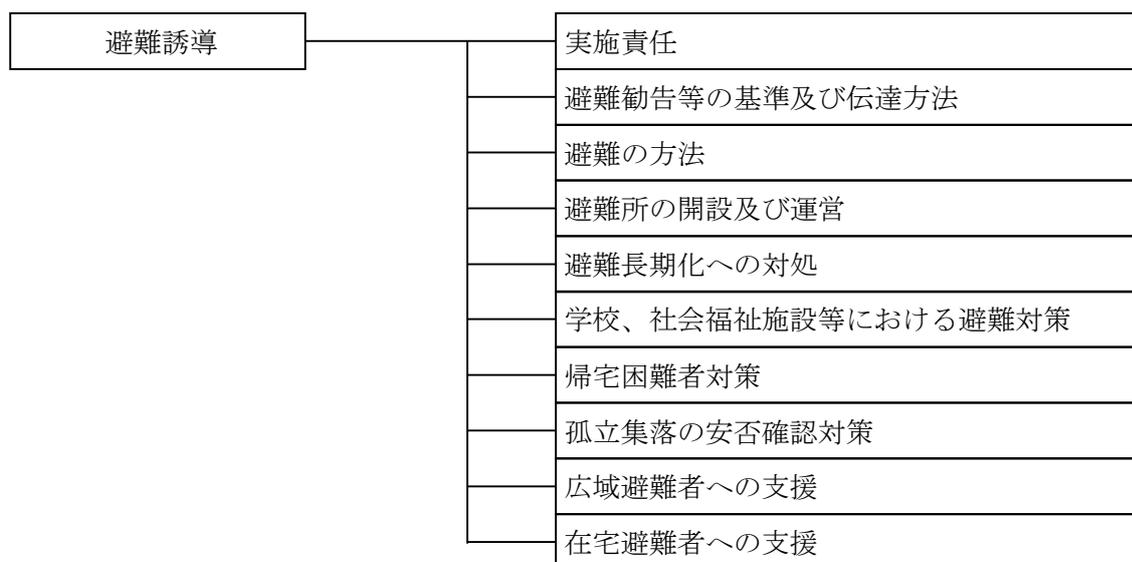
(3) 労働力の配分計画

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に労働供給の要請を行う。

イ 災害対策本部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第8節 避難誘導

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。なお、単独災害の場合は、原則自宅等における屋内退避とする（本章第1節を参照）。複合災害の場合は、本節に基づき、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難勧告等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。



1. 実施責任

避難勧告等は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難勧告等を発令するとともに、必要に応じて塩釜警察署長、塩釜消防事務組合消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。その際、町民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、また、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を行い、生命又は身体の安全を確保する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難勧告等を行うことができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官等は、避難のため立退きを指示することができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

また、住民は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと自身が判断する場合、近隣の緊急的な待避場所への移動等の安全確保措置を講じるよう努める。

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
町長 (災害対策本部長)	災害全般	勧告 指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条・第63条
知事	災害全般	勧告	災害の発生により、町がその	災害対策基本法

実施責任者	災害の種類	内容	勧告・指示実施要件	根拠法令
		指示	全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	第 60 条
水防管理者 (町長)	洪水・高潮	指示	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
知事又はその命を受けた職員	洪水・高潮 地すべり	指示	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条
警察官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することが出来ないとき又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
		命令	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第 4 条
海上保安官	災害全般	指示	町長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することが出来ないとき又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。	自衛隊法第 94 条

2. 避難勧告等の基準及び伝達方法

原子力災害とその他の災害が複合した複合災害の発生により、人命の保護又は被害拡大防止のため必要と認められる場合は住民に対して速やかに避難勧告等を行う。

「勧告」とは、被害拡大が予想され事前に避難が必要となる時、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

「指示」とは、災害の危険が目前に迫り緊急に避難が必要であるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせる行為をいう。

なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示することができる。

(1) 町長、県知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難勧告等の全部又は一部を実施する。

(2) 洪水等に係る指示

知事は、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫している場合、速やかに町長に状況を伝達する。町長は、区域内の居住者に対し避難勧告等を発令する。

(3) 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は住民その他関係者に対し、避難勧告等その他必要な措置をとる。

また、指定された指定避難所及び避難路を掌握し、避難勧告等がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

塩釜警察署長は、町が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、町長から要請があったとき、町長が避難勧告等を発令することができないと認める場合、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

(5) 避難勧告等の基準及び内容

ア 避難勧告等の基準

避難勧告等は、住民等が、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供することに努め、町が出す避難情報と、国や県が出す防災気象情報を5段階に整理し、災害の種類、地域、その他により異なるが概ね次の区分により実施する。

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動	対応する防災気象情報
警戒レベル5	災害発生情報	町が発令する既に災害が発生している状況。	命を守るための最善の行動をとる。	氾濫発生情報 大雨特別警報等
警戒レベル4	避難指示(緊急)	町が発令する前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 災害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 公的な指定避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所※1や、自宅内のより安全な場所※2に避難	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求められる行動	対応する防災気象情報
	避難勧告	町が発令する通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は計画された指定避難所への避難行動開始	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	町が発令する要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（高齢者、障害者、傷病者、妊産婦等）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された指定避難所へ避難行動開始（消防団員、民生委員、自主防災組織、行政区等避難誘導員は、支援行動開始）上記以外の者は、避難準備開始	氾濫警戒情報 洪水情報 等
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 等	気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報 等
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁が発表	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 近くの安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 自宅内のより安全な場所：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

資料：「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」平成31年3月内閣府防災担当

(ア) 避難準備の呼びかけ

住民等を避難させる必要があると認められる場合。

(イ) 緊急避難（避難の指示又は勧告）

地震、火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の発生及びその危険が認められる場合。

(ウ) 屋内での安全確保措置

竜巻の発生、内水氾濫等が発生し、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがある場合。

(エ) 指定避難所への避難

長期間にわたる危険が予想される場合。

(6) 勧告又は指示の伝達方法

ア 住民等への周知

(ア)避難指示（緊急）等の伝達は、概ね次の方法により周知徹底を図る。これらを解除したときも同様とする。

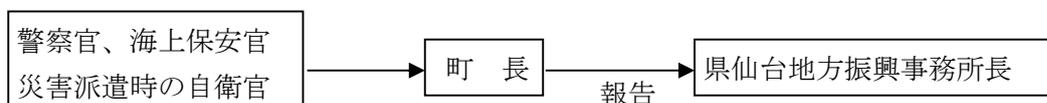
(イ)住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう留意するとともに、要配慮者に配慮した方法をあわせて実施するよう努める。

(ウ)避難勧告等の伝達は、事態の切迫感が伝わるよう配慮するとともに、繰り返し実施し、住民等への確実な伝達に努める。

- ① 直接口頭又は拡声機
- ② 同報無線
- ③ 広報車
- ④ 電話等
- ⑤ サイレン
- ⑥ 自主防災組織等
- ⑦ メール配信
- ⑧ 各報道機関へ要請

イ 関係機関相互の通知及び連絡

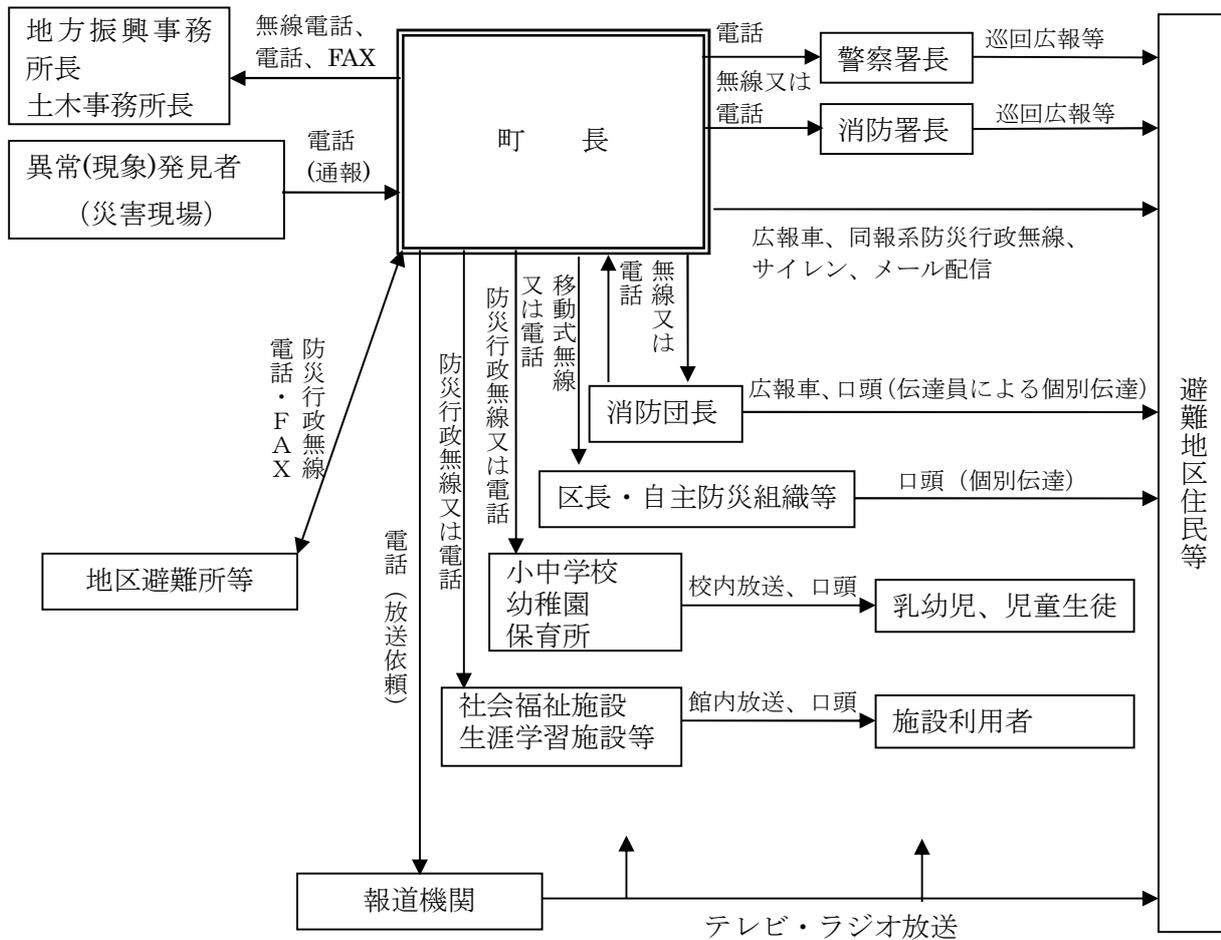
関係機関の通知及び報告は次の系統による。



(ア)町長が避難を勧告・指示若しくは屋内での安全確保措置の指示をしたとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。（災害対策基本法 60 条）

(イ)警察官又は海上保安官が避難の指示若しくは屋内での安全確保措置を指示したときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法 61 条）

住民等への伝達フロー図



(7) 警戒区域の設定

町長は、災害の発生又は発生のおそれがあると認めた場合において、住民の安全確保のために、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定する。

3. 避難の方法

(1) 避難誘導の実施

町長は、災害時に危険が予想される場合に、地域の避難勧告等をし、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

避難誘導体制の確立	<p>徒歩避難を原則とし、あらかじめ定めた避難計画のもと、各地区又は地域での集団避難に努める。</p> <p>指定避難所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。</p> <p>緊急を要する避難等の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘</p>
------------------	--

	<p>導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。</p>
避難経路	<p>避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路の周知・徹底を図る。</p> <p>災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。</p> <p>また、基本的に避難時は徒歩とし、特別な場合を除き自動車では避難しない。</p>
避難順位	<p>災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。</p> <p>浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。</p>
携帯品の限	<p>携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。</p> <p>避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)</p>
危険防止措置	<p>指定緊急避難場所、指定避難所等の開設に当たって、町長は、施設の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。</p> <p>避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなど危険防止に努める。</p> <p>避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。</p>
避難者の移送	<p>町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。</p> <p>県は、町から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。</p> <p>また、被災者の受入れ状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて、他県、国等に広域受入れに関する支援を要請する。</p>

(2) 避難誘導従事者の安全確保

町は、消防職員、消防(水防)団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮扉の操作や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、

避難勧告等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(3) 自主避難の実施

住民は、災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。避難する旨を決めた場合は、速やかに町に報告する。

(4) その他避難誘導に当たっての留意事項

要配慮者の 事前の避難 誘導・移送	地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。特に、自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の指定避難所とは別の介護機能等を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。
避難が遅れた 者の救出・収容	避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、指定避難所への収容を図る。

4. 指定避難所の開設及び運営

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある避難者を一時的に受け入れ、保護するために指定避難所を設置する必要があるときは指定避難所を開設する。

町は、住民の避難が長期化した場合には、要配慮者の処遇について十分配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(1) 指定避難所の開設場所

ア 指定避難所の開設場所は、「資料 5-1 指定避難所等一覧」に定める場所とする。
指定避難所の開設は、原則として施設管理者が行う。

イ 町は、指定避難所の施設について、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ウ 上記アに掲げる指定避難所が使用不可能になった場合又は指定避難所が満員になった場合等には、協定締結先等の寺社や民間宿泊施設等に協力を要請し、当該施設の安全が確認された場合には、施設管理者等の同意を得て、指定避難所の代替施設とする。

※資料 5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

エ 上記ウの措置を行う場合には、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立しない場所を選定する。

オ 町は、必要に応じ、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

(2) 指定避難所開設の連絡

- ア 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し避難住民を誘導保護する。
- イ 町長が避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県及び警察等関係機関に連絡する。

(ア) 指定避難所開設の日時及び場所

(イ) 避難人員及び世帯数

(ウ) その他必要な事項

(3) 指定避難所の運営等

指定避難所の具体的な運営管理等は、松島町指定避難所運営マニュアルにより実施する。指定避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ協定締結先市町村等へ応援を要請する。

ア 開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を延長することができる。

イ 費用

指定避難所開設に伴う費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

ウ 避難所の責任者及び連絡員の指定

指定避難所を開設したときは、次のとおり指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の管理と避難者の保護に当たらせる。

(ア) 管理責任者

災害対策本部は各指定避難所に町職員1名を選定し派遣する。

(イ) 連絡員

当該地区を担当する行政区長又は行政連絡員とする。

(ウ) 担当業務

- ① 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。
- ② 町災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ③ 指定避難所開設の記録に関すること。
- ④ 避難者が必要とする情報の提供
- ⑤ 必要な設備、備品の確保
- ⑥ 指定避難所周辺の情報収集
- ⑦ 必要に応じプライバシーの確保等

(エ)管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、指定避難所の管理と避難者の保護に充たる。また、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織及び災害救援ボランティア等との協力

町及び松島町社会福祉協議会は、自主防災組織や災害救援ボランティア等と協力の上、指定避難所の環境・衛生管理、防火・犯罪対策及び食料・生活物資等の配布作業等を効率的に実施する。

オ 自治的な組織運営への移行

町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者自身による自主的な指定避難所運営体制へ早期に移行できるように、指定避難所運営委員会の立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

(ア)町は、それぞれの指定避難所に收容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

(イ)民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(4) 指定避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、以下にあげる避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(ア)プライバシーの確保状況

(イ)簡易ベッド等の活用状況

(ウ)入浴施設設置の有無及び利用頻度

(エ)洗濯等の頻度

(オ)医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

- (カ)暑さ・寒さ対策の必要性
- (キ)食料の過不足、配食等の状況
- (ク)し尿及びごみ処理状況
- (ケ)その他避難者の健康状態や指定避難所衛生状態に関する状況

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(5) 男女共同参画

ア 指定避難所運営への女性の参画促進

町は、指定避難所の運営において、女性が運営委員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、以下のような女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- (ア)生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供
- (イ)女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置
- (ウ)女性専用トイレの確保
- (エ)生理用品、女性用下着の女性による配布
- (オ)指定避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用スペースの確保
- (カ)乳幼児が安全に遊べる空間の確保
- (キ)巡回警備や防犯ブザー配付等による安全性の確保 など

ウ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(6) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、当該施設の管理者は、指定避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、指定避難所運営への支援に取り組む。

(7) 観光客・外国人への配慮

- ア 町は、指定避難所での住民以外の滞留旅客及び外国人に避難状況の確認を行い、その後、滞留旅客及び外国人について滞留旅客及び外国人用の宿泊施設や指定避難所の確保など、地域住民との区分に努める。
- イ 滞留旅客に対しては、県外の被災状況、交通機関・道路の復旧状況、配給物資の有無などの情報など、帰宅支援のための情報提供に配慮する。
- ウ 外国人に対しては、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- エ 国際交流協会や松島善意通訳者の会との協定に基づき、避難所における滞留支援や帰宅支援に努める。

(8) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(9) 指定避難所の閉鎖

指定避難所は、一時的な滞在場所であり、避難生活が長期化する場合、町は、避難者の居住先確保に努める。特に、学校施設を指定避難所とした場合は、児童・生徒の就学の重要性を考え、町は指定避難所の早期閉鎖が図られるよう努める。

5. 避難長期化への対処

(1) 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者による指定避難所運営委員会の組織結成を促し、指定避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

(2) 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(3) 町は、災害の規模、被災者の避難受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては次の措置をとる。

- ア 県内の市町村への受入れ要請については、直接市町村と協議する。
- イ 県外の協定締結先市町村への受入れ要請については、直接、協定締結先市町村と協議し、その旨県に報告する。
- ウ 上記イ以外の他都道府県の市町村への受入れ要請については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、各々の災害対策マニュアルに基づき、児童生徒及び園児、施設入所者等を安全に集団避難させる。

※資料5-2 町内の社会福祉施設等一覧

7. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な観光客等の帰宅困難者が発生する可能性があることから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

(1) 一斉帰宅抑制に関する対応

ア 一斉帰宅抑制の広報

町及び県は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、事業所、観光客、学校等など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

イ 関係機関の対応

事業所、観光協会、学校等関係機関は、従業員、観光客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、観光客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

ウ 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

町及び県は、地震・津波等災害に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

(3) 避難行動要支援者への対応

町及び県は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

8. 孤立集落の安否確認対策

(1) 通信手段の確保

町は、居住地又は指定避難所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

(2) 通信手段途絶時の対応

孤立した地区の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

9. 広域避難者への支援

(1) 円滑な手続きの実施

ア 町は、広域避難を実施する場合は、協定締結先市町村や県に対し、その支援要請に係る手続きを円滑に行うように努める。

イ 町は、協定締結先市町村や県から被災者の受入れ要請があった場合には、その受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

(2) 避難者情報の把握

町は、県から提供される広域避難者の避難先等に関する情報の把握に努め、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

(3) 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(4) 広域避難者への支援体制の整備

町から広域避難者が発生した場合は、町は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

10. 在宅避難者への支援

(1) 生活支援の実施

町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、県と連携し、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 指定避難所等での物資の供給

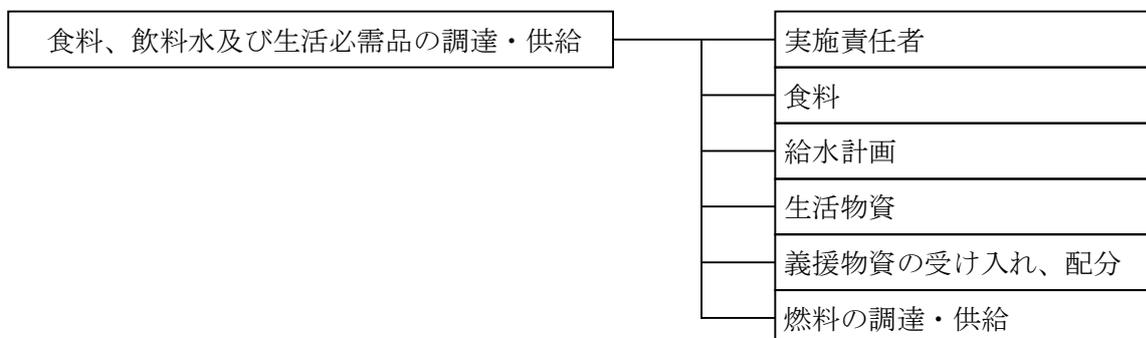
町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、公共施設での物資の配布の他、指定避難所、集落等で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

大規模災害時の町民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者の要望や不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な調達供給活動を行えるようにする。



1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。しかし、同法が適用されない場合でも、町長が必要と認めたときは、同法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として町独自で食料・物資を配布する。

※資料 7-8 食糧・飲料水等備蓄一覧

2. 食料

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定締結先の事業者等から調達し確保する。

また、食料の調達、炊出し、配給等にあたっては、要配慮者、観光客、アレルギー対策、避難生活の長期化に対する栄養バランス等について十分配慮する。

(1) 食料の形態

食料の供給は、次の形態により行う。

ア 初期形態

乾パン、パン等直ちに食すことのできる食品

イ 簡易な処理が可能な体制ができた場合

缶詰、インスタント食品等軽易な処理を施すだけで食すことのできる食品

ウ 炊き出し体制が確立された場合

にぎりめし、弁当等の食品

(2) 食品の調達

ア 調達担当

調達担当は、災対産業観光部とし、避難者数等の情報をもとに、食品の調達量を把

握する。

イ 主食の調達

(ア)町は、速やかに町内業者からの調達ルートを確保する。主食の調達先等は次のとおりである。

調達先	所在地	電話番号	備考
仙台農協松島支店	高城字町東二 20	354-2101	
(有)内田鐵五郎商店	高城字町 122	354-2013	
(有)浅野	松島字町内 131	354-3388	
(株)鈴憲商店	高城字町 127	354-3165	
島田商店	高城字西柳 14	354-2014	
三浦栄商店	高城字町 26	354-2314	

(イ)応急用米穀

- ① 町は、災害の状況により町内業者所有の米穀が不足すると認められる場合は、県に対し応急配給申請を行い、応急用米穀を調達する。
- ② 供給を受けた応急用米穀の数量等については、県に報告する。

(ロ)災害救助用米穀

- ① 災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」）を調達する。
- ② 災害救助法が発動され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合は、知事が指定した災害救助用米穀取扱者から受け取る。
- ③ 災害救助用米穀の引渡を受けたときには、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。
- ③ 町は、災害救助法が発動され、通信、交通の途絶により県に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省（生産局農産部穀物課）に対し直接申請し、現物の交付を受ける。直接、農林水産省に要請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。

(エ)供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量となる。1人あたりの供給数量は以下のとおり。

- ① り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
- ② 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合
1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ウ 副食、調味料等の調達

町が副食、調味料等を調達する場合は、利府松島商工会等に依頼して町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合及び不足する場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、又は県に対し調達を依頼する。

エ 調達食料の輸送

調達食料の輸送は、原則として、調達機関及び団体等が行うものとするが、状況により宮城県トラック協会塩釜支部等に協力要請を行い、効率的な食料輸送を実施する。

オ 調達、救護食料等の集積場所

調達食料及び救護食料等の集積場所は、以下のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号	配分対象区域	備考
B&G 海洋センター	高城字浜 1-1	353-3688	町内全域	
松島町文化観光交流館	磯崎字浜 1-2	353-3030	〃	
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	355-0666	〃	

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出し担当等

炊き出し担当は、災対町民福祉部が自主防災組織や婦人防火クラブと協力し実施する。要員が不足する場合には、協定締結先市町村、県、日赤宮城県支部等へ応援を要請する。

イ 供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 指定避難所に避難した者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他食料品を失い、炊き出しの必要があると認められる者

ウ 配給品目及び数量

(ア) 主食の品目等

調達した米穀の応急的な炊き出しによるが、実情により乾パン等とする。

(イ) 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(ウ) 数量

主食は一人1日当たり 600g 以内とする。(1食 200g 以内)

エ 費用及び期間

(ア) 費用

炊き出しに要する費用の範囲額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。期間については指定避難所開設期間内とする。

(イ) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

オ 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、以下のとおり定めておくものとするが、災害の実情に応じてほかの施設を利用し、また米飯業者等に注文供給することができる。

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	備考
松島町学校給食センター	全 域	約 1,000 食	
松島町文化観光交流館	〃	約 100 食	
保健福祉センター	〃	約 120 食	
品井沼農村環境改善センター	〃	約 100 食	
石田沢防災センター	〃	約 200 食	

(4) 食料の配分方法

ア 配分担当等

食料品の配分担当は、災対町民福祉部とする。

イ 配分要領

町は、観光客等を含め供給対象者を正確に把握し、不足や重複が生じないようにし、配布数量等配分状況については、記録をしておく。各対象者に対する配分方法は以下のとおりとする。

(ア) 指定避難所等での配布

調達した食料は、指定避難所等の責任者に引き渡し、責任者を通して避難者や観光客等へ配布する。

(イ) 在宅避難者に対する配布

在宅の障害者や高齢者等で、集積場所等に出向くことの困難な者に対しては、巡回により配布する。

ウ 配分の協力団体

配分及び巡回配付については、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

3. 給水計画

(1) 飲料水の供給方法等

ア 給水担当等

(ア) 給水担当は災対水道部とする。

(イ) 応急給水等を実施するため次の班を編成する。

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

- ① 給水班班長 1 名、運転手 1 名、作業員 1 名（給水タンク車）
- ② 浄水班班長 1 名、技術者 1 名、作業員 2 名（二子屋浄水場）

イ 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができないうり災者とするが、指定避難所や医療機関等重要施設への給水も考慮する。

ウ 給水量

一人 1 日 3 リットル程度とし、状況により増量する。

エ 給水費用及び期間

(ア) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 期間

給水を実施する期間は、原則として災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 給水方法

ア 水道施設が被災した場合等には、復旧までには時間を要することが予想されるため、発生初期は、家庭や町で備蓄しておいた飲料水（ペットボトル等）を活用する。

イ 浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車及び給水タンクによる運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

給水資機材

所 有 者	給水タンク	連絡先	電話番号
松 島 町	1m ³ : 2 基	水道事業所	354-5711
松 島 町	2m ³ : 1 基	水道事業所	354-5711

補給用水源

水 源 名	所 在 地	管 理 者	電話番号
初原浄水場 (深井戸含む)	初原字欠田 6-2	町	354-4153
二子屋浄水場	竹谷字鴻ノ谷地 6-1	町	352-2010

ウ 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

(ア) 被害の少ないと思われる井戸水により供給する。ただし、井戸水を使用する際は、煮沸、濾過又は、消毒等を経て使用する。

(イ) 被災地において水源を確保することが困難なときは、以下にあげる協力要請を行う。

- ① 被災地に近い水源地への協力要請
- ② 県と日本水道協会宮城県支部との「災害時相互応援計画」に基づく協力要請
- ③ 県への飲料水供給要請
- ④ 協定締結先民間事業者に対し協力要請を行う。

※資料 2-3-10 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書

エ 飲料水の衛生管理

災対健康長寿部は、保健所と協力し、飲料水の衛生指導を行う。また、井戸水等を飲料水として利用する場合の処置（煮沸、消毒等）を指導する。

(3) 危機管理体制・復旧行動計画

別途「松島町水道事業所危機管理計画書」参照

4. 生活物資

(1) 生活必需品等の配布の要領

ア 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活が困難な者。

イ 品目

- (ア)寝具
- (イ)衣料品
- (ウ)炊事用具
- (エ)食器
- (オ)日用雑貨品
- (カ)光熱材料
- (キ)緊急用燃料
- (ク)その他

ウ 費用

衣料、生活必需品等の配布に要する費用は、災害救助法の適用範囲内とする。

※資料 2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

エ 期間

生活必需品等の配布を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(2) 衣料、生活必需品等の調達・配分

ア 調達担当

調達担当は、災対町民福祉部とし、避難者数等の情報をもとに、生活必需品等の調達量を把握する。

イ 調達方法

町内関係業者及び協定を締結しているみやぎ生活協同組合から必要に応じ調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村、県、厚生労働省、その他関係機関等に対し依頼する。

ウ 調達物資の集積場所

調達物資の集積場所は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

エ 調達物資の配給

町は、自主防災組織、ボランティア等の協力のもと被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。配給の際は、以下に留意する。

- (ア) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等について配慮する。
- (イ) 公平性を確保する。
- (ウ) 避難者だけでなく在宅の被災者や要配慮者への配給に十分考慮する。

5. 義援物資の受け入れ、配分

受け入れ及び配分担当は、災対町民福祉部とし、配分にあたる。

(1) 義援物資の受け入れ

ア 町は、衣料、生活必需品等を配布する必要があると認めり災者を調査し、義援物資配分計画を作成する。

なお、義援物資配分計画は、次の事項を明確にする。

- (ア) 義援物資を必要とするり災者数（世帯人員ごととする。）
- (イ) 義援物資の品名、数量
- (ウ) 義援物資の受け払い数量

イ 義援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

ウ 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等についての広報・周知を図る。

エ 災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受け入れ方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

オ 日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と調整の上、義援物資の配分作業が円滑にできるようにする。

カ 義援物資の保管先は、食料に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

(2) 義援物資の配分

ア 災対町民福祉部長は、義援物資配分計画により、各地区協力員及びボランティア団体等の協力を得て、り災者に配分する。

イ 必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たる各地区協力員及びボランティア団体等に情報提供を行う。

ウ 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

6. 燃料の調達・供給

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

町は、災害発生時の応急対策の実施、町民生活の維持に必要な施設や車両への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合塩釜支部及び黒川支部と締結した「災害時における応急燃料の供給に関する覚書」に基づき燃料を調達する。

なお、不足する場合等には、県に対し燃料供給を要請する。

(2) 重要施設の供給

災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、町は、必要量の情報収集に努め、県等関係機関と連携し、優先的に燃料の供給を行う。

(3) 災害応急対策車両への供給

町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

(4) 町民への広報

町は県と連携し、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第10節 救急・救助活動

町は、大規模災害等が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって生命が危険な状態にある者を関係機関と連絡を密にしながら速やかに捜索・救出し、被災者の保護を図る。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

救急・救助活動	実施責任者
	救出対象者
	救出活動
	関係機関との協力
	救出资機材等の調達
	救出期間及び費用
	各関係機関の活動
	住民及び自主防災組織等の活動
	救出の連絡等
	救出後の措置
	惨事ストレス対策

1. 実施責任者

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を、自衛隊や消防関係者、警察官及び海上保安官等の協力のもと実施する。

2. 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

3. 救出活動

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、警察、消防機関等関係機関に連絡する。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織や地区住民等の協力により、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたる。これらの状況については、速やかに県に報告を行う。
- (3) 町は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

- (4) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- (5) 被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づく要請があった場合には、町は、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4. 関係機関との協力

- (1) 救出活動を実施する場合は、塩釜警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て行う。
- (2) 救出時は、負傷者の救護等が円滑に行われるよう町内の医療機関等と緊密な連絡を取る。

5. 救出資機材等の調達

救出活動に必要な人材及び資機材は、町が必要に応じ町内関係機関等に要請し、確保・調達する。なお、不足が生じるときは『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村及び県等に速やかに連絡する。

※資料7-9 救命ボート保有状況

6. 救出期間及び費用

- (1) 救出期間
災害発生の日から3日以内(4日以降は死体の捜索として取扱う。)に完了する。ただし、状況に応じて3日以上とする。
- (2) 費用
救出に関する費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

7. 各関係機関の活動

- (1) 塩釜警察署の活動
救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動等を行う。
- (2) 消防機関の活動
ア 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動
① 医療機関、宮城県塩釜医師会、日本赤十字社宮城県支部及び塩釜警察署など関係機関等の情報を迅速かつ正確に掌握し、適切な救助活動を行う。
② 救急救命士や高度資機材の有効活用を図り、負傷者などの応急処置を効率的に行う。

イ 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(3) 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部は、地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

8. 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 救助活動等の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災発生等による初期消火及び救急救助の必要があるときには、自らに危険が及ばない安全な範囲で初期消火及び救助活動を行うとともに、速やかに消防機関に通報する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面では対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防関係者の指示を仰ぐ。

9. 救出の連絡等

災害のため生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見若しくは知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松島町	松島町高城字町 10	354-5701
塩釜警察署	塩釜市北浜 4-6-41	362-4141
塩釜警察署松島交番	松島町松島字町内 75-9	354-2024
塩釜地区消防事務組合消防本部	塩釜市尾島町 17-22	361-0119
松島消防署	松島町松島字蛇ヶ崎右 53	354-4226
宮城海上保安部（警備救難課）	塩釜市貞山通 3-4-1	363-0114

10. 救出後の措置

(1) 応急救護所における救急活動

応急救護所においては、次の措置を講ずる。

ア 負傷者の重症度緊急度選別（トリアージ）

- イ 負傷者に対する応急処置
- ウ 必要に応じ医療救護班の派遣を要請
- エ トリアージによる負傷者の搬送順位の決定
- オ その他必要な事項

※トリアージ：フランス語で「救命」を意味し仏軍で始まったもの。搬送されてくる負傷者の生死、傷病の軽重を即座に判断し重症患者を優先して救助していく方法。

(2) 負傷者の応急処置

負傷者の応急処置は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽傷者については、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

(3) 負傷者の搬送

医療機関の受け入れ体制、通行可能道路等を総合的に判断し、トリアージによる重傷者を優先して、重点的に次の箇所から医療機関等へ搬送する。

重度の負傷者の搬送は、松島消防署等の救急車を要請し、対応できない場合は、関係機関及び県に対して広域的に応援を要請する。

- ア 負傷者が多数発生した区域
- イ 現地救護所・応急救護所
- ウ 指定避難所
- エ 被災医療機関
- オ その他必要と認める場所

※資料8-4 緊急輸送要請簿

(4) ヘリコプターによる救助・救急搬送

緊急に本町以外の医療機関に負傷者を搬送する必要がある場合及び交通途絶地等から医療機関に負傷者を搬送する場合は、県や自衛隊等に対してヘリコプターの出動を要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(5) 民間搬送機関への協力要請

町は、負傷者の搬送のため、必要に応じ患者搬送車両を有する民間機関に協力を要請して搬送活動を実施する。

(6) 救急・救助活動の記録

町は、災害による負傷者等の救護救出活動状況等について記録する。

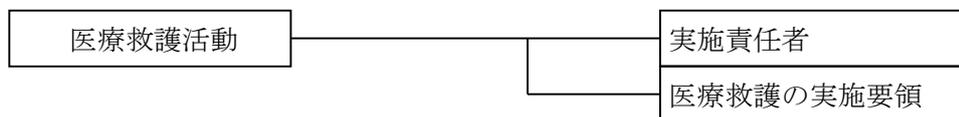
11. 惨事ストレス対策

町は、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護活動

大規模災害のため、被災住民が医療救護の途を失った場合には、町は関係機関と連携し、応急的な措置を講じ保護を図る。また、災害時には医療機関についての情報及び救護所の設置状況等を住民に周知する。



1. 実施責任者

り災者に対する医療救護の応急措置は、関係機関の協力を得て町が行う。

2. 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

ア 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要としているにもかかわらず医療の途を失った者

イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

カ 助産（分娩介助等）

(3) 医療救護の期間

原則として、次の期間行う。

ア 医療：災害発生の日から、原則として14日以内。

イ 助産：分娩した日から、7日以内。

(4) 情報の収集・伝達等

ア 町内の医療機関は、施設の被災状況や傷病者の受け入れ状況等の情報を把握し、町へ連絡を行う。

イ 町は、町内医療機関、消防、警察等関係機関から被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、医師会や県等に対する応援要請等の可否及び救護所の設置の必要性等を判断する。

- ウ 傷病者等を災害拠点病院等に搬送した場合には、町は、関係機関等の協力のもとその状況について把握に努める。
- エ 町は、収集した情報を適宜、県や関係機関等へ情報提供を行い、情報の共有化を図る。

(5) 救護班の編成

- ア 医療救護の実施は、町内の各病院及び医院、（公社）宮城県塩釜医師会等の協力を得て、災害の状況に応じて医療救護班を編成し救護活動を行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。救護班の人員については、災害の規模等に応じて調整するものとするが、1班当たりの基本構成は以下のとおりとする。
被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、「第8節 救急・救助活動」に基づき実施する。

救護班基本構成		
医師：1名	保健師又は看護師：2名	連絡員：1名

- イ 救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- ウ 町の救護班で対応できない場合及び対応できないと町長が判断した場合は、協定締結先近隣市町村や知事に協力要請を行う。その場合には、町救護班を県の救護班に包含し、編成する。

(6) 救護所の設置

- ア 救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置し運営する。救護所の設置予定場所は、以下のとおり定める。

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況
松島町農村婦人の家	幡谷字吉崎 46-1	50人	木造平家建
保健福祉センター	根廻字上山王 6-27	200人	鉄筋コンクリート平家建

- イ 町は、救護所を設置した場合は、設置した救護所の場所を、防災行政無線、広報車等で住民に周知する。
- ウ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

(7) 医薬品、資機材の確保

医薬品、医療用資機材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

ア 医療機関の携帯した医薬品を使用する。

イ 被害の程度に応じて、医薬品等が不足する場合は、町内の薬局等から調達する。

ウ 町内での調達が困難な場合には、県に対し、救急医療セット、災害用医療品の供給の要請を行う。

エ 救援物資の医薬品等について、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受け入れ、救護所、避難所に供給するよう努める。

(8) 在宅要医療患者の医療救護体制

ア 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

イ 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。

ウ 町は、人工透析を実施する医療機関が被災した場合には、患者の受入れの調整や資機材等の支援について県に要請し、透析医療の確保に努める。

エ 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。

オ 町は、必要に応じ、専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、県から指導・助言、その他必要な支援等を受ける。

第12節 自衛隊の災害派遣

大規模災害時の人命、財産保護のため、特に必要があると認められる場合、町長は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣	実施責任者
	災害派遣の基準及び要請の手續
	自衛隊との連絡
	派遣部隊の活動内容
	派遣部隊の受入体制
	派遣部隊の撤収
	経費の負担

1. 実施責任者

自衛隊の災害派遣要請に係る事務手續きについては、災害対策本部が行う。

2. 災害派遣の基準及び要請の手續き

(1) 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。この場合、町長は、その旨及び町域に係る被害の状況を防衛大臣又は最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）等の長に連絡することができ、連絡した場合には、その旨を知事に連絡する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又は直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に連絡する。この場合、町長は、速やかに知事にその旨を通知する。

ア 要請による派遣の基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は下記のとおりである。

- (ア) 緊急性 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている差し迫った必要性があること。
- (イ) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

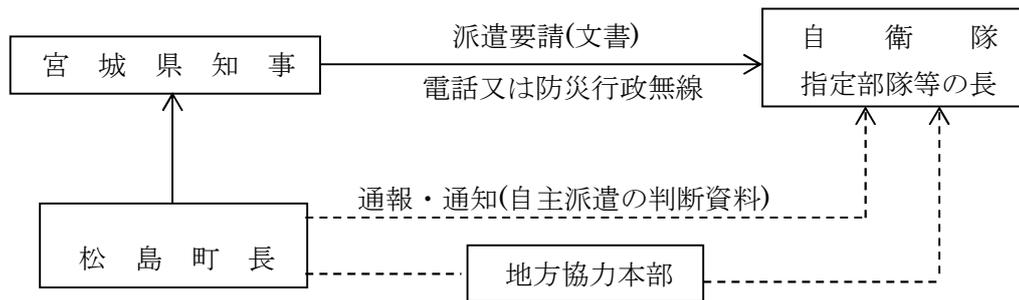
(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請で派遣されることが原則であるが、その例外措置として、「大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣」「通信の途絶により、県と連絡が不可能である場合の人命救助のための部隊等の派遣等」地震災害時に特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、速やかに県経由又は直接町へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

(3) 要請の手続き

ア 派遣要請系統図



イ 要請（連絡）先

区分	要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			時間内： 平日 08:30～17:00	時間外： 左記以外	
宮城隊区 担当部隊	陸上自衛隊 第22即応機動連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 内 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡を除く宮城県)
			東北方面航空隊第3科	航空隊長	仙台市若林区霞目 1-1 TEL：022-286-3101 内 203, 207, 217
近傍派遣部隊	陸上自衛隊 第6戦車大隊第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原 21-9 TEL：022-345-2191 内 230～233	駐屯地当直 内 301・302	大和近傍 状況により宮城北隊区
			第4航空団防衛部 (松島基地)	団司令	桃生郡矢本町矢本 字坂取 85 TEL：0225-82-2111 内 230～232

ウ 要請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料8-2 災害派遣要請依頼書様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信等により行い、その後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ロ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ハ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有

無、物資搬送設備、物資運搬設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等)

3. 自衛隊との連携

派遣される自衛隊連絡調整要員等を災害対策本部に受け入れる場合、災害対処に必要な情報交換等を行い、必要な災害対処を実施する。

4. 派遣部隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路障害物の除去又は道路・水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長又は町長の職務を代行できる者（委任を受けた町職員、警察官及び海上保安官）が、その場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

5. 派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

町は、自衛隊の災害派遣期間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

必要に応じて派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその旨を管理者等に伝え了承を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

(5) 臨時ヘリポートの設定

ア 本町の臨時ヘリポートの指定状況は次のとおりである。

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園 (多目的広場)	松島町高城字動伝一 34-1	町長	354-4485	150×100
大蓮沢 (松島フットボールセンター グラウンド)	松島町手樽字大蓮沢 13-1	町長	355-0301	120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯島地先	宮城県漁業 協同組合松 島支所	354-2511	40×30

資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 臨時ヘリポートを追加、あるいは見直す場合には、ヘリポートとしての基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を実施するとともに、被災者の指定避難所と競合しないよう留意する。

ウ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

エ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその付近で障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすい所では、航空機進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

※ウ・エに関する「着陸地点のH記号」「離着陸地点及び障害のおそれがある範囲」については、P. 3-101、3-102 を参照

(6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

(7) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況の情報等を提供する。

6. 派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了又はその必要がなくなった場合、町長は派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。

(2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

※資料 8-3 災害派遣撤収要請依頼書様式

(3) 派遣部隊の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と協議の上、派遣部隊を撤収するものとする。

7. 経費の負担

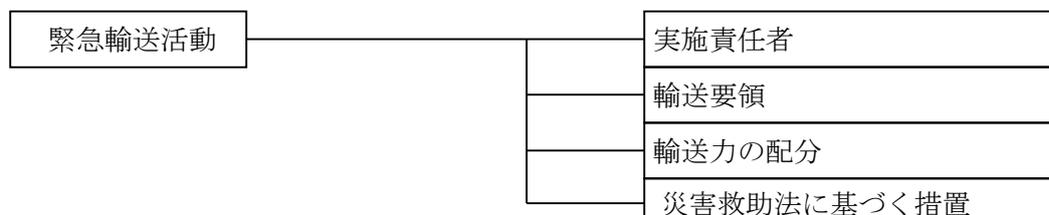
災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担し、細部についてはその都度派遣部隊の長と知事等が協議して定める。

松島町地域防災計画 原子力災害対策編

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第13節 緊急輸送活動

大規模災害発生時には、さまざまな種類の緊急輸送が必要となる。したがって緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる輸送手段の確保に努める。また、輸送路線の被害状況を把握し、事前に定められた緊急輸送路から優先的に障害物の除去、応急復旧を行い、輸送路の確保に努める。



1. 実施責任者

町は、災害時における輸送力の確保等を関係機関の協力を得て行う。

2. 輸送要領

(1) 輸送方法

災害応急対策計画に定める人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して最も適切な方法により行う。

(2) 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 第一段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ロ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な人員
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

- (ア) 上記アの続行

- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第三段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

エ その他関連物資

- (ア) 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の制限について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- (イ) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携を図る。
- (ウ) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

(4) 輸送力の確保

ア 町所有車両の確保

町所有車両（消防用車両を除く）は、資料 7-3 「町有車両の現況」のとおりである。

イ 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有以外の輸送力確保に努める。

(ア) 自動車の確保

自動車の確保は、以下の陸上輸送業者等に依頼する。

名 称	所 在 地	責 任 者	電 話 番 号
宮城交通(株)塩釜営業所	塩釜市新浜町二丁目 2-8	塩釜営業所長	365-5161
日本三景交通(株)	松島町高城字田中裏 23-16	代表取締役社長	354-5151

(イ) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能であるが、鉄道輸送が可能な場合は、東日本旅客鉄道(株)仙台支社松島駅等に要請し、輸送力を確保する。

(ウ) 船舶の確保

陸上輸送が全て不可能となる事態に備えて、海上輸送力も確保する。

ウ ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第 12 節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第 15 節「ヘリコプターの活用要請」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請する。

(5) 輸送要請

町内において輸送力が確保できない場合又は不足する場合は、協定に基づき、(社)宮城県トラック協会に次の事項を要請し、輸送力の確保を図る。

また町は、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

ア 緊急物資の輸送要請事項

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 必要となる車両及び人員

(ウ) 輸送品目

(エ) 輸送期間

(オ) 輸送先（荷下ろし場所）

(カ) その他必要な事項

3. 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、災害対策本部長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 災害対策本部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4. 災害救助法に基づく措置基準

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救援用物資のための輸送

カ 遺体捜索のための輸送

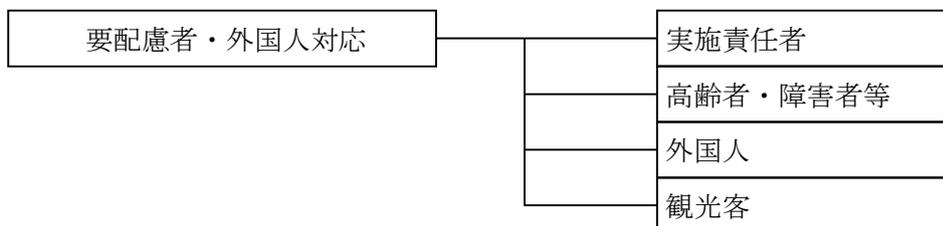
キ 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、松島町における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施がみとめられる期間とする。

第14節 要配慮者・外国人対応

大規模災害発生時には、特に要配慮者や旅行者等に対する様々な応急対策が必要となることから、町は、関係機関と連携し、対応計画に基づいて速やかに対策を実施する。特に団体旅行者などの観光客については、宿泊施設と連携を取り迅速に対応する。



1. 実施責任者

災対産業観光部、災対町民福祉部、災対健康長寿部及び社会福祉団体の責任者は、要配慮者等の援護対策を行う。

2. 高齢者、障害者等

町及び社会福祉団体は、要配慮者及び災害により支援が必要となった者に対し、救助、避難誘導、福祉サービス等の提供等を必要に応じて的確に行うことができるようにする。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

(1) 安全確保

ア 社会福祉施設在在所者について

(ア) 施設管理者等は、施設在在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(イ) 町は、施設管理者等から施設在在所者(入所者、従事者等)の安否を迅速に確認するとともに、施設管理者等から要請等があった場合には、避難誘導等を行う。

イ 社会福祉施設以外の要配慮者

(ア) 町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政員等との連携支援のもと迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

(イ) 町は、指定避難所等を中心に被災による新たな要配慮者についても把握する。

(ウ) 未登録の要配慮者に対しても、民生委員・児童委員、行政員などとの連携により安否の把握に努める。

(2) 支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し、その確保に努める。

下記イの緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

イ 緊急支援

(ア) 受け入れ可能施設の把握

松島病院（老人保健施設みどりの家を含む）及び特別養護老人ホーム等との間で、要配慮者受入れに関する連携を行う。

(イ) 福祉ニーズの把握と援護実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た上で、関係機関と調整し適切な入所措置をとる。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合には、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(ウ) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所受け入れを要請するものとする。

(エ) 福祉避難所の運営

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

ウ 指定避難所での援護

(ア) 支援体制の確立

町は、要配慮者が指定避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。

特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に指定避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

町は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及

び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者・障害者は指定避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティーを維持できるよう配慮する。

3. 外国人

災害時には、速やかに外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行い、安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、英語等外国語での情報提供ができるようその体制整備に努める。

(1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導。

町は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報もを行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

あらかじめ整備してある多言語で表示された指定避難所や避難路の標識等により、外国人の避難を支援する。

(2) 所在及び安否確認。

町は収集した情報をもとに、在住している外国人の安否確認を行う。

県から在日大使館等を通じた在住外国人の安否確認の照会を求められた場合には、町は県に協力し、調査、回答等を行う。

(3) 「相談窓口」等の開設によるニーズへの対応と支援。

町は、必要に応じ、公益財団法人宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

(4) 関係機関及び関係団体との連携による情報収集と情報提供。

町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。

町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示もを行い、外国人の不安の解消を図る。

- (5) 通訳ボランティアの活用を図りスムーズな情報収集、伝達を図る。

4. 観光客等

災害時の観光客等については、(一社)松島観光協会等と連携し、ホテル・旅館等及び指定避難所等の情報収集と安否確認を行い、情報提供ができるよう努める。

- (1) 広報及び標示等による安全かつ迅速な避難誘導

ア 外国人観光客等については、上記3の(1)のとおりとする。

イ また、観光協会等と連携した広報、避難誘導等を行う。

ウ 観光客がPAZ予防的防護措置を準備する区域内などの危険が予想される区域内にいる場合には、防災行政無線をはじめとする広報活動や観光事業者の避難誘導等により、直ちに避難が必要であることを伝え、指定避難所の方向を指し示すなど、具体的な誘導を図る。

エ ホテル旅館等観光施設所有者は、施設に危険がない場合は、できる限り当日の利用者や宿泊客を受入れ、必要に応じ、町指定の避難所を案内する。また、受入れた宿泊者等の安否情報を町に報告する。

- (2) 所在及び安否確認

町は、地域住民や自主防災組織、観光協会等と連携し、観光客等の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、指定避難所等において観光客の安否確認等を行う。

- (3) 相談窓口の開設によるニーズへの対応と支援

町は、県等関係機関と協力し、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により公共施設やホームページ、観光地、主要ターミナル等へ掲示し情報提供を行う。また、必要に応じ相談窓口を設置する。

- (4) 関係機関及び団体等への情報提供

町で収集した観光客等の情報は、必要に応じ、県や関係団体等に対し情報提供を行う。

また、県や関係機関等が収集した情報について、町は必要に応じ、情報提供の要請等を行い、安否確認等への活用を図る。

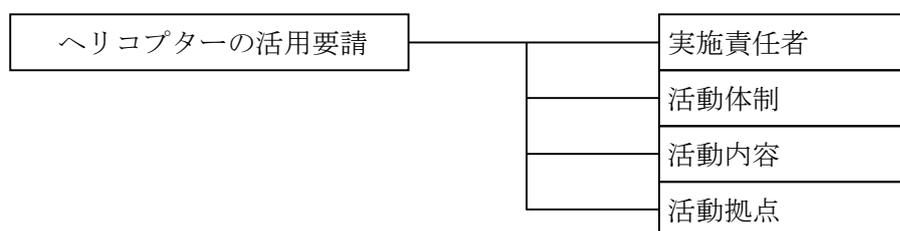
- (5) 観光客等は、安全に、安心して、できるだけ早く帰宅できることが重要である。町は、第7節避難誘導-7 帰宅困難者対策に基づき、災害時、本町に滞留することになった観光客等に対しても、帰宅困難者対策を行う。

【応急対策活動】

時間の経過に伴い、被災対応は住宅の確保など被災者の生活支援中心の対策へと変わってくる。被災者が早く日常生活に戻れるよう全力を挙げて災害復旧に取り組む。

第15節 ヘリコプターの活用要請

大規模災害時は、道路の損壊、建物や電柱等の倒壊による道路通行不能状態が予想されることから、町は、災害発生初期には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等を広域的・機動的に行う。



1. 実施責任者

町は、災害時のヘリの活用について、県防災ヘリコプターへの応援要請を基本とし、不足した場合には県を通じて自衛隊等のヘリコプターの要請を行う。

2. 活動体制

関係機関との連携による活動計画を早期に検討作成し、迅速に応援活動が取れるよう体制整備に努める。

(1) 県防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリの運航は、関係法令によるもののほか、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによることとなっている。

- ※資料 1-9-1 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱
- ※資料 1-9-2 宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領
- ※資料 1-9-3 防災ヘリコプター緊急運航基準

(2) 県への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、県知事に対して、「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 仙台市への応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- ※資料 2-2 宮城県内航空消防応援協定書

(4) 関係機関との調整体制の確立

県は、大規模災害時において、県内各地でヘリコプター活動が必要となる場合においては、宮城県災害対策本部に設置されるヘリコプター運用調整班（県警察本部、仙台市、東北地方整備局、自衛隊、海上保安部等で構成）のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、等と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

3. 活動内容

(1) 活動内容

防災関係機関のヘリコプターによる防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ア 被災直後の被害状況等の偵察、情報収集活動
- イ 火災防ぎょ活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ウ 救出救助活動（事故等による捜索・救助等）
- エ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- オ 救援隊、医師等の人員搬送
- カ 消防部隊の搬送・投入
- キ 被災地への救援物資の搬送
- ク 応急復旧資機材等の搬送
- ケ 住民等に対する避難勧告等の広報活動
- コ その他（特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合）

(2) 防災ヘリコプターの運用

原則として、「宮城県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記（1）の該当事由について、「宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。また、町が災害による被害を最小限に防止するために県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「宮城県広域航空消防応援協定」に基づき運用する。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

4. 活動拠点

(1) 町は、臨時ヘリポートの被害状況を把握し、県と協議の上、臨時ヘリポートの中から活動拠点を選定することを基本とする。選定後は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、標識の表示や吹き流しの設置等を行う。

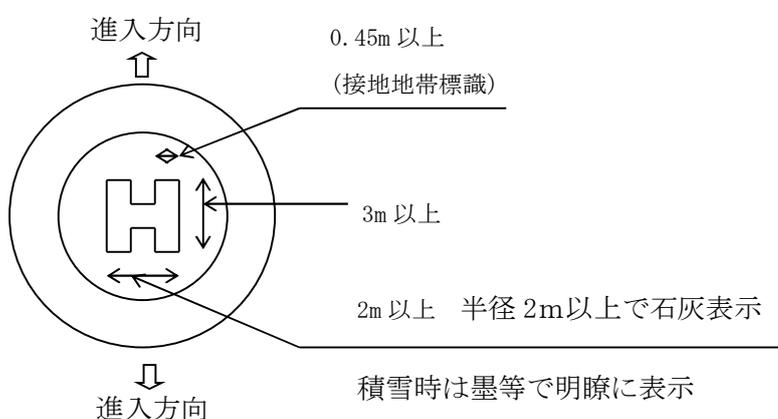
ア 臨時ヘリポートの指定状況

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
松島公園 (長松園森林公園町民の森)	松島町根廻字清水 6-1	町長	353-3910	100×100
松島運動公園	松島町高城字動	町長	354-4485	150×100

離着陸場名称 (施設等名称)	住 所	管理者	電話番号	地積 (m)
(多目的広場)	伝一 34-1			
大蓮沢 (松島フットボールセンター グラウンド)	松島町手樽字大 蓮沢 13-1	町長		120×120
磯島 (松島町牡蠣生産工場空地)	松島町磯崎字磯 島地先	宮城県漁業 協同組合松 島支所	354-2511	40×30

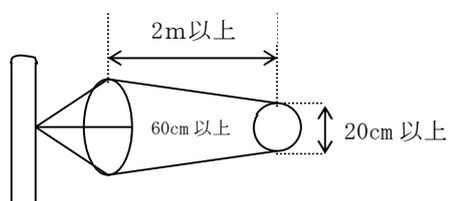
資料：防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表（県HPより）

イ 標識



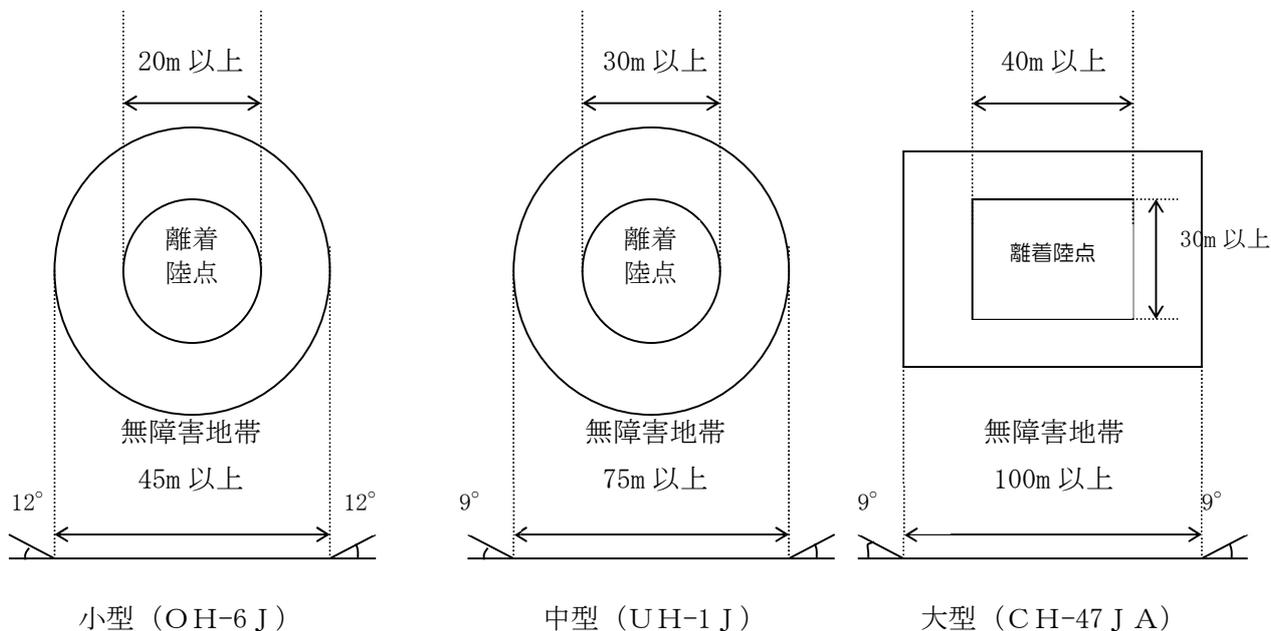
ウ 吹流し（風向指示器）

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



(2) 予定された臨時ヘリポートが被害等により使用できない場合には、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

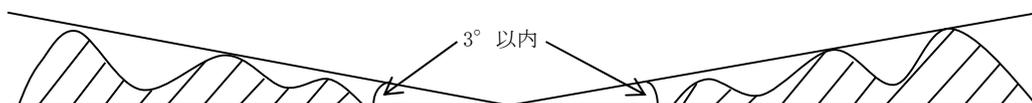
ア 離着陸のための必要最小限の無障害地帯



- ※ 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点
- ※ 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

(3) 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約 20 枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。



(4) 危険防止の留意事項

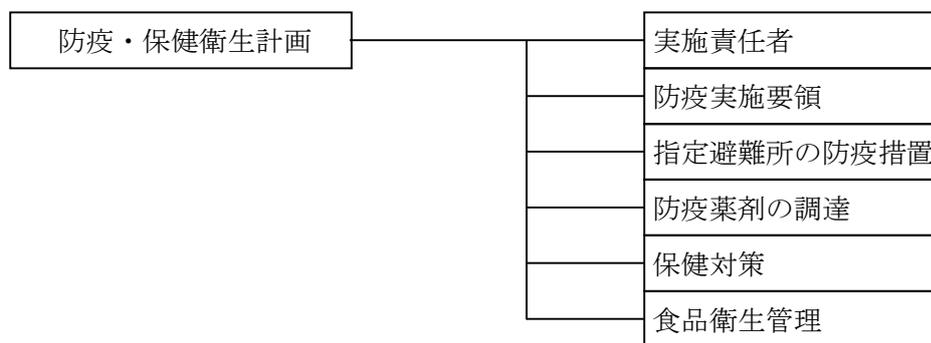
- ア 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- イ 着陸点附近に物品等を放置しないこと。
- ウ 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

第16節 防疫・保健衛生計画

被災地における衛生面の保全を図るためには、災害の状況に対応した清掃・衛生・防疫対策が必要となる。大規模災害時には一時的に生活環境の変化と悪化に伴う被災者の体力低下、感染症等の病気に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることから町は、迅速な防疫措置や予防接種等を実施し、被災者の健康安全確保のための適切な対応を行う。

特に指定避難所においては多くの被災者が共同生活を行うことから、感染症の流行の未然防止に万全を期すとともに、必要に応じ心のケア対策等を実施する。

また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。



1. 実施責任者

町は、災害時における感染症予防のための防疫措置及び保健衛生活動を、関係機関の協力を得て行う。

2. 防疫実施要領

(1) 健康診断及び感染症の予防

ア 健康診断は、指定避難所等を優先し、県の協力を得て行う。また、感染症予防のための健康調査・指導を行い、県と連携し感染症の発生状況の把握に努める。

イ 指定避難所等でのトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症予防のための指導を行う。

ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

(2) 臨時予防接種

被災地の感染症等の発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により実施する。

(3) 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、医療機関が保健所長を経由して知事に届け出ることになっている。

町は、県の指示に基づき消毒等の対策を実施する。

(4) 隔離等の措置

被災地において、感染症患者又は疑似患者及び無症状病原体保有者等が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶などのため、感染症隔離病舎に収容することが困難な場合は、可能な限り近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない事由によって隔離施設に収容措置をとることができない疑似患者及び無症状病原体保有者に対しては、自宅隔離を行う。

(5) 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生する恐れがある場合及び防疫措置を実施する場合は、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(6) 応援要請

防疫活動を実施する上で要員等が不足する場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、協定締結先市町村等への応援要請や県に対する自衛隊の派遣依頼等を行う。

3. 指定避難所の防疫措置

指定避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫措置を行い、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各指定避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織を指導編成し、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ア 健康診断
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

4. 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、災対本部において町内の業者から調達する。調達不可能な場合は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』に基づき、締結市町村に対し調達あっせんの要請を行う。また町は、県に対し、調達あっせんの要請を行う。

※業者一覧 第2章災害予防計画・第25節 医療救護体制・福祉支援体制の整備・3 医薬品、医療資機材の備蓄・供給体制参照

5. 保健対策

(1) 健康調査・健康相談

ア 保健指導及び健康相談の実施

町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

イ 指定避難所や仮設住宅での配慮

指定避難所や仮設住宅での健康相談等を実施する際は以下の十分配慮する。

(ア)十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

(イ)特に高齢者は、エコノミッククラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

ウ 指定避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

エ 医療体制の整備

町は、県と協力し、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に指定避難所においては、地震等の大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があることから、町は、県（宮城県仙台保健福祉事務所等）と協力し、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

ア 被災した精神障害者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 栄養調査・栄養相談

町と県が協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛

生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

(4) 子どもたちへの健康支援活動

災対教育部、教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

6. 食品衛生管理

(1) 食中毒の未然防止

ア 町は、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の指定避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要な指導を依頼する。

イ 町は、被災地域の状況に応じ、宮城県仙台保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品の保管方法や食品配送等における衛生確保の状況について、必要な指導を依頼する。

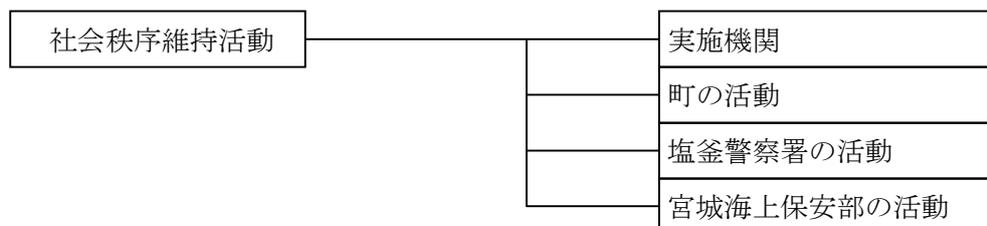
(2) 食品衛生に関する広報

町は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第17節 社会秩序維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町、県及び関係機関は、被災者の生活再建に向け、物価監視、流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等の防止対策を講じ、社会秩序の維持に努める。



1. 実施機関

町は、県、塩釜警察署、宮城海上保安部等と協力して、物価の監視、社会秩序維持のための諸活動を行う。

2. 町の活動

県と協力して、生活関連商品の価格や出回り状況を把握するとともに、地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業者に対し物資の安定供給等を要請し、住民に情報提供を行う。

3. 塩釜警察署の活動

(1) 被災地及びその周辺(海上を含む)において、塩釜警察署は、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

(3) 塩釜警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、町、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4. 宮城海上保安部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域の周辺海域において警戒を行う。

第18節 応急教育活動

被災時において、学校では児童・生徒の安全確保だけではなく、学校施設の被災により、通常の教育が実施困難となった場合の応急教育がいち早く実施されることが求められる。また学校が指定避難所として使用され教育が長期にわたって中断されることを避けるため、教育委員会は、教育再開の場所の確保や学用品などの調達・支給等を図り早急に応急教育を実施する。

応急教育活動	実施責任者
	学校での対応
	応急の教育対策及び学校施設の応急復旧
	学用品の配布
	学校給食対策
	学校等教育施設が指定避難所になった場合の措置
	災害応急対策への生徒の協力
	児童生徒等の心のケア
	社会教育施設等の応急対策

1. 実施責任者

- (1) 町教育委員会は、町立学校等の応急の教育対策を行う。
- (2) 学校長又は園長は、災害発生時の施設内における児童生徒等の安全確保など必要な措置を行う。

2. 学校等での対応

学校長又は園長は、大規模災害が発生し、災害対策本部長が避難勧告又は指示を発令した場合は、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 在校時の措置
 - ア 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時指定避難所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
 - イ 安全確認
 - (ア) 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時指定避難所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定避難所に移動する。
 - (イ) 最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、安全を確認した上で引き渡し等の適切な措置を講じるとともに、町教育委員会に報告を行う。

ウ 校外活動時の対応

遠足等郊外活動時に災害が発生した場合は、学校長又は園長等と連絡をとり指示を受け、引率教職員等が適切な措置をとる。

(2) 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等に連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況を把握し、町教育委員会に報告を行う。

(3) 保護者への引渡し

ア 校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ウ 保護者と連絡のつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う。

(4) 休校措置等

ア 大規模な災害が発生し又は発生が予想され場合は児童生徒等の安全確保が困難と判断されるときは臨時休校又は授業打ち切り若しくは避難等必要な措置を講ずる。

イ 臨時休校措置を登校前に決定したときは、保護者等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させるなど必要な措置を講ずる。

3. 応急の教育対策及び学校施設の応急復旧

(1) 応急の教育方法

町教育委員会は、次の措置を講ずる。

ア 授業

施設の被災又は教職員が不足する場合等は、応急的に短縮授業、分散授業又は二部授業等を行う。

イ 教職員の確保

校内で対応できない状況が生じた場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

(2) 教育の実施場所の確保

町教育委員会は、災害対策本部長（町長）と協議し、次の措置により教育の実施場所を

確保する。

ア 被害状況等の把握

(ア) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

(イ) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査する。

イ 応急修理が可能な被害の場合

学校等の運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、確保する。

ウ 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。

(ア) 体育館等教室以外の施設の転用に関する事。

(イ) 被災学校周辺の余裕学校への応急避難に関する事。

(ウ) 交流館等社会教育施設等への応急避難に関する事。

(エ) 仮校舎の建設に関する事。

(3) 通学手段の確保

町教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

4. 学用品の配布

町は、就学上支障があるときは、次により学用品を配布する。

(1) 配布対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、就学に支障をきたした小・中学校の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、適用範囲内で必要と認めるもの

(3) 学用品の調達

ア 学用品は、教育委員会において町内業者又は町の指名登録業者から調達する。

(4) 配布の方法

ア 町教育委員会は、速やかに配布対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。この場合、保護者から受領に関する領収書を徴することとする。

イ 教科書及び教科書以外の教材、文房具及び通学用品については、学校長が配布計画を作成し、配布する。

ウ 教科書等の支給の期限については、教科書及び教科書以外の教材については、一ヶ月以内とし、文房具・学用品については、15日以内とする。

5. 学校給食対策

- (1) 町及び町教育委員会は、学校給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- (2) 町及び町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。
- (3) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者等の協力を得て確保する。

6. 学校等教育施設が地域の指定避難所、避難所になった場合の措置

指定避難所となった施設管理者、町教育委員会や町は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 町は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設管理者、町教育委員会や自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (2) 当該施設管理者及び町教育委員会は、指定避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等関係機関との間で、適宜、必要な協議を行う。

7. 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、保護者の承諾を得て、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8. 児童生徒等の心のケア

- (1) 町教育委員会は、児童生徒等の心のケアをするためのカウンセラー等の派遣を県教育委員会に依頼する。
- (2) 県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。
- (3) 町教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

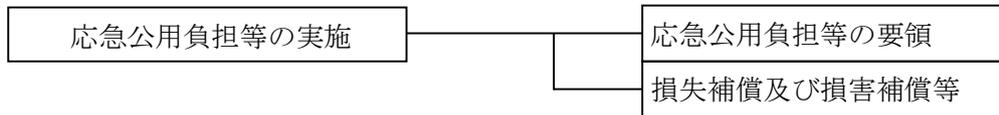
9. 社会教育施設等の応急対策

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、町教育委員会に被害の状況を報告する。

- (2) 町及び町教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第19節 応急公用負担等の実施

大規模災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を特に必要があると認められるときは、町長等は、施設・土地・建物・物資等を管理、使用、収用等の業務に従事させる等、必要な措置を講じる。



1. 応急公用負担等の要領

(1) 実施責任者

- ア 町長は、応急措置を実施するため緊急性があると認めるときは、応急公用負担等の権限を行使する。
- イ 町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使する。
- ウ 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、消防吏員、消防団員が行う。
- エ 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限行使は、水防管理者、水防団長、又は消防機関が行う。

(2) 災害時に応急措置を実施するための応急公用負担等の対象物及び内容は、次のとおりとする。

ア 町長

- (ア) 地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置業務に従事させること。
- (イ) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。
- (ウ) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずること。
- (エ) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うこと。

イ 消防機関

(ア) 消防吏員、消防団員

- ① 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- ② 火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(イ) 消防長、消防署長

- ① 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- ② イ(ア)①及びイ(イ)①に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、水防団長、消防機関の長

(ア) 当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従者させること。

(イ) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

エ 知事

(ア) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

- ① 被害者の救援、救助その他保護に関する事項
- ② 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ③ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ④ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(イ) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、アに定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(3) 公用令書の交付

ア 知事、町長、指定地方行政機関の長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

イ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。

(ア) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 当該処分の根拠となった法律の規定

- ① 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間
- ② 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- ③ 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の

所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

- ウ 知事、町長、指定地方行政機関の長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。
- エ 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

(4) 手続き

- ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示する。
- イ 物的公用負担は、次により行う。

(ア) 工作物等の使用、収用

- ① 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知する。
- ② 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地建物等の名称、種類等の通知すべき事項を町又は塩釜警察署に掲示し、通知に代える。

(イ) 工作物等の障害物の撤去

- ① 町長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は、適正な方法で保管する。
- ② 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
- ③ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。
- ④ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。
- ⑤ 工作物の保管に関する公示の日から起算して6ヶ月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、塩釜警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

※資料8-1 公用令書・台帳・申請書等様式

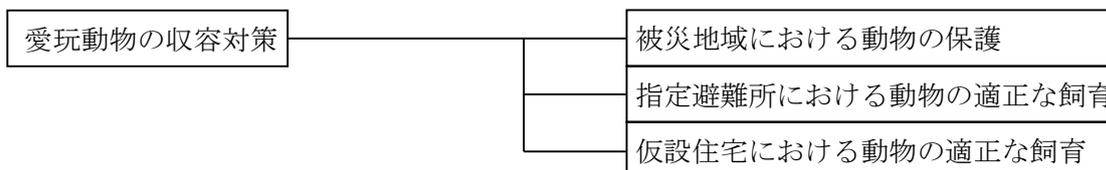
2. 損失補償及び損害補償等

- (1) 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償する。

第20節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、飼い主の解らない動物、負傷動物が多数生ずるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県、近隣自治体関係機関、宮城県獣医師会（中央支部、塩釜地区）等との協力体制を確立する。



1. 被災地域における動物の保護

(1) 所有者の確認

飼い主の解らない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県並びに近隣自治体、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

(2) 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

町は、指定避難所を設置し開設した場合には、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

町は、避難所における家庭動物等の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

(1) 各指定避難所での動物の飼育状況の把握及び飼育に必要な資材の提供、獣医師の派遣等の支援。

(2) 指定避難所から保護施設への動物の受入等に関する支援。

(3) その他関係機関への連絡調整及び応援要請。

3. 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

【応急活動組織】

応急活動組織は防災活動体制と相互応援協定からなる。町及び消防機関をはじめとする防災関係機関が迅速且つ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について具体的かつ詳細な計画を立てる。

第21節 相互応援協定

大規模災害が発生した場合には、松島町だけでは対応が困難な場合が生じ、国、県や他市町などに対して応援を要請する必要がある。当町だけで対応困難な災害が生じた場合には、被害の状況や応援の要請内容等について明らかにし、関係機関に応援要請を行う。その応援要請の手順を示し災害時に有効的な運用ができるよう備える。

相互応援協定	実施責任者
	主な協定の概要
	応援の要請等
	応援の受け入れ体制
	地域内の防災関係機関の応援協力
	消防相互応援活動
	緊急消防援助隊の要請
	応援要請による技術者等の動員

1. 実施責任者

町は、災害応急対策を実施するため必要となる人員、資機材等の確保及び連絡調整等を行う。

2. 主な協定の概要

(1) 『宮城「館」防災に関する相互応援協定』

ア 概要

この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村が、いずれかの市町村域において災害が発生又は全域的な災害が発生し被災した場合、協定締結市町村の応援により、被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されることを目的に締結されたものである。

※資料 2-1-1 宮城「館」防災に関する相互応援協定

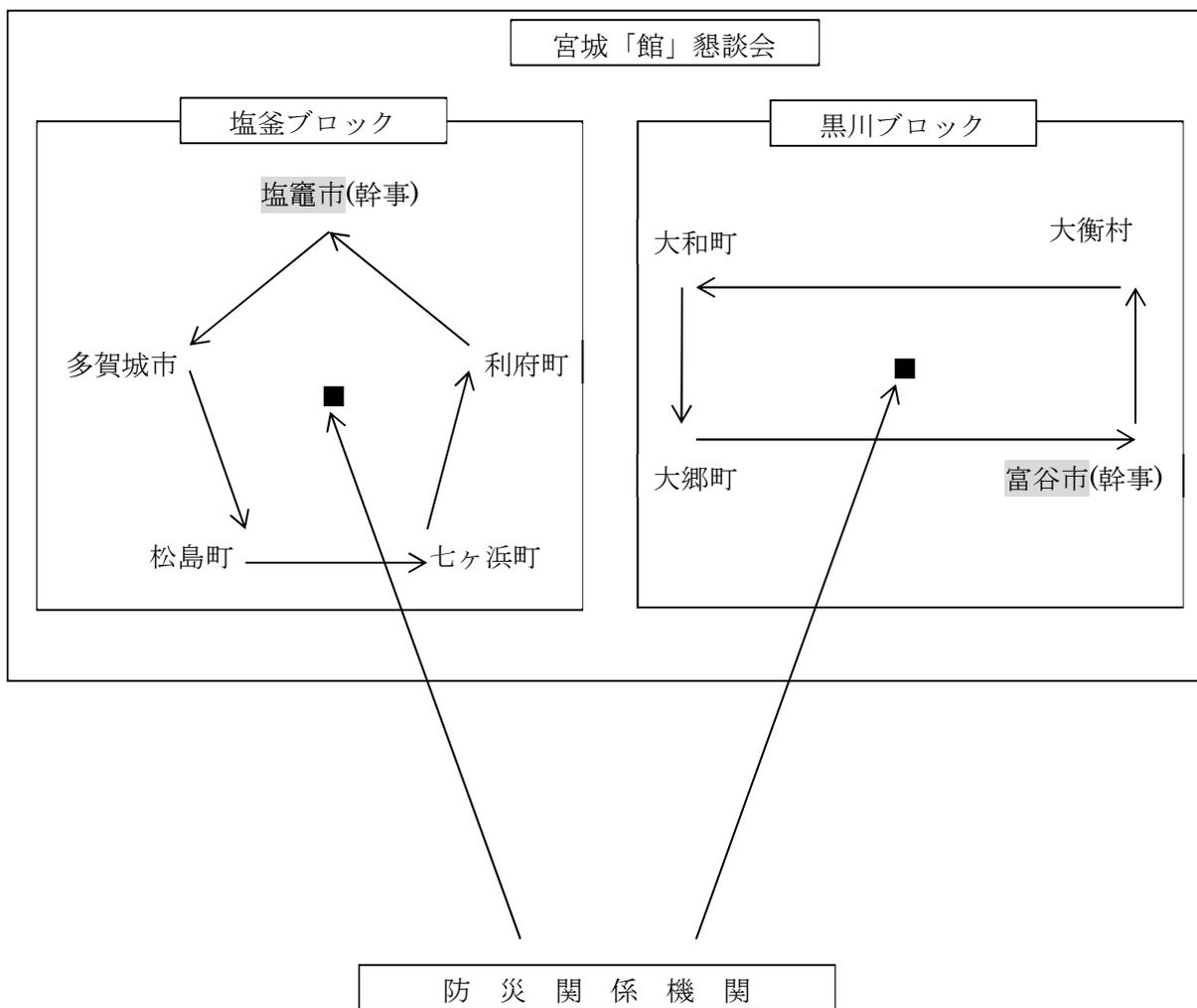
イ 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣

- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 尿、ゴミ等処理に必要な施設と車両
- (オ) 救助、救援並びに物資の運搬等にかかる管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (カ) 被災者等に対する指定避難所及び収容場所の提供
- (キ) 被災児童生徒の受け入れ
- (ク) その他要請があったもの

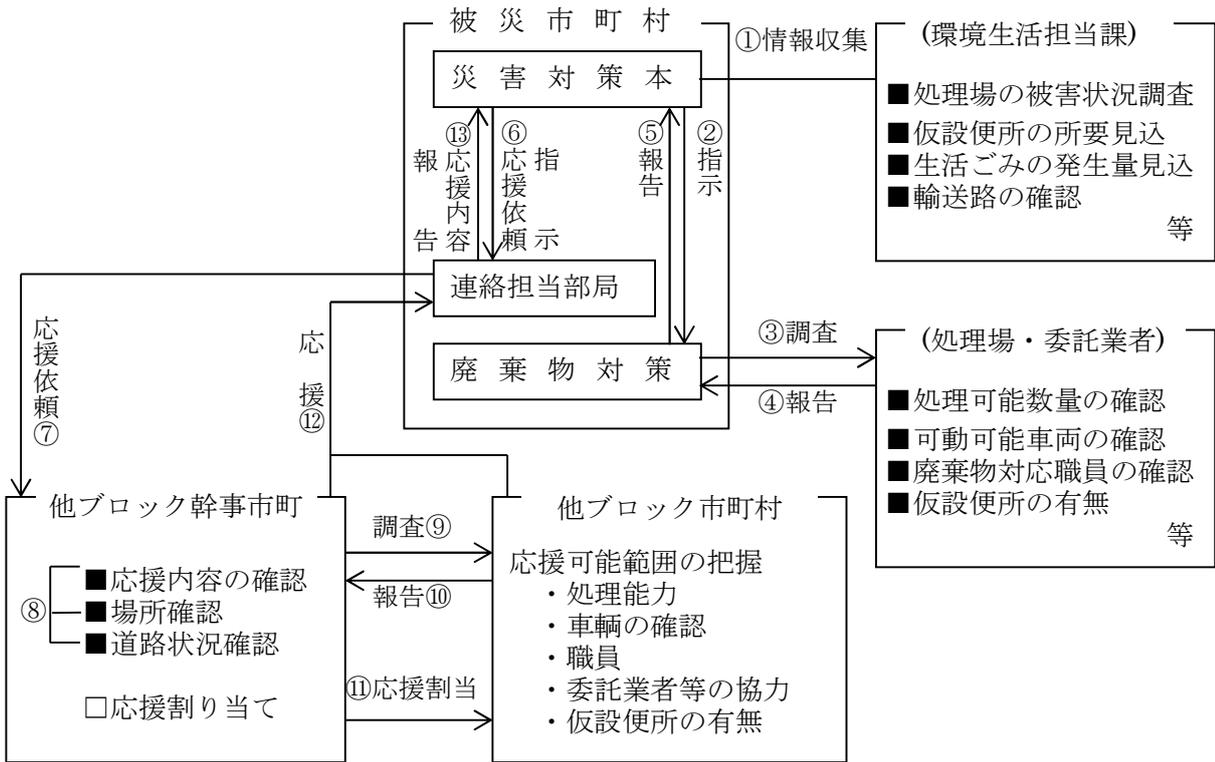
ウ 運用フロー

- (ア) 一般運用システム

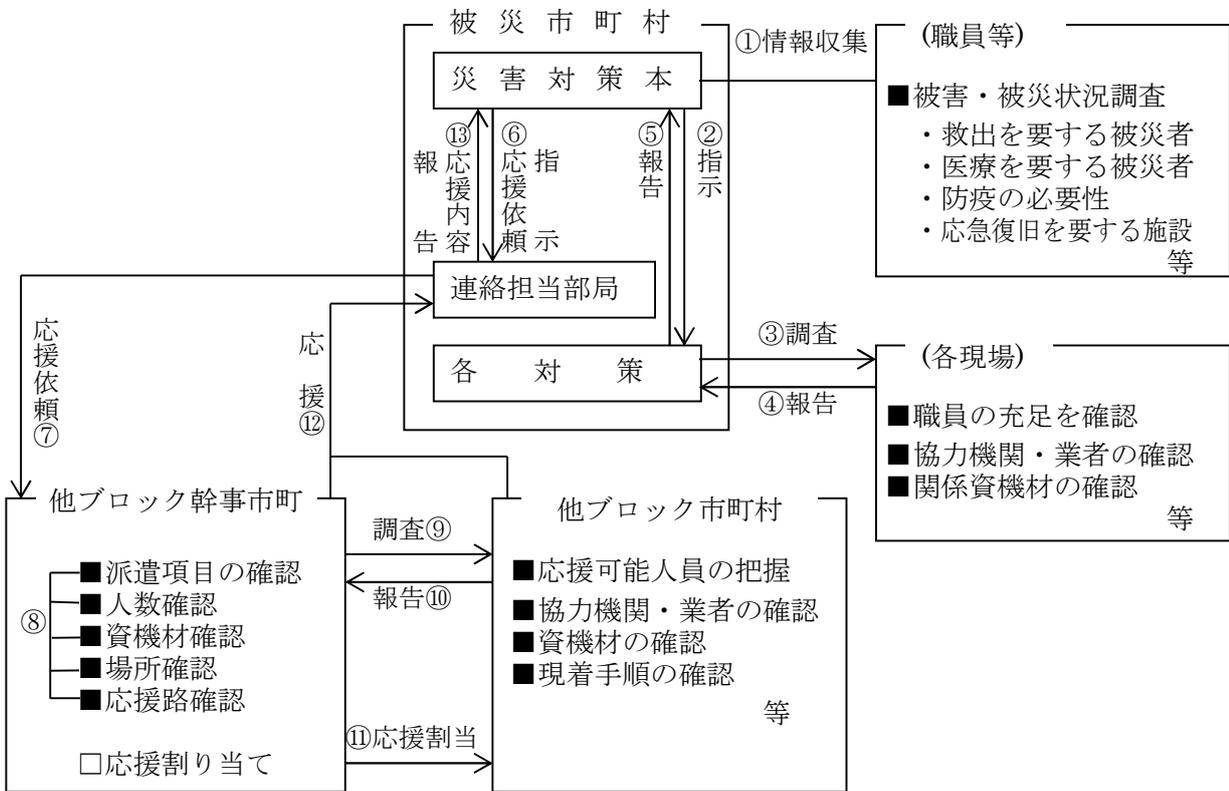


※被災市町村が宮城「館」懇談会に応援を求める場合、他ブロックの幹事市町に応援を求める。
 ※防災関係機関との連絡調整に当たっては、①所属ブロック市町村、②他のブロック市町村の順に行う。

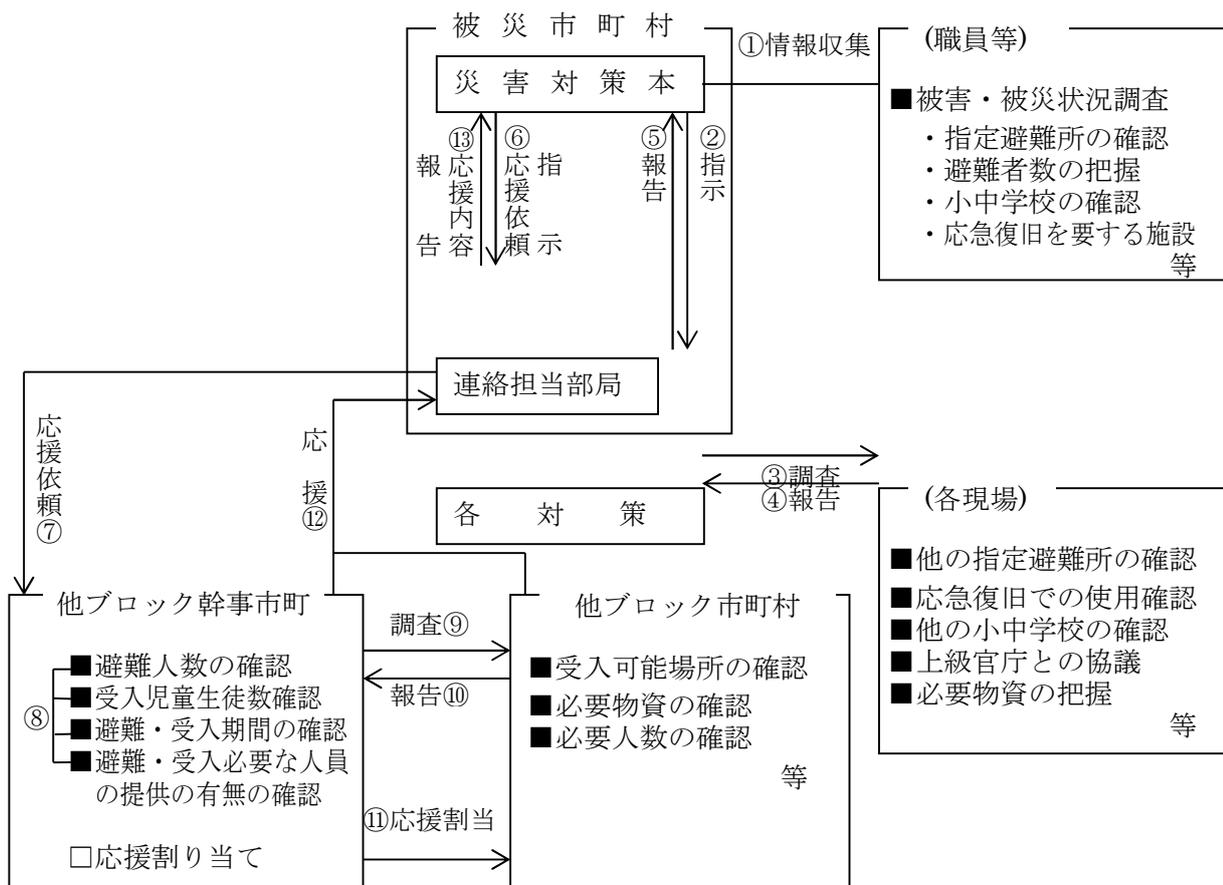
(イ) ごみ、し尿、廃棄物



(ウ) 復旧活動に必要な職員の派遣



(エ) (イ) 指定避難所・被災児童生徒



(2) 『災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定』

ア 概要

この協定は、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』締結市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村の9市町村とみやぎ生活協同組合が、災害発生時の住民生活の早期安定を図るための応急生活物資供給等の協力に関して締結したものである。

※資料2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

イ 協力事項の発動

この協定に定める災害時の協力事項は、町が災害対策本部を設置し、締結市町村及びみやぎ生活協同組合に対して協力を要請したときをもって発動する。

ウ 協力物資の内容

町が要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね次表のとおりである。

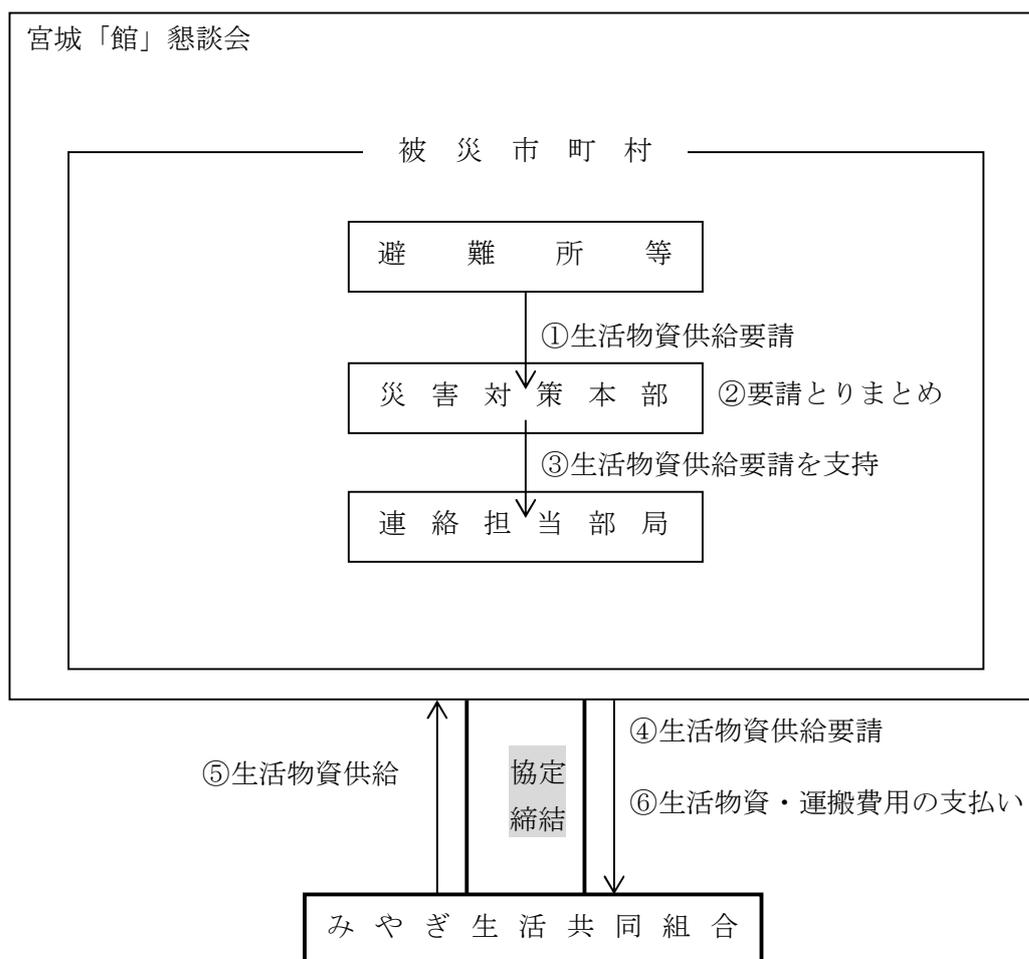
エ 物資供給の要請手続き等

みやぎ生活協同組合に対する要請手続きは、文書をもって行う。但し、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出する。

災害応急物資

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食 料 品	水(ミネラルウォーター)、清涼飲料水、乾パン、缶詰、菓子類、砂糖、即席カップメン、粉ミルク、その他の食品	切り餅、即席ラーメン、緑茶・コーヒー、パン・米、バター・ジャム、その他の食品
医療・寝具等	毛布、布団、その他	下着(男性・女性・子供)、靴下(男性・女性・子供)、靴、トレーナー、その他
日用品・雑貨品	懐中電灯、乾電池、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、ほ乳びん、卓上ガスコンロ、軍手、その他	タオル、石鹸・シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、鍋、食器類、その他

物資供給の要請手続等フロー



(3) 県内市町村間相互応援協定

災害が発生し、近隣市町村への応援要請が可能な場合には、上記（1）のほか、東松島市への応援要請を行う。

但し、一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援をうけることが困難である場合は、県内市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと災害対策本部長（町長）が判断した場合は、活動実施後に、県に報告する。

※資料2-1-2 宮城県市町村相互応援協定

※資料2-1-5 東松島市との災害相互応援協定

(4) 県外の協定締結先市町村への応援要請

被害が甚大で被災地域が広い場合には、県の応援能力でも不足すると考えられることから、県外の協定締結先市町村からの応援を要請する。

※資料2-1-3 にかほ市との夫婦町災害支援相互協定

※資料2-1-4 滑川町との災害相互支援協定

※資料2-1-6 武豊町との災害時相互応援協定

※資料2-1-7 中山町との災害相互応援協定

※資料2-1-8 中廿日市市及び宮津市との災害相互支援協定

(5) 町内所在機関等相互の応援協力

町内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生した場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

また、町は必要に応じ、（2）にあげた「みやぎ生活協同組合」をはじめ協定締結先の民間事業者等に対し、協定に基づく応援要請を行う。

※資料2-3-1 松島町災害対策業務に関する協定

※資料2-3-2 災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定

※資料2-3-3 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料2-3-4 県社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

※資料2-3-5 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

※資料2-3-6 電力設備災害復旧に関する協定

※資料2-3-7 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定

※資料2-3-8 災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定

※資料2-3-9 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

※資料2-3-10 災害時における清涼飲料水供給に関する協定

※資料2-3-11 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

※資料2-3-災害時における応急物資の供給に関する協定

※資料2-3-日本郵便㈱等との包括的連携に関する協定

3. 応援の要請等

(1) 応援の実施

応援を求め又は求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間の調整に留意するとと

もに、必要な応援を受け又は行う。県や市町村に対する応援要請の優先順位は以下を基本とする。

ア 隣接市町村への応援要請が可能な場合

優先順位	協定締結先
第1位	○『宮城「館」防災に関する相互応援協定』 ○東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定（東松島市）
第2位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第3位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

イ 隣接市町村への応援要請が難しい場合

優先順位	協定締結先
第1位	○県への応援要請 ○宮城県相互応援協定
第2位	○夫婦町災害支援相互協定（秋田県にかほ市） ○災害相互支援協定（埼玉県滑川町） ○災害時における相互応援に関する協定（愛知県武豊町） ○災害時における相互応援に関する協定（山形県中山町） ○災害相互支援協定（広島県廿日市市、京都府宮津市）

(2) 県への情報伝達

他市町村からの応援を受けることとなった場合には、県に対しその旨連絡する。

(3) 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生し、本町が被災しなかった場合は、被災市町村に対する応援が必要となる場合を想定し、防災関係機関等からの情報に留意する。

県内で大規模災害が発生し応援要請を受けた場合、以下のような被災市町村に対する応援ができるよう体制を整える。

ア 災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。

イ 災害応急対策実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもとに行動を行う。

4. 応援の受け入れ体制

応援を要請した担当部は、要請と同時に、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、応援部隊が円滑かつ効果的な応援活動ができるよう受け入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊の活動計画

どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等応援部隊活動計画を策定する。

(2) 食料、飲料水、宿舎等の整備

応援部隊は、食料、飲料水等を持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等を要請した担当部の責任において準備する。

(3) マニュアルの作成

応援の受け入れを円滑に行えるよう応援受け入れマニュアルを作成する。

(4) 関係機関相互の連携

災害現場での関係機関活動の競合がないよう、現地災害対策本部等において情報を交換し、効率的な活動ができるようにする。

5. 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

機関名	担当課	電話番号	連絡責任者
塩釜警察署	警備課	362-4141	警備課長
塩釜地区消防事務組合 消防本部	松島消防署	354-4226	署長
塩竈市	防災安全課	364-1111	防災安全課長
多賀城市	交通防災課	368-1141	交通防災課長
七ヶ浜町	総務課 (防災対策室)	357-2111	総務課長(防災対策室長)
利府町	生活環境課	767-2119	生活環境課長
東松島市	防災課危機対策班	0225-82-1111	防災課長

6. 消防相互応援協定に基づく応援要請

大規模災害時により、塩釜地区消防事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防除が困難な場合には、塩釜地区消防事務組合消防長は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」(平成16年4月策定)の定めにより要請するものとする。

7. 緊急消防援助隊の応援要請

塩釜地区消防事務組合管理者は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、町長と協議のうえ、消防組織法 45 条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「塩釜地区消防事務組合緊急援助隊受援計画」（平成 27 年 4 月策定）の定めにより、知事に要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

8. 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、他機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

(1) 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請の手続き

町長が指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文章をもって要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣についての必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第22節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策

1. 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

(1) 二次災害防止活動

ア 町、県、事業者の対応

- (ア) 町、県、事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、鉄道、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- (イ) 町は、土砂災害の防止、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県から助言、指導等を受ける。
- (ウ) 消防署員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (エ) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (オ) 水道事業所は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (カ) 水道事業所は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関、町ホームページ等の協力を得て周知する。
- (キ) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努める。
- (ク) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (ケ) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

イ 水害・土砂災害

(ア) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(イ) 点検の実施

町及び県は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は、県から提供される情報等を踏まえ、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(ウ) 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

(エ) 高潮・高浪・波浪

町及び県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

(オ) 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

(カ) 有害物質等

町、県、事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(キ) 余震・誘発地震

町、県、事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

(2) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

(3) 風評被害等の軽減対策

- ア 町及び県は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- イ 放射能・放射線の影響に対する安全確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 原子力災害中長期対策

1. 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

2. 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

3. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

また、避難区域を見直した場合には、県に報告する。

4. 放射性物質による環境汚染への対処

町が管理する学校、公園その他公共施設等において高い放射線量が確認されたときは、町域で、その原因となっている箇所特定及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、県、国、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

5. 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。塩釜警察署は、実施した交通規制の解除を行う。

町は、県等との調整し、原子力緊急事態解除後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかにホームページ等で公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

6. 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

町は、県と協力し、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2) 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

7. 被災者等の生活再建等の支援

(1) 町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の自治体に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

8. 風評被害等の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。また、あわせて、観光地としての安全性についても、積極的にPRしていくものとする。

9. 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

10. 心身の健康相談体制の整備

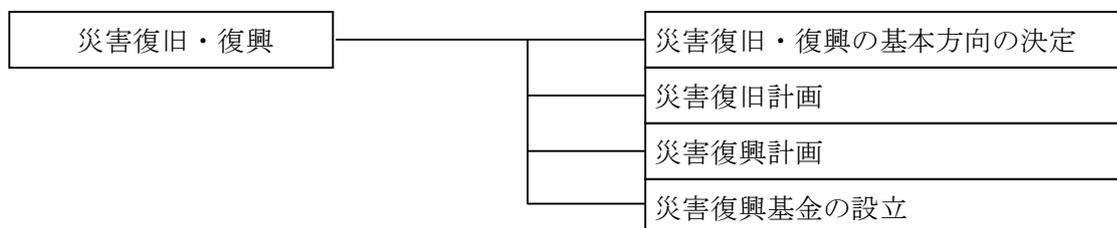
町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

【災害復旧・復興計画】

災害復旧・復興計画は、民生安定及び社会経済機能や早期復旧復興を図るための町は、施策を最重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画を図り、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画する。

第2節 災害復旧・復興

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋倒壊・焼失などをもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。



1. 災害復旧、復興の基本方向の決定

(1) 基本方向の決定

町は、被災地域の再建を行うため、被災地域の被災状況や地域の特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(4) 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

また、町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合には、復興のため、必要な場合には、

関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2. 災害復旧計画

(1) 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

ア 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

イ 計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

ウ 事業計画は概ね以下の計画とする。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業計画(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

① 河川	⑦ 道路
② 海岸	⑧ 港湾
③ 砂防設備	⑨ 漁港
④ 林地荒廃防止施設	⑩ 下水道
⑤ 地すべり防止施設	⑪ 公園
⑥ 急傾斜地崩壊防止施設	

(イ) 農林水産業施設災害復旧事業計画(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(ロ) 都市災害復旧事業計画(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(ハ) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(ニ) 社会福祉施設災害復旧事業計画(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(ホ) 公立学校施設災害復旧事業計画(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(ヘ) 公営住宅災害復旧事業計画(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(ト) 公立医療施設災害復旧事業計画(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

(チ) その他災害復旧事業計画

(3) 事業の実施

- ア 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。
- イ 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- ウ 町は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- エ 町は、地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策の実施について県に強く要望していく。
- オ 町は、警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
- ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- エ 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- キ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- コ その他

3. 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町は、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復旧事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

町は、災害復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 被災前の地域課題等の考慮

復興計画の策定に当たっては、住民に対し、出来るだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

このため、町は、被災市街地の状況の的確な把握や被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

また、地域のコミュニティの維持・回復や再構築についても十分配慮する。

ウ 地域全体での合意形成

町は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(3) 復興事業の実施

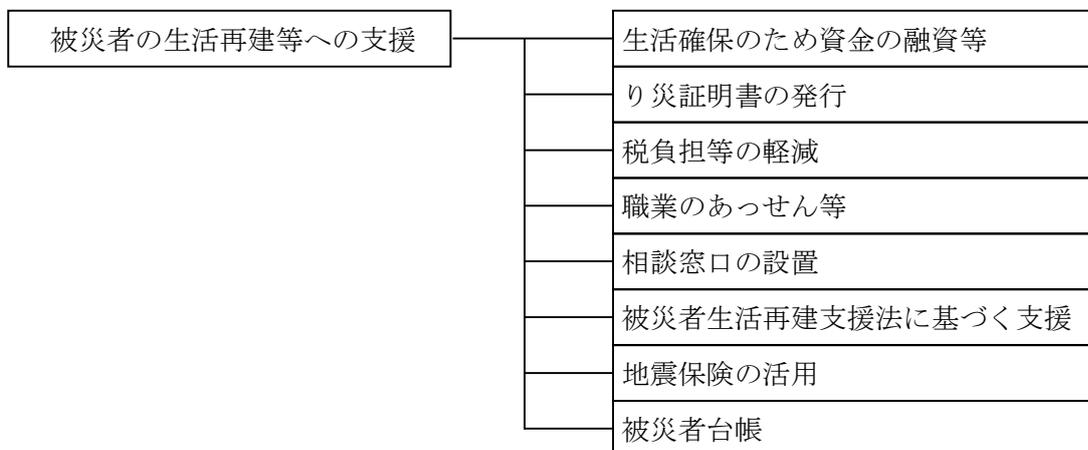
復興事業を早期に実施するため、町は必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4. 災害復興基金の設立

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、災害援護資金や罹災証明の発行など、相互に連携し、積極的な措置を講ずる。



1. 生活確保のための資金の融資等

被災者等の再起のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努める。

(1) 生活保護

宮城県仙台保健福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

(2) 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとし、また、この貸付制度について広く周知するとともに、事務を適切かつ速やかに実施する。

※資料9-1 災害援護資金の貸付

(3) 母子及び寡婦福祉資金

町は、県との緊密な連携をもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

※資料9-2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

(4) 生活福祉資金

ア 県社会福祉協議会は、町社会福祉協議会の受付を経て、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を、予算の範囲内で貸付ける。

生活福祉資金の福祉費			
災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度			
資金の目的	貸付上限額	措置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間 経過後 20年以内

イ 貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件のいずれにも適合する世帯とする。

(ア) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(イ) 生活福祉資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯。

(ウ) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他からの資金を借入れることができない世帯。

(5) その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「松島町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けたものに対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

ア 災害弔慰金

イ 災害障害見舞金

※資料9-3 災害弔慰金・災害見舞金の支給

2. り災証明書の発行

町は、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を交付する。

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、町長が行う被災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行うこととする。
 但し、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「(2) り災証明を行う者」の町長もしくは消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。但し、1世帯1枚の発行とする。

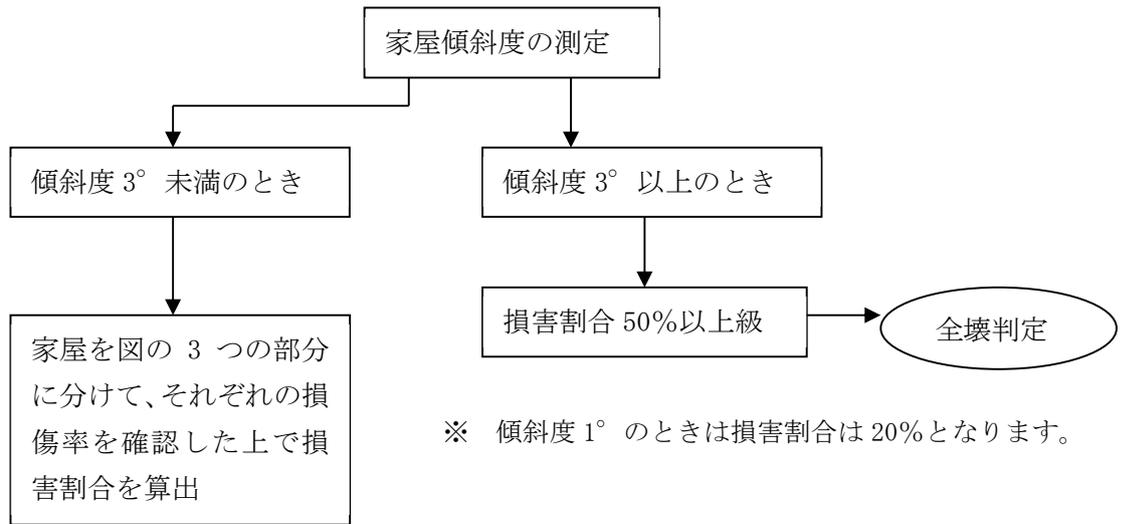
(4) 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」により行うこととする。

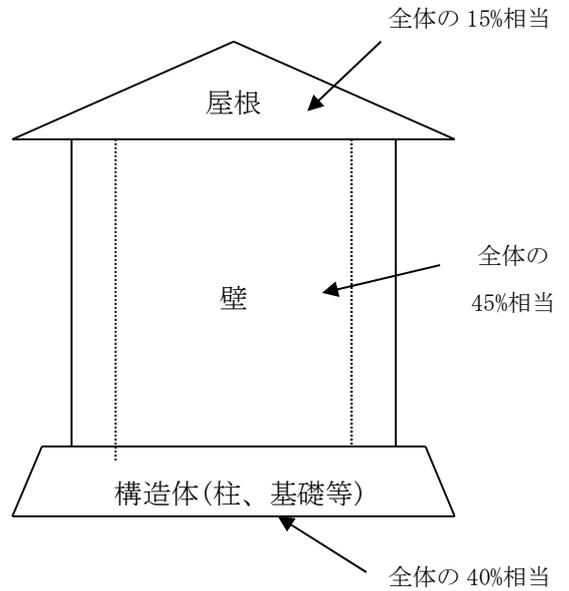
損害割合別による判定結果区分表（木造・プレハブ家屋の場合）

損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
判定結果	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）

判定作業の手順



調査員が訪問時に、事情により家屋の内部が確認できなかった場合には、外観で確認作業を行う。しかし、これは決して家屋内部の損傷率を評価していないという意味ではなく、外壁等の損傷程度から内部について同程度の損傷があると推定して評価する。



※ 構造体部分の損害割合について、別途算出される傾斜度による損害割合と比較して数値の高い方を認定します。

損害割合の合計数値により上記の区分表によって判定

<例> 屋根が 50%、壁が 15%、構造体が 25%の損傷と傾斜なしを確認した場合

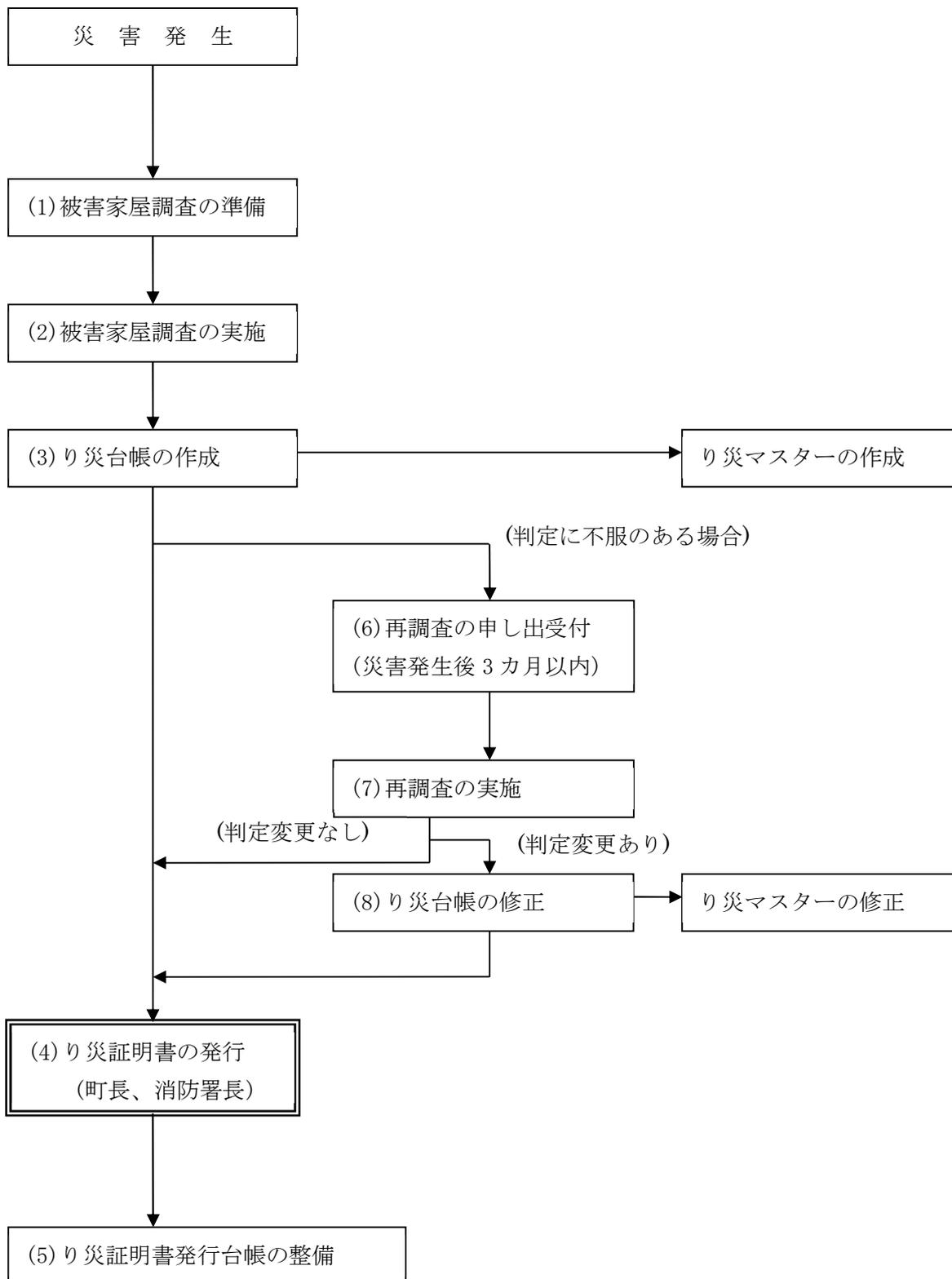
区 分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (a x b)
屋根部分	15%	50%	8%
壁部分	45%	15%	7%
構造体部分	40%	25%	10%
合 計	100%	—	25%

半壊判定

(5) り災証明書発行システム

り災証明は、り災証明書発行システムによって発行する。

[り災証明発行システム]



松島町地域防災計画 原子力災害対策編

ア 被害家屋調査の事前準備

調査担当者は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

(ア) 被災地域の航空写真の準備

(イ) 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握する。

(ウ) 調査概要の検討、及び全体計画の策定

(エ) 調査員の確保

- ① 職員の確保
- ② ボランティア建築士の手配
- ③ 他市町村への応援職員派遣要請

(オ) 調査備品等の準備

- ① 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
- ② 調査地区の用意（住宅地図等）
- ③ 調査地区割りの検討
- ④ 調査員運搬用車両の手配
- ⑤ 他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

イ 被害家屋調査の実施

担当課・町本部は以下の要領で調査を実施する。

(ア) 調査期間

(イ) 調査方法

① 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

② 第2次被害家屋調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、町本部は2人1組で、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

(ウ) 調査体制

担当課・町本部が調査を実施する。

- ① 人員 2人1組
- ② 調査員 町職員及び建築士等のボランティア
- ③ 調査本部を設置し調査状況の進捗管理、プレス対応、PR等を行う。
- ④ 町は、必要がある場合は他市町村等関係先に応援を要請する。

ウ リ災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、リ災台帳を作成し、リ災証明書発行の基本台帳とする。

エ リ災証明書の発行

リ災台帳に基づき、町長は申請があった被災者に対し、リ災証明書を発行するもの

とする。

オ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出があった家屋に対し、町本部は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡すると共にり災証明書を発行することとする。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、町本部内に次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

町判定委員会構成：専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等。

(6) り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する町民広報を広報担当課に依頼し、広報紙やマスコミと連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書発行の申請受付窓口とは別に、判定に不服のある場合に再調査等を受け付ける相談窓口を設置する。

(7) 事前対策

ア 被害家屋調査員の登録

町職員及び建築士等のボランティアを事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

町は、建築会社等の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ウ 他市町村の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ 調査携帯物品等の備蓄

役場に、傾斜計、コンペックス等調査携帯物品を備蓄する。

(8) 火災によるり災証明書の発行

消防署長は、火災によるり災証明について、以上に規定した手続に準じて発行を行うものとする。

3. 税負担等の軽減

町及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図るとともに、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(1) 町税の徴収猶予及び減免

災害による被害者に対して、「松島町災害による被災者に対する町税等の減免に関する

条例」の規定により、町税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

(2) 国民健康保険税の減免

ア 町は、国民健康保険の被保険者に対して、災害により受けた被災の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

イ 国民健康保険の減免の基準

住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が（保険金損害補償等により補てんされるべき金額を控除した額）、その住宅又は家財の価格の30%以上あるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超 750万円以下	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

ウ 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、町保険者が基準を定め減免を行う。

(3) 授業料の減免等

町は、災害により被害を受けた住民で生活に困窮をきたしている生徒について、以下の県が定める授業料等の減免に関する規定を活用し、被災住民の生活再建支援を行うものとする。

ア 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。

イ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

4. 職業のあっせん等

(1) 職業のあっせん

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、塩釜公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

(2) 雇用対策

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

5. 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。開設場所は総務課内とする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

6. 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

適用災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨が公示される。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害。

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害。

(2) 支援制度の実施機関

公益財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法第6条に基づく被災者生活再建支援基金として指定され、平成16年3月31日付け法改正により被災者再建支援法人となった。県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。支援法人の業務は次のとおりである。

- ア 法第3条第1項の規定により支援金の支給を行う都道府県に対する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- イ 法第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて、支援金の支給を行うこと。
この場合、支援法人は、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。
- ウ ア及びイに付帯する業務を行うこと。

(3) 対象世帯

- ア 当該自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- イ 当該自然災害により、住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ウ 当該自然災害により、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 当該自然災害により、住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

大規模半壊：「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について(平成22年9月3日付府政防第608号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
全壊・解体・長期避難	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

(5) 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

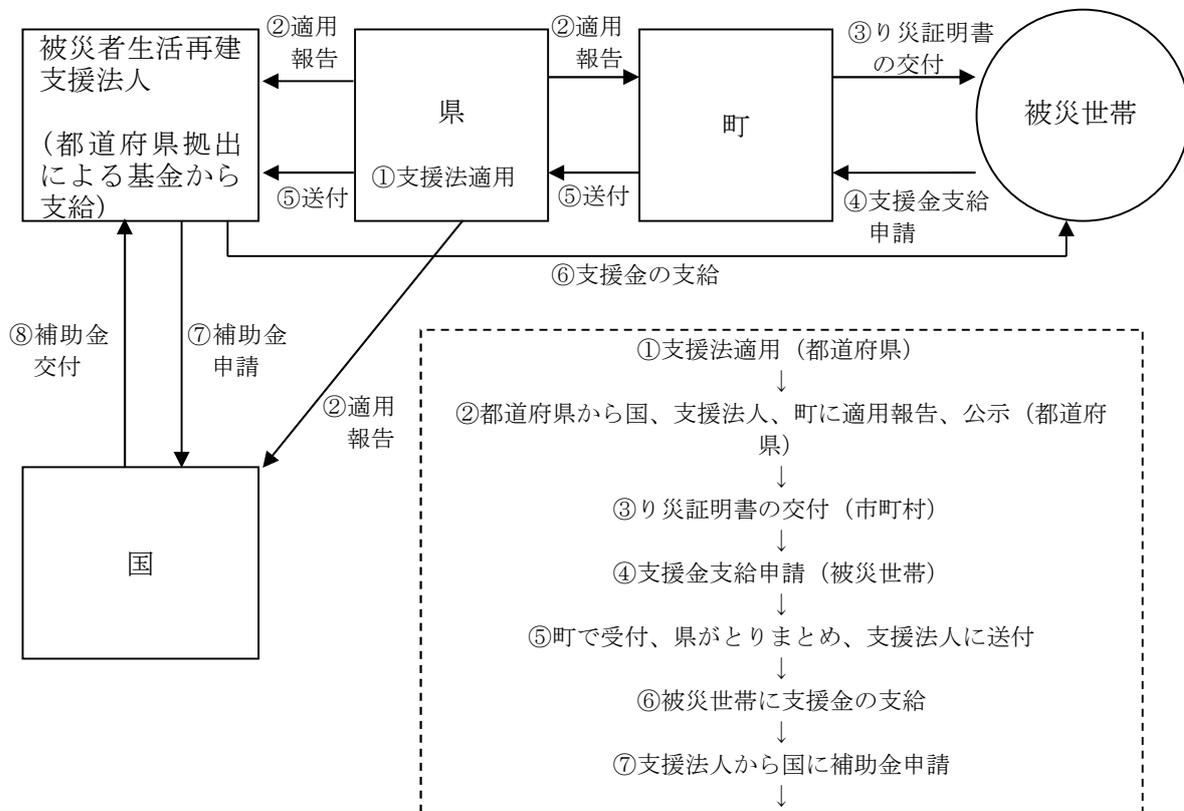
(6) 支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、町から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(公財)都道

府県会館へ送付する。送付を受けた(公財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

ア 支援金支給までの手続きの流れ



イ 提出書類

支援金（基礎支援金・加算支援金）を申請する際には、次の書類が必要になる。

(ア) 共通

被災者生活再建支援金支給申請書

(イ) 基礎支援金

- ① 町が発行した住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があること）
- ② 町が発行したり災証明書（原本）。但し「長期避難」の場合は必要なし。
- ③ 支援金の振込先口座に係る預金通帳の写し（銀行・支店名・預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）
- ④ 「解体」で申請する場合
町が発行した「解体証明書」又は「滅失登記簿謄本」。半壊又は大規模半壊のり災証明を受けているか、敷地被害が認められる場合に、倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体する場合のみ申請可能。
- ⑤ 「敷地被害解体」で申請する場合
町が発行した「応急危険度判定結果」又は「敷地の修復工事の契約書の写し」。敷地被害が認められ、解体する場合のみ申請可能。

(ウ)加算支援金（「建設・購入」「補修」「賃貸」の場合）

契約書等の写し。住宅を「建設・購入」、「補修」又は「（民間）賃貸」したことが分かるもの。

ウ 申請期間

- ① 基礎支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、13か月以内
- ② 加算支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、37か月以内

(7) 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

(8) 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

7. 地震保険・共済の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努める。

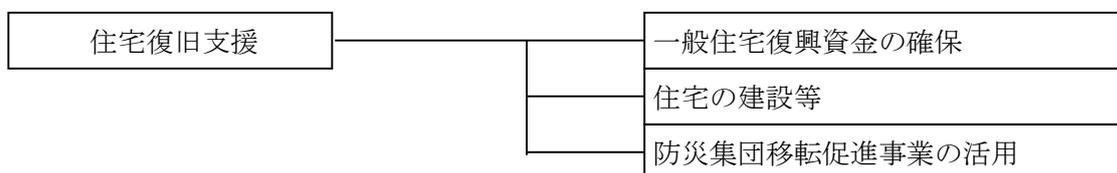
8. 被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、必要に応じ、県に対し被災者に関する情報の提供を要請する。

第4節 住宅復旧支援

県、町、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



1. 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融支援機構と締結した、災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて地元金融機関等、協力を求めている。

また、町は、必要に応じ県と被害市町村と協調して住宅再建のため、住宅復興資金の融資に対する利子補給等の支援の措置を講じる。

2. 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは売買又は被災者へ転貸するために借り上げる。

県は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

3. 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

(1) 事業主体

事業主体は町とする。ただし、例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

(2) 移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第 39 条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

(3) 補助制度等

ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：(ア)～(カ)は 3/4、また、(キ)は 1/2）

(ア)住宅団地の用地取得造成

(イ)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)

(ウ)住宅団地の公共施設の整備

(エ)移転促進区域内の宅地等の買い取り

(オ)住宅団地内の共同作業所等

(カ)移転者の住居の移転に対する補助

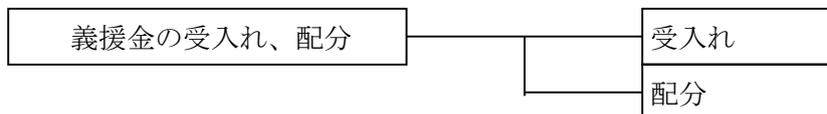
(キ)事業計画等の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第 5 条第 1 項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第5節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者へ配分する。



1. 受入れ

(1) 窓口の決定

町は、県及び日本赤十字社宮城県支部等と調整して受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 被災者の救助を目的とする寄付金の送金の受入れ準備

上記(1)で決定した受入れ窓口において、災害時における被災者の救護を目的とする寄付金の送金を受け入れる口座を金融機関に開設する。

(3) 町の受入れ窓口の設置

町で直接義援金を受け入れる場合には、町に義援金受入れ窓口を設置するとともに、ホームページ等により、その旨を周知する。

(4) 受入れ管理

町は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行するとともに、配分が決定するまで保管する。

2. 配分

(1) 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

(2) 配分

ア 宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況等を考慮した配分基準を定め、被災者に対し適切かつ速やかな配分を行う。

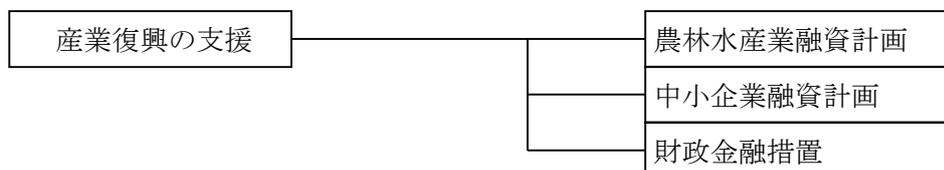
イ 町は、義援金申請の受付窓口を設置し、義援金申請の受付を行い、申請内容の審査を行った上で、対象となる被災者へ義援金を交付する。

ウ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。

- エ 義援金の使途については、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第6節 産業復興支援

農林水産業者や中小企業に対しての融資計画を定め災害復旧を容易にするものとする。



1. 農林水産業融資計画

(1) 農業関係

ア 被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

イ 日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

ウ 町は、県や関係金融機関と協力した、既借入制度資金の償還条件の変更等などを実施するとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和措置を実施する。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

(3) 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船・漁具等）漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、日本政策金融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導する。

※資料9-5 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

2. 中小企業融資計画

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

※資料9-4 中小企業への融資制度

3. 財政金融措置

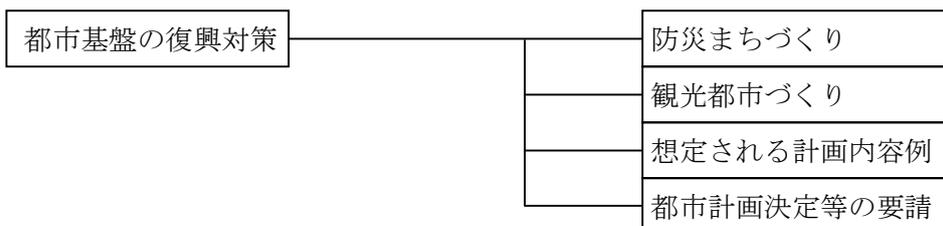
町は、あらかじめ災害対策基金の積立てを行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために必要な財政金融措置について次により万全を期する。

- (1) 県と協力し、国に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定の働きかけを行うなど国の財政援助等が積極的に講ぜられるよう要請する。
- (2) 起債の特例及び一時借入れ等の特別措置を要請する。
- (3) 政府系金融機関等の災害融資措置を要請する。

第7節 都市基盤の復興対策

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



1. 防災まちづくり

- (1) 町は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、「世代継続するまちづくり」を目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、漁港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等については、単に指定避難所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- (6) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安

全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

2. 観光都市づくり

本町における観光産業関連人口は極めて多く、特に地震、津波などで被災した場合は災害の再来をおそれ、訪れる観光客は激減すると考えられる。そのため町では、観光協会等と密接な連携を図り、安全をアピールするなどの対策を講ずるとともに、災害により被災した観光施設を速やかに復旧・復興させるための体制を整える。

復旧・復興に関しては、歴史的に現状復帰しなければならない場合と、災害に強い施設に作り変えるものとを十分に検討をする必要がある。

3. 想定される計画内容例

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道、漁港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

(2) 市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

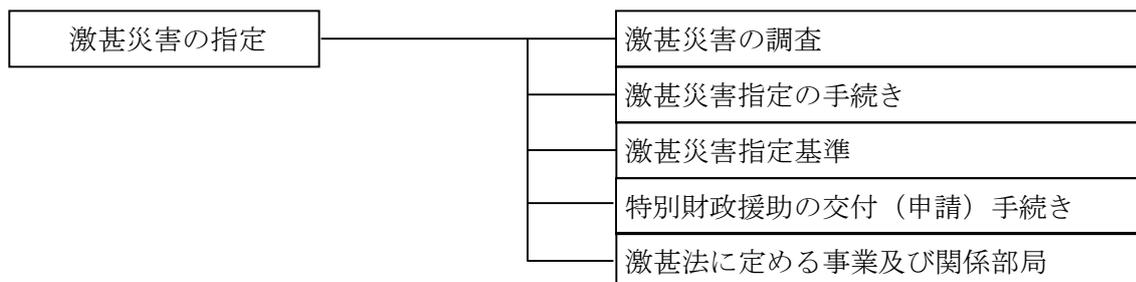
県との連携による河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、指定避難所の整備、都市公園、交流（観光）拠点など防災拠点等の整備による防災空間確保等

4. 都市計画決定等の要請

町は、特定大規模災害等を受け、地域の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興を図るために必要と認めるときは、県に対し、都市計画の決定等の代行を要請する。

第8節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置について規定している。したがって、甚大な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があるため、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について明確にしておく。



1. 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

（関係法令：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和37年法律第150号））

2. 激甚災害指定の手続き

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。

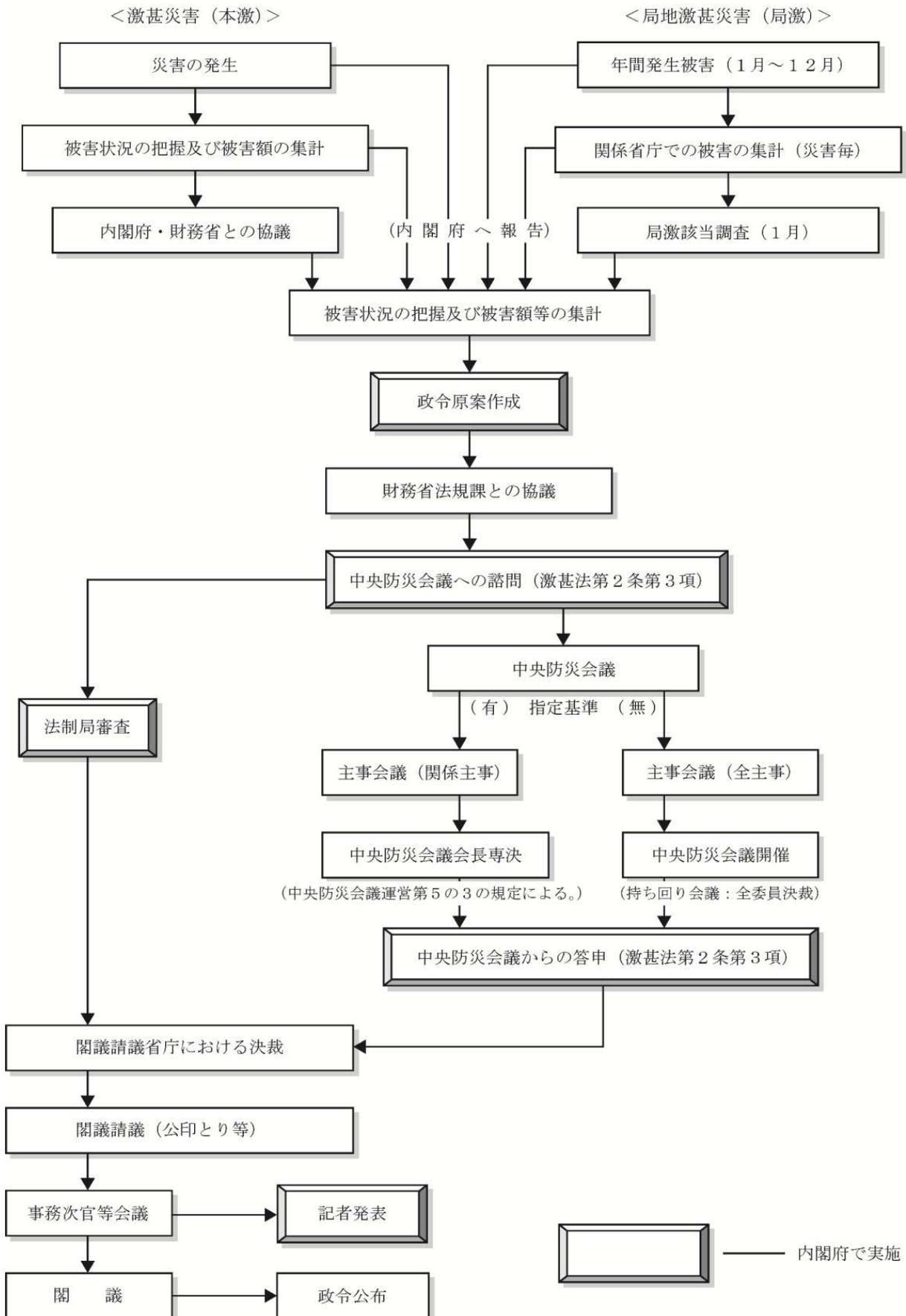
激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きを取る。

激甚災害の指定を受けるためには、被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要があるため、そのための体制整備をしておく必要がある。庁内各部は、速やかに激甚災害の指定を受けられるように、措置を講ずるものとする。

なお、局地的激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することになっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査票により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

激甚災害指定事務手続



3. 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激）

平成21年3月10日改正

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章第3条、第4条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%</p>
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の要件に該当する災害（当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。）</p> <p>1 法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、漁業被害見込額>農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）には適用</p> <p>(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、法第8条の措置が適用される災害</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の0.15%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業をおもな業務とする者の数の3%</p>
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.0%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%、かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害(当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。)</p>
<p>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>法第2章第3条、第4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ)当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額50% (当該査定事業費1,000万円未満は除外)</p> <p>(ロ)当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額20%</p> <p>(ハ)当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村 当該市町村負担の公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60%</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①当該市町村内の農地等災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10% (当該経費の額が1,000万円未満は除外)</p> <p>ただし、当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。) かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300ha、又は、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)$\times 25\%$
法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条(小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	当該市町村内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額$\times 10\%$(当該被害額1,000万円未満は除外) ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

※法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)

4. 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

5. 激甚法に定める事業及び県関係部局

激甚法に定める事業及び県関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	土 木 部
	2 公共土木施設災害関連事業	農 政 部 漁業林政部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土 木 部
	5 生活保護施設災害復旧事業	保健福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	

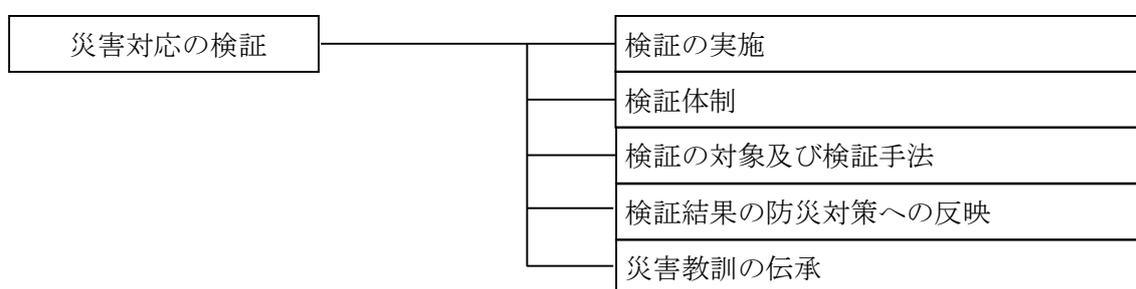
松島町地域防災計画 原子力災害対策編

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	8 知的障害者更正施設災害復旧事業	保健福祉部
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業	
	10 女性保護施設災害復旧事業	
第3条及び 第19条	11 感染症予防事業	保健福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	土 木 部 農 政 部
第3条及び 第10条	14 湛水排除事業	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	経済商工観光部 農 政 部 漁業林政部
第5条及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	経済商工観光部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総 務 部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	保健福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土 木 部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	総 務 部 農 政 部 土 木 部 教育委員会
第25条	31 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	経済商工観光部

第9節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



1. 検証の実施

町は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

(1) 主な検証項目例

ア 情報処理

県や関係機関などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

イ 資料管理

業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材など)の調達等

ウ 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部及び各部間の業務調整

エ 組織間連携

県、消防、警察、協定締結先市町村、協定締結団体などとの連携

オ 個別オペレーション

救出・救助活動、避難誘導、医療救護活動、物資の調達・輸送調整等

カ 広報・相談

町民への広報・相談、広域避難等を実施した場合は、町外へ避難した町民等への広報・相談等

キ 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

2. 検証の体制

町は、災害の規模等に応じ、役場内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

3. 検証の対象及び検証手法

(1) 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- ア 災害対策本部
- イ 町民
- ウ 自主防災組織
- エ 支援自治体
- オ 防災関係機関
- カ 支援民間団体
- キ ボランティア団体 など

(2) 検証手法

町は、検証対象の主体に対するアンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

4. 検証結果の防災対策への反映

町は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県等への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

5. 災害教訓の伝承

町は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

資料1 条例等

資料1-1 松島町防災会議条例

松島町防災会議条例

昭和三十七年十二月二十八日
告示第六十五号

改正 昭和六一年 九月一七日 条例第二二号
平成一二年 三月三十一日 条例第一号
平成十八年 三月 八日 条例第九号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第六項の規定に基づき、松島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 松島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 三 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、十八人以内とし、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - 二 宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - 三 宮城県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - 四 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 五 松島町教育委員会教育長
 - 六 塩釜地区消防事務組合消防本部消防長及び松島町消防団長
 - 七 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - 八 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認めて委嘱する者
- 6 第五項第七号及び第八号の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条 削除

(議事等)

第六条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月一七日条例第二二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日条例第一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月八日条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-2 松島町災害対策本部条例

松島町災害対策本部条例

昭和三十七年十二月二十八日

告示第六十六号

[注]平成二五年三月から改正経過を注記した

改正 平成八年三月十五日条例第六号

改正 平成二五年三月六日条例第二七号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の二第八項の規定に基き、松島町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正[平成二五年条例二七号]

(組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

一部改正[平成二五年条例二七号]

(部)

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

一部改正[平成二五年条例二七号]

(現地災害対策本部)

第四条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年三月一五日条例第六号）

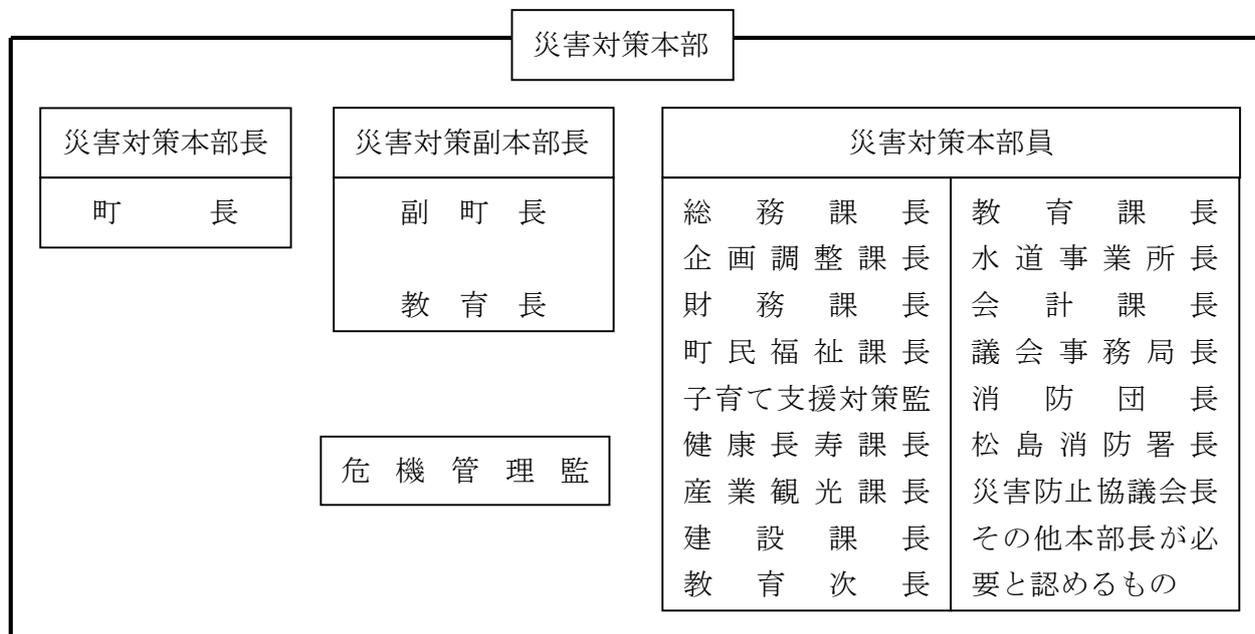
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月六日条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-3 災害対策本部組織図

災害対策本部組織図



部 名	部 長	副 部 長	担 当 課
災 対 総 務 部	総 務 課 長	各 班 長	総 務 課
災 対 企 画 部	企 画 調 整 課 長	次 長	企 画 調 整 課
災 対 財 務 部	財 務 課 長	各 班 室 長	財 務 課
災 対 会 計 部	会 計 課 長	次 長	会 計 課
災 対 町 民 福 祉 部	町 民 福 祉 課 長	各 班 長	町 民 福 祉 課
災 対 健 康 長 寿 部	健 康 長 寿 課 長	各 班 長	健 康 長 寿 課
産 業 観 光 部	産 業 観 光 課 長	各 班 長	産 業 観 光 課
建 設 部	建 設 課 長	各 班 長	建 設 課
水 道 部	水 道 事 業 所 長	各 班 長	水 道 事 業 所
教 育 部	教 育 課 長	各 班 長	教 育 委 員 会
議 会 部	議 会 事 務 局 長	—	議 会 事 務 局
消 防 部	消 防 団 長 松 島 消 防 署 長	消 防 副 団 長	消 防 団
復 旧 部	災 害 防 止 協 議 会 長	副 会 長	災 害 防 止 協 議 会

資料1-4 事務分掌内容

資料1-4-1 事務分掌内容(災害対策)

事務分掌内容 (災害対策)

部 名	所 属	事 務 分 掌
災対総務部 (部長) 総務課長	総務課	1 関係機関団体との連絡調整に関する事 2 本部運営の総合調整に関する事 3 各部との連絡に関する事 4 本部職員及び本部調査員の非常配備に関する事 5 被害調査の取りまとめ及び報告に関する事 6 道路交通情報の収集及び対策に関する事 7 無線の総括及び町有車両の配車に関する事 8 災害対策に必要な輸送力及び労務の確保配分に関する事 9 職員の配備及び服務に関する事 10 災害協定に基づく要請等協力機関との連絡に関する事 11 自衛隊の派遣要請に関する事 12 水防・消防に関する事 13 罹災証明及び罹災者の名簿作成に関する事 14 環境衛生の保持に関する事 15 防疫対策に関する事 16 し尿・じん芥収集及び処理に関する事 17 公害対策に関する事 18 へい獣の処理に関する事 19 埋葬対策に関する事 20 住宅等の被害状況の収集及び被害状況調査に関する事 21 派遣自衛隊の活動及び連絡調整に関する事 22 行政区長との連絡に関する事 23 その他地震災害対策に関する事
災対企画部 (部長) 企画調整課長	企画調整課	1 関係機関団体との連絡調整に関する事 2 国・県に対する要請・陳情等対策に関する事 3 災害統計の総括に関する事 4 災害視察に対する措置に関する事 5 被災者の広聴相談に関する事 6 災害写真等の収集に関する事 7 広報活動総括及び報道関係機関との連絡に関する事
災対財務部 (部長) 財務課長	財務課	1 関係機関団体との連絡調整に関する事 2 庁舎災害対策及び所管施設の被害状況調査に関する事 3 財政措置に関する事 4 被災者の町税の減免措置に関する事
災対会計部 (部長) 会計課長	会計課	1 災害関係費の出納に関する事 2 見舞金及び義援金の出納保管に関する事

部 名	所 属	事 務 分 掌
災対町民福祉部 (部長) 町民福祉課長	町民福祉課	1 関係機関団体との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 所管施設の被害調査並びに災害応急対策に関する事 4 生活物資の給付に関する事 5 災害弔慰金の支給及び災害援助資金貸付に関する事 6 身障者等の避難対策に関する事 7 日本赤十字社との連絡調整に関する事 8 地域福祉対策に関する事 9 児童福祉対策に関する事 10 義援物資の受給状況の把握に関する事 11 災害義援金の受付及び配布に関する事 12 避難所及び避難者の収容に関する事 13 炊き出しに関する事 14 行方不明者等の対策に関する事 15 ボランティア活動拠点及び活動の調整に関する事
災対健康長寿部 (部長) 健康長寿課長	健康長寿課	1 関係機関団体との連絡調整に関する事 2 所管施設の被害調査並びに災害応急対策に関する事 3 医療物資の給付に関する事 4 医療・救護・助産に関する事 5 高齢者等の避難対策に関する事 6 医療機関との連絡調整に関する事 7 高齢者福祉対策に関する事 8 食品衛生の保持に関する事 9 行方不明者等の対策に関する事 10 救護所及び負傷者の応急手当に関する事
災対産業観光部 (部長) 産業観光課長	産業観光課	1 関係機関団体との連絡調整に関する事 2 所管施設及び農林水産業被害及び商業観光被害の調査に関する事 3 所管施設の災害応急対策に関する事 4 農林水産業金融対策に関する事 5 農業病虫害防除対策に関する事 6 山腹崩壊対策に関する事 7 農林水産業用生産資機材の確保に関する事 8 食料の確保及び供給に関する事 9 中小企業に対する災害復興資金の融資に関する事 10 観光客の避難対策に関する事 11 労務供給対策に関する事 12 失業対策に関する事 13 生活必需品の確保及び供給に関する事 14 その他農林水産業及び商工観光業災害対策に関する事 15 外国人対策に関する事

部 名	所 属	事 務 分 掌
災対建設部 (部長) 建設課長	建設課	1 関係機関団体との連絡調整に関すること 2 道路・橋梁・河川・漁港施設・急傾斜地等被害の調査に関すること 3 所管施設の災害応急対策に関すること 4 道路・橋梁及び公共土木施設の保全に関すること 5 障害物除去対策に関すること 6 急傾斜地対策に関すること 7 建設資機材の確保に関すること 8 交通応急対策に関すること 9 水防対策に関すること 10 応急仮設住宅及び仮設トイレの確保に関すること
災対水道部 (部長) 水道事業所長	水道事業所	1 関係機関団体との連絡調整に関すること 2 水道施設の被害調査に関すること 3 水道施設の災害応急対策に関すること 4 給水対策に関すること 5 公共下水道に関すること 6 排水対策に関すること 7 水防対策に関すること
災害議会部 (部長) 議会事務局長	議会事務局	1 災害時における議会活動に関すること
災対教育部 (部長) 教育課長	教育委員会	1 関係機関団体との連絡調整に関すること 2 所管施設の被害調査・災害応急対策に関すること 3 学校教育対策に関すること 4 児童・生徒の避難対策に関すること 5 学校保健及び学校給食対策に関すること 6 教材等の確保及び配分に関すること 7 文化財対策に関すること 8 避難所との連絡調整に関すること
災対消防部 (部長) 消防団長 松島消防署	消防団 松島消防署	1 関係機関団体との連絡調整に関すること 2 火災・水災及び他の災害の予防警戒及び防御に関すること 3 人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること 4 避難誘導に関すること 5 その他他部の要請に関すること
災対復旧部 (部長) 災害防止 協議会長	災害防止 協議会	1 関係機関団体との連絡調整に関すること 2 災害応急復旧に関すること

資料1-5 動員体制

動員体制

部	課等	班	配備体制			
			警 戒 配 備	特別警戒 配 備		非 常 配 備
			0号	1号	2号	3号
災 対 総 務 部 部 長：総務課長 副部長：各班室長	総 務 課	課長		●	●	●
		危機管理監	●	●	●	●
		総務管理班長		○	●	●
		環境防災班長	●	○	●	●
		その他総務管理班職員		○	○	●
		その他環境防災班職員	●	●	●	●
災 対 企 画 部 部 長：企画調整課長 副部長：次長副長	企画調整課	課長		●	●	●
		企画調整課次長副長		○	●	●
		その他企画調整課職員		○	○	●
災 対 財 務 部 部 長：財務課長 副部長：各班室長	財 務 課	課長		●	●	●
		財政班長		○	●	●
		税務班長		○	●	●
		特別滞納整理室長		○	●	●
		その他財政班職員		○	○	●
		その他税務班職員		○	○	●
		その他特別滞納整理室職員		○	○	●
災 対 会 計 部 部 長：会計課長 副部長：各次長副長	会 計 課	課長		●	●	●
		会計課次長副長		○	●	●
		その他会計課職員		○	○	●
		課長		●	●	●
災 対 町 民 福 祉 部 部 長：町民福祉課長 副部長：各班長	町民福祉課	町民サービス班長		○	●	●
		子育て支援対策監		○	●	●
		福祉班長		○	●	●
		子育て支援班長		○	●	●
		その他町民サービス班職員		○	○	●
		その他福祉班職員		○	○	●
		その他子育て支援班職員		○	○	●
		課長		●	●	●
災 対 健 康 長 寿 部 部 長：健康長寿課長 副部長：各班長	健康長寿課	健康づくり班長		○	●	●
		高齢者支援班長		○	●	●
		その他健康づくり班職員		○	○	●
		その他高齢者支援班職員		○	○	●
		課長		●	●	●
産 業 観 光 部 部 長：産業振興課長 副部長：各班長	産 業 観 光 課	産業振興班長		○	●	●
		観光班長		○	●	●
		その他産業振興班職員		○	○	●
		その他観光班職員		○	○	●
		課長		●	●	●

部	課等	班	配備体制			
			警 戒 配 備	特別警戒 配 備		非 常 配 備
			0号	1号	2号	3号
建設部 部長：建設課長 副部長：各班長	建設課	課長		●	●	●
		建設班長		○	●	●
		管理班長		○	●	●
		その他建設班職員		○	○	●
		その他管理班職員		○	○	●
水道部 部長：水道事業所長 副部長：各班長	水道事業所	所長		●	●	●
		経営班長		○	●	●
		施設班長		○	●	●
		経営班職員		○	○	●
		施設班職員		○	○	●
教育部 部長：教育課長 副部長：各班長	教育委員会	教育次長		●	●	●
		課長		●	●	●
		学校教育班長		○	●	●
		生涯学習班長		○	●	●
		その他学校教育班職員		○	○	●
		その他生涯学習班職員		○	○	●
議会部 部長：議会事務局長 副部長：各次長副長	議会事務局	局長		●	●	●
		その他議会事務局職員		○	○	●
消防部 部長：消防団長 松島消防署長 副部長：消防副団長	消防団 消防署	団長		●	●	●
		署長		●	●	●
		消防副団長		○	●	●
		その他消防団員		○	○	●
		その他消防署員		○	○	●
復旧部 部長：災害防止協議会 長 副部長：副会長	災害防止 協議会	会長		●	●	●
		副会長		○	●	●
		その他災害防止協議会職員		○	○	●

●：動員 ○：課（局所）長の指示により動員

注）0号配備において、配備職員となっていない場合においても危機管理監及び当該課長からの指示があった場合には、速やかに配備につくこと。

資料1-6 各対策の所管課一覧

各対策の所管課一覧

				平常時	総務課	企画調整課	財務課	会計課	町民福祉課	健康長寿課	産業観光課	建設課	水道事業所	教育委員会	議会事務局	災害防止協議会	消防団	松島消防署	宮城県	国	その他関係機関	
				災害時	災対総務部	災対企画部	災対財務部	災対会計部	災対町民福祉部	災対健康長寿部	災対産業観光部	災対建設部	災対水道部	災対教育部	災対議会部	災対復旧部	災対消防部					
	共		第1章	総則																		
	共		第1節	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	共		第2節	防災に関する組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	共		第3節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共		第4節	松島町の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	共		第5節	災害被害想定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	共		第6節	松島町の防災の方向性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	津		第7節	津波対策の基本方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原	第7節	原子力災害対策の基本方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地	津	風	第2章	災害予防計画																		
		原	第2章	原子力災害事前対策																		
				<災害に強いまちづくり>																		
	津		第1節	津波対策予防計画																		
		原	第1節	事前対策																		
地	津	風	第1・2節	災害に強い町土づくり	○	○					○	○	○					○	○			
	共		第2・3節	防災拠点等の整備・強化	○	○						○										
地	津	風	第3・4節	建築物等の予防対策	○					○		○						○				
地			第4・5節	地震防災五箇年計画の推進	○																	
地	津	風	第5・6節	公共交通及び公共土木施設の予防対策	○	○					○	○	○						○	○	○	
地	津	風	第6・7節	ライフライン等の予防対策	○							○	○								○	
地	津	風	第7・8節	危険物施設等の予防対策	○													○	○			
	共		第3・8・9節	情報通信連絡網の整備	○	○													○			
地	津	風	第9・10節	火災予防対策	○													○	○			
	共		第4・9・10節	観光地区災害予防計画	○						○											

松島町地域防災計画 資料編

				平常時	総務課	企画調整課	財務課	会計課	町民福祉課	健康長寿課	産業観光課	建設課	水道事業所	教育委員会	議事事務局	災害防止協議会	消防団	松島消防署	宮城県	国	その他関係機関	
				災害時	災対総務部	災対企画部	災対財務部	災対会計部	災対町民福祉部	災対健康長寿部	災対産業観光部	災対建設部	災対水道部	災対教育部	災対議事部	災対復旧部		災対消防部				
	共		第5・10・11節	緊急輸送活動対策	○							○							○	○		
	共		第6・11・12節	避難施設の見直し	○					○		○		○								
	共		第7・12・13節	廃棄物対策	○																	
地	津	風	第13・14節	土砂災害予防計画	○							○							○	○		
地	津		第15節	ブロック塀・落下物、家具等の崩壊、転倒防止対策	○														○			
＜災害に強いひとづくり＞																						
	共		第8・14・16節	救助・救急・消火活動体制の拡充	○													○	○			
	共		第9・15・17節	ボランティアの受入						○										○		
	共		第10・16・18節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策					○	○	○								○			
	共		第11・17・19節	事業所等の防災対策の推進	○						○											
	共		第12・18・20節	防災訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共		第13・19・21節	防災知識の普及	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	共		第14・20・22節	自主防災組織の人材育成	○													○				
	共		第15・21・23節	防災教育											○							
＜災害に強い組織づくり＞																						
	共		第16・22・24節	防災組織の強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	共		第17・23・25節	相互応援体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共		第18・24・26節	医療救護体制の整備	○					○								○	○			
	共		第19・25・27節	避難誘導體制	○													○				
	共		第20・26・28節	食料、飲料水及び生活物資の確保・供給体制	○						○		○						○			
	共		第21・27・29節	警備対策	○													○	○			
	共		第22・28・30節	学校防災対策					○						○							
	共		第23・29・31節	各種災害予防対策	1 林野火災予防対策	○					○							○	○	○		
					2 鉄道事故予防対策	○													○	○		○
					3 道路災害予防対策	○													○	○	○	
					4 海上災害予防対策	○													○	○	○	
					5 複合災害対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

				平常時	総務課	企画調整課	財務課	会計課	町民福祉課	健康長寿課	産業観光課	建設課	水道事業所	教育委員会	議会事務局	災害防止協議会	消防団	松島消防署	宮城県	国	その他関係機関	
				災害時	災対総務部	災対企画部	災対財務部	災対会計部	災対町民福祉部	災対健康長寿部	災対産業観光部	災対建設部	災対水道部	災対教育部	災対議会部	災対復旧部	災対消防部					
地	津	風		第3章	災害応急対策計画																	
			原	第1節	緊急事態応急対策																	
＜初動期応急活動＞																						
	津			第1節	津波応急対策																	
	共			第1.2節	防炎活動体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共			第2.3節	情報の収集伝達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共			第3.4節	通信放送施設の保護	○												○	○	○	○	
	共			第4.5節	災害広報活動	○	○											○	○		○	
	共			第5.6節	災害救助法の適用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共			第6.7節	防災資機材等の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共			第7.8節	避難誘導	○	○		○	○	○							○	○	○		
	共			第8.9節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	○	○		○		○			○					○	○	○	
	共			第9.10節	救急・救助活動	○	○		○	○								○	○	○		
	共			第10.11節	医療救護活動		○			○								○	○		○	
地	津	風		第11.12節	消火活動	○	○											○	○			
	共			第12.13節	自衛隊の災害派遣	○													○	○		
	共			第13.14節	緊急輸送活動	○	○												○		○	
	共			第14.15節	要配慮者・外国人対策					○	○	○							○		○	
＜応急対策活動＞																						
	共			第15.16節	ヘリコプター活用要請	○	○												○	○		
	共			第16.17節	交通確保対策							○							○	○		
地	津	風		第17.18節	公共交通及び公共土木施設の応急復旧	○					○	○							○	○	○	
地	津	風		第18.19節	危険物施設等の安全確保	○												○	○	○	○	
	共			第17.19.20節	住宅対策					○		○						○	○			
	共			第18.20.21節	ボランティア活動計画				○										○		○	

				平常時	総務課	企画調整課	財務課	会計課	町民福祉課	健康長寿課	産業観光課	建設課	水道事業所	教育委員会	議事事務局	災害防止協議会	消防団	松島消防署	宮城県	国	その他関係機関		
				災害時	災対総務部	災対企画部	災対財務部	災対会計部	災対町民福祉部	災対健康長寿部	災対産業観光部	災対建設部	災対水道部	災対教育部	災対議事部	災対復旧部		災対消防部					
	共		第19.21.22節	防疫・保健衛生活動	○	○				○				○					○		○		
地	津	風	第22.23節	遺体等の捜索・処理・埋葬	○					○								○	○		○		
	共		第20.23.24節	社会秩序維持活動	○														○		○		
	共		第21.24.25節	災害廃棄物処理活動	○	○												○	○		○		
	共		第22.25.26節	応急教育活動										○					○				
地	津	風	第26.27節	ライフライン等の応急復旧	○	○							○						○		○		
地	津	風	第27.28節	農林水産業災害応急対策							○								○		○		
	共		第23.28.29節	応急公用負担等の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
地	津	風	第29.30節	文化財保護対策											○				○				
	共		第24.30.31節	愛玩動物の収容対策	○														○				
＜応急活動組織＞																							
	共		第26.32.33節	相互応援協定	○	○												○	○		○		
	共		第26.32.33節	各種災害応急対策	1 林野火災応急対策	○	○											○	○				
	共				2 鉄道事故応急対策	○														○		○	
	共				3 道路災害応急対策	○							○								○	○	○
	共				4 海上災害応急対策	○														○	○	○	
	共				5 二次災害・複合災害防止対策	○							○	○	○					○	○	○	○
地	津	風	第4章	災害復旧・復興計画																			
		原	第1節	原子力災害中長期対策																			
	共		第1.2節	災害復旧・復興	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	共		第2.3節	被災者の生活再建等への支援	○		○	○	○											○	○	○	
	共		第3.4節	住宅復旧支援		○	○					○								○	○		
	共		第4.5節	義援金の受入れ、配分				○	○											○		○	
	共		第5.6節	産業復興の支援			○				○									○	○	○	
	共		第6.7節	都市基盤の復興対策	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	
	共		第7.8節	激甚災害の指定	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		
	共		第8.9節	災害対応の検証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

資料1-7 市町村被害状況報告要領

市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

- イ 地震
地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合
- ロ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
 - (イ) がけくずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 河川のいっ水、破堤、高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
 - (イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
 - (イ) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
 - (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ヘ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を經由して県危機対策課に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、震度5強以上の地震が記録された場合には消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内に確定報告するものとする。

- (2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。
- (3) MIDORIに障害等が発生した場合の報告方法は、県危機対策課からの指示により行うものとする。
- (3) 県危機対策課は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段（防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等）

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力時間帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報（様式第1号）記入要領

- (1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生のおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。
- (2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(例)

- イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ロ 避難の勧告・指示の状況
- ハ 避難所の設置状況
- ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況
- ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

6 被害状況報告（様式第 2 号）記入要領

(1) 人的被害

- イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
- ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
- ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうちハに該当する者を除く者とする。
- ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

- イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
- ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70% 以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50% 以上に達した程度のものとする。
- ハ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20% 以上 50% 未満のものとする。
- ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。
- ホ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
- ヘ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正するものとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

ヘ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は廃止の日時を記入するものとする。

- ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。
- ハ 「避難勧告等の状況」については、地区名、種別（指示、勧告、自主）、勧告日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時等を記入するものとする。
- ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
- ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
- ヘ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
- ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。
- (イ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - (ロ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - (ハ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況を、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名及び地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。
- リ 「非住家被害の状況」は被害区分（全壊、半壊）、所在地及び被害に至った状況を記入するものとする。
- ヌ 様式第1号及び様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	名 称								
		設 置 日 時								

様式第2号(その1)

被害状況報告(即報・第報・確定)

災害名		区 分		単位	被害	
報告時点	月 日 時 現在	火災発生	建物	件		
市(区)町村名			危険物	件		
課 係 名			その他	件		
報告者名			119通報	火災通報	件	
				救急通報	件	
区 分	単位	被害	被害概況(震度4以上の地震発生時)			
人的被害	死者	人	庁舎被害	庁舎被害	有・無	
	行方不明者	人		庁舎内の異常	有・無	
	負傷者	重傷		人	電気の使用	不可・可
		軽傷		人	水道の使用	不可・可
住家被害	全壊	棟		庁舎周辺の状況	一般電話回線の支障	有・無
		世帯			都市ガス	不可・可
		人	家屋の倒壊		有・無	
	半壊	棟	火災の発生		有・無	
		世帯	電気の使用		不可・可	
		人	水道の使用		不可・可	
	一部破損	棟	災害等の設置状況	一般電話回線の支障	有・無	
		世帯		都市ガス	不可・可	
		人				
	床上浸水	棟				
		世帯				
		人	災害対策本部設置	月 日 時 分		
		災害対策本部廃止	月 日 時 分			
床下浸水	棟		警戒本部等設置	月 日 時 分		
	世帯		警戒本部等廃止	月 日 時 分		
	人					
非住家	公共建物(全・半壊)	棟	消防職員出勤延人数		人	
	その他(全・半壊)	棟	消防団員出動延人数		人	

様式第2号(その2)

市町村コード () 市(区)町村名 ()

〔 氏名等記載欄の下に被害 に至った状況を記載 〕	被害区分	氏名	性別	年齢	住所		

〔 避難勧告等の状況 種別には指示・勧告・ 自主の種別を記載 〕	地区名	種別	勧告等日時	勧告世帯/人数	実避難世帯/人数	避難場所	解除日時

1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号(その3)

市町村コード() 市(区)町村名()

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況(要因、損傷の程度、人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世帯数	人 数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因、損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因、損傷の程度等)

資料1-8 災害救助法関係

資料1-8-1 宮城県災害救助法施行細則

宮城県災害救助法施行細則

昭和 35 年 7 月 5 日

宮城県規則第 48 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則(昭和 23 年宮城県規則第 3 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の施行については、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。)に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

第 2 条から第 4 条まで 削除

(平 12 規則 190)

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 政令第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。

(昭 40 規則 73・旧第 6 条繰上、昭 52 規則 60・平 12 規則 190、平 26 規則 30・1 部改正)

(省令第 1 条の公用令書等)

第 6 条 省令第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 4 まで

(2) 公用変更令書 様式第 2 号

(3) 公用取消令書 様式第 3 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第 4 号)に登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録するものとする。

(昭 40 規則 73・旧第 7 条繰上)

第 7 条 前条第 1 項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添附してある受領書に受領年月日を記入し、直ちにこれを返さなければならない。

(昭 40 規則 73・旧第 8 条繰上、平 12 規則 190・1 部改正)

(受領調書)

第 8 条 省令第 2 条第 2 項の規定により収容又は使用すべき物資の引渡しを受けた吏員が、省令第 2 条第 3 項の規定により、受領調書(様式第 5 号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有するもの(以下「占有者」という。)を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(昭 40 規則 73・旧第 9 条繰上、平 19 規則 15・1 部改正)

(損失補償請求書)

第 9 条 省令第 3 条に規定する損失補償請求書は、様式第 6 号による。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき、損失の補償を行なつたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(昭40規則73・旧第10条繰上)

(省令第4条の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 様式第7号

(2) 公用取消令書 様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第9号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録して、これを抹消するものとする。

(昭40規則73・旧第11条繰上)

第11条 第7条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

(昭40規則73・旧第12条繰上・1部改正、昭52規則60・1部改正)

(省令第4条第2項の届出)

第12条 省令第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添付して行なわなければならない。

1 負傷又は病気により従事することができない場合においては、医師の診断書

2 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(昭40規則73・旧第13条繰上)

(実費弁償の程度)

第13条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

(昭40規則73・旧第14条繰上、昭52規則60平26規則30・1部改正)

(実費弁償請求書)

第14条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第10号による。

(昭40規則73・旧第15条繰上)

(立入検査証票)

第15条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあつて携帯しなければならない証票は、様式第11号による。

(昭40規則73・旧第16条繰上、平19規則15、平26規則30・1部改正)

(扶助金支給申請書等)

第16条 省令第6条の規定による扶助金支給申請書は、様式第12号による。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の各号に掲げる区別にしたいが、所要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は病気にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合において、法第12条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、省令第6条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を受けた旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(昭40規則73・旧第17条繰上、平12規則190、平26規則30・1部改正)

第16条の2 政令第17条第1項の規定による通知は、様式第12号の2によるものとする。

2 前項の場合において、当該市町村長は、第6条から第12条までに規定するところにより、当該救助の実施に関する事務を処理しなければならない。

(平12規則190・追加、平26規則30・1部改正)

(繰替支弁)

第17条 市町村長は、法第13条の規定により救助の実施に関する事務の一部を行う場合には、当該救助の実施に要する費用を繰替支弁しなければならない。

2 前項の費用を繰替支弁した市町村長は、救助業務完了後30日以内に災害救助費繰替支弁金弁償申請書(様式第13号)に、当該費用に係る収支精算書及び支出に関する証拠書類の写しを添えて、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、すみやかに費用を弁償するものとする。

(昭42規則47・追加、平12規則190、平26規則30・1部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

(昭40規則73・全改、昭42規則47・昭42規則90・昭43規則88・昭44規則68・昭45規則84・昭46規則62・昭47規則63・昭48規則57・昭49規則6・昭49規則52・昭49規則70・昭50規則59・昭51規則70・1部改正、昭52規則60・旧別表第2繰上・1部改正、昭53規則38・昭54規則35・昭55規則40・昭56規則40・昭57規則36・昭58規則41・昭59規則47・昭60規則43・昭61規則50・昭62規則39・昭63規則57・平4規則9・平9規則65・平10規則65・平11規則95・平12規則190・平14規則9・平14規則75・平15規則73・平18規則70・平18規則73・平19規則87・平22規則8・平22規則57・平24規則70・平26規則30・平27規則11・平27規則101・平28規則67・平28規則88・1部改正)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

1 避難所

(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

(2) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とする。ただし、適当な建物がないときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並

びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

① 基本額

避難所設置費 1人1日当たり 320円

② 加算額

冬季(10月から3月まで)については、別に定める額を加算する。

(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

(2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,660,000円以内とする。

(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は(2)にかかわらず別に定めるところによる。

(4) 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を、応急仮設住宅として設置できるものとする。この場合において、応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるものとする。

(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項による期間内(最高2年以内)とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊出しその他による食品の給与

(1) 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

(2) 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(3) 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等に要する経費とし、その額は、1人1日当たり1,110円以内とする。

(4) 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

2 飲料水の供給

- (1) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。
- (2) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費ほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は災害発生の日をもつて決定するものとする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別 \ 世帯区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増す ごとに加算する額
夏期(4月から9月まで)	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
冬期(10月から翌年3月まで)	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害をうけた世帯

季 別 \ 世帯区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増す ごとに加算する額
夏期(4月から9月まで)	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
冬期(10月から翌年3月まで)	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

1 医療

- (1) 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」と

いう。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

(3) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等に要した費用の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

(1) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の措置を受けることができなくなつたものに対して行うものとする。

(2) 助産は、次の範囲内において行う。

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(3) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

(4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分について、現場をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。

- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
 - 3 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の範囲内の額とする。
 - (1) 生業費 1 件当たり 30,000 円
 - (2) 就職支度費 1 件当たり 15,000 円
 - 4 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。
 - (1) 貸与期間 2 年以内
 - (2) 利子 無利子
 - 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内とする。
- 8 学用品の給与
- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
 - 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
 - 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。
 - (1) 教科書
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
 - (2) 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材を供与するための実費
 - (2) 文房具及び通学用品
 - (1) 小学校児童 1 人当たり 4,300 円
 - (2) 中学校生徒 1 人当たり 4,600 円
 - (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,000 円
 - 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内とする。
- 9 埋葬
- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
 - 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。
 - (1) 棺(附属品を含む。)
 - (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(3) 骨つぼ及び骨箱

- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 210,400 円、小人 168,300 円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内とする。

10 死体の捜索

- 1 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものである。
- 2 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艦その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内とする。

11 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。
- 4 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるものとする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,400 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,300 円以内とする。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- 5 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内とする。

12 障害物の除去

- 1 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,800 円以内とする。
- 3 障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

13 応急救助のための輸送費及び人夫費

- 1 応急救助のための輸送費及び人夫費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 災害にかかった者の救出
 - (4) 飲料水の供給

- (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇傭を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2(第13条関係)

(昭40規則73・全改、昭43規則88・昭44規則68・昭45規則85・昭46規則62・昭47規則63・昭48規則57・昭49規則52・昭49規則70・昭50規則59・昭51規則70・1部改正、昭52規則60・旧別表第3繰上・1部改正、昭53規則38・昭54規則35・昭55規則40・昭56規則40・昭57規則36・昭59規則47・昭60規則43・昭61規則50・昭62規則39・昭63規則57・平4規則9・平9規則65・平10規則65・平11規則95・平12規則190・平14規則9・平15規則73・平18規則70・平22規則8・平26規則30・平27規則11・1部改正)

災害救助法による実費弁償の限度

- 1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次のとおりとする。

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,800円以内
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
1人1日当たり 15,400円以内
- (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,000円以内
- (4) 救急救命士 1人1日当たり 15,900円以内
- (5) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内
- (6) 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円以内

2 時間外勤務手当

職種ごとに1(1)から(5)に定める日当額を基礎とし、常勤職員との権衡を考慮して算定した額以内とする。

3 旅費

職種ごとに1(1)から(5)に定める日当額を基礎とし、常勤職員との権衡を考慮して、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)において定める額以内とする。

- 2 制令第4条第5号から第10号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

資料1-8-2 災害救助の主な事務のあらまし

災害救助の主な事務のあらまし

順 序	厚生労働省	宮城県	松島町	備 考
1. 被害状況の把握			1. 迅速、かつ、正確に管内の被害状況を把握	
2. 被害状況報告	1. 報告の受理及び必要な助言、指導	1. 市町村からの被害報告を確認のうえ、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 〔以下、状況判明次第随時報告〕	1. すみやかに被害状況を宮城県知事に報告 〔以下、状況判明次第随時報告〕	
災害救助法適用の決定 1. 都道府県知事の判断で適用する場合（施行令第1条第1項第1号、第2号、第3号前段該当）	1. 災害対策本部を設置 2. 報告の受理及び必要な助言、指導 3. 国土交通省、日本赤十字社等関係機関への連絡	1. 災害対策本部を設置 2. 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に報告後公示 3. 県内各関係機関に連絡（連携協力） 4. 必要に応じ現地確認	1. 災害対策本部を設置 2. 宮城県知事に災害救助法の適用要請	
1. 厚生労働大臣に協議して適用する場合（施行令第1集第1項第3号後段第4号該当）	1. 適用の判断及び必要な助言、指導 2. 災害救助法の適用承認 3. 必要に応じ災害対策本部を設置 4. 国土交通省、日本赤十字社等への連絡	1. 厚生労働大臣協議の要否判断（要の場合には） 2. 厚生労働大臣に災害救助法の適用協議（厚生労働大臣が承認した場合には） 3. 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、市町村へ連絡後公示 4. 県内各関係機関に連絡（連携協力） 5. 必要に応じ現地確認	1. 宮城県知事に災害救助法の適用要請 2. 必要に応じ災害対策本部を設置	

順 序	厚生労働省	宮城県	松島町	備 考
1. 応急救助の実施	1. (必要に応じ) 他の都道府県知事に対する応援を命じる。	1. 救助の実施 2. (必要に応じ) 他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	1. 応急救助に当る (宮城県から委任を受けた救助等)	
1. 中間報告	1. 報告の受理及び必要な助言、指導	1. 災害救助法の適用状況報告 2. 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等報告 〔以下、状況判明次第随時報告〕	1. 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等報告 〔以下、状況判明次第随時報告〕	
(必要に応じ) 特別基準の申請 1. 特別基準の申請は救助の種類毎の期間内に行わなければならない。	1. 承認の要否及び程度等判断及び必要な助言指導	1. 被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償」による救助の種類毎にこの基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	1. (必要に応じ) 宮城県知事に特別基準の要請	
1. 救助完了報告	1. 報告の受理及び必要な助言、指導	1. 応急救助の完了後 ・ 確定被害状況 ・ 救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を報告	1. 応急救助の完了後 ・ 確定被害状況 ・ 委任を受けて行った救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を報告	
1. 補助金の申請等	1. 申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	1. 翌年度の6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	1. 応急救助等に救助費(繰替支弁を行った額)を宮城県知事に申請	

資料1-8-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額 要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当り2,385,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合には、集会等に利用するための施設を設置することができる。 8規模、費用は別に定めるところによる。	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当り29.7㎡、2,385,000円以内であればよい。 2. 要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日(3食)当り1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間					備考	
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内					1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限る。	
				1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとの加算
		全壊 全焼 流出	夏	17,300	22,000	32,700	39,100	49,600	7,200
			冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
冬	9,000		11,900	16,900	20,000	25,300	3,300		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院または診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者・・・協定料金の額内	災害発生の日から14日以内					患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内					妊婦等の移送費は、別途計上	
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内					1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急処理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 510,000円	災害発生の日から1月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、または床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 193,000円以内 小人（12歳未満） 154,400円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗淨、消毒等） 1体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存の建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算することができる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除することができない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び人夫費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ・医師、歯科医師 17,400円以内 ・薬剤師 11,900円以内 ・保健師、助産師、看護師 11,400円以内 ・土木技術者、建築技術者 17,200円以内 ・大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料1-9 宮城県防災ヘリコプター関係

資料1-9-1 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱

宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱

宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱（平成4年4月1日施行）の全部を改正する。

目 次	
第1章 総則	(第1条、第2条)
第2章 防災航空隊	(第3条、第4条)
第3章 運航体制	(第5条～第8条)
第4章 運航管理	(第9条～第16条)
第5章 教育訓練	(第17条)
第6章 安全管理等	(第18条～第21条)
第7章 雑則	(第22条、第23条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第3条 防災ヘリを使用して行う消防防災活動（以下「航空消防防災活動」という。）を円滑に遂行するため、宮城県行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）に定める宮城県防災ヘリコプター管理事務所（以下「ヘリ事務所」という。）に、宮城県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を置く。

2 防災航空隊は、航空消防防災活動及び当該活動以外の防災ヘリの運航に関する業務（以下「航空消防防災活動等」という。）を行う。

(防災航空隊員等)

第4条 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員（以下「航空消防隊員等」という。）を置く。

2 防災航空隊等は、ヘリ事務所に勤務する職員の中から総務部消防課長（以下「課長」という。）が指名する。

3 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して航空消防防災活動等の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第3章 運航体制

(総括管理者)

第5条 防災ヘリの安全かつ効果的な運航を確保するため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、防災ヘリの運航管理を総括し、総務部長をもってこれに充てる。
(運航管理責任者等)

第6条 防災ヘリの安全かつ円滑な運用を確保するため、運航管理責任者及び運航責任者を置く。

2 運航管理責任者は、総括管理者の指揮監督を受け、防災ヘリの運航管理に関する事務を掌理し、課長をもってこれに充てる。

3 運航管理者は、防災航空隊を指揮監督するとともに、防災ヘリの運航、維持管理等に関する事務を掌理し、ヘリ事務所の所長をもってこれに充てる。

(搭乗者の指定)

第7条 運航責任者は、防災ヘリを運航する場合には、搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航指揮者)

第8条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が搭乗しないときは、運航責任者が防災ヘリに搭乗する副隊長又は隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗している間は、同乗する副隊長及び隊員を指揮して航空消防防災活動等の遂行に万全を期さなければならない。

第4章 運航管理

(運航範囲)

第9条 防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、仙台市との相互協力による隔日の24時間運航(午前8時30分から翌日の午前8時30分まで)の場合及び前項第1号から第5号に掲げる活動を行うための運航(以下「緊急運航」をいう。)の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第10条 緊急運航は、前条第1項第6号から第8号に掲げる活動を行うための運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

2 運航管理者は、緊急運航を要する事態が生じた場合は、速やかに緊急運航の実施の可否を決定しなければならない。

3 運航管理者は、通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行す

る旨を運航指揮者に指示しなければならない。

4 運航責任者は、緊急運航の要請があったとき又は緊急運航を行ったときは、速やかに要請内容又は活動状況を運航管理責任者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(運航計画)

第 11 条 総括管理者及び運航責任者は、通常運航を円滑かつ効率的に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、年間運航計画（様式第 1 号）及び月間運航計画（様式第 2 号）とする。

(年間運航計画の策定)

第 12 条 翌年度における通常運航を希望する者は、防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第 3 号）を毎年 2 月末日までに総括管理者に提出しなければならない。

2 総括管理者は、前項の規定により提出された予定表を勘案の上、年間運航計画を定め、関係者に通知するものとする。

(月間運航計画の策定)

第 13 条 防災ヘリの使用を予定する者は、防災航空隊と詳細日程を調整の上、防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第 4 号）を使用月の前々月の末日までに、運航管理責任者を經由し運航責任者に提出するものとする。

2 運航責任者は、年間運航計画及び前項の規定により提出された予定表に基づき、月間運航計画を定め、運航管理責任者に提出するものとする。

(防災ヘリの使用申請)

第 14 条 通常運航において防災ヘリを使用しようとする者は、防災ヘリコプター使用申請書（様式第 5 号）により使用する 15 日前までに、総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第 15 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により、使用を承認した場合は、当該使用に係る申請者に対し防災ヘリコプター使用承認書（様式第 6 号）を交付するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第 16 条 運航責任者は、航空消防防災活動を円滑に遂行するため、市町村又は消防本部等と協議し、法第 79 条ただし書の規定による飛行場以外の航空機の離着陸場及び法第 81 条の 2 の規定による航空機の緊急離着陸場（以下「飛行場外離着陸場」という。）を選定するものとする。

2 隊長は、飛行場外離着陸場を調査し、常に実態把握に努めるものとする。

第 5 章 教育訓練

(訓練)

第 17 条 運航管理責任者は、防災航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備、教材等の整備を図り、防災航空隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防防災活動を円滑に遂行するため、市町村又は消防機関等と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

3 運航責任者は、防災航空隊員等の技術の維持・向上を図るために必要な乗組員訓練を実施しな

なければならない。

第6章 安全管理等

(安全管理)

第18条 総括管理者は、法及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づき、航空消防防災活動等の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空消防防災活動等の遂行に当たり、航空事故防止対策を講ずる等安全管理に万全を期すとともに、防災ヘリ、防災ヘリ等を格納する施設、装備品等について、適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、防災ヘリ、防災ヘリ等を格納する施設、装備品等を適正に管理し、常に防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておくよう努めるとともに、法第19条第1項の規定により、一定の資格を有する技術者による防災ヘリの安全性が確保されていることについての確認がなければ、防災ヘリを使用してはならない。

4 運航指揮者は、航空消防防災活動等の遂行に当たっては、防災航空隊員等の任務及び分担業務の適正な執行を確保するとともに、当該活動等が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(搜索及び救難体制の確立)

第19条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第20条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くし、必要な措置を講ずるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、防災ヘリの事故発生等の情報を入手した場合又は前項の報告を受けた場合は、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第21条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項の事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第22条 運航管理者は、法に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防防災活動等に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの運航管理等に関し必要な事項は、統括管理者

が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

資料1-9-2 宮城県防災ヘリコプター緊急運行要領

宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び宮城県広域航空消防応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、宮城県防災ヘリコプター管理事務所長（以下「所長」という。）に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5 所長は、前条の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊長に必要な指示をするとともに要請者にその旨回答しなければならない。

2 防災航空隊長は、前項の指示を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 所長は、第1項の結果を速やかに消防課長に報告するとともに、遅滞なく防災ヘリコプター緊急運航対応報告書（様式第2号）を送付するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した機関の長は、所長と緊密な連絡を図るとともに次の受け入れ態勢を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) その他必要な事項

(報告)

第7 防災航空隊長は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を所長に報告するものとする。

2 所長は、緊急運航を終了した場合には、遅滞なく災害出動報告書（様式第3号）を消防課長に送付するものとする。

3 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第4号）により、速やかに所長に報告するものとする。

(様式第1号)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

第 報	時 分現在
1 要請機関名	連絡先Tel 担当者
2 災害の種別	自然災害・事故・行方不明・火災・その他 ()
3 活動内容	偵察・広報・撮影・傷病者搬送・空中消火・救助 輸送 (品名数量) ・その他 ()
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 気象状況	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別 携帯Tel
8 傷病者搬送の場合	傷 病 者 氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生)
	症 状
	受 入 病 院 TEL
	着 陸 場 所
	搬送車両所属名
同 乗 者	
9 必要器材	
10 その他必要な事	

防災ヘリコプター管理事務所 tel 022-288-2324

FAX 022-288-2325

(裏面)

災害の概況

地図 (目標)

資料1-9-3 防災ヘリコプター緊急運航基準

防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- ①公共性 災害等から、住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)

- ②緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

- ③非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

オ その他

救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 高層ビル等火災における救助

イ 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

エ その他

救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動をおこなう必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

オ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

カ その他

火災防御活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

資料2 協定等

資料2-1 市町村間相互応援協定

資料2-1-1 宮城県「館」防災に関する相互応援協定

宮城「館」防災に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村(以下「市町村」という。)との協議により、いずれかの市町村域において災害が発生し、又は、全域的な災害の発生により被災した場合、この災害による被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策等が円滑に遂行され、将来に向けての災害に強いまちづくりを目指すため、次のとおり協定を締結する。

(応援等の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) し尿・ゴミ等処理に必要な施設と車両等の提供
- (5) 救助、救援並びに物資の運搬等に係る管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (6) 被災者に対する避難場所及び収容場所の提供
- (7) 被災児童生徒の受け入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(協議)

第3条 この締結に関し、必要な細目は、構成市町村が協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第4条 この協定の成立を証するため、この協定書を9通作成し、当事者署名のうえ、各1通を保有するものとする。

(施行期日)

第5条 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

資料2-1-2 宮城県市町村相互応援協定

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 応急物資（生活必需品等）の供給

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特にに要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被害状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施できるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
- 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
- 4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援の要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。
- 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各1通保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮 城 県 知 事 浅野 史郎

宮城県市長会会長 藤井 黎

宮城県町村会会長 鹿野 文永

資料2-1-3 にかほ市との夫婦町災害相互支援協定

夫婦町災害相互支援協定書

(目的)

第1条 夫婦町である宮城県宮城郡松島町と秋田県にかほ市（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定市町間の相互支援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請する協定市町（以下「応援要請市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第2号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主の要請)

第4条 協定市町は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町が前条の要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合は、同条の要請があったものとみなす。

(物資の輸送)

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う協定市町（以下「応援実施市町」という。）が実施するものとする。

(指揮権)

第6条 応援実施市町の職員は、災害等により被災市町の長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規程により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町の負担とする。ただしこれにより難しい場合は、協定市町が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成24年8月6日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月6日

宮城県宮城郡松島町高城字町10番地
宮城県松島町長

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
秋田県にかほ市長

資料2-1-4 滑川町との災害相互支援協定

災害相互支援協定書

(目的)

第1条 埼玉県滑川町と宮城県松島町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、被災した協定町（以下「被災町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定町間の相互支援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請する協定町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第2号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主の要請)

第4条 協定町は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災町が前条の要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合は、同条の要請があったものとみなす。

(物資の輸送)

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う協定町が実施するものとする。

(指揮権)

第6条 応援実施町の職員は、災害等により被災町の長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規程により国又は県が負担する部分を除き、応援要請町の負担とする。ただしこれにより難しい場合は、協定町

が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成24年11月3日から効力を発生するものとする。

平成24年11月3日

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地 1
埼玉県滑川町長 吉田 昇

宮城県宮城郡松島町高城字町10番地
宮城県松島町長 大橋 健男

(別紙)

第 年 月 日 号

市町村長 様

市町村長 印

災 害 応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、応援を要請します。

項 目	内 容
1 被害状況	
2 応援を要する品名、数量等	
3 応援を要する職員の人員等及び派遣期間	
4 応援の場所及び経路	
5 その他応援に必要な事項	

資料2-1-5 東松島市との災害相互応援に関する協定

東松島市と松島町との災害相互応援に関する協定

東松島市（以下「甲」という。）と松島町（以下「乙」という。）との間において、災害における応急対策及び復旧・復興（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等ができない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（担当窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援要請に関する連絡担当課を定めておくものとする。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）

第4条 甲及び乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及飲料水の供給
- (2) 応急物資（生活必需品等）の供給
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 被災者及び被災児童の一時受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）

第5条 応援物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定める。

（住民等の援助に対する支援）

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、積極的な支援が図られるよう努めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月24日

宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

甲 東松島市

東松島市長 阿部 秀保

宮城県宮城郡松島町高城字町10番地

乙 松島町

松島町長 大橋 健男

資料2-1-6 武豊町との災害相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定書

宮城県松島町（以下「甲」という。）と愛知県武豊町（以下「乙」という。）は、災害における甲と乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 甲又は乙は、応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うことができるものとする。

（応援の内容）

第3条 この協定における応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続き）

第5条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、甲又は乙に対し別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、災害応援要請書を提出するいとまがないと認められるときは、電話等の通信手段によることができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他応援を必要とする事項等

（応援隊の指揮）

第6条 応援を要請した市町村（以下「応援要請市町村」という。）における応援隊の指揮は、応援要請市町村の長又は災害対策本部員が応援隊の長に対し行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ、別に定める。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月4日

宮城県宮城郡松島町高城字町10番地

宮城県松島町長 大橋 健男

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

愛知県武豊町長 靱山 芳輝

(別紙)

第 年 月 日 号

市町村長 様

市町村長



災 害 応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、応援を要請します。

項 目	内 容
1 被害状況	
2 応援を要する品名、数量等	
3 応援を要する職員の人員等及び派遣期間	
4 応援の場所及び経路	
5 その他応援に必要な事項	

資料2-1-7 中山町との災害相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定書

宮城県松島町と山形県中山町（以下「協定町」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定町のいずれかの区域内において、地震、風水害その他の災害が発生し、被災した協定町独自では被災者支援等の応急措置が十分に実施できない場合に、相互応援及び協力が迅速かつ円滑に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

（応援の内容）

第2条 この協定により行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策用資機材（医薬品を含む。）の提供又は貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者及び避難者の一時受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する協定町（以下「応援要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、文書を提出する暇がないときは、電話等の通信手段により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合は、品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、人数
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的な応援）

第4条 協定町は、災害の状況に鑑み、緊急を要し、かつ、応援要請町が前条の要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとし、この場合には、同条の要請があったものとみなす。

- 2 自主的な応援を行った場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

(物資の輸送)

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を実施する協定町（以下「応援実施町」という。）が行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援実施町の派遣職員は、応援要請町の長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、原則として応援要請町が負担するものとし、その額については協定町が協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定町は、応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとし、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(災害補償等)

第9条 応援に派遣した職員が、その業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援実施町が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援要請町への往復途中において発生した場合を除き、応援要請町がその賠償の責務を負うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議のうえ決定するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年6月30日

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1
宮城県松島町長

山形県東村山郡中山町大字長崎120番地
山形県中山町長

資料2-1-8 廿日市市及び宮津市との災害相互支援協定

災害相互支援協定書

(目的)

第1条 広島県廿日市市、京都府宮津市及び宮城県松島町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定市町間の相互支援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 被災市町は、応援が必要と判断したときは、次の各号に掲げる事項について、文書により要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号及び第2号に掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定による応援の要請を受けた協定市町は、可能な限りこれに応じるものとする。

- 2 前条の規定による応援の要請がない場合でも、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町が前条の規定による応援要請を行うことが出来ない状況にあると判断したときは、自主的に応援を実施することができる。この場合は、前条の規定による応援の要請があったものとみなす。

(物資の輸送)

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を実施する協定市町（以下「応援実施市町」という。）が実施するものとする。

(指揮権)

第6条 応援実施市町の職員は、応援を要請した協定市町（以下「応援要請市町」という。）の長の指揮下に入り行動するものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、相互に十分な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、別紙「災害相互支援協定実施細目」に基づき、負担する。ただし、これにより難い場合は、応援要請市町と応援実施市町で協議し定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、平成26年7月20日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各市町が証明押印の上各自その1通を保有する。

平成26年7月20日

広島県廿日市市下平良一丁目11-1
広島県廿日市市長

京都府宮津市字柳縄手345-1
京都府宮津市長

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1
宮城県松島町長

資料2-2 宮城県内航空消防応援協定

宮城県内航空消防応援協定書

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の要請対象）

第2条 航空消防応援の要請は、法第1条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

（航空消防応援の実施要件）

第3条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成4年4月1日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

（航空消防応援の出場条件）

第4条 第2条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運行に適さない場合
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- (4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
- (2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制
- (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
- (4) その他必要な事項

2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡表（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

- 2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運行に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。
- 3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。
- 4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は県内共通波（152.77MHz）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(事前計画)

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

- 2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等
 - (2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法
 - (3) 離着陸場への職員の派遣
 - (4) 離着陸場の照明設備等
 - (5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置
 - (6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
 - (7) その他必要と認める事項

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(航空消防応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し、定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、この協定書13通を作成し、甲、乙及び立会人が各自1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成5年4月1日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。
- 3 応援に要した経費については、第10条の規定にかかわらず、平成14年3月31日まで間は、「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成13年4月1日

(甲)	仙 台 市		市 長	藤 井 黎
(乙)	名 取 市		市 長	石 川 次 夫
	岩 沼 市		市 長	井 口 經 明
	石巻地区広域行政事務組合	管理者	石 巻 市 長	菅 原 康 平
	塩釜地区消防事務組合		管 理 者	三 升 正 直
	亘理地区行政事務組合		管 理 者	伊 藤 敏 雄
	仙南地域広域行政事務組合		理 事 長	川 井 貞 一
	栗原地域広域行政事務組合		管 理 者	佐 藤 覚 次 郎
	大崎地域広域行政事務組合	管理者	古 川 市 長	佐々木 謙 次
	登米地域広域行政事務組合	理事会	理 事 長	三 浦 五 郎
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		理 事 長	鈴 木 昇
	黒川地域行政事務組合	理事会	理 事 長	浅 野 元

立 会 人

宮 城 県 知 事

浅 野 史 郎

別 表 (第 5 条 第 2 項 関 係)

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
消防局防災部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号	加入電話 (022) 234-1151~1153 F A X (022) 234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系) (+044)-621-2360 F A X (+044)-621-2289

様式(第5条第3項関係)

航空消防応援要請連絡票

要 請 側 市 町 村 名	
要 請 月 日	平成 年 月 日 時 分
応 援 要 請 の 種 別	火災 救助 救急 救護 調査 その他()
災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
災害発生場所の気象状況	天候 風向 風速 m/s 視程 m
現 場 最 高 指 揮 者	職氏名 無線局名
具 体 的 な 要 請 内 容	
要 請 資 器 材 ・ 数 量	
離 着 陸 場	第 1 順 位
	第 2 順 位
給 油 体 制	
そ の 他	

[担当者 職氏名

TEL

]

資料2-3 団体、民間事業者等との協定等

資料2-3-1 松島町災害対策業務に関する協定

松島町災害対策業務に関する協定書

松島町（以下「甲」という。）と松島地区災害防止協議会（以下「乙」という。）は、松島町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務（以下「業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 この協定は、災害時において、甲が業務のため乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）による応援の必要があると認めるときは、乙に対して要請するものとする。

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、損壊及び倒壊に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊、損壊及び倒木に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急作業等

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援業務により乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を規準として甲乙協議して定めるものとする。

（損害による必要経費の負担）

第5条 第2条の規定により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報の提供）

第7条 乙及び乙の会員は、応援活動中に入手した災害時による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては松島町総務課長、乙においては松島地区災害防止協議会会長とする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成16年10月1日から適用し、適用の日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(その他)

第10条 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度
甲乙協議して定める。

上記協定締結の証しとして、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年10月1日

甲 宮城県松島町高城字町10番地
松島町長 内田 鉄夫

乙 宮城県松島町根廻字音無 2 7 番地
松島地区災害防止協議会
会 長 阿部 實

資料2-3-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が市町村内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び大衡村（以下「甲」という。）と、みやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(物資供給の協力等)

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等について積極的に努めるものとする。

(物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

(物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙へ要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

(物資の引取等)

第8条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した物資及び乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時以前における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定を証するため、本書10通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成9年1月24日から施行する。

平成9年1月24日

資料2-3-3 県及び町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター 設置等に関する覚書

大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書

宮城県（以下「甲」という。）、市町村（以下「乙」という。）及び市町村社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、宮城県地域防災計画（昭和38年制定。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、大規模災害時における市町村災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置・運営について、次のとおり覚書を締結する。

1 目的

この覚書は、大規模災害時において被災住民の救援活動を行う県内外からのボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう支援するとともに、災害ボランティアセンターの体制整備の支援を行うため、甲乙丙の役割分担と協力関係について必要な事項を定めるものとする。

2 災害ボランティアセンターの設置等

丙は、大規模災害が発生したときは中心となって災害ボランティアセンターを設置し、地域のボランティアなどの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集・受付、現場へのボランティア派遣等を行うものとする。

3 行政の支援

- (1) 乙は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、同センター設置場所の提供等県地域防災計画に定める支援を行うものとする。
- (2) 甲は、丙が災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、甲の職員の派遣を要請したときは、速やかにこれに応じるものとする。

4 災害ボランティアセンター活動中の協力関係

- (1) 甲、乙及び丙は、密接な連携を図り、必要に応じ、随時協議する場を設営し、又は参加するものとする。
- (2) 甲から派遣された甲の職員は、災害ボランティアセンターの代表者等の指示に従い、同センターの設置・運営に関し、迅速な支援を行うものとする。
- (3) 甲は、災害ボランティアセンターの組織を通じ調査等を実施するときは、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。
- (4) 乙及び丙は、災害ボランティアセンター運営が迅速、効果的かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは甲に協力を要請することができる。

5 その他

この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定める。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 16 年 12 月 1 日

甲 宮 城 県 知 事 浅 野 史 郎
(市町村長)
乙 宮 城 県 松 島 町 長 内 田 鉄 夫
(市町村社会福祉協議会会長)
丙 社会福祉法人 松島町社会福祉協議会
会 長 菅 原 文 男

資料2-3-4 町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置等に関する覚書

大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書

松島町（以下「甲」という。）と社会福祉法人松島町社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模災害時において被災住民の救援活動を行う一般市民のボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるようボランティア活動の組織化に係る甲、乙の役割分担及び協力関係について定めるものとする。

（ボランティアセンターの設置）

第2条 大規模災害が発生したときは、被災状況に応じ松島町内に松島町災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置するものとする。

2 前項のボランティアセンターの設置及び運営時の役割は乙が担い、甲が支援するものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、乙に対し次の支援を行うものとする。

- (1) ボランティアセンターの場所及び資器材の提供
- (2) ボランティアセンターの設置及び運営に係る経費の助成
- (3) 被災状況の情報提供
- (4) 平時における乙のボランティアセンターの組織及び運営体制の整備に係る準備行為に対する支援
- (5) その他必要な事項

（乙の役割）

第4条 乙は、ボランティアセンターの組織及び運営体制の整備の責任を担い、被災時に迅速なボランティアの受入体制及び活動体制を整備するとともに、関係行政機関、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、日本赤十字宮城県支部、ボランティア関係団体等と連携を密にして、ボランティア活動が円滑、効果的かつ安全に行われるよう努めるものとし、その具体的役割は次のとおりとする。

- (1) ボランティアセンターの設置及び運営
- (2) 県災害ボランティアセンターとの連絡調整
- (3) ボランティアセンターの設置及び運営状況、並びにボランティア活動状況の情報提供
- (4) その他ボランティアセンターの受入体制及び活動体制の整備に必要な事項

(会議)

第5条 甲及び乙は、この覚書の実効性を確保するため、毎年度この覚書の内容について確認し、又は改善するため会議を開催するものとする。

(その他)

第6条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 松島町長 内 田 鉄 夫

乙 松島町根廻字上山王6番地27
社会福祉法人松島町社会福祉協議会
会 長 菅 原 文 男

資料2-3-5 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「甲」という。）と宮城県石油商業協同組合塩釜支部（以下「乙」という。）及び同黒川支部（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

（趣 旨）

第1条 本覚書は、甲が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2集第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）発生時において必要とする応急用燃料（以下「燃料」という。）の供給確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲における被災市町村で、自らの地域での燃料供給に不足を生じる場合は、塩竈市（塩釜ブロック幹事）又は富谷町（黒川ブロック幹事）に対し燃料調達の要請を行うものとする。

2 要請を受けた塩竈市又は富谷町は、速やかに乙又は丙に対し燃料供給を依頼するものとする。なお、調達の要請は、被災市町村が所属しない他ブロックの幹事が行うものとする。

（燃料の供給）

第3条 前条の規定により、燃料の供給依頼を受けた乙又は丙は、積極的にこれに応じ燃料の供給に努めるものとする。

（供給等圏）

第4条 燃料の供給先及び給油は、次のとおりとする。

- (1) 避難所、学校等
- (2) 病院、官公署等
- (3) その他甲が必要と認める場所
- (4) 緊急車両等

（要請、依頼方法）

第5条 燃料の調達に関する要請及び依頼方法は、別記のとおりとする。

（燃料の品目）

第6条 供給に関する燃料の品目については、甲、乙、丙が協議し別に定めておくものとする。

（費用の支払い）

第7条 燃料の供給を受けた甲における被災市町村は、乙又は丙の請求によりその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条の規定により、燃料の供給に従事したものに係る損害補償は、塩竈市が要請した場合は塩竈市消防団等公務災害補償条例によることとし、その他の市町村が要請した場合は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例に定めるところによる。

(疑義)

第9条 この覚書に定めない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定するものとする。

(適用期間)

第10条 この覚書の適用期間は、5年間とする。ただし甲、乙及び丙から別段の意思表示がなされないときは、更にその効力を5年間延長するものとする。

(施行月日)

第11条 この覚書は、平成10年11月4日から施行する。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

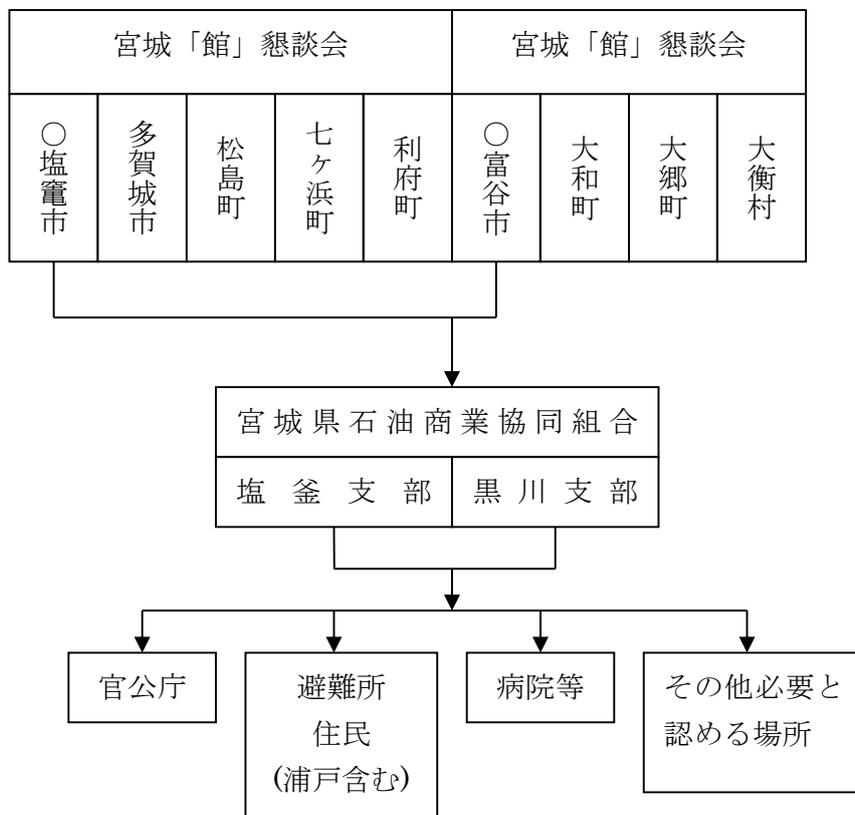
平成10年11月4日

甲	塩竈市長 多賀城市長 松島町長 七ヶ浜町長 利府町長 大和町長 大郷町長 富谷町長 大衡村長	三升正直 鈴木和夫 内田鉄夫 阿部 伝 鈴木勝雄 木幡恒雄 田中 学 若生昭男 跡部昌洋
乙	宮城県石油商業協同組合塩釜支部	西村 正 (支部長)
丙	宮城県石油商業協同組合黒川支部	松田峰治 (支部長)

別記

応急用燃料の供給関係

○印 ブロック幹事



資料2-3-6 電力設備災害復旧に関する協定

電力設備災害復旧に関する協定書

塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における電力設備（住民へ電力を供給するための設備全てをいう。以下同じ。）の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲及び乙が被災情報の収集と提供等に関し、綿密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより住民生活の早期安定を図り、住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害の発生により電力設備に被害が認められる場合、その復旧に円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次に掲げる情報を相互に提供するものとする。

(1) 甲から乙に提供する情報

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織（以下「災害対策本部等」という。）の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

(2) 乙から甲に提供する情報

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 電力設備の被害状況、停電（停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等）及び復旧状況
- ウ 甲が管理する施設等の被害状況（崖崩れ、道路損壊、倒木等）
- エ その他必要と思われる情報

2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。

3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部等から要請を待つことなく、被災情報の収集及び伝達並びに各種調整等を図るための社員を災害対策本部等に派遣することができるものとする。

4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要な情報を相互交換するものとする。

(電力設備復旧に対する協力)

第4条 乙は、災害により電力設備に相当の被害が生じた場合、その復旧を図ることを目的として、甲に対し、次に掲げる施設及び用地（以下「施設等」という。）の使用について協力を要請することができるものとする。ただし、甲の可能な範囲での協力とする。

(1) 施設使用に関する協力の要請

- ア 宿泊場所、復旧拠点としての施設
- イ 炊き出し施設

(2) 用地使用に関する協力の要請

- ア 復旧作業用車輛等の駐車場用地
- イ 復旧資材置場としての用地
- ウ ヘリポートとしての用地

(交通支障物の除去)

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるものとし、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものとする。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被災状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧における乙が所有する電源車等の使用については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため自らも普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報紙に必要な記事の掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次に掲げる情報の広報について協力を要請することができるものとする。

- (1) 感電事故の防止に関する情報
- (2) 漏電による火災の防止に関する情報
- (3) 電力設備の被害状況、停電及び復旧状況に関する情報

(施設等の使用に関する事項)

第8条 乙は、第4条に規定する施設等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用できる範囲を甲と事前に協議し、立入禁止区域等には立ち入らないこと。
- (2) 臨時電話、ファクシミリ等の機器類を施設等に設置する場合は、甲と事前に協議すること。
- (3) 使用に伴う費用については、乙が負担すること。

- (4) 施設等の設備（附帯する工作物等を含む。）に損傷を与えた場合は、現状回復すること。
- (5) 使用を終了したときは、甲の確認を受けた後に返還すること。
- (6) その他施設管理者の指示事項を遵守すること。

（協定書の有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 塩竈市長	佐藤 昭
多賀城市長	菊池 健次郎
松島町長	大橋 健男
七ヶ浜町長	渡邊 善夫
利府町長	鈴木 勝雄
乙 東北電力株式会社	
塩釜営業所長	佐藤 弘

資料2-3-7 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定

災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書

松島町（以下「甲」という。）、松島旅館組合（以下「乙」という。）及び社団法人松島観光協会（以下「丙」という。）は、乙に加盟する宿泊施設を災害時において一時的な避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松島町内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、帰宅が困難になった観光客等に対して、一時的な避難措置として、乙の施設を使用することに関する基本的な事項を定める。

（施設使用の要請及び委託）

第2条 甲は、災害時に一時避難所を開設する必要がある場合、次に掲げる乙に加盟する宿泊施設を一時的な避難所として使用することを乙に要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を被災による、施設の安全性が確保された場合に限り受託するものとする。

3 丙は、観光客等の避難誘導について、その安全を確保しつつ、一時避難所に誘導することに協力するものとする。

（対象施設）

第3条 前条第1項の規定による宿泊施設は、別に定めるとおりとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に加盟する宿泊施設を一時的な避難場所として使用しようとするときは、要請書の提出をもって要請するものとする。ただし、緊急を要し提出するいとまがない場合は、口頭、電話等をもって要請し、事後申請書を提出するものとする。

（使用の期間）

第5条 乙に加盟する宿泊施設を一時的な避難場所として使用する期間は、原則として観光各等被災者の帰宅手段が確保されるまでの間とする。ただし、甲、乙協議のうえ、可能な場合はこれを延期できるものとする。

（受入の対象者）

第6条 乙に加盟する宿泊施設を一時的な避難場所として使用できる対象者は、下記の者とする。

- (1) 災害により帰宅が困難になった観光客等
- (2) 住家が消失、崩壊し生活の根拠を失った者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(費用の負担)

第7条 第5条に規定する宿泊においては、乙に加盟する宿泊施設が提供するものとし、その費用については利用者が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 第2条に規定する要請及び委託に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 松島町総務課 課長兼危機管理監
- (2) 松島旅館組合 組合長
- (3) 松島観光協会 会長

(個人情報の取扱い)

第9条 乙は、本協定の履行を通じて知りえる全ての個人情報に関しては、適切な管理を行うものとする。

(協議事項)

第10条 本協定の実施について必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を発し、甲、乙、丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年5月17日

甲 松島町高城字町10
松島町長 大橋 健男

乙 松島町松島字東浜4-6
松島旅館組合
組合長 赤間 勝

丙 松島町松島字町内98-1
社団法人松島観光協会
会長 佐藤 久一郎

資料2-3-8 災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定

災害時における旅客船による観光客輸送の確保に関する協定書

松島町（以下「甲」という。）と松島島巡り観光船企業組合（以下「乙1」という。）、松島ベイクルーズ株式会社（以下「乙2」という。）、丸文松島汽船株式会社（以下「乙3」という。）（合わせて乙1、乙2、乙3で「乙」という。）及び社団法人松島観光協会（以下「丙」という。）は、災害時における旅客船による観光客輸送等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松島町内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、海上における緊急輸送等を確保するために、甲が乙に対して旅客船による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、松島町内に災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 丙は、観光客等の避難誘導について、その安全を確保しつつ、乗船場等まで誘導することに協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 前条の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがない場合は、電話、FAX、口頭等で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 観光客等被災者の輸送業務
- (2) 災害の救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他甲の要請による支援業務

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、その業務内容を文書で甲に報告する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、業務の完了を電話、FAX、口頭等により報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(協議事項)

第6条 本協定の実施についての必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定は、締結の日から効力を発し、甲、乙、丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年5月17日

甲 松島町高城字町10番地
松島町長 大橋 健男

乙1 松島町松島字町内85
松島島巡り観光船企業組合
理事長 大山 登

乙2 塩竈市港町1-4-1
松島ベイクルーズ株式会社
代表取締役社長 大塚 博哉

乙3 塩竈市港町1-4-1
丸文松島汽船株式会社
代表取締役社長 佐藤 昭夫

丙 松島町松島字町内98-1
社団法人松島観光協会
会長 佐藤 久一郎

資料2-3-9 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

宮城県松島町（以下「甲」という。）と宮城県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県松島町に地震などの大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、松島町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、乙に対して協力を要請する建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の適正且つ円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 建築物等とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物その他の工作物をいう。
- (3) 解体撤去とは、建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 災害廃棄物とは、大規模災害による建築物の倒壊、焼失等により発生した廃棄物及び当該建築物等の解体撤去により発生した廃棄物をいう。

（要請する業務）

第3条 甲は、大規模災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務（以下「解体撤去等」という。）の実施を乙に対して要請することができる。

- (1) 大規模災害による倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去
- (2) 災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これに関連して必要と認められる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が地域防災計画に基づき、大規模災害時における応急措置として4、乙の協力が必要と認める業務

（要請手続）

第4条 甲は、地域防災計画に基づき乙の協力が必要な場合には、乙に様式第1号を提出し、解体撤去等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等で要請し、その後すみやかに様式第1号を提出するものとする。

2 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、様式第2号を甲に提出するものとする。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意して解体撤去等を行うものとする。

- (1) 解体撤去等に必要な人員、車両、資材、機材等の調達は乙が行うこと。
 - (2) 騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障を生じないように十分配慮すること。
 - (3) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）等の規定に従い、適正な処理を進めること。
 - (4) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別の徹底等に努めること。
- 2 甲は、災害廃棄物の運搬を要請する場合は、乙に保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）を指定するものとする。ただし、甲が保管場所等を指定することができない場合は、乙は自ら保管場所等を確保し、甲の承諾を得て運搬するものとする。
- 3 甲と乙は、解体撤去等を円滑かつ効果的に行うために、適宜、情報交換を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を完了したときは、速やかに様式第3号により、その内容を甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第7条 甲が第3条の規定により、解体撤去等の実施を乙に要請した場合、乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項に定める費用の額は、大規模災害時直前の標準的な費用を基準にし、甲乙協議の上決定する。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて解体撤去等に従事した者が、これに従事したことにより負傷し疾病又は死亡した場合の補償については、当該従事使用者の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の運用等に関する連絡体制については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- 2 乙は、常に出動体制及び情報等連絡体制の整備に努めなければならない。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の発効)

第12条 この協定は、平成21年12月7日から発効するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年12月7日

甲 宮城県松島町長 大橋 健 男

乙 宮城県解体工事業協同組合

理事長 佐藤 正 之

資料2-3-10 災害時における清涼飲料水供給に関する協定

災害時における清涼飲料水供給に関する協定書

松島町（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において地震その他の災害により重大な被害（※）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が取り扱う清涼飲料水（以下「本件商品」という。）の供給等に関し次のとおり協定を締結する。

※重大な被害とは、東日本大震災と同等規模をいう。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が甲に優先的に本件商品の供給を行うことをもって、災害応急及び復旧対策の円滑な実施並びに被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定による本件商品の供給は、災害時に甲に災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から乙に対し次条の規定による要請があった場合に行うものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時に緊急に本件商品必要とする場合は、乙に対し優先的に本件商品の供給を行うことを要請することができる。

（供給の決定）

第4条 甲は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に優先的に本件商品の供給を行うことの可否を速やかに決定し、その旨を甲に通知するものとする。

（引渡し）

第5条 前条の規定により本件商品の供給を行うことを決定した場合における本件商品の供給数量、引渡し場所等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙から本件商品の引渡しを受ける場合は、乙の納品書等によりその数量等を確認するものとする。

3 道路寸断、停電等により本件商品の供給又は引渡しに支障が生じた場合は、甲乙協議により対策を講じるものとする。

(費用の負担)

第6条 本件商品の供給は、この協定の締結後累計で100ケース(1ケース当たり水2.0リットル入りのペットボトル6本入り)までは無償とし、100ケースを超える分は有償とする。

(本件商品の価格)

第7条 本件商品の供給数量が100ケースを超える場合における本件商品の価格は、災害が発生する直前における通常の卸売価格を基準として決定するものとする。

(体制整備)

第8条 乙は、災害時に速やかに本件商品の供給を行う体制を整えることができるよう万全を期すものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、この協定の締結の日から有効とする。

(協定の終了)

第10条 甲又は乙が文書で協定の終了を相手方に通知し、相手方が承諾することにより終了するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈、運用に係る疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれが1通を保有する。

平成25年12月3日

甲 宮城県宮城郡松島町高城字町10
松島町長 大橋 健男

乙 仙台市宮城野区扇町一丁目1-33
仙台コカ・コーラボトリング株式会社
仙台支店 支店長 那須 修

資料2-3-11 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

災害時における緊急物資の輸送に関する協定

松島町(以下「甲」という。)と公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部(以下「乙」という。)とは、災害時における緊急物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が行う生活救援物資等の緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)に係る乙の協力に関し、適正かつ円滑な運用を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(実施)

第3条 乙は、前条の規定による緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急輸送を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定による緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条の規定により、乙が実施した緊急輸送に要した費用については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃及び料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙が緊急輸送に供した車両(以下「輸送車両」という。)が事故その他の理由により中断したとき、乙は速やかに輸送車両を交換して、輸送を継続するものとする。

2 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補 償）

第8条 緊急輸送に従事した者が、緊急輸送に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（車両状況報告）

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては松島町総務課長、乙においては公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部事務長とし、別紙により事務連絡先電話番号等を記すものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間、協定を延長するものとし、以後この例による。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項及び新たに必要になった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月16日

宮城郡松島町高城字焔命院下一19番地の1
甲
松島町長

塩釜市新浜町三丁目6番5号
乙 公益社団法人宮城県トラック協会 塩釜支部
支部長

別紙

災害時における緊急物資の輸送に関する協定書にかかる事務連絡先

甲	事務連絡先	松島町総務課環境防災班
	住所	宮城郡松島町高城字帰命院下一 1 9 番地の 1
	電話番号	0 2 2 - 3 5 4 - 5 7 8 2
	F A X	0 2 2 - 3 5 4 - 3 1 4 0
	公用携帯電話番号	0 8 0 - 6 0 2 6 - 8 4 1 2
	メールアドレス	kankyoubousai@town.matsushima.miyagi.jp
乙	事務連絡先	公益社団法人宮城県トラック協会 塩釜支部
	住所	塩竈市新浜町三丁目 6 番 5 号 塩釜輸送サービスセンター内
	電話番号	0 2 2 - 3 6 3 - 0 3 4 6
	F A X	0 2 2 - 3 6 3 - 0 9 3 0
	メールアドレス	mt-sioga@k5.dion.ne.jp

資料2-3-12 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

松島町と（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段

により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

甲 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19-1
松島町長 櫻井 公一

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

資料2-3-13 松島町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定

松島町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

松島町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は「別紙2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、

有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1
松島町長

乙 宮城県宮城郡松島町高城字町東二22-30
日本郵便株式会社
松島郵便局長

宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂52-3
日本郵便株式会社
松島海岸郵便局長

宮城県宮城郡松島町高城字反町三-3-40
日本郵便株式会社
初原郵便局長

宮城県宮城郡松島町幡谷字鹿渡23-9
日本郵便株式会社
品井沼駅前郵便局長

宮城県仙台市宮城野区原町6-2-32
日本郵便株式会社
仙台東郵便局長

資料3

資料3-1 土砂災害危険箇所等一覧

資料3-1-1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

急傾斜地崩壊危険箇所 I

(H17年3月 宮城県調査書より)

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
441	鹿渡	幡谷	鹿渡	140			14	14						未
1421	二子屋の1	竹谷	二子屋	60			0	0	浄水場	1				
1422	前蒲の1	竹谷	前蒲	117			5	5						未
1423	台山の4	北小泉	台山	135			5	5			町道	15		
1424	芋沢の1	北小泉	芋沢	60			1	1	コミュニティセンター	1				
1425	渡戸の1	北小泉	渡戸	25			0	0	集会所	1				
435	志戸内	初原	志戸内	145			13	13						未
436	柿ノ浦	手樽	柿ノ浦	145			15	15	郵便局 駅	1 1	JR 町道	200 300	急 S55/05/13 498	S53~S55 概
437	釜地前	手樽	釜地前	90			1	11	幼稚園 小学校(指避)	1 1				
438	元手樽	手樽	元手樽	200			7	7			町道	100	急 S54/05/08 449	S53 一部概
1426	左坂	手樽	左坂	70			2	2	集会所	1	町道	20		
1427	オノ神の1	手樽	オノ神	90			5	5						未
1428	オノ神の2	手樽	オノ神	85			3	3	集会所	1	町道	20		未
1429	三浦の1	手樽	三浦	220			10	10			町道	30		未
1430	三浦の2	手樽	三浦	35			0	0	寺(指避)	1				
1431	大日向の1	手樽	大日向	220			5	5			町道	40		未
1432	茨崎	手樽	茨崎	245			5	5	病院 (収容無)	1			未	
1433	石ヶ浦	手樽	石ヶ浦	45			0	0	公民館	1	町道	135		
1434	大蓬沢	手樽	大蓬沢	150			0	0	育英研修センター (指避)	1				
1435	銭神の1	手樽	銭神	50			0	0	育英松島校舎	1				
433	愛宕	高城	愛宕	260			7	7	橋 揚水ポンプ場 国道 町道	1 1 300 70			急 S53/09/29 869	S53~S55 概
434	城内	高城	夏井 馬場二	303			12	12					急 S60/03/22 284	
1436	明神三	高城	明神三	170			4	4	消防センター	1				未
1437	水溜下	高城	水溜下	165			26	26						未
1438	迎山三	高城	迎山三	120			0	0	高校	1				
1439	柿の木	高城	柿の木	50			1	1	寺	1				
1440	小森一の1	高城	小森一	45			1	1	寺	1				
1441	高山下	高城	高山下	240			8	8			町道	30		未

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
1442	婦命院下	高城	婦命院下	280			21	21	寺(指避)	1	町道	130		未
443	菱又	磯崎	菱又	270			10	10						未
444	夕陽ヶ丘	磯崎	夕陽ヶ丘	160			18	18			町道	15	急 H02/07/30 967	S63~ 中
1443	夕陽が丘2	磯崎	夕陽が丘	175			10	10			町道	65		未
1444	夕陽が丘3	磯崎	夕陽が丘	230			28	28			町道	120		未
1445	蟹松の1	磯崎	蟹松	110			8	8			町道	25		未
1446	蟹松の2	磯崎	蟹松	130			6	6						未
1447	磯崎	磯崎	磯崎	125			10	10						未
1448	蛇ヶ崎右	松島	蛇ヶ崎右	170			11	11						未
423	小石浜	松島	小石浜	190			25	25			町道	220		未
1449	小石浜の2	松島	小石浜	115			5	5			町道	40		未
424	霞が浦	松島	霞が浦	80			8	8						未
425	道珍浜	松島	道珍浜	130			7	7			国道	90		未
1450	道珍浜の2	松島	道珍浜	130			6	6			町道	50		未
445	犬田	松島	犬田	70			14	14						未
1451	犬田の2	松島	犬田	50			0	0	ホテル	1				
1452	犬田の3	松島	犬田	50			40	40						未
426	町頭の1	松島	犬田	130			5	5			町道	90		未
427	町頭の2	松島	町頭	200			17	17						未
428	町頭の3	松島	町頭	120			6	6						未
430	町内	松島	町内	90			7	7						未
1453	町内の2	松島	町内	90			0	0	寺	1				
1454	町内の3	松島	町内	100			0	0	寺	1				
1455	町内の4	松島	町内	145			10	10						未
431	松本崎	松島	松本崎	90			10	10			町道	70		未
432	普賢堂	松島	普賢堂	125			6	6	旅館	1				未
1456	垣ノ内	松島	垣ノ内	55			9	9						未
1457	陰ノ浜の1	松島	陰ノ浜	70			4	4	病院 (収容無)	1				未
1458	陰ノ浜の2	松島	陰ノ浜	110			3	3	体育館	1				
1459	東浜	松島	東浜	140			4	4	ホテル	1				未

資料3-1-2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(H17年3月 宮城県調査書より)

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
912	二子屋の2	竹谷	二子屋	60			1	1			県道	65		
913	二子屋の3	竹谷	二子屋	45			1	1						
914	二子屋の4	竹谷	二子屋	35			1	1						
915	大黒沢の1	竹谷	大黒沢	55			1	1						
916	大黒沢の2	竹谷	大黒沢	55			2	2						
917	清水前の1	竹谷	清水前	10			1	1						
918	清水前の2	竹谷	清水前	165			4	4						
919	梅木留	竹谷	梅木留	43			1	1						
920	藤ノ巻	竹谷	藤ノ巻	115			2	2						
921	片平	竹谷	片平	24			1	1						
922	佐野崎	竹谷	佐野崎1	43			1	1						
923	山崎の1	竹谷	山崎	147			2	2						
924	保手崎の1	竹谷	保幸崎	30			2	2						
925	保幸崎の2	竹谷	保幸崎	130			3	3						
926	大日向の2	竹谷	大日向	110			2	2						
927	清水	竹谷	清水	35			1	1						
928	後蒲の1	竹谷	後蒲	23			1	1						
929	後蒲の2	竹谷	後蒲	43			1	1						
930	後蒲の3	竹谷	後蒲	50			1	1						
931	後蒲の4	竹谷	後蒲	20			1	1						
932	前蒲の2	竹谷	前蒲	155			4	4			町道	45		
933	検行の1	幡谷	検行	30			1	1			町道	45		
934	検行の2	幡谷	検行	30			1	1						
935	片蓋の1	幡谷	片蓋1	20			1	1						
936	片蓋の2	幡谷	片蓋	36			3	3						
937	後沢の3	幡谷	後沢	20			4	4						
938	後沢の4	幡谷	後沢	25			1	1						
939	蝦穴	幡谷	蝦穴	100			1	1						
940	細山崎	幡谷	細山崎	20			1	1						
941	明神	幡谷	明神	35			1	1						
942	八幡の2	幡谷	八幡	120			2	2						
943	八幡の3	幡谷	八幡	70			2	2						
944	鷹背	幡谷	鷹背	45			1	1						
945	大菅の1	幡谷	大菅	165			4	4						
946	大菅の2	幡谷	大菅	55			1	1						
947	地蔵の1	幡谷	地蔵	65			2	2			町道	45		
948	地蔵の2	幡谷	地蔵	110			2	2						
949	泉ヶ原	幡谷	泉ヶ原	25			1	1						
950	原ヶ沢1	幡谷	原ヶ沢	75			1	1						
951	原ヶ沢の2	幡谷	原ヶ沢	130			3	3						
952	原ヶ沢3	幡谷	原ヶ沢	71			1	1						
953	沢乙	幡谷	沢乙	25			1	1						

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
954	宮田前の1	北小泉	宮田前	55			1	1						
955	宮田前の2	北小泉	宮田前	50			1	1						
956	宮田前の3	北小泉	宮田前	110			2	2						
957	宮田前の4	北小泉	宮田前	25			1	1						
958	芋沢の2	北小泉	芋沢	30			1	1						
959	芋沢の3	北小泉	芋沢	90			2	2						
960	芋沢の4	北小泉	芋沢	30			1	1						
961	山神の1	北小泉	山神	114			2	2						
962	境	北小泉	境	70			2	2						
963	山崎の2	北小泉	山崎	100			1	1						
964	山崎の3	北小泉	山崎	35			1	1						
965	瀬戸の2	北小泉	瀬戸	200			4	4						
966	山神の2	北小泉	山神	74			1	1						
967	鴻ノ巣	北小泉	鴻ノ巣	85			2	2						
968	十文字	北小泉	十文字	50			4	4						
969	矢倉場	根廻	矢倉場	30			1	1						
970	蒜沢	根廻	蒜沢	65			1	1						
971	板ヶ沢の1	根廻	板ヶ沢	95			2	2						
972	板ヶ沢の2	根廻	板ヶ沢	35			1	1		町道	80			
973	前沢上	根廻	前沢上	170			2	2						
974	後根廻	根廻	山王前	30			1	1						
975	自田沢	根廻	自田沢	60			1	1						
976	前沢	根廻	前沢	75			2	2						
977	桐田の1	根廻	桐田	160			4	4		町道	80			
978	桐田の2	根廻	桐田	210			4	4						
979	桐田の3	根廻	桐田	95			2	2						
980	桐田の4	根廻	桐田	55			2	2						
981	桐田の5	根廻	桐田	50			1	1						
982	萱刈	根廻	萱刈	80			1	1						未
983	金井神	初原	金井神	110			2	2						未
984	的場の1	初原	的場	65			1	1						未
985	的場の2	初原	的場	35			1	1						未
986	松本	初原	松本	130			1	1		松島町 鮭、ます化場	1			未
987	宮下の1	初原	宮下	70			2	2		町道	75			未
988	欠田	初原	欠田	50			3	3						未
989	初原の1	初原	樋田	45			1	1						未
990	左坂の2	手樽	左坂	45			1	1						未
991	左坂の3	手樽	左坂	30			1	1						未
992	中沢	手樽	中沢	60			1	1						未
993	狐入	手樽	狐入	35			1	1						未
994	オノ神の3	手樽	オノ神	90			2	2						未
995	脇沢の1	手樽	脇沢	90			1	1						未
996	脇沢の2	手樽	脇沢	25			1	1						未
997	脇沢の3	手樽	脇沢	125			3	3						
998	釜沢	手樽	釜沢	65			3	3						

松島町地域防災計画 資料編

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
999	蛇島の1	手樽	蛇島	60			1	1						
1000	蛇島の2	手樽	蛇島	35			1	1						
1001	牛木の1	手樽	牛木	160			4	4						
1002	古浦の1	手樽	早坂	130			3	3						
1003	早坂の1	手樽	早坂	55			1	1						
1004	早坂の2	手樽	早坂	40			1	1		町道	20			
1005	早坂の3	手樽	早坂	60			1	1						
1006	早川東の1	手樽	早川東	65			2	2						
1007	早川東の2	手樽	早川東	50			1	1						
1008	長根沢	手樽	長根沢	40			2	2						
1009	鵜の島	手樽	鵜の島	75			2	2						
1010	荒田の1	手樽	荒田	60			1	1						
1011	荒田の2	手樽	荒田	30			1	1						
1012	茨崎の1	手樽	茨崎	65			3	3						
1013	茨崎の2	手樽	茨崎	60			2	2						
1014	茨崎の3	手樽	茨崎	50			1	1						
1015	大日向の3	手樽	大日向	80			2	2		町道	20			
1016	大日向の4	手樽	大日向	90			1	1						
1017	大日向の5	手樽	大日向	90			3	3						
1018	古浦の2	手樽	荒田	105			2	2		町道	20			
1019	広浦の1	手樽	広浦	35			1	1						
1020	広浦の2	手樽	広浦	50			1	1						
1021	広浦の3	手樽	広浦	60			1	1						
1022	蔵田	手樽	蔵田	85			2	2						
1023	餅田の1	手樽	餅田	55			1	1						
1024	餅田の2	手樽	餅田	30			1	1						
1025	石ヶ浦の2	手樽	石ヶ浦	60			2	2						
1026	小屋崎	手樽	小屋崎	75			3	3		町道	60			未
1027	六合沢	手樽	六合沢	40			1	1						未
1028	大蓬沢	手樽	大蓬沢	20			1	1						未
1029	梅ヶ沢の1	手樽	梅ヶ沢	95			3	3						
1030	梅ヶ沢の2	手樽	梅ヶ沢	25			1	1						
1031	銭神の2	手樽	銭神	40			2	2						
1032	銭神の3	手樽	銭神	35			1	1		町道	35			
1033	中町	手樽	中町	90			2	2						
1034	名籠	手樽	名籠	70			3	3		松島研究所分室	1			
1035	反町一の1	高城	反町一	50			1	1						
1036	反町一の2	高城	反町一	115			3	3						
1037	反町二	高城	反町二	45			1	1						
1038	動伝一の1	高城	動伝一	75			1	1						
1039	動伝一の2	高城	勤伝一	100			3	3						
1040	動伝一の3	高城	動伝一	50			3	3		町道	30			
1041	愛宕一の1	高城	愛宕一	45			3	3						
1042	愛宕一の2	高城	愛宕一	100			2	2						
1043	小森一の2	高城	小森一	85			4	4						

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	人家戸数		公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
		大字	小字				人家戸数 戸	換算人家戸数 戸	種類	数	種類	数		
1044	小森一の3	高城	小森一	45			2	2			町道	130		
1045	柿ノ木の2	高城	柿ノ木	90			2	2						
1046	柿ノ木の3	高城	柿ノ木	115			3	3			町道	45		
1047	城内の1	高城	柿ノ木	110			3	3						
1048	城内の2	高城	明神三	115			2	2						
1049	城内の3	高城	居綱一	60			2	2			町道	70		
1050	城内の4	高城	居綱一	75			3	3						
1051	城内の5	高城	白坂	60			1	1						
1052	東原	磯崎	東原	50			1	1						
1053	木戸	磯崎	木戸	45			2	2						
1054	石田沢二の1	高城	石田沢二	30			1	1						
1055	石田沢二の2	高城	石田沢二	40			1	1						
1056	夏井の1	高城	夏井	50			1	1						
1057	夏井の2	高城	夏井	25			1	1						
1058	夏井の3	高城	夏井	25			1	1						
1059	真言	桜渡戸	真言	95			2	2						
1060	麦田の1	桜渡戸	麦田	50			1	1						
1061	麦田の2	桜渡戸	麦田	130			2	2						
1062	芦ヶ沢	桜渡戸	芦ヶ沢	30			1	1						
1063	塩山	桜渡戸	塩山	45			1	1						
1064	蒲ヶ沢	桜渡戸	蒲ヶ沢	40			1	1						
1065	葉山沢	松島	葉山沢	15			1	1						
1066	猪ノ原	松島	猪ノ原	60			1	1						
1067	犬田の3	松島	犬田	35			2	2						
1068	浪打浜	松島	浪打浜	130			4	4			町道	35		
1069	三十刈1	松島	霞が浦	75			2	2						
1070	小石浜3	松島	小石浜	40			2	2						
1071	桜岡入	松島	桜岡入	45			1	1						

資料3-1-3 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

(H17年3月 宮城県調査書より)

箇 所 番 号	箇 所 名	位 置		準 ず る 斜 面 の 延 長 m	が け 崩 れ 災 害 の 有 無	公 共 施 設	
		大 字	小 字			種 類	数
285	出石	幡谷	出石	320	無		
286	八幡	幡谷	八幡	260	無	町道	100
287	大菅	幡谷	大背	220	無		
288	土屋沢	幡谷	土屋沢	120	無		
289	郷清水山の1	幡谷	郷清水山	380	無	町道	160
290	郷清水山の2	幡谷	郷清水山	140	無		
291	郷清水山の3	幡谷	郷清水山	190	無		
292	猪里沢の1	竹谷	猪里沢	160	無		
293	猪里沢の2	竹谷	猪里沢	180	無	町道	10
294	貝殻塚の1	竹谷	貝殻塚	200	無	町道	140
295	貝殻塚の2	竹谷	貝殻塚	200	無	町道	90
296	白鷺	北小泉	白鷺	580	無	町道	460
297	肥泉	北小泉	肥泉	140	無	町道	120
298	宮田前	北小泉	宮田前	140	無	町道	140
299	朴沢	北小泉	朴沢	140	無		
300	十文字の1	北小泉	十文字	240	無		
301	十文字の2	北小泉	十文字	180	無	町道	100
302	十文字の3	北小泉	十文字	200	無		
303	堂ノ前	根廻	堂ノ前	180	無	町道	80
304	長山	根廻	長山	320	無		
305	紫原	桜渡戸	紫原	220	無		
306	高清水の1	桜渡戸	高清水	380	無	河川	240
307	高清水の2	桜渡戸	高清水	640	無	県道	420
308	居網二の1	高城	居網二	320	無	県道	200
309	居網二の2	高城	居網二	220	無		
310	白坂	高城	白坂	200	無	町道	110
311	居網一	高城	居網一	200	無	河川	50
312	愛宕三	高城	愛宕三	200	無		
313	馬籠一	磯崎	馬籠一	260	無	町道	120
314	左坂の1	手樽	左坂	340	無	国道	140
315	左坂の2	手樽	左坂	160	無	国道	120
316	左坂の3	手樽	左坂	120	無	国道	100
317	脇沢の1	手樽	脇沢	340	無	県道	20
318	脇沢の2	手樽	脇沢	260	無		
319	脇沢の3	手樽	脇沢	180	無	県道	180
320	蛇島	手樽	蛇島	260	無	県道	160
321	早川東	手樽	早川東	300	無		
322	餅田の1	手樽	餅田	280	無	町道	40
323	餅田の2	手樽	餅田	160	無	県道	20
324	餅田の3	手樽	餅田	200	無	J R	50
325	七十里	手樽	七十里	160	無		

資料3-1-4 土石流危険渓流 I

土石流危険渓流 I

(H17年3月 宮城県調査書より)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概況			土石流危険区域					砂防施設 有無	警戒避難基準雨量 有無	
					渓流長 km	流域面積 km ²	平均渓床勾配 度	氾濫区域面積 m ²	全 対 象						
									人 口	人家 戸数 戸	災害弱者 関連施設	左記以外の 公共施設等			耕地 面積 ha
3-21-101	1級 吉田川	吉田川	猪里沢	猪里沢	0.25	0.05	11	21,000	16	5		町道 0.25km	0.72	無	無
3-21-105	2級 高城川	高城川	下堰場東沢	大日山	0.20	0.07	0.05	20,000	36	11		国道 45 : 0.08 km 町道 : 0.4 km	0.00	無	無
3-21-106	2級 高城川	高城川	東 沢	東 沢	0.30	0.11	0.08	24,000	23	7		東北本線 : 0.12 km 国道 346 : 0.12km	1.50	無	無
3-21-108	2級 高城川	新 川	夏井沢 2	夏 井	0.30	0.08	0.07	14,000	42	13		町道 0.37km	0.02	2条	有
3-21-109	2級 高城川	新 川	夏井東沢	夏 井	0.60	0.07	0.05	20,000	55	17		町道 0.36km	0.63	2条	有
3-21-110	その他		湯ノ原沢	湯ノ原	0.40	0.11	0.08	26,000	15	5		町道 0.13km	0.00	無	有
3-21-111	2級 高城川	新 川	柿ノ木沢	柿ノ木	0.15	0.05	0.04	10,000	15	5		町道 0.09km	0.01	無	無
3-21-112	2級 高城川	新 川	明神二沢	明神二	0.10	0.03	0.02	10,000	3	1		瀧沢寺 町道 0.1km	0.10	無	有
3-21-113	2級 高城川	田中川	初原沢	樋 渡	0.12	0.02	0.01	10,000	42	13		ホテルニュー車 県道 8 : 0.12km 町道 : 0.23km	0.00	無	有
3-21-114	2級 高城川	田中川	北壇山沢	壇 山	0.20	0.07	0.04	28,000	16	5		三陸道 0.25km	0.30	無	無
3-21-118	2級 高城川	田中川	紫原沢	紫 原	0.10	0.09	0.09	5,000	16	5		県道 8 : 0.05km 町道 : 0.02km	4.00	2条	有
3-21-125	その他		北早坂沢	早 坂	0.21	0.03	0.02	10,000	19	6		町道 0.08km	0.01	無	無
3-21-126	その他		西三浦沢	才 神	0.17	0.07	0.06	10,000	16	5		町道 0.2km	0.01	無	無
3-21-127	その他		三浦沢 3	才 神	0.40	0.11	0.09	20,000	19	6		町道 0.2km	0.30	無	有
3-21-128	その他		三浦沢	才 神	0.32	0.06	0.05	13,000	16	5		町道 0.3km	0.00	無	無
3-21-129	その他		三浦沢	才 神	0.50	0.08	0.06	25,000	26	8		町道 0.25km	0.01	無	有
3-21-131	その他		三十刈沢	犬 田	0.32	0.04	0.03	14,000	39	12		東北本線 : 0.05km 県道 144 : 0.04 km 町道 : 0.25km	0.00	無	無
3-21-132	その他		小石浜沢	大沢平	0.18	0.13	0.09	40,000	337	104		町道 1.1km	0.00	無	無

資料3-1-5 土砂災害警戒区域等指定箇所

土砂災害警戒区域等指定箇所

(県 HP 宮城郡松島町区域指定箇所)

自然現象の種類	溪流番号又は箇所番号	溪流名又は箇所名	所在地	告示年	告示番号
土石流	3-21-101	猪里沢	松島町竹谷字猪里沢	H19.11.6	第1036号
土石流	3-21-102	台山東沢	松島町台山東	H27.3.31	第376号
土石流	3-21-103	十文字沢	松島町北小泉字十文字	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-104	中沢	松島町手樽字中沢、字馬立	R2.3.27	第244号
土石流	3-21-105-1	下堰場東沢	松島町高城字明神三	H19.11.6	第1036号
土石流	3-21-105-2	下堰場東沢	松島町高城字明神三	H19.11.6	第1036号
土石流	3-21-106	東沢	松島町根廻字根崎山神	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-107-1	泉ヶ原沢-1	松島町幡谷字地藏、字泉ヶ原	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-107-2	泉ヶ原沢-2	松島町幡谷字地藏、字泉ヶ原	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-108	夏井沢2	松島町高城夏井	H29.12.26	第1139号
土石流	3-21-109	夏井東沢	松島町高城夏井	H29.12.26	第1139号
土石流	3-21-110	湯ノ原沢	松島町松島	H18.9.26	第1025号
土石流	3-21-111	柿ノ木沢	松島町高城字柿ノ木、明神二、馬場一	H19.11.6	第1036号
土石流	3-21-112	明神二沢	松島町高城字明神二	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-113	初原沢	松島町初原字樋渡	H19.11.6	第1037号
土石流	3-21-114	北壇山沢	松島町桜渡戸字壇山	H21.2.6	第111号
土石流	3-21-115	檀山沢	松島町桜渡戸字檀山	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-116	南檀山沢	松島町桜渡戸字檀山、字中島	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-117	高清水沢	松島町桜渡戸字高清水	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-118	紫原沢	松島町桜渡戸字紫原	R2.3.27	第244号
土石流	3-21-119-1	松本沢-1	松島町初原字松本	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-119-2	松本沢-2	松島町初原字松本	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-120	堂ノ前沢	松島町根廻字堂ノ前	H30.11.2	第986号
土石流	3-21-121	鶴沢	松島町根廻字鶴沢	H30.11.2	第986号
土石流	3-21-122	蒲ヶ沢	松島町桜渡戸字蒲ヶ沢	R2.3.27	第243号
土石流	3-21-123	早坂沢	松島町手樽字早坂	H28.3.15	第251号
土石流	3-21-124	早坂南沢	松島町手樽字早坂	H27.3.31	第376号
土石流	3-21-125-1	北早坂沢	松島町手樽	H18.9.26	第1024号
土石流	3-21-125-2	北早坂沢	松島町手樽字大日向	H18.9.26	第1024号
土石流	3-21-126-1	西三浦沢	松島町手樽	H18.9.26	第1024号
土石流	3-21-126-2	西三浦沢	松島町手樽	H18.9.26	第1024号
土石流	3-21-127	三浦沢3	松島町手樽字才ノ神	H18.9.26	第1024号
土石流	3-21-128	三浦沢1	松島町手樽	H23.3.18	第224号
土石流	3-21-129-1	三浦沢2	松島町手樽	H18.9.26	第1024号
土石流	3-21-129-2	三浦沢2	松島町手樽	H18.9.26	第1024号

土石流	3-21-130	犬田沢	松島町松島犬田	H29. 12. 26	第 1139 号
土石流	3-21-131	三十狩沢	松島町松島	H18. 9. 26	第 1024 号
土石流	3-21-132	小石浜沢	松島町松島大沢平	H29. 12. 26	第 1139 号
土石流	3-23-301	放森沢	利府町赤沼字放森	H31. 1. 18	第 54 号
			※松島町桜渡戸		
急傾斜地の崩壊	1-自-0423	小石沢	松島町松島字小石浜	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0424	霞ヶ浦	松島町松島字霞ヶ浦	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0425	道珍浜	松島町松島字道珍浜、蛇ヶ崎右	H23. 12. 2	第 867 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0426	町頭の 1	松島町松島字犬田	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0427	町頭の 2	松島町松島字町頭、字町内	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0428	町頭の 3	松島町松島字町頭、字犬田	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0430	町内	松島町松島字町内	H23. 12. 2	第 867 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0431	垣ノ内の 2	松島町松島字垣ノ内、普賢堂	H23. 12. 2	第 867 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0432	普賢堂	松島町松島字普賢堂、東浜、道珍浜、香徳ヶ浦	H23. 12. 2	第 867 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0433	愛宕	松島町高城字愛宕三	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0434	城内	松島町高城字夏井	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0435	志戸内	松島町初原字志戸内	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0436	柿ノ浦	松島町手樽字柿ノ浦、字早川東	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0437	釜地前	松島町手樽字釜地前	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0438	元手樽	松島町手樽字元手樽	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0441	鹿渡	松島町幡谷字鹿渡	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0443	菱又	松島町大字磯崎字菱又	H21. 2. 6	第 111 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0444	夕陽が丘	松島町磯崎字夕陽が丘、字菱又、字長田	R2. 3. 27	第 244 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0445	犬田	松島町松島字犬田	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1421	二子屋の 1	松島町竹谷字二子屋	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1422	前蒲の 1	松島町竹谷字前蒲	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1423	台山の 4	松島町北小泉字台山、字歌ノ入	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1424	芋沢の 1	松島町北小泉字芋沢	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1425	渡戸の 1	松島町北小泉字渡戸	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1426	左坂	松島町手樽字左坂	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1427	オノ神の 1	松島町手樽字オノ神	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1428	オノ神の 2	松島町手樽字オノ神	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1429	三浦の 1	松島町手樽字三浦、字オノ神	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1430	三浦の 2	松島町手樽字三浦	H29. 12. 26	第 1138 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1431	大日向の 1	松島町手樽字大日向、字早坂	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1432	茨崎	松島町手樽字茨崎	H21. 2. 6	第 111 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1433	石ヶ浦	松島町手樽字石ヶ浦、字七十里、字古浦	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1434	大蓬沢	松島町手樽字大蓬沢	H29. 12. 26	第 1138 号

松島町地域防災計画 資料編

急傾斜地の崩壊	1-自-1435	銭神の1	松島町手樽字銭神	H29.12.26	第1138号
急傾斜地の崩壊	1-自-1436	明神三	松島町高城字明神二、明神三、城内山	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1437	水溜下	松島町大字高城字水溜下	H21.2.6	第111号
急傾斜地の崩壊	1-自-1438	迎山三	松島町大字高城字迎山三	H21.2.6	第111号
急傾斜地の崩壊	1-自-1439	柿の木	松島町高城字明神二、城内山	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1440	小森一の1	松島町高城字小森一	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1441	高山下	松島町高城字高山下、井戸下、夏井	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1442	帰命院下	松島町高城字帰命院下	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1443	夕陽が丘の2	松島町磯崎字夕陽が丘	H21.2.6	第111号
急傾斜地の崩壊	1-自-1444	夕陽が丘の3	松島町磯崎字夕陽が丘	H21.2.6	第111号
急傾斜地の崩壊	1-自-1445	蟹松の1	松島町磯崎字蟹松	H21.2.6	第111号
急傾斜地の崩壊	1-自-1446	蟹松の2	松島町磯崎字蟹松	H21.2.6	第111号
急傾斜地の崩壊	1-自-1448	蛇ヶ崎右	松島町松島字蛇ヶ崎右	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1449	小石浜の2	松島町松島字小石浜	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1450	道珍浜の2	松島町松島字道珍浜	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1451	犬田の2	松島町松島字犬田	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1452	犬田の3	松島町松島字犬田	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	1-自-1453	町内の2	松島町松島字町内	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1454	町内の3	松島町松島字町内	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1455	町内の4	松島町松島字町内	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1456	垣ノ内	松島町松島字垣ノ内	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1457	陰ノ浜の1	松島町松島字陰ノ浜、垣ノ内、普賢堂	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1458	陰ノ浜の2	松島町松島字陰ノ浜、垣ノ内	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	1-自-1459	東浜	松島町松島字東浜、仙随	H23.12.2	第867号
急傾斜地の崩壊	2-自-0912	二子屋の2	松島町竹谷字二子屋	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0913	二子屋の3	松島町竹谷字二子屋	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0914	二子屋の4	松島町竹谷字萱倉	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0915	大黒沢の1	松島町竹谷字大黒沢	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0917	清水前の1	松島町竹谷字清水前	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0918	清水前の2	松島町竹谷字清水前	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0919	梅木留	松島町竹谷字梅木留	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0920	藤ノ巻	松島町竹谷字藤ノ巻	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0922	佐野崎	松島町竹谷字清水	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0923	山崎の1	松島町竹谷字山崎	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0924	保手崎の1	松島町竹谷字保手崎	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0925	保手崎の2	松島町竹谷字中才	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0926	大日向の2	松島町竹谷字大日向	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0927	清水	松島町竹谷字大日向	R1.8.23	第715号

急傾斜地の崩壊	2-自-0928	後蒲の1	松島町竹谷字後蒲	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0929	後蒲の2	松島町竹谷字後蒲	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0930	後蒲の3	松島町竹谷字後蒲	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0931	後蒲の4	松島町竹谷字後蒲	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0932	前蒲の2	松島町竹谷字前蒲	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	2-自-0933	検行の1	松島町幡谷字蝦穴	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0934	検行の2	松島町幡谷字蝦穴、字吉崎	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0935	片蓋の1	松島町幡谷字片蓋	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0936	片蓋の2	松島町幡谷字行下	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0937	後沢の3	松島町幡谷字沼田	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0938	後沢の4	松島町幡谷字後沢、字沼田	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0940	細山崎	松島町幡谷字細山崎	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0941	明神	松島町幡谷字明神	H27.3.31	第376号
急傾斜地の崩壊	2-自-0942	八幡の2	松島町幡谷字八幡	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0943	八幡の3	松島町幡谷字細八幡、字地藏	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0944	鷹嘴	松島町幡谷字鷹嘴、字郷清水	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0945	大菅の1	松島町幡谷字大菅、字明神	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0946	大菅の2	松島町幡谷字大菅	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0947	地藏の1	松島町幡谷字地藏	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0948	地藏の2	松島町幡谷字地藏、字泉ヶ原	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0949	泉ヶ原	松島町幡谷字泉ヶ原	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0950	原ヶ沢の1	松島町幡谷字原ヶ沢、字泉ヶ原	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0951	原ヶ沢の2	松島町幡谷字原ヶ沢、字泉ヶ原	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0953	沢乙	松島町幡谷字沢乙	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0954	宮田前の1	松島町北小泉字宮田前、竹谷字後沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0955	宮田前の2	松島町北小泉字宮田前、竹谷字後沢、 字新藤ノ巻	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0956	宮田前の3	松島町北小泉字宮田前	H27.3.31	第376号
急傾斜地の崩壊	2-自-0957	宮田前の4	松島町北小泉字宮田前	H27.3.31	第376号
急傾斜地の崩壊	2-自-0958	芋沢の2	松島町北小泉字芋沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0959	芋沢の3	松島町竹谷字鷹ヶ沢、北小泉字新芋沢、 芋沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0960	芋沢の4	松島町北小泉字芋沢、竹谷字前蒲、 竹谷字後蒲関下	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0961	山神の1	松島町北小泉字山神	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0962	境	松島町北小泉字境	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0963	山崎の2	松島町北小泉字山崎、字渡戸、字前ノ沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0964	山崎の3	松島町北小泉字山崎	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0965	渡戸の2	松島町北小泉字渡戸、字境	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0966	山神の2	松島町北小泉字瀧ノ入、字前ノ沢、 字山神	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-0967	鴻ノ巣	松島町北小泉字鴻ノ巣	R2.3.27	第243号

松島町地域防災計画 資料編

急傾斜地の崩壊	2-自-0968	十文字	松島町北小泉字十文字	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0969	矢倉場	松島町根廻字矢倉場	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0970	蒜沢	松島町根廻字蒜沢	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0971	板ヶ沢の 1	松島町根廻字板ヶ沢	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0973	前沢上	松島町根廻字前沢上	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0974	後根廻	松島町根廻字山王前	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0975	自田沢	松島町根廻字自田沢	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0976	前沢	松島町根廻字前沢	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0977	桐田の 1	松島町根廻字桐田	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0978	桐田の 2	松島町根廻字桐田	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0979	桐田の 3	松島町根廻字桐田	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0980	桐田の 4	松島町根廻字桐田	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0981	桐田の 5	松島町根廻字桐田	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0982	萱刈	松島町根廻字萱刈	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0983	金井神	松島町初原字金井神	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0984	的場の 1	松島町初原字的場	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0985	的場の 2	松島町初原字的場、字宮下	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0986	松本	松島町初原字松本	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0987	宮下の 1	松島町初原字宮下	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0988	欠田	松島町初原字欠田	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0989	初原の 1	松島町初原字樋田、字樋ノ沢	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0990	左坂の 2	松島町手樽字左坂	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0991	左坂の 3	松島町手樽字左坂	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0992	中沢	松島町手樽字中沢	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0993	狐入	松島町手樽字狐入	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0994	才ノ神の 3	松島町手樽字才ノ神	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0995	脇沢の 1	松島町手樽字大町、字空田	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0996	脇沢の 2	松島町手樽字早坂	H28. 3. 15	第 252 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0997	脇沢の 3	松島町手樽字才ノ神、字三浦	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0998	釜沢	松島町手樽字釜沢	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0999	蛇島の 1	松島町手樽字蛇島	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1000	蛇島の 2	松島町手樽字蛇島	H24. 9. 25	第 719 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1001	牛木	松島町手樽字牛木	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1002	古浦の 1	松島町手樽字早坂	H28. 3. 15	第 252 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1003	早坂の 1	松島町手樽字早坂	H28. 3. 15	第 252 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1004	早坂の 2	松島町手樽字早坂	H28. 3. 15	第 252 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1005	早坂の 3	松島町手樽字早坂	H28. 3. 15	第 252 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1006	早川東の 1	松島町手樽字早川東、字柿ノ浦	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1007	早川東の 2	松島町手樽字早川東、字柿ノ浦	H27. 3. 31	第 376 号

急傾斜地の崩壊	2-自-1008	長根沢	松島町手樽字長根沢	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1009	鵜の島	松島町手樽字茨崎	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1010	荒田の 1	松島町手樽字荒田、字早坂	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1011	荒田の 2	松島町手樽字荒田	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1012	茨崎の 1	松島町手樽字茨崎、字脇沢	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1013	茨崎の 2	松島町手樽字茨崎	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1014	茨崎の 3	松島町手樽字茨崎	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1015	大日向の 3	松島町手樽字大日向	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1016	大日向の 4	松島町手樽字大日向	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1017	大日向の 5	松島町手樽字大日向	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1018	古浦の 2	松島町手樽字荒田、字大日向	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1019	広浦の 1	松島町手樽字広浦	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1020	広浦の 2	松島町手樽字広浦	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1021	広浦の 3	松島町手樽字広浦	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1022	蔵田	松島町手樽字蔵田	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1023	餅田の 1	松島町手樽字餅田	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1024	餅田の 2	松島町手樽字餅田	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1025	石ヶ浦の 2	松島町手樽字七十里	H27. 3. 31	第 376 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1026	小屋崎	松島町手樽字小屋崎	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1027	六合沢	松島町手樽字新田	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1028	大蓬沢	松島町手樽字銭神	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1029	梅ヶ沢の 1	松島町手樽字梅ヶ沢	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1030	梅ヶ沢の 2	松島町手樽字梅ヶ沢	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1031	銭神の 2	松島町手樽字銭神	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1032	銭神の 3	松島町手樽字銭神	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1033	中町	松島町手樽字中町、字銭神	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1034	名籠	松島町手樽字名籠	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1035	反町一の 1	松島町高城字反町一	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1036	反町一の 2	松島町高城字反町一	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1037	反町二	松島町高城字反町二、字反町三、 字三居山一	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1038	動伝一の 1	松島町高城字動伝一、字動伝二、 字動伝三	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1039	動伝一の 2	松島町高城字動伝一、字動伝二	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1040	動伝一の 3	松島町高城字動伝一、字動伝二	R2. 3. 27	第 243 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1041	愛宕一の 1	松島町高城字愛宕一	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1042	愛宕一の 2	松島町高城字愛宕一	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1043	小森一の 2	松島町高城字小森一	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1044	小森一の 3	松島町高城字小森一	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1045	柿ノ木の 2	松島町高城字柿ノ木	H30. 11. 2	第 985 号
急傾斜地の崩壊	2-自-1046	柿ノ木の 3	松島町高城字柿ノ木	H30. 11. 2	第 985 号

松島町地域防災計画 資料編

急傾斜地の崩壊	2-自-1048	城内の2	松島町高城字明神三	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1050	城内の4	松島町高城字居網一	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1051	城内の5	松島町高城字白坂	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1052	東原	松島町磯崎字釜、字木戸、字東原	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-1053	木戸	松島町磯崎字木戸、字新浜	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	2-自-1054	石田沢二の1	松島町高城字石田沢二	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1055	石田沢二の2	松島町高城字石田沢二	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1056	夏井の1	松島町高城字夏井	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1057	夏井の2	松島町高城字夏井	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1058	夏井の3	松島町高城字夏井	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1059	真言	松島町桜渡戸字真言	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1060	麦田の1	松島町桜渡戸字麦田	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1061	麦田の2	松島町桜渡戸字麦田	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1063	檀山	松島町桜渡戸字檀山	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1064	蒲ヶ沢	松島町桜渡戸字蒲ヶ沢	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1065	葉山沢	松島町松島字葉山沢	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1067	犬田の3	松島町松島字犬田	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1068	浪打浜	松島町松島字浪打浜	H24.9.25	第719号
急傾斜地の崩壊	2-自-1069	三十刈の1	松島町松島字霞ヶ浦	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	2-自-1071	桜岡入	松島町松島字桜岡入	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0285	出石	松島町幡谷字出石、字丸竹前、字沼田、黒川郡大郷町字東沢、不来内字南一本松山	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0286	八幡	松島町幡谷字曲沢、字曲田、字千刈田	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0287	大菅	松島町幡谷字大菅	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0288	土屋沢	松島町幡谷字土屋沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0289	郷清水山の1	松島町幡谷字郷清水、字郷清水山、字沢乙、字大鳥帽子	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0290	郷清水山の2	松島町幡谷字郷清水、字沢乙、字大鳥帽子	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0291	郷清水山の3	松島町幡谷字沢乙、字大鳥帽子	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0292	猪里沢の1	松島町竹谷字猪里沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0293	猪里沢の2	松島町竹谷字猪里沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0294	貝殻塚の1	松島町竹谷字貝殻塚	R1.8.23	第715号
急傾斜地の崩壊	3-自-0295	貝殻塚の2	松島町竹谷字貝殻塚	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0296	白鷺	松島町北小泉字宮田前、竹谷字新藤ノ巻	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0297	肥泉	松島町北小泉字要害、字肥泉、字清水沢	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0298	宮田前	松島町北小泉字宮田前	H27.3.31	第376号
急傾斜地の崩壊	3-自-0299	朴沢	松島町北小泉字十文字、字瀧ノ入	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0300	十文字の1	松島町北小泉字十文字	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0301	十文字の2	松島町北小泉字十文字	R2.3.27	第243号

急傾斜地の崩壊	3-自-0302	十文字の3	松島町北小泉字十文字	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0303	堂ノ前	松島町根廻字堂ノ前	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0304	長山	松島町根廻字長山	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0305	紫原	松島町桜渡戸字紫原	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0306	高清水の1	松島町桜渡戸字高清水	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0307	高清水の2	松島町桜渡戸字大貝口、字館ヶ沢、高清水、利府町葉山二丁目、赤沼字大貝、字放森	R3.3.9	第138号
急傾斜地の崩壊	3-自-0308	居網二の1	松島町高城字居網二、字白坂	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0309	居網二の2	松島町高城字居網二	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0310	白坂	松島町高城字白坂	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0311	居網一	松島町高城字居網一	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0312	愛宕三	松島町高城字愛宕三	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0313	馬籠一	松島町磯崎字馬籠一	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0314	左坂の1	松島町手樽字左坂	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0315	左坂の2	松島町手樽字狐入	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0316	左坂の3	松島町手樽字左坂	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0317	脇沢の1	松島町手樽字脇沢	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0318	脇沢の2	松島町手樽字脇沢	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0319	脇沢の3	松島町手樽字脇沢	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0320	蛇島	松島町手樽字蛇島	H30.11.2	第985号
急傾斜地の崩壊	3-自-0321	早川東	松島町手樽字柿ノ浦	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0322	餅田の1	松島町手樽字餅田	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0323	餅田の2	松島町手樽字餅田、蔵田	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0324	餅田の3	松島町手樽字広浦	R2.3.27	第243号
急傾斜地の崩壊	3-自-0325	七十里	松島町手樽字七十里	R2.3.27	第243号

資料3-1-6 山地災害危険地

山腹崩壊危険地区

(県 HP 山腹崩壊危険地区)

番号	地区名	大字	字	保全対象				地区概況	
				人家数 (戸)	公共施設等	道路		面積 (ha)	治山事業進捗状況
						種別	数量 (m)		
84	柿木	高城	柿ノ木	9		市町村道	200	1	無
85	三浦	手樽	三浦	11		市町村道	500	1	無
86	小石浜	松島	大沢平	80	公園 鉄道	市町村道	800	2	一部概成
87	馬場	高城	馬場二	12		市町村道	300	1	無

崩壊土砂流出危険地区

(県 HP 崩壊土砂流出危険地区)

番号	地区名	大字	字	保全対象				地区概況		
				人家数 (戸)	公共施設等	道路		面積 (ha)	溪流 延長 (m)	治山事業 進捗状況
						種別	数量 (m)			
197	館ヶ沢	桜渡度	館ヶ沢	5		県道	300	1.8	1200	無
198	反町	高城	白坂	11	郵便局	県道	100	1.5	700	無
199	田中	高城	小森	10	鉄道	県道	100	0.6	300	無
200	白坂	高城	白坂	3		市町村道	500	0.9	500	無
201	小石浜 1	松島	大沢平	21	鉄道			1.2	500	概成
202	小石浜 2	松島	大沢平	21	鉄道			0.5	300	一部概成

資料3-2 重要水防箇所

資料3-2-1 重要水防箇所(国管轄)

重要水防箇所（国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所担当）

河川名	距離標	地区名および左右岸別	評定種別	令和2年度評定				対策水防工法	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
鳴瀬川	8.6～ 8.8	西福田 左岸	漏水		120 0			釜段工	S61.8実績 漏水Ⅱ有	鹿島台（鳴）	松島町	
	8.8～ 10.8	砂山 左岸	漏水		1,727 0			土のう積	震災による見直し	鹿島台 （鳴）野田橋	松島町	
	8.8～ 10.8	砂山 左岸	法崩れ 川裏		1,727 0			シート張		鹿島台（鳴） 野田橋	松島町	
	9.3	背割堤 右岸	漏水		150 150			釜段工	旧川跡 漏水Ⅰ無	鹿島台	松島町	
吉田川	6.4～ 7.2	若針 右岸	堤防断面		828 0			シート張		鹿島台	松島町 若針	鳴 鹿 鳴 鳴
	6.8～ 8.6	若針 右岸	堤防高		2,112 2,112			土のう積	精査による	鹿島台	東松島市 松島町若針	
	7.4～ 8.6	若針 右岸	堤防断面		1,210 0			シート張		鹿島台	東松島市 松島町若針	
	8.1～ 10.05	若針 右岸	法崩れ 川裏		178 178			土のう積	震災による見直し	鹿島台	東松島市 松島町若針	
	9.1	若針 右岸	工作物 樋管			1			大黒沢排水樋管（許可）応急対策D未施行箇所	鹿島台（吉）	東松島市 松島町若針	
	9.2～ 9.4	若針 右岸	堤防高		156 156			土のう積		鹿島台（吉）	東松島市 松島町若針	
	9.2～ 9.4	若針 右岸	堤防断面		156 0			シート張		鹿島台（吉）	東松島市 松島町若針	
	9.4～ 11.2	二子屋 右岸	堤防高		1,825 1,425			土のう積		鹿島台（吉） 粕川	東松島市 松島町二子屋	
	9.7～ 11.1	鎌巻 左岸	法崩れ 川裏		634 300			シート張		鹿島台（吉） 粕川	東松島市 松島町鎌巻	
	10.4～ 10.8	二子屋 右岸	漏水	400 400				月輪工	H27.9.11 実績Ⅰ有	粕川	松島町 二子屋	
	11.2	二子屋 左右岸	工作物 橋梁			1			東北線鉄橋(上)桁下高不足	粕川	松島町 大崎市二子屋・鶴巻	
	11.2	二子屋 左右岸	工作物 橋梁			1			東北線鉄橋(下)桁下高不足	粕川	松島町 大崎市二子屋・鶴巻	
11.25 ～12.4	鹿渡 右岸	法崩れ 川裏		958 0			シート張		粕川	松島町 鹿渡		

河川名	距離標	地区名および左右岸別	評定種別	平成 25 年度評定				対策水防工法	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)							
				A	B	A	B						
河川名	11.4～ 12.6	鹿渡 右岸	堤防高		1,083			土のう積			粕川	松島町 鹿渡	鳴
	13.5～ 14.89	鹿渡 右岸	法崩れ 右岸		1,460 100			シート張			粕川	松島町・大郷町 鹿渡・山崎	
	13.8～ 14.4	内浦 左岸	堤防高		477 477			土のう積			粕川	松島町 内浦	鹿

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

資料：令和 2 年度重要水防箇所別調書

資料3-2-2 重要水防箇所（県管轄）

重要水防箇所（仙台土木事務所担当）

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	平成25年度評定					予想される危	関連工事	担当消防団	
						評価種別	堤防(m)		工作物(箇所)					要注意区間
							A	B	A	B				
仙28	高城川	高城川	右	有堤	松島町高城	堤防高	1,800				越水	広域一般	松島町消防団第二分団	
仙29	高城川	高城川	左	有堤	松島町高城	堤防高	1,480				越水	広域一般	松島町消防団第二分団	
仙30	高城川	穴川	左・右	掘込	松島町幡谷字富田	堤防高	524				越水	県局改(暫定)	松島町消防団第四・五分団	

資料：宮城県水防計画（令和2年度版）

資料3-3 海岸保全区域

海岸保全区域

行政区	港名	種別	管理者	指定年月日	告示番号	事業種別	延長(m)
手樽	名籠漁港	1	松島町	昭和52.3.11	185	高潮	280
松島磯	磯崎漁港	2	宮城県	平成3.5.21	624	高潮	1,727

資料3-4 防災重点ため池の「選定基準」及び「一覧表」

(1) 選定基準

防災重点ため池の定義は、「決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池」で、以下の基準に合致したため池を選定しています。

- (ア) ため池から 100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- (イ) ため池から 100m～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1、000m³以上のもの
- (ウ) ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5、000m³以上のもの
- (エ) 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認められるもの。

防災重点ため池の「選定基準」及び「一覧表」

ため池名称	ため池の所在地								堤高 (m)	貯水量 (m ³)	緊急連絡先
	市区・郡町村名	大字	緯度			経度					
			度	分	秒	度	分	秒			
長沢 1 溜池	宮城郡松島町	北小泉	38°	25′	22.4′	141°	5′	32.8′	5.8	59,300	松島町建設課
猪里沢溜池	宮城郡松島町	竹谷	38°	26′	12.6′	141°	5′	45.6′	7.4	66,300	松島町建設課
沢乙溜池	宮城郡松島町	幡谷	38°	24′	42.6′	141°	5′	15.9′	10.8	22,900	松島町建設課
惣利田溜池	宮城郡松島町	幡谷	38°	24′	56.2′	141°	5′	12.8′	7.4	66,500	松島町建設課
明神溜池(1)	宮城郡松島町	高城	38°	23′	14.8′	141°	3′	57.5′	3.7	5,760	松島町建設課
明神溜池(2)	宮城郡松島町	高城	38°	23′	16.2′	141°	3′	53.9′	2.5	4,000	松島町建設課
曲田沢溜池	宮城郡松島町	幡谷	38°	25′	37.3′	141°	3′	50.1′	5.1	34,280	松島町建設課
泉ヶ原 2 溜池	宮城郡松島町	幡谷	38°	25′	8.1′	141°	3′	8.9′	5.0	22,130	松島町建設課
館ヶ沢溜池	宮城郡松島町	桜渡戸	38°	22′	20.9′	141°	1′	22.4′	6.8	115,000	松島町建設課
動伝 2 溜池	宮城郡松島町	高城	38°	23′	47.0′	141°	4′	20.8′	5.2	3,300	松島町建設課
左坂 1 溜池	宮城郡松島町	根廻	38°	24′	18.1′	141°	4′	48.3′	5.7	18,290	松島町建設課
左坂 2 溜池	宮城郡松島町	根廻	38°	24′	20.9′	141°	4′	53.7′	3.1	4,100	松島町建設課
矢倉場 1 溜池	宮城郡松島町	根廻	38°	24′	36.0′	141°	4′	33.4′	4.6	11,880	松島町建設課
平山溜池	宮城郡松島町	手樽	38°	24′	18.1′	141°	4′	59.3′	5.3	18,500	松島町建設課
反町溜池	宮城郡松島町	高城	38°	23′	56.6′	141°	3′	36.0′	3.6	3,000	松島町建設課
桜岡溜池	宮城郡松島町	松島	38°	21′	27.0′	141°	2′	58.2′	3.6	10,900	松島町建設課
牛木沢溜池	宮城郡松島町	手樽	38°	23′	31.7′	141°	6′	15.3′	3.9	31,500	松島町建設課
才ノ神 1 溜池	宮城郡松島町	手樽	38°	24′	2.2′	141°	6′	10.2′	8.4	18,900	松島町建設課
古浦 3 溜池	宮城郡松島町	手樽	38°	23′	40.7′	141°	6′	59.0′	7.7	25,780	松島町建設課
山王前溜池	宮城郡松島町	根廻	38°	24′	7.6′	141°	3′	47.9′	2.7	2,000	松島町建設課

(宮城県農政部農村整備課「防災重点ため池一覧表」2019.6.11 公表より松島町内分を抜粋)

資料4 情報・広報関係

資料4-1 防災関係機関及び連絡窓口一覧

防災関係機関及び連絡窓口一覧

機 関 名	電話番号	衛星電話	FAX
塩釜地区消防事務組合消防本部	022-361-0119	7-623-3	022-365-1190
松島消防署	022-354-4226		022-354-4240
宮城東部衛生処理組合	022-368-6017		022-368-7349
宮城県仙台地方振興事務所（総務部）	022-275-8948	7-222-2404	022-233-6624
宮城県仙台保健福祉事務所	022-275-8298	7-222-2104	022-274-7886
宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所	022-363-5502		022-362-6161
宮城県仙台土木事務所（代表） （総務班）	022-297-4111	7-231-221	022-296-1516
宮城県塩釜港湾事務所	022-362-3391	7-220-273-1	022-362-3393
宮城県中南部下水道事務所	022-367-4001	7-220-275 -1-210	022-367-4004
塩釜警察署	022-362-4141		022-362-4141
塩釜警察署松島交番	022-354-2024		022-354-2024
宮城海上保安部	022-363-0111		022-366-1420
東北地方整備局北上川下流河川事務所 鳴瀬出張所	022-354-3101		022-354-3273
東北地方整備局仙台河川国道事務所 仙台東国道維持出張所	022-246-4151		022-248-7119
仙台管区气象台	022-297-8131	7-220-663 -1-2133	022-291-7589
陸上自衛隊第22即応機動連隊	022-365-2121	7-641-1	022-365-2121
陸上自衛隊反町分屯地	022-354-3007		022-354-3007
東日本旅客鉄道(株)仙台支社	022-211-0906		022-224-6216
東日本電信電話(株)宮城支店	022-269-2210	7-220-665-3	022-223-1443
東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター	022-365-3331	7-220-662-3	022-365-9678
日本赤十字社宮城県支部	022-271-2253	7-222-2811	022-275-3004
日本放送協会仙台放送局	022-211-1025		022-227-3937
日本道路公団東北支社	022-217-1834		022-711-6397
日本郵政株式会社 松島郵便局	022-354-3040		022-353-2384
宮城交通(株)塩釜営業所	022-365-5161		022-365-5162
(社)宮城県トラック協会塩釜支部	022-363-0346		022-363-0930
(社)宮城県エルピーガス協会	022-262-0321		022-215-4158
エフエムベイエリア(株)	022-363-3781		022-363-5781
仙台農業協同組合松島支店	022-354-2101		022-354-3588
宮城県漁業協同組合松島支所	022-354-2511		022-354-2570
利府松島町商工会	022-354-3422		022-354-4054
(一社)松島観光協会	022-354-2618		022-354-6195
宮城中央森林組合	022-372-3640		022-372-8574
松島町社会福祉協議会	022-354-4224		022-353-4226
宮城中央農業共済組合	022-396-3070		022-396-7666
鶴田川沿岸土地改良区	0229-56-2293		0229-56-2262

機 関 名	電話番号	衛星電話	FAX
宮城県解体工事業協同組合	022-292-3455		022-292-3470
仙台コカ・コーラボトリング (株)	022-235-2010		022-235-2030
塩竈市	022-364-1111	7-203-1-245	022-367-3124
多賀城市	022-368-1141	7-209-1-271	022-368-8104
七ヶ浜町	022-357-2111	7-404-1-532	022-357-5744
利府町	022-767-2119	7-406-1 -2241	022-767-2100
大和町	022-345-1111	7-421-1-224	022-345-4852
大郷町	022-359-3111	7-422-1-214	022-359-3287
富谷市	022-358-3111	7-423-1-226	022-358-2259
大衡村	022-345-5111	7-424-1 -1222	022-345-4853
東松島市	0225-82-1111		0225-82-8143
秋田県にかほ市	0184-43-3200		0184-43-5707
愛知県武豊町	0569-72-1111		0569-72-1115
埼玉県滑川町	0493-56-2111		0493-56-2448
山形県中山町	023-662-2111		023-662-5176
広島県廿日市市	0829-20-0001		0829-32-1059
京都府宮津市	0772-22-2121		0772-25-1691
宮城県危機対策課危機管理班	022-211-2382	2-220-8 -2382	022-211-2398
宮城県危機対策課震災対策班	022-211-2376	2-220-8 -2376	022-211-2398
宮城県危機対策課防災対策班	022-211-2375	2-220-8 -2375	022-211-2398
宮城県災害対策本部室	022-211-2379	2-220-8 -2379	

資料4-2 災害広報文例集

災害広報文例集

伝達文の前に「こちらは松島町災害対策本部です。」又は「こちらは松島町広報車です。」等といれ、広報の実施主体を明らかにする。

〔例文1〕 地震情報、余震情報の伝達文

【直後】

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。町民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。
松島町の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。
今後も、テレビ、ラジオや役場からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

【10分後】

- ◎ 今後、余震が予想されますが（続いています）、ラジオやテレビからの正しい情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。

〔例文2〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人 、 行方のわからない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 、 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 、 半壊家屋 〇〇棟
火災 〇〇件のうち〇〇件鎮火
- ◎ 現在、町内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔例文3〕 火災発生状況

- ◎ ○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ) 避難して下さい。

〔例文4〕 交通状況

- ◎ 現在、JRはすべて運転を見合わせています。各鉄道機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。
- ◎ 現在、町内のすべての道路が○○のため車輛の通行が禁止されています。
町民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
ドライバーの皆さん、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
- ◎ 現在、JRは、○○～○○間で運転が一部再開されました。

〔例文5〕 気象情報の伝達

- ◎ 台風第○号の接近により、現在大雨警報(○○)が発令されています。
今夜半にかけて大雨となる恐れがありますので、町民の皆さんは十分警戒して下さい。
- ◎ ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、○○地方で○mmを越えており、今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒して下さい。

〔例文6〕 避難の準備の周知

- ◎ 現在、警戒レベル3 高齢者等避難〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りなど避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。それ以外の方については、いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。

- ◎ 町民の皆さん、避難の用意をして下さい。〇〇地区で火災が発生しています。飛火に注意して下さい。お年寄りや子供さんは安全な〇〇公園へ早めに避難して下さい。

〔例文7〕 避難の指示、誘導

- ◎ お知らせします。警戒レベル4 避難開始〇〇地区は、〇〇のため避難勧告（指示）が出されました。
避難先は〇〇です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。

- ◎ 現在、警戒レベル5 〇災害発生情報〇付近で〇〇川（水路）から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始して下さい。
付近の消防団員は安全に誘導して下さい。また、近所の方は、互いに助け合って避難して下さい。

- ◎ 〇〇地区の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、〇〇地区一帯に避難勧告が出されました。風向きにより、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

〔例文8〕 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。

- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

〔例文 9〕 避難所等の開設状況

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
被災者の避難所を、〇〇と〇〇に開設しています。お困りの方は直接避難所においでになるか、役場にご連絡下さい。(簡易な食事・薬・マスク等持参を呼びかけ)

〔例文 10〕 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 町民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。(マスクの着用、検温の呼びかけ)
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。
食中毒症状の時は、保健所に連絡して下さい。

〔例文 11〕 飲料水・食糧等の供給状況

- ◎ 断水している地域の方々のために、現在〇〇と〇〇において飲み水を配っていますので、ご利用下さい。
また、〇〇と〇〇に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。

〔例文 12〕 大津波警報発表時

〔一般〕

- ◎ 大津波警報が発表され、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。〇時〇分ごろ、〇mの津波の来襲が予想されます。
ただちに、海岸や河川から遠く離れ、高い場所(〇〇避難場所)に避難してください。

〔命令調〕

- ◎ 大津波警報を受け、災害対策本部は〇〇地区に避難指示を発令した。
〇時〇分、〇mの津波の来襲が予想される。
大至急、海岸から遠く離れ、高い場所(〇〇避難場所)へ避難せよ。

資料4-3 気象警報等発表基準

気象警報等発表基準

(表1) 特別警報発表基準

令和2年4月1日現在

現象の種類	基準		過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和元年東日本台風 (死者行方不明者数232人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者230人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者42人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者20人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年4月1日現在
発表官署 仙台管区気象台

松島町	府県予報区	宮城県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	東部仙台		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	85
	洪水	流域雨量指数基準	鶴田川流域=17.9、田中川流域=7.5、高城川流域=21	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	鳴瀬川 [野田橋・鹿島台]、吉田川 [粕川・鹿島台]	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	18m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う
			海上	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	鶴田川流域=14.3、田中川流域=6、高城川流域=16.8	
		複合基準*1	吉田川流域=(5、27.4)、鶴田川流域=(5、14.3)、高城川流域=(5、16.8)	
		指定河川洪水予報による基準	鳴瀬川 [野田橋・鹿島台]、吉田川 [粕川・鹿島台]	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	13m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2			
	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

資料4-4 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日

○ 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

震度階級	人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況			木造建物(住宅)	
	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが震度計には記録される。	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、わずかな揺れを感じる人がいる。	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、到れることがある。	電線が大きく揺れる。自転車を運転していて、揺れに気づく人がいる。	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに警備なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	警備なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7		固定していない家具のほとんどが移動し、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面の状況
5弱			亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。		

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフラインへの影響	
ガス供給停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等の通信障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響	
長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料4-5 松島町防災行政無線整備状況

松島町防災行政無線整備状況

屋外拡声子局設置場所			
No.	地区	支局名	設置場所
0	高城	役場屋上	庁舎屋上
1	松島	小石浜	浪打浜公園内
2	松島	浪打浜	グリーン広場内
3	松島	新富山	町道垣ノ内幹線沿
4	松島	東浜	松島かき処理場付近
5	松島	垣ノ内	松島第一小学校敷地内
6	磯崎	磯崎	漁業者用管理所敷地内
7	磯崎	西ノ浜	町道館ヶ崎線沿
8	手樽	名籠	町道名籠線沿
9	手樽	古浦	町道古浦南線沿
10	手樽	早川	富山排水機場向
11	手樽	三浦	町道三浦線沿
12	手樽	元手樽	手樽ひだまりの家敷地内
13	磯崎	白萩	白萩会館敷地内
14	高城	光陽台	光陽台公園内
15	本郷	明神	明神コメン敷地内
16	高城	愛宕	高城団地町営住宅内
17	本郷	三居山	松島中学校敷地内
18	根廻	根廻	根廻分館敷地内
19	初原	反町	反町弾薬支処前
20	初原	初原	初原コメン敷地内
21	初原	上初原	初原町営住宅内
22	桜渡戸	桜渡戸	桜渡度分館敷地内
23	幡谷	上幡谷	上幡谷生活センター敷地内
24	幡谷	富田	富田消防車庫付近
25	幡谷	品井沼	品井沼駅前
26	上竹谷	上竹谷	上竹谷生活センター敷地内
27	下竹谷	黒森	町道黒森貝殻塚線沿
28	北・下	芋沢	北小泉下竹谷コメン敷地内
29	北小泉	中出山	渡戸内農道沿
30	根廻	後根廻	保健福祉センター敷地内
31	本郷	動伝	松島運動公園敷地内
32	手樽	左坂	手樽字左坂地内
33	下竹谷	藤ノ巻	竹谷字藤ノ巻地内
34	上竹谷	片町	竹谷字片町地内
35	幡谷	新田	松島第五小学校敷地内
36	高城	高城避難所	高城避難所屋上
37	松島	三十刈	町営三十刈駐車場敷地内
39	高城	高城字町	町道高城枝一号脇
		親局	松島町役場
		遠隔制御	松島消防署
		遠隔制御	石田沢防災センター

資料5 避難関係

資料5-1 指定避難所等一覧

指定緊急避難場所

令和2年4月1日現在

	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	高潮	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	石田沢防災センター 駐車場	松島字石田沢 12-2	○	○	○	○	○	○	○	○	-	2,000
2	石田沢防災センター	松島字石田沢 12-2	○	○	○	○	○	○	○	○	-	450
3	西行戻しの松公園	松島字犬田 10-98	○	○	○	○	○	○	○	○	-	2,500
4	町宮三十刈駐車場	松島字三十刈 9-1	○	○	○	○	○	○	○	○	-	3,460
5	東浜避難場所 (東浜緑地)	松島字東浜 4-34	○	○	○	○	○	○	○	○	-	820
6	松島第一小学校 グラウンド	松島字道珍浜 10	○	○	○	○	○	○	○	○	-	1,000
7	松島第一小学校 体育館	松島字道珍浜 10	○	○	○	○	○	○	○	○	-	550
8	高城避難所	高城字町東二 20-3	○	○	○	○	○	○	○	○	-	320
9	宮城県松島高等学校 グラウンド(校舎側)	高城字迎山三 5	○	○	○	○	○	○	○	○	-	3,000
10	宮城県松島高等学校 体育館	高城字迎山三 5	○	○	○	○	○	○	○	○	-	650
11	夕陽が丘児童遊園	磯崎字夕陽が丘 10	○	○	○	○	○	○	○	○	-	200
12	白萩自然公園	磯崎字白萩 165	○	○	○	○	○	○	○	○	-	220
13	白萩避難所駐車場	磯崎字白坂 32-7	○	○	○	○	○	○	○	○	-	80
14	西の浜貝塚公園	磯崎字西ノ浜 32	○	○	○	○	○	○	○	○	-	160
15	本郷ふれあい児童 公園	高城字根崎 29		○	○	○	○	○	○	○	-	80
16	城内児童公園	高城字城内二 99			○	○	○	○	○	○	-	460
17	松島運動公園駐車場	高城字動伝一 34-1	○	○	○	○	○	○	○	○	-	4,800
18	松島中学校 グラウンド	高城字三居山一 6-1		○	○	○	○	○	○	○	-	1,000
19	松島中学校体育館	高城字三居山一 6-1		○	○	○	○	○	○	○	-	540
20	松島第二小学校 グラウンド	高城字反町五 14		○	○	○	○	○	○	○	-	1,000
21	松島第二小学校 体育館	高城字反町五 14		○	○	○	○	○	○	○	-	450
22	手樽地域交流 センターグラウンド	手樽字釜地前 1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	-	600
23	松島フットボール センター多目的広場	手樽字大蓬沢 13-1	○	○	○	○	○	○	○	○	-	2,000
24	松島東部地域交流 センターグラウンド	竹谷字鶯ヶ沢 7-2	○	○	○	○	○	○	○	○	-	1,000

25	松島第五小学校 グラウンド	幡谷字新田 5-1	○	○	○	○	○	○	○	-	1,000
26	松島第五小学校 体育館	幡谷字新田 5-1	○	○	○	○	○	○	○	-	390
27	ホテル松島大観荘 駐車場	松島字犬田 10-76	○	○	○	○	○	○	○	-	2,300
28	花ごころの湯 新富亭 駐車場	松島字蛇ヶ崎右 24-1・24-2	○	○	○	○	○	○	○	-	470

指定避難所一覧

令和2年4月1日現在

	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類								想定収容 人数
			洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	高潮	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象	
1	石田沢防災センター	松島字石田沢 12-2	○	○	○	○	○	○	○	-	450
2	松島パノラマハウス	松島字犬田 10-174	○	○	○	○	○	○	○	-	180
3	三十刈避難所	松島字三十刈 9-1	○	○	○	○	○	○	○	-	130
4	松島防災センター	松島字町内 147-1	○	○	○	○	○	○	○	-	130
5	松島海岸公園避難 施設	松島字町内 56-1	○	○	○	○	○	○	○	-	70
6	垣ノ内集会場	松島字普賢堂 54-14	○	○	○	○		○	○	-	50
7	松島町老人ほほえみ の家	松島字普賢堂 54-14	○	○	○	○		○	○	-	50
8	松島第一幼稚園	松島字道珍浜 15	○	○	○	○	○	○	○	-	130
9	松島第一小学校 体育館	松島字道珍浜 10	○	○	○	○	○	○	○	-	550
10	高城避難所	高城字町東二 20-3	○	○	○	○	○	○	○	-	320
11	高城コミュニテイ センター	高城字町 50-1	○	○	○	○		○		-	130
12	松島町勤労青少年 ホーム	高城字町 71	○	○	○	○		○		-	200
13	宮城県松島高等学校 体育館	高城字迎山三 5	○		○	○	○	○	○	-	650
14	高城保育所	磯崎字白坂 25-4	○	○	○	○		○	○	-	100
15	松島町文化観光 交流館	磯崎字浜 1-2	○	○	○	○		○	○	-	300
16	磯崎避難所	磯崎字磯崎 93-1	○	○	○	○	○	○	○	-	80
17	長田避難所	磯崎字長田 68-4	○	○	○	○	○	○	○	-	220
18	白萩避難所	磯崎字白萩 164-1	○	○	○	○	○	○	○	-	220
19	帰命院避難所	松島字小梨屋 15-79	○	○	○	○	○	○	○	-	50
20	明神地区コミュニ ティ消防センター	高城字明神二 9			○	○	○	○		-	75
21	本郷ふれあい センター	高城字根崎 29	○	○	○	○	○	○	○	-	90

22	松島運動公園温水プール	高城字動伝一 34-1	○	○	○	○	○	○	○	-	360
23	松島中学校体育館	高城字三居山一 6-1		○	○	○		○		-	540
24	松島第二小学校体育館	高城字反町五 14		○	○	○	○	○		-	450
25	手樽地域交流センター	手樽字釜地前 1-1	○	○	○	○	○	○	○	-	160
26	松島フットボールセンター	手樽字大蓬沢 13-1	○	○	○	○	○	○	○	-	690
27	松島町老人ひだまりの家	手樽字元手樽 43-3	○	○	○	○		○	○	-	60
28	手樽防災センター	手樽字早川東 14-3	○	○	○	○	○	○	○	-	130
29	名籠避難所	手樽字梅ヶ沢 34	○	○	○	○	○	○	○	-	65
30	三浦避難所	手樽字三浦 43-4	○		○	○	○	○	○	-	65
31	古浦避難所	手樽字荒田 17-22	○	○	○	○	○	○	○	-	65
32	左坂支館	手樽字左坂 33-1	○	○	○	○	○	○	○	-	30
33	松島東部地域交流センター	竹谷字鳶ヶ沢 7-2	○	○	○	○	○	○	○	-	200
34	北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター	北小泉字芋沢 70-1	○	○	○	○	○	○	○	-	90
35	上竹谷生活センター	竹谷字沼前 34-2		○	○	○	○	○		-	30
36	松島第五小学校体育館	幡谷字新田 5-1	○	○	○	○	○	○	○	-	390
37	品井沼農村環境改善センター	幡谷字鹿渡 24-11		○	○	○	○	○		-	300
38	上幡谷生活センター	幡谷字千刈田 10	○	○	○	○	○	○	○	-	70
39	根廻分館	根廻字桐田 15-3	○	○	○	○	○	○	○	-	30
40	初原コミュニティセンター	初原字的場 21-14	○	○	○	○	○	○	○	-	100
41	帰命院	高城字帰命院下一 37-1	○	○	○	○	○	○	○	-	90
42	龍澤寺	高城字明神二 29	○	○	○	○	○	○	○	-	150
43	桜渡戸分館	桜渡戸字土井下 34	○	○	○	○	○	○	○	-	30
44	華園集会場	磯崎字華園 113	○	○	○	○		○	○	-	60

資料5-2 町内の社会福祉施設等一覧

資料5-2-1 介護予防支援事業所

土砂災害警戒区域及び洪水による浸水区域内に立地する事業所については、水防法及び土砂災害対策法に基づき、避難確保計画を松島町に提出するとともに、避難訓練を実施しなければならない。

介護予防支援事業所(予防ケアプラン事業所)

No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
1	松島町地域包括支援センター	松島町根廻字上山王 6-27	354-6525		

資料：松島町資料

資料5-2-2 介護予防サービス事業所

土砂災害警戒区域及び洪水による浸水区域内に立地する事業所については、水防法及び土砂災害対策法に基づき、避難確保計画を松島町に提出するとともに、避難訓練を実施しなければならない。

介護予防サービス事業所(介護予防サービス)

種別	No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
介護予防通所介護	1	社会福祉法人 千賀の浦福祉会 松島町長松園デイサービスセンター	松島町根廻字上山王 6-27	355-0670		
	2	有限会社 マミーホーム デイサービス松島マミーホーム	松島町松島字東浜 4 松島パシフィックホテル1階	353-2228	○	
	3	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町健康館デイサービスセンター	松島町初原字岩清水 1-1	354-3305		
	4	非営利活動法人 結いのこころ 里山デイサービスひより	松島町高城字三居山 4-2	355-1457		

種別	No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
介護予防通所会議	5	松島医療生活協同組合 松島海岸診療所おたっしやデイサービス	松島町松島字普賢堂 1-4	352-0981		
介護予防通所リハ	1	医療法人 友仁会 老人保健施設 松島みどりの家	松島町高城字浜 1-26	354-2126		
介護予防認知症通所介護	1	社会福祉法人 功寿会 デイサービスセンターやすらぎの丘桜の家	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0411		
介護予防訪問看護	1	医療法人 友仁会 松島病院訪問看護室	松島町高城字浜 1-26	355-0325		
	2	松島医療生活協同組合 訪問看護ステーションまつしま	松島町松島字普賢堂 1-4	353-3295		
介護予防訪問リハ	1	医療法人 友仁会 松島病院	松島町高城字浜 1-26	355-0325		
介護予防訪問介護	1	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町社協指定訪問介護事業所	松島町根廻字上山王 6-27	353-4224		
	2	松島医療生活協同組合 まつしまホームヘルパー	松島町松島字普賢堂 1-4	352-0951		
介護予防訪問入浴	1	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町社協指定訪問入浴介護事業所	松島町根廻字上山王 6-27	353-4224		
介護予防グループホーム	1	社会福祉法人 功寿会 グループホーム「桜の家」	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0396		
介護予防短期入所	1	社会福祉法人 功寿会 「桜の家」ショートステイ	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0411		

資料：松島町資料

資料5-2-3 居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所（ケアプラン事業所）

土砂災害警戒区域及び洪水による浸水区域内に立地する事業所については、水防法及び土砂災害対策法に基づき、避難確保計画を松島町に提出するとともに、避難訓練を実施しなければならない。

No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
1	医療法人 友仁会 松島病院訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	松島町高城字浜 1-26	355-0325		
2	松島医療生活協同組合 介護相談センター	松島町松島字普賢堂 1-4	353-3185		
3	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町社協居宅介護支援事業所	松島町根廻字上山王 6-27	353-4224		
4	社会福祉法人 功寿会 桜の家居宅介護支援事業所	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0396		
5	社会福祉法人 千賀の浦福祉会 長松園居宅介護支援事業所	松島町根廻字上山王 6-27	353-3877		
6	有限会社 マミーホーム マミーホーム居宅介護支援事業所	松島町松島字東浜 4	354-5771	○	

資料：松島町資料

資料5-2-4 居宅介護サービス事業所

居宅介護サービス事業所（居宅サービス）

土砂災害警戒区域及び洪水による浸水区域内に立地する事業所については、水防法及び土砂災害対策法に基づき、避難確保計画を松島町に提出するとともに、避難訓練を実施しなければならない。

種別	No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
通所介護	1	社会福祉法人 千賀の浦福祉会 松島町長松園デイサービスセンター	松島町根廻字上山王 6-27	355-0670		
	2	有限会社 マミーホーム デイサービス松島マミーホーム	松島町松島字東浜 4 松島パシフィックホテル1階	353-3553	○	
	3	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町健康館デイサービスセンター	松島町初原字岩清水 1-1	354-3305		
	4	株式会社 Asthy 郷音の杜デイサービス	松島町桜渡戸字欠ノ 下 5-21	353-4844		
	5	非営利活動法人 結いのこころ 里山デイサービスひより	松島町高城字三居山 一 4-2	355-1457		
	6	松島医療生活協同組合 松島海岸診療所おたっしやデイサービス	松島町松島字普賢堂 1-4	352-0981		
通所リハ	1	医療法人 友仁会 老人保健施設 松島みどりの家	松島町高城字浜1-26	354-2126		
認知症通所介護		社会福祉法人 功寿会 デイサービスセンターやすらぎの丘桜の家	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0411	○	
訪問看護	4	医療法人 友仁会 松島病院訪問看護室	松島町高城字浜1-26	355-0325		
	2	松島医療生活協同組合 訪問看護ステーションまつしま	松島町松島字普賢堂 1-4	353-3295		
訪問リハ	1	医療法人 友仁会 松島病院	松島町高城字浜1-26	355-0325		
訪問介護	1	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町社協指定訪問介護事業所	松島町根廻字上山王 6-27	353-4224		
	2	株式会社 ショウケイヘルスケア研究所 ヘルパーステーションいやしの館	松島町松島字石田沢 32-1	353-8155		
	3	松島医療生活協同組合 まつしまホームヘルパー	松島町松島字普賢堂 1-4	352-0951		
訪問入浴	1	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 松島町社協指定訪問入浴介護事業所	松島町根廻字上山王 6-27	353-4224		
グループホーム	1	社会福祉法人 功寿会 グループホーム桜の家	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0396	○	
	2	コスモケア株式会社 グループホームコスモス松島	松島町磯崎字長田 80-222	762-5605		
短期入所	1	社会福祉法人 千賀の浦福祉会 特別養護老人ホーム松島長松苑	松島町根廻字上山王 6-27	355-1121		
	2	社会福祉法人 功寿会 桜の家ショートステイ	松島町桜渡戸字中島 14-1	355-0411	○	
	3	医療法人 友仁会 松島みどりの家	松島町高城字浜1-26	354-2126		

資料：松島町資料

資料5-2-5 介護保険施設

介護保険施設

種別	No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
介護老人福祉施設	1	社会福祉法人 千賀の浦福祉会 特別養護老人ホーム松島長松苑	松島町根廻字上山王 6-27	355-1121		
介護老人保健施設	1	医療法人 友仁会 松島みどりの家	松島町高城字浜 1-26	354-2126		
介護療養型医療施設	1	医療法人 友仁会 松島病院	松島町高城字浜 1-26	354-5811		

資料：松島町資料

資料5-2-6 福祉用具貸与・販売所等

福祉用具貸与・販売所等

種別	No.	事業所名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
-	-	-	-	-	-	-

資料：松島町資料

資料5-2-7 医療機関

医療機関

No.	名称	診療科目	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
1	医療法人友仁会 松島病院	内科・神経内科・消化器科・外科・整形外科・産婦人科・リハビリテーション科	松島町高城字浜 1-26	354-5811		
2	小野寺記念たけな か医院	内科・小児科・胃腸科	松島町高城字町 61	354-2607		
3	中山クリニック	内科・小児科・腎透析	松島町磯崎字磯崎 2-8	353-2333		
4	医療生活協同組合 松島海岸診療所	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・歯科・矯正歯科・小児歯科	松島町松島字普賢堂 2-11	354-3702		
5	松島中央歯科医院	歯科	松島町松島字陰ノ浜 7-7	353-2161		
6	ファミリア歯科	歯科・小児科・矯正歯科・歯科口腔外科	松島町高城字町 147-6	355-6860		
7	西村歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	松島町磯崎字磯崎 105-3	353-4092		
8	ABE デンタルオフィス	歯科	松島町高城字町 151-4	353-9980		

No.	名称	診療科目	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
10	たかぎ薬局	院外処方箋応需薬局	松島町高城字元釜家 9-1	354-3369		
11	たかはし薬局	院外処方箋応需薬局	松島町高城字町 153-1	354-2620		
12	つばさ薬局松島店	院外処方箋応需薬局	松島町松島字普賢堂 57	353-2990		
13	カメイ調剤薬局松島店	院外処方箋応需薬局	松島町高城字浜 1-68	353-8588		

資料：松島町資料

資料5-2-8 学校教育施設

土砂災害警戒区域及び洪水による浸水区域内に立地する事業所については、水防法及び土砂災害対策法に基づき、避難確保計画を松島町に提出するとともに、避難訓練を実施しなければならない。

学校教育施設

No.	施設名	区分	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
1	松島町立松島第一小学校	小学校	松島町松島字道珍浜 1 0	354-2384		
2	松島町立松島第二小学校	小学校	松島町高城字反町五-14	354-2456		○
3	松島町立松島第五小学校	小学校	松島町新田五-1	352-2101		
4	松島町立松島中学校	中学校	松島町高城字三居山一、6-1	354-3309		○
5	松島町立松島第一幼稚園	幼稚園	松島町松島字道珍浜 15	354-4005		
6	松島町立松島第二幼稚園	幼稚園	松島町高城字反町五-14	354-2401		○
7	松島町立松島第五幼稚園	幼稚園	松島町幡谷字新田五-1	352-2473		
8	宮城県立松島高等学校	高等学校	松島町高城字迎山三-5	354-3307	○	(体育館は除く)

資料：松島町資料

資料5-2-9 児童福祉施設

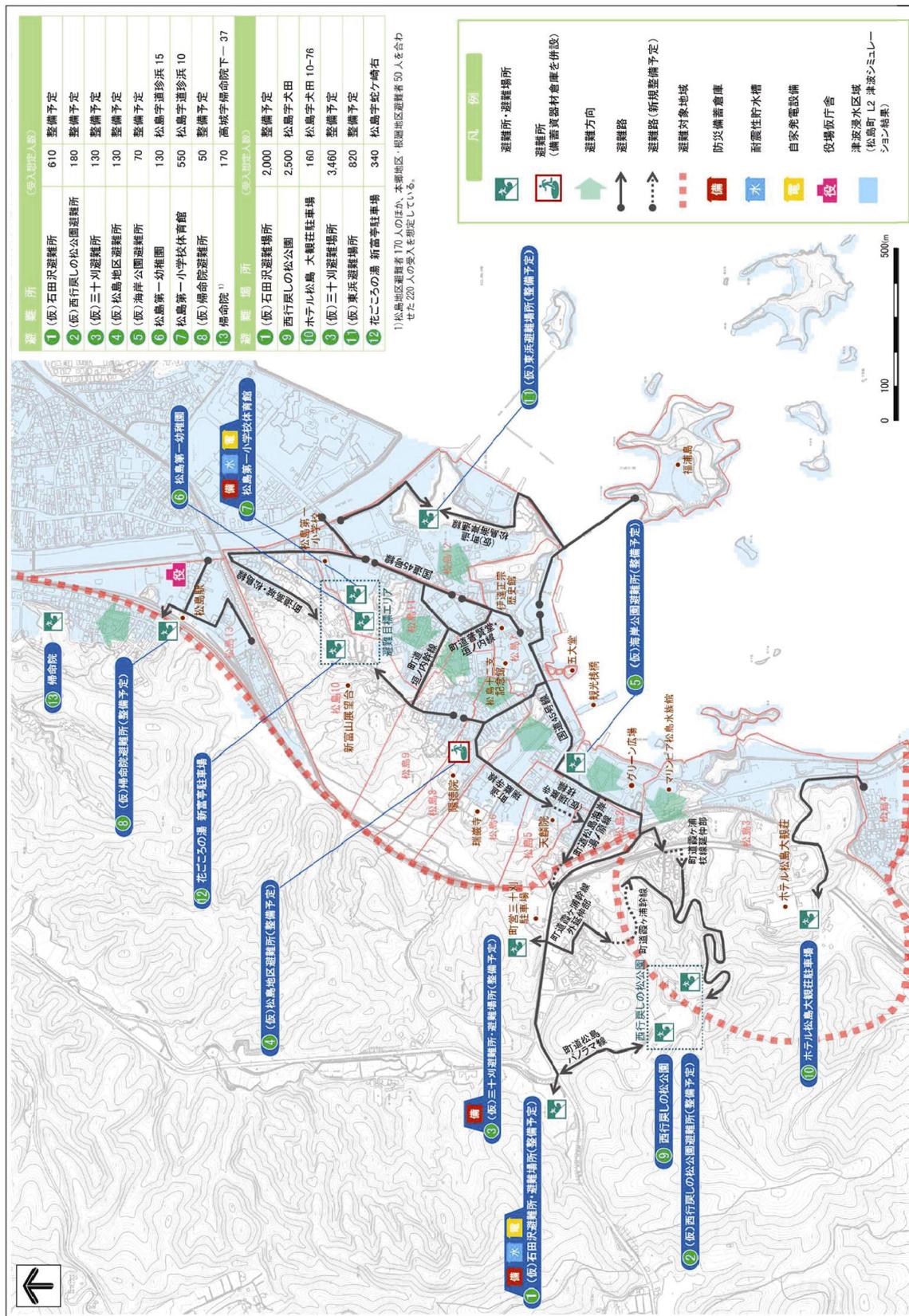
児童福祉施設

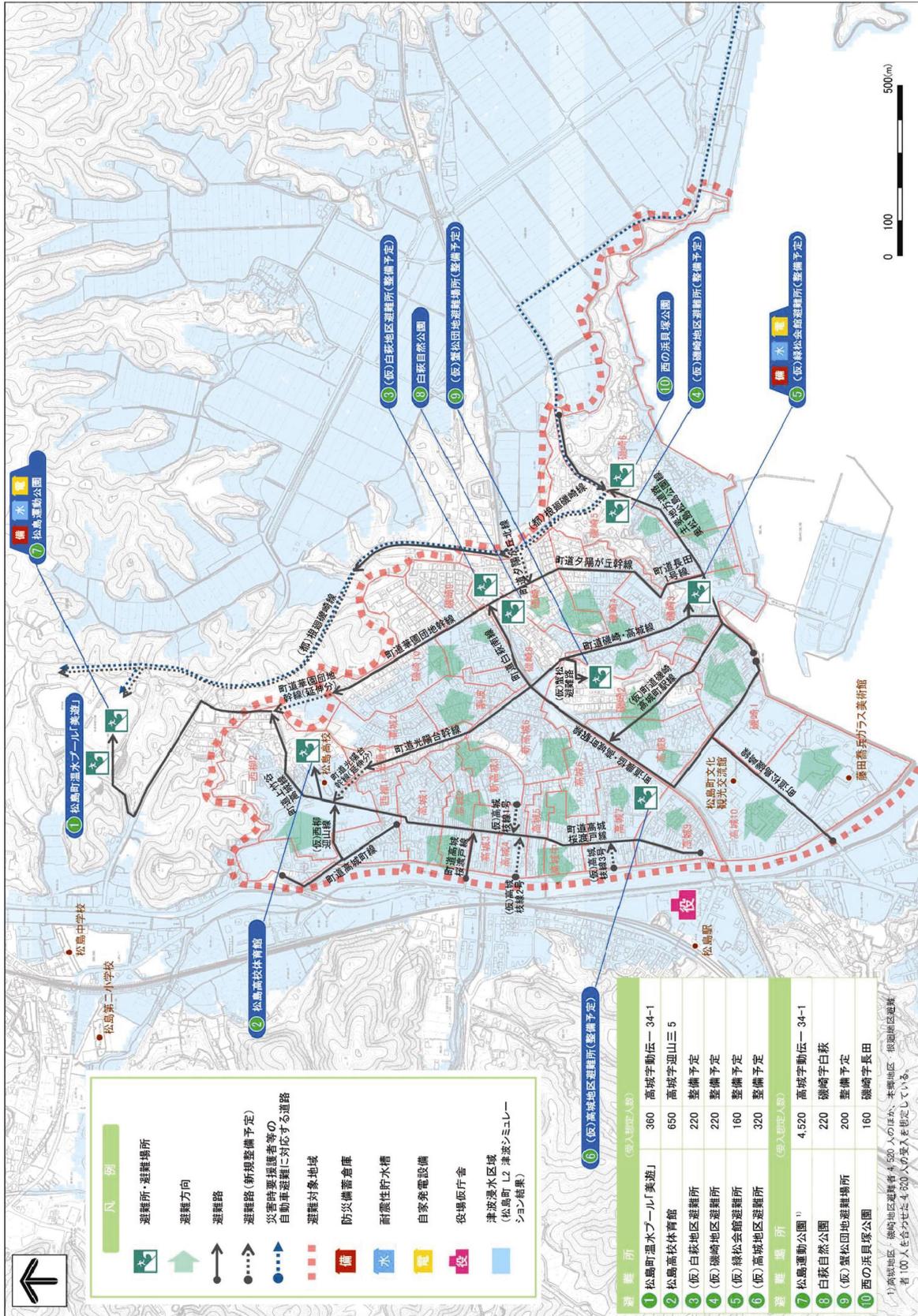
土砂災害警戒区域及び洪水による浸水区域内に立地する事業所については、水防法及び土砂災害対策法に基づき、避難確保計画を松島町に提出するとともに、避難訓練を実施しなければならない。

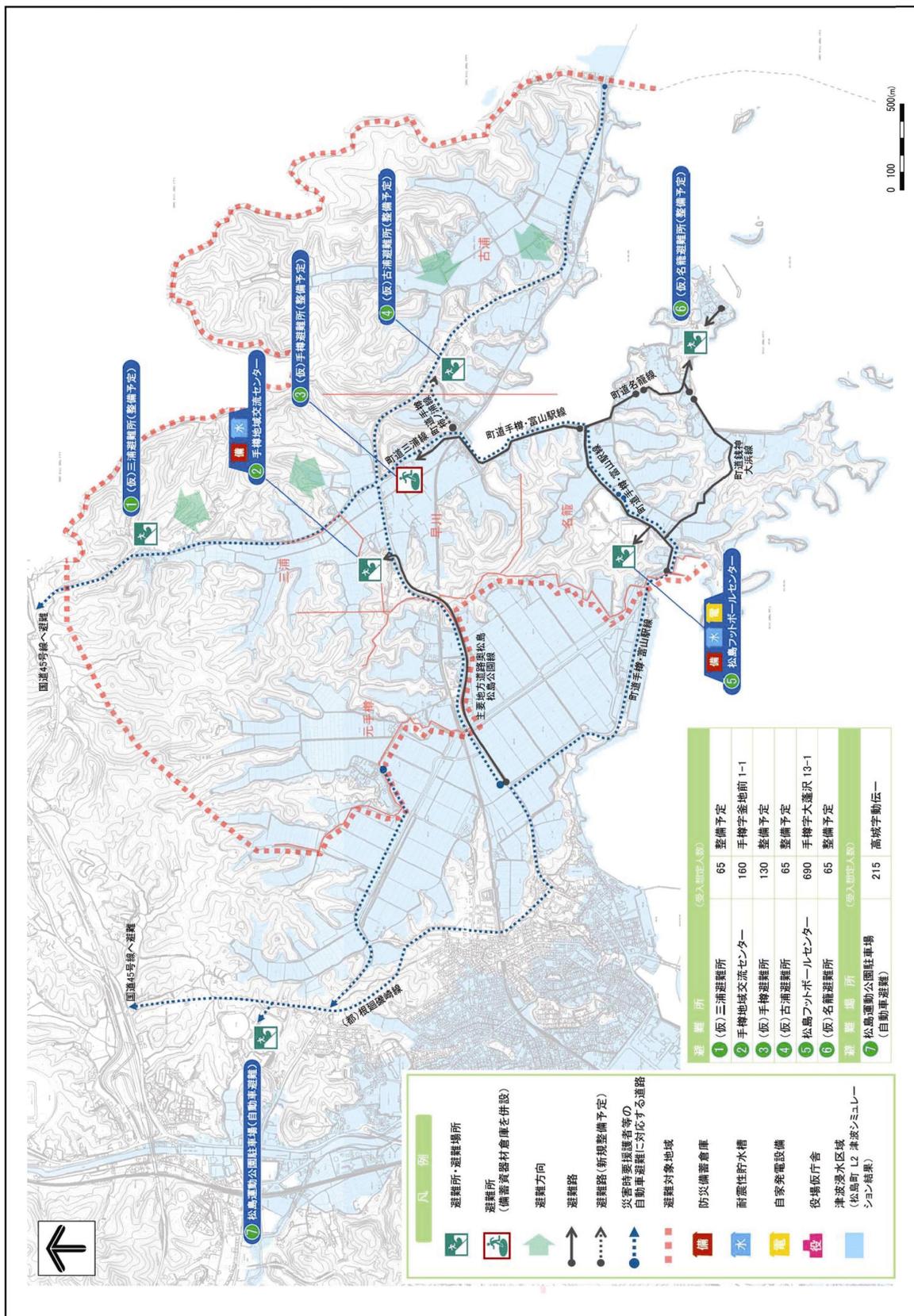
	施設名	区分	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	洪水による浸水区域
1	松島町立松島保育所	保育所	松島町松島字町内 51	354-4444		
2	松島町立高城保育所	保育所	松島町磯崎字白坂 25-4	354-2509		
3	松島町立高城保育所分園	保育所	松島町高城字反町五-14	354-2582		○
4	松島町立磯崎保育所	保育所	松島町磯崎字長田 80-4	353-3205		
5	松島町児童館	児童館	松島町磯崎字浜 1-2	354-6888		

資料：松島町資料

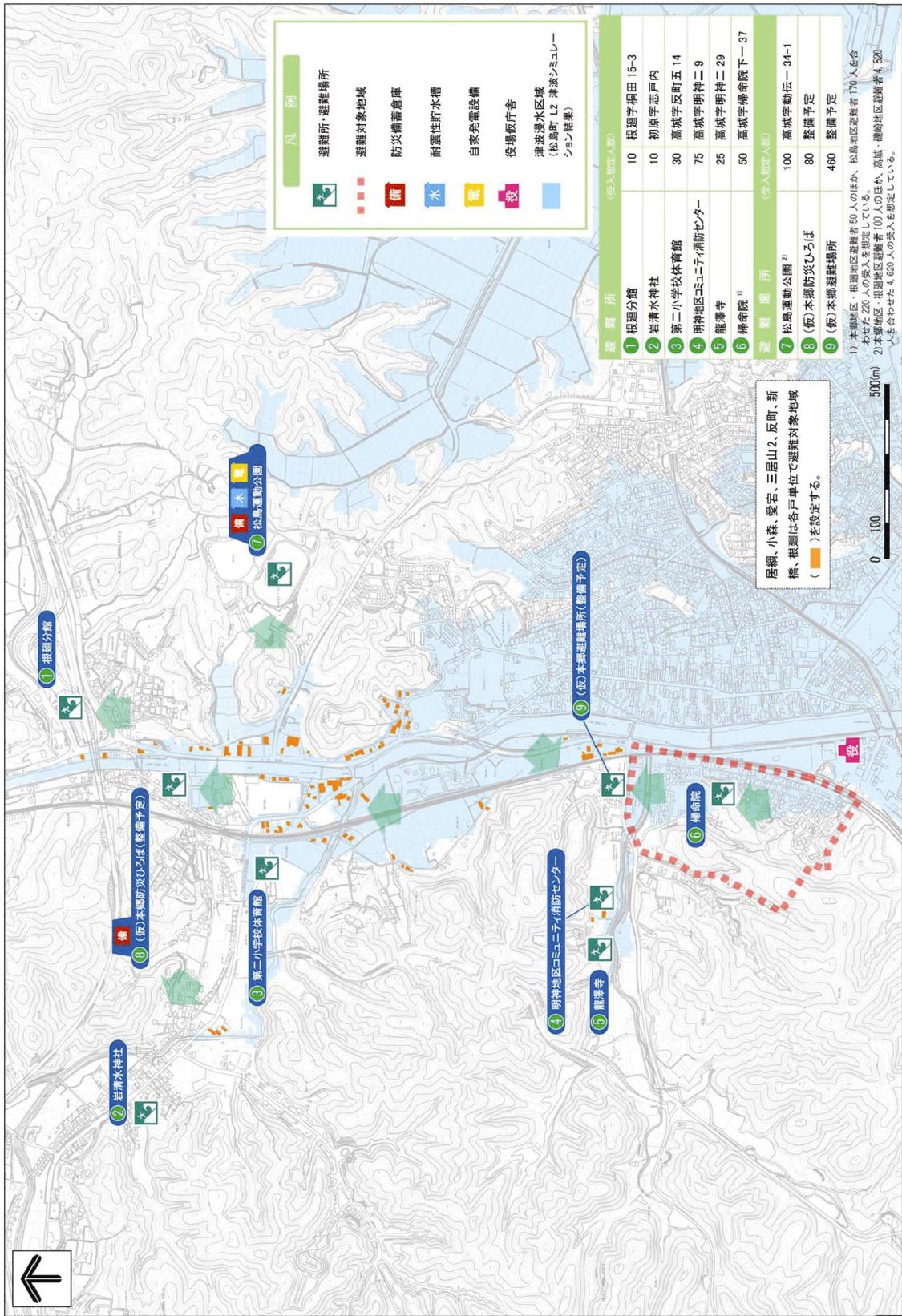
資料5-3 松島町津波避難計画(抜粋)







■ 収容計画・避難ルート (手樽地区)



資料5-4 町内の主な民間宿泊施設一覧

町内の主な民間宿泊施設一覧

No.	名称	所在地	電話 (022)	施設規模	
				客室数	収容人数
1	ホテル松島大観荘	松島字犬田 10-76	354-2161	256	1,180
2	松島一の坊	高城字浜 1-4	353-3333	126	465
3	大江戸温泉物語ホテル壮観	磯崎字浜 1-1	354-2181	133	538
4	松島センチュリーホテル	松島字仙随 8	354-4111	129	456
5	花ごころの湯 新富亭	松島字垣ノ内 38-1	354-5377	60	110
6	松ぼっくりの宿 翠松亭	松島字垣ノ内 38-3	354-3221	13	110
7	小松館 好風亭	松島字仙随 35-2	354-5065	41	200
8	ホテル海風土	松島字東浜 5-3	355-0022	26	78
9	ホテル大松荘	松島字町内 25	354-3601	41	196
10	パレス松洲	高城字浜 38	354-2106	24	120
11	プチホテルびすとろアバロン	松島字三十刈 26-21	354-5777	12	30
12	松島佐勘 松庵	手樽字梅木一番地	354-3111	11	77
13	ホテル絶景の館	松島字東浜 4-6	354-3851	27	131
14	活魚の宿こちらマル特漁業部	松島字仙随 32-2	342-0109	27	100
15	ブリーズベイシーサイドリゾート 松島	松島字犬田 1-10	353-8333	43	120
16	湯ノ原温泉元湯霊泉亭	松島字湯ノ原 11	354-2323	30	30
17	旅館もと美荘	道珍浜 39-2	354-3511	8	38
18	松島ホテル和楽	道珍浜 38-21	353-7078	10	38
19	まつしま香村	高城字浜 37-7	354-4361	8	30

資料：松島町

資料6 自主防災組織等

資料6-1 自主防災組織

自主防災組織

NO	行政区	地区	結成年月
1	松島	松島 1	H17. 5
2	松島	松島 2	H16. 6
3	松島	松島 3	H16
4	松島	松島 5	H21. 4
5	松島	松島 1 0	H25. 6
6	松島	松島 1 1	H23. 1
7	高城	高城 2	H22. 7
8	高城	高城 6	H21. 12
9	高城	割波一	H22. 2
10	高城	高城 8	H21. 11
11	高城	光陽台	H22. 4
12	高城	割波二	H22. 1
13	高城	高城 1 0	H21. 11
14	本郷	帰命院下	H18. 3
15	本郷	居網	H18. 3
16	本郷	三居山一	H16
17	本郷	反町	H21. 12
18	本郷	愛宕	H17. 3
19	本郷	新橋	H18. 3
20	本郷	新小梨屋	H18. 6
21	磯崎		H26. 4
	磯崎	磯崎 2	H16. 7
	磯崎	磯崎 4	H18. 3
	磯崎	磯崎 9	H17. 4
22	手樽		-
23		元手樽	H21. 2
24		名込	H21. 6
25		古浦	H25. 3
26		早川	H22. 2
27		三浦	H25. 3
28		左坂	H21. 6
29	北小泉		H15
30	下竹谷		H16

NO	行政区	地区	結成年月
31	上竹谷		H16. 4
32	幡谷	小ヶ谷	H18. 2
33	幡谷	明神崎	H18. 6
34	幡谷	新田	H18. 2
35	幡谷	品井沼一	H15. 10
36	幡谷	品井沼二	H18. 6
37	幡谷	中通	H17. 11
38	幡谷	上幡谷	不明
39	幡谷	くぬぎ台	H25. 2
40	根廻		H15. 11
41	初原		H17. 4
42	桜渡戸		H17. 8

資料：松島町資料

資料6-2 町内のボランティア団体等一覧

町内のボランティア団体等一覧

No.	名称	概要	備考
1	少年消防クラブ	クラブ数：3 クラブ員数：119人	R2.04.01 現在
2	幼年消防クラブ	クラブ数：6 クラブ員数：291人	R2.04.01 現在
3	婦人防火クラブ	クラブ数：11 クラブ員数：5,615人	R2.04.01 現在
4	松島善意通訳者の会	会員数：37人 事務所：松島町磯崎 対応言語：英語、ハングル語、中国語	

資料：松島町資料、他

資料6-3 従事者の受け入れ担当部署

従事者の受け入れ担当部署

主な受け入れ項目	担 当 部
救護所での医療、看護	災対健康長寿部
被災建築物の応急危険度判定	災対建設部
砂防関係施設診断	災対建設部
外国人のための通訳	災対産業観光部
被災者へのメンタルヘルスケア	災対健康長寿部
障害者等への介護	災対町民福祉部
高齢者等への介護	災対健康長寿部
アマチュア無線等を利用した情報通信事務	災対総務部
その他専門的知識が必要な業務	各部で対応

資料7 防災関連施設及び設備等

資料7-1 消防力の現況

資料7-1-1 塩釜地区広域行政事務組合消防職員数

塩釜地区広域行政事務組合消防職員数

	消防職員													条 例 定 員	
	消防吏員（実員）									その他の職員					合 計
	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	小 計	事 務 職 員	技 術 職 員	単 純 労 務 職 員	小 計		
塩釜地区 消防事務 組合(人)	1	4	6	34 (1)	59 (2)	49 (3)	0	63 (2)	216	5			5	221	232
うち松島 消防署			1	3	6	6	0	8	24					24	—

()はうち女性職員

資料：令和2年度消防防災年報

資料7-1-2 松島町消防団員数

松島町消防団員数

	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	条 例 定 員
第1分団			1	2		6	15	24	250
第2分団			1	2		6	32(1)	41	
第3分団			1	3		9	39	52	
第4分団			1	2		6	12	21	
第5分団			1	3		8	34	46	
第6分団			1	2		6	12	21	
計	1	1	6	14	0	41	144 (1)	208	

()はうち女性職員

資料：松島町資料（R2.4.1現在）

資料7-1-3 消防ポンプ自動車等現有数

消防ポンプ自動車等現有数

機関名	区域名	普通ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車（予備ポンプ車含）	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ（車両に積載していないもの）	はしご車	大型高所放水車	化学消防車（泡消火型）	救急自動車	資機材搬送車	小型動力ポンプ付水槽車・大型水槽車	消防艇	指揮車	その他の車両
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
塩釜地区 消防事務組合 消防本部	塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	5	6	-	-	2	1	3	8	2	1	1	8	10
（上記の内） 松島消防署	町内全域	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-
消 防 団	第1分団	松島区全区域	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	第2分団	高城区全区域、 本郷区のうち 帰命院下、居網、小 森、新小梨屋地区	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	第3分団	磯崎区全区域、 手樽区全区域	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	第4分団	初原、桜渡戸、 根廻区全区域、 本郷区のうち 愛宕、三居山、反町、 新橋地区	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第5分団	幡谷区全区域、 上竹谷区全区域	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第6分団	北小泉区全区域 下竹谷区全区域	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	町		1	-	15	4	-	-	-	-	-	-	-	1

資料：塩釜地区消防事務組合

資料7-1-4 消防水利一覽

消防水利一覽

	消火栓	防火水槽				井戸	その他					
		100 m ³ 以上	60 ~ 100 m ³ 未満	40 ~ 60 m ³ 未満	20 ~ 40 m ³ 未満		河川・溝等	海・湖	プール	濠・池	下水道	その他
公設	231	1		53	2							
私設	42	6	3	5	2							
計	273	7	3	58	4		6	10	5	48		

資料：塩釜地区消防事務組合 (R2. 4. 01 現在)

資料7-2 水防倉庫及び資機材の状況

水防倉庫及び資機材の状況

		幡谷水防倉庫	北小泉・下竹谷水防倉庫	磯崎水防倉庫	高城水防倉庫
所在地		幡谷字新田	竹谷字鳶ヶ沢	磯崎字長田	磯崎字浜
水防資材	土のう (枚)	1,350	1,400	700	300
	ビニールシート (枚)	100	100	50	100
	なわ (玉)	3	1	1	1
	鉄線 (kg)	7	10	2	7
	鉄筋 (本)	40	59		20
工具類	スコップ (丁)	5	17	10	10
	掛矢 (丁)	1	5	4	1
	片手ハンマー (丁)	2	4	2	2
	大ハンマー (丁)	2	2	2	2
	つるはし (丁)	6	10	4	4
	唐ぐわ (丁)	5	9	2	2
	おの (丁)	3	8		3
	のこぎり (丁)	5	5	1	1
	かま (丁)	7	13	1	1
	なた (丁)	1	2	1	2
ペンチ (丁)	3			2	
照明器具類	発電機	2	2	2	5
その他	救命胴衣	40	30	50	100

資料：松島町 (R2. 04. 01 現在)

資料7-3 町有車両の現況

町有車両の現況

番号	所属課等	自動車登録番号等	車名
1	議会		エスクァイア
2	総務／管理	宮城 の 301-9780	エクストレイル
3	総務／管理	宮城 み 301-4758	サイ
4	総務／環防	宮城 そ 800-2333	ダイナ
5	総務／環防	宮城 ぬ 503-5477	ノート
6	総務／環防	宮城 さ 200-2793	ハイエース
7	総務／環防	宮城 さ 200-2794	ハイエース
8	総務／環防	宮城 あ 80-3545	ミニキャブ
9	総務／環防	宮城 て 480-9517	クリッパー
10	総務／環防	宮城 さ 200-2686	ローザ
11	総務／バス	宮城 さ 200-2643	ローザ
12	総務／バス	宮城 さ 200-2645	ローザ
13	総務／バス	宮城 さ 200-2718	ローザ
14	総務／消防	宮城 あ 880-698	ハイゼットカーゴ
15	総務／消防	宮城 あ 880-588	ミニキャブ
16	総務／消防	宮城 あ 880-587	ミニキャブ
17	総務／消防	宮城 あ 80-3330	ハイゼット
18	総務／消防	宮城 あ 880-53	ミニキャブ
19	総務／消防	宮城 あ 880-476	ハイゼット
20	総務／消防	宮城 そ 800-3716	エクストレイル
21	総務／消防	宮城 せ 800-3913	エルフ
22	総務／消防	宮城 せ 800-8717	ダイナ
23	総務／消防	宮城 せ 800-9648	ダイナ
24	総務／消防	宮城 あ 880-2065	ハイゼット
25	総務／消防	宮城 そ 800-588	ダイナ
26	総務／消防	宮城 あ 880-268	ハイゼットカーゴ
27	総務／消防	宮城 あ 880-269	ハイゼットカーゴ
28	総務／消防	宮城 あ 880-699	ハイゼットカーゴ
29	総務／消防	宮城 そ 800-3129	トヨタダイナ
30	総務／消防	宮城 す 800-6122	アトラス
31	企画	宮城 ふ 581-8871	N-BOX
32	教育／学教	宮城 つ 480-6552	クリッパー
33	教育／学教	宮城 ね 301-5423	プリウス
34	教育／生学	宮城 さ 200-2915	ローザ
35	教育／生学	宮城 ぬ 400-6932	サクシード
36	教育／公民館	宮城 す 480-4468	ミニキャブ
37	建設／建設	宮城 す 302-7044	エクストレイル
38	建設／建設	宮城 な 480-199	ハイゼットカーゴ
39	建設／建設	宮城 い 581-5183	エヌボックス
40	建設／管理	宮城 す 480-9503	ミニキャブ
41	建設／管理	宮城 ぬ 480-252	ハイゼットカーゴ
42	建設／管理	宮城 も 301-7822	エクストレイル

番号	所属課等	自動車登録番号等	車名
43	建設／管理	宮城 ぬ 400-6939	デュトロ
44	産観／観光	宮城 は 503-9883	カローラフィールダー
45	産観／観光	宮城 に 400-5353	キャンター
46	産観／産振	宮城 と 480-9269	ハイゼットカーゴ
47	産観／産振	宮城 さ 302-501	エクストレイル
48	財務／財政	宮城 さ 200-2916	ローザ
49	財務／財政	宮城 さ 302-847	ハイエース
50	財務／財政	宮城 ひ 503-3969	ノート
51	財務／財政	宮城 ま 502-1600	ヴィッツ
52	財務／財政	宮城 な 11-3904	キャンター
53	財務／税務	宮城 た 503-6981	キューブ
54	財務／特滞	宮城 つ 503-8726	ノート
55	町福／福祉	宮城 や 580-3381	ライフ
56	町福／福祉	宮城 に 480-1907	ハイゼットカーゴ
57	町福／こ支	宮城 な 400-6672	ボンゴ
58	町福／こ支	宮城 や 580-3382	ライフ
59	健長／健康	宮城 た 503-6978	ウイングロード
60	健長／健康	宮城 す 581-6110	イーケーワゴン
61	健長／高支	宮城 み 502-8810	ノート
62	健長／高支	宮城 む 581-584	ワゴンR
63	健長／高支	宮城 す 581-2503	イーケーワゴン
64	健長／高支	宮城 て 503-456	ノート
65	健長／高支	宮城 て 480-9516	クリッパー
66	健長／高支	宮城 や 580-3383	ライフ
67	水道／上水	宮城 せ 800-3865	デュトロ
68	水道／上水	宮城 な 580-6093	ムーヴ
69	水道／上水	宮城 こ 480-2557	ハイゼットカーゴ
70	水道／上水	宮城 き 480-4645	ハイゼットカーゴ
71	水道／上水	宮城 ふ 301-2629	インプレッサ
72	水道／上水	宮城 た 100-995	エルフ
73	水道／上水	宮城 か 480-4357	ミニキャブ
74	水道／下水	宮城 め 581-2241	ハスラー

資料：松島町資料（R2.4.1現在）

資料7-4 危険物施設一覽

危険物施設一覽

松島消防署

行政区	事業所名	住 所	貯蔵所							取扱所					備 考 (危険物安全 協会入会○)	
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所		販売取扱		一般取扱所			移送取扱所
									営業用給取	自家用給取	第一種販売	第二種販売	詰替	ボイラ消費		
松島	(株)仙北商会松島給油所	松島町松島字道珍浜 38-6							●				●			
高城	(有)八百東商店松島給油所	松島町高城字明神四 25-1							●							
磯崎	丸山 給油所	松島町磯崎字長田 80-1						●	●							
高城	(株)千葉商店	松島町高城字愛宕一 3						●	●							
幡谷	(有)菅野石油店	松島町幡谷字出石 46-2							●							
手樽	(株)赤間商店	松島町手樽字中沢 13-1							●							
本郷	仙台農協松島支店給油所	松島町動伝三 5-5						●	●							
初原	陸上自衛隊反町分屯地	松島町初原字樋ノ沢 16		●	●			●	●							
根廻	東京エレクトロン AT	松島町根廻字猫迫 1-1	●		●									●		
松島	ホテル大観荘	松島町松島字犬田 10-76	●	●										●		ボイラ 2 地下タンク 2
高城	松島一の坊	松島町高城字浜 1-4	●	●										●		
松島	松島センチュリーホテル	松島町松島字仙随 8			●									●		
磯崎	ホテル壮観	松島町磯崎字浜 1-1		●											●	屋外タンク 2
本郷	コメリ松島店	松島町高城字動伝三 8-1												●		
高城	(株)鈴憲商店	松島町高城字町 127												●		
松島	松島海岸診療所	松島町松島字普賢堂 2-11			●											
松島	(株)ホテル新富 (本館)	松島町松島字垣ノ内 38-1			●											
松島	(株)ホテル新富 (翠松亭)	松島町松島字垣ノ内 38-1			●											
高城	宮城県松島高等学校	松島町高城字迎山 3 5			●											
桜渡戸	(株)松島チサン カントリークラブ	松島町桜渡戸字上境田 43			●	●										
根廻	松島町保健福祉センター	松島町根廻字上山王 6-27			●											
根廻	松島特別養護老人ホーム 長松苑	松島町根廻字上山王 6-27			●											
松島	ホテル海風土	松島町松島字東浜 5-3			●											

行政区	事業所名	住 所	貯蔵所							取扱所					備 考 (危険物安全 協会入会○)				
			屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	営業用給取	船舶用給取	第一種販売	第二種販売		詰替	一般取扱所	ボイラ消費	その他一取
松島	JR 松島駅	松島町松島字小梨屋地内	●																
高城	大友米穀店	松島町高城字町 185											●						
松島	浅野(有)	松島町松島字町内 131											●						
高城	島田商店	松島町高城字西柳 14											●						
高城	佐々木布団店	松島町高城字町 36											●						
高城	パレス松洲	松島町高城字浜 38	●																
高城	医療法人友仁会松島病院	松島町高城字浜 1-26	●																
松島	小松館好風亭	松島町松島字仙随 35-2	●																
幡谷	鶴田川沿岸土地改良区	松島町幡谷字検行裏 157		●															
幡谷	鶴田川沿岸土地改良区	松島町幡谷字西品井沼 20-1		●															
幡谷	鶴田川沿岸土地改良区	松島町幡谷字岩下 90		●															
幡谷	松崎精麦(株)	松島町幡谷字原ヶ沢 15		●															
磯崎	サンフレッシュ松島	松島町磯崎字東原 1		●															
手樽	サイトウ水門	松島町手樽字荒田 17-8	●																

資料7-5 廃棄物処理施設等一覧

廃棄物処理施設等一覧

区分	施設名	管理者	処理能力	処理方法	所在地
廃棄物 処理	ごみ焼却施設	宮城東部衛生処理 組合管理者	180t/日	全連続燃焼式焼却炉	宮城郡利府 町加瀬字新 船岡5番地
	粗大ごみ処理施設	宮城東部衛生処理 組合管理者	30 t /5 h	乾式回転式	
	リサイクル 選別施設 (資源化施設)	宮城東部衛生処理 組合管理者	ビン・缶 30 t /5 h	手選別・機械選別併設	
			ペットボトル 1.5 t /5 h	ペットボトル減溶圧縮 機	
			プラスチック 10 t /5 h	その他プラスチック製 容器包装選別減容機	
	森郷埋め立て地	宮城東部衛生処理 組合管理者	—	埋め立て・覆土	宮城郡利府 町森郷字内 ノ目北地内
し尿 処理	塩釜地区環境セン ター	塩釜地区 消防事務組合	95kl/日	高負荷脱窒素処理方式	塩釜市字伊 母石 2-98

名 称	責任者	ゴミ収集車	汲み取り車	その他
協業組合松島清掃公社	理事長	10	7	5
内海運送	代表取締役	3	0	2

資料7-6 町内災害廃棄物一時保管所

町内災害廃棄物一時保管所

No.	名称	所在地	規模 (㎡)	備考
1	松島町民グラウ ンド	松島町磯崎字浜 1-2	12,300	

資料：松島町資料

資料7-7 指定文化財一覧

指定文化財一覧

指定区分	種別		No.	名称	員数	所有者	指定年月日
国	有形	建造物	1	国宝・瑞巖寺本堂 (付属御成玄関)	1棟	瑞巖寺	S28・3・31
			2	国宝・瑞巖寺庫裡及び廊下	2棟	瑞巖寺	S34・6・27
			3	重文・瑞巖寺御成門	1棟	瑞巖寺	S31・6・28
			4	重文・瑞巖寺中門	1棟	瑞巖寺	S31・6・28
			5	重文・瑞巖寺五大堂	1棟	瑞巖寺	S37・6・21
			6	重文・圓通院靈屋	1棟	圓通院	S60・5・18
			7	重文・陽徳院靈屋	1棟	瑞巖寺	H24・7・9
		絵画	8	重文・観瀾亭障壁画	21面	松島町	S55・6・6
			9	重文・瑞巖寺本堂障壁画	161面	瑞巖寺	S55・6・6
		工芸品	10	重文・雲版	1面	瑞巖寺	S30・2・2
		書跡	11	重文・奥州御島頼賢碑	1基	瑞巖寺	S30・6・22
		彫刻	12	重文・木造五大明王像	5軀	瑞巖寺	H7・6・15
	記念物	名勝	13	特別名勝・松島	—	—	S27・11・22
		史跡	14	史跡・西の浜貝塚	—	松島町	S49・7・2
県	有形	建造物	1	観瀾亭	1棟	松島町	S28・3・3
			2	日吉山王神社本殿	1棟	日吉山王神社	S46・3・2
			3	瑞巖寺総門	1棟	瑞巖寺	S55・8・1
		絵画	4	仏涅槃図	1幅	瑞巖寺	H2・4・27
			5	釈迦説法図	1幅	瑞巖寺	H2・4・27
			6	性西法身像	1幅	瑞巖寺	H2・4・27
			7	蘭溪道隆像	1幅	瑞巖寺	H2・4・27
			8	明極聡愚像	1幅	瑞巖寺	H2・4・27
			9	仙台城本丸広間障壁画(鳳凰図)	1隻	松島町	H5・12・24
		工芸品	10	脇差	1口	瑞巖寺	S51・3・29
			11	梵鐘	1口	大仰寺	S36・4・1
			12	銅鐘	1口	瑞巖寺	S37・6・28
		彫刻	13	木造伊達政宗倚像	1軀	瑞巖寺	H2・4・27
	記念物	天然記念物	14	瑞巖寺の臥龍梅(紅白)	2本	瑞巖寺	H9・5・9
町	有形	建造物	1	圓通院山門	1棟	圓通院	S45・10・1
			2	初原天神社厨子	1棟	天神社	S45・10・1
			3	陽徳院山門	1棟	瑞巖寺	S45・10・1
			4	圓通院本堂大悲亭	1棟	圓通院	S47・6・27
			5	水主町の民家	1棟	瑞巖寺	S47・6・27
			6	解脱院	1棟	瑞巖寺	S47・6・27
			7	三聖堂	1棟	瑞巖寺	S53・7・15
			8	富山観音堂	1棟	大仰寺	H21・8・3
			9	富山仁王門	1棟	大仰寺	H21・8・3
			10	観月楼附旅籠としての記録類	1棟	(株)大宮司	H25・4・24

指定区分	種別		No.	名称	員数	所有者	指定年月日
町	有形	絵画	11	松島真景図	1幅	松島町	S45・10・1
			12	伊達政宗像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			13	伊達忠宗像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			14	伊達綱宗像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			15	伊達綱村像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			16	伊達吉村像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			17	伊達宗村像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			18	伊達重村像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			19	伊達斉村像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			20	伊達周宗像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			21	伊達斉宗像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			22	伊達斉義像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			23	伊達斉邦像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			24	伊達光宗像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			25	天麟院五郎八姫像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			26	雲居希膺像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			27	洞水東初像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			28	夢庵如幻像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			29	出山釈迦・猪頭和尚・蜷子和尚図	3幅	瑞巖寺	H2・4・6
			30	白衣観音図	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			31	絵馬	2面	瑞巖寺	H2・4・6
			32	陽徳院田村氏像	1幅	瑞巖寺	H2・4・6
			33	大仰寺開山洞水禅師画像	1幅	大仰寺	H7・9・29
			34	仙台領内絵図	1幅	郡山 侃	H7・9・29
			35	木造聖観音立像	1軀	瑞巖寺	S45・10・1
			36	聖観世音菩薩坐像	1軀	圓通院	S47・6・27
			37	釈迦如来坐像	1軀	天麟院	S47・6・27
			38	地藏菩薩半迦像	1軀	瑞巖寺	S47・6・27
			39	陽徳院田村氏像	1軀	瑞巖寺	H2・4・6
			40	天麟院五郎八姫像	1軀	瑞巖寺	H2・4・6
			41	神馬像	1軀	日吉山王神社	H7・9・29
			42	狛犬像	2軀	日吉山王神社	H7・9・29
			43	古面(猿面)	3面	日吉山王神社	H7・9・29
			44	三猿像	3軀	日吉山王神社	H7・9・29
	45	薬師如来坐像	1軀	日吉山王神社	H7・9・29		
	46	地藏菩薩立像	1軀	日吉山王神社	H7・9・29		
	47	法身性西倚像	1軀	瑞巖寺	H22・3・29		
	48	雲居希膺倚像	1軀	瑞巖寺	H22・3・29		
	49	洞水東初倚像	1軀	瑞巖寺	H22・3・29		
	50	木造不動明王立像二童子像	3軀	瑞巖寺	H22・3・29		
	51	坂上田村麻呂像	1軀	大仰寺	H25・4・1		
	52	伊達光宗騎馬像及び 神将形立像・千手観音像	9軀	圓通院	H25・4・1		

指定区分	種別		No.	名称	員数	所有者	指定年月日		
町	有形	工芸品	53	殿鐘	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			54	水晶五輪仏舎利塔	1基	瑞巖寺	H2・4・6		
			55	唐銅製多宝塔	1基	瑞巖寺	H2・4・6		
			56	火鈴	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			57	孔雀丸船額	1点	瑞巖寺	H2・4・6		
			58	禾目天目茶碗	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			59	赤楽茶碗	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			60	御本茶碗	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			61	茶碗	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			62	葉茶壺	1口	瑞巖寺	H2・4・6		
			63	金襴付浅葱色麻袈裟	1肩	瑞巖寺	H2・4・6		
			64	紫衣	1領	瑞巖寺	H2・4・6		
			65	鉄如意	1握	瑞巖寺	H2・4・6		
			66	伊達家歴代藩主位牌	12基	瑞巖寺	H2・4・6		
			67	磯崎の契約講一式	130点	磯崎緑松会	H7・9・29		
				書跡・典籍・古文書	68	雲居希膺墨跡	27幅	瑞巖寺	H2・4・6
					69	往生要歌板木一組	5枚	瑞巖寺	H2・4・6
		70	松島円福寺寺領同寺用米証状注文外		2幅	瑞巖寺	H2・4・6		
		71	伊達政宗和歌懐紙		1幅	瑞巖寺	H2・4・6		
		72	留守政景所役免除状		1幅	瑞巖寺	H2・4・6		
		73	天台由緒記		1巻	瑞巖寺	H2・4・6		
		74	龍山三開祖伝		1冊	瑞巖寺	H2・4・6		
		75	松島諸勝記		1冊	瑞巖寺	H2・4・6		
		76	慈光不昧禅師号繪旨		1幅	瑞巖寺	H2・4・6		
		77	大悲円満国師号宸翰		1幅	瑞巖寺	H2・4・6		
		78	御船歌集		1冊	瑞巖寺	H7・9・29		
		79	松島御仮屋守文書		3冊	瑞巖寺	H10・12・25		
		記念物	史跡		80	文永紀年の供養塔	1基	不詳	H7・9・29
				81	覚満禅師墓碑「付・防火石」	1基	圓通院	H7・9・29	
				82	圓通院洞窟	7基	圓通院	S47・6・27	
	83			天麟院洞窟	5基	天麟院	S47・6・27		
	84			松島明神跡	—	紫神社	S53・7・15		
	85			品井沼潜穴	—	松島町	S53・7・15		
	天然記念物		86	瑞巖寺老杉	1本	瑞巖寺	S45・12・1		
			87	瑞巖寺老杉	1本	瑞巖寺	S45・12・1		
			88	瑞巖寺老杉	1本	瑞巖寺	S45・12・1		
			89	瑞巖寺老杉	1本	瑞巖寺	S45・12・1		
			90	陽徳院・高野まき	1本	瑞巖寺	S45・12・1		
			91	天麟院・はりもみ	1本	天麟院	S45・12・1		

指定区分	種別		No.	名 称	員数	所有者	指定年月日
町	記念物	天然記念物	92	富山・しろいたもみ	1本	大仰寺	S45・12・1
			93	富山・杉	1本	大仰寺	S45・12・1
			94	西行戻しの松	1本	松島町	S45・12・1
			95	扇谷・混合雑木林	3.7a	宮城県	S45・12・1
			96	いぶきびやくしん	1本	及川 寿子	S45・12・1
			97	蒜沢阿弥陀堂境内・銀杏	1本	阿部清一他	S45・12・1
			98	松島せつこく	—	瑞巖寺他	H7・9・29

資料：松島町資料

資料7-8 食糧・飲料水等備蓄一覧

食糧・飲料水等備蓄一覧

品目		備蓄量	備考
食糧	乾パン	2,000食	
	アルファ米	10,000食	
	ビスケット	10,000食	
飲料水		14,000本	500ml
懐中電灯		100個	
毛布		4,000枚	
テント		40張	
トイレ		2	簡易型
浄水装置		7基	
被服		3,120枚	フリース
医薬品セット		12セット	

資料：松島町

資料7-9 救命ボート保有状況

救命ボート保有状況

	ボートの種類	数量	材質	定員数
松島町	船外機付ボート	3	ゴム	5
	水上バイク	1	FRP	3
塩釜地区消防事務組合消防本部	船外機付ボート	6	ゴム	5
	手漕ぎ式ボート	3	アルミ	8

資料：松島町・塩釜地区消防事務組合(R2.4.1現在)

資料8 様式関係

資料8-1 公用令書・台帳・申請書等様式

公用令書・台帳・申請書等様式

様式第1号の1

公 用 (保 管) 令 書

公 用 令 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">保 管</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	保 管	第 号	年 月 日													
保 管	第 号																
年 月 日																	
住 所 (所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称)																	
宮城県知事 印																	
災害救助法第26条の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">物 資 の 種 類</th> <th style="width: 17%;">数 量</th> <th style="width: 33%;">所 在 の 場 所</th> <th style="width: 17%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間												
物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間														
-----切-----取-----線-----																	
受 領 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">保 管</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>	保 管	第 号														
保 管	第 号																
公 用 令 書 上記の令書を受領しました。																	
年 月 日																	
宮城県知事 様																	
住 所 (所在地) 氏 名 印 (法人その他の団体にあつては、その名称)																	

様式第1号の2

公 用 (収 用) 令 書

公 用 令 書

管 理 第 号

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

宮城県知事

印

災害救助法第26条の規定に基づき、次の物資を収用する。

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

切 取 線

受 領 書

収 用 第 号

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、その名称)

様式第 1 号の 3

公 用 (管 理) 令 書

公 用 令 書

管 理	第 号
-----	-----

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

宮城県知事

印

災害救助法第 26 条の規定に基づき、次の施設を管理する。

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	期 間

切 取 線

受 領 書

管 理	第 号
-----	-----

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、その名称)

様式第1号の4

公 用 (使 用) 令 書

公 用 令 書

使用 (土地、家屋) 第 号
物資

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

宮城県知事



災害救助法第26条の規定に基づき、土地、家屋、物資を使用する。

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 間	引 渡 時 期
土 地						
家 屋						
物 資						

切 取 線

受 領 書

使用 (土地、家屋) 第 号
物資

公 用 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名



(法人その他の団体にあつては、その名称)

様式第 2 号

公 用 変 更 令 書

公 用 変 更 令 書

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称)

宮城県知事

印

災害救助法第 26 条の規定に基づく 公用令書を次のとおり変更したので、
災害救助法施行規則第 1 条第 4 項の規定により、これをを交付する

物資の種類	数 量	所在の場所	期 間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書に記載の欄を設けること。)

切 取 線

受 領 書

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

上記の令書を受領しました。

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、その名称)

様式第3号

公 用 取 消 令 書

公 用 取 消 令 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">公用取消令書 発 付 番 号</td> <td style="width: 30%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>公用令書発付 番 号 年 月 日</td> <td>第 号 年 月 日</td> </tr> </table>	公用取消令書 発 付 番 号	第 号	公用令書発付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日
公用取消令書 発 付 番 号	第 号				
公用令書発付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日				
住 所 (所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称)	宮城県知事 印 災害救助法第 26 条の規定に基づく を必要がなくなつたので、災害救助法施行規則第 1 条第 5 項の規定により、これを交付する。				
----- 切 取 線 -----					
受 領 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">公用取消令書 発 付 番 号</td> <td style="width: 30%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>公用令書発付 番 号 年 月 日</td> <td>第 号 年 月 日</td> </tr> </table>	公用取消令書 発 付 番 号	第 号	公用令書発付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日
公用取消令書 発 付 番 号	第 号				
公用令書発付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日				
公 用 取 消 令 書 上記の令書を受しました。	年 月 日 宮城県知事 様 住 所 (所在地) 氏 名 印 (法人その他の団体にあつては、その名称)				

様式第4号

強 制 物 件 台 帳

強 制 物 件 台 帳

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

所有者 住 所
氏 名

占有者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、その所在地及び名称)

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考(変更理由、その他)
公用 令書 の 内容								
変更 事項 及び その 理由								
取消理由								
損 失 補 償 欄	種 類	請 求 額	請 求 者	補 償 額	補 年 月 日	償 日	備 考	

様式第5号

受 領 調 書

受 領 調 書

災害救助法第26条の規定に基づき、収用(使用)する物資を次のとおり受領した。
よって、受領調書を作成し、各一通所持するものとする。

年 月 日

宮城県事務(技術)吏員

受領者 氏 名

印

物資所有者(又は占有者)

立合人 氏 名

印

- 1 受領した都道府県名 宮城県
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日 年 月 日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

様式第 6 号

損 失 補 償 請 求 書

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名



(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

損失の補償について(請求)

次のとおり災害救助法の規定による損失の補償を請求します。

- 1 補償請求額 金 円
内 訳 別紙の損失補償額算出明細書及び受領調書写しのとおり
- 2 補償請求の事由

様式第7号

(昭37規則52・一部改正)

従事令書 (表面)

従事令書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公用令書 発付番号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>	公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号	第 号		
住所	年 月 日		
職業 氏名			
年 月 日生			
(法人その他の団体にあつては、その名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地)			
宮城県知事	印		
災害救助法第24条の規定に基づき、次のとおり救助に関する業務に従事することを命ずる。			
従事すべき救助業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
出頭すべき日時及び場所			
(法人その他の団体にあつては、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。)			
-----切取線-----			
受領書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公用令書 発付番号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>	公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号	第 号		
従事令書 上記の令書を受領しました。			
年 月 日 午 前後	時 分		
宮城県知事 様			
住所 (所在地) 氏名	印		
(法人その他の団体にあつては、その名称)			

(裏 面)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該吏員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者は、負傷又は疾病により指定の日時に出頭し難い場合は、医師の診断書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他やむを得ない事情により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。
ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。

様式第8号

従 事 取 消 令 書

従 事 取 消 令 書	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">公用取消 令書番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">公用令書 発付番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号 年 月 日</td> </tr> </table>	公用取消 令書番号	第 号	公用令書 発付番号	第 号 年 月 日
公用取消 令書番号	第 号				
公用令書 発付番号	第 号 年 月 日				
年 月 日					
住 所 (所在地) 職 業 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称)					
宮城県知事 印					
災害救助法第24条の規定に基づく従事令書を取り消したので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定により本令書を交付する。					
-----切-----取-----線-----					
受 領 書	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">公用取消 令書番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">公用令書 発付番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号 年 月 日</td> </tr> </table>	公用取消 令書番号	第 号	公用令書 発付番号	第 号 年 月 日
公用取消 令書番号	第 号				
公用令書 発付番号	第 号 年 月 日				
従 事 取 消 令 書 上記の令書を受領しました。					
年 月 日 午前 時 分 午後					
宮城県知事 様					
住 所 (所在地) 氏 名 印					
(法人その他の団体にあつては、その名称)					

様式第9号

救助従事者台帳

救助従事者台帳		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">公用令書 発付番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">公用令書 発付年月</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>		公用令書 発付番号	第 号	公用令書 発付年月	年 月 日
公用令書 発付番号	第 号						
公用令書 発付年月	年 月 日						
住所 職業 氏名		年 月 日生					
従事すべき救助事務							
従事すべき場所							
従事すべき期間							
出頭すべき場所							
出頭すべき日時							
従事令書取消理由							
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時							
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
備 考							
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考		
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金 額	支 給 年 月 日	備 考			

様式第 10 号

実 費 弁 償 請 求 書

公用令書 発付番号	第	号
公用令書 発付年月	年	月 日

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

(所在地)

職 業 氏 名

印

実費の弁償について(請求)

次のとおり災害救助法の規定による実費の弁償を請求します。

1 実費弁償請求額 金 円

内 訳 別紙明細書のとおり

2 実費弁償請求の事実

(1) 従事した業務

(2) 従事した期間

(3) 従事した場所

様式第 11 号 (第 10 条関係)

(昭 49 規則 51・平 12 規則 103・一部改正)

1 頁

災害救助法第27条の規定による立入
検査

証票

2 頁

第 号

所 属
職 名
氏 名

年 月 日交付

宮城県知事 印

3 頁

災害救助法第27条

(条文挿入)

4 頁

注 意
1 この証票は、他人に貸与し、又は
譲渡してはならない。
2 この証票は、年 月 日
まで有効とする。
3 この証票は、有効期間が経過した
とき、又は不用になったときは、す
みやかに返還しなければならない。

様式第 12 号

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

宮城県知事 様

住 所

氏 名

印

療養(休業、障害、遺族、葬祭、打切)扶助金の
支給について(申請)

次のとおり災害救助法の規定による 扶助金の支給について、関係書類を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公 用 令 書 番 号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

様式第 12 号の 2

(平 12 規則 190・追加)

年 月 日 番号

市町村長 様

宮城県知事

印

災害救助法による救助に関する事務の一部を
市町村長が行うこととすることについて(通知)

平成 年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法第 30 条第 1 項の規定に基づき、次の救助に関する事務については、次の期間において貴職が行うこととしましたので通知します。

1 事務の内容

2 期間

様式第 13 号

(昭 49 規則 47・追加、平元規則 20・平 14 規則 9・一部改正)

年度災害救助費繰替支弁金弁償申請書

年 月 日

宮城県知事 様

市長村長

印

繰替支弁金の払戻しについて(請求)

このことについて、下記により災害救助費繰替支弁金を弁償されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 申請金額 金 円
 ただし 年 月 日 における災害救助法の規定に基づき救助費(扶助期間 年 月 日から 年 月 日まで)繰替費用支出内訳書及び別紙証拠書のとおり

2 支給内訳書

費 用 単 価	人 員 数	金 額	備 考

- (注) 1 単価を異にするときは、別行としてください。
 2 備考には、実施した年月日、実人員、延人員を記入してください。

資料8-2 災害派遣要請依頼書様式

災害派遣要請依頼書様式

宮城県知事

様

文書番号

年

月

日

松島町長

印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - (2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項
 - (1) 連絡場所及び連絡責任者

5. 要請日時
年 月 日 時 分

資料8-3 災害派遣撤収要請依頼書様式

災害派遣撤収要請依頼書様式

宮城県知事

様

文書番号

年

月

日

松島町長

印

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収を要請する事由

2. 任務完了（予定）日時

年 月 日 時 分

3. 撤収要請日時

年 月 日 時 分

4. その他必要な事項

資料8-4 緊急輸送要請簿

緊急輸送要請簿

緊急患者輸送要請処理簿					
患者氏名				性別	男 女
生年月日	M T S H・R	年	月	日	満 才
住 所					
職 業			傷病名		
発病（負傷） 経 過					
現在の容態					
受入れ先病院及び搬送手段					
輸送希望区間	自		至		
そ の 他	搭乗者の血液型（ ） 搭載機材（ ）				
医 師	氏 名			性 別	男 女
	生 年 月 日	M T S	年	月	日 満 才
	住 所・所 属				
看 護 師	氏 名				
	生 年 月 日	M T S	年	月	日 満 才
	住 所・所 属				
添 乗 者	住 所			続 柄	
	生 年 月 日	M T S	年	月	日 満 才
	職 業				
	住 所			続 柄	
	生 年 月 日	M T S	年	月	日 満 才
	職 業				
	住 所			続 柄	
	生 年 月 日	M T S	年	月	日 満 才
職 業					

資料8-5 参集時被害確認メモ

参集時被害確認メモ

記入者：

被害地点 被害状況	場所	場所	場所
	日時	日時	日時
人的被害			
住家被害			
道路被害			
橋梁被害			
河川被害			
海岸被害			
崖くずれ			
水道被害			
電気被害			
電話被害			
鉄道被害			
ガス被害			
公共施設			
農業施設			
その他 (処理・対応 状況など)			

※ 参集途上にて情報の収集した内容を記入し本部に報告をお願いします。

資料9 復旧・復興関係

資料9-1

災害援護資金の貸付

- 実施主体 市町村
- 対象災害 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- 貸付対象者 上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- 貸付限度額

①世帯主(主たる生計維持者)の1か月以上の負傷	150万円	—250万円	—270万円 (350)	—350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250)			
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居の全体が滅失・流失	350万円			

※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は () の額

○所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	2 2 0 万円
2 人	4 3 0 万円
3 人	6 2 0 万円
4 人	7 3 0 万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	

- 利 率 年3% (据置期間中は無利子)
- 据置期間 3年 (特別の事情がある場合は5年)
- 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- 償還方法 年賦又は半年賦(元利均等償還)

資料9-2 母子及び寡婦福祉資金貸付一覧表

母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

平成22年4月1日から適用（令和2年4月1日現在）

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	備考
事業開始	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	3,030,000円 母子福祉団体4,260,000円	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
事業継続	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	1,520,000円 母子福祉団体1,520,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
修学	母子家庭の母が扶 養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	別表1及び2のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校（一般 課程）の場合は5 年以内償還
技能習得	母子家庭の母 寡婦	〔一般〕月額 68,000円 〔特別〕一括 816,000円 * 特別 460,000円	技能習得期間中 5年以内	技能習得後1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	*自動車運転免 許の習得に係 るもの
修業	母子家庭の母が扶 養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する	月額 68,000円 * 特別 460,000円	知識技能の習得期 間中 5年以内	知識技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子	*自動車運転免 許の習得に係 るもの
就職支度	母子家庭の母又は 児童 父母のない児童 寡婦	一般 100,000円 * 特別 320,000円	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	親に係る貸 付無利子又 は年1.0% 児童に係る 貸付無利子	*通勤のための 自動車購入が 認められる場 合（自動車購 入分は 220,000円を 限度とする）
医療介護	母子家庭の母又は 児童（介護の場合 は児童を除く） 寡婦	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	—	医療介護期間満 了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	
生活	母子家庭の母 寡婦	一般 月額 105,000円 （養育費取得に係る裁判費用に ついては、一括貸付上限額 1,260,000円、生活安定貸付 期間中の合計貸付額 2,520,000円、 生計中心者でない場合 70,000円 技能 月額 141,000円	技能習得期間中3 年以内、医療又は 介護を受けている 期間1年以内、離職 した日から1年以 内、配偶者のいな い女子となってい たら7年未満。	技能習得、医療又 は介護終了後若 しくは生活安定 医療、介護、失業 貸付又は失業貸 付期間満了後 6か月間	技能習得 10年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内	無利子 又は 年1.0%	
住宅	母子家庭の母 寡婦	1,500,000円 特別 2,000,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
転宅	母子家庭の母 寡婦	260,000円	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	
就学支度	母子家庭の母が扶 養する児童 寡婦が扶養する子	別表3のとおり	—	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業 5年以内	無利子	専修学校（一般 課程）及び修業 施設に係る場合 は5年以内で償 還
結婚	母子家庭の母 寡婦	300,000円	—	貸付の目から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	

- 注1) 事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利1.5%。修学、修業、就職支度及び就学支度資金については、連帯保証人が必要。
- 注2) 申請には申請書以外の書類（所得証明書、家計費内訳書等）が必要。なお、貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定。
- 注3) 申請から貸付までには一定の期間が必要となるので、早めに各事務所の母子・障害班へ相談が必要。
- 注4) 償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法による。また、繰上償還も可能。

別表1 [修学資金（一般分）の貸付限度額]

(単位：月額・円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
大 学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000	
専修学校(一般課程)			51,000	51,000			

別表2 [修学資金(特別分)の貸付限度額] (修学に直接必要な経費が別表1の額を超える場合のみ対象)

(単位：月額・円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
専修学校(一般課程)			51,000	51,000			

別表3 [就学支度資金]

(単位：円)

学校種別		貸付金額	学校種別		貸付金額	
小学校		64,300	大 学 短 期 大 学 専修学校(専門課程)	自 宅	国公立	410,000
中学校		81,000			私立	580,000
高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	自 宅	国公立	修 業 施 設 (中学卒業者)	自宅外	国公立	420,000
		私立			私立	590,000
	自宅外	国公立	修 業 施 設 (高校卒業者)	自 宅	150,000	
		私立		自宅外	160,000	
				自 宅	272,000	
				自宅外	282,000	

資料9-3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金

○実施主体 市町村

○対象災害 自然災害

- ・ 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

○受給遺族 ①配偶者、子、父母、孫、祖父母

②死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹

(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

○支給額 ①生計維持者が死亡した場合 500万円

②その他の者が死亡した場合 250万円

2 災害障害見舞金

○実施主体 市町村

○対象災害 1に同じ

○受給 上記災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者

○支給額 ①生計維持者 250万円

②その他の者 125万円

資料9-4 中小企業への融資制度

中小企業への融資制度（間接融資）

間接融資とは、県が貸付原資の一部を取扱機関に預託し、それに取扱金融機関の資金を加え融資枠を設定し、定められた融資条件の範囲内で取扱金融機関の判断に基づき融資が行われるものであり、融資に当たっては、金融機関及び県信用保証協会における審査が必要となる。

令和2年4月1日現在

融資制度名		融資対象者	融資限度	利率 (年率)	期間 (据置)
中小企業経営安定資金	一般資金	次のいずれかの中小企業者 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業 8,000万円	1年以内 年1.5% 1年超 年1.90%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)
	災害復旧対策資金	知事の指定する災害により被害を受けた次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年の同月の売上高に比して10%以上減少しているもの (知事、市町村長又は商工会議所会頭・商工会会長の認定を受けたもの)	一企業 5,000万円 (ただし、一企業 2億8,000万円 まで)	年1.6% 以内 災害関係保証適用 の場合1.55%	運転・設備 10年以内 (2年以内)
	小口事業資金	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第6号に定める小規模企業者 商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇	一事業者 2,000万円	1年以内 年1.45% 1年超 年1.85% セーフティネット5号、7号、8号認定の場合年1.3%	運転・設備 7年以内 (1年以内)

資料9-5 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

令和2年4月1日現在

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
農業関係資金	スーパーL資金 農業経営基盤強化資金(公庫資金)	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	認定農業者 ※個人の場合、簿記記帳を行っている者又は今後簿記記帳を行う者に限る。	0.16% ～0.20%	・個人3億円 (特認6億円) ・法人10億円 (特認20億円) (一定の場合30億円) 融資率100% その他諸条件あり	25(10)年以内
	農林漁業セーフティネット資金	経営の維持安定に必要な長期運転資金等ただし、以下のいずれかの状況にあるものに限る。 (1) 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)に伴う経営の再建費用 (2) 法令に基づく処分等による経済的損失 (3) 次に挙げる社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化 ・粗収益の減少や所得率の悪化 ・売掛金等債権の回収条件、売掛金等債務の支払い条件の悪化 ・取引先金融機関の業務停止や貸し渋りなどの影響による資金繰りの悪化 ・一時的な農産物価格の低下や資材高騰など、社会的な要因による経営の悪化 ・農産物の販売先、資材の仕入れ先の倒産 (1)による借り入れには、市町村長が発行する被災証明が必要。	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農業経営開始後3年以内の者 ・農業所得が総所得(法人は売上高)の過半を占めている者又は粗収益200万円以上(法人は1,000万円以上)である者。 ・一定要件を満たす農業を営む任意団体	0.16%	600万円 (特認年間経費等6ヶ月分相当額) ※特認は簿記記帳を行っている者について経営規模等から引き上げが必要と認められる場合	10(3)年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
農業関係資金	農林漁業施設資金(公庫資金)	(1)農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農産物直売施設、滞在型農園施設等(アグリビジネス強化:スーパーW)	アグリビジネス法人(認定農業者の出資が過半であり、推進会議の認定を受けた法人)	0.20%	資率80% 特例90%	25(5)年又は10年(3)年以内
		(2)災害により被災した農業用施設、農機具、運搬用機具等の復旧 果樹の改植、補植(災害復旧)	農業を営む個人、法人	0.16 ~0.30%	融資率80% ただし、1施設当たり300万円(特認 600万円)	15(3)年又は25(10)年
		(3)①新技術の導入、経営の複合化等により生産性の向上などを図るもの ②主産地形成や産地の銘柄の確立など地域の産業振興に寄与するもの など、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業における施設及び農機具の改良、造成又は取得(特別振興事業)	最新の技術又は経営方式を導入する事業等を行う者	0.30 ~0.45%	融資率80%	15(3)年又は10(3)年

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
漁業関係資金	漁業経営維持安定資金	漁業の経済的諸条件の著しい変動, 漁業をとりまく国際環境の変化等により経営が困難に陥っている中小漁業者に対し, その経営の再建を図るために固定化債務の整理に必要な資金を融通。		沿岸 0.20% 遠洋 0.70%	・ 養殖業 4,000万円 ・ 定置漁業 大型 8,000万円 小型 4,000万円 他漁船漁業等あり ・ その他特に認められた額	10年(3年) (特認15年)
	農林漁業セーフティネット資金(公庫資金)	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金	1 経営改善計画の認定を受けている農林漁業者 2 農林漁業所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が200万円以上の個人 農林漁業の売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が1000万円以上の法人	0.45 ~0.55%	600万円以内 (特認) 年間経営費の12分の3以内 (簿記記帳を行っていること。)	10(3)年以内

○ 経営資金等の融通

農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められた場合において、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置を講ずる。

し、つなぎ資金の融通の依頼、その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

天災融資制度の概要

1. 根拠法

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭30法136)

2. 法律の発動

天災による農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、必要事項を定めた政令を制定し発動(法第2条)

具体的には、被害の規模、広がり、深さ、資金需要等を総合的に勘案し判断

3. 対象者(借受資格者)

農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額10%以上の被害を受けた者で、市町村長の認定を受けた者

4. 貸付条件

- 貸付利率：法発動の都度決定
- 貸付限度額：個人200万円(北海道は350万円)、法人2,000万円ほか
- 貸付期間(償還期限)：3～6年
- 資金使途：種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金

5. 助成内容

市町村又は都道府県が金融機関(農協、銀行等)に対して、利子補給又は利子補給補助を行った場合、国は都道府県に対し利子補給補助を実施

6. 激甚災害法との関係

激甚災害として指定された場合、以下の特例を適用(激甚災害法第8条)

① 貸付限度額の引上げ：200万円 → 250万円

② 貸付期間の延長：3～6年 → 4～7年

激甚災害の指定にあたっては、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」を満たす場合に政令指定

資料 10 原子力災害対策関係

資料 10-1 運用上の介入レベル(OIL)

運用上の介入レベル (OIL)

	基準の種類	基準の概要		初期設定値※ ¹	
		防護措置の概要			
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β 線：40,000cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	
		避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。		β 線：13,000cpm※ ³ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁴ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 μ Sv/h※ ⁵ (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁶
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値。

※² 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。

※³ 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm²の検出器を利用した場合の計数率

※⁴ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※⁵ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※⁶ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

資料編

目 次

資料 1 条例等	資-1
資料 1-1 松島町防災会議条例	資-1
資料 1-2 松島町災害対策本部条例	資-3
資料 1-3 災害対策本部組織図	資-5
資料 1-4 事務分掌内容	資-6
資料 1-4-1 事務分掌内容（災害対策）	資-6
資料 1-5 動員体制	資-9
資料 1-6 各対策の所管課一覧	資-11
資料 1-7 市町村被害状況報告要領	資-15
資料 1-8 災害救助法関係	資-24
資料 1-8-1 宮城県災害救助法施行規則	資-24
資料 1-8-2 災害救助の主な事務のあらまし	資-33
資料 1-8-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	資-35
資料 1-9 宮城県防災ヘリコプター関係	資-39
資料 1-9-1 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱	資-39
資料 1-9-2 宮城県防災ヘリコプター緊急運行要領	資-44
資料 1-9-3 防災ヘリコプター緊急運行基準	資-47
資料 2 協定等	資-49
資料 2-1 市町村間相互応援協定	資-49
資料 2-1-1 宮城「館」防災に関する相互応援協定	資-49
資料 2-1-2 宮城県市町村相互応援協定	資-51
資料 2-1-3 にかほ市との夫婦町災害支援相互協定	資-53
資料 2-1-4 滑川町との災害相互支援協定	資-55
資料 2-1-5 東松島市との災害相互応援協定	資-58
資料 2-1-6 武豊町との災害相互応援協定	資-60
資料 2-1-7 中山町との災害相互応援協定	資-63
資料 2-1-8 廿日市市及び宮津市との災害相互応援協定	資-65
資料 2-2 宮城県内航空消防応援協定	資-67
資料 2-3 団体・民間事業者等との協定等	資-72
資料 2-3-1 松島町災害対策業務に関する協定	資-72
資料 2-3-2 災害における応急生活物資供給等の協力に関する協定	資-74
資料 2-3-3 県及び町社会福祉協議会との 災害ボランティアセンター設置等に関する覚書	資-76

資料 2-3-4	町社会福祉協議会との災害ボランティアセンター 設置等に関する覚書……	資-78
資料 2-3-5	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書……	資-80
資料 2-3-6	電力設備災害復旧に関する協定……	資-83
資料 2-3-7	災害時における宿泊施設等の使用に関する協定……	資-86
資料 2-3-8	災害時における旅客船による 観光客輸送の確保に関する協定……	資-88
資料 2-3-9	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の 協力に関する協定……	資-90
資料 2-3-10	災害時における清涼飲料水供給に関する協定……	資-93
資料 2-3-11	災害時における緊急物資の輸送に関する協定……	資-95
資料 2-3-12	災害時における物資供給に関する協定……	資-98
資料 2-3-13	日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定……	資-100
資料 3	災害危険箇所等……	資-102
資料 3-1	土砂災害危険箇所等一覧……	資-102
資料 3-1-1	急傾斜地崩壊危険箇所……	資-102
資料 3-1-2	急傾斜地崩壊危険箇所……	資-104
資料 3-1-3	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面……	資-108
資料 3-1-4	土石流……	資-109
資料 3-1-5	土砂災害警戒区域等指定箇所……	資-110
資料 3-1-6	山地災害危険地……	資-118
資料 3-2	重要水防箇所等……	資-119
資料 3-2-1	重要水防箇所（国管轄）……	資-119
資料 3-2-2	重要水防箇所（県管轄）……	資-121
資料 3-3	海岸保全区域……	資-121
資料 3-4	防災重点ため池の「選定基準」及び「一覧表」……	資-122
資料 4	情報・広報関係……	資-123
資料 4-1	防災関係機関及び連絡窓口……	資-123
資料 4-2	災害広報文例集……	資-125
資料 4-3	気象警報等発表基準……	資-130

資料 4 - 4	気象庁震度階級関連解説表	資-131
資料 4 - 5	松島町防災行政無線整備状況	資-134
資料 5	避難関係	資-135
資料 5 - 1	指定避難所等一覧	資-135
資料 5 - 2	町内の社会福祉施設等一覧	資-138
資料 5 - 2 - 1	介護予防支援事業所	資-138
資料 5 - 2 - 2	介護予防サービス事業所	資-128
資料 5 - 2 - 3	居宅介護支援事業所	資-139
資料 5 - 2 - 4	居宅介護サービス事業所	資-140
資料 5 - 2 - 5	介護保険施設	資-141
資料 5 - 2 - 6	福祉用具貸与・販売所等	資-141
資料 5 - 2 - 7	医療機関	資-141
資料 5 - 2 - 8	学校教育施設	資-142
資料 5 - 2 - 9	児童福祉施設	資-142
資料 5 - 3	松島町津波避難計画（抜粋）	資-143
資料 5 - 4	町内の主な民間宿泊施設一覧	資-147
資料 6	自主防災組織等	資-148
資料 6 - 1	自主防災組織一覧	資-149
資料 6 - 2	町内のボランティア団体等一覧	資-149
資料 6 - 3	従事者の受入れ担当部署	資-149
資料 7	防災関連施設及び設備等	資-150
資料 7 - 1	消防力の現況	資-150
資料 7 - 1 - 1	塩釜地区広域行政事務組合消防職員数	資-150
資料 7 - 1 - 2	松島町消防団員数	資-150
資料 7 - 1 - 3	消防ポンプ自動車等現有数	資-151
資料 7 - 1 - 4	消防水利一覧	資-152
資料 7 - 2	水防倉庫及び資機材の状況	資-152
資料 7 - 3	町有車両の現況	資-153
資料 7 - 4	危険物施設一覧	資-155
資料 7 - 5	廃棄物処理施設等一覧	資-157
資料 7 - 6	町内災害廃棄物一時保管所	資-158
資料 7 - 7	指定文化財一覧	資-161
資料 7 - 8	食糧・飲料水等備蓄一覧	資-161
資料 7 - 9	救命ボート保有状況	資-161

資料 8 様式関係	資-162
資料 8-1 公用令書・台帳・申請書等様式.....	資-162
資料 8-2 災害派遣要請依頼書様式.....	資-180
資料 8-3 災害派遣撤収要請依頼様式.....	資-181
資料 8-4 緊急輸送要請簿.....	資-182
資料 8-5 参集時被害確認メモ.....	資-183
資料 9 復旧・復興関係	資-184
資料 9-1 災害援護資金の貸付.....	資-184
資料 9-2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表.....	資-185
資料 9-3 災害弔慰金・災害見舞金の支給.....	資-187
資料 9-4 中小企業への融資制度.....	資-188
資料 9-5 農林水産業の災害復興に係る制度資金一覧表.....	資-189
資料 10 原子力災害対策関係	資-193
資料 10-1 運用上の介入レベル (OIL)	資-193

令和 3 年 3 月 作成

松 島 町 地 域 防 災 計 画

編 集 発 行 松 島 町 防 災 会 議
(松島町総務課)
